本庄村史

歴史編

―神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ―

本庄村史

歴史編

―神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ―

北青木遺跡の銅鐸（神戸市教育委員会提供）
古代人が祈りを込めて埋めたそのままの状態で出土した。海浜部出土は全国的にも珍しい。

土器に書かれた「驛」の文字（神戸市教育委員会提供）
深江北町遺跡から出土した土器に墨で書かれていた「驛」の文字。古代の葦屋駅家の所在地が近辺にあることを強く推定させる貴重な証拠となった。

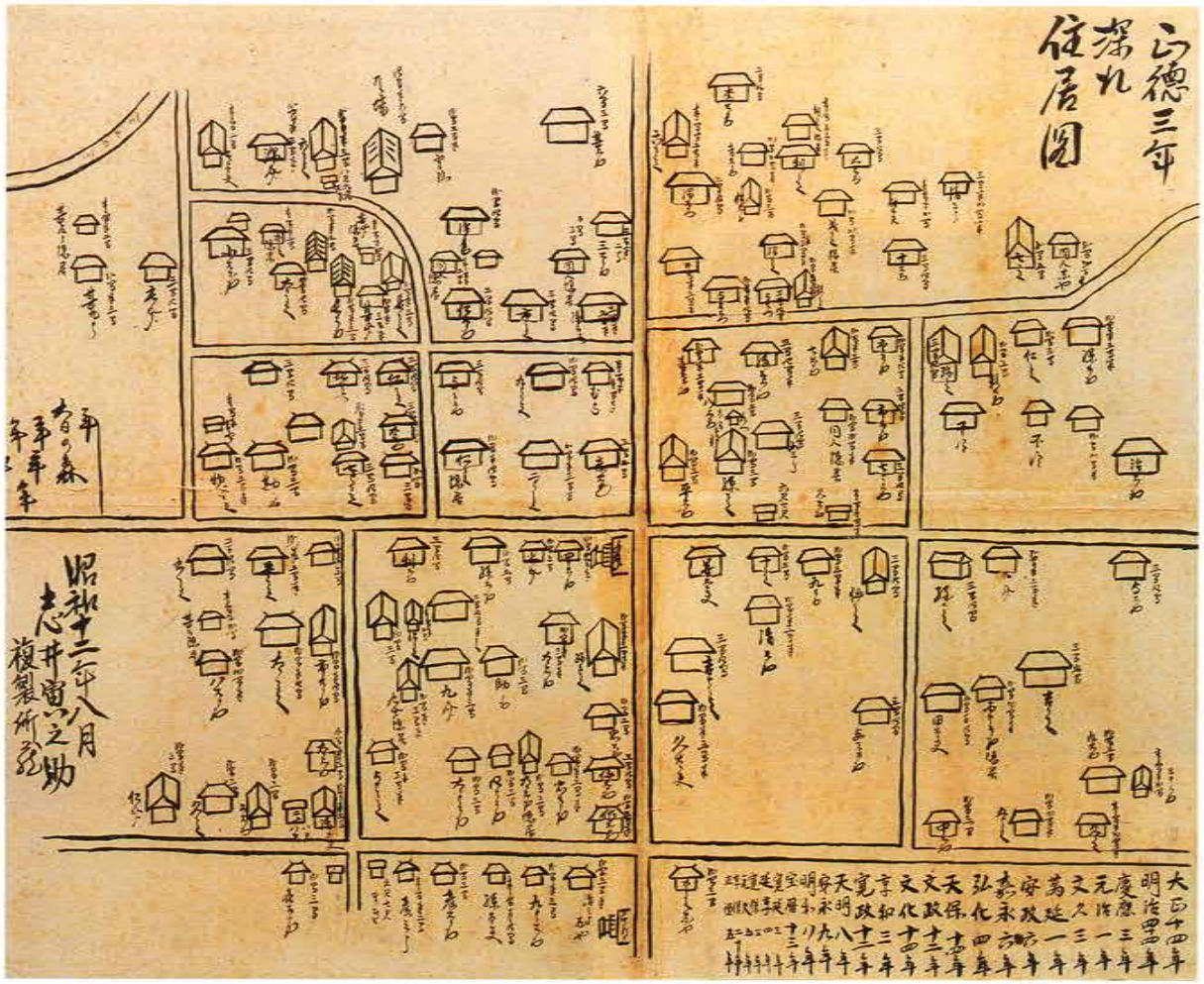

正徳三年（一七一三）の深江村住居図（神戸深江生活文化史料館蔵）
昭和十二年（一九三七）に深江の志井寅之助氏が筆写したもので、原本は不明。間口と奥行き、住居者を記すなど、三条村の元禄三年（一六九〇）絵図とよく似ている。

中国行程記に描かれた魚崎～芦屋間（山口県文書館蔵）

長州藩主毛利氏が江戸へ参勤交代する行程を描いたもので、明和元年（1764）頃完成といわれる。ただし魚崎を「東大木」と書いて東青木と混同したり、青木を「大海（ヲヽミ）」と書いたり、地名を聞き誤っている部分がある。

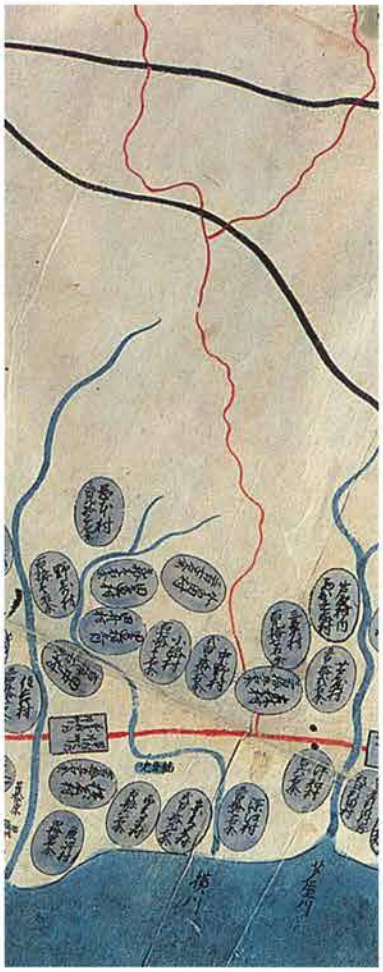

元禄国絵図（国立公文書館内閣文庫蔵）
江戸幕府が元禄十年（一六九七）に作成を命じた絵図。摂津では尼崎藩・三田藩・高槻藩が調査を担当した。一里を六寸で描き、郡ごとに村の色を変え、石高を記載する。

天保国絵図（国立公文書館内閣文庫蔵）
天保七年（一八三六）に江戸幕府が作成を命じた絵図。元禄絵図の写しが渡され、その変化を提出させて描いた。しかし修正は十分反映されておらず、元禄国絵図とよく似ている。

摂州菟原郡村々道筋川筋絵図（神戸大学文学部蔵御影村文書）
天保８年（1837）３月20日、天保国絵図の調査に対し菟原郡の村々が村絵図を持ち寄り、道筋や川筋などを描き、横屋村庄屋与左衛門が惣代として尼崎藩に提出した絵図の写し。海岸線の茶色部分は元禄国絵図作成以降、田畑や屋敷地に開発した部分。

寛延３年（1750）山論裁許絵図の集落部分（大仁四郎左衛門家文書）
本庄郷・芦屋庄・西宮社家の間で中世以来続いた山論が裁判によって決着した絵図。同じ絵図がそれぞれの当事者に渡された。写真は本庄郷に宛てた写しと思われる。中央が深江村、西に東青木村。青色が水路、赤色が街道。黒色が境界で傍示川が芦屋庄との境界になっており、境界には「御印」があった。

本庄と山路の山地境界条約絵図の集落部分（神戸深江生活文化史料館保管文書）
明治政府による地租改正で本庄と山路荘に属した村々の間で山野の境界紛争が起こり、明治12年（1879）に境界を定めた絵図。右下の黄色い部分が深江村、西側の緑色が青木村、さらに西側の肌色が西青木村。本庄と山路荘の境界は、青木村と西青木村の境界をまっすぐ北上する線に定められた。山の色も本庄山はやや淡い緑色、山路荘は深緑色になっている。

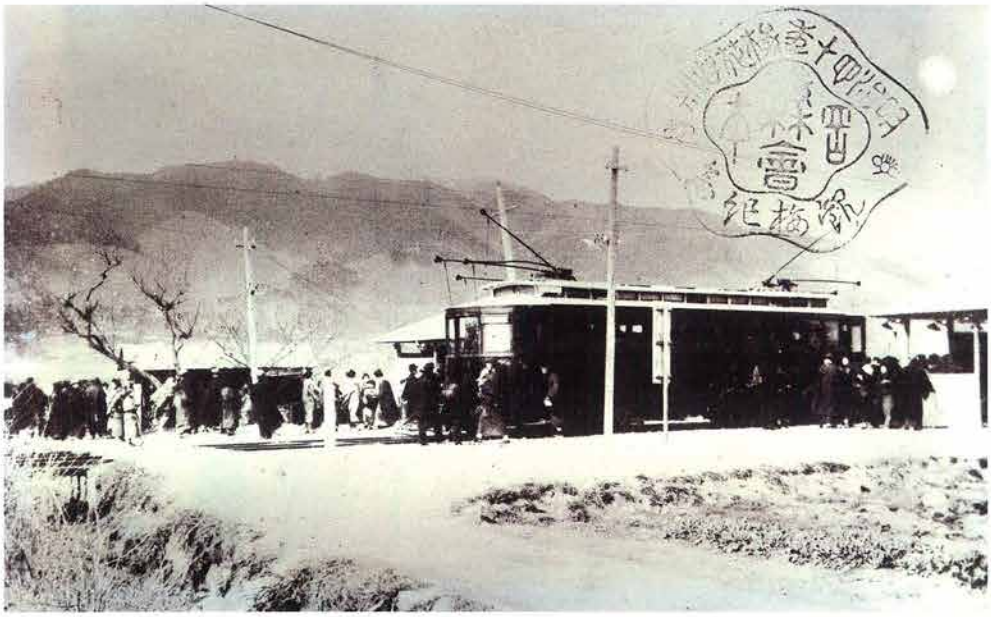

開通したばかりの阪神電鉄の青木駅（神戸新聞総合出版センター蔵）
明治40年（1907）の岡本の観梅記念の印が押してあり、開通間もないころの青木駅の様子を写した絵葉書。

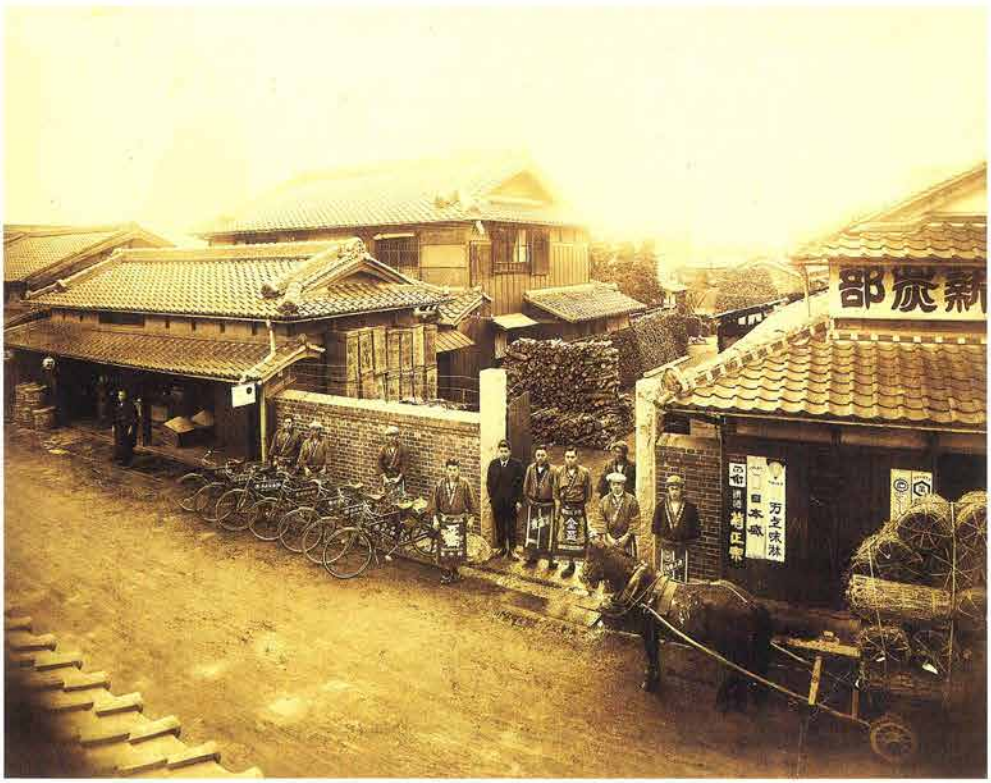

深江の永井彦右衛門商店（神戸深江生活文化史料館蔵）
昭和４年３月20日に撮影された。薪炭部・米穀部などがあった。

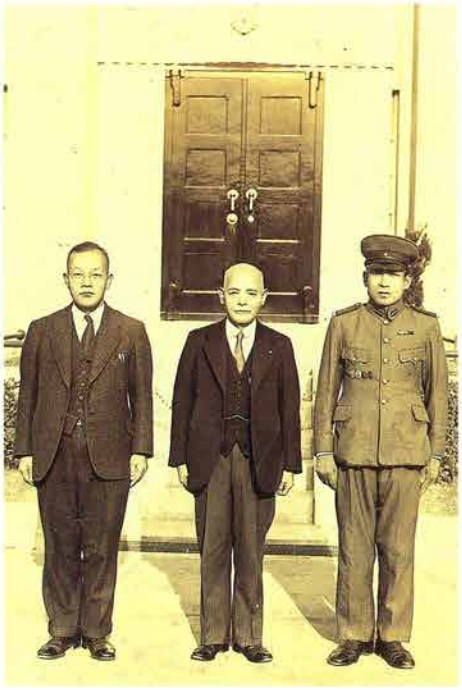

本庄小学校奉安殿前の松井善太郎村長・岩谷省三校長・笠谷喜一氏

（桝田房枝さん所蔵）

左が岩谷校長、中央が松井村長。笠谷氏は在郷軍人会本庄分会長を務めた村会議員。岩谷校長は昭和４年から同15年まで、松井村長は昭和４年から同16年までそれぞれ在職。天皇の写真や教育勅語を納める奉安殿が、昭和12年新設されており、その時の記念撮影か。

深江の酒造家・岡村種蔵の「桜鯛」ラベル

（神戸深江生活文化史料館蔵）

明治28年（1895）の第４回内国勧業博覧会二等をはじめ明治40年代まで品評会などで入賞、品質を高く評価されていた。大正初期か。

室戸台風で浸水した深江

（神戸深江生活文化史料館収集）

昭和９年（1934）９月21日の様子。現在の深江南町４丁目、札場通付近。男性の腰まで水に浸かっている。

同上

本庄村解村当時の村長・職員記念写真（青木綾子さん所蔵）
昭和25年（1950）10月に神戸市と合併し本庄村は解村。写真は10月12日に撮影されたもので最前列中央が永井庄左衛門元村長で向かって右が太田垣正雄元助役。

本庄村解村式（青木綾子さん所蔵）
11月４日、本庄小学校講堂で開催された解村式。壇上で式辞を述べる永井庄左衛門元村長。

凡例

一、本書は、明治二十二年の市制町村制により誕生し、昭和二十五年に神戸市に合併して消滅した本庄村を中心に、考古学と歴史学からみた地域の変遷や姿を叙述したものである。明治二十二年から昭和二十五年までの本庄村は、深江・青木・西青木の三つの集落によって形成されていたが、中世や近世における本庄は、現在の芦屋市から神戸市東灘区にまたがるより広い地域を指した。また西青木地区は山路荘に属していた。このため、記述にあたっては深江・青木・西青木の三地区を中心にしながらも、必要に応じて周辺地域も含めて記述した。

一、時代によって本庄という地名が指す範囲が異なり、しかも現在は本庄村が存在していないことから、本庄村という用語は、明治二十二年から昭和二十五年の記述に限って用い、それ以外の時代に深江・青木・西青木の三集落からなる本庄村の範囲を指す場合は、本庄地域と総称するか、深江地区・青木地区・西青木地区と個別の集落名で表記した。

一、青木地区は江戸時代に、西青木に対して東青木と呼ばれることが多かった一方、江戸時代前半は領主が異なり庄屋が別々に置かれていた関係で、この区別のため青木村を東青木村・青木村とに分けて呼ぶこともあった。しかし生活共同体としては一村であり、明治五年には東青木村・青木村を併せて青木村となっていて、呼称の変遷が複雑なことと、地理編・民俗編では、東青木村と青木村を区別せず、青木地区と記述したため、本書もこれに準じた。ただし江戸時代は東青木村が一般的で、当時の記述をする場合などは、史料の表記に従った。

一、本文の叙述は原則として、常用漢字、現代かなづかいを用いた。ただし、歴史用語、固有名詞、引用文などについては、必ずしもこの原則によっていない。また難訓にはふりがなを付けた。なお、歴史上の人物については敬称を省略するのを原則としたが、一部慣例に従った。

一、年号は和暦を原則とし、各項で初出に西暦を（　）で補ったが、一部慣例に従った。ただし参考文献などの出版などは

西暦を基本とした。

一、度量衡については、史料に即して尺貫法、メートル法を混在させている。度量衡自体が時代とともに変遷しており、安易な換算はかえって誤解を呼ぶと考えたからである。

一、史料の出典は引用箇所に示し、論文・著作などの参考文献は、文中に著者名と発表年次を西暦で示し、巻末に一括で筆者の五十音順に掲載した。また専門用語には※印を付し、解説をほどこした。

一、文中の写真、図版は章ごとに通し番号とした。写真については、神戸深江生活文化史料館や執筆者が現状や展示資料などを撮影した場合は原則として撮影者を省いたが、一部慣例に従った。歴史的な写真については、写真の撮影者や提供者・収集者・所蔵者を区別して記載した。その場合、撮影者が分かる場合は「撮影」、撮影者は不明だが寄贈を受けるなどの手続きが完了しているものを「所蔵」、収集したものを提供された場合を「提供」、筆者自身が収集したが権利関係があいまいなものを「収集」とした。なお写真・図版などで協力いただいた関係機関・個人については巻末に掲げた。また史料を撮影した場合には所蔵者・寄託先などを記すのを原則としたが、当館収蔵の文書については文書名も記した。文書群の名称は原則として調査時点の所蔵者名を採用した。

一、執筆分担は巻末に掲げた。

一、本文中、及び引用されている史料の中には、身分や職業に関して、当時の差別的な名称で記載されている部分があるが、差別の歴史を科学的に研究する立場から、本書ではそのまま掲載した。ただし歴史研究を通じて差別を解消することが根本の願いであり、差別を助長し、人権を侵害する恐れが強い絵図などには一定の配慮を加えた。

本庄村史　歴史編目次

―神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ―

凡例
目次
歴史からみた本庄地域……1
第一章　考古学が語る本庄地区周辺の地域史……3
一節　はじめに―考古学の役割と歴史構築の方法……3
掘って考えるシャベルとヘラと土の哲学／埋蔵文化財の保護と考古学研究／歴史情報資源としての考古学資料の特性
二節　東神戸の考古学的環境と考古学史……7
遺跡立地にみられる本地域の特性／東灘区の遺跡の様相／この地域をめぐる考古学研究のあゆみ
三節　六甲山地南東麓の旧石器・縄文文化……17
1　旧石器時代の本庄地域周辺……17
人類生活の始まりと人類紀／「明石原人」から「明石旧人」へ／自然環境激変下のひとびと／後期旧石器文化の変化の様相と本庄地域および近隣の状況／瀬戸内系旧石器文化の技術伝統と旧石器時代の終焉
2　縄文文化期の本庄地域周辺……24
縄文文化の起源と開花／有茎尖頭器の役割と縄文草創期という時代／縄文土器の変化と東灘の縄文土器／縄文人を取り巻いた自然環境と適応した生活／本庄地域周辺における縄文文化期の生活跡／西岡本遺跡と阪神間最古の

竪穴住居跡／縄文文化期の掘立柱建物／縄文墓地と埋設土器・土器棺墓／縄文人骨と人口／縄文文化の画期と衰退
四節　縄文人と弥生人の出会い……38
1　水稲農耕の伝来と縄文文化の終焉を示す土器……38
突帯文土器を使ったひとびと／本庄地域周辺出土の突帯文土器／縄文時代晩期の遺跡分布にみられる特性
2　渡来系集団の新しい文化・技術をめぐって……41
臨海平野の初期農耕集団／北青木遺跡の発見／さらに成果を倍増させた北青木遺跡の第三次調査／海浜堆積物からみた北青木遺跡の古環境／近畿最古の遠賀川式土器
3　農耕活動が解明された本庄町遺跡……48
整備されていた弥生前期の水田／田圃の足跡は語る／水田層出土の土器類／自然科学分析からみた本庄町遺跡／水田化された低湿地の性格をめぐって／植生や植物利用の変化／弥生前期の生活遺構と特殊遺物
五節　農耕社会の発展としくみ……56
1　成熟する弥生文化……56
弥生前期から中期への変化／拠点集落としての本山遺跡
2　銅鐸と高地性集落の発達……58
高地性集落登場の謎／本庄地域周辺の高地性集落と高地性遺跡／銅鐸銀座の六甲山系／発掘現場で見つかった銅鐸／弥生人の所帯道具／山麓のムラ―森北町遺跡のようす／伝来した前漢鏡の破片／後期ムラの展開／海岸部に営まれた後期のムラ／ドラゴンの絵画土器をもっていた大型竪穴住居／たくさんの石で覆われた墓／その他の弥生遺跡
六節　邪馬台国時代の東灘……72
三世紀の土器と邪馬台国の時代／邪馬台国隆盛のころのムラムラ／頻繁にもたらされる各地の土器は交流の証し

／円形周溝墓からなる三世紀の墓地／魚崎中町遺跡の円形周溝墓と周辺の様相／深江北町の円形墓に葬られたひとびと／古墳登場前夜の社会と東灘

七節　古墳の出現と地域首長の成長 …… 83

最古の古墳と西求女塚古墳／西求女塚古墳の立地環境・研究史と発掘の諸成果／海浜部に造られた前期古墳／大和王権の政治変動と甲南の首長系譜の途絶／五～六世紀の集落の展開／古墳時代の神殿は東灘にもあったのか／方墳群からなる特異な集団墓地／新たな諸事実が判明した住吉宮町遺跡の三一次調査／殉殺された馬の頭を供献した意味／喪屋風の建物がみられた住吉東古墳／実態がわかってきた坊ヶ塚古墳／方墳群の性格を考える／イレズミを施した人物埴輪／埋没していた知られざる古墳／渡来系集団造営の群集墳か／湿地帯で確認された道路状の遺構／古墳時代の水田経営とその変化

八節　菟原郡の成立をめぐる地域像のめばえ …… 118

古代菟原郡の考古学的検討／菟原の郡名をめぐって／本庄地域と古代郷里との関係／佐才郷について／葦屋郷の所在／賀美郷と葦屋郷の位置関係／古代山陽道と葦屋駅／葦屋駅の所在地をめぐる諸説と須岐駅比定説／葦屋駅賀美郷所在説／葦屋駅芦屋廃寺近傍説／津知遺跡葦屋駅説／葦屋駅小字「前田」所在説とその根拠／葦屋駅になるか、深江北町遺跡の最新発掘成果／「承和」年銘支給伝票木簡の性格／掘立柱建物群の性格と移り変わり／古代の中心地、深江北町遺跡とその周辺／高燥な微高地に営まれていた古代の建物群／深江北町遺跡出土の銅製鈴帯と小銅鏡／後背地に営まれていた水田跡／水田面に残されたさまざまな足跡と耕作痕跡／水田跡から出土した木製品の数々／深江北町遺跡の調査その後／深江北町遺跡から津知遺跡へ／津知遺跡の古代官衙／和銅開寶と皇朝十二銭―当地方の初期銭貨／古代の水田可耕地と土地割／芦屋廃寺の出現と菟原郡／長期間続けられてきた発掘調査と伽藍域の推定／古代の菟原郡の広がりはどうなっていたのか／菟原郡の政治の中心地―役所は一体どこに存在したのか／ついに見つかった古代の火葬墓／阪神地方の古墓とその性格／本庄地域周辺の古代景観の復元

と描かれる地域像
九節　考古資料からみた中・近世の本庄とその周辺 …… 171
中世への胎動と集落の動向／合戦の地と化したこの地域と戦いの痕跡／獣骨の集中出土が物語る南北朝期の生業の一つ／中世の日常容器と食生活様式／大坂城再築と採石場／日常雑器からみた近世／近世用水路の発達と芦屋川用水圏／消え失せた六甲山麓の水車場と掘り出された遺構／灘五郷「西蔵」で発掘された酒蔵／あとがき
第二章　古代の西摂・神戸と本庄地域 …… 189
一節　菟原郡の住吉神と西摂・神戸のミナト …… 189
本住吉神社（菟原住吉）／住吉大社とのつながり／「住吉大社神代記」／住吉神の神格／古代の住吉神の分布／官船一行の祈り／「深江村由緒書」／一〇世紀前半の「五泊」／猪名浦と務古水門／敏売浦／大輪田泊／西摂・神戸に多い自然の良港
二節　本庄地域と西摂・神戸の海人系氏族 …… 201
倉人水守から大和連水守への改姓／海人一族としての大和連氏／敏売浦と深江のミナト／西摂・神戸の海人系氏族／西摂・神戸のミナトと呪術・祭祀説話／古代のミナトの自然環境／砂州状の島々／ミナト内の崎（前）と砂嘴／松原と崎（前）／深江の踊り松／神祭りの拠点としてのミナト／臨時の祭祀・奉幣を通じた海人の動員・編成
三節　畿内制と敏売浦 …… 215
東アジア情勢の変化／推古朝における畿内制の成立／大化改新詔にみえる畿内と境界域／大王の聖域・西の玄関口／敏売崎での神酒の給付と共飲／儀礼への海人系氏族の関与／儀礼における凡河内直氏の役割／西摂・神戸における凡河内直氏／畿内制の導入と西摂・神戸／その後の地方改革の動き
四節　律令制下の西摂・神戸と本庄地域 …… 225

律令体制の成立と摂津職／摂津職の所管郡／神戸市域の諸郡／菟原・八部・有馬郡の所管郷／菟原郡と郡家の比定地／本庄地域と葦屋郷／葦屋郷の村落景観／葦屋郷の人口／八世紀頃の平均寿命と婚姻・出産／倉人氏の居住／倉人氏の職掌／渡来系氏族と芦屋廃寺／名もなき庶民／班田制の開始／租税制度／調銭の納入と流通経済／調雑物の貢納／臨時の中央力役と浮浪・逃亡／行基集団と大輪田泊／七道の敷設／葦屋駅家／大路としての山陽道／「瓦葺粉壁」の駅館／山陽道と平城京の壮麗化

五節　古代の神祇・祭祀と仏教 …… 246

厳しい生存条件と神への祈り／ウミガメの上陸・産卵／稿根津日子の話／ウミガメをめぐる古代説話／海洋信仰とウミガメの産卵習性／ウミガメの祭りと呪術／保久良神社の磐座／山の神の信仰と収穫への祈り／西摂・神戸の式内社／官幣の小社／現在の式内社について／西摂・神戸の法隆寺領／法隆寺領の形成過程と矢田部造氏／所領の経営と地元氏族／芦屋廃寺と法起寺

六節　古代の大震災と西摂・神戸 …… 260

西摂・神戸での大震災／貞観十年の播磨国大地震／仁和三年の南海大地震／古代国家の震災対策／災異思想の受容と「天子不徳の詔」／被災後の西摂・神戸

第三章　中世の本庄地域 …… 269

一節　院政期の本庄地域 …… 269

中世の胎動／山路荘の範囲と初見／山路荘をめぐる人間関係／相論の経過／相論以後の伝領／平清盛と大輪田泊／福原遷都／治承・寿永の内乱／源義経伝説と深江の入江

二節　鎌倉時代の本庄地域 …… 280

鎌倉時代の山路荘／春日社大般若経并神供料所山路荘／山路荘の荘域と本庄の語源／鎌倉時代の兵庫津と民衆／悪党の時代／本庄の登場と兵庫

三節　南北朝内乱と本庄地域 …… 290
内乱の始まりと本庄地域／山路荘の兵粮人夫役賦課／観応の擾乱と本庄地域／「打出・御影浜合戦」の経過／「山路荘」の地名の由来／山路の潮湯浴／山路荘の半済／山路城の合戦／古墳を改造した砦
四節　室町時代の本庄地域 …… 302
室町幕府―守護体制と摂津守護／室町時代の山路荘／興福寺松林院／山路荘の代官／文安四年の山路荘をめぐる事件／事件の発端／本庄地域の土豪＝地侍／事件の展開／兵庫津の繁栄／中世の山陽道／山陽道交通の繁栄と本庄地域／応仁・文明の乱と本庄地域／乱の展開／乱後の動向／松林院と伊勢氏／戦国時代へ／正寿寺の伝承
五節　戦国時代の本庄地域 …… 328
明応の政変／「魔法を行う」細川政元／細川政元の暗殺／細川高国の登場／「灘の深江」／葦屋河原の戦いと鷹尾城の攻防戦／葦屋河原の戦い前夜の本庄／惣村としての本庄地域／河島親子の悲劇「松若物語」／瓦林政頼と連歌／越水城陥落／細川高国の死／三好長慶の登場／本庄と葦屋荘・西宮社家郷の山論／戦国期の山路荘
第四章　近世の本庄地域 …… 343
一節　近世の支配と初頭の村 …… 343
織田信長の入京と「天下布武」／荒木村重の反乱と花熊城／花熊城落城と信長のめざしたもの／豊臣秀吉の天下統一と「平和令」／太閤検地／村請と村切／天正十七年の芦屋川争論／朝鮮出兵と深江・青木の水主役／徳川家康の政権奪取と慶長期の領有／国奉行と片桐且元／慶長の国絵図作成／慶長期の交通網と宿駅／大坂の陣と豊臣氏の滅亡／戸田氏の尼崎藩入封／戸田氏の支配／上方郡代と本庄地域の漁民／徳川大坂城と御影石／徳川期の採石場運営／採石の積み出しと青木の無量寺／片桐貞隆の青木村支配／青山氏の入封／松平氏の入封と領地変遷
二節　村社会と前期の経済発展 …… 369
1　村社会のしくみ …… 369

年貢と役負担／触と村掟・五人組／宗門改めとキリシタン摘発／郡右衛門と大庄屋／深江組大庄屋吉兵衛／庄屋・年寄・百姓代・あるき／庄老の機能と変質

2 近世前期の村の姿 …… 376

深江村の石高と領主の変遷／東青木村の石高と領主の変遷／西青木村の石高と領主の変遷／尼崎藩の検地／寛文検地と深江村／深江村の新田開発／天和二年の名寄帳と深江村の小字／正徳期の深江村の景観／稲荷神社の整備／稲荷神社に正一位の神階授与／西国街道と宿駅／助郷で宿駅周辺の村にも負担／享保の象入国と尼崎藩領の村々／享保期の年貢増収策／定免制の採用と不作／都市と結び付いた通婚圏

3 貨幣経済の発展と西摂地域 …… 392

幕府貨幣と私札／近世前期の尼崎藩札／年号が確認できる最古の尼崎藩札／幕府の藩札禁止・再開と尼崎藩／寛保三年の銀札専一通用令と挫折／札元銀札の発行手続きと御救銀札／札元銀札の危機／明和六年の上知と尼崎藩札

4 水と山と争い …… 401

正保二年の芦屋村との水利紛争／天和二年の三条村との紛争／東川用水番割の確立／元禄―正徳期の芦屋村との争論／畦垣内分石をめぐる三条村との争論／畦垣内の分石設置／近世前期の水利普請／天上川・横川の付け替え計画／本庄山の境界争論再燃と百姓の動き／本庄山の境界画定／本庄山の絵図と保管／土砂留体制に組み入れ

5 海に生きる人々 …… 413

本庄地域の漁業と漁法／漁場の範囲と形成／漁業への賦課と浦役負担／浦組の編成／兵庫津奉行の浦方支配／浦高札と幕府・尼崎藩／青木浦など一三カ浦離脱運動

6 近世前期の灘酒造業と本庄地域 …… 420

近世の流通システムと灘酒造業地帯／酒造株改めと寒造り集中／近世前期の灘酒造業／本庄地域の酒造働人の出稼ぎ／江戸積み酒造産地として登場

三節　近世後期の社会変化と民衆 …… 427
1　明和の上知と転換期の幕府支配 …… 427
転換期を迎えた幕藩体制／明和の上知と本庄地域／上知の狙いと幕政批判／遅くまで続いた検見取り法と賄賂事件／菜種作の普及と幕府の統制／飢饉と郷蔵・夫食米／江戸廻米と城詰米
2　街道をめぐる人々 …… 434
西宮駅の助郷指定／助郷の拡大／文化元年の宇佐八幡・香椎宮奉幣使の通行／伊能忠敬の西摂測量／宿駅制度を揺るがす六甲越え間道／古くから使われた湯山間道／船坂間道の展開／唐櫃間道
3　山と川の慣行の維持と変化 …… 442
寛政十一年の東川争論と取水刻限の決定／三条村・畦垣内への取水をめぐる紛争／東川用水論の訴訟銀騒動／一の井堰立会普請村の確立／串田川の取水と入作百姓／片田井川の水源補強／幕府治水政策の転換／住吉川・芦屋川の郷普請／横川普請と西青木村の争論／有馬の山の管理と利用
4　近世後期の村のなりわい …… 452
後期に急増する東青木村の人口／再開発と村人の階層／水車業の展開と水利権／近世後期の漁業／漁民の就労と関連産業／渡海船・石船の所有／海難事故と漂流物／深江の大工組／村の職人と規制／秤改めと深江村
5　近世後期酒造業と本庄地域 …… 462
灘酒造業の確立と天明八年株改め／灘・今津の籾買入株／文化・文政期の勝手造りと株改め／本庄地域の酒造家／酒造りの水／深江の酒造家・永田家
6　村の日常とできごと …… 468
深江村由緒書にみる景観／記録された地名と伝承／寺子屋と私塾／雨乞いの習俗／寺院と村々／神社と氏子の変質／神楽講／伊勢参りと旅／捨て子と家出／行き倒れと変死／盗難と火災

四節　村社会の変容と体制の崩壊 …… 481
1　広域化する民衆運動 …… 481
深江村での菜種作りと文化二年の国訴／高まる国訴／天保三年の油方改正仕法とその影響／髪結い床仲間の加入反対訴訟／大坂市中の髪結い床の窮状と巻き返し／広域訴願運動へ展開／村を徘徊する人々／連合して自衛する村／山を巡る職人と村／ぬけ参りとお陰参り／文政十三年のお陰参りとお陰踊り
2　幕末維新期の本庄と周辺のできごと …… 491
横川伏越樋をめぐる争論／横川普請をめぐる争論／横道新溜池の開設／八幡谷の洪水と西青木村／幕末維新期の本庄地域の酒造業と酒造家／永田家の廻船業への進出と灘の船主／酒造業の変化と新しい灘五郷の形成／唐櫃間道の展開／幕末の湯山間道争論／西宮両替手形の流通／本庄地域の私札／医家・深山家と原老柳への弟子入り／緒方洪庵の分苗で種痘普及
3　崩れゆく幕藩体制と西摂地域 …… 504
天保の改革と深江村に領地替えの調査／高まる外圧と摂海防備／開国と討幕の動き加速／西国往還付替道（徳川道）の開設／森の稲荷神社の渡御復活と社殿整備／民衆の打ちこわしと「ええじゃないか」／兵庫開港と幕府倒壊／明治政府の財政を支えた青木の酒造家／藩札・私札の顛末／近世宿駅制度の終焉

第五章　明治期の本庄村域 …… 513
一節　近代国家の形成と深江・青木・西青木 …… 513
1　近世の身分の解体と村運営の変化 …… 513
明治維新と行政管轄の変化／維新後の本庄村域の人口と産業／第一次兵庫県による統治／地域社会の動揺と兵庫県の対応／四民平等政策による新たな地域運営／「四民平等」と徴兵制度／兵庫県の一九区制と本庄村域／村の性格の変化と地租改正／町村会の導入

2 地方三新法と連合町村制の時代 …… 528
地方三新法の制定と兵庫県の制度改正／郡役所の機構／単独戸長役場制から連合町村戸長役場制へ／本庄村域の連合戸長役場／深江組と青木組戸長役場の機構／本庄山境界の画定と山林原野地租改正／連合戸長役場廃止―深江と青木に戸長役場／三新法による町村会／明治十六年の連合戸長役場制復活／明治十七年の地方制度改正／戸長役場の機能強化／郡の機構整備／深江と青木に小学校創設／教育費の住民負担拡大／衛生事業の展開
3 明治前期の漁業政策と新たな秩序 …… 547
兵庫県の漁業政策／深江村と芦屋村の漁業紛争／明治前期の本庄地域の漁業
二節 本庄村の成立と展開 …… 552
1 明治地方自治制の施行と本庄村の成立 …… 552
明治地方自治制の理念／村長などは名誉職で／町村合併／本庄村の成立／村会議員の選出／村会の機能／村長・助役・収入役および役場職員／歳出入からみた行政村の機能／行政村と部落／岡田善蔵村長と芦屋川水利紛争
2 郡の合併と日清・日露戦争 …… 565
府県制郡制の特質／遅れた府県制郡制施行／郡制施行の準備／郡制の施行と府県制郡制の改正／郡の地域運営上の位置／日清戦争と軍医深山広三郎／日露戦争と本庄村周辺の人々
3 明治後期の本庄村の産業 …… 571
漁業法の成立と漁業権設定／酒造業の衰退／焼酎・酢の醸造／素麺の発展／その他の工業
第六章 大正昭和前期の本庄村 …… 575
一節 都市化の進展と人々の生活 …… 575
1 都市化と人口の増大 …… 575
阪神間の都市的発展／人口の増大／住宅の密集／職業構成／人々のくらし

2 本庄村の産業 …… 581
本庄村の漁業／本庄村の農業／昭和期の農作物／蔬菜・園芸作物栽培の進展／昭和前期の深江の土地区画整理／換地と処分総会／青木の土地区画整理／商工業／本庄村への各種工場の進出／酒造業／焼酎・酢の醸造／素麺／メリヤス／ゴム
3 教育・治安・衛生 …… 601
大正昭和期の初等教育／青年団／深交倶楽部の活動／芦屋警察署の設置／甲南消防協会／衛生／武庫郡医師会／共同火葬場の設置
二節 都市計画の実施と諸運動の高揚 …… 614
1 神戸都市計画区域への編入 …… 614
行政区域を超える都市計画区域へ法整備／地域区分の設定／街路網の形成／山邑太三郎の都市計画観／精道村の立場／運河計画／上水道の敷設
2 住民運動の展開 …… 630
都市化と住民運動／阪神国道と電車賃問題／電灯料金値下げ運動／石油タンク撤去請願運動
3 労働運動の展開と無産政党の進出 …… 636
恐慌と労働運動の激化／無産政党の結成／反購買組合運動／相次ぐ小作争議／風水害による農地被害と小作争議
三節 大正昭和前期の政治・行政 …… 645
1 国政・県会議員選挙 …… 645
第一四回総選挙／大正八年の県議選／大正十二年の県議選／昭和二年の県議選／岡部貞一郎と県議選／普選第一回の総選挙／山邑没後の総選挙／昭和十年の県議選
2 大正昭和前期の村長・村会議員と村の機構 …… 656

大正昭和前期の村長とおもな村政のできごと／村の機構／大正十四年・昭和四年の村会議員選挙／昭和八年の村会議員とその構成／昭和十二年・十七年の村会議員選挙／在住朝鮮人と普通選挙／朝鮮人議員の誕生
3 「灘市」建設運動 …… 669
神戸市の東部町村編入問題／「灘市」建設運動の始まり／「甲南市」構想上申と挫折
四節 深江における船員教育のあゆみ …… 675
私立学校からのスタート／神戸高等商船学校の変遷／戦時体制下で／海技専門学院の創設と戦災・復興／神戸商船大学の設置運動／神戸商船大学の学科改組と神戸大学への統合
第七章 十五年戦争と本庄村 …… 685
一節 十五年戦争期の生活 …… 685
日中戦争の勃発と総力戦態勢／建物疎開の開始／人員疎開も並行実施／学童疎開を推進／大都市空襲と疎開計画修正／疎開児童の引き揚げ
二節 本庄村と戦争 …… 696
兵役法／本庄村と軍隊／陸軍軍制の改革と軍隊／姫路師団と本庄村／第三十九聯隊（第十師団）の戦歴／第百十一聯隊（第五十四師団）の戦歴／本庄村と戦没者
三節 本庄村と川西航空機甲南製作所 …… 705
川西航空機の誕生／甲南製作所の建設／川西航空機の徴用・動員／朝鮮人の徴用／川西航空機の疎開／米国戦略爆撃調査団
四節 本庄村と戦災 …… 721
兵庫県の戦災／西宮・芦屋・東灘地域の戦災／B29による本土爆撃／川西航空機甲南製作所への戦闘命令／川西航空機甲南製作所への爆撃／五月十一日の爆撃被害／六月五日の爆撃／八月六日の爆撃／西宮への予告爆撃／神

戸・大阪水域への機雷敷設作戦

第八章　戦後の本庄と合併問題 …… 735

一節　戦後改革 …… 735

敗戦と占領政策の開始／日本国憲法と地方自治法の制定／農地改革／新明和興業株式会社の設立／戦後の教育／戦災からの復旧／戦後の復興事業／最初で最後の公選村長は無投票で

二節　神戸市への編入と解村 …… 750

神戸市の市域拡張計画／合併交渉の推移／「甲南市」建設運動／本庄村の財政とドッジライン／本庄・本山両村の編入交渉／リコール運動と編入の実現

【資料】合併問題についての経過報告（第四回）

三節　山海利用の変化と財産区 …… 776

1　漁業の復興と消滅 …… 776

戦後漁業の復興／漁業制度の戦後改革／漁業権の変遷と新漁場の策定／人工島の建設と漁業の消滅

2　本庄山の売却 …… 780

本庄山の沿革／芦屋カンツリー倶楽部へ売却／表六甲区有林開発審議会／本庄山協議会結成と市有化反対の動き／幻の東六甲開発計画／北畑持ち分の神戸市売却／賃貸借問題の解決と本庄山・岡本六甲山の市有化／堰堤用地や道路拡幅用地に売却

3　財産区管理会の設置と運営 …… 786

部落有財産と財産区／深江財産区管理会／青木財産区管理会／西青木財産区管理会

第九章　近代の建築と景観 …… 791

一節　都市化と伝統的建築物の消滅 …… 791

伝統的家屋／醸造蔵／都市化と別荘化の進展／工業化と伝統的建築の消滅
二節　本庄地域の近代ビルディングタイプ建築 …… 798
1　本庄村役場 …… 798
建設経緯／建築内容／設計者・置塩章
2　本庄小学校 …… 803
明治三十二年（一八九九）の校舎／大正九年（一九二〇）の校舎／昭和四年（一九二九）の校舎／昭和十二年（一九三七）の校舎
3　主要な海浜施設と工場 …… 808
川崎商船学校／国際外人海浜倶楽部／独逸カセラ染料会社
三節　海浜住宅 …… 814
海浜住宅地の成立／範多龍太郎邸―明治後期／中田邸と湯川邸―大正前期／旧岡田茂義邸（現、関西国際学園）／旧小寺別荘（現、太田酒造貴賓館）
四節　深江文化村 …… 823
住宅地としての成立／深江文化村の所有者／深江文化村の特徴／深江文化村の住民とその後／建築家・吉村清太郎／地主・阪口磊石／古澤邸／冨永邸／旧メッテル邸（現、ベーカー・吉野明子邸）／旧阪口家貸家（現、阪口剛邸）／ラディンスキー邸
歴代村長一覧 …… 844
本庄とその周辺をもっと知るための本 …… 849
再出発を期して …… 858
財産区管理会役員／個人協力者／協力機関一覧／執筆者 …… 860

歴史からみた
本庄地域

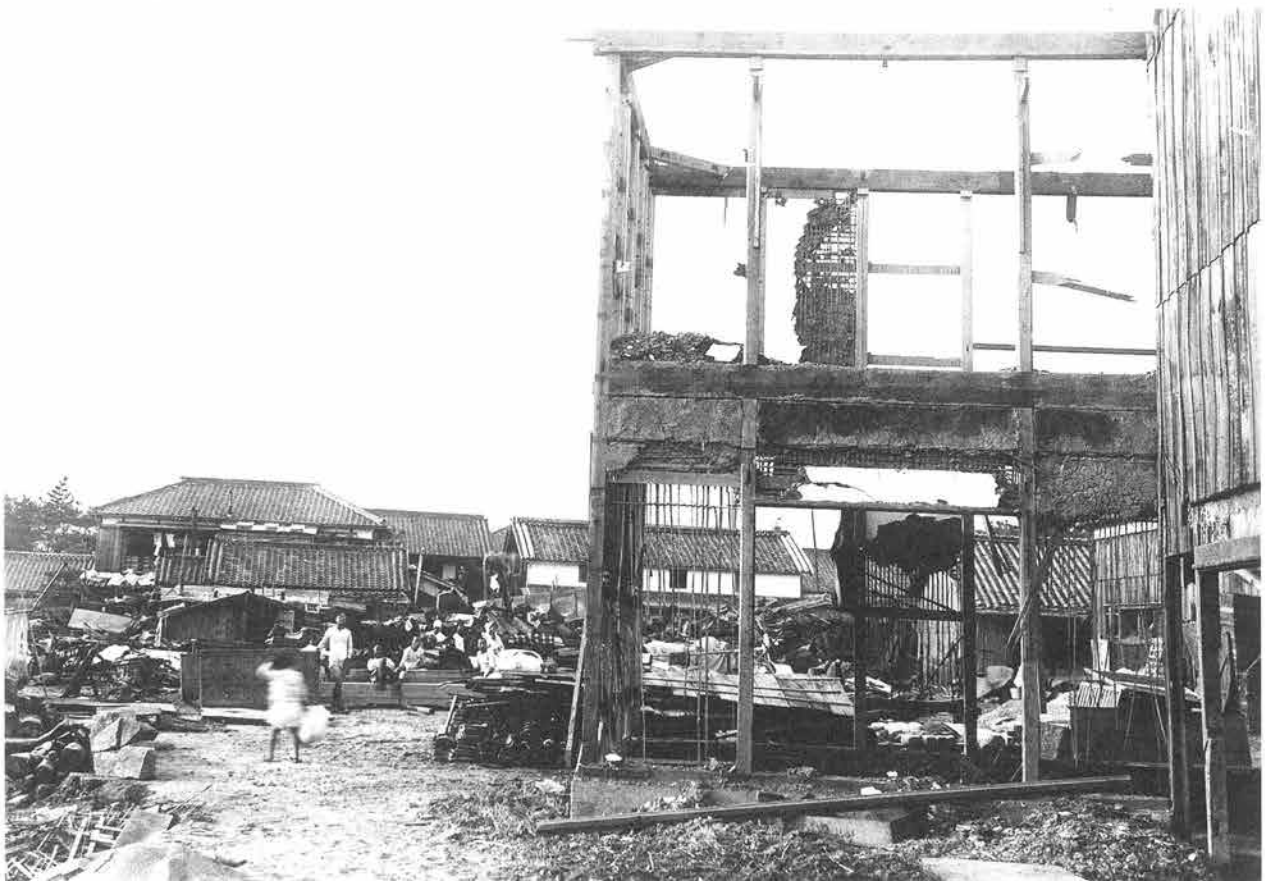

昭和９年（1934）９月21日の室戸台風で壊滅的な打撃を受けた深江浜

戦前の神戸の風水害は昭和13年の阪神大水害が有名だが、それは山津波の被害に遭った地域。海岸沿いの本庄村では、その前の室戸台風による被害の方が大きかった。単に被害規模にとどまらず、田畑が土砂や海水によって壊滅的な被害をこうむり、地主は大正期からの都市化・工業化の流れのなかで、耕地復旧に慎重になった。農業は衰退、離農が前提となり小作争議も変質した。またそれまで別荘地として海浜住宅が重視されてきたが、以後、自動車の普及とあいまって、高台が高級住宅化していく。地域を大きく変える象徴的な災害であった。この時期は風水害が多発、戦災へと続いていく。それでも人々は絶え間ない復興の努力を重ねていく（第６章、第９章参照）。写真は現在の深江南町三丁目付近（黒田梅吉氏撮影）。

第一章　考古学が語る本庄地区周辺の地域史

一節　はじめに

―考古学の役割と歴史構築の方法―

掘って考えるシャベルとヘラと土の哲学

わたしたちが普段、日常生活を営み、悲喜こもごもの人生を歩んでいるこの大地の下には、同じ土地で過去を生きたひとびとの長い歴史が息づいている。

わたしたちの顔つきが人それぞれ個性がみられ異なるように、この狭い土地に刻まれた歴史にも地域ごとに固有の展開がみられ、悠久の時を経て現在に至っている。

それを紐解く方法はさまざまみられるが、明治時代以来発達してきた考古学は主として土中深く埋もれた遺跡を対象に、全国各地で個性ある地域史の解明に立ち向かっている。

考古学はもっぱら遺跡の埋蔵する場所を掘り、住居や墓や田圃などの遺構をみつけ、地域のひとびとが生きていくために生活をくりひろげたようすを調べる。そこから出土する土器や石器などの遺物を細かく研究して年代を把握し、その用途を類推し、知恵や工夫のあとを考え、文化や地域どうしの交わり、結びつきの強弱などを説き明かす。

材料は土中に残された遺物や遺構などあくまで物的資料であるが、それを求めるまでの手段である「発掘」は、掘ってはしばし考え、考えてはまた掘る、言わば〝シャベルとヘラと土の哲学〟といえるだろう。そのように称した考古学者もいる。

真夏の炎天下も、寒風吹きすさぶ冬の季節でも、発掘調査は各地で続けられており、今日わたしたちに豊富な歴史資料をもたらし、身近なところで明るい話題を提供している。市民の関心の高まりも著しい。祖先の生活のようすを一目見ようと、発掘現場に姿をみせる熱心な地域住民の行動力と学習意欲に驚かされることもしばしばである。

本章では、そんな考古学による歴史探求の方法を上手に用い、地元の最新の発掘資料を駆使して、本庄地域とその周辺に往来したひとびとが、一歩一歩切り拓いてきたこの土地に秘められた生活文化の特色と変化の跡やそこでくり広げられた人間活動をわかりやすく語ることにしたい。

埋蔵文化財の保護と考古学研究

遺跡は遺物・遺構から成る。遺跡を構成する遺物と遺構は、動産・不動産の関係で考えると理解しやすい。出土した時からあちこちへ移動可能な遺物に対し、遺構は土地そのものが加工された形で現れ、遺跡から簡単に取り外すことはできない。無限の大地に根ざしたものといえる。いずれも遺跡の中においては密接不離な関係にあるが、土中にあっての両者の性格は著しく異なっている。

大事なことは、遺物はそれなりの価値を有するが、遺跡の中にあって初めて本来の用途や役割を演じるのである。遺構の中でどのような状態で出土したかをつきとめることが鍵となる。

他方、遺跡や遺物とほぼ同じ意味で使われている「埋蔵文化財」という法律用語がみられるが、最近では増加した各種報道により市民になじみやすいものとなってきた。『文化財保護法』（昭和二十五年制定）により、出土品は文化財の位置づけがなされて久しく、今日行政による取り扱いと保護の手立てが周到に加えられている。

遺跡は埋蔵文化財の「包蔵地」として法的に守られ、土木工事によりやむなく損壊の憂き目に会う場合は、事前に壊れる部分の発掘調査が実施され、地方自治体により最低限調査記録だけでも保存されるシステムになっている。今日、町角で頻繁に行われるようになった発掘調査の大部分は、その一環で進められているものであり、全国で土木工事を契機とする年間の発掘届出等件数は三万三五一八件（平成十三年度）の多きにに達している。

ちなみに、兵庫県の二〇〇〇年度統計資料によれば、工事件数七〇三、緊急調査件数二九五、学術調査件数四、計一〇〇二件を数える。また、発掘調査や行政事務を掌る埋蔵文化財の専門職員は県下に二〇三名が従事し、毎日、兵庫県だけで数十箇所の発掘現場が稼働している昨今である。

東灘区の市街地でも一九七〇年代の末頃から、民間・公共の各種開発事業に伴う発掘調査が急増し、毎年多くの成果がもたらされている。とくに一九九五年以降は、あの阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う事前調査がウェイトを占めるようになり、神戸市や芦屋市は全国から埋蔵文化財専門職員の支援を

写真－１　住宅街での発掘調査風景
（『芦屋市文化財調査報告』第27集、1996年から）

受け、きわめて緊急度の高い被災住宅の再建事業の発掘調査を円滑に進めてきた。

本章で紹介している遺跡・遺物の記載には、こうした諸成果も可能な限り吸収し、既存資料に加味してその内容を一新させている。

考古学の研究は、こうした日々行われている埋蔵文化財の調査事実と不可分な関係にあり、中にはこれまでの解釈や評価を更新させる成果も加わっており、東神戸や芦屋の地域では、この数年、地域の歴史的認識を塗り替えると言っても過言ではない貴重な発見があいついでいる。

埋蔵文化財の発掘調査は、一つ一つが即座にある歴史的事件をそのまま反映しているわけではないが、その着実な積み重ねがやがては地域の新しい歴史像を再構築するのである。

歴史情報資源としての考古学資料の特性

土の中には、人間が生活を営んだことを証すさまざまな物質資料が多様な存在形態で埋まっている。

先に述べた遺構はその多くが土そのものであるため、いったん掘ってしまうと、大変脆弱なものとなり、そのままでは保存しにくい。遺構を保護するには早い時期に埋め戻すか、もしくは剥ぎ取りや移築などによりその場から動かし、遺跡から離してしまう方法が採られる。

ただし、発掘調査後に遺跡や遺構が地下に保存されているケースは全国的にみてきわめて少なく、この本庄地域でも例外ではない。多くの歴史的情報を私たちに与えながら、遺跡そのものは調査後、あっと言う間に消滅している憂うべき現実があることも私たちは忘れてはならないだろう。

さて、朽ち果てないものはすべて遺物となって遺跡から回収される。遺跡と同様、遺物も本来有限のものであり、けっして際限なく出土するものではない。規模が大きく、深い掘削が行われる土木工事が盛んに行われると、地域から遺跡が根こそぎ消え失せるのと同時にやがては遺物もなくなる。

本章で紹介されている遺跡の大部分は既に消失し、発掘され

た遺物の量は膨大なものとなっている。そして、それらは土中に残される過程での人為的な選択がほとんど加わっていない点に大きな特色がある。そこに、時々の為政者により潤色や選択が加わることの多い文献史料との性格の違いが存在する。

遺物は、その材質の違いから土器・石器・木器・金属器（鉄器・青銅器）などに分けられる。土器や石器の多くは土の中でも腐ることなく発掘現場に顔をみせるが、木器や金属器（鉄器・青銅器など）は温湿度や土壌条件に左右され、腐食が進んだ状態でみつかることが半ば普通である。あわてて保存処理を施すこともまま起こる。通常、木製品は湿潤地では保存状態が良く、対して鉄製品は高燥な土地ほどよく形態をとどめている。

その他、多くの有機物が土中には残らず、消えていくことも、考古学資料の総体を観察する際、念頭に置かねばならない。ないことも時には想像すべきであろう。

いまひとつ、考古資料・出土品には、「ほんとうに古い大昔の物である。」というある種の誤解がつねづね付きまとっている。それは明らかに間違いと言わねばならない。考古学が今日対象としている遺跡や遺物は、中世・近世のものは言うにおよばず、最近では「産業考古学」「戦跡考古学」「地震考古学」「近代化遺産」といった分野の研究も深化しているように、近

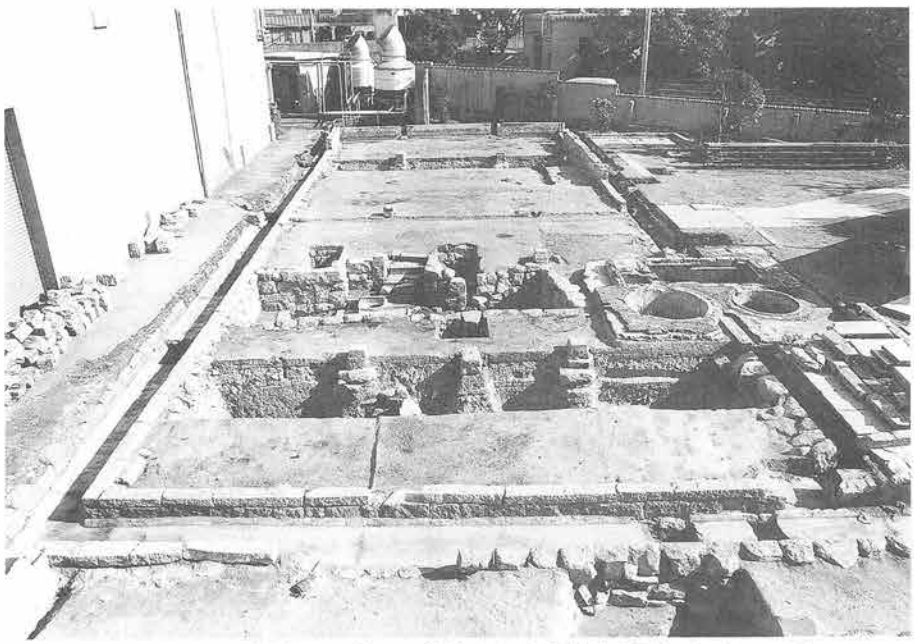

写真－２　震災復興に伴って実施された埋蔵文化財の調査の一例

天保10年(1839)～明治時代ごろに建立されたと推定される西郷古酒蔵群の沢の鶴大石蔵の発掘調査のようす。近年は、酒蔵跡も産業遺跡として注目されている。

（『平成８年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会、1999年から）

代史や現代史、さらには防災や自然保護など実生活との係わりを強めつつスポットがあてられている。

近い過去の出来事も物的資料に基づき調査や研究の射程に入れられており、本章でもそうした視点から中世や近世を扱った九節がたてられている。考古資料は古い時代のことを雄弁に語るだけではなく、今日に至るまで言うなれば、通時的に歴史全般に関係した支援情報を積極的に発信しているのである。

以上のような考古資料のもつ諸性質をよく理解し、その特性をフルに生かしてこの地域の歴史を考えていく素材にし、また、市民の共有財産としてその保護と将来にわたっての地域活用を真剣に考えていかねばならない。

二節　東神戸の考古学的環境と考古学史

遺跡立地にみられる本地域の特性

本章の舞台である表六甲南麓の海岸平野、行政区分にいう神戸市中央区・灘区・東灘区・芦屋市といった地域の地勢は、あまりにも共通点が多い。

地質・自然地理の問題については、現代生活や災害との関わりを踏まえた多角的な視点から、すでに本書の地理編・民俗編の「地理からみた本庄地域」において詳説されているので、本節では、あくまで原始・古代からの人間活動の場としてのこの地域の遺跡立地の特性と共通色について、概観しておきたい。

市域・区域の大部分を六甲山の山地地形が占める本地域の南縁部は、大阪湾に面して幅二～三キロメートルの細長く狭隘な沖積地が広がっており、複合扇状地や天井川が典型的に発達した特異な自然環境のもとにある（写真一-3）。山と海が迫り、その間に緩急の変化に富む地形が僅かな距離をおいて分類区分を異にする。

当然のこととして、そこに展開したひとびとの生活や生産活動の主要な部分は、こうした立地環境と深くかかわって居住地の形成や日々の営みを続けたわけであり、多彩な動きをみせる反面、共通する法則的な活動内容も演じたはずである。

断層山地である六甲山地の山中には、標高はかなりあるものの平坦地形をなす部分がかなり認められ、先史・原始の時代にさかのぼる人間の往来も予想されるところである。実際、芦屋市奥山の野外活動センターのある標高四五〇メートルを測る石島池周辺では、縄文時代早期にさかのぼる打製石鏃が採集されており、当時少なくとも狩猟場であった可能性は高かろう。

そういった態様の例外的遺跡を除けば、標高一五〇メートル以上の

写真－３　上空からみた本庄地域周辺のようすと深江北町遺跡の位置（矢印）
六甲山側から大阪湾と海岸平野や埋立地をのぞむ。
（『深江北町遺跡第９次埋蔵文化財発掘調査報告書』神戸市教育委員会、2002年から）

高所に立地する遺跡は、その多くが弥生時代の高地性集落であり、明確な竪穴住居の存在によりひとびとの居住を証することができる。なお、こうした非農耕地帯に弥生集落が営まれる理由については、人文的要素が深く係わっており、五節「農耕社会の発展としくみ」で詳しく取り上げる。

通常、発掘調査は深部に存在する地山を目指して行われる。「地山」とは一般的に人類の手が加えられた人工物の一切を含まない地層を指している。従来の発掘調査では、掘削の目標をここに置き、作業をストップさせることが習わしとなっていた。

しかし、その認定は非常に難しく、近年では東灘区や芦屋市で従来地山と理解されていた地層からも縄文土器などが意表をついて出土し、各所で完新世か更新世かの適否をめぐって再検討を余儀なくされている。重機を用いて深い部分の確認調査を実施すると、こんなところからも遺物が出るのかといった思いをしばしば経験させられるのである。

また、山麓部を中心に扇状地面の発掘を行うと、本地域特有のボルダー（流石群）に出くわす機会も多い。段丘礫層中の一～二㍍もあるような巨岩が二次的に流下したものだが、除去作業に手間取り、発掘には支障をきたす場合が多い。そのような場所にも遺跡は存在している。

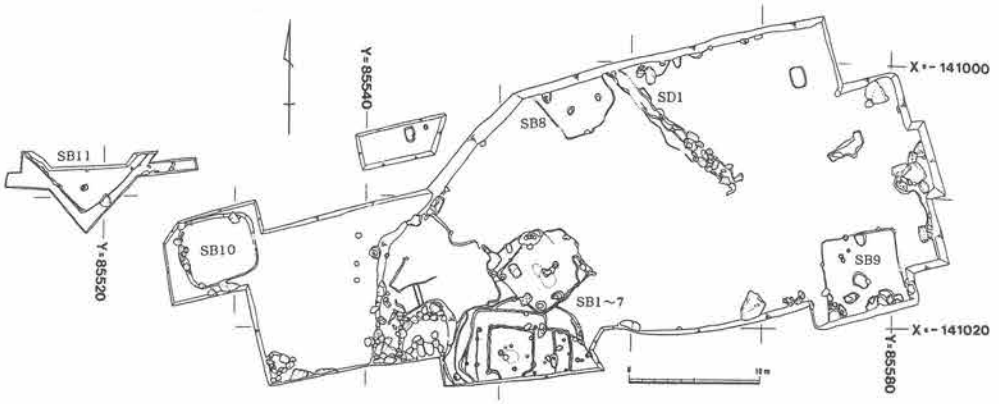

図－1　土石流災害をさけて同じ場所に何度も営まれた竪穴住居
岡本北遺跡（第2次調査地）でみつかった弥生時代末期の密集するすまいの跡
（『平成7年度神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会、1998年から）

神戸市東灘区岡本北遺跡や芦屋市の芦屋廃寺遺跡（第四八地点）などでは、それらを巧みに避けて営まれた弥生時代や古墳時代の竪穴住居の跡を掘り出している。土石流の多い場所でも住環境の良好な地点を選んで住む工夫を凝らしているのだ（図－1）。

他方、海浜部においても遺跡数は急増した。浜堤上や後背湿地に面した場所にも縄文人や弥生人が住んでいたからである。神戸市東灘区の深江北町遺跡、北青木遺跡や芦屋市東部の若宮遺跡はその典型例といえよう。

地理編・民俗編の第一章で詳しく扱われ、後にも述べるように、海面は大幅に変動しており、自然環境や気候の変化と密接な因果関係を有している。遺跡が人間活動の証しとすれば、当然のこととして、遺跡はその時々の環境に強く影響を受けた立地を示すことになる。その立地も可能な限り、微地形観察や自然科学分析の成果を参考にして、ひとびとがそこで生活を営んだ必然性を問題としなければならない（図－2）。

東灘区の遺跡の様相

本庄地域を含む神戸市東灘区には、一体どれくらいの遺跡が眠っているのであろうか。本章で主に叙述する考古学上の遺跡について、その分布や傾向をまずみておきたい。

最新の兵庫県遺跡地図によれば、区内の遺跡総数は四六遺跡、うち本庄地域は一三遺跡を数える。散布地（遺物の表面散布が認められた遺跡）程度の発掘データのみられない性格不詳の遺跡を区内で二三遺跡、本庄地域で五遺跡含んでいるが、多くは発掘調査が行われ、古墳や集落跡など遺跡の種別が判明している。表－1はそれらすべてを包括した遺跡の登録番号・名称・所在地・種類・帰属時代などを一覧に供したものであり、図－

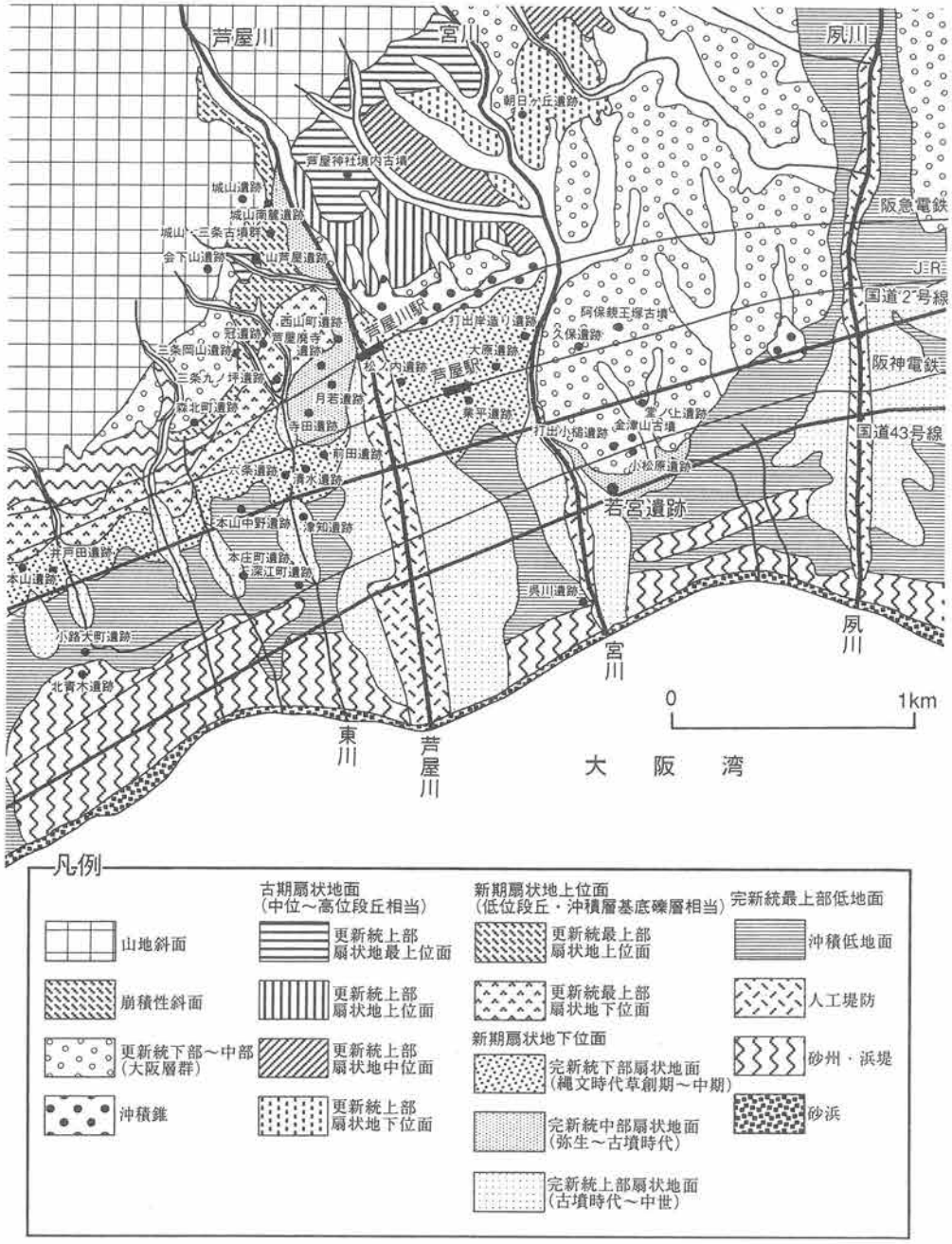

図－2　芦屋川・宮川流域地形分類図

神戸市東灘区から芦屋市、西宮市にかけての地形を分類したもの。旧本庄村域の大部分は、完新統最上部低地面に属し、大阪湾岸側から砂浜・砂州・浜堤・人工堤防・沖積低地面などが広がる。そこに北青木遺跡・深江北町遺跡や本庄町遺跡などが立地している。市街地化が進むと、こうした地形の細かな区分が判別しにくいが、丹念に歩くことによって体感できる場合も多く、また、空中写真の判読やボーリングデータの利用によってかなり具体的な識別が可能となる。

（辻康男「歴史的環境」『芦屋市文化財調査報告』第38集　2002年から）

表－１　神戸市東灘区内の主要遺跡一覧（兵庫県教育委員会『兵庫県遺跡地図』2000年から）

遺跡番号	遺跡の名称	遺跡の所在地	種別	時代区分
11001	渦ヶ森銅鐸	神戸市東灘区渦森台	その他の遺跡	弥生
11002	荒神山遺跡	神戸市東灘区住吉台	集落跡	弥生
11003	赤塚山遺跡	神戸市東灘区住吉山手	集落跡	弥生
11004		神戸市東灘区御影山手・鴨子ヶ原		古墳
11005	郡家遺跡	神戸市東灘区御影町・住吉町・御影中町他	集落跡	弥生～平安
11007		神戸市東灘区岡本		古墳
11008		神戸市東灘区西岡本		古墳
11010	坊ヶ塚古墳	神戸市東灘区住吉町	古墳	古墳
11011	処女塚古墳	神戸市東灘区御影塚町	古墳	弥生・古墳
11012	東求女塚古墳	神戸市東灘区住吉宮町	古墳	弥生・古墳
11014	金鳥山遺跡	神戸市東灘区本山町	集落跡	弥生
11015	岡本梅林古墳	神戸市東灘区岡本	古墳	古墳
11016	岡本東遺跡	神戸市東灘区岡本	集落跡	縄文～中世
11017	八幡谷古墳	神戸市東灘区本山町	古墳	古墳
11018	保久良神社遺跡	神戸市東灘区本山町	集落跡	弥生
11019	森奥遺跡	神戸市東灘区本山町		弥生
11020	東山遺跡	神戸市東灘区本山町		弥生
11021	扁保曾塚	神戸市東灘区岡本	古墳	古墳
11022	散布地	神戸市東灘区本山北町	散布地	
11023	生駒銅鐸	神戸市東灘区本山北町	その他の遺跡	弥生
11024	散布地	神戸市東灘区本山町	散布地	弥生
11025	散布地	神戸市東灘区本山町	散布地	弥生
11026	神戸女子薬大構内遺跡	神戸市東灘区本山北町		弥生・古墳
11027	森銅鐸	神戸市東灘区森北町	その他の遺跡	弥生
11028	坂下山遺跡	神戸市東灘区森北町		弥生
11029	三条岡山遺跡	神戸市東灘区森北町・（芦屋市三条町）		弥生～中世
11030	森北町遺跡	神戸市東灘区森北町	集落跡	弥生～飛鳥
11031	出口遺跡	神戸市東灘区本山北町		弥生・中世
11032	井戸田遺跡	神戸市東灘区本山中町		弥生
11033	本山中野遺跡	神戸市東灘区本山南町		弥生
11034	小路大町遺跡	神戸市東灘区深江北町		弥生
11035	北青木遺跡	神戸市東灘区青木	集落跡	弥生
11036	本山遺跡	神戸市東灘区本山中町・南町・田中町	集落跡	弥生・中世
11038	深江北町遺跡	神戸市東灘区深江北町	集落跡・その他の墓	弥生・古墳
11039	住吉宮町遺跡	神戸市東灘区住吉宮町	集落跡・古墳	弥生～中世
11040	本庄町遺跡	神戸市東灘区本庄町１・２丁目	集落跡	縄文～鎌倉
11042	岡本南遺跡	神戸市東灘区西岡本３丁目	集落跡	中世
11043	西岡本遺跡	神戸市東灘区西岡本６丁目	集落跡	古墳・中世
11044	西平野遺跡	神戸市東灘区御影町西平野	集落跡	弥生・中世
11045	魚崎中町遺跡	神戸市東灘区魚崎中町	集落跡	弥生・古墳・中世
11046	岡本北遺跡	神戸市東灘区岡本９丁目	集落跡	弥生・中世
11047	甲南町遺跡	神戸市東灘区甲南町４丁目	集落跡	中世
11048	御影山手遺跡	神戸市東灘区御影山手２丁目	集落跡	中世
11049	本山北遺跡	神戸市東灘区岡本１丁目	集落跡	弥生・古墳・中世
11050	御影郷古酒蔵群	神戸市東灘区御影本町・塚町	生産遺跡	近世
11051	魚崎郷古酒蔵群	神戸市東灘区魚崎南町・西町	生産遺跡	近世

『兵庫県遺跡地図－第２分冊』〔遺跡分布地図〕2000年から）

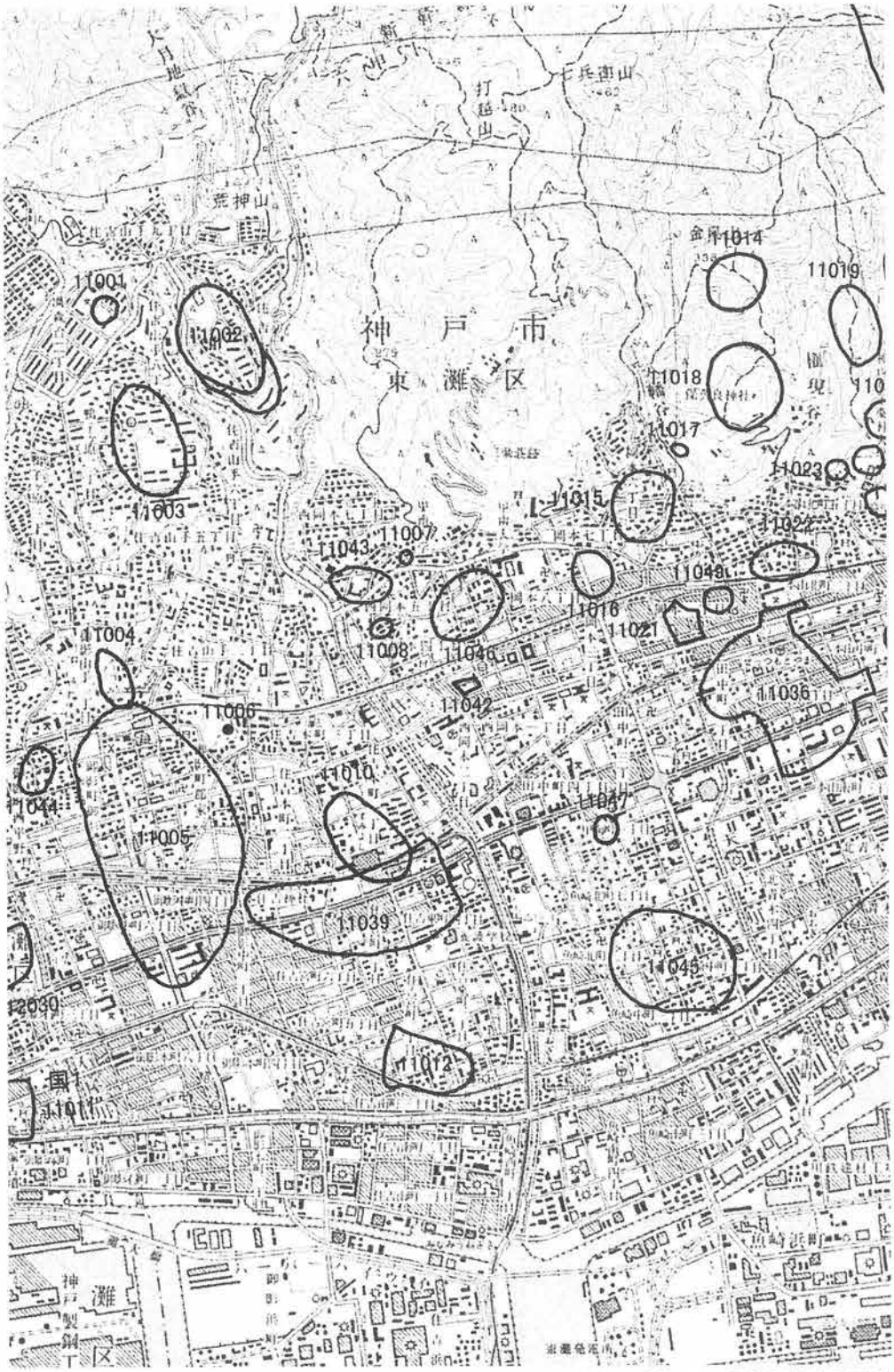

図－３　東灘区周辺の遺跡分布地図（兵庫県教育委員会

3はその分布地図である。表と地図上の番号とは対応する。

遺跡名はかつては小字名や大字名で呼びならわされることが多かったが、近年は現行町名で呼称されるケースが多いようである。また、遺跡は集落一つ分に匹敵するといった有機的な区分単位を必ずしも示しているわけではない。範囲などの大幅な拡大により不適切な名称になりつつあるものも中には存在するのである。

遺跡は通常、存続時代を異にする遺構や遺物包含層が重複して確認される。これを複合遺跡と呼ぶ。本庄地域の遺跡の多くも複合遺跡が多く、各時代にわたって特徴を有するものがみられる。さて、この図表を一瞥すれば、旧石器・縄文時代を中心とする遺跡が少ないのに対し、弥生遺跡がきわめて多く稠密なことがわかる。さらに単位面積当たりの銅鐸の出土地点数・口数は、西日本の他地域に比べ突出して多い。これは灘区を含めた東神戸全体の特徴でもある。

古墳についてみると、海岸平野には有力な前期古墳があり、山麓・扇状地上には古墳時代後期の群集墳が存在する。また、扇状地から平野部にかけての深部は有数の方墳群が確認されており、異色な墓域を形成している。古墳時代から古代にかけての集落遺跡は顕著な存在で、古墳を築造した集団の生活の舞台が隣接地域にあったことを物語っている。

九節でふれるが、御影郷や魚崎郷一帯の「近世古酒蔵群」も灘五郷を控えた本地域の特色ある遺跡の一つといえよう。

山麓部や山の上の遺跡が比較的以前からみつかっているのに対し、沖積平野や扇状地の遺跡は近年になって発見されたものが大部分で、範囲も広いものが多い。一九七〇年代末頃からの市街地再開発に伴う恒久的な建物の建設工事の確認調査で認識され、次々とその分布範囲が広げられたのである。

これらの遺跡は前述したように遺物包含層までの埋没深度も深く、木造の専用住宅が建っていた程度の場所では、さまざまな遺構を良好に遺している。

こうした状況は、東灘区のみならず、狭隘な神戸の海岸平野全体にあてはまり、隣接する芦屋市の市街地も似た傾向にある。今後、地域の歴史を有機的に掌握するためには、自治体ごとに個別分散的に行われている発掘調査のデータ集約や広域行政的な遺跡保護の取り組みを積極的に進めるべきであろう。原始・古代に生きたひとびとは現行の自治体区分とは無関係にこの地に住み着き、時々の流動的な地域区分原理に律されて生活していたからにほかならない。ただし、八節で説かれているように、古代以降に地域性が芽生えていく。

この地域をめぐる考古学研究のあゆみ

江戸時代は近世諸学の隆盛に伴い元禄十四年（一七〇一）刊の『摂陽群談』を先駆とする数多くの地誌が編まれたが、東灘と関わる遺跡や古墳もそこに登場する。並河誠所の『摂津志』（一七三四）には、御影町にあった「伊賀塚」が記されている。この古墳は六基の方墳からなるらしいが（『神戸地方古墳地名表』一九五六年）、今となっては判然とし難い。灘区西求女塚古墳とともに伝説に取り上げられた東灘区の処女塚古墳と東求女塚古墳は、十九世紀の末葉、奥村探古の目に止まるところとなり、三基の古墳が前方後円墳と理解されていることが知られる（奥村一八九七）。

周辺地域における大型古墳への関心では、芦屋市阿保親王塚古墳の陵墓調査が特筆される。文政元年（一八一八）の長州藩毛利家によるもので、その成果に伴って親王寺所蔵の流水文銅鐸や数面の銅鏡、石帯の出土由来が判明した。銅鐸は宝永三年（一七〇六）に打出字堂ノ上で、石帯は前後して四ッ塚から掘り出されたもので、鏡のみが親王塚からの出土であることが分かった意義は大きい（村川一九七三）。

考古学が学問的に確立したのは明治時代のことであるが、当地域周辺では紅野芳雄が明治四十一年（一九〇八）以来、遺跡・遺物の克明な探索記録を残したのをはじめ（紅野一九四〇）、若林勝邦・浅井由章・村上五郎・福原潜次郎・村上欣三・吉井良尚・田沢金吾・喜田貞吉・浜田耕作らが学界に遺跡や遺物の報告や論考を著している。ただし、遺物の紹介や採集記録に止まる業績が多い。明治三十八年（一九〇五）に発足している神戸史談会も遺跡の踏査活動を開始している。

大正年間に入ると、喜田の『摂津郷土史論』（一九一八）が世に出た。地域史として、田岡香逸の関与した『武庫郡誌』（一九二一）などが出版され、喜田は『神戸市史』別録一（一九二二）をまとめている。清家植直・島田貞彦・梅原末治などが古墳や竈形土器・鏡などの調査を周辺地域で行っている。

本庄地域周辺での考古学からの本格的な探求は、昭和戦前段階から進捗する。青銅器の発見は昭和九年（一九三四）の住吉村渦森銅鐸を嚆矢として、昭和十六年（一九四一）には保久良神社境内で銅戈が出土した。近畿地方では弥生土器の編年研究が急速に進み、小林行雄が神戸市の東山遺跡（兵庫区）や布引丸山遺跡（中央区）、篠原遺跡（灘区）などの調査・研究を精力的に進めている。直良信夫・樋口清之・藤森栄一らの遺跡考証も次々と発表され、芦屋の吉岡昭も十歳代にして精緻な遺跡・遺物の探訪記録を残している。

戦後は、昭和二十八年（一九五三）に『本山村誌』がまとめられた。この中には、その後開発で次々と姿を現した区内の遺跡の片鱗が記載されている。昭和三十年代から表六甲での高地性遺跡などの発掘調査が問題意識をもって進められた。芦屋市会下山遺跡の数カ年に及ぶ調査は成果も大きく、全国的に著名であるが、本地域では神戸市東灘区坂下山遺跡、金鳥山遺跡、荒神山遺跡などで小規模な発掘が行われている。村川行弘・石野博信・若林泰などがその推進者であるが、それらの調査に参加した藤川祐作は、芦屋・本山といった地域で多くの土木工事に立ち会い、貴重な遺物を収集している。その代表的な遺跡として、森北町遺跡や寺畑遺跡、門田遺跡などがあげられよう。森・生駒などの銅鐸が開発に伴い不時発見されたのもちょうどこの頃のことである。そして、昭和三十九年（一九六四）に神戸市灘区桜ヶ丘で発見された銅鐸・銅戈により、東神戸の地の遺跡の質の高さが国民的に知られるようになる。

当地域の埋蔵文化財を対象とした発掘調査が恒常化し、今日のような成果の数々につながっていく嚆矢は、神戸市教育委員会による郡家遺跡の大蔵地区の第一次調査とみてよいだろう。昭和五十四年（一九七九）のことである。

遺跡は壊れて全くないとされてきた市街地に神戸市が初めてメスを入れた発掘だったと言っても過言ではなく、この遺跡を当時担当した喜谷美宣は、『住吉村誌』（一九四六）の記述を尊重し、菟原郡衙発見の機会にもなる発掘に期待を寄せた。その結果、予想が的中したかのように大型掘立柱建物が奈良時代の土器を伴って掘り出され、その後の神戸市教育委員会による郡家遺跡の次数を重ねた行政発掘の端緒をつくった。

以後、神戸市の市街地での遺跡の確認作業は、開発行為のたびに行われ、東灘区についてだけでも住吉中町遺跡、深江北町遺跡、北青木遺跡、本庄町遺跡、本山遺跡、岡本北遺跡、西岡本遺跡、魚崎中町遺跡など枚挙に暇がない。とくにこれからしばしば取り上げる深江北町遺跡は、本庄地域の原始・古代のようすを復元する上に各時代にわたって良質の歴史情報を常にもたらしてくれた貴重な遺跡の一つである。

なお、これから紹介する遺跡や遺物のごく一部は、神戸深江生活文化史料館の展示として常設されており、ぜひ現物を見ていただきたいと思う。また、発掘資料の多くは、神戸市埋蔵文化財センター（神戸市西区）などに収蔵されたり、展示に供されている。実物をご覧になることをお勧めする。

三節　六甲山地南東麓の旧石器・縄文文化

1　旧石器時代の本庄地域周辺

人類生活のはじまりと人類紀

戦後、群馬県岩宿遺跡の発見と評価以来、考古学による最古の日本人を追い求める仕事は、次々とその年代をさかのぼらせてきた。しかし、平成十二年（二〇〇〇）に起こった藤村新一による前期旧石器捏造事件は、日本人の起源と各地の旧石器時代の展開に大きな見直しを迫っており、これまでの研究の歴史に多大な損失と信頼喪失をもたらしている。

本節の第一項では、そうしたこの時代の考古学の厳しい現状を踏まえた上で、本庄地域周辺でも経過したはずの旧石器時代のようすについてふれる。

旧石器時代は、通常、前期・中期・後期の三時期に区分される。今から三万五〇〇〇年以前の中期は、旧人の仲間が活動した期間に相当する。それより古い一〇万年前以前の原人段階のひとびとが残したのが前期旧石器文化で、これまでは日本列島にあってもその存在が認められる気運にあった。しかし、先にふれた捏造事件は東日本を中心とする前・中期の旧石器遺跡の多数におよび、今やその存在自体が否定されつつある。無論、その後には新しい研究の動きも芽生え、長野県飯田市竹佐中原遺跡においては、後期旧石器時代を実際にさかのぼる石器群が検証されつつあるし、あきらめる必要はない。

ところで、東神戸周辺では、前期・中期に属する旧石器はこれまで見つかっておらず、捏造事件の影響を直接受ける年代のものはない。地質や大陸との関係からみても、今後も発見される可能性は少ないように思われる。

旧石器時代は地質学の年代区分である第四紀を覆う。したがって、第四紀はしばしば「人類紀」とも呼ばれる。アフリカのアファール人やアウストラロピテクスなど猿人の時代は第三紀に属し、チンパンジーから分かれて人類の祖先が地球上に現れ、その歴史の第一歩が始まるのは今から五〇〇万年前にさかのぼる。もっともごく最近では、アフリカ中部のチャドにおいて、今から六〇〇～七〇〇万年前の猿人の頭部化石が発見されており、ヒトと類人猿の分岐時期は再検討が加えられつつある。

約二〇〇万年前から始まった第四紀は、ほぼ原人の活躍したころと重なる。猿人から二足歩行の始まった人類の起源はもっと古いが、石器という人類初の道具を偶発的ではなく、意図的に作り始めたのは原人段階とする議論もある。第四紀自体を乏

しいながら道具を得た人類が繁栄し始めた時代という意味で「人類紀」といった呼称が用いられるのであろう。地球上で人類文化のウェイトが急速に高まった時代の地質区分の別称といまは理解しておくことにしよう。

約一五〇万年前にアフリカに出現した原人は、約一〇〇万年前に居住範囲を広げ、ヨーロッパ・アジアへと移動・拡散した。チンパンジーに比べ少しだけ大きい程度の脳容積の猿人に比べ、原人の脳容積はおよそ二倍に増え、言語も使い始められた。アジアにおいてはピテカントロプス＝エレクトス（ジャワ原人）が九〇万年前に登場し、シナントロプス＝ペキネンシス（北京原人）が六〇万年前ころに現れ、火を用いた痕跡を残している。高緯度寒冷地への進出は、火の獲得によるところが大きい。

二〇万年前になると、旧人が出現する。ヨーロッパのネアンデルタール人はその代表格だ。現代人の直接の系譜はクロマニヨン人など新人からたどれる。ホモ＝サピエンス＝サピエンスの登場である。

沖縄の港川人は新人段階に属し、日本で発見されている最古の人類化石である。ヒトの進化はすべてアフリカ大陸で起こり、他の地域へと移動したとするアウト・オブ・アフリカ説が有力になりつつある。

「明石原人」から「明石旧人」へ

旧石器の狩人たちの具体像を追い求める仕事は、兵庫県では意外と早かったことを忘れてはならないだろう。

昭和六年（一九三一）四月の直良信夫による明石市西八木海岸発見の人類化石（骨盤）の存在がそれである。この化石は、明石の西郊、屏風ヶ浦と呼ばれる高さ一二㍍の海蝕崖の下部でみつかった。それに先立ち、直良はこの崖面の古い地層から旧石器も採取していた。化石は正式報告されないまま、不幸にも昭和二十年（一九四五）の東京の直良宅にて空襲により焼失の憂き目に会い、帰らぬ資料となった。学界での化石年代をめぐっての態度は、きわめて冷淡なものであった。

しかし、幸いなことに東京大学人類学教室には良好な石膏模型と写真が残されており、それを研究素材とした長谷部言人は、昭和二十三年（一九四八）になって、その原始性を評価した論文を著し、以後、明石原人（ニッポナントロプス・アカシエンシス）と呼ばれるまでになった。

芹沢長介による西八木発見の旧石器の再検討は、さらにそれを補強するものとなり、片刃礫器（チョッパー）・両刃礫器（チョッピング・ツール）の組成からなる前期旧石器と認められるまでに昇格する。

その後、一九八〇年代になって、論争の火の手は人類学界から巻き起こった。

骨盤の進化過程の研究結果では、原始性は一挙に否定され、現代人のものとも理解できるという報告が発表されたからである。直良が聞けば、ショッキングな話だ。

こと明石人問題は、日本人のルーツを考える一つの鍵を握るだけに、今日なおざりにはできないさまざまな論議がみられるが、昭和六十年（一九八五）、ついにその課題に応えるべく再度の発掘調査が国立歴史民俗博物館の春成秀爾らによって行われた（春成一九八七・一九九四）。

発掘対象は人骨が包含されていた砂礫層に向けられたが、残念なことに人骨や獣骨、石器の発見にはつながらなかった。しかし、思わぬ副産物として西八木層下部の砂礫層から木製品が出土した。板状に加工された木製品（ハリグワ材）は、約三〇センチの現存長を測り、幅五㌢、厚さは七・五㍉あって、一端が尖る形状とみられる。堆積層は古西八木川のものと考えられ、その年代は六～七万年頃とされる（図－4）。

明石人が原人である公算は低くなったが、新たに旧人段階と推定し得る根拠を得、数㌔㍍上流に遺跡の本体があったらしいことがわかった点は、貴重な成果といえるだろう。近畿地方で最も古い人類遺跡としての位置は変わらず、兵庫県下において後期旧石器時代以前の遺跡像が理解し得る点でも欠くことのできない存在といえよう。

自然環境激変下のひとびと

現代人が生活を営む気候変動の穏やかな今日の日本列島とは異なり、旧石器時代の自然環境はたいそう厳しいものであった。リス・ヴュルム間氷期が過ぎると、列島全体は最終氷期に入り、五万年前に氷河が異常に発達する時期があった。

さらに二万年～一万八〇〇〇年前の最寒冷期を迎えるや、氷河の発達にともなう海水準の低下が一気に進む。その結果、かつては朝鮮海峡も完全に陸化したと考えられた。

現在では大陸と陸続きになったのはリス氷期の頃とされ、最終氷期は海水準の低下も現海面から一〇〇㍍程度で陸橋の形成はみられず、大陸・半島との間には海峡が存在したことがわかっている。

気候の大変動は、動物相に大きな変化をもたらした。北方からマンモス動物群が南下して東北日本に活動領域を広げ、反対にナウマンゾウやオオツノシカは北海道の中央部まで北上している。後者は中国大陸の黄土動物群に属し、オオツノシカは縄文時代の初めまで生息したが、他は絶滅の一途をたどった。絶

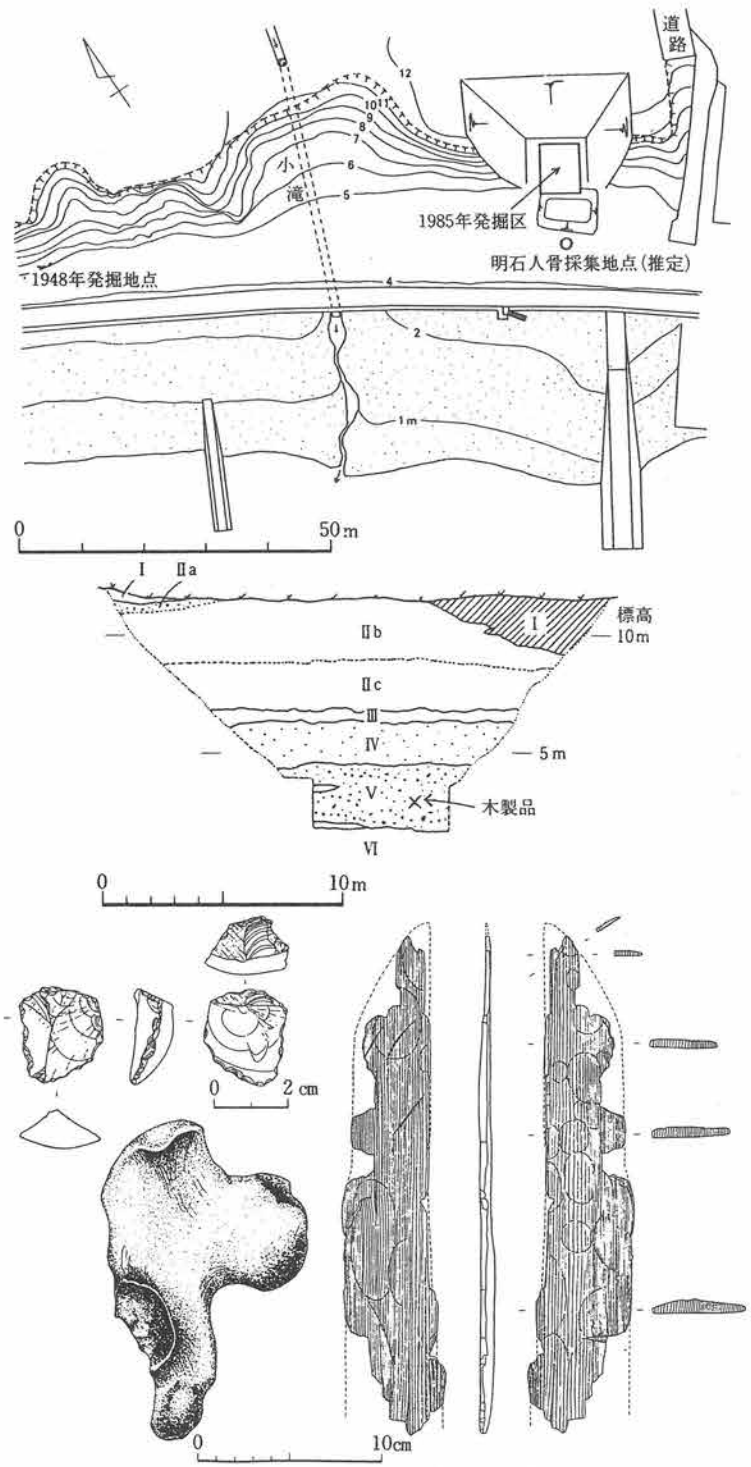

図－4　明石人出土地の再発掘

（上）　西八木の地形と発掘調査地点　　（中）　調査区北壁の層序
（下）　西八木で出土した人骨と石器・木器
（いずれも春成秀爾ほか『国立歴史民俗博物館研究報告』第13集、1987年から）

滅年代は、オオツノシカがおよそ一万一〇〇〇年前、ナウマンゾウは一万六〇〇〇年前とみられている（図－5）。

後期旧石器時代の狩人たちは、局地的分布を示す中・小型動物は主たる狩猟対象からは省いている。

日本列島の温暖化が急速に進行したのは、一万五〇〇〇年前頃からである。その結果、海水面はマイナス七〇㍍まで一気に上昇し、宗谷海峡が成立した。

しかし、わたしたちと日ごろみじかな瀬戸内海はまだできていない。気候の温暖化は海流にも大きな影響を与え、親潮は東北北端部まで退いた。更新世と完新世の境界は、PHバウンダリー（プライトスシン・ホロシン・バウンダリー）と呼ばれ、生物や環境の変動がグローバルに確認できる。クリ・クルミ・ドングリなどの堅果類を実らせる広葉樹の森でイメージされる縄文時代特有の自然環境は、気候温暖化の下、こうして日本列島に準備されつつあった。

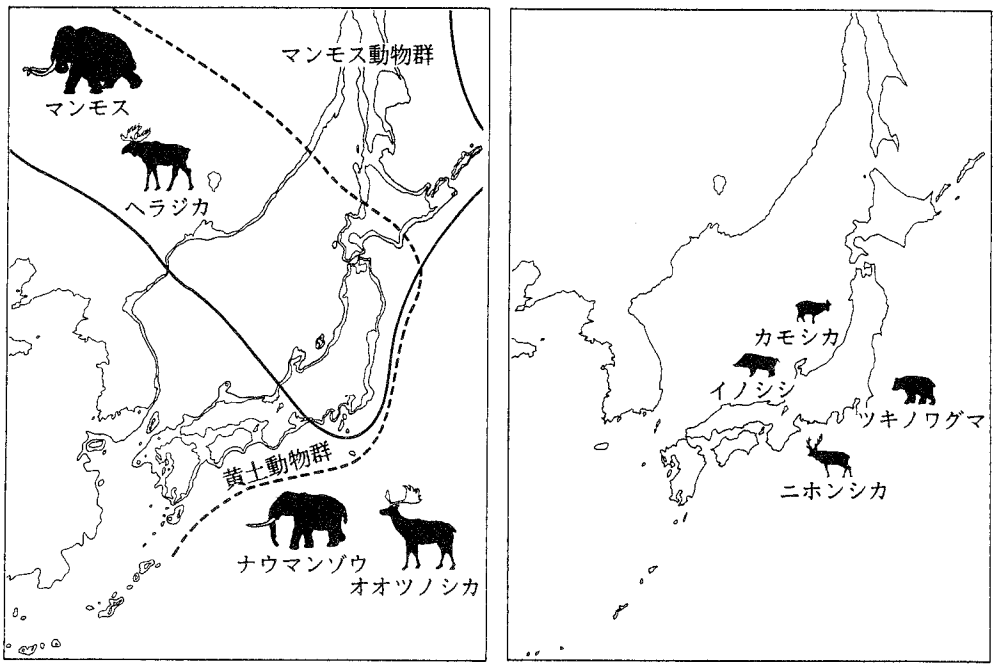

後期更新世後半の動物相分布　　完新世の動物相分布

図－5　後期旧石器時代から縄文時代にかけての動物相の変化

日本列島の後期更新世後半の動物相は複雑な様相を示している。マンモス動物群が南下して東日本まで到達し、いっぽう黄土動物群あるいは在来種のナウマンゾウ、ヤベオオツノシカの分布は北海道中部まで広がっている。つまり日本列島の中にマンモス動物群、黄土動物群、両動物群の重複域がよみとれる。オオツノシカは、縄文時代草創期まで残存するが、その他の大形獣は更新世末までに絶滅した。完新世にはいると、ニホンシカ、イノシシに代表されるような典型的な縄文時代の動物相が形成される。

（日本第四紀学会・小野　昭・春成秀爾・小田静夫編『図解・日本の人類遺跡』東京大学出版会、1992年から）

後期旧石器文化の変化の様相と本庄地域および近隣の状況

後期旧石器時代は、南九州の姶良丹沢火山灰（ＡＴ）層が大きな目安となって前半と後半に区分される。ＡＴ降灰の年代である二万四五〇〇年ＢＰが境となる。前半期は台形様石器群の展開（台形様石器＋局部磨製石斧）→ナイフ形石器群と石刃技法の確立、後半期はナイフ形石器群の多様化・地域色化→北海道における細石刃石器群の成立、関東・中部における尖頭器石器群の発達、九州における台形石器の発達→ナイフ形石器群の消滅、細石刃石器群の盛行といった五段階程度の変化の図式となる（堤二〇〇四）。

ＡＴの降下は、環境とともに生態系に甚大な影響をもたらした。その降灰以降の日本列島には、予想以上に広い草原が占めていた。北海道東部や東北北部には針葉樹疎林が、関東の台地にはまとまった温帯性の草原が広がっていたが、瀬戸内も同様に乾燥が進んだステップが存在した。森林の繁茂する今日の列島環境と比べると、格段の相違があったといわねばならない。

地域の旧石器の確認を追いかけて、各地で先史の人々の生活文化は確実に古くなっている。

例えば、兵庫県下では七日市遺跡（丹波市）で湿地周辺に集まった当時のひとびとの環状ブロックが見いだされている。約三万～二万五〇〇〇年前、姶良丹沢火山灰が降灰する直前までの石器生産や動物の解体などをもっぱら行った一時的な作業場と考えられている。後期旧石器前半期の大型獣を求めた集団の滞在痕跡と思われるが、チャートやサヌカイトなど異なる遠隔地石材を持ち込んでいる点が特筆される。

しかし、本庄地域の旧石器時代資料は今日なお貧困であり、住まいの跡などが未発見であるばかりか、遺物も後期旧石器後半期のナイフ形石器ぐらいのものしかみつかっていない。

周辺やや遠方を見渡すと、大阪平野縁辺の低位段丘や播磨灘の沿岸平野や丘陵地帯にこの段階の遺跡が数多く発見されている。当時の旧地形は現在のような海はなく、淡路島（往時は山地）を介してそれぞれが広くまとまりのよい盆地地形を形成しており、沖積低地の深部や海面下にも相当数の旧石器時代後期の遺跡が存在することが予想される。

神戸市内では、ナイフ形石器出土の比重が東部より西部（西区・垂水区）に偏る傾向を示しており、かつ国府型よりも小さい形態をとる例が目立っている。

山田川流域の大歳山・星陵台、伊川流域の池上・上脇、明石川水系では雌岡山・雄岡山一帯、金棒池・拍子ヶ池・大皿池・笹ヶ池・青池や印籠池・中村などがその主たる採集地である。

隣接する芦屋市では、昭和初年に岩ヶ平の丘陵上で長大かつ優美な国府型ナイフ形石器が紅野芳雄によって採集されている。また、発掘調査により同じ打出の段丘上の打出小槌遺跡から二点の国府型ナイフが出土している。西宮市の老松町などでも国府型ナイフの発見例がある（図－6）。

東灘区内のナイフ形石器や翼状剥片は、東ノ平や荒神山などでみつかっている。翼状剥片は国府型ナイフ形石器の素材であり、会下山遺跡や津知遺跡（芦屋市）、五ヶ山遺跡第四地点（西宮市）などでも単発的に認められる。

この他、管見にのぼったナイフ形石器片や翼状剥片がみつかった発掘地点は、本山遺跡（第二〇次調査）ＳＫ03－ｂ（チャート製）ほか数例を数えるまでになっている。

瀬戸内系旧石器文化の技術伝統と旧石器時代の終焉

旧石器時代にも地域性は着実に芽生え始めていた。たびたび登場したナイフ形石器は、ナイフのような形態と鋭い刃部を有する石器で、槍の先端に装着して刺突具として用いられた。使用痕跡からもそれがうらづけられる。西日本においては、この石器と不可分な横長剥片剥離技術が誕生して特殊化をとげる。これを「瀬戸内技法」と呼んでいる。

ナイフ形石器は日本列島において普遍的な存在であるが、東

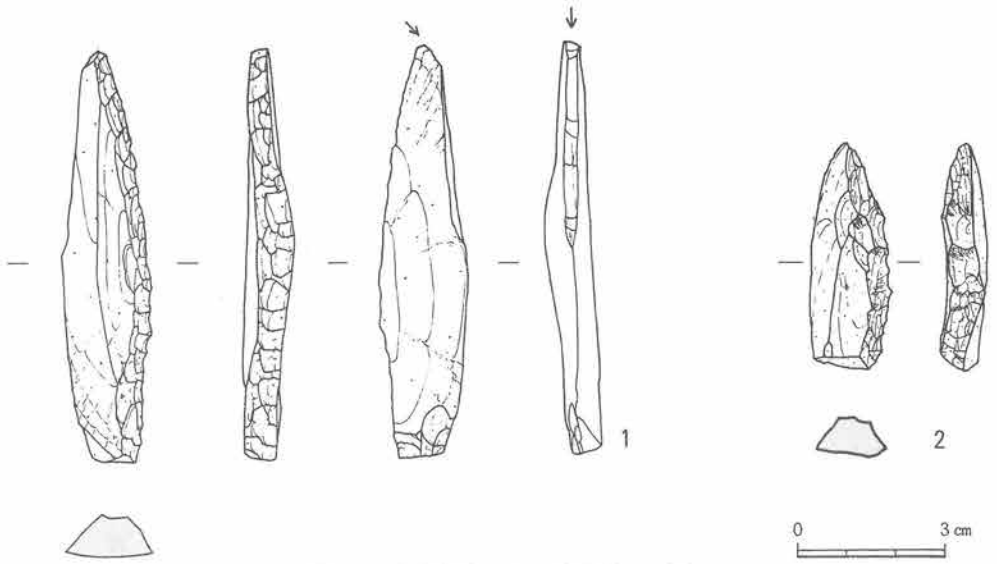

図－6　国府型ナイフ形石器の一例

1　岩ヶ平遺跡（芦屋市岩園町）　2　老松古墳（西宮市老松町）
（芦屋市『新修芦屋市史』資料篇1　1976年、西宮市教育委員会『苦楽園の古墳』1978年から）

アジアでは朝鮮半島やロシア極東に若干の類似品をみるのみで、いわば列島の地域性を代表する旧石器といえる。また、列島内部では著しく地域化、分節化をとげるので、帰属する石器文化が判別しやすい。

ところで、石器組成から阪神地方の後期旧石器文化の文化相を通観すると、最も古い段階は三田市溝口遺跡の様相であり、これは中国山地系の縦長剥片を素材としている。

六甲山山麓部の各遺跡はこれに続く国府文化期のものであり、先に記述した瀬戸内技法と呼ばれる横長剥片を基本素材にした工程により製作されている。古相（奈良県桜ヶ丘遺跡第一地点下層、大阪府国府遺跡）から新相（郡家今城遺跡C地点）の段階的推移が明らかにされているが、本庄地域近辺の資料は、腹面側から背面に向けての鋸歯状の調整剥離技術で統一化されたものが目立ち、その古い段階に編年されるものである。瀬戸内系旧石器文化の中に弱い地域性が形成されてきたといえようか。

ナイフ形石器文化が終わりの兆しをみせ始めると、列島一円には細石刃文化が広まった。

細石刃文化は、細石刃を作出する母体となった細石刃核（細石核）の形状と分布によって大きく二つに分かれる。一つは円錐・角柱形細石核と呼ばれるもので、主として西南日本に分布する。中国山東半島から黄河流域にかけて分布する大陸の細石核と親縁な関係にある。

いま一つは、楔形細石核と呼ばれるもので、ガラス化した硅質頁岩を素材とし、主に北海道から東北地方西半部、山陰までの日本海沿岸部に分布することを大きな特徴とする。北方のシベリア系のひとびととの関係が強い細石核で、岡山県北端山間部の恩原Ⅱ遺跡にまで分布する背景として、北からのひとびとの植民といった概念で説明する研究者もいる（稲田二〇〇一）。東西の違いは存在するが、細石刃文化は日本列島の外からの影響が強くなった段階のものといえる。

世界の後期旧石器は、石刃石器群の形成という点で共通し、同じ素材をナイフ・掻器・削器・彫器・錐・抉入石器といったさまざまな道具につくり分けている。文化の敷延化、一般化、充実度が強くうかがえる点でも特筆すべき内容を備えている。

2　縄文文化期の本庄地域周辺

縄文文化の起源と開花

縄文時代は、一般的には土器の登場をもって画される。また、大形の石斧と表面加工の行き届いた槍先形尖頭器、石刃とそれを素材とする掻器と彫器が組み合うことを特徴とする神子柴石

器群の出現にこそ縄文時代の始まりを読み取るべきだとの意見もみられる。

神子柴石器文化は北方地域に起源をもち、北海道・東北地方を中心に中部地方におよんで東北日本に偏重する。

縄文文化が始まった頃は、後氷期を迎えての地球規模での自然環境と気候の大きな変化が起こった。海水面が変動し、その上昇によって日本海が誕生した。豊かな植生と動物相の変化も人類生活には多大な影響をもたらした。

しかし、最近の研究動向に耳を傾けると、縄文時代はもっと古い年代にさかのぼって始まったという意見も台頭し始めている。炭素年代測定法は、放射性炭素の残留度合いから年代を測る比較的古くからの方法として知られているが、これまでの定説では、さかのぼって一万二〇〇〇年前であった。

ところが、一九九〇年代には、新しい加速器質量分析法（AMS）が急速に普及し、測定時間が短時間の上、測定に用いる試料も微量ですみ、精度が高いこともあって大いに成果をあげている。その結果、一九九九年に新しい測定法で求められた値を暦年較正（キャリブレーション）した青森県大平山元Ⅰ遺跡から出土した土器の年代は、約一万六五〇〇年前と驚異的な年代値が出たのである。

この数字は、C14年代を直接実年代に変換した値であり、年代をめぐっての混乱は科学的過程に対する無知からくる誤解ともいえる。無論、この年代に関する評価は定まっておらず、「旧石器時代と縄文時代との中間に位置づけることが望ましい」とする慎重な意見もみられる点には留意すべきと思われる。

有茎尖頭器の役割と縄文草創期という時代

有茎尖頭器は有舌尖頭器とも呼ばれる、優美な形態の槍先である。縄文時代の開幕を象徴する石器の一つである。

神戸市内では垂水区・西区・北区などで発見例がみられるが、近隣の灘区滝ノ奥遺跡などでもみつかっている。東方の地域では、芦屋市朝日ヶ丘遺跡、宝塚市旭が丘遺跡、香合新田遺跡などに出土例が認められる。

本庄地域では採集品すらなく、縄文時代の草創を語るにはあまりにも資料が乏しい。有舌尖頭器は区内では、本山遺跡（第二〇次調査地）などで確認されている。

縄文時代の最初期として時期区分される草創期という時代は、石器の組成でも狩猟道具や工作具に加えて石皿や磨石の出土例が増し、明らかに堅果類の粉食への傾斜がみられる。食生活も旧石器時代とはやや異なった様相をみせ始めたのである。

この傾向は、早期になるとさらに助長され、石皿・磨石の出

土数は飛躍的に増加する。総石器数の一割を前後することも珍しくはない。それと呼応し、集落の定着度も変わってくる。

縄文土器の変化と東灘の縄文土器

土器の出現は、人類の歴史に大きな転換と画期をもたらした。土器は単なる容器の域にとどまらず、食物の調理道具として積極的にその効能を発揮した。煮沸による殺菌効果や保温、なまでは食べがたいものも熱を通すことによって普遍的に食べられるようになったし、複数の食材を初めて合体させて新しい味わい、味覚を多彩なものとした。

イノシン酸をたっぷり含んだ貝スープをベースとした煮込み料理などは、入れるものにより大いに食を誘うものになったにちがいない。縄文土器はそれを使ったひとびとに食生活の上で筆舌に尽くせぬ恵みを与え、行動の原動力になったのである。

縄文時代は今から一万三〇〇〇年前から二五〇〇年前までのおよそ一万年の時間の長さを与えることができる。土器を用い始めた時代としてひとくくりにされるが、変化も著しい。

したがって、縄文時代は土器の特徴的な変化をとらえて細かく時期区分されている。草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の六期区分が慣用されているが、土器そのものはさらに各期数型式から一〇型式前後に型式分類されるので、縄文時代全体は数十型式の土器型式の時間的配列から構成されることになる。

また、型式は同時に一定の分布領域を有するため、縄文人の集団の地域的なまとまりや地域間交流のようすを知る手懸かりを与えてくれる。その集団が部族や氏族、さらに大きな部族結合とそれぞれ対応することになる。

次に、東灘区の周辺に限って縄文土器の変遷をながめてみよう。早期は神宮寺式土器（本山遺跡第二〇次調査地試掘資料）、山形押型文土器（岡本北遺跡）、高山寺式の楕円押型文土器（西岡本遺跡）などが認められる。全体的にその分布は山麓・扇状地上の高所に偏る傾向をみせる。前期段階の資料は、羽島下層式（山芦屋遺跡・業平遺跡）、北白川下層Ⅰ・Ⅱ式（朝日ヶ丘遺跡）などが確認されている。分布範囲は早期より広がる。また、低所への進出をみせる。

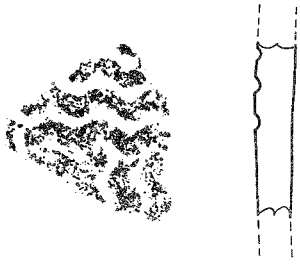

図－7　東灘区最古の縄文土器（山形押型文）
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区岡本北遺跡』1992年から）

中期前半では船元Ⅱ～Ⅳ式（本山遺跡第二〇次調査地）、船元Ⅱ式（本山遺跡第二三次調査地）、中期後半では里木Ⅱ式土器（本山遺跡第二〇次調査地）、後期前半では北白川上層式

（本庄町遺跡、岡本東遺跡第一次調査地の縁帯文土器）、後期後半では元住吉山Ⅰ・Ⅱ式（北青木遺跡第三次調査地）、後期末（小路大町遺跡第二次調査地）などがあげられよう。

晩期段階のものについては、次節で取り上げるが、資料は急増しており、おそらく近い将来、区内出土資料のみで縄文土器編年を組むことも可能となろう。

写真－4　縄文時代後期の特徴をもつ土器

神戸市東灘区北青木遺跡の堤間湿地から出土したもので、今から3500年ほど前の容器。（左）は口径49㌢、残存高25.4㌢を測る大型の深鉢形土器。（右）は復元口径34.4㌢、残存高15.9㌢の深鉢の破片。共に東灘区内では類例の乏しい元住吉山Ⅱ式の土器。

（神戸市教育委員会『北青木遺跡発掘調査報告書－第３次調査－』1999年）

縄文人を取り巻いた自然環境と適応した生活

今から一万年ほど前の縄文早期から気候の温暖化は急激に進んだ。六五〇〇年前の縄文前期には現平均気温より二～三度高い温暖な状況のもと、海面は三～四㍍上昇し、海岸線は奥深く内陸へと進入した。これを縄文海進とよんでいる。

本庄地域周辺では、縄文海進時の海岸線が阪神電鉄と国道二号の間に存在したことが波蝕崖が形骸化して今に残った段差地形などによって推定されている。貝塚の発達した地域では、随分内陸部でもその当時、海の近くに存在した貝塚が取り残された形で残っている。海面の上昇は浅瀬を形成し、良好な漁場も生まれたであろう。後期以降は逆に海退が進み、徐々に現在の海岸線に近似したものとなっていった。

気候の変動は、縄文人と共棲した動物や植物にも大きな変化をもたらした。それまで日本列島を覆っていた針葉樹林帯や落葉広葉樹林帯は、おおむね東日本では落葉広葉樹林帯に、西日本では照葉樹林帯に変わり、現在の植生に近いものとなった。森や林の恵みを有効に利用することが可能になり、縄文文化が「木の文化」「森の文化」といわれるほどに、ひとびとは木材と植物質食糧を獲得していたのである。

森に実るクリ・トチなどの堅果類は、石皿と磨石とを用いての製粉や長期の保存技術として盛用された貯蔵穴によって、多少の飢餓にも対応できるまでに生活の安定をもたらした。また、動物では動きの俊敏なイノシシやニホンシカなど、中小型獣が対象となり、狩猟の道具や手段として弓矢・落とし穴・猟犬を巧みに使っていたことが判明する。

縄文人の食物は、魚類・貝類・鳥類・哺乳類に加え、両生類や爬虫類・棘皮類、堅果類・根采類など、現代人の想像を絶するほど広範多彩で、かつ遺跡の立地環境と季節の移り変わりによってその種類や比率が異なっており、一律ではなかった。また、燻製や乾燥などの保存技術も会得しており、食べ物の乏しい冬季を貯蔵食糧によって乗り切る工夫がみられた点も特筆されよう。

さらに、クリやヒョウタンなどは栽培植物としての可能性が指摘されており、自然の恵みに依存しつつも主体的に食糧の生産活動に第一歩を踏み始めたようすをうかがうことができる。人が利用する根の部分が地中にあって、植物遺体として残りにくいイモも栽培されていたことを否定しきれないという。この方面のこれからの研究で、縄文人の食生活の多彩さがますます明らかになっていくことだろう。

本庄地域周辺における縄文文化期の生活跡

関西地方は縄文時代の遺跡から生業関係の遺構が有機的な関係をもつ形で見いだされることは少ない。多くは土器や石器が複合遺跡の深部確認に伴ってみつかるのみで、集落の実態を教えてくれる遺跡はまだ限られているのである。

それでも兵庫県下では発掘資料が増強し、五〇遺跡前後で住居跡以外の貝塚・貯蔵穴・集石・落とし穴などの何らかの遺構が発見されている。しかし、本庄地域内では、貝塚・落とし穴の類は未だ確認されていない。

集石遺構は神戸市中央区になるが、雲井遺跡で早期の大川・神宮寺段階のものが下部に土坑を伴う形態で発掘されている。石は火を受け、調理場の様相をみせている。灘区篠原遺跡の円形土坑（中期末）も石は被熱し、集石とみていいだろう。

東灘区内の後期段階では、岡本東遺跡（第一次調査）で北白川上層式（後期前半）の縁帯文土器（深鉢）が出土した貯蔵穴と推定される土坑（ＳＫ三〇八）がみられる。貯蔵穴は本庄町遺跡のものが六基とまとまっており、やはり北白川上層式段階のものである。平面形が円形ないし不整円形で、断面形は袋状・円筒形・逆台形とさまざまな形態をとる（図－8）。

このうち一部の穴内からはイチイガシが優勢で多量出土して

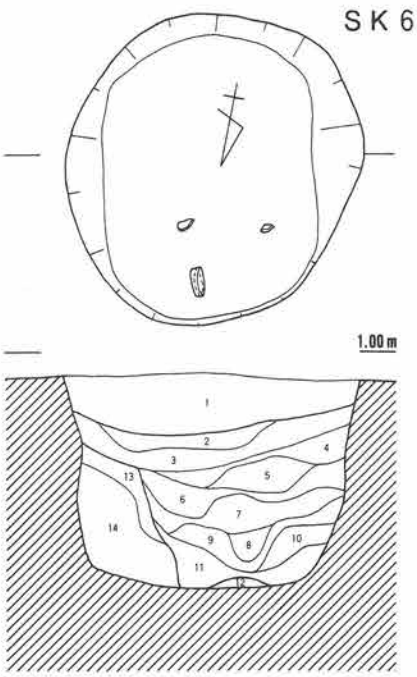

1　黄褐色中砂～粗砂(土拡を最後に埋めた洪水砂)
2　黒褐色中砂混じりシルト　soil
3～11　黒褐色シルトと暗灰色中砂の互層　ラミナ(ドングリ含む)
12　黒褐色シルト
13　黒褐色シルト
14　黒褐色中砂混じりシルト(ドングリ密集)

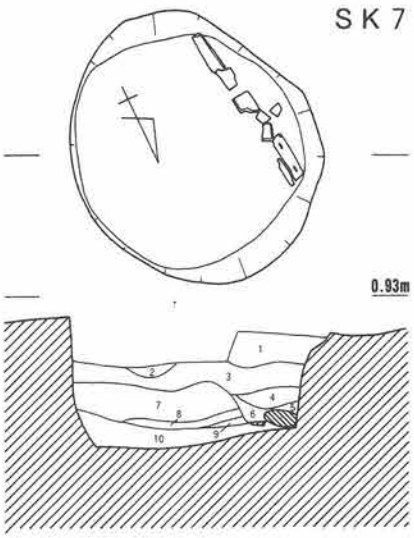

1　灰黒色極細砂質シルト
2　灰褐色中砂
3　黒灰色シルト混じり細砂～中砂(右側の方が細かい
　　ドングリ含む)
4　灰黒色シルト質極細砂(ドングリ含む)
5　灰色中砂
6　暗灰色シルト混じり細砂
7　暗灰褐色中砂(シルト分含む、ドングリ含む)
8　灰黒褐色シルト混じり細砂～中砂
9　暗灰色シルト質極細砂～細砂
10　黒褐色シルト(上面にドングリ多量に含む)

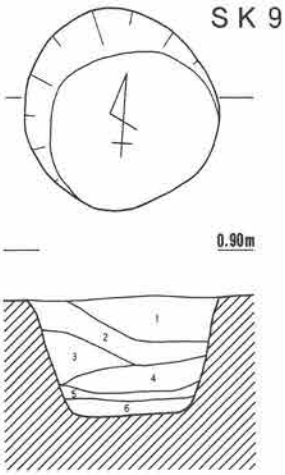

1　黒色シルト混じり灰褐色中砂
2　黒色シルト(中砂ブロック含む、ドングリ含む)
3　黒色シルト混じり灰褐色中砂
4　灰褐色中砂
5　黒色シルト(ドングリ含む)
6　灰色中砂

図－8　本庄町遺跡でみつかった縄文時代後期の貯蔵穴
(兵庫県教育委員会『本庄町遺跡』1991年から)

おり、堅果類を豊富に蓄えていたとみなされる（写真－5）。県下では堅果類を内容物とした貯蔵穴が他に神鍋遺跡、佃遺跡、楠・荒田町遺跡、貝ノ前遺跡などに存在する。低地に立地することの多い後期段階の遺跡では、貯蔵穴が単独で出土するケースが目立っており、居住域よりやや離れた低所が選ばれて営まれた可能性もあるだろう。

兵庫県教育委員会による花粉分析の結果、本庄町遺跡の当時の周辺植生はマツ属とアカガシ亜属が卓越する森林に覆われていたと推定されており、当時の古環境の一端が知られる。

北青木遺跡では、標高〇・九㍍前後のところから縄文後期末の深鉢が出土している。また、縄文晩期中頃以降には、芦屋市若宮遺跡で生活の場が展開したようである。

西岡本遺跡と阪神間最古の竪穴住居跡

六甲の南麓で活動した縄文人たちは、一体どんな住まいを営んだのであろうか。

西岡本六丁目においてみつかった西岡本遺跡では、幸運にも彼らの住居を発掘することに成功した。それも縄文時代の初めころのものであって、簡素なつくりをなしていた。

標高七四㍍を測る南向きの緩傾斜面において、重複関係を有する二棟の竪穴住居が発掘されたのである（図－9・写真－6）。調査区ぎりぎりのところにおいて見つかったもので、西側の住居をSA一、東側に重なる住居をSA二と呼んでいる。SA一は北半分が遺存するのみであったが、径二・六㍍程に復元されている。二〇～三〇㌢の間隔で周壁下に支柱が巡っている。また、一部壁溝も存在する。柱は主柱となるものがほぼ中央にあった可能性が残される。床面が一〇㌢程深くなるSA二は、長径一・九㍍の楕円形で、支柱穴のみが不規則にまわる（六甲山麓遺跡調査会二〇〇一）。

二棟の住居跡は、図－9のとおり、一から二へと変遷している。SA一の東半部には縄文早期に属する高山寺式土器が出土しており、今から九〇〇〇年ほど前にさかのぼる阪神地方で最も古い家の跡として注目される。底部が尖底で砲弾形を呈する縄文時代早期の高山寺式土器は、比較的短期間の所産とみられ、押型文土器の編年区分を五段階で試行した場合の第二段階に相当する。土器内面の沈線幅が比較的狭く、外面楕円文の大きさも小ぶりであり、こうした特徴から、高山寺式の古い一群の土器と考えられる（図－10）（矢野二〇〇一）。

遺物は他にサヌカイトの小剥片と石鏃素材剥片が検出されており、打製石鏃製作に伴うものと考えられている。周辺では縄文土器と石器が一定量出土しており、居住域の広がりを示唆し

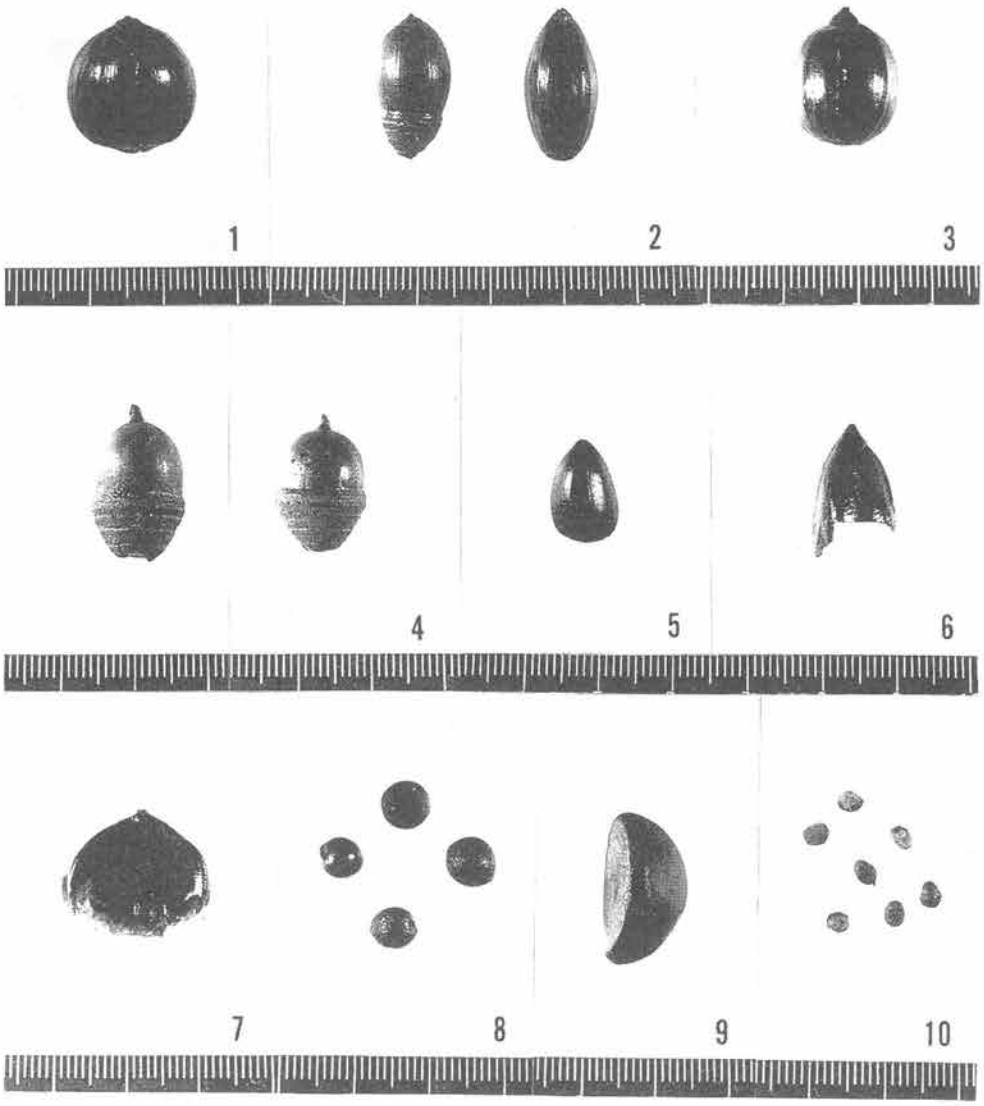

写真１　植物遺体（実体）１：クヌギ，２：アカガシ，３：シラカシ，
４：イチイガシ，５：スダジイ，６：カヤ，７：クリ，８：クスノキ，
９：ツバキ，10：不明種子．

写真－５　本庄町遺跡から出土した今から4500年ほど前の貯蔵堅果類
（兵庫県教育委員会『本庄町遺跡』1991年から）

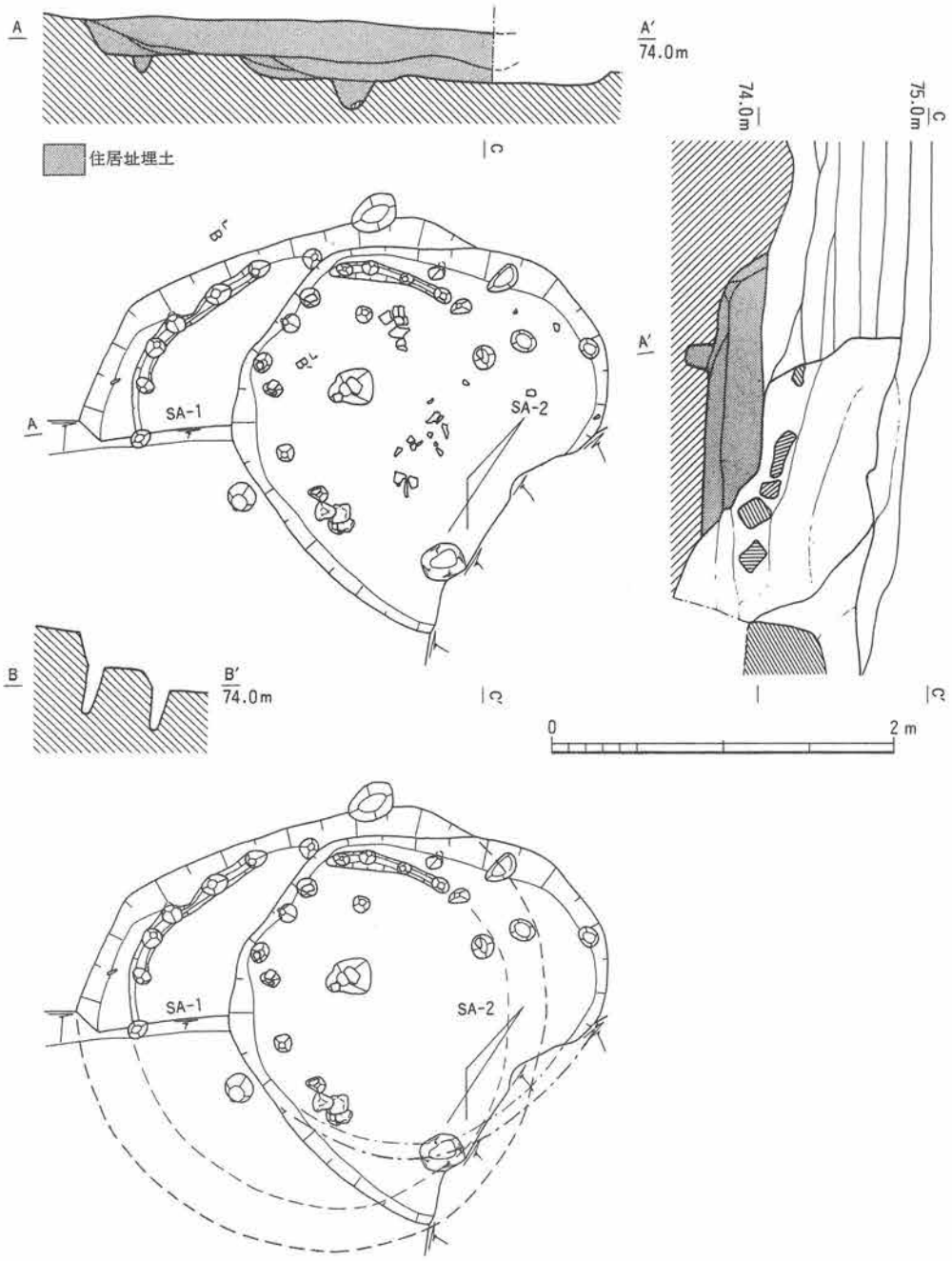

図－9　西岡本遺跡の竪穴住居跡（縄文時代早期）

重複する住居2棟は、どちらも周壁に沿って柱穴がまわる単純な構造のもので、規模は径2～3㍍と小さい。建て替えを示す可能性があり、定住の痕跡をとどめている。東灘区内最古の住まいの跡とみてよいだろう。

（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区　西岡本遺跡』2001年から）

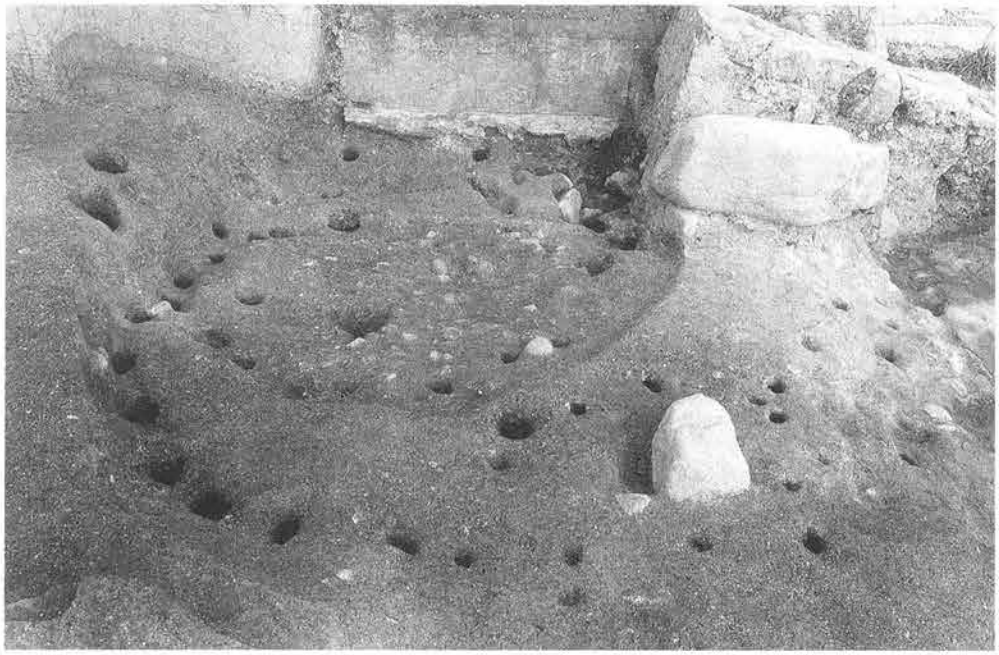

写真－6　六甲山地南麓部で最も古い住居跡（神戸市東灘区西岡本遺跡）
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区　西岡本遺跡』2001年から）

ているが、おそらく後世の生活痕跡や古墳の築造により遺存しなかったものと思われる。

西岡本遺跡と似た立地条件下にある芦屋川流域の山芦屋遺跡も有力な早期押型文段階の生活跡であり、六甲山地南麓では水系ごとに活動拠点があったものと想像される。

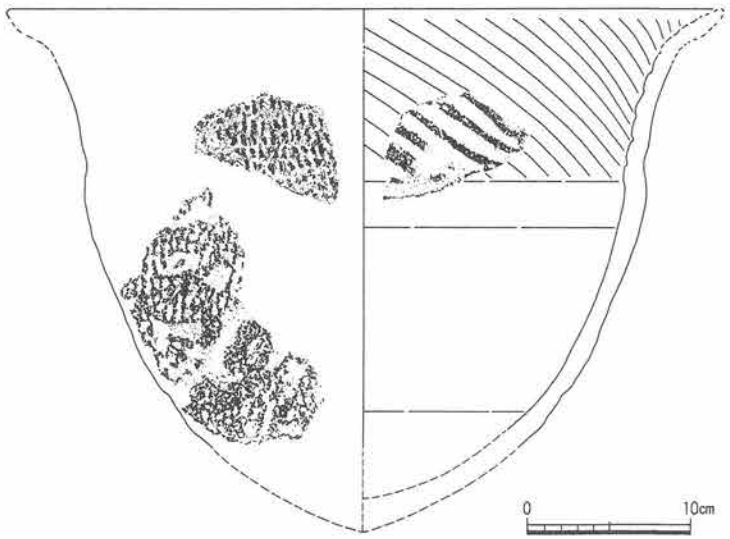

図－10　西岡本遺跡竪穴住居跡 SA－1 出土の高山寺式土器復元図
縄文時代早期の尖底土器で、外面には楕円押型文が、内面にはトタン葺状に走行する斜行沈線がみられる。器壁は厚く、相当の容量があるだろう。
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区　西岡本北遺跡』、2001年から）

縄文文化期の掘立柱建物

富山県桜町遺跡の建築部材の発見により、縄文時代にも高度な高床建物が復元できることが判明しているが、日本の伝統的な木造建築技術の基本手法が数千年もさかのぼって生まれていたことが常識化しつつある。青森県三内丸山遺跡では全国的に話題を集めた直径一㍍を測る巨木柱をもつ遺構があるし、石川県の真脇遺跡やチカモリ遺跡ではウッドサークルと呼ばれている木柱列が発掘されている。通常の小型高床建築の最も古いものは、新潟県和泉A遺跡（中期初頭）でみつかっている。

実は東灘区でも縄文時代にさかのぼる掘立柱建物が本山遺跡（第二〇次）で報告されている。中期前半（船元Ⅱ～Ⅳ式段階）に属するその建物（SB二〇一）は、南北三・六㍍、東西一・八㍍以上の構造で、南北方向の柱列三本のうち、中央の一本は外側にはみ出すだけではなく他の二本より深いことから、棟持柱と考えられている。柱径は二〇㌢を測る（神戸市教育委員会二〇〇〇）。周辺には土坑五基や土器群、ピット多数が分布しており、ムラの一角を占めるとみて誤りあるまい（図－11）。

縄文墓地と埋設土器・土器棺墓

縄文時代の遺跡を発掘する機会が多くなった割には、当時のお墓のようすなど不明な点も多い。とくに近畿地方では、中期以前の事例はきわめて乏しく、変遷などを明らかにはできない。兵庫県下では淡河中村遺跡（中期）が古い例で、径一三㍍前後のサークル状に配列された土坑墓群が営まれており、東西二群で構成された公算も説かれている。

ただし、発掘現場では単に穴と認識される土坑が本当に墓とみていいかどうかは疑問のある向きもあり、今後、さらなる検

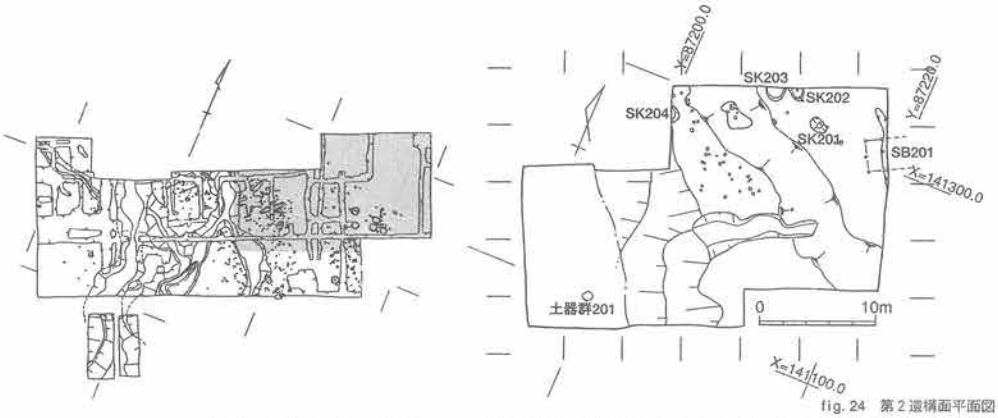

fig. 24　第２遺構面平面図

図－11　縄文時代中期にさかのぼる掘立柱建物跡（本山遺跡第20次調査）
（神戸市教育委員会『神戸市埋蔵文化財調査年報　平成８年度』2000年から）

討が必要であろう。

篠原A遺跡（神戸市灘区篠原中町）では、中期末～後期前半の集石・集石土坑・土坑などの群集が竪穴住居跡の周辺にみられるが、土坑四・土坑五などは墓と考えてよい構造をもっている（図―12）。これらは居住区と墓域が接近した例ととらえうるが、他府県に比べ埋設土器の採用は遅れたようである。

後期初頭になると、県下の縄文遺跡で埋設土器が認められる。埋設土器とは穴を掘り、その中に深鉢など容器を埋め置く簡単な施設のことであり、通常は墓とみなされる場合が多いが、実は機能についてはよくわかっていない。近隣では典型的な例が川西市加茂遺跡でみつかっている。粗製土器四基が群集した墓地である。

後期前半では播磨の揖保郡太子町東南遺跡で、同後半には淡路の津名郡東浦町（現、淡路市）佃遺跡で埋設土器がみられ、墓と想定される。後期前半の埋設法は汎日本的にみて正位置である。後期末～晩期初頭は、近畿地方全体を見渡してみても墓の事例は乏しい。北部九州地方や東北地方で増加をみせるのとはなはだ対照的である。

晩期前半の墓制は不明瞭であるが、佃遺跡や篠原遺跡で土器棺墓が出現する。この段階には強弱はあれ群がりをみせている。晩期中葉の篠原式段階には、土器棺は群集化を強め、正位置埋設に加え、斜位置・横位置がふえ、土器による埋葬の方式は多様化していく。そして、深鉢など土器自体も粗製化、無文様化をたどり激変する。東日本全般が正位埋設を持続させている現象と対峙している。

晩期の終末になると、土器棺墓は単独出土するものが顕著となる。周辺では雲井遺跡（神戸市中央区）、下加茂遺跡（川西市）に類例がみられ、口酒井遺跡（伊丹市）ではあたかも群をなすようにみえる点が異質と言えよう。

東灘区内の縄文遺跡の中にも墓地の一部と推定できるものがごく少数例存在する。

縄文人骨と人口

兵庫県は縄文人に関する人骨資料が乏しい。姫路市辻井遺跡の一体と高砂市日笠山遺跡の一体を数えるのみである。

辻井例は後期～晩期とする見解もみられるが、戦前の調査で時期不明。日笠山例は仰臥屈葬の人骨で、上部に扁平な板石を伴う。ほぼ全身骨格が残っており、推定身長一五四㌢、四〇歳までの成人男性とみられる。下顎両犬歯に抜歯が認められる。

ところで、縄文時代の兵庫県域の人口はどれくらいであったのだろうか。

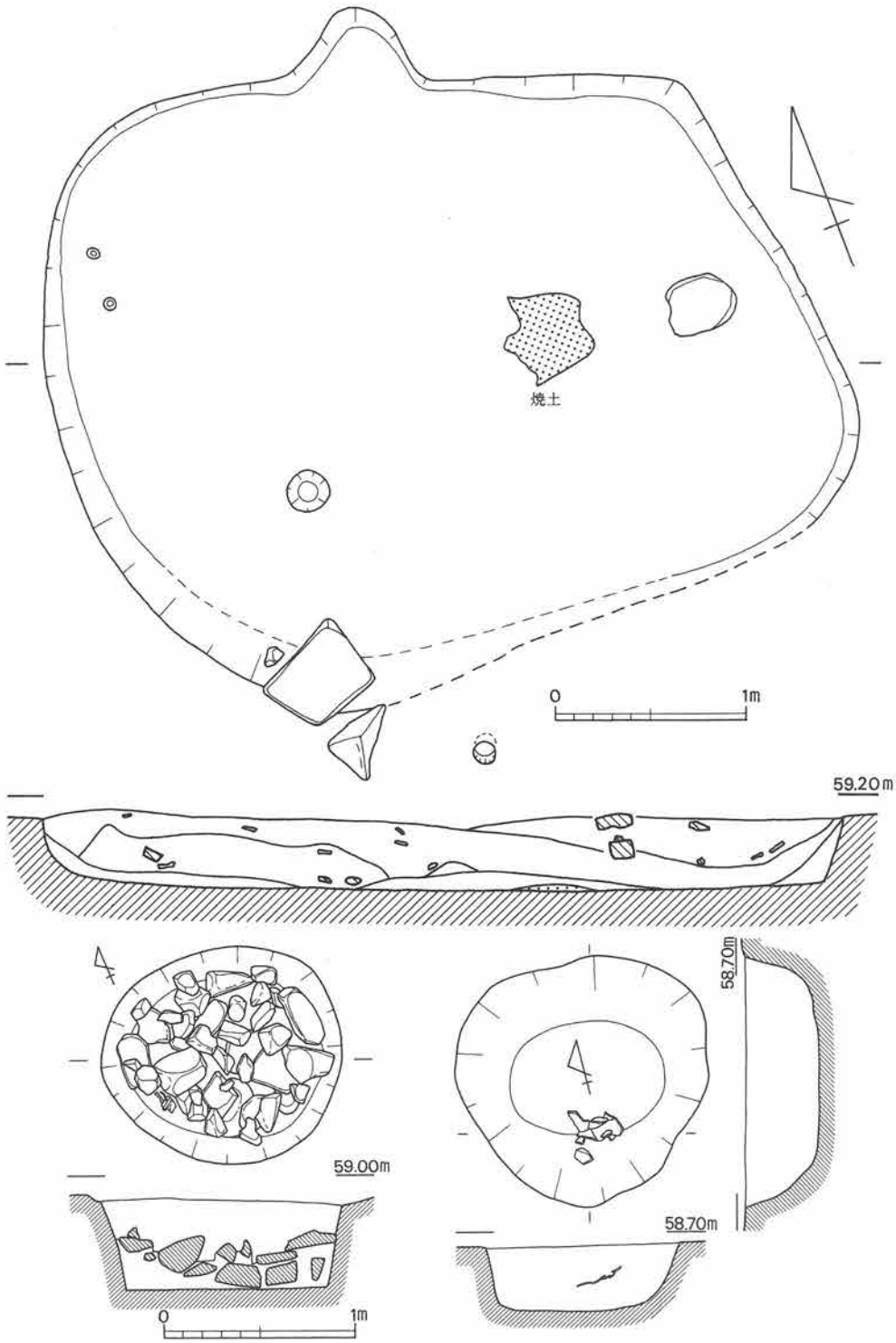

図－12　竪穴と墓とおぼしき土坑 篠原A遺跡（神戸市灘区）
（下條信行・定森秀夫ほか『篠原A遺跡』財団法人古代学協会、1984年から）

最も縄文文化が栄えたとみなされる中期の日本列島で二六万人前後と推計されているので、県下でも数千人を数える縄文人を想定することも可能である。しかし、植生と遺跡分布密度から東日本に比べ西日本の縄文人口はかなり低いものとみなされており、県南部の実態は一〇〇〇人を切ることも予測されよう。本庄地域でも土器がまとまって出土することをたよりに生活痕跡を求めている（図－13）。

縄文文化の画期と衰退

今から一万三千年前ごろに日本列島に出現した豊かな土器文化を伴う狩猟・採集の生活様式は、東神戸の周辺でも早期半ば以降、ひとびとに定住生活の基礎をもたらし、活動圏を海と山に求め根をおろしていった。居住地の移動は頻繁にあったであろうが、十キロメートル圏を大幅に越えての大移動は旧石器時代に比べきわめて少なくなったと考えられる。

市内の東灘区や灘区内で発見されている縄文遺跡はまだほんの一握りであろうが、後半段階以降には東日本からもひとびとが訪れた気配があり、外来土器文化に求心性をみせる遺跡の存在が注意される。食生活史の一面は後・晩期以降の北陸以西の西日本でも低湿地に造られる地下式の貯蔵穴群などからうかがわれるが、本地域でもそうした証左が得られつつある。自然の恵みをフルに生かし、生活上の技術や精神文化を大いに高めた縄文文化は、土地土地に少しずつ手を加えた基層文化をゆっくりと、しかし着実に築いていったのである。

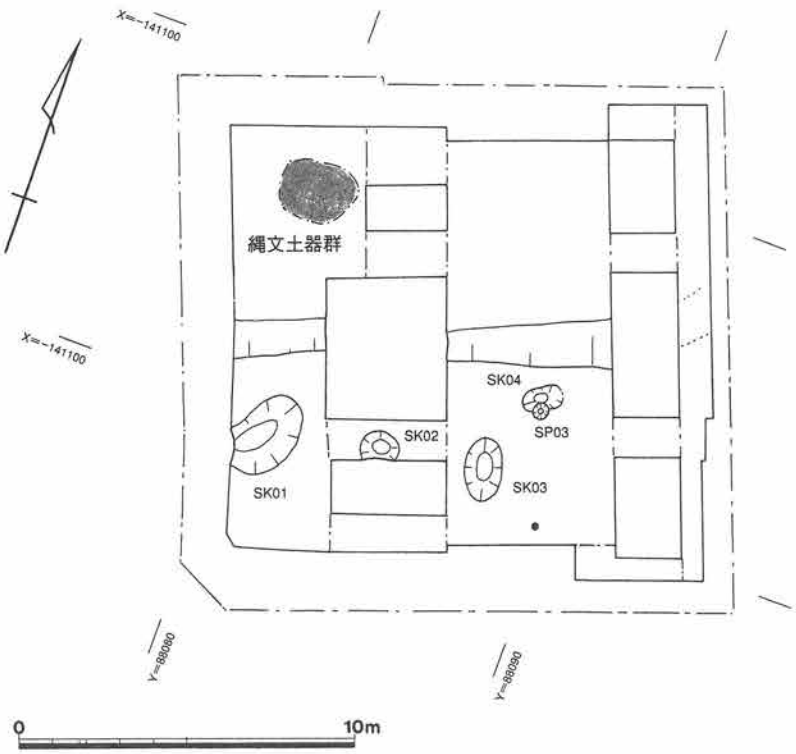

図－13　本庄町遺跡（第８次調査地）における縄文土器群の検出範囲
（神戸市教育委員会『平成10年度　神戸市埋蔵文化財調査年報』2001年から）

四節　縄文人と弥生人の出会い

1　水稲農耕の伝来と縄文文化の終焉を示す土器

突帯文土器を使ったひとびと

縄文土器は、縄目の文様が施された土器であるというのが一般の認識である。しかし、近畿地方の縄文土器は、元住吉山Ⅱ式段階から縄文を器面に施すことを放棄する。そして、終焉段階の西日本では文様を極限まで減らし、刻み目を入れた突帯のみを胴部や口縁部に貼り付けて飾るだけのシンプルな深鉢を主に用いている。これを「刻み目突帯文土器」と呼んでいる。刻みを施すことは絶対的なものではないから、単に「突帯文土器」と称してもかまわない。器の表面は二枚貝やヘラなどで調整されるが、弥生土器にみられるハケメは採用されていない。

現在、突帯文土器は縄文時代最終末に編年されているが、各地で水稲農耕との強い係わりをみせており、隆盛期の縄文土器の複雑な文様表現と比べると、むしろ弥生土器との親縁性をうかがわせる。言わば、縄文時代から弥生時代への移行期に用いられた土器であり、そのいきさつと社会変化の激動を知っている容器ともいえる。この突帯文土器がその文化変動期の真相の何を物語ってくれるのか。目下はその歴史的な問いかけに対し、ようやく曙光が差してきた段階といえるだろう。本庄地域はその点でも重要な歴史資料を提供している。

これまでの土器研究により、突帯文土器は滋賀里Ⅳ式→口酒井式→船橋式→長原式の順に新しくなる型式編年が編まれており、長原式はさらに新古三段階程度に細分されている。このうち、大阪市長原遺跡出土土器を標式とする長原式はことのほか弥生土器を伴うケースが多く、一部は弥生時代に入っても作り続けられたと考えられている。つまり、突帯文土器を使用した人々はそれまでの伝統的な土器生産をかたくなに守ってはいるものの、明らかに新来の農耕集団と接触しており、新しい技術や文化と息吹を取り入れ始めている。

その動きは多様であったろうが、土器の変化をみる限り、大きな時間差があったとは考えられない。興味深い点は、こうした過渡的な段階では、縄文的な祭祀具である石棒や土偶なども変容をとげつつ残存していることで、北青木遺跡では湿地で片岩製の石棒四点分の破片が確認されている（図－14）。なお、突帯文土器が近畿地方で成立した年代は、諸説があろうが、紀元前一〇〇〇年を前後するころのことと考えておきたい。

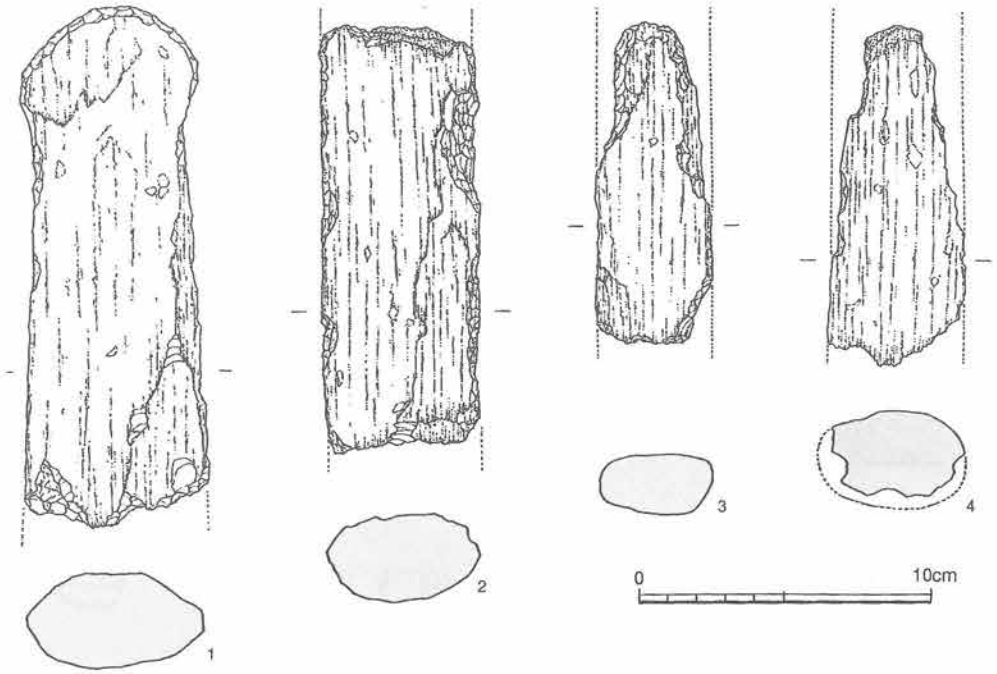

図－14　北青木遺跡出土の結晶片岩製石棒片〔縄文時代晩期〕
（神戸市教育委員会『北青木遺跡発掘調査報告書－第３次調査－』1999年から）

本庄地域周辺出土の突帯文土器

次に、突帯文土器が確認された遺跡について見てみよう。

北青木遺跡では、第三次調査で五〇点の深鉢形土器が出土しており、その内訳は溝一六点、湿地一三点、包含層二一点である。中河内の生駒西麓産の土器は八点、一四％を占める（菅本・右島一九九九）。これらは長原式とみてよいであろう。その他は長原式と存続時間を共有する在地の突帯文土器で、乳黄灰色を呈し、胎土に花崗岩構成鉱物を含んでいる。最近、注目され始めている地元の土で作られた突帯文土器である（図－15）。

その他、本庄地域の近隣では、本山遺跡（第二三次調査）、井戸田遺跡（第二次調査）などで突帯文土器が出土している。突帯文土器は弥生土器と比べて僅少で、完品で出土することは少ない。隣接する芦屋市では、若宮遺跡や寺田遺跡、近在の津知遺跡で滋賀里Ⅳ式以降の突帯文土器が出土しているが、伴出の可能性を有する古い前期弥生土器は出ていない。

さらに周辺では、伊丹市口酒井遺跡や神戸市灘区篠原遺跡、兵庫区上沢遺跡・大開遺跡などでまとまった資料がみられ、口酒井の場合は事前調査が随分と行われ、先に記述したように近畿地方縄文晩期の編年資料となっている。弥生土器との時間的関係は、稲作開始期の環濠集落がみつかった神戸市兵庫区大開

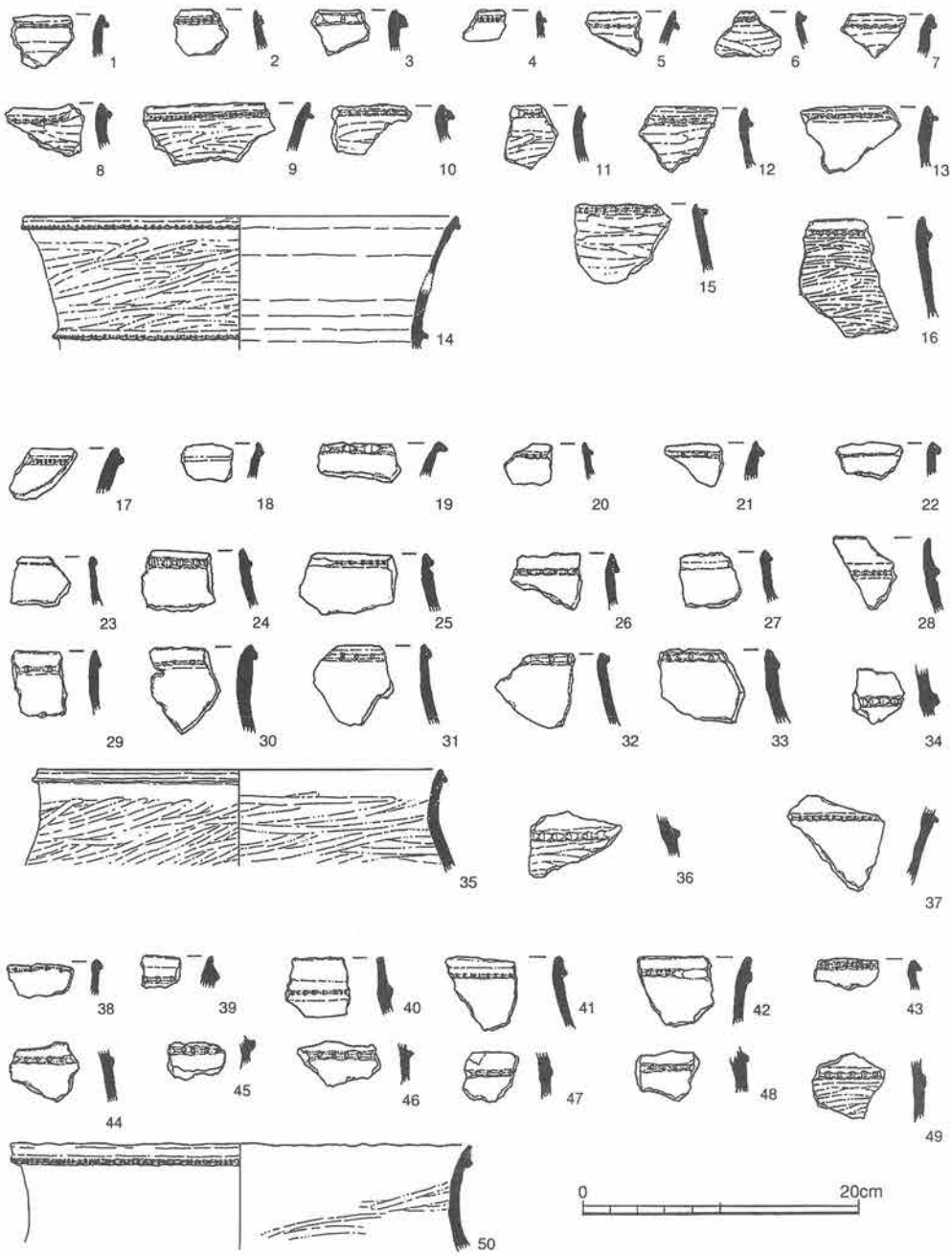

図－15　北青木遺跡の突帯文土器〔縄文時代晩期〕
（神戸市教育委員会　1999年　前掲から）

遺跡でも興味深い推移をみせている。

縄文時代晩期の遺跡分布にみられる特性

縄文時代の終わりの段階のようすが知られる晩期の遺跡は、尼崎・伊丹両市域と芦屋市から神戸市にかけての海岸平野や扇状地端部に集中する傾向をみせ、海退現象に伴って広がった沖積低地へと進出する。後述するが、形成の進んだ浜堤の上にもその生活痕跡をとどめている。

先に紹介した突帯文土器が使われる晩期後半の遺跡が圧倒的に多いが、六甲山麓の神戸市灘区篠原遺跡は、前半期に位置する良好な遺構・遺物がみつかっており、注口土器を含む東日本系の土器が目立って出土している点が注目されている。遮光器土偶の存在も異例のことといえよう（写真－7）。この遺跡は、晩期の遺跡としてはやや標高の高い扇状地上に位置する。

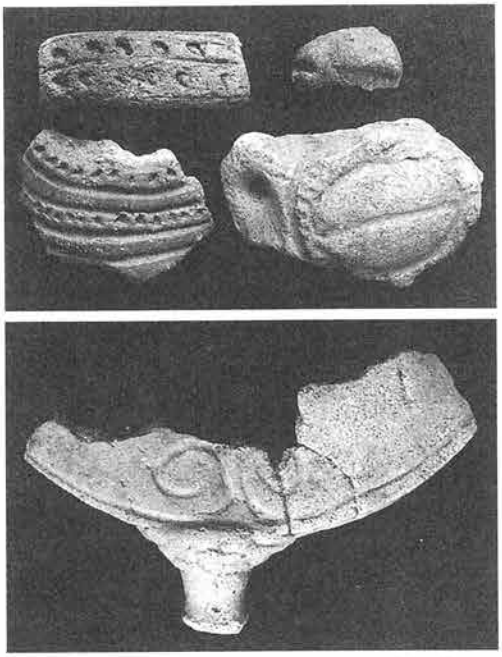

写真－7　篠原遺跡出土の遮光器土偶片と注口土器などの東日本系縄文土器
（多淵敏樹「篠原遺跡」『兵庫県史』考古資料編　兵庫県　1992年から）

2　渡来系集団の新しい文化・技術をめぐって

臨海平野の初期農耕集団

朝鮮半島南部から新しい生産手段と大陸系文物の数々を携えた渡来者は、玄海灘沿岸を上陸の拠点とし、北部九州一帯の在来の縄文人にさまざまな影響を与えた。

渡来者はそのまま弥生人というわけではなく、弥生人は少数の渡来人とそれに同化した多数の縄文人とによって構成され、さらに東の東部九州や西部瀬戸内、中部瀬戸内の地域の縄文人に新来の文化の息吹を伝えつつ、やがて大阪湾沿岸にも達した。少数と記したように、渡来者の数は予想するほど大きなものではなく、縄文人の弥生化が弥生人の総人口を増加させていったとみられる。その傾向は東へ行けば行くほど著しい。

したがって、当地方では大陸半島からの渡来者そのものが大勢やって来た形跡は乏しく、九州からの中継地をいくつか経た瀬戸内系の海洋民的な弥生人がパイオニアとして移住してきた

ことが予想される。その故郷は北四国の讃岐（今の香川県）あたりと推測される。讃岐地方は弥生時代の環濠集落が瀬戸内では最も多く、近畿中心部の集落様相とも共通性がみられる。

岡山県地方も伝来する人・物・情報の根源の一部をなしたことが想像されるが、四国北岸部に比し、摂津ではその影響力は弱かったのではなかろうか。

海路によりはるばる当地へとやって来た外来のひとびとは、初期の水田稲作の技術水準から、可耕地が臨海平野部に限定され、おのずと海に近い低地を活動の場とした。芦屋市若宮遺跡（若宮町）・業平遺跡（業平町）・清水遺跡（清水町）・金津山古墳周濠遺跡（春日町）、西宮市甲風園遺跡（北口町）・北口町遺跡（北口町）・越水山遺跡（越水町）・津門稲荷町遺跡（津門稲荷町）、尼崎市上ノ島遺跡など、点々とその時期の生活の舞台となった遺跡が確認されているが、その典型的なありかたを示すのが神戸市東灘区北青木の北青木遺跡である。この遺跡のようすを紹介しつつ、本庄周辺に定着した弥生文化の始まりを考えてみたい。

北青木遺跡の発見

神戸東部の海岸付近は、一九七〇年代までは遺跡の存在が知られてこなかった地域である。この遺跡は、昭和五十九年（一九八四）にそのような場所でみつかった。

阪神電鉄の沿線すぐ北側一帯の場所に現われたこの遺跡は、通常の沖積平野とは異なって、当時の海辺に形成された浜堤の上に営まれた特異な農耕集落である。表層は風成砂で覆われた、言わば砂丘の上で稲作を始めた人々の生活が展開したわけである。発見当初はこうした異例に属する立地と弥生前期遺跡の分布空白地帯での唐突な出現で、わたしたちの常識を覆した現場見聞時の驚きが今でも鮮明に蘇ってくる。

東灘区北青木一丁目で実施された第一次調査では、浜堤上とその後背湿地に人の手が加わったことが知られ、堤上には東西と南北に延びる前期の溝と年代不詳の柱穴が営まれ、溝内には土器が廃棄されていた。後背湿地に変わる斜面には、約一㍍間隔で護岸用の杭が打ち込まれていた。湿地は流路をなすが、そこには壺・甕を主体とする弥生土器、石鏃・石錐、木製鍬の未製品などがみつかっている。

出土した土器の中で注目すべきは、約一割を占める高率で認められた中河内地方の土器の存在である。茶褐色の一目見てチョコレート色をした土器で、素地土の中に閃緑岩・ハンレイ岩起源の角閃石を顕著に含むため、要領さえつかめれば探しやすいものであるが、海路で大阪方面からもたらされたとみてよい。

距離の遠近にかかわらず、外の土地から運ばれてきた土器を「搬入土器」と呼ぶ。搬入土器の存在は、作られた地域からの人の往来を示し、この場合は東神戸の地に初めて農耕集落を誕生させるに一役かったひとびとの中に、瀬戸内の人間だけでなく、東方の河内から来た人たちが顕著に含まれることを示唆する。いっしょに突帯文土器が含まれていたことも注目されよう。

さらに成果を倍増させた北青木遺跡の第三次調査

東灘区北青木一丁目の市営住宅建設事業に伴い実施された第三次調査では、第二遺構面において、砂丘と堤間湿地、溝・土坑など、縄文時代晩期～弥生時代前期の遺構がみつかっている（写真－8）。

堤間の低地が機能し始めた時期は、底面において検出された数点の元住吉山式土器や石棒により、縄文時代後期であることがわかる。引き続き、縄文晩期、弥生前期にも湿地としての環境は継続しており、一・二㍍にもおよぶ厚い粘土層により埋まっている。湿地全体が埋没するのは、古墳時代後期前後のことであったと思われる。

湿地の両側には標高一～一・五㍍の高さの砂丘がひろがっており、北側の砂丘上からは、溝一条、土坑四二基、ピット一〇二基が見いだされている。このうち溝ＳＤ二〇一は幅四㍍、深さ六〇㌢を測り、西側では第一・二次調査地に連続している。杭数本を伴っている点も共通する。埋土上層からは弥生前期の土器が、中・下層からは弥生前期の土器と縄文晩期の突帯文土器、石鏃一三点が出土している。

これらの遺構には、弥生後期・古墳時代・奈良時代・中世のものが混在しており、前期段階のものは少ない。弥生土器は井藤編年の前期Ⅰ－ｂ段階の資料を中心とする（井藤一九八三）。

この時期の石器としては、多数の打製石鏃と石錐・刃器・楔形石器があり、磨製品では柱状片刃石斧・石包丁・敲石などがみられる（写真－9）。サヌカイトは二上山産より四国・金山産の原材を主に用いている。このことにも、初期弥生文化の成立に四国北部が果たした役割の一端をかいま見ることができよう。前期前半に属するこれら石器のうち、緑色片岩製の柱状片刃石斧は讃岐平野や吉野川流域で生産されているものと同じ石材・石目取りであることが示唆されている。それは図－16を見て明らかなように、瀬戸内・大阪湾岸両地域の柱状片刃石斧の最大厚が五㌢前後という共通性からもうかがうことができる（寺前二〇〇一）。そして、斧身のみが流通したとも考えられている。この地域の弥生文化の始まりは、東・中部瀬戸内南岸の初期農耕集団と同質とも言えるひとびとや道具を担い手として、

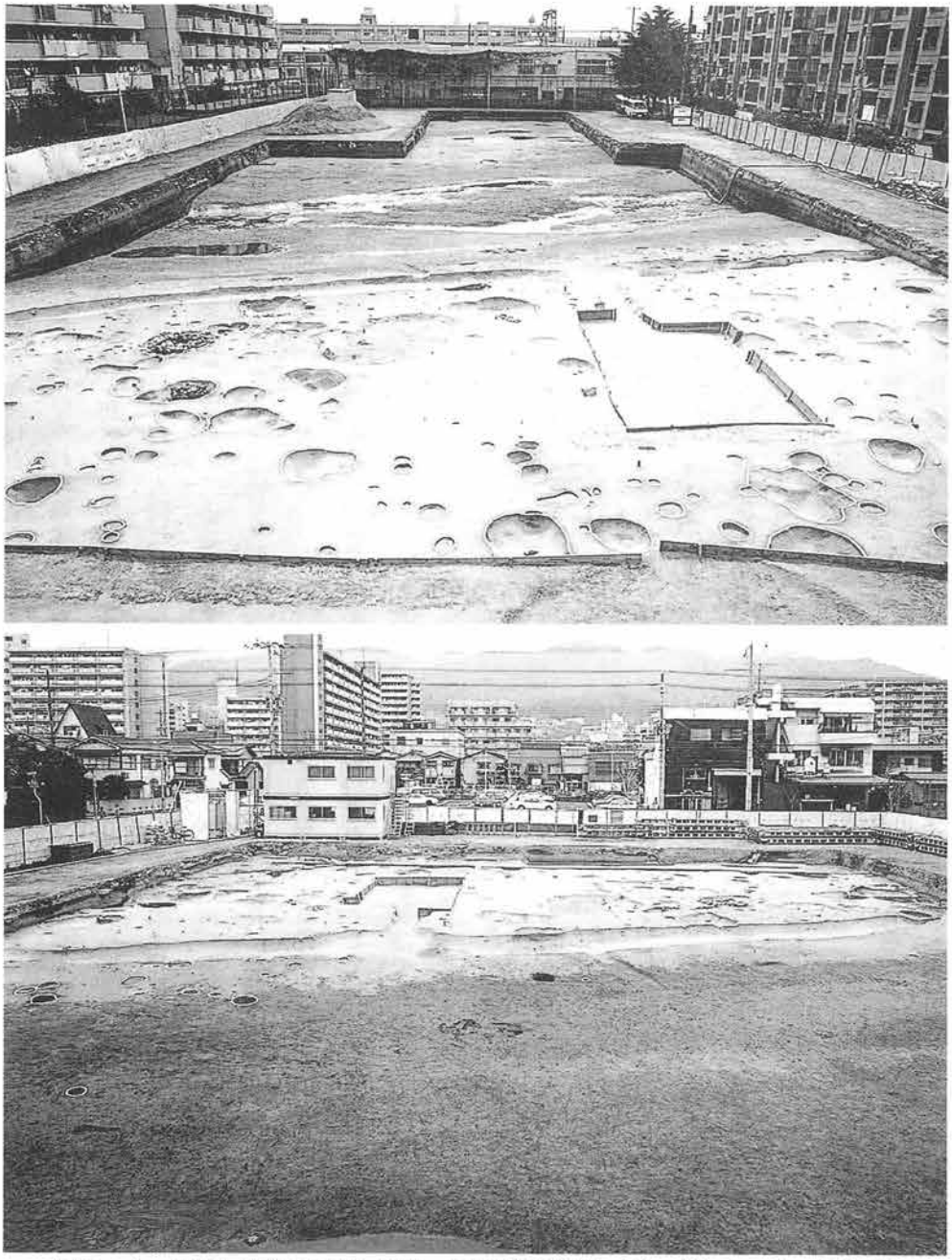

写真－８　北青木遺跡の景観と遺構、浜堤と堤間湿地〔㊤…北から、㊦…南から〕

北青木遺跡の生活環境は、大阪湾北岸の浜堤上という特殊なものであり、けっして長くは続かなかったが、出土土器は何百年か経って再来する人々が存在したことを教えている。

（神戸市教育委員会　1999年　前掲から）

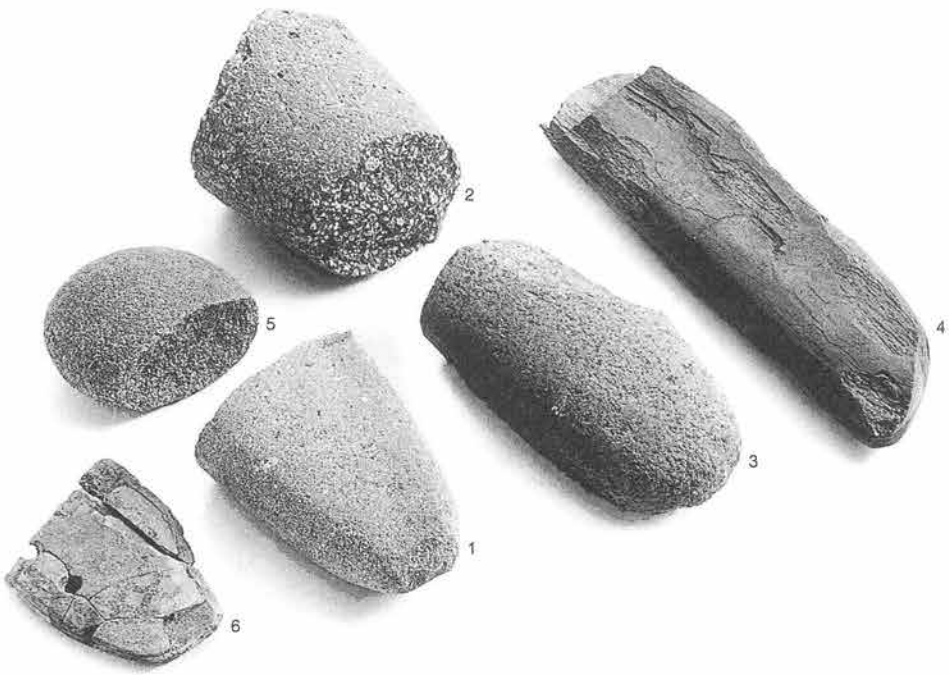

写真－９　北青木遺跡出土の磨製石器〔１・２・３…太型蛤刃石斧、４…抉り入り柱状片刃石斧、５…敲石、６…石包丁〕（神戸市教育委員会　1999年　前掲から）

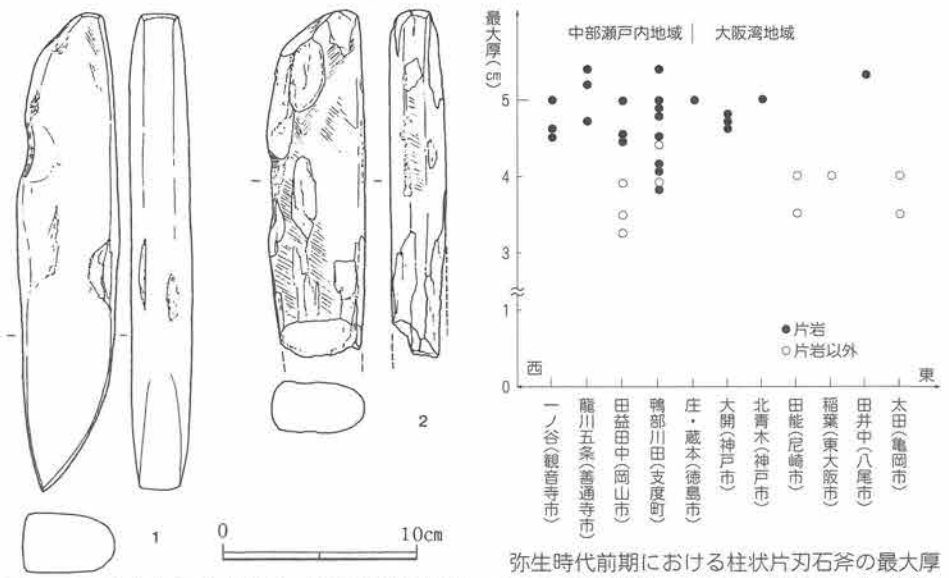

図－16　中部瀬戸内地域と大阪湾沿岸地域にみられる柱状片刃石斧の共通色（寺前直人「弥生時代開始期における磨製石斧の変遷」『古文化談叢』第46集　2001年から）

その第一歩を踏み始めたとみてよい。

湿地から出土した多量の木製品も鍬・鋤の類や櫂などが含まれており、この時期に属するなら注目すべきであろう。建造物の材とみていいものも認められる。なお、集落の本拠地はこの調査地より北東側にあったと考えられている。近い将来、近傍の地から初期農耕を営んだ前期弥生人の居住域が発見されるやもしれない。彼らは海を隔てた瀬戸内の農耕文化、新しい生産体系に対し、早くから需要と関心を抱いたひとびとか、さもなくば東漸してきたひとびとを主力とする外来要素の強い集団であったと思われる。

海浜堆積物からみた北青木遺跡の古環境

北青木遺跡の立地する浜堤は、海岸線に平行して幾重にも連なり、浜堤列を形成している。これまでに砂堆と呼称されてきたものと同一であるが、浜堤と呼ぶ方が成因まで示唆するので、実態を言いあてている。通常、こうした沖積平野の浜堤列は海水準が低下する海退期であることが多いが、深江の海辺一帯の様相は、海水準とは係わらず、海退期における土砂供給量の目立った変動が最も大きな要因のようである。

縄文時代の終わり頃から弥生前期中頃にかけての時期は、気温の低下を招いて気候が冷涼化し、小海退が進んだからである。海浜の構造は、前浜・後浜・砂丘から成り、堆積物は下部砂礫層・中部砂層・上部砂層・最上部泥層に区別されている。

下部砂礫層は山地から発生した大規模な土石流が大阪湾に流入して停止したものであり、そこから洗い出された砂が潮流や沿岸流により海岸線に沿って移動し、沖へと丁線が前進したのが中部砂層である。そして、後浜に発達した低い砂丘列が上部砂層ということになる。また、旧海岸とその後に成長した砂丘

写真－10　北青木遺跡にみられる海浜性の堆積物

トレンチ１での地層の様子。MS：中部砂層、US：上部砂層、UM：最上部泥層。岸の高さは約３㍍。中部砂層の層理が写真の左手前から右奥に上がりながら収斂しているのがわかる。南（左手前）側が海であったことになる。

（増田富士雄「北青木遺跡の海浜堆積物」『北青木遺跡発掘調査報告書－第３次調査－』神戸市教育委員会 1999年から）

列との間にできた低地には潟や湿地が形成され、泥質堆積物が残るが、これが最上部泥層の正体とみることができる（写真－10・図－17）。

　このような海浜堆積物の大きな特徴は、粒度の分級度がすこぶるよく、風によって運ばれた砂丘の砂は前浜の砂より細かい粒子となっている。土石流主体の下部礫層からは縄文土器（早期の貝殻条痕文土器）が出土しており、土石流災害の時期が縄文時代でも古い段階にさかのぼることを教えてくれる。浜堤地形形成のメカニズムが判明した発掘例として希有なものと思われる（増田一九九九）。

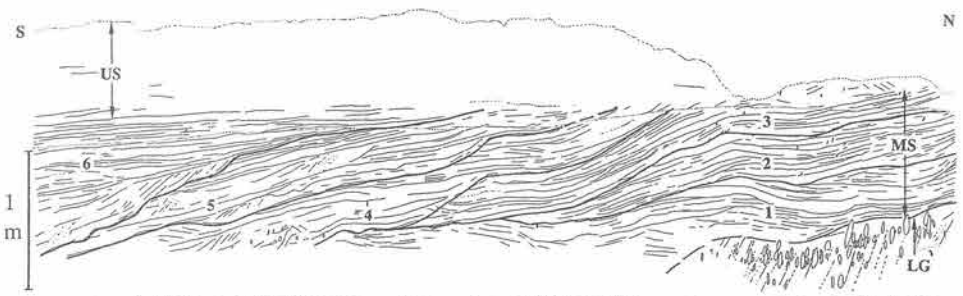

トレンチ２の中部地層（前浜堆積物）に認められる内部堆積構造のスケッチ。LG：下部砂礫層、MS：中部砂層、US：上部砂層。太線は比較的大きな侵食面で、ストーム時の大波で形成された同時間面。それによって中部砂層はユニット１～６に分けられる。下部砂礫層の上位では地層が上方に向かって累積し、その後左側（南側）に向かって前進する様子を示す。南側が海であったことがわかる。図中の点線は水平な線を示す（スケッチのためゆがんでいる）。スケッチの線幅は約30㌢。

図－17　北青木遺跡の前浜堆積物の堆積状況（増田　1999年　前掲から）

近畿最古の遠賀川式土器

　東神戸の地には、学界で注目されている遺跡が数多く存在する。考古学者が日々目を離せない土地なのである。本庄地域の北に位置する本山地域でみつかった本山遺跡もそのひとつである。

　この遺跡の詳細は後に扱うが、ここからは近畿地方で最も古い弥生土器が確認されており、初期の稲作集団が大阪湾北岸のこの地に早くから定着したことを物語っている。

　弥生前期の土器は昭和の初め頃より「遠賀川式土器」と呼ばれてきた。遠賀川下流域に位置する福岡県立屋敷遺跡の土器を標識とする西日本に広域に分布する前期弥生土器の総称である。体部が強く張った壺、如意形口縁の甕、それに高坏や鉢、蓋が加わって縄文土器にはない斉一的な土器様式を構成する。

　日本列島最古の弥生土器である板付Ⅰ式土器は、玄海灘沿岸部の特定地域に分布し、狭い定義では遠賀川式土器から外す場合が多い。したがって、遠賀川式土器は朝鮮無文土器の強い影響の下作られた板付Ⅰ式土器の系譜をひき、貯蔵形態と煮沸形態を確立させた西日本の土器様式と定義され、東北地方を含む東日本には遠賀川系土器として短期間のうちに波及する。

本山遺跡の最古級の遠賀川式土器（写真－11）は、その特徴が甕によく現れている。短く外開きする口縁部には古色の段が形成されており、段下に一条のヘラ書き沈線文が入る。器体にはこころもち張りが認められる。発達期の遠賀川式土器ほど胴部の張りはあまりなく、いわゆる倒鐘形を呈し、やや硬直する。

これまで、当地方では尼崎市上ノ島、神戸市兵庫区の上沢、大開や前述した北青木などの遺跡が古い弥生土器を出土する遺跡の代表例であった。また、大阪湾岸では、大阪府の若江北遺跡（東大阪市）や田井中遺跡（八尾市）が近畿では古い遠賀川式土器をもつ初期農耕集落として知られていた。本山遺跡の弥生前期の土器の中には、これらより明らかに先行する段階のものが認められ、言わば近畿地方における稲作の民の揺籃がこの東灘の土地を舞台にしたことを示唆している。

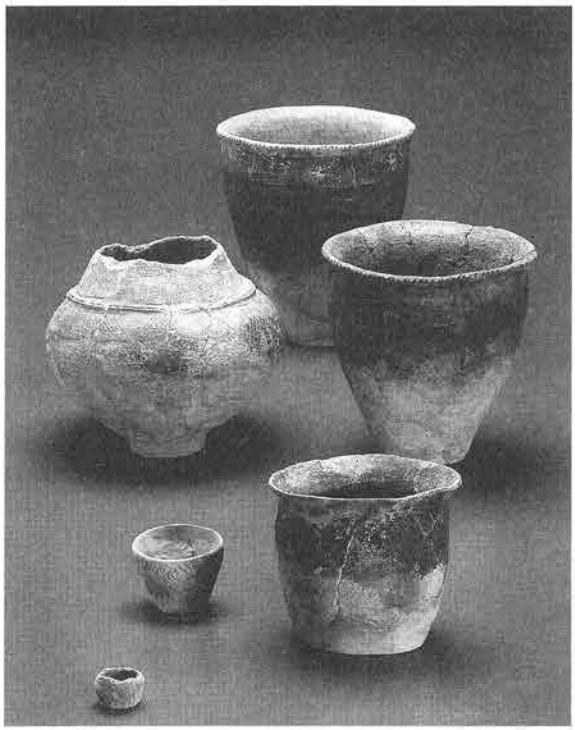

写真－11　本山遺跡でみつかった近畿地方最古級の弥生土器
（神戸市教育委員会『ひょうご復興の街』一九九七年から）

やや大袈裟な表現をとるなら、本庄地域の周辺に関西で一、二を争う最も古い弥生人が、農耕のパイオニアとしてその第一歩を踏み始めたということになる。おそらく今後、水田の開発も最も早い証拠がみつかることを期待してよい。

3　農耕活動が解明された本庄町遺跡

整備されていた弥生前期の水田

弥生文化開始期の生産の場は、本庄町遺跡においてある程度の構造を知ることができる。「本庄」という旧村名、当地区名が遺跡名として使用された唯一の例だ。地区住民にとっても親近感が湧く遺跡の一つではなかろうか。

この遺跡は東川および高橋川が形成する扇状地間の緩斜面地の標高四㍍の所に立地している。海水の流入が認められない静水域で、おそらく水深も浅い沼状の地域であったろう。珪藻分

析の結果も淡水棲種が認められる。調査区における微地形は北西から南東に向かって下がっており、沖積低地面へと向かう。

弥生前期にさかのぼる水田跡は、近年各地でみつかるようになったが、この水田跡が財団法人古代学協会の調査で発掘された一九八四年の頃は、これほど古い例は兵庫県下では類例も乏しく、大変珍しい存在であった（片岡編一九八五）。

VIa層上面で検出された水田（図－18）は、傾斜地を生かした最小限の造成で潅漑に適した小区画水田を形づくっており、畦畔に囲まれた田面は一四枚を数える。水田一筆の面積は最小四・一五平方㍍から最大四二・三八平方㍍までの規模格差がみられ、田面には人間の足跡が多数確認された。水田層中からは弥生前期の土器片十数点と突帯文土器一点が出土しており、当水田跡が稲作受容期のものであることを物語っている。

畦畔の形態は、高さ約一〇㌢、下幅二〇～四〇㌢を計測し、断面形は台形ないしは半円形を呈する。水田耕土を盛り上げて築成された黒色粘土から成る。現実に畦畔の周辺のみ土取りによる窪みがみられた。畦畔どうしが直交するものはみられず、段違いか三叉状に交わることを大きな特徴とする。水口については、水田11と水田12の間に一か所だけ確認されており、幅は三〇㌢を測る。各田面にはオーバーフローにより導水した可能性が報告されている。

田圃の足跡は語る

VIa層には耕作による撹拌痕跡が認められ、作土中には植物の葉・茎・種子などの遺体や有機物が認められ、水田面上にも厚さ数㍉の植物遺体層が部分的に存在した。

水田埋没直前の足跡（図－19）は、興味深いことに性格の違いから二つに大別されている。

それは、①茶褐色粗砂の入り込む深めの足跡、②淡青灰色シルトの入った浅い足跡で、①は深さ三～八㌢、②は深さ二㌢内外を測る。①は水分をたっぷり含んだ粘質味の強い状態で踏み込まれ、溝状遺構4の水流により運搬された粗い砂が埋めたものであり、水田12南や水田13、溝4の一部に局部的ながら錯綜状態で無数に検出されたものである。

②は水田4・5・7・8・9・10で確認されている。固い水田耕作土に踏み込まれたもので、農作業と推定される規則性ある歩行状態を読み取ることができる。足跡の大きさは、小さいもので二二㌢前後、大きいもので二五㌢余で、歩幅は大体四〇～五〇㌢を計測する。足跡列が二面の水田面にまたがることなどは、作業内容や作業単位、さらに用益単位を考える上に重要な手掛かりを与えることになろう。

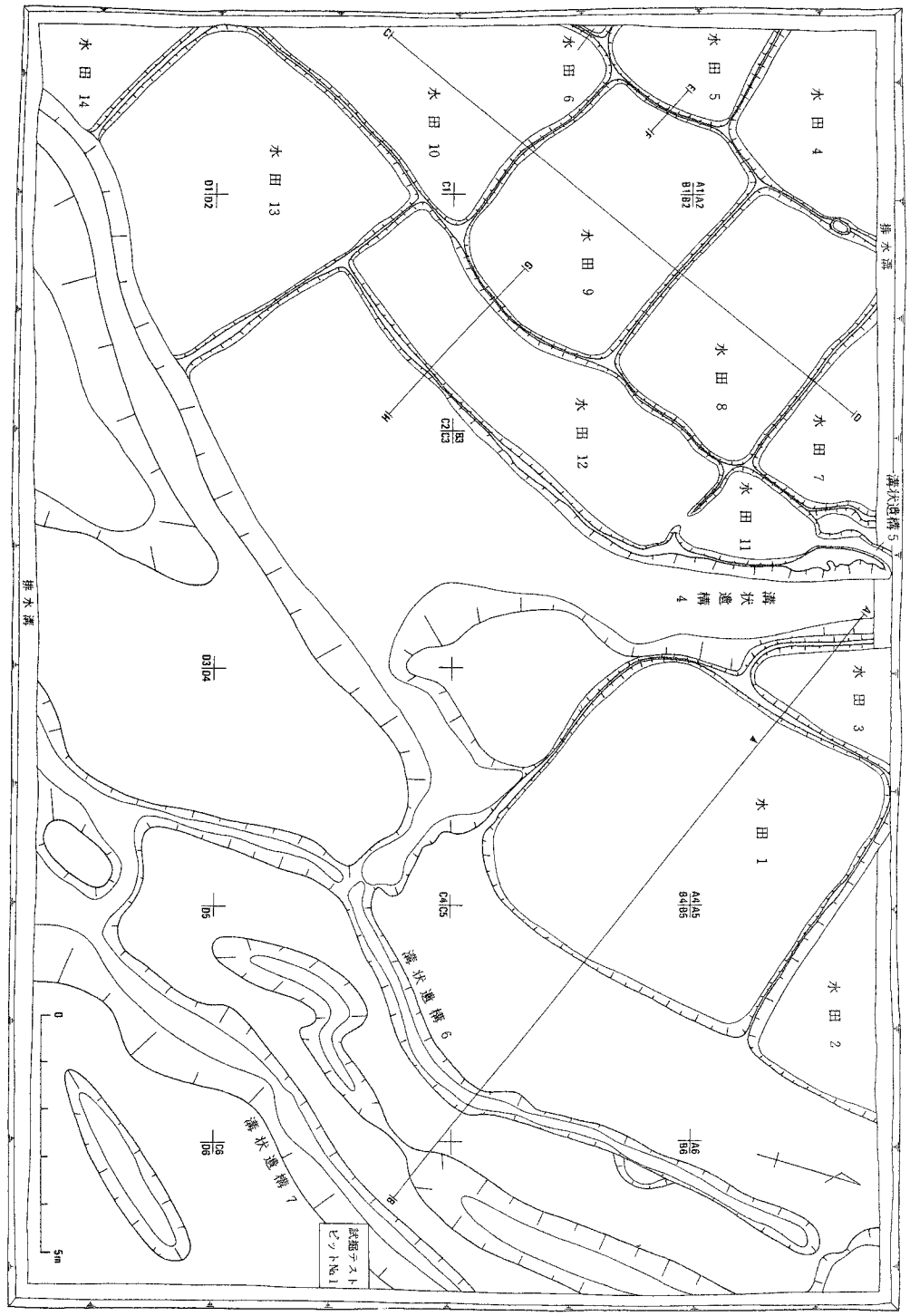

図－18　本庄町遺跡の弥生前期初期水田　VIａ層上面検出遺構実測図（片岡編 1985年から）

A－B、C－D、E－F、G－Hは断ち割りの位置を示しているが、断面図は掲げていない。

▲印は花粉分析・珪藻分析・^{14}C年代測定のための試料採取位置を示す。

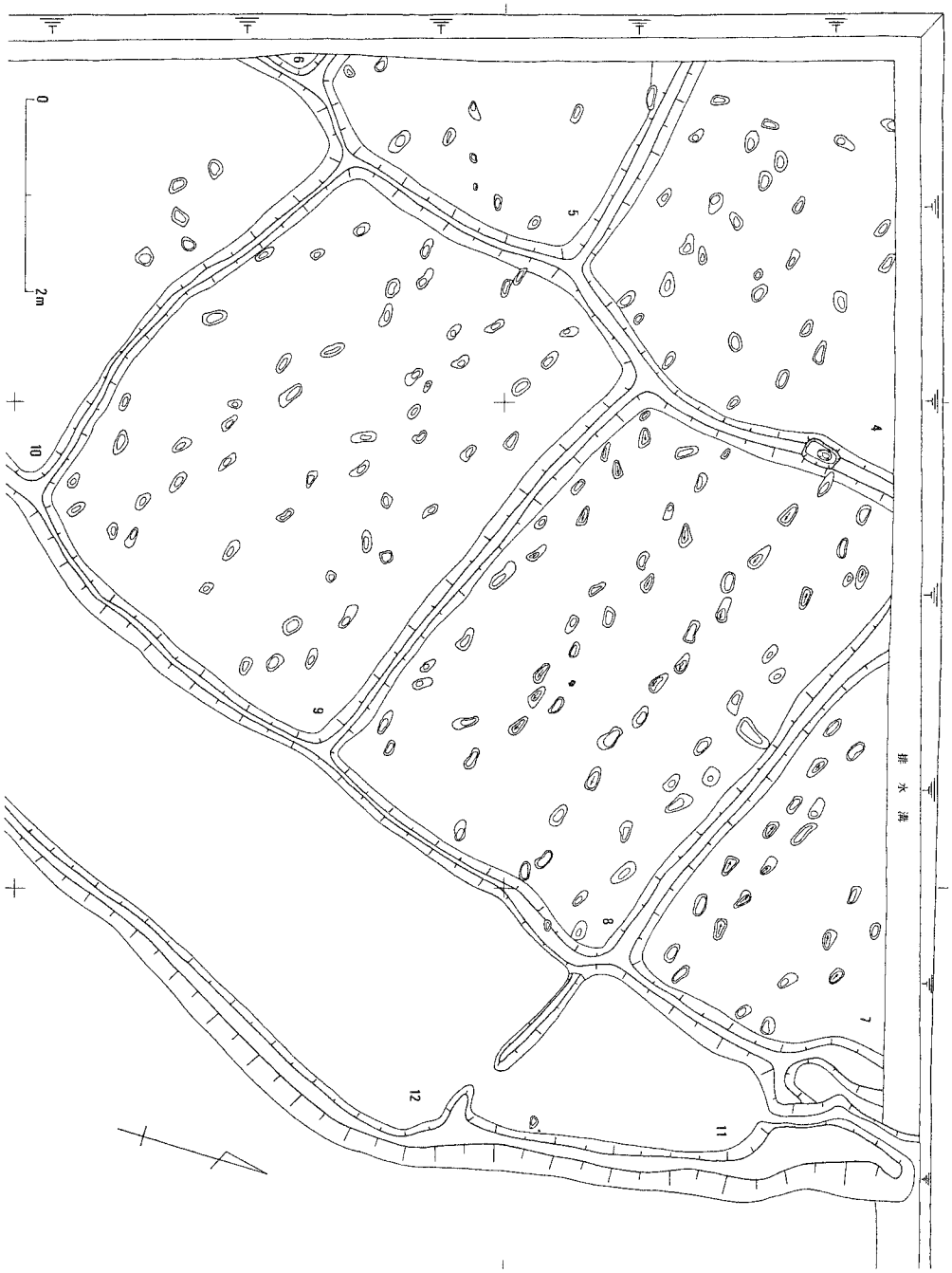

図－19　水田面のヒトの足跡実測図（小さな数字は水田番号を示す）
本庄町遺跡出土の弥生前期水田跡には、田面に規則的歩行の痕跡を示す足跡が良好に残されていた。畦畔に平行しており、何かの作業を行っているかにみえる。
（片岡肇編『神戸市東灘区本庄町遺跡』財団法人古代学協会　1985年から）

水田層出土の土器類

一部断ち割り調査によって掘り下げた部分から発掘されたVIa層の遺物は、弥生土器片一〇数点と縄文土器片一点である。報告された四点の土器を引いてみよう（図－20）。

1～3は弥生土器である。1は壷の底部。内外面ともにていねいなヘラミガキを施して仕上げている。2も壷で、胴肩の部分片である。破片最上端に低い貼付け突帯をとりつけ、その上に棒状の工具を用いて押圧による刻み目を斜めに加えている。突帯の下側には浅い沈線が確認できるが、精緻なものとは言いがたい。3は甕である。文様はなく、内外面をヨコナデ調整する。外面全面に煤（炭素）が厚く吸着している。これらは弥生前期後半の時期と考えられる。

4は縄文晩期の突帯文土器である。口縁部の端に接近して突帯を貼り付けている。突帯上にはD字状の刻み目を密に施している。胎土中に細かい角閃石が多数みられ、中河内・生駒西麓産の土器とみられる。土器型式は長原式である。

水田跡から出土する土器は、水田耕作土や被覆層にごく少量含まれる程度が常態である。開田の時期決定によく用いられるが、資料数が少なく躊躇するケースが多い。本庄町遺跡の場合もご多分にもれない。しかし、状況証拠的にみて弥生前期とみなして問題はないと考えられる。ごく最近になって、芦屋市前田遺跡（前田町）からも弥生前期頃にさかのぼる小区画水田がみつかっている。本庄町遺跡と酷似した水田土壌を有しており、緩い傾斜面を利用した畦越しの自然

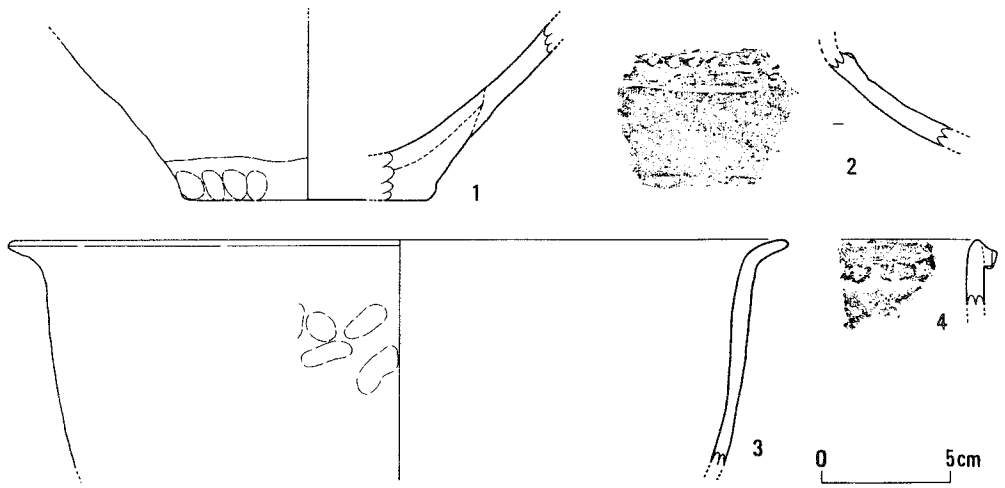

図－20　本庄町遺跡 VIa層出土遺物実測図（片岡編　1985年、前掲から）

潅漑が想像される（芦屋市教育委員会二〇〇四）。

自然科学分析からみた本庄町遺跡

水田か否かの検証は、当時、神戸市立教育研究所の前田保夫が花粉分析を行っている（前田一九八五）。

表－2は、本庄町遺跡の主要な花粉化石の産出パーセンテージダイヤグラムである。これをみると、試料3と試料4の間で花粉化石の出現頻度が急激に変化する。下位に位置する試料4～8をみると、「イネ科、キク科などの草本花粉やシダ植物の胞子が高率を占めるが、木本花粉ではコウヤマキ、マツ属、シイ属などが安定して検出」されている。

試料1～3の採取源、耕作土である黒色粘土のⅥa層から栽培種のイネと推定される四〇ミクロン以上の大型サイズのイネ花粉が急増し、替わって木本花粉の出現傾向として耕土下で安定していたコウヤマキが急減するという。その他、この層準で増加するものをグラフに求めれば、アカガシ亜属、コナラ亜属、シイ属などが指摘できる。これは、本庄町遺跡の水田環境がシイ・カシ林、換言すれば照葉樹林とも呼ばれる常緑広葉樹林の分布域であったことを示しているという。

イネ科花粉の産出状況について、前田は試料4～8では栽培種のイネ科花粉は微量にすぎず、水田耕作の開始期は試料1～3の黒色粘土層からと断言している。

また、森林伐採の代償植生として、よく増加のうかがわれるマツは認められていない点が注意される。前田はコウヤマキの安定した出現傾向に関し、本山田中遺跡（東灘区田中町）の最下層堆積物の例をひき、「神戸市東灘

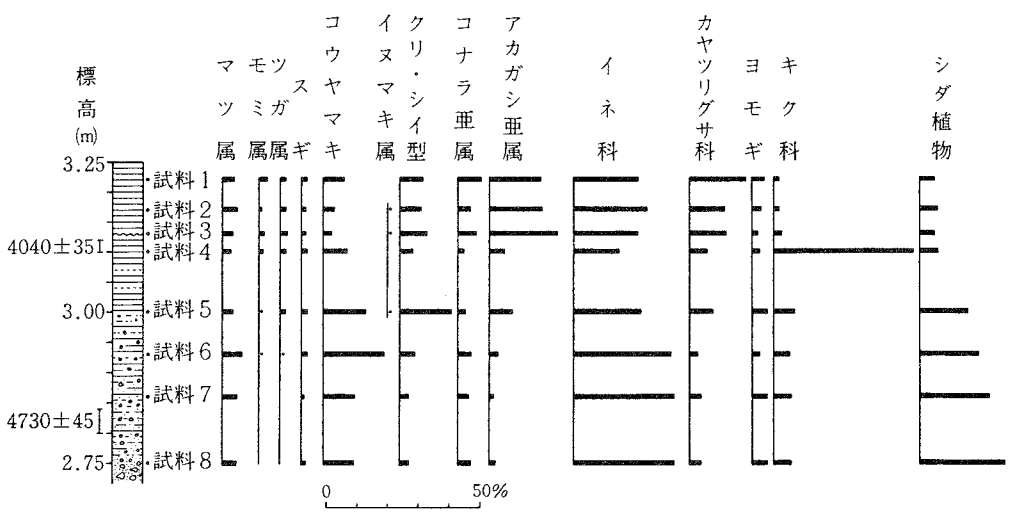

表－2　本庄町遺跡主要花粉化石産出パーセンテージダイヤグラム（片岡編　1985年、前掲から）

区の低地部には弥生時代のある時期までコウヤマキが森林内の普通の樹種として生育したもの」と、述べている。

水田化された低湿地の性格をめぐって

単細胞性藻類である珪藻は、その被殻が硅酸質のため、細胞の死後、堆積過程では分解されない。また、塩分濃度・栄養性・pH・止水・流水などの環境要因に対し、種ごとの特異的分布を示す特徴がある。これを応用して珪藻分析を行ったのが、神戸大学理学部の居平昌士・熊野茂であり、本庄町遺跡のデータが発表されている（居平・熊野一九八五）。

詳細な試料処理方法と成績については、省かざるを得ないが、結果のみ取り上げると、出現種は一〇〇%近くが淡水棲種であり、試料8の時代は珪藻が生息しにくい不安定な環境と考えられた。しかし、試料7の頃からは環境安定化の兆候がみえ、試料6の段階ではアルカリ性沼沢化となり、酸性化しつつも耕作敵地の沼地となったようである。また、試料1～3で水田耕作により土壌の酸性化が進んでいったという。

さらに、自然遺物の分析が粉川昭平（大阪市立大学理学部）によって進められた。水田1の資料を耕土下土層・耕土・覆土と層位的連続的に調べられた結果、当初アシなどの大型草本の生い茂った低湿地であったところを水田化し、しばらくして放棄されたが、最後は多数大本の種子を含む土壌で覆われたことが判明した。

水田化された本庄町遺跡の微地形は、沖積低地面から沖積扇状地下位面へと至る緩傾斜面であり、植生はコウヤマキ属が急激に減少してアカガシ亜属卓越型の組成に変化している。扇状地間低地に属するこの地形面は、広い地域で安定した土壌の発達が確認されており（辻ほか二〇〇二）、弥生前期のひとびとが最初に田を開くために引き付けられた土地と考えられる。

植生や植物利用の変化

稲作農耕の浸透によって、ムラの周辺の植生は大きく変化した。アカマツの二次林が卓越し、酸性の基盤岩である花崗岩から供給される透水性のよい土壌が、高燥な土地環境を作り出しことがその進出に拍車をかけたのである。

この後、鉄器が導入されるや加工材の幅が広がり、スギやヒノキなどの樹種が多く利用されるようになった。弥生人の植物利用の趣向は時間とともに変化をみせており、温帯性針葉樹の種類が分布する範囲を急速に広げたことも原材の転換を促したようである（パリノ・サーヴェイ株式会社二〇〇二）。

弥生前期の生活遺構と特殊遺物

本山遺跡（第二〇次調査）では、調査区東部で貯蔵穴の密集

が確認されている。いずれも径一・二～一・四㍍の円形を呈する土坑で、垂壁をなし、底にピットをうがつものもみられる。土器とともに獣類の骨が出土する。ＳＫ〇三－ａ・ｂと呼称される長方形の土坑も壁面は垂直であり、それぞれの埋土からは鹿・猪などの哺乳類、鳥類・魚類などの骨・歯や炭化米が多量出土している。

本山遺跡（第二〇次調査）の土坑ＳＫ一一出土の骨製品（弓筈ないしは笄か）（図－21、写真－12）は、当地域では珍しい細工の遺物の一つである。

なお、貯蔵穴の群集は最近、近隣の芦屋市寺田遺跡で八基がまとまってみつかっており、その多くが入り口の狭い袋状の断面を呈するものであった。袋状ピットと称されるもので、その形態から北部九州や西部瀬戸内地域から前期弥生文化の東伝に伴って作風が伝来したものとみられる。これらの例から、弥生

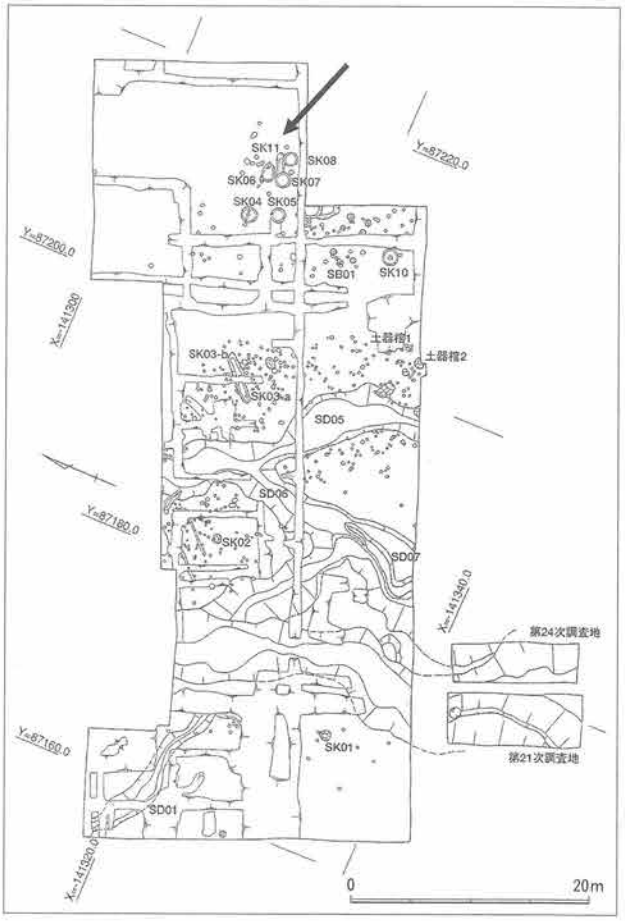

図－21、写真－12　本山遺跡（第20次調査）土坑ＳＫ11出土の骨製品（神戸市教育委員会『神戸市埋蔵文化財調査年報　平成8年度』一九九九年から）

集落の内部で貯蔵区域が居住区域から独立して営まれていたようすがわかる（写真－13）。

写真－13　弥生文化東漸の要素の一つをなす袋状貯蔵穴群〔芦屋市寺田遺跡〕
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第45集、2003年から）

五節　農耕社会の発展としくみ

1　成熟する弥生文化

弥生前期から中期への変化

土器に用いられたヘラ描き文が櫛描き文と交替する段階、それまで西日本一帯で共通性を維持してきた遠賀川式土器が一斉に解体し、そこに形態や技法の地方色が生み出される。西からの文物の流れも弱まり、土地土地に根づいた弥生文化の個性が花開き始めたのである。

打製石器の素材となったサヌカイトの供給原産地も、前期は水田稲作の伝播の波に乗るかのように、専ら西の四国・讃岐の金山が主体を占めていたが、摂津以東では前期の末から中期にかけて、近畿の二上山（大阪府と奈良県の府県境）のサヌカイトが優勢的に用いられるように変貌した。

集落の消長にも変化がみられる。深江北町遺跡も中期前半から営みを開始したようであり、C1区から第Ⅱ様式終わり頃の土器が散発的に出土する。周辺の遺跡において、前期から中期への動きを示すよい例は少ないが、芦屋市若宮遺跡では中期初めの竪穴住居がまとまって見いだされており、注目される。

居住域も扇状地上の利用が始まったようで、芦屋市寺田遺跡では、低位な前期の立地より東の高みにかけて中期前半の遺構が営まれている。居住集団の大きさも前期段階では径一〇〇㍍内外の規模であるが、一般的に中期に入ると、規模の拡大化がみられ、農耕集団の活動も安定する。弥生文化はそうした集落を本拠として発展したが、それは本地域についても当てはまるようである。以下では、その動態を垣間見よう。

拠点集落としての本山遺跡

近畿地方各地で発掘調査が積み重ねられるにつれ、数㌔㍍おきに大規模な弥生遺跡が存在する事実がわかってきた。

それらは径三〇〇～四〇〇㍍の大きさを誇り、しばしば環濠によって外部と隔絶し、中心部に多数の竪穴住居や掘立柱建物を構築するとともに、周辺には方形周溝墓などが群在する墓地を伴っている。真ん中には大型建物や方形区画を有する特殊な建物が造られ、中心施設が存在する場合も多い。経営期間も長く、前期から後期まで長期間継続する例もしばしばみられる。

定着性が強く、中期後半を中心に発展するこうした遺跡を一九七〇年代頃から「拠点集落」と呼んでいる。奈良県磯城郡田原本町の唐古・鍵遺跡や大阪府和泉市・泉大津市の池上曽根遺跡はその典型例であるが、西摂平野に点在する田能遺跡や武庫ノ庄遺跡（共に尼崎市）・加茂遺跡（川西市）なども兵庫県を代表する弥生拠点集落の一つである。

東灘区内では、本山遺跡がこれに該当しよう。本山遺跡はもともと『本山村誌』に記された字井戸田付近の遺物散布地を発見の母体とする。要玄寺川西岸の標高六～二二㍍の扇状地の末端地形に立地している。昭和五十七年の確認以来、今では三〇次近くの発掘調査が行われ、東西六〇〇㍍、南北五〇〇㍍におよぶ巨大な弥生集落であることが判明し、多数の建物跡や河道などがみつかっている（図－22）。

遺構の遺存状態は、土の堆積が少ない北側では土地利用による削平など改変を受け悪いが、土の堆積が顕著な南側では比較的良好である。

これまでにみつかった遺構をみると、遺跡の発見の契機をなしたのが南北方向に流れる幾本かの流路であり、前期から中期にかけて機能したものや中期前半を中心に流れていたものが知られている。たくさんの土器を包含する地点も存在する。

建物は中期の竪穴住居（第二二次調査）、掘立柱建築（第二〇次調査、ＳＢ〇一　一間×三間）の存在が判明している。墓は土器棺（第二〇次調査）が知られている。そのほか、前期の溝（第二二・二四次調査）、中期の自然流路（第二〇・二一・二四

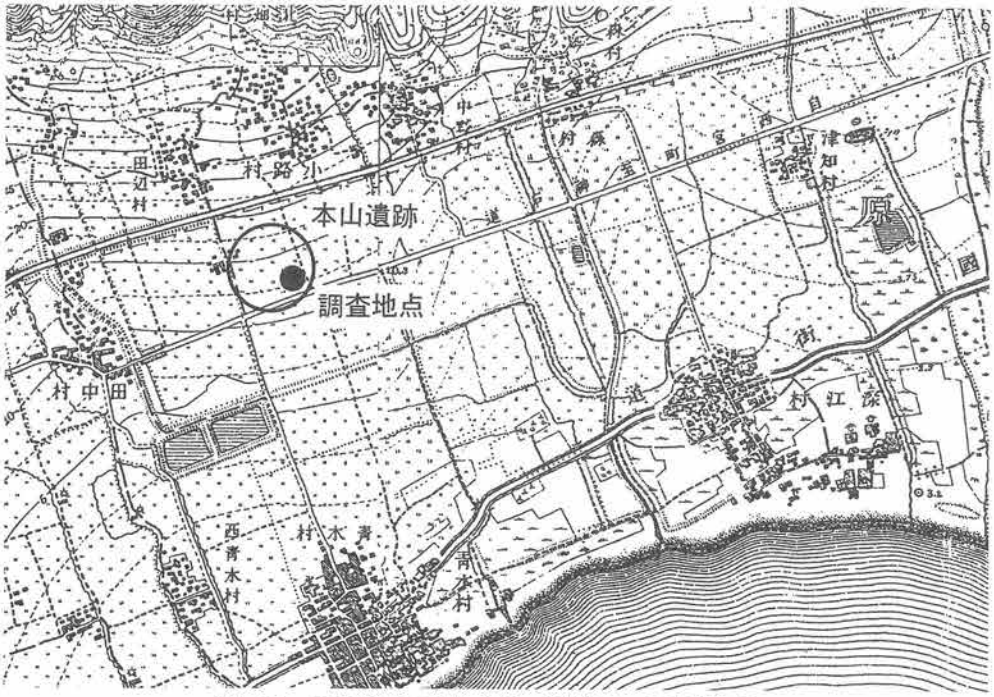

図－22　本山遺跡の立地条件〔明治18～19年測量〕
（神戸市教育委員会『神戸市東灘区本山遺跡（第22次調査）』　1998年から）

次調査）、ピット群（第二五次調査）などがみつかっている。

しかし、いまのところ近畿の拠点集落に伴うことの多い環濠については、まだ確証がつかめていない。もっていない可能性も高い。また、遺跡範囲が広い割には検出された竪穴住居の数など極端に少ないので、近畿中央部の拠点集落の普遍的要素を満たしてはいない。大遺跡に違いはないが、集落構造に関してはいまもって霧に包まれた感がする。

ただ、間違いなく指摘できることは、高燥な扇状地の上で農耕生活を開始した本山遺跡が本地域にあっては最も適切な集落立地であったようで、長い期間比較的安定した状況の下、ひとびとが定着したくらしを営んだとみられる。

2　銅鐸と高地性集落の発達

高地性集落登場の謎

新緑の季節に美しい表六甲の風景をながめていると、この山々を生活の舞台にした時代があったことを想像できないが、弥生時代中期から後期にかけては、六甲山地の前山や南斜面に「高地性集落」と呼ばれる痩せ尾根や山腹に立地するムラの跡が点々とみつかっている。

標高二〇〇メートルを超える高所では、水田耕作が可能な土

地が皆無であることはもちろんのこと、眼前の可耕地へ足を運ぶにしても時間を要し、日常住み続けるには大変不便な所である。なにゆえこんな山の上に居を構えたのであろうか。謎は尽きない。とりあえず、その分布を確認してみよう。

六甲山地の東端の方から主な高地性集落をひろってみると、西宮市五ヶ山遺跡・柏堂遺跡、芦屋市城山遺跡・会下山遺跡、神戸市東灘区東山遺跡・森奥遺跡・坂下山遺跡・金鳥山遺跡・保久良山遺跡・荒神山遺跡・赤塚山遺跡、灘区桜ヶ丘B地点遺跡・伯母野山遺跡、中央区布引丸山遺跡、兵庫区祇園裏山遺跡・天王谷遺跡、長田区菊水山遺跡、須磨区鉢伏山遺跡など、実に二〇遺跡ちかくにおよぶ。まさに林立という言葉がふさわしい状況だ。

これらの遺跡の立地条件を検討すると、いくつかの類型に分けることができ、高地性集落として一律にできないことがわかる。誕生の時期も古いものでは中期中頃から始まるが、中期後半を盛期とするもの、後期前半に発展するもの、大半が衰退している後期後半に残るものなどの違いが認められる。

この中で山頂尾根部の住居跡群がほぼ全掘された会下山遺跡は、倉庫や祭場、火焚き場、墓地、塵捨て場など集落の付属施設がそっくりみつかり、その構造や機能を研究する上の基礎資料を提供している（村川・石野・森岡一九八五）。中期後半から後期前半にかけて長期にわたって高所に居を営んだ点においても注意すべき存在である。火焚き場のような焼土面は、神戸市東灘区坂下山遺跡からもみつかっており、周辺からは弥生中期中頃の土器が多数みつかっている（図－23）。

かつては、高地性集落の存在を山の上の砦、防御集落と考え、『魏志倭人伝』や『後漢書倭伝』など中国史書に登場する二世紀後半の「倭国乱」「倭国大乱」に対応した現象として理解された時期があった。高地性集落が中期後半に集中すること、この時期、石鏃・石槍・石剣などの石製武器の発達が極致に達すること、土器の相対編年などを連結させた一種の作業仮説であり、その後有力な学説として広く受けいれられることとなった。

しかし、近年は弥生時代各期の実年代が随分見直され、年輪年代法による建物や井戸など、木製品を伴った遺構の測定値が発表されるようになると、弥生中期という時期全体が紀元前に編年されるようになり、過去の解釈では高地性集落の存在意義も十分な説明とは言い難くなってきたのである。

倭国が大いに乱れ、争乱が絶え間なく起こった二世紀後半の時期は、弥生後期でも後半期の段階とみる方が今日の年代観では整合性があり、瀬戸内沿岸部から六甲山系、生駒山系で確認

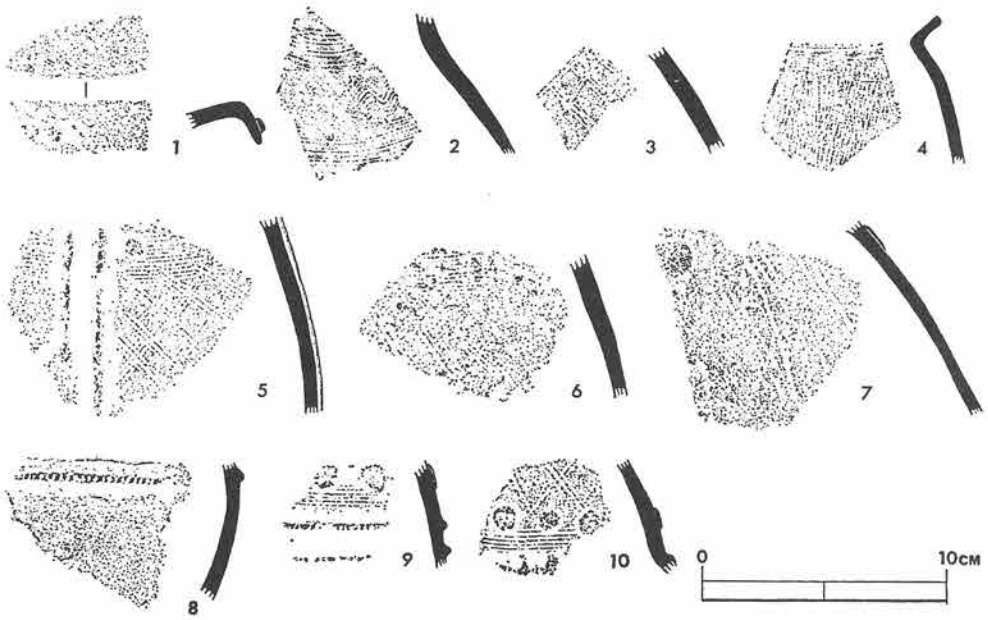

図－23　坂下山遺跡出土土器拓影（藤川祐作所蔵）
（芦屋市『新修芦屋市史』資料篇１、1976年から）

されている大部分の高地性集落は、この史実と無関係な契機をもって紀元前一～二世紀の頃に出現したことになる。

高地性集落がもつ軍事的要素を否定することはできないが、ただそれだけの要因では、西日本から一部山陰や北陸、東海地方に分布をみせる高地性集落成立の背景は説明できず、時期的な問題と主たる生業の検討から、今後地域性の存在を見極めていかねばならないだろう。と同時に、その機能も見張り所・狼煙台・祭祀場・逃げ城・畑作村・物資交易場など、古くから説かれてきた諸説の吟味も含め、多角的な分析が必要と思われる。

本庄地域周辺の高地性集落と高地性遺跡

高地性の集落および住まいの跡がいまひとつはっきりしない高地性の遺跡について、本庄地域周辺の実例を簡潔にとりあげよう。

住吉川の上流、標高一七〇～二二〇㍍の尾根上には荒神山遺跡がある。明確ではないものの住居跡と思われる遺構が一六カ所でみつかっており、土器と石鏃・砥石・凹石・丸石などの石器が出土している。大部分が未調査で消滅したのが惜しまれる。土器には河内地方から搬入されたものも多い（図－24）。

戦前、祭祀遺跡として注目された保久良神社遺跡は、特異な様相をもつ高地性遺跡の一つで、式内社の境内地と重なって弥

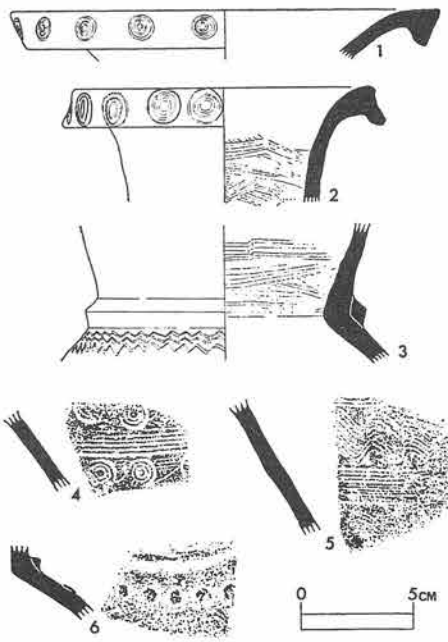

図－24　荒神山遺跡出土土器実測図
（兵庫県教育委員会所蔵、芦屋市『新修芦屋市史』資料篇１　1976年から）

生時代中期後半～後期前半の遺物が散布している。遺跡の一帯には巨石が群がり、磐境・磐座と呼ばれる祭祀遺跡と考えられている（図－26）。遺跡からの眺めはひときわ良い。

標高一八〇㍍を測る円錐台形をしたこの山は、海上を航行する船舶からも望見でき、目立った存在になっているが、神社の鳥居の前には常夜灯が存在し、古来「灘の一つ火」として航海の目標物となった。遺物の散布は今日不明瞭になったが、発見の当初は主として南西部にみられ、包含層の厚みが一㍍に達するところも認められたという。

この遺跡が単なる集落でないことは、平坦地の南西隅に存在した巨石の下から銅戈が発見されたことでもうなずける。銅戈は大阪湾型ｃ類で、まとまって一括出土した桜ヶ丘遺跡の大阪湾型銅戈（ｂ類）よりも一型式新しい（図－25）。この石の下からは、磨製石斧二、石鏃二も出土している。出土土器は中期後半～後期後半の幅がみられる。

保久良山の背後に位置する金鳥山（標高三五〇㍍）の南側急斜面にも弥生人は住まいをこしらえていた。東山腹のＡ地点では不整形の竪穴状平坦面が、これを見下す中央尾根のＢ地点からも半竪穴状の遺構がみつかっている。両地点の竪穴はともに壁溝がなく、中期末の土器を主体に後期前半までの土器が出土している（図－27）。

銅鐸銀座の六甲山系

弥生青銅器の花形、銅鐸も謎に満ち溢れた遺物の一つである。銅鐸はその起源を朝鮮半島の小銅鐸にたどれる弥生時代の農耕祭器で、主として近畿地方を中心に前期段階から後期末にかけて鋳造され使われた。銅鐸はその内側に舌と呼ばれる振り子を下げて音響を発するもので、形の似る寺院の梵鐘が外から叩いて音を鳴らすのとは対照的な用い方をする。ベルとか鈴に近い原理と考えてよい。舌は青銅製や石製のものが数例出土しているが、その多くは木製ではあるまいか。

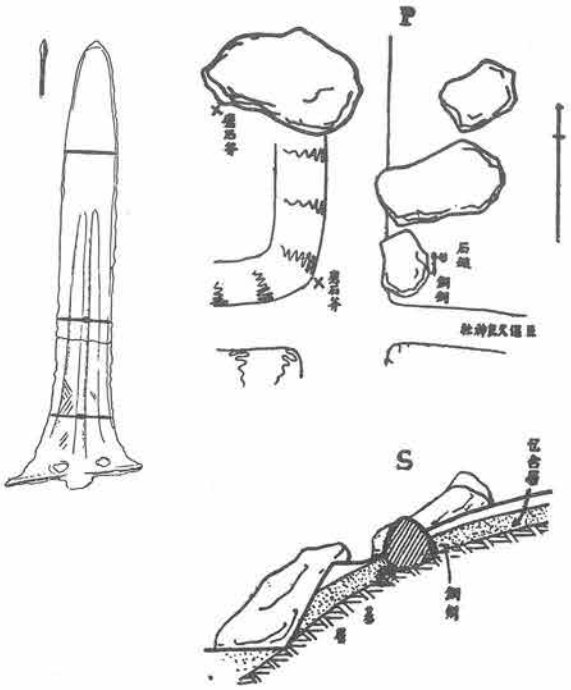

図－25　保久良神社遺跡出土銅戈実測図
（縮尺約¼）と銅戈出土状況

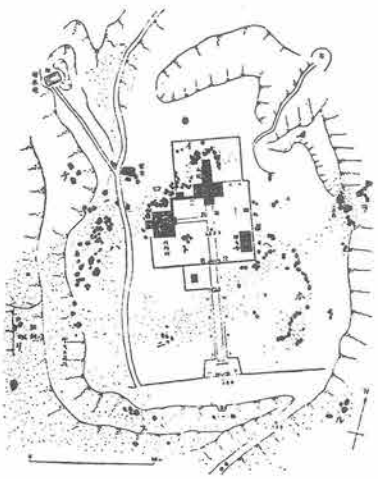

図－26　保久良神社の巨石分布図
（25・26のいずれも樋口清之「摂津保久良神社遺跡の研究」『史前学雑誌』第11巻２・３号所収、1942年から）

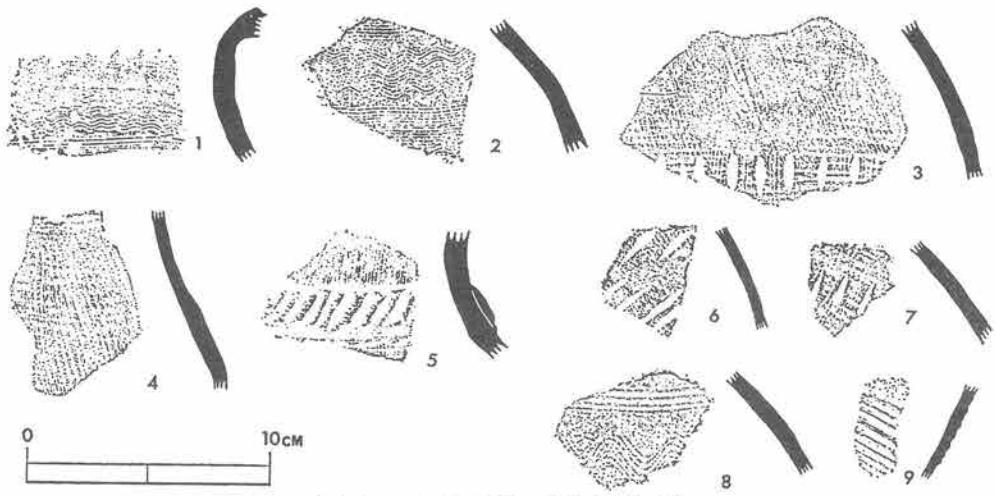

図－27　金鳥山遺跡出土土器拓影

高地性集落跡から出土する弥生土器は完形品が少なく、こうした小破片から器種・器形や年代などを想定することが多い。櫛描直線文・波状文・列点文・指頭圧痕文突帯などの文様がみられる。
（芦屋市『新修芦屋市史』資料篇１、1976年から）

こうした使用法は、今日「聞く銅鐸」と称されて、菱環鈕式（最古）・外縁鈕式（古）・扁平鈕式（中）から突線鈕Ⅰ式までの前半期に限られ、突線鈕Ⅱ～Ⅴ式の新式の銅鐸は「見る銅鐸」と呼ばれ、それらは鳴らすにはあまりにも大きく成長したものであり、また、内側には鳴らした形跡が見当たらない。鈕と呼ばれる吊り手の形態も徐々に変化を遂げ、形骸化している。

六甲山系で出土した銅鐸は外縁鈕式鐸六例、扁平鈕式鐸一五例で、すべて聞く銅鐸に限られる（写真－14）。新段階の銅鐸が混じっていない点に着目すれば、これら一群の埋納時期が弥生時代の中期末頃までで、後期に入っていないことを示唆する。

近年は、電磁法や金属探知機を使った物理的探査法によりその埋められた場所を先に突き止めた後、本格発掘が行われるケースもでてきたが、六甲前山一帯で確認された銅鐸の出土地の多くは土取りや宅地造成など、土木工事中の発見である。発掘調査による手続きを経た出土でないため、埋められたようすに関する情報はきわめて乏しい。

写真－14　生駒出土の聞く銅鐸
出土直後の状況　写真は、藤川祐作氏（神戸女子薬科大学にて芦の芽グループの鈴木富登氏撮影）

一九九六年、島根県の加茂岩倉遺跡（現、雲南市）で三九個の銅鐸がみつかって以来、桜ヶ丘の銅鐸数も目立たなくなってきたが、一括埋納数としてはやはり屈指のものである。

発掘現場でみつかった銅鐸

これまでの説明で、この地域の銅鐸の多くが六甲山地の前山斜面から土木工事に伴って出土していることが知られた。ところが、驚くことに本山南町八丁目からは、標高五㍍程の低地でしかも発掘調査の過程で銅鐸が発見された。今から十数年前のことである。

身部分の高さ一六・二㌢を測る四区袈裟襷文の銅鐸（写真－15）は、三十数㌢の楕円形の穴に鰭を斜め四五度程度傾けた状態で納められていた。全国で出土状態の確かめられた銅鐸の大半は鰭を立てて埋められており、厳格な約束事があったようである。

本山銅鐸は、きわどくコンクリートパイルが打ち込まれており、鈕の大部分が失われているが、本来の高さは二一・八㌢と

推定されている。出土地は低湿地にかけての地形変換部に当たっており、銅鐸をそこに埋めた弥生人の境界観念などが想像でき、興味深い。

なお、近傍の北青木遺跡では銅鐸の舌とも思える銅製品が出土しているが、二〇〇六年九月になって、この遺跡から四国系亀山型の四区袈裟襷文銅鐸が埋納状況を保って

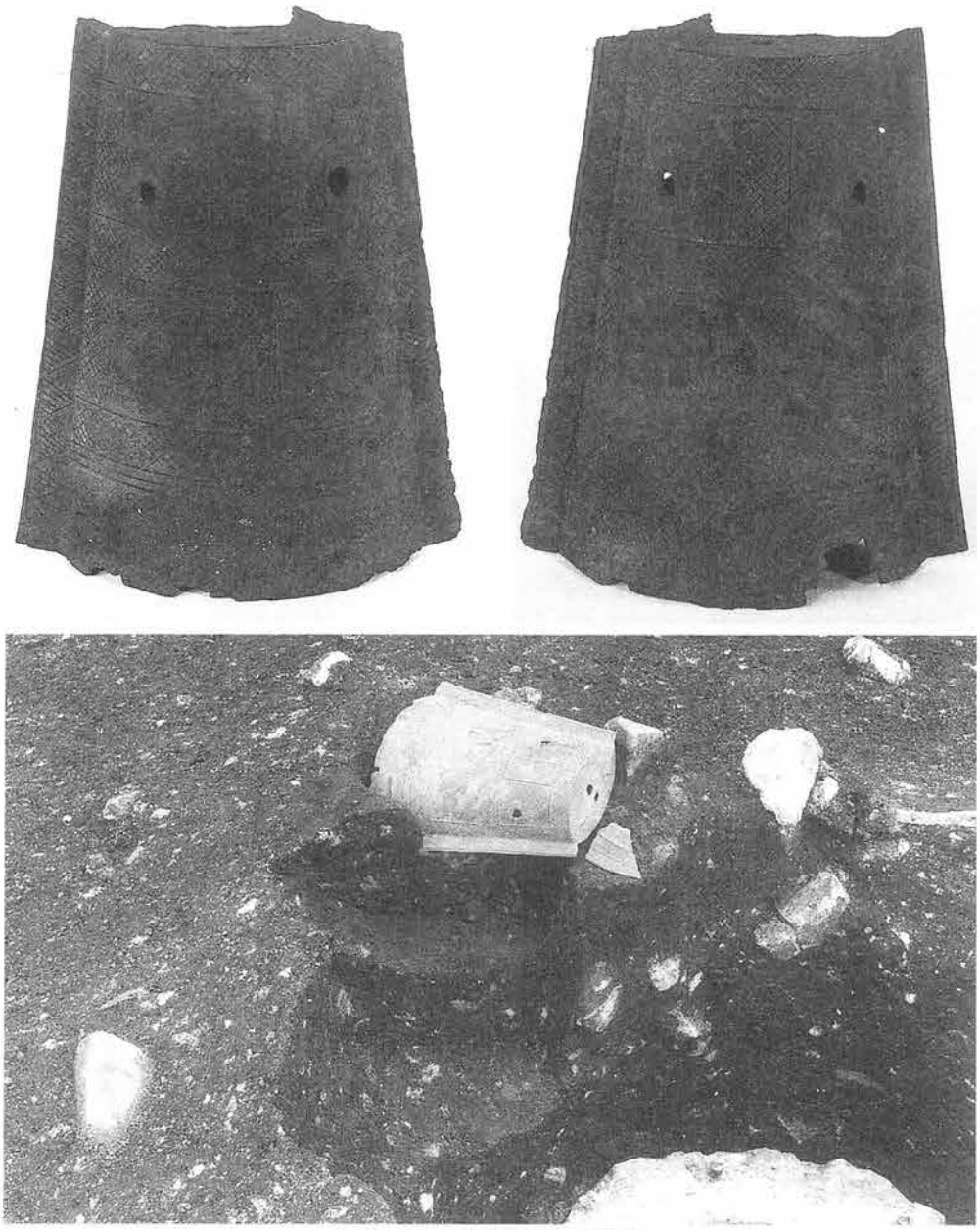

写真－15　本山遺跡出土銅鐸
上右 表、上左 裏、下は出土状態を示す
（神戸市教育委員会『平成元年度　神戸市埋蔵文化財年報』1992年から）

出土したことが報じられている（巻頭写真）。

弥生人の所帯道具

一棟の竪穴住居には、一体どのような道具類が装備されていたのだろうか。大概の住居跡は出土遺物が限られており、そういったことを考えるのに適さない。

最良の例ではないけれど、東灘区に所在する本山遺跡（第二二次調査）の弥生時代中期の第一号竪穴住居跡は、きわめて多量の土器・石器が見いだされた稀な事例といえ、興味深い内容を示している。

この住居跡は平面がいびつな楕円形プランで、長径八・七㍍、短径七・四㍍の大きさを示し、多量の木炭と焼土・炭化材を堆積させた焼失家屋である。柱穴は六本分あり、壁ぎわの柱穴二基の配置から出入り口は南にあったことが知れる。中央には炉跡が存在する。覆土の下層からは遺留品とみられる土器や石器が多数みつかっている（図－28）。

弥生土器は凹線文が発達する前段のもので占められ、強い被熱痕跡が認められるものが多く、火災を受けた時期を教えてくれる。火災は意図的なもので、廃絶にともなう住居の焼却処分と考えられている。

図－29の遺物群は新住居へ移り住んだ住人が持ち去ることなく遺した生活品の一部を示している。

土器の構成は、大型広口壺・小型広口壺・短頸壺などの壺形土器のほか、甕・高坏・鉢と紡錘車がみられる。住居廃絶時の石器は、打製石鏃三、打製石剣二、磨製石包丁一、太型蛤刃石斧一、磨石・敲石類五の組成で、興味深い特徴として、機能に障害がみられるほどに欠損した石器か、入手しやすく加工に手間取らない石器が置き去りにされたと考えられている。

山麓のムラ－森北町遺跡のようす

六甲山地の裾から扇状地にかけての緩斜面にも弥生集落がつぎつぎと営まれていったが、その一つで規模も大きい森北町遺跡（森北町）のようすを見てみよう。

この遺跡は、昭和三十年代の末頃に発見されており、本庄地域周辺では早くから調査のメスが入っている。遺跡確認の端緒をなした森北町四丁目二三番地の浄化槽設置工事では、弥生時代後期の長頸壺など夥しい土器片が出土した。その後、十数次におよぶ発掘調査の結果、標高三〇㍍前後のところに立地する東西七〇〇㍍、南北三〇〇㍍におよぶ縄文時代以来の複合遺跡であることが判明した。

遺跡の中心は森稲荷神社のあたりで、南は阪急電鉄神戸線を超えて都市計画道路山手幹線付近まで広がりをみせている。神

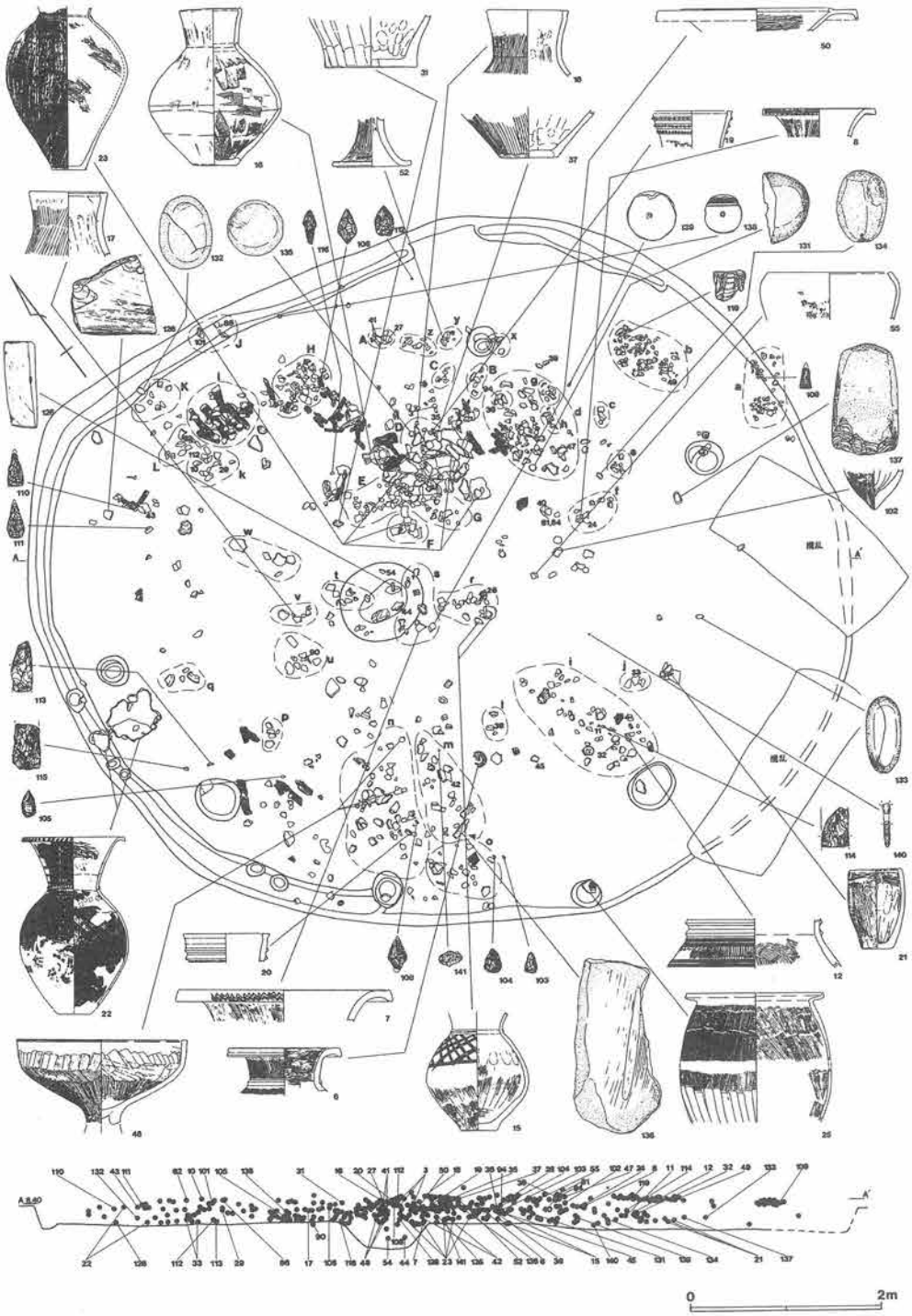

図－28　本山遺跡第１号住居跡遺物出土状況
（神戸市教育委員会『本山遺跡〔第22次調査〕』　1998年から）

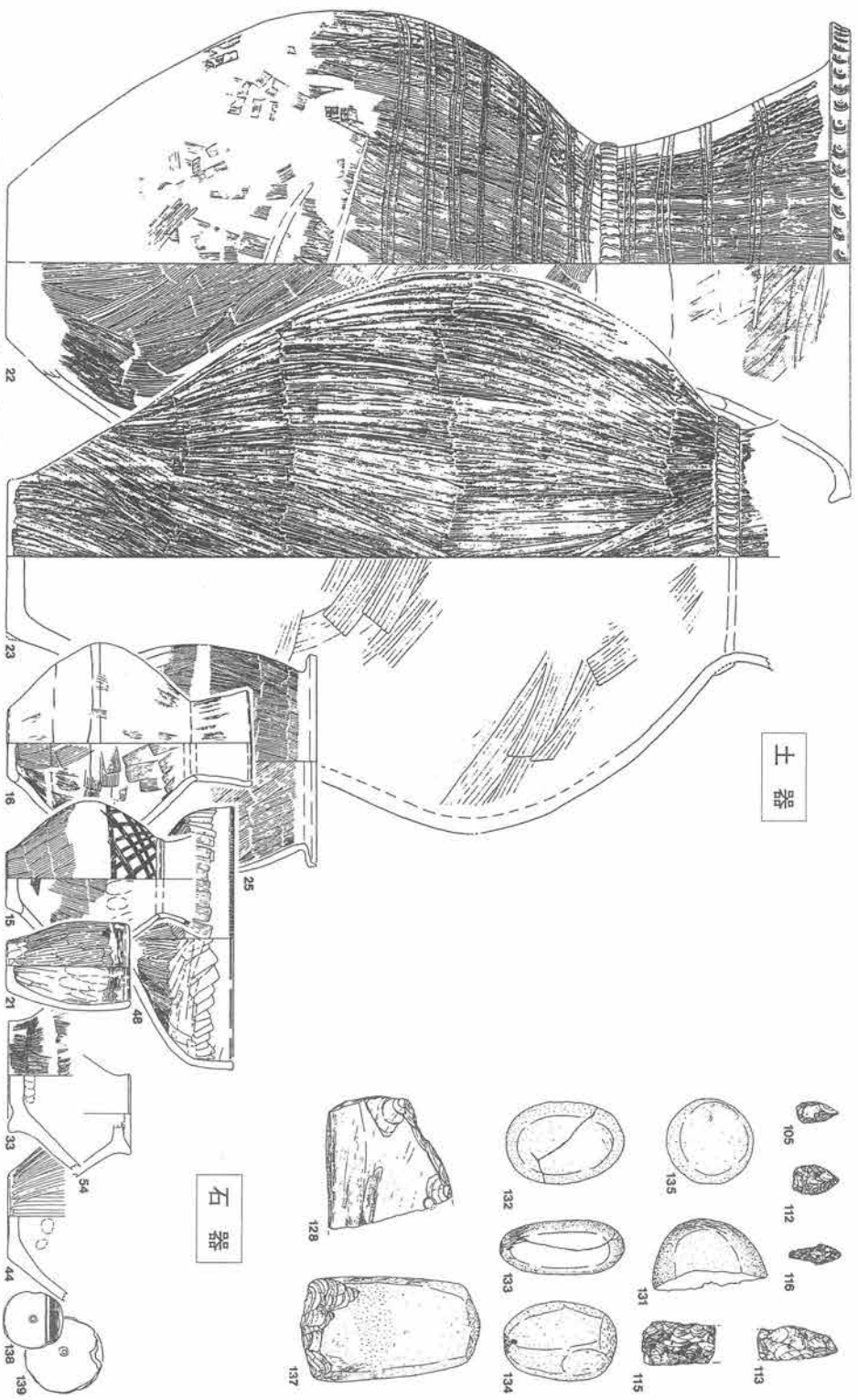

図－29　第１号住居跡出土の一括性の高い遺物（土器Ｓ＝１／８、石器Ｓ＝１／４）（神戸市教育委員会　1998年　前掲から）

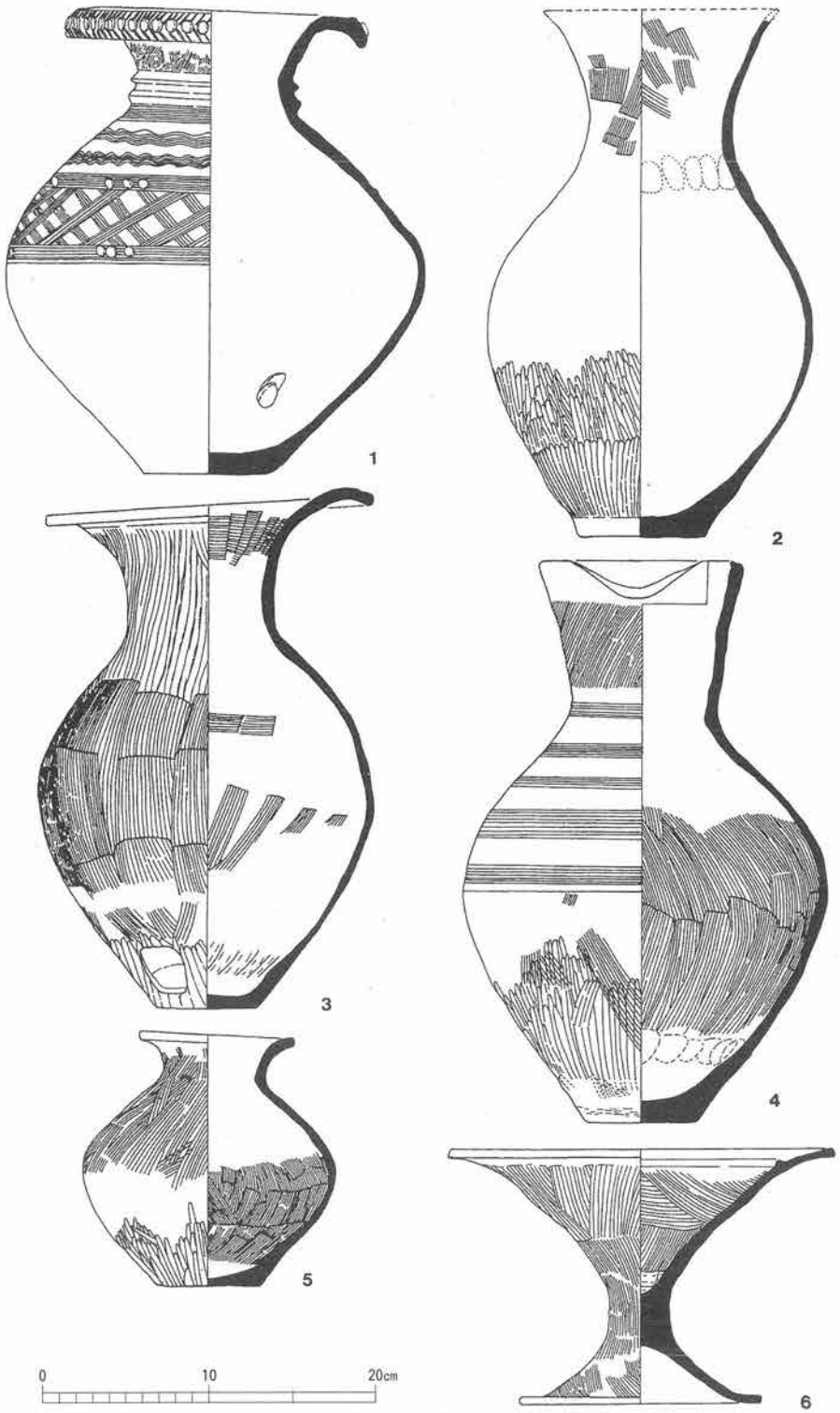

図－30　森北町出土の弥生土器　壷・長頸壷・高杯
（神戸市教育委員会『昭和57年度　神戸市埋蔵文化財年報』1985年から）

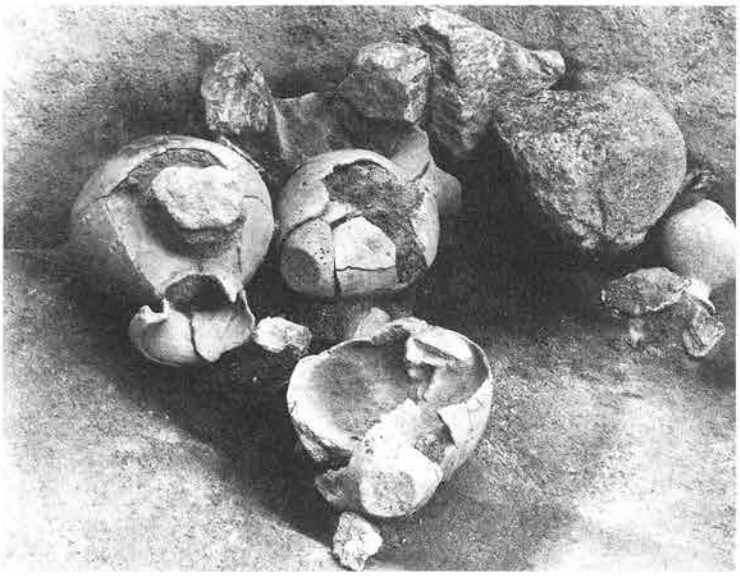

写真－16　森北町遺跡出土の土器類（報告書から）

社の前ではサヌカイト片の散布がみられる。標高は一五～三五㍍を測る丘陵斜面地に立地する集落遺跡とみてよい。背後の丘陵には、森銅鐸出土地や生駒銅鐸出土地をひかえており、高地性集落の様相を帯びる坂下山遺跡なども存在する。銅鐸の埋納とも何らかの関係があったかもしれない。

日本放送協会東灘世帯寮新築工事に伴って発掘された東灘区森北町四丁目一八番三一号の約二〇〇平方㍍の調査区からは、方形周溝墓の一部と推定される数多くの溝が検出されている。溝内からは壷や高坏などの土器が形を残して出土している。溝四には図－30の1・3～6の完形品がまとまって供献されており、中期前半～中頃の墓であることが知られる。甕形土器はいたって少ない。1は斜めに垂下する口縁部をもつ広口壷で、頸部は短く、体部は算盤玉形に張る。外面上半分に文様を加えて飾った土器で、口縁部は綾杉文と円形浮文、頸部下端には断面三角形の突帯を二条、体部は上から直線文・波状文・直線文・斜格子文・直線文と櫛描文各種を施し、三個一対の円形浮文を貼っている。他の土器は全体的に文様が少ない。土器類は溝四や溝五の鍵形に屈曲するコーナー部分で集中的に出土している（写真－16）。底部近くに焼成後の穿孔を施した壷が多く、本来の用途を離れて仮器化の行為がなされている。遺跡東部に位置する付近一帯には、森北町集落の墓域があったとみてよい。

そのほか、後期末の溝（第一七次調査）などがみつかっている。この遺跡も中心的集落として弥生時代中期に盛えた。

伝来した前漢鏡の破片

森北町遺跡では、近畿地方において出土例の乏しい前漢代の中国鏡が竪穴住居跡の堆積土中からみつかっている。東灘区内から出土した中国製文物として、特筆すべき存在である。

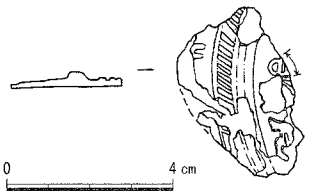

図－31　森北町遺跡出土の前漢鏡片（神戸市教育委員会『昭和60年度埋蔵文化財年報』1988年から）

鏡片は後期末の竪穴住居跡を覆う遺物包含層から検出されたもので、前漢時代後半製作と考えられる重圏銘帯鏡の一部である。鏡式は異体字銘帯鏡Ⅲ式で、著しく摩滅しており、長期間使用されていたことを示している（図－31）。

重圏銘帯鏡片の近畿地方での確実な出土例としては、大阪市瓜破北遺跡に次いで二例目である。四・二㌢程の大きさで、厚さは一・六～三・六五㍉を計測する。鏡の背文構成は、残存部で内側から銘帯－突帯－櫛歯文帯－銘帯となり、陽鋳された銘文は内圏二字分、外圏一字分のみが残り、内圏は「心」「忽」と判読できる。筆端は楔形を呈するのが特徴である。

区内におけるその他の青銅器として、銅鏃（森北町遺跡、Ⅴ期、竪穴住居跡）をあげておきたい。

後期ムラの展開

弥生時代後期に入ると、中期段階の中核村落は霧散し、小規模なムラが分散的に居住域をかまえる。この傾向は大阪湾岸地域に広くあてはまり、当地域も例外ではなかった。とりわけ、後期前半段階（紀元一世紀頃）のようすは、この時期の土器をまとまってもつ遺跡が少なく、よくわかっていない。

区内では岡本東遺跡などがこの時期に属する建物跡を有している。

岡本東遺跡（第一次調査）では、後期前半の竪穴住居跡（ＳＨ二〇一）がみられる。ＳＨ二〇一は径七・四㍍の円形プランで、中央土坑は二段掘り構造をもち、周囲には炉堤が巡る。主柱穴は四本と推定される。この集落は第Ⅳ様式後半に属する円形竪穴住居（ＳＨ二〇二）の存在から、中期末段階から継続して生活が営まれたことが知られる。

この集落はその後、後期以降に始期をもつ岡本北遺跡などに引き継がれたのであろう。

海岸部に営まれた後期のムラ

後期後半以降の生活範囲は海に近い浜堤などにも進出しており、北青木遺跡（第三次調査）では砂丘上の土坑や埋没の進んだ堤間部などで土器がみつかっている。また、漁労具として大型管状土錘が数多く伴っており、共同体内分業の一つのありかたとして、海浜部には出先的な漁村を作り始めたようである。よく似た性格のムラは、芦屋市若宮町や神戸市東灘区深江北町、中央区日暮通などでもみつかっており、やはり蛸壺や土錘が目立った存在となっている。

山麓に位置する後期のムラは海浜部に再進出した後期のムラとも連携して海とかかわる生産物を入手できたのであろう。

ドラゴンの絵画土器をもっていた大型竪穴住居

特殊性がうかがわれる住まいの跡の一例として、東灘区郡家遺跡城ノ前地区（第三五次調査）の竪穴住居ＳＨ〇九をあげることができる。

この住居は直径が一〇㍍もある大きなもので、平面形も円形というより多角形に近い。中央に土坑を穿ち、六本の主柱をもっていたようである。住居内からは後期後半の長頸壺が出土したが、この土器には竜が描かれており、住人たちの性格の一端が知られる。竜は架空の動物である。今のところ、弥生中期の遺跡からはみつかっておらず、大阪や岡山で確認されているドラゴンの絵画土器はすべて後期に入ってからのものである。おそらく、中国から竜を祀る思想が紀元一～二世紀になって入って来たことを示唆する。日常の弥生生活にも浸透したのである。

銅鏡に竜をモチーフとした文様がみられ始めるのも紀元前後からのことであり、関連した動きとみられよう。

たくさんの石で覆われた墓

次に、お墓のようすをみてみたい。郡家遺跡城ノ前地区（第二四次調査、東灘区）においてみつかった弥生後期後半の墓（ＳＸ〇一）は、数多くの石を墓坑の中に入れて築きあげた集石墓の形態をとる点で特異なものであった。

その形態と規模は、四・〇㍍×四・五㍍の方形で、二段構えに掘られた掘形の深さは〇・七㍍を計測する。その中に多量の土器とともに径五～四〇センチの礫数百個を埋めており、その底部には長い楕円形を呈する二つの穴を一・五メートルの間隔をおいて対置させていた。長さ四〇㌢、幅一五㌢の二つの穴は、おそらく木棺の小口板を立てるためのピットと考えられ、このような構造の墓は阪神間の遺跡では他に類例がみられず、注目される。

墓制としては、中・西部瀬戸内地域との関連を想起させるものであるが、立地条件などを加味すれば、やはり異色な内容を備えるものといえよう。

その他の弥生遺跡

詳しくふれないが、出口遺跡（弥生）、井戸田遺跡、本山中野遺跡、小路大町遺跡（Ⅱ・Ⅲ様式の河川跡）などでも、弥生文化期の遺構・遺物が発掘されたり、採集されたりしている。今後の調査・研究の進展で、海と山が近いこの地にくらした弥生人の社会や文化の実態がさらに明るみに出てくることだろう。

六節　邪馬台国時代の東灘

三世紀の土器と邪馬台国の時代

果てしなく続く邪馬台国論争は、九州や近畿といった所在地をめぐる問題を中心に戦後の歴史学界を常に賑わしてきた。そこには考古学からの発言も積極的に加わっており、発掘資料が『魏志倭人伝』の世界をより一層豊かなものにしている。

女王卑弥呼が活躍した時代がおよそ二世紀末～三世紀前半に該当することはほぼ動かない事実であり、各地にその頃の日常土器はたくさん存在している。その代表が河内中部（大阪府）や大和盆地東南部（奈良県）に分布の中心をもつ「庄内式土器」である。三世紀頃の歴史の語りべともいえる庄内式土器の特徴を簡単に示してみよう（写真－17）。

壷は櫛描文や円形浮文で過度に装飾された二重口縁。甕は内面を極限近くまで薄く削りあげ、外面には細筋の叩き目を残し、底部は尖り底に仕上げられている。坏部の深みと形態にシャープさを増す高坏。鉢も形が大きく変化する。器台には受け部の小さい小型のものが登場する。後期段階の弥生土器から器形やつくりかたが進化している点は明らかであるが、典型的な土師器の布留式土器と比べると、先行する二、三の要素がみられる。大阪府豊中市庄内遺跡出土土器を標式として名づけられた土器型式だが、分布の核は摂津ではなく、大阪府八尾市や東大阪市など生駒山地西麓部や奈良県桜井市・天理市など大和盆地東南

写真－17　邪馬台国の時代を知る庄内式土器　（左）甕（右）高杯
3世紀の前半、煮炊きをする甕形土器は、平底から尖底・丸底への移行を示し、高杯形土器は杯部が深いものへと変化する。
（『久宝寺遺跡・竜華地区発掘調査報告書Ⅶ』財団法人大阪府文化財センター　2007年から）

部にある。けっして近畿地方の広い地域に一様に分布するものではない。発祥の地は、近畿海上交通の要である河内と畿内王権の中枢部である大和。そこにこの土器が生まれながらにしてもつ先進性の謎が秘められている。

神戸市東灘区を含む摂津西部の地域は、この庄内式土器を客体的に受け入れる地域で、活発に生産している集落は今のところない。主体を占める多くは、後期の弥生土器の技術的延長の下に作られた土器で、散発的に外来品である庄内式土器を積極的に模倣しようとしたものがみられるにすぎない。庄内式土器は三世紀に入った頃から三世紀後半にかけての数十年の期間に用いられたもので、邪馬台国の時代を代表する土器の一つであった。女王卑弥呼も使っていたにちがいない。

邪馬台国隆盛のころのムラムラ

土器に年代を規定することにより、邪馬台国が活動した時代の集落を特定することが可能となる。大和盆地東南部の纒向遺跡群や河内平野の中田遺跡群、久宝寺遺跡群、河内潟入口部の垂水南遺跡群などは、その集住地帯の代表的存在である。この時期はこれまでの弥生集落がより一層求心的となり、集落が一定の地域に複合化していくようすが見て取れる。近畿地方では、居住域が径一キロメートルや二キロメートルの広大な範囲を示す遺跡や遺跡群がまま存在するのである。

東灘区でも山麓扇状地上のやや高燥な土地に、郡家遺跡、住吉宮町遺跡、森北町遺跡、出口遺跡などが盛行し、過密化しつつあるこの時代の遺構をみることができる。隣接する芦屋市では、芦屋川右岸の扇状地上に寺田・月若・芦屋廃寺・冠・三条九ノ坪の五遺跡が当該期に存在し、やはり密度の高い居住状況を示している。これら数遺跡を合わせた三世紀段階の遺跡範囲は、優に数百haを超える大きさとなる（森岡一九八七）。

これらのムラムラには、邪馬台国がどこにあろうと、その都や卑弥呼の存在を知っているひとびとが住んでいたにちがいない。『倭人伝』の二〇〇〇文字の中には、邪馬台国を中核とする「旁国」が二一カ国記載されているが、摂津あたりにその一つのまとまりがあったことも想像し得る。

頻繁にもたらされる各地の土器は交流の証し

三世紀の初めから前半、さらに後半にかけて、土器の交流が活発化する。東西南北の遠隔地から日常使われる土器や特別の祭りの際に用いられる土器がはるばるこの東神戸の地にもたらされている。再びの登場となるが、その代表的な集落が森北町遺跡である。本遺跡は当該期に最も栄えたことが判明しており、第八・一七次調査などで庄内式併行期の遺構・遺物が多数出土

している。

図－32は、森北町遺跡の流路一三と名づけられた遺構から出土した三世紀中頃の土器であるが、他地域からこの集落にやって来た土器には、河内（5）・四国（6）・吉備（7）・山陰（16）などが認められる。近国の土器以外に、かなり遠方の土器がちょうど卑弥呼の晩年か死去したあとの頃にもたらされており、この集落の住人と接触した地域のひとびとがすこぶる多様化している点が特筆される。似た動向を示す近隣の集落の一つに芦屋市寺田遺跡があり、西は播磨や遠く周防あたりから、東は河内・山城・近江・北陸・東海の地域から搬入された土器が確認されており、中河内生駒西麓産の角閃石を素地中に含んだ土器も結構目立っている。

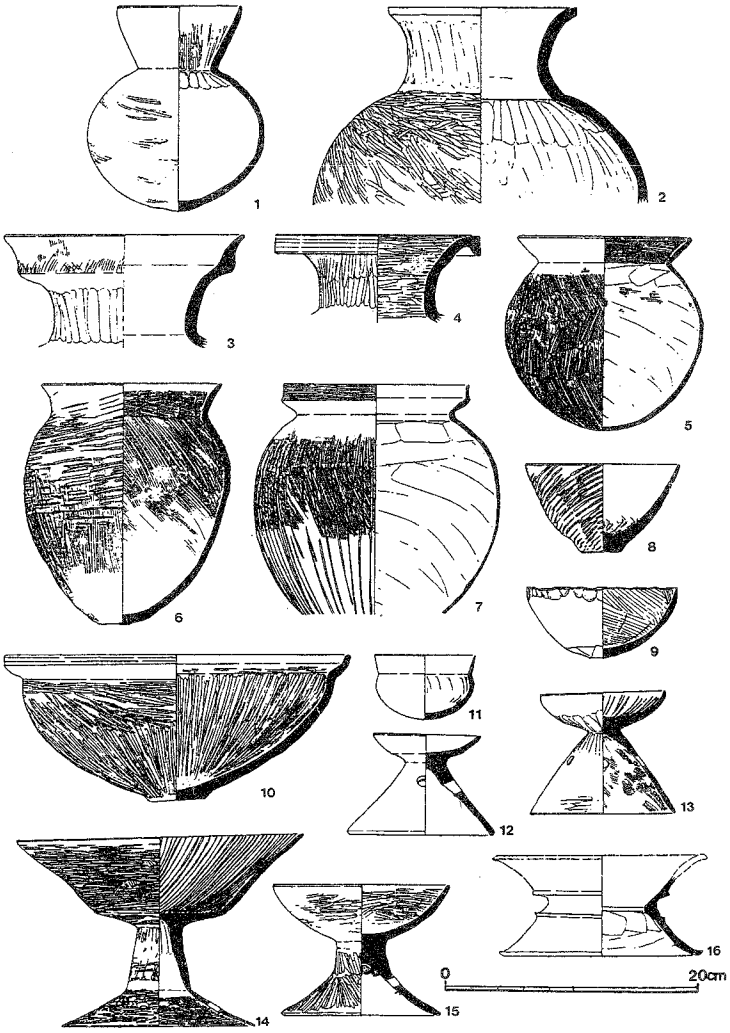

図－32　邪馬台国時代の土器
〔森北町遺跡第８次調査流路13出土〕（神戸市教育委員会報告書から）

土器にうかがわれる対外的な交流が閉鎖的であった後期と比べ、古墳出現期の前後になると、日常土器の動きは全国的に目まぐるしくなり、煮炊きに使う土器は各地で極端に薄づくりになる。本地域ではそうした先進性からは一定の距離を置くが、遠隔地からひとびとの往来がみられた拠点的な集落が適度な間隔で存在したようである。図－33は大阪湾沿岸地域でのその土器

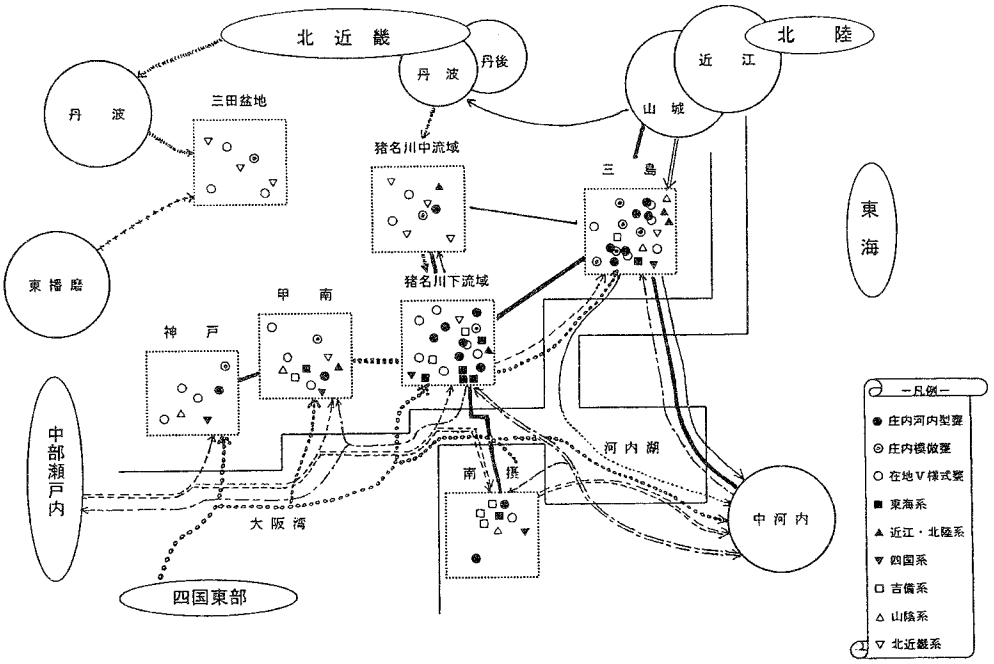

図－33　大阪湾岸地域における３世紀代の土器交流（作図：森岡）

交流のようすを図解したものであり、「甲南」グループとした本庄周辺地域の交流の特性が理解されよう（森岡一九九九）。

円形周溝墓からなる三世紀の墓地

本庄地域を代表する遺跡といえば、深江北町遺跡をあげる人が多かろう。この遺跡は県営住宅の老朽化を契機とした深江団地の建設事業に伴い発見された。兵庫県都市住宅部住宅建設課と協議の上、兵庫県教育委員会は範囲確認調査を実施するとともに、昭和五十九年（一九八四）と昭和六十一年（一九八六）に改築予定地を全面調査した。その結果、昭和六十一年度調査区のC2区において、今から一八〇〇年ほど前の集団墓地がみつかったのである（写真－18）。

墓は阪神地方では類例の少ない円形周溝墓で、出土した供献土器から三世紀（庄内式期）の年代が与えられる。埋め立て前の海岸線から五〇〇㍍前後の所にあり、当時は海辺の浜堤上に墓域を設定したことになる。だから、地盤が脆弱で崩れやすい砂丘の上に墓地が営まれたといってよい。調査区内で一二基が確認されているから、周辺で二〇～三〇基群集していた可能性は高い。一大墓地が発見されたことになる。現状では、それらが二群に分かれるようである。群を分かつ幅二㍍の溝が境となって、調査区内で東群七基、西群五基の構成となる。浜堤の高ま

りは北方の後背湿地に向けて傾斜するが、周溝墓群はそうした微高地の縁端に選地している。

周溝墓の規模は、大半が一〇㍍未満の小さなものであり、周溝は完周せず、ところどころに陸橋部を残している。隣同士の溝を共有するように造られており、傑出する規模のものもない。盛土はかなり削除されてはいたものの、五基で埋葬施設が確認されている。すべて単葬であり、この時期の集団墓の墓葬の特徴を示している。墓壙の大きさは、長さが二・三～三・二㍍、幅一・一～一・五㍍、深さ一五㌢前後を測る。規模と形態から、箱形木棺を埋設していたとみてよい。着装品や副葬品に類する遺物は出ていない。規模が小さく不整形な四号墓だけは埋葬施設が土器棺で、子供の墓と考えられる。身に使われた土器は讃岐地方産の搬入品で、径四三㌢、器高五〇㌢以上の大型壺の頸より上の部分を打ち欠いたものを用いている。蓋には地元産の径二五㌢の壺が使われていた。これら周溝墓のマウンドの残存は数一〇㌢である。供献土器は墳丘斜面や周溝底で出土しており、播磨や北四国との関係を物語るものもみられる。墓を営んだ集団が海を媒介とした他地域との交流を積極的に行った証左であろう（図－34）。

この墓の主たちは、生前いったいどこで日常生活を送ってい

写真－18　深江北町に姿を現わした円形周溝墓から成る集団墓地
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区深江北町遺跡』〔兵庫県文化財調査報告書54〕1988年から）

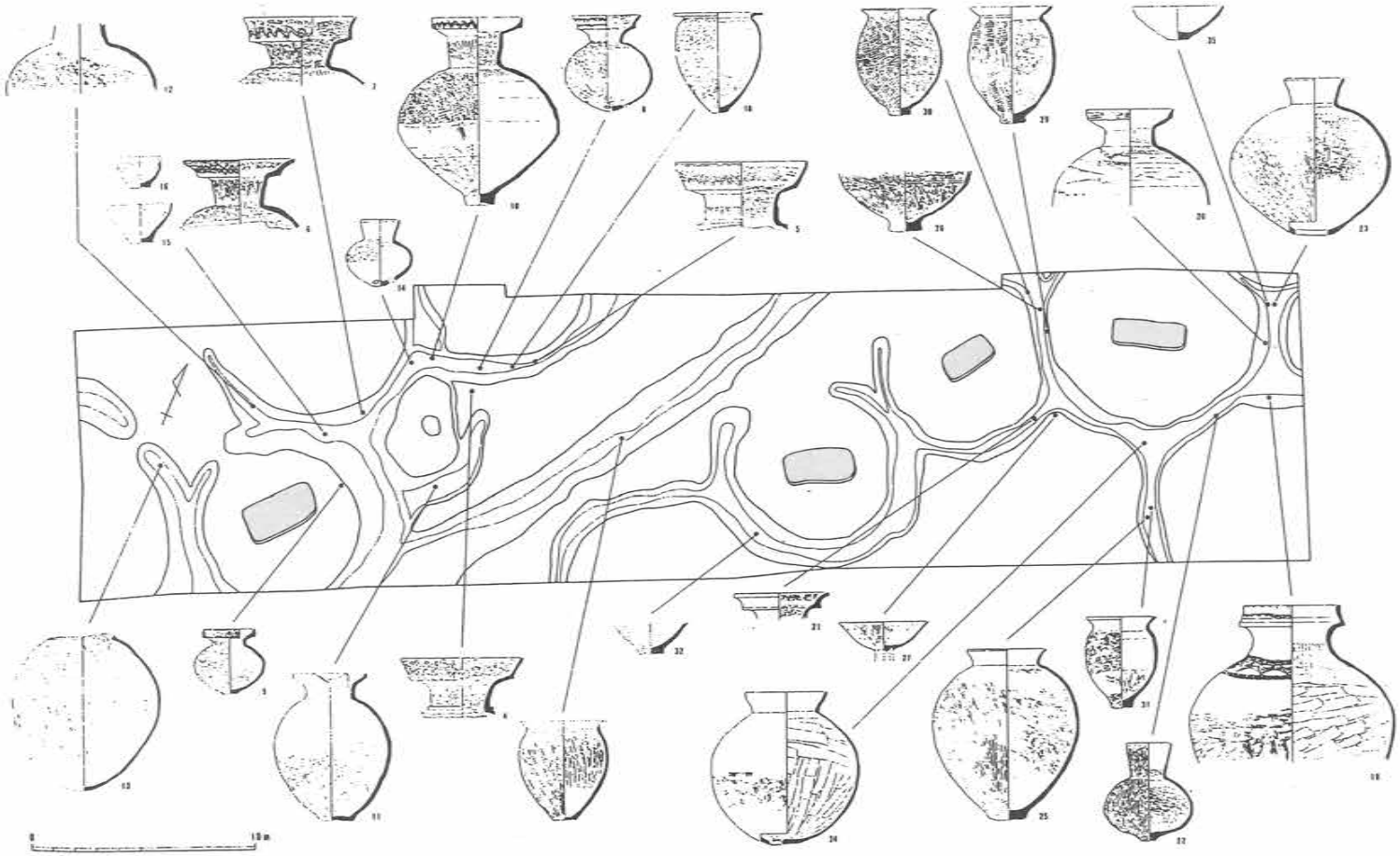

図－34　深江北町遺跡の円形周溝墓群と供献土器の出土位置

（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区深江北町遺跡－県営神戸深江団地建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』〔兵庫県文化財調査報告書54〕1988年から）

たのであろうか。近辺の居住地とタイアップした墓域ととらえることもできるが、周溝墓の数のまとまりからすれば、もっと北の方に展開していた複数の集落の共同墓地の可能性も捨て切れない。また、被葬者の多くに海の彼方の河内や北四国のひとびとを含み込むことも考えられてよい。しかし、一番気掛かりなことは、なにゆえすべてが円形周溝墓の形制をとって墓の形式を統一的に採用したかである。そのあたりのことは謎にしておいて、筆を先に進めよう。

魚崎中町遺跡の円形周溝墓と周辺の様相

深江北町遺跡でまとまった数見いだされた円形周溝墓の類例は、近傍の魚崎中町遺跡でも二基存在する。周溝は内径で約一四㍍を測り、溝内から庄内式期の土器が出土している。同一群内には方形周溝墓を伴っており、深江北町遺跡とはやや異なる様相である。周辺では大型の壷棺を埋設した土器棺墓（第三号土坑）もみつかっている（写真－19）。この遺跡の墓域に供献された土器にも眼前の海原を中継とした遠隔地との交流の形跡が認められ、深江北町遺跡との共通性の一つがうかびあがる。

そこで、近隣のようすをうかがうと、いくつかの遺跡で円形周溝墓の存在が明らかにされており、深江北町遺跡の存在が必ずしも唐突なものでないことが理解できる。神戸市の郡家遺跡（東灘区）・雲井遺跡（中央区）、尼崎市の古宮遺跡・松ケ内遺跡、伊丹市の口酒井遺跡、三田市の川除・藤ノ木遺跡、豊中市の服部遺跡・豊島北遺跡、茨木市の郡遺跡などがそれであり、雲井遺跡例は弥生前期～中期前半にさかのぼるが、他は後期以

写真－19　魚崎中町遺跡出土の壷棺出土状態
（神戸市教育委員会『神戸市東灘区魚崎中町遺跡（第３次調査）』1996年から）

降、古墳が出現するまでの期間に営まれたものである。深江北町の円形墓はこうした趨勢と動向のもと、群在の形態をとって本庄の地域に姿を露にしたのである。

ところで、近畿地方の弥生社会全体で方形周溝墓が発達する中、円形周溝墓は従属的な墓制として登場する。そのありかたから、比較検討を進めると、系譜が異なることも明らかである。その起源は近畿地方内部ではたどれず、讃岐や備前に弥生前期にさかのぼるものがみられ、香川県龍川五条遺跡や佐古川・窪田遺跡、岡山県百間川沢田遺跡で出現期のものが知られる。備讃瀬戸の海を臨んだ世界で誕生をみた墓制といえようか。最初に築造し始めたひとびとの結束の強さを感じさせる。

弥生中期前半には分布範囲を東方へと拡大し、播磨や淡路に築かれ、小野市河合中カケ田遺跡や加西市土井ノ内遺跡のごとく海と離れた内陸地域へと伝播する。新しい動きだ。中期中頃以降には径一六㍍の大型化した円形周溝墓が西播磨の新宮宮内遺跡（たつの市）に出現している。また、丹波南部に位置する谷川・踊場遺跡にも分布の北限を広げている。墓として大きくなるものは神戸市玉津田中遺跡など東播磨にも存在する。中期後半では雲井遺跡（神戸市）・口酒井遺跡（伊丹市）・奈カリ与遺跡（三田市）など、いよいよ摂津地域にも登場し、この墓制の採用が瀬戸内を着実に東進したことを裏付けている。北の地域では丹波の七日市遺跡（丹波市）はじめ、但馬での実例をみるようになる。そして、後期前半には西は伊予の地域、東は大阪湾沿岸を覆う瀬戸内圏で盛行をみせる。後期後半から終末段階に至ると、先に紹介した摂津の数例が一気に出現し、円形周溝墓の発達地域の一つを形成することになる。分布の中枢的位置を占めているといっても過言ではない。そして、東・北では京都丹波や近江の琵琶湖沿岸にも波及している。それまで存在を拒否したかにみえた河内・大和にも円形原理の墓が現れる点は特筆されてよい（図―35）。

深江北町遺跡は、まさにこの時期に円形周溝墓だけの墓域を形づくっており、周囲の溝を連接させる血縁関係の強固さと群集度の高さを示してその姿を登場させる。

深江北町の円形墓に葬られたひとびと

ここで、さきの謎解きの話に戻ろう。

円形周溝墓の特性は、近畿弥生の花形墓制である方形周溝墓と比較すれば、かなり鮮明なものとなる。まず埋葬者の数では、不明なものが多いものの、おおむね前者は単数、後者は複数といった違いがある。個人の埋葬が強調される円形周溝墓に対し、方形周墓墓は家族構成員の埋葬がつぎつぎと行われている。多

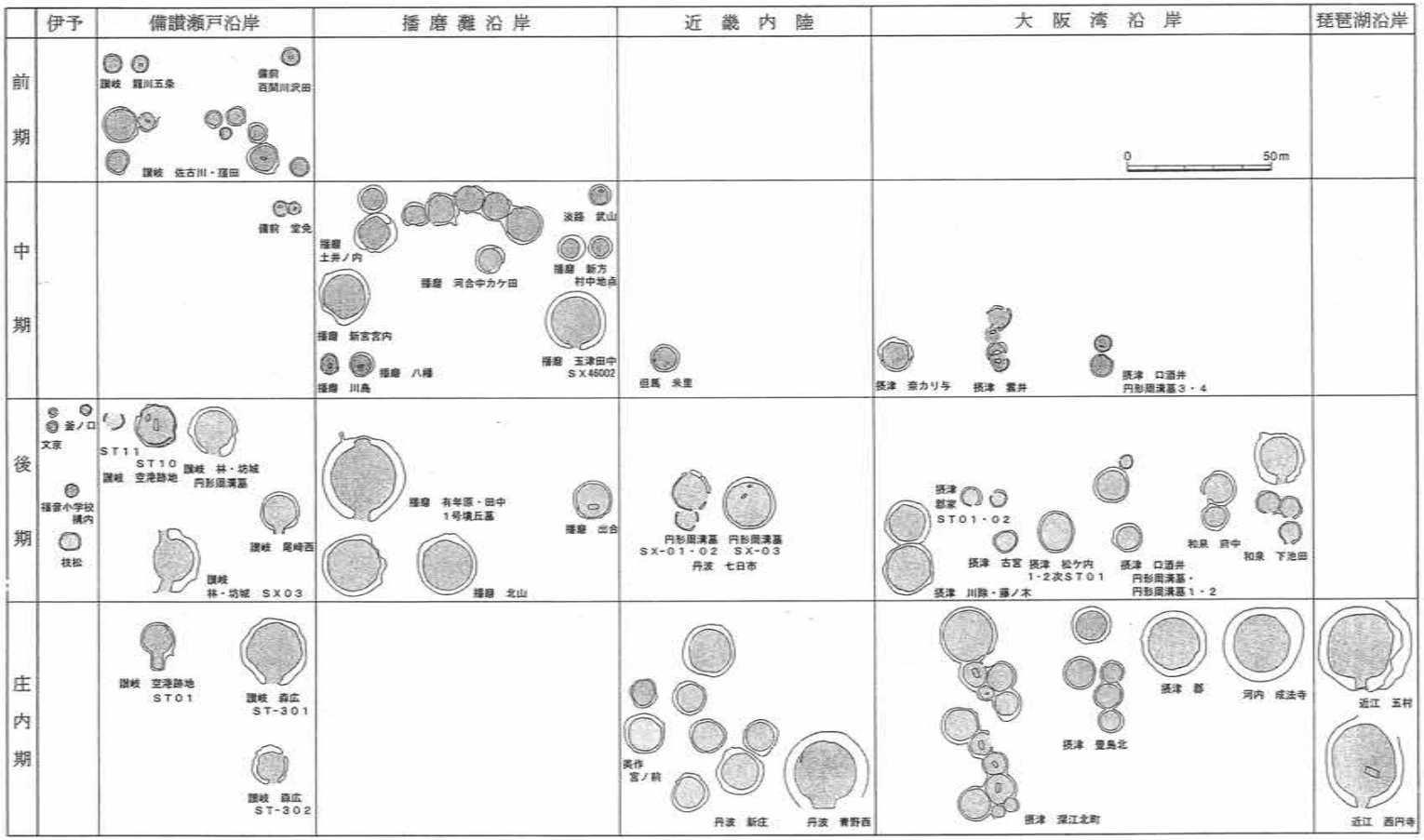

図－35　東部瀬戸内沿岸および周辺部における低地円丘墓の時期・地域別規模・形態比較図（岸本一宏「弥生時代の低地円丘墓について」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要』創刊号　兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所、2001年から）

いものでは数体から十数体に達する。周溝に連接するものが多い点はある種共通する現象だが、円形周溝墓の方が独立性が高く、方形周溝墓の方は墓域内での緊結度が強い。また、規模大型化の時期にも差がみられる。方形周溝墓は凹線文土器が発達する弥生中期後半だが、円形周溝墓の方は後期以降に安定した直径の増大が認められる。時期ごとの最大墓の状況も、直径平均値の状況もどちらもが一目瞭然右上がりの傾向を示し、古墳が出現する段階へと連続する（図－36）。あたかもその延長上に前方後円墳の成立があるかにみえる。円形周溝墓と方形周溝墓の両者の発達原理や埋葬目的・被葬者階層には大きな違いがありそうである。

そうした動きのもとで、深江北町遺跡の円形墓を見直した場合、方形周溝墓の築造方式に強い影響を受けていること、この時期のものとしては墓の大型化が顕著でないことがわかる。首長となりうるようなリーダー格の人物が被葬者としては見当たらない一方で、すこぶる集団墓的であり、均質な家長層クラスの人が家族を代表して一つの墓を与えられているように見える。しかし、前にも記したように、小規模な単一集落と結びついた

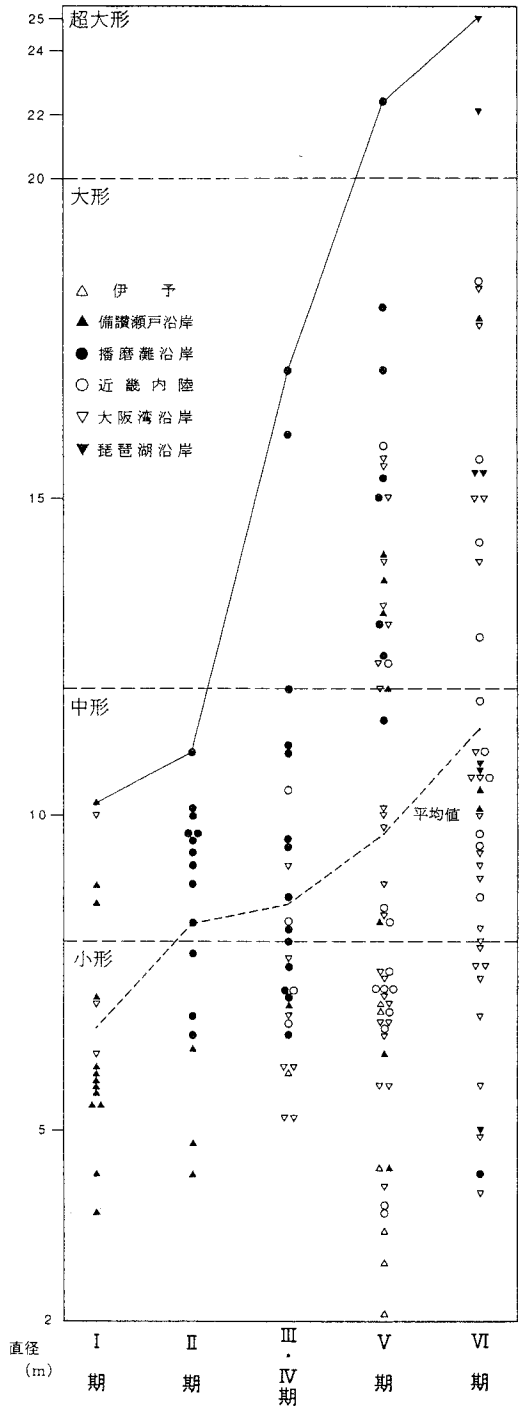

図－36　東部瀬戸内と周辺部の低地円丘墓時期別規模比較（岸本一宏「弥生時代の低地円丘墓について」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要』創刊号　兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所、2001年から）

墓域というには墓数が多く、その周囲への広がりからみて、おそらく複数の集落の住人がこの地に集結して、共同で営み始めた墓地と考えた方が自然であろう。現状では、以上のような理解に立つ。

古墳登場前夜の社会と東灘

邪馬台国の時代の動きを東灘周辺の遺跡・遺物をたよりに探ってみた。具体的には、三世紀の土器・集落・墓にみられる特徴であるが、それらは広く摂津地方の新しい歩みとも連動する。

とくに比重を置いて記述した本庄地域の深江北町遺跡の墓地の葬送儀礼に用いられた土器はそれを如実に反映している。他地域とのつながりをいま一度整理すると、河内・讃岐や日本海沿岸部と多様な地域の土器が運び込まれており、葬儀に際して口縁部を打ち欠き、体部を意識的に壊している。あらためて、遠くのひとびとがこの土地を訪れ、肉親との悲しい別れに臨んだことに想いが馳せる（写真－20・21）。

摂津は「津」の国であり、瀬戸内との関係が政治的にも高まった三世紀にそのいわれの淵源を求めることができる。著しい土器交流に港湾施設の原型が想像でき、沿岸の要所に「津」的機能、「泊」的機能が成立し、大阪市崇禅寺遺跡のような砂洲上の一大中継地も生まれてくる。深江の海を東西に頻繁に通過す

写真－20　深江北町遺跡東周溝墓群の供献土器
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

写真－21　深江北町遺跡西周溝墓群の供献土器
墓ごとの帰属土器は明らかでないが、東・西２群に分けられた葬儀用土器には、他地域からはるばる土器を携えてやって来た参列者の異邦のひとびとの顔がよみがえる。深江北町遺跡に墓地を残したひとびとの出自は実に多彩であった。
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

る準構造船が眼に浮かぶようだ。古墳を出現させるような社会は、けっして閉鎖的なものではない。婚姻関係も広がり、海を越えた遠い地方との地縁や血縁が特定階層には進んだことも当然考えられてよい。

七節　古墳の出現と地域首長の成長

最古の古墳と西求女塚古墳

弥生時代に西日本を中心に各地で築造された墳丘墓は、やがては墳墓として質的変化をとげることになる。「古墳」の出現である。

ただし、墳丘墓と古墳はいずれも大部分が盛り土によって造られており、前者から後者への飛躍を積極的に評価する向きと同質ととらえる向きがあって、定義や概念がけっして安定しているものではない。考古学界では時代区分論とも連動して、「古墳とは何か」をめぐっての熱気あふれる論争がいまなお続いているのが実情である。

当地域の周辺では、幸いなことに今のところ、弥生墳丘墓か古墳かをめぐって争点をなしている遺跡（墳墓）はない。しか

も、古墳としてはこの地域で最古とみられる西求女塚古墳が存在するのみならず、近畿地方の中でも古墳成立段階の年代が与えられるものとして注目されている。本節では、発掘調査によって基礎的資料が比較的公にされていることもあり、とりあえずこの古墳のもつ内容と意義から説明したい。

本庄地域での古墳時代は、まずもって西求女塚古墳の築造により幕が切って落とされたからにほかならない。

西求女塚古墳の立地環境・研究史と発掘の諸成果

神戸市灘区都通三丁目一番に所在する西求女塚古墳は、六甲山地南麓の沖積地、西郷川によって形成された扇状地の末端近く立地する。後述する処女塚古墳や東求女塚古墳をあわせた悲恋伝説を有する三古墳のひとつで、古くは『万葉集』や『大和物語』に登場し、謡曲「求塚」（観阿弥作）などに広く語り継がれてもいる。

古墳はたび重なる改変により旧状を残していないが、昭和四十四年（一九六九）に櫃本誠一と夙川学院短期大学によって墳丘実測調査が行われ、当初は全長約九〇㍍の前方後円墳と考えられた。その後、神戸市教育委員会によって墳丘および周辺において一〇数次におよぶ発掘調査が進められ、とくに埋葬施設が発掘された第五次調査と墳形が明らかとなった第七・一二次調査では、実りある成果がもたらされている。結果として、墳形も大きな変更を余儀なくされた。

古墳は標高六㍍前後の微高地に存在し、阪神電車と国道四三号との間の市街地にある。往時は海岸線から一〇〇㍍内外の海浜部に選地したものと思われる。基底石列の様相から墳形は前方後方墳と判断され、全長九五㍍、後方部長約五三㍍、後方部幅約五六㍍、くびれ部幅二六㍍との計測値が発表されている。

主軸を東西の方向に採り、三味線撥形に開く特異な前方部を東側に向けている。前方部の段築は三段で、テラスは前端に向かって徐々に上がっているようである。なお性格など詳細は不明であるが、前方部北側のくびれ部付近には張出部を付設している（図－37）。

葺石は残存状態がよくないけれど、最下段の基底石列とその上部六〇㌢程度までしか遺存せず、基底から五〇㌢までは急な傾斜角で石垣状に積まれた特異なものである。二石目以上は前方部を葺いた後に後方部を葺いたことが明らかにされている。基石は前方部が大きな石を横方向に据えているのに対し、後方部では縦長に用いていることなどが特筆すべき点である。石材は花崗岩をはじめ六甲山系の在地のもので占められる。

墳丘盛土は中下位が砂や粗砂層を主体とするのに対し、墳頂

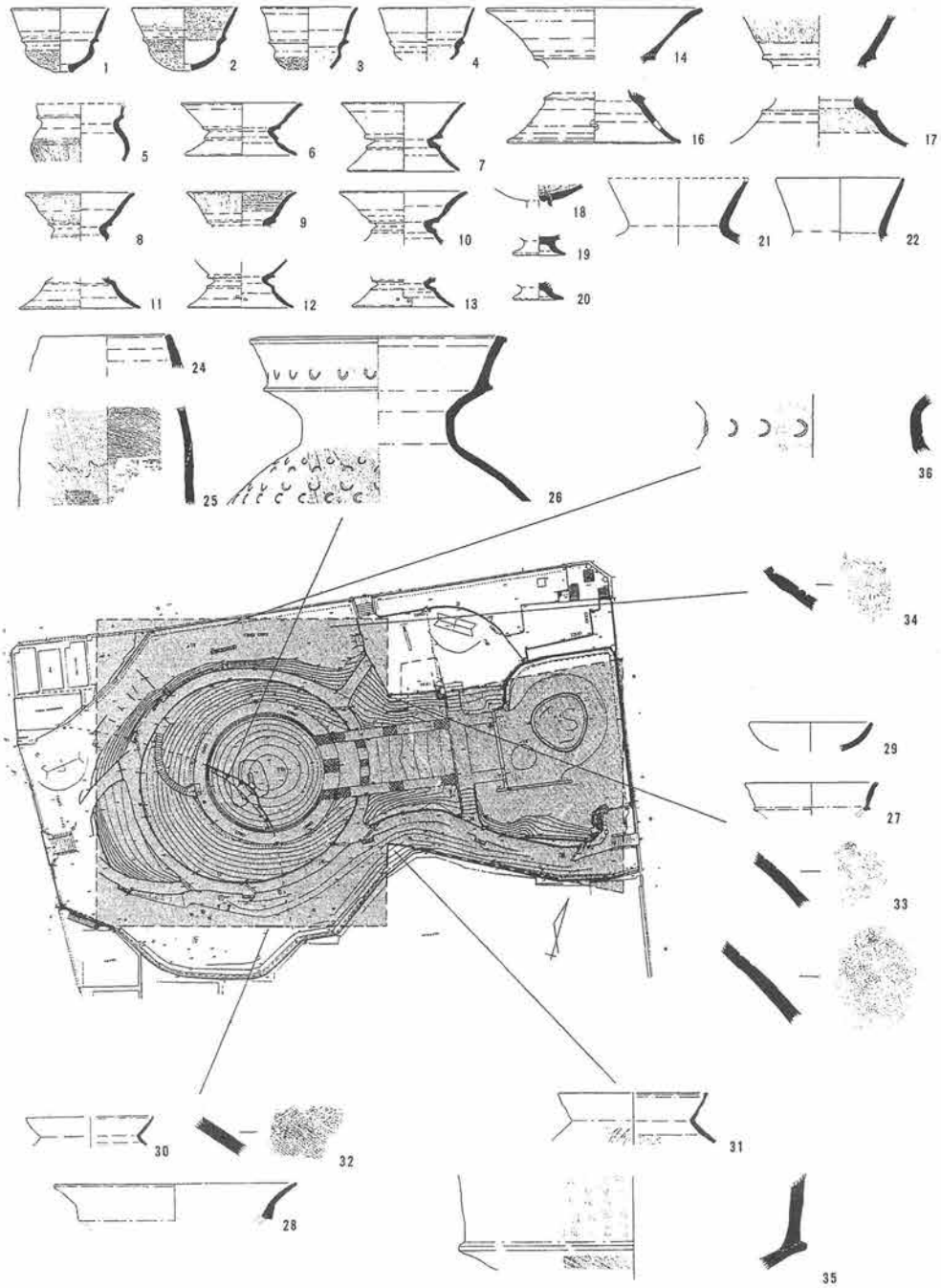

図－37　西求女塚古墳出土土器の様相と出土位置
（神戸市教育委員会『西求女塚古墳　第５次・第７次発掘調査概報』1995年から）

写真－22　西求女塚古墳の竪穴式石室崩壊状況（南から）
（神戸市教育委員会『西求女塚古墳　第５次・第７次発掘調査概報』1995年から）

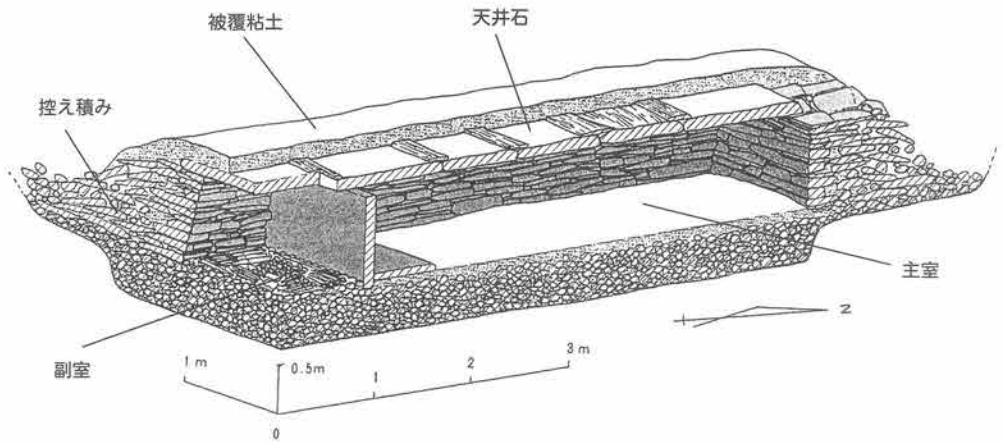

図－38　西求女塚古墳埋葬施設（竪穴式石室）復元模式図

慶長・伏見地震による地滑りによって、墳頂部が陥没し、主体部である竪穴式石室は崩壊していた。天井石は全部で５石認められ、うち３石は折れて出土。厚さ15㌢内外の被覆粘土も残存し、壁体と控え積みに使用された板石や礫・粘土・赤色顔料などが現れた。石室は南小口から75㌢の所で１枚の板石を立てて、その内部空間を仕切っている（主室と副室）。石室は幅約100㌢、高さ約80㌢、主室の全長は475㌢を測る。

（神戸市教育委員会『西求女塚古墳　第５次・第７次発掘調査概報』1995年から、一部追加）

写真－23　出土直後の生々しさが残る西求女塚古墳副葬鏡

1号鏡（半肉彫獣帯鏡）2号鏡（三角縁吾作四神四獣鏡）3号鏡（三角縁吾作三神五獣鏡）4号鏡（三角縁吾作三神四獣鏡）5号鏡（三角縁陳是作五神四獣鏡）6号鏡（画文帯環状乳神獣鏡）7号鏡（神人龍虎画像鏡）8号鏡（三角縁吾作四神四獣鏡）9号鏡（三角縁吾作徐州銘四神四獣鏡）10号鏡（三角縁吾作三神五獣鏡）11号鏡（画文帯環状乳神獣鏡）12号鏡（半肉彫獣帯鏡）
（神戸市教育委員会『西求女塚古墳　第5次・第7次発掘調査概報』1995年から）

部はシルトを盛用しており、よくしまっているといった特徴がみられる。墳丘周辺からは山陰地方の特色を有する土器（小形丸底壺・鼓形器台・低脚坏・大型二重口縁壺）や古手の布留式土器が出土しており、土器型式からも築造の時期をうかがうことができる。また、被葬者の出自をなにがしか示唆している。

埋葬施設は、竪穴式石室であるが、慶長元年（一五九六）年に発生した慶長伏見地震により崩壊し（写真―22）、石室周辺からは三角縁神獣鏡七面を含む銅鏡一一面が出土した。第一次調査で出土した獣帯鏡を加え、この古墳は合計一二面を数える多量の鏡を保有していたことになる（写真―23）。また、この他、崩れた石室に副葬・埋納されたとみられる青小札・刀・剣・槍・鉾・鏃・斧・鑿・ヤリガンナ・ヤスなどの鉄製品、碧玉製の紡錘車形石製品など豊富な遺物が発見された。埋葬施設は図―38のごとく復元されている。

海浜部に造られた前期古墳

東神戸の臨海地域には、規模はそれほど大きくはないけれど、前期古墳が列状に分布するといった特異性をみせる（図―39）。先に詳しい説明を施した西求女塚古墳を最西端として、東に約二キロメートルおいて処女塚古墳、さらに東に約二キロメートルおいて東求女塚古墳がある。また、山麓傾斜地の阪急沿線、岡本の地にはヘボソ塚古墳が築造されている。東灘区から芦屋市に入ると、東部の翠ヶ丘丘陵上には阿保親王塚古墳が存在する。そして、さらに東では尼崎市の水堂古墳へと連なる。これらの古墳の雄姿は、大阪湾の沖合を航行する船舶などからもはっきり視認できたはずで、一種の威圧感を醸し出したであろう。

処女塚古墳は、石屋川によって形成された浜堤上に立地する。阪神電鉄石屋川駅の南西約一キロメートルに位置し、現在は市街地の中の史跡公園として文化財の活用がなされている。この古墳は大正十一年（一九二二）、国の史跡に指定されているが、墳丘の流失が顕著となったため、整備工事計画が進捗し、神戸市教育委員会が昭和五十四年度（一九七九）・同五十六年度・同五十七年度にわたって発掘調査を実施している。

その結果、この古墳も前方後方墳であることが判明し、全長七〇メートル、後方部一辺四〇メートルの規模と復元され、前方部は二段築成により造られていることがわかった（図―40）。葺石は前方部で良好に遺存するが、後方部では流失著しく、原形をとどめていない。主体部に関しては不詳な点が多いが、墳頂部に推定長一三メートル、幅約二メートルの石組が認められ、埋葬施設が予測される。また、東側くびれ部付近には箱式石棺一基が検出されており、棺上で滑石製勾玉一が出土している。

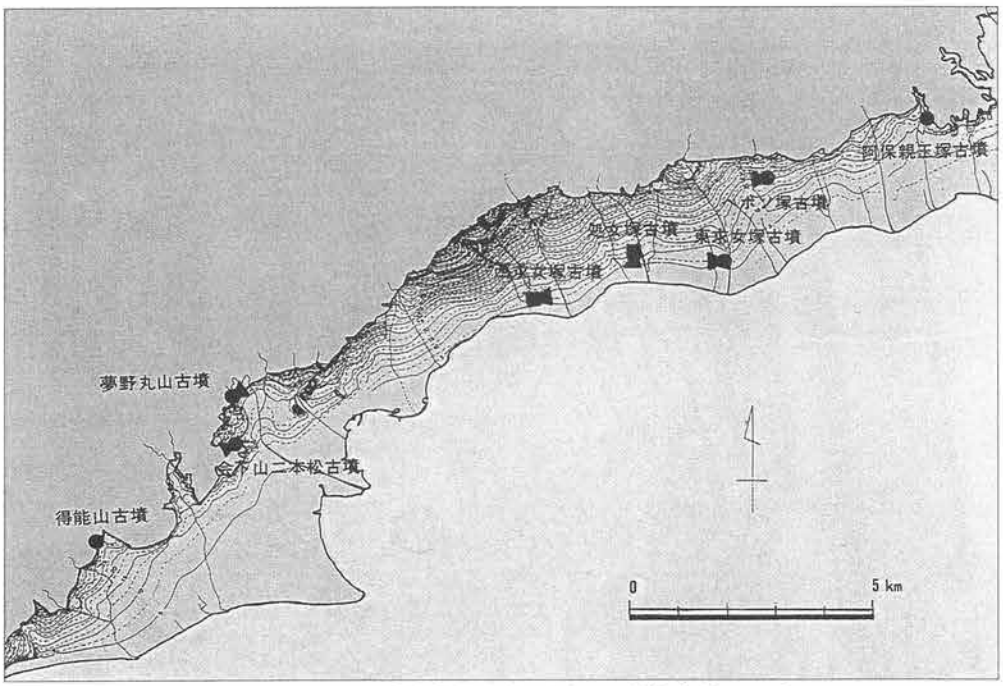

図－39　六甲山地南麓部海浜近くの前期古墳の分布
（神戸市教育委員会『西求女塚古墳　第５次・第７次発掘調査概報』1995年から）

墳丘の大半は盛土によって築かれ、その流土中から山陰系の壺形埴輪片や鼓形器台の破片が検出されている（写真－24）。しかし、前期古墳特有の円筒埴輪列は未確認である。

東求女塚古墳は住吉川の右岸、標高六㍍の低地に立地する全長八〇㍍以上の前方後円墳で、前方部幅三六㍍以上と推定され、西を向いている。幼稚園舎改築に伴う神戸市教育委員会による発掘調査で、前方部前面に幅一〇㍍程度の濠の存在が確かめられ、傾斜角の強い葺石面が認められている。この古墳からも純粋な円筒埴輪は見いだされていない（写真－25）。

写真－24　竹管文や半截竹管文によって飾られた山陰系の壺形埴輪片　処女塚古墳出土
（神戸市教育委員会『昭和57年度　神戸市埋蔵文化財年報』1985年から）

埋葬施設は前方部・後円部ともにあり、明治九年（一八七六）前後に、前方部から木棺部材とともに内行花文鏡一面、画文帯神獣鏡一面、三角縁神獣鏡四面、車輪石二個、刀剣・人骨などが発見されている。後円部は明治三十三年（一九〇〇）、竪穴式石室が確認され、

図－40　処女塚古墳の墳丘測量図と調査区配置図

大正11年（1922）、国の史跡に指定されているが、墳丘の土砂流失が顕著となり、神戸市が整備工事を計画して事前に発掘調査を実施した。その結果、墳形も前方後円墳から前方後方墳に改められた。全長70㍍。後方部一辺40㍍で、前方部は二段築成。

（神戸市教育委員会『昭和56年度　神戸市埋蔵文化財年報』1983年から）

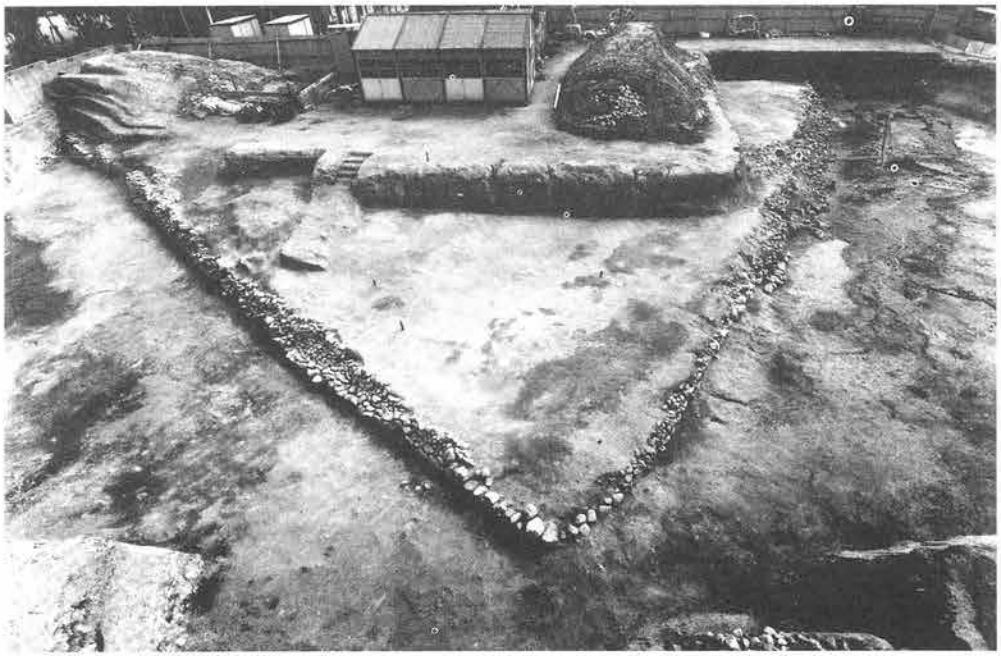

写真－25　神戸市立遊喜幼稚園の園舎改築に伴う発掘調査によって昭和57年に出現した東求女塚古墳の前方部〔北西隅〕（神戸市教育委員会『昭和57年度　神戸市埋蔵文化財年報』1985年から）

内行花文鏡や獣形鏡が出土している。

ヘボソ塚古墳は、他の古墳とはやや異なり、海岸から少し離れた六甲山地南麓の標高二五㍍を測る天上川に沿った斜面地に立地している。阪急電鉄岡本駅を下車して数分のところ、南西約一五〇㍍に位置し、現在は住宅地に紛れ混んでその所在も忘れ去られているが、ダイエー岡本店と接する南側は、民家の石垣の形状にかつて前方後円墳であった証左をよくとどめている。

古墳は前方部を西北西に向け、全長約六四㍍、後円部径約三一㍍の規模を有し、二段築成であったらしい。しかし、邸宅の庭工事により墳丘の原形が大きく損なわれた。葺石は存在したが、埴輪はやはりみられない（図－41）。

埋葬施設は割石積の竪穴式石室と推定され、明治二十八年（一八九五）に夔鳳鏡・斜縁吾作銘二神二獣鏡・画文帯環状乳神獣鏡・獣形鏡の四面の中国鏡と天王日月銘唐草文帯二神二獣鏡・唐草文帯三神二獣鏡の二面の三角縁神獣鏡が、石釧二個・勾玉二個・管玉一三個・小玉一二一個・棗玉一個・壺形土器などといっしょに出土しており、東京国立博物館に一括所蔵されている。海岸の三古墳より新しい要素をみせるが、前期でも古い位置を占める古式の前方後円墳であろう。

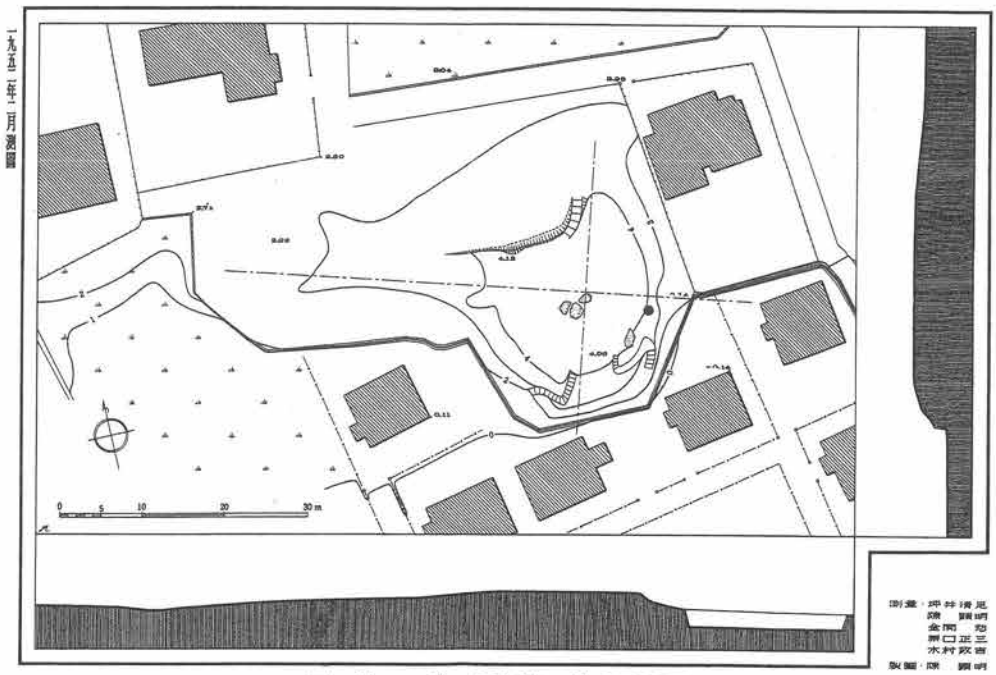

図－41　ヘボソ塚古墳の墳丘測量図
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区本山北遺跡』1995年から）

大和王権の政治変動と甲南の首長系譜の途絶

先にみた東神戸海岸部の前期古墳は、自治体の違いを超えて、少なくとも芦屋市の阿保親王塚古墳までを被葬者の一連の系譜関係として理解することもできる。

福永伸哉は副葬銅鏡の組成からこれらの古墳を再編年し、西から東に向かって順次築造されたと考えている（福永一九九九）。銅鏡の組み合わせを最重要視した見方であるため、どこまで事実とみれるか難しい点もあるが、もしそれが正鵠を射ているなら、墳形が前方後方墳→前方後方墳→前方後円墳→前方後円墳→円墳という変化を示しており、首長の性格や首長系譜の内実にも変動をもたらしたようである。また、阿保親王塚古墳の被葬者を最後にこの首長系譜はいったん断絶したとみることが可能である（図－42）。

この後に現象した古墳の新しい動きは、紀元四〇〇年前後に築造されたと推定される五色塚古墳（神戸市垂水区）の存在であろう。喜谷美宣によって復元が試みられた念仏山古墳も鰭付き円筒埴輪を有し、五色塚と非常に近い時期に築かれた大型前方後円墳でやはり海岸線近くに立地したと考えられている。

東神戸の一群の首長墓の築造が終わってから新たに造られた西神戸の古墳であり、しかもこの段階の大型前方後円墳の墳形

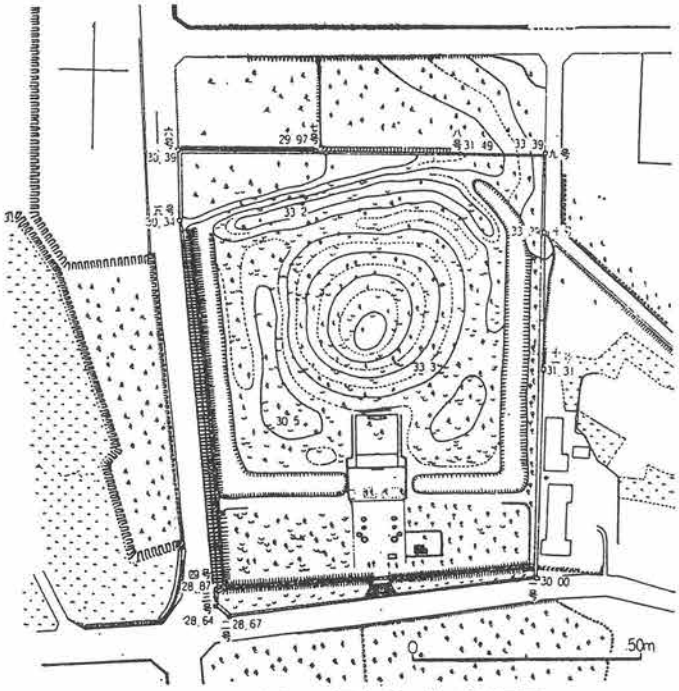

図－42　阿保親王塚古墳の墳丘測量図
（宮内庁書陵部蔵　『新修芦屋市史』本編、芦屋市役所　1971年から）

自体は河内や山城、丹後などの主要古墳とも関係づけることができ、中央政権の四至への動きと密接に連動している。と同時に、首長層の威信財にも大きな変化が認められる。

主要な副葬品目は四世紀代の三角縁神獣鏡や腕輪形石製品から五世紀に入ると、三角板革綴短甲を中心とする古墳へと移行する。これを古墳副葬品の時間的変遷ととらえることもできるが、近年の古墳研究では、畿内地方内部における権力機構の変化や政治変動に伴う政権配布威信財の変容とみる考え方が有力である。

具体的には、大和盆地東南部の政治勢力から河内王権への政権中枢の移行に伴う古墳副葬威信財の変化であり、新旧二大勢力の政権交替による二系統のシンボル的器物の廃絶と採用を考えることになる。この点、西神戸を含めた西摂津地域の前期古墳は、四世紀を中心に継続的に営まれており、大和盆地東南部の政治中枢とこの時期に限定した比較的長期の連携があったとみられる。各古墳併せて数多くの三角縁神獣鏡の保有は、そうした政情の一端を物語っている。

五～六世紀の集落の展開

区内には有力な古墳時代の集落が点在する。遺跡範囲としては広い郡家遺跡も実態としては複数の集落に分解できるようだ。都市河川天神川の右岸側に位置する城の前集落は、五世紀後半に定着するものの、六世紀に入ってから居住が活発化する。多くの竪穴住居や掘立柱建物が営まれているが、第七次調査地などでは、建物構造による選地の違いが明確化しており、掘立柱建物や竪穴建物が互いに卓越する場をもっている。

また、両者には時期的な変遷も関与しており、城の前集落では、五世紀後半から竪穴建物主体で集落の形成が始まったが、六世紀中頃には竪穴建物から掘立柱建物への移行が認められる。そのモデル的なありようは、郡家遺跡第三五次調査地の第三遺構面（六世紀前半・竪穴建物七棟）から第二遺構面（六世紀後半・掘立柱建物二棟）の変遷にうかがえ、芦屋市の月若遺跡や寺田遺跡の古墳時代集落と比べて半世紀ほど早い推移が確認される。掘立柱建物の早い存在（第一六次・二二次調査地）から考えれば、竪穴建物との併存期間がかなりあって移り変わるのが実態のようである。

郡家遺跡の第三五次調査地では、集落内で特異な場所らしく、流路ＮＲ01最下層において神戸市域最古級の陶邑ＴＫ73型式以前の須恵器が出土するとともに、独立棟持柱をもつ掘立柱建物が存在している。

竪穴住居構造で特筆すべきことは、六世紀初頭頃から「青野型住居」と呼ばれる煙道が周壁沿いに曲がる竈プランが出現することで、六世紀後半にかけて、郡家遺跡の中で一定の変遷をとげている点は見逃せない。

これらの調査地では、石製模造品も一定程度出土しており、紡錘車（第四次ＳＢ03・第一一次ＳＸ01）、有孔円板（第六次ＳＤ02・第一四次ＳＴ01）、臼玉（第一八次ＳＸ01・第二四次ＳＢ04）、勾玉（第一八次ＳＢ05）などがみられ、一地点における大量出土ではないものの、一定の広がりをみせている。また、第三六次調査地などでは水晶製算盤玉などが出土している。

天神川右岸側の郡家遺跡篠之坪地区でも五世紀代には竪穴建物群の形成活動が進むようで、五世紀末頃までには小規模にせよ掘立柱建物が出現する。この地区では、鉄器製作も早くから始まっていた形跡を残している。

一方、南に位置する御影中町集落も五世紀代には集落の態を成すようであり、密度高くひとびとが住み始めているようすが知られる。五世紀末までに竪穴建物に加え、掘立柱建物が登場しており、六世紀中頃を過ぎると、掘立柱建物のみから成る集落構成へと変化している。やはり東方の芦屋市域の集落などより掘立柱建物への移行は早いと判断できよう。須恵器出現期前後の滑石製品を伴う祭祀遺構が集落全体で目立っている。

住吉宮町集落は、五世紀の後半頃、大きくみて二段落の変遷がみられ、数多くの竪穴建物が継起的に営まれている。六世紀後半までの継続が認められ、調査区内では偏在傾向をみせつつも、七世紀初頭頃までに掘立柱建物へと漸次移り変わっていくようである。

郡家遺跡界隈の先進性は竈の導入にも現れている。篠之坪（一四次調査地）の四号竪穴住居はその早い例で、五世紀代のものと思われる（写真－26）。これより少し先行する実例は芦屋市寺田遺跡にみられる。おそらく四世紀のうちに竈を築いている（写真－27、図－43）。竪穴内からは、土師器のみで須恵器は全く出土しない。

菟原郡衙推定地である大蔵地区では、第七次調査で飛鳥時代に入る七世紀前半の掘立柱建物群が初めてみつかっている。建物1は三間×二間、建物2は二間×二間の規模で重なり合っている。古墳時代と古代とをつなぐ貴重な建物群といえる。

住吉宮町遺跡では、後述する古墳が築かれた面の一つ上の遺構面からひとびとの定住を示す住居跡が数多く見つかっている。第一七次調査ではその典型的なありようを示すかのごとく、複合扇状地末端の緩傾斜地から狭い発掘面積にもかかわらず竪穴住居跡一六棟分、掘立柱建物跡数棟分が複雑な重なりをみせつつ検出されている（図－44）。

出口遺跡は森北町遺跡と一連の集落をなすようで、出土する遺物相はよく類似する。第五次調査では古墳時代中期後半～後期の流路から土師器・初期須恵器・滑石製模造品・鉄製鋤先などとともに多くの韓式土器が認められる（図－45）。

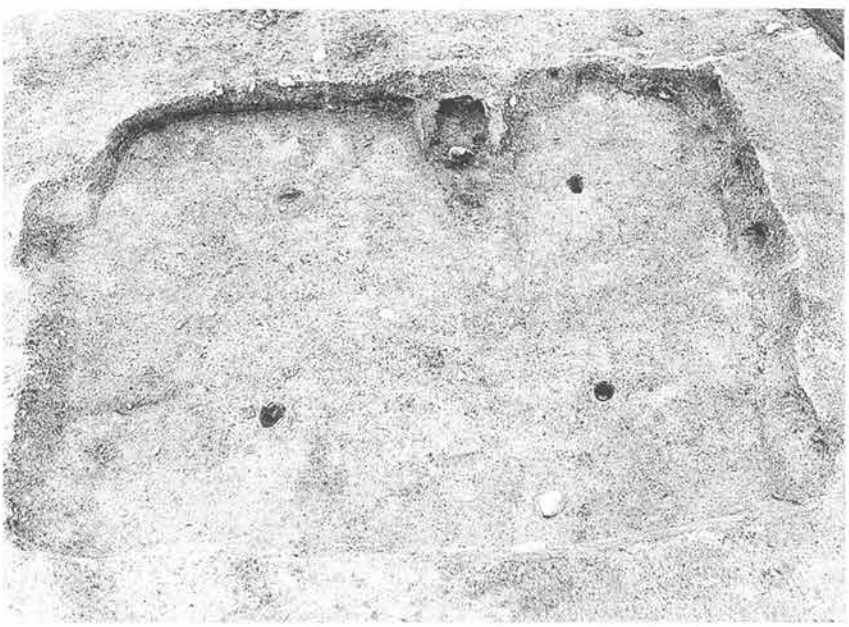

写真－26　東神戸における導入期の屋内造り付け竈
〔郡家遺跡篠之坪地区第14次調査地４号竪穴住居跡〕（神戸市教育委員会『平成８年度　神戸市埋蔵文化財年報』1999年から）

これらの古墳時代集落は、緩い斜面をなす扇状地の上を選ぶものが多い。おそらく居住環境もよかったのであろう。

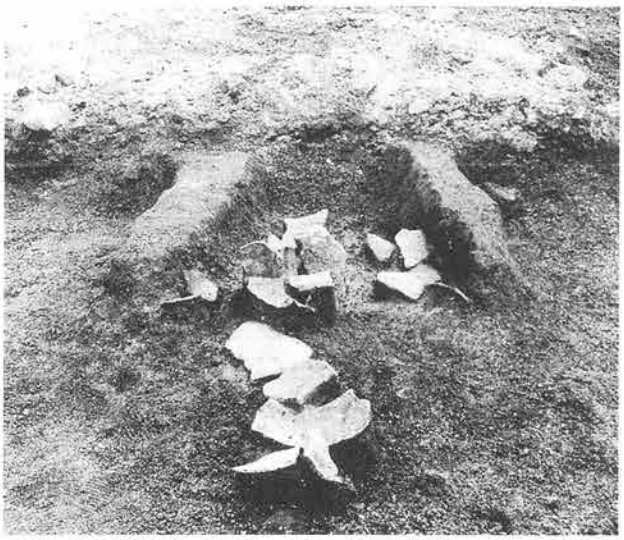

写真－27　寺田遺跡初期竈の構造

竪穴住居跡 SH04は、１辺4.6㍍程のほぼ正方形を呈するもので、竈と主柱穴以外に屋内土坑（Ｐ５）を有する。最古級の造り付け竈は南東壁に接して構築され、石製支脚を伴っていた。須恵器は伴わず、布留式最末期のこの地方導入段階の古い竈とみてよい。

（芦屋市教育委員会『寺田遺跡第95地点発掘調査概要報告書』1999年から）

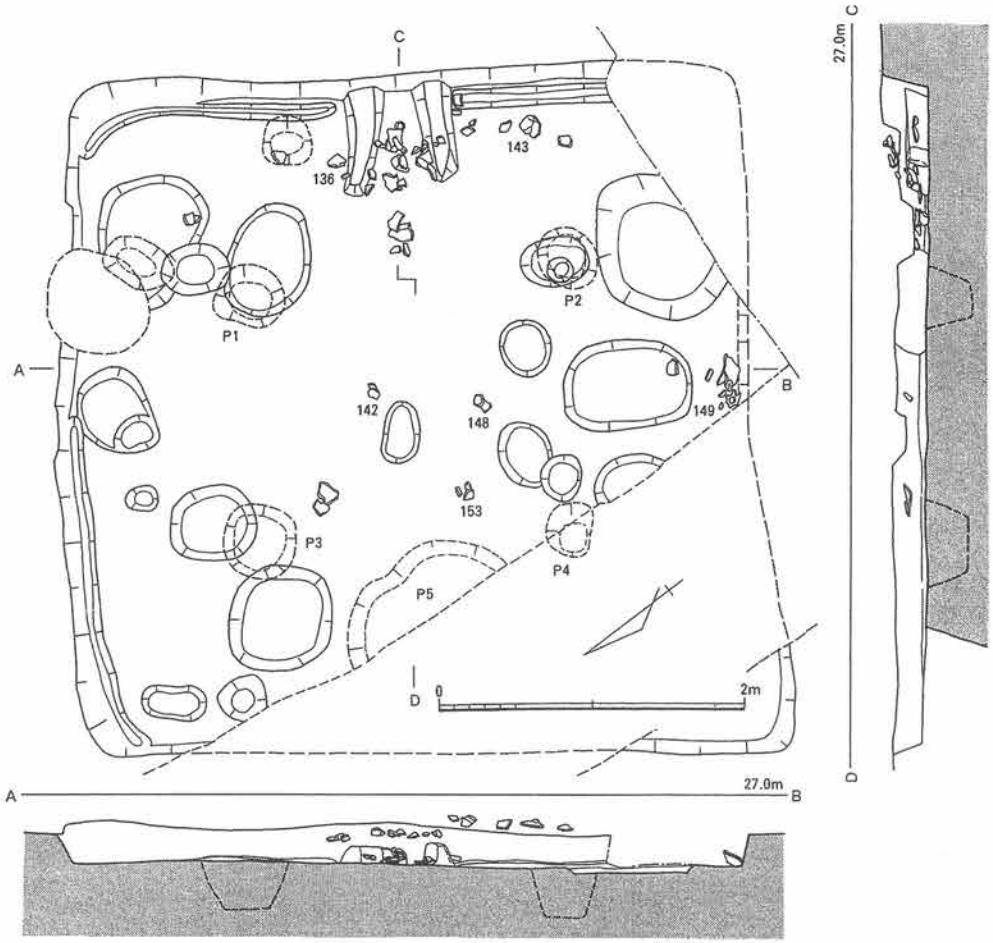

図－43　阪神間で最も古い造り付け竈を有する寺田遺跡（芦屋市）**の古墳時代竪穴住居跡**
〔第95地点 SH04〕（芦屋市教育委員会『寺田遺跡第95地点発掘調査概要報告書』1999年から）

住吉宮町遺跡の第一七次調査では、六世紀後半～七世紀初頭の居住域がみつかっており、ひとびとの往来が過密であったことが知られる。第五遺構面から竪穴住居一六棟、掘立柱建物数棟がまとまって見い出されており、竪穴住居の多くは北辺中央部に竈を造り付ける四本柱の構造を採っている。（神戸市教育委員会『平成七年度　神戸市埋蔵文化財年報』一九九八年から）

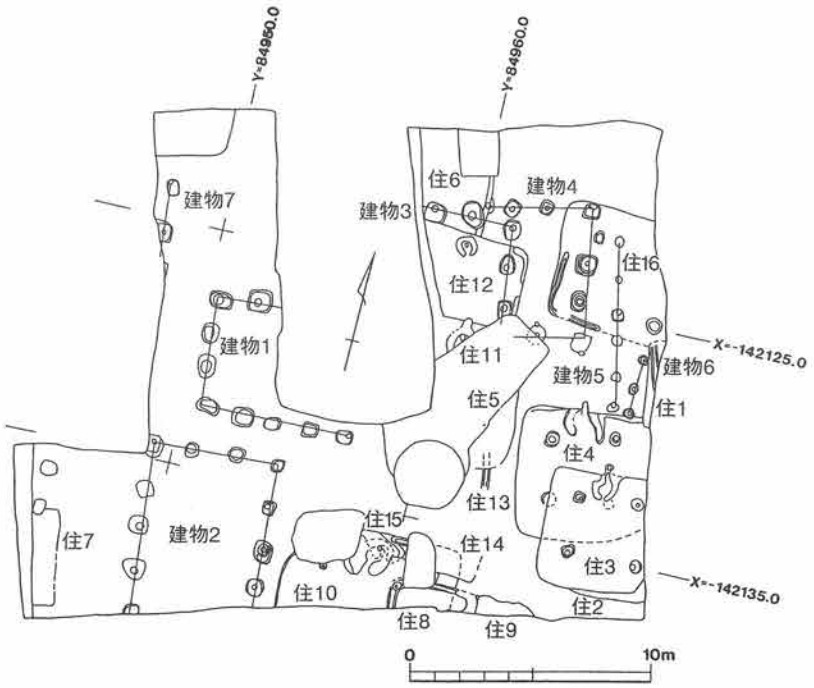

図－44　古墳時代後期の住吉宮町集落

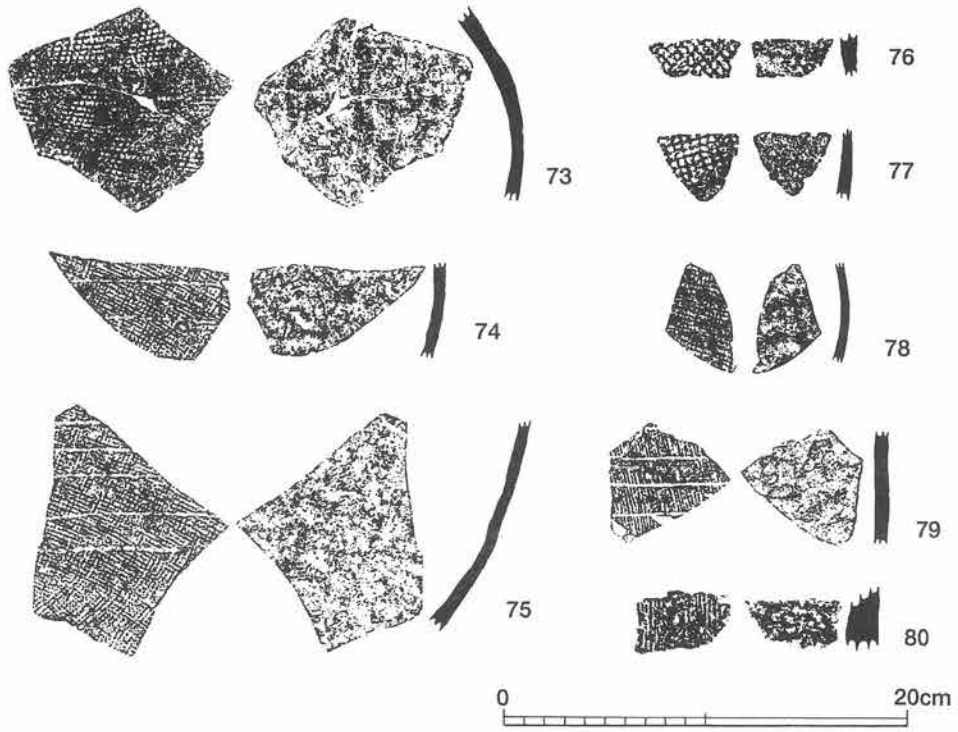

図－45　出口遺跡出土の韓式系土器〔第５次調査〕
（神戸市教育委員会『平成11年度　神戸市埋蔵文化財年報』2002年から）

古墳時代の神殿は東灘にもあったのか

屋外に棟持柱をもつ掘立柱建物を神殿と見なして概括する考古学者がいる。その理由は伊勢神宮本殿などとの構造比較からという。本庄地域の周辺では、前述のごとく郡家遺跡城ノ前地区（第三五次調査）で類する建物跡がみつかっている（図－46）。梁行二間、桁行四間の側柱建物ＳＢ〇一であるが、妻側の外側離れた位置に棟木を支えるための独立した棟持柱を一本ずつもっている。ベースがかなり傾斜していることより、高床建築であったと考えられている。床面積は一六平方㍍前後である。すぐ東に隣接して二間以上×四間以上の大型掘立柱建物ＳＢ〇二が存在して、二棟合わせての機能が考えられるが、六世紀後半段階に若干の時差を有しつつ建てられたようである。

方墳群からなる特異な集団墓地

次に、古墳時代中期・後期の墓のようすをみてみたい。

東灘区住吉宮町三・四・六・七丁目から住吉東町五丁目一帯にかけて広がりをみせてきた住吉宮町古墳群は、神戸市東部に位置する非常に大規模な古墳時代の群集墓で、検出数はすでに七〇基を超えている（図－47）。

六甲山地前面の石屋川・住吉川間の複合扇状地上、標高二〇～三〇㍍の緩傾斜面に立地しており、その多くが小方墳によっ

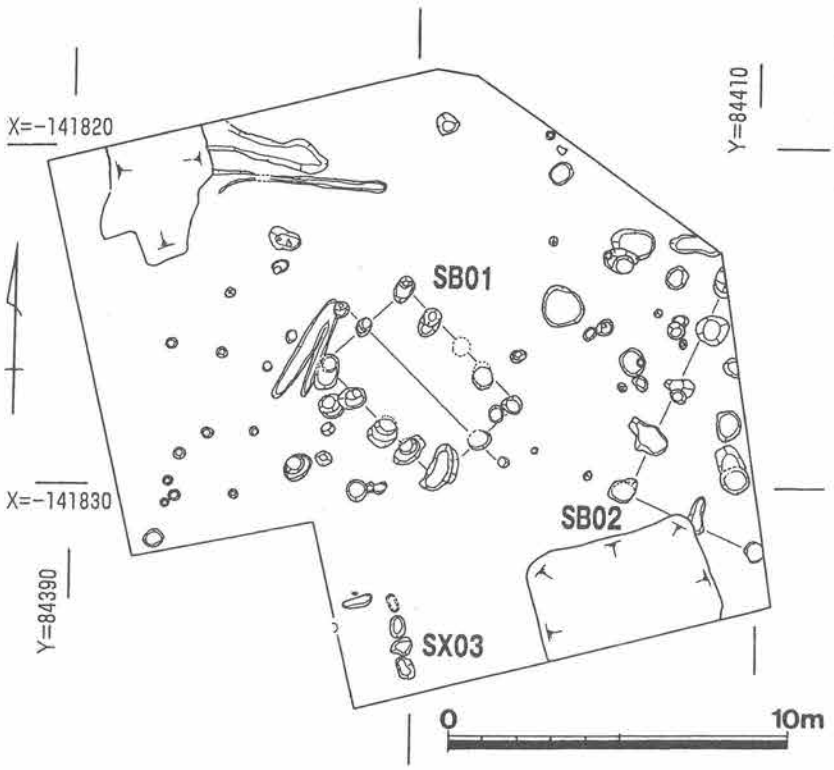

図－46　郡家遺跡でみつかった古墳時代後期の屋外棟持柱をもつ掘立柱建物跡（神戸市教育委員会『平成九年度　神戸市埋蔵文化財年報』二〇〇〇年から）

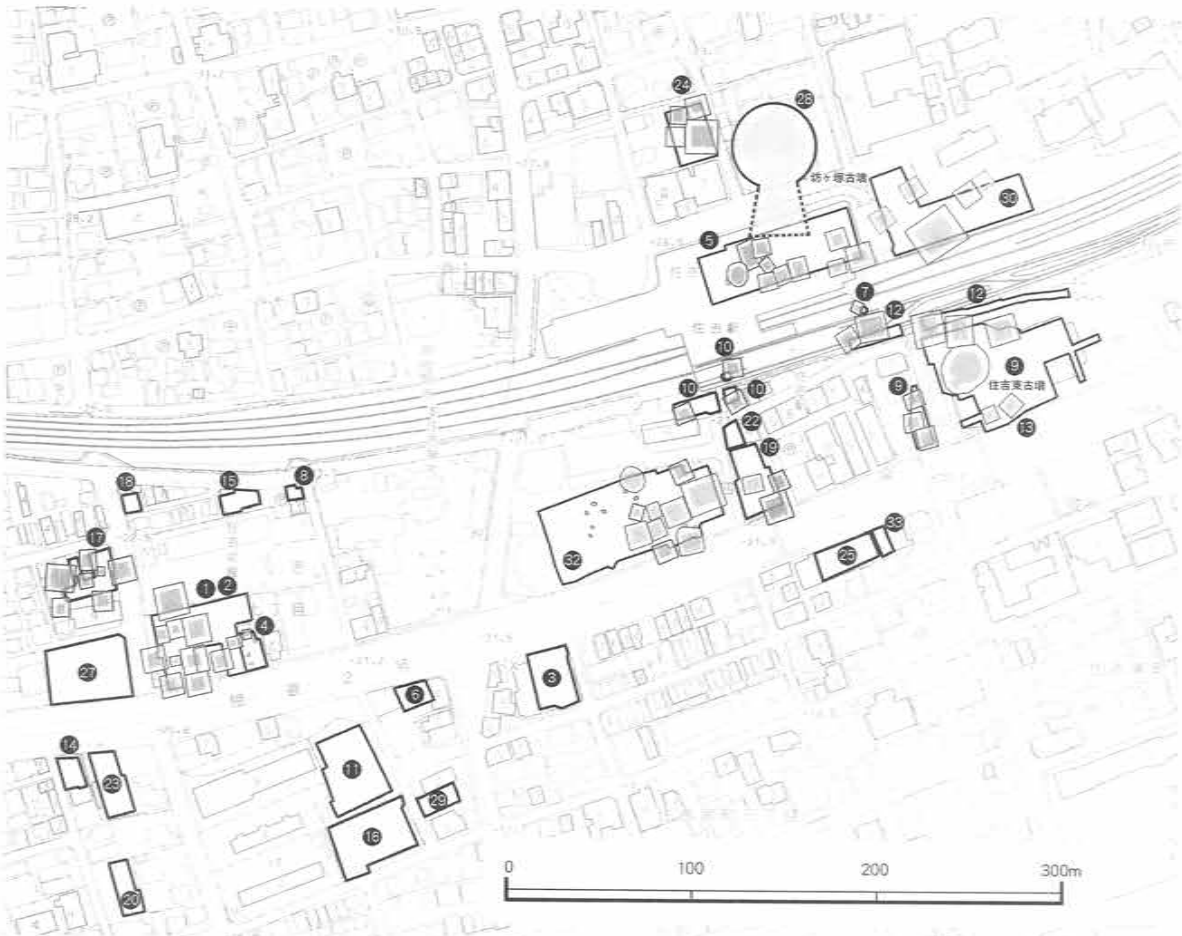

図－47　市街地に姿を現わした住吉宮町古墳群の分布状況図（神戸市教育委員会『住吉宮町遺跡第24次・第32次発掘調査報告書』2001年から）❶❷❸……は調査次数を示す。ページの右側が方位の北となる。

て構成されていることを大きな特徴とする。その分布範囲は、住吉川右岸域を中心に東西約一〇〇〇㍍、南北約三〇〇㍍におよび、扇状地末端の地形変換線ともなっている国道二号が明確な南限ラインとなっている。往時には、この範囲を中心に総数二〇〇基前後が営まれたものと予想される。

古墳の立地面は土石流による舌状の入り組み地形となっており、微高地と谷地形を繰り返す起伏がみられ、谷部の一部は六世紀末頃の大規模な洪水砂により埋没している。

古墳の構築は五世紀中頃から始まり、六世紀後半まで継続する。須恵器の型式で示せば、陶邑ＴＫ二〇八型式からＴＫ一〇型式前後まで造墓活動を行っているが、築造のピークはＴＫ二三～四七型式に収まる（図－48－1～3）。

群中できわだつ存在は、第九次調査でみつかった住吉東古墳や平成九年度の調査で確認された坊ヶ塚で、帆立貝形前方後円墳の形態をとり、盟主的位置を担うものである。方墳は規模と構造に階層性が認められる。一辺一八㍍前後のクラスの方墳には段築成がみられるものがあり、墳丘上には葺石・列石と円筒埴輪列を有する。段築は現在四基で確認されている。

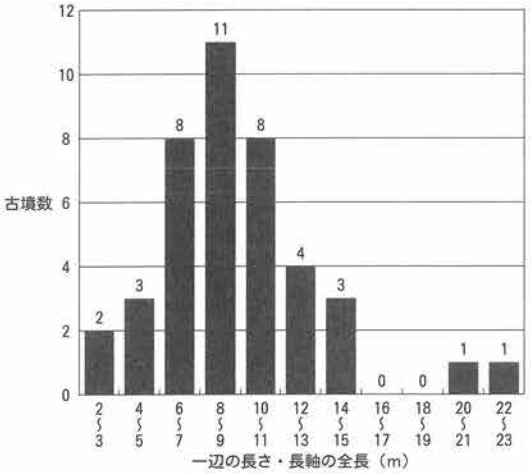

図－48－1　住吉宮町古墳群規模別古墳数

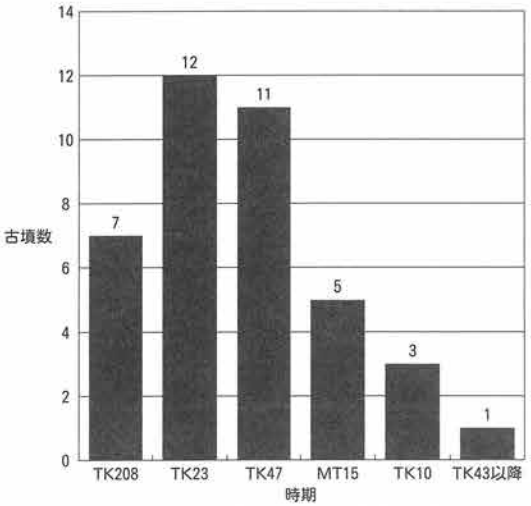

図－48－2　住吉宮町古墳群時期別古墳数

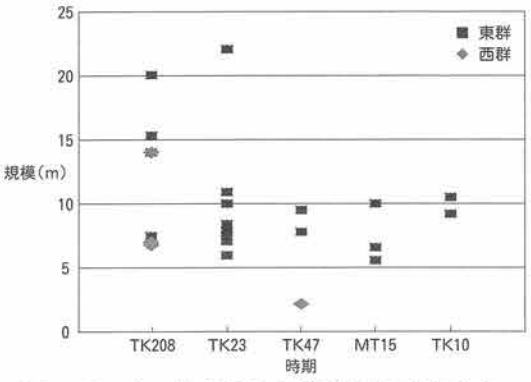

図－48－3　住吉宮町古墳群時期・規模分布
（すべて神戸市教育委員会『住吉宮町遺跡第24次・第32次発掘調査報告書』2001年から、一部改変）

一五㍍クラスのものは葺石をもつ。一〇㍍クラスのものは列石ないしは四隅に貼石を有する。五㍍クラスでは外部構造は無施設となる。また、墳丘をほとんどもたない箱式石棺墓群を伴っている。埴輪の樹立は二〇㍍以上のクラスの古墳に限られる傾向がみられる。この上のクラスでは、先にふれたような前方後円墳となり、形象埴輪も加わってくる（図－49・50）。

最も築造基数の多いクラスは、一〇㍍程度の規模のものである。全体的にみて、新しくなるほど規模は小さくなる傾向をみせる。地形区分や築造過程を把握しての有機的な支群分けは今

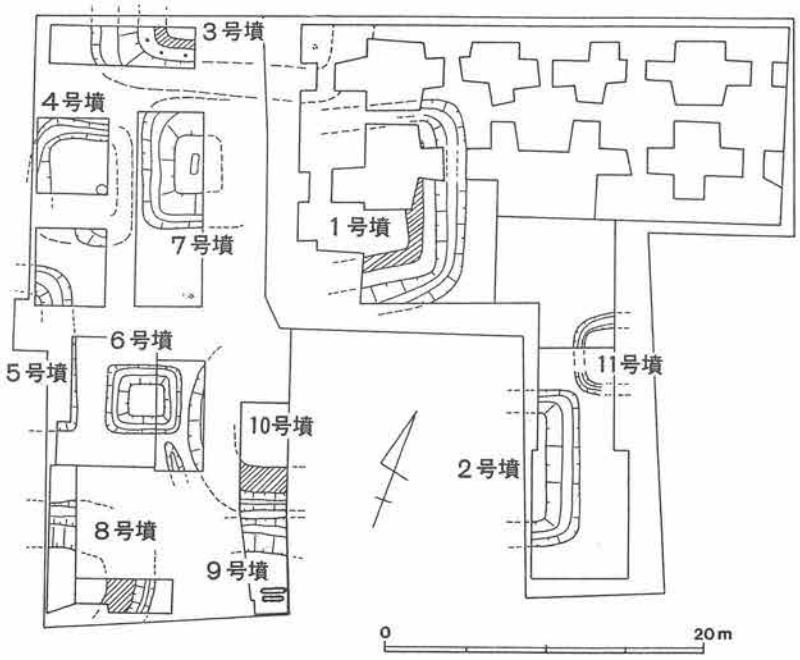

Ⅱ期古墳位置図（1次・2次全体図）

図－49　住吉宮町古墳群の方墳群集状況

部分発掘ながら、方位を同じくする方墳の密集景観が復元できる。

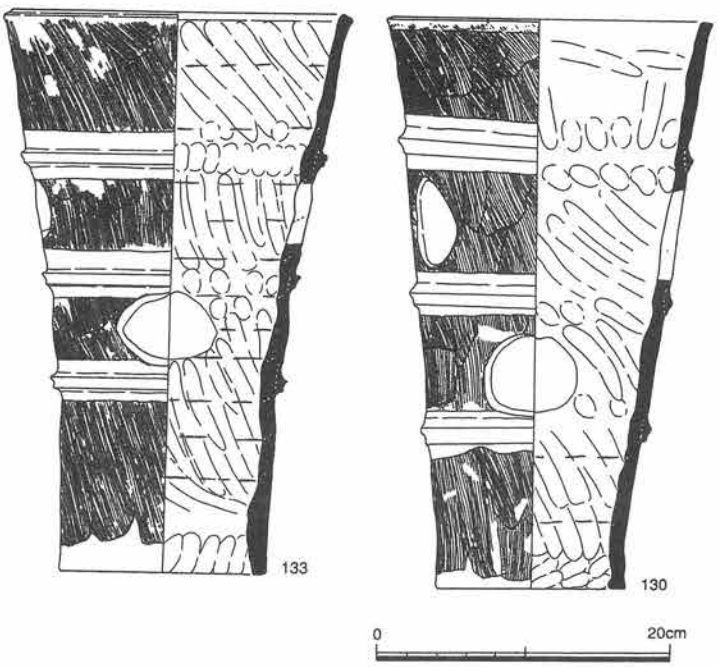

図－50　住吉宮町４号墳出土の円筒埴輪

（図－49・50共に神戸市教育委員会『住吉宮町遺跡第24次・第32次発掘調査報告書』2001年から）

後に残された課題である。

副葬品については、鉄刀・鉄剣・鉄鏃など武器類が目立つ。

新たな諸事実が判明した住吉宮町遺跡の三一次調査

JR住吉駅の南西至近地で最近行われた調査では、古墳の内容について次々と新しいことがわかってきた。群中に横穴式石室墳を含むこと、墳丘に段築が比較的みられること、馬の歯を伴う古墳祭祀がみられることなどは、古墳群の造営者集団の性格を考える上に手掛かりを与えるものであろう。

二段築成の一号墳は、一辺一四㍍の方墳で、葺石を有し、墳頂面とテラス面には円筒埴輪列を配している（写真－28）。その西側周濠から滑石製紡錘車、北側周濠からは一頭分の馬の歯が出土している。調査区東端に位置していて、五世紀後半の築造で最も古い。

二号墳も五世紀後半の構築だが、葺石・埴輪はみられない。一辺一一・五㍍を測る三号墳は変則的な二段築成で、北側一段、南側二段の側面観を呈する。埴輪はみられないが、葺石は四隅と南半上段斜面のみに施されている。木棺と河原石組の石棺を埋葬し、鉄刀一振が供えられていた。南辺周濠から紡錘車が出土している。

築造時期はやや新しくなって、五世紀末～六世紀初頭の築造。

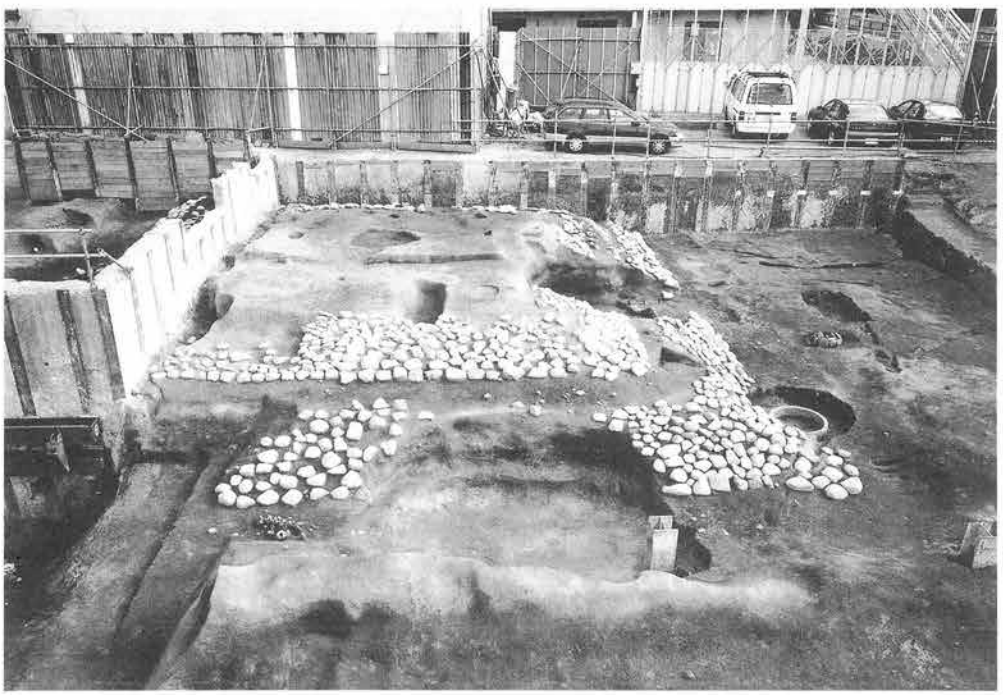

写真－28　住吉宮町１号墳（第31次調査）の段築・葺石の発掘状況〔西方から〕
（神戸市教育委員会『住吉宮町遺跡第24次・第32次発掘調査報告書』2001年から）

四・五・六号墳はさらに新しく、六世紀前半の築造、七・八号墳は六世紀末になって築かれている。墳丘には重複が認められず、計画的な造墓活動のようすをうかがわせる。

六世紀中頃に造られた横穴式石室墳より西側一帯は石棺墓を主体とする墓域となっており、古墳群全体で墓域構成が考えられていた公算も高い。

殉殺された馬の頭を供献した意味

先にふれた馬一頭分の頭がみつかった規模の大きな方墳は、五世紀中頃に築造されたもので、住吉宮町古墳群の中において有力な身分の被葬者が推定されるものであった。出土馬歯は臼歯二四本、切歯四本を数え、築造時周溝の中に東西方向に置かれたものである（写真－29）。

歯は咬耗の進行が少なく、換歯完了後の三～四才の若年馬と推定されており、体高一三〇㌢前後の現存木曽馬程度の大きさという。歯だけ残ったのは、腐食に強いエナメル質だったからであろう。全身を葬った可能性もあるが、頭部が切断された可能性も高い。

被葬者がこの馬を所有し、乗馬・殉殺の風が伝わったことを示す恰好の資料として注目されるが、主人に副えられたことで、再生産不可能となった経済的損失も大きかったであろう。

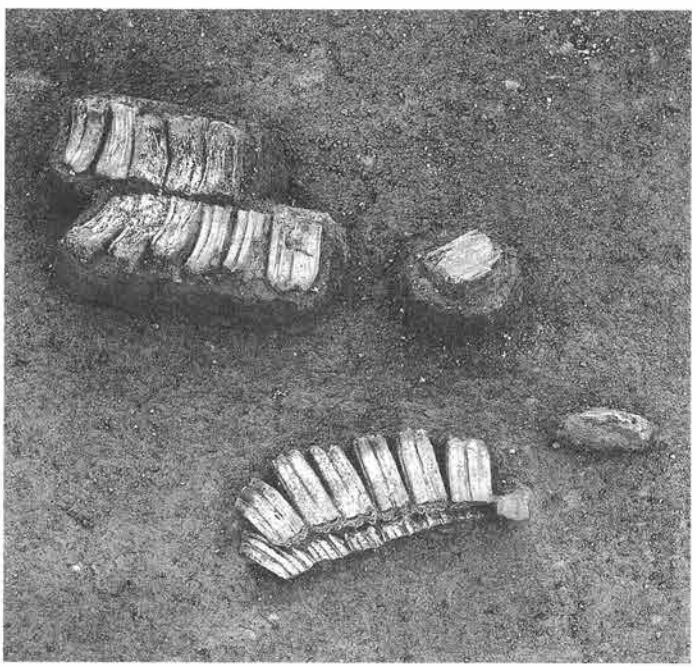

写真－29　馬歯の出土状況〔住吉宮町１号墳北周溝内〕
（神戸市教育委員会『住吉宮町遺跡第24次・第32次発掘調査報告書』2001年から）

四條畷市奈良井遺跡は河内湖のほとりにあって、馬を用いた祭祀場がみつかっている。方形にめぐる溝の中から頭部を中心とする七頭以上の馬の埋葬が発掘されており、五世紀後半から六世紀前半まで継続しており、須恵器・土師器のほか、韓式系土器・製塩土器・人形木製品・馬形土製品・滑石製臼玉などが多数いっしょに出土している。製塩土器はおそらく馬の養育に

使われたものだろう。

和歌山市鳴神Ⅳ・Ⅴ遺跡にもこれに似た馬の祭りが執り行われた跡がある。いずれも住吉宮町遺跡の例を考える上におおいに参考になろう。

喪屋風の建物がみられた住吉東古墳

住吉東古墳の墳形は帆立貝形をした前方後円墳であり、造出し付きの円墳とみなすこともできるほど、前方部は短小である。全長二四㍍、円丘部の径一八㍍、造出し風の前方部長六㍍を測り、円丘の中央に埋葬施設が確認されている。

幅一・九㍍、長さ四・三㍍の長方形の墓坑の中に幅〇・七㍍、長さ一・九㍍の箱形木棺を直葬したもので、棺内副葬品として鉄刀、棺外副葬品として鉄鏃がみられる。

円丘部の肩には径一三㍍の列石が配され、その外側テラス面に径一五㍍の埴輪列を巡らせている。埴輪列の構成は古墳の規模に比し多彩で、円筒埴輪約一五〇本、朝顔形埴輪一〇本を数え、馬形埴輪一、人物埴輪三、家形埴輪（入母屋式）などの形象埴輪を樹立させていた（写真－30）。

注目すべきは、円丘部の下部盛土面に建物跡がみつかったことで、その規模形式は南北三間（五㍍）、東西四間（六・四㍍）の切妻式掘立柱建物である。厳重に目隠し塀が伴っていた点も注意される。

この建物跡は、遺骸をある時期安置する喪屋の機能が推定されており、墓上祭祀を伴ったようで、盛土中から須恵器がみつかったり、玉類が多数出土している。

写真－30　住吉東古墳の墳丘と復元後の埴輪の樹立

約3,200平方㍍を対象とする駐車場ビル建設に伴う発掘調査によって、群中最大クラスの帆立貝形前方後円墳の存在が確認された。写真は、列石と復元された埴輪列を南東の方角からながめたもので、円筒埴輪、朝顔形埴輪、馬形埴輪、人物埴輪、家形埴輪などがみられる。とくに人物埴輪２点はくびれ部に配置されたと考えられている。

（神戸市教育委員会『昭和63年度　神戸市埋蔵文化財年報』1994年から）

実態がわかってきた坊ヶ塚古墳

この古墳群には、先に紹介したようにもう一つの前方後円墳が存在した。絵図にも登場する「坊ヶ塚」である。以前から、全長四〇㍍程の規模があったとされていたが、長らくその実態は不詳であった（写真－31）。

しかし、住吉東古墳の北東方一五〇㍍に位置する住吉ターミナルビルの北側で駐車場立体化に伴う確認調査が実施された際、その後円部の基底が初めてみつかり、良好に葺石をもつ墳丘斜面が一・一㍍の高さで残存していた（写真－32）。後円部の直径は三五㍍前後になること、古墳の削平が中世にさかのぼることも明らかとなった（図－51）。

古墳の墳形・主軸線についてはなお不明な点が多いが、南側に前方部をもつ帆立貝形になる可能性も説かれている。おそらく五五～六〇㍍クラスの前方後円墳とみなしてよいだろう。

方墳群の性格を考える

以上にかいまみてきた住吉宮町古墳群のような方墳を主体とする密集型の古墳時代集団墓は、兵庫県下では大変珍しい存在であるが、大阪府などでは早くから知られていた。

大阪市平野区の南東部一帯に所在する長原古墳群はその代表例で、一九七四年以来進められてきた発掘調査により、現在、二一二基の古墳の存在が判明している。類似点を比較する意味から、その実態について少しみてみよう。

群を構成する古墳の内訳は、前方後円墳二基、円墳四基、方

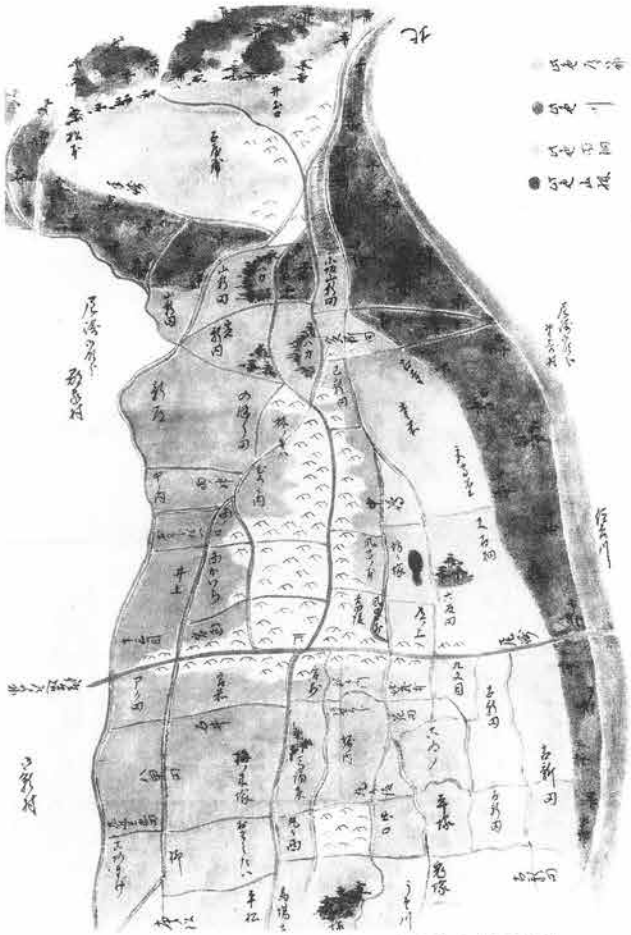

写真－31　「坊ヶ塚」絵図（本住吉神社蔵）
（兵庫県教育委員会『坊ヶ塚遺跡』1990年より）

写真－32　坊ヶ塚古墳試掘調査Ⅱ区の葺石出土状態　削平された後円部をのぞむ。
（神戸市教育委員会『平成９年度　神戸市埋蔵文化財年報』2000年から）

墳一九五基、不明一一基である。往時は四〇〇基近い小古墳が群在したようである。方墳のうち造出しを付設する例が九基存在する点は注意される。

住吉宮町古墳群との大きな違いは、葺石をもつ例が未確認であること、埴輪の使用例が一三〇基以上におよんで多数に広がること、中心埋葬は木棺直葬や土器棺が主体で石棺が少ないこと、最大規模のものが塚ノ本・一ケ塚など大型円墳であることなどで、検出され始めた段築については今後、大型墳のもつ共通点として検討すべき問題である。

七ノ坪古墳のように横穴式石室を有するものはまれであるが、近年の試掘調査で、幻の「坊ケ塚」の一部と考えられる古墳が検出され、衆目を集めた。前方部はみつかっていないが、帆立貝式の古墳の可能性がある。

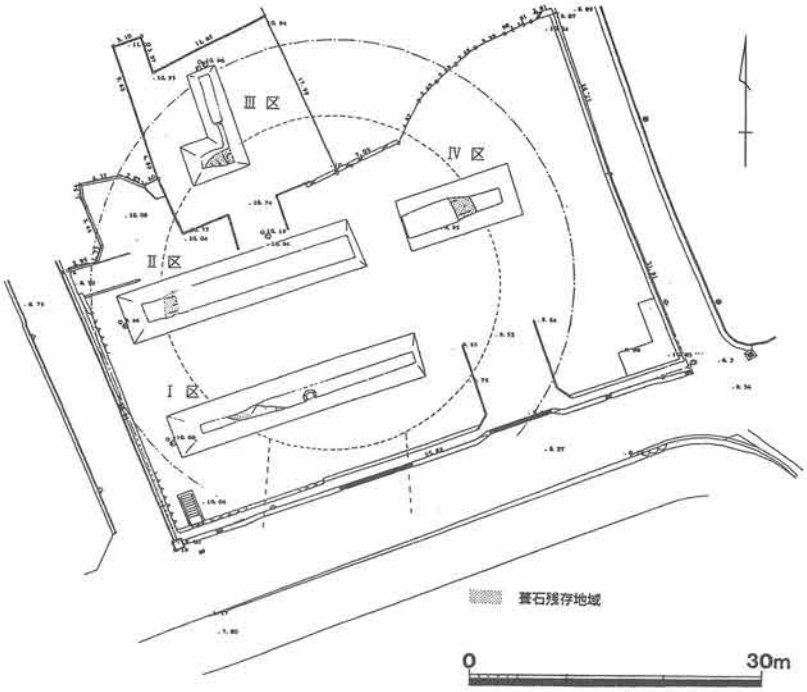

図－51　姿を現わした坊ヶ塚古墳
（神戸市教育委員会『平成９年度　神戸市埋蔵文化財年報』2000年から）

これも両古墳群で増えてくることが予想される。

長原古墳群の出現は古市古墳群の津堂城山古墳の築造を契機としたらしく、塚ノ本古墳の造営はその併行期に始まる。須恵器が登場する以前に造墓活動が開始され、大きく精巧な器財埴輪がこの段階には盛んに用いられている。陶邑TK七三～四七型式の須恵器が示す初頭を除く五世紀のほぼ全期間には、一辺一五㍍未満の規格的、等質的な小方墳が爆発的に築造されており、陶質土器・韓式土器・算盤玉形紡錘車などをあわせもち、渡来人集団との強いかかわりを示している。

また、南口古墳の前方部前面には馬の首を切断し、胴体を解体して動物供犠を行っている。造り出し付きの方墳には馬形の形象埴輪を置く事例も目立っている。馬文化とのつながりについては、住吉宮町古墳群でもその証左が見え始めてきたところである。

これらの小方墳群は、弥生時代以来の方形周溝墓群と類似する点が多いが、出現と終焉はきわめて他律的であり、大型古墳群や河内王権の動向とも深く関係している。時期的には西暦四二一年の倭王讃の宋への遣使以降、倭の五王の対中国外交が始まるが、まさにそういったことを背景とした渡来集団編入の動きとからませた理解や議論も見逃せない。

住吉宮町古墳群の開始期はそれと全く連動するものではないが、大阪湾北岸でも似た契機は考えられてよいだろう。

イレズミを施した人物埴輪

入れ墨を顔に施すことを黥面という。黥面とみていい人物埴輪が住吉宮町遺跡の二四次調査の二号墳から出土して、衆目を集めた（写真―33）。神戸市内の出土例としては初めてものであり、男子とみられる埴輪の目・鼻の上、頬・顎などにヘラで線刻し、入れ墨を表現している。武人とみていいだろう。南側周濠から出土したものだが、他に褌をつけた力士らしい埴輪や馬形埴輪も含まれていた。

この古墳は葺石をもち、埋葬施設の残存部からは鉄刀一振が出土している。また、鉄製鋤先を含む土器群を伴っている。築造時期を示す須恵器は五世紀後半を示している。

入れ墨を施す埴輪は大変珍しい存在だが、近傍では芦屋市打出小槌古墳の前方部前端外堤側から出土した埴輪に実例がある。この埴輪は頭部のみならず、胴体や腕の状態もよくわかる半身像で、裸身に褌をつけていた可能性がある。

入れ墨の認められる男性埴輪は、全国で五〇例以上がみつかっているが、県内ではわずか三例にとどまる。本庄地区周辺では今後さらに類例が加わる可能性がある。

写真－33　住吉宮町２号墳出土のイレズミを入れた人物埴輪
（神戸市教育委員会『住吉宮町遺跡第24次・第32次発掘調査報告書』2001年から）

埋没していた知られざる古墳

市街地における発掘調査が進んでくるにつれ、従来全く知られていない古墳が発見されるケースも増えており、驚かされることがある。もちろん墳丘を完全に失っている場合が多く、濠や埴輪、副葬品などの一部を確認して発見に至るわけで、検証が困難な事例も存在している。

縄文早期の竪穴住居跡の発掘でよく知られている西岡本遺跡（第三次調査）では、個人住宅建設に伴う駐車場部分の事前調査で円筒埴輪の樹立痕跡を確認し、前方後円墳の可能性が高い古墳一基を見つけだしている（図－52）。この古墳は奈良時代に姿をなくした上、中世にも大きな改変を受けていた。

しかし、意外にもテラスに立て並べられたと考えられる円筒埴輪列がおおむね原位置を保っていたことには驚かされる。図－53は、主な円筒埴輪・朝顔形円筒埴輪の実測図である。その他、形象埴輪も認められ、家・盾・

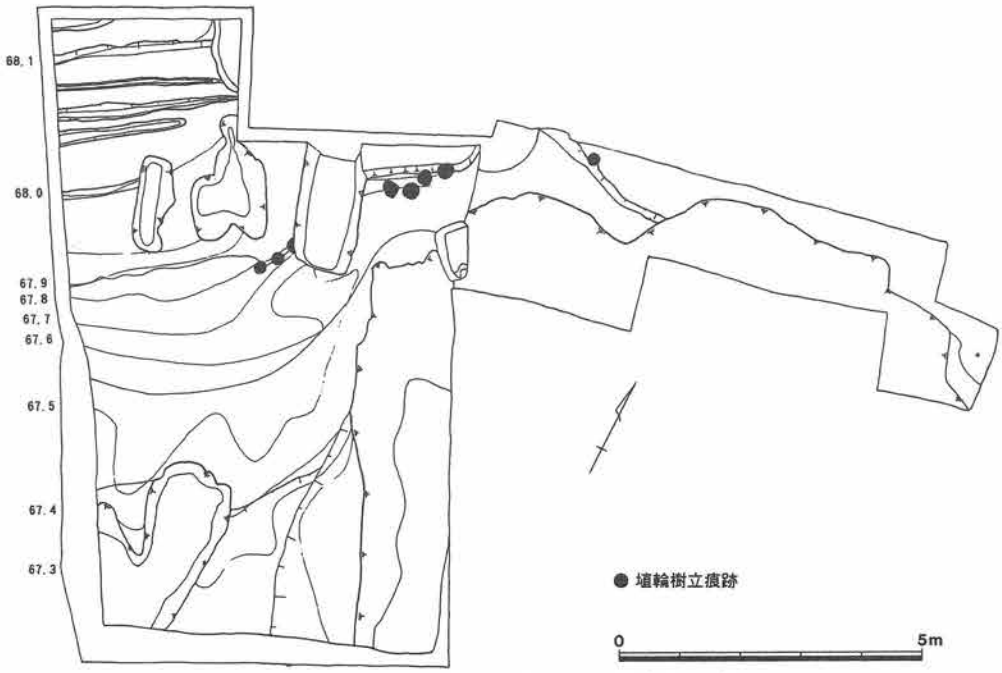

図－52　西岡本遺跡で新発見の前方後円墳
（神戸市教育委員会『平成５年度　神戸市埋蔵文化財年報』1996年から）

蓋などの器財埴輪、馬形の動物埴輪、巫女や女性などの複数の人物埴輪がみられる。また、五世紀後半～末頃の須恵器（坏・壷・器台など）も伴っていた（図－54）。くびれ部付近を発掘した公算も高く、貴重な所見といえよう。

郡家遺跡では、平成五年度の調査において初めて古墳が確認されている。発見地点は下山田地区第四次調査地で、御影町郡家にあり、山手幹線の北側、香雪美術館や弓弦羽神社の南西方至近地にある。古墳は三基あり、一号墳は方墳の可能性をもつ横穴式石室で、天井石や多くの側壁材が失われていたものの、一部では三段分の石材が確認されている。石室は幅一・〇㍍、全長三・四㍍を測る。羨道はなく、石室掘形も完結する。床面には棺台らしき石材がみられ、副葬品として須恵器台付長頸壷・土師器壷、供献品として須恵器短頸壷などが出土している。二号墳も盛土や天井部を失い、墳形・規模など不詳。石室は小型で、幅〇・五㍍、全長二・〇㍍を測る。石室内から須恵器台付長頸壷や土師器皿が出土している。三号墳はさらに残存状態が悪く、基底石のごく一部が確認されるにすぎない（図－55）。

渡来系集団造営の群集墳か

先に住吉宮町古墳群の様相を通してその渡来色について記したが、周辺地域にはさらに渡来的色彩の強く現れた後期群集墳

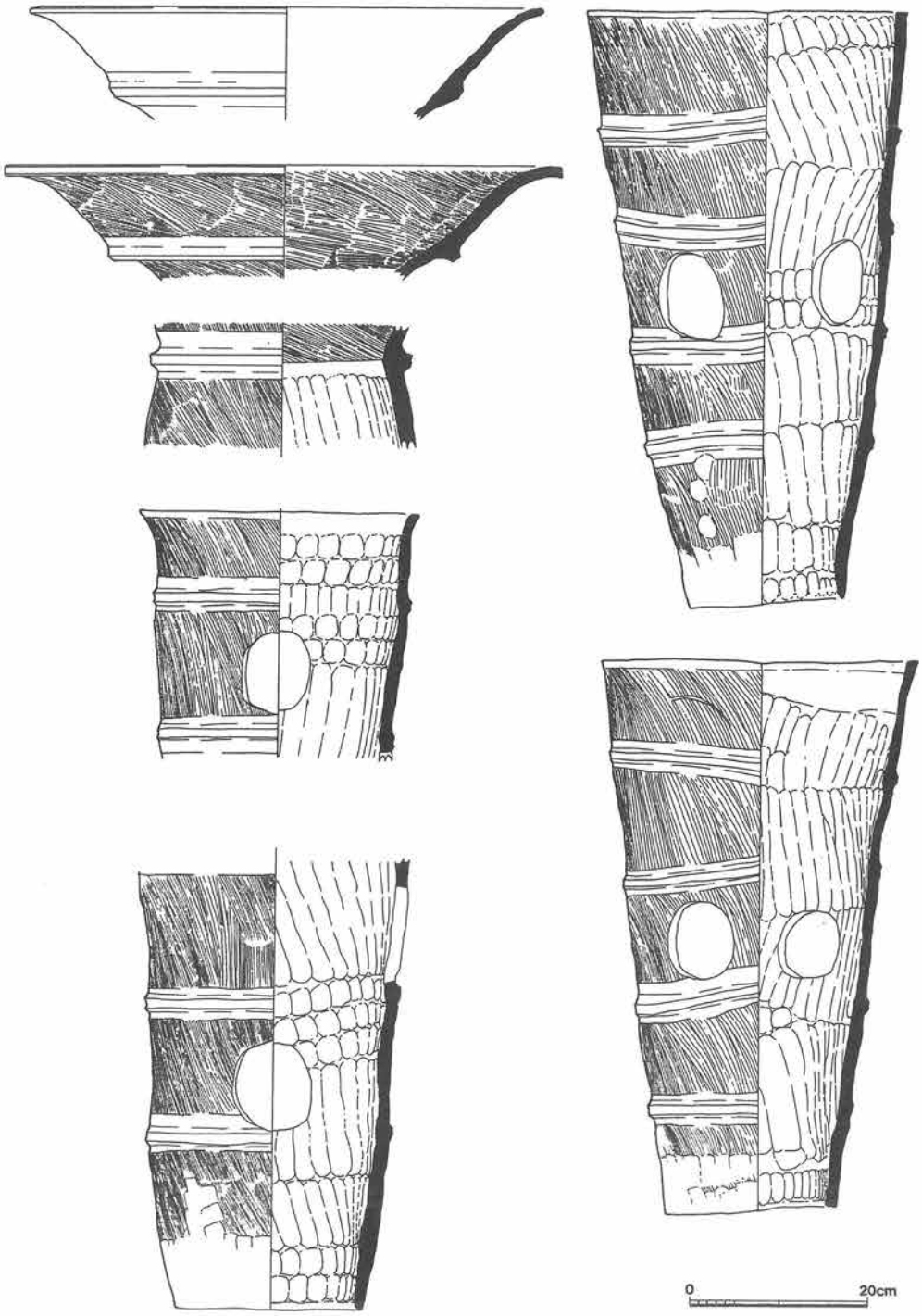

図－53　西岡本遺跡〔第３次調査地〕出土の埴輪
（神戸市教育委員会『平成５年度　神戸市埋蔵文化財年報』1996年から）

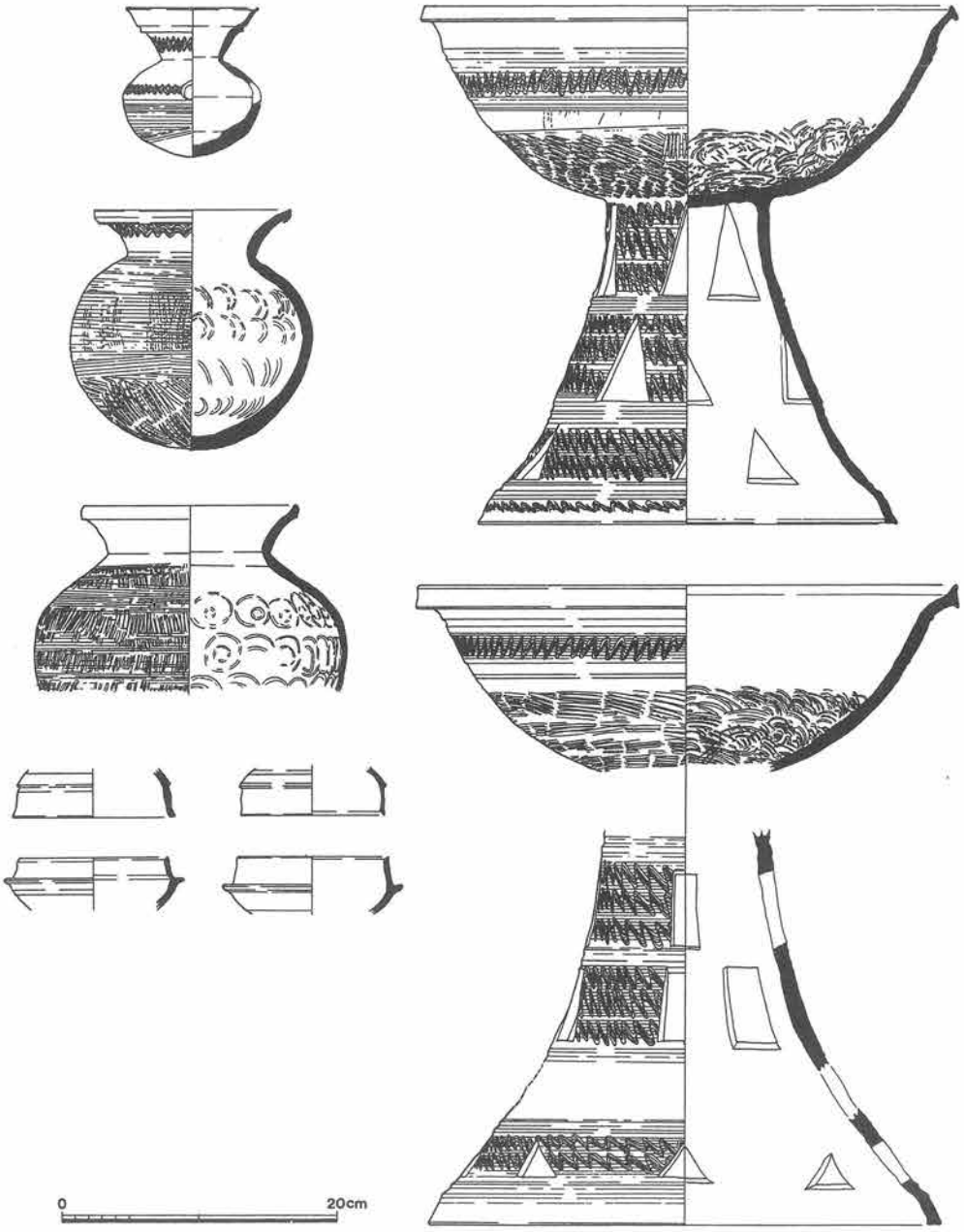

図－54　西岡本遺跡〔第３次調査地〕出土の須恵器
りっぱな器台のほか、杯蓋・杯身・腺・壷・甕などが埴輪とともに出土している。
（神戸市教育委員会『平成５年度　神戸市埋蔵文化財年報』1996年から）

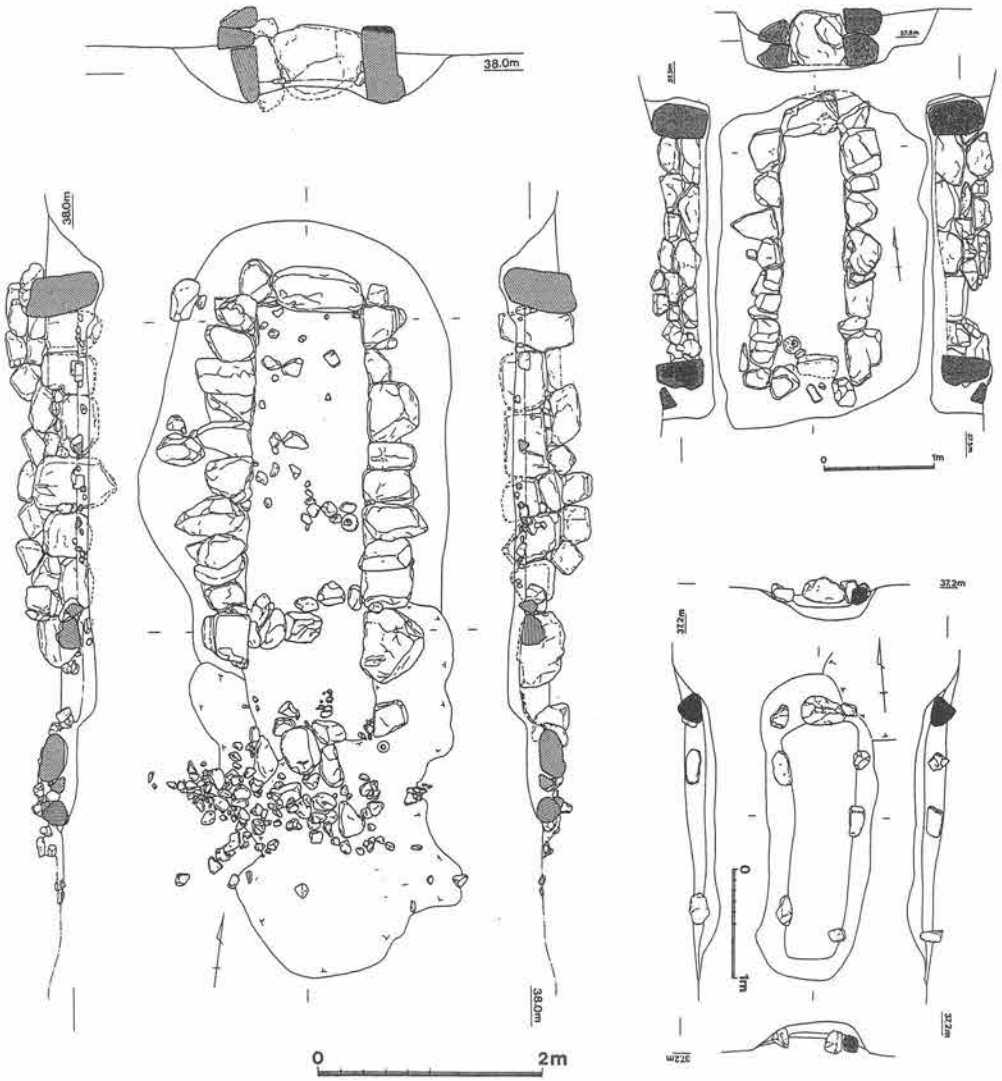

図－55　郡家遺跡で初めてみつかった横穴式石室墳

古墳などがないと考えられていたところでも横穴式石室をもつ円墳などが発見されており、周辺に群集墳が存在していたことが知られるようになった。埋没古墳はまだまだありそうだ。

〔下山田地区第 4 次調査〕（神戸市教育委員会『平成 5 年度　神戸市埋蔵文化財年報』1996 年から）

が存在する。次に、それらをみてみよう。

芦屋市西部の山麓地帯の標高六〇㍍以上の傾斜地には、往時には一〇〇基はあったと推測される城山・三条古墳群が営まれており、六世紀前半から七世紀後半の長期にわたって特徴的な横穴式石室墳が多数築かれている。

この古墳群には特異なミニチュア炊飯具の副葬が顕著に認められ、県下でも異彩を放っている（図－56）。漢代から唐代にかけての墳墓には、生活用具の小形模造品が明器として納められる風習がみられるが、高句麗などでも明器としての竈が知られており、およそ大陸から朝鮮半島を介在させて日本列島に伝播してきた副葬慣習と考える向きが強い。

近畿地方における類例は、滋賀県大津市の北郊を筆頭に、大和盆地南部の桜井市・橿原市・御所市・五條市・葛城市、大阪府南部の八尾市・柏原市・羽曳野市・河南町や同北部の能勢町、和歌山県岩出市・田辺市など、渡来系氏族と関連の強い特定の地域に集中している。県下ではたつの市の一例を除けば、芦屋市域に限定されるもので、芦屋川をはさんで対岸の芦屋市山手町からは新羅の初期印花文陶質土器（有蓋高杯・六世紀）が出土している点もみのがせない。

城山・三条古墳群はその中を流下して芦屋川と合流する高座川によって二分され、二つの大支群に分断することが可能であり、二つの古墳群と考えてよいが、その性格はあい似たものであり、おそらく有機的つながりをもつ造営集団であったろう。群中で最も古い時期に築造された三条寺内一・二号墳は、六

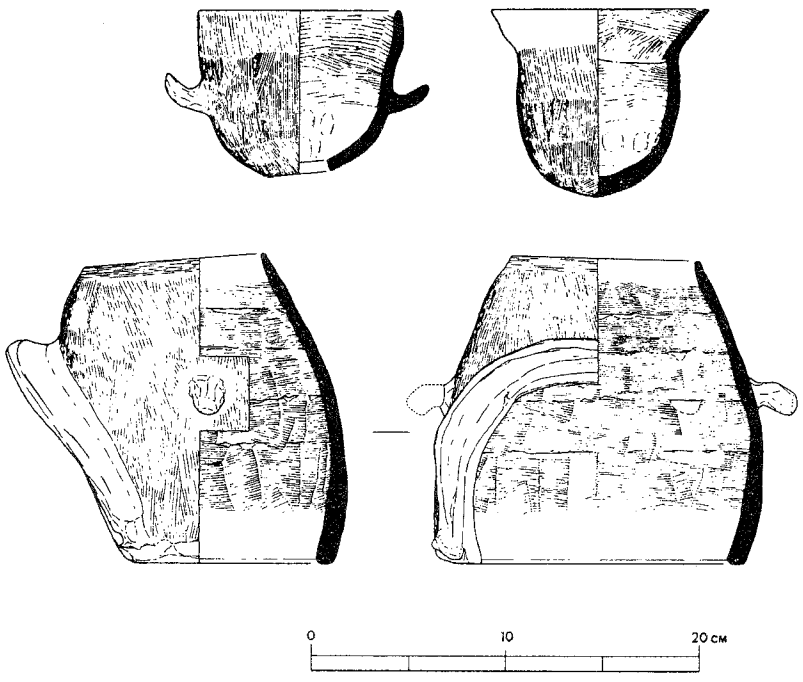

図－56　三条古墳群出土のミニチュア炊飯具
（芦屋市『新修芦屋市史』資料篇１　1976年から）

世紀前半段階の須恵器をはじめとする副葬品が伝わっている。盟主墳と目される山芦屋古墳は、六世紀後半築造の巨石墳で玄室幅三・一五㍍を測る県下最大級の横穴式石室を内蔵している。また、終末期には方墳の旭塚古墳が造られている。城山三号墳は、渡来系の遺物とみられている釵子も伴出している墳丘多角形の終末期古墳であり、その性格は多様な姿をとどめている。

湿地帯で確認された道路状の遺構

ここで、集落や古墳の話からやや離れて、それらを結ぶ道といったものを考えてみよう。遺跡からは、そういった生活遺構も見いだせる。私たちに馴染みある「深江」という地名は、芦屋川と住吉川の堆積作用が進んで飛び出した両翼の土地から取り残された入江状の海浜地形を指したもので、縄文海進以降、海が遠ざかり徐々に低湿地が形成されてきたところである。ちょうど深江北町から本山南町にかけての一㌔㍍弱、国道二号あたりまでの等高線の引き込む動きがそのなごりを教えてくれる。

これまでの記述で、ひとびとの生活の主要な舞台がその入江の浜に平行して発達した砂洲を中心とする堤の上に展開したことを知っていただけたと思う。八節以降で述べる古代や中世の集落もこの上に乗っている。その間の湿地帯は水捌けが悪く、ひとびとの生活環境には不適であり、遺跡は少ないと考えられていた。ところが、本山南町七丁目二一で行われた本山中野遺跡の発掘調査では、人の往来を示唆する道のような遺構が発掘され（図－57）、特筆すべき珍らしい成果をあげている（六甲山麓遺跡調査会一九九五）。

遺跡は海岸線より九〇〇㍍程内陸に入るけれど、標高は三～四㍍と低い。道路とみてよい遺構は三段階に分けて理解されているが、古墳時代の終わり頃には、ＳＲ－２と呼ばれる湿地を渡る道が造成されている。ちょうど調査区中央を東西に横切る形で検出されており、延長三四㍍までが確認されている。

その構造は、当時としてはすこぶる合理的なもので、幅二㍍の路肩の両側に一～三㍍の間隔で丸杭や角杭を打設し、さらに横木や板を渡して、その間を砂礫を盛って整地を図るといった土木工事を行っている。砂礫は黒色粘土の泥質土の上に蒲鉾状に人為的に造成されたものである。砂礫層中からは造られた時期を示す土器と馬の歯などが出土した（図－58）。その直前の六世紀には、この湿地へ人が係わりを強めたようで、加えてＳＲ－２の北縁に沿うように原初的な人が歩んだ道（ＳＲ－３）が見いだされている。これは古墳時代前期以前にさかのぼるものと推定されている。道がとりつけられ、整備が進む歴史的な因果を感じさせる。

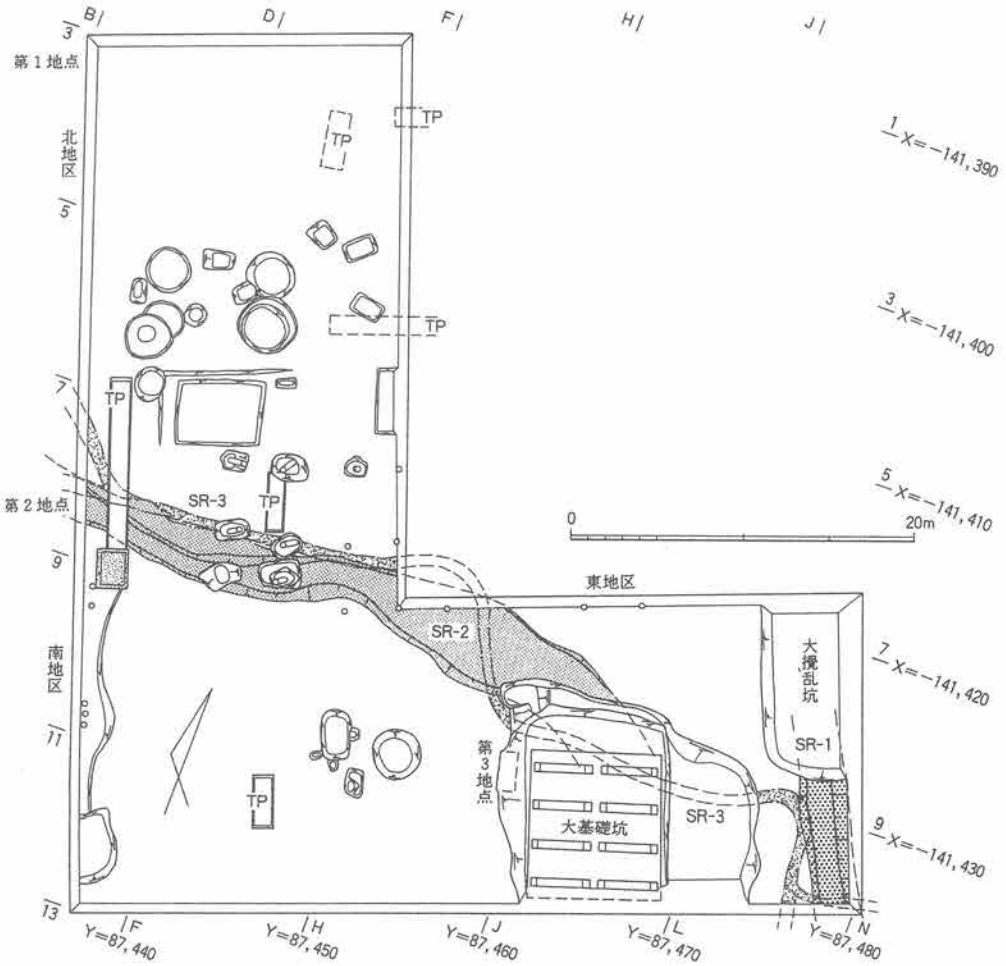

図－57　本山中野遺跡の珍らしい道路状遺構
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区本山中野遺跡－道路状遺構の調査－』1995年から）

本庄地域の周辺には、古墳が築かれた頃のムラとムラ、ムラと水田、ムラと墓をつなぐ道があり、行き交うひとびとの出会いがあったことであろう。それはこのような湿地の場も避けずに造られていたようである。

古墳時代の水田経営とその変化

農業社会という点では、古墳時代も弥生時代の延長上にある。ただし、技術革新の面では、五世紀中頃に大きな画期があり、主に朝鮮半島南部からさまざまな新技術がもたらされ、それらを携えたひとびとの渡来があった。

七世紀の水田のありかたは、森北町遺跡の水田跡からうかがうことができる。

幅二〇㌢の畦で長方形に囲まれた小区画水田が棚田状に七面見いだされており、その東に接して幅三㍍未満、深さ五〇㌢の導水路を伴っている。また、西側にも幅四〇㌢の水路が流下する。ほぼ同時期

の水田域は小路大町遺跡（第二次調査地）や本庄町遺跡（第六次調査地）からも見いだされている。後者では流路を付け替えた南北に走る溝一条と水田面には数多くのヒトの足跡と獣足が確認されている（図－59）。溝の性格はよく分からないが、水田域の東側を画するものであったかもしれない。こうした水田遺構の多くは、洪水によって運ばれた砂によって埋没している。発掘により砂をデリケートに掘り除いていけば、当時の足跡なども正直に出てくるのである。

本庄町遺跡からは過去に古墳時代の田下駄が出土している（写真－34）。植物遺体を含んだ黒色シルトの厚い堆積層の下から出土したもので、粗砂の上面から他の木製品とともに検出された。田下駄は深田や泥田に入って農作業する時に用いる農具であり、近辺に水田が拓かれていたことを物語る。自然科学分析によると、周辺地域の古墳時代以降の森林植生は「常緑広葉樹とスギ林からなる時期とマツとコナラ亜属林からなる時期」に分けられ、水田稲作の行われた可能性は、プラントオパールの検出量からも有望である（神戸市教育委員会『平成四年度 神戸市埋蔵文化財年報』 一九九五年）。

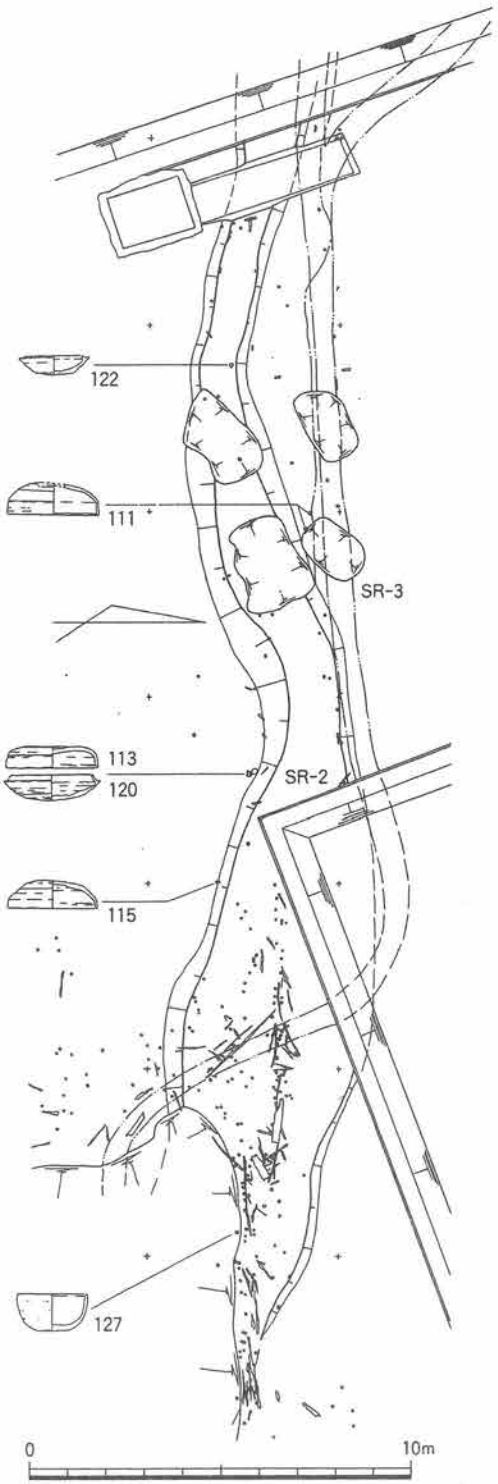

図－58　道路状遺構における遺物出土地点
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区本山中野遺跡－道路状遺構の調査－』1995年から）

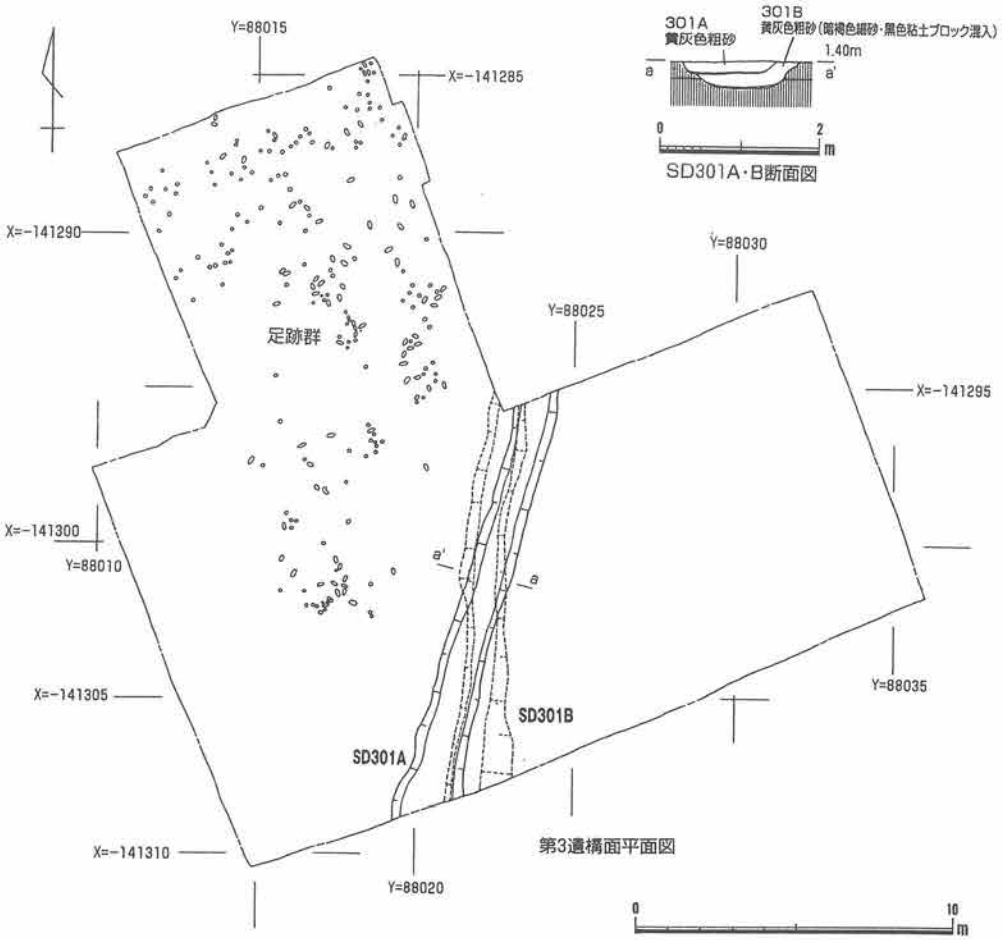

図－59　古墳時代後期の水田面・足跡と区画溝
（神戸市教育委員会『平成９年度　神戸市埋蔵文化財年報』2000年から）

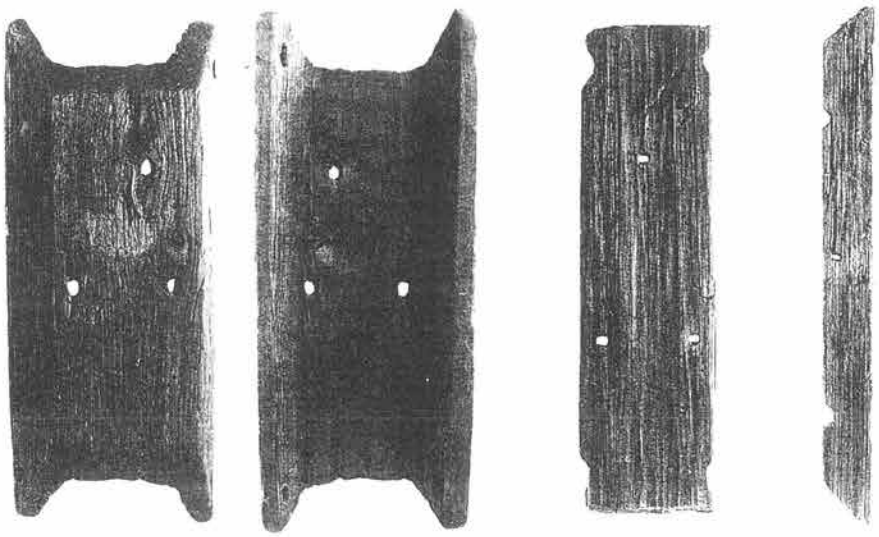

写真－34　本庄町遺跡出土の田下駄
〔左　長さ四二㌢前後・スギおよびヒノキ属〕
（神戸市教育委員会『平成四年度　神戸市埋蔵文化財年報』一九九五年から）

八節　菟原郡の成立をめぐる地域像のめばえ

古代菟原郡の考古学的検討

奈良・平安時代の古代律令国家は、国・郡・里の三ランクの行政区分によって地方統治がなされていた。領域による人々の区分と支配の始まりである。平たく言うならば、現在の都道府県に当たるのが「国」、郡や市に相当するのが「郡」、町村に該当するのが「里」になろうか。ただし、各区分ともに広狭には格差が伴い、現在のように市町村合併が進行しつつあれば、この対比もあくまで目安に過ぎなくなる。また、国・郡には境界が存在したが、里は厳密に隣接里との間に境界線があったわけではない。「五十戸一里」というように、領域支配ではなく、戸口、人身の掌握が主たるねらいであったとみてよい。いずれにせよ、今日みる行政機構の整備が地方末端へとおよんだ点は、その後の歴史的展開をどの地域でたどるにせよ、社会や生活の仕組みに大きな画期を迎えたと言わねばならない。

さて、旧本庄村は古代にあっては、摂津国管下十三郡の一つ菟原郡に属した。諸国の境界は、天武十二～十三年（六八三～

写真－35　菟原郡の仏教シンボル・芦屋廃寺址の塔心礎
（村川行弘『芦屋廃寺址』芦屋市教育委員会　1970年から）

六八四）頃に定められた。本巻第二章では、主として文献史料の分析に基づく古代史の最新の研究成果からみた摂津国や菟原郡の諸問題が記されている。本節では、遺跡や遺物を扱う考古学の立場から菟原郡のようすの実態にせまり、古代の集落のようすを再現しつつ、律令制社会における末端支配の構造を担った公的施設やその中で政務を司った官人、さらに土地に密着した農民の生活についてもふれてみよう。そして、文献史料と考古学とのすり合わせ、接点に属する問題にも筆をおよぼそう。

菟原の郡名をめぐって

「菟原」は現在、「うはら」「うばら」と呼ぶのを通例とするが、八世紀にさかのぼれば、「うなひ」と訓ずるのが正しいようである。『万葉集』巻九では、「兎名日」「兎会」「兎名負」「宇奈比」とみえ、共通して「うなひ」と呼びならわしている。

漢字二字からなる「菟原」は、『風土記』の撰進命令と同年の和銅六年（七一三）の布告（『続日本紀』）により二文字の好字を国郡郷名に用いる制にならったものであり、八世紀中葉には定型化している（『続日本紀』巻第廿九　神護景雲三年六月七日条、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』天平十九年二月十一日）。したがって、それ以前に漢字三字をもって慣用された時期があることは考えられてよい。

「うなひ」のおこりについては、韓語「大奈比」説（大きな杜の意）や「海辺」（うなべ）説などがあり、いずれも六甲山地南麓の地勢・植生や海浜地形を彷彿とさせ、自然景観との関係が強いようである。

「菟原」の訓読に関しては、一〇世紀前半には変化している。すなわち、『和名類聚抄』では「宇波良」と万葉仮名による和訓を加えており、一〇世紀初頭の『延喜式』でも巻二十二（民部上）の「菟原」に対する古写本傍訓は「ウハラ」と施されている。これは「海原」の略とも「大原」から引けるとする説もあり、後者は芦屋市の現行町名にも存在する。

なお、菟原郡と関わる出土文字資料が住吉宮町遺跡の第二三次調査において発見されており、注目される（図－60）。八世紀後半の井戸ＳＥ〇六から出土した土師器坏に「橘東家」や「兎」の墨書が確認されており、とくに後者は郡名「菟原」の文字の一部とも解せるからである。また、それは「兎」の文字の誤記ともされる（神戸市教育

図－60　「菟原」「兎原」の郡名とも関連する墨書土器　住吉宮町遺跡（第23次調査）井戸 SE06出土。（神戸市教育委員会『平成８年度　神戸市埋蔵文化財年報』1999年から）

委員会『平成八年度 神戸市埋蔵文化財年報』一九九九年）。解釈は一つに定まらぬものの、郡名を示唆する奈良時代の墨書土器として重要な存在である。

本庄地域と古代郷里との関係

郡はその管下の里（郷）数に基づき五等級に分けられていた（『令義解』戸令定郡条）。郷は霊亀三年（七一七）、里の改称とされ、郷を二、三の里に分割し、さらに郷戸の中を二ないし三の房戸に分けて戸口の把握を強化することによって、班田農民の浮逃に対処した。人身支配政策の一端であり、しばらくこの機構が続いた。今風に言えば、行政改革のひとつともいえる施策であった。

古代の菟原郡には、天平十一～十二年（七三九～七四〇）以降、西から布敷・津守・天城・覚美・住吉・佐才・葦原・賀美の八郷が存在した。里（郷）数八～十一は、先の等級では中郡のランクに属する。東西に長い断層山地を負い、海岸線との間の平地の広さが乏しいことの明らかなこの地域に八郷も存在し得たことは、古代以前の土地開発の活発さと人口密度の高さを物語るものであろう。

それぞれの郷の所在地について明確なものはないが、あえて落合重信の比定（落合一九八九）と照らして本庄地域との関わるものを取り上げると、佐才郷（魚崎町・西青木付近）と葦原郷（青木・深江・浜芦屋一帯）の二郷の存在が注意される（図－61）。ただし、先述した里と同様、古代郷の領域が土地境界を必ず伴っているわけではない。境界をもつことに意味がある郡

図－61　摂津国菟原郡の郷位置推定図と神戸市の現行行政区画
（落合重信『増訂神戸の歴史』後藤書店　1989年から、一部改変）

に対して、郷はそもそも境がなかったとみてよい。以下、本庄地域と係わる可能性の高い二つの郷および周辺の関連郷について、考古学的な知見を見てみよう。

佐才郷について

本庄地域といったまとまりは、古代にさかのぼってはなかったようである。奈良・平安時代の遺跡や遺物が示す当時の集落に関する資料の蓄積はまだ乏しく、先に述べた古代の郷に関しては、本庄地域の東西におぼろげながらひとびとの生活跡が示唆される程度である。

そのうち西側に所在したと考えられる佐才郷と結びつく遺跡の一つに魚崎中町遺跡がある。この遺跡は住吉川左岸の扇状地末端付近に立地し、標高二～三㍍の浜堤の上に営まれている。その中心は、神戸市東灘区魚崎中町一丁目・二丁目周辺あたりになろうか。まだ発掘調査件数は少ないが、第二次調査地では一一世紀頃の建物跡がみつかっている（図－62）。南北四間、東西一間以上の総柱になる掘立柱建物で、南北の長さは一〇・六㍍になる（神戸市教育委員会一九九二）。周辺の砂堆には、奈良時代の小区画水田（一七筆以上）も造られており、浜堤の後背湿地を中心に経営されてきた稲作農耕が堤の高みにも行われるようになったのである（写真－36）。また、注目される遺物として、この上の遺構面から丸鞆の裏金具が出土している（図－63）。帯につける部品金具であり、この土地を往来した律令官人が着用していたものかもしれない。郷を治めた役人を想像させる考古資料ではあるが、佐才郷の実態はまだ闇に包まれてい

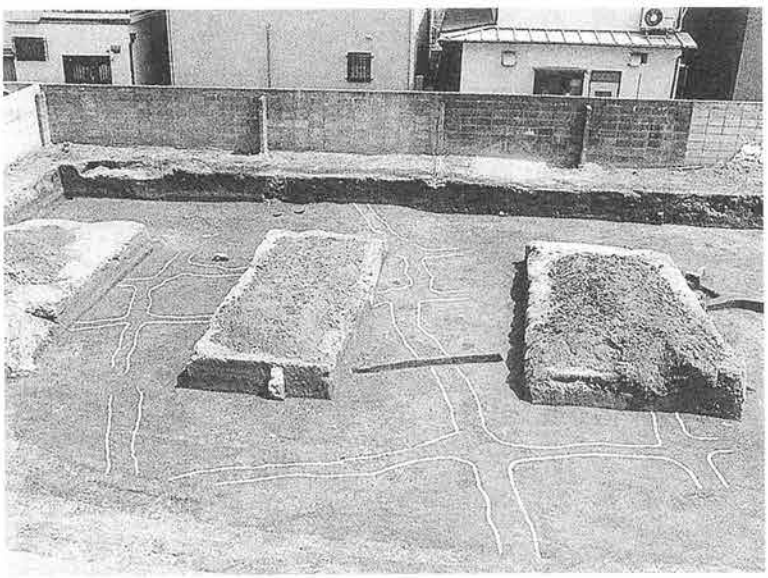

写真－36　浜堤の上にも農耕化が進んだことを示す小区画水田跡
魚崎中町遺跡（第３次調査）で見いだされた。白線による区画は畦の存在を示す。
（神戸市教育委員会『平成８年度神戸市埋蔵文化財年報』1999年から）

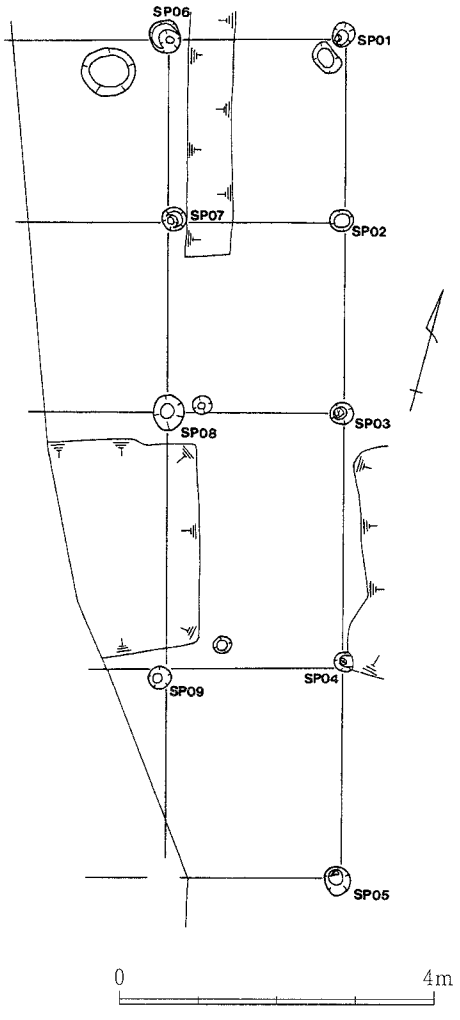

SB01平面図

図－62　魚崎中町遺跡（第二次調査）でみつかった掘立柱建物跡
（神戸市教育委員会『平成元年度　神戸市埋蔵文化財年報』一九九二年から）

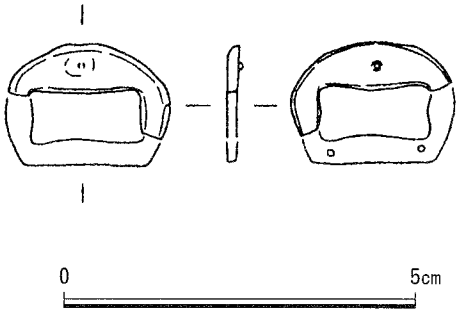

図－63　古代律令官人が身につけた帯金具のパーツ（丸鞆裏金具）魚崎中町遺跡（第二次調査）出土
（神戸市教育委員会『平成八年度　神戸市埋蔵文化財年報』一九九九年から）

る（神戸市教育委員会一九九九）。

次に、本庄地域の東方でかかわりをみせる物証豊かな葦屋郷について、その実情を考えてみたい。

葦屋郷の所在

「葦原郷」は、『倭名類聚抄』高山寺本（天理図書館所蔵）によれば、「葦屋」とあり、「葦屋郷」の誤記とされる。アシの原に覆われた海浜遠浅沿いの低湿地植生に由来する字義が考えられるが、「菟原」とも連動する地名であり、実際に用いられた時期があったかもしれない。ただし、古典や文献史料に登場する「蘆」「葦」「葭」は、現在、植物名としては「ヨシ」と呼称されており、地下茎のよく発達する水際をよく好む繁殖力の強い草本であり、気温環境にはさほど影響されないので、標高

二〇〇〇㍍を超えるチベット高原でさえ繁茂する所があるという。「葦屋」という場合は、こうした景勝のみならず、浜辺のヨシ葺き、ワラ葺きの家並み風景（葦の屋）から起こる集落景観とかかわることも考えられてよい。

「葦屋」という地名は、中世の荘名を経て精道村成立以前の郷村制・近世四カ村の一つ芦屋村の母体となった呼称であり、昭和十五年（一九四〇）の市政施行に際してはその市名の由来をなした地域名（郷名）であるが、本来は現行市域をはるかに超えた領域を呼んだものと推測される。その証左の一つが前記した『万葉集』巻九などの歌にみられる「葦屋之兎名負処女」「葦屋乃兎名日処女」など、「葦屋」の地名を「菟原」に冠する言いまわしであり、「兎名負」「兎名日」と対をなしてより広い地域を占めている節がある。

「菟原」という呼称は、おそらく「葦原」「大原」「葦屋」とも関連し、郡名となった時点で、郷名となった「葦屋」と主客逆転したことになる。したがって、その郷域を現在の芦屋市域に限定して考えることは不適当であり、本地区とかかわる神戸市東灘区の南部一帯を含めた地域の再検討が必要であろう。

その点、『西摂大観』郡部においては、「青木、田邊、北畑、中野、小路、深江、森、三條、葦屋の諸邑」が該当し、中世の「本庄」と称する地域と同義とみなしている。また、近代の精道・本庄・本山の三村に葦屋が広がっていたとする点もその意味において興味深い。

賀美郷と葦屋郷の位置関係

葦屋郷の郷心がどのあたりにあったかを推定する手掛かりの一つに菟原郡内における賀美郷との位置関係がある。賀美郷は倭名抄において郡内冒頭に登場しており、菟原郡の最東端の位置を占め、都に最も近い意味である「上」に由来するとされる。しかし、川のカミ・ナカ・シモといった具合に一括に用いられる場合も多く、河内国安宿郡の賀美郷・奈加郷・資母郷をはじめ、播磨国託賀郡には賀美・那珂・資母の三郷がみられる。

『播磨国風土記』にみえる「賀眉」は、「川上に居るに由りて、名と為す」と説明されており、流域の上中下の位置的分類呼称と考えて大過ない。単独で用いられる場合にも、河川との関係はなおざりにはできない。

以上の点を考慮して、芦屋川水系を基準にすえて賀美郷の位置を推定することも可能と思われる。その場合、芦屋川右岸の下流域一帯に葦屋郷の郷域を比定し、その北側扇状地上に賀美郷の中心地を想定することも許されるであろう。湿地帯の葦原（下流）と川のカミ（上流）との位置関係も矛盾はないし、こ

れから説明する官衙的建物群を核にもつ古代集落群の中心域も、芦屋川水系右岸側に大きくみて南北に二つ存在し、これを裏づけるようでもある（図－64）。

なお、賀美郷の存在するおよその区域について、「森具、打出、津知の諸邑」とみ、菟原郡域の東隅にあって、中世の本荘に属するとの説明もある（『西摂大観』郡部）。現芦屋市東部は翠ヶ丘丘陵を要とした大阪層群を地山とする台地地形が発達しており、古代以前の開発は開田状況からみて不活発と考えられ、古代段階の集落や公的施設もほとんど形成されていない。

この台地に古墳時代を通して有数の墓域が成立していたことを顧みれば、周辺地域一帯の土地利用には、地形に制約を受けた東西での著しい格差があったことも予想されてよく、郷の領域と規模の理解には、郷戸に班給された制度的耕地への配慮と園宅地の立地条件を念頭に置いた柔軟な推定が必要と思われる。本節では郷心の偏在も考慮に入れ、旧本庄村域が一部、古代の葦屋郷と重なることを前提に記述を進めてみたい。

古代山陽道と葦屋駅

東神戸から芦屋にかけての地域は、西国交通路にとっ

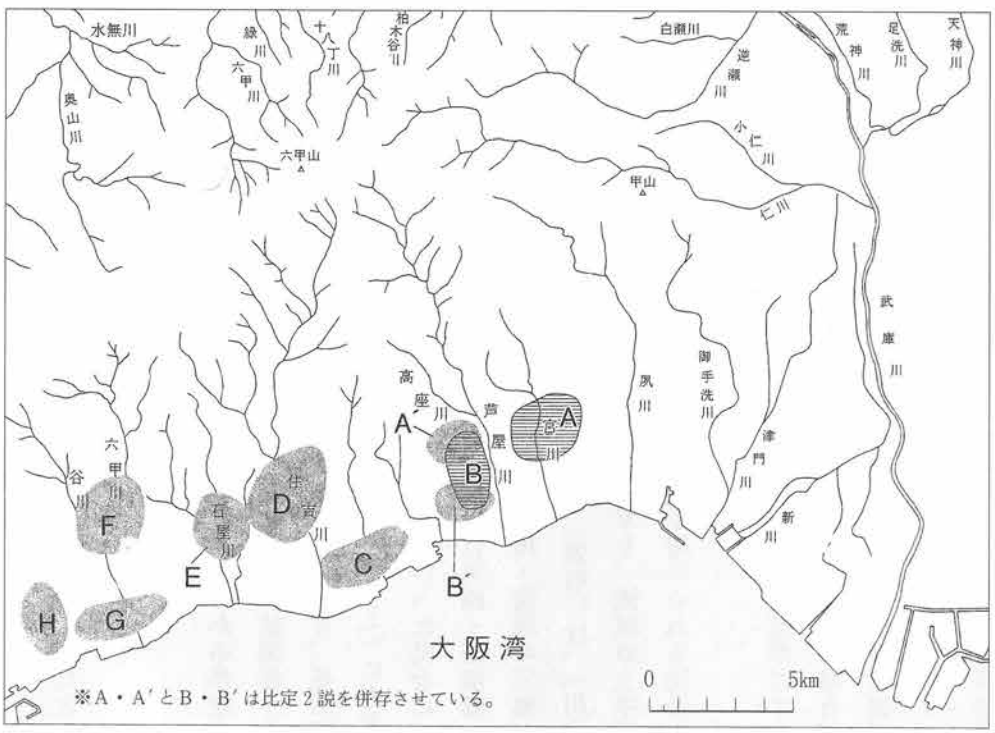

図－64　摂津国菟原郡構成郷・郷心想定図

A　賀美郷　　B　葦原(屋)郷　　A′　賀美郷　　B′　葦原(屋)郷　　C　佐才郷
D　住吉郷　　E　覚美郷　　F　天城郷　　G　津守郷　　H　布敷郷

賀美郷と葦原（屋）郷の位置関係については、大きくみて二説（A・BとA′・B′）が考えられ、本庄地区が古代の里・郷とどのように触れ合うかは、微妙な問題を含んでいる。

（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第48集、2003年から、一部改変）

て要衝の地であり、広大な西摂平野から狭隘な神戸海岸平野へと転向する景観や地形変化の点でも、ひとびとの交流に欠くことのできない場所であった。

律令制下、七道では三〇里（一六～二〇キロメートル、現行の約五里）ごとに要地を選び、駅家が設置され、駅戸が設けられた。駅長・駅子が駅役となって常駐し、都と太宰府とを結ぶ大路に相当する古代山陽道には、大同二年（八〇七）の太政官符により各駅家ごとに馬二〇疋の用意があった。言うまでもなく公的施設の一つであり、どこの場所にも造られたわけではない。

本地域周辺では葦屋駅が最も近く、これより北東方約一八キロメートルには大阪府豊能郡（旧豊嶋郡）萱野の地（現大阪府箕面市萱野付近）に草野駅があり、そのさらに北東方一八キロメートルには山崎駅が存在し、平安京へと至る。西方へは、約一八キロメートルの距離を置いて須磨駅があり、いずれも広狭の平野がとりつく地形変換点を占め

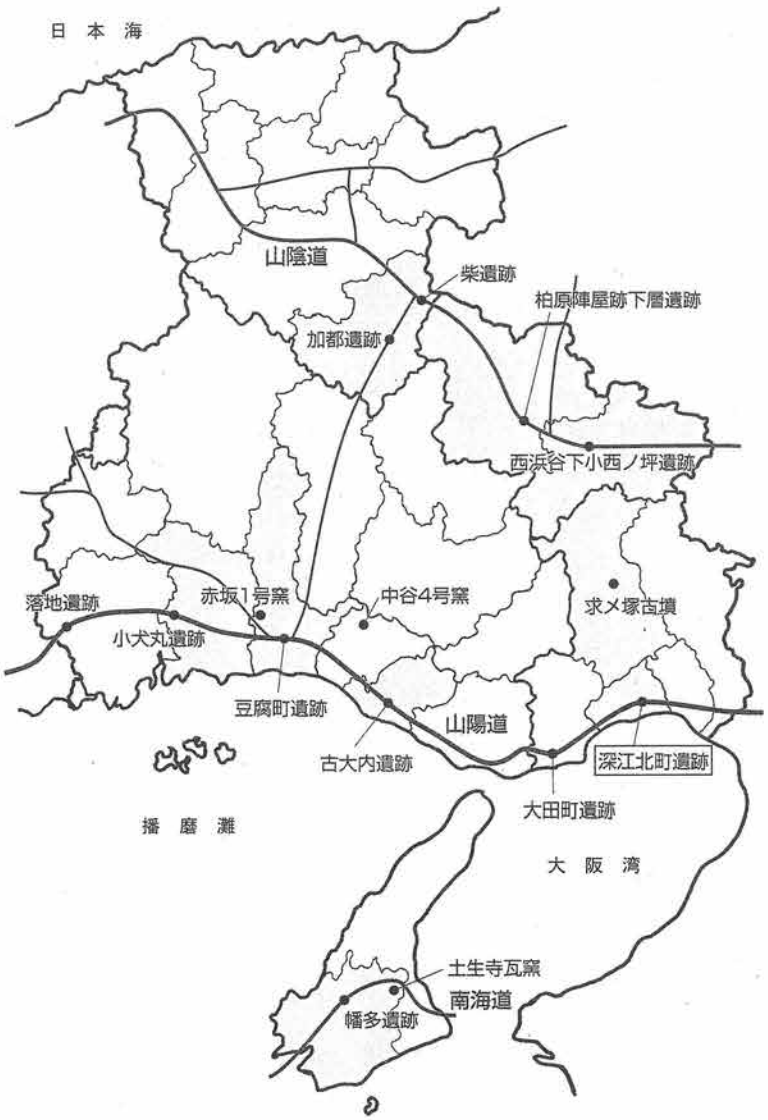

図－65　兵庫県内を通過する律令期の古代官道と深江北町遺跡
同遺跡の葦屋駅説を最大限考慮に入れた交通路の復元
（兵庫県立歴史博物館『古代兵庫への旅－奈良・平安の寺院と役所－』2002年から、一部改変）

る点で共通している。馬を使って無理なく一日の行程がとれるだけでなく、人が歩いても夕方までに次の駅家にたどり着くことが可能であり、今の国道に相当する官道の整備とともに、駅家の建設は、古代律令国家にとって必須の交通施策だったのである（図－65）。

このように、十世紀段階、摂津国は全体として駅数三、駅馬数三八を保有した。一方、『続日本紀』によれば、和銅四年（七一一）に摂津国嶋上郡大原駅、嶋下郡殖村駅の二駅がみえるが、菟原郡に関する駅史料は残されていない。葦屋駅を証する八世紀段階の文字史料を欠くのである。しかし、『延喜式』巻二八、兵部省の「諸国駅伝馬　畿内」の項には、次のように葦屋駅の記事が登場する。

摂津国駅　草野、須磨各十三疋、葦屋十二疋（『新訂増補国史大系』第二十六巻）

駅家の交通整備としての実態は、人馬の継立から宿舎の手配、食糧の供給など多様であり、その起源は大化の改新にさかのぼると考える向きもあるが、実質的な詳細規定は大宝令（七〇一）においてであり、駅家の設置も長期にわたって段階を踏んだものと推察される。本庄地域の古代の歴史動向を考える上で「葦屋駅」の存在は無視できず、次にその所在地をめぐる最新の研究情勢や論争点をつかんでおきたい。

葦屋駅の所在地をめぐる諸説と須岐駅比定説

葦屋駅が摂津国菟原郡葦屋郷もしくはその近辺に存在したことは、紛れもない事実であるが、具体的な位置がどこかとなると、これまでにいくつかの説が唱えられており、決定的なことは分かっていない。所在地を立証しうる材料がまだまだ乏しいからである。しかし、本地域にとって、葦屋駅の場所を確定する作業は重要であり、以下にこれまでみられた位置論に関する諸説の異同について、少し整理を加えておこう（図－66）。

例えば、古く吉田東伍は、一〇世紀の「須岐駅」を葦屋駅に充てている（吉田一九〇〇）。『群書類従』三六九の「純友追討記」によれば、天慶二年（九三九）十二月、備前介藤原子高が藤原純友の部下によって摂津国菟原郡須岐駅で捕らえられたとみえ、菟原郡にあることにより葦屋駅の後裔的施設と考えられている節がある。

ただし、『日本紀略』に記す「須岐駅」は、草野駅か葦屋駅のいずれかに該当するかもしれないが、「須岐」＝「宿」＝「夙」の近似音の論法で現夙川周辺を指すとしたり、宿駅の転字とするには、考古学・歴史地理学の今日の駅の所在推定からしてかなり無理があり、同論法によって須岐駅を草野駅と解すること

図－66　古代山陽道および芦屋の駅家の所在地をめぐる諸説（Ⅰ～Ⅳ、イ～ニ）、津知地区周辺地形図〔1884年～1886年〕２万分の１仮製地形図　１／10000〔清水編1995〕利用・加筆
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第55集、2004年から）

も不可能ではない点、根拠は薄いとみられる（森岡二〇〇二）。

葦屋駅賀美郷所在説

他方、藤岡謙二郎は、現国道二号線に沿って存在する芦屋市打出地域の小字名「清水谷」「馬場」などに注目し、「もし東の打出地区だとすると、駅のあったのは加美（ママ）郷となり」、東隣の駅との距離関係もよいとして、葦屋駅を賀美郷の内に想定する説を掲げている（藤岡一九六七）。

藤岡説は打出翠ヶ丘丘陵上に葦屋駅を想定した点、やや特異であるが、賀美郷の位置を先のように芦屋川扇状地上に推測し直せば、あり得るものと思われる。ただ、葦屋郷という郷名がありながら、駅家を賀美郷内に設けることも不自然であり、大方の賛同は得られていない。

葦屋駅芦屋廃寺近傍説

播磨国山陽道については、数種類におよぶ同文様の軒先瓦が国分寺をはじめ、ある間隔を置いて分布することが知られ、「播磨国分寺系列瓦」「播磨国府系瓦」などと呼ばれている。このことに一定の秩序を見いだした今里幾次は、播磨国司管轄下の官衙などに統一的に用いられた一環として、瓦葺駅家にも使用されたことを力説した（今里一九七四）。国分寺と共通する軒瓦を的確に把握し、さらにグローバルに一元的管理を想定して国府系瓦を同定していく今里の研究手法

を摂津国で追認する作業はまだないが、高橋美久二は「摂津国府系瓦と認定すべき候補の瓦」として藤澤一夫分類の第五期B類、重圏文系類「芦屋廃寺式」（二重圏文）を掲げ、「重画文の瓦とセットになって、寺院よりも難波宮はじめ官衙で使用例の多いものであり」（図－67）、葦屋駅で使用されたことを暗黙の前提に「芦屋駅跡は芦屋廃寺付近に接近して」存在していた可能性を説いている（高橋一九九二・一九九五）。

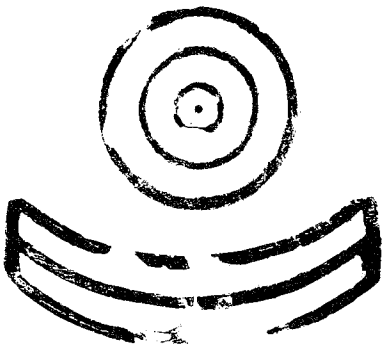

図－67　「摂津国府系瓦」の候補としてあげられている重圏文軒丸瓦と重廓文軒平瓦の「芦屋廃寺式瓦」
（村川行弘『芦屋廃寺址』芦屋市教育委員会、一九七〇年から）

この仮説を本章では、「葦屋駅芦屋廃寺近傍説」と呼ぶことにしよう。

津知遺跡葦屋駅説

高橋はその後、新しい発掘成果にも注意を向け、芦屋市津知遺跡の中心部を葦屋駅とみる説を提唱している（高橋一九九五）。前説とはかなり立地を異にするものであるが、これを高橋新説と呼称しておきたい。

高橋新説は、近年官衙的構成の建物群が確認された同遺跡第二地点の存在と吉本案古代山陽道の路線復元（吉本一九八一）に立脚点を見いだすものであり、これを支持した推定案といえる。吉本説は国道二号線とほぼ重複する足利説古代山陽道に対して、菟原郡域にあってはこれより南二町分、西に接する八部郡域では一町分南を通過するもので、条里の復元を基礎として「道代」と呼ばれる幅広の条里余剰帯を把握することにより道路復元を行うことを大きな特徴とし、具体的には国道二号と阪神電鉄のほぼ中間地域に位置している。

通常、条里地割の一坪は一町（一〇九㍍）の正方形であるが、古代道路に沿う部分では坪の辺長が一〇～二〇㍍長くなり、長方形区画となって連続することを本地域でも応用したものである。ただし、吉本昌弘による「道代」の定義は、条里余剰帯＝道路跡といった短絡的な主張でもない。条里地割の施行に際して、道路敷として特別に考慮され設けられたのが「道代」とみられる。

この説は、吉本案古代山陽道の有効性を積極的に示し、津知遺跡の性格に立ち入った考え方として興味深いが、後にふれる第二地点の遺構群のありようは、構造的にみて駅家と特定するだけの根拠になお乏しいといわざるを得ない。百歩譲っても、その関連施設、あるいは津の管理棟といったところであろう。

葦屋駅小字「前田」所在説とその根拠

国道二号線とＪＲ神戸線との間に古代山陽道の通過を考え、芦屋川右岸扇状地上の小字「前田」（現芦屋市前田町）に葦屋駅を想定する見解も見受けられる（森岡二〇〇一・二〇〇二）。

「前田」は、最近行われている芦屋西部第一地区（震災復興区域）の広域にわたる事前確認調査により、周知の遺跡名にもなっており、古代から中世にかけての遺跡が所在する。従前は、未周知であったものである。現芦屋川畔にもほど近く、土地も南や西の方に比べ少し高く、扇状地の扇央付近に位置するため高燥であって、往時には周囲への展望も国道二号以南の地域に比して良かったと考えられる。今後の発掘調査で大きな成果への期待が寄せられている遺跡の一つでもあり、最近では前田公園建設工事に伴って、弥生時代前期の小区画水田跡などもみつかっている（芦屋市教育委員会二〇〇四）。

さて、古地名考証で「前田」が看過できないのは、「まえた」＝馬合田が中国唐代の駅家のことであり、現実に地名と遺構の符号例が各地に存在するからにほかならない。例えば、山口県下関市前田（長門国臨門駅）や福岡県北九州市八幡東区前田（筑前国独見駅）などの存在が注意をひき、鴻臚館を目指す位置にある福岡県太宰府市前田遺跡もその呼称が意味ありげである。これらのことからすれば、芦屋市に残る前田という地名も無視できず、それに接して西側に位置する小字「傍示」も一考を促したい古い地名である。駅家関係の傍示札が官道沿いにあったことを示唆する字名かもしれず、前田－傍示と東西に並ぶ古い地名は注目されてよい。

「前」が「駅」を意味するかの議論は、かつて興味深く行われたことがあり、前田の「マ」の上に「ウ」を付けると、「廐田」となり、須磨駅近くにも「前」という地名があって、駅比定の材料となす吉本昌弘の考えを尊重することができる（石田・今谷ほか一九八五）。したがって、南北に長い矩形の小字「前田」の範囲中央部に東西方向の古代山陽道の駅路通過を予想でき、北半分、ＪＲ神戸線に至るまでの地域に葦屋駅の所在を推考することが可能である。この仮説は、後述する菟原郡衙の所在推定地（寺田遺跡）や芦屋廃寺との関係を官庁街レイアウトの一環として考えていく上にも大きく矛盾しない。

この地点は、より西方に展開する地形よりわずかながらも高みの立地条件が得られたはずであり、芦屋川の至近地であることも水運面を考慮した場合、南北交通との結節点を兼ねることになる。こうして足利説より北側に古代山陽道を考えることは、芦屋川扇状地の上を広範に直線的に切り通して造道する場合、

掘削土木量が最も少なく、工法の上からも合理的とみなされるし、それ以南では路面の基礎地盤自体が低湿地に入り、軟弱になることが予想される。ちなみに、この想定駅路は清水町西部で近世以来、津知・三条の大字界になっている点にも意味をもたせたい。江戸時代のおそらく村境として、そのなごりが機能していたことも考えられるのではなかろうか。かなり南方に想定されている古代山陽道吉本説は、歴史地理学からの考証を満足させる有力な根拠を持ち合わせてはいるものの、周辺における考古学的な調査所見からは、なお、うなづけない部分もあるといえよう（森岡二〇〇七）。

葦屋駅になるか、深江北町遺跡の最新発掘成果

以上、幻の葦屋駅をめぐる言説に立ち入ってきたが、のちに詳しくふれる深江北町遺跡のごく最近の発掘調査で決定的ともいえる文字資料が出土したので、速報と報告書にしたがい紹介しておきたい（阿部・中谷・山本二〇〇一）。

その兆候は、平成十一年度に実施された第八次調査地点で墨書土器中に「驛」と書かれたものが出土したことに始まる（須藤二〇〇二）。奈良時代末～平安時代の掘立柱建物がこんな南の方まで営まれていたことや動物の水飲み場のような施設も合わせてみつかり、周辺の調査に期待が寄せられていたが、平成十二年度に行われた民間マンション建設工事に伴う第九次調査では、さらに「驛」と記された墨書土器が多数発見され、葦屋駅家の候補地として衆目を集めたのである（図－68）。

第九次の調査現場は、阪神電鉄のすぐ北側に位置し、標高三㍍前後の浜堤上にある。合計二七〇〇平方㍍発掘された結果、西半部では居住域、東半部では流路が見いだされている。居住域には奈良時代の掘立柱建物・ピット・柵列・溝・土坑などの遺構がみられ、平安時代後期の掘立柱建物や溝・土坑なども確認されており、建物群としての継続性が認められる（表－3）。

出土遺物の内容は多様かつ貴重な資料が多い。土器類には、土師器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器・越州窯系青磁がみられ、墨書土器の検出が四〇点にものぼった。おそらく区内はもちろんのこと、阪神地方で最も墨書土器がみつかった遺跡といえるであろう。そのうち七点が「驛」と記されており、その上に冠される具体的地名（駅家名）が判明しないことが惜しまれるが、駅所在地の推定に関する有力な物的資料がにわかに出現したといえる（口絵写真）。墨書土器には、他に「大垣」「東」「大西」「北」など注意すべきものが存在する（図－69）。

さらに、建築材として瓦の出土も特筆される。軒瓦には忍冬唐草文軒平瓦・十九弁単弁蓮華文軒丸瓦など、後述する芦屋廃

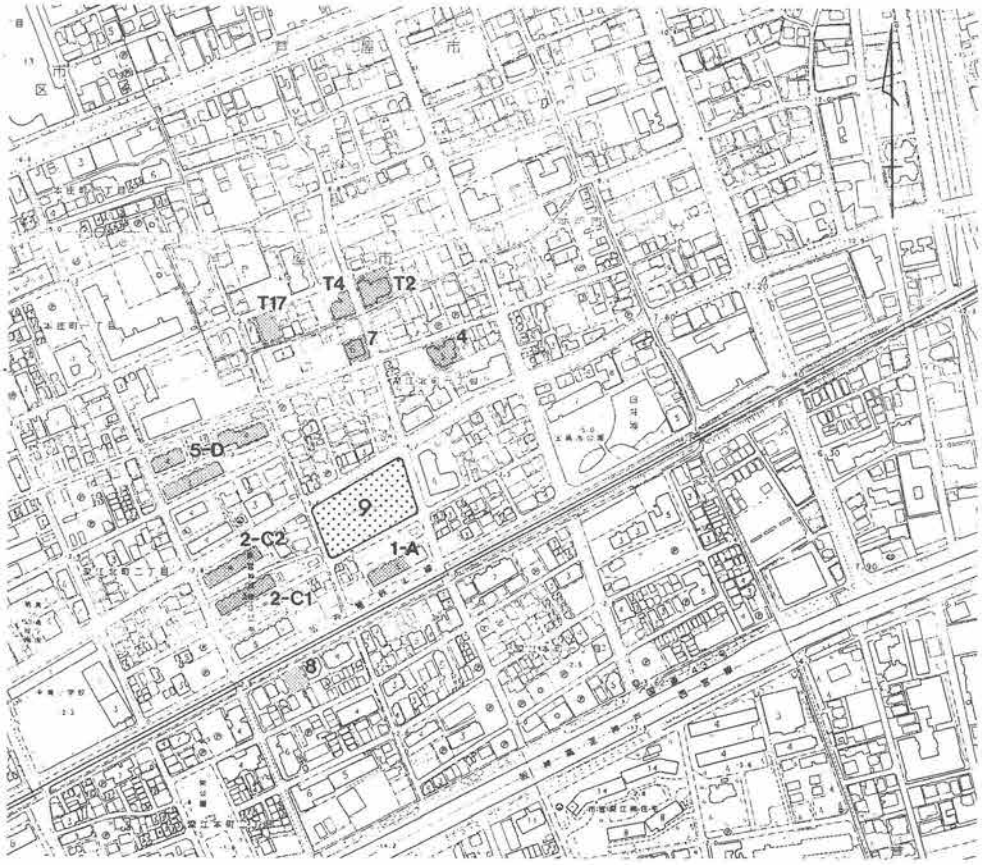

図－68　深江北町遺跡第９次調査地点と既往の調査地点（Scale：１／5,000）
アラビア数字は調査次数　Ｔは津知遺跡
（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第９次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

表－３　深江北町遺跡　既往調査一覧

次数	調査年度	調査機関	調査面積(㎡)	調査内容
1	1984	兵庫県教育委員会	1,950	奈良時代以降の水田、時期不詳の土坑・杭列 弥生時代後期～平安時代後期の柱穴
2	1985	兵庫県教育委員会	605	弥生時代後期の溝、飛鳥時代の竪穴住居、 奈良～平安時代初めの掘立柱建物
3	1986	兵庫県教育委員会	660	古墳時代初めの円形周溝墓群、土器棺墓
4	1987	神戸市教育委員会	50	古墳時代後期～鎌倉時代の落ち込み・ピット
5	1990	兵庫県教育委員会	1,572	弥生時代後期の掘立柱建物・土坑、中世の掘立柱 建物・土坑・水田
6	1993	神戸市教育委員会	50	古墳時代後期～中世の遺物包含層
7	1996	神戸市教育委員会	185	平安時代後半の土坑・溝・ピット
8	1999	神戸市教育委員会	220	古墳時代初めの溝・ピット、古墳時代後期～平安時 代の柱穴・土坑・流路、「驛」の墨書土器
9	2000	神戸市教育委員会	2,670	古墳時代初めの遺物包含層、奈良～平安初めの掘立 柱建物・土坑・溝・流路、平安後期の掘立柱建物

（同上、神戸市教育委員会『深江北町遺跡第９次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

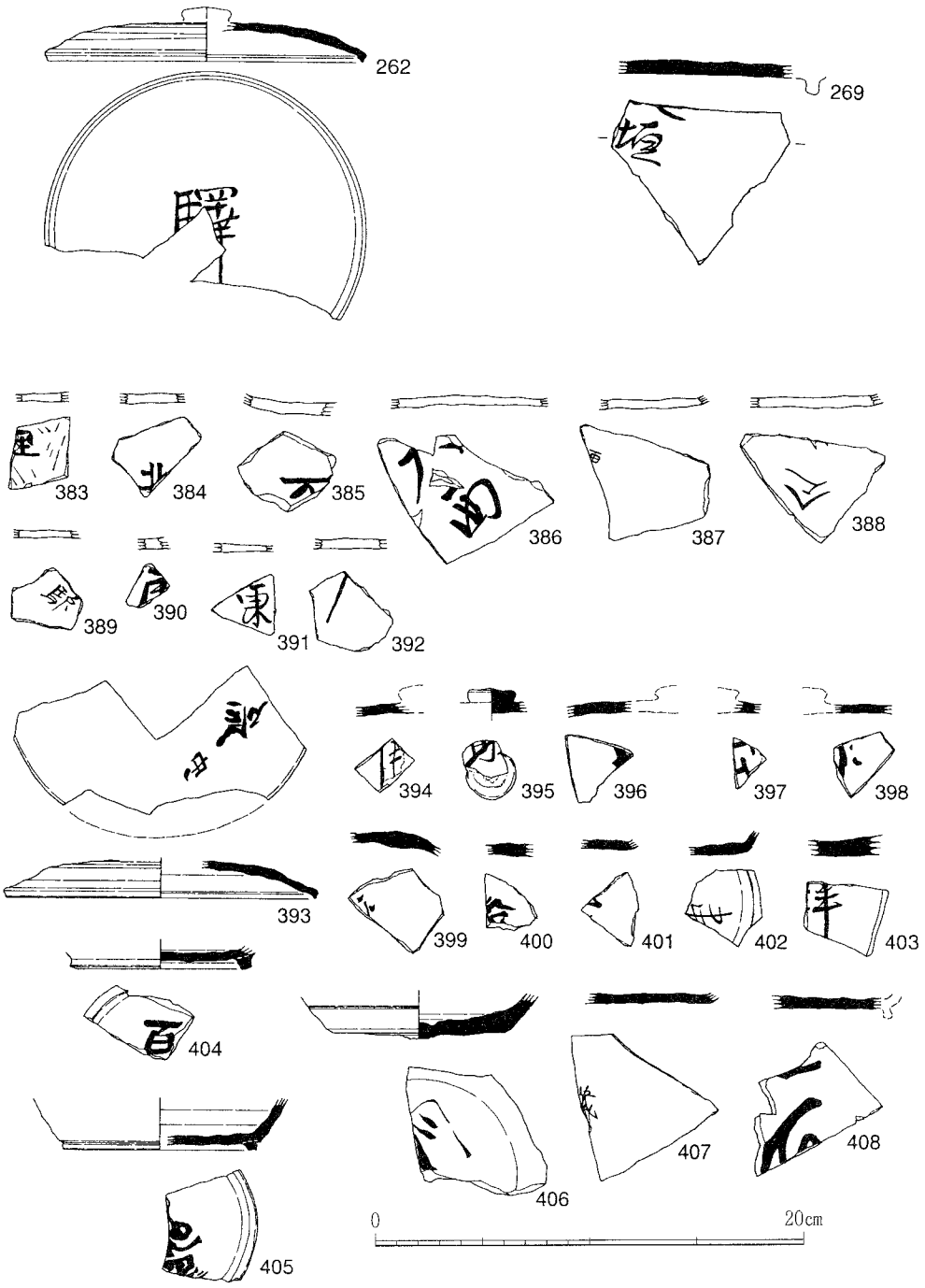

図－69　深江北町遺跡出土のさまざまな墨書土器〔上2点は溝SD09出土。その他は河川SR01出土。〕「驛」「大垣」「北」「大西」「東」「百」「年」などの文字がみられる。
（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第9次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

寺出土瓦と同笵ないし同型品が顕著にみられ、同寺との関係が関心の一つとなる（図－70・写真－37）。上方から河川を流下してきた瓦とも推定できるが、周辺官衙施設で同じモチーフの瓦を共有するようなことも考えられるからである（森岡二〇〇一）。その他、漁網錘・飯蛸壷などの漁労活動具や馬歯の出土も見逃せない（写真－38）。総合的にみて、駅関連の施設が近辺にある可能性は強いといえるだろう。

　また、出土文字資料として注目される木簡の出土は四点を数え、その内容の内訳は支給伝票木簡（図－71の

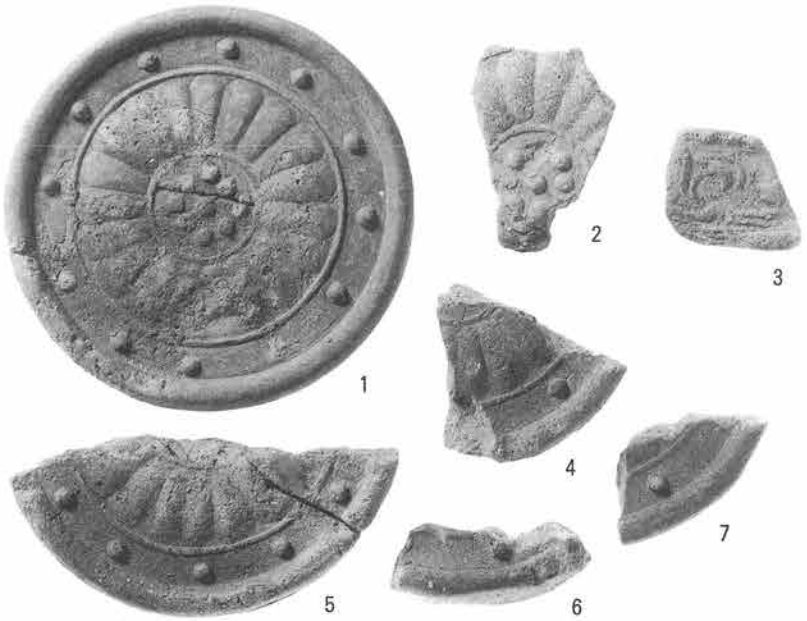

写真－37　芦屋廃寺跡の軒瓦類と同笵品のみられる深江北町遺跡出土瓦〔1・2・4～7十九弁単弁蓮華文軒丸瓦、3は法隆寺式の忍冬唐草文軒平瓦〕
（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第9次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

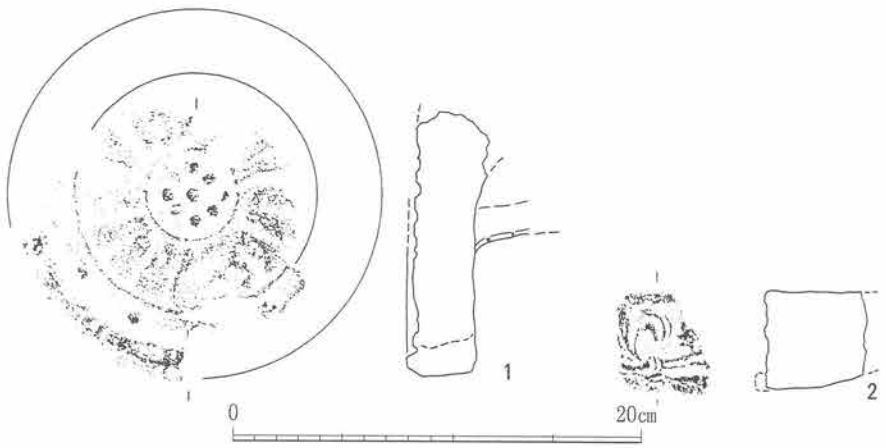

図－70　芦屋廃寺跡出土瓦と共通する深江北町遺跡出土瓦のモチーフ〔拓影〕
（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第9次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

1）、呪符木簡（図－71の2）、荷札木簡（図－71の4）、不明品（図－71の3）で、検出場所は1・2・4が東の流路、3は遺物包含層である。

「承和」年銘支給伝票木簡の性格

この調査では、紀年を有する木簡も出土し、当地方の古代史の謎を解く上に貴重な資料となっている（第二章、図－71の1）。第二章では、詳しい史料解析がなされているので、ここではごく簡単に本木簡の考古学的な所見を記すにとどめたい。

写真－38　深江北町遺跡（第九次調査）で出土した漁網錘のいろいろ（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第九次埋蔵文化財発掘調査報告書』二〇〇二年から）

この木簡は、幅二・九㌢、残存長二二・一㌢、厚さ三㍉を測る大きさで、〇一一型式。下端には穿孔が施されている。これは連続して同種の木簡が束ね用いられたことを示唆する。伝票としての性格をよく反映している。釈文は、表面「勘　戸主椋人安道米壹斗国儲　承和十月十日椋人稲継　合　」、裏面「勘

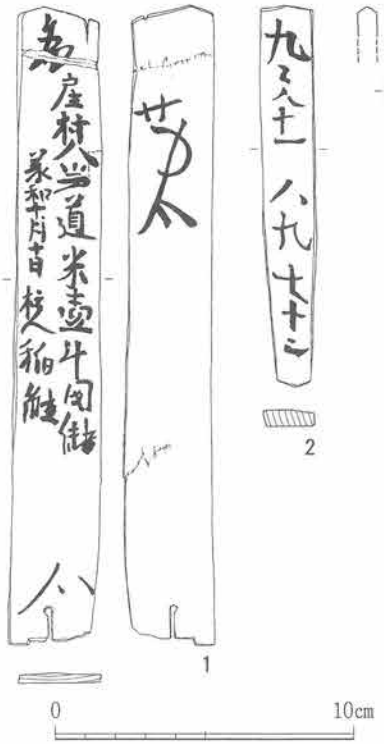

木簡1　・「勘　戸主椋人安道米壹斗国儲　承和十月十日椋人稲継合・」
　　・「勘　合」
木簡2　「九々八十一　八九七十二」
木簡4　〔水カ〕
　　「□

図－71　深江北町遺跡の葦屋驛家関連調査地点から出土した各種木簡（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第九次埋蔵文化財発掘調査報告書』二〇〇二年から）

合」となる。この表裏の文字の筆致は一致しないように思われる。別人が記したのであろうか。むしろ別人が書くことに意義があったと考えたい。

意味するところは、米の支給を証明した伝票で、表裏で勘合する照合・チェックの厳重さがうかがえる。具体的には、戸主である椋人安道に対して国倉から米一斗が支給され、その行為を特定できない承和年間（八三四～八四八）の十月十日に椋人稲継が証したというストーリーである。

それでは、ここに登場した「椋人」とは一体どういう人物なのであろうか。この点を含めた議論は、文献史学の立場から次の章にてまた取り上げることにしよう。

掘立柱建物群の性格と移り変わり

さて、いま少し深江北町遺跡で見い出された掘立柱建物群を中心とする建物群（図－72）の変遷について、報告書の記述に基づき整理しておこう。出土遺物による建立時期の確定は、それらが乏しいためなかなか難しい。そこで、たくさん見い出されている柱穴の重複関係や建物自体の重なりに目を向けると、おおよそ奈良時代の初めから平安時代前期にかけて五時期に区分できる（Ⅰ期ａ・ｂ→Ⅱ期→Ⅲ期ａ・ｂ→Ⅳ期）。これらの掘立柱建物の特徴を端的にまとめると、①軸線がおよそ南北方位を採る。②柱材はヒノキ材やクリ材が中心で、コウヤマキ材がない。③柱径二五㌢以下の柱材を用いている－などで、配列などについては菟原郡内の他集落とも類似した点が認められる。

建物群の形成期であるⅠ期は奈良時代前半頃のもので、ＳＢ01からＳＢ02への変遷が考えられるⅠ期もａとｂの二段階に細分可能である。奈良時代中頃のⅡ期は、建物群の中断期を迎えるようで、ＳＤ09→08の変遷が認められ、ＳＤ09段階に落ち込みＳＸ06や小建物ＳＢ07が存在したようである。奈良時代後半に入るⅢ期ａ段階は、建物群が施設として盛期を迎え、ＳＢ03・ＳＢ04・ＳＢ06などが一定距離をおいて整序立って建立される。そして、本期には柵が西辺を画し、さらにその西側を建物群と同じ方向に側溝を伴う道状遺構が走る。続くⅢ期ｂは奈良時代末頃に比定され、建物数は少なくなる（ＳＢ05）。そして、次のⅣ期には東方を流れる流路ＳＲ01は埋没し、建物群は消え失せ、残存遺構から判断して一連の施設は衰微する。平安時代前期頃の状況である（図－73）。

このように、七棟を数える掘立柱建物は併存することなく、一〇〇年以上にわたって少しずつ変遷している。そして、建物の主軸線をみて明らかなとおり、この変化の中で方位がより北を志向してくる。具体的にはⅠ期（Ｎ20°Ｗ前後）、Ⅱ期（Ｎ10°

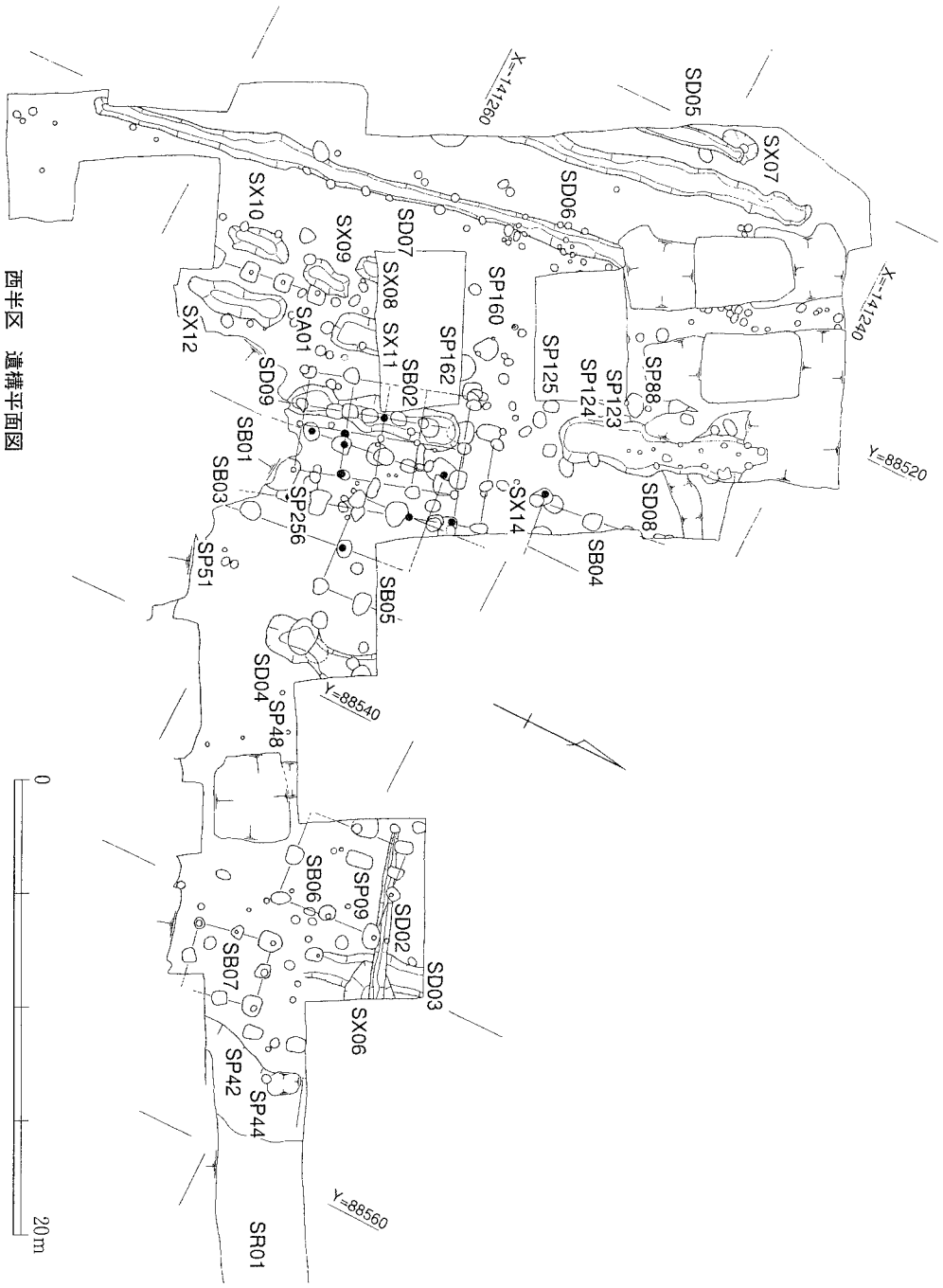

図－72　深江北町遺跡（第９次調査）主要遺構平面配置図
（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第９次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

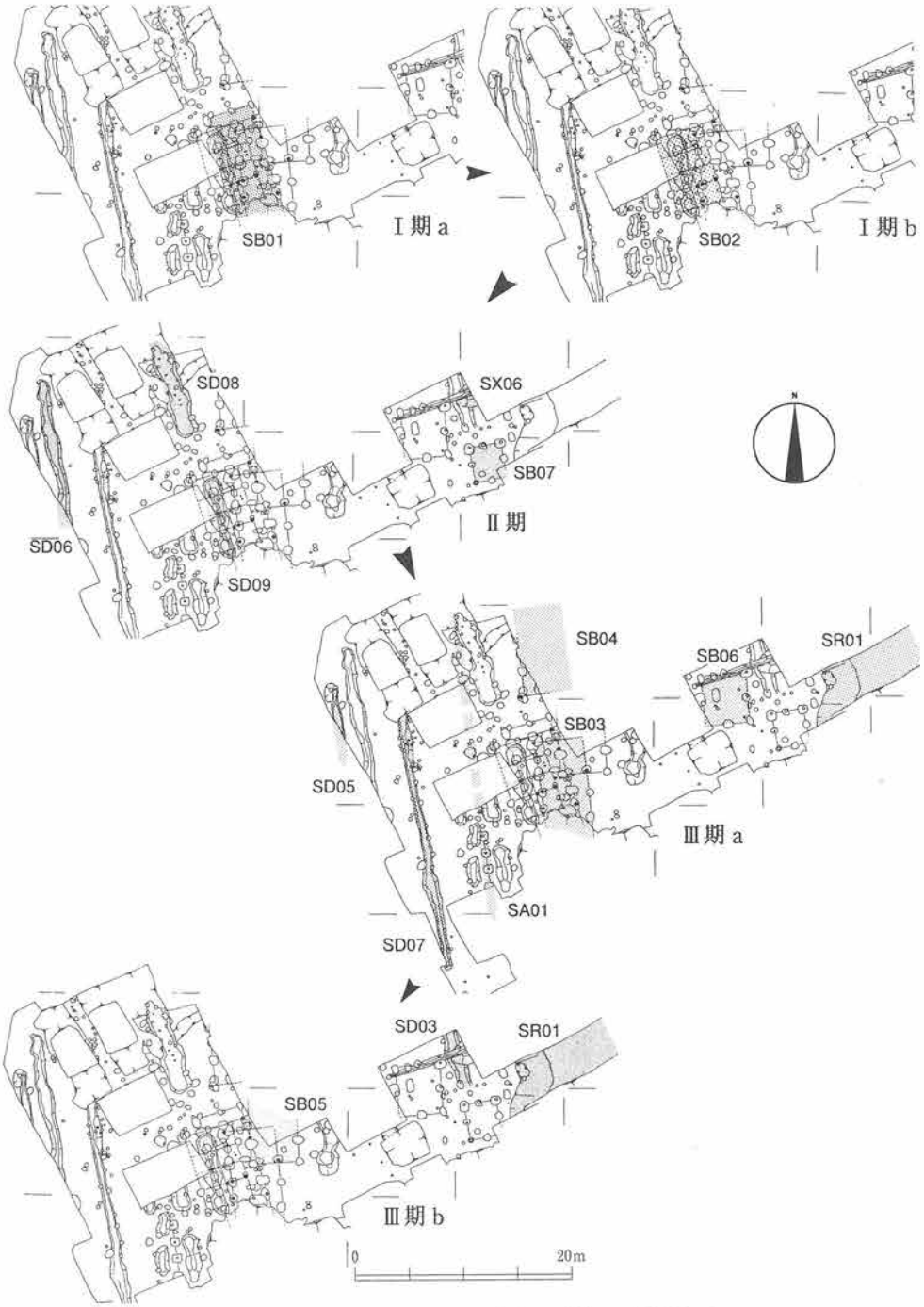

図－73　深江北町遺跡古代建物群遺構の変遷過程

奈良時代の初めから平安時代前期にかけて数段階の変遷が読みとれる。

（神戸市教育委員会『深江北町遺跡第９次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002年から）

W前後）、Ⅲ期（N5°W前後）の方位変化であり、建物群の盛期を示すⅢ期a段階は、津知遺跡の第二地点の大型建物などとも合致する点は見逃せない。奈良時代後半頃の官営的な建物の多くは、現行の土地割を無視した北志向であり、これらの規則が変わってくるのは、西偏して現行地割に見合ってくる平安時代後期頃である。

Ⅲ期a段階の建物群は、見てきたように、東を自然地形の変化、SR01で画され、その西岸に並ぶ杭列が存在する。一方、西側は南北方向に柵が作られ、およそ東西四〇㍍の区画が形成されている。そのさらに西方には幅約五㍍を測る南北道があり、報告書ではこれを「古代山陽道に直交する支道」と捉え得る可能性を指摘している（神戸市教育委員会二〇〇二）。

いずれにせよ、駅家の存在を想起し得る物的資料が出現したが、駅館院などの具体的施設がこうした囲郭構成をみせる建物群そのものであるとは断言できず、今後の検討課題と言うべきであろう。仮に報告書に言うⅠ期が葦屋駅家の設置時期と仮定するなら、『続日本紀』天平元年（七二九）四月条の山陽道諸国の駅家整備の記載とふれ合う点には留意しておきたい。駅戸・駅子と関わる居住施設の存在など、多分に考えられる調査結果だからである。

古代の中心地、深江北町遺跡とその周辺

第五節ですでに発見の経緯などを説明した深江北町遺跡では、過去に有数の古代集落もみつかっており、当時この地域の生活・文化を主導した律令の役人の往来もうかがうことができる。遺跡は全面に大阪湾を臨む浜堤上にあり、その後背地には生産の場である水田も営んでいた。浜堤上は長期間安定して地表をなしていた。これらが一見低湿で、遺跡の存在に懐疑的であった場所から出土品が続々と見いだされ始めた意義は大きい。調査区ごとに古代に関わる遺構と遺物の出土状況をまず概観しておこう（兵庫県教育委員会一九八八）。

海岸線に最も近い調査地南東部のA区では、平安時代前期の砂の堆積の後、平安時代中期の生活面への利用が進んだようである。出土遺物では、緑釉陶器や布目瓦の存在が注意され、一〇世紀頃までの人々の居住が想定できる。A区と同様、先端部の汀線ぎわにあるB区では北西側への浜堤の落ち込みとこれと関連する杭列が柵状に並んでいた。遺物の時期幅は六世紀末～九世紀初頭にほぼ収まるが、奈良時代および平安時代初期が中心である。

A区を中心に多数出土した棒状有孔土錘・管状土錘・有溝土錘・飯蛸壺の存在は、遺跡の立地とも関連して漁村的機能もイ

メージさせる（写真－39）。農民とともに、漁労活動を営んだ多数の海の民もいたといえよう。

B区の北側に位置するC区の調査は、南のC1区と北のC2区に分かれる。C2区では古代の遺構がなかったが、C1区では浜堤上に掘立柱建物三棟がまとまって検出された。集落の中心に近いのであろう。遺物の盛行時期は八世紀後半～九世紀初頭にある。最も山手側に位置するD区はD1・D2・D3の三調査区が設けられたが、堤間低地あるいは後背湿地とみられる場所から古代を中心とする水田跡が発掘されている。

高燥な微高地に営まれていた古代の建物群

C1区の浜堤中央で確認された奈良時代後半から平安時代初期の建物は、確実なものが三棟ある。建物配置は、建物1と建物2が南北に並列し、建物3が東西方向に建って直交するように見受けられる（図－74）。いずれも脆弱な砂地に建つ。

建物1は梁間二間、桁行四間の南北に長い掘立柱建物で、磁北方向を向いている。東西三・八㍍、南北八・九㍍の規模で、柱間は桁行一・八㍍、梁間二・三㍍前後である。柱の太さは二〇㌢程のものが使われている。

建物2は梁間二間、桁行四間の南北に長い掘立柱建物で、大きさのみならず建物の向きも建物1に近い。東西四・二㍍、南北八・六㍍の規模を示し、柱間は桁行・梁間ともに二・三㍍等間である（写真－40）。

この二つの一見並ぶ建物は、距離九〇㌢と接近しており、同時に存在したとは考えにくい。おそらく近い時間を置いて建て直されたものとみられる。

建物3は東西二間または三間以上、南北二間以上の規模が推定できるが、柱列が調査区外に広がるため全体構造はわかっていない。建物の方向は、建物1・2と関係する。

あるいは同方向を向くかもしれない。これら一群の建物は柱の掘形が五〇㌢程度で、形態も円形で共通する。なお、この建物群に伴う形で腰帯具と銅鏡、布目瓦若干が出土している。

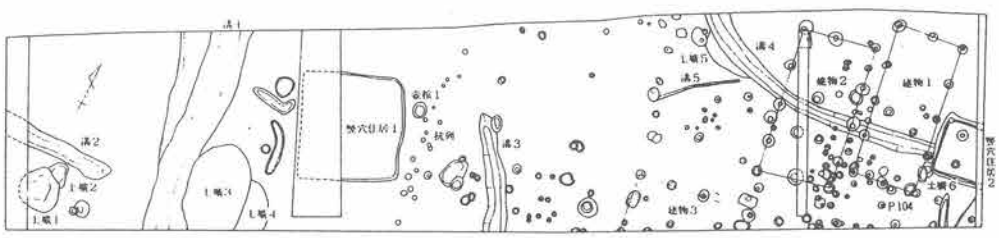

図－74　深江北町遺跡の古代建物群
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年）

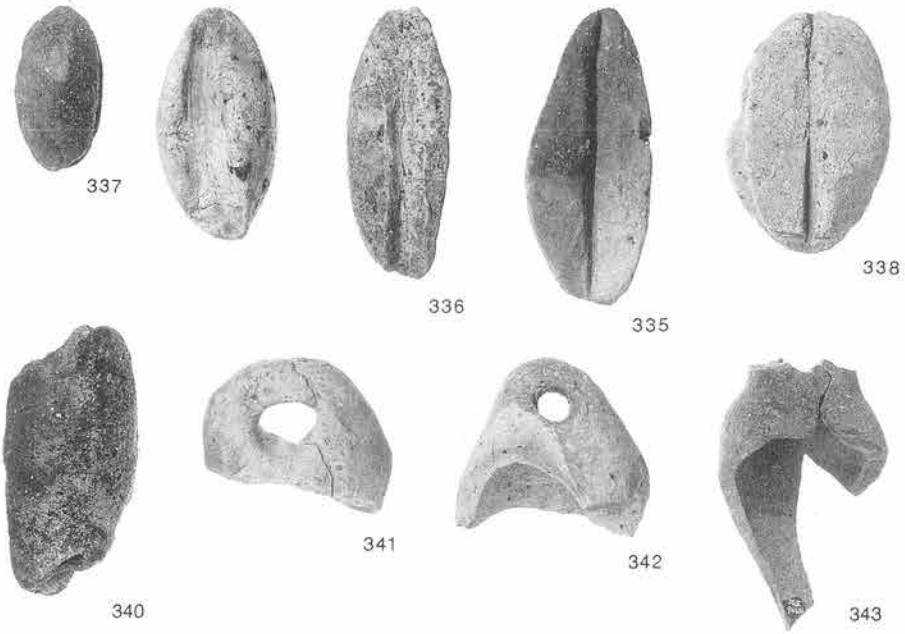

写真－39　深江北町遺跡出土の有溝土錘（上）と飯蛸壺（下）
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年）

写真－40　深江北町遺跡Ｃ１区の古代の掘立柱建物１・２
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年）

深江北町遺跡出土の銅製銙帯と小銅鏡

C1区の掘立柱建物2の内部域包含層からみつかった銅製銙帯は、腰帯に付けられた飾り金具で、律令官人の徘徊を偲ばせる遺物である。横幅四・一㌢、縦幅二・七㌢の丸鞆と呼ばれる金具の下辺に沿って幅四㍉の透し孔がみられ、裏面には足金具が鋳出されている。厚さは七㍉を測る。形制からみて、奈良時代末期頃のものと思われる（写真－41）。

建物のすぐ外側では海獣葡萄鏡とおぼしき直径四㌢に満たない小さな鏡がみつかっている。風化による傷みで鏡背の文様など茫洋として不鮮明であるが、中央には形骸化した鈕が看取される。奈良～平安時代初期のものとみられる（写真－42）。

銙帯の類例を周辺地にみると、魚崎中町遺跡（第三次調査地）で丸鞆裏金具一点、芦屋市三条九ノ坪遺跡（第二地点）で巡方二点（石製）、六条遺跡（第一三地点）で巡方一点（石製）、阿保親王塚周辺にあった四ッ塚で丸鞆一点、巡方四点（いずれも石製）が出土している。月若遺跡や芦屋廃寺遺跡からも小破片が出土している。やや離れるが、尼崎市の中ノ田遺跡や上ノ島遺跡でも巡方が出土している。また、小型の海獣葡萄鏡はやや遠くになるが、猪名川町に出土例がある。

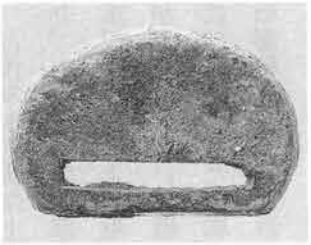

写真－41　帯金具
深江北町遺跡C１区建物２
（兵庫県教育委員会『深江北町遺跡』1988年）

写真－42　海獣葡萄鏡
深江北町遺跡C１区建物２付近
（兵庫県教育委員会『深江北町遺跡』1988年）

銙帯の出土をもって即刻、役人の往来した官衙を想定することは難しい。しかし、実用した帯をわざわざ裁断して、位階の象徴でありその標示機能を担う銙帯を土地開発の功労者に対し、記念品的な形で授与することも推測されており、腰帯具の分与を前提に、律令有位者と関係づけられる在地上位階層のひとびとの居住エリアとみることは許されるであろう。

後背地に営まれていた水田跡

深江北町の古代集落に対応する生産の場は、調査区の最も北側に位置するD区でまとまって見いだされた。この地区は現地表面の標高三・八㍍を測り、A～C区より高くはなっているものの、旧地形は堤間にある低地部、もしくは後背湿地的な様相を示しており、水田開発以前にはヨシなどの植物遺体を顕著に含んだ湿地性の堆積物がみられる。芦屋川に近い東方のD１区にはこの湿地を埋める洪水砂の堆積が報告されている。

古代の水田耕作土層は、D1～D3区の全体で確認されており、中世以降の上部水田に対し、下層において重複する。この水田は洪水による堆積砂層に覆われており、土地自体の乾燥化が進んでいない段階の耕作土からなる。出土した土器から、古代に耕作された田面とみて誤りない。D1区では下層の洪水砂の影響により旧地形が北東から南西に向かって傾斜しており、地勢にあわせた区画水田を造成したようである。断面台形をなす畦畔の残り具合は比較的良好で、幅六〇㌢、高さ一五㌢を計測する（図－75）。

D1～3区を通じ、畦の交差は十字形のものは皆無で、T字形の交わりを原則とする点で共通している。D2区の一枚上の水田は、正方形に近いものが比較的整然と並ぶが、やはり意識的に十字交差は避けられたようである。これはミクロな潅漑水利と関係する工夫なのであろう。水田一筆の面積は、およそ四五平方㍍前後である。

D3区についてはやや変則的な埋まりかたを示していた。堆積の方向が芦屋川の方角からではなく、西から東へ向かっており、D1・2区の洪水砂層に比べかなり厚い。おそらく違った場所に砂の供給源があったようである。蒲鉾形を呈する畦畔は幅一・二㍍、高さ三五㌢と大きなもので、畦の中には松の木が埋め込まれていた。胴木と考えてよいだろう。近辺の耕土では斎串がまとまって見いだされており、祭祀的な意味合いをもつ場だったのだろう。これらのまとまりある水田域は、遅くとも平安時代初期頃までに埋没したことがわかっている。

水田面に残されたさまざまな足跡と耕作痕跡

深江北町遺跡の古代の水田面には、人間の足跡はもちろんのこと、牛の足跡、鳥の足跡、鋤跡とみられる耕作痕などが種類多く、明瞭に認められた。脆弱な耕作土に踏み込まれたのちに乾燥したもので、洪水砂によって一気にパックされたため、形状自体がはっきり残ったものである（写真－43）。

一方が幅広となる細長いヒトの足跡は、田面のみならず畦の上にも残っており、明らかに歩行のようすを示している（図－75）。ハート形のものは偶蹄目の足跡、牛の足跡とみられる。牛耕を示しているのであろうか。鷺など鳥の足跡と考えられる十字形の実例は、Uターンして歩いたことがうかがわれ、色々と想像の境地に浸って興味に尽きない。また、踏み鋤とみて誤りない半月形のものも存在する。デリケートな耕作痕跡も明らかになる今日の発掘技術で、古代の農業労働のひとこまもこうして再現可能となる（写真－44・45）。

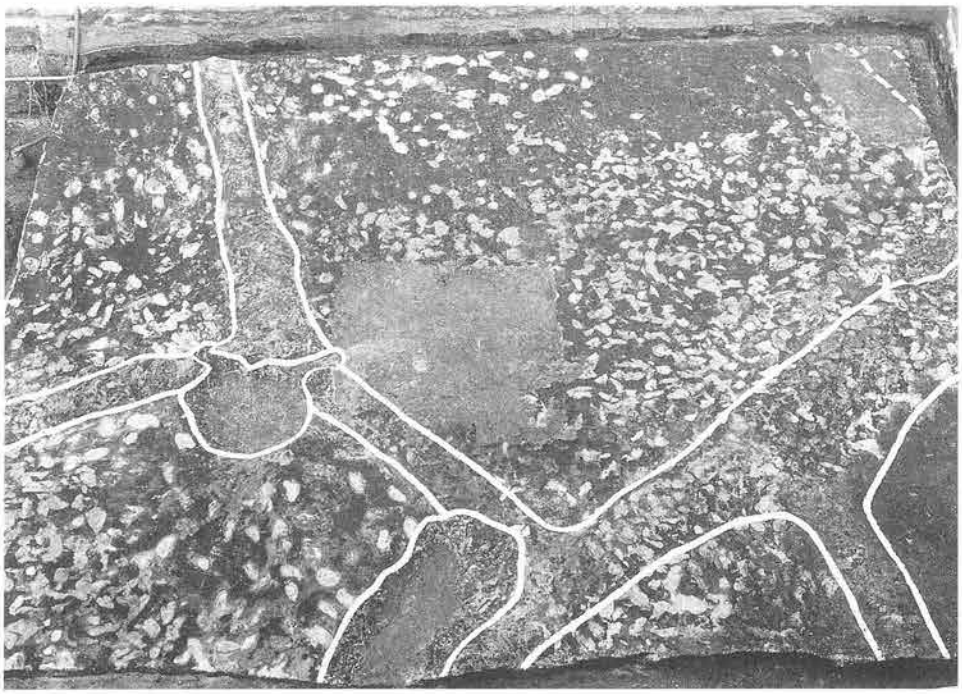

写真－43　深江北町遺跡Ｄ１区下層の水田跡（南から）
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

図－75　深江北町遺跡Ｄ１区下層の水田跡と畦畔や田面に残る足跡
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

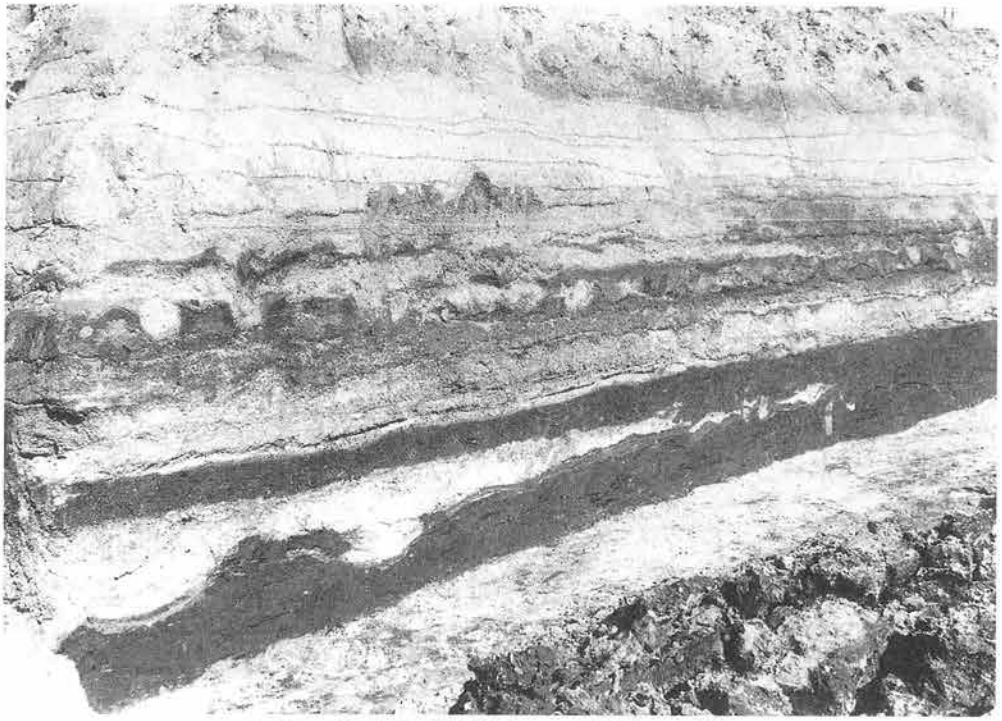

写真－44　深江北町遺跡Ｄ１区北壁土層断面
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

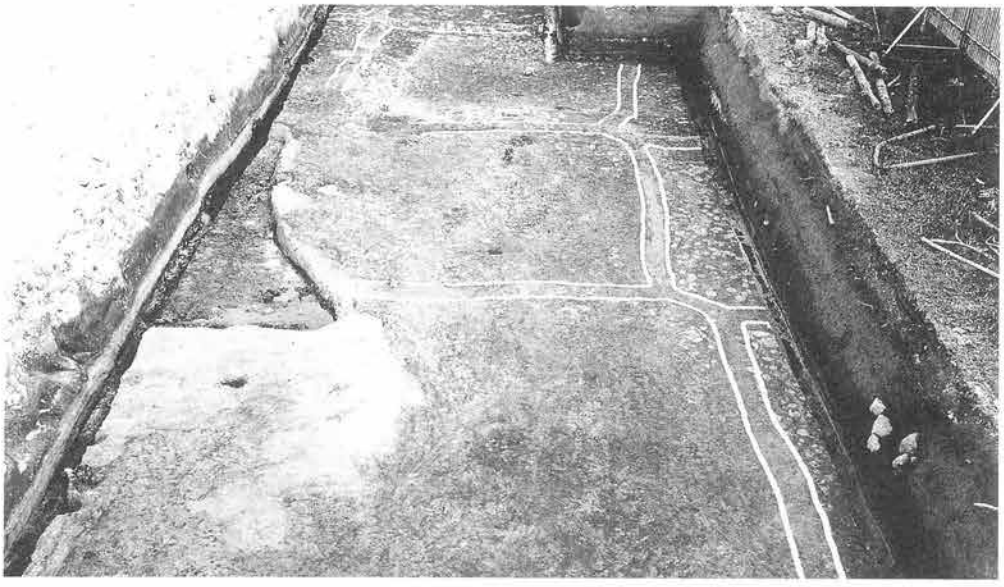

写真－45　深江北町遺跡Ｄ２区の上層水田跡（西から）
（兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

水田跡から出土した木製品の数々

水田面からは数種の木製品が出土している。用途を考えながらそれらを見てみよう。

図－76の1は、田下駄である。割れてしまっているが、もともとは孔を三カ所を穿っていたものであろう。2・3も田下駄であるが、曲物からの転用品であることがわかる。4～7は斎串である。4は幅一・四㌢、長さ三五・三㌢、5は幅一・八㌢、長さ二四・七㌢、6は幅一・九㌢、長さ一八・二㌢を測る。7は残欠である。

8は杓とみられる。直径七・八㌢程度に復元できる曲物の底であろう。内面に刳り貫きのみられる9は、槽とみられる。10・11は槌ノ子である。直径は10が四・五㌢、11が六・〇㌢を測る。木材の樹種は、田下駄・槽・槌ノ子・斎串・曲物底ともにヒノキが使われていた。

田下駄や槽はスギが多く用いられるが、ヒノキも次いで使われる。槌ノ子は圧倒的に堅くて強度のある広葉樹のカシ類が好まれるが、針葉樹のヒノキというのは特異な実例といえよう。祭祀具としての斎串に清浄的な感触に富むヒノキが選択されたのは妥当なところである。

これらは、奈良時代後期～平安時代初期の限定された年代を示す木製品として貴重な存在であり、材や木取り法、その他製作手法の細部がわかる点も意義ある資料といえる。

深江北町遺跡の調査その後

兵庫県教育委員会によるA～D区の本格的な発掘調査を嚆矢として、深江北町遺跡に係わる埋蔵文化財調査はその後も兵庫県教育委員会や神戸市教育委員会によって開発事業があるごとに続けられている。市街地の再開発に伴い、地下深く埋もれていた遺跡が次第に実態をあらわにしてきたといえる。

神戸市東灘区深江北町三丁目七に所在する深江札場団地（県営住宅）立替工事に伴う平成元年度のE区の発掘調査では、古代の遺構は見いだされていないが、海岸線に平行して帯状に東西方向にのびる浜堤と後背湿地が見いだされており、浜堤にかかるE－3区を中心に弥生時代～近世の掘立柱・溝・土坑などが検出されている。A～D区より西に二五〇㍍程離れた所である。

深江北町遺跡から津知遺跡へ

東灘区の深江北町遺跡は、神戸市と芦屋市の市境まで目一杯広がっている。芦屋市側には隣接して津知遺跡が存在し、奈良・平安時代には遺跡自体が連続する可能性が高い。それを証すかのように、深江北町一丁目四四で行われた第八次の発掘調査では、平安時代の土坑・溝・ピットが多数検出されている。とり

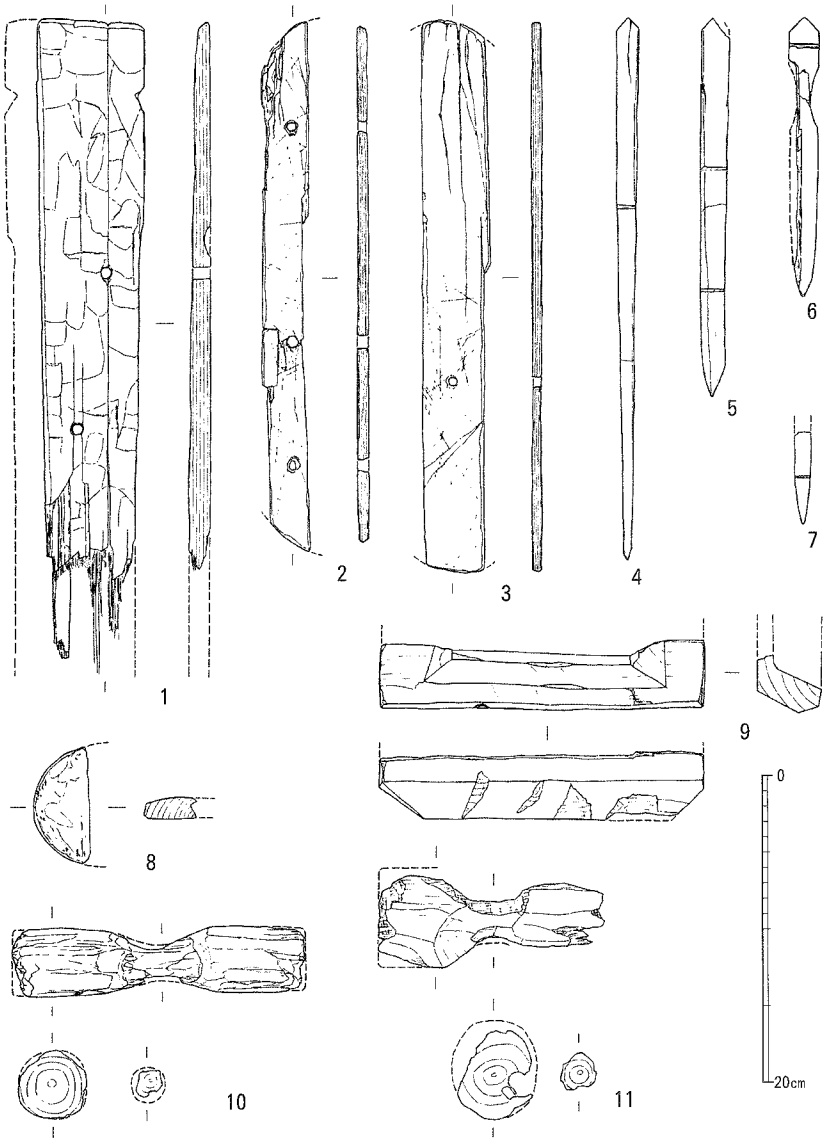

図－76　深江北町遺跡水田跡（D区）出土の木製品

表－4　深江北町遺跡出土木器の樹種（同上）

資料番号	遺物番号	器　種	地区・層序	樹　種
F－01	1	田下駄	D 2	ヒノキ
F－02	2	〃	〃	ヒノキ
F－03	3	〃	〃	ヒノキ
F－07	4	斎　串	D 2　畔上	ヒノキ
F－08	5	〃	〃　〃	ヒノキ
F－09	6	〃	〃　〃	ヒノキ
F－10	7	〃	〃　〃	ヒノキ
F－11	8	曲物底	D 2　D 1面	ヒノキ
F－04	9	槽	〃　〃	ヒノキ or スギ
F－06	10	槌ノ子	〃　〃	ヒノキ
F－05	11	〃	〃　〃	ヒノキ

（図－76、表－4共に兵庫県教育委員会『神戸市東灘区　深江北町遺跡』1988年から）

わけ十世紀頃の須恵器双耳壷を蔵骨器とした火葬墓がみつかっている（図－77、写真－46）。

道一本隔てて北側は芦屋市に入り、津知遺跡の第二次の発掘調査地が存在する至近地である。おそらく平安時代の集落の一部に当たっていると思われるが、緑釉陶器・黒色土器や瓦片が出土している点に留意したい（神戸市教育委員会一九九九）。次項では、この津知遺跡のようすをみてみよう。

津知遺跡の古代官衙

深江北町遺跡の北東至近地、国道二号線の南側の現芦屋市津知町・川西町一帯には津知遺跡が所在する。ちょうど芦屋の市街地の南西部に当たり、震災では全壊家屋八〇％以上の大きな被害を出したところである。震災復興区域（芦屋西部第二地区）と重なっているため、芦屋市教育委員会が事前の遺跡範囲確認調査を実施したところ、芦屋川下流西岸側に東西四五〇㍍、南北二五〇㍍の広がりをもち、総面積が七一八〇〇平方㍍を測る大規模な複合遺跡になることが判明した。遺跡は標高六～八㍍の扇状地地形の最先端付近に立地している。震災後十年の埋蔵文化財調査も二〇〇次に達し、多くの成果がもたらされている（写真－47・図－78）。

ただし、古代の遺跡がこの範囲にべったりあるのではなく、

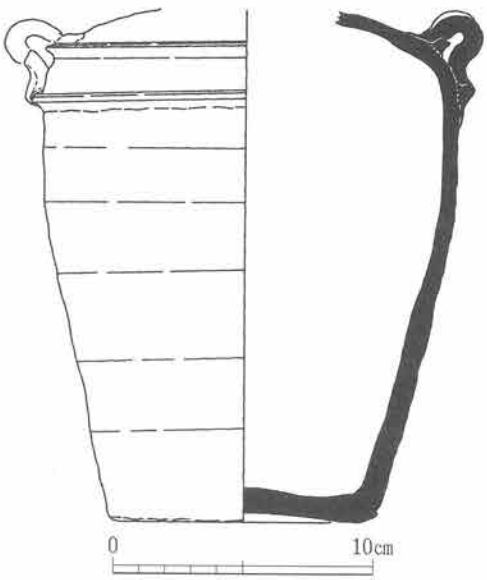

写真46、図－77　平安時代の須恵器双耳壷が埋納されていた土坑
直立状態のこの双耳壷は、蔵骨器とも考えられる。深江北町遺跡（第８次調査）出土
（神戸市教育委員会『平成８年度　神戸市埋蔵文化財年報』1999年から）

写真－47　阪神・淡路大震災による阪神高速道路倒壊状況（平成７年１月17日撮影、
アジア航測株式会社提供、『芦屋市文化財調査報告』第27集　1996年から）

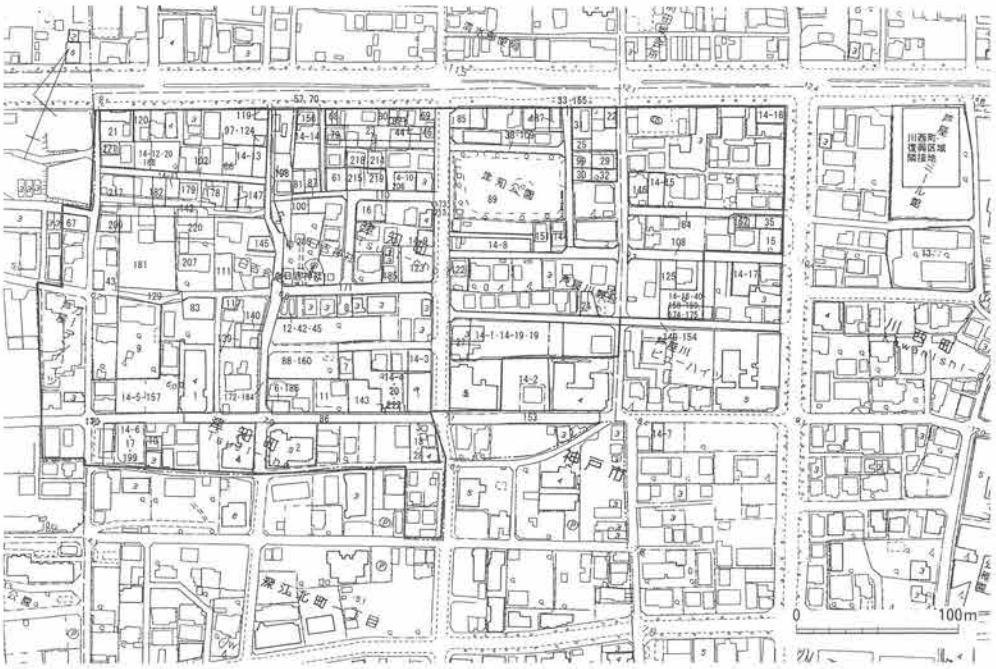

図－78　津知遺跡既往調査地点分布図
（擁壁工事・埋設管敷設工事等に伴う小規模な調査はすべて除く）
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第55集　2004年から）

建物が密集して営まれた場所は今のところ第二次調査地に限られる。しかし、その後の調査でも断片的ながら古代に属する遺構は見いだされている。中心部の第二次調査地の第二遺構面では、平安時代前半期の掘立柱建物四棟以上、溝一四条、土坑一三基、ピット二六四基が確認されるという稠密度だ（図―79）。

柱穴の中には、柱根の残存八本、根石の遺存二〇カ所が認められ、建物群と溝の方位は真北方向もしくはこれに直交する方向の規則性を有し、公的な性格をもっているようである。しかし、建物の規模・構造・配置から機能まで特定することは難しく、駅家説・郷家説・豪族屋敷説などが出ていることを紹介するとともに、のちにふれるが、津を管理する公的な施設と考えることも許されるだろう。

出土遺物には、日常雑器以外に須恵器の円面硯・転用硯・墨書土器・緑釉陶器・黒色土器など官衙的な遺物構成がみられ（図―80）、先の建物の機能を類推する手立てにはなる。この地近辺に葦屋駅を想定する高橋美久二の新説は先に紹介した。とくに、芦屋廃寺と共通する単弁十九弁蓮華文軒丸瓦二点をはじめ瓦片が出土していることや大量の土錘をもっていた点も特記すべきことであろう。

なお、柱穴二二九からは、和同開寶・萬年通寶などの古代銭貨五枚を埋め込んだ鎮壇埋納も見いだされた（阿部一九九三）。貨幣を建物建立の地鎮祭祀などに使用することも始まっていたのである。

和銅開寶と皇朝十二銭―当地方の初期銭貨

ここで、本庄地区周辺の古代の貨幣を取り上げよう。図―80A・Bは、津知遺跡第二地点から出土した古代の銭貨である。Aはよく知られた存在の和銅開珎である。Bは萬年通寶である。ともに大陸から伝わった方孔円銭の形態であり、その後の列島社会の貨幣の祖形となる。これらの貨幣は金属を溶解させて鋳型に流し込んで造られたものであり、第五節でふれた銅鐸などと同様の青銅器鋳造技法が採用されている。表裏二つの鋳型が用意され、貨幣の原母が押しつけられて細い溝でたくさんの型をつなぎ、湯口を一カ所こしらえて溶銅を注ぐのである。

この二点の銭貨は「皇朝十二銭」と呼ばれるものであり、和銅元年（七〇八）以降、乾元大宝の発行に至る天徳二年（九五八）まで鋳造された古代国家の基本貨幣である。皇朝十二銭を中心とする古代の銭貨は、この他、魚崎中町遺跡（第三次調査地）や寺田遺跡（第一次調査地）などで出土している（図―81）。

奈良県飛鳥池遺跡の発掘調査の進展により、富本銭の存在が大きく取り上げられ、和同開珎に先立って七世紀後半に実在し

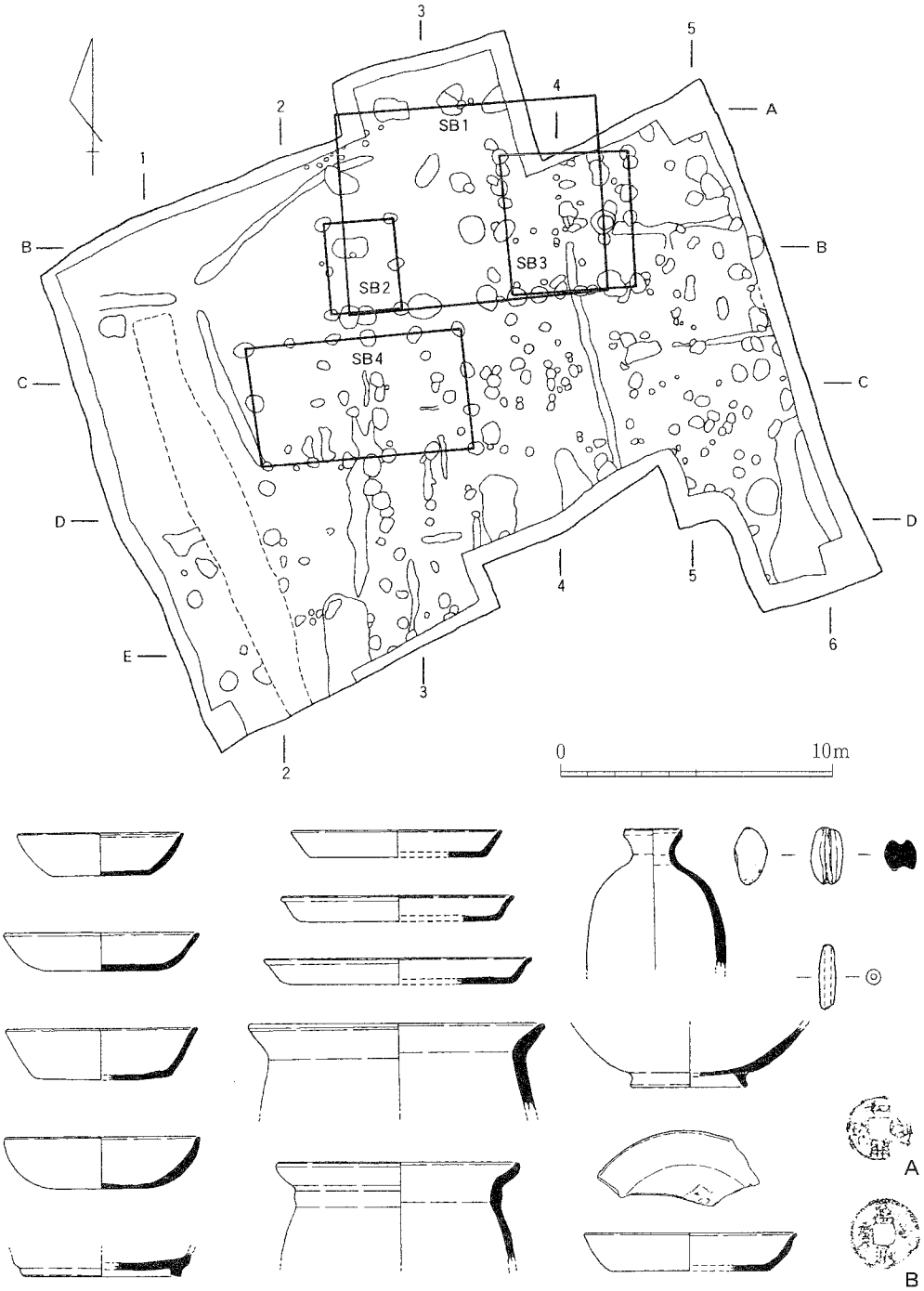

図－79　津知遺跡第２地点　第２遺構面の建物配置
図－80　同上地点の古代関連出土遺物
（土器１／４、銭貨１／２、実績報告から）
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第34集　1999年から）

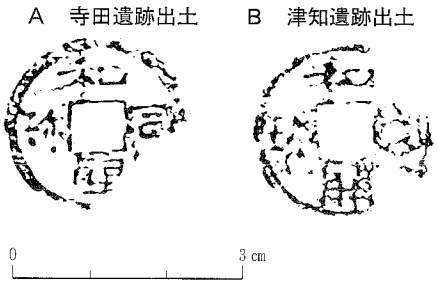

図－81　寺田遺跡と津知遺跡の和同開珎（拓影）
（芦屋市役所『広報あしや』平成16年11月１日号、2004年から）

た銭貨としての歴史的評価がにわかに高まった。近江朝段階の頃から、無文銀銭・無文銅銭などや富本銭が用いられたことは確実なことであり、天武十二年（六八三）以前は地金状態の銀が重さに応じて使われたようである。和同開珎の銭文に関しては、興味深い諸説がみられるが、『詩緯』の「天下和同し、天瑞は降り、地符は升る」や、『淮南子』の「万物和同するは徳なり」、さらに『文選』班固「東都賦」などをベースにして飜案されたものという。当初銀銭が、間を置かず銅銭が発行されたが、銀銭は使用の制限から廃止へと向かい、その後は律令国家の銅銭推進策が押し進められた。

支払手段や交換手段として貨幣が登場すれば、古代の地域社会が早くも便利な貨幣経済へと進化したように考える人が多いが、それは誤りである。各地の出土例自体が流通の実態よりマジカルな側面を物語りつつある。近年の研究を瞥見すれば、それらは穢れ的な要素、富の象徴、敷地・建物・生死の境界性など多様であり、大地との境の一環として、地鎮・鎮壇・宅鎮・井戸・胞衣壺などへの埋納や納入が行われたと理解されている（栄原一九九八）。富本銭もいわゆる「厭勝銭」の側面が強く、呪的能力の形象化されたものとの認識がある。当時はまだ物品や労働力そのものの方が実効性があった社会であり、金属貨幣の流通は想像するほど円滑ではなかった。米や布は貨幣と交換レートが成立するものであり、穀（もみごめ）六升と米三升（一升は現在の約四割）と銅銭一文が等価となっていたし、麻布一常（三・六㍍）は、納税基準としては成年男子が一日働く労働賃金に相当するが、銭では五文と等価値という。法定価値をこのように定めることによって、律令官人たちも報酬が現物支給だけではなく、貨幣も消極的ながら加わり、都市経済の変革が進んでいった。

貨幣を本格的に導入しようとした律令政府の目論み、とりわけ和同開珎の発行は、藤原京を廃して平城京への遷都を意識に入れたものであった。和同四年（七一一）の蓄銭叙位の法は、その名称とは裏腹に最低五〇〇枚（五貫）の銭の差し出しで位階を授けられる仕組みであり、個人による大量の退蔵銭を防ぎ、貨幣流通を少しでも促進させる施策であった。

このように、貨幣が誕生した古代社会は、物品貨幣との併存を余儀なくされ、広い市場に流通する状況ではなかったのである。したがって、東神戸地方の一角であるこの地域での古代貨幣のありかたは、津知や寺田などの遺跡出土例が示すがごとく、建物建設に伴う地鎮や祭祀的なものが多く、それらが公的施設に限られる点に大きな特徴があるといえよう。

古代の水田可耕地と土地割

飛鳥・奈良時代の水田は魚崎中町遺跡（第三次調査）第二遺構面の一七筆分でも発掘されており、後背湿地を中心に開田されてきた水田域が奈良時代前後には浜堤上にも展開していたことは、土地開発の新しい動きである。こうした状況は、海浜部のみならず、海岸平野一帯での可耕地の増大となって現れており、面的な水田開発が河川が形成した扇状地の末端付近では促進されたものと思われる。しかし、扇状地の発達した扇央付近での高みでは、まだ奈良時代では水田経営に好適な土地にさほど恵まれておらず、八世紀に属する水田遺構の検出例は寡聞にして知らない。

古代の土地割、条里制の問題は、第二章において詳しく述べるが、津知遺跡（第一七地点）では、第二遺構面において平安時代の坪界を推定し得る道状の側溝交差部が検出されている。限られた調査区内の道幅は一、二㍍前後を測り、東西・南北の方向に意識的な設定がみられる（図－82）。年代の上限は一〇世紀、下限は一二世紀頃である。当地方の条里方位とも概ね合致し、条里を意識においた土地割を示す遺構とも考えられる。

このすぐ北側の土地でも開発に伴う発掘調査が行われたが、そこではこの地割に則した四間×五間の掘立柱建物（一一世紀前後）がみつかっており、北方位とはずれる形で古代後半期の建物配置や土地区分が進んだことが理解される。それは現行の道路や町並みにもほぼ踏襲されているようである（写真－48）。

芦屋廃寺の出現と菟原郡

古代における地域の中枢には、寺院が建立された。寺院は仏教普及の中心的役割を果たした仏教施設であるとともに、地域の政治支配の一部を担った建物としても機能した。最もさかのぼる飛鳥時代（七世紀前半）の寺院跡は全国では畿内に集中し、せいぜい六〇カ所を数えるにすぎない。しかし、七世紀後半の白鳳期に建立された寺院はおそらく七〇〇カ寺を超えるものと思われ、宮城県の陸奥伏見廃寺を北限とし、南は熊本県の興善寺まで、全国各地に広く分布している。こうした造寺の拡大背景には、建立者の身分的範囲の拡張も唱えられており、推古朝段階では「諸臣連等」を対象にしたのに比べ、孝徳朝期には

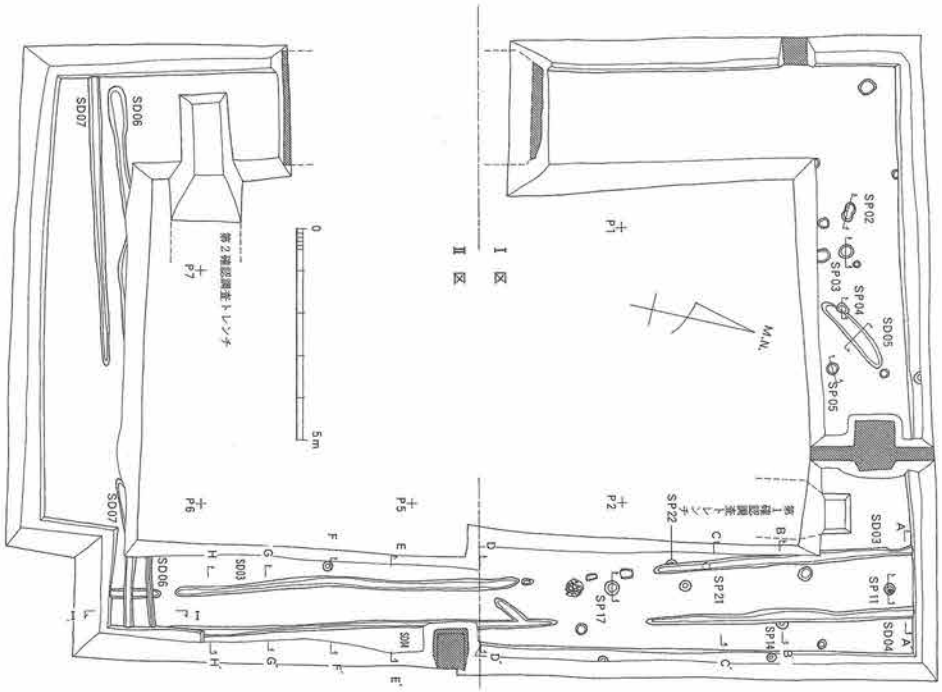

図－82　津知遺跡出土の道路状遺構〔同遺跡第17地点〕
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第34集、1999年から）

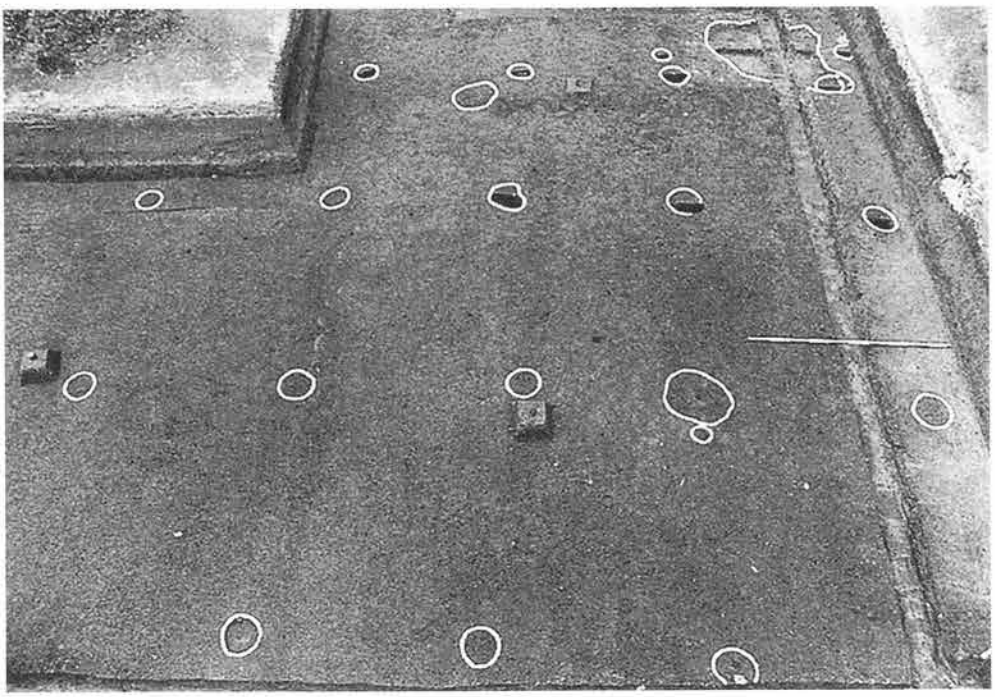

写真－48　現行道路に沿ってみつかった平安時代の掘立柱建物跡〔津知遺跡第157地点〕
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第49集、2005年から）

「国造・伴造」までのランクに造営氏族が広がった反映とされる（三舟二〇〇〇）。

しかし、白鳳寺院の実数をみれば、大和・河内・和泉・山城や播磨に比し、摂津はいたって少なく、さらに西摂地方は一郡一カ寺といった割合でしか、その存在を確かめることはできない。古代寺院の分布は、畿内に限っても地域的な不均衡が目立つ点は否めず、とくに本庄地域を含む古代菟原郡は寺院が営まれた形跡に乏しい。その中にあって、芦屋川扇状地の勾配が変化して急になる阪急電鉄神戸線の北側一帯では、今から百年近くも前に白鳳期の瓦が採取されており、明治時代から寺院跡の存在が予測され、「芦屋廃寺跡」と呼ばれて久しい。標高三〇～三四㍍の傾斜地であり、芦屋川畔から西方へ僅か三〇〇㍍の所が伽藍中枢と考えられている。背後に六甲山地の前山山塊を負い、前面に海へと連なる沖積平野を見渡せる高燥な地が選ばれたものであり、立地条件はよく考えられたものだと思う。

行基開創との伝承のみられる古い寺院が旧芦屋村にあったと伝えられてきたが、一方では旧菟原郡内にあった法隆寺領にも関心がもたれた。すなわち、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（大日本古文書巻之二）に、「摂津国菟原郡参拾壱町陸段弐佰捌拾捌歩」という記載がみられ、寺領の存在が衆目を引いたからである。古代の寺との関係は定かでないけれど、元禄五年（一六九二）の『寺社御改委細帳』には、「塩通山法恩寺」とみえ、嘉吉二年（一四四二）に兵火のため焼亡、その跡地に薬師堂を建立したとある。それは、『摂津志』『摂津名所図会』などの地誌類にも伝承的に取り上げられている。

その後、多くの研究者が断片的な調査を繰り返すが、塔心礎と推定される不整五角形を呈する加工痕をとどめる自然石の存在や多くの軒瓦の出土は、幻の芦屋廃寺の実在を決定的なものとした。

長期間続けられてきた発掘調査と伽藍域の推定

芦屋廃寺に関する発掘調査は、芦屋市教育委員会による一九六七年のマンション建設に伴う事前調査を皮切りに開始され（村川一九七〇）、とくに一九八五年頃からは開発の激化に伴って恒常化した。蓄積された調査成果は大きいもので、奈良時代の溝（A地点）、平安時代前期の掘立柱建物（W地点）、鎌倉時代の再建期の礎石建物（B地点）などの他、第六二地点の発掘では推定金堂基壇跡が検出されるとともに、多数の塼や新型式の屋瓦が出土して注目を浴びた（芦屋市教委一九九九）。

この他、古代に属する軒平瓦が四三・四七・五五・七一・七三・七四・七五地点などで出土しており、寺域中枢は着実に絞

られつつある。とくにB地点と六二地点の発掘成果は大きく、この二地点を含む東西一二〇㍍ほどが金堂や塔が建っていた主要伽藍域とみて誤りあるまい（写真－49左）。瓦溜まりの古代瓦の出土量の突出がそれを裏付けている（写真－49右）。

また、その北方至近地にある第七五地点では、供養に関わった土器類が大量に包蔵されており、聖武朝期までの油痕をもつ土師器皿・坏、墨書土器に加え、「寺」字刻印をもつ鉄鉢形須恵器が数点出土し、注目された（図－83）。生産地にあって、寺に供給すべき専用土器がおそらく行き先まで考えられて製作されたことが想像でき、当時の生産と流通を考える上に貴重な手懸かりが得られたといえる。八世紀の前半、安定期に入った律令体制が既に崩壊の兆しをうかがわせているようにも思える。

芦屋廃寺は、菟原郡唯一の古代白鳳期建立の寺院であり、郡を代表する寺であったに違いない。この点、「菟原寺」など郡名を冠する寺院であった可能性も高く、今後の実態解明が待たれる。創建時期を示す軒瓦は法隆寺式に属するもので、八弁複弁蓮華文軒丸瓦と忍冬唐草文軒平瓦がセットをなし、最近では特異な高句麗系の軒丸瓦も出土し、渡来氏族とも考えられる造営者の系譜が注目されている（図－84）。

なお、芦屋廃寺のその後の帰趨については、不明な点が多いが、平安時代後期の頃までにいったん焼亡し、鎌倉時代の初めには中世の寺院として再興され、法灯を絶やさず存続したことが、礎石建物の広がりや軒瓦類の継続から知られる。階段状の傾斜地形に山寺風の仏堂と付属建

写真－49左　芦屋廃寺址中枢部の土壇状高まりと遺構群（推定金堂基壇跡）
写真－49右　同・瓦溜まりの出土状態（62地点）
（兵庫県教育委員会『震災から10周年　発信する地域文化――県立考古博物館（仮称）先行ソフト事業地域文化財展』2005年から）

物少数が建立されていた程度のイメージであるが、断続的ながら室町時代や江戸時代にも何らかの形で受け継がれたようである。昭和十一年（一九三六）に上田三平が若干の調査を実施した薬師堂跡の遺構は、江戸時代の地誌にもみえるものであり、古代から続いてきた芦屋廃寺とは無関係であるものの、寺域の伝承をなにがしか伝える物証といえよう。

古代の菟原郡の広がりはどうなっていたのか

本庄地域が古代に属していた摂津国菟原郡は、神戸市・芦屋市・西宮市といった現行の行政区画をはるかに超越した存在で

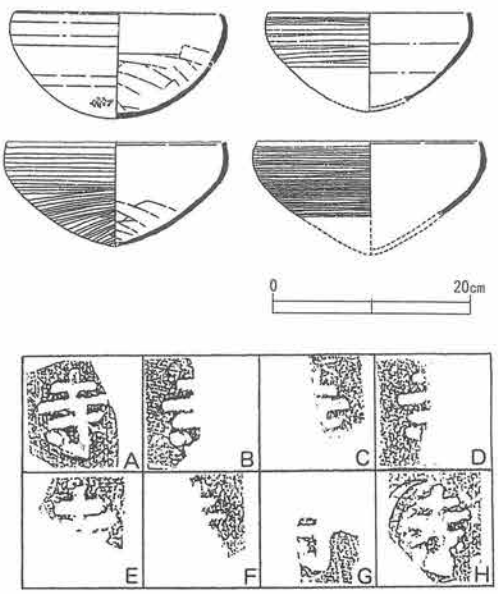

図－83　「寺」字刻印を有する鉄鉢形須恵器
（『公開展示説明会資料　「寺」字刻印土器と芦屋廃寺跡 ── 第75地点発掘調査の成果から ──』芦屋市教育委員会　2001年から）

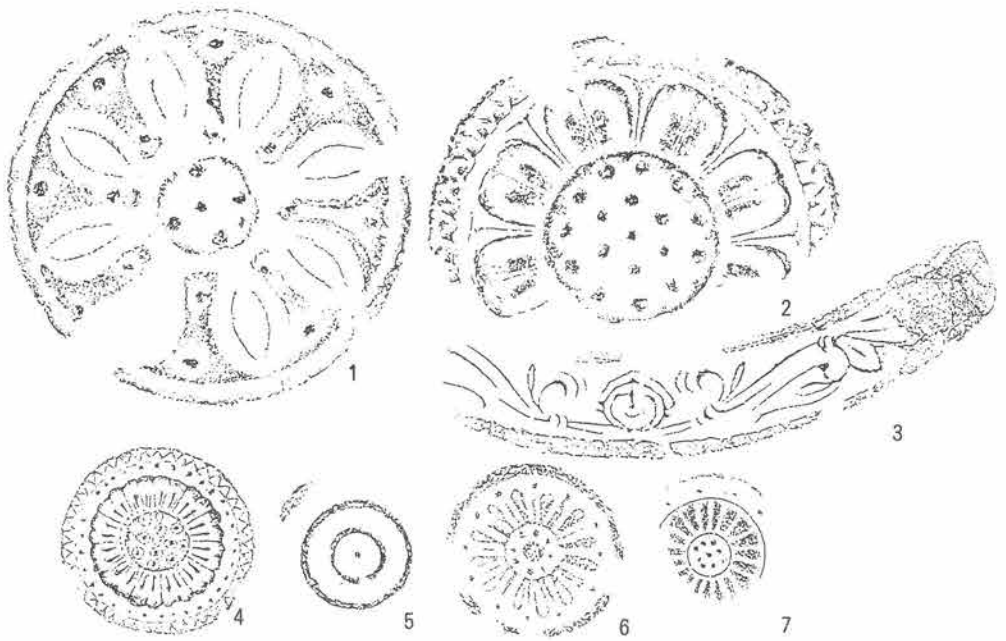

図－84　芦屋廃寺跡（第62地点）発掘調査出土軒瓦拓影〔一部、1～3は縮尺任意、4～7は縮尺1～3の1／2に統一〕
（寒川　旭・森岡秀人・竹村忠洋「芦屋廃寺跡建物基壇と関わる地震痕跡」『日本考古学』第12号　日本考古学協会　2001年から）

あった。これまでの叙述において、この菟原郡の地理的領域についてはあまり触れてこなかった。その点を少し整理しておくと、西摂津地方での位置関係は、東に武庫郡、西に雄伴郡（のちに八部郡）があり、北は六甲山地を越えて有馬郡と接している。平野部は海と山が迫り、東西に長く狭隘であり、その大部分が天井川をなす中小河川の扇状地地形から成り立っているため、けっして生産力に恵まれているとは言えない。

さて、菟原郡に関する初見史料は、『行基年譜』に見える天平二年（七三〇）の記事であろう。『住吉大社神代記』翌天平三年（七三一）条には、「元名雄伴国」とみえ、八世紀初頭前後の新設郡ないしは雄伴郡からの分割郡であることをにおわせる。その正確な郡域や建郡の状況については不明な点が多いが、通説では東は西宮市西端の夙川付近、西は神戸市の旧生田川あたりを郡界としたようである。しかし、延長五年（九二七）の『延喜式神名帳』の記載には、大国主西神社と呼ばれた西宮神社が菟原郡の項に掲げられており、夙川よりかなり東の地域を郡域に含むことになる。ただ、式内大国主西神社の本来の社地を芦屋市春日町に所在する打出天神社とする見解もみられる（田岡一九六二）。また、かつての夙川の旧河道が現西宮神社より東側を流れていたと主張する解釈もみられ、いずれも固定的でない点がこうした郡境問題を曖昧なものとしている。

同様に、菟原・八部の郡界に関しても、『延喜式神名帳』の「八部」の項に「敏売神社」がみえ、これが神戸市灘区岩屋に所在する現敏馬神社と考えれば、両郡の境は旧生田川よりかなり東方に位置することが予想される。しかし、一方で郡管になる宇治郷は天平十九年（七四七）段階に二郡に分属していたとみられ、「菟原郡宇治郷」「雄伴郡宇治郷」がみえる（『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』）。再度山に源流を発する宇治川自体が両郡の郡界とみる意見はこれに基づく。天平十三年（七四一）の『行基年譜』には、「大輪田船息在摂津国菟原郡宇治」とみえており、郡境を古湊川にもってくる落合重信説からみても（落合一九八九）、郡名改称に伴って郡の境が大きく西から東へ変動したことは考えられてよいだろう。落合説では、敏馬崎付近を八部郡条里の一条としていることも大きな根拠となっている。近年、森内秀造はより古期の「古湊川」の流路の存在を想定し、「天平の頃は兵庫港よりも西の平野部を貫流していた可能性」を説き、菟原郡の西限をかなり西の古湊川にもってくる考えをあらわしている（森内一九九三）。

この他、先に説明した古代山陽道の復元研究から郡域を考証する歴史地理分野からの発言もあり、菟原郡内通過時は東端か

ら西端までほぼ一直線であったとの想定から、森具村から西郷川に至るまでが郡域とみられている（足利一九九二）。一方、吉本説では、菟原・八部の郡界を西郷川の西約六町の「西灘・葺合界」に求めている（吉本一九八一）。条里先行説に立てば、郡界は地割に基礎をもつことが予想され、きわめて幾何学的、直線的境界であったことも考えられてよい。すなわち、菟原郡条里と武庫郡条里の境の検証が郡界線を見定める上に鍵を握ることになるだろう。

古代にあっては、本庄地域の地域社会をこうした郡域全体の動きを射程に入れてつねづね考えてみる必要がある。

菟原郡の政治の中心地―役所は一体どこに存在したのか

郡を治めた拠点は、郡の役所（郡衙）である。郡衙は在地役人のトップである郡司が駐留した公的施設（庁舎）であり、そこで郡司は、管内の行政をつかさどり、郡内を取り締まる。地方官人である郡司は、大領・少領・主政・主帳から成る四等官制がしかれ、任期は終身官を原則とし、その任用には国司の推薦によることも多かった。

菟原郡の場合、管轄里（郷）数八～一一の「中郡」の規模であるため、その任用数は大領一名、少領一名、主政一名、主帳一名の構成であったとみられる。大領・少領は郡領層とも呼ばれ、いわゆる長官・次官の地位にあり、任官時に外八位が与えられた有位者である。

それでは、彼らが政務に着いた菟原郡の郡衙はいったいどこにあったのだろうか。僅かな手懸かりを追いながら、次にそれを考えてみよう。

まず、地名に注目すると、神戸市東灘区御影町の現町域に旧郡家村があり、その周辺に存在することは古くから認識にのぼっていたが（吉井一九七一）、東に隣接する住吉町の字「室之内」の地名に注目し、摂津国雄伴郡の「室ノ内」、播磨国加古郡の「古大内（フロノウチ）」とともに、有力な郡家所在地と考えたのは落合重信であった（落合一九七七・八九）。そして、この地域での本格的な発掘調査は神戸市教育委員会（当時）の喜谷美宣によって始められ、「大蔵地区」ではその兆候を示すかのように建物跡がみつかっている。その後、同市教育委員会による継続的な事前調査により次々と古代の遺構・遺物が現れてきたため、菟原郡の郡家所在地は既に定まった観も強く、この二十数年、ことさら論議されないまま時間が経過してきた。

ところが、最近になってその所在地を示唆する有力な物的資料が芦屋市三条南町の寺田遺跡からみつかったのである。この遺跡の第九〇地点の発掘現場から、郡領を指す「大領」「少領」

の墨書土器がいっしょに出土し（写真－50）、いきおい寺田遺跡菟原郡衙説が浮上することも自然の成り行きであった（森岡二〇〇一・二〇〇二）。駿河国藤枝市御子ヶ谷遺跡（八世紀）からは、「大領」「少領」の墨書土器に加え、書記の仕事にあたった「主帳」の墨書土器が出土したような例がみられるが（黒崎一九八九）、菟原郡の郡司の存在を暗示する資料が郡域ではより東方の芦屋市域でみつかった意義は大きい。該当場所のすぐ西側からは目隠し塀を伴う官営的な倉庫群（図－85）も発掘されており（第一地点）、今後、郡衙中枢の建物群がみつかる可能性を秘めている。周辺一帯では、八世紀代の遺物の出土も顕著であり、初期の郡衙の候補地としては有力視できるだろう。

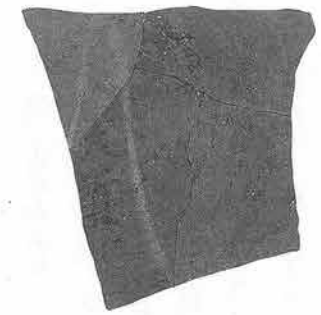

墨書土器「大領」　寺田遺跡

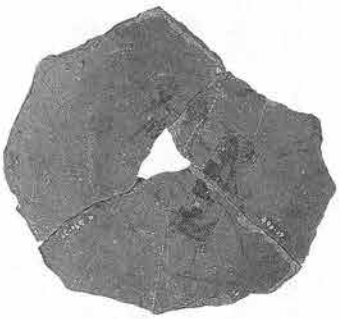

墨書土器「少領」　寺田遺跡

写真－50　郡司層の往来を示唆する墨書土器（兵庫県立歴史博物館『古代兵庫への旅－奈良・平安の寺院と役所－』二〇〇二年から）

図－85　寺田遺跡（第１地点）における古代建物群
（〔財〕古代学協会『芦屋市寺田遺跡発掘調査報告書』1985年から）

ついに見つかった古代の火葬墓

こうした地域社会のリーダーとなって活躍した人々の奥津城（おくつき）（墓所）は、古墳が消滅して以降、いったいどこに営まれたのであろうか。それは長い間大きな謎であった。芦屋廃寺の近辺や月若遺跡では、七～八世紀頃の土器を棺とした墓が若干数みつかっているが、その立地は遠く離れた場所ではなく、まさに当時の生活圏の中である。特別な意図でもって葬地が選ばれたようすはなく、律令官人の墓地とは思えない。彼らが埋葬された土地はもっと別の場所にあり、グレードももう少し高かったのではないか。そんな思いが強かった。

そうした予想に応えるかのように出現したのが藤ヶ谷古墓（芦屋市山手町）である。この遺跡は芦屋神社境内一帯を含む弥生遺跡で、近くに古墳群が存在した関係で、須恵器なども散布したが、奈良時代の遺構が出土することは誰もが考えなかった地域である。芦屋市東部を流下する宮川の西側に位置する芦屋台地は、市街地を望む高台であるが、中位～高位段丘相当の古期扇状地面であり、藤ヶ谷遺跡はその突端部の上に乗る。古代の景観に引き戻して考えてみると、そこは有望なランドマークとして機能したとみることもでき、標高八〇㍍を測る地点に独立した古代の葬地が展開することも納得できよう。

検出された遺構は、古墓二基、火葬灰や炭化物を埋め納めた土坑四基、遺物のない土坑八基、溝一条を数える構成であるが、発掘現場は住宅建設地であり、東西や南に広がることが予測される舌状の緩斜面地である。これらの遺構群は一見して無秩序であるが、被葬者を荼毘（だび）に付した火葬場、火葬から納骨に至る葬儀の場所、須恵器短頸壺を蔵骨器として納骨した墓などが有機的にセットをなし、一連の埋葬行為が連続して行われた場として認識できる点がきわめて特異であるとともに、貴重である（図－86）。遺体を火葬する施設は円弧状の溝で区画され、火を焚くことによって生じた炭や灰、焼土は穴を掘って遺棄されたようだ。溝周辺の地山面は被熱し、赤く焼け締まっている。

古墓一は、長軸一五〇㌢、短軸九〇㌢の楕円形を呈する土坑で、底には拳大の礫を敷き、埋土からは土師器片と平瓦片が出土した。古墓二は長軸一一〇㌢、短軸七〇㌢以上の楕円形で、基底にはやはり拳程度の礫を敷いている。埋土には炭化物が混ざり、土師器片や平瓦片とともに、須恵器の納骨器が出土した。土器の年代から、これら構造的な形態をかろうじて残した墓が築造された時期は、八世紀前半の所産と推定され、その造営が霊亀～神亀年間（七一五～七二九）との係わりをみせている（図－87）。

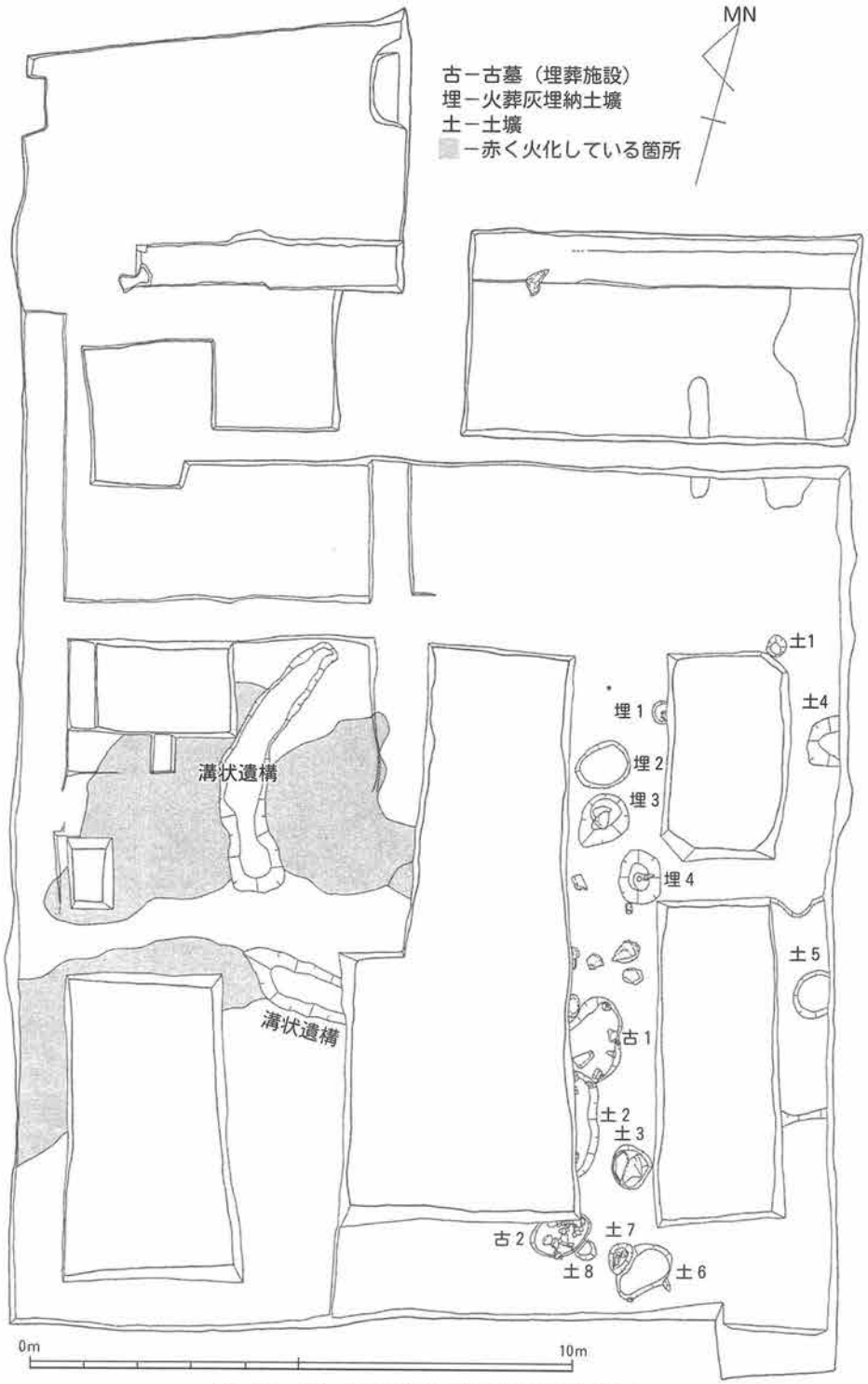

図－86　藤ヶ谷遺跡火葬墓群の遺構配置図
（芦屋市教育委員会『摂津・藤ヶ谷古墓――藤ヶ谷遺跡第５地点・古代火葬墓の調査――』2002年から）

これらの墳墓が、古墳とは造営方式を大幅に異にする官人層のものであることは容易に推測され、その葬地の広がりからは単独墓ではなく、集団墓の様相を呈している。八世紀前半ごろにその社会的位置を急激に上昇させた郡司層とその一族の墓地とみて大過なく、集落域や官衙域とは隔絶する場を聖地的な墓所として意識的に選んだようである。墓の構築材に芦屋廃寺所用瓦が転用されている点は、消極的ながらこの地域の最有力者との関係を物語っていよう。

阪神地方の古墓とその性格

八世紀から一二世紀にかけての古代を中心とする墳墓は、畿内全体で八〇〇基を超える事例があるだろう。火葬墓はその中にあって外来的な異色なものであり、奈良時代に入って導入された。そして、律令国家の厳しい規制の下に営まれたごく限られた階層のひとびとの墓であった。身分高貴な墓の主であったにせよ、墓域には強度の限定が加えられ、定められた土地以外の占有を禁ずる詔が出されている（『続日本紀』慶雲三年＝七〇六＝三月十四日条）。

また、「養老喪葬令」の規定では、三位以上の位階者、

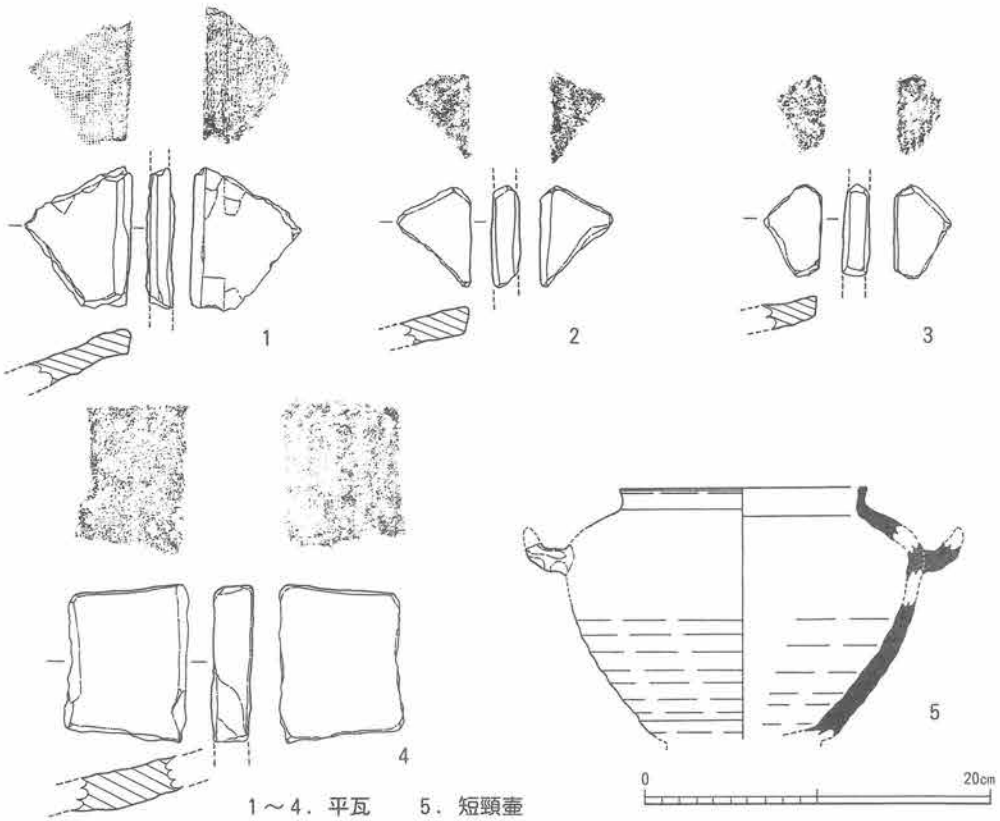

1～4．平瓦　5．短頸壷

図－87　藤ヶ谷古墓遺物実測図
（芦屋市教育委員会『摂津・藤ヶ谷古墓』2002年から）

分かれた氏の始祖、各氏上は造墓を許され、それ以外の造墓の禁止が国家により厳格にうたわれている。火葬が単に風習として一斉に野放しに受容されたものでないことがわかる。藤ヶ谷古墓もこうした歴史性を反映しての営みであったろう。

ところで、いま一つの特徴として、火葬墓には大きな地域偏差を伴っている。大阪二四六例、奈良一四〇例以上に対し、兵庫は僅か九例と少ない（海邊一九九九）。阪神地方で著名なものと言えば、末永雅雄が昭和七年（一九三二）に調査を行った宝塚市の北米谷古墓があり、金銅製蔵骨器を収めた石櫃が出土したことで知られている。周辺の長尾山系では、唐式の銅鏡や皇朝銭がまとまってみつかった場所が点々としてあり、古墓がほかにも営まれていた公算は大きい。石帯の出ている芦屋市四ッ塚も今となっては想像の域を出るものではないが、平安時代の古墓の存在を示唆するものであろう。

古代の火葬墓は、神戸市の東灘区から長田区にかけての表六甲南麓部では、今のところない。本庄に最も近い実例は、神戸市灘区滝の奥遺跡の火葬墓一〇数基であるが、これらは室町時代に下降するもので、中世の墓である。土坑墓や木棺墓については、神戸市東灘区本山遺跡〈平安時代の木棺墓〉、郡家遺跡〈一二世紀の土坑墓〉、灘区の岩屋北町遺跡〈鎌倉時代の土坑墓〉、中央区の吾妻遺跡〈平安時代前～中期の木棺墓〉、長田区長田神社境内遺跡〈一二世紀前半の木棺墓〉などが散見されるが（図―88）、多くは一二世紀以降のものであり（口野一九九七）、奈良時代の事例とは大きく時期を異にしている。また、一般集落の中に埋没したありかたを示していることも大きく違っている点である。

本庄地域周辺の古代景観の復元と描かれる地域像

発掘調査の進展によって、これまで予想もしていない場所から建物跡や特殊な遺物がみつかり、点から線へ、線から面へと遺構の分布が把握されてくると、集落遺跡はやがて古代当時のこの地域の村落景観へと立体視できる像を結び始める。まだ、その片鱗さえ定かでない現状であると考えるが、ここで、これまで本庄地域としてやや詳細に扱った古代の遺跡をひとまず総括しつつ、いま少し周辺遺跡の概要をも加味して、奈良・平安時代のひとびとのまちづくりのようすや律令期前後の地域構造を有機的に復元してみよう。

まず、大方の関心の一つであるおよそ一二〇〇前ごろの菟原郡の人口はいったいどのくらいあったのであろうか。その規模を推定することは、本庄地域に住み着いた古代のひとびとの数のおよそを知ることにもつながる。

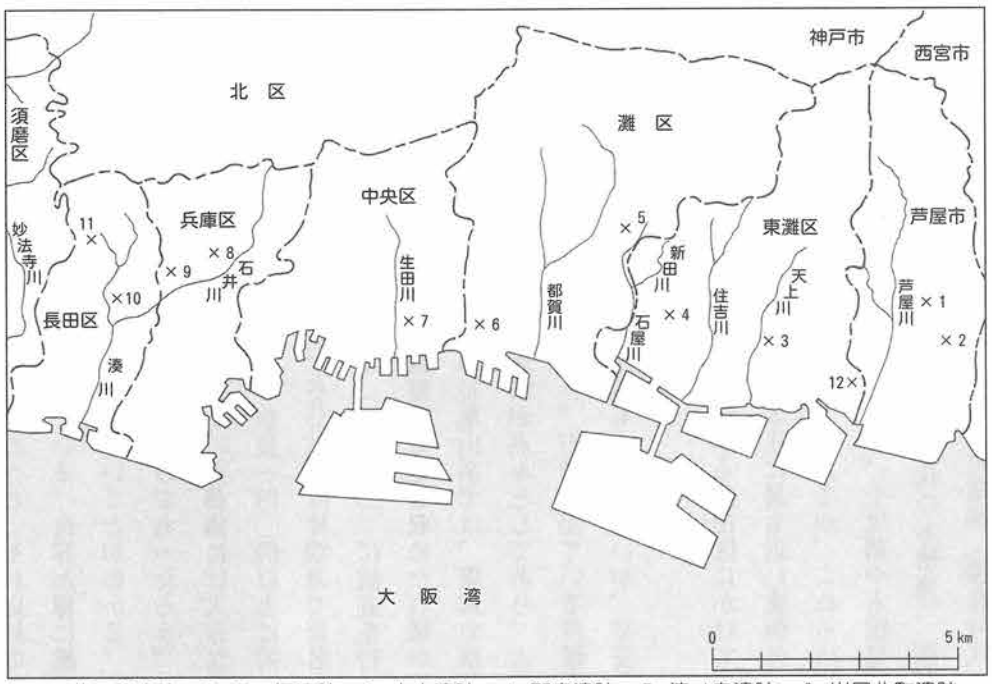

1 藤ヶ谷遺跡　2 四ツ塚遺跡　3 本山遺跡　4 郡家遺跡　5 滝ノ奥遺跡　6 岩屋北町遺跡
7 吾妻遺跡　8 清水経塚　9 二本松古墳経塚　10 長田神社境内遺跡　11 池田経塚
12 深江北町遺跡

図－88　六甲南麓地域　古代～中世火葬墓・経塚など分布図〔口野1997、森岡2002　他参照〕
（芦屋市教育委員会『摂津・藤ヶ谷古墓――藤ヶ谷遺跡第5地点・古代火葬墓の調査――』2002年から）

当時の記録には、「凡そ戸は五十戸を以て里と為せ」という『養老令』にみえる有名な一文があり、一定戸数により「里」なる単位を編成していた。編戸と呼ばれる人為区分であり、それは景観としての自然集落とは自ずと本質を異にするものであった。戸政を行うための行政上の単位であり、物的資料に基礎を置く遺跡学としての検証もままならない。『正倉院文書』など八世紀段階の戸籍を覗いてみれば、戸口は一〇〇人を超える特別に大きい事例も存在するが、平均二〇～三〇人とされ、五十戸編成ともなれば、里の構成員は平均一〇〇〇人の計算になる。

こうした手続きにしたがって、里（七一七年以降は「郷」）という行政単位のおよその人口を一〇〇〇人弱ぐらいとみる見解は少なくないし（黒崎一九八九）、一郷の人口を一二〇〇人前後と見積もる意見も存在する（松村一九九八）。郷（里）人口の史料の二、三を示せば、美濃の八八九人、下総の一一九一人などの実例があって一様ではなく、一〇〇〇人から一五〇〇人の間が標準的な数値とみておきたい（青木・弥永一九六五）。ちなみに、かなり後世の史料となるが、保安元年（一一二〇）の『摂津国大計帳』を基にした試算では、菟原・八部で一戸あたりの構成は三七人強とさ

れる（落合一九八九）。

さて、『和名抄』からの推量では、摂津西部五郡で郷数三五が想定される。大雑把な単純計算になるが、猪名川以西の地域で約三万五〇〇〇人程の人口を念頭に置くことは許されるだろう。八郷を擁する菟原郡については、およそ八〇〇〇人ぐらいのひとびとが互いに郷心の大小を形成しつつ、多くの集落の集散形態をなして生活を営んだものと思われる。東灘区周辺に焦点を当てれば、御影界隈が「覚美郷」、本山地域の西部から住吉一帯は「住吉郷」、魚崎地域は「佐才郷」、この本庄地域を含み、さらに本山東部域や芦屋市域とも深く関わるのが「葦屋郷」、このように郡内のおよそ半数の郷里が分布するので、日常、少なく見積もっても三〇〇〇人程のひとびとが活動していたことになろう。

これまでみてきたように、菟原郡の政治・経済の重心はその範囲の東部にあり、わが本庄の古代の地域はその一角に含まれていたと考えられる。公的施設も当然集中したわけで、住人外のひとびとの往来や律令官人の定住も考慮して、仮にこの地域に五〇〇〇人近くの人が住んでいたと考えると、狭義の本庄でさえおそらく一五〇〇～二〇〇〇人が日常生活を営んでいたとみてよい。古代の地域社会として一定の賑わいがあったのであり、その中には地方官人の往き来や山陽道という官道（当時の国道）を頻繁に通過する特産物や物資、行き交う大勢のひとびとの存在があった。租税の運搬、行軍による軍隊の移動、命令の伝達、赴任先への移動など、律令国家の中央政府が地方支配をスムーズに進めるために交通路と郡の中枢施設が果たした役割も大きい。情報もこの回路に乗って早いスピードで伝わったのである。

本庄という地域は、日常においてそうした中央往還の幹線とも関与できる場所の一つであった。その決定的な史料が隣接する芦屋の三条九ノ坪遺跡で出土した日本で二番目に古いとされる壬子年（六五二年）の干支年銘木簡であろう（写真－51）。小流路から出土したものだが、七世紀中ごろの須恵器と共伴しており、帰属年代を保証する。近年、これより四年古い戊申年

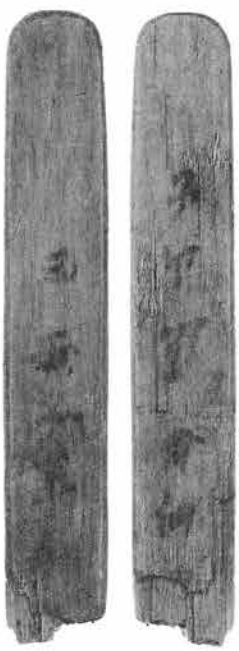

写真－51　芦屋市三条九ノ坪遺跡出土の日本で二番目に古い紀年木簡
（兵庫県教育委員会『三条九ノ坪遺跡』一九九七年から）

（六四八年）銘の木簡が大阪市難波宮北西部より確認されており、三条九ノ坪遺跡の木簡も孝徳朝期の難波長柄豊碕宮遷都の年代と関係するため、中央宮都と直結する飛鳥時代のきわめて貴重な出土文字資料といえよう。

この木簡は、上端に丸みをもたせた面取り整形を施した特異な形態で、表「三壬子年□(手)」と裏「子卯丑□向」の判読が可能である。大宝元年（七〇一）以降は、元号が使用され始めるので、干支表記はなくなる。比較的古い長野県更埴市屋代遺跡出土の「乙丑年」（六六五）を一三年遡るものである。

きわめて粗雑なまとめの話をさらに続けよう。古代摂津国菟原郡の政治的経済的さらに社会的な中枢地域が神戸市東灘区の東部から芦屋市西部にかけての芦屋川右岸域の地域にあったことはほぼ疑うことができないであろう。頻繁に実施されてきたこれまでの埋蔵文化財調査と考古学研究で、本庄地域を含み込むこの地域において、多くの公的施設の存在が予知されるようになった（図－89）。郡衙・寺院・駅家の三つの施設が集中する可能性を考えた場合、その重心の求心性が高まりをみせ始めるのは七世紀中ごろからであるが、これまでの叙述を通して、その前史段階に既に助走的な動きがこの地域に巻き起こっている点は、多くの読者が気がついていることと思われる。

三世紀の末から神戸平野には有数の前期古墳が築造されるが、その要の地域はおよそ古代の菟原郡の領域である。その動きは西から東に向かい、数基の大型古墳が他地域に比べ卓越した中国鏡を保有する。それは取りも直さず畿内政権との強い結び付きを示している。そして、竪穴建物に竈を造り付ける技術の先進性は早くも四世紀のうちに認められ、以後この地域は渡来系要素の文物を積極的に導入する。五世紀段階には、この地域の東部で金津山古墳や打出小槌古墳が造られ、周辺地域では確認できない前方後円墳の順調発展が認められる。いわゆる雄略朝期に西摂最大の地域勢力が存在したことがうかがえるのである。

五世紀末前後のこの動きには、凡河内氏の領域拡張氏族としての躍進を投影させることができる。中でも、雄略紀九年二月条に海路の守護神「胸方神」の祭祀のため九州方面へ派遣されたことがみえる「凡河内直香賜」は、伝統的に海上交通と対外関係にたずさわる氏族とみられており（加藤一九八〇・一九九一）、海岸部に位置して前方部を海に向ける打出小槌古墳の被葬者との想定もなされている（森岡二〇〇二）。

次いで六世紀に入れば、初期群集墳がさまざまな形態をなして出現する。神戸市東灘区から芦屋市にかけての地域であり、七世紀へと連なる群集墳の稠密な分布地域は六甲南麓でもこの

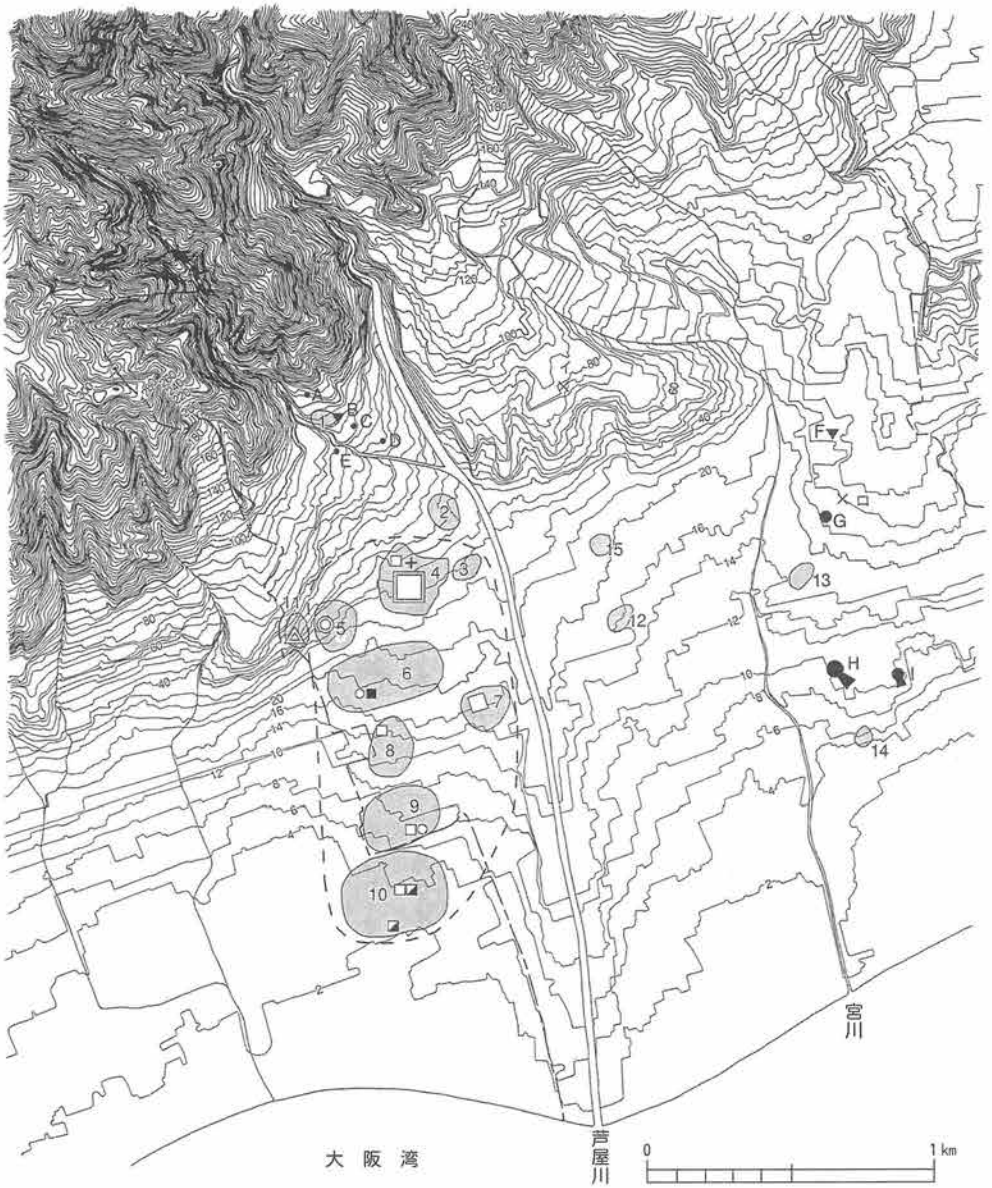

図－89　本庄～芦屋周辺古代地域像概念図
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第48集、2003年から）

地域に偏りをみせる。城山・三条古墳群など石室構造や副葬品に渡来系の要素が濃厚に現れており、八世紀へと繋がる渡来系氏族の本貫地がこの近辺にあったことも想像されてよいだろう。

以上にわたる連綿とした政治情勢と蓄積された勢威を受けて、七世紀後半に誘致されたのがほかでもない芦屋廃寺の建設であった。創建段階から渡来的色彩の漂う屋根瓦をもち、畿内の西端近くに位置するこの古代寺院は、郡内唯一無二の存在であり、近年の発掘成果から、「郡寺」「郡領寺院」「郡衙付属寺院」「郡衙周辺寺院」などと呼称される性格をもつことは確実である。評制施行期の七世紀後半は在地社会が大きく変貌とげる時期といえ、駅家と郡衙の存在も近辺に予測されることから、芦屋川右岸のこの地域が今風に言えば、公共色の強い官庁街的な様相を形成しつつあったことになる。

既述したように、駅家の中枢施設である駅館院の位置や古代山陽道の通過路線（駅路）は諸説乱れてなお確定し得ないけれど、およそ三〇里（一里は五三三㍍）ごとに置かれた駅家は官道沿いの交通至便地域にあっても希少な存在であり、隣国播磨の明石・賀古・高田の三駅同様、郡家と近接して置かれた可能性が説かれ始めたことは重要である。明石駅家―太寺廃寺、賀古駅家―野口廃寺、高田駅家―与井廃寺といった近接白鳳寺院跡とのユニット的な関係から類推すれば、摂津における葦屋駅家―芦屋廃寺の隣接立地は、この地域の求心性をさらに高めることになったであろう。加えて、津へ通ずる南北幹線も想定できるようになり（森岡二〇〇四）、海路と陸路の結節する官衙ブロックとしてのこの地域の発達は、きわめて有機的なひとびとの連鎖を作り出していたと想像される。その一つの証左が識字層の存在を物的に示す須恵器円面硯の出土分布であり（図―90）、やはりこうした芦屋川右岸域の官営施設群とオーバーラップしたありようで広がりをみせている。

さて、駅家には馬一匹に六人前後の駅子がつくとされ、芦屋駅でも七二人前後の交通関係の専門職員の暮らした集落が存在し、周辺には駅起田四町が与えられ、その経営が行われたと考えられる。一六〇〇束ぐらいと想定されるその収穫稲は駅稲と称され、駅家経営の基本財源となった。先にふれた「前田」の字名は「馬屋田」の存在とともに、全国各地でその有力な候補地として注目されている。本郡では当てはまらないが、五〇戸の郷が駅戸として編成された場合の「駅家郷」と呼ばれる郷は、地域全体が駅家を支えていたものだろう。

芦屋廃寺が実際は郡名を有し、「菟原寺」のような郡を代表するような公寺であったなら、その檀越と郡司大領や駅長など

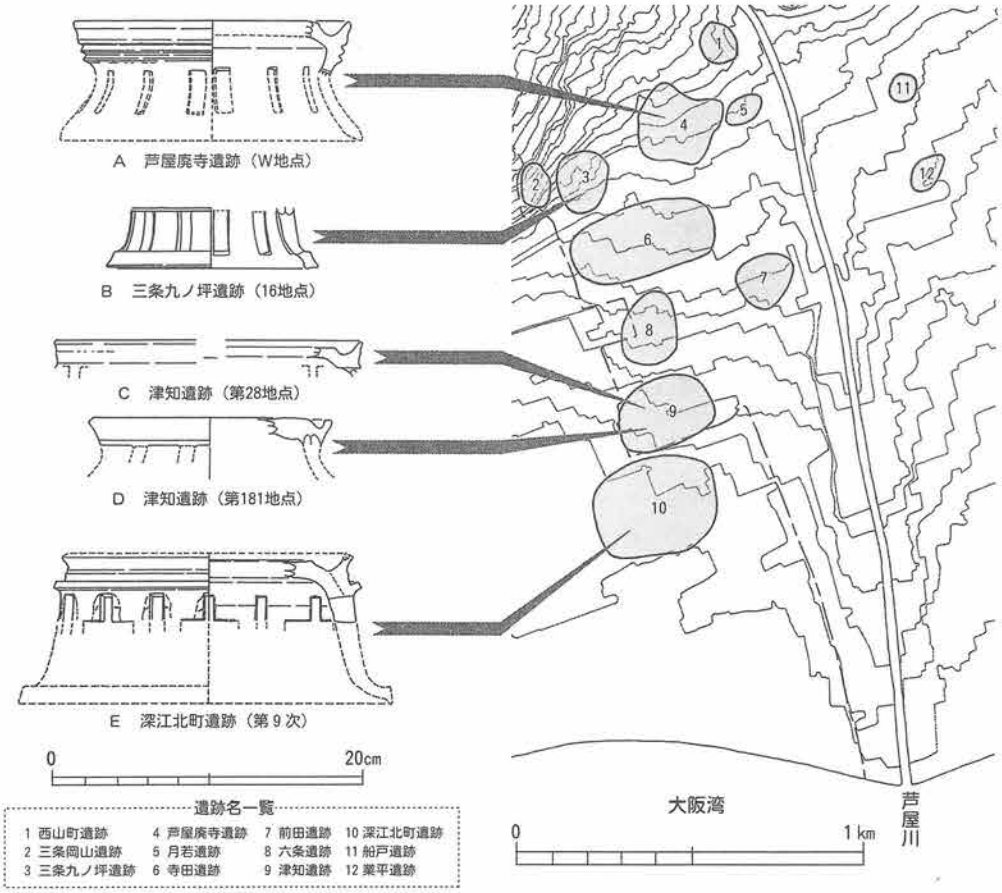

図－90　芦屋川水系の古代遺跡と円面硯の出土分布
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第50集、2004年から）

郡内の有力者層、有力氏族との関係は、同一人物、同一系譜であったことも含めてすこぶる微妙なものと言わねばなるまい。七世紀後半の評制にさかのぼってのこれら三者の共存は考え難いが、少なくとも八世紀に下れば、郡衙周辺寺院（両者が二キロメートル以内に併存）より一層親縁的な配置関係となる郡衙近接寺院（両者が四町内外の近距離に隣接）の位置づけさえ可能といえ、駅家だけをかなり遠方に離して想定するのはやや現実味を欠く。寺院は在地を支配していく者の言わばステイタスシンボルであり、地縁的な共同体組織の結束や祖先信仰の高揚を仏教信仰を通じて強化する場となった。宮都との結び付きを軒先瓦に示す芦屋廃寺の八世紀の様相は、その公的性格を反映したものであり、ごく一部ながらも創建期から始まる同笵瓦が深江北町遺跡や月若遺跡、寺田遺跡、前田遺跡で認められることは、この本庄を含む郷内を中心とする地域から官的施設の緊密なネットワークが何らかの形で進行していたことを想像させる。

図－91　芦屋廃寺の軒瓦　　図－92　室之内廃寺の軒瓦　　図－93　新免廃寺の軒瓦

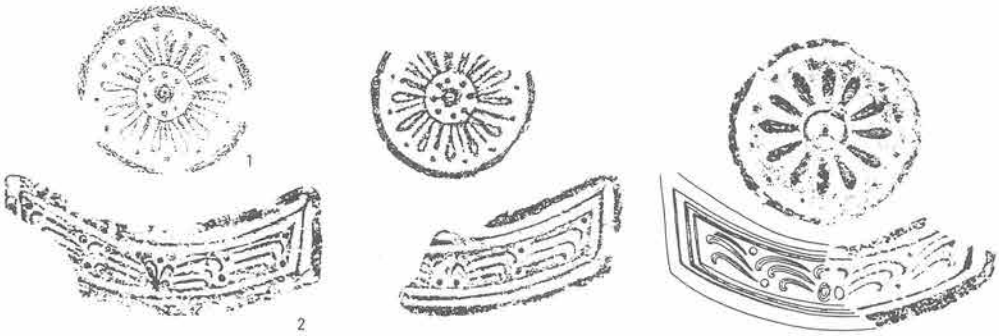

西摂の３寺院に共通する８世紀末葉の剣状花文系軒瓦
（91－１　芦屋市教育委員会1999から、91－２　村川1970から、
92　水口・平田・高瀬1998から、93　藤沢1960から）

遺跡名	所在地	立地	遺構				遺物							
			大型掘立柱建物	塀柵	区画溝	直線道路	屋瓦	緑釉陶器	灰釉陶器	墨書土器	石帯	古代銭貨	円面硯	木簡
津知	芦屋市津知町	扇状地末端	◎	○	○	○	○	○	◎	◎		◎	◎	
寺田	芦屋市三条南町	扇状地末端	◎	◎			△	◎	◎	◎		◎	○	
三条九ノ坪	芦屋市三条町	段丘	△					○	◎	○	○		○	○
芦屋廃寺	芦屋市西山町・三条町	扇状地扇央部	◎				◎	○	◎	○	○		◎	
月若	芦屋市月若町・西芦屋町	扇状地扇央部	○			○		○	○		△		△	
郡家	神戸市東灘区	扇状地上	◎	○			△	◎	◎	◎		○	○	
住吉宮町	神戸市東灘区住吉宮町	扇状地上	○	○	○	◎	△	○	◎	○			○	
深江北町	神戸市東灘区深江北町	海岸砂堆	◎	○			△	○	◎	○	○		○	
日暮	神戸市中央区日暮通１丁目ほか	沖積地	◎	○	○			◎	◎	○		◎	△	

◎ 比較的存在　○ 存在　△ 若干

表－５　摂津国旧菟原郡域における官衙的様相の遺跡一覧

そして、八世紀の末には摂津国全体に広がる複数の寺院ともかなり地方化した軒瓦を共有するようになり、そのネットワークは国レベルのものとなる。右から芦屋廃寺（芦屋市、図－91）・室之内廃寺（神戸市長田区、図－92）・新免廃寺（大阪府豊中市、図－93）の奈良時代末期の軒瓦の拓本を掲げたが、このほか大里廃寺（大阪府能勢町）や四天王寺（大阪市）などにもこの種の瓦が時期を限って用いられている。瓦自体は摂津的な地域化が進む反面の現象なだけに、その歴史的背景には少なからず興味を覚える。古代の摂津が畿内の内にあって、少なくとも寺院経営において一つのローカリティを形成し始めた証しであろう。

なお、本節の締めくくりとして、官衙的様相をみせる遺跡と遺構・遺物の属性・要素の主要なものを比較できる表を一覧に供しておきたい（表－５）。一つの指標ではなんとも言えないが、多くの指標が揃えば、少なくとも古代の郷里の中心的存在の遺跡として認めてよい。

九節　考古資料からみた中・近世の本庄とその周辺

中世への胎動と集落の動向

本章の最終節では、考古学の立場から中世および近世の本地域のようすを瞥見し、文献史料に基づいて語られることの多いこの時代を物質資料の断片からどんなことがわかってきているかを紹介しつつ、本庄地域周辺の果たした役割の一端に迫りたい。したがって、機軸的な歴史叙述は第三章、第四章に委ねることとし、本節では近年注目されるようになった中世遺跡や近世遺跡の実態にふれ、その出土遺物の様相を垣間見つつ、地域的特性について二、三言及する程度にとどめる。

中世の集落は掘立柱建物で構成されるのが一般で、都市化する以前の東神戸一帯の原風景はこの時に成立したとみてよい。磁北より西偏する条里区画に規制された耕作地と家地が展開するが、居住地の密度はけっして高いものではない。奈良時代の北を指向した建物は、主屋と小屋で構成されたいわゆる屋敷地が若干のまとまりをなして形づくられる。これらは平安時代前期（九世紀）を最後に一旦衰退の傾向をみせ、散村の状況へと変化するのである。

一一世紀後半ぐらいからは屋敷地の集合化が進み、土地仕切りの小溝なども屋敷境などに目立ってくる。畿内では一三世紀に飛躍的に集村化が進行することが明らかにされているが（佐久間二〇〇〇）、本地域では南北朝の内乱期の一四世紀後半ごろのまとまった遺物を出土する地点が増加し、一六世紀の断絶を経て、近世・近代に引き継がれる景観の基礎が固まってくる。のちにふれることになるが、一二世紀後半から一三世紀は、頻繁な土器類の広域流通が巻き起こっている。源平の争いや東大寺の再興、荘園の港津整備と重なる時期だけに、多様な動向が人や物、さらに情報などの中世的な動きを連関的にひき起こしたのであろう。

近在におけるその典型的な遺跡として、芦屋市清水町・前田町一帯に所在する六条遺跡の近年の発掘成果のいくつかをとりあげてみたい。

この遺跡は芦屋川の右岸域、沖積低地を前面に臨む沖積扇状地面にあり、「清水」の地名が示すように湧水の著しいところである。主として東川以西に展開しており、同川から氾濫した河成堆積物が積み重なった土壌を母体として集落と耕作地が形成をみる。注目されるのは、掘立柱建物が営まれただけではな

く、園池状の遺構を伴った遺跡で、鎌倉時代に庭園をもつ比較的規模の大きな屋敷地が存在したようである。「蘇民将来」の呪符木簡が三枚まとまって出土しており（写真－52）、全国では一〇〇例以上の類品をみるものの、県下六列目の資料となる。近傍での類品は、森北町遺跡自然河川で一一世紀後半の例がみられる。

園池は遺水をもつ洲浜に伴った多数の京都系土師器の存在からその性格がうかがえ、瓢箪形に近い形状と推測されている。十二世紀後半と言えば、平清盛が福原に別邸を設け、居留する福原宮造営期とも合致する。神戸市市街地で近年発掘されている祇園遺跡をはじめ、松野・二葉町・若松町・戎町・御船・御蔵・長田野田・長田神社・上沢・大開・兵庫津などの遺跡の消長とも触れ合い、掘立柱建物・井戸・屋敷墓などの遺構の構成も注意される。

写真－52　「蘇民将来」の護符　蘇民将来は疫病除けの神の名。身に付けて疫病を免れると信じられた。古代・中世の信仰の一端をうかがわせる。（兵庫県教育委員会『六条遺跡』2003年から）

当地域における人と物の動きが海と陸の交通路を基に活性化する時期であり、神戸－尼崎の中間に位置する六条遺跡の中心時期は、おそらくこうした動きとも無縁ではないだろう。

なお、遺跡東辺の東川右岸域のところで、十二世紀前半頃の曲物を伴う石囲いから、墨書のみられる須恵器椀が出土しており、同水系に属する津知遺跡出土例とも同巧品である点が衆目をひく（図－94）。

神戸地方における港湾施設は、『行基年譜』天平二年条（七三〇）

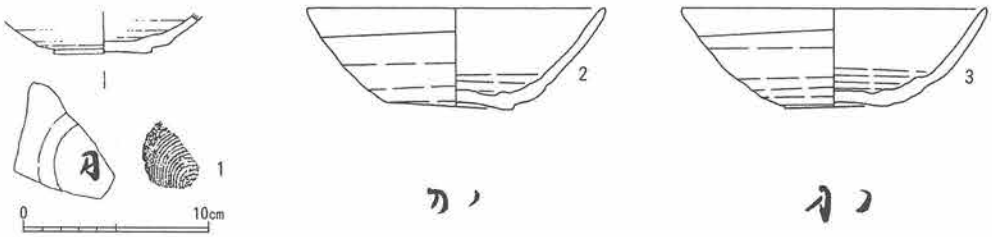

図－94　共通の墨書文字をもつ土器〔1．津知遺跡　2・3．六条遺跡〕
（芦屋市立美術博物館『なりひら』vol.17　1994年
芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第41集　2002年から抽出、合成）

に出てくる「船息院」「尼院」が史料上注目され、「大輪田船息」との異同が関心の的となっている。平安時代末期、平清盛はこの大輪田泊を修築して、日宋貿易を推進する。そして、中世以降、その地は兵庫島・兵庫津と呼ばれるようになり、船舶の発着地としての拠点的機能は継承されていく。瀬戸内交通の要衝であり、本庄周辺では皇室領や摂関家の貴族領、社寺領などの荘園が権益を有して存在していたことも留意すべき動向であろう。

合戦の地と化したこの地域と戦いの痕跡

京都と太宰府を結ぶ山陽道が通過し、海と山が迫って狭隘な平野部が細長く続くこの地域は、中世にはいくつもの合戦の舞台となった。考古学の発掘成果から、これらの痕跡を示す資料もきわめて断片的ではあるものの散見される。建武の新政後、九州方面から攻めのぼった足利尊氏を討つため、湊川に向かった楠木正成は本庄付近を通っている。建武三年（一三三六）の湊川合戦後、新田義貞は山陽道を京へと敗走するが、史実かどうかは別だが「太平記」には「東明処女塚」の墳丘上で交戦した記述が認められて興味深い。

また、室町幕府開幕後では、足利尊氏と弟直義が対立し、打出浜や御影浜で合戦しており、打出丘陵では野陣を布置した痕跡が芦屋市金津山古墳の後円部を取り巻く中世の堀跡（一四世紀ごろ）などに見られる（第三章三節参照）。古墳の墳丘を城砦や布陣に利用することは、南北朝期から戦国時代にかけて畿内の各地の古墳にしばしば認められる。

打出地方は、海岸平野を通る陸上交通の面でも兵庫の津と古代以来の難波津・武庫津とを結ぶ重要な場所であり、山沿いを走る西国街道と海沿いをつなぐ中国街道が西方から合流する地点でもあり、東方へは伊丹台地の昆陽を経て東摂方向へと向っていく。戦乱時にはたえず軍略上の要地となったことは疑いない。本庄から打出の海浜部の地域は、その争奪のための激戦の地と化したことは容易に想像されよう。南北朝の内乱期は、原始・古代以来耕されてきた農耕地も戦禍の犠牲になったことと思われる。

獣骨の集中出土が物語る南北朝期の生業の一つ

本庄地域ではまだ確認例を知らないが、旧海岸近くに所在する芦屋市若宮遺跡では一四世紀前半の南北朝期を上限とする時期に特徴的な遺構・遺物が見い出されており、注目される。

それは、落ち込みや溝、土坑、さらには堤状の護岸遺構など多様なありようを示すものの、ウシやウマの骨が主体をなして遺存し、ニホンジカなども加わり、さらにはイヌ・イノシシの骨が混じるもので、主に羽釜などの煮炊容器と土師器小皿など飲

酒・飲料関係の容器が伴うことで共通している。奈良文化財研究所の松井章・宮路淳子が分析した同遺跡第34地点南北トレンチ護岸状遺構のデータを一例にあげると、「イヌ三点、ウマ一〇四点、イノシシ五点、ニホンジカ八三点、ウシ一一七点の計三一二点の三目五属五種」が同定されており、最小個体数で多いものを拾うと、ウシ一一個体分、ニホンジカ六個体分、ウマ四個体分を数え、ウシの多さが特筆される（松井・宮路二〇〇二）。

遺構・遺物の特異性のみならず、これら獣骨類には一部に焼痕を残すものや、切断痕、解体痕のみられるものがあり、投棄・遺棄されたような特殊な出土状態を示している点、中には武器・刀装具などを伴う点もその性格を示唆していよう。十四世紀前半という時期からは、既述した建武三年（一三三六）の足利尊氏・楠木正成の打出合戦（『梅松論』『太平記』）や観応二年（一三五一）の足利尊氏・直義兄弟の打出浜合戦（『太平記』）など、打出海岸付近で起った南北朝時代の大きな合戦記録、史料が想起される。こうした合戦場に近い若宮遺跡では史書などに残された戦乱の記載とも大いに関係すると思われるが、食用や骨細工・皮革業に供されたであろう多量の獣骨の存在は、当地方における中世住民の生業を理解していく上に欠くことのできない基礎資料を提供している（芦屋市教育委員会二〇〇二）。

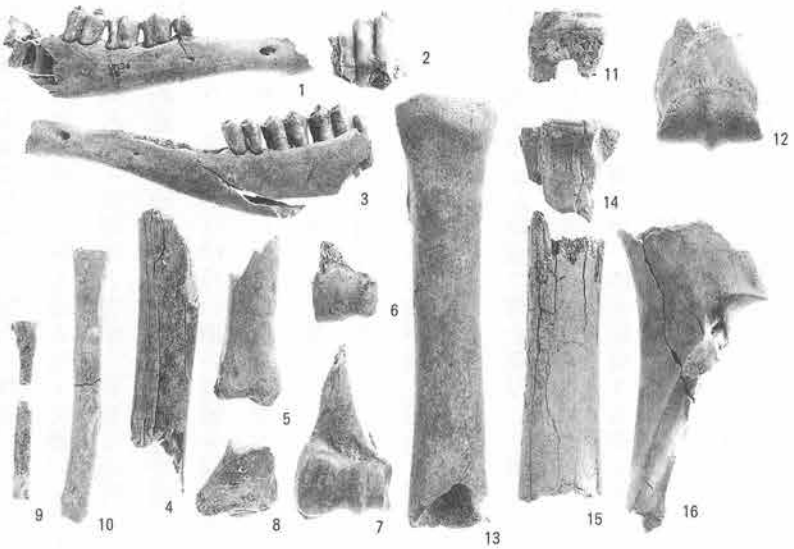

写真－53　若宮遺跡出土の動物遺存体

1：ニホンジカ・下顎骨（右：P_2～M_1）、2：ニホンジカ・M_3（右）、3：ニホンジカ・下顎骨（左：M_1～M_3）、4：ニホンジカ・中足骨（右）、5：ニホンジカ・脛骨（右）、6～7：ニホンジカ・上腕骨（左）、8：イノシシ・肩甲骨（左）、9：イヌ・第3中足骨（左）、10：イヌ・橈骨（右）、11：ウマ・M_3（右）、12：ウマ・中手骨（左）、13～15：ウマ・中手骨（右）、16：ウマ・尺骨（右）

（芦屋市・芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告　第38集　若宮遺跡』2002年から）

中世の日常容器と食生活様式

古代の中央志向的な土器様式が弛緩し、日常、ひとびとが使っている容器類が中世の様相を帯びてくるのは、一一世紀中ごろからである。土器様式は在地的な土器に産地が限定される広域に流通する土器類が加わり、さらに貿易陶磁器と呼ばれる中国製の舶載品も入ってくる。

在地土器は、供膳具として椀・皿の類、煮炊具として堝・釜の類、特産流通品には貯蔵や調理に用いられる壷・甕や鉢が、輸入品には白磁・青磁・陶器などで、椀・皿・壷・甕・鉢の器種がみられる。当地域の具体的な構成をながめてみると、一二世紀中ごろまでは瓦器椀・土師器皿・坏と東播系須恵器、それらに白磁などが加わる。瓦器や須恵器が消滅する一四世紀後半には、瓦質土器が本格的に登場し、備前焼が目立ってくる。一五世紀中ごろからは瀬戸美濃製品や貿易陶磁器が多くなる傾向があるようだ。貿易陶磁の流通は、以前にも増して広い階層に行き渡ったと考えられる。

「黒器」とも称されて中世遺跡から普遍的に出土する瓦器は、この地方を代表する中世前半期の食器である。灰黒色～黒色の色調は窯内を還元冷却化し、炭素を器表に吸着させた状況で生じ、八〇〇度に至ればさらに銀化する。皿・椀がみられるが、

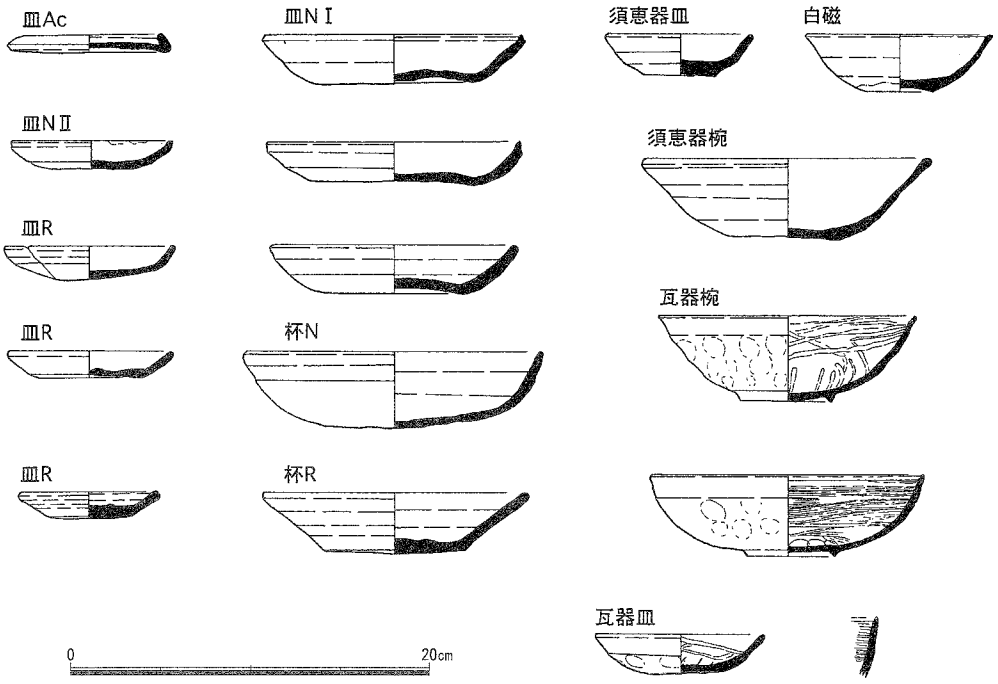

図－95　中世日常食器の組み合わせの一例
（神戸市教育委員会『祗園遺跡第５次発掘調査報告書』2000年から）

瓦器椀には大きな地域性が認められ、摂津西部の本地域では専ら和泉型が分布している。和泉・河内地方とも共通する大阪湾岸に広がるタイプだ。ただし、和泉で作られた製品が流通したのではなく、この地域周辺でも瓦器椀を生産していたと考えて大過ない。和泉型と並んで瀬戸内沿岸部から北部九州まで広域に流通する楠葉型は、大阪府楠葉東遺跡を筆頭に生産関連の遺跡がみつかっている。瓦器は一四世紀に畿内一円で消え失せる。皿は瓦器では少量で、主体は「かわらけ」とも呼ばれる土師器皿となる。須恵器の鉢や椀は主に神出や魚住の東播磨の生産地からの搬入品で占められる。中国物は一二世紀前半、華南に本拠地を移した宋からの輸入品が中心である。

なお、一二世紀後半段階と一五世紀後半から一六世紀にかけて、洛外生産の京都風の土師器製作技法が各地に伝わることが知られている。白土器とも呼ぶべき淡泊な器質の皿類が該当するが、形態的に類似した模倣品として作られたものが目立つため、必ずしも製品自体が多数もたらされたものとは言い難い。器種組成の一例として、一二世紀後半ごろの神戸市兵庫区の祇園遺跡の出土例がある（図－95）。出土した場所は平安時代後期の貴族層の庭園関係の遺構であり、供膳具としての皿類が圧倒的に多く、一般集落のものとはかなり異なる。土師器は京都系土師器を忠実に模倣したものであり、周辺遺跡の中では突出する。

大坂城再築と採石場

当地域の近世には、元和六年（一六二〇）から寛永六年（一六二九）の約一〇年の徳川幕府による大坂城の再築事業に伴う一大採石場が展開する。言うまでもなく六甲山地の花崗岩を対象としたものであり、遺構として残る石切場の範囲は、表六甲前山の東西六・五キロメートル、南北一・五キロメートルに及び、現在、刻印石の種類と立地条件を基準に六～七のグループに分けられている。

この大事業は、徳川家康の死後、二代将軍秀忠の命によって開始され、三代家光の時代に完成に至るが、都合三期の工事を経て進められた。いわゆる「天下普請」で行われた再築工事は、西国六十四家の大名が投入され、豊臣親縁大名の経済的負担と徳川幕府の権勢誇示が目指されたものであった。本庄地域を含むこの地方との関係は、普請総指図役の藤堂高虎の指導下、第一回工役から尼崎藩主戸田氏鉄が譜請奉行として参画したことにより密接不離なものとなり、豊臣期の大坂城を修復する程度のものではなく、石垣の基本構造を変え、その高さや堀幅・深さなどを一新した内容であった。

徳川大坂城の石垣に用いられた花崗岩石材は、総数一〇〇万

個と考えられており、西国各地の主要石切場から切り出されている。具体的には、幕府領小豆島（現・香川県）をはじめ、塩飽諸島・牛窓町前島などの瀬戸内海の島嶼部、四国の讃岐庵治、周防大津島などから運ばれ、近畿内陸部では廃城となった伏見城石垣からの転用材や加茂・笠置・生駒西麓などから広く供給されている（図－96）。六甲山系の採石場は、花崗岩の巨石が豊富な上、大坂城の近傍において海路を利用できる点で特筆すべき存在であり、都合二〇藩前後が丁場を占有している。

本庄地域に近い現芦屋市域では、岩ヶ平刻印群で出雲松江藩堀尾山城守忠晴、若狭小浜藩京極若狭守忠高、因伯鳥取藩池田新太郎光政、肥前唐津藩寺澤志摩守廣高、肥後熊本藩加藤肥後守忠廣、播磨赤穂藩池田右京太夫政綱、最高所のゴロゴロ岳山塊地一帯に広がる奥山刻印群で越前福井藩松平忠直、防長萩藩毛利長門守秀就、肥前大村藩大村民部大輔純頼ほかが採石痕跡を残している。また、芦屋川以西で本庄の背山をなす地域では、城山刻印群において島津右馬頭忠興（日向佐土原藩）、稲葉彦六典通・稲葉民部少輔一通（豊後臼杵藩）、稲葉淡路守紀通（丹波福知山藩）などが石材を持ち出しているし、扇状地上に散開する住吉川刻印群では先述した出雲の堀尾忠晴や石見濱田藩の古田兵部少輔重恒など山陰の大名たちが採石しているようである。

六甲山系における刻印石と石切場の発見は地元の文化財愛護団体である芦の芽グループによるもので、昭和四十三年（一九六八）に遡る。昭和三十四年（一九五九）の大阪城総合学術調査以来の調査・研究活動の延長上にこうした石切場の精力的な踏査活動も位置づけられ、既に四十年近くのデータの蓄積がみられる。これらの調査には、村川行弘氏をはじめ、藤井重夫・藤川祐作・古川久雄・松田和義の各氏や芦の芽グループの方々の情熱的な取り組みがみられ、研究のレベルも丁場割の問題など、譜請丁場でのありようと対比可能な状況になりつつある（村川一九六二・一九七〇・二〇〇二、藤川一九七二・一九七九・一九八〇・一九九一、古川一九九二・一九九八・二〇〇三）。

一九八〇年以降は芦屋市教育委員会も分布調査や埋蔵文化財としての取り扱いを積極的に行うようになり、民間研究者の多大な協力を得て、開発に伴う石切場の事前調査を随時実施して大きな成果をあげている。石切場の諸遺構には、土坑など採石遺構のみならず、採石関連の建物跡や鍛冶炉など、こうした労働に加わった石工や工役のようすがビジュアルに伝わってくるものも検出されている。出土遺物には、土器・陶磁器をはじめ、銭貨（絵銭）・鞴羽口・鉄片・鉄滓なども認められ、石切工程

1号石材

2号石材

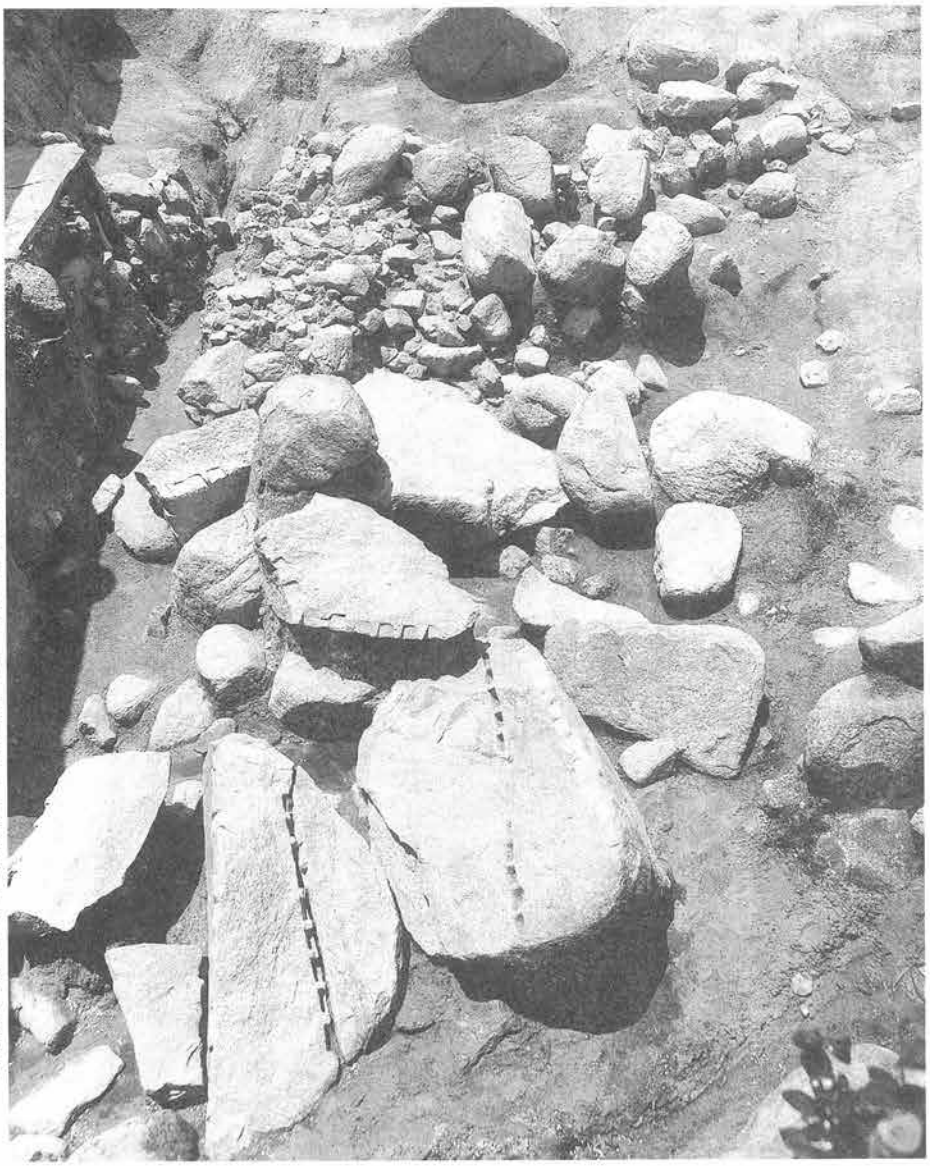

写真－54　徳川大坂城の採石場跡（長州藩毛利家丁場）梅原章一氏撮影、芦屋市教育委員会『岩ヶ平刻印群（第八五地点）発掘調査報告書』二〇〇六年から

図－96　花崗岩産地と近世を中心とする石切場

花崗岩の巨石を大量に必要とした徳川大坂城の石垣用石は、表六甲（御影・芦屋）・生駒（石切・日下）や笠置・加茂の近国以外に、岡山・香川・広島・山口の４県を中心とする瀬戸内沿岸、大小の島々から海上ルートによって莫大な量が供給されている。最近では、福岡県行橋方面の遠隔地にも産地がみつかっている。また、伏見城石垣も廃城後、多数転用されている。この地図は、徳川大坂城への花崗岩石材の供給地を大坂城との位置関係で示したものである。〔岡本1983年を一部改変、芦屋市教育委員会2005年から、一部改変〕

の具体像も復元されつつある（芦屋市教育委員会一九八〇・一九八六・一九九三・一九九四・一九九九・二〇〇一・二〇〇三・二〇〇五・二〇〇六）。

日常雑器からみた近世

以前は発掘調査の対象にしなかった江戸時代の生活遺構を掘る機会も多くなり、この地域の近世農村や漁村において日々用いられた容器類などの様相もわかってきた。これらは近世村落の面的な広がりや耕地の拡大や位置関係と密接な関係を有するものであるが、なお断片的なものであり、有機的な復元はなされていない。

江戸時代の食文化を構成するものには、調理具や供膳具、貯蔵具、その他の厨房具などがみられる。ポピュラーな調理道具としては、中世から継続して擂鉢・捏鉢の類、鍋・釜・薬缶・焙烙の類が一定の量出土し、貯蔵機能をもつものとしては、壷・甕・瓶・徳利や木製の桶・樽・曲物などが役割を果たしている。また、火消し壷や十能・火箸の類も火の管理用具として活躍している。江戸時代に普及する焼塩壷は、塩を入れた土器を再度焼いて「焼塩」の状態にし、販路に容器ごと乗せたものである。おろし皿は激減しており、金属製品に移行している可能性があるだろう。「煎る」「炒める」といった加水しない熱処理容器は移入食材の変化に対応しての流通であるが、やがてゴマ煎り用のものの普及や焙烙蒸しといった料理なども定着するようである。食器構成などは一八世紀後半頃に画期の一つがみられる。

近世用水路の発達と芦屋川用水圏

本庄地域の東方を大阪湾へと流下する芦屋川は、狭隘な平野部の農業を支える用水源として重要な位置を占めている。文献史料に残る芦屋川潅漑用水利用に関する上限は、天正十七年（一五八九）にさかのぼる「芦屋川水日数定」（猿丸吉左衛門文

書）であり、芦屋川流水をめぐる芦屋村と本庄五カ村間の争論に際し、山路庄の年寄が仲介に入り、その取り扱いが決定されている（第四章など参照）。関連して、詳細な「番割」が「蘆屋川水之割事」により規定されている。三条村・津知村・森村・深江村・中野村などの八〇町歩田畑に導水される取水口と推定される川西の「一の井手」は、こうした用水利用日数による区分方式の成立と関係し、それを出発点とする東川の流れは、芦屋川と直結する幹線用水路として注目されている。

用水利用にみられる番割とは、日分けによる村落の共同利用にほかならず、番水日数は深江村四日、中野村三日、森村三日、三条村一日、津知村一日の一二日間一巡と定められ、東川用水に対する依存度の一端がうかがえる。流初・流末の位置関係、取水口から各村々への距離や受益する耕地面積の大小などが反映をみたものであり、近世各村落の独自性、自立化の動きが読み取れよう。

東川用水路については、ルート復元案がいくつかみられるが妥当性高い復元図を一つ例示しておく（図―97）。用水路は通常、田畑など生産域を起点と終点にして、排水路と導水路に機能分けされる。典型的な河川用水に基づく東川用水路も各村々の可耕地に対する入りと出の関係があったはずであり、三条村の用益までは導水、津知村や残る本庄の森・中野・深江の三村に対しては、三条村からみれば、排水機能を有していたとみられる。

一方、高座川の流水の共同利用が行われていない点には留意する必要があろう。中世城砦の鷹尾城の外郭防戦を目的として、現高座川の流路は一六世紀段階に芦屋川と合する形に付け替えられたと考えられており（浅岡一九八一、古川一九九九）、芦屋川の中流から経路長く引かれる東川の意味はそのことによって説明が容易になる。

消え失せた六甲山麓の水車場と掘り出された遺構

六甲山地から流下してくる中小の河川は、平野部に達するあたりまで急勾配の傾斜地を下る急流であり、強い水流は動力源になり得る。それを利用したのが動力水車であり、水系ごとに谷筋に建設されたものが本地域では大きな特色となっている。都会地にあつては水車は今日、もはや容易にみることのできない生活文化財の一つであり、近世～近代の失われた産業遺産として、この地域での稼動を知る人も今や限られた存在なのである。

文献史料によれば、六甲山系における水車建設の初現は、元禄末年から宝永年間ごろ（一六八八～一七一一）と言われており、菟原郡野寄村（東灘区西岡本）に所在した六輌の水車が該

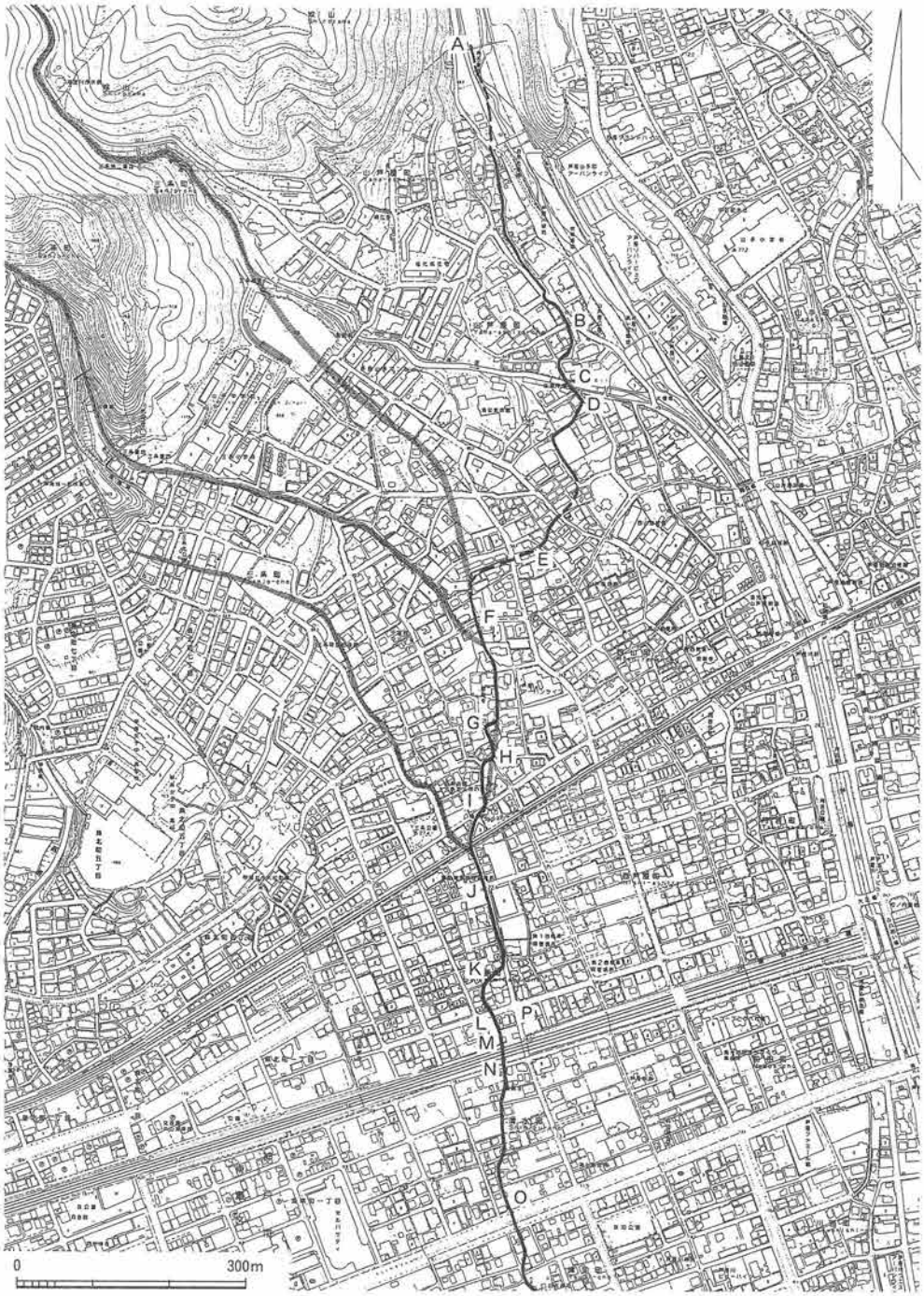

図－97　旧東川と東川用水路の新ルート復元図（１／7500）

Ａ～Ｐの要所は写真撮影記録地点　最も自然な流路として復元してみた。
（芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第35集　1999年から）

当する。これは住吉川水系の急流の流水を利用したものだ。享保三年（一七一八）とされる大谷車・札場車・鍋藤車・鍋庄車の四つの水車場の名も残っている。

水車場を作った経緯は多様であるが、灘目の酒造業の発展とまず深い関わりがある。江戸におけるいわゆる「下り酒」の需要がこの地方の精米の大規模化を促したため、廉価な水力の利用に向かったことが一因であり、水量の多い芦屋川や住吉川が地場産業の高揚に尊ばれたわけである。

粉水車は寛政九年（一七九七）の一軒が初現の史料らしい（「魚崎村素麺屋冥加銀書上帳」）。大和三輪素麺の製法が伝来し、小麦粉の製粉に用いられたとも言われるが、定かではない。

ところで、水車場の遺構の詳細が発掘されるという希有な事例がこの東灘区にはある。既に二節で紹介した西岡本遺跡がそれである。その調査と克明に取り組んだ浅岡俊夫は、産業遺跡としての水車への関心と問題意識の高まりが調査の過程で湧いてきたことを率直に語り、巧みに検出遺構の性格や機能を考察している（六甲山麓遺跡調査会二〇〇一）。

西岡本遺跡では、回転溝となる滝壺が新旧二期にわたってみつかっており、大正時代の初期にSD－1からSD－2に移築されたようである（写真－55）。Aは水車場関連施設の全景、Bは、そのうちSD－1の残存状態を表したものであり、中に胴搗き石臼などが投棄されていた。さらにこの東には半地下式遺構が埋もれていた。碾臼・正当石が伴出する（写真－56）。写真－55のCに掲げた東方に存在したSD－2を中心とするものは五間振り分けの水車小屋と推定されるもので、こうして関連諸施設がいっしょに発掘された意義はすこぶる大きい。芦屋川流域でも十数輌の水車場がかつて稼働しているので、近い将来類似した遺構がきっと見つかるに違いない。

さて、大正初年段階の調べによれば、東の夙川から西の生田川までの六甲山系の諸河川に存在した水車場数は二七七、一場およそ九〇の臼数を数えたという。最高数を誇る住吉村では実に八〇を超える水車場があったとされる。住吉川の上流、東谷川には南から七輌場・四輌場・五輌場・八輌場などの水車場名が今も残っている。

水車関連産業は、明治時代にまず油水車が衰退した。石油の輸入が始まり、石油ランプが急速に普及し始めたからである。寛政年間の「摂津名所図会」で絶賛された芦屋・野寄・住吉・五毛・熊内の水車を用いた灯油生産ももはや太刀打ちできなかったのである。次に明治前・中期に盛行した粉水車が衰えた。播州素麺の進出によって、大正年間になくなっていった。西播磨

A．水車関連遺構全景（東から）

B．水車回転溝（SD－１）（北から）

C．水車回転溝（SD－２）（南から）

写真－55　住吉川水系扇状地で発掘された水車場遺構
（六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区　西岡本遺跡』2001年から）

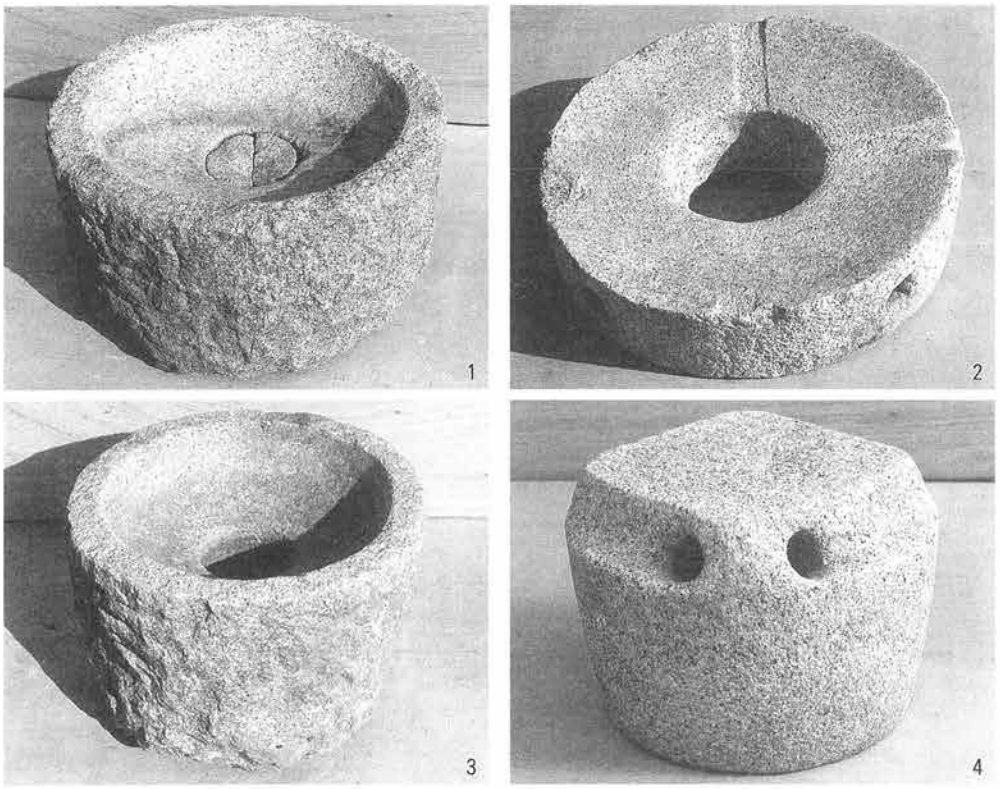

出土した石臼（1・2・3）と正当石（4）

写真－56　住吉川水車場でみつかった石製道具、部材
（六甲山麓遺跡調査会　前掲　2001年から）

の農民が大勢水車稼ぎに来ていたことが生産地の移行を促進させたのであろう。操業ピークが明治・大正時代にあった米水車は、蒸気機関を利用した精米にも負けず最も遅くまで活躍した。しかし、第一次世界大戦後の電動精米機の出現や昭和十三年（一九三八）の阪神大風水害により、生産性の減退とともに場そのものまでもが壊滅的なダメージを被り、最後は線香など特殊な粉車も流されるか、埋没してしまうかの悲劇の運命をたどったのである。住吉川西谷川で昭和五十四年（一九七九）まで動いていた一基の線香粉車がおよそ六甲山系の水車の歴史の幕閉じという。火事が原因で焼失したのである。

灘五郷「西蔵」で発掘された酒蔵

前述した水車場の発達と関連して、「灘目」と呼ばれた六甲山地南麓の農村地帯では、先行する伊丹・池田などの醸造地と並んで江戸積み酒造業が展開する。宝暦四年（一七五四）の江戸幕府の政策転換が酒造の奨励を促し、競争も自由となったことが大きな要因であるが、灘の蔵元が勢威をみせるこのあたりのようすやその後の停滞状況、再復活などの経緯は、第四章に

詳しい。なにしろ、文政四年（一八二一）には、江戸に運び込まれた酒樽数が一二二万樽を超え、近世におけるピークを迎えたと言われるから、まさしく爆発的な勢いの増産である。集約性がかわれた水車精米の隆盛はこれとまさしく連動する。

酒処としてよく知られる灘五郷のうち、東神戸（灘区）には「西蔵」と呼ばれる地域がある。近世の灘三郷時代には、上灘の西組と称された地域がその前身である。そこに所在する「沢の鶴大石蔵」は、平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災により全壊し、大きな被害を被ったが、それを契機に過去の酒蔵が初めて発掘調査されており、貴重な資料を提供している（図－98）。

基本的な建物遺構は、前蔵と大蔵の礎石建物であり、前者は桁行六間、梁間三間の東西棟、後者は桁行四間、梁間三間の南北棟である（神戸市教育委員会二〇〇一）。前蔵は文化年間（一八〇四～一八）に築造され、焼失。明治時代後半から大正時代にかけて再建されたらしい。備前焼垂壷（図－99）はその折移設されたものである。その後、大正の末年から昭和初年に改修工事を行い、槽場を改め、揚槽をジャッキ式化する。蔵の改修は昭和に入ってからも数度行われている。大蔵の方は調査の結果、天保年間（一八三〇～一八四四）に遅れて築造され、大正

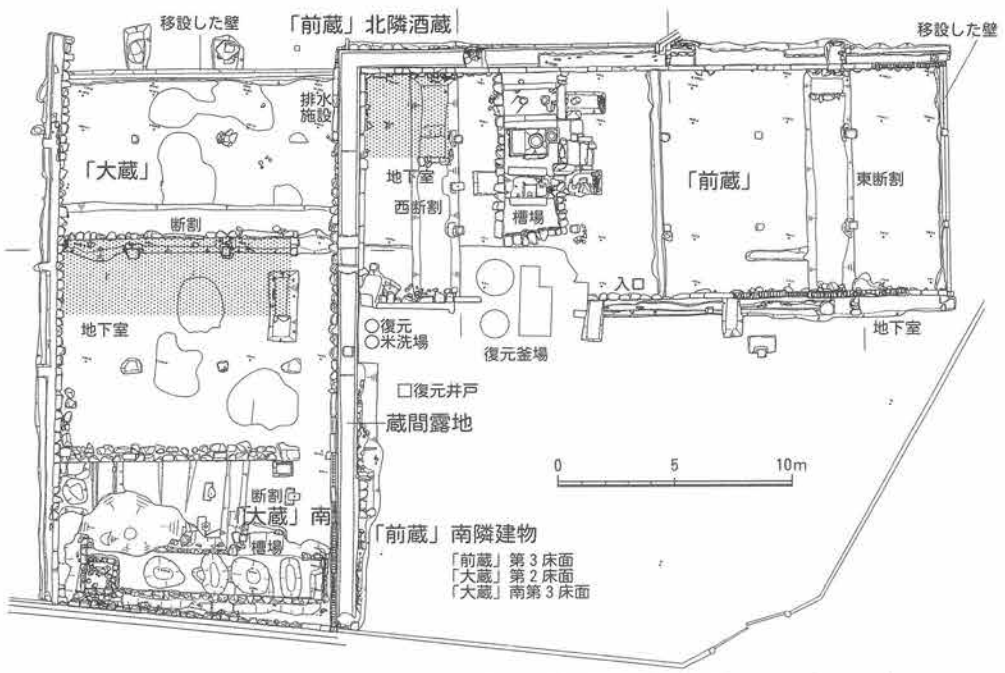

図－98　発掘調査された西灘の酒蔵跡（神戸市教育委員会　2001年から）

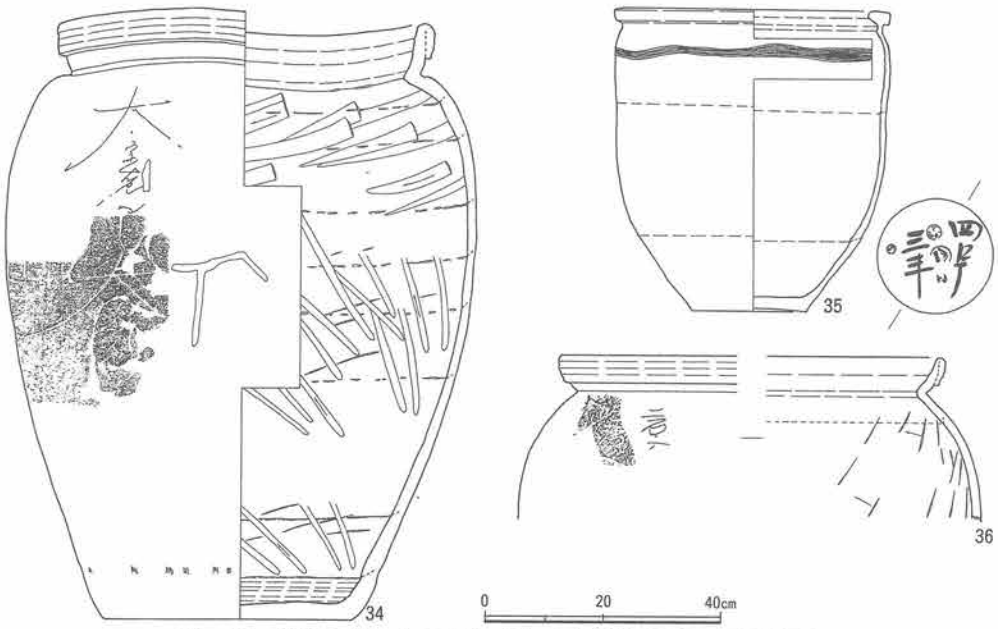

図－99　槽場垂壺として用いられた備前焼大甕・石見焼甕
（神戸市教育委員会『沢の鶴大石蔵発掘調査報告書』2001年から）

末年以降に改修を繰り返している。半地下構造の槽場は石積みで深く、高い生産量と符号する。これらの建物以前にも近隣に酒蔵があったことが推測されており、少なくとも江戸時代における初現は一八世紀にさかのぼる。酒蔵をもつ町並みは二百年以上の歳月、命脈を保ってきたのである。

平成九年（一九九七）以降は、こうした酒蔵も神戸市教育委員会が埋蔵文化財包蔵地として遺跡保護の対象としている（魚崎郷古酒蔵群・御影郷古酒蔵群・西郷古酒蔵群）。それにしたがい、発掘調査される事例も増加しつつあり、灘区西郷古酒蔵群中の月桂冠灘支店（月桂冠）の酒蔵、東灘区魚崎郷古酒蔵群の松尾仁兵衛商店（金政宗）の酒蔵や豊澤酒造（酒豪）の酒蔵が随時調査されている（図－100）。

なお、発掘後は前蔵の半地下式の槽場やそこに埋設されていた垂壺が見学できるような展示計画に基づき、再建され、新資料館として市民の憩う場となっている。

以上、断片的叙述となったが、中・近世の特筆すべき遺構や遺物を考古学の立場から取り上げてみた。

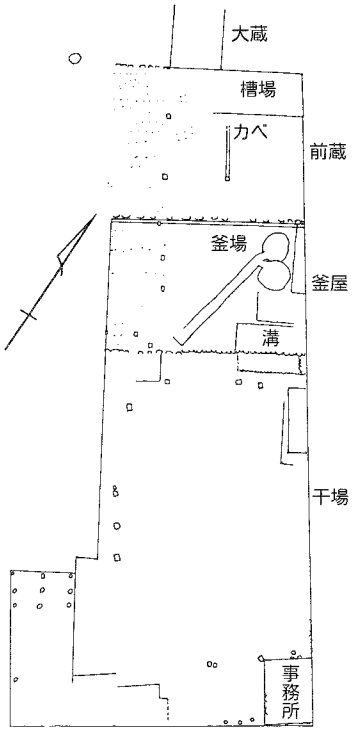

第 1 遺構面平面図

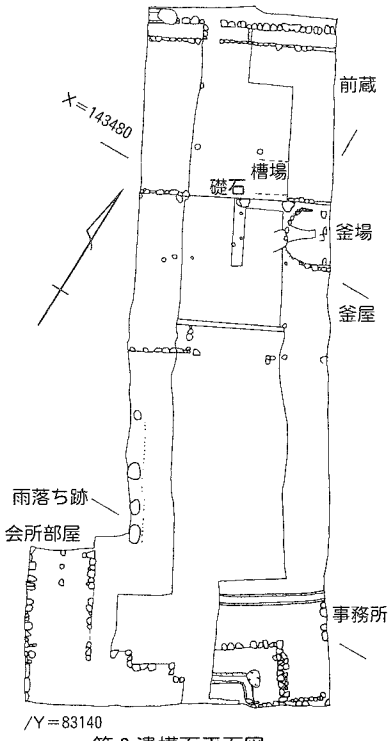

第 3 遺構面平面図

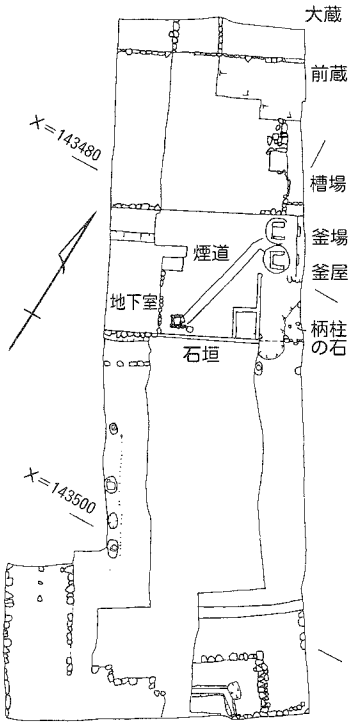

第 2 遺構面平面図

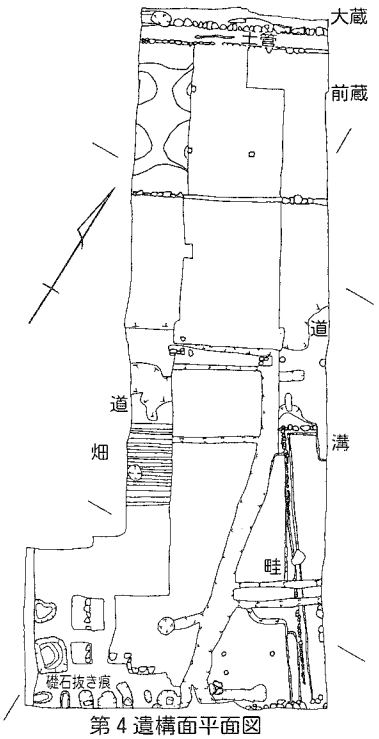

第 4 遺構面平面図

図－100　西郷古酒蔵群（月桂冠北）にみられる遺構の変遷

（神戸市教育委員会『平成 9 年度　神戸市埋蔵文化財年報』2000年から）

あとがき

私たちは日頃、災害というものを忘れて生活している。しかし、この地域で暮らしてきた人々の多くは、平成七年（一九九五）一月十七日未明に「阪神・淡路大震災」を体験し、その苛酷さは大変身近なものとなった。また、昭和十三年（一九三八）や昭和四十二年には、この地域は土石流災害を伴う風水害に見舞われ、多くの家屋が壊れ、大勢の死者を出している。

火災なども含む災害は、「天変地異」と称されるように自然現象に起因するものが多いが、現代社会では危機管理の側面から「人災」を強調されるケースが増えている。本章では、とり立てて災害に直面した遺跡や遺構を系統的に述べることはなかったものの、随所で可能な限り災害痕跡を紹介し、この地域で被災した人々の動きについて、考古学が解明し得る点にも言及した。遺跡は土地そのものの侵食や堆積など諸現象を客観的に後世に伝え、震災や水害、火災などの著しい変異を差別なく残している。長い期間、土地に刻み付けられた災害の跡は、それらを復旧し、復興に向けた根強い人間活動と不可分のものであり、その輪廻を解きほぐす作業を通して、それぞれの地域特有の人と土地との深い関わりを知ることができるのである。

本章は、若干の文字史料に注目した部分があるが、主として人間が作った大小の物や活動の場を詳しく調べ、その変化や社会での役割、さらに地域を超えたつながりなどを丹念に読み取って、未来に名前を残さなかった先人の足跡をたどってきた。厚く被覆された近・現代の地層の下には、幸運にも多くの人々の活動の痕跡や気候変動の証左が遺跡として残され、三〇年、四〇年以上前には想像もつかないほど膨大な情報量を保存してくれていた。本章は多くの関係者の努力によって集積されたこうした資料に基づき、私見を加えつつ再構成したものにすぎないけれど、その基盤となった物質文化の証しを地域の遺産として将来に継承し、絶えず新しい角度から再検討を加えることはこの地域に課せられた大きな課題と言える。

今日残ってきた地名の一つ一つにも、ここに扱ってきた遺跡と深く関わるものが数多く認められ、それらの地域的結合がある意味「本庄」地域の来歴と時間を如実に示している。第二章以下では、主に文献史料などから見た本地域の歴史と地域社会や日本の歴史の中で浮かび上った役割が説かれるが、本章で叙述してきたことと遊離するものではなく、同じ舞台で起きている人々の歴史の手法を異にした活写である。

第二章　古代の西摂・神戸と本庄地域

古代の本庄地域は、どのような所であったのだろうか。人々は王権や他地域の人たちと、どのような交流や関わりをもっていたのであろうか。本章ではこうした問題の解明を、主に文献史料にもとづいておこなう。

ただし当時の本庄地域の姿を直接語る古文書や記録の類は、ほとんど何も残っていない。そこで考察地域の幅を少し広げて考える。西摂・神戸地域、すなわち律令制下の行政区分でいうと摂津国の菟原郡・八部郡（荒田郡、雄伴郡）に関する史料にも眼を向ける。そうした全体史を見渡す中で、本庄地域の位置づけを検討してみたい。

一節　菟原郡の住吉神と西摂・神戸のミナト

本住吉神社（菟原住吉）

現在、神戸市の東灘区住吉宮町に本住吉神社が鎮座する。本庄地域から西に約二、三キロ行ったところに位置し、西青木地区を含む山路荘の惣氏神であった。西青木地区とは現在では関係がやや希薄になったが、戦後まもなくまでは祭礼にだんじりも参加していた。古代の西摂・神戸のあり方をみる上で、まず検討したいのが、この神社の鎮座由来の問題である。

この神社は「本住吉」という社名のほか、古くは「菟原住吉」「御蔭社」などとも呼ばれていたらしい。現在の祭神は、住吉大神（表筒之男神・中筒之男神・底筒之男神）、神功皇后などである。しかし「本住吉」という社名からうかがえるように、

もともとは大阪の住吉大社と密接につながって出発した神社であった。それはどのようなつながりだったのであろうか。

住吉大社とのつながり

このことを直接語る古代の記録類は残っていない。律令制下の神祇官が管轄する全国の神社名を載せる「延喜式」の神名帳（巻九、一〇）にも、本社の名前はあがっていない。菟原郡の式内社は、河内国魂神社・大国主西神社・保久良神社の三社であった（後述）。しかし社伝などでは「日本書紀」（以下「書紀」と略す）に神功皇后が住吉神を新羅遠征後に鎮祭したという「大津渟中倉之長峡」（神功皇后摂政元年二月条）を当地にあてる。そして本住吉とは、仁徳朝に難波へ遷して創建された住吉大社の「もと住吉」のいわれだと説く。つまり「書紀」の神功皇后の故事にもとづき、住吉神の最初の鎮座地を、この本住吉神社に求めるわけである。

しかし「大津渟中倉之長峡」という地名の「大津」とは、単に規模の大きい港津をさすのではない。大王や朝廷に直属する重要なミナトを意味する。これからするとこの地名は、やはり難波の住吉津（墨江之津）付近だと考えるのが自然であろう。また「本住吉」という社名も、今のところ一三世紀中頃の史料までしか辿ることができない（「勝尾寺文書」一七八号、宝治元年＝一二四七＝八月三十日付「本住吉神人百姓等請文案」）。こうしてみると本住吉神社は、本来「菟原住吉」などと呼ばれていた。しかもその名前は、難波の住吉神の神霊が分祠・分霊されたことにちなむ可能性が強い。

「住吉大社神代記」

こうした見方の根拠になるのが「住吉大社神代記」（以下「神代記」と略す）という大阪の住吉大社の古文書である。この史料は正式名称を「住吉大社司解」という。作成されたのは天平三年（七三一）の七月五日。その当時の神祇官への上申文書の形式をとる。しかし奈良時代の文書としては、表現や書風

写真－1　修復前の本住吉神社

などにおかしな箇所がある。後世に偽作されたものであるらしい。通説ではその時期を、平安時代前期の元慶年間（八七七―八五）以降とみる（坂本一九八八）。

代々の神主であった津守連氏（律令制下には津守宿祢氏を名乗る）は、ちょうどこの頃、神財を自ら横領したり、盗まれたりするなどして、政治的窮地に追い込まれていた（「類聚三代格」以下「類三」と略す。巻一、元慶三年＝八七九＝七月二十二日付太政官符）。そこで自らの地位保全と住吉神の神威の上昇をはかる必要がでてきた。そのため神社の縁起や流記を記し、またその神宝や神領、あるいは分社・末社等の系列神をリストアップしたのが本文書であった。したがってその文書内容も、九世紀後半段階の事実がかなり反映されているとみなければならない。

写真－2　住吉大社境内の石灯籠

こうした「神代記」のうち注目すべきは、各地に散らばる住吉大社の分社の一つに「菟原郡の社」と書かれていることである（表－1参照）。ここで神名をあえて記さないのは、これでおのずから菟原郡内にある住吉大社の分社をさすとわかったからである。また菟原郡内の三つの式内社で、その祭神の問題からいって、この「菟原郡の社」に該当するものはないであろう。そこでこれを現在の本住吉神社と見なしてもほぼ差し支えないであろう。

つまり本社は、遅くとも平安前期より前の時代に、難波の住吉神が分祠されることによって、初めて創設されたと考えられる。それ以降「菟原住吉」、すなわち菟原郡にある住吉大社の分社として位置づけられたことになろう。とすれば、住吉神はどのような由来をもって、この地に分祠されたのであろうか。

住吉神の神格

ここで考えたいのは、古代の住吉の神がどのような神格であったかである。中世以降の住吉神は、航海の神・和歌の神・穀物の神など、いくつかの顔をもっている。なかでも中世末から近

表－1　住吉大社の系列神の分布一覧

	所在地	種別
難波周辺地域		
・住吉坐神社	摂津国住吉郡	大神宮
・座摩社	西成郡	大神宮
・中臣住道神	住吉郡	子神
・住道神	住吉郡	子神
・神須牟地神	住吉郡	子神
・須牟地曽祢神	住吉郡	子神
・赤留比売命神	住吉郡	子神
・船玉神	住吉郡	子神
・多米神	住吉郡	子神
・止椋倡伎比売命神	住吉郡	子神
・天水分豊浦命神	住吉郡	子神
・奴能太比売命神	住吉郡	子神
・津守安必登神（天海神社）	住吉郡	子神
・難破生国魂神	東生郡	子神
・下照比売神	東生郡	子神
・味早雄神	東生郡	子神
・開速口姫神	和泉国大鳥郡	子神
紀伊国		
・丹生川上天手力男意気続々流住吉大神	紀伊国伊都郡	大神宮
・丹生咩姫神	紀伊国名草郡	部類神
西摂・神戸		
・広田大神	摂津国武庫郡	部類神
・菟原郡社	菟原郡	大神宮
播磨国		
・垂水明神（海神社）	播磨国明石郡	部類神

	所在地	種別
	大神宮	式内社
	大神宮	式内社
	子神	式内社
	子神	式内社
	子神

れたであろう。

古代の住吉神の分布

表－1は、「神代記」と「延喜式」神名帳から復元できる住吉大社の分社や子神・部類神等を、地域別に整理したものである。これによると住吉神にゆかりのある神社や系列神は、その大半が難波地域に集中している。しかし他方それが船の難所や著名な舟入地など、大陸や朝鮮半島に向かう航海ルートの要地や、その近傍に立地している事実もみえてくる。

例えば、明石海峡に面する垂水明神（海神社）、加古川河口部の阿閇神社、関門海峡付近の住吉坐荒御魂神社、博多湾内の住吉社、そして朝鮮海峡に浮かぶ壱岐・対馬両島の住吉神社などである。また内陸部の播磨国賀茂郡に鎮座する住吉神社は、船舶用木材等の供給地（杣山）への分祠と考えてよい。

つまり古代の住吉神は、その当時の国際交通のあり方や船の造船などと深く関して、いわば計画的に配置・分祠されていた。その具体的な分祠先として、主要な港津や島嶼、海峡等の水上交通の要衝（結節点）や難所、材木の伐りだし地などが浮かび上がってくる。

こうしてみると、菟原郡の地に住吉神が分祠されたのも、このような王権の施策の延長線上にあったと考えられる。当地が分祠先に選ばれた決定的な要因は、やはりこの周辺の沿岸に、王権の船が停泊すべきたくさんのミナトがあったことによるであろう。これらの港津は、王権の外港である住吉津や難波津を出帆した官船が、最初に立ち寄る所であった。逆に大陸や西国から帰帆する船が、最後に寄港する所でもあった。さらにこの地域の港津には、七世紀初頭の推古朝以降、大王の聖域を意味する「畿内」から「畿外」への出入り口（境界領域）のミナトとしての性格もあった（後述）。

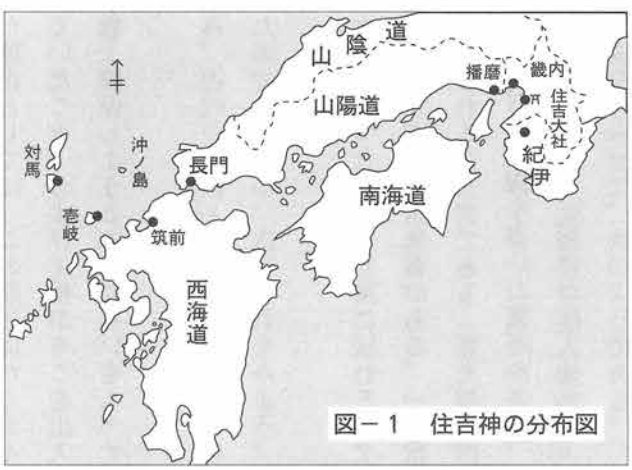

図－1　住吉神の分布図

王権としては、どうしてもここに出入りし、その沿岸部を往来する官船の安全を確保する必要があった。そこで国家的な航海守護神である住吉神を、それらのミナトのちょうど真ん中付近の菟原郡に分祠・創建させたと考えられる。本住吉神社はこ

のような宗教的な役割を期待され、王権によってある時期、住吉大社の分社の一つとして創建されたのであろう。本来、地元民衆の信仰と、まったく無縁に出発したのが、この神社の特徴であった。

官船一行の祈り

本社のことは、その後、はるかに時代が降って刊行された絵入り名所旧跡記、「摂津名所図会」（江戸時代の寛政八年＝一七九六＝に刊行）の中にもみえている。その挿絵には、境内の前を東西に走る西国街道、また北に向かい六甲山を越えて行くルートの有馬道が描かれている。そして鳥居から南の海辺までは、まっすぐ伸びる松並木の参道があった。

今はこうした松並木の景観は消え去り、その海岸線もはるか南側に遠のいている。しかしこの挿絵によると、往事の本社は、海辺にも比較的近いところにあった。その上、瀬戸内海を行き来する船も見渡せる、水陸交通の結節点に立地していたことになろう。今でも神社の鎮座地は、標高二〇㍍以上の所にある。

もちろん現在の社地の位置が、古代の創建以来のものであるとは限らない。しかし国家的な航海守護神の分社としてスタートした以上、もともとの鎮座地も、こうしたかなり見通しのきく、高見の場所に設置された可能性が強い。

かつて古代の官船は、頻繁にこの付近の沿岸部を通ったはずである。その時、本社の杜の姿は、肉眼でも確認できたのではなかろうか。その際、船上の一行は、航行の無事を祈るため、神に対して「海上投供」（供物を海中に投げ込んで神に祈りを捧げるやり方）などをおこなっていたかも知れない。

このように本住吉神社は、もともと古代国家の航海守護神である住吉神を祀る分社の一つとして創建された。本社がわざわざ菟原郡の地に創建された理由としては、この周辺にたくさんの重要なミナトが集中していたこと、および王権がそこを出入りする官船の安全を、宗教上確保しようとするねらいをもっていたからであった。

とすれば本庄地域を含み、古代の西摂・神戸には、いったいどのようなミナトがあったのであろうか。次にそれをみよう。

「深江村由緒書」

江戸時代の本庄地域で大庄屋をつとめた永井家に伝わる古文書の中に「深江村由緒書」と題する村の由来書がある。一九世紀の初め頃に成立したと推定される古文書である（歴史編第四章参照）。そこには江戸時代の村の景観を書いた箇所がある。それを読むと、かつてこの土地にも、一定規模の船入地があった事実がみえてくる。その部分を示せば、次のようである。

今ノ村内ノ通リ筋ヨリ浜手ハ、一面芦嶋ニシテ泥ナリ。夫ヨリ北ヲサシテ、三町ハカリノ入江アリ。依テ深江号有リ。元禄年中迄、入江姿タ残リ、栗坪辺りは芦嶋ナリ（適宜、句読点を付した）。

これによるとその当時の深江の海岸線には、一面に芦嶋が広がっていた。この芦嶋とは、おそらく葦が生い茂る、泥状の砂州（浜堤）を示すと思われる。そこから北側に向かい、約三〇〇㍍（三町）ほどの入江があった。これが深江という地名の由来になった。そしてこのような入江の姿は、元禄年中（一六八八―一七〇四）まで残っていたという。

約三〇〇㍍の入江とは、相当大きな規模である。これがもとで、深江という地名が生まれたとするのも、もっともなことである。これが古代にもそのままあったことを示す史料は何もない。

しかし近年の地理学の地形環境分析によれば、古代の西摂・神戸の汀線は、そのほとんどが砂質海岸であったといわれる。海沿いには、砂堆といわれる帯状の微高地、すなわち右の芦嶋よりもっと長大な砂州や浜堤が幾層もできていた。それぞれの後背部には、深く入り込んだ潟状の地形が連続していたと指摘されている（高橋学一九九五）。

こうしてみると古代の深江の浜に、右の由緒書にみられるような入江があったとしても不思議はないであろう。三〇〇㍍程の規模で、その上外海からの強い風波をさえぎる機能をはたす砂堆があったとすれば、王権の官船舶が入港し、シケを避け風待ちや潮待ちをするのに、十分な自然環境であるといえよう。

このように古代の本庄地域の海辺には、今の町の景観からは、想定しにくい大きさの船入地があったと推定される。そして近年の地理学による汀線の自然環境分析によれば、これと同じようなミナト、あるいはそれ以上の規模をもつミナトが、連続的に存在するのが、古代の西摂・神戸地域の大きな特徴であったようである。

それでは当時の文献史料には、この深江のミナトとは別に、どのようなミナトがあったと、でてくるのであろうか。

一〇世紀前半の「五泊」

古い時代のこの地域のミナトというと、一〇世紀ころの文献にみえる「五泊」のうち、二つのミナトが有名である。醍醐天皇に提出された三善清行の「意見十二箇条」は、西摂から播磨灘にかけてのミナトとして、西から樫生泊・韓泊・魚住泊・大輪田泊・河尻をあげている。これらは八世紀の行基菩薩が、一日行程を計って設置・建設したとも記す。その真偽はともかく、これら五つの港津が、少なくとも平安前期頃、西摂から播磨の

代表的な停泊地と見なされていたことは確実であろう。そしてその中で西摂・神戸地域内にあったのが、大輪田泊と河尻である。

それぞれの所在地は、現在の神戸市兵庫区あたりと、尼崎市の神崎川河口付近であったと推定されている。しかし一〇世紀より以前の史料をみると、この二つの港津とは異なる名のミナトが、いくつかあらわれている。大輪田泊と河尻との重複を含みつつ、少なくともそれは四つあった。

猪名浦と務古水門

王権の外港である住吉津や難波津から西に向かい、最初に文献に登場するのが「猪名浦」や「猪名湊」と呼ばれるミナトである（「万葉集」巻七―一一四〇、一一八九）。これは現在の猪名川と神崎川の合流部付近を中心に広がっていたと考えられる。一帯には白砂青松の風景が広がり、禊ぎや祓えをするに適した長渚崎という岬もあった（「書紀」履中天皇五年十月甲子条）。この猪名浦は、おそらく当初、相当広い範囲の領域から成り立っていた。しかし河川の堆積作用などにより、その範囲は徐々に小さくなっていった。やがてそれは、右にみた五泊の一つ、河尻というミナトに縮小・固定化していったと考えられる。

これに次いで文献に出てくる港津は「務古水門」である。所在地は、現在の武庫川の河口部をはさむ、尼崎市西部から西宮市の沿岸部であったと推定されている。「万葉集」では「武庫の泊」（六児乃泊）や「武庫の浦」（牟故能宇良）とも詠まれる場合もあった（巻三―二八三、巻一五―三五九五）。周囲にはやはり相当大規模な干潟が展開していたらしい（巻一五―三五七八）。またこのミナトについては、「書紀」

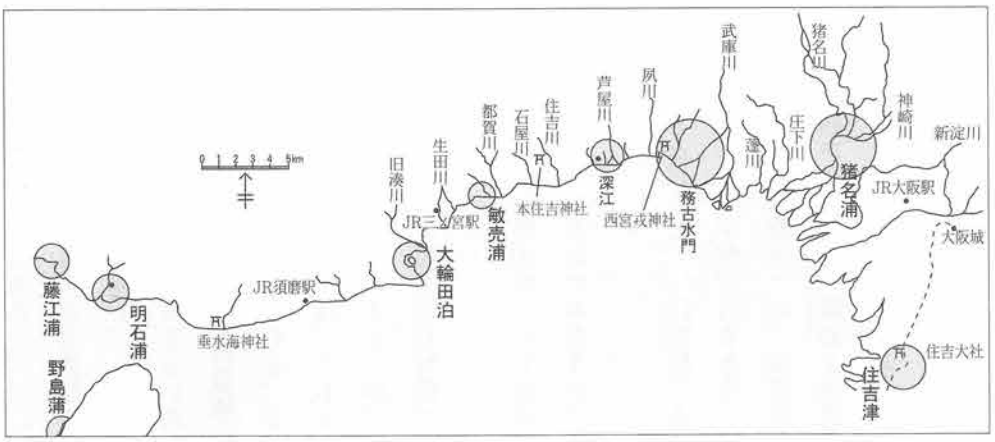

図－2　西摂～明石海峡の主要なミナト概略図
（海岸線は仮製二万分之一地形図にもとづく）

にも、いくつかの関連史料が登場する。

同書の応神三十一年八月条では、そもそもここが新羅調使（新羅からの朝貢使）の船が停泊するような、国際的な港津であったことが示されている。その上、国内の五〇〇艘の官船が、一度に係留されたとの伝承を残すような規模をもっていた。さらに朝鮮半島の新羅王が、このミナトでの失火事件の贖罪として、自国の優秀な匠者（船大工等の技術者集団）を朝廷に献上した。これが猪名部氏の始祖になったと「書紀」は伝えている。

こうしてみると律令制以前の務古水門は、大陸からの先進物資や技術の伝播などに際し、窓口的役割をはたす重要なミナトであった。また猪名部氏という豪族の始祖伝承が、猪名浦ではなく、当港に関連づけて説話化されている。この点からすると務古水門と猪名浦は、事実上重なり合って存在していたとも考えられる。

敏売浦

ここからさらに西の神戸市域に眼をやると、現在、敏馬神社が鎮座する灘区岩屋あたりにあったとされる敏売浦があった。この浦の名が何度も登場するのは、「万葉集」である。表－2は、それを一覧化したものである。

例えば、柿本人麻呂は「玉藻刈る　敏馬を過ぎて　夏草の　野嶋の埼に　舟近づきぬ」（巻三－二五〇）と歌う。山部赤人は「御食向かふ　淡路の島に　直向かふ　敏馬の浦の　沖辺には…」（巻六－九四六）などと詠む。また天平八年（七三六）の遣新羅使一行の長歌の一つには「朝されば　妹が手に巻く　鏡なす　三津の浜辺に　大船に　真梶しじ貫き　韓国に　渡行かむと　直向ふ　敏馬をさして　潮待ちて…」（巻一五－三六二七、作者不明）とみえる。

これによると敏売浦は、ちょうど難波から淡路島の野島崎や明石浦に至る沿岸航路上に位置していた。そこを通る多くの船舶に利用されていた。また田辺福麻呂の長歌では「八千桙の神の御代より　百船の　泊つる泊と　八島国　百船人の　定めてし　敏馬の浦は…」（巻六－一〇六五）とある。ここでは敏売浦の停泊地としての伝統が、神代の昔に遡るとされている。当時の船乗りや都人の間には、敏売浦がかなり早くから開けたミナトだという認識があったらしい。

大輪田泊

さらにこの敏売浦から兵庫区の和田岬北側の海岸線まで行くと、先に触れた五泊の一つ、大輪田泊があった。このミナトの「六国史」における登場は比較的遅く、ようやく九世紀前半になってからである（「日本後紀」弘仁三年＝八一二＝六月辛卯

表－2　『万葉集』にみえる敏売（敏馬・三犬女・見宿女・美奴面）

①柿本朝臣人麻呂の羈旅の歌（巻三―二五〇）

・玉藻刈る　敏馬を過ぎて　夏草の　野嶋の埼に　舟近づきぬ

②羈旅の歌一首。……反歌（巻三―三八九）

・島伝ひ　敏馬の埼を　漕ぎ廻れば　大和恋しく　鶴さはに鳴く

右の歌は、若宮年魚麻呂誦む。ただし作者を審らかにせず。

③天平二年（七三〇）庚午の冬十二月、大宰帥大伴卿、京に向かひて道に上る時に作る歌（巻三―四四九、四五〇）

・妹と来し　敏馬の埼を　帰るさに　ひとりし見れば　涙ぐましも

・行くさには　二人我が見し　この埼を　ひとり過ぐれば　心悲しも

∧一に云ふ、見もさかず来ぬ∨

右の二首、敏馬の埼に過る日に作る歌。

④敏馬の浦に過る時に、山部宿祢赤人が作る歌一首。并せて短歌（巻六―九四六）

・御食向かふ　淡路の島に　直向かふ　敏馬の浦の　沖辺には　深海松採り　浦廻には　なのりそ刈る　深海松の　見まく欲しけど　なのりその　己が名惜しみ　間使ひも　遣らずて我は　生けりともなし

反歌一首。

・須磨の海人の　塩焼き衣の　なれなばか　一日も君を　忘れて思はむ

右、作歌の年月不詳なり。ただし類を以ての故に、この次に載せたり。

⑤敏馬の浦に過る時に作る歌一首并せて短歌（巻六―一〇六五～一〇六七）

・八千桙の　神の御代より　百船の　泊つる泊と　八島国　百船人の　定めてし　敏馬の浦は　朝風に　浦波騒き　夕波に　玉藻は来寄る　白砂　清き浜辺は　行き帰り　見れども飽かず　うべしこそ　見る人ごとに　語り継ぎ　しのひけらしき　百代経て　しのはえ行かむ　清き白浜

反歌二首。

・まそ鏡　敏馬の浦は　百船の　過ぎて行くべき　浜ならなくに

・浜清み　浦うるはしみ　神代より　千船の泊つる　大和太の浜

右の二十一首、田辺福麻呂の歌集に中に出でたり。

⑥所に当たりて誦詠せる古歌（巻一五―三六〇六）

・玉藻刈る　処女を過ぎて　夏草の　野嶋が崎に　廬りす我は

柿本朝臣人麻呂が歌に曰く、敏馬を過ぎて、また曰く、船近づきぬ。

⑦天平八年丙子の夏六月、使いを新羅国に遣わす時、使人ら各々別れを悲しみて贈答し、また海路の上にして旅を慟み、思いを陳べて作る歌、并せて所に当たりて誦詠せる古歌。∧一百四十五首∨。……。物に属けて思ひを発す歌一首（巻一五―三六二七）。

・朝されば　妹が手に巻く　鏡なす　三津の浜辺に　大船に　ま梶しじ貫き　韓国に　渡り行かむと　直向ふ　敏馬をさして　潮待ちて　水脈引き行けば　沖辺には白波高み　浦廻より　漕ぎて渡れば　我妹子に　淡路の島は　夕されば　雲居隠りぬ　さ夜更けて　行くへを知らに　我が心　明石の浦に　船泊めて　浮き寝をしつつ　わたつみの　沖辺を見れば　いざりする　海人の娘子は　小舟乗り　つららに浮けり　暁の　潮満ち来れば　葦辺には　鶴鳴き渡る　朝なぎに　船出をせむと　船人も　水手も声呼び　にほ鳥の　なづさひ行けば　家島は　雲居に見えぬ　我が思へる　心和ぐやと　早く来て　見むと思ひて　大船を　漕ぎ我が行けば　沖つ波　高く立ち来ぬ　外のみに　見つつ過ぎゆき　玉の浦に　船を留めて　浜辺より　浦磯を見つつ　泣く子なす　音のみし泣かゆ　海神の　手巻の玉を　家づとに　妹に遣らむと　拾ひ取り　袖には入れて　返し遣る　使ひなければ　持てれども　験をなみと　また置きつるかも

条、「続日本後紀」承和三年＝八三六＝五月丙辰条）。しかし前述のように、この大輪田泊については、行基によって八世紀に建設されたとの伝承があった。

とくに一二世紀後半に完成した行基の伝記、「行基年譜」という史料がある。ここには行基の指導のもと、畿内各地で建設・修築されたというたくさんの道場や社会施設が書かれている。その中の一つに、行基が六三歳の時（天平二年）、摂津国菟原郡宇治郷において船息院と尼院を起工したと伝える箇所がある。さらに「天平十三年辛巳記」という比較的実録性の高いといわれる引用史料では、「大輪田船息。在摂津国兎原郡宇治」とも記す。ここにある船息とは、泊や水門などと同じく、船の停泊地のことをさす。また船息院や尼院は、その付属の建物にあたるものであろう。

これらによれば、後世にまで繁栄した大輪田泊（あるいはその後身の兵庫津）の基礎的な港湾施設が、八世紀中頃に開かれた可能性は高いのではなかろうか。二〇〇三年の夏、神戸市兵庫区芦原通の兵庫津遺跡から、奈良時代後半のものとみられる溝跡と柱跡が発掘された（神戸市教育委員会文化財課二〇〇六）。あるいはここで見つかった遺構が、これに関連する遺構の一部である可能性もあろう。

ただし従来、この大輪田泊と先にみた敏売浦を、同じミナトとみる考え方がある（吉田一九七二、森一九九八など）。大輪田泊については、敏売浦と違って「万葉集」でほとんど歌われていない。ただ一首だけ、敏売浦について詠んだ長歌の反歌の中で「浜清み　浦うるはしみ　神代より　千船の泊つる　大和太の浜」とでてくる（表－2参照）。ここに大和太の浜とあることなどにより、両者を同一視する見方が生まれてくるわけである。また敏売浦近くにあった式内社「汶売神社」の所在地は、「延喜式」にははっきりと八部郡と書かれている。これからして大輪田泊と敏売浦が同一実体であった可能性も高い。

ただ「大わだ」とは、一般に大きく湾曲した海岸地形をさす。実際、灘区の西部から兵庫区の和田岬付近にかけては、相当大きな湾曲海岸が、あたかも扇の形のように連続していたようである。その中の所々には、さらに深く湾入する干潟や潟湖が何箇所かあった。その一つが敏売浦であり、また大輪田泊といわれる停泊地であったと考えてよい。

つまり敏売浦と大輪田泊は、比較的近接する場所にあった可能性がある。右にみた猪名浦と務古水門の場合と、非常に似通った関係であったのではなかろうか。

西摂・神戸に多い自然の良港

これら四つのミナトのほか、「万葉集」では、須磨の海岸の風景がたびたび詠まれている。ここにミナトがあったことを示す明確な証拠はないが、周辺にはたくさんの海人(あま)系住民が暮らしていたことが分かっている（「万葉集」巻三―四一三、巻六―九四七、巻一七―三九三二など）。これを重んずれば、須磨の浜辺のいずれかの地に、何らかの風待ちの停泊地があった可能性は否定できないであろう。

また先に述べたように、史料には残らないが、深江の浜の入江にも、一定規模の船入地があった。場合によってそれが、官船にも利用されていたと推定した。

このように西摂・神戸には、かなり名の知れた所も含め、大小さまざまの自然の良港が連続していた。このような事実を背景にして、古代王権が住吉神を菟原郡の地に分祠し、ここを出入りする官船の安全を祈らせたことは、先に述べた通りである。

しかしながら、この地域にたくさんの良港があったことは、ほかにもさまざまな問題を投げかける。一つ考えられるのは、先に少し触れた、これらのミナトの所在地周辺に居住する人間の問題である。

ミナトには、単に船の港湾施設のみがあるわけでなかった。それを実質的に動かし、それを拠点にして、漁撈・航海・貢納などを行う海辺の民の生活があった。その西摂・神戸における具体相を、どのように理解すればよいのであろうか。また王権はそのような人々を、対外政策との関連で、どのようなやり方で編成しようとしていたのか。さらに古代の瀬戸内海沿岸のミナトには、一般に国内外の船舶の出入りがあった。そのうち海外からの船の出入りのあり方は、当地でどのように扱われたのか。またそれに地元の勢力はいかに関わったか、などの問題がでてくる。

そこで以下、このミナトと海の問題を基軸にして、いくつかの問題を検討したい。まずはこの地域のミナトの周辺に、どのような人々が暮らしていたか、また彼らにとってミナトが、どのような役割と機能をもつ所であったのか、これらの点を考えてみよう。

二節　本庄地域と西摂・神戸の海人系氏族

倉人水守から大和連水守への改姓

「続日本紀」（以下「続紀」と略す）の神護景雲三年（七六九）六月癸卯条に、次のような記事がある。

摂津国菟原郡の人正八位下倉人水守ら十八人に姓大和連、播磨国明石郡の人外従八位下海直溝長ら十九人には大和赤石連を賜う。

これによると王権はこの年、郡内に本貫地をもつ倉人氏のうち、水守ら一八名に対し、大和連という姓を賜った。また明石郡の人海直溝長ら一九人に、大和赤石連という姓を与えたという。おそらくこの二件の改姓記事は、相互に密接な関わりをもつ。しかしここではまずさしあたり、菟原郡の倉人水守らの姓が、大和連氏に改められた事実を中心に考えてみる。

右の史料を一見した限り、水守ら一八名は、系譜上、倉人氏という氏族の正規のメンバーであった。ところが何らかの理由により、この時、まったく新しい姓の大和連への改姓が認められたようにみえる。

しかし「続紀」の他の改姓史料を参照すると、そのような見方はできないようである。実際には、もともと彼らは菟原郡内において、大和連という氏族に実質的につながる世帯（家族）メンバーであった。ところがこれ以前の戸籍の作成段階で、誤って倉人氏の一員として編戸（登録）された。その間違いがようやく認められ、あるべき姓に復したのが、この神護景雲三年であったと理解できる。おそらくこの倉人という姓は、水守らにとって、母方の一族の姓であった。つまり古代の奈良時代の菟原郡には、少なくとも倉人氏と大和連氏が住まい、しかも両氏が、姻族関係の間柄にあったことがみえてくる。

この二つの氏族のうち、倉人氏は本郡を代表する渡来系氏族で、詳しくは後述したい。他方、この地域のミナトや海の問題をみる上で重要なのは大和連氏である。同氏はいったいどのような氏族であったのであろうか。

海人一族としての大和連氏

この大和連氏について、まず注目されるのは、同氏が系譜上、大和国に居住する倭直（大和宿祢）氏とつながるという氏族伝承をもっている事実である。

九世紀前半の弘仁年間に編纂された「新撰姓氏録」（五畿内の古代氏族一一八二氏の系譜の集成書。以下「姓氏録」と略す）には、大和連氏の遠祖が、神知津彦命（摂津国神別条）であると書かれている。この神知津彦命は、またの名を槁根津日子や

椎根津彦・珍彦ともいう。「書紀」や「古事記」などで、まさに倭直氏の始祖とされる伝説上の人物である。

この神知津彦命を始祖とする倭直氏は、大和国城下郡の大和郷（現在の天理市佐保町あたり）に本拠をおき、大化前代には、倭国造の地位にもあったとされる豪族であった。また山辺郡に鎮座する大和坐大国魂神社を奉斎する氏族としても有名である。ここから倭直氏に関しては、内陸部の大和盆地に居住してきた、伝統的な在地勢力というイメージを抱きやすい。しかしその始祖系譜や氏族伝承の中身をみると、これとは逆に、きわめて海や航海・造船との関わりが深い氏族である。

まずもっとも注目すべきは、記紀の神武東征説話の中に登場する始祖の神知津彦命（槁根津日子）の話である。「書紀」では、漁人の姿をなして艇にのり、神武の東征軍の海導者（水先案内人）として活躍した人物として描かれている（神武即位前紀甲寅年十月条）。他方、「古事記」（中巻、神武天皇段）では、その時「亀の甲」に乗っていたといい、遭遇した場所は、速吸門（潮流の速い海峡の意。おそらく明石海峡のこと）とされる。

後述するように、大阪湾～播磨灘の浜辺は今から半世紀前まで、各地でウミガメの上陸・産卵がみられたところである。とくに明石市の松江・八木・藤江海浜などでは、一九八六年から今日まで、アカウミガメの産卵がほぼ二年おきに確認されている。これによると神知津彦を始祖とする倭直氏の一族は、実際に明石海峡付近のウミガメと強い結びつきをもち、それを踏まえた伝承がこれであったといえそうである。

またその子孫の一人、倭直吾子籠は、外交官として朝鮮半島に派遣されたという伝承をもつ（「書紀」仁徳即位前紀）。さらに遠江国に流れついた樹を運び、それを難波津に引き入れて、船を造ったとの記事もみられる（「書紀」仁徳六十二年五月条）。

こうしてみると、倭直氏の一族は、その昔、海人としての生活をおくっていた可能性が強い。一説によると同氏は、もともと大阪湾岸の出身豪族で、とくに明石海峡付近にいた海人集団を軍事的に統率する立場にあった。そして四世紀末の大王家の大和入り（王朝交替）に際し、そうした海人の水軍兵力を率いて活躍をとげた。その功により、倭国造（の前身）の地位を与えられたとの考え方も提出されている（岡田一九七〇）。

この見方にしたがえば、大和連氏が倭直氏との同族系譜伝承をもったのは、必ずしも血縁的につながっていたからではなかった。彼ら自身もそうした海人的側面をもち、しかも明石海峡付近の海人と同じく、倭直氏に政治的に統率されていた事実にも

とづくのではなかろうか。またそもそも摂津に住まう同氏が、大和という地名を冠するのも、かつてこの倭直氏の支配系列下にあったことによるのであろう。

つまり大和連氏は、大化前代以来、菟原郡内に暮らす海人系氏族、とくに海兵的能力に優れた海人の一族であった。彼らは古くから漁撈・航海生活を営むとともに、必要に応じて、王権の舟運や海上輸送の任務を担った。そしてそれが軍事的動員に及ぶこともしばしばあった。こうした彼らを政治的に統率していたのが、いわば海人（あま）軍の指揮官的地位にある倭直氏であったと整理できよう。

敏売浦と深江のミナト

このような大和連氏が、拠点とするミナトは、どこにあったのであろうか。これまでこの答に近づくことはほとんど無理であった。しかし近年本庄地域の深江のミナト付近にも、同氏の一族の人々が、住んでいた可能性が出て来た。と言うのも、平成十二年（二〇〇〇）の五月から七月にかけて、深江北町一丁目付近の深江北町遺跡において、神戸市教育委員会の第九次の発掘調査が行われた。この調査を通じ、注目すべき二つの発見があったからである。

その一つは、奈良時代の地層から、「駅」の文字を含む墨書（ぼくしょ）土器四点が見つかったことである。これにより今回発掘された遺跡地が、この付近にあった葦屋（あしや）駅家の関連遺構であることが明らかになった（後述）。もう一つは、平安時代前期の地層から、「椋人安道」「椋人稲継」などの人物名を含む木簡が、発掘されたことである（神戸市教育委員会文化財課二〇〇二）。

この人物名のうち「椋人」という氏族名は、「くらひと」と読む。これは右の神護景雲三年の史料にみえた倉人と同一の氏族と考えてよい。つまりこの木簡の出土によって、菟原郡内で姻族関係を結んでいた倉人氏と大和連氏のうち、倉人氏の方は、本庄地域内、ないしはその近辺に暮らしていたことが、ほぼ確実になった。もちろんこの両氏が、奈良時代に姻族の間柄にあったからといって、大和連氏の根拠地もこの付近にあったとは断言できない。

図－3　椋人安道・椋人稲継の名の入った深江北町遺跡出土の木簡

しかし本庄地域の深江のミナトは、先に述べた通り、沖合からの風波も遮れる、相当良質な船入り地であった。またこの地域の周辺では、深江北町遺跡・北青木遺跡・本庄遺跡・津知遺跡など、弥生時代や古墳時代に遡る、たくさんの複合遺跡が見つかっている。これらの遺跡は、おおよそ海岸沿いの砂堆上に立地し、そこから多数の漁撈道具なども出土している（歴史編第一章参照）。これらにもとづけば、倉人氏と姻族の間柄にあった大和連（一族のすべてではないにしても、その一部の世帯）が、この深江ミナトの近辺に居住していた可能性は高いといえるのではなかろうか。

このように古代の深江のミナトの周辺には、大和連氏という海人系氏族の一族たちが住んでいた可能性が高くなってきた。彼らはそこを拠点にして、単に漁撈と航海生活をおくっているだけではなかった。政治的に倭直（大和宿祢）氏に統率されながら、王権に対し、軍事を含む、さまざまの人的・物的奉仕を行うような集団でもあった。

なお古代の海人は、きわめて実働性・現業性の強い集団であるが、当然、その中にも身分階層があった。例えば、前述の大和連への改姓が許された水守は、その当時、正八位下という位階をもっていた。彼はそうした氏族内でも、統率者地位に立つ人物であったといえるだろう。

西摂・神戸の海人系氏族

こうした大和連氏のような海人系氏族は、西摂・神戸のうち、決して菟原郡内だけに限って居住していたわけではなかった。この周辺の各地に、広く分布したことが分かっている。

例えば、「万葉集」によると、雄伴郡（八部郡）の須磨あたりを中心に、たくさんの海人がいた痕跡がみられる（巻三―四一三など）。また先の「続紀」神護景雲三年条に「明石郡の人、海直（あま）溝長」の名前がみえていた。これからして、海人の居住地が、須磨・垂水～明石海峡付近にも及んでいたことは明白であろう。さらにこの時、海直溝長らの姓が、海直から大和赤石連へと改められている。この事実を重んずれば、彼ら自身も、もともと倭直氏の系列下にあった海人であったとみられる。溝長と水守らの間には、一定の連携関係があったと推測される。

他方、今度は菟原郡の東側地域の関連史料に眼をやると、ここにもたくさんの海人系住民がいたことが判明する。表―3はそれらも含め、西摂から明石海峡付近の海人の分布の関連史料を、すべてまとめたものである。

これによると、難波より西側の、河辺郡から播磨国明石郡にかけての地には、有力な海人系氏族が、連続的に点住していた

表－3　西摂。神戸～明石海峡付近の海人関連史料

河辺郡	・郡内に海人系氏族といわれる津守連（宿祢）氏が神主をつとめる住吉大社の所領、神前松原が存在した（「住吉大社神代記」）。 ・郡内の尼崎の地名は、もともと海人・海士の居住に因むという（『兵庫県の地名』Ⅰ）。 ・「万葉集」の「武庫の海」を詠む歌で、「海人の釣り船　波の上ゆ見ゆ」（巻一五―三六〇九）とある。		・郡内に「住吉郷」があった（「和名抄」）。 ・郡内に津守連氏の支配下にあった船木連氏が居住する「船木村」「黒田村」「辟田村」があったという（「住吉大社神代記」）。 ・神護景雲三年、「明石郡の人、外従八位下海直溝長ら一九人に大和赤石連という姓を賜った」という（「続紀」同年六月癸卯条）。 ・郡内に式内社の「海神社三座（名神大社）」が鎮座する（「延喜式」巻一〇）。「住吉大社神代記」で住吉神の「部類神」とされる、「播磨国明石郡垂水明神」は当社をさすと思われる。 ・明石国造は、応神朝に、大倭直氏と同祖の「八代足尼の児、都弥自足尼」が任じられたことにより始まるという（「先代旧辞本紀」「国造本紀」）。 ・南北朝期の播磨国の地誌「峰相記」には、「明石大領大和縲長宿祢」の名がみえる。 ・「万葉集」の山部赤人の歌に、海底の鮑玉を御調として潜り採る「淡路の野島の海人」の姿が詠まれている（巻六―九三三）。 ・住吉仲皇子の乱に際し、阿曇連浜子は、「淡路の野島の海人」を率いて与したという（「書紀」履中天皇即位前紀）。
武庫郡	・藤原宮跡から、郡内の「津門郷」（「和名抄」）に関わって、「津刀里津守連」と記される木簡が見つかった（『木簡研究』二）。 ・平安時代末頃までに、郡内に漁民や船乗りの厚い崇敬を集める「西宮戎神社」が形成された。	明石郡	
菟原郡	・郡内に「津守郷」があった（「和名抄」）。 ・郡内に住吉大社の分社、「菟原住吉社（本住吉神社）」が鎮座する（「住吉大社神代記」）。 ・神護景雲三年、「菟原郡の人、正八位下倉人水守ら一八人に大和連という姓を賜った」という（「続紀」同年六月癸卯条）。 ・「万葉集」の須磨の浜を詠む歌で、須磨の海人たちの塩焼きの姿が、しばしば登場する（巻三―四一三、巻六―九四七、巻一七―三九三一など）。	津名郡	
八部郡			

事実がみえてこよう。ごく大ざっぱにいうと、菟原郡を起点にして、その東側の諸郡には、津守連（つもりのむらじ）系の海人が住まい、その西側の諸郡には、倭直系の海人が多かったこと、そして菟原郡には、その両者の系統が及んでいた可能性を指摘できる。この付近にたくさんある、浜辺の中規模前方後円墳の造営主体についても、今後、彼らとの関わりを追求する必要があるだろう。

こうした海人のいる右の諸郡には、前節でみたように、東から順に、猪名浦・務古水門・敏売浦・

大輪田泊などの著名な港津があり、また明石郡には明石浦・藤江・魚住泊などが、さらに淡路島の北部には、野島浦などのミナトがあった。海人の分布地とこのミナトの所在地は、ほぼ対応する関係にある。この事実によると、それぞれの地域の海人は、基本的にこうしたミナトを拠点にしながら、王権に人的・物的奉仕していた可能性があろう。

ただし古代の海人にとって、ミナトはこうした王権への奉仕・貢納や、船の出航時の拠点としての意味をもつだけにとどまらなかった。当時のミナトにはそれ以外にも、さまざまの役割と機能があった。その一つとして注目されるのは、彼ら自身の信仰との関わりである。

西摂・神戸のミナトと呪術・祭祀説話

古代のミナトの関連史料をみると、呪術・祭祀や、神事に関する説話や儀礼が多いことに気づく。それは西摂・神戸のミナトの諸史料にも顕著にみられる。

例えば、大和連氏の根拠地・敏売浦の海岸には、美奴賣神が鎮座するという美奴賣松原があった。その由来を記した「摂津国風土記」菟原郡の美奴賣松原条の逸文によると、この美奴賣神は、もともと能勢郡の美奴賣山に住まう神であった。ところが新羅へ軍事出兵する際、神功皇后が諸々の神祇を集め、福礼を請い願った。その時、この神も共に集い、大きな霊験をあらわす。こうして神々が集まった場所が、猪名浦の神前松原だった。そしてこの神は戦勝後、その功により、美奴賣の地に遷祀され、さらに船が献上されたと伝える（「万葉集註釈」巻三所引）。

これはミヌメの地名起源説話であり、当地と神前や能勢郡との関わりなど、いくつかの興味深い問題を含んでいる。しかし説話の前提に、この敏売浦を象徴する美奴賣神への地元信仰があったことだけは間違いないだろう。その点は、「延喜式」の神名帳（巻九）に、「汶売神社」の社名があがっている事実からも確かめられる。

またこれとは別に「延喜式」巻二一の玄蕃寮諸蕃条にも、新羅などの海外の使いが来日した時、この敏売浦の敏売崎などの二つの場所で神酒を給うべしとの規定がある。後述するように、これは七世紀初め頃から始まる外国使向けの外交儀礼である。しかしこうした呪術的な行事が、ここで開かれる背景には、右にみたミナト内部の神霊への地元祭祀の伝統が存在したからであろう。

さらに敏売浦以外の西摂のミナトの諸史料にも呪術・祭祀関連の説話・伝承が少なくない。表－4はそれらのすべての内容

を、ミナトごとに整理したものである。

これをみれば分かる通り、いずれの史料も、直接的には国家的な呪術・祭祀にまつわるものであった。とくに神功皇后が登場する説話が目立っている。しかしそれぞれの場所が、王権直属の聖地として扱われていたような形跡は一つもない。やはりこれらの話の前提に、各ミナト内における民間祭祀が先行していたと考えるべきであろう。

例えば、務古水門について、新羅遠征から帰還した神功皇后の船が、ここに入港し、卜占を行ったと伝えられている（表－4）。これはあくまで説話にすぎないが、実際に卜占をやるためには、一定の清なる空間を必要とする。務古水門の内側の一角に、もともと「神依せ」や呪術・祭祀をするに適した、何らかの場所があったことを窺わせる。

またこれと同じことは、基本的に猪名浦の神前松原や長渚崎の伝承にも、あてはまることであろう。こうしたミナト内部における地元民の信仰、およびその祭祀空間が、あらかじめ知られていたからこそ、表－4にみられる数々の伝承や儀礼も創出されたのであろう。そしてそうした民間信仰を主に担っていた

表－4　西摂・神戸のミナトの呪術・祭祀関連史料

猪名浦	務古水門	敏売浦
・「住吉大社神代記」によると、猪名浦の「江尻」の西側に、「神前審神浜」（現在の尼崎市神崎町あたり）という所領があったという。この「審神」とは、「沙庭」「斎庭」とも書かれ、神の告げを聞き、その意志を判断する場所を示す。 ・神功皇后が新羅へ軍事出兵する前、諸々の「神祇」を集め、「福礼」を祈り願った場所が、「神前松原」だったという（「摂津国風土記」逸文、菟原郡美奴賣松原条＜「万葉集註釈」巻三所引＞）。 ・宗像神の祟りの原因をつくった車持君に対し、その償いの「祓禊ぎ」を命じられた場所が、「長渚崎」（現在の尼崎市長洲町付近）であったという（「書紀」履中天皇五年十月甲子条）。		・新羅遠征の帰途、神功皇后は、突然船が進まなくなったので、「務古水門」に入り、そこで「卜占」をおこなった。するといくかの神が現れ、託宣を下したという（「書紀」神功皇后摂政元年二月条）。 ・神功皇后は、新羅への軍事出兵時に霊験を示した「美奴賣神」を、帰国後、美奴賣の地に遷し祀り、さらに神が造らせた船を、献上したという（「摂津国風土記」逸文、菟原郡美奴賣松原条＜「万葉集註釈」巻三所引＞）。 ・新羅の客などの海外の使いが来日した時、難波館と敏売浦の「敏売崎」において、あらかじめ特定の神社で醸造させた「神酒」を給うべし、との規定がみられる（「延喜式」巻二一、玄蕃寮諸蕃条）。

のが、その周辺に居地をおいていた海人系の人々であったことはいうまでもない。

ただそれにしても、このようにミナトと信仰が結びつくのは、現代の我々の常識からすると、一見不可思議な現象にみえる。いったい古代のミナトの中には、なぜそのような信仰の対象となるような場があったのであろうか。

古代のミナトの自然環境

そこで考えたいのは、当時のミナトが、どのような構造であったかである。すでに第一節で少し触れたように、古代のミナトは、今日の港湾のあり方と大きく異なっていた。当時の船の構造（浅い扁平の船底）や操船技術などに規定され、直接、外海・外洋に接して作られなかった。外海からの強い風波を遮れる海岸線を深く湾入したラグーンや、河口部の干潟など、主に低湿地形において形成された。砂泥地という自然環境を利用した天然の良港というのが、古代の港津の実像であったといわれる（森一九八六、日下一九九一）。

そこで実際に船が出入りする水路の周りには、たくさんの自然地形や景観が残されていた。とくに後背湿地の前面の内海や沿岸部付近では、汀線に並行する沿岸州（砂堆列・浜堤・砂丘）、砂州状の島、あるいは砂嘴などの微高地が、さまざまな形状で発達していた。そしてそこにはたくさんの葦が生え、干潮時には多くの水鳥たちも集まってきた。

こうした干潟や砂泥地からなる複合的な景観を、今日のわれわれは、自然味豊かな、美しい水辺の風景と考える。ところが古代の人々はそれだけにとどまらない。そのような自然そのものやその中の特定な箇所を、神聖な場所または信仰の対象として扱った。

砂州状の島々

その代表的な例の一つが、砂州状の大小の島々であろう。ラグーン内に浮き沈みするこうした島々は、海辺に暮らす人々にとって、精霊が宿る特別の空間であった。とくに難波津近くの大阪湾沿岸部で、古くからそれは生島・足島（八十嶋）などと呼ばれていた（岡田一九七〇）。この「イク」と「タル」は、対句的な言葉で、あるモノの中に宿る霊力や生命力の強さを示す表現だといわれる（土橋一九九〇）。難波津周辺の漁民や海人たちは、干潟や海沿いに浮かぶ大小の砂州を、いわば呪術性に満ちた島々と認識していた。それを豊漁と海路の安全を祈る対象として、朝夕信奉するような習俗があったのであろう。

表－4に示したように、猪名浦の南側に祓禊ぎを行ったという長渚崎があった。この長渚は地名であるが、もともとはこの

ような砂州状の島、しかもそれはかなり長大な砂州であった可能性がある。また深江の浜の芦嶋も、かつて人々の信仰をうける島であったかも知れない。

ただし右の長渚崎については、あくまで長渚の「崎」と書かれている。またそのほか西摂・神戸のミナト内で、神事や呪儀に関与した場所は、神前松原であり、また敏売崎であった。いずれの地名にも共通して「崎（前）」という文字がついている。これはこの地域で崇敬されたものが、単に砂州全体ではなく、とくにその先端部分、ないしは海辺に突きだす砂嘴であったことを示すのではないか。

ミナト内の崎（前）と砂嘴

これまでほとんど議論されてないが、一般に古代の「サキ」（崎・前・埼・岬など）と表記される箇所は、人々に畏敬視されたり、神格視されたりしているケースが多い。

例えば、全国の式内社のうち、神前神社・御前神社など、「サキ」の文字を含む社名は、合計三〇社近くに及んでいる。各国の「風土記」にみえる神崎（神前）の地名起源説話も、そのほとんどが、神（荒ぶる神）の居住に関わるものである。また記紀神話の伝承においても、各地の「埼」や「岬」などは、神々が憑依する場所、あるいは神が海と陸地との間を往来する際の通路としての役割が与えられている。さらに丹後の天の橋立や岡山県の大飛島遺跡のように、海辺に伸びる砂嘴が、かつて聖地として扱われた実例も見いだすことができる（坂江二〇〇三）。

こうしてみると西摂・神戸各地のミナトの内部にも、海に向かって突きだす単体の砂嘴や、先端部がかなり目立つ大型の砂州、あるいは汀線に沿って双方から伸びる砂嘴が接近する所などがあった。それらはまさに神の宿る「神の崎」として認識された。また季節ごとに訪れる守護神を迎え入れる「崎」などとして、地域信仰の中心地の一つに

写真－３　岡山県の大飛鳥にあらわれる「砂嘴」
手前右奥に祭祀遺跡がある。

なっていた。こういった事実が、当地の呪術・祭祀史料における「崎」の文字の多さになって現れたのではなかろうか。

ただし神功皇后が神占いをしたという務古水門に関しては、文献上「崎」や「岬」の文字を見いだせない。しかしこの港津の表記のされ方は務古の「水門」であった。「水門」と記される以上、この沿岸部にも、砂嘴が近接する、狭い海峡部があった。そのどちらか一方が、聖地として崇敬されていたのではあるまいか。その比定地は、現在の西宮市の津門町や松原町という地名のあたりと推定できよう。

松原と崎（前）

なおこのように聖地として仰がれていた「崎」や「水門」のうち、実際に人々が集まった所としては、水際に生える松林の一角（松の梢の下で井泉の湧く所、巨石のある所など）が選ばれたのであろう。松という植物は、正月の門松がそうであるように、古くから神霊が依り憑きやすい樹木と見なされていた。

このような松の木、あるいは松林について、猪名浦や敏売浦には、前述のように、松原の海岸、すなわち神前松原と美奴賣松原があった。また「万葉集」によると、務古水門の近くにも「角松原」という松林の浜があったことが分かっている（巻三―二七九、一七―三八九九）。人々は季節ごとに、そうした松林の生える「崎」の先端に集った。そのもとで神迎えの祭祀や、各種の呪術儀礼を行ったとみるのが妥当であろう。

深江の踊り松

これらと同じような神祭りの場が、古代の深江のミナトにあったかどうか、文献史料からはまったく知り得ない。しかし当所にも、少なくとも美しい松原海岸があった。その名残の一つが、現在の本庄地域内に碑が立つ深江の踊り松である。ここは江戸時代の名勝地の一つで、「摂津名所図会」にも絵入

図－4　「摂津名所図会」に描かれた踊り松（「摂津名所図会」から）

りの解説が加えられている。ところがこの踊り松は、単なる名勝地ではなかった。その昔は、地元住民の信仰の場の一つでもあったらしい。

というのも、本庄九ヵ村の氏神である森の稲荷神社が、現在森北町に鎮座するが、その神社の縁起によると、この社の神は、もともと海から寄ってきた漂着神であった。その寄ってきた神を、村人たちが最初に迎え入れた場所が、この深江の踊り松の地であったと伝えられている（神戸市教育委員会『神戸の史跡』一九七五）。

この伝承がはたして古代にまで遡るのか、はっきりと分からない。また踊り松の場所が、どのような古地形の上に立地することになるか、現状では不明である。だが汀線に打ち寄せられた漂着物――石・流木・椰子の実・クジラ・亀の死骸など――を拾い上げ、神として祭る風習は、一般に古代まで遡るといわれている（柳田一九四〇、小倉一九八二、谷川一九九三など）。また江戸時代の踊り松の所在地は、「摂津名所図会」の挿し図（図―5）をみる限り、高橋川の河口部の、西側の堤の先端部にあったように理解できる。これらからすると、古い時代の深江のミナトにおいて、松林の生えた特定の場所、すなわち「崎」（前）が、人々の信仰上の聖地と仰がれていた可能性は高いのではなかろうか。

神祭りの拠点としてのミナト

このように西摂・神戸のミナトには、神の鎮座地や憑依地と見なされやすい独特の自然地形、とくに海に突きだす砂嘴状の地形（崎・前）が顕著に発達していた。各ミナトの近辺に暮ら

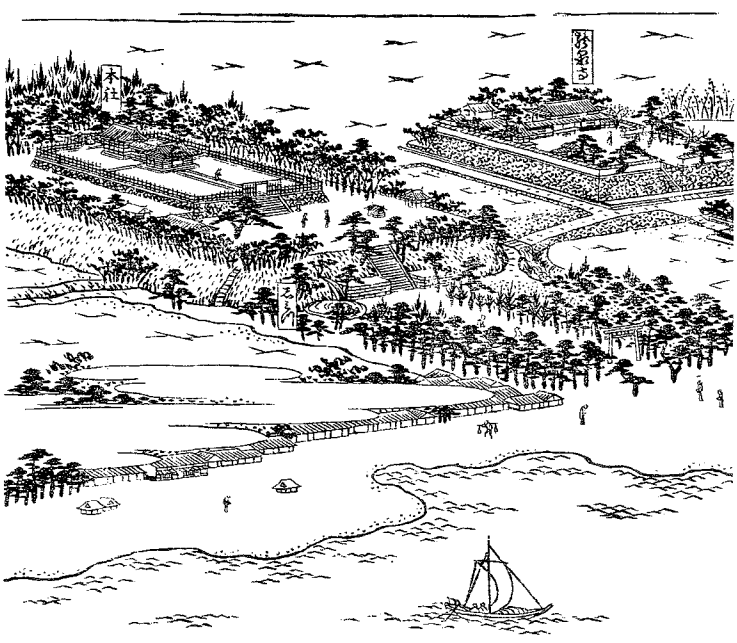

図－5　「摂津名所図会」にみえる敏売付近
段丘崖上の左が敏馬神社、右が龍泉寺

す海人、およびその支配下にあった漁民たちは、こうした地形やその先端部を、宗教上の聖地と崇めた。定期的にそこへ集まり、来臨した神に一族の海路の安全や、共同体全体の豊漁などを祈る、神祭りを行っていた。

しかしこの神祭りは、単に神前における祈禱など、厳粛な神事だけに尽きるものでなかった。人々は長い物忌（謹慎）の生活を経た上、祭りの当日、全員酒食を携えて、ミナト内の聖地に集まる。そこで持参した酒食を神に供えるとともに、参加者全員が、神と一緒に共同飲食するのを常とした。またそれにともに、来臨してきた神を楽しませる目的で、さまざまの歌舞や芸事を披露することもあった。このような宗教慣行が、現在でも磯遊び・浜遊山・浜下りと呼ばれる民俗行事として、一部受け継がれている地域がある。また春先の流し雛（雛祭り）の風習や、潮干狩りの行楽行事も、実はここから生まれたものともいわれる（土橋一九六五、渡辺一九八一など）。

さらにいうと、こういう季節ごとの神祭りに際して、若い独身の男女を中心とする歌垣（嬥歌）の会が開かれることも多かった。これは古代の婚姻・婚約儀式ともいえる性的解放を伴う呪術儀礼である。

古代の各国の「風土記」には、この歌垣の会が、春先や秋などに、しばしば風光明媚な松林の砂浜、すなわち各地域の「神依せ」や呪術・祭祀に適した宗教聖地の一角で開かれたと記されている（「常陸国風土記」香島郡童子松原条、「出雲国風土記」意宇郡忌部神戸条、嶋根郡前原埼条など）。

残念なことに、歌垣の会が西摂・神戸のミナトの聖地で行われていたことを、直接示す文献史料は見当たらない。しかし「万葉集」には、当地の海岸線にまつわる有名な伝説歌、葦屋処女（菟原処女）をめぐる二人の男性の妻問いと、その悲恋譚の歌謡が載せられている（巻九―一八〇一―〇三、同一八〇九―一一、巻一九―四二一一―一二）。

これに関連して「播磨国風土記」の賀毛郡条に、二人の男性から求婚され、結局はすぐに死を迎える根日女の悲劇譚が載っている。これなどはこの地方で開かれていた歌垣の民謡をベースにして作られていた可能性が強い（坂江二〇〇七a）。これを踏まえると葦屋処女の歌も、この地域における歌垣の慣行をもとにして、創出された伝承歌であったかも知れない。その歌の中には葦屋や菟原などの地名が登場している。この点からみて、あるいは深江のミナトやその周辺の浜辺の聖地などで、かつて大がかりな歌垣が、神祭りごとに開かれていた可能性もあるだろう。

このように、各地のミナト内で定期的に開かれた神祭りは、単なる祈禱行事ではなかった。共同飲食などの一連の呪術儀礼を媒介にして、これに参加する海人やその配下にある漁民たちの、相互の団結と結束とを深める行事でもあった。ここに集った人々は、神を迎えまつり、ともに飲み食いし、ともに遊び、ともに結びつき、そして自らの生活や航行の安全、豊漁を祈ることを、一年間に一、二度、繰り返していた。

こうしてみると古代のミナトは、その周辺に住まう海人系氏族たちの出航や出漁の拠点、王権に対する貢納奉仕の拠点であるとともに、豊漁と安全を神に祈り、また自らの連帯を強める信仰上の拠点であったと理解できるだろう。

臨時の祭祀・奉幣を通じた海人の動員・編成

最後に、ミナトが右のような役割をもっていたことにより、王権も対外交渉を円滑にすすめていく上で、ミナト内の聖地やそれへの信仰を、決して看過できなかった点について述べておこう。

いくつかの史料が示すように、一般に大陸に向けて軍事出兵や遣使が行われた時、その船団の水手（かこ）・挟抄（かじとり）（操船）・水先案内人・海兵などとして、西日本各地の海人の協力が必要不可欠であった（「書紀」神功皇后摂政前紀、仁徳天皇即位前紀など）。しかしその際、彼らの動員・編成は、決して無媒介になされたのではなかったと思われる。

右にみてきたように、海人の拠点となったミナト内やその近くには、必ず彼ら自身が信奉する神の聖地があった。そこで大陸に向かう官船は、有力な海人系氏族たちの勢力圏の地元水域に入った時、彼らの協力や援助を引き出すため、まずはその代表的な聖地の神霊やミナト神に対し、臨時の神祭りを行う事実があったのではないか。

この点で注目したいのが、前節で少し触れた、西摂・神戸のミナト内の呪術・祭祀説話のほとんどが、神功皇后の新羅征討譚に関連して登場している事実である。

例えば、神功皇后が猪名浦の神前松原で、戦勝を祈る神祭りをしたのは、新羅への出兵の直前であった。またそこから帰還の際、皇后は霊験をあらわした美奴賣神に感謝して、神を敏売浦に祀り、また船を献上したという（「摂津国風土記」逸文）。さらに神占いをするため、皇后の船が務古水門に入ったのは、やはり新羅からの帰国時とされていた（「書紀」神功皇后摂政元年二月条）。

これらの皇后に関する史料は、歴史的事実そのものをあらわしてはいない。もともとあった地元民の信仰やその祭祀の場に

対し、後から中央で創作された神功皇后伝承が結びつけられたものである。しかしこれらの伝承の背景には、それぞれの話のもとになるある程度の実態や慣行が存在したのではなかろうか。

例えば、皇后が出兵の前に、神前松原に立ち寄ったというのは、かつて大陸への通交が盛んな時代に、王権の遠征軍の船が、わざわざ猪名浦に寄港した。そこで停泊するだけでなく、そのミナト内の聖地（神前松原）で信奉されている神霊に対し、臨時の幣（ぬさ）を奉ることがしばしばあった。そういった事実の反映が、右の伝承であると理解できないか。あるいは皇后の船が帰国時に、敏売浦に寄港して神に感謝したという。これも遠征軍がまず往路にて、美奴賣神に祈りを捧げ、無事の帰還後、その御礼の祭りをしたという実態を、説話化したものと解釈できるのではなかろうか。「播磨国風土記」の中にも巡行した天皇が「地祇（くにつかみ）」（その地元の神）に奉幣したり、荒ぶる神を和ませるために「禱（いの）」らせたりする話がいくつかでてくる（餝磨郡賀野里条、揖保郡広山里条など）。

このように古代の王権は、外征を含む対外交渉を行う際、各地の海人が信仰するミナト神やその聖地などを、そのまま無視して通ることができなかった。王権の命をうけて、大陸に向かう船は、そうした各地の神霊に幣（ぬさ）を捧げることにより、彼らの協力や動員をはかろうとした。つまりここでの臨時の祭祀・奉幣は、王権がそれぞれの神を奉ずる海人や、その配下にいる勢力を国家的に編成し、外征や外交をスムーズにおこなうための、象徴的行為という意味をもっていたことになる。他方、各地の海人の側にも、そうした祭祀・奉幣を期待する、強い意向や要望が働いていたと思われる。

菟原郡にいた大和連氏の一族も、おそらく大化前代に何度も、直接的には倭直氏の指揮下におかれながら、水手や海兵として、大陸に向かうことがあったと推測される。しかしそのような場合にも、まずはその前提として、一族が共同で信奉（しんぽう）するミナトの聖地などにおいて、臨時の官祭がおこなわれていたのではなかろうか。

以上、本節では、古代の西摂・神戸や本庄地域のミナトの周辺にどのような人々が暮らし、また彼らにとってミナトがどのような役割をはたしているのか、さらに古代王権が対外政策との関わりで、こうした人々をどのように動員・編成していたか、などの点を考えてきた。

それではこの土地全体は、さらに中央集権化がすすむ七世紀代になると、王権からどのように位置づけられていったのか。次節ではこの点について探ってみよう。

三節　畿内制と敏売浦

東アジア情勢の変化

一般に律令政治の直接の出発点は、七世紀後半の天武・持統朝ころの諸政策に求められる。しかし王権による中央集権化や地方統合の動きは、すでにそれ以前から開始されていた。その中でまず注目されるのは、六世紀末―七世紀前半の推古朝である。

この推古朝の直前の時期は、ちょうど東アジアの国際関係が大きく変動した時代であった。中国では六世紀末に、北朝から出た隋が、久しぶりに中国全土を統一し、ふたたび中央集権的な国家を樹立した。朝鮮半島では、北方の高句麗に代わり、現在の韓国の慶州に拠る新羅が急速に台頭してきた。このうち倭王権にとって、直接、大きな問題になったのが、朝鮮半島で新羅が台頭してきた事実である。

この新羅は、すでに六世紀前半から半ばにかけて、倭国の古くからの友好国であった伽倻南部の諸王権（金官国・卓淳国・安羅国など）を、次々と滅ぼしていた。次いで五六二年には、高霊の大伽倻国にも侵攻し、最終的にすべての伽倻地域を、自国領土に併合した。

これにより倭王権が、鉄などの先進的な文物を、この地域から直接輸入することは、もはや不可能になった。またもう一つの友好国である百済は、新羅に滅ぼされるようなことはなかったが、六世紀半ば以降、領土の侵犯など、絶えず新羅の脅威と圧迫にさらされていた。

そこで倭王権の内部では、百済との友好関係を維持しつつ、他方、新羅に対抗しうるだけ国力充実と、そのための制度改革をはかろうとする動きが顕著になった。例えば、早く六世紀の前半以降、王権は朝鮮から移ってきた新しい渡来人たち（今来手人）を、部の制度の中に組み込んでいった。製鉄や金属加工など、彼らの先進的な技術や能力を、国家的に編成・把握しようとする試みである。このような取り組みも、右の動きの一環として理解できよう。

しかしより決定的な改革が推進されたのは推古朝であった。ここでは基本的に、成立したばかりの隋王朝から多くを学び取り、新羅に対抗できるだけの、強力な集権国家を樹立することが目標とされた。それとともに、大王を中心とする倭国そのものが、新羅などの他国を従える大国であるとの考え方も芽生え始めた。それを具体的に認識させる諸儀礼の導入もめざされた。

実際これにより、推古朝の倭国では、遣隋使の派遣・冠位十二階・十七条憲法など、次々に新しい政策や国制改革プランが打ち出されていった。そういった諸施策の中には、中央のみならず、地方行政に関わる諸制度も含まれていた。そのうち、西摂・神戸との関連でもっとも重要なのは、遣隋使を通して摂取された畿内制というシステムである。

推古朝における畿内制の成立

これまでの研究によると、この畿内制というシステムは、決して自然発生的な地域的まとまりや、中央の有力貴族層の居住圏などを示すものではない。あくまで古代中国で確立された皇帝（天子）を中心とする人為的、政治的な国土区分法、すなわち中華思想（華夷思想）にもとづく土地・人民の区分制度である。

この制度において、まず世界は、皇帝を頂点とする文明的な人々（漢民族）が住まう「華」と、それ以外の未開で野蛮な異民族が居住する「夷」とに二分して捉えられる。そしてさらにその「華」の空間も、皇帝の住むミヤコを中心として、同心円状に畿内と畿外の二つの地域に分かたれる構造になっていた。

この二つに分かたれた地域のうち、畿内とは王城とその周辺の地域をさす。通常それは各王朝の王城（都）を去る五〇〇里以内の地とされていた。ここは皇帝の礼教や統治が直接に及ぼされる地域で、もっとも重んじられる特別行政区域である。いわば皇帝からみて、「聖域」や「直轄領」の意味をもつのが畿内であった。そこでここに居住する住民に対しては、皇帝からしばしば政治・経済上の特典や優遇措置が与えられた。

他方、この皇帝の聖域としての畿内を出ると、畿外の地があった。そこには皇帝統治の恩典や礼教に直接浴さない畿外の民が住んでいた。さらにその外側に行くと、夷人である異国の民が暮らす地域が広がっていた。

このようにみると、ある王朝や王権において、畿内制のシステムがひかれることは、単に国内的に畿内と畿外の違いを対比させるだけの目的をもっていなかった。対外的に「華」と「夷」の違いを区別・強調する認識、すなわち自らの国が、他国よりも優れた大国（ないしは中国）の地位にあるとの認識と、構造的に結びついていたことが明らかである。

大化改新詔にみえる畿内と境界域

このような中国の畿内制が、倭王権に受容された時期とその具体的な範囲について、従来いくつかの論争がある。「書紀」の記載にしたがうと、一応その導入・確立期は、七世紀半ばの孝徳朝のこととされる。有名な大化改新の詔（六四六年）に、次のようにある。

凡そ畿内は、東は名墾の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、兄。此を制という。西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭々波の合坂山より以来を畿内国とす（「書紀」大化二年正月甲子朔条）。

これによると日本における畿内（中州とも書かれる）は「うちつくに」と訓まれた。その具体的な境界は、東西南北の四至表示、すなわち当時の都（飛鳥）から延びる道上の四隅を示す方法で定められた。ただしこの四隅の境界は、必ずしも現代人が考える線上の「点」であったわけでない。いわば一定の幅をもつ「面」（地帯・境域）であったことに注意しなければならない（バートン二〇〇〇）。

これを踏まえて四つの具体的な境界表示をみると、紀伊の兄山について若干の問題がある。だが他の三つは、ほぼ後の令制国同士の国境地帯と重複している。例えば、三つ目の「赤石の櫛淵」（海に迫った山の尾根が櫛の歯のように出入りするような場所）とは、現在の神戸市須磨区一ノ谷町から垂水区塩屋町にかけての海岸線一帯をさすと思われる。このあたりは、律令制下には播磨国明石郡に属し、後世に至るまで、摂津国と播磨国の国境地帯とされたところであった。したがって全体としてここでいう畿内国の範囲は、おおむね律令制のそれと合致していると考えてよいであろう。

ただし問題はその厳密な意味での施行期である。従来それは孝徳朝、あるいは令制国の枠組みがほぼ全面的に整備される天武朝のころと考えられてきた。しかし最近の研究成果によると、すでにそれをはるかに遡る推古朝において、冠位制・衣服制・軍礼などの中国的な礼制実施策の一環として、後世とほぼ同様の規模の畿内制が樹立されたと推定されている（西本一九九七）。畿内制とは、皇帝権力を頂点にした礼制的な土地・空間認識を、まさに可視的・具体的に秩序化していくことに他ならない。この点を重んじると、右の畿内制＝推古朝成立説は、きわめて妥当な解釈と理解できるのではなかろうか。

大王の聖域・西の玄関口

とすれば神戸の地は、七世紀初め頃の推古朝において「西は赤石の櫛淵より以来の地」――すなわち大王権力のあるミヤコからみた聖域としての畿内の最西端、もっとも西の境界領域（地帯）――に組み込まれた。他方、古代の主要な交通関係に即していうと、当時の西国や大陸からの入京ルートは、基本的に瀬戸内海舟運が用いられた。この西摂・神戸の沿岸部のミナトなどを通り、難波津に入港し、さらにミヤコに向かうのが通例であった。これからすると当地は、外国人を含む多様な人々

が、畿内という特殊な行政区画を出入りする際の、西の玄関口としての役割をもつことにもなった。

そこで王権は、ここがそうした聖域の玄関口（境界領域）に入った所であることを、可視的・具体的な形で分からせる必要があった。そのためこの地域内のある港津の聖地において、一つの公的な儀礼を開始させた。ただしこの儀礼は、ここに出入りするすべての船舶、すべての人々に向けられたものではない。先に述べたように、畿内という概念は、華夷認識、すなわち自らの国が他国より優れた大国の地位にあるとの対外認識と、構造的に結びついていた。したがってこの儀礼も、あくまで来日した海外使節に対するものとして制度化された。それが前節で少し触れた、敏売崎（敏売浦の近くにあった岬付近）における神酒（みき）の給付・飲酒行事である。

敏売崎での神酒の給付と共飲

この儀式の中身の大きな特徴は、海外の使いに対し、特定の神社の神部（封戸（ふこ））に作らせた神酒を給うという呪術的な側面にある。この神酒は、給酒使に任命された中臣氏の官人により、敏売崎と難波館（なにわのむろつみ）（難波津の近くにあった迎賓施設（げいひんしせつ））の二カ所で支給されるようになっていた（「延喜式」巻二一・玄蕃寮諸蕃条）。

このうち難波では、神酒の支給前、難波津の海上で装った迎えの船による船上セレモニーも催された。また敏売浦の「崎」が、あえて儀式の場に選ばれたのは、本来ここが呪術の場に適した地元信仰の聖地として仰がれていたからであろう（本章二節参照）。おそらく外国使を乗せた船は、いったん敏売浦に入港し、そこで一行は上陸して敏売崎の儀式場に向かったと思われる。このような一連の儀礼の全体が、すでに推古朝から始まっていたことは、「書紀」の関連記事によって明らかである（推古十六年＝六〇八＝六月丙辰条、舒明四年＝六三二＝十月甲寅条）。

従来、神酒を外国使へ給う目的について、遠来の客の慰労や入京前の「祓（はら）え清め」など、さまざまな見方が示されてきた。しかし中央における外国使の饗宴儀礼の史料をみると、しばしば賓客と酒食をともにする共食使（あいたげひと）のことや、「共食（あいたく）」という言葉が登場している（「書紀」雄略十四年四月甲午朔条、同・推古十八年＝六一〇＝十月乙巳条、「延喜式」巻一一・太政官蕃客条、同巻二一・治部省蕃客条など）。この共食使の役割について、共同飲食という呪術的な行為を通じ、海外の使者との意思疎通や、双方の集団の結合や連帯を確認する任務があったと理解されている（原田一九八七）。

図－6　明治時代前期の岩屋村、味泥村付近
（仮製二万分一地形図・神戸による）

敏売崎と難波館にも実はこの共食使に相当する臨時の使者が派遣されていた。例えば、「書紀」の関連史料の中に、数名の「掌客（しょうきゃく）」（接待役）を任命した記事がある（同書、推古十六年六月丙辰条）。その中の一名ないしは二名が、この任に就いていたのではなかろうか（後述）。彼らは入京後の共食使の場合と同じく、この二つの場所で、神聖な酒を外国使と向き合って飲食した。そうすることにより、それぞれが所属する王権間同士の結びつきや連帯を強める任をはたした。

ただし王権がこれを通じて強化しようとした結びつきや連帯関係を、相互に対等で独立したものであったと考えてはならない。前述した通り、推古朝以降の倭王権では、大王を中心とする倭国そのものが、新羅などの周辺諸国を従える大国であるとの認識が生まれていた。そして、そもそも本行事の基礎部分にある畿内制の概念が、この考え方と密接不可分の関係にあった。したがってこの儀礼の執行時に念頭におかれていたものは、あくまで支配－従属関係にもとづいた結びつき、すなわち倭国を「主」（君主）とし、外国を「従」（家来）とするような結合関係であったとみるべきである。

このように推古朝以降、敏売崎では、地域全体が大王の聖域の西の玄関口（境界領域）に位置づけられたことにより、海外の使者がここを通ってミヤコに向かうたびごとに、呪術的で、しかも大国主義的な考え方による外交儀礼がおこなわれた。

他方、この後、難波津の近くの難波館でもこれとほぼ同様の儀礼が繰り返される。この理由もやはりこの難波の地が、大王権力にとって一つの境界領域、すなわち外国使が大王の都に向かうルート上の海と陸の交通の結節点に位置することによるのであろう。古代の王権は、このような主だった境界領域で、同じ行事を何度も繰り返した。そうすることにより、倭国が大国であるとの自己認識を、具体的に満足させようとしていたわけである。

儀礼への海人系氏族の関与

このような新しい外交儀礼が推古朝から始まったが、これに対して地元勢力、とくに前節でみた海人系氏族の大和連氏などがどのように関与していたか、文献上、知り得ることはできない。

しかしこの行事が開催された敏売の地は、もともと同氏の本拠地であり、かつその信仰の拠点でもあった。またこのミナトの周辺から、難波津に至る海岸線は、基本的にラグーンや干潟からなる砂質状の低湿地形が続いていた。そうした複雑な環境にある敏売浦や難波津に向けて、「賓客」である外国使の船を近

づけるためには、どうしてもこの付近の海域の情報（潮の流れ・水路・水脈等）に詳しい海人の協力を必要としたのであろう。

そこでこの海岸部一帯に住まう海人系氏族、大和連氏の一族が動員されたとも考えられる。彼らは海外の使いが乗る船がやってきた時、その船の入港や出航、あるいはラグーン内の水先案内などの実働面において、一定の役割を果たしたのではなかろうか。

前節でみたように、この大和連氏は国際交通の進展にともない、王権の船の海兵や水手として、何度も大陸へ渡っていたと推定される。推古朝以降は、そうした活動に加え、自らの根拠地に大陸からやってきた外国使を海上で迎接する任務につくようになったといえるだろう。

しかしこの儀礼への地元勢力の関与という点で目立つのは、凡河内直（大河内直）氏という氏族の関わり方である。

儀礼における凡河内直氏の役割

同氏に関する史料は、「書紀」に二度ばかりでてくる。一回目は、前述の推古十六年（六〇八）、隋朝の裴世清らが来日した際の記事である。彼らは四月に筑紫に到着し、六月には難波津に入港した。そして船上での歓迎行事を受け、その後、新しい館に入った。「書紀」によると、この時、中臣宮地連烏麻呂、船史王平、大河内直糠手の三人が、掌客の任にあたったとでてくる（同書、同年六月丙辰条）。

二回目は、それから二四年たった舒明天皇四年（六三二）、今度は唐朝の高表仁らの来日記事である。この年の十月、一行は難波津に到着し、やはりまずここで歓迎を受けた。その後、導者の先導によって舘に入り、神酒を給付されたと記される。「書紀」によると、この時、導者の役を務めたのが、大河内直矢伏と難波吉士八牛の二人であったという（同書、同年十月甲寅条）。

この「書紀」の二つの記事では、難波における儀礼の模様しか伝えられていない。しかし両方のケースともに、その前段、敏売崎での儀礼も行われていたはずである。だがそれは、同種行事の重複掲載を避けるため、「書紀」の編纂段階でカットされたと思われる。おそらく凡河内直氏も含め二つの史料に登場する諸氏族は、まずはこの敏売崎の行事に参加し、その後、外国使の移動にともなって難波津に移り、ふたたび参加したと推定される。

そうした中にあって凡河内直（大河内直）氏の役割は、この二つの記事の一方で、掌客（推古十六年）、もう一方では、導者（舒明四年）であったと書かれている。この前者の掌客とは、

先に述べた通り、海外使節の接待にあたる臨時の役人のことを示す。他方、導者は、文字通りの先導役（案内役）をさす。しかしこの導者は、独立した役職名ではなく、おそらく掌客の職掌の中に含まれる一つの任務を示すのではあるまいか。つまり掌客に任命された何人かの人々が、先導役など、さまざまの役割をこなす体制になっていたのであろう。

とすれば、推古十六年の記事中の三人の掌客の任務分担が問題となるが、このうち中臣宮地連烏麻呂は、氏名の中に「中臣」の姓を含んでいる。これからして彼は、神酒を裴世清らに給う役割を帯びていたのかも知れない。それに対して大河内直糠手は、船史王平とともに、神酒を共同飲食するという呪術的な役務、ないしは先導役等の任務を負っていた可能性があろう。このうち同氏がもともと呪術・祭祀に精通した氏族であったことを踏まえれば（後述）、おそらく前者の役務を担当していたと思われる。

このように二つの関連史料をみる限り、凡河内直氏は儀礼全体の中で、かなり重要な役割を占めていた。もちろんその役割は、海外の使者との外交折衝など、王権中央の大夫層の役人が担った役割とは、質的に大きく異なる。しかし海外の使者と直接に接触する役目という点では、かなりの重責であったことは

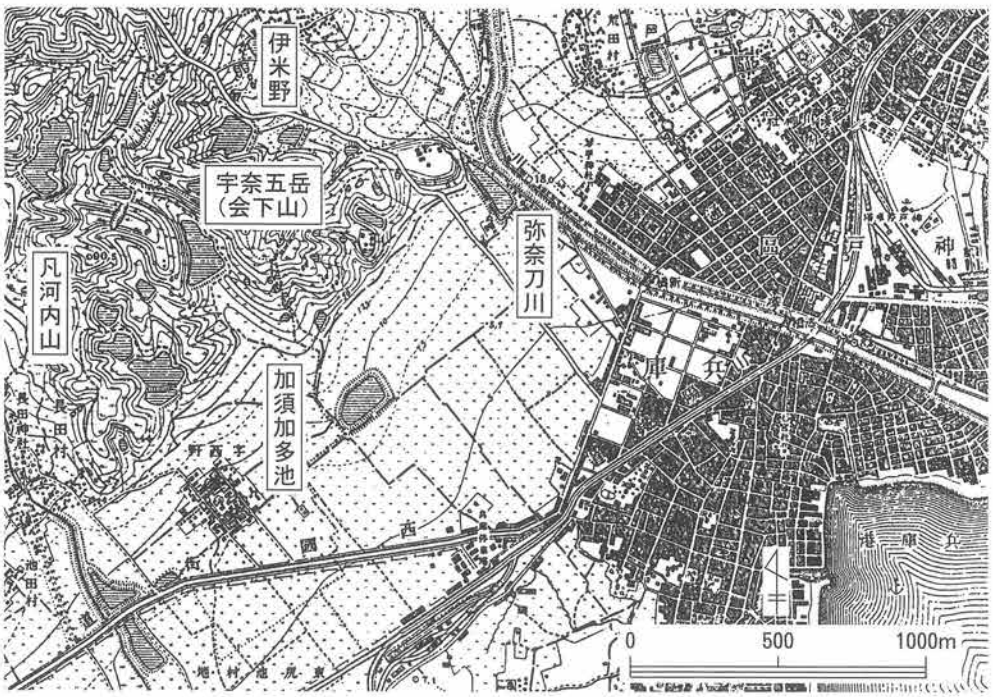

図－7　雄伴郡宇治郷の「宇奈五岳」付近
（仮製二万分一地形図の兵庫、神戸、須磨村による）

確かであろう。

西摂・神戸における凡河内直氏

それでは凡河内直氏が、儀礼に対してかなり重要な役割をもって参加した理由を、どのように考えたらよいであろうか。その理由の一つとして、同氏の本拠地が、この儀式場の一つ、敏売崎に比較的近い所にあった事実をあげられよう。

「延喜式」の神名帳（巻九）の菟原郡の条に、河内国魂神社という社が載っている。社名からして、この凡河内直氏が、祭主（神主）をつとめる神社であったと考えられる。また天平十九年（七四七）の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」（以下「法隆寺資財帳」と略す）によると、雄伴郡の「宇奈五岳」（神戸市兵庫区の会下山あたり）という山林の西側に凡河内寺山という丘陵があったという。これは同氏の氏寺用の山林をさすと思われる。当然、凡河内直氏の氏寺や邸宅も、この近くにあったと推定される。この二つの史料から、同氏が菟原郡から雄伴郡に本拠地をおいていたのは確実だろう。つまり凡河内直氏が儀式に関与できたのは、こうした地の利を活かしたものであった。

ただこの凡河内直氏の本来の本拠地が、この推古朝以前からこの付近であったのか否か、今日に至るまで、活発な議論が続けられている（田中一九五八、吉田一九七三、笹川一九八八、落合一九八九、直木二〇〇五など）。ここではその明確な結論を保留しておきたい。

しかし一つだけ確認すれば、同氏については、その氏族起源や始祖の伝承は、「記紀」の神代の物語に載せられている（「古事記」上巻、「書紀」神代上・第六段本文）。ところがその始祖の天津彦根命が、その後の物語の中で活躍するような説話は、まったく取り入れられていない。このような氏は、一般に早くから大王家と結び、とりわけその従属性が強かった氏族と理解されている（岡田一九七五）。これらからすると同氏は、もともと強力な地域支配をやるような政治勢力ではなかった。あくまで王権への直属官僚的な性格の濃厚な氏族であったといえるだろう。

またもう一つの関与理由として、これは右の二史料に名がみえる船史氏や難波吉士氏にも共通する点であるが、もともと凡河内直氏が、海（海洋祭祀）や航海・水運などとの関わりが深い氏族であった点も指摘できよう。

というのも「書紀」の雄略九年条に、雄略天皇が自ら新羅へ出兵しようと決意し、事前に胸方神（沖ノ島）を祀らせる記事がみられる。「書紀」によると、その時、神祭り役として現地に派遣されたのは、ある一人の采女と凡河内直香賜だったとい

う（同年二月甲子朔条）。

右にみたように、もともと凡河内直氏は、菟原郡の河内国魂神社の祭主をつとめるような家柄であった。ここではそれにプラスして、王権の海洋祭祀にも従事しているわけである。同氏が元来、海上儀礼やミナト周辺の呪術行事に適した能力をもつ氏族であることを示す説話といえよう。さらにまた、この話で凡河内直氏が、わざわざ筑紫の玄界灘に赴いている点からすると、同氏と西摂・神戸の沿岸部に住まう海人系氏族との間に、あるいは一定の結びつきがあったのかも知れない。

畿内制の導入と西摂・神戸

以上のように、東アジアの国際情勢の変化にもとづく推古朝の改革、とくに畿内制の確立は、西摂・神戸の地域とその住民に対し、大きな変動をもたらした。現在の神戸市から西宮市にかけての六甲山の山麓地域は、これにより畿内の最西端、すなわち大王の聖域の西の玄関口に位置づけられ、制度上、大王権力にも直結する重要地帯の一つになった。またこれにふさわしい外交儀礼も開始され、そこには地元氏族たちもかなりの重要な役割を帯びて、関与することになった。

すでにこれ以前の時代から、西摂・神戸の地は、大和連氏など、外征や海外交渉の舟運や兵力を担う海人系氏族がたくさん住まう点で、王権にとって重要な基盤となっていた。しかし推古朝において、畿内の最西端として政治的に編成された点は、その後のこの地域全体の歴史発展にとって、はるかに大きな意味をもったと思われる。

その後の地方改革の動き

この後、王権による中央集権化の動きは、七世紀中葉の孝徳朝や、天武・持統朝などを経て、八世紀初頭ころまで推進されていった。

そのうちまず孝徳朝では「天下立評（てんかりつびょう）」政策、すなわち全国的規模で評（こおり）という行政機構が確立された。この評制は、後の郡司制（郡制）の前身をなす制度で、基本的に大宝律令が施行される八世紀初頭まで存続した。評造、あるいは評督・助督などと呼ばれた評の官人には、各地の在地豪族層が任命された。彼らは評家（評の役所）を拠点としつつ、それぞれの地域の行政一般を担当した。

次いで天智朝の末年から天武朝の前半ころにかけて、各地の評をいくつかまとめて一つの国とする中央集権的な国評制という制度が整備されていった。これ以降、すでに孝徳朝に創出されていた各評は、基本的にこの国の官人に管轄され、その下部組織として位置づけられることになった。さらにほぼ同じ頃、

この国評制の末端をなす五十戸（里、サト）という村落制度も、全国的に整えられていたことが分かりつつある。

このような地方改革や律令制的な地方制度の導入は、各地の地域社会の状況を、政治・経済・宗教などのすべての分野にわたり、大きく変容させた。西摂・神戸も、その例外ではなかった。当地でも、七世紀半ば以降、いくつかの段階をへて、国―評―五十戸制という中央集権的な政治システムが確立していったことであろう。しかしながら、残念なことにそれを直接具体的に語る文献史料は残されていない。

ここでは当地全体が、推古朝に、畿内の最西端に位置づけられたことの重要性をもう一度強調した上で、次節では八世紀以降の律令制下における、西摂・神戸、そして本庄地域の歴史について探ってみよう。

四節　律令制下の西摂・神戸と本庄地域

律令体制の成立と摂津職

七世紀末の持統朝における飛鳥浄御原令（あすかきよみはらりょう）の施行、八世紀初頭の大宝律令の施行などを通じ、日本の古代国家は最終的に完成した。中央には藤原京・平城京などの中国に倣った広大な都城が造られた。その中心部に据わる天皇を頂点にして、官僚制的な全国支配の網が整った。

日本列島の各地は、現在の北海道や琉球地域などの諸地域を除き、まず同心円状に畿内と畿外（七道（しちどう））とに二分された。この畿内―畿外システムが早く推古天皇の頃に導入されたことはすでに述べた。そしてこのような国土区分のもと、その下に、国（くに）・郡（ぐん）・里（り）という行政機構が設けられた。諸国には中央から派遣された国司が赴任し、郡と里には地元から選ばれた郡領と里長が任じられた。

このうち五〇戸をもって編成される里は、霊亀三年（七一七）頃、郷へ改められた。その下部に二、三の里を置く郷里制（ごうりせい）が始められる。しかし天平十二年（七四〇）前後にふたたびこれは廃止され、その後一貫して郷のみとなる（鎌田二〇〇一）。

こうした地方制度の施行に関して、現在の神戸市垂水区と西区を除く市域は、前述のように、推古朝において、畿内の境域内部に組み込まれた。次いで孝徳朝での立評を経て、天武朝には摂津国の領域内に編入された。畿内を管轄する行政職はなかった。本庄地域の住民は、基本的にこの摂津国の役人の支配と保護を受けたことになる。

律令によるとこの摂津国は、単なる一般の国ではなく、特別の行政区として位置づけられていた。その職制は、摂津職と呼ばれた。四等官の職名も守・介・掾・目ではなく、大夫・亮・進・属と表記された（職員令摂津職条）。この理由は領域内に副都としての難波宮が営まれ、また古代国家の外港である難波津があったことによるのであろう。

摂津へのこういった特別の体制は、摂津職が廃止され、摂津国（摂津国司）へと改められる延暦十二年（七九三）まで続けられた（「類三」巻五、同年三月九日付太政官符）。また九世紀に入ると、しばしばその国衙の所在地を、従来とは別の場所に移す計画が持ち上がる（「日本後紀」延暦二十四年＝八〇五＝十一月乙酉条、「日本紀略」天長二年＝八二五＝四月癸未条）。結局それは外交用施設である鴻臚館に遷地されたようである（「続日本後紀」承和十一年＝八四四＝十月戊子条）。なお摂津職の当初の官衙所在地は明らかになっていない。

摂津職の所管郡

この摂津職が所管する郡について、一〇世紀前半の行政マニュアル書である「延喜式」は、住吉・百済・東成・西成・嶋上・嶋下・豊嶋・河辺・武庫・菟原・八部・有馬・能勢郡の、合わせて一三郡をあげる。国としての等級は上国であった（巻二二、民部上）。また源順が九三〇年代に編纂した百科辞書「和名類聚抄」（以下「和名抄」と略す）にも、表記や訓み方に一部ズレがあるものの、やはり同数の郡名がカウントされている。

これらの一三郡の推定所在領域は、ほぼ現在の大阪市全域のほか、淀川西岸の大阪府の各市町村、兵庫県の尼崎市・伊丹市・川西市・宝塚市・西宮市・芦屋市・神戸市などの地域に広がっていた。「延喜式」によると畿内に属する他の四ヵ国の所管郡数は、山城国が八郡（上国）、大和国が一五郡（大国）、河内国が一四郡（大国）、和泉国が三郡（下国）であった。摂津職の所管郡の数は、大和・河内に次いで三番目に多かった。

神戸市域の諸郡

このような諸郡のなかで、現在の神戸市域に直接関わる郡は、菟原・八部・有馬の三つの郡である（垂水区・西区は播磨国明石郡に所属）。このうち八部郡（「和名抄」東急本では八田部とも書かれる）は、八世紀から九世紀にかけて郡名表記が二度改められた。

まず八世紀の初め頃、荒田郡と呼ばれ、次いでその中葉に、雄伴郡へ改称される。さらに承和年間（八三四―四八）までに八部郡へと改正されたことが知られる（須磨区大田町遺跡出土

硯銘文、「法隆寺資財帳」、「類聚国史」巻一五九・承和五年三月癸亥条）。二度目の雄伴郡から八部郡への改称は、淳和天皇の諱（いみな）（実名）である大伴を避けたといわれる（ただし雄伴の「ヲ」と大伴の「オ」は、本来系統を異にする音である）。しかし最初の荒田郡から雄伴郡への改正理由などは詳かでない。

こうした八部郡を含む三郡それぞれの郡域は、必ずしも明確でない箇所が少なくない。とくに菟原・八部両郡の境界域は、時期により何度か変遷があったようである。だがおおよその行政範囲を示すと、菟原郡がほぼ今の東灘区・灘区・中央区東部、および芦屋市と西宮市の一部、八部郡が中央区西部・兵庫区・長田区・須磨区、有馬郡が北区、および三田市と西宮市の一部に相当する。各郡には郡領（大領・少領）を筆頭にした各種の官人がおり、郡家（郡衙・郡庁）を拠点にして行政一般を掌っていたはずである。しかしそれを担った氏族名を明かす資、史料はみつかっていない。

表－5　郡の等級

等級	里数
大郡	16里～20里
上郡	12里～15里
中郡	8里～11里
下郡	4里～7里
小郡	2里～3里

（戸令定郡条による）

菟原・八部・有馬郡の所管郷

「和名抄」に従いこの三郡が管轄する郷名を郡別に列挙したのが表－6である。菟原郡が郷数がもっとも多くトータル八郷、次いで八部・有馬両郡の五郷という順になる。この数を郡の等級を定めた戸令定郡条の規定に照らすと、菟原郡は中郡（ちゅうぐん）、残る二郡は下郡（げぐん）に該当する（表－5参照）。

表－6　有馬・菟原・八部郡の所管郷（和名抄）

有馬郡	菟原郡	八部郡
春木（はるき）	賀美	生田（いくた）
播多（はた）	葦屋	宇治
羽束（はつかし）	布敷	神戸
大神	天城	八部（やたへ）
忍壁（おしかへ）	津守	長田（なかた）
	覚美	
	佐才	
	住吉	

＊有馬郡の大神郷は、高山寺本にはみえず。
＊菟原郡の葦屋郷は、東急本では葦原郷とみえる。
＊菟原郡の天城郷は、高山寺本では天敷郷とみえる。
＊菟原郡の郷名の読みは、どの本にもふられていない。

ただしここにみられる郷名は、あくまで「和名抄」が編纂される前段の九世紀から一〇世紀初め頃までの在地状況を反映させたものである（池辺一九八一）。それよりもっと前の時代には、これと異なる郷や里があった可能性がある。

実際、霊亀三年（七一七）以前の荒田郡（八部郡）においては、中富里（なかとみ）という「和名抄」にみられない里があったらしい（須磨区大田町遺跡出土硯銘文）。霊亀三年より前の時期というと、五十戸一里制が施行されていた時代である。しかしこの中富里が、現在のどのあたりに比定できるのか分からない。またその後「和名抄」所載の生田・宇治・神戸・八部・長田の五郷といかにつながるかも不確かである。

さらに現在の中央区を流れる宇治川と古湊川の河口部付近にあったと推定される宇治郷は、「和名抄」によると八部郡の所管郷であった。しかし行基の伝道記録や社会活動を載せる「行基年譜」（一二世紀後半に完成）が引用する「天平十三年辛巳記」という史料には宇治を菟原郡内にあったように記す。その上、天平十九年（七四七）の「法隆寺資財帳」でも、同寺が領有する「池一塘」が摂津国菟原郡宇治郷に所在すると伝えている。これからすると宇治郷は、もともと八世紀前半に菟原郡に所属する郷であったとも考えられる。ただし右の「法隆寺資財帳」は別の箇所で、宇奈五岳という山林を、摂津国雄伴郡宇治郷に所在すると、一見矛盾した書き方もしている。

おそらくこれは、本来一つのまとまりをもった宇治というムラが、律令制の施行により二つの郷（ないしは里）に分割されたとみるのが妥当であろう。このような事例は他の地域でも比較的多くみられる現象である。例えば「和名抄」によると、菟原郡内の賀美郷とまったく同名の郷が、その東隣の武庫郡内にもあった。これも同様のケースと理解できる。

これからすると八世紀中葉のこの付近には、宇治郷と呼ばれる郷が、菟原郡と八部郡とにそれぞれ一つずつあった。そしてその後、一〇世紀前半までに、菟原郡所管のそれが八部郡側に統合されたと考えるべきであろう。その要因は五十戸一里制の原則が崩れ去ってしまったこと、および菟原・八部両郡の境界域が、八世紀後半以降、従来よりもやや東方に移動したことにちなむと推定したい。

表－7　郡の等級別の郡司の定員

大郡	上郡	中郡	下郡	小郡
大領1人 少領1人 主政3人 主帳3人	大領1人 少領1人 主政2人 主帳2人	大領1人 少領1人 主政1人 主帳1人	大領1人 少領1人 主帳1人	領1人 主帳1人
計8人	計6人	計4人	計3人	計2人

＊職員令による。ただし天平11年5月には定員が一部改正された。
＊職員令大郡条によると、各郡司の職掌は以下の通り。
＊大領＝「撫養所部。検察郡事」、少領＝大領と同じ。主政＝「糺判郡内。審署文案。勾稽失。察非違」、主帳＝「受事上抄。勘署文案。検出稽失。読申公文」。

菟原郡と郡家の比定地

このような複雑な様相をみせる三つの郡のうち、本庄地域が属したのは菟原郡である。先に述べたように、本郡の郡としての等級は中郡であった。もし定員通りならば、この役所には、大領・少領・主政・主帳の四等官が各一人ずついた（職員令中郡条）。その配下には、郡書生・案主・鎰取・駈使など、郡雑任層と呼ばれる実務的な下級官吏もたくさんいたと推定される（「類三」巻六、弘仁十三年＝八二二＝閏九月二十二日付官符など）。しかしそれぞれの地位に就いた氏族名

などをつかむ手がかりはない。今後の学術的な発掘成果の進展に期待するしかない。

だが本郡の郡家（郡衙・郡庁）の所在地について、近年新たな知見が加わりつつある。従来は郡家・室之内・古寺・堂前などの字名が残る東灘区御影町郡家から住吉本町にかけての地が、その有力候補地であった（落合一九八九など）。ところが現在の阪神深江駅付近から、北東の丘陵部へ約一、二キロ行った芦屋市三条南町に寺田遺跡がある。最近ここで奈良時代の官衙的な倉庫遺構二棟とともに「大領」「少領」と書かれた墨書土器が検出された（第一章参照）。氏族名が書かれていないのは残念だが、この大領・少領は当然菟原郡の郡領氏族に関わるものであろう。

またこの寺田遺跡の近くには、「壬子年」（白雉三年＝六五二年）という干支銘木簡が出土した三条九ノ坪遺跡がある（兵庫県教育委員会一九九七）。さらに奈良県斑鳩町の法起寺と同様の伽藍配置をもつ白鳳期建立の芦屋廃寺跡もみつかっている（芦屋市教育委員会一九九九）。

これからすると七世紀後半から八世紀代のこの付近一帯は、官衙的な施設や有力氏族の寺院などが集中する地域であった。その一角に菟原郡家があった可能性はかなり濃厚であろう。そして後世になってそれは、御影町郡家あたりへ移されたのかも知れない。

本庄地域と葦屋郷

こういった菟原郡の郡衙権力によって支配される郷は、表－6にあるように、賀美・葦屋（東急本では葦原）・布敷・天城（高山寺本では天敷）・津守・覚美・佐才（名古屋市立博物館本では佐介）・住吉の八郷である。先に述べた通り、八世紀にはこれにプラスして宇治郷もあったらしい。この八郷（ないしは九郷）のなかで、現在の本庄地域をその領域内に含む郷は葦屋郷であったとみられる。この点は深江北町遺跡の奈良時代の遺構から「駅」（葦屋駅）と墨書される土器がみつかったことによりほぼ明確になった。

従来の研究にしたがうと、この葦屋郷の全体の郷域はかなり広かった。北側に六甲山、南側は大阪湾に面しつつ、東は芦屋市の宮川が流れるあたりまで、西は東灘区の天上川付近まで及んでいたと推定される。こうしてみると本庄地域から北部の丘陵地帯にかけての地は、おおよそ郷の中央部に位置していたことになろう。また「大領」「少領」の墨書土器がみつかった寺田遺跡あたりが菟原郡衙跡であったとすると、この付近一帯は菟原郡全体の政治的な中心地でもあった。

葦屋郷の村落景観

このように広い規模をもつ葦屋郷の実際の村落景観や人々の分布状況を復元することはきわめて難しい。ただし参考にすべきは、これまでの歴史地理学の研究成果である。それによると一般に古代の集落は、江戸時代以降の農村でしばしばみられるコンパクトな集村形態をとっていなかった。現在の富山県の砺波平野の散居村の形態に近い、小村や疎塊村であったといわれる。ここでいう小村や疎塊村とは、個々の家の孤立性がある程度高く、周囲に耕地を伴う一〇戸以上の人家が、比較的ルーズなまとまりをもって点在するような村落景観である（金田一九八五、同一九九九など）。

この見方にしたがうと葦屋郷内の各所にも、小規模な村落が五、六ヵ村、ないしは七、八ヵ村程度広がっていたことになろう。明治十年代後半に作成された「陸測図」（仮製二万分の一地形図）によると、当地の周辺には深江村・青木村・魚崎村・津知村など、江戸時代から続くと思われる大小の集村があった。

このうち魚崎村に関していうと、その居住人口は享保十年（一七二五）の「宗門人別帳」にもとづき、世帯数で一二一戸、総数六五〇人程度にのぼっていたらしい（寺田二〇〇一）。古代の村落のあり方は、このような形態の近世村落と異なり、もっと散在的な傾向が強かった。

しかし一方、東西に長く広がる古代の葦屋郷が、郷域の南側の全面を大阪湾に接していたことも忘れてはならない。その沿岸部付近には、漁業に従事する人々や水運に関与する海人系住民もたくさんいたと思われる。また先に述べた通り、本郷は少なくとも八世紀代に、菟原郡全体の行政拠点的な性格をもっていた。そこでこの葦屋郷では、一般の古代農村とは異なるある程度の人口密集度の高い集落もあったと考えられる。とりわけ海辺にあった本庄地域は、そういったタイプの村落であった可能性が高い。

葦屋郷の人口

次にこうした律令制下の葦屋郷が、全体としてどれくらいの人口を抱え、またそこにはどのような人々が暮らしていたかを考えてみる。まず人口について、現存する奈良時代の籍帳（戸籍・計帳）を参照すると、ある程度の目安を得ることができる。

現在、奈良県の東大寺の正倉院には、主に奈良時代の御野国・筑前国・豊前国・下総国・山背国などで作られた籍帳の一部が残されている。この戸籍や計帳は、基本的に各郷ごとの戸を単位にして作成された。そこには戸主を筆頭に、戸口（世帯構成員）全員の姓名、性別、年齢、家族の親疎関係などが書き込ま

表－8　8世紀前半の現存籍帳にみえる人口データ（単位は人）

	戸数	総口数	男	女	奴	婢	1戸平均数	1里(郷)人口
御野国三井田里	50	899	422	463	7	7	18	899
〃　半布里	54	1119	541	551	14	13	20.7	1036
〃　春部里	28	631	286	325	9	11	22.5	1127
〃　栗栖田里	21	378	164	207	2	5	18	900
筑前国川辺里	21	497	213	242	18	24	23.7	1183
豊前国丁里	21	429	204	220	2	3	20.4	1021
下総国大嶋郷	50	1191	510	672	3	6	23.8	1191
山背国出雲郷	18	385	153	197	17	18	21.4	1069
〃　某郷	20	344	146	188	4	6	17.2	860
計	283	5873	2639	3065	76	93	平均 20.6	平均 1031

＊作成にあたっては鎌田元一2001を参照。

れている。現存するものは八世紀前半期のものを中心とする。郡の下部組織が、里（五十戸）と呼ばれていた時代のデータも含まれている。また一つの郷（里）の総戸口数（人口数）を完全に伝える籍帳は非常にわずかで、ほとんどが断片的である点にも注意する必要がある。

こういった点を踏まえ、データ量がある程度豊富な籍帳に着目してみると、当時の郷（里）の人口について、表－8のような結果が出る。これによるともっとも人口数が多いのは養老五年（七二一）の下総国葛飾郡大嶋郷の一一九一人、もっとも少なく推定できるのが天平五年（七三三）の山背国愛宕郡某郷の八六〇人である。データ件数全体の平均値をとると、一郷（里）あたり一〇三一人という数を得る。また一戸あたりの平均戸口数は約二〇・六人であった。

これらはあくまで古代国家が掌握する限りの住民情報について、算術平均的に割り出した数値である。必ずしも当時の実態をあらわしているとはいえないかもしれない。だが一九七〇年代以降、新たに出土した考古学的な資料（茨城県鹿の子C遺跡出土漆紙文書など）からも、これと似通った数が算出できる。そしてこれを標準値としつつ、八世紀前半の国家把握の総人口が、約四四〇－四五〇万人であったとも説かれている（鎌田二〇〇一）。

そこでいちおうこの数を信用してみれば、少なくとも八世紀前半の葦屋郷の総人口（国家掌握人口）は、おおよそ一〇〇〇人強であったと推定できるだろう。ただし脱漏した住民数を含めれば、もっと増える可能性もある。このような数の人々が、一部の特定集落を除き、郷内各所に散らばって暮らしていた。

また右の数をもとにして、菟原郡の八世紀代の所管郷を九郷とみて機械的に計算すれば、本郡全体の総人口は約一万人程度であった。同様に西隣の八部郡（所管郷五）のそれは約五〇〇〇人、両郡合わせると約一万五〇〇〇人の人口であったと推測される。

なお古代の菟原・八部両郡の人口に関連して、時代はかなり降るが、保安元年（一一二〇）ころの「摂津国大計帳案」という古文書がある（「平安遺文」第一〇巻所収）。これは摂津国が調庸収取のために作成した、目録様式の計帳の草案である。当時の同国管理下の総戸数や戸口数などが、各郡ごとに載せられている。それによると菟原郡の総戸数は四三七戸、戸口数は一万五六九五人、八部郡が五九七戸、二万一一四五人とある。これをみると約四〇〇年近くの間に、菟原郡の人口が約一・五倍、八部郡では約四倍以上増加した。また両郡の人口比が逆転したことになろう。

ただしこれらの数値は、菟原郡の総戸数と総戸口数が、住吉郡・西生郡・豊嶋郡・能勢郡などにまったく一致する。また八部郡の場合は、百済郡・河辺郡などの数値とまったく同数である（表―9参照）。結局この数は郡の規模大中小の三段階を表しただけで、戸数・戸口数ともに当時の実態をそのまま表したものではないと理解されている（池辺一九八一）。しかしそれにしても、平安期の大輪田泊の発展を考えれば、八部郡の人口がある程度増加することは、十分あり得ることだと思われる（後述）。

八世紀頃の平均寿命と婚姻・出産

次に八世紀初め頃の民衆の平均寿命や出産のあり方についても、現存する戸籍史料のコンピューター処理により、ある程度の事実がみえてくる。完全なデータが残る御野国加毛郡半布里の戸籍にもとづくと、当時の出生時の平均余命は、男三二・五歳、女二七・七五歳、男女平均で約三〇歳。乳幼児の死亡率は五〇％におよび、また二、三〇歳代の死亡率もかなり高かったという。

また人口構成は、全人口のうち半分近くまでを乳幼児から一〇歳代前半までの世代が占める、典型的なピラミッド型をなしていたらしい。

このような過酷な社会にあっては、いったん夫婦関係や世帯がつくられたとしても、配偶者はすぐに死に絶え、また両親と死別する子供たちがたくさん生まれる現実があった。そのため男女双方とも頻繁に再婚（再々婚）を繰り返し、女性は危険を承知した上で、子供を産み続けようとしたという。とくに男性は高齢になったとしても、つねに生殖能力のある配偶者（若い女性の相手）にこだわり、婚姻を何度も重ねていたのではないかと推定されている（今津二〇〇三）。

これらはあくまで古代の御野国（現在の岐阜県）の戸籍デー

タからみた点であるが、同じ頃の本庄地域においても、ほぼこれと似通った状況があったのではなかろうか。人は多く産まれるものの、すぐさまたくさん死んでいく。こうした中で当時の人がとくに重視したものが婚姻と出産。そしてその前提として、食べ物（稲）の生産・調達と健康（安全）の問題ではなかったろうか。この婚姻（良縁）・豊作・健康の三つの問題は、現在でも神社仏閣において熱心に祈られる項目である。しかし古代では今以上に熱心に、共同体全体で祈られた痕跡がたくさん残っている（第二章五節参照）。古代の民衆が現在と比べものにならないほど信仰心が深かったのは、それなりの理由があったのである。

表－9　『摂津国大計帳案』における郡別戸数と総戸口数

	総戸数	総戸口数	平均口数／戸
住吉郡	437戸	15,695人	35.9人
百済郡	597戸	22,145人	37.1人
東生郡	174戸	4,707人	27.1人
西生郡	437戸	15,695人	35.9人
嶋下上郡	597戸	22,145人	37.1人
豊嶋郡	437戸	15,695人	35.9人
河辺郡	597戸	22,145人	37.1人
武庫郡	174戸	4,707人	27.1人
菟原郡	437戸	15,695人	35.9人
八部郡	597戸	22,145人	37.1人
有馬郡	175戸	4,707人	26.9人
能勢郡	437戸	15,695人	35.9人

倉人氏の居住

次に葦屋郷の住民構成に関していうと、少なくとも本郷には、二節でみた大和連氏一族の一部が暮らしていた。またこの大和連氏と姻族関係にあった、倉人（くらひと）（蔵人・椋人）と呼ばれる渡来系の一族がいた。

このうち倉人氏について、九世紀前半に完成した「姓氏録」の摂津国諸蕃条に、その始祖名や系譜などがみえている。そこには「蔵人。石占忌寸氏と同じき祖（おや）なり。阿智王（あちおう）の後（すえ）なり」と書かれている。この阿智王とは「記紀」にみえる阿知使主（あちのおみ）のことをさす。応神朝にその子の都加使主（つかのおみ）とともに「十七県の党類」を率いて来日した人物として伝えられる（「書紀」応神二十年九月条）。また履中朝には、蔵官（くらのつかさ）に任じられたという伝承が残っている（「古事記」下巻、履中天皇段）。この阿知使主を祖とする著名な中央氏族には、渡来系の倭漢直（やまとのあやのあたい）氏がいた。要するに倉人氏は、この倭漢直氏と擬制的な同族関係を結ぶ渡来系の氏族であった。とすればこの倉人氏は、古代王権との関わりで、どのような職掌や役割をはたす氏族であったのであろうか。

倉人氏の職掌

倉人という氏名（うじな）からすると、そもそも大化前代のこのあたりに、朝廷の屯倉（みやけ）や、何らかの貯蔵庫が置かれ、同氏はそれに関与していたイメージが強い。しかし古代の倉人に関する先駆的研究によると、一般に倉人（蔵人・椋人）は、①主に大和・河内・摂津等の畿内地方に多く分布し、遠国にはほとんどみられないこと、②渡来系氏族出身者が多く占めること、③官僚的側

面が強く、彼らは本拠地より朝廷の倉に上番勤務していたことなどの点が明らかにされている（直木一九五八）。

これをみると当地の倉人氏も、中央の朝廷内におかれた倉に出向き、その財政的な業務を担当していたと理解すべきであろう。前述の通り、倉人氏が擬制的同族関係を結んだ倭漢直氏も、元来、朝廷内で財政・文筆業務を得意な職掌とするという伝承をもっていた（「古事記」下巻、履中天皇段）。倉人氏もその管掌下に入り、朝廷内の財政出納や文筆業の世界で力を発揮していたとも考えられる。

ただしこの倉人氏は、いずれの史料においても、カバネを伴って登場していない。これからすると氏のランクとしては、あくまで中下級の豪族である。

渡来系氏族と芦屋廃寺

このような倉人氏のほか、葦屋郷には、葦屋漢人・葦屋村主などの葦屋の地名を冠する渡来系氏族も住んでいたと推測される。これまでの発掘成果などによると、その居住圏は葦屋郷内だけにとどまらない。六甲山麓の丘陵部を中心にして、現在の芦屋市から西宮市に及んでいたらしい。また宝塚市の西南部には蔵人という地名が残っている。これが先の倉人氏にちなむ地名だとすれば、それは六甲山系の東斜面にも広がっていたことになろう。正確な数は不明だが、律令制より前の時代に、相当数の渡来人が大陸や朝鮮半島の各地から当地へ移り住んできたようである。

そのなかで葦屋郷内の丘陵部一帯（芦屋市の三条町・西芦屋町あたり）は、とくにその有力根拠地であった。

一般に古代の渡来系氏族は、仏教信仰と密接不可分の関係にある。近年当地で発掘された芦屋廃寺は、この周辺に住まう渡来系住民が共同で建立した氏寺である可能性が高い。これが建立される前提には、あらかじめ相当数の財力が蓄えられていたはずである。また当地の渡来人の多くは、系譜上、中央の渡来系氏族の東漢直氏と同祖関係を結んでいた。そこで芦屋廃寺の建立

写真－4　発掘された芦屋廃寺

にあたっては、そういった中央の造寺・造仏をめぐる知識や技術水準も提供されたと考えられる。

いわばこの丘陵部の近辺は渡来系住民の居住センターであった。そのシンボル的な建物がこの寺院であった。標高三〇㍍前後の高台に立つこの寺は、その南側を通る山陽道からも、そして沿岸部を航行する船からも、十分見渡せたことであろう。おそらく渡来系の住民相互の同族結集を強化する場として、また彼ら自身の権威や財力を社会的に誇示する場として機能していたのではなかろうか。

また古代の渡来系の人々は、こういった宗教・文化的な側面のみならず、その当時の先進的な技術や優れた行政能力の担い手でもあった。そのため彼らの多くは、早くから王権や中央官寺などと直接結びつき、その管理下におかれるのを常とした。また律令制下になると、各地の地方官衙にも出入りし、公的な行政事務に携わる者も少なくなかった。

葦屋郷でも大化前代の倉人氏は、中央朝廷へ出仕して、財政や文筆部門でその能力を発揮した氏族であったと思われる。また神護景雲三年（七六九）に改姓を認められた倉人（大和連）水守は、正八位下という位階をもっていた（本章二節参照）。これからすると彼を単なる一般庶民層であるとは見なせない。正八位下（三〇階制のうち第二四位）とはいえ、位階を帯びる以上、水守は立派な官人の一人であった。具体的な中身は不明だが、水守は菟原郡衙や葦屋駅など葦屋郷内の官衙施設にも関与する下級官人であった可能性が高い。またそうであったからこそ、彼は朝廷から改姓申請を認められたのであろう。

さらにこの倉人氏については、その後、九世紀においても、一族の末裔である椋人種継という人物が、葦屋駅家の出納関係の事務を行っていた（本章二節参照）。文筆や行政能力に卓越した渡来系氏族の伝統は、この時期にも続いていた。

名もなき庶民

このように葦屋郷においては、おおよそ六甲山の山沿い地域を中心に、渡来系の人々が、大阪湾の海辺には、海人系の住民とやはり渡来系の倉人が居住していた。右にみたように、この二つの流れをくむ人々は、それぞれ郷内でもかなり有力な政治的立場にあった。各種の行政機関とも結びつき、時期によって、本郷の里長（郷長）の地位に就いていたとも推定できる。

ただし約一〇〇〇人前後の人口を抱える葦屋郷の住民の顔ぶれが、決してこの二つの系列の一族のみに尽きていたわけではない。それ以外の、名も知れない一般民衆もたくさん暮らしていたことであろう。

弘仁十三年（八二二）頃に成立した仏教説話集「日本霊異記」の中巻第八には、蟹と蝦を放生した功徳により、仏の報恩を得た置染臣鯛女という女性の話が収められている。そのなかで鯛女から蟹を放免するように頼まれたある老人が、次のように答える場面がみえる（新日本古典文学大系本「日本霊異記」）。

我れは摂津国兎原郡の人、尽問遐邇麻呂なり。年七十八にして子息無し。命を活くるに便無し。難波に往きて偶に此の蟹を得たり。

この老人が名乗った尽問という一族が、実際に菟原郡内に居住していたかどうかかなり疑わしい面もある。とくに「尽問」は九十九（老人の白髪頭）に通じ、「遐邇麻呂」は「蟹採り」を連想させる。全体として創出性の強い名前である。だがそういった事実の問題は別にして、ここで「命を活くるに便無し」と描かれるような民衆が、葦屋郷内にも大勢居住していたことは確かであろう。

班田制の開始

次に律令制下の住民の生活や租税制度について述べてみる。まず制度面に関して重要なのは、班田制（班田収授制）という土地制度が施行された点である。

この時期の六歳以上の男女には、六年ごとに作られる戸籍への登録を通じて、国家から口分田が支給された。一般にこの班田は、六年おきに各国の国司が行う。だが京と畿内に限り、毎回中央から派遣された班田使が担当した。摂津国は畿内に属する。当地での口分田の班給は、この班田使が施行した。

律令によるとその班給額は、男性一人につき二段（約二三アール）、女性はその三分の二の一段一二〇歩であった（田令口分条）。それぞれ本人が亡くなるまで耕作が許された（田令六年一班条）。

古代国家はすべての百姓を農民として把握し、その育成・拡大をはかる重農主義の立場をとっていた（坂江一九九七）。そこで口分田は、海民や山民や交易従事者など、実際の住民の生業や職掌にかかわりなく一律に給付された。葦屋郷内には海人の流れをひく住民がたくさんいた。彼らにも当然それは与えられ、農耕への従事や租税負担が求められたはずである。

この班田制の施行時期について「書紀」は七世紀中葉の孝徳朝から始められたように伝える（大化二年＝六四六＝正月甲子朔条、同年八月癸酉条など）。だが班田を行うためには、まず六年一造の戸籍制度が確立されていなければならない。一般にこれが軌道に乗るのは、庚寅年籍が作られた持統四年（六九〇）以降のことであった。

また現在の列島各地には、班田制と密接に関連するといわれる条里制遺構、すなわち一辺六町（約六五四メートル）四方の土地を

道路・畦畔・水路等で区切る方格地割システムの遺構が残っている。従来の研究によると、その多くは各地域を直線状に走る官道（駅路）を基準にして施工されたと説かれる（足利一九八五、金田一九九三など）。後述するように、こうした官道が各地で敷設されだすのは、七世紀の第Ⅲ四半期より後の時代であった（古代交通研究会二〇〇四）。

このようにみると班田制が全国的に開始された時期は、七世紀末の持統朝以降、早くても天武朝とみるのが妥当であろう。これに関連して菟原郡と八部郡のエリアにおいても、山陽道を基準線とするほぼ同一方位の条里ブロックが、道路の屈折点と屈折点の間（おおむね中小河川の間）ごとに検出できるという（足利一九八五、高橋美久二一九九五など）。しかもその内部には山陽道の道代（みちしろ）を考慮した幅員一五―二〇㍍の余剰帯もあった（吉本一九八一）。当地でも班田制は、まずこれに先行する山陽道の駅路の敷設を前提とした。あくまでそのラインを基準線にしつつ、計画的に実施されていったと考えるべきであろう。

「書紀」の持統六年（六九二）九月辛丑条に「班田大夫（まえつきみ）等を四畿内に遣す」という簡単な記事がみられる。おそらくこの時の班田が、摂津国を含む畿内におけるもっとも確実で、最初の班田であったのであろう。

租税制度

このような国家からの班田に対して、その当時の人々は、租（そ）・調（ちょう）・庸（よう）・力役（りきやく）などのさまざまな租税を支払わなければならなかった。

このうち租は「たちから」と訓まれ、田租と書かれることもある。口分田や墾田などにかけられた土地税である。地方国衙に納められ、「遠年貯備」するのを原則とした。律令によるとその負担額は、田一段につき稲二束二把であった（田令田長条）。ただし慶雲三年（七〇六）に田租法が全面的に改訂され、段別一束五把に変更された（「続紀」同年九月丙申条）。これにより二段の口分田を支給された六歳以上の男子の場合、毎年合計三束の租を納めることになる。

表－10　一段あたりの公定収穫量

田品	収穫量	米の相当量（今　量）
上田	50束	2石5斗（1石1斗2升5合）
中田	40束	2石　（9斗）
下田	30束	1石5斗（6斗7升5合）
下下田	15束	7斗5升（3斗3升7合5勺）

（『延喜式』巻26、主税上、獲稲品条による）

この束や把（一〇把で一束）などの単位は、古代独特の穎稲（えいとう）の計量単位である。稲一束から穀（もみごめ）で一斗、米ならば五升（現在の二升二合五勺＝約三・四㌔）がとれる。当時の田一段の公定収穫量は、上田で五〇束（米で二石五斗に相当。現在の約一石一斗二升五合）、中田で四〇束、

下田で三〇束、下下田で一五束と定められていた（「延喜式」巻二六、主税上）。したがって段別一束五把の慶雲三年の制でみると、租の負担率は上田の場合で収穫量の三%、同じく下下田で一〇%になる。租は全体として低率の租税であった。

次に調と庸は、一七歳から六五歳の成年男子に課せられた人頭税である。調の訓は「つき」「みつき」、庸は「ちからしろ」と呼ばれる。それぞれ中央の都に進上され、官人の給与や衛士・仕丁・役民らの食料・日当などにあてられた。その品目について、調は繊維製品（絹・絁・糸・綿・布など）のほか、塩・鰒・堅魚・海藻や鉄・鍬などの各郷土で産出される雑多な物品からなる（賦役令調絹絁条）。

庸は「ちからしろ」という古訓から分かるように、本来は中央力役である歳役の代納物であった（賦役令歳役条）。だが現実にはすべて実物の庸で徴収されたといわれる。その具体的品目は布（二丈六尺の麻布）・米・塩などであった。

調も庸もきわめて重要な中央財源で、また当時の民衆からすれば、租と比べ相当重い負担物であった。ただし先に述べたように、摂津国を含む畿内の住民は、天皇の直轄領の民であった。彼らにはさまざまな特典や優遇措置が与えられていた。その施策は税制にも及び、律令制下の畿内の調は半免され、庸は全面的に免除されていた（賦役令調絹絁条、同歳役条）。したがって調と庸のうち、畿内から現実に負担されたのは、畿外の半額量の調だけであった。

調銭の納入と流通経済

この制度の中で葦屋郷や本庄地域の住民が、どのような品目の調を出していたか今のところ不明である。しかし「延喜式」巻二四（主計上）の畿内調条や畿内摂津国条などを参照すると、摂津国の住民が納めるべき品目と総課丁数（負担人員総数）がある程度みえてくる。

それによると摂津国の調の貢納品は、他の畿内諸国と同様、まず何よりも銭（調銭）の納入を基本とした。その額は明記されず「時に随って増減」とされている。この制はすでに八世紀からおこなわれ、直接的には和銅五年（七一二）の処置を出発点とした。「続紀」の同年十二月辛丑条に、次のようにある。

> 諸国の送れる調庸らの物は、銭を以て換えるに、銭五文を以て布一常に准うべし。

つまり摂津を含む畿内の民は、和同開珎（銅銭）の鋳造開始直後の和銅五年から、原則として調銭を納めるべきことが定められた。その当初の額は、右に書かれているように、正丁（二一歳から六〇歳までの男子）一人あたり五文である。当時の銭

と穀の公定換算率は、銭一文＝穀六升であった（「続紀」和銅四年五月己未条）。そこで銭五文という額は穀三斗、米ならば一斗五升に相当する。この穀三斗という数量は、口分田二段を班給された男子が支払うべき田租の量（稲で三束）と同額であった。

ただしこの税額は、その後、すぐに増税される。早くも神亀・天平年間（七二四年―四九年）には、正丁一人につき九文になったらしい（神亀三年「山背国愛宕郡雲上里計帳」、天平五年「右京計帳」など）。さらに九世紀前半の史料では「京畿百姓の調銭五十文」という数値もみえている（「日本後紀」弘仁六年＝八一五＝六月甲辰条）。いずれにせよ京・畿内の調銭の額は、各時期の貨幣価値の昇降にともない大きく変動した。

民衆がこのように調銭を納税するためには、銭や貨幣そのものがある程度流通・蓄積されていなければならない。すでに本庄地域近くの芦屋市の寺田遺跡においても、和同銅銭が数枚見つかっている（第一章参照）。だがその流通は民衆の経済的な必要に応じて、社会の側から自生的に広がったものではない。あくまでその当時の国家の施策、すなわち一般民衆が平城京などの造営工事に動員された際、賃金・功直（日当）として鋳貨が支払われた事実に負うところが多い（栄原一九九二、同一九九三）。古代における民間の流通経済は未だ萌芽的であった。

表－11　摂津国の調雑物（延喜式）

品名・貢納総量	必要総課丁数
葉薦500枚	400人
折薦1,020枚	680人
明櫃10合	5人
大明櫃235合	293.8人
小明櫃184合	30.7人
折櫃1,296合	259.2人
麻笥３合	0.5人
板笥603合	24.1人
圓笥124合	17.7人
大笥450合	64人
陶熬瓮４合	2人
脚短坏（有蓋）26合	2人
〃（無蓋）20合	1人
筥坏272合	8人
水椀（有蓋）39合	3人
甕坏70合	1.4人

調雑物の貢納

次に摂津国の住民に対しては、銭以外のさまざまな物品が、調の付加税として課せられていた（「延喜式」巻二四・畿内調条、畿内摂津国条）。これを調雑物という。表－11はその全品目と貢納総量、それに対応して定められた総課丁数（負担者数）を一覧化したものである。これをみると摂津国の調雑物はおおむね次の三種類、すなわち葉薦・折薦などの舗設具、明櫃・折櫃・麻笥などの木工品、そして陶熬瓮等の陶器類に区分できる。

このうち薦は、沼沢地に生える蒋を原料とする加工品である。宮廷内で帖や座料などの敷物として用いられた。櫃は食器・食物を収める納器として使用され、とくに折櫃は後世の箱膳のようなものだったといわれる。また曲物製の円形木器の笥類は、食器や厨房用具などとして使われたと推定されている（薗田一

九九一）。

陶器を含めこうした製品を作るためには、あらかじめ相当量の技術や能力を要する。その実際の製造と貢納にあたったのは、摂津国内でも特定地域の伝統的な手工業者集団（木工・櫃工・陶部など）であったと考えるべきであろう（薗田一九九一、早川二〇〇〇）。ただし薦に関連して、本庄地域の水辺にも、ラグーン状の低湿地が広がっていた。あるいはそこで蒋が育ち、それが調雑物として貢納されるようなこともあったかも知れない。だが当地の住民の主だった調の貢納品は、やはり調銭であったとみるべきであろう。

臨時の中央力役と浮浪・逃亡

このように律令制下の摂津国の人々は、土地にかけられた租のほか、半減された調（主に調銭）を納税していた。しかし負担すべき税はこれだけではなかった。各種の労役や兵士役、国衙からかけられる公出挙（くすいこ）制（高率の稲穀貸与制度）などがあった。その中でもっとも重荷だったのは、生身（なまみ）の労働力の提供、すなわち造都・造宮・造寺などの際、臨時に課された中央力役である。

日本における本格的な都城の建設は、七世紀後半の藤原京の時代から始まる。これ以降の大規模な造営事業に際しては、しばしば畿内・近国の住民が半ば強制的に、人夫・役夫として徴発された。史料には残らないが、本庄地域の人々もその対象になったはずである。先にみたように畿内には、調の半免、庸の全免という税制上の優遇措置が与えられていた。しかし力役負担の面でいうと、むしろ畿内は畿外より「民之重役」（「日本三代実録」以下「三代実録」と略す。仁和元年＝八八五＝三月庚申条）の地であった。

ただしこうした臨時の力役は、無償労働でなされたわけではない。和雇（わこ）と呼ばれる雇傭労働の形式がとられた。動員された人々へは、食料のほか一定額の功直（こうちょく）が支払われた。先に述べたように、この功直として支払われたものが、和同開珎などの銭貨である。つまり古代国家による統一貨幣の発行は、こうした造都・造宮などの大型プロジェクトの諸支出をまかなうために開始された側面をもっていた（栄原一九九二）。

だが食料と功直が給付されたとはいえ、一定期間の在京労働の繰り返しは、畿内の民衆にとって過酷なものであった。八世紀以降の史料には、駆り出された人夫や役民が帰郷時に横死したり、仕事場を離れ、浮浪・逃亡したりしたことを示す記事がたくさんみえる。とくにそれが顕著になるのは、平城京の造営作業が続いた和銅～養老年間（七〇八～七二四）である。そし

てこの時期、そうした疲弊した民の動きや意識を巧みに捉え、自らの朋党に組織・編成していったのが行基集団であった。

行基集団と大輪田泊

従来の研究によると、この行基の集団の本質は、呪術的力能を備えた仏教的な救済集団であった。しかし古代の人々は課税を忌避するため、僧尼の形をとることが多かった。実際、行基集団の内部には、各種の造営事業に動員された民衆が、労役を逃れる目的で少なからず参加していたらしい（石母田一九七三）。この点で彼らは民衆の逃亡・浮浪集団と同じ側面をもっていた。その全体数は、天平年間（七二九－四九）に少なくとも六〇〇〇人以上にのぼっていたともいわれる（吉田晶一九八二）。

古代国家はこうした動きに警戒感を強め、当初厳しい弾圧を加えた（「続紀」養老元年＝七一七＝四月壬辰条、養老六年七月己卯条など）。しかし彼らはさらに積極的な伝道と布教活動を進めた。各地で架橋工事、布施屋・船瀬の修改築、水利灌漑施設の整備など、さまざまな社会事業にも取り組んでいった。これにより行基集団は、より一層広範な民衆や在地豪族らの支持をとりつけたといわれる。また国家の側もそうした活動を利用するため、徐々に柔軟なスタンスに転換していったようである。

彼らの主だった活動の場は畿内であった。一二世紀後半に完成した「行基年譜」には、行基の指導のもと畿内各地で建設・修築されたという、たくさんの道場や社会施設が、その所在地とともに書かれている。その中の一つに、行基が六三歳の時（天平二年）、摂津国菟原郡宇治郷において船息院と尼院を起工したと伝える箇所がある。さらに「天平十三年辛巳記」という引用史料では「大輪田船息。在摂津国兎原郡宇治」とも記す。ここにある船息とは、泊や水門などと同じく、ミナトのことをさす。また船息院や尼院は、その付属の建物にあたるものであろう。

これらの史料によると行基集団の活動の舞台が、当時菟原郡に属していた宇治郷の大輪田泊付近にも及んでいたことは明らかであろう。彼らはここでミナトの修築やその周辺の休息・救済施設の整備事業に携わっていた。おそらくその協力者の内部には、中央力役の仕事場から逃れ、その後行基の集団に加わった地元の住民もたくさん含まれていたであろう。

七道の敷設

律令税制の確立や各種造営事業の推進は、右にみてきたように中央・地方間の人々の往来や移動を急激に促進した。また八世紀前半にそれは、民衆の浮浪・逃亡、あるいは行基集団の活

動のような新たな移動形態も生み出した。このような事態の前提の一つには、すでにこの頃、国内の統一的な道路網がある程度整えられていた事実がある。

古代国家は七世紀の第Ⅲ四半期以来、「七道」と呼ばれる官道（駅路）の敷設を行っていた。この七道は東から、東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道の七つからなる。「遠の朝廷」（「万葉集」巻三―三〇四）といわれる九州の大宰府（福岡県太宰府市）を出発点とする西海道を除き、いずれの道も、各時期の都を起点として放射線状に延びていた。その総延長距離は、推定で約六五〇〇キロメートル。これは現在の日本での高速道路網計画の七六〇〇キロメートル（北海道を含む二一世紀の計画目標距離数）にも匹敵する長さであった（武部一九八五）。

各地での実態調査の成果によると、各官道の幅員は平均一〇メートル以上あり、ほぼ直線的な経路で結ばれていた。場合によって敷石舗装されている箇所もあった。江戸時代の五街道でさえも、その道幅はおおむね二間（約三・六メートル）ほどで、曲がりくねった所も少なくなかった（古代交通研究会編二〇〇四）。これと比較して古代の官道が、いかに計画性と人為性を帯びていたか明らかであろう。

それぞれの道は、都と各国国衙との間を、連続的に結びつけていた。そこで畿内の領域を出た後、各官道がいわば串刺し状に貫く国々を、一括して〇〇道諸国と呼ぶ区分法もあった。例えば畿内の西端を出て、山陽道が縦貫する播磨国から長門国に至る国々は、山陽道諸国といわれた。また大宰府を起点にして西海道が通る現在の九州地域の国々は、西海道諸国と呼ばれた。これら七道の諸国全体は、天皇の直轄地である五畿内と対比される、畿外（外国）の国々であった。

国々を結ぶ各道路上には、原則として三〇里（約一六キロメートル）ごとに駅家（駅）が置かれた（廐牧令須置駅条）。その具体的な設置数と駅名について、時代ごとに若干の変遷がある。一〇世紀前半に編纂された「延喜式」には、総計四〇〇以上の駅家があったと記されている（巻二八、兵部省諸国駅伝馬条）。しかしそれ以前にもこれと同数あったかは不明である。

各地の駅家には、執務室や倉庫のほか、飲食料の供給を受ける休息・宿泊施設などがあった。また乗り換え用の一定数の駅馬も常備されていた。これらを利用できるのは、公文書を逓送する使者や、公務のため駅路を往来する官人だけに限られていた。都での役務や調庸運搬のために往還する庶民には、この利用は許されない。一般の人々は、あくまで路傍での炊飯や野営生活を送りながら、目的地までの旅を続けねばならなかった。

葦屋駅家

このような七道のうち、本庄地域には山陽道が走っていた。先の「延喜式」の規定によると、摂津国内に山陽道の駅家が三ヵ所あったと書かれる。もっとも都寄りの草野駅（大阪府箕面市萱野付近と推定）のほか、葦屋と須磨の二駅である。それぞれの駅馬数は、草野駅と須磨駅が各一三匹、葦屋駅が一二匹であった。葦屋駅の比定地は芦屋市付近、須磨駅が神戸市須磨区付近と考えられてきた。しかし葦屋駅については、近年の発掘成果により、深江北町遺跡の近辺にあったことがほぼ明らかになった（歴史編第一章）。つまり本庄地域には、山陽道が通るだけでなく、その結節点としての交通施設も存在したことになる。

前述のように、この深江北町遺跡の北方の山麓・丘陵部には、法起寺式の伽藍配置をとる芦屋寺が立っていた。またその近くには郡衙跡とも推定される建物遺跡もあった。本庄を含むこのあたりは、全体として多くの官衙風の建物が集中する古代の交通、政治の要衝であったといえるだろう。

大路としての山陽道

山陽道は摂津国の西端の須磨駅を経て、次に播磨国内に入る。「延喜式」によると播磨国には、明石―賀古―草上―大市―布勢―高田―野磨の七駅が設置されていた。この中で賀古駅と草上駅との間には、かつて佐突という駅家もあった（「続日本後紀」承和六年＝八三九＝二月戊寅条）。そのほか某所に、もう一つの駅家が置かれていたらしい（「類三」巻一八、大同二年＝八〇七＝十月二十五日付官符）。このような山陽道は、この後さらに西側の瀬戸内海沿岸諸国を貫き、九州上陸後は西海道の駅路となり最終的に大宰府（福岡県太宰府市）にまでつながる。

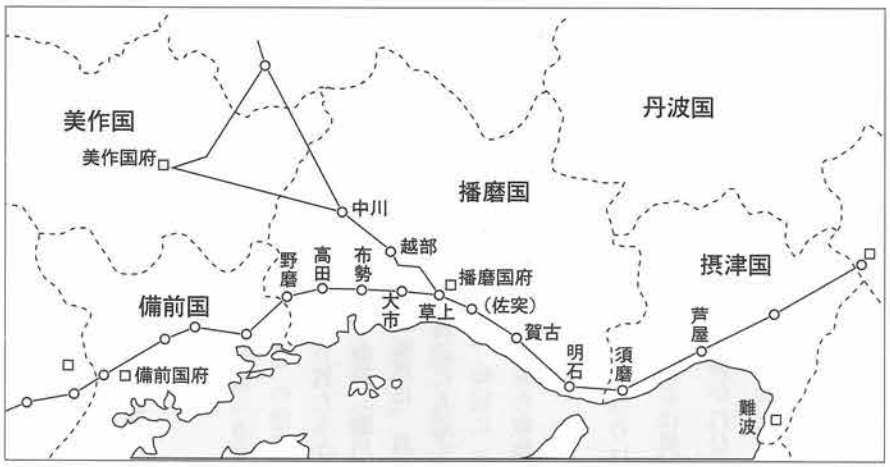

図－8　兵庫県内を通る山陽道推定ルート

大宰府は海外諸国との外交の窓口であり、また国防上の拠点でもあった。そこで大宰府と都とを結ぶ山陽道は、王権にとって政治上もっとも重要な道と考えられていた。「令集解」の廐牧令置駅馬条によると、当時の七つの官道は、大・中・小に三区分されていた。北陸・山陰・南海・西海の四道が小路、東海と東山の二道が中路である。それに対し山陽道は、唯一、大路として位置づけられていた。この大路における各駅馬の常備数は、原則として二〇匹であった（廐牧令置駅馬条）。この数は中路での法定常備数の二倍、小路のそれの四倍に相当する。山陽道が交通量の豊富な基幹路であると見なされていたことの証しであろう。

ただし実際の馬の配備数は、時にしたがって加減された。前述した葦屋駅の一二匹というのも、一〇世紀前半までに何らかの事情により減らされた馬匹数とみるべきであろう。

「瓦葺粉壁」の駅館

こうした山陽道上におかれていた駅家は、その建物構造も、他と較べて特殊であった。「日本後紀」大同元年（八〇六）五月丁丑条に次のようにある。

> 勅すらく。備後・安芸・周防・長門等の国の駅館、本より蕃客に備えて、瓦葺粉壁す。傾年、百姓疲弊し、修造堪え難し。或いは蕃客入朝するに、便ち海路に従う。その破損するものは、農閑に修理せよ。但し長門国の駅は、近く海辺に臨み、人の見る所と為る。宜しく特に労を加え、前制を減ずることなかるべし。その新造するものは、定様を待ちて之を造れ。

これは山陽道が通る備後以西の四カ国の駅館（駅家の正殿の建物）の修築時期について、一部変更する旨を述べた勅である。大まかな意味は以下の通りである。

もともとこれら四カ国の駅館は「蕃客」（外国使節）の来宿に備え「瓦葺粉壁」（瓦葺き白壁）の様式で造られていた。しかし最近、その修造を担当すべき百姓たちが疲弊している。また外国使節の入朝も陸路ではなく、海路（瀬戸内海の沿岸航路）をとっている。よって建物破損時の修理は、百姓の農閑期においてさせよ。ただし長門国内の駅家は海辺にも近く、外国使節の視野に入ってしまう。そこで前制の通り、特別に（農繁期であっても）修理を加えさせ、施設を維持せよ。また駅館を新造する場合は、共通仕様にしたがって建造せよ。

ここにある「瓦葺粉壁」という作りは、言うまでもなく草葺・板敷という日本列島古来の様式とは異なる大陸風（中国風）の建築様式である。はっきりと書かれないが、おそらくその柱や軒には、鮮やかな朱色の塗料も塗られていたはずである。勅によると、あくまでこれらは、来日した外国使節に見せるためのものであった。古代国家は大宰府から陸路上京する彼らを駅館

で迎える必要があった。その際、自らの国が大陸諸国と同じレベルの文化水準を持ち合わせている点を、ビジュアルに印象付けようとした。そこで駅館はこういう構造になった（武田一九八九）。

右の勅を一見した限り、この様式は備後から長門の駅館だけの特殊事例であったようにみえる。しかしこの勅は、限定的に百姓の疲弊が進んだ四ヵ国の駅館修理の時期の変更を命じたものである。備後国より東側の国々の山陽道の駅館も、本来これと同じく「瓦葺き白壁（朱色柱）」の様式であったと考えるべきであろう。実際兵庫県内からは、このことを考古学上証明する遺跡がみつかっている。

山陽道と平城京の壮麗化

たつの市揖西町の小犬丸遺跡は、一九八〇年代以降、たくさんの遺構と遺物が出土した遺跡である。その南側区域では、幅七㍍以上の東西方向の道路遺構、「駅」や「布勢井辺家」と書かれた墨書土器、「布勢駅」とある木簡などが発掘されている（龍野市教育委員会「布勢駅家」一九九二、同「布勢駅家Ⅱ」一九九四、中村太一二〇〇〇など）。「駅」の文字を含む遺物が出土したことにより、この遺跡が山陽道の布勢駅（ふせのうまや）であることが確実になった。

またこの遺跡からは築地に囲まれた中に、整然と配置された合計七棟以上の建物もみつかった。調査によって、それらはすべて礎石柱の建造物で、屋根には播磨国衙と同系列の軒瓦が大量に葺かれていたことが明らかになった。つまりこの小犬丸遺跡の発掘を通じて、備後国よりもはるか東側にある山陽道の駅家でさえも、その駅館の構造が瓦葺白壁で朱色柱の建物であった事実がほぼ証明された。これからすると本庄地域内にあった山陽道の葦屋駅の駅館も、これと同様の、大陸風の豪華な建物構造だったと推定できるであろう。

この山陽道の駅館を「瓦葺粉壁」すべきことを命じた勅は、直接「六国史」などの記録に残っていない。だが神亀元年（七二四）の十一月には、外国使節の入京に備え、平城京内の一部の家屋の作りを、「瓦舎（かわらや）を構え立て、塗りて赤白」（瓦葺きの屋根とし、軒・柱は朱塗り、壁は白い漆喰（しっくい）仕上げ）にすべきことが命じられている（『続紀』同年十一月甲子条）。

これはあくまで平城京内の建物を、いわば壮麗化（そうれいか）することを命じたものである。だが求められた様式の中身や外国使節の眼を気にしている点において「瓦葺粉壁」の政策と相通ずるものがある。おそらく山陽道の駅家の壮麗化も、これと連動する形で、ほぼこの頃に開始されたとみるべきであろう（武田一九八

九など)。

五節　古代の神祇・祭祀と仏教

厳しい生存条件と神への祈り

前節でみたように、八世紀初め頃の平均寿命は男女平均で約三〇歳。人々の生活は現代と比べものにならない厳しい条件におかれていた。こうした人の命が簡単に尽きてしまう社会では、一つに食料(米)の生産、もう一つは共同体の人口の維持が、たいへん大きな課題になっていたことであろう。そこでそれぞれの土地の人々は、毎年さまざまな努力を積み重ね、共同で神に対し熱心な祈りを捧げたことであろう。

本節ではこのような神や仏に対する信仰の中身について検討を加える。

ウミガメの上陸・産卵

青木財産区が管理する青木文化センターは、震災以前、個人宅の「稲荷」に吊されたというウミガメの剥製(はくせい)を保管している。また同センターには昭和三十二年(一九五七)頃、たまたま青木浜に漂着したウミガメの写真も保存してある(『本庄村史』地理編・民俗編)。財産区の海野拓司氏によれば、かつてウミガメは当地の浜に、「ごく当たり前のようにやって来ていた」という。漁師たちはこれを縁起の良い生き物として尊び、漁の網などに掛かっても、神酒(みき)を与えて放すのが常だったらしい。このように本庄地域の浜辺には、つい半世紀くらい前まで自然の砂浜が残り、そこでは毎年夏場にウミガメの上陸・産卵する姿が頻繁にみられたようである。

この本庄地域の浜以外でも、西宮市中津(南甲子園)・神戸市長田区駒ヶ林・神戸市垂水区海神社前などの浜に砂浜があった時、ウミガメが上陸・産卵を繰り返していた史、資料が残っている(坂江二〇〇七b)。さらに明石市の松江・藤江・八木などの人工養浜では、今日でもほぼ二年おきにアカウミガメが上がっている。

槁根津日子の話

このような大阪湾〜播磨灘のウミガメ上陸・産卵の情報を知ってすぐに思い出されるのは、すでに一節でも紹介した「古事記」神武天皇(じんむてんのう)の東征(とうせい)段にみえる槁根津日子(さおねつひこ)の伝承である。この槁根津日子は、明石海峡周辺に住まう海人(あま)勢力の共通の祖先と仰がれる伝説上の人物である。その彼のもとに、日向(ひゅうが)から神武東征の船団が、明石海峡をさすと考えられる「速吸門(はやすいのと)」までやって

来る話がある。その時、槁根津日子は「海導者」として海峡の水先案内の功をあげたというが、その出で立ちは、「釣り」をしつつ、「打ち羽挙り」（袖を振り）、「亀の甲」に乗っていたと書かれている。これはあくまで創作された伝承である。しかし明石海峡付近でのウミガメの上陸・産卵の事実を踏まえると、全くの作り話ではなく、もともと明石海峡付近の海人たちの伝える始祖伝承の一部が取り入れられたとみるべきであろう。

ちなみに先に紹介した青木地区の地元では、この槁根津日子が水先案内の役目を終え、「青亀」の背に乗ってたどり着いたのが、昔の「青木の浜」であると伝えられている。そこでこの付近が「青亀」と呼ばれるようになり、やがて「青木」に変化したのだという。もちろんこれも地名の語音に付会した地元の住民の言い伝えの一つであろう。しかしこのような地名伝承ができるほど、この地の人々とウミガメの関わりは、昔から相当深かったとみるべきではないか。とすれば、それはどのような結びつきであったのであろうか。

ウミガメをめぐる古代説話

記紀神話を含む説話史料一般まで視野を広げてみると、当時のウミガメは、海神宮（神の国）と人間の世界とを結ぶ「聖獣」として描かれるのが多い事実が注目される。

有名な「書紀」の山幸彦の海神宮への訪問譚で、和迩（ワニザメ）を中心とする何種類かの生き物が登場する。その中の一つとして、山幸彦の子を宿した海神の娘、豊玉姫を乗せて地上に運ぶ役割をはたすのがウミガメであった。

また「丹後国風土記」の逸文といわれる「釈日本紀」の浦嶼子の話では、ウミガメは今度は逆に浦嶼子を背中に乗せ、海中の「仙都」（神仙思想でいう神の国）へ連れていく動物として語られる。そしてやがてそのカメは、実は仙都の「神の女」（亀比賣）であることが判明する筋立てになっている。

このように古代のウミガメは、いわば海神の「乗り物」や「化身」として、海宮と地上との間を往来する聖獣として説話化される傾向が強い。このような説話がつくられる理由としては、一つにウミガメの特異な容姿をあげられるだろう。海の生き物でありながら、甲羅と手足（ヒレ）をもつ大形動物がウミガメである。普通の魚などと違い、特別視される傾向はより強かっただろう。またいくつかの民俗事例によると、ウミガメは漁師たちにとり、「益獣」的側面をもつ場合がある。全国の著名な産卵地では、これまで砂浜におけるウミガメの産卵ポイントが、台風やシケの襲来時の漁船の「船上げ」のランドマークとして利用される所が少なくないという（野本一九八七）。この

ようにウミガメの聖獣視の要因としてはいくつか考えられるが、より決定的なのは次の点、すなわち当時の産卵地帯において、ウミガメの独特の産卵習性と結びついた海洋信仰があったからではないか。

海洋信仰とウミガメの産卵習性

そもそも古い時代の海人や漁師たちは、浜の沖合の無人島や海の底などに、海の神が住まうと考えていた。それを定期的に村の中に迎え入れ、丁重に祈りまつることにより、自分たちの生活の安全や幸福がもたらされると信じていたらしい。

このような海の神への信仰に対し、ウミガメという動物は、日頃は各地の洋上を周遊しなかなか陸地に姿を見せない。ところが毎年五月～八月頃、各地の砂浜に上陸して産卵をおこなう。しかもそれはほとんど夜間である。しかし親ガメは卵がふ化するまでの間、現地に逗留しない。産卵がすむとあっさりと海の彼方に消えていく。またその約二ヶ月後にふ化する子ガメたちも、すぐに海に向かい、浜辺から去っていく。こういうウミガメの定期的でかつ特異な生態は、産卵地近くの人にとって、あたかも海底にある「海宮」（龍宮城）と地上との間を往復する海神の姿（化身）、ないしは海神の使者にふさわしい姿と映り、その共同の祭祀対象になることが多かったと考えられる。

ウミガメの祭りと呪術

祭祀の具体的な中身を復元することは難しいが、神戸市垂水区の式内社、海神社前での産卵をめぐる古老の証言は注目に値する。それによるとここではかつてウミガメが上陸すると、海神社の神職が駆けつけて立ち会い、産卵場所に竹竿で「シメ」を張り、お祓いの上、祝詞をあげていたという。当社はもともと古代の三柱の海神、すなわち「底津綿津見神」「中津綿津見神」「上津綿津見神」を祭神とする、この付近一帯の海洋信仰の中心的神社である（三神の名につく「底ツ」「中ツ」「上ツ」とは、海の浅深をあらわすのであろう）。これを重んずれば、右の神職による習俗は、あるいはこの地域の海人たちによる、古代以来の海洋祭祀儀礼の流れをくむ行事とみることができるかも知れない。

おそらくこの付近の浜にウミガメが上がったら、まずその産卵場所は竹竿などで「聖域（神域）」標示され、そこは一定の保護下におかれる。それとともに上陸・産卵したウミガメの個体数が多数に及んだ場合、何らかの手続きや作法を経て、その卵の一部、あるいはウミガメの肉そのものが貴重な蛋白源の一つとして、祭りの参列者の共同飲食に供されることもあったのではなかろうか。戦後のある時期までみられた海神社前での神

職の所作、および南西諸島等の民俗事例などにもとづいて（川崎一九九〇）、古代の明石海峡や本庄地域の海人たちが、このような儀式をおこなっていたと推定しておきたい。

かつて本庄地域の浜辺では、このようなウミガメに対する祭祀・呪術儀礼もおこなわれていた。

保久良神社の磐座

次に本庄地域の周辺には、海があるほか、北側の背後には、六甲山の山並みがある。古代のこの地域では、農耕や稲の収穫への祈りに関連して、この山に対する信仰があった点も見落としてはならない。そうした信仰の場の代表例が、延喜式内社の一つ、保久良神社である。

この保久良神社は、阪急岡本駅から北に歩いて約五〇〇㍍、金鳥山の中腹、標高約一八〇㍍の平坦地の一角に鎮座する。明治初期まで森の稲荷神社とともに深江・青木をはじめとする本庄九カ村の総氏神であった。現在の祭神は、主神の須佐之男命のほか、大歳神・大国主神・椎根津彦命などである。しかしかつては牛頭天王を祭神として祀り、これによりここは「天王さん」「天王神社」という通称で呼ばれていたらしい。今でも山麓の北畑地区には、天王講という講組織が残り、近くには「天王橋」という橋もかけられている。

この神社を全国的に有名にしているものは、境内の中に、より古い形の信仰の跡を残している点である。今でこそ境内には、震災後、新しく建て直された社殿・社務所・鳥居など、立派な建物が立っている。しかしそうした社殿の裏側にいくと、かつて神の磐座や降臨場所と見なされた、大きな石が複数横たわっている。その昔、里の人が全員、時を定めてこの下に集まり、神を迎えまつり、共に飲食し、神の意思を聞いていた光景を想像させる巨石群である。

「ホクラ」という社名も、最上で卓出したものを示す「穂」と、すわる所を意味する「坐」を合成した語で、この巨石の存在にちなむ名前だと考えられる。

写真－5　保久良神社の磐座

古代の民間の神祭りの世界では、神をまつる常設の神殿（本殿や拝殿）がないのが普通であった。人々は、本社のような大きな岩、あるいは常緑樹の巨木などを、神の依り代と見なし、そこで庭上の露天祭祀を行った。また神は農事暦に合わせて（田植と収穫の時期）、聖地からここに、一年に一、二度来臨するものであった。したがって神を恒常的にまつる専従の神職も必要なかった。いわば村人全員が、祭りの期間中だけ、臨時の神主であった。保久良神社のような民間の社で、専従の神主をおくためには、その前提に、地域社会の側の財政的な基盤の確立が必要となるだろう。

山の神の信仰と収穫への祈り

こうした保久良神社の古代における神格について、海運従事者に崇敬された石灯籠、「灘の一つ火」が社頭にあることなどにより、海や航海との関わり、すなわち本章二節で触れた大和連氏の氏神と捉える見解がある（『兵庫県史』第一巻など）。しかし海人としての大和連氏の生活基盤は海辺にあり、その信仰の拠点も、当然、海に面するところにあったと考えられる（本章二節）。また本節の前半で述べたウミガメの祭りも、そうした海人たちの海洋祭祀の一つである。したがって右のような見方は難しく、むしろ本社は、その背後にある山（金鳥山）の神への信仰の場と理解すべきであろう。

この山の神に対する信仰は、日本古来の神祭りの習俗のもっとも基礎をなす部分である。その基本は、山（丘陵）と稲作との強い結びつき、すなわち山の神が人々に対し、水の恵みと、稲の収穫をもたらしてくれると考える点にある。そのため各地の農村では、この山の神への祈りがとても重んじられ、現在でも毎年、定期的な神祭りを繰り返している所がたくさん残っている。

これをみると、おそらく保久良神社の神も、かつては飲み水や農業用水、さらには農業そのものをつかさどるとして信仰を集めた山の神の一つであったと考えられる。古代以来、この山麓付近の人々は、年頭や春先の田植え前、あるいは秋の収穫後に山入りをし、本社の神域内の磐座の前に集った。そこで金鳥山の聖地から山の神を招き寄せ、豊作を祈願するとともに、秋には収穫を感謝する神祭りを行った。またそれぞれの神祭りに際しては、ミナトの神祭りの場合と同様、各種の呪術的な行事（歌舞・芸事・歌垣・国見・鹿見など）も催された。さらに日照りなどによる飢饉が起きると、雨乞いのため、ここで臨時の神祭りも開かれたのであろう。

この保久良神社の祭りに、古代の本庄地域の人々が参加して

いたかどうか、語る史料はない。しかしたとえ参加していなかったにせよ、人々の間に、これと同種の信仰と行事があったことは確実ではなかろうか。魚屋道の尾根上にあった山の神の祠などは、その痕跡の一つであると推定できるだろう（『本庄村史』地理編・民俗編参照）。

西摂・神戸の式内社

右の保久良神社のような素朴な信仰の場は、古代の日本列島の各地に無数あったであろう。そのうち国家から特別扱いされる神社もおった。「延喜式」の巻九と巻一〇に、宮中の豊作祈願の行事、祈年祭（旧暦の二月四日）に際し、神祇官や国司から幣帛（供物）を分与・下賜される神々のリストが列挙されている。その数は東は陸奥国から西は対馬国に至るまで、全国二八六一社（神の座数は三一三二座）にのぼる。これが「式」の内に載せられているという点で、式内社（あるいは官社）と呼ばれる諸社である。この式内社はさらに幣帛を班つのが中央の神祇官か地方の国司かの違いにより、官幣社（七三七座）と国幣社（二三九五座）とに区分される。

この祈年祭の朝廷行事は、七世紀後半の天智天皇の時代から始まったとみられる（「書紀」天智九年＝六七〇＝三月壬午条）。当初その班幣に預かる神社の数は少なかった。奈良時代には、三〇〇社程度であったともいわれる。だがその後徐々に増やされ、「延喜式」が編まれる直前の、九世紀から一〇世紀代にかけて、爆発的に増加したらしい（岡田一九八五a）。西摂・神戸では、合計一〇社（一〇座）あげられ、武庫郡に四社、菟原郡に三社、八部郡に三社あった。いずれも官幣社である。

このうち武庫郡の広田、八部郡の生田と長田の三社は、表－12にみえる通り、朝廷の月次・相嘗・新嘗祭の時にも、幣帛を下賜される神社であった。また

表－12　武庫郡・菟原郡・八部郡の式内社

郡名	神社名	備考
武庫郡	広田神社	名神大、月次・相嘗・新嘗
	名次神社	鍬・鞋
	伊和志豆神社	大、月次・新嘗
	岡太神社	
菟原郡	河内国魂神社	鍬・鞋
	大国主西神社	鍬・鞋
	保久良神社	鍬・鞋
八部郡	生田神社	名神大、月次・相嘗・新嘗
	長田神社	名神大、月次・相嘗・新嘗
	汝壳神社	

表－13　摂津国の名神祭の対象社

郡名	神社名
住吉郡	住吉神社四座
	大依羅神社四座
東生郡	難波生国魂神社二座
	比売許曽神社一座（亦号下照比売）
島下郡	新屋神社三座
豊島郡	垂水神社一座
武庫郡	広田神社一座
八部郡	生田神社一座
	長田神社一座

名神大社という格付けも与えられている。これは京・畿内を中心にして全国に一九八社（三〇四座）ある大社（祈年祭の幣帛の頒布時に丁重な扱いを受ける神。後述）のうち、とくに神祇官の名神祭で祀られる神社をさす。その総数は「延喜式」（巻三、臨時祭条）によると二八五座であった。摂津国ではこの三社のほか、わずか六社（一五座）しかない（表－13参照）。広田・生田・長田の三社は、伊勢神宮を頂点とする古代国家の神祇体系において、かなり厚遇される神社の中に位置づけられていた。

「大同元年牒」（「新抄格勅符抄」所収）という史料によると、それぞれの封戸（各神社への専属奉仕集団。神戸・神封ともいう）の数は、九世紀初め頃、広田社と長田社が四一戸、生田社が四四戸であった。また時代が降って保安元年（一一二〇）ころの「摂津国租帳」（『平安遺文』第一〇巻所収）という古文書では、広田社の封戸が五一戸、生田社が四四戸、長田社が三二戸と記されている。

こうした封戸の民が負担する租税のうち、田租は神税として蓄え、調庸は各社の祭料・修造・調度品の調達経費に充てることが許されていた（「延喜式」巻三、臨時祭条）。封戸の領有が認められていた広田・生田・長田の三社は、日常的な神社管理・運営の点においても優遇されていたことになろう。

官幣の小社

この三社のほか西摂・神戸には、七社（七座）の式内社があった（表－12参照）。武庫郡の伊和志豆神社を除き、いずれも小社である。こうした小社の神へも、祈年祭の当日、神祇官へ参集した各社の祝らを通じて幣帛が下賜された。だがその下賜の仕方、品目、数量などは、大社の場合と比べて待遇の違いがあった（「延喜式」巻一、四時祭上・祈年祭官幣条）。

まず幣帛の渡され方は、大社の祝らへは「案」と呼ばれる八足机の上にのせて丁重に分与された。これを「案上官幣」という。それに対して小社へは、案を用いず床に敷かれた「薦」に直に並べて配布された（案下官幣）。次に幣帛の品目・数量について、大社の神々へは、座別に絁（太糸で織成された絹布）五尺、五色薄絁一尺、倭文（梶木・麻などの緯を染めて織った日本古来の織物）一尺、木綿（楮の皮から作った糸や紐）二両など、三〇種類近くの幣帛が与えられた。しかし小社三七五社（四三三座）の場合、絁三尺・木綿二両など八品目だけで、それぞれの数量もかなり少な目である（表－14参照）。つまり大社と小社の間には、古代国家によって大きな政治的な格差が設けられていた。

表－14　官幣社への班幣物（延喜式）

	案上官幣（304座）		案下官幣（433座）	
	社（198所）	前（106座）	社（375所）	前（58座）
絁	5尺	5尺	3尺	3尺
五色薄絁	1尺	1尺		
倭文	1尺	1尺		
木綿	2両	2両	2両	2両
麻	5両	5両	5両	5両
庸布	1丈4尺		1丈4尺	
倭文纏刀形	1口（倭文3寸）	1口		
絁纏刀形	1口（絁3寸）	1口		
布纏刀形	1口（布3寸）	1口		
四座置	1束	1束	1束	1束
八座置	1束	1束	1束	1束
楯	1枚	1枚	1枚	1枚
槍鋒	1竿	1竿	1口	1口
弓	1張			
靫	1口		（1口）	
鹿角	1隻			
鍬	1口		（1口）	
酒	4升			
鰒	5両			
堅魚	5両			
腊	2升			
海藻	6両			
滑海藻	6両			
雑海菜	6両			
塩	1升			
酒坩	1口			
雑菓	5尺	5尺	3尺	3尺

＊一つの神社で複数神が班幣を受ける場合、主神以外の神を「前」と称する。
＊案下官幣社のうち、「靫」と「鍬」は特定の神社のみに班幣される。

ただし小社の中でさらに特定の六五座には鍬一口と靫一口を、二八座には鍬一口を、三座には靫一口を支給するという特別の規定もあった（「延喜式」巻一、四時祭上・祈年祭官幣条）。ここで鍬と靫という物品が選ばれ、わざわざ給付される意味は定かではない。だが表－12から分かるように、武庫郡の名次神社と菟原郡の河内国魂・大国主西・保久良神社は、そうした特定の諸社のうちに含まれていた。この四社は古代国家によって、小社の中でもやや格付けが上と見なされていたのであろう。

なおこのような西摂・神戸の小社が、いつ頃から祈年祭の班幣をうけるようになったかは不明である。また式内社ではないが、菟原郡の佐才郷内において「佐牙神」「佐方神」などと記される神社もあったらしい。「大同元年牒」などによると、神戸九戸を領有することが認められている。かなり有力な社であったと考えられる。だがこの神社についても、現在遺称地がなく、詳しい事は分かっていない。

現在の式内社について

右のような式内社について、現在ほとんどの地域でそれに対応する式内社と称する神社が存在する。しかしそれが古代からそのまま続いてきたとみるのは誤りである。古代の式内社は中央の一部の大社を別にして、中世の南北朝～戦国期頃までにほとんど消滅したといわれる（岡田一九八五a、黒田二〇〇〇など）。先にみた保久良神社でさえも、幕末から明治初年にかけてまでは、通称は「天王さん」「天王神社」であった。

ところが明治維新以降、この古代式内社の全面的な復活・創出が企てられる。

明治政府は天皇を中心とする統一国家の樹立をめざした。成立当初、いち早く祭政一致と神仏分離の方針を掲げた。その一環として明治二年（一八六九）、全国の地方官に対し延喜式内社の現状調査が命じられる。各地の式内社はその当時行方不明のものが大半であった。そのためこの調査作業は各地域でかなり難航したらしい（桜井一九九二）。だが中央政府は徐々に提出されてきた調査報告をもとにして、式内社の吟味と認定考証を行う。最終的にその考証結果は「特選神名牒」という書物としてまとめられ、大正十四年（一九二五）に刊行された（内務省編）。

これら一連の作業は学問的な手続きをほとんど経ず、政治的な介入に負うところが大きかった。そのため本来縁もゆかりもない神社が、新たに式内社に認定される例が相当数にのぼった。それにともない、祭神名が無理矢理に変えられてしまう神社もあった。さらに旧来の仏教寺院や修験の行場などが、強引に式内社にされることもあったという（安丸一九七九、岡田一九九三）。

西摂・神戸においても、広田・生田・長田のような有名な式内社でさえも、実は現在と異なる場所に鎮座していたと推定されている（落合一九八〇など）。とくに長田神社の場合、今でも毎年二月の節分に盛大な追儺行事が行われている。これは非常に仏教的要素の濃い行事である。本来は仏教寺院（薬師堂）であったものが、式内社に変えられた可能性のある神社の一つであろう。

また近代以前の江戸時代の文献や名所図会などに社名がみえるからといって、古くからその地に神社が鎮座していたとは限らない。というのも中世後期から江戸時代にかけて、京都の吉田神道によって全国の式内社の号が、改めて授与されていく動きがあったからである。

元来、神祇大副（神祇官の二等官）の地位を世襲してきた吉田家は、室町時代の吉田兼倶（一四三五―一五一一年）の活躍により、いわば全国の神社界の家元的存在としての地位を獲得した。同家はこの兼倶以来、神職の免許状である神道裁許状や、社号・神号の許可状や神階の授与状である宗源宣旨を発給するようになった。多くの地域社会では地元の氏神がより上位の神階や社号を得ることが、近隣の勢力や村々に対して優位に働くこともあった。そこで競って宗源宣旨の発給を求める事態が生じたという。

この宗源宣旨は文明十四年（一四八二）に発給されたものを初見とする。その後、江戸時代の一八世紀半ばころまでに限っ

写真－6　河内国魂神社に比定された五毛天神

ても、総計一五〇〇点以上の発給数を確認できるという（萩原一九六二、井上二〇〇七）。その中で多額の金子が動き、また古代の式内社とはまったく無縁の神社が、新たに式内社としての称号を獲得したといわれる（岡田一九九三）。また江戸時代半ばに「五畿内志」編纂のため旧記や寺社仏閣の由緒を調査した並河誠所は、式内社の究明に力を入れた。調査終了後の元文元年（一七三六）に「延喜式」と社名が違う神社の名称変更を求め、摂津では二〇社で社名碑を建てた。この中に菟原郡五毛村の河内国魂神社や有馬郡西尾村の有馬神社（以上神戸市）、武庫郡小松村の岡太神社（西宮市）、川辺郡上坂部村の伊佐具神社（尼崎市）・米谷村の売布神社（宝塚市）・平野村の多太神社（川西市）・酒井村の高売布神社（三田市）などが含まれていた。

このようにみると現在式内社を称する各地の神社が、実際に古代以来の系譜を引くか否か、それぞれの社ごとに慎重な学問的検討が必要になってこよう。西摂・神戸の場合も決してその例外ではない。

西摂・神戸の法隆寺領

古代の西摂・神戸は、神祇・祭祀の関連で、難波の住吉大社とたいへん強い結びつきをもっていた。他方、仏教・寺院関係の分野にまで視野を広げると、大和の法隆寺と縁の深い土地である。「法隆寺資財帳」という古文書には、八世紀の半ばごろに存在した法隆寺の所領の全貌がリストアップされている。そこには所領の内訳が、水田・薗地・山林岳嶋・海・池・庄・食封（封戸）ごとにまとめて記されている。表－15はそれを一覧化したものである。

これをみると当時の法隆寺領は、畿内を中心にして主に西国地方に広がっていたことが分かる。兵庫県下では、播磨国の沿岸部の印南郡から揖保郡にかけて集中的に存在している。とくに揖保郡には全面積三九六余町の過半数を占める二一九町ばかりの水田が置かれていた。このほか一二町二段の薗地、五カ所

表－15 『法隆寺資財帳』にみえる所領一覧

種　類	所在地（国郡郷）	面積 ・ 数量等
水田	近江国栗太郡	21町7段144歩
	大倭国平群郡	46町9段201歩3尺6寸
	添上郡	2町1段216歩
	河内国志貴郡	1町
	渋川郡	46町2段187歩
	更浦郡	40町
	和泉郡	45町9段
	摂津国菟原郡	31町6段288歩
	播磨国揖保郡	219町1段82歩
薗地	近江国栗太郡物部郷	4段
	大倭国平群郡	15町
	河内国渋川郡	6町
	和泉郡	2段
	播磨国揖保郡	12町2段
山林岳嶋	大倭国平群郡屋部郷	1地（四至記載あり）
	平群郡坂戸郷	岳1地（四至記載あり）
	添下郡菅原郷	栗林1地（四至記載あり）
	河内国日根郡鳥取郷	深日松尾山1地（四至記載あり）
	摂津国雄伴郡宇治郷	宇奈五岳1地（四至記載あり）
	播磨国揖保郡	岳5地（於布弥岳・佐伯岳・佐乎加岳・小立岳・為西伎乃岳）
	印南郡・餝磨郡	嶋林16地（16地の具体記載あり）
海	在播磨国印南郡与餝磨郡間	2渚
池	大倭国平群郡	寺辺3塘
	河内国和泉郡軽郷	6塘
	摂津国菟原郡宇治郷	1塘
	播磨国揖保郡	佐々山池1塘
庄	右京九條二坊	1処
	近江国栗太郡物部郷	1処
	大倭国	2処（平群・添下郡）
	河内国	6処（大県・和泉・渋川・志貴・日根・更浦郡）
	摂津国	5処（西成1・川辺1・武庫1・雄伴郡2処）
	播磨国	3処（明石・賀古・揖保郡）
	備後国深津郡	1処
	讃岐国	13処（大内郡1・三木郡2・山田郡1・阿野郡2・鵜足郡2・多度郡1・三野郡1）
	伊予国	14処（神野郡1・和気郡2・風速郡2・温泉郡3・伊予郡4・浮穴郡1・骨奈嶋1）
食封	播磨国揖保郡林田郷	50戸
	但馬国朝来郡枚田郷	50戸
	相模国足下郡倭戸郷	50戸
	上野国多胡郡山部郷	50戸

の岳、池一塘、庄一処、食封五〇戸などもあった。畿外における法隆寺領の最大の拠点ともいえる地域であった。法隆寺はここからさまざまな物資を調達していたと思われる。

そこで西摂・神戸の所領に眼をやると、東から武庫郡に庄一処、菟原郡に三一余町の水田と池一塘、そして雄伴郡（八部郡）において一カ所の山林を見いだせる。揖保郡の規模には及ばないが、この地域にも少なくない所領

が存在していた。

このうち武庫郡の庄について、その所在郷は明記されていない。だがこの庄は、庄倉と二、三の屋（附属建物）からなる物資運搬用の中継施設であったと思われる。おそらく武庫郡においても、水上交通と物資流通にとって便利な海岸沿いの地域にあったのであろう。

次に三〇町に及ぶ菟原郡内の水田についても、その所在地が記されていない。これは水田が必ずしも一円的に存在せず、比較的散らばって分布していたからであろう。近年の見方では、雄伴郡の所領との一体性を重んじて、全体として菟原郡内の西よりの地域（古湊川の左岸域）にあったと推定されている（鷺森二〇〇一）。このような水田は周辺に居住する農民に貸し出され、収穫後に二〇％の地子をとる賃租の方式で運営されていたと考えられる。集められた稲は船で法隆寺へ運ばれ、他の所領の稲と合わせ、読経料や功徳料、僧侶の衣食料などに供されたらしい。

菟原郡の池一塘と雄伴郡の岳一地については、その所在郷や四至（東西南北の境界表示）が記載されている。この二つの所領は、郡界を挟みながらも互いに近接していたようである。池は灌漑用であったと思われ、岳（宇奈五岳）は寺の建築用木材やその他の資材を供給する山林であったと考えられる。ここからの諸物資は古湊川を下って、一旦大輪田泊などのミナトに運ばれ、さらに舟運を通じて法隆寺にもたらされたのであろう。

法隆寺領の形成過程と矢田部造氏

このような法隆寺領の形成プロセスと、その日常的な維持・管理方式は、どのような形をとっていたのであろうか。

これまでの研究成果によると、七世紀初頭に創建された法隆寺は、そもそも聖徳太子の上宮王家が営む斑鳩宮の付属寺院として出発した。ここで重要なことは、その所領の多くが、丁未の役（五八七年）で滅亡した物部連守屋の旧領の一部を没収・施入して成立したとみられることである（仁藤一九九八、鷺森二〇〇一など）。八世紀中葉の法隆寺領の全体が、すべてこれによるとは限らない。だが河内国・和泉国・近江国の所領については、とくにそういう傾向がみられる。各所領の内部やその周辺地域に眼をやると、物部氏に関わる地名（物部郷）、物部守屋の側近豪族の出身地伝承、あるいは物部連氏の同族を名乗る氏族の存在などを確認できるという。

このようにみると西摂・神戸、とりわけ菟原・雄伴両郡の法隆寺領も、あるいは物部系氏族の旧領を基盤にして成立した可能性もでてくる。この点で注目すべきは、古代の雄伴郡（八部

郡）の管轄郷の一つに、八部郷と呼ばれる郷があったことである。この「ヤタベ」という郷は、現在の兵庫区南部から長田区東南部あたりにあったと推定されている。この地域には、ここに居住したことにちなむ名の、矢田部造氏という氏族がいた。

「書紀」をみるとこの矢田部造氏の名は、崇神六十年七月条において初めて登場する。崇神天皇が出雲大社に収蔵されている神宝を見たいと述べた。そこでそれを献上させることになった。その時、朝廷から出雲まで派遣されたのが、矢田部造氏の遠祖の武諸隅であった。「書紀」は、この人物の別の名を、大母隅と伝えている（同条所引の一書）。

次いで同書には時代はかなり降るが、推古朝に遣唐使として中国に渡った矢田部造某（欠名）のことがみえる（推古二十二年六月己卯条、同二十三年九月条）。さらに天武朝において同氏の本宗一族は連の姓を賜り（天武十二年九月丁未条）、その後連姓の一族は中央へ移住したらしい（「姓氏録」巻一一、左京神別・矢田部連条）。つまりもともと八部郷にいた矢田部造氏の一族は、律令制下になると、そのまま地元にとどまった矢田部造氏と、中央貴族化した矢田部連氏の二系列になった。

このような矢田部一族に関して興味深いのは、両氏とも物部連氏との同祖伝承をもっている点である。「姓氏録」によると矢田部造氏と矢田部連氏は、伊香我色雄命（伊香我色乎命）の末裔を称していた（摂津国神別条、左京神別条）。伊香我色雄命とは「書紀」崇神七年条や「古事記」崇神段などに名がみえ、物部連の祖とされる人物である。

また平安時代の初頭頃、物部系一族の官人が撰上したといわれる「先代旧辞本紀」という歴史書がある。そこには先にみた矢田部造氏の遠祖・武諸隅命の名がみえる。その弟として物部大母隅連公という人物がいたと記している（天孫本紀条）。この大母隅という名は、「書紀」の崇神六十年条で武諸隅の別名とされていた（前述）。ところがここで両者は兄弟として描かれ、しかも大母隅には物部の氏名が冠されている。

こうしてみると矢田部造氏が、ある時期から物部一族と相当密接につながっていたことは明らかであろう。同氏は大化前代の六世紀ごろから、物部氏の系列下の氏族として、後の律令制下の八部郷付近に拠点をおいていた。その周辺部には水田も含めた少なくない所領をもっていた。ところが丁未の役で自ら仕えていた物部連氏が滅亡したことにより、その一定部分を朝廷に没収された。その後それは法隆寺に施入され、この地域の法隆寺領の核をなすことになったのではなかろうか。ただしこの矢田部造氏と物部一族との結びつきが、実際に大化前代の時期

にまで遡れるか否か、不確かな部分も少なくない。ここではこの見方をあくまで一つの可能性として指摘しておきたい。

所領の経営と地元氏族

次に法隆寺領の経営について、各地の所領と法隆寺の間には、年間を通じて中央の寺使や寺僧が往来していたことであろう。彼らは主に現地からの収穫物、交易物の徴収・運搬事務の任にあたっていたと思われる。だがより日常的な所領の管理に関しては、それぞれの地域の在地豪族の協力が必要不可欠であった。そのような場合、地元では経営に関与した豪族たちが、法隆寺式の瓦を採用した氏寺や、法隆寺と似通った伽藍配置の私寺を建てることが多かったらしい。

写真－7　西に金堂、東に塔を配置する奈良県の法起寺

例えば同寺の所領が集中する播磨国の沿岸部から加古川流域の地方では、法隆寺と同じ形式の軒丸瓦・軒平瓦などを葺いた白鳳期の廃寺跡がたくさん見つかっている（姫路市の下太田廃寺、加西市の繁昌廃寺・吸谷廃寺など）。この付近は上宮王家と密接につながる中央の山部連氏の系列下の、山直氏や山部氏などの豪族が多く住まう所であった。従来これらの氏族は材木や鉄素材の供給など、この地域における法隆寺の経営基盤の維持にとって重要な役割をはたしていたといわれる（岸一九八八、鷺森二〇〇一）。おそらく現在見つかっている白鳳期の寺院は、こうした山直氏や山部氏との関わりが深い。それらは事実上法隆寺の別寺・支院などとして扱われていたのではなかろうか。

芦屋廃寺と法起寺

このような点を踏まえ菟原郡内の法隆寺領の経営をみる時、注目すべきは芦屋市の西山町付近で発掘された芦屋廃寺である。すでに述べたように芦屋廃寺は、この周辺に居住する倉人氏や葦屋村主氏など渡来系氏族の共同の氏寺であったと考えられる。しかし重要なのは、その伽藍配置が、西に金堂、東に塔を配する法起寺式であったことである。

この法起寺は岡本寺・池尻寺とも呼ばれ、法隆寺にほど近い斑鳩町岡本に現存する寺院である。伝承によるとこの寺は、か

つて聖徳太子が「宮」として居住していた。ところが推古朝に太子自身の発願によって「寺」（尼寺）にされたという経緯をもつ（「日本霊異記」中巻一七、「聖徳太子伝私記」所引の「法起寺塔露盤銘文」など）。

このように法起寺と聖徳太子一族や法隆寺との結びつきは相当強かった。そうした法起寺と同一の伽藍配置の芦屋廃寺を建立した渡来系の住民たちも、ある時期から法隆寺や上宮王家との間に一定の交流をもっていたとみるべきであろう。おそらく彼らは七世紀の前半以降、菟原郡内の三一町余りの水田を中心にして、当地の法隆寺所領の日常的な管理・運営に関与し始めた。いわばその見返りとして、造寺・造仏の先進技術を中央から与えられた。その結果、七世紀の後半に、芦屋廃寺の建立に至ったのではなかろうか。

あるいは葦屋郷内に居住していた渡来系氏族の多くは、系譜上、中央の渡来系豪族の東漢直（やまとのあやのあたい）氏と同祖関係を結んでいた。この東漢直という氏族は、大化前代のある時期から、上宮王家の外戚（がいせき）氏族である蘇我氏の配下にいた氏族として有名である。

これからすると、当地の渡来系氏族たちは、より直接的には、東漢直氏―蘇我氏ラインを媒介にして法隆寺と結んだ可能性もある。いずれにせよ芦屋廃寺という寺は、単なる一般的な氏寺ではなかった。所領の経営・管理という、あくまで中央勢力との強固な結びつきの中から建立された寺院であったと考えるべきであろう。

六節　古代の大震災と西摂・神戸

西摂・神戸での大震災

平成七年（一九九五）の阪神大震災は、西摂・神戸の人々に大きな被害をもたらした。マグニチュード7以上の地震がこの地域を襲ったのは約四〇〇年ぶりのことである。四〇〇年前の地震は、文禄五年（一五九六）の九月五日に起きた。災害の規模は今回よりもさらに広域的であった。残された史料によると、少なくとも京都・山崎・兵庫・奈良など、近畿地方一円の地域住民が甚大な被害を受けた。西摂最大の都市だった兵庫津（ひょうごのつ）では、家々は悉く崩れ落ち、火事が発生した。死者の数は数えきれないほどであったという（「言経卿記（ときつねきょうき）」、須磨寺「當山歴代（とうざんれきだい）」など）。

このように被害が広範囲に及んだ要因は、淡路島の北端から六甲山南麓、宝塚・高槻、京都盆地南西端に至る活断層群が一挙に動いた点に求められている（寒川一九九二）。

そこで古代に眼をやると、当時の史料にも、地震に関する記事がある程度残っている。国史での初見記事は「書紀」の允恭天皇五年条である。この年の七月十四日に、地震があったと伝える。当時地震は「なゐふる」と読まれていた。「な」は「地」、「ゐ」は「居」を示し、「ふる」は「震動する」を意味すると解されている。

国史ではこれを初出とし、以後比較的多くの地震記事が登場する。実録性や信憑性に欠ける箇所の多い「書紀」を除外してみると、「続紀」以降の五国史で、トータル六〇〇件以上の記事を見いだせる（長山一九九五）。

このうち本庄地域が属した摂津国に関わる大地震として、まず天平六年（七三四）の大地震がある。「続紀」の同年四月戊戌条に、次のようにある。

地大いに震りて、天下の百姓の廬舎を壊す。圧死せる者多し。山崩れ川擁がり、地往々

表－16　古代の大地震年表

和暦（西暦）年月日	被災地等	被害状況等（出典）
允恭 5（416）7・14	－	地震の初出記事（書紀）
推古 7（599）4・27	－	地震による被害のため、四方の地震の神を祭らせる（書紀）
天武 7（678）12・是月	筑紫	大地震。家屋倒壊。地割れ発生（書紀）
天武13（684）11・14	土佐・伊予	大地震。諸国の官舎・神社倒壊。伊予の湯泉埋没（書紀）
大宝元（701）3・26	丹波	地震、三日間続く（続紀）
和銅 8（715）5・25	遠江	地震にもとづく山崩れにより麁玉河（＝天竜川）が決壊（続紀）
5・26	三河	地震により正倉や民家が倒壊（続紀）
天平 6（734）4・7	京ほか	大地震により民家倒壊。圧死者多数。陵墓にも被害（続紀）
天平16（744）5・18	肥後	地震と雷雨により水害と山崩れが発生（続紀）
天平17（745）4・27	美濃・京	三日三夜の地震。正倉・民家が倒壊（続紀）
天平宝字 6（762）5・9	美濃・飛騨・信濃	地震。被災者に穀を賜う（続紀）
弘仁 9（818）7・是月	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野国で大地震。山崩れ発生。圧死者多数（類史）
天長 4（827）7・12	都	大地震により建物倒壊。余震が続く（類史）
天長 7（830）正・3	出羽	辰刻に大地震。秋田城内の建物倒壊。圧死者多数（類史）
承和 8（841）2・13	信濃	この日以前、一晩14度の地震により、建物倒壊（続後）
7・5	伊豆	この日以前の地震により死者多数。民夷を論ぜず賑給を命ずる（続後）
嘉祥 3（850）10・16	出羽	大地震により地割れ発生。圧死者多数（文実）
斉衡 3（856）3・是月	京	数回の地震により、京師と城南の建物・仏塔が倒壊（文実）
貞観 5（863）6・17	越中・越後	大地震により圧死者多数（三実）
貞観10（868）7・8	播磨・京	大地震により国内の官舎・堂塔が倒壊。都でも被害（三実）
貞観11（869）5・26	陸奥	大地震により圧死者多数。津波が多賀城下を襲い、溺死者千人（三実）
元慶 2（878）9・29	関東諸国・京	大地震。とくに相模と武蔵国の被害が甚大。圧死者多数（三実）
元慶 4（880）10・14	出雲・京	大地震により国内の神社・仏寺・官舎が倒壊（三実）
12・6	京	子刻に大地震。宮城や大極殿などで物的被害（三実）
仁和 3（887）7・30	京・南海・摂津	申時の大地震により圧死者多数。光孝天皇は紫宸殿の南庭を御在所とする。諸国でも大被害。津波により摂津国の被害が甚大（三実）

＊史料のうち、書紀は「日本書紀」、続紀は「続日本紀」、類史は「類聚国史」、続後は「続日本後紀」、文実は「日本文徳天皇実録」、三実は「日本三代実録」を示す。

に圻裂くること勝げて数うべからず。

これによると倒壊した家屋で圧死する人が多く、各地で液状化現象（地往々に圻裂くる）が生じた。かなりの人的・物的被害をもたらした地震だったらしい。この史料ではとくに被害を受けた場所について記されていない。六国史でこのような書き方の場合、それは少なくとも都のあった地点（ここでは平城京）でも、感知された地震であったことを示す。したがってこれだけでは直接の震源地がどこであったのか不明である。

しかし関連史料や考古資料などにより、河内平野の生駒山麓を南北に走る生駒断層の活動にもとづく地震とみる説がある（萩原一九八九）。これが正しければ、河内平野と本庄地域とは距離的にそう離れてはいない。当地にも大きな被害があったことは濃厚といえよう。

貞観十年の播磨国大地震

次に九世紀に入り、貞観十年（八六八）七月八日の地震も、かなり大規模なものであった。この時の地震は、兵庫県下の播州平野を中心にして起きた。震源地は現在の兵庫県西部地域で、中国自動車道にほぼ沿って走る山崎断層系であったといわれる（寒川一九九二、松田一九九五、寺脇一九九九など）。「三代実録」の同年七月八日条によると、被害は遠く平安京にも及び、内裏の内外の建物が倒壊するほどであった。またその一週間後の「三代実録」同年七月十五日条には「播磨国内では、諸郡の役所の建物や定額寺（朝廷公認の寺院）がすべて倒れてしまう被害が生じた」と書かれる。国立天文台編の「理科年表」によると、地震の大きさはM7、ないしはそれ以上と推定されている。この史料では物的な被害状況しか報告されていないが、たくさんの人的被害も伴っていたことであろう。

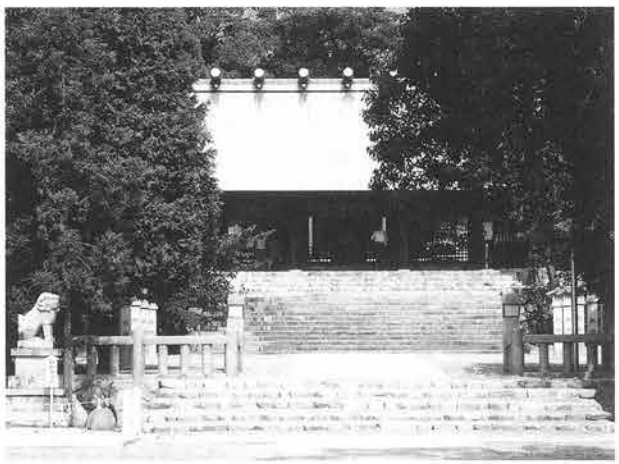

写真－8　現代の広田神社

この七月八日の大地震の後も、その余震と思われる揺れがしばらく続いた。それは平安京においても、たびたび感知された。「三代実録」には貞観十年から翌年にかけて、合計二〇回近くの地震記事がみえている。朝廷はこれに対していくつかの施策

を講じている。その中で本庄地域との関わりで興味深いのは、摂津国の広田神社と生田神社に使者を派遣して、次のような処置をとっている点である（「三代実録」貞観十年閏十二月十日条）。

使を摂津国の広田・生田神社に遣わし幣を奉る。告文に曰く、「天皇が詔旨と、広田の大神の広前に申し賜えと申さく。大神を弥高く弥広に供奉んとおもおし行す所なり。しかる間に摂津国解すらく、地震の後に小震止まず。因りて卜求しむれば、大神の布志己利賜いて、致し賜う所なりと申せり。また先の日に禱い申し賜う事もありけり。因りて今、従一位の御冠に上げ奉り、崇め奉る状を、主殿の権の助従五位下大中臣朝臣国雄を差し使わして、御位記を捧げ持たせて奉り出す。大神、神ながらも聞こし食して、今も往く前も、天下平らけく安らかに、天皇の朝廷を、宝位動かすことなく、常磐に堅磐に夜の守り日の守りに、護り幸え奉り賜えと申し賜わく」と申す。

ここで時の天皇である清和天皇は、大中臣朝臣国雄という官人を遣わし、広田と生田の大神に対して幣帛を捧げさせた。それとともに従一位という神階の位記（辞令書）を与えている。従一位という神階は、一般官人に授けられる全三〇階の位階のうち、第二位に相当する高いものである。これを与えた理由について告文（神前で読み上げられる文）は、摂津国では大地震の後も「小震」（余震）が止まることがなかった。占いをさせるとそれは、広田・生田の大神の「布志己利」によるという結果が出た。そこで従一位に叙し、両神を崇拝する旨を語っている。

ここにある「ふしこり」という言葉の動詞形は、「恚る」と書く。「憤る」「立腹する」「怒る」などの意味があった（小学館『日本国語大辞典』）。要するに朝廷は摂津国内で続く余震の原因を、広田社と生田社に鎮座する神の怒りにあると判断した。それをなだめ抑え、また自らの天皇位（宝位）を安泰化させるために、こうした処置に及んだのであった。

もちろん客観的にみて地震の原因は、神の怒りに求められない。右の占いの背景には、そうした結果を出した側（陰陽寮）と広田・生田両社との間に、神階の授与をめぐり、何らかの政治的・経済的な利害・打算が絡んでいたのかも知れない。だが一方で告文の引用する摂津国の解文（上申文書）が述べるように、七月八日の大地震以来、同国内で余震が頻発していたのも確かなようである。

この点に関連して播磨国内の山崎断層系の動きに連動して、ちょうど広田神社と生田神社を結ぶライン上の活断層、すなわち六甲断層系も活動していたとみる見解も提出されている（長山一九九五）。その真偽については、今後、地震考古学などの分

野の研究成果によって徐々に解明されていくだろう。いずれにせよこの年の大地震が、播磨国や平安京のみならず、広田・生田神社の近くにある本庄地域の住民に対し、少なくない被害をもたらしていたことは明白であろう。

仁和三年の南海大地震

さらに貞観十年の地震から一九年たった仁和三年（八八七）、ふたたび平安京と畿内一円を大地震が襲った。九世紀の日本列島は、活断層の断層活動が非常に活発化した時期であったらしい。国史にはこうした大震災の記録がたくさん残っている。「三代実録」の仁和三年七月三十日条によると、平安京での被災状況がかなり詳しく描かれている。地震はこの日の夕方四時ごろ（申の時）と、夜の十時頃（亥の時）に発生した。とくに最初の地震では、宮中や京内の建物が倒れ、多数の圧死者が出たと伝える。また時の天皇の光孝天皇が避難して、紫宸殿の南庭に移ったと書かれている。「理科年表」などによるとこの時の地震の大きさは、M8以上だったと推定されている。

またこれに続き同書では、この日の揺れは畿内・七道諸国の全域に及び、各地の官舎に相当の損害を与えたという。また地震に伴って津波も発生し、数え切れないほどの溺死者が出、とくに大きな被害を受けたのは摂津国であったという。

従来この記載を参照にして、震源地は四国から紀ノ川沿いにのびる中央構造線、ないしは南海トラフであったと考えられている（国立天文台二〇〇一など）。結局のところ仁和三年の大地震は、各地の建物を崩壊させるばかりか、大阪湾の沿岸部において巨大な津波災害をもたらしていた。その具体相は不明だが、おそらく南から瀬戸内海を通って押し寄せた津波が、摂津国の沿岸部を襲い、本庄地域でも多数の溺死者が出たのではなかろうか。

古代国家の震災対策

このような自然災害の発生に対して、古代国家は決して無策ではなかった。国史をみると災害の程度や中身に応じて、さまざまな対策が立てられている。とりわけ七世紀末以降の大地震の発生時に限っていうと、①神仏への加護・祈願（祈禱・読経など）②被災住民の免税（一定期間の租庸調の免除など）③救援物資の支給（賑給、賜物）④被災家屋の撤去・修築⑤死者の埋葬⑥官僚機構の刷新（人材の登用）――などのうち、いずれかの処置がとられていることが多い。

このうち①はきわめて前近代的な内容の地震対策といえる。先にみた貞観十年の広田・生田両社への奉幣・叙位の施策などはこれに該当しよう。だが②から⑥は現代にも通ずる実質的な

側面をもっている。とくに九世紀代の東日本・東北地方での地震対策のように、②③④⑤の処置がワンセットで命令されるようなケースもあった。さらに朝廷はそれを「民夷を論ぜず」、すなわちそれらの地域で混住する公民（一般百姓）と夷俘（異民族視された北東地域住民）とを差別せず、平等に行うべき旨をわざわざ各国国司に通達するほどであった（「類聚国史」巻一七一、弘仁九年＝八一八＝八月十九日条、天長七年＝八三〇＝四月二十五日条、「続日本後紀」承和八年＝八四一＝七月五日条など）。

しかしこうした実効的な地震対策は、被災住民への人道主義の観点や公共性の思想にもとづいて行われたわけでない。古代国家の災害対策は、儒教的な災異思想・天譴思想を背景にしていた点に大きな特徴がある。これは紀元前二世紀頃、中国の前漢王朝の董仲舒という儒学者によって、整備・体系化された思想である（影山一九八一）。

これによるとそもそも中国における皇帝（天子）の政治の権限は、天帝（天、上天、昊天上皇）から委託・委譲されたものであった。常にその統治の善し悪しは、この天帝によって監視されていた。そこで皇帝の人柄や統治内容が有徳（徳政）に満ちていたならば、天はそれを称賛して地上に何らかの兆候を示す。これを「祥瑞」という。景雲・白象・白鹿・三角烏・白雉・芝草などの、特異な動植物や自然現象の発生がそれにあたる。

他方皇帝が不徳だったならば、天は逆にそれを咎め、警告するための兆候を下す。これが「災異」である。この中には日食や月食も含まれていた。だが基本的に中国国内で起きる自然災害や疫病などがそれに該当すると考えられていた。したがって巨大な地震の発生などは、在位する皇帝にとって自らの不徳の証しに他ならない。これを放置して、その上さらにたくさんの災害や失政などが加わると、政権の移譲・交代（易姓革命）につながることもあった。そこで在位中に災異が頻発したり、大災害が起きたりした皇帝は「災を攘いて祥を招く」ため、何らかの具体的な手だてを行う必要があった。

中国の歴代王朝の正史をみると、こういった災異発生直後の皇帝たちは、詔勅の冒頭でまず自らの不徳さを詫び、責任の所在を明らかする。そして被災地の住民や全国の百姓に対して、賜物・賜爵・免税・恩赦などを施す命令を出すことが多い。その中身が大規模で具体的であればあるほど、それは皇帝自身の有徳（徳政）のあらわれであった。つまり災害を契機とする実効的な救済策は、あくまで皇帝統治権の存続の問題と関わって施行されていた。

災異思想の受容と「天子不徳の詔」

このようなイデオロギーのうち、災異をめぐる理念が、日本の王権に受容され、さらにそれにもとづく施策が具体化され始めるのは、ようやく八世紀初めの頃であった。「続紀」の慶雲二年（七〇五）四月壬子条によると、この年は、前年来の干害・風害・疫病・飢饉などにより、各地で農作物の凶作が続いていた。これに対応するために、文武天皇は民衆の救済策の一環として、まず金光明経の読経を五大寺（大安・薬師・元興・弘福・四天王寺の五寺か）に命じた。次いで本年の諸国百姓が納めるべき租税のうち、公出挙の利子稲分と庸の半分の軽減処置をとった。この二つを先に述べた地震対策の分類と対応させると、前者は①の項目、呪術的・宗教的な対策、また後者は、②の被災住民に対する実質的な救済策に入れることができる。どちらの場合も、すでに七世紀末の持統朝の頃から、部分的に行われていた災害対策である。

ただここで注目したいのは、文武天皇は救済策を述べるに先立ち、あえてこうした事態に至った要因についても言及している点である。すなわち災害や凶作の原因を自らの不徳さや失政に求め、わざわざそれを公言している。このような文言をともなう詔は、これ以前の史料にはまったくみられない。一般に「天子不徳の詔」といわれるものである。

日本の朝廷において、天子（天皇）の不徳さや失政が災異を招き、さらにそれを打ち消すために、善政（民の救済策）をしくというパターンの思考回路や政策が初めて確立するのは、この文武天皇のころであった。これ以降、地震を含む大規模な災害時には、このような形の詔文がしばしば下されるようになる（成沢一九八四）。

こうした施策があらわれる前提の一つには、ちょうどこの頃、律令体制の完成にともない古代国家の財政的な基盤が整った事実がある。これがあったからこそ、被災直後の実効的な恩恵処置も可能になった。もう一つは八世紀の初頭前後以来、少なくとも朝廷を構成する貴族層の中に、災異思想が急速に浸透し、かなりの影響を与えていた点も見逃せない。

そこでそういう動きや認識が、それ以上広がるのを抑え、逆に貴族層に対して、天皇＝有徳な君主というイメージを政治的に強調する必要が出てくる。それが巨大地震などの災害のたびごとに、個々の天皇の政治責任を明記した「天子不徳の詔」、すなわちさまざまな具体策をともなった「徳政」であった。こうしてみるとこの徳政の真の目的が、被災住民の救済であったとは到底いえない。災異の発生を通じて朝廷内で不安定化した

君主の地位を、ふたたび安泰化させる点にあったと評価できる。

先に紹介した、貞観十年（八六八）七月以来の余震をもたらす広田・生田両神の怒りを宥めようとした時、清和天皇は神に対して、次のように祈願していた（「三代実録」貞観十年閏十二月十日条）。

> 今も往く前も、天下平らけく安らかに、天皇の朝廷を、宝位動かすことなく、常磐に堅磐に夜の守り日の守りに、護り幸え奉り賜え。

これをみても宝位（天皇位）の動揺を防ぎ、それを安泰化させることが、その第一義的な目標だったことは明らかだろう。

被災後の西摂・神戸

「六国史」などの文献史料をみる限り、当地では八世紀から九世紀の約二〇〇年の間、少なくとも三回の大震災があり、なかでも三回目の仁和三年（八八七）の南海大地震では、大津波により、数え切れない溺死者が出たことを先にみた。具体的な記録には残らないが、菟原郡―八部郡内にあった敏売浦や大輪田泊、そして深江のミナトも津波に襲われ、ミナトを拠点にしていた多くの海人系氏族も、大きな被害に遭ったと予想される。

前節で述べたように、奈良時代のこの地域の推定（登録）人口は、菟原郡が約一万人、八部郡が約五〇〇〇人、合わせて約一万五〇〇〇人程度であった。古墳時代以降、この地域の人々の生活空間は、集落趾の発掘状況からみて、徐々に海岸沿いの微高地付近に移っていく傾向にあった。仁和三年の大津波は、そういう所に住まう人たちを中心に、この地域の総人口を、一時的に激減させたのではなかろうか。

その後、何度か前進と後退を繰り返しながら、全体としてその復興が進んでいったと思われる。その実情は平安時代末に至るまで、文献史料では、ほとんど知り得ない。ただ結果としてみると、すでに触れた通り、一二世紀の前半の「摂津国大計帳案」では、菟原郡の人口を約一万六〇〇〇人、八部郡のそれを約二万一〇〇〇人、総計約三万七〇〇〇人と記している。

この時点での人口の記録としては信憑性がかなり低いといわれるが、ある時点の実態を反映した数であったかも知れない。津波によって激減したこの地域の人口も、平安時代の中後期の約二〇〇年間を通じて、大きく回復したのだろう。とくに八部郡において、その急速な人口集中（都市化現象）が進んだのは、ほぼ間違いないだろう。

そうした人口増加の動きを支えた原因として、やはりこの地域内におけるミナト、とくに大輪田泊がはたした役割が大きいであろう。このミナトの名が、「六国史」で初めて登場するの

は、九世紀代のことで（「日本後紀」弘仁三年＝八一二＝六月辛卯条、「続日本後紀」承和三年＝八三六＝五月丙辰条など）、一〇世紀に入ると、「五泊（いつのとまり）」（西摂・播磨沿岸の五つの代表港）の一つに数えられるようになった（三善清行「意見十二箇条」）。その後の詳細な事実は分からないが、おそらく交易港としての機能も徐々に増し、それに伴いミナトへの人の出入りも激しくなったことであろう。そして平安時代の末、福原に山荘をおいた平清盛により、ここが国際交易（日宋貿易）の拠点港にされたことは、よく知られた事実である。こういうプロセスの中で、大輪田泊のある八部郡の人口は、当然、大きく膨れ上がっていったと思われる。

ただしこの大輪田泊は、単なる交易中継港、単なる物資集散地として発展してきたのではなかった。古代の推古朝以来の地域性、すなわち政治権力の西の玄関口（境界領域）にあるミナトとして位置づけられながら、進展してきた事実を忘れてはならない。平清盛がこの大輪田泊に着目し、さらにミヤコをこの付近に遷そうとまで計画したのも、おそらくこの事実に関わるであろう。

その後も当地では、大輪田泊、兵庫津、そして幕末・明治以降の神戸港など、歴史上、著名なミナトが発展し続けていく。その要因は時代ごとにいくつもあるが、その根底部分には、右に述べた通り、常にここが権力の西の玄関口（境界領域）としてあり続けたことが大きかったのではなかろうか。きわめて極端ないい方をすれば、現在にまで及ぶこの地域の国際港湾都市域としての伝統は、すでに古代において決定されたといえるだろう。

第三章　中世の本庄地域

一節　院政期の本庄地域

中世の胎動

一〇世紀の初頭から、律令制の枠組みを残しながらも、様々な政策転換が図られ、新たな国家体制への移行が始まる。律令制の変質と転換の中で、中央では摂関政治が現出する。これまで摂関政治を担った藤原道長ら摂関家の経済的基盤は、荘園に立脚するものであるとイメージされてきた。しかし、摂関期における荘園はまだ量的にも少なく、構造的にも社会を規定する段階には至っていなかった。

一一世紀後半の白河院政末期から鳥羽院政期にかけて、荘園制（荘園公領制）が本格的に展開する。院・女院らは院近臣・国司と協業しつつ、開発を押し進めた在地領主らの私領や貴族層の免田などをもとにして、次々に大規模な荘園を立荘していった（川端二〇〇〇、高橋一樹二〇〇四）。

しかし、荘園形成は全国に進展したが、全ての国土が荘園に覆い尽くされた訳ではない。最終的に荘園と公領（国衙領）は六対四の比率を保っていた（石井一九九一）。但し、公領は律令制下における公領そのままではなく、院分国・知行国という形で家産化され、荘園とほぼ同質化していた。

本庄地域は古代には芦屋郷に含まれたと考えられるが、荘園公領制が全国的に展開しようとしたころには、この付近に山路荘（山道とも表記されるが、以下山路荘で統一する）という荘園が存在した。西青木は山路荘の総氏神・本住吉神社の氏子であり、江戸時代の史料にも山路荘に含まれたとある。

一方、本庄という地名は鎌倉時代後期には確認でき、中世末には本庄・芦屋郷・山路荘は別個の地域的なまとまりとなっていた。本庄については次の節で見ていくとして、ここでは院政期に公家の日記に登場する山路荘がどのように伝領されたのか

から見ていくことにしたい。

山路荘の範囲と初見

はじめに山路荘の荘域について押さえておきたい。永禄十二年（一五六九）と少し時代は下るものの、山路荘の荘域を示す史料が今に伝えられている。「春日社御神供料摂州山路庄公事銭取納帳」（「今西家文書」『豊中市史』史料編二所収、豊中市教育委員会が影印翻刻して『今西家文書』として本文編・写真編発行）と題されたこの文書によると、山路荘は住吉・野寄・岡本・横屋・魚崎・青木・西青木・庄戸の各村で構成されていた。注目されるのは近世には本庄九ヵ村に含まれている青木村が、山路荘に含まれていることである。このことをどう解釈したらいいかは後ほど述べるとして、中世末の山路荘はのちの本庄地域も含み、さらにその西部に広がる荘園であった。

この山路荘が初めて史料中に現れるのは、白河天皇治世の応徳元年（一〇八四）のことである。この頃、山路荘は近接する今南荘（灘区東部あるいは東灘区西部に所在）と相論を起こし、朝廷で審理が行われていたらしい。当該期の朝廷における訴訟審理は、院・天皇・摂関の折衝・合議を経ながら、上卿※の指揮の下で進行した（下向井一九八〇）。訴訟の審理手続きにはいくつかの手段があったが、この相論では、相論の当事者らが提出した証拠文書の真偽鑑定を行う「官勘状」と、律令格式を根拠とした明法家※の法解釈を記した「明法勘文※」が作成されていた（史料大成本「水左記」応徳元年四月二十五日条、同五月二十日条）。しかし、相論の内容や、審理を経て最終的にどのような判決が下されたのかについては史料にないため判然としない。また、この段階における山路荘がどのような領主をいただいていたのかも不明である。それでは次に山路荘の領主について見ていくことにしよう。

上卿…平安期以降、朝廷における儀式・行事などを取り仕切る公卿のこと。行事ごとに選ばれた。上卿は弁官・外記に命じて行事の準備・執行にあたる。

明法家…古代の律令に精通した専門家。

勘文…朝廷や幕府などからの諮問に対し、専門家が先例・典故などを調べて上申する文書。

山路荘をめぐる人間関係

初見以後、約四〇年間は史料不在のため、その間の山路荘については不明である。この沈黙ののち、山路荘は藤原頼宗流の激しい家領相論の舞台として再びその姿を現すことになる。

藤原頼宗流とは、摂関政治の盛期を担った藤原道長の次男である藤原頼宗を始祖とする一族である。山路荘をめぐる家領相

図―1　藤原宗忠・藤原宗通関係系図

写真－1　藤原宗忠像（宮内庁三の丸尚蔵館所蔵『天子摂関御影』より）

論は、藤原頼宗曾孫の宗忠※（中御門家）と、宗忠叔父である宗通※（坊門家）の後家との間で争われた。宗忠が権力の中枢にあった白河院とやや距離があったのに対し、宗通は対照的に、終始白河院と近しい政治的立場をとった。

宗通は五〇歳で他界し、その後家である修理大夫藤原顕季女※が山路荘をめぐって宗忠と相論を行った。藤原顕季は母親子が白河院の「唯一之御乳母」（「中右記」寛治七年＝一〇九三＝十月二十一日条。以下の記載で、日付のみの史料引用は全て「中右記」による）であったことから白河院に近侍した典型的な院近臣である。宗通と顕季女の結婚の時期は正確には分からないが、おそらく白河院を中心としたネットワークの間で結ばれたものであろう。

以上のように、同じ藤原頼宗流に属するといっても、宗忠と宗通は政治的には全く対照的な立場をとり、そのことが山路荘をめぐる相論の過程にも色濃く反映されることになった。そこで、次にその具体的な経過を見ていくことにしたい。

藤原宗忠…後冷泉朝の康平五年（一〇六二）に誕生した。父は頼宗の孫である藤原宗俊、母は式部大輔藤原実綱女。宗忠は太政官の事務局である弁官局の中弁・大弁や検非違使別当などを歴任し、最終的には従一位右大臣にまで昇進した有能な貴族である。中御門富小路に邸宅を構えたことから、中御門と称された。その日記「中右記」は、居所中御門と官歴右大臣をあわせて称したものである。宗忠は堀河天皇に近侍して侍従・蔵人頭をつ

とめ、その信任を得ていた。同時に宗忠は摂関家へも忠節を尽くした。摂関家との関係は、一条殿と呼ばれた宗忠の叔母藤原全子が摂関家当主藤原師通と結婚し、忠実を生んでいたことに由来し、父師通早世後、若年で摂関家を継承した忠実も宗忠の補佐に頼むところ大であった。他方、当時堀河天皇の父として権力の中枢にあった白河院と宗忠の関係にはやや距離があった。「中右記」には、院と院を取り巻く院近臣らに対する批判が頻出する。

藤原宗通…藤原宗俊の異母弟で、宗忠にとっては一一歳年少の叔父。幼名を阿古丸といい、幼少より白河院に養育されたという（国史大系本「尊卑分脈」）。二二歳で参議となって公卿の列に連なって以後、二六歳で権中納言、三九歳で権大納言となるなど、順調に昇進を重ねた。宗忠が三八歳で参議となり、六一歳で権大納言に任じられたことと比較すれば、その昇進がいかにめざましいものであったかが分かる。白河院の宗通に対する寵愛は深く、「上皇被仰合万事、仍天下之権威傍若無人也」（保安元年＝一一二〇＝七月二十二日条）というほどの権勢を振るった。しかし、宗通は大臣に昇ることなく、五〇歳で早世した。彼はその居所五条坊門亭にちなんで、坊門と号された（「尊卑分脈」）。

藤原顕季女…史料上には「民部卿後家」「九条尼上」として登場する。「尊卑分脈」によれば、宗通との間に伊通ら五男をもうけている。

相論の経過

山路荘の相論については、近年、宗忠ら上級貴族の関わった訴訟審理の実情が分かる事例として取り上げられ、詳しい分析がなされている（川端二〇〇〇）。以下、そうした研究成果を踏まえて相論の経過をたどっていく。

山路荘はそもそも「西御方」なる人物に所有されていた。では、この「西御方」とはどのような人間なのだろうか。残念ながらこの人物の正確な出自については諸説があり、一致していない（高橋秀樹一九九六）。但し、西御方は宗忠と「年来有母子契」とあることから（保安元年九月十九日条）、宗忠の養母だったことが分かる。その一方で、西御方は宗通亭に居住したり、死去直前の宗通を見舞うなど、宗通とも密接な関係があった。彼女は宗俊・宗忠の血縁者が居住する一条殿に住んでいたことから、「一条殿西御方」と称されていた。

西御方は保安元年九月に没した。その約二カ月後、宗忠は宗通の息子である伊通に、祖父俊家の日記の所在など六件を尋ねている（十一月十二日条）。西御方の死去前後、七月には宗通、十月には宗通息子の信通が没しており、宗忠の申し入れはこれら近親者の没後処理に関わるものと考えられる。そのうちの一件として、西御方が宗忠女子に「山道・野竝」の二荘を処分したことが見えている。ところが、翌日伊通は他五件については返答するものの、西御方の所領処分については宗忠に何らの回

答を与えていない。この後、保安二年（一一二一）から大治二年（一一二七）まで、「中右記」が部分的にしか残っていないため、その間の動きを知ることは困難である。しかし、伊通の回答拒否は、このあと見る中御門家と坊門家の相論の芽が、西御方死去直後から胎胚していたことを物語っている。

この申し入れが行われたのと同日、摂関家当主忠実が白河院により内覧を停止されるという大事件がおこる。当時の摂関家は、白河院や院近臣の権勢に圧迫され、政治的な立場は衰退の一途にあった。そもそも忠実の摂関就任そのものが白河院の補任によるものであり、忠実は院への協調・従属を余儀なくされていた。そうした中、成人して白河院からの自立を目指しつつあった鳥羽天皇から、忠実女泰子を入内させるよう要請があり、忠実が白河院を介さずにそれに応じてしまったことが直接的な引き金となって、忠実の内覧停止という事態が引き起こされることとなったのである。辛くも関白職は忠通に継承されたが、以後、忠実は白河院の死去まで、宇治で謹慎生活を送る。

この政治的変動が、山路荘の領有争いの経緯に大きな影響を与えることとなった。当時の司法・訴訟は、朝廷の法廷の他に、摂関家の法廷といういわば「家」の裁判が存在するなど、裁判法廷が重層していた。さらに訴人は裁定者との縁故関係を頼って自分に有利な法廷に審理を持ち込み、裁定には院・摂関・摂関家大殿らがあたり、その協議と折衝によって審理が進められた。このため当時の訴訟は、その時々の政局と密接に関連しながら進行した。

忠実の謹慎という状況のもと、保安二年以降、坊門家の山路荘押領が開始される。先に述べたように、坊門家側は白河院と密接な政治的立場を保っており、白河院を後ろ盾に自家の領有を主張したのであろう。一方、白河院とは相対的に疎遠な宗忠にとって、臣従する忠実の失脚は打撃であった。宗忠は白河院の在世中はこの件について申し出ることができず、押領を許したまま空しく月日を送ることとなった。

大治四年（一一二九）七月の白河院死去の後、白河院政の軌道修正を志す鳥羽院により、忠実はようやく長承元年（一一三二）正月に内覧に復帰し、政界に返り咲いた。こうした政局の変化を受けて、長承元年閏四月、宗忠は関白忠通に山路荘の領有を提訴する（閏四月十五日条）。提訴を受けた忠通は、山道・野並両荘について「九条尼上」（＝宗通後家）に問い合わせたが、後家は全く承引しなかったという。そのため忠通は「此家」つまり関白家では裁定不能であるとして、当時の院政主である鳥羽院に奏聞がなされることになった（六月二十二日条）。

また、宗忠は「女子申文一消息」を「大僧正」行尊に送り、院へのとりなしを頼んでいる。行尊は鳥羽院の御持僧※であり、園城寺長吏・天台座主に任じられるなど、鳥羽院に重用された。同時に、彼は藤原頼宗女の孫にあたり、かつ頼宗の養子であった（「僧綱補任抄出」『群書類従』補任部）。宗忠は院の信任厚く、かつ近親者である故に、行尊に依頼したのであろう。

しかし、奏聞を受けた鳥羽院は「無左右仰」という態度をとり（九月五日条）、また本件の被告にあたる宗通後家が「請文※」を進上しないこともあって（十月五日条）、審理はなかなか開始されなかった。ようやく十一月になって、宗通後家が「山道・野竝両庄陳状※」を提出し（十一月十日条）、宗忠側の訴状とともに明法家に下されている（十一月十三日条）。明法家の判断は「此方（＝宗忠側）有理」というものであった（十二月八日条）。しかし、「法家勘文」を奏聞された鳥羽院は自ら判断せず、関白忠通に裁定を委ねた。忠通は勘文でいけば宗忠に道理ありとしたものの、なお「民部卿文書」を取り寄せることを指示し、相論は長引くこととなった（十二月十二日条）。

御持僧…清涼殿に宿直して、天皇の身体を護持する僧。夜居僧ともいう。天皇のほかに院・東宮・武家にも見られる。

請文…身分の上位の者からの文書の内容を了承し、その履行を誓うことを答申した古文書の様式。

陳状…原告が出す訴状に対し、被告が反論して提出した文書。

中御門家側に理ありとしつつも、坊門家側へも配慮を示す忠通の姿勢は、その姻戚関係が一因として考えられる。忠通は宗通娘の宗子をその妻に迎えており、二人の間には崇徳天皇の妻后となる皇嘉門院聖子が生まれている。宗子の母は「尊卑分脈」には明記されていないが、宗子の出産に際して顕季が産具を調えることを申し出ている（保安元年＝一一二〇＝七月十三日条）ことなどから、相論の当事者である民部卿後家（＝顕季女）であると考えられる。おそらく忠通には、宗忠からの申し入れと並行して、妻の実家である坊門家側からの申請も寄せられていたのだろう。

明けて長承二年（一一三三）三月の段階になっても、まだ裁定は下されず、宗忠は鳥羽院・忠通に申し入れを行っている（三月八日条、十三日条）。その一方で、民部卿後家が提出した「処分」状が「実書」であるという鳥羽院の判断が下された（三月十九日条）。民部卿後家ら坊門家側が提出した「民部卿文書」もしくは「処分」状の中身は明らかでないが、おそらく西御方から宗通への譲与があったとする文言が記されていたと考えられる。この処分状に関する後年の史料によれば、宗通は臨

終に及んで所領を諸子に処分し、伊通が処分状を書いた。宗通は処分した荘園について、母の生存中は諸子らの領有を許さず、逝去後に処分を実行するように言い置いたという（史料大成本「台記」久安六年＝一一五〇＝十一月三十日条）。山路荘をめぐる相論で、坊門家側の当事者として中御門家に真っ向から対決する宗通後家の姿は、坊門家領総体の管理者としての立場に由来するものなのである。

写真－2　藤原伊通像
（宮内庁三の丸尚蔵館所蔵『天子摂関御影』より）

形勢不利ともいえる判断が下される中で、宗忠は新たな手段を模索する。宗忠は関白忠通の父「大殿」忠実の後押しを得ることによって、事態の打開を図ろうとした（三月二十一日条）。このあと宗忠が忠実のもとに参上している記事が散見し、「此両庄事、有道理、可被下宣旨、可令奏給之由申了」（五月十六日条）と、裁定の「宣旨」が下されるよう、院への奏上を頼んでいる。同時に、大僧正行尊にも院への奏上を依頼するなど（八月六日条）、宗忠が相論の裁定を求めて力を尽くしていることが確認できる。

残念ながらこの相論の決着に関する「中右記」自体の記載は残されておらず、相論の経過について、追うことができるのはここまでである。

相論以後の伝領

相論以後、山路荘がどのように相伝されていったのかを具体的に示す史料は残されていない。散見する史料を手掛かりに、山路荘のその後について見ていくことにしよう。

播磨国に侍ける時三月ばかりに船よりのぼり侍けるに、津の国にやまぢといふところに参議為通朝臣しほゆあみて侍るときゝてつかはしける　　平忠盛朝臣
ながゐすな都の花の咲ぬらんわれも何ゆゑいそぐ舟手ぞ

（「詞花集」巻第九）

この歌を詠んだ平忠盛は、平清盛の父で白河院・鳥羽院に仕え、武士として初めて昇殿を許された。地方国守を歴任し日宋貿易にもかかわった。播磨守在任期間と藤原為通の参議在任期間を合わせると、久安六年（一一五〇）のものと比定できる（川端二〇〇〇）。ここから宗通孫の為通が「やまぢ」に滞在し、「しほゆあみ」（＝海水浴）をしていた様がうかがえる。「ながゐ」は摂津国の地名・長居に掛けたもので、「古今集」にある壬生忠岑の「すみよしと海人は告ぐとも長居すな人忘れ草生ふといふなり」という古歌を踏まえたものだが、当時の公家が行楽に一定期間滞在していたのは興味深い。

また、鎌倉期に編纂された「儒林拾要」という文書様式の文例集の中には、山路荘の庄官らの参洛を命じた「皇太后職政所下文」と、それを承諾した請文が収められている。文例集という性格のため、これらの文書には具体的な人名・年紀などは記されていない。しかし、伊通には近衛天皇の妻后で、保元三年（一一五八）から仁安三年（一一六八）まで皇太后の地位にあった呈子という女があり、「皇太后」はこの呈子と考えられる。

以上のように、その後の山路荘関連の史料には坊門家関係者が散見する。こうしたことから、結果的にこの相論は坊門家側の勝利に終わり、山路荘は宗通の子孫に伝領されていったと考えられる。

平清盛と大輪田泊

武力でもって白河・鳥羽院政権力に奉仕し、中央政界での地歩を固めていった平氏は、数度にわたる海賊の追捕をてこに、早くから瀬戸内海の海上権の掌握に努めていた。正盛・忠盛の後を受けた清盛は、瀬戸内海航路および日宋貿易の要港として、大輪田泊の改修に乗り出した。承安三年（一一七三）から二年

写真－3　平清盛像（宮内庁三の丸尚蔵館所蔵『天子摂関御影』より）

の歳月をかけて、清盛は私力で新嶋を修築した（史料大成本「山槐記」治承四年＝一一八〇＝三月五日条）。一切経を書いた石を船に積み海に沈めて築かれたことから、この島は「経の嶋」と呼ばれたという。

治承四年二月、清盛は大輪田泊のさらなる整備を計画した。承安の改修が平氏の私力によるものであったのに対し、今回の修築は国家的事業として大々的に計画された。その動員の方法は、（1）河内・和泉・摂津および山陽・南海両道諸国については、田一町につき一人、畠は二町につき一人の割合で人夫を徴発し、（2）東海・西海両道諸国については、それらの国々の荷物を運上してきた船の船頭・水夫が帰国する際、三日間労働させるというものであった（「山槐記」治承四年三月五日条）。この後すぐ平氏打倒の内乱が勃発し、この壮大な計画が実行されることはなかったが、大輪田泊を良港に整備した功労者として、清盛は人々に長く記憶されることとなった（『兵庫県史』第二巻、高橋昌明一九九九）。

福原遷都

治承三年（一一七九）十一月、平清盛は後白河院を鳥羽殿に幽閉、高倉天皇を擁して、国家権力の実権を掌握した。しかし、翌年五月の以仁王の挙兵を皮切りに、平氏打倒の争乱が全国的に拡大する。そうした中、清盛は反目する興福寺・園城寺などの寺社勢力に包囲された平安京を逃れ、自身の別業の地であり、大輪田泊を擁する摂津国福原への下向を断行する。この「福原遷都」については、当初から平氏政権内部においても意見の相違があり、周到な計画の下で実行されたものではなかった。下向後、和田新京をはじめとする数々の宮都建設案が挫折した結果、福原に内裏・八省の造営が行われることになった。「遷都」の地である福原は、神戸市兵庫区の市街地北部の高台に比定されている（『兵庫県史』第二巻、元木一九九六、足利一九九九、高橋昌明二〇〇六）。この「遷都」のさなか、伊通の孫にあたる清通が山路荘に在荘していたという（「山槐記」治承四年十月二十三日条）。宮都化に伴い、福原に参入した公卿らに対する宅地の給付が行われた（「玉葉」治承四年七月十六日条）。しかし、数ある廷臣ら全てに十分な供給をすることは不可能であり、清通は福原に近い山路荘を拠点に福原への参仕を行っていたのだろう。清通の山路荘滞在は、この時点の「福原遷都」という事態と関連するものである。

清盛の主導により果たされた「遷都」だが、政権の内外から沸き起こる還都要求の高まりの中で、下向半年後の治承四年十一月には、都は京都に戻されることとなった。

治承・寿永の内乱

治承五年（一一八一）閏二月四日、平氏政権を領導した清盛が急死する。翌寿永元年（一一八二）にかけては、全国的な養和の大飢饉のため戦乱は小康状態を保っていた。しかし、北陸における平家側の大敗後、源義仲が京にせまり、寿永二年（一一八三）七月、ついに平氏は安徳天皇を奉じて都を落ちることになった。入京した源義仲は、後白河院と源頼朝の提携が進展する中で自滅してゆく。

一方、都を落ちた平氏は、当初太宰府に落ち着いたものの、そこを追われた後は四国の屋島に本拠を移した。さらに義仲・頼朝らが争う間隙を縫って、寿永三年（一一八四）正月には福原を回復し、西は一の谷に城郭を構え、東は生田森を大手の木戸口と定める陣容を敷いた。対する源氏側は二手に分かれて進軍し、大手の大将軍範頼は、摂津国昆陽野（伊丹市付近）、搦手の大将軍義経は播磨と丹波の境にある三草山麓の小野原に着陣した。合戦を前に、迫りくる源氏軍の焚く遠火が、雀の松原（魚崎西町・魚崎南町の海岸一帯）、御影の杜（御影町）、昆陽野の方面に見渡せたという（「平家物語」第九、「吾妻鏡」寿永三年二月四日・五日条）。

「一の谷の合戦」では、大手の範頼軍が海岸づたいに福原に攻め寄せ、三草山の合戦を制した搦手の義経軍が一の谷を攻略した（「玉葉」寿永三年二月八日条）。「平家物語」が、七十余騎を率いた義経が、「鵯越の坂落とし」により、獣以外通わない険しい鵯越から進軍したと描いたことで有名である。この合戦で、平氏側は平重衡が生け捕られ、通盛・忠度・敦盛らの将が討ち取られた（「平家物語」第九、「吾妻鏡」寿永三年二月七日条）。敗れた平氏は、海路屋島へ逃れ、失地回復に尽力するが、元暦二年（一一八五）二月、屋島の合戦で義経の奇襲に敗れ、ついに三月、壇の浦で滅亡する。長い内乱の中で、最終的に勝利したのは源頼朝であった。頼朝は同年十一月、守護・地頭を設置し、後白河院率いる公家政権との交渉過程で、東国を基盤にしつつ国家全体の軍事・警察権を担うこととなった。その後、平氏追討に功のあった源義経も、文治五年（一一八九）閏四月、かくまわれていた藤原泰衡に攻められ奥州にて敗死。頼朝はこの年九月、奥州を平定。建久三年（一一九二）七月には征夷大将軍に任じられた。以仁王の挙兵に始まる治承・寿永の内乱から奥州合戦に至る十余年に及ぶ激動の時代にようやく終止符が打たれたのである。

源義経伝説と深江の入江

このころの本庄については、ほとんど明らかにならない。た

写真－4　近世の「深江村由緒書」に記された源義経伝説
源義経が平家追討の時、福嶋の浦から船で讃岐へ向かう時、海上の風波が激しかったので、深江の入江に碇を降ろさせ、しばらく猶予させたので、猶予の沢と呼ばれるようになった。また鎧洗いの池とも呼ばれるのは、福嶋を出発するときに、風波の難に遭うのは不吉だとして、この入江で鎧を洗わせた。後に開発して沢となり、猶予の沢とも鎧洗いの池とも呼ばれたという（永井正治氏文書）。

だ江戸時代の後半、一九世紀はじめごろに書かれた「深江村由緒書」という史料が、深江村の庄屋役などを務めた永井正治家に伝わっていて、このなかに源義経の伝承が記載されている。猶予の沢と呼ばれる沢や鎧洗い池に関する伝説で、以下のような内容である。

この伝説の池について「深江村由緒書」は「此池栗坪、磯野氏新田ノ内ニアリ、今ハ其姿タ少シ（ママ）残リテアリ、見ルマテモナシ、然レトモ古跡アリ」と書いていて、この池は栗坪と呼ばれた磯野氏の新田にあるとする。また「深江村由緒書」は深江の濫觴に関し「今ノ村内ノ通リ筋ヨリ浜手ハ一面芦嶋ニシテ泥ナリ、夫ヨリ北ヲサシテ三町ハカリノ入江アリ、依テ深江号アリ、元禄年中迄入江姿残リ栗坪辺リハ芦嶋ナリ」とも書いている。すなわち当時の村の中を通る街道より浜手は芦が茂っていて三町（三二七㍍）ほども入江になっていて、これが深江の地名の由来となり、栗坪付近は芦が生い茂っていたとも記載している。

この伝説は、一の谷の合戦で破れ、讃岐・屋島に逃れた平家を源義経が追い、大きな打撃を与えた屋島の合戦に関連するもので、「平家物語」によれば、元暦二年（一一八五）二月三日、都を出立した源義経は、摂津国渡辺・福島（大阪市の淀川の近く）に船団を結集。二月十六日夜、強風をついて義経はわずか五艘で渡辺・福島を出船し、夜通し船を走らせてふだんなら三日もかかる瀬戸の海をわずか三時ほどで渡り、阿波に到着したと記されている。この奇襲攻撃が勝利を呼び込み、平家は得意の海の戦いでも大敗、瀬戸内海の制海権を失う。「平家物語」

の設定では短時間で嵐の海を渡ったことになっていて、深江の入江に入港したとの記録はないし、おそらく「平家物語」が広く流布されるようになってから定着した伝説だろう。ただ、当時の深江は現在の地形からは考えられないほど深く入江の入り込んだ地形であったことは疑いがないようだ。また、港湾施設がどれほど整っていたのか疑問もあるが、すでに述べたように平清盛の父・忠盛が、久安六年（一一五〇）播磨から京に船で上る際に、山路荘に滞在していた藤原為通に歌を送っていることからみても、この時代には本庄周辺は港湾施設が整ってきているのではないかと思われる。

二節　鎌倉時代の本庄地域

鎌倉時代の山路荘

院政期の相論の結果、宗通流に渡った山路荘は鎌倉期にはどのように伝領されていったのだろうか。これまで鎌倉時代の山路荘に関しては断片的な史料しか存在せず、正確な伝領経路や支配の実態については不明なことが多かった。しかし、このほど、高橋一樹氏のご教示により、国立歴史民俗博物館が所蔵する「広橋家記録」のうち「改元部類」の紙背文書※中に、鎌倉時代の山路荘に関する文書群が存在することが明らかになり、当該期の山路荘について新知見を得ることができるようになった。それら新史料から、ここではまず院政期以後の山路荘の伝領について追跡してみよう。

市宮御遺領内摂津国山道加納両庄稲光名九条金頂寺備中国小林庄并越前国井嶋郷等領家職相伝系図手継証文事

一山道加納両庄金頂寺々務并領家職等相伝系図

本領主市宮
- 二条院姫宮、九条女院御養宮、高野太相国兼房公室家也、
- 相国者法性寺入道殿下四男
- ※1比丘尼証禅房　童名茉王御前、号中院禅尼、浄意坊継母也、太相国御娘、母儀市宮
  - 雖帯建久・嘉禄両度御譲状、一期領主也、於未来相伝之領主者、寛喜二年三月二日、市宮被定于浄意坊訖
  - ※2比丘尼浄意房　童名阿也御前、号唐橋禅尼、太相国兼房公孫女、二位大納言兼良卿娘、融恵上人継母、市宮視子孫也
    - 融恵上人　二位大納言兼良卿孫子、浄意禅尼甥也、良誉大納言法眼子、福光園院殿御猶子
      - 元者山門十楽院准后御同宿、玄実法眼是也、遁世之後仮名因信実名良然也、後宇多院御治世之時、御諱字有憚可改名之由、依被仰下、改融恵訖、改名以後判形同改之
      - 法眼実珎　融恵上人甥、山本大相国公守公御猶子、寺門南瀧院前大僧正静□
        - 権少僧都長順　融恵上人甥、行順法印弟子、静珎□□弟子
          - 南瀧院法務前大僧正坊仁坊

※1（朱書）一期領主
※2（朱書）未来領主
（虫損などの難読箇所のうち字数の想定できるものは□）

この史料は、鎌倉中期から南北朝期にかけての山路荘以下の荘園の伝領過程を記した系図で、「市宮」なる人物を基点としている。市宮の出自を説明した割書き部分に注目すると、「九条女院御養宮」とある。さきに、山路荘は相論の末、宗通―伊通を経て伊通娘の皇太后呈子に伝領された可能性を述べた。呈子は仁安三年（一一六八）院号宣下を受けて九条院となる。市宮の存在は「本朝皇胤招運録」等の天皇家系図上には見えないが、二条院（後白河院の子）姫宮とされる市宮は、九条院呈子の養子となり、その関係から山路荘を伝領したと考えられるのではないだろうか。但し、引用史料上に「山道加納両庄稲光名」とあることから、ここで伝領の対象地となっているのは、山路荘全体ではなく、稲光名という山路荘の一部のみと考えるのが正しいのかもしれない。しかし、稲光名とその他山路荘が分離して伝領されていったとするならば、分離の時期・経緯や、稲光名以外の伝領過程、また稲光名の所在地に関しては不明である。

系図によると、市宮は摂関家庶流の藤原兼房と結婚し、以後、山路荘はその血縁関係を媒介に伝領されていく。まず市宮から伝領を受けたのは、兼房と市宮の娘の証禅房であった。証禅房が山路荘を相伝したことは他史料にも見えている。北野神社執行永勝は、「故大宮太政大臣家」伊通の「御祈師」であった関係から、修正会（正月に行われる法会）の奉行を承ることになり、その経費は山路荘からまかなわれた。この修正奉行については、永勝・覚禅・有禅・永源・親禅まで五代にわたって問題なく相承されており、「嵯峨中院御所」「中いんとの」によって親禅子孫の知行が認められている（「北野神社文書」筑波大学所蔵文書（上））。先の系図によれば、証禅房は「中院禅尼」と称されていることから、「中いんとの」は証禅房であると考えられ、彼女が山路荘を伝領し、その支配を行っていることが確認できる。

但し、証禅房は一期領主（本人の生存中のみ所領管領を認められ、次代伝領者は別人を指定される）とされ、次に山路荘を伝領したのは、兼房子息である兼良の娘、浄意房であった。浄意房は弟良誉法眼の子の融恵上人に山路荘を譲与、融恵から甥の実珠、実珠から融恵甥の長順を経て、南瀧院法務前大僧正坊仁までの伝領が記されている。

この新出史料群には、引用史料中にも見える備中国小林荘・

越前国小山荘内井嶋郷関連文書、また伝領に関わった浄意房譲状や融恵譲状などが含まれる。南北朝期、伝領系図の最後に見える南瀧院法務前大僧正坊仁の頃に、山路荘を含めたこれら所領群は何らかの係争を抱えていたらしい。いずれの荘園も武家法廷への出訴が問題にされているので、相論の相手は武家関係者とも思われるが当事者を特定することはできない。詳細を明らかにすることは難しいが、これら文書群は、山路荘以下に対する支配をおびやかされた（おそらくは）坊仁が、自身にいたる伝領の経緯の正統性を主張するべく、所持する荘園の権利文書を書き継いだもので、前掲の系図は、それを視覚化したものなのではないかと思われる。

図―2　市宮・藤原兼房流系図

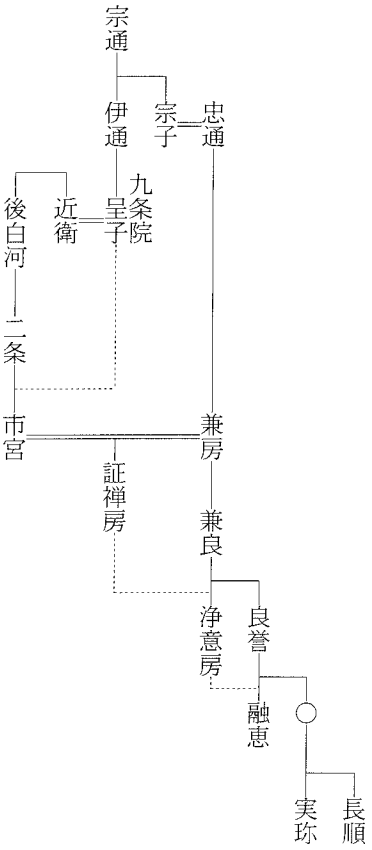

紙背文書…文書・記録類の裏面に残された文書。必要がなくなって廃棄された書状や書き損じ（反故）が、他の文書や記録類の料紙に再利用されたもの。

春日社大般若経并神供料所山路荘

室町期になると山路荘は「春日社兼興福寺領」として、記録中に頻出するようになるが、その契機は鎌倉時代にさかのぼる。山路荘は、正和五年（一三一六）に「祖師法印」の寄進により、春日社で開催される大般若経読経や神供の費用にあてる料所となった（「春日社大般若経并神供料所山城国九条金頂寺雑掌定経重言上状」「東寺百合文書」む函、「山城国金頂寺僧正懐書状」『春日大社文書』一巻）。

それではこの寄進を行った「祖師法印」とは誰か。「摂津国山道加納両庄并金頂□□」（「雑々引付」、内閣文庫所蔵「大乗院文書」）と題する史料に、「本主融恵上人寄附于当社」との文言があり、寄進主はさきに掲出した系図上に登場した融恵であることが判明する。この寄進の経緯や背景は不明だが、ちょうどこの頃、山路荘の領有をめぐって相論が起こっていた。

譲渡
　市宮御遺領内摂津国山道加納両庄并金頂寺々務職等事
副渡
道理当門跡管領何及予議之御沙汰哉
（中略）
一、稲光名者山道庄内関東先代貞時禅門之時、称安東平□（右衛門）蓮性之寄附、嵯峨清涼寺々僧押領之間、伏見院御代為中御門中納言為行卿奉行訴申之処、武家寄進之上者、可申于関東之由、被下院宣所備于右也、関東滅亡之上者、可為公家御成敗先可被下安堵之□綸也、被可□下清涼寺欤、彼是可被経急速之御沙汰者□、「　」宮御遺領内也、
（後略）
（「改元部類」紙背文書、国立歴史民俗博物館所蔵「広橋家記録」）

北条氏の被官で、摂津国の守護代をつとめ、また私費を投入して福泊（姫路市的形）の改修を行ったとも伝えられる安東蓮性による寄進があったと主張して、嵯峨清涼寺の僧侶が山路荘稲光名を押領したため、伏見院の治世の頃、当時の山路荘伝領者が公家法廷に提訴を行ったという。この時の裁定では、清涼寺への寄進に武家が関わっていたことを理由に、武家法廷へ提訴し直すようにとの院宣が下っている。こののち「関東滅亡」以降も領有問題がくすぶり続けていることから、市宮からの系譜を引く融恵らの山路荘支配は容易ではなかったことが推察される。そこで、自己の権益の安定を図った融恵が採用したのが、春日社への寄進だったのではないだろうか。とはいえ、寄進と相論という別個の事象について、時期的な一致以外に両者の関連を示唆する史料は存在しない。山路荘の春日社兼興福寺領化の背景についての可能性の一つとして提示しておきたい。

山路荘の荘域と本庄の語源

これまで山路荘を中心に見てきたがその東には本庄があり、さらにその東には、芦屋・打出の両村から成る芦屋荘という荘園が存在した。のちに、豊臣秀吉の禁制が「本庄・芦屋郷・山路荘」に対して発せられているように（第四章第一節参照）、中世末には本庄・芦屋郷・山路荘は別個の地域的なまとまりとして把握されていた。

本庄・芦屋荘の成立を示す明確な史料は存在しないが、三条以下九カ村に芦屋・打出の二カ村を含めた広義の芦屋荘が、中世後期に分裂して本庄・芦屋荘となったとの解釈が提示されている（『新修芦屋市史』本篇）。本庄の成立を考える上で有力な仮説であるが、ここで本庄という言葉そのものにこだわれば、もう一つの可能性―「山路荘の本庄」―がある。

というのは、山路荘が史料上に現れる際に、たびたび「山路加納」という文言が散見する（「東寺百合文書」む函、「大乗院

寺社雑事記」文明十一年＝一四七九＝正月二日条など）。ここにみえる「加納」とは何だろうか。加納とは、同じ荘園内部の「本庄」「本免」に対応する語である。中世の荘園は、在地領主や一般貴族から寄進された所領を中核としつつ、その周辺の国衙領やその他寺社領を包接して、複合的に構成されていた。前者を本庄もしくは本免と称し、後者を加納という（高橋一樹二〇〇四）。

ここで山路荘の問題に立ち戻った場合、「山路加納」の存在は、即ち「山路本庄」の存在を示唆する。結論から先にいえば、「本庄」の語源は「山路本庄」に由来すると考えられるのではないだろうか。そのように考えると、山路荘全体は、もともとは第一節でみた住吉・野寄・岡本・横屋・魚崎・青木・西青木・庄戸の各村（「今西家文書」『豊中市史』史料編二、豊中市教育委員会『今西家文書』本文編・写真編。「高井宗官文書」『兵庫県史』史料編中世一）に、三条・津知・森・北畑・田辺・小路・中野・深江・青木の本庄九カ村（『新修芦屋市史』本篇）を加えた、東は三条・津知村から、西は住吉村にわたる広大な地域であったということになる。しかし、「本庄」を「山路本庄」とする明確な史料はなく、本庄・山路荘が分離した契機も詳らかではない。よって、これらは推測の域を出るものではない。また、

写真－5　江戸時代の絵図に描かれた山路荘と本庄の境界
集落が描かれているのは東青木村で「尼崎領・片桐主膳正入組」とあって、明和九年（一七六九）以前の絵図であることが判明する。「本庄之庄西境目」「山路庄東境目道」が、西青木村との境界にあたっていることを示している。なおこの絵図の詳細な分析は『本庄村史』地理編・民俗編参照（神戸市立博物館所蔵）。

山路荘と本庄の境界には青木村の所属をめぐって若干の疑問もある。この理由について現段階では明らかにできない。ただ第四節で述べるように、本来荘園支配の単位だった山路荘は戦国時代を迎えるなかで、次第に変質し武装した住民結合組織となっていく。地域のまとまりの変化はこうしたことも反映している

のかもしれない。いずれにしても本庄という地域名の起源や範囲について、まだ定説を決めがたいことだけは確かである。

鎌倉時代の兵庫津と民衆

大輪田泊の後身である兵庫津は、九州・四国や瀬戸内海各地を結ぶ遠隔地航路と京都・大阪湾岸の近郊航路の結接点として、鎌倉時代も繁栄を続けていた。弘安八年（一二八五）十月二十一日、時の天皇後宇多の父で、大覚寺統の当主として公家社会の頂点に立って政務を担っていた亀山院がこの兵庫津を訪れている。前日に四天王寺を出発した一行は渡辺津（大阪天満橋付近）から乗船し西宮浜に到着、陸路騎馬で生田に向かい一泊した。翌朝福原から兵庫津を巡覧した後、布引の滝を訪れて詩歌を詠んでいる。その後、打出浜から海崎浦（尼崎）を経て、神崎で乗船して渡辺に至り、騎馬で四天王寺に戻るという行程であった。院に随行した貴族は当時の兵庫の繁栄ぶりを次のように記している。

> 自福原出兵庫嶋、歴覧和多御崎・経嶋風聞（平相国禅門所築出此嶋、防風雨往来之舟為宿泊云々、）数百艘舟繋此入海者也、遊君等差笠、棹扁船、廻汀、各施郢曲、是臨幸間為構見参歟、
>
> （大日本古記録本「実躬卿記」弘安八年十月二十一日条）

兵庫津には数百艘の船が停泊し、和田岬や経の島を歴覧した一行の召しを期待した遊女が小舟でこぎよせてきたという。

この亀山院による兵庫津訪問は、単なる物見遊山などではなく、戦略的な目的があったと考えられている。翌弘安九年（一二八六）、讃岐国善通寺修造の費用に充てるため、兵庫津に入港する船から一艘につき三〇文の艘別銭を徴収することが決定された。讃岐国善通寺は院が属した大覚寺統と関係の深い寺院で、その修造の成否は、治天の君※としての亀山院の権力に関わる大問題として認識されていた。また、兵庫津における艘別銭徴収という課税方法は、大阪湾岸の津泊での寺社造営用途としての入港税徴収の初例であった。この兵庫津訪問は、皇統と深く関わる大寺院修造の成功の鍵を握る新税導入にむけた亀山院の実地検分の意味合いがあったのである（藤田一九九八、一九九九）。

亀山院が兵庫津を訪れる二カ月前の弘安八年七月から八月にかけて、南都仏教の律宗を中興し民衆救済に尽くした名僧叡尊が兵庫津を訪れている。七月二十三日に西大寺を出発した叡尊は、翌二十四日、海崎（尼崎）に到着、二十五日は葦屋五郎左衛門尉重仲の家に泊まって、二十六日、一三九人に授戒、夕刻には葦屋七郎左衛門尉重清の家に入った。その後、明石で塔供養をして、法華山一乗寺（加西市）に向かい、林田（姫路市）、

鶴林寺（加古川市）を経た後、八月十一日兵庫に到着し、十三日に九七二人に菩薩戒を授け、遊女一七〇〇人余りに持斎戒を授けて、十四日、「石塔供養」をしたという。この石塔がＪＲ兵庫駅南東に残る十三重塔の清盛塚ではないかといわれている（『兵庫県史』第二巻）。叡尊は亀山院や北条氏をはじめとする朝幕の要人なども信者として政権と深くつながっており、この布教活動は、亀山院の兵庫津来訪の地ならしではないかとされている（藤田一九九八、一九九九）。

当時律宗は港湾や橋の整備など社会事業を進めながら、水陸交通の要衝を拠点に、漁民、馬借、遊女、被差別民など、それまであまり仏教の救済対象に含まれなかった人々の布教に力を入れていた。叡尊が芦屋庄にわざわざ一泊してまで授戒したのは、芦屋庄が律宗の拠点の一つになっていたことや、深江や青木など周辺の海民たちが経済的に成長してきていて、布教の重要な対象になってきていることを物語っている。

治天の君…平安末期以降、王家の家長として政治の実権を握った院（上皇・法皇）または天皇のこと。

悪党の時代

鎌倉幕府は、二度にわたるモンゴル襲来※を防いだものの、その後も襲来に備えて軍事動員体制を維持して九州の防備を固めた。これが御家人などの大きな負担となってのしかかっていく。一方、恩賞を与えることは難しく不満が蓄積されていった。幕府内部では執権北条氏が政治の実権を握る執権政治を経て、得宗専制政治へと進んでいた。得宗とは北条氏の家督相続者の通称である。一三世紀中ころから、得宗家とその御内人・外戚・縁者で幕府要職を独占し、得宗私邸で政策を決定する得宗専制が行われたのである。

幕府政治における得宗権力の専制的姿勢とのあつれきや、人の移動や物資の流通が発展し、貨幣経済が浸透し始めるという

写真－６　戦前の清盛塚
（神戸新聞総合出版センター所蔵絵はがきから）

社会構造の変化を背景に、鎌倉時代後期以降、全国で悪党と呼ばれる人々の行動が活発化するようになる。

悪党とは、幕府法の上では、夜討・強盗・山賊・海賊を企てる者たちと規定されている。しかしこのころの史料に登場する悪党とは、単なる犯罪者ではなく、当時の幕府や荘園領主に反抗する強い勢力という意味であって、その実態は、御家人から商工業者・荘民など、多様な存在が含まれていた。特定の階層の社会集団を示すのではなく、反体制的活動を行う集団一般を称する言葉として用いられた。

悪党問題が激増する鎌倉末期から南北朝内乱期は、荘園公領制の転換期であり、悪党生成の背景にはそれまでの支配体制の動揺がある。現地において荘園支配を担う荘官層や荘園住人らは、年貢抑留など本所敵対行為を頻発させたが、荘園領主はそうした存在を悪党とみなし禁圧の対象とした。

また、畿内の寺社の悪僧や山僧、都市や港湾を拠点にした借上と呼ばれた金融業者などのなかにも悪党と呼ばれた人々がいた。金銭トラブルを暴力的に解決するなど、悪党の活動は貨幣経済の進展も背景になっていた。神戸ともゆかりの深い楠木正成も悪党と呼ばれたひとりである。悪党は幕府や荘園領主からは異端視されたが、蓄えた経済力と武力を背景に鎌倉幕府の倒壊に深い影響を与え、中世前期から後期への変化に大きな役割を果たした。

モンゴル襲来…元の皇帝フビライ・ハンにより文永十一年（一二七四）、弘安四年（一二八一）に起きた二度の軍事衝突で、文永・弘安の役、蒙古襲来、元寇ともいう。フビライは六度の服属要求を出し、鎌倉幕府に拒まれたため、元・高麗連合軍を派遣、文永十一年十月二十日、博多に上陸したが、最終的な勝敗がつかないまま高麗に撤退。南宋を滅ぼしたのちフビライは弘安四年、今度は十四万人の大軍を送ったが、七月三十日から閏七月一日にかけての暴風雨で多くの被害を出し、再び高麗に撤退した。しかし軍事的な緊張は続き、摂津一国に棟別銭を課すなど、民衆にまで負担が及んだ。思想面での影響は、異国降伏の祈祷が全国の主要寺社で継続的に行われ、特に西大寺律宗は全国的な展開をみせた。また、天照大神以来その神孫が皇位を継承するとの神国思想が強まった。

本庄の登場と兵庫

中世の芦屋庄や本庄地域も、このような悪党が、兵庫島と呼ばれていた兵庫津と深く結びつきながら活発に活動していたと思われる。「本庄」が文献史料で確認できるのもこのころから、漁民、馬借、遊女、被差別民など、それまであまり仏教の救済対象に含まれなかった人々に布教した叡尊が、わざわざ芦屋庄に一泊したのも、この地域の人々の活動と無縁ではない。

兵庫には鎌倉時代末期の延慶元年（一三〇八）、伏見院の認可により東大寺が管理する関が置かれた。さらに南北朝期の暦応元年（一三三八）には興福寺の関が置かれ、兵庫には南北二つの関が設置された。この関とは、経済的な関所であり、通過する者から財貨を徴収する目的で設置されたものである。東大寺は、関料にて兵庫の港湾設備の修築を義務づけられる一方で、その余剰分を寺の経費とすることが認められていた。

関料徴収をめぐっては、関に関わる商人や運送業者との間、東大寺と現地の関務雑掌（関の管理と関料の徴収を担当する職）との間などでしばしば摩擦が生じた。正和四年（一三一五）九月、幕府は淀川・渡辺・尼崎・兵庫島などの関所について、関料の一部を停止することを命じている。東大寺が反発したため、幕府は十一月、関の調査に摂津守護代糟屋孫三郎・伊丹親盛を派遣するが、兵庫関にやって来た守護使に対し一〇〇人に及ぶ悪党が襲撃するという大事件がおこった。「兵庫関悪党交名注進状案」（「摂津古文書」、内閣文庫所蔵「東大寺文書」）によれば、十一月二十三日、守護使に対し、「放箭致刃傷」と戦闘に及んだもので、その人名が挙げられている。筆頭は治部卿律師良慶、続いて都賀河住人の成林坊因幡、宝蔵坊伊賀竪者、勝蔵房大進、比叡山東塔西谷の浄定坊信乃竪者、その兄の妙法院門徒播磨注記、比叡山東塔西谷の福智院尾張坊など比叡山や地元在住の僧侶が名前を並べている。続いて襲撃に加わった人名として、淀・下津・いもあらい（一日）・水垂（以上山城国）、淀川流域の今市・垂水・加嶋・尼崎・西宮・打出・都賀・輪田荘・兵庫（摂津国）の広い範囲から九二人の名前が挙げられている。しかも「右此外雖有悪党等数輩、不知名字」とあって、そのほかにも氏名の不明な参加者がいたという。

この襲撃事件は規模の大きさや居住の範囲の広さからも特筆される事件であった。また「注記」「竪者」とは僧職で、荘園の預所雑掌として活躍する一方、武力を備え金融業に深くかかわっていた僧が守護使に抵抗していることが分かる。これほど広範囲な悪党が結集した理由は明らかではない。兵庫関にいた東大寺の関係者が雇った可能性があるが、同時に広範囲に悪党が活動を拡げ、経済的にもつながりを深めていたと考えられよう（『兵庫県史』第二巻、森田一九九九）。

さてこの事件に関して同年十一月、身柄を確保された悪党を列挙した「籠置悪党交名注進状案」という史料がある（「摂津古文書」、内閣文庫所蔵「東大寺文書」）。

注進　籠置悪党交名人等事

合

本開坊　　浄明坊　　得万女　悪党関所
犬女　　きぬや　　教順得業
本庄
入道五郎　悪党関所　姫鶴女　大蔵丞　悪党関所
大夫大郎　　孫大郎　　五郎大郎
進士入道　　若菊女
右且注進如件
正和四年十一月　日

このなかに「本庄　入道五郎」が登場する。史料のうえで「本庄」が登場する最初である。もっとも入道五郎以下八人すべての人名が本庄の住人と読む説が通説だが（『兵庫県の地名Ⅰ』平凡社、ほか）、そうではないだろう。前述の同じ月の「兵庫関悪党交名注進状案」と比べると、大蔵丞・大夫大郎・五郎大郎・進士入道はいずれも兵庫住、孫大郎は山城いもあらい住の悪党と名前が一致するからである。ただ深江は「源義経伝説と深江」の項でみたように、中世には陸地深く入江となっていたと伝承されている。それが深江の地名の由来になったといわれるほどで、古くから湊として利用されていたと思われる。本庄地域も悪党の活発な活動の舞台として、鎌倉時代後期には、兵庫関とも深い関係をもっていたのではないかと思われる。

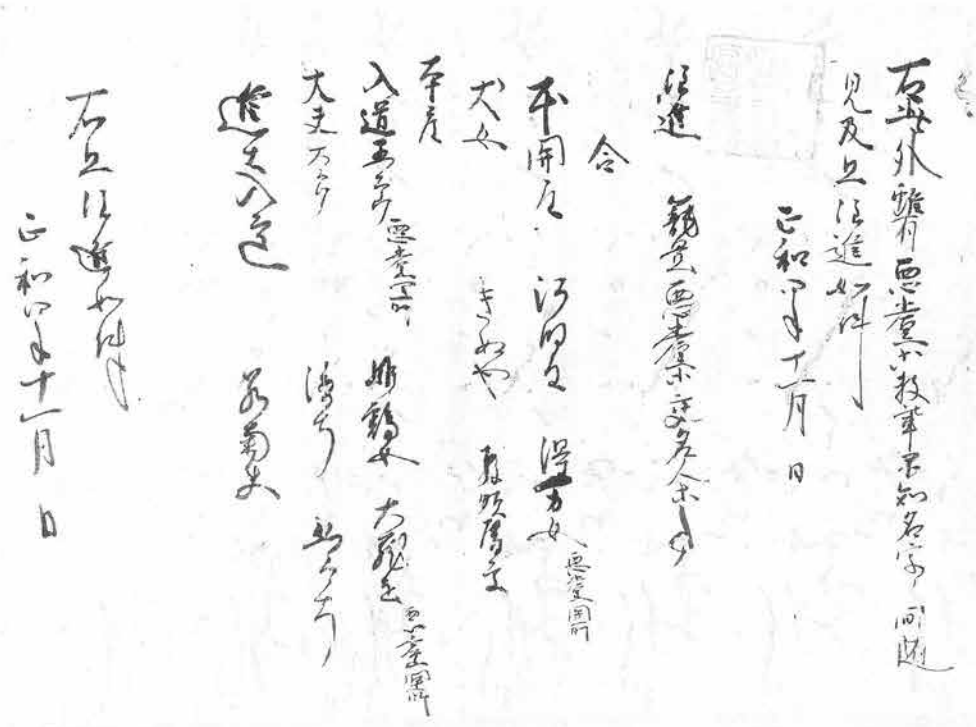

写真－７　「籠置悪党交名注進状案」（国立公文書館・内閣文庫所蔵「東大寺文書」）

三節　南北朝内乱と本庄地域

内乱の始まりと本庄地域

文保二年（一三一八）即位した後醍醐天皇は、万里小路宣房、吉田定房、北畠親房などを登用して政治を刷新する一方で、皇位継承者の決定権を実質的に握っていた鎌倉幕府を倒す準備を進めた。しかし、正中元年（一三二四）倒幕計画は、未然に発覚して失敗した。これを正中の変という。さらに、元弘元年（一三三一）四月にも倒幕計画が露見したため、八月に後醍醐天皇は京都を出奔して笠置山で挙兵した。これに対して、鎌倉幕府の京都出張所にあたる六波羅探題の軍は、天皇と結んでいた比叡山を攻撃し、戦乱が始まった。これ以後、幕府の滅亡、建武新政の破綻、南北朝の対立と、長きにわたる内乱が展開することになる。

内乱にともなう戦闘は九州から東北まで、列島の各所で起こったが、本庄地域は間違いなく、この戦争の影響を強く受けた有数の地域であった。なぜならば、本庄は諸勢力の角逐の場となった首都京都の西国側の出入り口に位置したからである。

さて、挙兵した後醍醐天皇は元弘元年九月幕府に捕らえられて持明院統の光厳天皇に神器を譲り、元弘二年三月隠岐島に流された。しかし熊野に逃れていた護良親王は令旨を盛んに発して兵を募り倒幕活動を再開、元弘三年正月これに播磨の赤松円心が呼応して挙兵した。円心は摩耶城に籠城し、幕府は元弘三年の閏二月から三月にかけて、大軍を京都から派遣したが赤松軍に大敗した。「太平記」はこのときの幕府軍の敗退ぶりを次のように描いている。

> サレハ城（注―摩耶城）ノ麓ヨリ、ムク（注―武庫）河之西ノハタマテ道三里カ間、馬人上ヘカ上ニ重リ死テ、行人路ヲサリヘス、サレハ向トキ七千余騎ト聞六波羅勢、僅千騎ニタニモタラテ、帰リ上リケレ

つまり、本庄地域を含む摩耶から武庫川までの街道は、六波羅勢の兵馬の死体で埋め尽くされ、往来さえままならない状態になったというのである。

もちろん、「太平記」の叙述には文学的な誇張もあるだろう。しかし、摩耶合戦を皮切りに、本庄地域を含む大阪湾岸の西部で起こった闘いは、大規模なものが少なくなかった。

続けて内乱の様子を見ていこう。元弘三年四月、丹波にいた足利高氏（のち尊氏と改名）も天皇方につくことを宣言して京に攻め入り、五月六波羅探題は滅亡、隠岐に流されていた後醍

醐天皇が京に戻る道中に、新田義貞が鎌倉を攻めおとして北条高時を討ち、幕府を滅ぼした。こうして建武の新政が始まるが、政務の遅滞や公家中心の政治に武士たちの不満が募る中、建武二年（一三三五）北条高時の遺児・時行が挙兵し鎌倉を占領するという、中先代の乱が起きた。この討伐に向かった足利尊氏は鎌倉で天皇の裁断をまたずに論功行賞を行い、後醍醐天皇との対立は決定的となった。

写真－8　楠木正成ゆかりの広厳寺　明極禅師と禅問答を交わしたとの伝承が残り神戸楠寺の愛称で知られる。戦前の景観（神戸新聞総合出版センター所蔵絵はがきから）

武家政権再興を目指す尊氏は建武三年正月入京するが、北畠顕家や新田義貞・楠木正成らに攻められて兵庫に逃れ、二月には打出の浜で楠木正成と戦うが、劣勢をたて直すことができず、いったん九州に退却した。その後尊氏・弟直義らは同年四月には勢力を回復して東上を始め、五月湊川に上陸し湊川合戦で新田・楠木軍を破った。そして八月には光明天皇を擁立し、十一月には建武式目を制定した。通説ではこの時点をもって、室町幕府の成立としている。しかし、直後の十二月に後醍醐天皇は京都から逃れ、吉野に移り南朝を開き、室町幕府－北朝に対抗した。以後明徳三年（一三九二）に至るまで、南北朝内乱と呼ばれる戦乱が続く。

こうした内乱によって本庄地域が軍勢の通過や戦闘の大きな影響を受けたことは想像に難くない。しかし、残念なことに南北朝内乱期の本庄地域の様子を語る古文書や記録は、ほとんど残っていない。わずかな手がかりは、山路荘に関わる文書の写し二通と、「太平記」の記述である（史料には山道とあるが慣例により山路と統一した）。以下、この二通の文書の内容と、文書作成の背景を探ることで、南北朝内乱期の本庄地域について考えることにしたい。

山路荘の兵粮人夫役賦課

二通の古文書写しの一通目は、観応元年（一三五〇）一二月六日付の権大僧都公憲の書状である（「御挙状等執筆引付」興

福寺大乗院文書『兵庫県史』史料編中世七）。これより以前、摂津国山路荘に「兵粮人夫役」が賦課されたが、同荘を管理する興福寺学侶は評定の結果、兵粮人夫役の免除を要求することを決した。この書状は、学侶らの免除要求を摂津守護赤松範資に伝えるために作成されたものである。免除を求めた宛先から考えて、兵粮人夫役を山路荘に賦課したのは、摂津守護赤松氏であったと考えてよいだろう。

この頃、山路荘に戦争に関わるこのような負担が求められることは、しばしばあったはずである。しかし、賦課の理由を南北朝内乱期の恒常的な戦争状態一般に求めるだけでは、本庄地域の具体的な状況に迫ることはできない。あくまでも、それぞれの時期特有の政治状況や戦局との関連で、負担が求められる事情を考える必要がある。

ではなぜ、この時期に山路荘に「兵粮人夫」役が課されたのであろうか。そこで思いあたるのが、足利尊氏と直義の兄弟が対立し、摂津国の西部が戦場となった観応の擾乱の前半戦である。まずは、擾乱勃発前夜の状況に注目してみよう。

観応元年（一三五〇）十一月、尊氏は西国で叛乱をおこした直冬（直義の養子）を鎮圧するため、京都を発ち西国に向かった。尊氏は十一月五日には兵庫に入り、京都に残った佐々木道誉を通じて、戦争遂行のため、西国の寺社本所領の一時的な管理を認めるよう朝廷に要求するなど（「園太暦」観応元年十一月十六日条）、遠征の準備を進めている。

この過程をふまえると、山路荘への兵粮人夫役は、摂津守護赤松範資が西国に遠征する尊氏を兵庫に迎える準備のため、賦課したと考えられる。摂津守護としては、下向してきた将軍を十分にもてなし、遠征のための物資や人員を提供する必要があったはずである。

このように考えるにあたっては、次のような逸話が参考になる。これよりのちの延文五年（一三六〇）、赤松氏が摂津守護職を佐々木道誉に奪われる事件が起こるが、その原因は赤松氏が尼崎在陣中の将軍足利義詮に十分な物資の提供を行わなかったためであったとされている（「太平記」第三六巻「佐々木秀詮兄弟討死事」）。自領に進駐する将軍に対する奉仕は、守護にとってきわめて重要な意味をもっていたのである。

観応の擾乱と本庄地域

ただし、観応の擾乱が本庄地域に与えた影響はこれにとどまらなかった。擾乱のなかでも、とりわけ本庄地域に影響を与えたと考えられるのは、翌観応二年（一三五一）の二月に東神戸から芦屋・西宮の摂津西部を中心として展開した戦闘である。

「太平記」（第二九巻「小清水合戦事」・第二九巻「師直以下被討事」）によりながら、この間の戦局の推移を振り返ると、おおよそ次のようになる。

擾乱の当初、尊氏・高師直らは直義派の武将石塔頼房らが籠もる播磨国光明寺（現在の加東市）を攻撃していた。ところが、都から畠山国清らの軍勢が光明寺の「後詰（ごづめ）」（城を囲む敵を背後から攻撃すること）として派遣されると、尊氏軍は光明寺と後詰の敵に挟撃されることをさけるため、西宮の神呪寺・鷲林寺・小清水（越水）を戦場にすべしという摂津守護赤松範資の提言をいれ、光明寺の囲みを解いて南下し、湊川に本営を設け、御影に軍勢を配置した。

これに対して後詰の畠山軍は「畠山阿波守清国（国清）ハ三千騎ニテ播磨国東条ニ有ケルカ、此事ヲ聞テ、サテハ何（いず）クニテモアレ、執事兄弟（高師直・師泰）之有ラン処ヘコソ向ハメトテ、湯ノ山ヲ南へ打越テ、打出ノ北ナル小山ニ陣ヲ取ル」（「太平記」）と、尊氏軍を追って「湯ノ山」（有馬）から打出に入った。また、光明寺に籠城していた石塔勢も南下し、「打出宿ヨリ東ナル高峯ヲ前ニ当テ、所々ニ掻楯掻テ、敵今ヤト待掛タリ」という体勢をとった。

この時の国清の陣がどこにあったか、正確に比定することは難しいが、「福原鬢鏡」（延宝八年＝一六八〇）や「兵庫名所記」（宝永七年＝一七一〇）など近世の地理書は阿保親王廟所（芦屋市翠ケ丘町）をあてている。たとえば「福原鬢鏡」は親王廟所を「打出より北ニ当山ノ腰、建武年中ニ畠山阿波守国清湯山より山越ニ出ル陳（陣）所」と解説しているが、これは「太平記」の「打出ノ北ナル小山」という記述と一致する。近世の地理書は、打出の北の小山、という条件から親王廟に注目したのであろう。当否はともかく、参考として紹介しておきたい。

かくして、打出から御影浜にかけて、尊氏軍と畠山・石塔・上杉ら直義派の武将が陣を張り、両軍が衝突することになるの

写真－9　雀松原に建てられた歌碑

である。

「打出・御影浜合戦」の経過

「太平記」はこの合戦の様子を、高師直の家来薬師寺公義の行動を中心に描いている。尊氏側は御影から東に進み、軍を大手と搦手の二手に分け、大手から合戦を仕掛け、時を見て浜の南から搦手が進み出て、敵を挟み撃ちにする作戦をとった。薬師寺公義は搦手に配され、「雀之松原」の木陰に隠れ、合戦の始まるのを待った。「雀松原」は、「摂津名所図会」（寛政八年＝一七九六）には魚崎の東にあたるとあり、「福原鬢鏡」には、「住吉村ヨリ御影村ノ浜辺ノ小松ヲ云」とある。これらの地誌類に「雀松原」に関する記述が見られるのは、「太平記」の薬師寺の話が近世に広く流布していたからであろう。

作戦通り、尊氏軍は、打出浜で大手より戦端を開く。しかし、畠山軍に圧倒された上、石塔軍の突撃を受けて総崩れとなり、高師直らも戦わずして湊川へと退きはじめた。薬師寺公義は大手軍の崩壊にも動揺せず、石塔勢を山際まで追いつめるが、援軍を得ることができず、「打出浜之東ヨリ御影浜之松原」まで、追撃する敵と戦いながら退却し、敵を振り切って湊川の本営に入った。

本営では、軍議がひらかれ、和睦、西国への退却などの方針が出されるが、薬師寺公義は徹底抗戦を主張する。しかし、主人の高師直らは敗戦のショックで、「朦々トシタル計（ばかり）」で、結局和睦策がとられることになる。これをみて薬師寺は、「運が尽きた人間とともに死んでも、なんの高名にもならない。出家してこれらの人々を弔うほうがよかろう」と、陣を離れて出家する道を選ぶ。そして、よく知られているように、降伏して都に向かう高一族は、武庫川を渡ったところで、上杉・畠山勢によって殺害されるのである。こうして観応の擾乱の前半部は終了するのである。

「太平記」はこの合戦を「小清水合戦」と呼んでいるが、合戦の経過が以上のようなものであったなら、主戦場は西宮の越水地区ではなく、本庄地域も含む「打出・御影浜合戦」と名付けるのが適切であろう。実際、この合戦に参加した武士たちの軍忠状には、「打出合戦」と表記されている。たとえば、直義側として参加した九州阿蘇神社の神官阿蘇惟時、摂津の伊丹宗義、和泉の田代顕綱、播磨の広峰頼長らの軍忠状、尊氏側についた肥前松浦秀の軍忠状にも、この合戦は「摂津国打出浜合戦」「打出合戦」と記されている（『大日本史料』第六編十四、観応二年二月十七日条）。

「太平記」がなぜ本文の叙述とは地理的にあわない合戦名を

つけたのか興味深いが、今の段階ではこれに答える準備はない。今後の課題として提示しておきたい。

「山路荘」の地名の由来

ところで、一連の合戦の中で注目されるのは、畠山国清が東条から「湯ノ山」、つまり有馬温泉を経由して打出に南下してきたことである。「太平記」はそのルートについて詳しく記さないが、現在「魚屋道（ととやみち）」と呼ばれているルートをはじめ、芦屋から住吉までの各所を結ぶ複数のルートがあったことが知られており、国清が通ったのは、このうち芦屋側に南下するルートであったのではないかと考えられる（田辺一九八一）。

近世に入るとこれらのルートは、六甲山越の幹線であった船坂越に対するバイパスとして、森・深江・青木・三条・津知・北畑・中野・小路・田辺の本庄九ヵ村によって拡充される。しかしその結果、本庄九ヵ村はこのバイパスによって利権が脅かされる船坂越の宿場（小浜・伊丹・生瀬など）に訴えられ、長きにわたる裁判を余儀なくされることになる（第四章参照）。

近世より以前、このルートについてふれた史料は、先の「太平記」以外に見あたらない。したがって、南北朝期には軍勢が通行するだけの道として整備されていたこと以外、その実態は不明といわざるをえないが、以下、断片的な手がかりから、中世におけるこの道のあり様について考えてみよう。

まず注目したいのが「山路荘」「山道荘」という、本庄地域にあった荘園の名称である。単純に考えれば、名称の由来は荘域に文字通り山路が存在していたことによるのではないか、と推測される。もしこの推測が許されれば、山路・山道は、有馬への道をおいてほかにない。「山路」「山道」という荘名がつけられる時点で、この道はすでに地域にとっては重要なルートとして機能していたのではなかっただろうか。

時を隔て、明治初年に本庄九ヵ村が新政府に提出した願書にある「北畑村と申候より有馬江通路之山路御座候」（傍点筆者）という文言（前掲田辺論文）は、中世の荘園名の淵源を示唆しているように思えるのである。

山路荘の潮湯浴

さらに、今一つ注意したいのが、山路荘が潮湯浴（しおゆあみ）の場であったことである。先に本章一節でふれたように、一二世紀のなかば、藤原為通が播磨守平忠盛をもてなすために山路荘で「しおゆあみ」の準備をしたことはよく知られている。また「摂津名所図会」には、「山路湯」の項を立て、矢田部郡中宮村を「むかしの山路湯の古跡ともいふ」と記している。潮湯浴が特定の場所で行われるのか、海浜ならどこでも行われるのかはよ

く知りえないが、山路荘付近には潮湯が行われるそれなりの理由があったように思える。

その理由というのが、本庄九ヵ村のひとつ三条村にあったとされる「湯本薬師堂」にまつわる伝説である（「兵庫名所記」「摂津名所図会」）。たとえば、「摂津名所図会」には次のようにある。

> 芦屋浜の潮、此薬師堂の下を潜り、有馬温泉山に通じ涌出すといふ。故に此浜を有馬浦・有馬潮といふ。又寺を塩通山報恩寺と号し、いにしえは伽藍魏々たり。後世廃して一宇となる。

つまり、大阪湾の海水が、本庄地域の地下を潜って有馬に温泉としてわき出ている、というのである。

本庄の浜と有馬温泉の連関は、有馬の湯が塩分を含んでいたことに発想の源があると考えられるが、このような認識は、すでに平安時代の末期からあった。たとえば、永久四年（一一一六）の百首和歌会に「出湯」を題として読まれた歌には、次の歌がある。

> 嘆きのみありまの山にいつる湯のからくて世にもふる我身かな　源忠房
> わたつ海ははるけき物をいかにしてありまの山に塩湯いつらん　源兼昌

（「堀川両度百首」『群書類従』和歌部・『日本歌学全書』五）

とくに兼昌の歌は、有馬の湯が海水に由来することを、はっきりと詠んでいる。

また、それゆえに、有馬温泉に入湯することは「しおゆあみ」とも認識されていた。治承二年（一一七八）に編まれた俊恵法師（「歌仙」と称された源俊頼の子）の「林葉和歌集」には、「有馬にまかりて、しほゆあみ侍しに、月のあかゝりし夜」に詠んだ歌が収められているのである。

これらを考えあわせると、山路荘で潮湯浴がおこなわれたのは、以上でみたような有馬温泉と本庄地域のつながりが前提にあった可能性がある。そして、そのつながりを成り立たせていたのが、両地を結ぶ「山路」

写真－10　湯本薬師跡に設置された石碑

だったのではないだろうか。

もとより、湯本薬師堂の伝説はいつ成立したものなのか、潮湯浴の習慣がどれほど広がっていたのかなど、検討すべき課題は多いうえ、先の仮説を裏付ける直接的な史料もない。くわしくは後考をまたねばならないが、京都から有馬をめざす道とは異なるローカルな交通路として本庄の「山路」があったことを、ひとつの見通しとして提示しておきたい。

山路荘の半済

南北朝期の本庄地域に関連する古文書の二通目も、一通目と同じ興福寺大乗院文書の「御挙状等執筆引付」（『兵庫県史』史料編中世七）と名付けられた文書の写本に残された、康安二年（一三六二）四月二十一日付の興福寺僧公憲の書状である。

この書状で公憲は、これ以前に山路荘の年貢の半分が武士に押さえられる半済※となったことをうけて、興福寺学侶が評定を開き、半済の停止を要求するに至ったことを通知するとともに、半済停止の処置を急ぐように求めている。

半済…南北朝時代に兵糧米を現地で調達する方法として、室町幕府が寺社本所領や国衙領の年貢の半分を武士に与えた。本来半済は一年限りだったが、武士はこれを口実に寺社領を侵食した。

この書状の宛先は「安威新左衛門入道」で、暦応二年（一三三九）から応安四年（一三七一）に死去するまで室町幕府奉行人をつとめた、安威資脩（出家名性威）と考えられるから、公憲は半済の停止を室町幕府に求めたことがわかる。

問題は山路荘がいつ半済になったのかであるが、公憲がこれ以前の経緯について特に記していないことを考えると、書状が書かれた康安二年（一三六二）をさほど遡らない時期に山路荘は半済にされたと想定される。これに関連して注意を引くのは、この時半済停止が求められたのは山路荘一荘に限ったことではなかった点である。同じ「御挙状等執筆引付」には、同年同日付の摂津国武庫荘、西小屋荘の半済停止を求めた公憲の安威新左衛門入道宛の書状二通が残されている。つまり、当時伊丹、尼崎、東神戸一帯の範囲で荘園がいっせいに半済化されたらしいのである。

それでは、康安二年（一三六二）ごろ本庄地域を含む摂津国西部はいかなる政治状況におかれていたのだろうか。この問題を考える上で、まず注意しなければならないのは、当時の摂津守護職をめぐる情勢である。延文四年（一三五九）から翌年にかけて、足利尊氏の死をうけて新しい将軍となった義詮は、代替わりのデモンストレーションとして、南朝に対する大がかりな軍事行動を起こした。義詮はみずから大軍を率いて出陣し、

尼崎の大覚寺を本営とした。

この直後、摂津守護の赤松光範が更迭され、佐々木導誉に替えられるという事件が起こったことは先に述べた。「太平記」はこの守護交代劇を、光範が摂津守護であるにもかかわらず、尼崎在陣中の将軍義詮に十分に奉仕を行わなかったという風評がたち、これに道誉がつけ込んで、光範を更迭に追い込んだとしている。こうして、康安元年（一三六一）に道誉の嫡孫秀詮が摂津守護に就任することになるのである（「佐々木系図」）。

西摂津一帯が半済になった背景には、以上のような義詮の出陣、守護の交替というこの時期の西摂地域に展開した政治史があったと考えられる。このような事情をふまえれば、仮説として二つの説を提示することができる。

第一は、足利義詮を領国に迎えることになった赤松光範が、接待や軍勢動員のために西摂地域に半済を適用したという考え方である。「太平記」では光範の接待は不十分であったことになっているが、もちろん光範もそれなりの努力はしたであろう。第二は、もともと近江国の守護で、摂津に大きな基盤を持たなかった佐々木氏が、楠木との合戦（後述）にそなえるために、西摂地域に半済を適用したという考え方である。

いずれも決定的な証拠はないが、赤松、佐々木のどちらが半済をおこなったにせよ、この時期の西摂地域で幕府軍と南朝軍との間で緊張が高まっていたことが背景にあったことは間違いないであろう。そして、まさにこの緊張の中に、「山路城」があらわれるのである。

山路城の合戦

貞治元年（康安二年、一三六二）八月、楠木氏とその配下の和田氏の軍は神崎川に進み、摂津国守護佐々木氏の代官箕浦俊定と摂津武士の連合軍と対峙した。この合戦の経緯を「太平記」は以下のように描いている。

川の東側にあった楠木軍は本陣にかがり火を大量に燃やして敵の注意を引き付け、その間に上流の三国渡で神崎川をわたり、背後から箕浦の陣に殺到した。箕浦軍は総崩れとなり、尼崎を経て京都に逃走した。この敗戦で佐々木氏は摂津守護職を罷免され、赤松則祐にかわった。勝ちに乗る楠木軍の次の標的になったのは、兵庫を押さえていた赤松軍であった。

「太平記」によると、赤松氏は「多田部・山路二箇所の城に籠もりて、敵懸らは此にて利をせんと待懸け」ていたという。また、二つの城のうち、多田部城については「赤松判官・信乃彦五郎兄弟、尚兵庫の北なる多田部城にこもりて、兵庫湊川を管領す」と記されており、兵庫津を北から押さえる城であった

ことがうかがえる。

それでは、「山路城」はどこにあったのであろうか。残念ながら現在のところ、遺構として山路城を確認することはできない。そこで、城の位置について考察した、『本山村誌』（一九五三）の見解を参考として掲げておこう。

同書は、城の所在地として「田中字鎌田附近」と「岡本字六萬附近」の二説を紹介している。そして、「福原鬢鏡」や「兵庫名所記」をはじめとして、近世の地誌や記録の多くが「片町」（天井川の西岸）から西によったところに、山路城跡があると記していること、同所附近に「的場」「池ノ内」「手水」などの字があることから、城の位置を「鎌田附近」に想定し、城跡は鉄道敷設によって破壊されたと推測している（ちなみに『兵庫県の地名Ⅰ』平凡社では、これに「城ノ前」という地名を根拠として追加している）。さらに、『本山村誌』の記述で興味深いのは、「田中附近は全く平地であつて要害とすべき所はないから、平時の居館址である。さすれば、今一箇所赤松氏の城址と伝える、岡本部落の五百山（医王山）を、戦時における要害と見るべきではあるまいか」と、山路城を居館と山城のセットとしてとらえている点である。

今、この説の当否を論じるだけの新しい史料はない。しかし、近世の記述が何を根拠にしているかよくわからないし、この時期の山路城が「的場」といった施設や、「池ノ内」から連想される堀をもつ近世城郭のような施設であったのかも疑わしい。

そもそも、場所について考える前に、山路城はどのような城であったと考えるべきであろうか。もう一度、唯一の史料である「太平記」を検討してみよう。

和田楠木等、唯一軍（ひといくさ）に摂州の敵を追落て、乗勝（かちにのる）といへとも、赤松判官、信乃彦五郎兄弟、尚兵庫の北なる多田部城にこもりて、兵庫湊川を管領すと聞けれは、九月十六日、石塔右馬頭・和田・楠三千騎にて兵庫湊川え押よせ、一宇も不残焼払ふ、此時赤松兄弟は、多田部、山路二箇所の城にこもりて、敵懸らは此にて利をせ

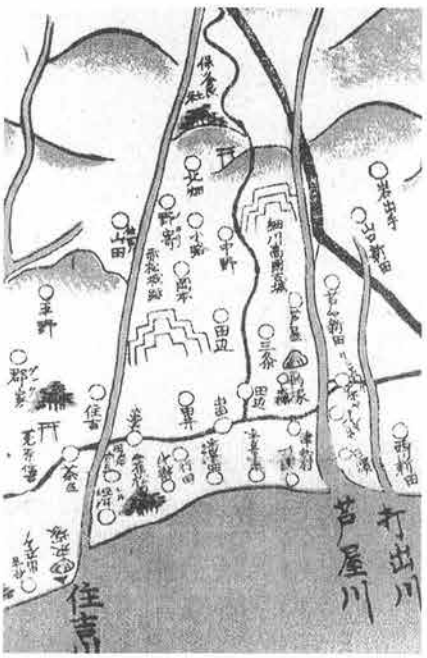

図―3　江戸時代の絵図に描かれた山路城（「寛延元年（1748）摂津国名所大絵図」）街道からやや離れた山側に赤松城跡と書かれている。

んと待懸けるか、楠如何思けん、頓て兵庫より引返けれは、赤松出会におよはす、野伏少々城よりいて遠矢に射懸たる計にて墓々しき戦はなかりけり

右の記述で注目されるのは、次の二点である。第一は、楠木軍が山路城に直接妨げられることなく兵庫に進軍したこと、第二は、赤松軍は山路城から楠木軍を遠巻きに眺め、遠矢を射る野伏を城から出し合戦に及んだことである。この二つから考えて、山路城は東西交通路からある程度距離をおいたところにあり、交通路からの攻撃を防御しやすく、時には交通路に兵を出すこともできる位置にあったと想定するのが妥当であろう。だとすれば、「太平記」に出てくる山路城を田中附近とすることは難しい。『本山村誌』が「五百山」を候補に挙げた理由はわからないが、山路城はこのような山裾地形を利用した城と考えるのが妥当ではないだろうか。軍記物語である「太平記」に一度だけ出てくる山路城を、居館と山城をセットにした常設の施設と考えるのは、いささか無理がある。田中附近に城跡があったのか、今では確かめる術もないが、これと「太平記」の山路城は切り離して考えたほうがよいのではないだろうか。

古墳を改造した砦

山路城が「太平記」に名をとどめながらも、その痕跡が見つからないのに対して、名は残さなかったが、遺構が残されている南北朝時代の砦址が現在の芦屋市春日町にある。

平成十一年に行われた同町の金津山古墳の発掘で、興味深い事実が明らかになった。以下、報告書（芦屋市教育委員会二〇〇〇）によりながら、発掘された遺構について、簡単にまとめておこう。

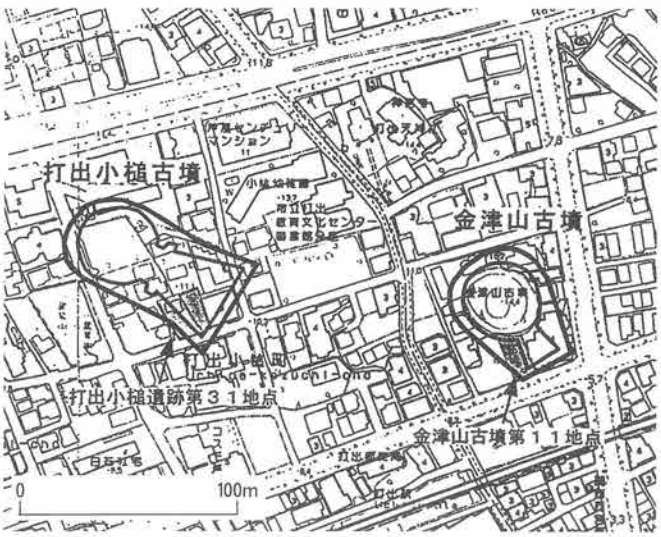

図―４　金津山古墳の位置

まず、同古墳は後円部を北に、前方部を南に向け、後円部からくびれ部にかけて、局所的に中世の掘割をもっている。そして、掘割の中から、一四世紀の遺物が出土した。これらの遺物は、日常生活容器の組み合わせではあるが、煮沸形態

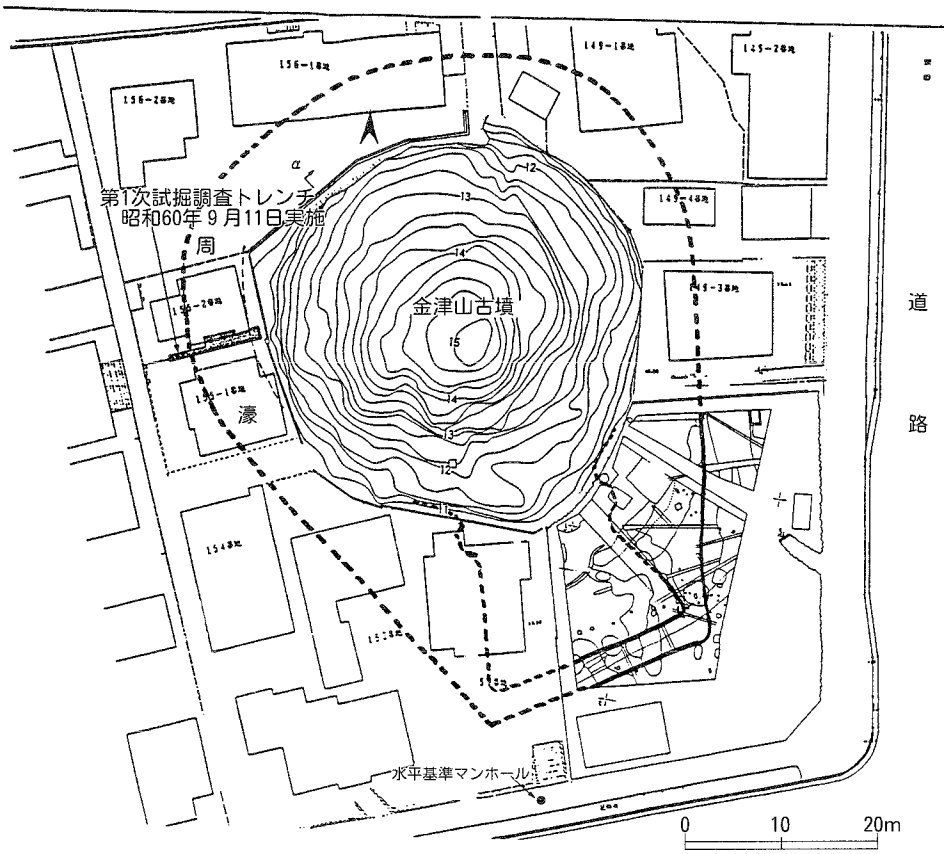

図―５　金津山古墳の復元図　後円部を利用した中世の堀跡が発掘された

や供膳形態の比重が高いという特色を持っている。このような遺物の構成は、居館や一般農村集落にはみられない。報告書はこれらの事実を総合し、金津山古墳が南北朝期に手を加えられ、陣営本拠地、砦として利用されたのではないかと指摘している。つまり、掘割は後円部を防御するためにめぐらされ、前方部は後円部と往来するための通路的役割を果たしていたというのである。なお、報告書も述べるように、金津山古墳は後円部から西・南・東側に視野が開ける高所であり、城砦としては絶好の位置にある。

先に述べたように、古墳を改造したこの城砦はその名を史料にはとどめていないが、報告書では、建武三年（一三三六）に足利尊氏が九州に敗走する際の打出合戦、あるいは先に紹介した観応の擾乱の際、打出合戦が契機となって、古墳が城砦化されたのではないかと推測している。南北朝内乱期、数多の軍勢が行き交ったこの地域には、このように、一時的に利用された砦がもっと存在した可能性がある。山路城もそのような砦のひとつであったのかもしれない。

四節　室町時代の本庄地域

室町幕府―守護体制と摂津守護

明徳三年（一三九二）、南北朝の間で講和が成立して南朝の後亀山天皇が京都に赴き、両朝の統一が実現した。ここに南北朝の争乱は幕を閉じたが、この立て役者は室町幕府三代将軍足利義満であった。一方で義満は、明徳二年の明徳の乱で山名氏を、応永六年（一三九九）の応永の乱で大内氏を討伐するなど、一連の有力守護抑圧策を遂行してその地域権力としての自立化を押さえ、あわせて守護在京制によって京都在駐を義務づけることで、守護を幕府権力のもとに密接に統合することに成功する。これにより、幕府権力と守護権力が相互に依存・牽制しあいながら全国の統治を進めていく国家体制が生まれたが、このような体制を室町幕府―守護体制と呼ぶ。この体制のもと、各国の守護は、在京して幕政の一端を担う一方、幕府から管国（分国）内の寺社本所領（寺社や公家の荘園）の保護や庶子家・有力国人の奉公衆（将軍直轄軍）としての起用といった牽制措置を受けつつ、分国の支配を進めていった。

摂津では、南北朝時代も終わりの応安六年（一三七三）、守護職が赤松光範から細川頼元に更迭された。頼元は、幕府管領であった養父（兄）の頼之が失脚した康暦の政変（康暦元年＝一三七九）でいったんその地位を奪われるが、頼之の赦免とともに永徳三年（一三八三）守護に復した。そしてこれ以後、戦国時代末までの二百年以上、細川氏が代々摂津守護を務めることになる。

ただし、摂津では、貞治二年（一三六三）以降、幕府による守護牽制措置の一環として、郡を単位に分割し、複数の守護を置くという「分郡守護制」がとられており、頼元が守護に復した時点で確実に領したと見られるのは、島上、島下、豊島、八部の各郡と川辺郡南部のみであった。本庄地域を含む菟原郡が細川氏の管轄下に入ったことが確認できるのは、頼元の息子満

図―6　細川家略系図

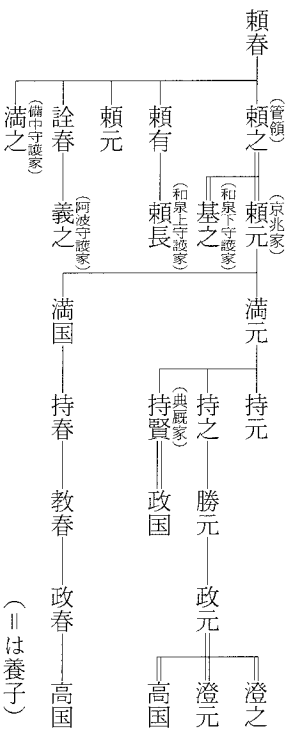

（＝は養子）

元が守護の応永五年のことになる。

そして、細川氏が以後、順次摂津における分郡を解消してゆき、最終的に有馬郡（赤松氏庶流有馬氏が分郡守護）を除く摂津一国を支配するに至るのは、下って文安六年（一四四九）頃とされている（今谷明一九八六）。

また、細川頼元は、後に頼之の後見を受けて管領となり、摂津のほか、丹波・讃岐・土佐守護を併任した。以後、この頼元の家系（頼元以来当主が右京大夫を官途としたため、その唐名にちなみ京兆家と呼ばれる）が細川嫡家として、代々摂津以下四カ国の守護を世襲するとともに、管領に任ぜられ、幕政の中枢を担うことになった。

室町時代の山路荘

室町時代の本庄地域を考えるに当たって、まずは、山路荘の状況を見てみることにしたい。第二節で、鎌倉後期、同荘は「春日社大般若経并神供料所」とされたこと、前節で、南北朝期には守護の兵粮人夫役賦課や半済設定をうけて領主興福寺がそれに抗議していることを述べた。室町時代には山路荘は「春日社兼興福寺領」として史料に登場し（「大乗院寺社雑事記」文明十一年＝一四七九＝正月二日条、以下「雑事記」と略）、前代と基本的な支配関係は変わっていないことがわかるが、今少し詳しく、この「春日社兼興福寺領」の実態について見ていくことにしよう。

中世興福寺には、多数の子院（塔頭）が存在していたが、その中でも院主を代々摂関家の子弟が務める特別の格式を持つものがあり、これ（及びその院主）を門跡と言い、一乗院・大乗院の二つがあった。このうち、室町時代後期の大乗院門跡に、尋尊という人物がいる。尋尊は、当代一の学才と呼ばれた関白一条兼良の息子で、筆まめで数多くの記録を残したことで知られる。その一つに、大乗院の運営台帳ともいうべき「三箇院家抄」という記録があり、このうちに、門跡領荘園の一つとして「山道庄（摂津国）」が挙げられている。続いて記される記事によれば、山道（路）荘は「勅願三十講の大般若」すなわち、勅願三十講※にあわせて行われる大般若経会の証義・綱所（ともに法会での僧侶の役務の名）以下六〇余人分の供料をまかなう料所で、上分米は検校所大乗院の得分（利得）、給主・奉行は松林院とされ、加えて、「後深草院御寄進」としつつ、「後深草院」の横にその息子である「伏見院」の名が書き添えられている。

右のうち「検校」とは、法会の執行・管轄にあたり、それと一体となる料所荘園の支配までを行う職であり（「検校所」はそのもとにある機構）、要するに大乗院門跡は、右の大般若経

会を主催することで、料所山路荘をその所領としていたというわけである。なお、大乗院の得分となった「上分米」とは、一般に社寺に仏神への供物として納める米をいうので、ここでは鎌倉時代の山路荘が負担した「春日社大般若経并神供料」のうちの「神供」に該当し、法会に参加する僧侶への供料とは別に大乗院の得るところになったものであろう。この「上分米」の継承関係から見て、「勅願三十講の大般若」とは、鎌倉時代の「春日社大般若経」と同一のもの、もしくはその系譜を引くものとして間違いあるまい。

勅願三十講…新三十講ともいう。興福寺の僧侶六〇人を擁して春日社頭で唯識論（仏教の経典）を講じる法会で、正応元年（一二八八）、後深草院が料所として越前坪江荘（坪江郷とも。福井県坂井市・あわら市）を興福寺（春日社）に寄進し、大乗院門跡に相承させたことにより始行され（「勘仲記」正応元年四月二十一日条、「雑事記」長禄二年＝一四五八＝四月二十一日条）、門跡はこの勅願三十講と料所坪江荘の検校でもあった（『福井県史　通史編2中世』）。そして「雑事記」によると、長享三年（一四八九）二月二十五日条では、勅願三十講の発願（初日）の記事に「兼ねて山道大般若発願」と見え、長禄二年六月十七日条では、この日が勅願三十講の結願（最終日）とする記事と「勅願山道大般若」の結願を伝える記事を載せ、勅願三十講に合わせ、その参加者によって大般若経を読経する法会が行われたことが確認できる。

ところで尋尊は、「三箇院家抄」の山路荘の記事に「最初、坪江上下郷は門跡が直接知行した。山路荘は松林院に配分した」とも記し、勅願三十講の料所・坪江荘と山路荘が同時に御深草院によって興福寺（春日社）に寄進され、大乗院の管轄するところとなった、すなわち勅願三十講と大般若経会を大乗院が当初から一体で管掌したかのようにみなしている。しかし、第二節で見たように、時代がさかのぼる別の史料から、山路荘については、伏見院の「勅施入」とも「祖師法印」の寄進とも言われる形で「春日社大般若并神供料所」となったことが推定できるから、これは尋尊の思い違いであろう。先述のように、彼自身一方では山路荘の寄進者を「伏見院」とも記すことからすると、どうやら後深草院（院政一二八七～九〇）の坪江荘寄進によって勅願三十講が創始されて以後、後深草院の息子である伏見院（院政一二九八～一三〇一、一三〇八～一三）によって山路荘が料所として興福寺（春日社）に寄進され、勅願三十講と一体に行われる大般若経会が始められたというのが真実なのではなかろうか。

興福寺松林院

ところで、右の山路荘の寄進と大般若経会の成立に関わっては、同荘の給主（検校所の下で実際に荘園の支配を行う役職）

兼奉行（検校の命令を給主に取り次ぐ役職）とされる松林院の位置づけを検討しておく必要がある。

検校大乗院門跡は、法会の執行・管轄権は保持しているものの、料所山路荘に関わっては、得分として上分米を受けるのみで、年貢の収納・管理、及び法会に参加した僧侶への供料の配分等は、すべて松林院が執り行っていたらしい（「雑事記」長禄二年＝一四五六＝六月十七日条など）。しかも、門跡の得分である上分米七石は、実際は春日社の御師（門跡と師檀関係を結んだ神官）に与えられており、これも松林院から直に渡していたようなので（「雑事記」文明六年＝一四七四＝正月二十四日条）、門跡は山路荘とその年貢には殆ど関与しなかったのである。

松林院は、興福寺の子院で、摂関家につぐ家柄の公家から代々子弟が院主として入室し、寺内では門跡につぐ格式を持つ「院家」の一つである。加えて松林院は、門跡と「門徒」の関係、すなわち一種の主従関係を結んでおり、その「給恩」として多くの門跡領荘園の給主や預所、奉行などに任ぜられていた。山路荘も「三箇院家抄」では「松林院に配分、門徒の故なり」とされているのだが、遡って文安四年（一四四七）、山路荘をめぐって守護細川氏と興福寺・春日社の間で紛争が起こった際（後述）、当時興福寺の別当（長官）でもあった松林院主貞兼は、山路荘は「検校所」として代々知行してきた、と述べている（「建内記」文安四年九月二十四日条）。

これは、検校所は大乗院であるという「三箇院家抄」の記事と矛盾するが、実は尋尊も、「雑事記」文明十八年九月の記事に付載される、大乗院門跡が給与した「松林院御恩等地」の中では、「山道庄検校」としている。加えて、二節で紹介した史料で山路荘と密接に関わって登場していた「九条金頂寺」が松林院の所領の中に見えること（「雑事記」文明十六年五月九日条・文明十八年九月付載。なお、これらでは「金長寺」）、尋尊が書き留めた「当（大乗院）門跡方諸御願目六（珍）」の中に勅願三十講は見えるが、大般若経会は見えないこと（「雑事記」文正二年＝一四六七＝正月十七日条）などからすると、本来、大般若経会と山路荘の検校は、大乗院でなく松林院であった可能性がある。松林院は、山路荘の実質的支配権を保持したまま、ある時点でこれを大乗院門跡に寄進し、自らは給主・奉行に任ぜられたのかも知れない。この問題は、山路荘を大般若経会の料所に寄進したという「祖師法印」の素性とも関わると思われるが―この人物が大般若経会と山路荘の初代検校にあたる可能性がある―現在のところこれ以上は明らかに出来ない。

ともあれ、室町時代の山路荘は、直接的には興福寺の大乗院

門跡あるいは院家松林院の管轄下に置かれ、同寺の僧侶六〇余名が春日社の社頭で勅願三十講にあわせて行う大般若経会の供料をまかなう料所となっていた。「春日社兼興福寺領」の実情とは、このようなものであったのである。

山路荘の代官

大乗院門跡あるいは松林院は、いかなる形で山路荘を支配し、年貢・公事等を徴収したのだろうか。この時代、寺社本所領の多くは、任意の人物と契約して現地の支配と年貢・公事等の収納・輸送を請け負わせる代官請という方式がとられており、実際松林院は、預所職を給与されていた大乗院領摂津武庫荘（尼崎市）では国人の大田氏や吹田氏を代官に任じていた（『尼崎市史』第一巻）。確定的なことは言えないが、山路荘についても代官請であったかと推測できる断片的な史料がある。

京都醍醐寺の座主（長官）であった三宝院満済の日記、「満済准后日記」正長元年（一四二八）十月四日条の記事に、「細河[川]右京兆方より若月入道をもって摂州今南荘ならびに山地加納庄等預所職の事を申す旨これあり」と見える。満済は、足利義満・義持・義教の三代の将軍にわたって護持僧として厚い信頼をうけ、特に義持・義教期には、政治・外交に関する諮問を受けるとともに、管領や守護との取次役も果たした人物である。

この史料を、細川右京兆＝摂津守護細川持元が、満済を通じて、将軍義教（正式な将軍宣下は翌正長二年三月）に摂津今南荘と山路荘の預所職（この場合は代官を意味すると思われる）として「若月入道」を起用することを申し入れてきたものと解釈できるなら、これは、山路荘の代官請の成立を示唆する史料ということになる。

そして、時代は下るが、これにかかわるものとして、「雑事記」に「山道庄年貢の事、勢州方に納むべしとうんぬん、請口若槻方に申し定むとうんぬん」という記事が見える（明応二年＝一四九三＝十二月二十四日条）。勢州とは室町幕府政所執事の伊勢貞陸を指すが、なぜ貞陸に山路荘の年貢を納めるかは後述するとして、その「請口」を「若槻」に申し定めたとしている。「請口」とは、代官の請負額のことである。この「若槻」は、時期的に右に見た「若月入道」と同一人物ではありえないものの、おそらくその系譜をひく者であろう。若月（槻）氏は、守護細川氏の内衆（家臣）の一族である。以上から、請負の条件など詳細は明らかには出来ないものの、室町時代中期以降、山路荘は同氏の代官請となった可能性が高いことを指摘しておく。

文安四年の山路荘をめぐる事件

室町幕府三代将軍義満の後半から四代義持の治世の時代は、

政権が最も安定していた時期であり、幕府の最盛期とされている。それを反映して本庄地域に関しても大きな問題は発生しなかった故か、史料上に記事を見いだせず、その動向はよくわからないのが実情である。

しかし、義持死後将軍となった六代将軍義教（義持の生前に将軍職を譲られた五代将軍義量は夭折）は、とくにその晩年強圧的な姿勢を強め、有力守護を次々と弾圧していった結果、嘉吉元年（一四四一）、播磨・備前・美作守護赤松満祐によって暗殺されてしまう（嘉吉の乱）。そして、翌年この後継となった九歳の幼主義勝も同三年七月に在任八カ月で急死、その跡を八歳の弟三春が継いだ。三春はのちの八代将軍義政であるが、その元服・将軍就任は文安六年（一四四九）四月、政務の主導権を確立するに至ったのは、さらに下って康正元年（一四五五）頃のこととされるから、義教の死から義政の主導権確立に至る十年以上の間は、管領や有力守護の山名持豊（のちの宗全）などの重臣層の合議による政務運営がなされることになった。しかし、事実上の将軍不在による政治的空白のもと、管領を交互に務めた細川家（持之・勝元）と畠山家（持国）の両管領家の間にぬきさしならぬ対立・競合関係が生まれ、やがて重臣たちも両者の下に系列化されて両派の抗争も見られるようになり、幕政は不安定化していった。加えて、幕府による統制の弱化は、守護による分国内の寺社本所領の侵略を招くことになる。こうして、室町幕府―守護体制は大きく揺らぎ始めた。

このような時期、とりわけ将軍が空位で、六月には摂津が震源地となって畿内で土一揆の蜂起があったばかり（今谷明二〇〇〇）という不穏な情勢下の文安四年九月、山路荘をめぐって一つの事件が持ち上がった。以下、公家・万里小路時房の日記、「建内記」からこれを追ってみたい。時房は当時、南都伝奏という役職にあり、南都（興福寺・春日社・東大寺などの奈良の寺社勢力）と朝廷・幕府の間の連絡・交渉に当たっていた（以下、「建内記」からの引用は日付のみ記す）。

事件の発端

文安四年（一四四七）九月二十四日、春日社権預（同社の社司＝神職の一つ）辰市祐識が、時房のもとに、社家が連署した次のような内容の一通の上申書を持参した。すなわち、「摂津国山道加納両庄」は「神領」である。にもかかわらず、摂津守護代※の長塩宗永が、同荘の住人「中嶋入道良円」を罪科ありと称して、使者をもって検断（警察権・刑事裁判権の行使）を加え、苅り置いた作稲と資財を運び取った。山路荘は「守護不入の地」であるから、守護の検断は許されない、もし罪や過失が

あれば（社家が）直接成敗を加えるのが例である、よって使者を引きとらせ、運び取った物を返すようにしてほしい、と（同日条）。祐識は春日社の雑掌（訴訟の担当者）の立場にあった（十月二十八日条）。そしてこれについては、先述したように、興福寺別当松林院貞兼も、山路荘は検校所として代々知行してきたところなので、この荘園に違乱があれば住寺も困難になると内々に時房に申し送っている。

すなわち、摂津守護代が、山路荘内に使者を入部させて犯罪人の検断を執行し、財産を没収したことがわかる。本人の身柄については言及がないが、逃亡したものであろうか。検断そのものは鎌倉時代からの守護の職権であるが、南北朝期、守護は、室町幕府から犯罪者の所職・所領や家屋・財産を没収・処分する権限（闕所処分権）を与えられていた。

これに対し、春日社側は山路荘を「守護不入の地」と主張している。守護不入とは、正確には「守護使不入」で、守護が検断や公的賦課の徴収のための使者を現地に入部させることを禁ずることをいう。室町幕府は、本節冒頭で述べた寺社本所領の保護政策の一環として、この特権を与えたのである。前節で、南北朝時代、当時の摂津守護が山路荘を半済としたらしく、それに興福寺が抗議していることを見たが、あるいはこの際に幕府から守護使不入を認める裁決をうけた可能性もある。

さて、祐識の申し出を受けた時房は、早速当時管領でもあった摂津守護細川勝元にあててこの問題を処理するよう求める書状をしたため、祐識に社家の上申書ともども勝元のもとに届けさせた。翌日、勝元は調査して指示を下す、と返答したが（九月二十五日条）、以後しばらく音沙汰がなかった。なお、この間、別件で時房のもとを訪れた細川持賢の内衆佐藤性通は、先の春日社の言い分について、守護不入というのは「上古の事」で、今は守護請であると反論し、時房は持賢の見解かといぶかっている（九月二十八日条）。

持賢は勝元の叔父で、摂津西成郡の分郡守護を務め、当時十八歳の勝元の後見人として、幕閣の最高実力者であった。先に見たように、山路荘は細川氏内衆若槻氏の代官請（守護の推挙によるから、事実上の守護請）となっていた可能性があり、あるいは佐藤はこのことを言っているのかもしれない。検断や公的賦課の徴収に関わる守護使不入と、年貢・公事の収納に関わる守護請は別の範疇に属し、両立しうるので、両者の主張は必ずしもかみ合っていないということになるが、佐藤の主張に守護家臣層の寺社本所領に対する姿勢が窺えて興味深い。

勝元よりの返答がないため、十月十八日、時房は他の春日社

からの訴訟案件二件とあわせて勝元へ催促の書状を送った（同日条）。その中では、本件については「山道加納公文闕所事」とされていて、先の中嶋入道良円なる人物は、山路荘の荘官※である公文であったことが判明する。

守護代…在京している守護の代官として、分国の政務に当たった役職。室町幕府は南北朝期、守護の紛争解決権強化のために、鎌倉時代からの職権である検断に加え、闕所処分権（前出）、使節遵行権（幕府の裁定を現地に執行する権限）を付与した。また幕府は、守護が守護役や段銭などの諸役を徴収する権限も認めた。守護の命令を受けて、こうした守護の権限を分国内で実現することが守護代の任務であった。

荘官…公文のほか下司・田所などがあった。領主の命によって現地で荘地・荘民を管理し、年貢・公事・夫役などの取り立てと上納に当たった。

本庄地域の土豪＝地侍

ところで、時代は下るが、第二節にも引用したように、永禄十二年（一五六九）の「春日社御神供料摂州山路庄公事銭取納帳」（『今西家文書』本文編・写真編、以下「取納帳」と略）なる史料が残されている。これは、山路荘内の住人や寺庵の所持地単位に賦課された公事銭（雑税）の徴収に関わって、原則として村別に、賦課された土地の所在地（小地名）、面積、公事銭の内容、負担者を書き上げたものである。この冒頭、「住吉村分」の後に、特に「吉田方分」「横田方分」などと並んで「中嶋方分」の項が見え、四筆八反半の所持地が挙げられている。この「○○方分」の項に挙げられる土地の小地名は、「住吉村分」に見えるそれとよく一致し、またこれらに続いて帳面は再び「野寄村分」以下村別の表記となるので、「中嶋方」等は、住吉村の住民のうち、特に他の住民と区別されて記されるべき存在であったといってよい。彼らは、中世後期、村の百姓層から台頭し、自ら苗字を名乗り、帯刀するなどして他の百姓とは異なる身分を形成した「村の侍」であり、一般に土豪＝地

写真―11　「春日社御神供料摂州山路庄公事銭取納帳」表紙部分　豊中市今西春禎氏所蔵文書（豊中市教育委員会提供、無断転載厳禁）

侍などと呼ばれる。「○○方」とは、彼らにつけられた敬称である。

そして、彼ら土豪＝地侍の多くは、守護以下の既成武士団と被官関係（主従関係）を結ぶ一方で、荘官としての地位・身分を持っていた。とするなら、時代は遡ることになるが、いま紹介してきた事件で守護細川氏の検断を受けた山路荘公文「中嶋入道良円」は、右に見えた「中嶋方」の一族ではなかろうか。住吉地区には「中島」という小字が残っており、中嶋氏はこの地に居を構える有力百姓として山路荘の公文職に任ぜられ、室町時代までには、居住地の字名を苗字として名乗る土豪＝地侍となったものと考える。なお、かつてその小字中島の近く、小字坊ヶ塚に春日神社が存在し、明治に小字中島の中島氏（中嶋氏の末裔であろう）邸裏に移転している（のち住吉神社に合祀。『住吉村誌』）。「取納帳」の「中嶋方分」の所持地に、「坊ヵ塚」の田一反が見えるので、この社は、春日社領山路荘の荘官たる中嶋氏により勧請された可能性が高い。明治期の移転は、両者の深い関係を物語るものであろう。

以上、本庄地域において、室町時代中期には、百姓層の中から、土豪＝地侍が生まれてきていることを指摘した。この時期、史料で確認できるのは中嶋氏だけなのだが、山路荘で言えば、「取納帳」で並んで見えた住吉村の吉田氏・横田氏も中嶋氏同様のことが言えようし、野寄地区の旧家高井宗官家も同荘の荘官から土豪へと成長していったとされ、「取納帳」の写本を伝えている（『兵庫県史』史料編中世一に収録）。

また、本庄九カ村では、第一節で紹介した「深江由緒書」を伝える深江地区の永井氏については、深江村の前身の一つは「永井屋敷」という集落であるとの伝承があり（後述。『武庫郡誌』『本庄村史』地理編・民俗編）、小路地区の旧家臼井氏の居住地周辺は「臼井内」という小字となっている。なお、「小路」の名は荘官を意味する「庄司」に由来するという説があり（『本山村誌』）、これが正しければ臼井氏のことをいうのかも知れない。ともあれ、この両氏についても、やはり中世土豪の系譜をひくと見てよいだろう。加えて、本庄九カ村には江戸時代、「庄の儀」を勤める「庄老」という特権的な家筋があり、右の臼井氏に加えて、深江村の磯野氏や中野村の高橋氏、田辺村の松田氏・末吉氏などの名が見える（第四章参照。宝永五年「庄老取極定連判証文」『新修芦屋市史』資料篇二）。彼らも同様に土豪層に由来を持つ人々ではなかろうか。

そして、ここに挙げた諸氏がほぼ全て江戸時代には庄屋となっていることからもわかるように、彼らの台頭は、荘園支配の一

端を担う荘官を務めたことに加えて、自らが居住する村の成立・成長と密接に結びついている。一般に、畿内周辺で江戸時代以後にまで続く集落としての村の原型が成立するのは、鎌倉後期～室町前期とされている。本庄地域で現状最も早くそれを史料で確認できるのは、南北朝期永徳二年（一三八二）の「長麗寺宗算跡諸方出挙方証文目録」（『大日本古文書　家わけ十七　大徳寺文書之三』）に魚崎村の名が見えることによってであるが、他の村々も大半はこの頃には成立していたとみてよいだろう。そして、こうした村は多く、鎮守の祭礼や農業の共同作業、山野の共同用益などを通じて結合を強め、「惣村」と呼ばれる自立的・自治的な村落共同体を形成するが、その運営の中心にあったのが、彼ら土豪＝地侍であった。かくして登場した土豪層と彼らを中心とする村が、これ以後、地域社会を動かす主体として大きな役割を果たすことになるのである。

事件の展開

さて、事件の方であるが、訴えを受けた細川勝元と後見人の持賢が解決に積極的な姿勢を示さなかったことと、本件に加えて関白一条兼良と春日社の山城祝園荘（京都府相楽郡精華町）の支配をめぐる争いが並行して問題になったことで、事態は遅々として進まなかった。そこで、十一月には遂に興福寺が乗り出し、このままでは同月十六日に予定されていた春日社の式年遷宮※を抑止すると後花園天皇に奏聞するよう申し入れてきた（十一月十二日条）。仏神に対する崇敬が特に重んじられた中世においては、こうした国家的な仏神事の円滑な遂行は、為政者にとって必須の務めとされていたからである。結果、時房の奔走もあって、事態の穏便な収拾を促す天皇の「御沙汰」（指示・命令）を受けて、十一月十五日、細川勝元から守護代長塩宗永に中嶋入道の資財等を興福寺側に引き渡すよう命ずる文書と、これを長塩が横川和泉守に伝える文書が発給され、とりあえずの決着を見た（十一月十六日条）。横川は守護代長塩の下で、山路荘のあった菟原郡を預かる「小守護代」であったらしい。

※**式年遷宮**…神社で一定の期間ごとに新殿を営み、神体を移す祭り。伊勢神宮の二〇年おきの遷宮が著名。

管領の裁定の遅延、天皇の「御沙汰」を受けての決着など、将軍不在となったこの時期の幕府混乱の縮図というべき展開を見せた事件であったが、結局公文中嶋入道良円から没収された資財などは、春日社・興福寺側に返還されることになった。良円本人の身柄の行方とあわせ、返還後の資財の措置はわからない。ともあれ、この一件においては、山路荘は領主興福寺・春

日社の力によって、守護勢力の浸透を防ぐことが出来た。自己の分国内に巨大な寺社本所領のない細川氏は、分国経営において一定度の権門協調が可能であったといわれ（今谷明一九八五）、また細川氏が、守護であるとともに、将軍不在下の管領として寺社本所領保護を掲げる幕府の事実上の主宰者であったことも作用したものであろう。とはいえ、寺社本所領であることが、荘内の安全・平和の保障に機能したことには違いない。そして、この事件以降、応仁・文明の乱までは、守護細川氏の勢力が山路荘を脅かす動きは確認できない。

兵庫津の繁栄

第二節において、兵庫津が鎌倉時代、九州・四国や瀬戸内海各地を結ぶ遠隔地航路と京都・大阪湾岸の近郊航路の結節点として繁栄し、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて、東大寺と興福寺の管轄する北・南の二つの関が置かれたことを述べた。室町時代に入ると、瀬戸内海交通の発達と商品流通の活発化にも支えられて、兵庫津を発着する物資や人の数はより一層増大することとなった。

また、この時代、兵庫津が室町幕府の日明貿易（勘合貿易）の拠点港となり、明船や遣明船の発着地となったこともよく知られている。これにより当地は「兵庫津代官」が支配する幕府直轄地とされ、「倉預」が管理する将軍の「土蔵」も置かれていた。明との国交を開いた足利義満以下の将軍が発着船を見物するために当地に下向したこともしばしばであり、明船の到来に備えて幕府による港湾の修復も行われている。かくして兵庫津は、幕府と強い関わりを持つ対外関係の窓口としての地位を獲得した。これも、兵庫津の発展に大きな意味をもったであろう。

このような室町時代の兵庫津の繁栄を活写する著名な記録として、「兵庫北関入船納帳」がある。これは、東大寺領兵庫北関での関銭（入港税）徴収にあたり、入港船の入港日、船籍地、積載品目と数量、関銭の額とその納入日、船頭（船主）名、問丸（保管倉庫業者）名などを記した納税帳簿で、文安二年（一四四五）の入港船が、一・二月分（一部欠損あり）と三～十二月分の二冊にわかれて記載されている。

これによれば、この年兵庫津には、多い月で約三〇〇艘、少ない月でも一四〇艘前後、欠損分を推計して年間で約二〇〇〇艘もの船が入港していた。船籍地としては、地元を表す「地下」と書かれた兵庫津が二八五艘と最も多く、以下備前牛窓（岡山県瀬戸内市）、淡路由良（洲本市）、尼崎、播磨室津（たつの市）、安芸生口島の瀬戸田（広島県尾道市）…と続き、西は豊前門司（福岡県北九州市）、南は土佐浦戸（高知市）、東は和泉堺まで、

瀬戸内海沿岸を中心とした十五カ国一〇〇余カ所に及ぶ。

積載品目としては、米や麦・大豆・胡麻といった農産物をはじめ、塩、材木、鯛や海老といった魚介類、紙や布のような手工業品など、実に多彩なものが見える。また、より地域性の強いものとして、阿波の藍、備前の焼物など、江戸時代にブランド化する特産地が既に登場していることも興味深い。入港船の積載量はだいたい数十石～数百石で、当時の中型から大型船に相当するが、中には一〇〇〇石を越える超大型船も来航しており、最大は二五〇〇石積という巨大船である。

このように、室町時代の兵庫津は、瀬戸内海航路のターミナル港、国際貿易港としてその最盛期を迎えたわけであるが、この事実は本庄地域とどうかかわるだろうか。以下、これにつき、山陽道の存在に注目して考えてみたい。

中世の山陽道

山陽道といっても、中世においては古代や江戸時代のような公定ルートとしての山陽道は存在しない。よって、ここでいう山陽道とは、京都から摂津を通り、播磨以西の山陽道諸国を経て九州に至る陸上幹線交通路ということになるが、この中世山陽道は、兵庫津の背後を走り、津に近接して「宿」が存在していた。これについては、南北朝時代の史料では「湊川（宿）」の呼称が見えるが、室町時代には単に「兵庫」に宿泊した旨記されることが多く、あるいは本来津とは別個のものであったが、兵庫津の発展とともに一体化したのかも知れない。ともあれ、兵庫津が、単に水上交通の要地であるのみならず、畿内と西国を結ぶ水陸の幹線ルートの接続点となっていたことが確認できよう。とするなら、兵庫津の繁栄は山陽道を媒介にして本庄地域に影響を与えたのではなかろうか。

そこでまず、この中世山陽道は、本庄地域付近ではどのようなルートをたどったのかを確認しておこう。

元弘二年（一三三二）、元弘の乱（前節参照）に敗れた後醍醐天皇は、京都から隠岐へ配流される際、昆陽の宿（小屋野とも。伊丹市）に一泊したあと、西宮の広田の宮を拝し、葦屋の松原（芦屋市）、雀の松〔原〕、布引の滝などを見て、先述の湊川の宿に着いている（「増鏡」第一六　久米のさら山）。このうち「雀の松〔原〕」は、前節に見たように、魚崎～住吉付近と推定されており、山路荘域内と考えられる。また、応安四年（一三七一）、今川了俊が九州探題となって下向した時の紀行文である「道ゆきぶり」によると、了俊は山崎（京都府乙訓郡大山崎町・大阪府三島郡島本町）・瀬川（大阪府箕面市）・小屋野と進み、武庫川を渡って打出の浜・蘆屋の里（ともに芦屋市）・

御影の松原・生田川を経て、湊川に到着している。

下って応永二十六年（一四一九）、寺領周防美和荘（山口県光市）から海路運ばれてきた年貢を兵庫津で受け取るために下向した京都東寺の使者が、その間の諸費用を記録した「周防国美和荘兼行名年貢請取雑用帳」（『教王護国寺文書』巻三）によると、彼らは昆陽を経由して西宮の旅籠で一泊、その後御影を経て兵庫の旅籠に到着している。なお、帰路も同じルートを使っているが、その途上「海そく（賊）の時　さけ」という費目があって、海賊に遭ったらしいこともわかる。記事の書かれている場所から、これは御影～西宮間、すなわち本庄地域あたりでのことであったらしい。また、時代順は逆になるが、明徳二年（一三九一）、寺領周防仁井令（山口県防府市）の年貢を兵庫津に受け取りに来た奈良東大寺の使者も、山崎・瀬川・西宮を経て兵庫の旅籠に宿泊していることがわかる（「仁井令年貢結解状」『大日本古文書　家わけ十八　東大寺文書之十六』）から、これも東寺の使者と同様のルートをとったと考えられる。

以上の史料を見る限り、本庄地域周辺での山陽道のルートは、西宮から芦屋を経て、海岸沿いに魚崎・御影を通って兵庫津へ向かうものであったらしい。とすれば、深江地区や青木地区あたりを通過していった可能性が高いことになる。恐らくこの道は、近世「浜街道」と呼ばれ、打出村（芦屋市）から浜辺（ほぼ国道四三号にそって）を通り、深江村や東青木村の中もしくは傍を抜けて御影・兵庫津へと至った道と重なるものであろう（現大日霊女神社の南側の道。『本庄村史』地理編・民俗編）。

では古代山陽道の推定ルート、すなわち現在の国道二号にほぼ一致する山寄りのルートは用いられなかったのか。決してそうではなかろう。「太平記」に見える山路城が楠木正成軍の兵庫津への進軍ルートを臨む山裾にあったと推定され（前節参照）、応仁・文明の乱の際、兵庫津に上陸した西軍の大内政弘軍が「摂津本庄山」で東軍と開戦したのは（後述）、本庄地域の山寄りを通るルートが軍勢の進軍ルートであったことを示していよう。また、このルート上にあたる本山中町（中野・森・小路・北畑・田辺の各地区一部を町域とする）の国道二号北側にある通称「国道地蔵尊」境内には、付近から寄せ集められた五輪塔や石仏が多数存在し、中には永正十四年（一五一七）・同十七年、天文二十一年（一五五二）などの中世の銘をもつ一石五輪塔もある（鈴木武一九九三）。これらは本来、道筋に亡者の回向と往来する人々の道中の安全を願って立てられたものであろう。以上から、中世、古代以来の山寄りのルートも用いられていたと考えてよいと思われる。そしてこちらもまた、本庄地域を抜

写真―12　「国道地蔵尊」境内にある永正14年の銘のある一石五輪塔

写真―13　同じく永正17年の銘のある一石五輪塔

一端をうかがうことができる。

たとえば、東寺の使者は、西宮から兵庫津への途上、草鞋を買い、御影では茶・茶の子（茶菓子）代を支払い、昼飯を食べ、酒も飲んでいる。また、こちらは史料の表記上、場所ははっきりしないが、東大寺の使者もやはり道中で藁沓（草鞋）を買い、「天神ノ森ニテヒルヤスミ」として銭十文を支出している。右のうち、茶・茶の子については、世宗二十五年（嘉吉三年＝一四四三）に朝鮮王朝の日本通信使の一員として来日した申叔舟が、国王成宗の命により、日本と琉球の国情、通交の諸制度、通交者の実態等を記した「海東諸国紀」に、日本の習俗として「人は喜びて茶を啜る、路傍に茶店を置きて茶を売る、行人銭一文を投じて一椀を飲む」とすることからして、これも茶店（屋）で飲み食いしたものであろう。すなわち、本庄地域周辺の山陽道に、茶店や、草鞋を買ったり昼食を取ったりする場所があったということになる。

また、右に述べたのは海岸沿いのルートになるが、山寄りのルートでは、田中地区が街道に沿った集落となっており、その一部、住吉川左岸にかつて「片町」という町場らしき地区があって、江戸時代には茶屋があった（『本山村誌』）ことが気になるところである。「片町」の名の初見は明暦三年（一六五七）や寛

山陽道交通の繁栄と本庄地域

以上、中世山陽道が二つのルートで本庄地域を横切っていたらしいことが確認できた。水陸の交通の結節点である兵庫津の繁栄は、この二つのルートによって陸路で京都方面とを往返する人や物資を増加させたのではなかろうか。

残念ながら、これを実証するのはなかなか難しいのだが、先に挙げた、東寺と東大寺の年貢受け取りの使者の事例に、そのけていくものであった。

文七年（一六六七）の「摂津名所地図」（いずれも神戸市立中央図書館蔵）などまで下るが、天文二年（一五三三）創建という浄土真宗安念寺がもとこの地にあったと伝えるから（『武庫郡誌』・『本山村誌』）、あるいは「片町」（の前身）は中世後期にさかのぼり、右に見たような機能を備えていたのかも知れない。

ともあれ、こうした街道沿いにおける旅人の接待機能の充実は、山陽道を往来する人々の増加に応じたものと見て誤りはないだろう。また、先に紹介した、東寺の使者が海岸沿いルートの御影付近で海賊に遭ったという話も、街道の繁栄を裏面から示すものとみてよいと思われる。

そして、この道を行き来したのは、右の年貢受け取りの使いの他、在京の守護の屋形（屋敷）と分国を往復する守護の被官人たち、年貢の納入や領主との交渉に向かう百姓たち、「兵庫北関入船納帳」に見たような、兵庫津に集まる様々な商品を運ぶ商人たち、宗教者や芸能民…と様々であっただろう。詳しくは明らかにはできないが、こうした人々とその往来が、本庄地域にさまざまな富や情報、文化をもたらし、地域の動向に大きな影響を与えたことは疑いあるまい。

応仁・文明の乱と本庄地域

既に文安四年（一四四七）の山路荘をめぐる事件のところで述べたように、嘉吉の乱後の将軍不在状況のもと、重臣間の派閥抗争で幕政が不安定化するとともに、幕府の統制の弱化が守護による寺社本所領の侵略を招くなど、室町幕府―守護体制による秩序は大きく揺らいでいった。このような中で文安六年四月に八代将軍に就任した義政は、康正元年（一四五五）頃に政務の主導権を握ると、長禄二年（一四五八）頃から積極的な寺

写真―14　寛文７年（1667）の「摂津名所地図」（神戸市立中央図書館蔵）に描かれた「かた町」　住吉村の集落の東、住吉川を渡ってすぐのところに集落が描かれている。

社本所領回復策をとるなど、幕府権力の再興をはかるものの、結局挫折し、室町将軍の求心力は全く衰えた。そしてこれと、派閥の一方の領袖であった畠山家の相続争いによる義就派と弥三郎（その死後は弟政長）派への分裂とを契機に、重臣間の新たな対抗関係が表面化し、合従連衡を経て、やがて幕閣内に細川勝元と山名宗全（持豊）を首領とする二つの陣営が形成されていった。結果、応仁元年（一四六七）五月、京都を舞台に細川派（東軍）と山名派（西軍）があい争う内乱が勃発する。応仁・文明の乱である。

乱の勃発にあたっては、西摂を代表する国人で勝元被官の池田氏が、それ以前より上洛していたことが知られ（「後法興院政家記」応仁元年五月十六日条）、軍記「応仁記」は、吹田氏・三宅氏・茨木氏・芥川氏等数多くの摂津国人が、やはり勝元方として緒戦より参戦していることを記している。これより見て、乱当初より摂津国人衆の多くが上洛し、東軍兵力の一つの中心をなしていたらしい（熱田一九九五）。史料では確認できないが、先の中嶋氏のような、本庄地域周辺の土豪たちの中にも、これに加わった者がいたかもしれない。

さて、戦況は当初幕府を押さえた東軍が優勢であったが、西軍も懸命に支え、次第に泥沼化の様相を呈し始めた。よって開戦後も上洛を目指す武士は多かったから、西国方面から山陽道を陸路上洛するルートをとり、本庄地域を通っていった者も少なくなかっただろう。もっとも開戦初期は、これに伴う事件などを伝える記録は見えず、当地は比較的平穏だったようである。

しかし、開戦から二カ月ほどを経た七月、戦況を大きく展開させるとともに、本庄地域にも大きな影響をもたらす事態が起こる。西国の大守護、大内政弘の西軍方としての参戦である。乱前周防・長門・豊前・筑前四カ国の守護であった政弘は、これにその勢力圏の筑後・安芸・石見の兵力を加え、さらに河野通春の伊予の兵船を併せて五〇〇艘にのぼる大船団を編成。瀬戸内海を東へ押し渡り、七月二十日、兵庫津に上陸したのである。これに対して細川勝元は、池田氏ら摂津国人たちを帰国させるとともに、播磨・美作・備前守護赤松政則や和泉守護細川持久（勝元の一族）らにも命じて、摂津で大内軍の上洛を阻止せんとした（「後法興院政家記」応仁元年八月二十四日条）。

大内軍は八月三日に兵庫津を出発、山陽道を東上すると、この日まず「摂津国本庄山」で東軍と開戦、これを破った（応仁元年「大内政弘感状」『大日本古文書　家わけ十四　三浦家文書』）。この本庄山は、戦国時代以降本庄、芦屋庄、西宮社家郷の間で争われた著名な山論の舞台となった場所の一つで（第四章参照。

寛延三年「山論裁許状」『新修芦屋市史』資料篇二）、かなりの高地であるが、山陽道の山寄りルートが眼下に見渡せる地である。加えて、前節で見たように、この付近には、中世以来、山陽道（西国街道）から分岐し、六甲山越えで湯山（有馬温泉）に通じる交通路が通っていたらしいので（口絵写真）、本庄山はこのルートを押さえるのにも適した地であったことになる。このように、本庄山は交通路をにらむ要衝であり、よって東軍の布陣場所となっていたのだろう。

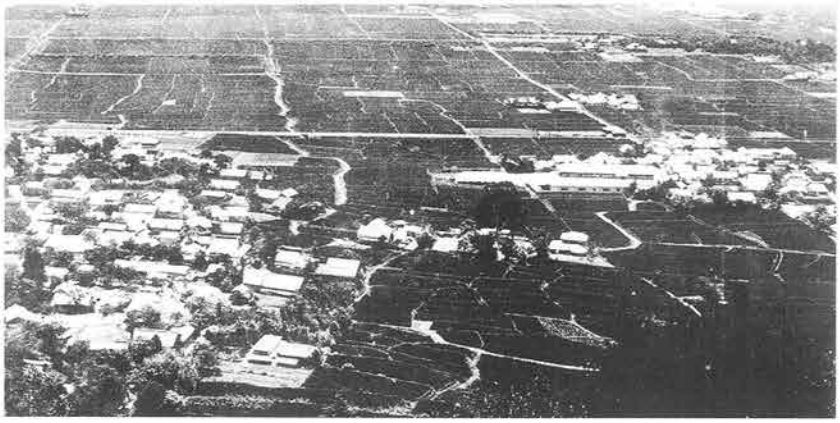

写真―15　保久良山からみた明治後期の本庄付近　手前左は北畑。街道がよく見える（北畑財産区提供）。

　こののち大内軍は、四日には越水（西宮市）、十日には難波・水堂（尼崎市）と次々に東軍の防衛線を突破して山陽道を東上、八月下旬には京都の東寺に着陣した。大内軍の到着で西軍の士気はあがり、京都周辺での戦局を盛り返した。大内氏は、翌応仁二年正月早々には、本国の周防から援軍を兵庫津に迎えて摂津の攻略を始め、同月下旬には殆どの郡を支配下に入れた。さらに七月には、東軍が死守していた交通上の要衝・椋橋城（豊中市）を陥落させることにも成功している。このような大内軍の猛勢を受けて、摂津国人の多くは同氏方に寝返り、応仁三年＝文明元年（一四六九）なかばには、尋尊が「摂州大略大内方に責め取るとうんぬん」と記すごとく（「雑事記」同年七月十三日条、以下同記は日付のみ記す）、摂津はほぼ大内氏の領国と化していた。本庄地域も、同氏の支配に置かれていたのだろう。

乱の展開

　しかし、この年、文明元年（一四六九）十月十六日、西軍の領袖山名宗全の息子ではあるが、一族中唯一東軍に参じた山名是豊（備後守護）が、赤松政則の老臣赤松政秀と協力して兵庫津を攻め、三日にわたる攻防の末、当時兵庫津を占領していた大内方の問田弘胤の軍を破った。この時池田氏を池田城（大阪府池田市）に囲んでいた大内軍の主力は、敗報を聞いて政弘の本陣のあった摂津中島（大阪市内）に撤退・集結している。な

お、兵庫津攻めの際、是豊軍は「兵庫本来住人」以下をことごとく断頭したと言われ、家領であった福原荘（兵庫区）に下向し兵庫津の禅刹・福厳寺に滞在していた（兵庫津は同荘内にあった）尋尊の甥・権大納言一条政房も、巻き添えを食って東軍の兵の手に懸かり、非業の最期を遂げた。また、兵庫津に設けられていた南北両関以下、寺院・在家は悉く焼失したとも伝えられ、津が壊滅的被害を蒙ったことがわかる（文明元年十月二十一日条、十一月十一日条等）。これにより、兵庫津は瀬戸内海航路のターミナル港や明船・遣明船の発着港としての地位を和泉堺に奪われることとなるのである。

是豊は、この戦功により「兵庫五ヶ庄」を拝領したが（後に見るように、これは地頭職らしい）、中島に集結している大内軍の主力を討つため、いったん兵庫を後にした（文明元年十一月十八日条）。しかし、十二月十九日の神崎城（尼崎市）包囲戦に失敗し、結局大内軍の摂津からの掃討は果たせなかった。とはいえ、これで大内氏の摂津支配が安定した訳ではない。翌文明二年五月、同氏の老将仁保弘有と山名政豊（宗全の嫡孫）らが、細川勝元の誘いに応じて中島の本営を脱出、四天王寺（大阪市天王寺区）を占拠して東軍の陣とするという事件が発生、以後主に現在の尼崎市以東～大阪府北部にあたる地域で、東西両軍の一進一退の攻防が繰り広げられた。

一方、本庄地域を含む神戸市周辺の情況については不明なところが多いが、文明元年に山名是豊が得た「兵庫五ヶ庄」（兵庫上・中・下荘〈兵庫区・長田区・須磨区にわたって存在した荘園〉、福原荘、輪田荘〈兵庫区〉か）については、文明四年、福原荘の地頭職を将軍義政により召し上げられたため、是豊の代官が腹を立てて兵庫を退いたと見えるので（同年九月十日条）、現在の西神戸一帯に関しては、この頃までは是豊の勢力が残っていたようである（なお、是豊自身は文明三年四月に備後に下向している）。

しかし、文明六年には兵庫南関を興福寺に安堵する旨を記した制札が大内氏から出され（同年六月二十七日条）、文明七年には、二月に勅願三十講の始行にあわせて「山道講」（大般若経会のことか）に関する命令が出されようとしたが、「供料の事大内押領」によりとりやめとなる一方（同年二月十二日条）、翌三月、大内氏が福原荘の代官を申し付けて誓約書を進上すると尋尊に書状を送っている（同年三月一日条）。以上から、遅くとも文明六年以降は、本庄地域を含めた現在の神戸市域の大半が、大内氏の支配下に置かれていたと思われる。

さて、開戦以来、東西両軍の戦闘は畿内を中心に、四国、南

九州、および越後・信濃・駿河以東を除くほとんどの地方で繰り広げられたが、摂津での戦い同様、戦況は膠着状態に陥っていった。そこで両軍は、互いに相手方分国での反乱を工作したりもしたが、事態打開の決定打のないまま、文明四年に入ると、山名宗全と細川勝元との間で和議の動きが起こった。これは不成立に終わったが、翌五年には、宗全・勝元が相次いで病死し、それぞれ政豊・聡明丸（のちの政元）が跡を継ぎ、この年末、将軍職も義政から義尚へ譲られた。この情勢を受けて、両軍の間で和睦の動きが進み、翌六年四月、山名政豊と細川聡明丸の間で正式に和議が結ばれるに至った。ただし、これは両家の単独講和にとどまり、畠山義就・大内政弘ら西軍の主戦派は和睦に反対し、東軍に対峙し続けた。大内氏がこの間も神戸市域を支配下に置いていたことは、先に見た通りである。

これに対し、文明九年六月二日頃、細川政元の内衆薬師寺与次が、三〇〇人ほどの軍勢を率いて山路荘に打ち入り、大内方と合戦に及んだ。この戦いでは大内方が敗退して中島に逃れ、湯山辺から六、七里の間は悉く細川方になった、という。なお、これを尋尊に伝えたのは松林院主の兼雅であった（同年六月六日条）。ここから、山路荘が東西両軍の前線の一つとなっていたらしいことがわかる。尋尊がわざわざ「湯山辺から」うんぬんと記していることから、薬師寺軍が先述の六甲山越えルートで進軍してきたのではないかと想像をふくらませてしまうが、それはともあれ、右の事実は、「太平記」に見える山路城の存在（前節参照）や、応仁元年の大内氏の上洛の際、「本庄山」が合戦の舞台となったことも無関係ではなく、本庄地域が西摂の戦略的要衝であったことを示していよう。またそれゆえに度々の戦禍を被ることにもなったのである。

応仁・文明の乱は、この事件の後の文明九年九月に畠山義就が河内へ下向し、十一月には大内政弘をはじめとする残る西軍の諸将が一斉に帰国したことで、一応終結にいたる。摂津はようやく大内氏の軍事占領を脱した訳であるが、乱での中心的な戦場となったことで、その爪痕は大きかったと思われる。それは、戦争による人的・物的被害はむろんのこと、戦乱の中、東西両軍による人夫や兵粮・戦費の賦課・収奪が行われ、さらには、これに乗じた守護被官や国人等による寺社本所領の押領（土地や年貢・公事の略奪）が進んだであろうということでもある。尋尊は、摂津は紀伊・越中・和泉と並んで、「国中乱るるの間、年貢等の事是非に及ば」ない国の一つにあげている（文明九年十二月十日条）。

乱後の動向

これに対し、前将軍義政は、翌文明十年（一四七八）三月から、戦後復興策として寺社本所領還付政策に乗り出した。摂津守護細川政元も、文明十四年三月、管領畠山政長・西成郡守護細川政国（持賢の養子）とともに京都を出陣、寺社本所領の返還命令を拒否する一揆を結んでいた茨木氏・吹田氏などの国人たちを鎮圧している（同年閏七月十二日条・十月十六日条）。しかし、政元にとって、その主たる目的は、寺社本所領の回復よりも、先に河内に下向した畠山義就に内応し、自身に対抗する国人の圧伏・排除そのものにあったらしい。そして政元はこれ以後も、他氏に一味する国人（奉公衆も含む）や土豪を自己の被官に取り込むか排除するという手段により、被官関係を自らに一元化することで、分国摂津の領国化を押し進めていく。

応仁・文明の乱により、守護在京制が崩壊し、殆どの守護が分国に下国・定住してその領国化を進めていったが、政元も目指すところは基本的には他の守護と同じであったといえる。ただ、政元の場合、他と異なるのは、摂津・丹波の両分国を確保するには京都にとどまるのが最適であったがため、在京を貫いたこと、加えて、右の両国の支配の安定化のため、畿内一円で領国化を展開したことである（末柄一九九二）。そしてこれが、後の大きな政変の伏線となってゆくことになる。

ところで、右の文明十四年の摂津出陣に関わって作成されたと考えられる、「摂津国社領并人給分等注文」「摂津国寺社本所領并奉公方知行等注文」という二通の文書が残されている（『大日本古文書　家わけ二十一　蜷川家文書之二』）。前者には石清水八幡宮領・春日社兼興福寺領・鴨社領・北野社領と、赤松葉山三郎・武藤孫次郎・安東平右衛門尉（いずれも近習・走衆などの将軍側近）の知行地が、後者には京都の五山系の禅院を中心とした寺社や関白家（近衛家）・一条家・九条家などの公家、および幕府奉公衆の所領が書き上げられている。いずれも下に「当知行」（現実に支配できていること）か、その逆の「不知行」が記されており、幕府にとって回復すべき摂津の寺社本所領及び将軍直臣の所領等の情況を記したものと思われる。ただし、これらに見えるのは、史料で確認できる摂津の寺社本所領等のすべてではないから、これ以前幕府に回復の申請があったものをとりまとめて現況を確認したということかも知れない。そして、このうち前者の「春日社兼興福寺領」に「不知行」として書き上げられた中に「山道加納庄」が見える。山路荘は、応仁・文明の乱中の大内氏の占領を脱したのちも、いずれかに押領されていたのであった。あるいは代官と推定される若槻氏

かと思われるが、明証はない。

なお、右の二つの史料には、山路荘以外にも、本庄地域が含まれる菟原郡関係の所領が散見される。掲出してみると、都賀荘（東南部を除く灘区域）が赤松葉山三郎の知行地、同荘内の下司・公文名と摩耶山（忉利天上寺）別当職・宝泉寺（灘区原田地区にあった寺院）領田畠が相国寺富春軒領、徳井時枝（荘）（灘区東南部と東灘区の一部）が武藤孫次郎の知行地、葺屋荘（中央区の旧葺合区域）が伏見大光明寺領となる。このうち徳井時枝荘は、当時北野社領としても確認できる（武藤の知行地との関係は不詳）他、ここには見えないものとして、芦屋荘（芦屋市）は北野社領、院政期に山路荘と相論を展開した今南荘（第一節参照）は、公家の飛鳥井家領となっていたことがわかっている（若林泰一九八七）。以上から、山路荘も含めて菟原郡域は、いわゆる寺社本所領に加えて、御料所（幕府直轄領）に準ずる将軍直臣や五山系禅院の所領がそのほとんどを占めていたことがわかる。これは、この地域の大きな特徴と考えてよいと思われる。

さて、義政の寺社本所領還付策展開中の文明十年（一四七八）、山路荘以下の摂津の春日社兼興福寺領を、押領者を排除して興福寺に引き渡すよう、摂津守護代薬師寺元長に伝える幕府の命令が発給された（文明十一年正月二日条）。しかし、文明十四年の頃のものと覚しき「摂津国社領并人給分等注文」に山路荘が「不知行」として見えたように、この命令は実現されなかったらしく、文明十二年には、興福寺の学僧である学侶たちが、山路荘の年貢が到来していないので、究明するため勅願三十講を延期するよう尋尊に申し入れている（同年三月二十一日条）。いったい、松林院が全面的に管轄していたはずの山路荘の年貢について、学侶がその究明を行うとはどういうことであろうか。実は、次のような事態が起こっていたのである。

松林院と伊勢氏

時代が少しさかのぼるが、応仁・文明の乱勃発後の応仁二年（一四六八）十一月、興福寺の学侶・六方（六方は学僧のうちの若衆）は集会を持ち、「松林院の事、近日毎事正体なし」として、今のままであれば断絶しようからと、以後の院領の売買を停止する旨を決議した（同年十一月二十七日条）。「正体なし」とは、要するに経営破綻ということである。これは、当時の院主兼雅自身に院と所領の経営能力が欠けていたのかもしれないが、乱の勃発で院領や大乗院から預所・給主職等を給与されていた荘園の押領をうけたことも大きいだろう。そして翌月には、学侶たちが「松林院坊領」の「再興」にあたることになったの

図―7　伊勢氏と松林院院主の略系図

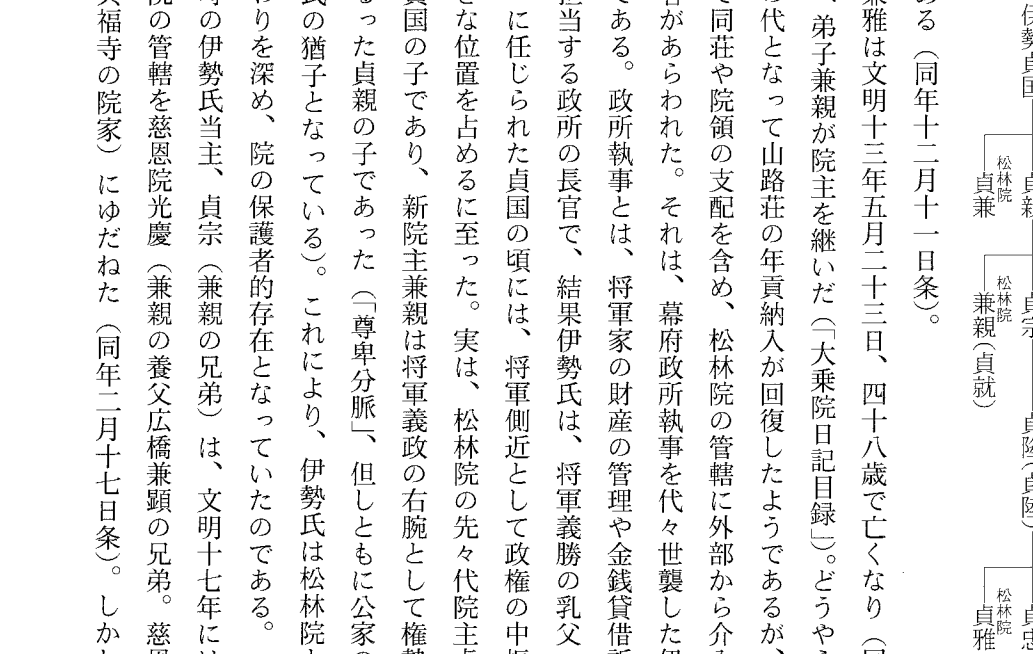

である（同年十二月十一日条）。

兼雅は文明十三年五月二十三日、四十八歳で亡くなり（同日条）、弟子兼親が院主を継いだ（「大乗院日記目録」）。どうやら兼親の代となって山路荘の年貢納入が回復したようであるが、ここで同荘や院領の支配を含め、松林院の管轄に外部から介入する者があらわれた。それは、幕府政所執事を代々世襲した伊勢氏である。政所執事とは、将軍家の財産の管理や金銭貸借訴訟を担当する政所の長官で、結果伊勢氏は、将軍義勝の乳父（養父）に任じられた貞国の頃には、将軍側近として政権の中枢に大きな位置を占めるに至った。実は、松林院の先々代院主貞兼は貞国の子であり、新院主兼親は将軍義政の右腕として権勢をふるった貞親の子であった（「尊卑分脈」、但しともに公家の広橋氏の猶子となっている）。これにより、伊勢氏は松林院との関わりを深め、院の保護者的存在となっていたのである。

時の伊勢氏当主、貞宗（兼親の兄弟）は、文明十七年には松林院の管轄を慈恩院光慶（兼親の養父広橋兼顕の兄弟。慈恩院も興福寺の院家）にゆだねた（同年二月十七日条）。しかし状況は変わらなかったため、同十九年（＝長享元年）に学侶が再び院領の管理に乗り出そうとするが（同年六月二十八日条）、貞宗は、それを退けて松林院被官の辻子観乗房を代官とした（長享二年＝一四八八＝正月三十日条）。これに対し翌長享二年には、「山道庄大般若布施物（供料）」を観乗房が無沙汰したので御願（勅願三十講と大般若経会か）を延期する、と学侶が訴えている（同年三月二十四日条）。また、延徳二年（一四九〇）に貞宗から長子貞陸に政所執事職が引き継がれると、同三年、いったん学侶は松林院を管理下におくが（同年十月二日条）、貞陸はそれを退けて大和の有力国人・古市氏に申しつけた（同年十二月二十七・二十九・三十日条）。するとその翌年には、山路荘からの布施物を古市氏が「押し留」め、結局未納のまま、二月に予定された勅願三十講（と大般若経会）は六月になって行われるという事態になっている（延徳四年二月二十四日条・六月十日条、「蓮成院記録」延徳四年六月条）。なお、右の諸史料からもわかるように、乱後には、山路荘の年貢は大般若経会だけでなく、勅願三十講の供料ともされていたらしい。これは、同講の料所であった越前坪江荘が、応仁・文明の乱で戦場になったのに加え、朝倉氏によって半済とされた（文明四年十月十三日条、『福井県史　通史編2中世』）ことによるかと思われる。

このように、兼親の院主継承以降、伊勢氏と興福寺学侶の間で、松林院とその所領の管轄をめぐるさや当てが繰り広げられた。そして、明応二年（一四九三）、伊勢氏が古市氏に松林院から手を引かせてその管轄を興福寺に申しつけ、あわせて貞就（兼親から改名）の隠居を前提に弟子として貞陸の息子（のちの貞雅）を松林院に入室させることで、ようやくこの確執に決着がついた（同年十一月二十九日条）。結局、伊勢氏をこれに深入りさせたのは貞就であったのかも知れない。

「山路荘の代官」の項で挙げた、貞陸に納める山路荘の年貢の額を若槻方に申し定めたという史料はこの時のもので、いささか情報が錯綜していたのだろう。これ以後、山路荘の年貢が到来したとして、学侶が勅願（勅願三十講と大般若経会か）を始行するよう尋尊に要求する例が確認出来る（明応七年七月十九日条）。すなわち、山路荘（及び松林院領）は、興福寺（学侶）の管轄下に置かれることに定まったのであった。

戦国時代へ

以上、応仁・文明の乱後の山路荘の支配をめぐる動向を見てきた。こうした中、山路荘現地の様子を伝える注目すべき記事が「雑事記」文明十六年（一四八四）二月二十日条に見える。

今月十日、福原庄と山道庄公事出来、合戦に及ぶべしとうんぬん

すなわち、山路荘と福原荘の間で公事＝相論が発生し、合戦に及ばんとしている。福原荘は、既に言及したように、尋尊の実家である一条家の所領であるが、文明二年に当主一条兼良から、領主権は保持したまま春日社・興福寺造営料所として寄進されている。そして、この事件の発生する前年の文明十五年までは、守護細川政元の内衆香川氏が代官となっていたが、年貢を弁済しないため、同年十月、当主冬良（兼良の子）が政元と直談判の上、現地の引渡しを認めさせた（同年十一月六日条）。ところが香川が引渡しを拒んだことで、同年末、冬良は自ら支配を行うべく現地へ下向した（同十六年正月二日条・十一日条、「後法興院政家記」同十五年十二月二十八日条）。右の事件はこれに関わって尋尊に伝えられてきたのである。

さて、この相論の詳細はわからないのだが、合戦に及ぶという以上、この「山道庄」とは単なる支配や所有の単位ではなく、主体的に行動する人的集合体を指すということになる。これは、山路荘が荘園の名を残しつつも、実態としては領主の収取のための枠組みから、自治的な住民結合組織へと変貌を遂げていることを示唆するものである。先に、中世後期に生まれてきた村を単位とする自治的な結合を「惣村」と呼ぶとしたが、それに対し、このような中世前期以来の荘園を単位とする結合は、当

時より「惣荘」と呼ばれた。史料的な限界から、山路荘の「惣荘」の実態は明らかに出来ないが、相論の相手側の福原荘に関しては、冬良の下向に際し、荘内の「百姓共」が「御礼」を申し入れ、香川氏の代官時代「孕み置いた」（自分たちのもとに留め置いた）という年貢の納入について、冬良の執事松殿忠顕と交渉していることがわかり（文明十六年二月二十日条）、こうした「惣荘」を構成する住民たちの主体性の一端をかいま見ることが出来る。前項で、山路荘の年貢納入が回復したのち、度々年貢の未納・遅延の問題が起こっていることを見たが、これも単に松林院領の管轄者が年貢を留め置いているということではなく、右のように変貌した山路荘の住民たちが、より主体的に領主あるいは代官と対峙するようになったことの反映かも知れない。事実、興福寺学侶と伊勢氏との確執決着後の明応六年（一四九七）にも年貢遅延が見える（同年三月十六日条）。

そして、「雑事記」が、以後この相論の詳細と決着を記さないことは（冬良は文明十七年四月まで在荘）、これが山路・福原両荘を含む地域社会内で自律的に処理されたことを示唆するものである。このように、中世後期の地域社会は、荘園制の枠組みを残しつつも、「惣村」や「惣荘」の主体的な活動と、それらの織りなす関係を中心として展開されていく。本庄地域周辺においても、戦国時代になると、こうした地域社会の様相が、山の入会や水利をめぐる争い、武士勢力との対抗などの中でより明確になる。これについては、次節で詳しく述べられるであろう。

正寿寺の伝承

本節の最後に、室町時代末期の本庄地域の様相を伝える伝承を紹介しておこう。それは、深江地区の正寿寺にまつわるものである。すなわち、同所の小字薬

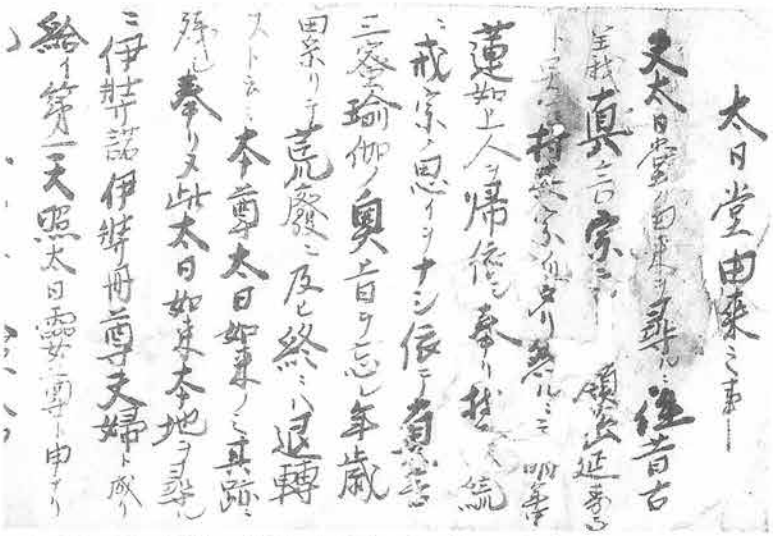

写真—16　近世の「深江由緒書」（永井正治家文書）に記載された蓮如の布教活動の記述

王寺及び堂の後には、もと大日如来を安置する同名の真言宗の寺があり、それを中心に「薬王寺旦家」という集落があった。そしていま一つ、小字池の下にあったのが、永井氏の屋敷を中心とする永井屋敷という集落である。後者にあたると考えられるものは「深江由緒書」（永井正治氏文書）では「上永井ノ辺リニ聊サカ六、七軒ノミ」とされているから、永井氏に仕える人々の屋敷があったということではなかろうか。そして、文明年間（文明十三年とも）の本願寺八世蓮如の布教の際、時の薬王寺住職観空はこれに帰依して浄土真宗に改宗、寺を延寿寺と改名し、本尊も阿弥陀如来とした。のち、寛永十年（一六三三）に寺は現在の正寿寺の地に移り、二つの集落は合体して深江村となった。これに際して土地の永井三左衛門が出家、空照と号して寺を継ぎ、名を永井山正寿寺道場と改めたという（『武庫郡誌』・『東灘歴史散歩』。また、『本庄村史』地理編・民俗編ではこの伝承にあわせて「深江由緒書」の伝える異説を紹介）。なお、ここでは永井氏は二つの集落の合併以後寺と関係を持つようになったようにも見えるが、天文年間（一五三二～五五）に永井氏出身の僧正福が本願寺九世実如の裏書のある阿弥陀像を安置したとの寺伝があり（『本庄村史』地理編・民俗編）、これが真実なら関係はそれ以前からのものになる。

さて、この伝承は、いかに評価すべきであろうか。第一に、当時の深江の集落のあり方についてであるが、「永井屋敷」に関しては、先述のように、永井氏を中世土豪＝地侍として良ければ、土豪の屋敷（居館）の廻りにそれに仕える人々＝被官層の屋敷が存在するという景観は、中世の土豪の居館においてしばしば見られるものである。また、「薬王寺旦家」に関しては、まず、小字薬王寺及び堂の後付近に室町時代寺院が存在したことは、小字名に加えて、この付近、現在の深江北町四丁目に室町時代の板碑や一石五輪塔が遺されていること（『本庄村史』地理編・民俗編）からもほぼ間違いあるまい。そして、信仰を通じた村びとの結集の核となった鎮守や寺院を中心に集落が作

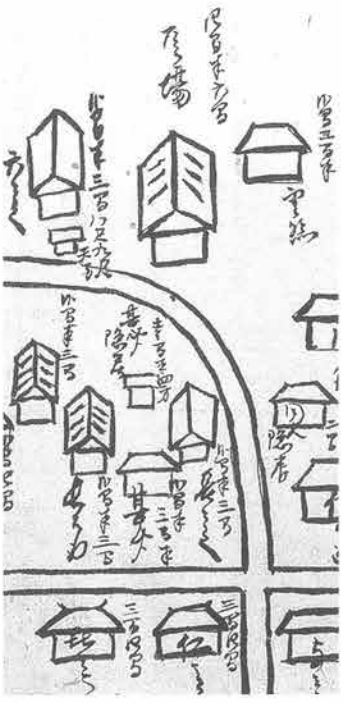

写真―17　江戸時代の絵図に描かれた正寿寺。「道場」と記されている。屋根に模様が入っていて他の民家と区別されている。瓦葺き建物か（神戸深江生活文化史料館蔵）

られることは、これも中世一般的に見られた現象である。以上より、当時の深江の集落がこの両者から成っていたというのはありえない話ではないことを指摘しておく。両者がやや離れて別に存在していたというのは、永井氏と他の村びとの微妙な距離を象徴しているのかも知れない。

一方、真宗の問題についてはどうか。まず、この時期、本願寺教団の中興の祖として著名な蓮如が、本庄地域周辺を訪れたことは史料では確認できない。また、当地付近には、深江地区のみならず中世後期の開基を伝える真宗寺院が数多いのだが、それらの開基年を見ると、無量寺（青木）・西林寺（西青木）はそれぞれ天文八年（一五三九）・元亀二年（一五七一）（『本庄村史』地理編・民俗編）、円光寺（小路）が天文十三年、安念寺（田中）が天文二年（『武庫郡誌』）とされ、これらに比べると正寿寺の改宗年は時期的にやや早いという感がある。

ただし、蓮如は、文明七年（一四七五）、本拠としていた越前吉崎（福井県あわら市）を発ち、若狭小浜（福井県小浜市）から丹波・摂津を経て、河内国茨田郡出口村（大阪府枚方市）に草坊を建立、ここを拠点に摂津・河内・和泉方面への布教に取り組んだことが知られている（『兵庫県史』第三巻）。実際、蓮如の手による文明九年三月の「御文章」には「ソモ〳〵イニシヘコノゴロノアヒダニヲヒテ、摂津ノ国・河内・大和・和泉・近江五ケ国ノウチニ仏法者ト号スルナカニ、当流法門ヲ讃嘆シ行者ヲ勧化スルトモガラヲミヲヨブニ、サラニモテワガ一心ノウヘニ当流正義ヲクハシク分別セズシテ（下略）」と見え、この時期の摂津周辺における真宗門徒の増加が読み取れる。加えて、かつての山路荘内にあたる横屋地区に、文正二年（一四六七）の銘のある一石五輪塔が遺され、願主名に「禅尼」を付するところから、造立者は真宗系の者と考えられている（鈴木武一九九三）。これに従えば、蓮如の畿内帰住以前からも門徒がいたことになる。以上より、蓮如の来訪や寺の改宗はさて置き、真宗の教線が室町時代末期頃には本庄地域周辺に及んでいることは事実とみてよいだろう。なお、蓮如は布教にあたって、「坊主と年老（としより）と長（おとな）」をまず門徒とすることを目指したことで知られており、右の伝承及びそれを補足する寺伝が、「年老と長」、すなわち惣村の指導者層に該当する永井氏との関係に触れることも注目されるところであろう。

いま、正寿寺にまつわる伝承を二つの点から検討してみた。結果、この内容をそのまま事実とすることは出来ないが、深江地区に関わる何らかの歴史的事実を反映して生みだされたものと評価しておきたい。

五節　戦国時代の本庄地域

明応の政変

南北朝時代、室町時代の本庄地域を含む摂津国は、第三節、第四節でみてきたとおり、細川惣領家として管領や摂津守護となった細川京兆家（第四節参照）の支配を受けてきた。戦国時代についても基本的にはかわらない。そこでまずは、細川氏の動向に着目しつつ、戦国時代の本庄地域の様相を探っていこう。

延徳二年（一四九〇）正月七日、応仁・文明の乱の火種であった室町幕府八代将軍足利義政が病死した。義政から将軍の位を譲られた嫡子の義尚は、すでに前年の長享三年（一四八九）三月、出陣先の近江国鈎の陣（滋賀県栗東市）で病死しているため、将軍には義材が任じられた。義材とは、義政の弟で応仁・文明の乱では西軍として戦った義視の嫡子である。時に二十五歳。もっとも後ろ盾として父義視が実権を握っていたようだが、その義視も延徳三年正月七日に没する。奇しくも義政の没した丁度一年後であった。

後ろ盾をなくした十代将軍義材は、自らの地位を固め、己の権威を高める必要があった。そこで、前将軍義尚の遺志を継いで、近江の六角高頼を討つべく、延徳三年八月二十七日に出陣し、翌明応元年（一四九二）十二月に晴れて凱旋・帰京する。

そして休む間もなく、明応二年二月十五日、今度は、畠山政長の要請に従い、政長にとっては応仁・文明の乱以前からの宿敵・畠山義就の子、基家を討つべく、大軍を率いて河内国正覚寺（大阪市平野区）に出陣した（義就は延徳二年に没している）。ところが、その留守中の四月二十二日、時の管領で摂津・丹波守護である細川政元は、天竜寺香厳院の喝食※であった清晃を新将軍に擁立した。これが、細川政元を首謀とするクーデター、明応の政変である。清晃は、義政の弟で関東の堀越公方・政知の息子である。清晃は還俗して義遐、後に義澄と名乗り、十一代将軍となった。

喝食…禅寺で食事を知らせる役僧。室町時代には少年に美服を着せ垂れ髪にさせて長者の側に侍らせた。

河内に出陣中の諸大名や奉公衆のほとんどが戦線を離脱し京都に引き上げ、足利義材、畠山政長は、今度は追われる立場になった。閏四月二十五日、本陣であった正覚寺は開城し、政長は自刃、息子の尚順は紀伊国に没落した。義材は京都に護送され、軟禁状態におかれたが、脱出して起死回生の機会を狙って

いた。

これにより天下には二人の将軍が並立していることになり、幕府内も二分裂した。畿内の政局は混迷の途につくことになる。当然、本庄地域や、そこに住む人びとも、この勢力争いに巻き込まれることになる。

「魔法を行う」細川政元

細川政元とはどのような人物であろうか。政元は、応仁・文明の乱時の東軍大将・勝元の嫡子で、父の死後、摂津・丹波の守護職を継いだ。前述の明応の政変以降は、幕府の実権を一手に握った。

一方、「まほうをおこな」うとあるように（「細川両家記」）、「魔法」すなわち「修験道」に凝るあまり、女人禁制の生活をしていて実子がいなかった。そこで、関白九条政基の子聰明丸を養子とした。これが後の澄之である。ところが、政元は管領細川京兆家の家督は細川一門から迎えるべきだと思い直し、文亀三年（一五〇三）、阿波守護細川義春の子を養子として迎えることにした。これが澄元である。実は、政元は一族の政春の子高国も養子としていたので、澄之・澄元・高国の三人の養子が三つ巴となって、政元の後継者の地位を争うことになる。

政元の「魔法」による物狂いは、激しくなる一方であり、摂津守護代で京兆家内衆のひとり、薬師寺元一は忠言するが容れられず、永正元年（一五〇四）九月、政元を廃して澄元を擁立しようと、山城国淀の藤岡城で挙兵した。しかし、実弟薬師寺長忠や山城守護代香西元長らの攻撃をうけ、元一は捕らえられ、京都で切腹、薬師寺長忠が摂津守護代となった。

細川政元の暗殺

永正元年（一五〇四）十二月に、細川聰明丸は元服し、将軍義澄の偏諱を請い、澄之と名乗った。一方、永正三年四月、細川澄元が阿波から上洛した。これにより、京都には政元の二人の養子澄之・澄元が顔を揃えたことになる。細川京兆家の家督、摂津守護職は澄元に、丹波守護職は澄之に与えられた。そして、若狭守護武田元信が丹後守護一色義有を討とうとして政元に援軍を要請したのにかこつけて、澄之を丹波に下向させた。その結果、澄之を京都から追い出してしまったことになる。

しかし細川京兆家の内衆で摂津守護代薬師寺長忠・山城守護代香西元長らは、細川澄元の後見人である三好之長の権勢が増すのを恐れた。そこで、澄之の擁立を企て、まず政元の近習をそそのかして、入浴中の政元を殺害させた。永正四年六月二十三日夜のことであった。そして翌日には、細川澄元邸を襲った。澄元は三好之長とともに、近江国甲賀に逃れ、七月に入り、細

川澄之が将軍足利義澄から京兆家家督を認められた。

ところが、それも束の間、八月一日には、もうひとりの養子・

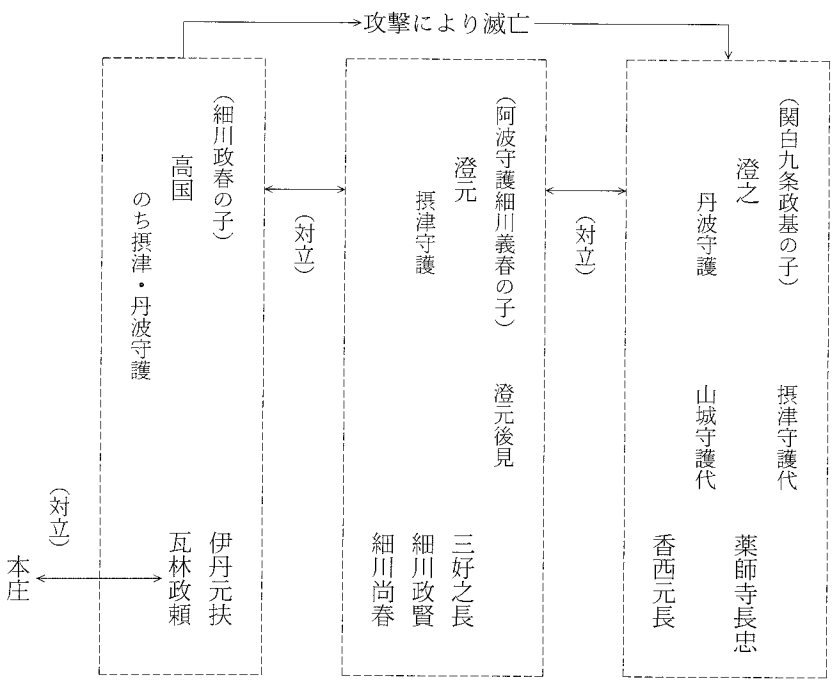

図―8　細川京兆家の三人の養子と家臣の対立の構図

細川高国が、淡路守護細川尚春らとともに、澄之を攻め、香西、薬師寺氏らともども滅ぼした。このとき澄之は十九歳であった。これをうけて、翌二日、細川澄元は近江から上洛し、家督を相続した。澄元も同じく十九歳であった。細川澄元の後ろ盾として実権を握ったのが、三好之長であった。

細川高国の登場

永正五年（一五〇八）四月、三好之長の専横に反発した伊丹元扶ら摂津や丹波の国人衆は、細川高国を擁立し、挙兵した。そして、澄元・之長を京都から追い出し、再び彼らは近江に逃げた。かわって、細川高国が入洛した。

前将軍義材は改名して義尹と名乗り、周防の大内義興を頼っていたが、この機に乗じて上洛する動きを見せた。孤立無援となった将軍足利義澄も近江国甲賀へと出奔した。

足利義尹は大内義興らとともに、和泉堺に到着、細川高国、畠山尚順らに迎えられた。六月八日に入京した義尹は、七月一日に征夷大将軍に還任された。実に十五年ぶりの還京であった。

細川高国も細川京兆家の家督相続者として任命され、右京大夫に任じられ、摂津・丹波の守護に補された。澄元方であった摂津の池田氏や芥川氏も没落し、畿内はほぼ高国によって平定されたことになる。こうして、以後、高国は政権の座を維持す

ることとなる。

「灘の深江」

永正八年（一五一一）七月、京都を追われていた細川澄元、三好之長は、播磨守護赤松義村を頼り、さらに一族の細川政賢や尚春らを率いる大軍とともに、和泉から京都へ迫った。そこで高国は、摂津の国人を差し向けたが、十三日、和泉深江（大阪府堺市）で高国方は敗れ、澄元軍は摂津中島（大阪市東淀川区）まで攻め上った。

このときの高国方の軍勢に、摂津の瓦林政頼がいた（「河原林」「川原林」という記載もあるが、ここでは「瓦林」に統一）。政頼は、摂津葦屋荘の城山に建つ鷹尾城を守っていた。

一方、澄元方の細川尚春は、兵庫に上陸し、灘方面に向かって東に向かって進み、本庄地域の「灘深井」（「細川両家記」）に陣取って鷹尾城の政頼を攻めようとした。この「灘深井」は「深江」の誤りである。まさに本庄地域を含む一帯が、この戦いの要となる戦場になったのである。

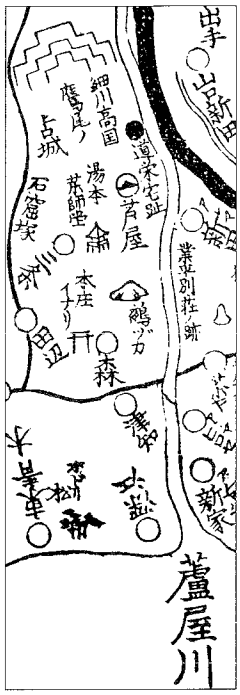

図―9　江戸時代の絵図に描かれた細川高国陣営の鷹尾城
（天保七年「摂津国名所旧跡細見大絵図」）

ここ「灘の深江」は、交通の要衝であった。しかも、江戸時代の史料ではあるが、庄屋役などをつとめた永井正治家に伝わる「深江由緒書」には、源義経伝説を伝えている。そして、院政期には、この地域を中心に港湾施設が整っていたものと推測される（第一節参照）。それは戦国時代になっても変わらず、港湾施設が整った交通の要衝として、機能していたものと推測できよう。

葦屋河原の戦いと鷹尾城の攻防戦

さて、細川高国も柳本、波多野、能勢、荒木など精鋭部隊を派遣し、七月二十六日には、葦屋河原で合戦が行われた。鷹尾城から政頼が参戦し、淡路守護細川尚春ら淡路勢は大敗してしまった。そこで澄元は播磨守護赤松義村に援軍を要請した。義村は八月に入り播磨を出立、おおよそ二万の大軍は、八日、九日と鷹尾城を取り巻き、猛撃を加えた。大軍を前にした政頼は、十日夜半、ひそかに城を放棄して、伊丹城に退却した。播磨勢は鷹尾城に火をかけ、さらに伊丹城を包囲した。

この鷹尾城をめぐる戦いは、高国・澄元両勢力の動向を左右

するものであり、京都の公家たちも注目していた。たとえば、公家の三条西実隆は、葦屋河原の戦いの翌日に、

抑摂州合戦昨日勝利得、尤珍重々々、自前太相国有此告、又雅業王来談、同前□□之基也、歓喜々々

と、前関白一条冬良から戦いの結果を聞いて、高国勢の勝利を喜んでいる。同様に、神祇伯雅業王とも語らっている。それは、まさに京都の公家にとっては、歓喜するところであったのだ（「実隆公記」永正八年七月二十七日条）。一方で、鷹尾城の落城を聞いて憂慮している（「実隆公記」永正八年八月十一日条）。

さて、この間、摂津中島に進出していた澄元軍は、大挙して京都に入った。八月十六日、足利義尹は、細川高国、大内義興らとともに、いったん丹波に逃れた。しかし、義尹らは、態勢を立て直して入京し、二十四日には京都の船岡山に依る澄元軍と一戦を交え、澄元らを京都から追い落とした。伊丹城を囲んでいた赤松義村率いる播磨勢も、包囲を解いて播磨国へと下向した。こうして船岡山合戦で勝利した細川高国が政権を握る。

葦屋河原の戦い前夜の本庄

「瓦林政頼記」には、葦屋河原の戦い直前の本庄地域が記されている。「瓦林政頼記」に従って、緊迫する本庄地域の様相をみていこう。

ナダノ内ノ本城(注)ト西宮トハ、多年不和ニテ度々取合ケルカ、俄ニ中直リケル、是ハ同心シテ彼城ヲサミセムカタメ也

と、「瓦林政頼記」にあるように、灘五郷では、長年不和であった本庄と西宮がにわかに仲直りをし、同心して鷹尾城を潰してしまおうとしていた。政頼が鷹尾城を構えることによって、戦争に巻き込まれることを恐れたのであり、それならば、まずは団結して妨害しようとしたのである。ここでも細川高国・澄元の内訌の影響をうけて、いずれかに味方しようとするものがあり、二手に分かれていたのである。そこで、細川高国は、灘の地侍に命じて、澄元贔屓の者たちを討たせようとしたが、彼らはためらって動こうとはしなかった。政頼に対する共同防衛の意識があったからであろう。

永正八年五月一日、この情勢をみた政頼は、鷹尾城から武士二〇人余りを派遣し細川澄元方の中心人物である「足高」という人物を討ち取った。足高は政頼の同族でありながら、澄元方であった。

さらに政頼は、本庄衆に対して、細川高国の命に従わず、その上討ち手に敵対した罰として、今後鷹尾城に外堀を作ったら、用水は樋で取水して掛けるように命じた。そのようなことにな

れば、田畠の用水が減って困るので、本庄衆としては、到底受け入れられない。そこで五月六日、本庄衆は、灘五郷の衆を集め、大挙して鷹尾城を攻撃した。

一方鷹尾城では、政頼の弟の吹田又五郎や鈴木与次郎らが城を固めていた。鎮守の神前に集まり、麻田入道宗円が証人となり、神水を飲み「一味神水」し、同心して合戦する契約を結んだ。これらの武士たちの多くは、苗字に字名が多く付けられており、この地方の名田の経営者と思われる。

約二〇〇〇人の攻め手のうち本庄衆は三〇〇人ほどで、河島浜兄弟らを先鋒として城近くで戦ったが、本庄衆二十余人が討ち取られ、蜘蛛の子を散らすように逃げてしまった。これをみた寄手二〇〇〇ばかりもみな逃散した。

前述したように、八月になって赤松勢による鷹尾城総攻撃で形勢が逆転、八月十日の夜、城を捨てて伊丹城に逃げた瓦林政頼は、丹波国八上城に籠もった。その後、赤松勢が播磨に引き返したのをうけ、政頼は鷹尾城にもどった。さらに本城を設けることにし、鷹尾城の東、「小清水城」（越水城）を築いて移り、鷹尾城は与力地侍の鈴木与次郎に守らせた。この鈴木与次郎は、先の鷹尾城合戦で一味神水して、本庄勢を攻撃したひとりである。

写真―18　江戸時代初期の慶長十年（一六〇五）の「慶長国絵図」に描かれた越水城　西国街道を通る越水村を見下ろす高台に城が築かれていることがわかる。またすでに「古城」と記され描写も荒廃した様子が描かれているが、鷹尾城などが描かれていないのに対し越水城が江戸幕府が作成した国絵図に描かれたということは、まだ修復すれば砦として使えたと推測される（西宮市役所蔵）。

惣村としての本庄地域

このようにみていくと、この時期、本庄地域にも、惣的結合、惣村があったものと推測できる。

鎌倉時代末から南北朝時代にかけて、畿内近国では、惣村が形成されはじめたといわれている。そして、室町時代、戦国時代と進むに従い、自治組織としての性格を一層強めていったの

である。まさに、「河島浜兄弟」を中心に、瓦林氏に対抗すべく一致団結する姿は、惣的結合からなるものであろう。

惣村では、年貢・公事※の地下請※を実現し、耕地の把握、年貢の徴収にも、村として主体的に取り組むようになった。水路や堰などの灌漑施設の維持管理も主体的に取り組んだ。それと同時に、祭礼などの村の行事も村人自身が執り行い、鎮守や堂などに認められた免田なども村として管理・運営するようになった。こうして、荘園領主側が管理してきたことを、惣村を荘園領主の手から、自らの手へと取り組むことによって、自立性を高めていったのである。

公事…もともとは公務に奉仕する意味から派生し、中世に荘園や公領で賦課された年貢以外の雑税の総称。年貢が生産物に掛けられるのに対し、公事は身分に応じて賦課された様々な役負担をさした。

地下請…中世の荘園で在地の百姓ら地下人が年貢や公事納入を請け負う制度。

河島親子の悲劇「松若物語」

「瓦林政頼記」は、別名「松若物語」とも呼ぶべき書であり、その後半は、「河島兵庫助」とその子「松若」が中心となって展開する。先に見た五月六日の本庄衆と鷹尾城の合戦の際、討ち取られた本庄衆に「河島浜兄弟」なる兄弟がいた。「河島兵庫助」もその同族であろうか。

以下、「瓦林政頼記」に沿ってみていこう。

灘五郷のうちで澄元方の地侍たちは、阿波に下ったり淡路や播磨辺りをさまよったりすることになったと、「瓦林政頼記」にはある。その中に、「河島兵庫助」という人物がいた。河島兵庫助は、播磨に逃れていたが、政頼の与力のものを縁として、政頼に降参を申し入れてきた。政頼は河島兵庫助を許し、本領のほかに扶持を与えるなどして、鷹尾城においた。また兵庫助には、松若という十六歳になる息子もいた。年に似ず歌道の心得があった。政頼は松若を越水城におき、側近として召し使った。

ところが、月日が経つと、兵庫助は敵に内通しているのではないかという噂が広まり、ついに越水城では、与力との内談により兵庫助を殺すことになった。このとき、松若は、父に知らせるため、新参の若党をひとり連れて鷹尾城に走った。しかしすでに朝早く政頼から城を守る鈴木与次郎に命が下っていて兵庫助は捕らえられ、まさに生害するところだった。松若は伯母聟の今西将監のもとへ走ったが、将監は松若を匿いきれなかった。結局、松若は捕らえられた。政頼は不憫に思い助けようと

思ったが、内談したところ、弱年ながらこれほど心得ているものを助けておいては、のちのち後悔することになると、与力衆に反対され、生害させることになった。松若は西宮の六湛寺（西宮市）に送られた。松若は六湛寺で遺書をしたため、辞世の句を詠んで命果てた。

この話は、どこからどこまでが真実か否か確かではないが、かなり信憑性の高いといわれている（『新修芦屋市史』本篇）。いずれにせよ、当時の状況を物語るのには十分であろう。

たとえば、灘の地侍である河島兵庫助の降参、寝返りというのも、当時よくある事例である。また、松若の伯母婿の今西将監は、豊島の今西氏か、能勢出身の今西氏であろうといわれている。地侍たちの血縁関係は敵味方複雑に入り組んでいた。一方、政頼が一城の主とはいえ、与力たちの内談があって兵庫助父子を殺すに至ったことなどは、専制的ではなく、内談を重視する当時のあり方を表しているといえよう。

瓦林政頼と連歌

ところで、「瓦林政頼記」によると、瓦林政頼は越水城を築城している最中でも、連歌会を興行したり、古典を学んだりするなど、文武両道に長けていた人物であったとある。

宗祇※の編んだ「新撰菟玖波集」にも、

見すしらす成て恨もたゆる世に
くす葉は風ふくあきのやまさと

という瓦林政頼の句が選ばれている。

また、当代きっての文化人といわれた三条西実隆とも、瓦林政頼とは面識があったようで、実隆は、政頼の死にあたり、追悼の句を詠んでいる（「再昌草」）。

さて、宗長※自筆という「那智籠」（京都市北野天満宮所蔵・『新修芦屋市史』資料編一）には、次のようにある。

有馬よりまかりいてゝ芦屋のなたにして河原林対馬守新城にて
あさもよひ昨日の山かうすかすみ
おなし所にて
あわち山春やとおしま朝かすみ

永正十三年（一五一六）正月、宗長は有馬の湯に湯治に行き、二月、その帰路、政頼の「新城」すなわち鷹尾城に立ち寄っているのである。

いずれも、戦国武将の文化享受のあり方を示すものとして、興味深い事例といえる。

宗祇…室町時代の連歌師。一四二一～一五〇二。相国寺で学び連歌の道に進む。「新撰菟玖波集」や「水無瀬三吟百韻」など

の連歌集を残す。門人も多く育てた。

宗長…室町時代の連歌師。一四四八～一五三二。駿河の刀鍛冶の子ではじめ今川義忠に近侍したが、義忠の死後上京して一休宗純に参禅。宗祇に連歌を学び、旅に同行してすぐれた作品を残した。

越水城陥落

船岡山の合戦に大敗して、阿波に逃れていた細川澄元は、永正十六年（一五一九）、四国勢と播磨勢とともに、京都に攻め上る計画を立てていた。しばらく静謐であった摂津国内が、ふたたび戦乱に巻き込まれることになる。

先述の通り、細川高国方の瓦林政頼は鷹尾城より東へ一里、西宮の小清水の小さな山の頂に城を構え、ここ越水城を本城とした。外城には、子息春綱や被官らが居住し、家人たちはおおかた西宮に住んだ。鷹尾城は、与力鈴木与次郎が守った。「瓦林政頼記」によると、当国では、比肩する者すくない羽振りであったという。

瓦林政頼は池田民部丞、塩川孫太郎ら高国方の部将と相談し、十月、澄元方の武将が守る池田三郎五郎の有馬郡田中城（三田市）へ夜討ちをかけた。しかし、内通があったのか、結果は瓦林勢の惨敗に終わった。一方この勢いに乗った澄元は、十一月、

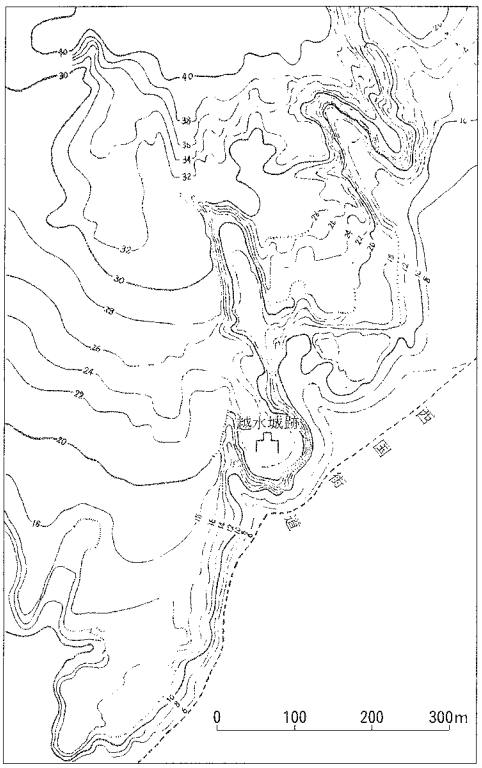

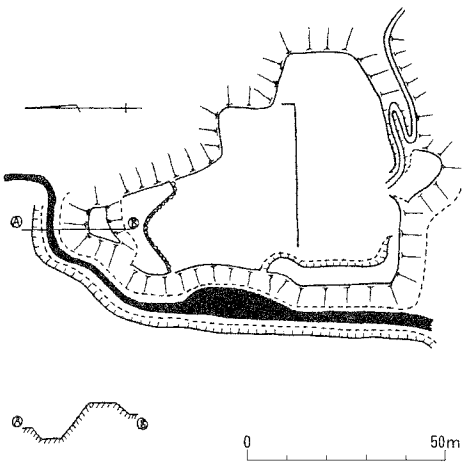

図―10　旧陸軍参謀本部の石割平三氏作成の越水城要図と立地図（兵庫県教育委員会『中世城館・荘園調査報告』より）

四国・播磨勢とともに、兵庫に上陸し、神呪寺（西宮市）に陣を取り、瓦林政頼が立て籠もる越水城を、一万余騎の軍勢で取り巻き、連日合戦が繰り広げられた。戦いは年を越え、永正十七年（一五二〇）二月三日、ついに越水城は落ち、瓦林政頼は城を捨てて逃げた。越水城を落とした細川澄元方は、まず三好之長が、続いて三月には細川澄元も入京した。しかし細川高国も勢力を回復して京都に戻り、五月に三好之長を破った。澄元は阿波に逃れたが、六月、阿波で病死した。

越水城から逃れた瓦林政頼は、落城から八カ月後の十月十四日、高国の命により、京都で切腹した。その理由は、細川澄元に通じていたことが露顕したからだという。越水城を死守せずに開城したことが、澄元に通じていると疑われたのであろう（「細川両家記」）。また、三条西実隆は、政頼の死を悼み、追悼の和歌を詠んでいる（「再昌草」）。これ以降、記録から鷹尾城は姿を消してしまう。おそらく廃城になったのであろう。

細川高国の死

大永元年（一五二一）、細川高国は、浦上村宗の協力を得て、前将軍足利義澄の子義晴を播磨から京都に迎え将軍職につけた。若年の将軍の後ろ盾として、自らは管領に就いた。

ところが、それも長くは続かなかった。大永六年七月、細川尹賢が讒言によって丹波の有力国人香西元盛を殺害したことから、元盛の兄・波多野元清、柳本賢晴らが糾合して、八上城（篠山市）などに立て籠もり、いっせいに蜂起した。さらに細川澄元の遺児晴元を擁する阿波勢と組んだ丹波勢は、翌七年二月将軍義晴と高国らを近江に逐い、京都を制した。さらに翌月には三好之長の孫・三好元長が、細川晴元と阿波で養育された足利義澄の遺児義維を伴って和泉・堺に上陸した。

京都を追われた細川高国は諸国を転々と流浪し、浦上村宗を頼り政権奪回の機会をはかったが、享禄四年（一五三一）六月、細川晴元・三好元長との戦いに敗れ、大物の広徳寺（尼崎市）で自刃する。この戦いは「大物崩れ」といわれている（「重編応仁記」）。その後、晴元が細川家の家督を継いだ。

長年にわたる細川家の内訌も、ようやく終止符を打ったことになる。それは細川氏の勢いの衰えをも意味した。

三好長慶の登場

宿敵細川高国を滅ぼした細川晴元は、近江の六角定頼の仲介によって将軍足利義晴と和睦し、京兆家家督ならびに、山城・摂津・丹波の守護職が認められた。しかし天文十年（一五四一）九月、摂津で旧高国派の伊丹、塩川氏らが蜂起し、家臣の木沢長政が与同したため、晴元政権は動揺した。

これに対し三好元長の子・長慶が翌十一年三月、河内太平寺（大阪府柏原市）で木沢長政を破った。天文十二年七月にも、一族の細川氏綱が高国の跡目と称して和泉で挙兵する。戦火はまたたく間に各地に飛び火し、再び国人衆らは二分して戦った。三好長慶は、実弟三好義賢、安宅冬康らが率いる四国勢の援軍を得て、劣勢を挽回した。

そして天文十八年六月摂津江口（大阪市東淀川区）で、父の仇だった一族の長老三好政長を滅ぼした。政長を信任し支援していた晴元は、足利義晴・義藤（のち義輝）父子ともども近江坂本に逃れ、晴元政権は瓦解、三好長慶の覇権が確立した。このとき、摂津下郡では、池田、河原林氏などが長慶に組みしたといい、晴元に味方したのは、伊丹氏など僅かであった（「細川両家記」）。

以後、三好長慶は、畿内の拠点として、摂津の越水城（西宮市）と芥川城（高槻市）を居城とした。摂津国の西端と東端から睨みをきかせつつ、畿内支配を推し進めていったのである。こうして摂津は長慶の支配下におかれ、敵対勢力は一掃された。

本庄地域の人びとも、これまでは細川家の内訌に振り回されていたが、これからは三好長慶に頼ることになった。その時が早々にやってくることになる。

本庄と葦屋荘・西宮社家郷の山論

このような状況のなか、本庄地域と葦屋荘との間で山の境界争い、いわゆる山論がおこった。

天文二十四年（一五五五）葦屋荘の百姓たちは、その持山東西十八町のうち、西六町を本庄に、東十二町を西宮の社家郷に、それぞれ押領されたという旨を、芥川城の三好長慶に訴えた。この訴訟の直接の史料は残っていないが、葦屋荘に属した打出村宗運という人物が元和二年（一六一六）に書いた覚書の写しや寛延三年（一七五〇）に出された山争いの決着を示す裁許状に記載されている（第四章参照）。江戸時代の史料であり勝訴した側の史料なので、中世の事実をどこまで正確に記述しているか問題があり、利用は慎重にしなければならないが、その史料から争いの経緯を読みとってみよう。

江戸時代の訴訟は、葦屋荘と西宮社家郷の争いに、本庄九カ村も途中から山の利用権を主張するという形で展開するが、この際、本庄側は、天文二十四年の三好修理太夫の裁許状と絵図が有ると主張した。修理太夫とは三好長慶のことで、その裁許状は本庄と西宮社家郷の領有を認める内容だった。

打出村宗運が元和二年に書き残した覚書の写しによれば、葦屋荘は芝草を刈っては、その日その日の暮らしをつないでいる

小在所であるため、入会地を横領されては甚だ迷惑であった。横領に不満をもった葦屋荘の百姓は、一人残らず村を捨て、逐電・逃散してしまい、五年もの間「亡庄」になったという。当時、農民も成長し、惣村としての自治、自衛組織が発達し、公権力などの不当な支配に対しては、共同して、逃散、強訴、一揆などによって抵抗した。葦屋荘の場合、逃散して隠れたというから、一揆などに比べて、消極的な抵抗形態である。しかし、後世の史料には、逃散先を三好長慶の居城・芥川辺りとしているから驚きだ。おそらく、長慶のいる芥川で裁許をうけたものと理解できよう。

降って弘治三年（一五五七）二月十一日、摂津下郡の郡代三好長康より裁許状が出た（弘治三年二月十一日三好長康裁許状写『新修芦屋市史』資料編一）。

今度、葦屋庄拝領之山ヲ従本庄新儀ニ押領申済付而葦屋之者共致迷惑、逐電申候、然処、従松永、葦屋庄之者被召、直々如前之山ヲ身体仕候へと被仰付候て可給之由、被申候間、早々罷直柴木ヲ取可申候、右之押領之堺目書物、悉反古ニ成申候、若於後々従本庄不謂儀を申候者、以此書物可申分者也、

弘治三年　　三好日向守
二月十一日　　長康御書判

葦屋庄　名衆百姓中

本庄の押領をとどめ、葦屋荘の百姓たちに早々に帰村して、以前のように柴木を取るようにせよということである。そして本庄の主張を認めた堺目書物は、ことごとく反古になった。しかし、本庄についてだけの裁許状では、葦屋荘の百姓たちは帰村しなかった。西宮については、同様に永禄三年（一五六〇）裁許状が出された（永禄三年十一月二十一日三好長康裁許状『新修芦屋市史』資料編一）。

こうして、山論は葦屋荘の全面的勝利となって終わり、逃散した両村の百姓も戻った。しかしながら、山論はいったん決着はつくものの、しばしば出入りは繰り返されることになり、寛延四年（一七五一）ようやく相論は決着をみた。こうして確定した境界が現在も神戸市と芦屋市、西宮市の境界になっている（第四章）。

戦国期の山路荘

これまで第一節や第四節でも触れてきたように、永禄十二年（一五六九）十二月の「春日社御神供料摂州山路庄公事銭取納帳」（以下「取納帳」と略記）という本庄地域を含む山路荘についての史料がある。今西家は、代々摂津国内における春日大社の所領を支配した南郷方の社家の家である。

「取納帳」からわかる山路荘・本庄地域の土豪・地侍につい

ては、すでに第四節で述べられているが、ここではあらためて「取納帳」そのものと、当時の西青木周辺の状況について述べよう。

この「取納帳」は、「住吉村分」「吉田方分」「中嶋方分」「横田平右衛門分」「横田方分」「横田次郎左衛門方分」「横田喜兵衛方分」「野寄村分」「岡本村分」「横屋村分」「魚崎村分」「青木村分」「庄戸村分」「本庄村分出作」「西青木村分」「加納畠岡本村」「野寄村畠」「よこや村畠」「川嶋分預り公事銭分」「宮内分　住吉村分」「西青木村分」「野寄村分」から構成されている。「住吉村分」に続く「吉田方分」「中嶋方分」「横田方分」は住吉村の住人のうち、ほかの住人と区別される「村の侍」で、江戸時代には庄屋などを生む家になっていくことは第四節で見た通りである。

ではこの「取納帳」に描かれた「青木村分」「本庄村分出作」「西青木村分」の記述からどんなことがいえるだろうか。「青木村分」の冒頭は次のようになっている。

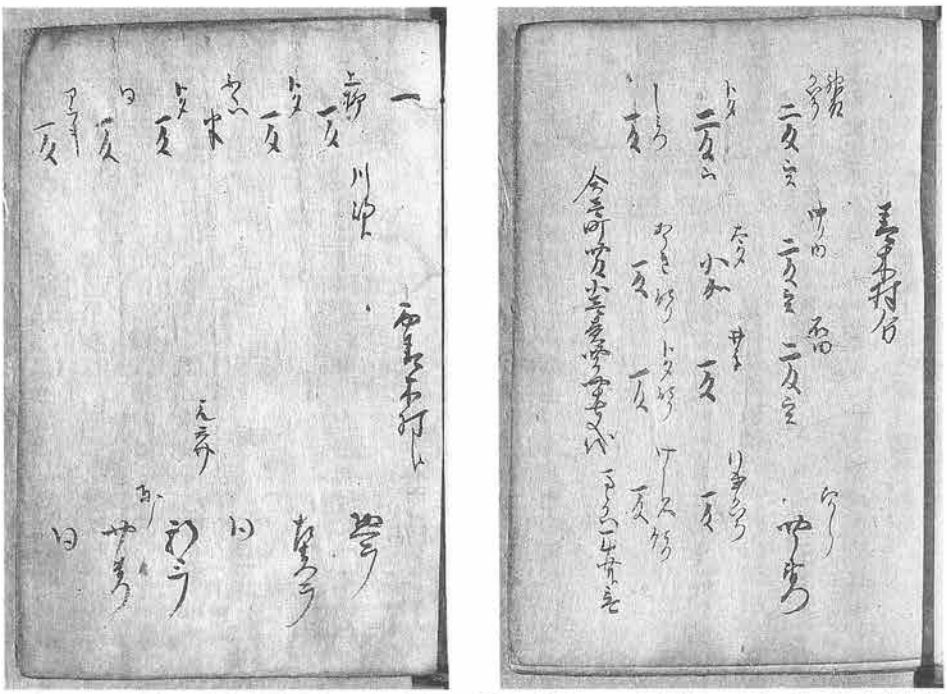

写真―19　「春日社御神供料摂州山路庄公事銭取納帳」の青木村分（右側）と西青木村分（左側）部分　今西春禎氏所蔵・豊中市教育委員会提供（無断転載厳禁）

青木村分

神殿　　中ノ内　　石田　　ひかしノ
かいち　　二反 山公　　二反 山公　　四郎衛門
トタ　　太タ　　井手　　行事かいち
二反 山　　小　加　　一反　　一反
しミつ　　ありき 預り　　トタ 預り　　けし名 預り
一反　　一反　　一反　　一反
合壱町四反小　壱貫四百四十七分代　馬之かい一斗四升三合

中ノ坪
一反　山公　　六介
中在家
半　山公　　同人
と田 預り
半　山公　　同人
ありき
半　山公　　二郎三郎
（以下略）

当時の一反は江戸時代と違って三六〇歩で、「半」とは半分の一八〇歩、「小」は三分の一の一二〇歩をさす。また「山公」は「山公事」、「加」は「加納」であろう。「青木村分」の場合「合壱町四反小」までが縦書きで一一筆の所在地の小字名と面積が記載され、名請人（公事銭の負担者）の名前は「ひかしノ四郎衛門」だけでほかにはなく、一一筆の合計が「合壱町四反小」と一致する。すなわち「ひかしノ四郎衛門」の所有地の合計が壱町四反小なのである。これ以降は六介や二郎三郎らのように一筆ごとに一人の名請人を記すだけで小計を示さない。「ひかしノ四郎衛門」は六介や二郎三郎らの例とは明らかに区別されている。人名の後に複数の土地を書き上げ小計を示すという「ひかしノ四郎衛門」の記載形式は、住吉村の中嶋らの記載形式とよく似ている。また「東ノ四郎衛門」が「西青木村分」にも登場しており、ほかの住人より多くの土地を所有しており、住吉村の中嶋氏らのようにほかの住人から抜きん出た「村の侍」に成長しつつあった存在だろう。

ところで「青木村」にあげられた字名は明治末期の本庄村小字図（『本庄村史　地理編・民俗編』口絵）と比較すると、中ノ内、石田、トタ

表―1　春日社の取納帳にみる本庄地域関連字名

青木村分	神殿かいち、中ノ内、石田、トタ<土田>、太タ<田>、井手、行事かいち<垣内>、しミつ、けし名、中ノ坪、中在家、あり（ら）き、長田、神殿、寺シカ坪、ひらまち（平町）、　上ふくい、倉ちかいち、大苗、土田
西青木村分	上柳、トタ、ふくい、アラキ、三反田、寺しゆカ坪、行事かいち、中ノツホ、平町、長田
本庄村出作	上ふくい、あいきた、石田、へほそ

（　）は『兵庫県史』による異本。<　>は史料中の別の漢字表記

（土田）、太夕（大田）、井手、ふくい（福井）、長田、かいち（垣内）など、いずれも福井池近辺の西青木村のものと思われる（表－1参照）。「西青木村分」と比較しても、トタ（土田）、ふくい、行事垣内、平町、長田の小字が「青木村分」と一致する。「青木村分」の寺シカ坪も「西青木村分」の寺しゆカ坪と同一の可能性が高い。これだけ小字地名が一致するというのは、「取納帳」に「青木村分」とあるのは「西青木村分」の誤りなのかもしれない。「取納帳」には後半に「西青木村分」が登場するが、たとえば「野寄村分」や「横屋・よこや」なども「取納帳」には複数登場しており、追加徴収した分ではないか。そう考えれば山路荘に本庄の「青木村分」がある疑問も解決する。

ただ、当時は近世の村をいくつか合わせた惣村や荘園が生産や課税の単位となっていて、惣村や荘園を、近世の村に分割する「村切」は完了していない。このため別の可能性も考えられる。すなわち青木村の住人が西青木村の土地を所有していて、この「取納帳」は、山路荘に含まれた西青木村の土地だけを書き上げたという可能性である。事実この「取納帳」では「本庄村分出作」というのがあり、中ノ村（中野村）、たなへ（田辺村）など、本庄村の住人が「上ふくい」「石田」「へほそ」に土地を持っていることが判明する。また魚崎村分の中にも「東あふきノ源三郎衛門」分があり、荘園や村の領域を越えて土地を保有していたこともまた一般的であった。このため村の境界やこの「取納帳」の解釈については、まだ断定を避けざるをえない。

いずれにしても福井池近辺は条里地帯であり、池の開発、成立に伴い、早くから開発されていた地域と推定できよう。近世以降継続する村々の景観が、かなり出来上がっていたことを示唆する。

なお「神殿」とみえるのは、ここに神殿、すなわち近世には村の鎮守として確認することができる春日神社と関係するものと想定できる。「宝寿庵」という庵もみえ、四反半と他に比べて多く耕作している点が注目できる。想像の域を出ないが、村堂的な宗教施設かなにかであろうか。また「西青木村分」の項では「ひしり（聖）」と書かれた者もいて、民間宗教者が土地を保有していた。このほか「ひめ」「こひめ」とあるように、女性も名請人になっており、「村の侍」から民間宗教者まで、多様な身分や階層の人々が土地を所有し、村で暮らしていたことが分かる。

第四章　近世の本庄地域

一節　近世の支配と初頭の村

織田信長の入京と「天下布武」

前章で見たように、戦国末期に細川家が衰退した後、家臣の三好長慶が実権を握ったが、その晩年には三好長慶の家臣で、滝山城（神戸市中央区）の城主、松永久秀が台頭した。久秀は大和を支配下に収め、永禄七年（一五六四）に三好長慶が死去した直後は、長慶の家臣で三好三人衆と呼ばれた三好長逸・三好政康・岩成友通と協力して畿内を支配し、永禄八年に将軍義輝を暗殺した。しかし次第に両者は対立を深め畿内で抗争を繰り広げた。

永禄十一年織田信長が足利義昭を奉じて上洛を果たした頃、摂津をおおむね勢力下に収めていた三好三人衆は、摂津芥川城や越水城などを拠点に信長に抵抗したが、敗れて阿波に逃亡した。三好三人衆を破った信長は、足利義昭を将軍に立て、畿内の国人らを降服させ、入京して十数日のうちに山城・摂津・河内・大和を平定した。本願寺に対抗するため、帰順した国人の旧領はそのまま安堵した。信長は岐阜にいた永禄十年には「天下布武」の朱印を使い始め、武力による中央政権を目指すことを明言しており、その第一歩を築いたことになる。

いったん阿波に逃れた三好三人衆だったが、その後も本願寺などに呼応して再三攻勢を掛けた。元亀元年（一五七〇）に伊勢を支配下に収めた信長は、越前朝倉氏攻撃に向かった。その隙をついて池田城（池田市）の池田氏の内紛に乗じて三好三人衆は摂津野田・福島（現、大阪市）に進出、淡路の安宅信康も兵庫に上陸して尼崎に進軍し伊丹城の伊丹親興を攻めた。このため信長は摂津に戻り三好三人衆と激しく戦った。危機感を感じた本願寺の顕如は、全国の信徒に檄を飛ばして挙兵した。このとき、瓦林城（西宮市）にいた瓦林三河守は信長に従ってい

て三好勢に攻められ討ち死にしている。

このころの本庄地域の動向は明らかにならないが、青木の無量寺が天文八年（一五三九）、西青木の西林寺が元亀二年（一五七一）に浄土真宗の寺院として開基していることや、瓦林城と本庄が対立していたこと、三好勢が兵庫や尼崎に拠点を置いていることを考えると、本庄地域は本願寺の勢力下にあったのかもしれない。

荒木村重の反乱と花熊城

天正元年（一五七三）将軍義昭は信長に反旗を翻して挙兵、このとき三好勢の一員として義昭に従っていた荒木村重は信長に付いた。村重は丹波・波多野氏の一族といわれ、のち、摂津の国人、池田氏に仕えていた。信長に属した村重は摂津守護和田惟政に代わって摂津一国を支配する大名に取り立てられ、一向一揆や足利義昭勢と各地で戦った。天正二年伊丹城を与えられて有岡城と名称を変え、町場も取り込んだ惣構えの城を築いた。宣教師ルイス・フロイスが訪れ「はなはだ壮大な城」と記録にとどめたのは有名である。

村重は、嫡子村次を尼崎城に、花熊城を築いて子の荒木村正を配置し本願寺と戦った。ところが天正六年、村重は突然織田信長にそむき、本願寺や毛利勢と手を結んだ。その理由ははっきりしないが、村重軍の中に本願寺へ兵糧米を売っている者がいるという密告があり、「本願寺に味方する」と疑われたことが発端ともいう。いずれにしても、織田信長と本願寺・毛利勢の激しい対立のなかで、さまざまな働きかけがあったのだろう。

信長は家臣を派遣して説得を試みたが、村重は応じず、信長は自ら出陣して荒木勢を攻めた。村重は一〇カ月もの間城を守ったが、天正七年九月、わずかな供を連れて城を抜け出し尼崎城に移った。妻子を捨てて自身が助かるためだったといわれるが、毛利氏の救援を直接求めるためだったともいう。主が去った有岡城は十月に陥落、翌天正八年三月、村重は毛利氏のもとに逃

写真―1　国指定史跡・有岡城の発掘された当時の石垣
中世の石塔なども石垣に転用された。

れた。花熊城はその後も抵抗を続けたが、池田恒興（俗に信輝）父子に攻められ、七月ついに落城した。村重の支配地は池田恒興父子に与えられ、恒興は花熊城を解体して部材を兵庫津に運び、城を築いた。毛利氏のもとに逃れた村重は信長没後に豊臣秀吉に茶人として仕えた。

花熊城落城と信長のめざしたもの

村重が逃れた後も花熊城が抵抗を続けたことについて、落合重信氏は、当時花熊城は荒木氏の城というよりは、石山本願寺の主戦派・光寿（教如）の支城となっていたと指摘している（落合一九八〇）。その根拠は、①信長が天正八年（一五八〇）三月に石山本願寺に示した講和条件に花熊・尼崎の出城を明け渡すことを明記している②天正五年には城主は大河原雅具に代わり、荒木元清らが加番する体制になっている③天正六年には本願寺勢の紀州根来衆や雑賀衆、さらに毛利勢が花熊城に入城、神戸村など周辺の百姓たちも城に籠もり戦っている―などをあげている。

それだけに花熊城の落城は、本願寺の主戦派にとって大きな痛手であり、光寿もとうとう八月二日、講和条件をのみ石山本願寺を退去した。こうして信長との一〇年近い戦いが終結、畿内は信長の手中に収まった。

一向一揆に加わった者の中には、村々の地侍が含まれ、戦国大名の家臣団に組み込まれていた者も少なくなかった。ある時は村の有力者として地域の論理に基づいて行動し、またある時は戦国大名の家臣として従軍し戦闘に加わるという形が一般的に存在した。一方、村々の百姓は武装して「惣」と呼ばれる自治組織を作っていた。加賀国（現、石川県）で長享二年（一四八八）一向一揆が守護大名富樫政親を破り、一世紀の間、自治を続け「百姓が持ちたる国」といわれたのは有名だが、近江の百姓らも「百姓は主を持たない」（「本福寺跡書」）と明言し武士による支配を拒んだように、地域に根を張った自治組織が戦国末期には広く存在した。

織田信長が目指したのは、こうした地域結合を解体し、武士階級を地域から切り離し、主従制の原理に貫かれた武士団として信長のもとに集結させることだった。信長の戦いは、戦国大名を相手にした戦いもさることながら、新しい社会づくりへの戦いだったのである。

しかし家臣の中には主従制と地域の結合との間で板挟みになる者も登場してくる。信長が村重の妻ら三七人を京都六条河原で処刑し、郎党五百人を焼殺したことはよく知られている。新たな反逆者を生まないようにする見せしめの目的があったのだ

ろう。同時に宗教を媒介にした、あるいは地域に根ざした一揆集団を解体し、抵抗勢力へは容赦ない報復をすることを、天下に示す狙いがあったのではないか。

豊臣秀吉の天下統一と「平和令」

天正十年（一五八二）六月、毛利攻めを命じられた明智光秀は、亀山城（京都府亀岡市）を出発、突然謀反を起こし、京都・本能寺にいた織田信長を攻め自殺させた。しかし、光秀も毛利攻めから戻った豊臣秀吉との山崎の合戦に敗れ、敗走中に百姓に襲われ殺された。この後の清洲城での織田信長の宿老らによる清洲会議で摂津は引き続き池田父子に与えられたが、天正十一年賤ヶ岳の戦いで秀吉が織田信長の宿老柴田勝家を破ると、大幅な転封政策をとり、池田父子は岐阜に移し、秀吉は大坂を領して、摂津は直轄領か子飼いの武将たちに少しずつ与えた。摂津の多くを直轄地にした秀吉は多田銀銅山を開発、南蛮貿易を行って莫大な財力を確保した。

天正十二年、徳川家康と小牧長久手の戦いで対陣し、秀吉は戦いでは家康に負けたものの、家康を従属させることに成功、関白となり、天正十三年には九州に停戦命令を出した。「国境争いは裁判によって決定する。これが叡慮（天皇の意見）であり、これに従わなければ成敗する」というもので、「天下布武」という信長の手法とは明らかに異なる手法を取り始めた。続いて「国分け」を行い、反発する島津氏を「征伐」するために軍を起こし、中国・四国の大名を動員、西国を平定した。天正十八年には従わない小田原の後北条氏を滅ぼし、家康を江戸に移した。

関白任官後の秀吉は、まず「平和令」を出して従わない者を征討し、大名を従えていくという新しいスタイルを確立した。織田信長の「天下布武」から豊臣秀吉の「平和令」へ、時代は大きく変わった。

また天正十六年には海賊停止令とともに、刀狩り令を出し、百姓の武装を禁じて、村ごとに武器を没収した。それ以前にも越前一向一揆で柴田勝家が「刀さらえ」を命じ、秀吉が紀州雑賀一向一揆に対して武具を持つことを禁じたことがあるが、この秀吉の「刀狩り令」は、武具を大仏鋳造に使い、百姓には耕作専念を求めるなど、民衆の非武装化を広く進める画期的な法令だった。

前節でみたように当時本庄は惣村と呼ばれる自治組織を形成し、たとえば永正八年（一五一一）には、本庄衆は、灘五郷に呼びかけて、二〇〇〇人の兵を集め西宮の鷹尾城を攻撃している。うち三〇〇人ほどが本庄衆だったという。この時、直接の

原因になったのが鷹尾城の外堀新設で、本庄の用水に支障が出るという問題であった。ここからも本庄衆とは、武装農民を中心に戦国大名の家臣団に属さない自治組織であったことがうかがえる。こうした武士団に対抗する武装農民を非武装化するという意味で、刀狩りは中世以来の社会を大きく変える法令であった。もっとも、刀は護身と成人のシンボルでもあったから、帯刀の習俗は近世を通じて残るが、江戸幕府は秀吉の政策を継承し刀の長さや外形を規制し、大小二本差しを武士身分の格式とした。同じく鉄砲も狩猟用、害獣除去用など目的を明確化し規制した。

太閤検地

豊臣秀吉の政策の中でも重要なのは、検地である。それまでは指出し検地といって、耕地の面積や年貢、耕作者などを申請させたのに対し、秀吉は検地役人を派遣し、一反の広さを三六〇歩から三〇〇歩に変更、測量単位は曲尺の六尺三寸を一間とし、一間四方を一歩に定めた。また田畑を上・中・下・下々の四等級にわけ、等級によって一反当たりの生産高（石盛もしくは斗代と呼ぶ）を定め、面積に掛け合わせて総生産高を産出することとした。こうしてそれまでの納入高を把握する方法から、生産高を米の石高で把握する方法へ変更した。そして耕作者を納税者として名請させる一地一作人制を採用、一つの土地に対し複数の権利者が存在する中世までの仕組みを廃止した。

秀吉の検地は太閤検地と呼ばれ、摂津では天正十一年（一五八三）に須磨寺で、天正十九年に能勢郡天王村（現、大阪府能勢町）で確認できるほか、文禄三年（一五九四）に菟原郡・八部郡・川辺郡で一斉に行われた。ただ本庄地域の太閤検地帳は現存しておらず、当時の具体的な地域の様子は不明である。

太閤検地によって、有力農民の下で耕作していた隷属農民を、耕作者＝納税者として名請させたことで、小農の自立を促し、また有力農民が中間搾取して武装化する道を困難にした。有力農民は耕作を離れて武士として都市に集住するか、武器を捨てて農民として農村に住むか、選択を迫られた。こうして「兵農分離」が進められた。前章四節でみた住吉の中嶋氏、野寄の高井氏、深江の永井氏、磯野氏などはいずれも武装した農民だったが、「兵」の道ではなく「農」の道を選択し、この地にとどまった家筋だと思われる。

また村の生産高を米の生産高で統一的に把握することで、村の生産力や納入高から大名の家格まで石高が基準になった。近世を通じてさまざまな物差しの基本になり「石高制社会」と呼ばれた。

村請と村切

中世の惣村は、生活や生産を共にするさらに小さな村々が結合したものであり、有力者による人的繋がりによって成り立っていたが、豊臣秀吉は太閤検地で、惣を構成していた個々の村を近世の行政村として把握し、それらの村々の境界を明確にすることになった。中世の広域的な人々の繋がりを断ち切り、耕地を単位にした村に再編する村切であり、個々の村を一定の自治を行う単位として公認するとともに、年貢負担や治安維持の責任をおわせる村請制を確立した。

経済先進地である摂津国では、近世初頭には大多数の村で村切が完了し、いくらか残った村もほぼ寛永年間（一六二四―四四）には完了している。ただ例外的に、例えば川辺郡佐曽利村（現、宝塚市）や有馬郡有野中村、同郡下司村（現、神戸市北区）など、一七世紀後半にようやく村切が行われる村もわずかにあった。

本庄地域でみると、近世初頭の史料が乏しく、いつ村切が行われたのか、現段階では明らかに出来ない。ただ、天正十一年（一五八三）、豊臣秀吉が大坂城を築く際、百姓たちに乱暴することを禁止した「禁制」では宛先は「本庄、芦屋郷、山路庄」となっていた。こうした「禁制」は宛所側が「平和」を維持す

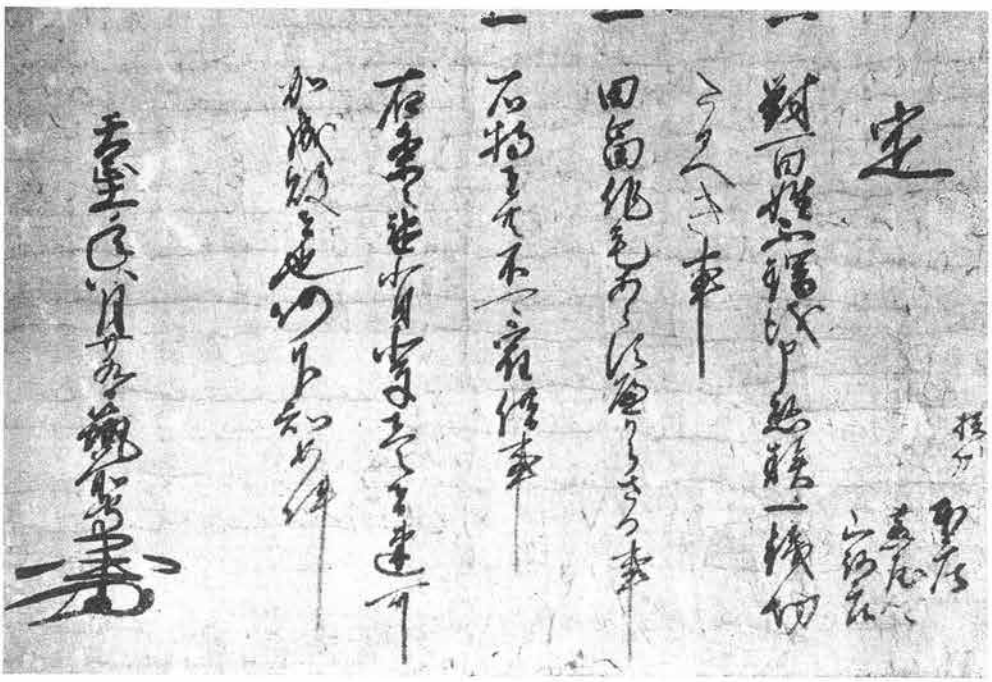

写真―2　天正11年（1583）の本庄などに宛てて出された豊臣秀吉の禁制
（旧版『芦屋市史』より。現在は所在不明）

るために多額の礼銭を積んで発布してもらうことが多かった。「本庄、芦屋郷、山路庄」は単なる地名ではなく、豊臣政権に対しこの地域の人々が働きかけをする人的な集合として機能し、また豊臣政権もそれを追認していた、と見なければならない。

しかし、慶長十年（一六〇五）の「摂津国絵図」（『兵庫県史』史料編　近世一）や元和三年（一六一七）頃の状況を示した「摂津一国高御改帳并領主名附」（同）では本庄の村々は絵図描写も石高も別になっており、既にこの時点で村切が完了していた。こうして本庄も豊臣政権下で大きな変貌を遂げた。

天正十七年の芦屋川争論

本庄地域の村々は、芦屋川、高橋川、天上川など、六甲山を水源とする河川に水利の多くを負っていたことは周知の通りである。水利慣行について、本庄の村々が最も重要視したのは芦屋川から取水した東川用水であった。東川用水は芦屋川の一の井手から取水し、芦屋川西岸の北溝、開森などの田畑を灌漑し、三条、津知、森、中野、深江、小路の各村々の田地八〇町歩を灌漑していた。

一の井手より下流には二の井手、三の井手があり、芦屋川東岸を灌漑していたため、西岸を灌漑する一の井手を利用する村々との間でしばしば水の取り合いになった。

天正十七年（一五八九）五月に紛争があったことが知られている。五月十七日、芦屋村の左京介ら五人の年寄衆が、紛争の仲裁に入った山路荘の畑弥右衛門ら四人に宛てて出した文書（『新修芦屋市史』資料篇一）では、①川西の一の井手は三〇日のうち一三日取水、②川東の二の井手・三の井手へ一七日取水、③三の井手からほうぞ井手へ一日に二反ずつ、年寄衆へ一日に二反ずつ水を給水し、二の井手の下水も同様とするとある。なお、『本庄村史』編纂の過程で、戦前に本庄村史編纂に関わった松田直一氏が筆写した天正十七年五月二十七日付の文書も見つかり、①の一の井手は一二日間取水、②の二の井手・三の井手は一八日間取水と一日変更されており、いったん和解案を示したのちに、再交渉していることがうかがえる。また松田氏筆写史料の三項目に「三の井手」について「但かわよりひかしノミツの内からおうそのミツ二反つゝあけ申」とあるので、「ほうぞ（おうそ）井手」へ二反ずつの給水の義務があり、「二の井手」も同じであった（大国一九八九）。以上のことから天正十七年の紛争は、川西の一の井手と川東の二の井手・三の井手の対立で、紛争を通じて芦屋川の右岸と左岸で取水日を決めたと思われる。

さてこの紛争に関しては、五月二十七日付で作成された「芦

屋川水之割事」と題する別の史料がある（『新修芦屋市史』資料篇一）。これは一の井手から「たうノいて」など五カ所へ十三日間、二の井手から「八田」など八カ所へ八日間、三の井手から「けかゝかね」など八カ所へ八日間、それぞれ取水する日が書かれている。

さらに末尾に「右三ケ井手之水之内よりすべ候水参候覚」という追加条項がある。「其井手へ一へん水入渡シ、二へン参候時其所々にてすへ水入申候」とあって、川西ははいはら、川東はたつミ、山かと、ミやつか、もちうへそれぞれ「すべ水」を入れることになっている。これらの内容をまとめたものが表－1であり、ここに登場する地名の大半は近代になっても確認できる。それを図－1に掲げた。

表－1　天正17年（1589）の芦屋川の用水割

井手	小字	推定地	取水日（日）		
一の井手	たうノいて		1	14	27
	中ぞ		4	17	28
	かいちミそ	①（南垣内）	6	19	29
	北ミそ	②北溝	9	22	
	かいもり	③開森	11	24	
二の井手	八田	④八田	2		
	石つか		5		
	打出あれち	⑤荒地	8		
	ふなと	⑥船渡	12		
	打出野田	⑦野田	16		
	ちおと	⑧地王堂	20		
	北ふなと	⑨北船渡	23		
	打出山ノ口	⑩山ノ口	25		
三の井手	けかゝね	⑪気賀金	3		
	きしノうへ		7		
	田中	⑫田中	10		
	ちゝつか	⑬徳塚	13		
	いノしり	⑭井の尻	15		
	おさき		18		
	たてはら		21		
	けれう		26		

ただし2度目には川西は、はいはら、川東は、⑮たつミ（辰巳）、⑯山かと（山角）、⑰ミやつか（宮塚）、⑱もちう（持湯）へも水を回す
（注）丸中数字は地図に対応

川東と川西とで、一カ月で一巡するように日を定めて取水先を具体的に記した貴重な資料で、この段階で順番に取水する番水が成立していることが分かる。

なお三十日目に取水できる場所の記入がないが、五月十七日と二十七日の史料の間で一の井手を一二日間とするのか、一三日間とするのか、食い違いがあり、交渉中だったのかもしれない。

それはともかく一の井手の小字へは二―三日の複数の取水日があり、二の井手・三の井手よりは優遇されている。しかし二節で述べるように、貞享四年（一六八七）の取り決めでは一の井手から取水する東川用水は、芦屋川から毎日取水をしており、一の井手が月半分しか取水できなかったという天正十七年の状況と大いに異なっている。その理由ははっきりしない。もし「たうノいて」「中ぞ」「かいちミそ」などが東川用水の源流だとすれば、天正十七年当時は月の半分以下の取水だったのにその後取水日を次第に増やしたことになる。それとも、天正十七年の紛争は芦屋荘内部（芦屋村・打出村）の紛争で、東川用水は紛争の当事者ではなかったためにこの史料には記載されてい

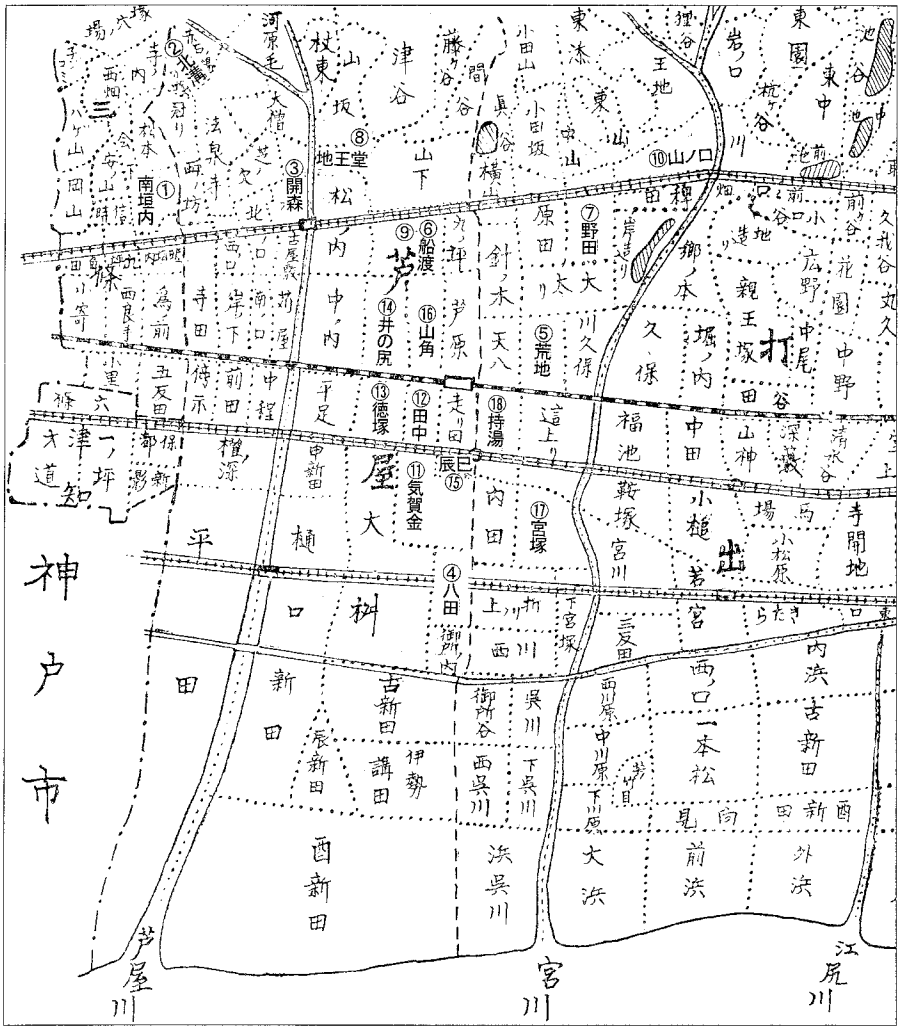

図－1　天正17年（1589）の芦屋川の用水分配（旧版『芦屋市史』収録図に加筆）

ないだけで、一の井手から東川用水へ毎日取水する権利はすでに確立しているのか。月一二日しかなかった取水日を毎日取水に変更したとすれば、もっと史料が残ってしかるべきで、芦屋荘内部の紛争とみる方が自然とも思えるが、断定には慎重にならざるをえない。東川用水の誕生の歴史はなお検討を要する（大国一九八九）。

なお二の井手、三の井手はそれぞれ下流から水を配分しており、下流の水の届きにくい田地から重点的に配分していたことも判明し興味深い。

朝鮮出兵と深江・青木の水主役

天下統一をなしとげた豊臣秀吉は、その先に大陸侵略を夢見た。天正十三年（一五八五）の文書にすでに「唐国までも」と出兵の意図を明言している。領土を与えることで家臣団を統率していくという手法は、領土を没収する相手がいて初めて成立するが、「平和令」によって従う武士団を配下に組み入れていくという統一の手法は、国内の限られた領土では限界に達していた。国内での「豊臣平和令」と領土的野心を持つ大名たちを牽引す

るという矛盾を解決するには、海外への侵略は当然の帰結でもあった。

天正十九年九月、秀吉は朝鮮出兵を命じ、同二十年三月、遠征が始まった。五月には小西行長が漢城（ソウル）を制圧したものの、朝鮮民衆の抵抗運動が始まり、七月には明の救援軍が小西行長軍を攻撃して講和ムードが高まった。秀吉は翌文禄二年（一五九三）六月に朝鮮半島南部の分割や明の皇女を天皇の妃とするなど、七カ条の講和条件を出したが、条件は明皇帝に届けられなかった。それでも戦争終結を願う小西行長は家臣を明皇帝に派遣、日本が明の属国になり豊臣秀吉が明皇帝から日本国王に任じられるという条件をのんだ。

文禄五年九月、秀吉は大坂城で明使と謁見するが、七つの条件が無視され明国書に「爾を封じて日本国王となす」と書かれていたことに激怒、徳川家康の制止を振り切って第二次侵略を命じた。

第一次侵略では兵站補給が十分ではなかったことを踏まえ、第二次侵略では補給体制も整えた。慶長元年（一五九六）十一月十七日の日付のある「摂州浦々御公儀水主役割符」（神戸市文書館所蔵「松尾仁兵衛氏文書」）は、朝鮮出兵という文言はないものの、水主（水夫）役を漁村から徴発した史料と考えられる（『新修神戸市史』）。この史料によると、水主は八部郡一二五人、菟原郡・武庫郡一四〇人、尼崎一一六人の三グループに分かれて計三八一人が徴発された。この三つのグループが、近世を通じて兵庫組、西宮組、尼崎組という浦方組織となり、浦方に関する役負担を担い、負担額を決める組織になっていく（河野二〇〇六）。この時深江浦は二人、青木浦は五人の水主役を負担した。

この年、文禄五年閏七月、近畿地方を大地震が襲い、翌慶長二年まで余震が続いた。慶長の大地震である。須磨寺では本堂・三重宝塔・権現堂が山とともに崩れ、西国巡礼に来ていた一五〇人ほどが地震に遭遇、死傷した。また兵庫津は一軒残らず崩れ、その中から出火、「人死す数は知れず候」と記されている。本庄地域の被害の史料は遺されていないが、西求女塚古墳が大きく崩落するなど（第一章参照）、被害は大きかったと思われる。

こうした被災の傷も癒えないなか、第二次侵略の準備が進められた。朝鮮出兵で水主役を負担したことは、後々浦方の由緒となり、漁業権を主張する根拠や漁業権を持たない村が海岸を開発する場合に制限を加える根拠になった。

徳川家康の政権奪取と慶長期の領有

慶長三年（一五九八）八月、豊臣秀吉が死去すると、徳川家康らは秀吉の死を公表しないまま朝鮮から速やかに撤兵した。しかし豊臣家臣団内の対立は深く、慶長五年七月、石田三成の率いる西軍と徳川家康の率いる東軍が、関ヶ原の戦いで衝突。この戦いで勝利を収めた徳川家康は、豊臣秀頼を摂津・河内・和泉の六五万石の一大名にするとともに、西軍に属した大名の領地没収、減封を大胆に行った。これによって生じた六二二万石もの領地を、一門・譜代に分け与え、徳川氏の全国支配体制の基礎が固まった。同時に尼崎、堺、大津、奈良など、主要都市を豊臣氏から自らの支配下に移し、伏見城を拠点に生産力の進んだ先進地の畿内支配の足掛かりを作った。そして関ヶ原の戦いから三年後の慶長八年には、家康は右大臣・征夷大将軍に任じられ、源頼朝の例に倣い、東国に幕府を開いた。しかし家康は、実力では日本一になったものの、依然秀頼との主従関係は絶たず、この時期はまだ、豊臣秀吉が作り上げた「豊臣体制」の枠組みの中にいた。

さて、このころの本庄地域周辺の領有関係はどうだったか。不明な点が多いが断片的な史料から考えてみよう。尼崎は関ヶ原の戦いを契機に豊臣氏領から徳川氏領に変わったが、それまで同様、建部寿徳が郡代として、所領を預かった。これに対し、西宮は依然、豊臣氏の直轄領だった。というのは、元和二年（一六一六）九月、打出村の宗運という人物が記した文書によると、慶長十七年（一六一二）と元和元年に芦屋庄（芦屋・打出両村）の山を巡る紛争が起きた。慶長十七年の時は西宮の代官・片桐主膳正貞隆が検使を派遣し閏十月十四日現場検分が行われ、元和元年には西宮の代官・大野修理亮治長に訴えが持ち込まれている。片桐貞隆は、豊臣秀頼補佐役の片桐東市正且元の弟である。大坂の陣の発端となった京都・方広寺の鐘銘事件で、大野治長ら強硬派から片桐兄弟は「裏切り者」の疑いを掛けられ大坂城を出るが、それまでは秀頼の側近であり、「御代官」とは豊臣氏直轄領の管理に他ならない。この史料を考察した吉井良秀氏は、芦屋荘と紛争を起こしたのは「本庄村にや」「本庄村か」と注記している（吉井一九二一）が、一般には西宮と考えられている。

『新修芦屋市史』はこの紛争の裁定に芦屋庄の代官が関わったことが記されていないことを根拠に、芦屋庄も豊臣直轄領だったと推定している。

明治十六年の「摂津国菟原郡芦屋村誌」の記述に誤り…「摂津国菟原郡芦屋村誌」に「天正年中、豊臣氏領代官村上孫右衛門

ノ支配タリ、元和元年豊臣氏亡と徳川氏之ヲ戸田氏鉄ニ賜フ」とある。しかし「天正年中」とあるのは、「摂津一国高御改帳并領主名附」の年号が天正十九年とあるためと思われる。しかしこの史料は元和三年頃の内容を示していることがわかっている。村上孫右衛門は江戸幕府代官である。

青木村は慶長十九年六月二日豊臣秀頼方の大名だった片桐貞隆領になった。この時貞隆は摂津・河内で一一カ村五〇〇七石の加増を受けた。摂津では川辺郡米谷村（現、宝塚市）・常光寺村（現、尼崎市）、菟原郡御影村・青木村、八部郡平野村・花熊村・北野村（以上現、神戸市）の七カ村で、青木村では七八石二斗五合を領していた。知行目録は「秀頼様御知行目録」と書かれた竪紙に包まれていて、豊臣秀頼から与えられたらしい（東京大学史料編纂所影写本、『宝塚市史』五巻）。このことから青木村はこの時まで豊臣秀頼直轄領だったと考えられる。

青木村と東青木村…近世では東青木村、近代では青木村と表記するのが一般的で、本章では一般的に東青木村と表記するが、片桐領の場合は近世でも青木村と表記することが多い。ここでは史料の表記に従って青木村とする。

貞隆は、天正八年（一五八〇）九月十九日、豊臣秀吉から播磨神東郡内で一五〇石を拝領したのに始まり、豊臣氏に重く用いられ、関ケ原の戦い後の慶長六年（一六〇一）秀頼から五七六六石を加増され、大和国添下郡小泉に移されていた。しかし大坂の陣の直前、強硬派の大野治長らと決裂して大坂城を退去したため、江戸時代も大名として存続した。

西青木村についても明治十六年（一八八三）に編纂された「摂津国菟原郡西青木村誌」（松田直一筆写「松田家文書」）に、「天正年中、豊臣氏ノ直隷ニシテ奉行片桐主膳正ノ支配タリ。元和元年豊臣氏亡び徳川氏之ヲ戸田左門 尼ヶ崎城主 ニ賜フ」と記されている。慶長十九年に豊臣秀頼から片桐貞隆に与えられた村には含まれていないから、ここでの「支配」は片桐貞隆が代官だったという趣旨で、豊臣直轄領という意味だろうか。もっとも明治十六年の皇国地誌は正確でなく、古い伝承については各村で相談した形跡もある。西青木村が片桐主膳正の預り領だったかどうか、慎重さが必要だが、豊臣系の支配力が及んでいたことは確かだろう。

このほか慶長十九年当時に篠原・御影・郡家（平野共）・西御影（平野共）の各村が秀頼方の給人西川喜八郎領であったことが判明している（『兵庫県史』史料編　中世一）。また、八部郡も、東尻池村の慶長六年の免定写（『神戸市文献史料』三巻）によれば「御蔵入　御代官片桐主膳殿」とある。兵庫津も、慶長七年の年貢勘定に「御蔵米」とあり豊臣領で、文化二年（一

八〇五）の「御高入地子御検地覚」（『岡方文書』一輯一巻）には「年号不知片桐主膳正様御代官之節」と記されており、片桐主膳貞隆の預り地だったのだろう。また、慶長九年に山田庄と福原庄の間で山論が起きたが、同十年に、その経緯を記した文書（『兵庫史談』三八号）によると、八部郡は平野・花熊村が秀頼直轄領で代官・中嶋佐兵衛、二茶屋村が秀頼直轄領で代官・片桐主膳貞隆、走水村が給人中嶋才蔵領、宇治野村が同垣屋駿河領、石井村が同平野左京領、夢野村が加治屋内膳領、神戸村が河合又八郎・犬間久兵衛領、烏原村が丹羽源太夫領、山田庄が秀頼直轄領で代官・片桐主膳貞隆だったという。

このように西摂地域の海岸の村々は豊臣直轄領か、豊臣家の給人領だったことが分かる。

国奉行と片桐且元

所領配置では豊臣氏の影響が強い中で、幕府は慶長後期、畿内と周辺の国々に国単位に私領主とは別の「国奉行」を置いていた。国奉行はそれぞれの担当の国に対し、①国絵図・郷帳の作成・管理、②給人に知行地の割り付けと引き渡し、③蔵入地と給人地への両方への国役賦課と国役普請の指揮、④蔵入地の管理、⑤触れの伝達を担当した（高木一九七六）。

摂津の場合は、片桐主膳正の兄の片桐且元が国奉行だった（高橋正彦編『大工頭中井家文書』）。片桐且元は、豊臣氏の重臣ながら、徳川家康にも厚く用いられた。この時代に生産力整備が進み、川辺郡の下佐曽利、長谷、大原野、境野の四カ村（現、宝塚市）では、片桐氏時代に溜め池が多く造られ、延宝期の溜め池の面積うち、それぞれ二九%、九一%、八一%、六四%が片桐氏時代のものであった（『宝塚市史』二巻）。このほか片桐且元は慶長九年には猪名川から取水していた三平井組と大井組（尼崎市）の水論、同十六年には武庫川の富松井（尼崎市）と百間樋（西宮市）の間の水論の裁定も行っている。慶長七年には、幕府の大久保長安とともに、兵庫津の屋地子帳を作成しているし、同十七年には、兵庫津の町中に対し、夙の者扶持のため、銭をこれまで通り出すよう定めている。

且元のこうした幅広い活躍は、豊臣氏の重臣、幕府の設置した国奉行、豊臣氏系大名の三つの立場から生じたものであった。

慶長の国絵図作成

慶長八年（一六〇三）、幕府を開いた徳川家康は、家臣西尾吉次・津田秀政を総奉行に、諸国の国絵図と村々の石高を記した郷帳の作成を命じた。諸国の生産力や所領の広狭を掌握することが新政権にとって重要なのはいうまでもないが、依然「豊臣体制」の枠内に収まっている新政権にとって、自らの手で、

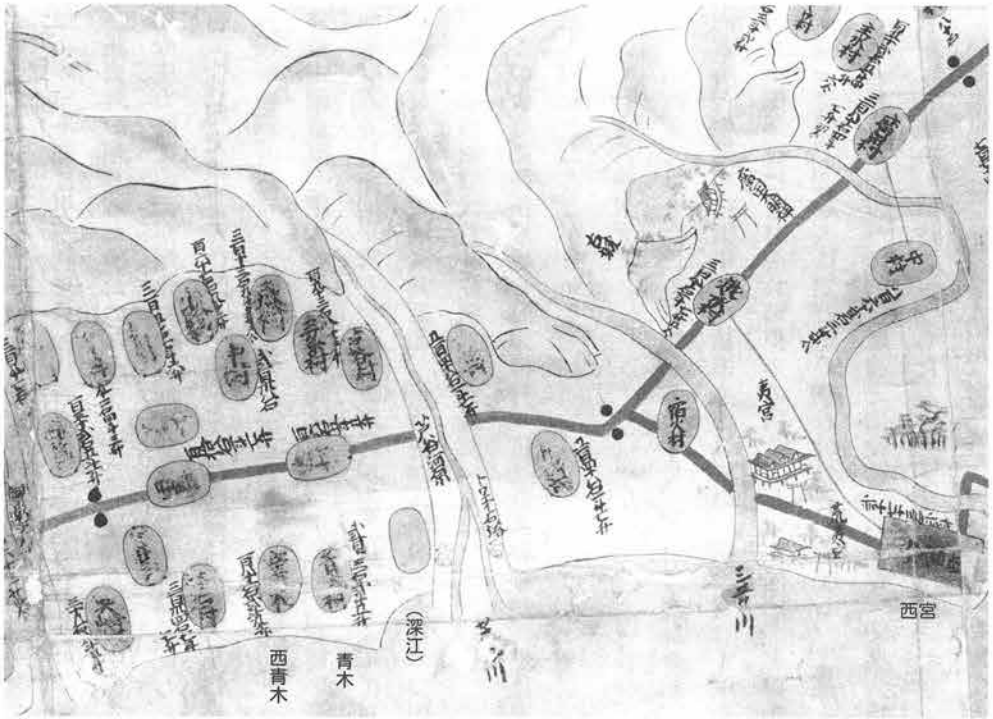

写真－３　「慶長摂津国絵図」（西宮市役所蔵）にみる現在の西宮から東灘区付近

国絵図と郷帳の作成を行うことは「公儀」として国中に認知を迫る重要な政治的な事業であった。ただ、周防・長門の国絵図の控えに「京進ノ控」とあり、江戸幕府は豊臣政権が行った御前帳、郡図徴収の例を踏襲して、朝廷に献納することを名目にした可能性がある（川村一九九〇）。慶長の国絵図作成の経緯について、土佐の山内一豊に宛てた幕府通達が残っており、国絵図と郷帳を三通ずつ提出すること、絵図にも石高集計を記入すること、国境は念入りに記入することなどを命じている（黒田一九七七）。

幕府に提出された国絵図の正図は全く残っていないが、摂津の場合はその控えが残っている。図面余白の石高目録の末尾に「伏屋飛騨守」「水原石見守」の名と、「慶長十年九月日　片桐東市正改之」と書かれている。

絵図には村名、石高、道路、一里山、川筋、城郭、山々などが描かれ、村は楕円形で表すが、兵庫津、尼崎、西宮、湯山（有馬）、三田、伊丹、塚口、山下、小浜、池田は、それぞれ方形で表現されている。これらは、在郷町や城下町・港町で、地図のうえでも村と区別した把握が行われていた。

本庄の周辺を眺めると、深江村は記載がないが、深江村の位置に村名のない村の印があり、村名の記入漏れと思われる。そ

の西に青木、西青木村が並ぶ。青木村と深江村の境付近の陸地は沖に向かって突き出しており、深江が風を避ける良港だったことがうかがえる。また芦屋川は「芦谷川」「芦谷河原」と記載され、広い河原が描かれている。

慶長期の交通網と宿駅

慶長の国絵図は、近世初期の交通体系を示す史料としても注目できる。前近代の絵図であるから、利用には細心の注意が必要だが、たとえば摂津国絵図は筑前国などと並んで一里山が記されており、摂津の国絵図は交通網の表記に細かい作成者の意図が盛り込まれている。

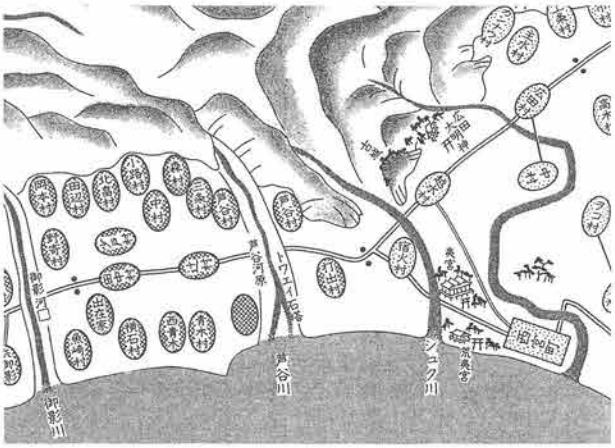

図－2　「慶長国絵図」に描かれた近世の主要交通図
（『兵庫県史』史料編　近世一）

西摂には、太い三本の道筋と、その他の細い道筋が描かれている。太く描かれているのは、①京から瀬川・半町（箕面市）－賀茂（川西市）－小浜（宝塚市）－生瀬（西宮市）を通り丹波、播磨地方への道、②大坂－神崎（尼崎市）－伊丹－小屋（伊丹市）－西宮の道、③大坂－尼崎－西宮－兵庫津の道－の三ルートである。本庄付近は辻（津知）村、田中村を街道が通り、海岸寄りの浜街道は描かれていない。

幕府は、慶長六年（一六〇一）から東海道で宿駅を次々設定したのに続き、山陽道など、主要な脇往還でも宿駅を設定した。慶長十一年、片桐且元が、山崎表衆庄屋と郡山・小浜の馬方に宛てた「摂州之内駄賃馬荷附之所」という触書（『大阪府全誌』第三）によると、京伏見より西方への荷継ぎについて、京から山崎までは広瀬も含め山崎で、山崎から郡山までは富田も含め郡山で、郡山から小浜までは瀬川・半町を含め小浜で荷継ぎして、兵庫、西宮、尼崎、生瀬、有馬へ荷物の上下をすることを定めた。このうち本庄にも関わりのある最後の条文は次の通りである。

一瀬川・半町村は小浜へ相加り、則小浜にて致付落、兵庫・西宮・尼ケ崎・なま瀬・有馬への上下如前可致之事
右此中所々にて荷物共とめ申に付、旅人迷惑之由達而訴訟申候間、如先規之山崎と郡山小浜此三ケ所に相究候、其外国中旧に相定之間、堅可成其意候、猶小畑七右衛門可申候也

さて、この史料からはっきりするのは、「先規」「旧に相定」めた荷継ぎ場以外に、所々で荷が止められ旅人が難儀しているという訴えがあったこと、そして、宛名が山崎・郡山・小浜だけであり、末尾も「此三ケ所に相究」となっており、ここで問題になっているのは、慶長国絵図に描かれた①のルートであることがはっきりする。即ち紛争があったために紛争地について定めたことは明らかである。タイトルが「摂州之内駄賃馬荷附之所」とあっても、摂津一国を対象に定めた普遍的な法ではない。では兵庫・西宮・尼ケ崎についてはどうか。これらは、小浜から荷物送りの対象地として挙げられている。「前の如く上下致すべし」という表現から、これより以前に荷継ぎ場として確固たる地位を固め、駄賃稼ぎ、荷継ぎがかなり整備されていたことが分かる。

大坂の陣と豊臣氏の滅亡

慶長十九年（一六一四）七月、徳川家康は、豊臣秀頼が再建した京都・方広寺の鐘銘に「国家安康　君臣豊楽」とあることを取り上げ、「徳川氏を呪詛するもの」といいがかりをつけた。普請の奉行を務め、穏健派の片桐且元は釈明のため駿府に下るが、この収拾をめぐって、強硬派の大野治長らと対立、身の危険を感じた片桐兄弟は摂津茨木城に入るが、この片桐殺害計画を知った家康は十月、諸大名に大坂城攻めを命じた。この時、西国地方の大名の集結地は兵庫、西宮となっていた。この地は豊臣氏の直轄領だったが、軍事的には掌握していなかったのだろう。また、尼崎は関ケ原の戦い以後、徳川氏の直轄領になっており、郡代建部政長へ防衛強化と、姫路藩主池田利隆に建部氏支援を命じた。池田利隆は一族で家臣の池田重利を差し遣わした。重利は幕府から尼崎代官に任じられ大坂城への兵粮米輸送阻止に乗り出した。摂津の村々は豊臣領も多く、流通の要所を押さえることで軍事的優位を保とうとしたのである。戦闘は十一月十九日から本格化したが大坂城は落ちる気配がなく、十二月には講和が成立した。

講和を受けて、家康は大坂城二の丸の堀も埋め、その上で、大坂城の明け渡しか、召し抱えた浪人の召し放ちを要求した。尼崎の防備も固め、諸大名に米などを積んだ船を尼崎に強制入港させるなど、経済封鎖をした上で慶長二十年四月、再征を命じた。大坂夏の陣である。堀を埋められた大坂方は野戦に転じたが、翌五月、城は落ち、豊臣氏は滅亡した。

大坂の陣を経て、摂津・河内の所領構成は大半が幕府領になった。しかし片桐領は安堵され、東青木村は幕府領と片桐貞隆の入り組み支配となった。しかし菟原郡全体を見れば私領は少数

で、元和三年（一六一七）頃と推定される「摂津一国高御改帳并領主村名附」（『兵庫県史』史料編　近世一）によれば、郡全体一万一一八四石余りのうち私領は青木・中野村のそれぞれ一部、御影、篠原、新在家、稗田、脇浜、筒井の各村の一九七六石余りに過ぎない。これに対し幕府領は九二〇八石余りでそのほとんどは村上孫左衛門が代官を務めた。深江村や西青木村・東青木村の一部もそうである。また尼崎防衛で功績のあった建部政長や池田重利は大名に取り立てられ、建部は引き続き尼崎城に居城した。

戸田氏の尼崎藩入封

元和三年（一六一七）、建部政長は封地を播磨国揖東郡の内に移された。この後を受け、尼崎城に入ったのは、戸田左門氏鉄（うじかね）だった。戸田氏は徳川氏が松平氏と名乗っていた三河以来の譜代の家柄である。家康が天正十八年（一五九〇）江戸入府の際に、氏鉄の父・一西は武蔵国高麗郡鯨井郷（現、埼玉県川越市）の一〇カ村五〇〇〇石を与えられた。関ケ原の戦い後、近江で二万五〇〇〇石を加増され、旧領と合わせ三万石の大名となった。近江では膳所ケ崎（大津市）に城を築き、京への抑えとして重要な役割を果たした。そして、一六年後、氏鉄は二万石の加増を受け、これまでの所領に代え、摂津国川辺・武庫・菟原・八部の四郡で五万石を支配することになった。特に海岸線は西須磨村から一円的に尼崎領となり、入り組み領の多い畿内の中では際だった特色を持っていた。その西の姫路藩も当時は播磨一国を支配しており、幕府が西国大名への抑えとして重視していたことがうかがえる。

元和三年入部した氏鉄はこの年の十月、将軍秀忠に新たに尼崎城の築城を命じられた。氏鉄は土木事業にも才のある大名であり、尼崎を近世的な城下町に整えたほか、普請事業にも足跡を残した。尼崎の左門殿川は氏鉄の残した遺業として後世にまで名を残した例である。その才能に目を付けた秀忠の計らいで、氏鉄は、元和六年から前後三回、計一〇年に及ぶ大坂城の修築の奉行を務めた。

戸田氏の支配

戸田氏時代の具体的な農村支配の実態を語る史料は極めて少ないが、川辺郡潮江村のうち五〇石を中西彦左衛門に与えたことなど、家臣に直接知行地を給付する地方知行制（じかた）が行われていた。検地については、寛永八年（一六三一）の武庫郡越水村の検地帳が知られる。また、兵庫津の地子方新屋敷が、元和五年（一六一九）の「名寄帳」で三三石四斗二升二合九勺、面積にして一町一畝二三歩が増えており、検地が行われたと思われる。

しかしこうしたわずかな例を除けば、戸田氏の検地は知られていない。

とはいうものの、兵庫津の例でいえば、片桐氏の代官時代、屋敷地の検地帳は、実納高の五〇〇石余りだったが、戸田氏時代生産高一〇〇〇石余りで五〇〇石余りを納めるようになった。納入高把握から生産高把握に改めたのである。中世までの権力が納入高で支配していたのに対し、生産高による支配を行ったのが近世権力であるから、たとえ年貢増徴はなくても、その意義は大きい。また兵庫津ではそれまで生魚献上していたものを、戸田氏の時代に銀納するようになった。税制上でもかなり整備が進んだことがうかがえる。

戸田氏が出した触についても現段階では確認できず、具体的な支配の実態は明らかにできない。ただ、寛永十二年、氏鉄は五万石加増され、尼崎から大垣藩（岐阜県）に転封、この時に大垣で郷中法度を出したが、末尾に「右廿三条の趣、摂津国尼ケ崎よりかようの御法度仰せ付けられ候故、当地に至てもかくのごとく仰せ付けられ候」とあり、尼崎時代の触がかろうじて知られる。この法令は、農村労働力の確保、家臣・村役人が私的に農民を使役することの禁止などが主眼で、農村振興を図りながら、農民から藩庫への収奪を最大にしようという狙いが込められている。家臣が村方を直接支配する地方知行制が残っていただけに、私的な使役は依然残っていたのであろう。一般的な不正禁止規定のほかに「夫役は一軒につき一カ月三日を限度とする」「代官は一年交替とする」という規定もある。なお、大庄屋に相当する農村の支配機構として「十村」という表現が見られる。

上方郡代と本庄地域の漁民

大坂の陣で摂津地方の豊臣方の勢力は一掃されたが、畿内は入り組み領が多い上に、また朝廷や滅ぼされた豊臣氏への同情心も強く、幕府にとって先進地の畿内を的確に把握するのは重要な課題であった。

元和元年（一六一五）摂津・河内・和泉の国奉行だった片桐且元が死亡する。この直後、その役割を引き継いだのは、喜多見五郎左衛門と小堀政一であった（朝尾一九六七）。喜多見は同二年には近江一国の奉行、同四年、堺奉行兼摂津・河内・和泉三カ国奉行、さらに同七年には畿内総代官になった（「断家譜」）。小堀は、元和三年河内国奉行、同八年には近江国奉行を務めている。小堀らはやがて史料中「上方郡代」「京都郡代」と呼ばれる。

寛永四年（一六二七）三月には、江戸の老中より、「公儀御

用」のため幕府領・私領を問わず、浦方の村々に水主（水夫）徴発の割り当てが行われた（「松尾仁兵衛家文書」）。この時、尼崎藩への割り当ては、老中から喜多見五郎左衛門にまず触が出て、喜多見は大坂町奉行が保管している「水主之本長」（水主の元帳）をもとに各浦の負担を算出し、尼崎藩主・戸田氏鉄へ徴発を命令している。尼崎藩が水主役徴発を命じた浦方の中には菟原郡脇浜村（旗本船越氏知行）のように戸田氏領でない所も含まれている。この時は、尼崎から駒ヶ林までで六七人が徴発され、深江と青木は合わせて一人賦課された。この「水主之本長」は国単位で、豊臣政権で朝鮮出兵の際に作られた水主徴発のシステムが江戸幕府に引き継がれたと考えられる（河野二〇〇六）。朝鮮出兵と寛永の徴発が浦々の由緒として語られ、後々海岸の活用に関して浦方の権利を主張する根拠となった（神戸大学文学部蔵「御影村文書」）。

喜多見五郎左衛門が寛永四年死亡すると、その後は五味金右衛門豊直が継いだ。五味は大坂の陣後の元和元年、河内国讃良・古市郡の幕府領支配を命じられ、山城国や丹波国の郡代、「京廻り土居之内、并西国辺公家衆上り地」の仕置などを歴任、寛永十一年「五畿内の訴を沙汰」するようになる。この時期は、幕府の上方支配にとって、重要な画期に当たっている。即ち、寛永十年、三代家光の信任厚い永井尚政・直清兄弟がそれぞれ淀、勝竜寺（のちの高槻）に転封、堺町奉行に石河勝政、翌十一年には、大坂町奉行として曽我古祐が着任した。それまでに畿内にいた京都所司代・板倉重宗、大坂町奉行・久貝正俊、そして小堀、五味を合わせた八人を「八人衆」と呼び、関東の支配とは相対的に独自性の強い支配が五畿内と近江・丹波・播磨の上方八カ国に展開された（朝尾一九六七）。

正保四年（一六四七）、小堀の死去に伴い水野石見守忠貞、万治三年（一六六〇）、五味の死亡により小出越中守尹貞が後を継ぐが、その直後の寛文前期に八人衆の後継者がいずれも辞任、または死亡し八人衆体制は崩れた。そして、寛文五年（一六六五）、雨宮正種、宮崎政泰が伏見奉行に、同八年、京都町奉行の兼任を命じられ、以後、新しい体制で上方支配が展開する。京都と上方八カ国の広域行政は、それまで京都所司代と上方郡代が管轄していたが、職務が過重となってきた。このため上方郡代の担当していた経済・財政部門を京都代官の担当とし、八カ国の領主支配の異なる村同士の裁判や天領に関する行政、所司代が担当していた京都市中に対する民政部門を統合して、京都町奉行を新設した。

この体制は享保七年（一七二二）まで続き、この年大坂町奉

行と京都町奉行との間で国分けが行われ、上方八カ国のうち、摂津・河内・和泉・播磨での公事・訴訟、寺社関係の取り扱いを大坂町奉行に、残りの国々を京都町奉行が担当することになった（『町奉行所旧記』大阪市史史料四一・四二輯）。また大坂町奉行は、伊勢から越前までの西国の海上荷物の紛争処理も担当した（大阪市史史料『大坂町奉行管内要覧』大阪市史史料一五輯）。

徳川大坂城と御影石

大坂の陣の後、大坂城には、松平忠明が一〇万石で入城したが、元和五年（一六一九）大和郡山に移され、大坂城は幕府直轄となった。翌六年正月、藤堂高虎を普請総指図役に、三一国、四八家によって、徳川大坂城の第一回修築が始まった。以後、寛永元年（一六二四）正月からは、戸田氏鉄を総奉行に三二国、五七家の役負担で第二回普請、さらに寛永五年二月から戸田氏鉄らを奉行に、三二国、五四家への課役によって、ほぼ現在にみる大坂城が完成した。

大坂城の普請にあたっては、豊臣氏の時以上に東六甲地域から採石が行われた。豊臣大坂城では自然石が用いられたが、徳川大坂城では加工石が用いられ、工法も顕著な違いが見られる。この地区には、目印の刻印や大きな石を割り出すための矢穴の残った巨石が多く残っているが、豊臣大坂城には含まれておらず（藤川一九八〇、藤川・重川・望月一九九二）、加工の手を加えたものは、いずれも徳川大坂城にまつわるものと思われる。

採石場については、芦屋市の歴史研究団体「芦の芽グループ」が一九六八年以降、長年にわたって分布調査を続け、芦屋市教育委員会の発掘調査も続き、西宮・芦屋・神戸の三市域にまたがり、西から、住吉、城山、奥山、岩ケ平、越木岩、北山、甲山の地区に分かれることなどが知られるようになった（第一章）。このうち城山刻印群は神戸市と芦屋市にまたがっていた（芦屋市教育委員会二〇〇五ほか）。

徳川期の採石場運営

豊臣大坂城築城では、採石場のエリアを定めるのではなく、石を移動させ管理する奉行を配置することで石の所有権を確認した。これに対し徳川大坂城の時期は武士団を単位に、石場が固定された。例えば、加藤肥後守忠広の場合は「加藤肥後守石場　これより川南　ひかし」と刻印した傍示石を置いていた（藤井一九九一）。また池田光政家臣の伊木三十郎の石場を示す刻印も複数見つかっている（古川一九九二）。この二種類の傍示石は領域設定の仕方にやや違いがあるものの（大国一九九二）、石場領域をあらかじめ設定するという点は共通する。また通常

写真－４－２　同（同）

写真－４－１　伊木長門守石場を示す刻印石（芦屋市教育委員会『徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ　岩ケ平刻印群発掘調査報告書』2006）
「伊木三十ら(郎)石ば　二しの宮内」と刻印されている。

は石場を設定するのは大名クラスだったが、伊木氏の場合は池田家の家臣ながら一万石以上の大名並みの禄を与えられていたため独自に石場の範囲を定めている。

すなわち、徳川大坂城築城の時期は、石を移動させる前に、それぞれの武士団が採石場の区画を設定し、そのあと、石を切り出すのだった。これまでの刻印分布調査の成果により、東六甲採石場岩ケ平刻印群の場合、各藩の採石場の領域設定が地図上に落とせるまでに至っている。その設定方法は、尾根を境界に、谷筋に沿って上下に領域を設定するという方法を取っている。この方法で採石しようとすれば、石を海岸へ引く過程で他藩の領域を通らなくてはならない。それでも紛争なく石が切り出せるほどに採石慣行が定着したといえよう。

当時の領主の関心は慶長十五年（一六一〇）閏二月七日付細川忠興書状（「細川家記」）にあるように「つらよき石を割る」ことであり高い値段で売買された（大国一九九二）。そのためには、石を移動させて初めて所有権を主張できるような、豊臣時代の採石の仕組みは合理性を欠いていた。むしろあらかじめ領域を設定し、その中にある石を最も適切な方法で加工することで、よき石を生み出す方がふさわしい。その結果、採石集団は一定期間特定の場所で、寝泊まりしながら作業をすることにな

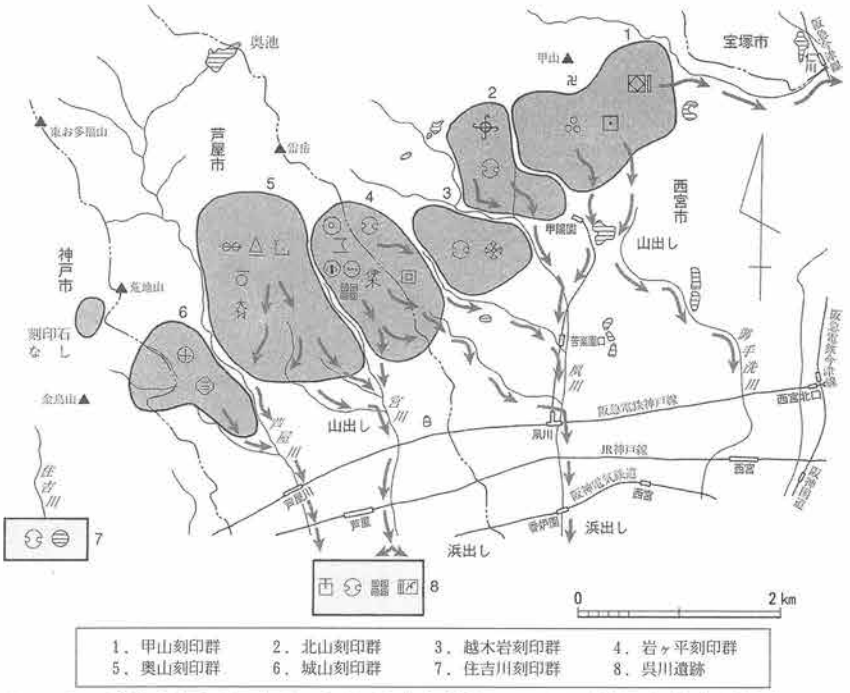

図－3　東六甲採石場からの石切り出し想定ルート（芦屋市教育委員会『徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ　岩ヶ平刻印群発掘調査報告書』2006年）

る。このため、石場を決めたら、小屋掛けをするのが普通になった（慶長十七年七月二十四日付毛利秀就条々『毛利家文書』一四六）。実際、近年発掘調査で、岩ヶ平刻印群で作業小屋跡や工具の製作・修繕を行ったと見られる鍛冶炉跡が発掘された（芦屋市教育委員会二〇〇三）。石垣の需要の変化が、採石場の運営や労働のありかた、採石労働者の生活も一変させたのである。

採石積み出しと青木の無量寺

六甲山から採石されると、海岸に運ばれ海路で大坂に送られた。芦屋市の宮川下流では、上流の岩ヶ平刻印群から採掘したと見られる石材が近年発見された。その石材は、加工石であることから徳川大坂城築城の際に使うために切り出したものということがはっきりするが、磨耗した様子がなく、洪水などで運ばれたのではなく、人力で運ばれたと推定され、宮川下流に石材の積み出し地が推定されている（藤川一九九一）。神戸市と芦屋市にまたがる城山刻印群からの採石の切り出しは芦屋川を利用したと考えられる（芦屋市教育委員会二〇〇六ほか）。

また青木の無量寺には、大坂城築城の際に運ばれる途中に海中に落ちた巨石が、後に引き上げられ、安永八年（一七七九）から同九年頃に山門造営の際、石段の基段に用いられたと『武庫郡誌』に記載されている。また古老の言い伝えによると、こ

の石は香川県の小豆島から運ぶ途中の石材で、海中から夜毎白い光を発するので、漁師たちが気味悪がって引き上げたという。『武庫郡誌』には、豊臣秀吉築城の時のこととしているが、西国の庶民に根強い「太閤信奉」と巨石崇拝が結びつけられたもので、むしろ徳川大坂城築城での採石であろう（藤川一九八八）。

片桐貞隆の青木村支配

すでにみたように大坂の陣直前の慶長十九年、片桐貞隆は豊臣秀頼から菟原郡中野村の一部や青木村を加増されたが、大坂の陣以後も領地は安堵され、摂津では川辺郡米谷村（現、宝塚市）・常光寺村（現、尼崎市）、菟原郡御影村・青木村・中野村・篠原村・八部郡平野村・北野村・花熊村（以上現、神戸市）を領有した。寛永四年（一六二七）に貞隆の二男貞晴に三〇〇〇石が分知された際、平野・北野は貞晴領となり、幕末に至った。分知直後の寛永年間（一六二四―四四）と推定される「万覚書」（奈良市「杉原方文書」）によれば米谷・常光寺・御影・青木・花熊の各村は藩領の直轄地で大河原清太夫が代官となっている。

これに対し、篠原村は与力の西川八右衛門、中野村は与力の伊藤猪左衛門の給地で、いわゆる地方知行であった。このうち西川八右衛門はすでに天正十九年（一五九一）の「若林久大夫分山手差出」（吉井貞俊氏蔵「天城文書」）に登場し、すでにみたように大坂の陣の後も引き続き篠原村を領有していて、伊藤猪左衛門も中野村領主だった。この二人がいつどのような事情で片桐家の与力となったのかは明らかではないが、天和二年（一六八二）伊藤猪左衛門が出した触書が中野村に残っており、法令を直接村に出していることがわかる。相対的に独立性の高い支配が行われたと思われる（神戸大学文学部寄託「芝切義寛氏文書」）。

しかし貞享元年（一六八四）二月、伊藤氏ら与力衆三人は、藩主貞房の指揮に従わなかったという理由で追放され、中野村の一部も幕府領となった。一方片桐氏による青木村の支配は、明和六年（一七六九）灘目の村々が幕府領になるまで続いた。

片桐氏の所領支配では、土免と呼ばれる年貢決定方式が採用された。これは春に検地帳に記載された石高に年貢率を掛け合わせて年貢高を決める方式で、不作などがあれば秋に調整を行った。前述の「万覚書」（「杉原方文書」）によれば「一高七拾八石弐斗五升　同郡　青木村　午ノ土免　六ツ成」と書かれていて、石高七八石余りに午年は六割を年貢率と定めたことが分かる。「午ノ」とあるように、毎年決めるのが原則だった。

青山氏の入封

戸田氏鉄が寛永十二年（一六三五）大垣に転封した後、入部

したのは同じく譜代の青山幸成であった。幸成の祖父・忠門は三河国額田郡百々村の住であったが、元亀二年（一五七一）三河攻めの武田軍と戦い討ち死にした。この功でその子・忠成は百々村ほか二カ村で二〇〇石を与えられ、松平氏と主従関係を結んだ。そして家康が関東入り後の天正十九年（一五九一）相模国高座郡坐間において五〇〇〇石を与えられた。さらに関ヶ原の戦いの後、慶長六年（一六〇一）上総・下総両国で一万一〇〇〇石の加増を受け、旧領と合わせ一万六〇〇〇石の大名に取り立てられた。幸成は忠成の第三子で、父の存命中に一五〇〇石を与えられ、慶長十八年、父が死んだ時に遺領から一五〇〇石を分けられ、計三〇〇〇石となった。元和五年（一六一九）、常陸国において一万石加増、元和九年に遠江国で三〇〇〇石、寛永十年（一六三三）には一万石の加増を受け遠江国掛川へ移り、十一年には遠江国で七〇〇〇石加増、寛永十二年に一万七〇〇〇石加増されて五万石となり、戸田氏鉄のあとに尼崎に入部した。

青山氏は、宝永八年（一七一一）まで七六年間、幸利、幸督、幸秀の四代にわたって尼崎藩主として西摂地方の支配にたずさわった。幸成は、寛永二十年の死亡の直前、遺言で新田高・打ち出し高・新地子合わせて四〇〇〇石を本高に繰り入れ、五万四〇〇〇石とし、うち六〇〇〇石を二男・幸通、三男・幸正、四男・幸高に分知して欲しいと言い残した。この遺言は幕府にそのまま認められ、尼崎藩の禄高は差し引き四八〇〇石となった。この時、菟原郡では徳井村、新田（東明）が幸正領になった。

また次の幸督の時、幸督の弟・幸澄にも新田二〇〇〇石が分知された。ただ先代と違って幕府の公式の許可を得ない「内分知」であり、全容は明確でないが、菟原郡では、東青木村の新田、小野新田（現、神戸市中央区）、浜芦屋新田（現、芦屋市）などが幸隆領になった。内分知だけに、年貢徴収も本村の庄屋が代行し、単に帳簿を別にして上納の際に「兵部様米」と記して、本家分と区別する程度であった。

徴税面では二種類の分家には違いがあるが、実際の支配は、尼崎藩が一円的に行っていた面が多かった。徳井村と同様、寛永二十年に幸正と幸高にそれぞれ分知された川辺郡下坂部村（現、尼崎市）では、幸正系の知行所の庄屋方に万治二年（一六五九）に尼崎藩から出された触が残っている（中村一九七六）。

松平氏の入封と領地変遷

宝永八年（一七一一）二月、青山氏が信濃国水内郡飯山へ転封した後、遠江国掛川から尼崎藩主として松平遠江守忠喬が入部した。松平氏は三河国碧海郡桜井郷（現、愛知県安城市桜井

町）に興ったので桜井松平といわれ、徳川氏庶家の一つに数えられている。天正十八年（一五九〇）八月、家広が武蔵国松山城一万石の封地が与えられた。慶長五年（一六〇〇）の関ケ原の戦いの後、忠頼に美濃国金山領一万五〇〇〇石の加増があり、翌六年遠江国浜松城に入り五万石を領した。しかし同十四年、水野忠胤の江戸邸での茶会で口論の末忠頼が横死するという事件のため城地は没収されている。

翌慶長十五年世子忠重に武蔵国深谷であらたに八〇〇〇石の地が与えられ、元和八年（一六二二）上総国佐貫城一万五〇〇〇石、寛永十年一万石を加増され駿河国田中城に転封した。翌十一年には五〇〇〇石が加えられ三万石となり、同十二年八月、遠江国掛川で四万石となった。

同十六年二月に忠重が没し、後を継いだ忠倶は信濃国飯山城に移され、次代の忠喬の時宝永三年（一七〇六）掛川城にもどり、さらに宝永八年二月、信濃国飯山城に移った青山氏の後をうけて尼崎に入城した。

領主交替時の尼崎藩の所領は、青山氏が四万八〇〇〇石であったのに対し、松平氏は四万石で入封したため、この調整に、旧青山氏領のうち武庫郡・菟原郡・八部郡の三郡のうちにおいて八〇〇〇石が公収された。このとき公収されたのは次の村々で

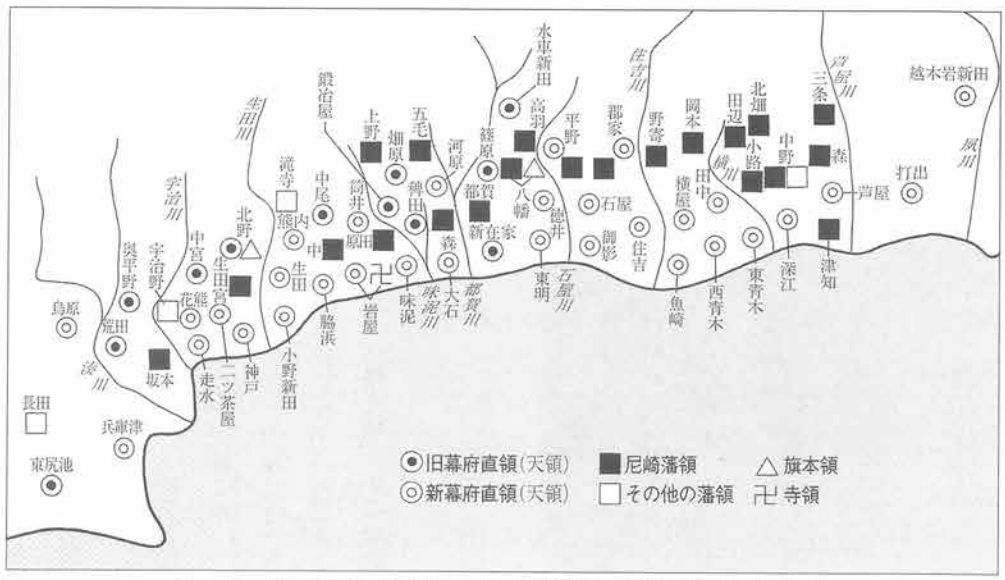

図－4　明和6年（1769）、天領収公後の灘地方支配関係図
（芦屋市教育委員会　2006年　前掲の部分図）

あった（「のうち」とあるのはほかにも領主がいる村）。

武庫郡…川面・見佐・伊孑志・蔵人・神尾のうち・上ガ原新田・越水

菟原郡…篠原のうち・畑原・川原の内・鍛冶屋・滝寺・中尾・熊内

八部郡…北野のうち・中宮・宇治野・荒田・長田・東尻池・西尻池のうち・駒ガ林のうち・板宿・大手・東須磨・西須磨のうち

忠喬は宝暦元年（一七五一）三月に隠居し、跡を継いだ忠名（ただあきら）は明和三年（一七六六）十二月に没し、翌年二月忠告が尼崎藩主となった。忠告の襲封直後の明和六年（一七六九）二月に、藩領二四カ村一万四〇〇〇石の上知という大変事が起こるが、尼崎藩は松平氏で定着、明治維新を迎えた。ただし、文政十一年（一八二八）十月にも領地の変更があった。

このように変遷を重ねた結果、尼崎藩領は多くの村が別の領主と境界を接することになり、領主の異なる村との領境に「是より尼崎領」と彫り込んだ領界碑が各地に立てられた。その中には元禄七年（一六九四）三月や延享五年（一七四八）という年号が刻まれているものもあるが、大半は年代の刻印がない。藩領を調査した田中敦氏によれば比較的近年まで存在した領界碑として一四基あるという（田中二〇〇七）。しかし藤川祐作氏の調査によれば、この一四基以外にも小路の八幡宮神社に領界碑があり、調査が進めばさらに発見があるだろう。小路の領界碑は、上部は折れているものの、「尼崎領」「尼崎領他領入」と読め他の領界碑と形式がよく似ている。天明八年（一七八八）「御巡見様御通行御用留之帳」の小路村の項には「字片田　領杭御分石壱本」とあり、この領界碑をさすのだろう。字片田とは西国街道に面した位置にあり、八幡宮神社からは離れている。明治以降に移転したと思われる。

写真－5　小路の八幡宮神社境内にある尼崎藩の領界碑

二節　村社会と前期の経済発展

1　村社会のしくみ

年貢と役負担

近世前期、本庄地域の年貢徴収の実態を示す史料としては、片桐領青木村で、土免と呼ばれる年貢徴収が行われていたことはすでに触れたが、片桐家家臣の末裔、杉原方氏文書の中に「万覚書」と題する文書があり、この中に「御知行方村々高物成」と題する「午年」の史料が含まれている。「午年」は前後に登場する家臣の知行高から寛永十九年（一六四二）と推定される。この史料によれば、片桐領青木村は土免六ツ（年貢率六割）、他に小物成（雑税）として夫米一石二斗五升、水汲夫一石、わらがあった。片桐領摂津五カ村は飛び飛びで離れているが、この時期は「大河原清大夫預り」となっている。

また尼崎藩領については寛文九年（一六六九）ごろと推定される「青山大膳亮様領地調」（尼崎市立地域研究史料館寄託加藤省吾氏収集文書）がある。以前からの耕地である本田畑の年貢率が相対的に高く、深江村で八二％、東青木村七八―七九％、西青木村七六―七八％だった。これでも低い方で、周辺の村々では、北畑村八九％、森村八七―九〇％、郡家村九四％、石屋村九六％、打出村九一―九二％、横屋村九一％、浜御影村九四％、田辺村九五％、田中村八八―八九％、住吉村九八％など、軒並み八割台後半から九割台になっている。これほど年貢率が高いのは、石盛（反あたり法定生産高）や耕地等級が実際の生産力を反映していない、つまり稲作以外にも二毛作などの土地利用が行われていると考えられる。一方新たに石高に加えられた打ち出しや新田は、年貢率が大幅に低かった。深江村で二五％、東青木村で二一―二〇％と低くなっている。地味や水利など生産条件の悪い土地の開発を領主が奨励する意図があった。

年貢には、田畑にかかる本途物成に加えて雑税である小物成があった。雑生産物に対するもので、青山氏の寛永年間（一六二四―四四）の場合、麻がら・柿しぶ・椿の実・畳こも・鷹の尾・すさわら・くさぎの葉（もぐさ）・山かやがあったが、貞享元年（一六八四）の触では免除されている（「定役之事」「覚」『尼崎市史』五巻）。また役負担として陣夫・御普請人足・千石夫・人足などがあったが、これも貞享元年触で軽減された。

触と村掟・五人組

江戸時代になると、幕府や藩から夥しい触が出されるようになる。内容の面では、時代が下るに従って日常生活の細々とし

た心掛けなどまで含まれるようになる。また、幕府や尼崎藩などからのほか、支配機構の末端を担い数カ村から十数カ村を統括した郡右衛門あるいは大庄屋からの触、村単独で決めた村掟など、触の発布には様々な形式があった。領主や大庄屋からの触や通達は大庄屋から順々に村継ぎで回覧された。

幕府からの触のうち、最も基本的なものは、高札として村々に高札場を設けて掲げた。高札場は村の中心やメインストリートに面しており、現在でも「札場筋」などの小字や通称名を残している。深江村の場合、正徳三年（一七一三）の絵図を見ると、村の中央と南端に二箇所の高札場が描かれている。

村中央部の高札が、キリシタン高札など、一般的な高札で、村社会の精神的な拠り所を担うことを狙ったものであろう。また南端の高札場には浦高札が掲げられたと思われる（二節5参照）。

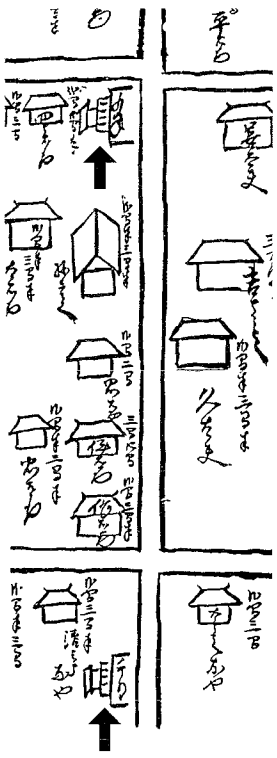

写真－6　深江村の高札場と浦高札場（神戸深江生活文化史料館蔵「正徳三年深江住居図」）右上端が浜街道と札場筋の交差点でここに高札場（上の矢印）、南に浦高札場（下の矢印）があった。

高札場の維持は領主の負担であった。例えば、深江村吉兵衛が大庄屋をしていた享保五年（一七二〇）一月から六年十二月まで二年間で、管轄の一七カ村のうち岡本・田辺・魚崎・西青木の四カ村が、高札場が破損したとして修復の替え木を尼崎藩に要求している。

村内の組織として五人組があった。もとは戦国時代、下級武士に五人を単位とした組があったが、江戸時代に相互監視や租税納入の担保、治安維持のために制度化されたのが五人組であるとされる。やがて寛永期（一六二四－四四）になると、百姓に対する基本法を箇条書きして、末尾に村人が遵守を誓って五人組毎に署名、捺印した五人組帳という形式の文書が現れてくる。この箇条書きの部分を五人組帳前書といい、毎年村役人が五人組に読み聞かせた。また、江戸時代は土地を持つ者だけが正規の村の構成員だったが、五人組には水呑と呼ばれた土地を持たない者たちも組織された。本庄地域では、深江村の五人組帳のうち、安政六年（一八五九）の前書が残っている。これは八〇カ条にもわたって法令の遵守、相互監視、勤労の奨励、田

畑売買や質入れ規制、村役人の義務、風俗規制、治安維持、植林の励行、納税に関する規定などが盛られた包括的な内容となっている（『本庄村史資料編』二巻）。

宗門改めとキリシタン摘発

フランシスコ・ザビエルによって日本にもたらされたキリスト教は、瞬く間に信者を増やした。織田信長はキリシタン布教に寛容だったが、豊臣秀吉は天正十五年（一五八七）、伴天連追放令を出し、江戸幕府もこの方針を受け継ぎ、次第に禁教政策を強化した。特に、寛永十四年（一六三七）に起きた島原の乱以降、弾圧が強化された。

尼崎藩も、幕府の政策を踏襲してキリシタンには厳しい姿勢で臨んだ。例えば、戸田氏鉄が尼崎から大垣に移った寛永十三年に「尼崎の時からの法律」として触れ出した二三カ条をみると、その第一条が、キリシタンと盗賊の密告奨励である。

青山氏時代になると、兵庫津で実際に隠れキリシタンが摘発されたことがあった（大国一九九四）。年代は、寛永二十年から正保四年（一六四七）まで、すなわち一六四〇年代半ばである。また別の書状によれば浦々の船と町中を重点に隠れキリシタンの摘発を命じている。浦の改めが重視されているのは、海上交通が、キリシタンの伝播と「隠れ」の場になっていたのだろう。

こうして島原の乱を境に弾圧の目標が、キリシタン指導者からキリシタンの一般民衆にまで広がり、摘発したキリシタンに改宗したしるしとして請証文を提出させた。寛文年間（一六六一―七三）になると、全ての階層にいずれかの寺院の檀家になることを強制し、寺院はその者が寺の檀家であり、キリシタンではないことを証明する義務を負った。年一回、宗門改めが行われ、婚姻や転居などの場合には宗旨の証明書を寺から発行してもらう仕組みになった。これを寺請制度という。

ただ、このような寺請制度が確立するのは、キリシタンへの現実的な危機感が遠のいたころであり、宗門改帳は、戸籍台帳の意味を持った。また、それぞれの旦那寺は、宗派ごとに寺格に基づいて本寺―末寺―末々寺という上下関係の寺院組織に組み込まれ、こうした組織を通じて民衆支配が行われた。ちょうどこのころ、夫婦を核とした「小農」経営が一般的になってきている。宗門改めは幕藩体制を支える「小農」を把握する手段になったのである。

郡右衛門と大庄屋

青山氏が尼崎藩主時代には、村々の庄屋を統括する支配機構として「郡右衛門」の制度があった。後の大庄屋とほぼ同じ役割を持っており、法令の伝達、村々の年貢納入の監督、百姓の

訴訟の吟味、村からの諸届け・願書の取り次ぎや処理などを行った。身分は農民ながら、苗字・帯刀を許されたり、給分が与えられたりした。この郡右衛門制がいつ始められたのかははっきりしない。ただ、寛永十二年（一六三五）九月、青山幸成が兵庫津や村々に出した触（『尼崎市史』五巻）に年貢納入で代官・郡右衛門・庄屋に非分があった場合、農民に年貢皆済後は「何方へも其身覚悟次第」立ち退くことを認め（六条）、また代官・郡右衛門が、「於郷中百性町人ニ何ニても私用を申かくる」ことを禁止（九条）している。六条は郡右衛門が年貢納入に直接関与したこと、九条は藩の命令（公用）で農民を使役することもあったことを示している。なお、青山氏の前の尼崎藩主戸田氏は、尼崎からの転封先の大垣で、正保四年（一六四七）まで、やはり郡右衛門の呼称を用いており、これをみると戸田氏時代から「郡右衛門」を用いていた可能性が高い。

さて、郡右衛門が管轄した範囲は郡を単位にその中をさらに幾つかに分け、数カ村から二〇数カ村を一組とし、それを受け持ち区域としていた。青山氏時代は川辺郡に三、武庫・菟原郡にそれぞれ二、八部郡に一の計八組があった。各村の庄屋が交替で郡右衛門になり、組の名称は郡右衛門の居住する村の名前をとり、例えば森組などと呼んだ。青山氏の後に尼崎藩主になった松平氏は、入封した翌年の正徳二年（一七一二）、郡右衛門の呼称を大庄屋と改めた。青山氏から松平氏に交替した際、尼崎藩領を離れた村があり、八部郡と菟原郡西部の村を合わせて一組に再編し、松平氏時代の組数は七組になった。

青山氏時代と松平氏時代前半の本庄地域の村々は、いずれも同じ組に属し、一七カ村で構成されている。すなわち、深江・東青木のうち・西青木・小路・田辺・北畑・中野のうち・森・三条・津知・芦屋・打出・岡本・野寄・田中・横屋・魚崎の一七カ村で

表－2　本庄地域の属した郡右衛門・大庄屋組の変遷

年　代	名　称	組　村
寛文11(1671)～元禄12(1699)	打出組	（菟原郡）打出・芦屋・津知・三条・森・中野のうち・北畑・田辺・小路・岡本・深江・東青木のうち・西青木・野寄・田中・横屋・魚崎 ＜下線は明和6年（1769）に幕府領になり大庄屋組から外れる村＞
元禄14(1701)～享保元(1716)	森　組	
享保2(1717)～享保15(1730)	深江組	
享保15(1730)～寛保2(1742)	横屋組	
寛保2(1742)～寛延2(1749)	野寄組	
寛延2(1749)～明和6(1769)	横屋組	
明和6(1769)～寛政11(1799)	野寄組	（菟原郡）津知・三条・森・中野のうち・北畑・田辺・小路・岡本・野寄・郡家のうち・平野の内・高羽・八幡のうち・都賀・五毛・森・上野・原田・中（八部郡）生田宮・坂本
寛政11(1799)～明治4(1871)	郡家組	

※年代は史料に現れた上限・下限を示す。

ある。ところが明和六年（一七六九）に海岸部の尼崎藩領の大半が幕府領になり、一七カ村のうち尼崎藩領のまま残った小路・田辺・北畑・中野のうち・森・三条・津知・岡本・野寄の各村は、八部郡と菟原郡西部の村とを合わせて一組になった。本庄地域の属した郡右衛門・大庄屋の変遷は表－2のとおりである。

さて深江村の吉兵衛が享保二年（一七一七）から同十五年まで大庄屋を務めていた時期、村々への廻状順達経路をみると、組入用の算用の集会案内に「打出村より山方浜方東青木村迄村々御庄屋中」となっている。また御城で乳母を捜しているので適当な人物がいれば申し出るようにと触れた廻状は、大庄屋深江村吉兵衛より、打出村→芦屋村→三条村→津知村→森村→中野村→小路村→北畑村→田辺村（→田中村）→岡本村→野寄村→横屋村→魚崎村→西青木村→東青木村と回った。深江村から左廻りで山方に順達され、再び吉兵衛の手元に返却されたのである。

次に、京都町奉行からの触書を、深江組を経由して隣組の住吉村へ継ぎ送る場合は、打出村→深江村→津知村→芦屋村→三条村→森村→中野村→小路村→北畑村→田辺村→東青木村→西青木村→田中村→岡本村→野寄村→横屋村→魚崎村と回覧し、各村で庄屋によって筆写され、次の高羽組住吉村へ送られた。大庄屋組一七カ村を一巡するのにどの位の時間が掛かったのか。重要度にもよるだろうが、享保年間に京都町奉行所から触が来た時の例では、深江村の吉兵衛は「急に申し入れ候」と真夜中に触を回しているから、重要な触だったのだろうが、十五日の深夜から十六日の夜まで、ほぼ二四時間で回覧している。

深江組大庄屋吉兵衛

享保二年（一七一七）から同十五年にかけて大庄屋を務めた深江村の吉兵衛の大庄屋文書が、吉兵衛の末裔の永井正治氏方から発見され、享保期の深江のことや周辺の村々の様子、大庄屋の活動の一端が明らかになる。その具体的な事柄は後に述べるとして、ここでは吉兵衛個人について記そう。

寛文四年（一六六四）の検地帳に「吉兵衛」の名前が見られるが姓がなく、永井吉兵衛をさしているのかどうかははっきりしない。明確に確認できるのは天和二年（一六八二）三月の「深江村惣新田名寄」（永井正治氏文書）であろう。この裏表紙に「永井吉兵衛所持」とある。享保十一年五月の東川用水の取水に関する訴訟で森・津知・深江・小路・中野村より提出した願書の文面に「深江庄屋吉兵衛ハ前庄屋故名印除」と注記があり、深江村は年寄新兵衛と同弥三右衛門が署名している（『新修芦屋市史』資料篇二）。

大庄屋吉兵衛が取り扱った事柄を、享保五年正月から同六年十二月までの控帳でみてゆくと、大庄屋の仕事内容は、組村一七カ村全体の人別の出入り、開発願い、普請願い、改印届け、年貢関係、その他多岐にわたっている。

享保十一年二月、吉兵衛は健康状態の悪化を理由に大庄屋退役を申し出たが、退役願いは認められなかった。同年三月の検見願い（永井正治氏文書）や同年十月の旱魃につき嘆願書（同）、同十二年の猪追い狩人雇い賃に関する願書や、同十四年四月の橋普請用材下げ渡しの願書に大庄屋としての記名があり（『本庄村史』資料編三）、役義を続けている。そして、享保十五年八月の深江組雇人足数書上（永井正治氏文書）に吉兵衛の名が記されているが、これから間もなく退役した。

庄屋・年寄・百姓代・あるき

村には庄屋・年寄・百姓代という村役人が置かれた。同じ村であっても、東青木村のように、尼崎藩と大和小泉藩領とに分かれているなど、領主が違う場合は領主ごとに庄屋が置かれた。人選は村で行い、就任・退役ともに領主の承認をもらわねばならなかった。人選は、話し合いや回り持ちで決める場合、あるいは世襲制の村が多いようだが、次第に選挙で選ぶ村が増えた。

文政二年（一八一九）の芦屋村の百姓の願書によると「人柄実体」「身上并ニ人柄」を基準に投票で三役を決めてきたという。この願書は、下層の一〇九軒が入札（選挙）参加を求めたものだが、訴えられた芦屋村の草分け百姓七二軒は「入札は文化七年に時の庄屋九平が始めたもので、七二軒に限定して行ってきた」と反論している（『新修芦屋市史』資料篇二）。

庄屋に次ぐ年寄は庄屋を補佐、百姓代は一般百姓を代表し、庄屋・年寄を監視する責務を持った。

村役人の退役願いは、大庄屋吉兵衛の例のように、死亡や健康悪化を理由にしたものが圧倒的に多い。例えば享保六年（一七二一）森村は年寄役として嘉兵衛を推挙したが、前任者の三右衛門は病死だった。寛政七年（一七九五）深江村の年寄杢左衛門の退役を願った理由も「病身」であり、同十二年の年寄新兵衛の退役理由も「病身」であった（永井正治氏文書）。このほか村の雑用をこなすものに「あるき」があり、村から給米をもらい、扶養されていた。また行き倒れ人の処理や清掃、下級警察機能を担うものとしてたいていの村には非人番が置かれていた。

庄老の機能と変質

庄屋や年寄は、中世の「村の侍」など有力者が、近世的に再編されたものが多いことは第三章でも述べた通りである。ただ、

近世前期の本庄地域には、庄屋・年寄といった公的な役職とは別に「庄老」と呼ばれる者がいたことが知られる。「深江村由緒書」（永井正治氏文書）には、天正十一年（一五八三）に、大坂城築城の際、豊臣秀吉が本庄・芦屋・本山に与えた禁制の所在について、

羽柴筑前守侯摂州巡見之折節、庄内ニ下シ置レシ三ケ條ノ書礒野氏ニ留リヌ、此時代庄老ト云テ一ケ村ニ一軒古キ家ヲ庄老ト号シテアリ、礒野家は筆頭ト見ヘテ此家ニ留リヌルモノト見エ、礒野家名ヲ書記シテ下シ置レタレハ家ノ系図トモ云ヘシ、惜ムヘシ

と記している（第四章一節参照）。

「深江村由緒書」の文中には文化元年（一八〇四）の年号があり、このころ成立したと思われる。言い伝えであり、そのまま全て事実と受け止めるわけにはいかないが、当時の歴史観や意識を反映した興味深い史料である。

さて、「深江村由緒書」によれば、庄老とは、「一ケ村ニ一軒」の「古キ家」で深江は礒野家が庄老だったとしている。「此時代（豊臣時代）…アリ」という表現から、どうやら「由緒書」が作成された時点には庄老はなくなっていたようである。

庄老の機能について数少ない史料として、宝永五年（一七〇八）八月十四日、当時の庄老たちが申し合わせた「取極定連判証文」がある（『新修芦屋市史』資料篇二）。この時、連判しているのは、深江・礒野助左衛門、森・神田久左衛門、三条・五味治兵衛、中野・高橋弥三右衛門、小路・臼井安兵衛、田辺・松田七郎右衛門、同・末吉市郎兵衛の七人であった。

この証文は、庄老をめぐって中野・弥三右衛門の次男筋の仁兵衛・作左衛門が紛争を起こしたために作成された。紛争は、中野村は尼崎藩と幕府領の入り組み領で、高橋弥三右衛門以外にもう一人庄老を決めることになったが、最近庄屋を務めた仁兵衛・平兵衛・作左衛門の兄弟家のうち、だれを庄老にするかというものであった。結局三人の中で仁兵衛が惣領家に当たるので、仁兵衛を庄老にすることで決着した。

さてこの証文により、庄老の姿がある程度明らかになる。まず庄老は村ごとに原則一軒に固定された家筋の惣領すなわち嫡流が一人ずつ出ることになっていた。そして「庄の儀相勤」、特典として「清水」の権利が与えられた。この「庄の儀」というのは、中世の惣結合の伝統を引継ぎ、本庄九カ村全体の利害にわたる問題の調整や、本庄全体の祭祀などをさすと思われる。この時、深江村十助、津知村治左衛門も同じように庄老に公式に認められた。ただし、仁兵衛、十助、治左衛門の三人は従来の庄老に与えられる特典の「清水」の権利はなかった。

もう一点、庄老の本質として興味深いのは、津知村はだれも署名に加わっていない点である。これについて庄老が同じ様にいたが、庄老の家が絶えたため、今回治左衛門を新庄老にするが本来の庄老の扱いはせず、株を村預けにした。

以上のことから、庄老は系譜を最も重んじたことがわかる。庄屋は世襲制ではないところが多く、庄老と庄屋は重なり合わないこともある。庄屋が近世の村支配を行う制度として、幕藩体制が生み出したものであるのに対し、庄老は中世以来の土豪の系譜を引く家筋の者が、本庄の広域的な調整機能を果たしていたのである。その具体例が、貞享四年（一六八七）、芦屋川から取水し、本庄を潤す東川用水から村々がどのように取水するかについて、取り決めた「番割帳」を作成した例がある（『新修芦屋市史』資料篇二）。また天和二年（一六八二）五月、三条村と中野村との間で取水紛争が起きた時、「年寄頭」の深江村甚右衛門が仲裁し「三条村に優先権がある」と判断し、三条村の権利が確定したという。庄老や年寄頭は、先例や古来の取り決めに通じ、利害の対立する本庄内の村々の間に立って、時には仲裁し、時には裁断して、全体の秩序維持と最大多数の利益を生み出している。

しかし近世中後期になると、庄老らが前面に出る例がほとんど見られなくなる。その変質ぶりを語るのが、前掲の宝永五年（一七〇八）の「取極定連判証文」である。本来は「一ケ村ニ一軒」の「古キ家」の「惣領」という血筋が地域をまとめていく条件だったのに対し、庄屋・年寄・百姓代を中心にした近世的な村が完成し血筋だけによる調整は徐々に機能低下していく。宝永五年の取極定連判証文は、庄老の立て直しを目指しながら、そうした現実を内外に宣言することにもなった。

2　近世前期の村の姿

深江村の石高と領主の変遷

深江村の石高変遷を表－3でたどると、「慶長国絵図」には記載が漏れているが、元和三年（一六一七）ころの「摂津一国高御改帳」や「大垣藩地方雑記」は四七〇石で、慶安元年（一六四八）の年号のある正保郷帳で四七〇石と新田一八石余りとなる。寛文九年（一六六九）ころの「青山大膳亮様領地調」では本高五一七石余りと同村新田畑六四石余りと大幅に増加している。表－8によれば、深江村の場合、再三新田開発を進めていることが窺える。また本高は田地が圧倒的に多いが、新田では畑地の比率が高まっている。天和－貞享ころの「尼崎領高・家数・人数・船数等覚」（「地域史研究」一〇巻三号）では、本

表－3　本庄地域3カ村の石高変遷

年代 ＼ 村名		深江	西青木	青木	東青木	出典
①慶長10	1605	（空白）	186.29		213.25	慶長国絵図
②元和3	1617	470	186.29		213.25	摂津一国高御改帳并領主村名附帳
③元和・寛永	戸田時代	470	186.29		（135）	大垣藩地方雑記
④正保3	1646	488.673	186.29		213.25	正保郷帳
⑤寛文9	1669	517.743 64.595	186.29 37.53		215.094	大膳亮様領地調
⑥延宝4	1676	470 18.673	186.29		213.25	摂州村々高書写
⑦天和・貞享	1681～7	517.743 79.340	186.29 23.725		215.094 24.484	尼崎領内高・家数・人数・船数等覚
⑧元禄11	1698	517余	186余		239余	摂津之国絵図
⑨元禄15	1702	517.743	186.29		239.045	元禄郷帳
⑩正徳1	1711	517.743	186.29		215.094	摂津国四郡村々役高引高帳
⑪享保12	1727	608.052	213.417		252.875	摂津国菟原郡村々高附帳
⑫享保20	1735	609.886	213.497		254.383	摂河泉石高調
⑬宝暦10	1760	517.743 97.33	186.29 32.377		(136.844 27.97)	摂津国尼崎領郷村高辻帳
⑭天明8	1788	620.063	219.112		(168.816 97.352)	御巡見様御通行御用之留
⑮天保2	1831	616.483	219.112		263.077	摂州一国村々高附帳
⑯天保5	1834	620.063	219.112		266.168	天保郷帳
⑰天保13	1842	621.737	219.112	98.588	170.656	竹垣御支配所摂・河・播村々高附帳
⑱明治1	1868	631.286	219.112	99.232	172.040	旧高旧領取調帳

高はそのままだが新田が七九石余りに増え、享保二十年（一七三五）の「摂河泉石高調」では新田と合わせて六〇九石余りになった。江戸時代後期は増加のペースが落ち、天明八年（一七八八）六二〇石余り、天保十三年（一八四二）六二一石余り、明治元年の「旧高旧領取調帳」は六三一石余りである。領主は元和三年に尼崎藩領となって以降は、明和六年（一七六九）に幕府領となり明治維新を迎えた。

東青木村の石高と領主の変遷

東青木村の石高は「慶長国絵図」から「正保郷帳」まで二一三石余りで、寛文九年（一六六九）ころの「青山大膳亮様領地調」でも二一五石余りである。しかし天和―貞享の「尼崎領高・

表－4　寛文9年（1669）ごろの本庄地域の田畑

	深江村	東青木村	西青木村
田	449.85	104.539	176.11
畑	67.893	32.305	10.18
小計	517.743	136.844	186.29
新田	64.595	0	37.53
辰新田	24.789		
卯新田	17.542		
未新田	8.334		
休弥新田	13.93		
巳開新田			17.844
沢村新田			19.686
片桐領		78.25	
合計	582.338	215.094	223.82

単位は石。畑には屋敷を含む。

家数・人数・船数等覚」ではほかに二四石余りの新田があり、享保二十年の「石高調」で二五四石余りとなり、天明八年で二六六石余り、このまま微増を続け二七一石余りで明治維新を迎えた。領主は慶長十九年（一六一四）一部が豊臣方の大名だった片桐貞隆領になり、江戸幕府が開かれた後、片桐氏は大和小泉に移されたが所領は安堵された。村の残りは幕府領から元和三年に尼崎藩領となり、明和六年（一七六九）尼崎藩領・大和小泉藩領とも幕府領になり明治維新を迎えた。尼崎藩と大和小泉藩領の入り組みだったので庄屋も別で、幕府領になってからもそのままとなった。

なお尼崎藩領時代の元禄七年（一六九四）尼崎藩主幸督が、弟幸澄に新田二〇〇〇石を分知した。元禄郷帳では「東青木村」として、片桐・青山両氏に加え、幸澄も領主となっていることから、この二〇〇〇石の中に、東青木村の新田が含まれていたことは明らかである。ただ、この分知は幕府の正式の許可を得ない内々の分知であり、事実上、尼崎藩の支配を受け、尼崎藩主が松平氏に変わった後は、再び尼崎藩領に戻った。

東青木村の名称については、「慶長国絵図」や慶長十九年の片桐貞隆に宛てた「知行目録」では「青木村」となっているが、元和三年（一六一七）ころの「摂津一国高御改帳」で「東青木村」が使われて以来、「東青木村」と記載される。ただ大和小泉藩領（片桐領）については、寛文四年（一六六四）の知行目録でも「青木村之内」となっており、公式文書では「青木村」を使うことがあり、明和六年までは「青木村」とだけ表記すれば大和小泉藩領をさした。

明和六年以降は同じ代官所の支配を受けたが、石高は分けられたままとなった。

二つの西青木村…天明八年（一七八八）の巡見使の通行の際作られた留帳では、尼崎藩領から幕府領になった分を東青木村、大和小泉藩領分から幕府領になった分を西青木村、さらに本来の旧山路庄に属する西青木村と記載し、一つの東青木村と二つの西青木村が記載されている。しかし、この時作成されたと思われる「村絵図」（神戸大学文学部蔵御影村文書、『本庄村史』地理編・民俗編口絵写真－5参照）では、「東青木村・青木村」と明記されているので、大和小泉藩領分から幕府領になった分を西青木村と記載したのは「青木村」の誤記だと思われる。

明治九年（一八七六）、東青木村と青木村は合併して青木村になった。このように東青木村と青木村は使い分けられていたが生活協同体としては一村であり、本書では一般的な史料に基づいて東青木村と表記する。

西青木村の石高と領主の変遷

西青木村は「慶長国絵図」では一八六石余りで、「正保郷帳」でも変わらない。寛文九年の「大膳亮様領地調」で一七石余りの巳開新田、一九石余りの沢村新田がある。西青木村の場合も本高は田地が圧倒的に多い。西青木村は、ほかの二カ村と違って、この時の石高が近世を通じての最高の石高になっている。天和－貞享期の「尼崎領高・家数・人数・船数等覚」では本高は変わらず、新田は二三石余りで逆に減少している。享保二十年の「摂河泉石高調」で微増の二一三石余り、宝暦十年の「尼崎領郷村高辻帳」で本高一八六石余りと新田三二石余りで、幕末維新までほとんど変化がない。また領主は深江村同様、大坂夏の陣後、幕府領村上孫左衛門支配を経て、元和三年尼崎藩領となり、明和六年幕府領に戻り明治維新を迎えた。

尼崎藩の検地

次に新田開発が盛んに行われた近世前期の尼崎藩の検地をみていこう。尼崎藩の戸田氏時代の検地としては、寛永八年（一六三一）に行った武庫郡越水村（西宮市）の例が知られる。しかし、戸田氏の検地はこの例しか知られない。これに対し、青山氏は、寛永十五年ごろから寛文年間にかけて領内の村を順に検地している。

深江村の場合は写本ながら寛文四年（一六六四）三月の本田畑検地帳と新田畑検地帳が残っている（『本庄村史』資料編一巻）。青山氏の一連の検地は、太閤検地や戸田氏以降、領内の村々が生産力を高めたことを掌握するのが狙いだったが、尼崎藩の特殊事情もあった。すなわち寛永二十年に死去した幸成の遺言（『尼崎市史』五巻）には「本高五万石の外、新田や改め出し分が四〇〇〇石ある」とあり、幸成は本家の高を四万八〇〇〇石とし、二男以下に六〇〇〇石を分けることを幕府に願い出て、認められた。この一連の検地は遺言の数字と合わせるために行われた。そして検地帳の末尾には寛文四年七月付で「検地での打ち出し（石高の増加）を本高に繰り入れることが寛文四年六月に幕府から許可され帳面と目録を渡された。以後はこの帳面を基準に名寄帳を作り、年貢を納めるように」と記している。一連の青山氏の検地帳、例えば武庫郡武庫庄村の寛永二十年「地詰帳」（『尼崎市史』五巻）、同郡常松・時友村の慶安五年（一六五二）「地詰帳」（『同』）、菟原郡三条村の寛文三年「検地帳」（『新修芦屋市史』資料篇二）の末尾にそれぞれ寛文四年七月の同じ文言がある。寛永後期から寛文四年までに行った検地結果を幕府に報告し、同四年七月に一斉に検地帳を交付したことが分かる。ただ、寛文四年までに全部の村で検地が完

了したわけではなく、寛文五年には西青木・東青木村と武庫郡今北村で、また同九年には川辺郡今福・武庫郡、道意新田・小曽根村で検地が行われた（『尼崎市史』二巻）。こうした検地の結果を寛文九年ころの「大膳亮様領地調」でみると、寛文四年までの打ち出し分は三九一三石一斗三升三合になり、幸成の遺言の石高にほぼ達している（『尼崎市史』二巻）。

なお、検地の際の竿について、江戸幕府は一間を六尺三寸とした太閤検地を踏襲せず、慶安二年（一六四九）や延宝五年（一六七七）の検地条目で六尺一分竿を使うことを定めている。しかし尼崎藩は一貫して太閤検地の竿を踏襲した。深江村でも、幕府領となった明和九年以降の検地では、安永六年（一七七七）、天保四年（一八三三）、嘉永元年（一八四八）、同七年など、六尺一分竿に変更された。尼崎藩は、譜代であるにもかかわらず、近世の支配の根幹である土地制度の丈量基準で、幕府の政策を踏襲しなかったのである。

寛文検地と深江村

では寛文検地で読み取れる当時の深江村の様子を見てみよう。まず本田畑検地帳をみよう。一筆ごとに、

上田　六間
　　弐拾八間
　　五畝拾八歩　　新助

上田　壱間
　　拾三間
　　八畝拾壱歩　　惣助

などとあって、田畑の等級、縦横の長さ、面積、名請人の記載がされている。小字名は記されていない。検地帳は、一筆ごとに耕地と耕作者（納税者）を結び付けるのが目的の一つであるから、小字名を記すのが一般的だが、青山氏の検地では、ままある。小字名の記載のない検地帳が見られる。この検地の目的が耕作者と耕地を結び付けるより、打ち出しによって石高を増やすことが目的にあったためかもしれない。

検地帳の末尾に集計が記載されており、それを表－5に掲げた。

内訳をみると、田畑屋敷の別では、田地が圧倒的に多

表－5　寛文4年検地帳による深江村の田畑屋敷

	本田畑面積	本田畑石高	新田畑面積	新田畑石高
上田	11.63	17.44		
中田	122.10	158.73	0.49	0.61
下田	230.16	253.18	28.26	31.02
下々田	25.62	20.50	13.56	10.85
上畑	0.69	0.90		
中畑	31.96	31.95	3.00	2.97
下畑	13.33	10.66	22.05	17.64
下々畑	9.72	5.83	2.39	1.42
屋敷	14.27	18.555		

単位は面積は反、石高は石

表－6　深江村の寛文4年(1664)の本田畑持ち高の階層

42石～43石	1人
16石～17石	2
15石～16石	0
14石～15石	1
13石～14石	2
12石～13石	0
11石～12石	1
10石～11石	2
9石～10石	3
8石～9石	5
7石～8石	11
6石～7石	4
5石～6石	11
4石～5石	6
3石～4石	10
2石～3石	9
1石～2石	14
1石未満	37
合計	119

く面積、石高とも八五%前後である。等級別では田畑とも上・中・下・下々の四等級に分けられているが、田地では下田が六割近く、畑地では中畑がやはり五割を超えていた。耕作者ごとに集計すると、四二石余所有が一人いたが、一〇石以上は九人だけで、八石未満が八割を超え、一石未満が三七人もいるなど、小規模経営が軸になっている。

池床が一石二斗三升九合あって、これは年貢が除かれた。また石高増加分である「打ち出し」は四七石七斗四升三合で、合計が五一七石余りであるから、元和期の四七〇石に比べほぼ一割の打ち出し率である。

深江村の新田開発

次に新田検地帳をみよう。新田検地帳には寛文四年三月という検地実施時期の記載はあるが、本田畑検地帳のように、寛文検地帳に一般的に見られる同年七月の後書きがない。もっとも現存する新田検地帳は原本ではなく、写本であり、筆写した際に欠落した可能性も考えられないことはないが、本田検地帳の後書きには「寛文四年六月従公儀、右打出之分本高ニ御直し改帳目録」とあって、とりたてて「本高」と記載されている。つまり尼崎藩は本高に対する打ち出し分についてだけ、公儀に申請し、本高の分だけ「御直し改帳目録」が渡されたと考えるのが自然である。実際、本高の打ち出し分だけで目標の四〇〇〇石に達しているので、新田分は幕府への申告には含まれなかったのだろう。

田畑の内訳をみると、田地が六割強になって本田畑の比率からみると大幅に落ちている。やはり用水が乏しくても耕作可能な畑地が開発し易かったのであり、開発のネックの一つに、用水の問題があったことが推測される。また等級別でも、上田、上畑などはなくなり、生産力の低い下々田や下畑の増加が著しい。

耕作者別では、全体の半分近くがやはり一人に集中、逆に一石未満しか増えていない農民が四五人もいることが注目される。おそらくは中世以来の土豪で、近世になって深江に農民として土着し、大規模経営を行う一方、豊かな資本で積極的に開発を進めたのであろう。

深江村の新田は卯新田、辰新田、未改新田、巳起返休弥新田

に分けられていた。それぞれ開発時期の異なる新田である。寛文四年の新田検地帳では、これらの新田の小字名が記され、開発対象地が分かる。未改新田の「高橋」と已起返の「休弥」である。『本庄村史』地理編・民俗編の巻頭に収録した地図によれば「高橋」は高橋川の河口東側、「休弥」はさらにその東側であり、いずれも海岸部であることが分かる。特に休弥新田の場合は新田検地帳に「起返」とあり、再開発であることも判明する。近世前期に新田が浜辺の低湿地へと伸びていたことを浮き彫りにする。

表－7　深江村の寛文4年(1664)の新田畑持ち高の階層

31石～32石	1人
4石～5石	2
3石～4石	0
2石～3石	2
1石～2石	4
1石未満	45
合計	54

その後の深江村の新田畑開発をまとめたものが表－8である。特徴として、①幕末の例外を除いて規模が極端に縮小、②等級も下田や下々田、下々畑に限定、③一反当たりの法定生産高である石盛も屋敷を除けば減少し、例えば、寛文検地では一反当たり一石一斗だった下田は、石盛が三、すなわち三斗にまで下落、④幕府が年貢増徴策と新田開発を奨励した享保年間に開発が相次いでいるが、それ以降の一八世紀後半以降は激減、⑤開発地としては浜辺が多い－などの特徴がうかがえる。

東青木、西青木については史料が残っていないが、傾向は同じであった。なお、幕末に相次いで大規模開発が行われているが、嘉永元年（一八四八）の場合は、御影村の弥平次が名請人、案内地主となっており、外部の資本による開発である。嘉永七

表－8　深江村における寛文4年以降の検地

年号	西暦	小字	等級	面積	石高	石盛
寛文9	1669	東永井ほか	下々田	1.3.22	1.099	0.8
			下々畑	5.8.29	3.538	0.6
寛文10	1670	休弥	下々畑	0.3.11	0.269	0.8
寛文11	1671	踊松ほか	下々畑	7.8.12	4.704	0.6
延宝9	1681	永井ほか	下田	1.6.10	1.307	0.8
			下々畑	3.3.16	2.102	0.6
貞享4	1687	栗坪ほか	下々畑	3.6.12	2.912	0.8
元禄2	1689	納屋後ほか	下々田	0.9.18	0.768	0.8
			下々畑	7.9.05	4.750	0.6
元禄3	1690		屋敷	0.1.02	0.085	0.8
正徳3	1713	堤外ほか	下々畑	0.8.27	1.134	0.6
享保7	1722	葭島ほか	下々畑	3.8.00	1.140	0.3
享保9	1724	葭島ほか	下々畑	0.6.00	0.180	0.3
享保10	1725	年々新田ほか	潮手堤	0.9.10	0.660	見取
享保12	1727	神楽新田ほか	下々畑	6.1.04	1.834	0.3
宝暦6	1756		下々畑	9.1.07	2.737	0.3
			屋敷	3.0.19	2.450	0.8
宝暦12	1772		下々畑	1.4.28	0.448	0.3
			屋敷		0.568	
明和3	1766		屋敷		0.136	0.8
安永6	1777	浜ほか	下畑	1.0.21	0.856	0.8
			下々畑	0.1.27	0.114	0.6
			見付畑	5.2.06	2.610	0.5
天保4	1833	永井浜ほか	下々畑	2.7.27	0.837	0.3
		浜先ほか	下々畑	0.7.00	0.210	0.3
嘉永元	1848	東浜先ほか	下田	12.3.12	3.702	0.3
嘉永7	1854	東浜ほか	下々畑	19.4.27	5.847	0.3

面積の単位は反.畝.歩、石高の単位は石、石盛は1反当たりの生産高（単位は石）

年（一八五四）の場合は、表向きは村請となっているが、実際には銀波屋治兵衛、岸田屋ことらに割り当てられており、それまでの開発とはやや様相を異にしている。

天和二年の名寄帳と深江村の小字

近世前期の深江村田畑のようすをうかがわせてくれる史料に、天和二年（一六八二）戌三月吉日「深江村田畑名寄帳」（永井正治氏文書）がある。

写真－7　天和2年（1682）の「深江村田畑名寄帳」（永井正治氏文書）　利右衛門の部分で、小字・田畑の等級・面積・分米（生産高）の順に記されている。

「名寄帳」は、検地帳に基づいて田畑・屋敷を所有者ごとにまとめ、村内での年貢諸役の割り付けなどに用いた帳簿である。

この帳面には天和二年の土地所有者が登録され、さらに後年高入れされた増加分や所持者の変更が加筆されている。記載中意味の分からない部分が多少あるが、当時のあらましを知るにはあまり差し支えはないであろう。この「名寄帳」から当時の村の田畑・屋敷地を中心とする景観を読み取りたい。

天和期の深江村は表－9のように小字が六八に分かれ、それぞれの名称を知ることができる。これを明治の小字図（『本庄村史』民俗編・地理編）と比べると、次第に整理されまとめられて消えた小字名がたくさんあったことがわかる。

「名寄帳」の最後に「田畑合四拾五町九反四畝弐拾壱歩」とあり、寛文四年（一六六四）の検地帳と一致するが、個々の田畑の集計とは一致しない。これは「名寄帳」が後世まで長く利用され後の書き込みがあるためだろう。そこで詳細な分析は見送り、大まかな特徴をみておこう。

「名寄帳」に記載された高入地をみるともっとも面積の大きい字が永井で、こちら田・墓の後・屋敷・浜・しれ田・高井・

芦原・ゑだ・深田・桑原・東ノ口・のより・永田・木ノ本・浅田・のふせ・嶋畑の一八の字は一町以上ある。中でも字嶋畑は大半が上田で、字永田は一反から一反八畝の比較的広い田地が多かった。

これに対し、ふろてん・堂ノ東・蔵屋敷・井出ノ下・西中島・嶋・かいち・道ノ下・うら・ほうとは一反以下の狭い字であった。またとえば字浜は六〇筆に分かれ、一筆が二畝から三畝の零細な畑地が多かった。

次に寛文四年検地以後新たに高入れされた土地の有無をみると、字桑原・永田・しのぎ田・泉ケ坪・串田・三ノ坪・河原田・柱本・ゑばた・墓ノ前などには後の高入地がなく、寛文四年以前にすべてが田畑に利用され、新たに開く土地がなかったものと思われる。

字浜・東ノ口・のふせ・西ゑだ・くり坪などに新たに開墾された田畑が多く、ことに西ゑだ・くたほねなどは寛文四年以前の高入地に近い面積、あるいは開墾された土地の方が多い所もあった。

高入れされている屋敷地は全体で一一一筆。このうち畑地として利用されている土地が八筆あり建家数は一〇三軒であった。また、田畑を持たなくて屋敷地だけを所持している人たちが一五人あり、彼らは小作や漁業、酒造稼ぎなどで収入を得ていたであろう。検地以後、分家などによる屋敷が二三筆増加しており、高入れされている。

持ち高の最も多いのは甚右衛門の二四石九斗二升五合で、二〇石以上が三人、一〇石から二〇石までが一一人。一石未満は二九人である。寛文四年に本田畑だけで四〇石も持っていた階

表－9　深江村の天和2年（1682）の小字と面積

1町以上	永井、こちら田、墓の後、屋敷・屋敷田畑、浜、しれ田、高井、芦原、ゑだ、深田、桑原、東ノ口、のより、永田、木ノ本、浅田、のふせ、嶋畑
9反～1町	堤ケ内、しのぎ田、泉ケ坪、かんて、はんしやう
8反～9反	こより、薬王寺、四ツ松、堂ノ西、前田
7反～8反	中嶋、串田、すみや、三ノ坪、長頭、河原田、柱本
6反～7反	ゑばた、くたほね、墓ノ前
5反～6反	松苗、みのへ
4反～5反	かなけ田、大日前、西ゑだ、堂ノ後
3反～4反	くり坪
2反～3反	墓ノ西、かきそへ、西浜、とがり
1反～2反	横杭、うしろ、上永井、北ノ口、下こちら田、皿池床、小薮、西ノ口、前
1反未満	ふろてん、堂ノ東、蔵屋敷、井出ノ下、西中島、嶋、かいち、道ノ下、うら、ほうと

ほかに字不明が高入地3筆1反、未高入地4筆3反あり

表－10　深江村の天和２年(1682)の本田畑持ち高の階層

20石以上	3
17石～18石	2
14石～15石	1
13石～14石	2
12石～13石	2
11石～12石	2
10石～11石	2
9石～10石	4
8石～9石	5
7石～8石	5
6石～7石	6
5石～6石	11
4石～5石	5
3石～4石	7
2石～3石	9
1石～2石	7
1石未満	29
合計	102

層が姿を消す一方、一石未満の階層が激減していることが注目される。わずか二〇年の間に平均化が進んでいる。夫婦を中核とした単婚小家族による自立的な自作農、いわゆる「小農」が増える傾向が進んでいるといえよう。

正徳期の深江村の景観

深江には「正徳三年（一七一三）深江住居図」と題する絵図が残されている（口絵写真参照）。絵図の作成の目的などは不明だが、持ち主と間口、奥行きを一軒ごとに記した絵図で、元禄三年（一六九〇）の三条村の絵図と記載内容が酷似しており、賦課などのために作成されたものかもしれない。この絵図は『本庄村史』地理編・民俗編で民家などの分布については分析されているので、ここでは全体の景観について述べよう。

「深江住居図」によれば、家数は一四六軒で、寛文九年（一六六九）ころの「大膳亮領地調」一〇一軒に比べ、約一・五倍に増加している。三条村と比べて四倍近い規模である。札場筋と浜街道が交差するところで浜街道とその北側の里道は微妙な屈折をしているが、驚くべきことに里道のこの屈折は現在も残っており、当時の集落の骨格が現代の基本になっていること、またこの絵図描写の正確さが浮き彫りになる。集落のほぼ北端に正寿寺、西端に大日霊女神社があり、正寿寺は道場と記載されている。浜辺には浦高札が掲げられ、浦高札付近の家はすべて同じ向きをしていて、建物の「平」が海に面している。漁民の家であり北部の農家と比べやや小さく描かれているのが印象的である。ただ、間口と奥行きだけを見れば描写ほど極端な違いがある訳ではない。

稲荷神社の整備

森の稲荷神社の伝説や由緒については『本庄村史』地理編・民俗編で紹介されている。ここでは近世の整備の様子について触れよう。

享保十九年（一七三四）「摂津志」や寛政八年（一七九六）「摂津名所図会」によると、社頭に天正九年（一五八一）鋳造の刻印のある金皷があると記載している。金皷とは、陣鉦、雅楽の楽器の鉦、仏具の一種のいずれかで、氏子の本庄九カ村が協力して鋳造したと考えられる。また『本山村誌』によれば、元和元年（一六一五）拝殿が造営されたといい、近世の初頭に

一定の社殿整備が行われたようである。元禄五年（一六九二）の「寺社改帳」には、天照大神など五柱を一つの社殿に祀り、規模は表二間、奥行一間。梁二間半・桁行六間半で瓦葺きの拝殿もあった。

宝永元年（一七〇四）八月、本庄九カ村の庄屋・年寄は、郡代・代官に宛てて、境内の整備を願い出た。願書によると稲荷明神の馬場の内は、長さ一四間あるが、坂になっていて雨ごとに掘られ、何度も破損するという状況で、切り石で砂留めをしたいと願っている。また小川の橋がかつては石橋だったが、元禄三年に洪水で流れ、それ以後土橋にしたものの、雨ごとに破損するので石橋にしたいとある。買い調えるのは難儀なので三条村の山の石を利用したいと願った。元禄期の繁栄を背景に、馬場の土橋や砂留など、境内の整備が進められたのである。

稲荷神社に正一位の神階授与

さらに本庄九カ村は、稲荷神社へ正一位の神階を願って運動を続けた。宝永七年（一七一〇）、唯一神道流宗家で、神祇管領として諸国の神社・神職を支配した吉田家への出願に際して、領主から尋問があり、これに答えた文書が残っている。

この文書に「またぞろお糺しにつき」とあるから、これ以前にも願書を出そうとしたことがわかる。翌宝永八年（正徳元年）、ようやく吉田家から正一位の免許状が発布された。これに伴い神主も従五位下に任じられ、歴代、石見守・筑後守などに叙任された。

こうした免許を受けるために、氏子たちは毎年米三三石余りの初穂料を負担している。以後、神主の代替わりごとに吉田家から神道裁許状が授けられた。また目・耳・鼻・舌・身・意の六つの汚穢除去を願った「六根清浄大祓」も授かった。

本庄では正一位の神位を授かったことを受け、正徳元年、早速正一位の額を掲げようとするが、当時の森稲荷神社は鳥居さえない状態だった。新規の普請は認

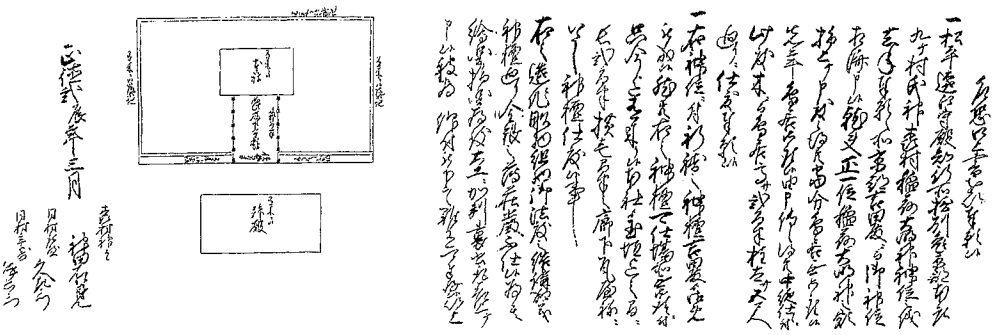

写真－8　正一位を与えられた稲荷神社の鳥居建立願い（神戸深江生活文化史料館蔵森稲荷神社文書）　当時の境内の絵図が願書には付けられている。

められないことから、本庄では過去に鳥居があったと主張し、高さ二間半（約四・五㍍）、柱の太さ五尺（約一・五㍍）の木の鳥居設置を願い出た。

また神檀を吉田家から授かったが置く場所がないとして、本殿と玉垣の間に瓦葺きの廊下新設も願い出、普請は深江の大工源左衛門が請け負った。さらに七年後の享保三年（一七一八）にも、神檀設置の廊下と本社の取り合わせが悪いとの理由で、本社の屋根の葺き替えにあわせて五尺の軒破風設置を願った。このように稲荷神社は、正一位の神階授与をきっかけに一八世紀前半に急速に整備され、現在に近い形になっていった。

西国街道と宿駅

海岸線に沿って東西に走る西国街道は京都と西国をむすぶ古い街道である。関ケ原の戦い後、慶長六年（一六〇一）には東海道各駅に上下の継ぎ立て範囲と伝馬の定数、地子免除、荷物の貫目規制が触れられ、翌七年に駄賃が定められた。五街道を中心に全国にのびる各街道に、公用旅行者の通行、荷物の輸送の便宜をはかるため宿駅を設け、宿駅住人の役負担によって近世の交通制度が維持された。

公用の旅行者や物資は、宿駅の役負担で無賃、または幕府の定めた御定賃銭で人馬が利用できた。御定賃銭は、当初一般旅行者にも適用されたが、物価の変動などのため、相場よりも低価格となり、寛永期（一六二四―四四）には公用旅行者にかぎって適用されるようになり、一般旅行者は宿場役人と交渉の上で決める相対賃銭になった。

宿駅の役負担による宿駅制度は、実施された当初から多くの宿駅に経済的な困窮をもたらした。幕府では、旅行者に対して脇道通行の禁止や、宿人馬およびそれを補佐する助郷人馬を不法に使役しないようしばしば通達し、宿駅に対しては御定賃銭の増額や米銭の給付、貸し付け、助郷村の設定などさまざまな助成を行った。

御定賃銭は物価・銭相場などによって再三増額された。正徳元年（一七一一）に決められた人馬賃銭が「元賃銭」といわれ、こののちの賃銭の変動は「元賃銭の何割増し」と表現し、つねに、正徳元年に定められたこの賃銭が基準とされ、以来明治五年（一八七二）に近世宿駅制が廃止されるまで「元賃銭」は機能した。

御定賃銭の改定とともに宿場の権益を守るため間道（脇道）通行や新道普請の規制など、正徳の駅法改正として宿駅制度が整理された。間道に関しては、正徳期の駅法改正の評議で「近年街道を往来するに山道を利用する者が多いので、街道の宿々

は運送業務が減り困窮している。この山道通行を禁じれば宿々も潤うのではないか」という提案があったという。しかしこの評議で将軍の信任厚かった新井白石は、「以前、宿々の願望によって賃銭の増額が許可され、人々は経費を省かんがために山道を通行することが多くなったのであり、宿々の人馬賃銭を軽減することが何より」として「往来の人々山道を経ん事をとゞめられん事しかるべからず」と答えている（「折たく柴の木」『岩波日本古典文学大系』）。このように間道は規制されたものの完全ではなく、本庄の人々は、再三紛争に巻き込まれながらも、なかば既成の権利のように六甲越えの間道を利用していた。

助郷で宿駅周辺の村にも負担

西国街道各駅には二五人・二五疋の役人馬が定められていたが、交通量の多い宿駅や大通行の際には駅人馬に不足を生じ、それを補うために近隣の村々が駅の人馬に加わり、これを補助する制度があった。これを助郷といい、指定された村を助郷村といった。

しかしすべての宿駅に助郷があったわけではなく、ことに脇街道は、五街道にくらべ一般に宿駅も小規模で、人馬の継立てや休泊設備の不十分なところが多く、助郷についても西国街道では明和年間（一七六四―七二）までは助郷人足を取る駅所はなかった。尼崎藩領時代の西宮駅においても、継立てに支障が生じた場合は、藩の指令により、西宮の組合村であった今津・高木・津門・段上・広田の五カ村から、状況に応じて助人足を出し合い御用を勤めていた。

また、長崎奉行の往来のように大規模な通行があった場合は、西宮組五カ村の助人足だけで賄い切れず、本庄地域を含む横屋組一六カ村・瓦林組一七カ村から人足を出し、両組が互いに東西へ片道ずつ継ぎ送っていた。そしてそのさい助人足には扶持方米が支給されていた。

享保の象入国と尼崎藩領の村々

鎖国によって海外との通交を絶たれた江戸時代も、日本と海外を結ぶ窓口である長崎から、オランダ人や中国人を通じて外国の知識や文物が絶えず流入し、象やラクダ・孔雀その他の珍獣も輸入された。享保十三年（一七二八）、八代将軍吉宗の命により中国船がもたらした象は山陽道を大坂へ通行し、京都では天皇の叡覧に浴し、さらに江戸で将軍吉宗の上覧に供せられた。この象は、文政四年（一八二一）に渡来したラクダとならんで世上の注目を集め、錦絵などが刊行された。

享保十三年、安南国（ベトナム）から運ばれた七才と五才の牡牝二頭の象は六月に長崎に着いたが、牝象は九月に病死、牡

象だけが翌十四年三月十三日、長崎を出発し江戸に向かった。陸路三五〇余里の長旅である。小倉の大里港から下関に上陸、これより山陽道を東進し、四月十八日兵庫津に泊り、十九日、住吉村で昼食を取り、次に西宮で休息している。同日尼崎に着き、尼崎では駅所の置かれている別所村に象小屋が用意され、四月二十日大坂に到着している（山下一九七二）。

「象」とはいえ公用の通行である。象の習性や扱い方もわからず、一日五、六里という人間のおよそ半分の速度である。風雨には象が病気になると困るので歩かせないというゆっくりとした道中で日程の変更も多かった。

象の通行道筋にあたった尼崎藩には、三月朔日付の長崎奉行三宅周防守の先触が届けられ、三月十九日付で代官から大庄屋を通して道筋村々に通達されている。深江組大庄屋吉兵衛・原田組大庄屋佐左衛門・兵庫津仙右衛門・同九兵衛にも、四月十四日付で代官諸田団蔵から象通行についての書付が発せられている。当日は沿道には縄を張り、村人を立て、犬猫に至るまで細心の注意をもって象が無事通過するよう警護に心を砕いた。西宮を出発するとまもなく武庫川にかかるが、ここでは緊急に象のための橋が架けられた。

代官から四月十六日に深江村大庄屋吉兵衛へ届けられた指示内容から象行列の様子をみると、村役人二人が行列の先頭にたって通行人の規制や牛馬の繋留などに当たり、次に先導役の御徒目付など二人が、見物人が通行路の縄張の中に入らないよう取り締まり、その次に二人組の足軽が三組続く。これは万一犬猫が近づくようなことがあれば追い払う係である。その後が象で、後ろには長崎から路程を共にした宰領、さらに足軽二人、庄屋・年寄、象の食物人足や象の飲み水桶、最後に藩の役人が続いた。

写真－9　深江村を通過した象行列の構成（永井正治氏文書）
象の前には足軽、後には宰領などが付き添うもものしい行列だった。

江戸に到着し将軍上覧後は長崎から行を共にした象遣い宇助と共に、浜御殿で飼われていたが、寛保元年（一七四一）四月、多摩郡中野村の源助に下げ渡された。最終的な飼い主になった源助が、象の糞をもって、皮膚病その他の薬（象洞）として売り出したようである（『大阪市史』三巻）。しかし、象は翌寛保二年十二月に息を引き取った。

享保期の年貢増収策

享保期は時代の転換期であるとともに、災害史上でも天候不順が続き、大飢饉が発生した時代であった。商品経済の浸透による支出の増大や、折からの不作が加わり、幕府の財政は極度に悪化していた。そのため幕府では、享保七年（一七二二）、諸大名に対し、高一万石に対して一〇〇石の割合で米を上納させ、その代償として大名の参勤交代における在府期間一年を半年に短縮することで当座の財政難を切り抜けた。これは同十六年に廃止されたが、ほかにも農村対策として年貢収納の強化を図る諸政策を推進した。

全国的には新田の開発が再び推進された。深江村の場合、正徳元年（一七一一）と享保十二年（一七二七）の村高をくらべると八〇石余りの増加がみられる。しかしこれは幕府に対する公称高であり正徳期にはすでに公称高以外の新田からも年貢の徴収は行われており、享保期にこれらの新田が公称高に繰り込まれたもので、大規模な新田開発は行われなかった（表－8参照）。

定免制の採用と不作

年貢増収策のひとつとして享保期、幕府領では定免制を採用した。これまでこの地方の免（年貢賦課率）の決定はいわゆる検見取りで、年々役人が村を廻りその年の作柄を調べたうえでそれに見合った免を定めていた。これに対し過去の収穫高を基準に、以後何年かの一定期間の免を決定する方法を採用したのである。検見取り法にくらべて、定免法では毎年の役人の廻村やその役人を応対する村々の手間、それに付随する弊害はなくなるが、三割以内の損毛は農民の内損として、減免措置は取られず、定免どおりの年貢を納める。ただ三割以上の損毛のときは破免といって検見を受け、免が引き下げられるという付帯条件がついている。定免制は幕府領において享保六年（一七二一）から実施された。このとき尼崎藩でも従来の検見取りを廃し、定免制に切り替えることに踏み切った（『西宮市史』二巻）。

尼崎藩で最初に行った定免制は享保十年に期限となり、翌年の更新にあたって村々に今後も定免を希望するかどうかをただしており、深江組のうち芦屋村では同年三月、旧来の検見取り

を願い出ている（永井正治氏文書）。深江組のうち田辺・北畑・小路・森の各村は引き続き定免制が採用されているが、他の村々については不明である。

しかし享保中期から元文期にかけて風水害や旱魃が相次いだため、始まったばかりの定免制は円滑には進まなかったと思われる。定免第一期目の享保九年八月、「定免のため嘆願しにくいが」と断った上で、深江組のうち打出・東青木・深江・西青木・横屋・野寄・岡本・田辺・北畑・小路・中野・森・三条・芦屋村より検見を願い出ている（『本庄村史』資料編二巻）。この年は夏中日照りが続き、用水の工面だけで精一杯で日用取りや山稼ぎ等の仕事もできず、また池や井戸を多数造ったため、その費用にも難渋していると、大庄屋を通じて藩に見分を願い出た。早速見分役人が来村し旱損田の検見が行われ、結局、深江村では八石余りが高引きされた（永井正治氏文書）。

享保十一年も旱魃のため、田辺・北畑・小路・森村から減免が歎願され、十三年には七月の風水損のため、森・北畑・田中・西青木・深江村から拝借米を願い出ている。十四年も風雨水損が大きく、検見が行われた結果、深江村では、村高のおよそ四一％にあたる本田畑高二〇三石余り、新田高四五石余りが高引きされた。東青木村でも、二五％にあたる本田畑高四九石余り、新田高一三石余りが、西青木村本田畑高八一石余り、新田高九石余り（同四三％）が高引きされた。

その後も、享保十五年風水損・旱魃、同十六年風・旱損、同十七年蝗害・旱損、同二十年風・旱損、元文元年（一七三六）風水損、同五年武庫川洪水、と自然災害が続発し、年貢の安定的増収を図って打ち出された定免制ではあるが、連年のように検見が行われた。なかでも享保十七年（一七三二）夏の蝗害は西日本一帯に深刻な被害をあたえ、いわゆる享保の大飢饉となった。被災民は二六五万人に達し、餓死者一万二〇〇〇人に及んだといわれている。

都市と結び付いた通婚圏

深江村の吉兵衛が大庄屋時代に作成した願書類「諸願書控綴」のうち、享保五年正月から翌年十二月までの二年分の人別移動計四八件の記録が、永井正治氏文書の中に残されている。深江組内の村同士や、村内部での婚姻は含まれておらず、深江組の村民が、組外の者と婚姻関係を結ぶ際に、大庄屋に届けがあり、それを記録したものである。このうち欠落があって内容の判明しない分を除く四三件をみると、大坂三郷のうち南組が一一件、北組が九件、天満組が四件を占め全体の半数を超えていた。深江組以外の町村との婚姻は、菟原郡内や隣接する郡の村々だが、

これらに比べて圧倒的に大坂市中の商人と結び付いている。また嫁入りにしても養子にしても、深江組の村々から都市部へ一方的に人口移動が行われていた。この段階ですでに大坂市中と深く結び付き、人的交流が広がっていることがうかがえる。また一家で都市へ移住することは、農民には農業専念義務が足かせとなり、町側も移住を町共同体が安易に認めなかったが、婚姻の形で都市へ人口が流入していたことがわかる。

3 貨幣経済の発展と西摂地域

幕府貨幣と私札

関ケ原の戦いで覇権を握った徳川家康は、政治機構の整備にさき立って、慶長六年（一六〇一）五月、全国的流通を目的として大判・小判・一分金や丁銀、いわゆる慶長金銀を鋳造し、これを統一貨幣とした。そして幕府は慶長十三年（一六〇八）関東において、永楽一貫文＝鐚銭四貫文＝金一両と定め、永楽通宝の優位な通用を停止し、金・銀・鐚銭による取引を命じた。翌年には金貨一両＝銀貨五〇匁の公定相場が定められ、金・銀・鐚銭が公定比価で貢納や商取引に用いられることを明示した。

金銀貨にくらべ銭貨の統一は遅れ、中世期に主として中国から輸入された渡来銭（唐・宋・明の諸銭）と日本鋳造の模鋳銭などが流通していたが、幕府は寛永十三年（一六三六）江戸と近江坂本で寛永通宝銅一文銭の鋳造を開始した。寛永通宝は鐚銭と並行して通用すること、その価値も等価とされ、発行と同時に私鋳が禁じられた。

江戸時代の貨幣は、幕府の正貨だけが流通していたわけではない。近世初期（一六世紀末～一七世紀前半）伊勢山田、大和下市町をはじめ、河内・和泉・摂津などの先進諸地域において私札という紙幣が発行された。

伊丹郷町では、酒造家や酒積み問屋らの信用を背景に元和・寛永年間（一六一五―四四）に銀札が発行され、寛文十三年（一六七三）にも堂屋藤兵衛・紙屋八左衛門・薬屋伝左衛門から領主近衛家に銀札発行の申請が出され、伊丹町人二七人にたいし銀札の発行が許されている（『伊丹市史』二巻）。よろず小払い（日常生活での小額取引）にも貨幣不足が生じていることが銀札発行の理由にあげられており、当地の有力商人が貨幣との兌換を確約したうえで銀札を発行し、特定の在郷町で通用させたわけである。寛文十三年に銀札の発行を許された二七人はほとんどが酒造業者であったようで、一人三貫匁（銀一匁札で三〇〇〇枚にあたる）ずつ銀札を発行できる規定があった。したがって札元となった商人たちは、近衛家の許可のもと無利子で

銀三貫匁の貸し付けを受けたようなものであり、表向きは貨幣不足を補う目的だったが、実質的には商業振興策といってよい。

また、川辺郡の金楽寺村と法界寺村（いずれも尼崎市）でも、この頃の発行と推定される銀札が現存している。金楽寺のものは、「錦（金）楽寺村かしはや滄兵衛」の札元名が明記された銀一匁札で、法界寺村のものは、札元名が「法界寺村安右衛門・同村孫右衛門」とある銀一匁札である。

これら古銀札の形態は、長径約二一センチ、短径約五センチの短冊形が採用され、表の上段には菩薩などの神仏が描かれ、中段に額面、下段に札元名が記載され、裏面の中央左には発行年の墨書がある。この形態・形式は、前期尼崎藩の札元銀札と共通する特徴がある。

近世前期の尼崎藩札

藩札とは、大名がその領内通用のために発行した札（ふだ）と呼ばれる紙幣のことである。前期の藩札は、商業経済の発達にともなう領内の通貨不足を補充するという公的な理由のもとに、領内の富豪や大庄屋・町名主の経済力と社会的信用に支えられて発行することが多かった。通貨の統一を政策とした幕府にとっては、藩札の発行は歓迎すべきことではない。しかし藩の分権を認める幕府としては、藩札の発行に沈黙せざるをえなかった。

藩札は寛文元年（一六六一）の越前福井藩銀札を初発として、宝永四年（一七〇七）幕府がいったん札遣い禁止令を出すまで多くの諸藩が発行した。県域では出石藩が延宝二年（一六七四）、姫路藩が同三年、豊岡藩が同六年、赤穂藩が同八年、柏原藩が元禄十一年（一六九八）、三田藩が元禄十三年に銀札を発行した（永井二〇〇五）。

尼崎藩でもこの時期に藩札を発行していたと推定される。現存する最初とされるものは、寛文十年（一六七〇）発行と推定される樋口屋弥兵衛、油屋庄右衛門、梶佐右衛門がそれぞれ札元となった銀一匁札である。このうち油屋庄右衛門と梶佐右衛門の銀札は図柄が同じで、表面下段の札元名の組版だけが異なる。おそらく油屋庄右衛門と梶佐右衛門は、共同で版木を製作したのであろう。また、武庫郡今津（西宮市）の倉屋又左衛門・干鰯屋助左衛門の両名を札元とする銀一匁札がある。発行年は裏面に「寅云々」と墨書されていることから、延宝二年（一六七四）と推定されている（『西宮市史』二巻）。尼崎の米屋久右衛門の銀一匁札は、裏面の「巳九月吉日」の墨書から延宝五年と推定されている。これらは年代の確証はないが、銀札の形態から札遣い禁止令が出される宝永四年（一七〇七）までの発行であるとことは間違いない。

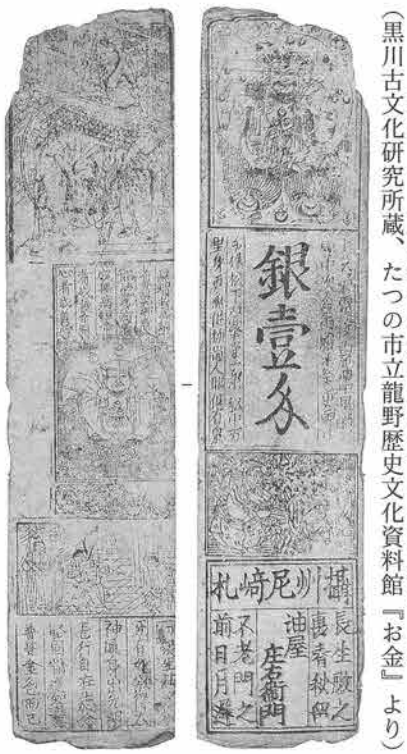

写真－10　尼崎藩札の油屋庄右衛門札の表（右）と裏
（黒川古文化研究所蔵、たつの市立龍野歴史文化資料館『お金』より）

札の流通に関して最初の史料は、元禄十年（一六九七）七月十二日の「尼崎如来院奉加之覚」（岡本紀士生氏文書）である。この覚書によると、尼崎藩瓦林組村々が尼崎寺町の如来院に出した奉加銀三二五匁八厘のうち一六三匁を銀札で納めており、すでに町場だけでなくひろく農村部まで銀札の流通が普及していたことがわかる。

年号が確認できる最古の尼崎藩札

『尼崎市史』や『西宮市史』によると、尼崎藩札の年号が確認できるもっとも古いものは、貞享元年（一六八四）発行の西宮銀札（一匁）であるとしている。この西宮銀札が貞享元年の発行であるとしたのは作道洋太郎氏で、「貨幣史研究家の奥平正臣氏所蔵の銀札による」とある（作道一九六一）。この尼崎藩札の銀一匁札は「引替所支配西宮、西村茂左衛門・中嶋藤十郎」とあり、貞享元年とした根拠は、札表面の最上部に「甲子」印が押捺されており、この干支から「貞享元甲子年」の発行としたのである。（写真－12参照）。しかし西村茂左衛門・中嶋藤十郎ら西宮の大庄屋や庄屋が引替所支配となって銀札を発行するのは、後述するように享保十六年（一七三一）以降のことであり、貞享元年にはそれを裏付ける史料は見当たらない。

貞享元年より六十年後の延享元甲子年（一七四四）八月一日の史料によると、九月節句までに西宮銀主へ「押懸」のない札を持参して、押懸のある札と引き替えるよう郡代の達しがある。さらに同年十一月二十五日の触によると、去る八月に「甲子押懸」のない銀札は九月九日までに引き替えるよう申し渡したが、いまだに押懸なき銀札を所持しているものがあるので、来る丑（延享二年）三月晦日までに引き替えるように達している（「諸事御触書之留」岡本紀士生氏文書）。このことから押懸とは「甲子押懸」のことであり、西宮銀札の「甲子」の押捺印であることがわかる。つまり「甲子」の押捺印は、貞享元甲子年ではなく、六〇年後の「延享元甲子年」に何らかの理由で西宮銀札に押捺したものである。貞享元年の西宮銀札（引替所支配西

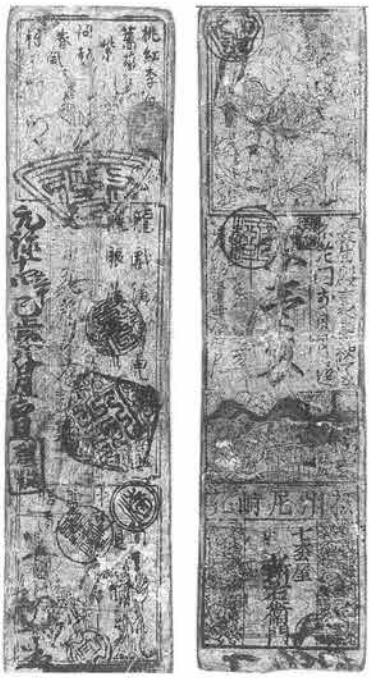

写真－11　年号が確認できる最古の元禄十四年の尼崎藩札の表（右）と裏（庄司稔氏蔵・尼崎市立地域研究史料館提供）

宮、西村茂左衛門・中嶋藤十郎）の銀一匁札は、札遣い禁止令が解けた享保十六年（一七三一）から寛保三年（一七四三）までの発行である（永井二〇〇一）。

このほか尼崎藩札は寛文から延宝期の発行と推定されるものがあるが、いずれも十二支と月の表記だけで元号の記載がない。以上のことから年号の確認できる最古のものは、裏面中段左に「元禄十四辛巳八月吉日」と発行年月を墨書された尼崎町七松屋新右衛門が札元の銀一匁札である。さらに、この七松屋銀札には、尼崎藩印というべき「含章」朱印が押捺されている。「含章」とは、内に徳する含徳のことで、藩札に対する徳を誉め称えるもので、尼崎藩の許可を得た証明印である。

幕府の藩札禁止・再開と尼崎藩

幕府は宝永四年（一七〇七）十月に金銀貨改鋳との関連で札遣い禁止令（藩札禁止令）を発令した。尼崎藩は同年十月二十一日、以後五〇日を限り藩札の通用をいっさい停止する旨を達し、十月二十七日・十一月十日・同二十日・同二十九日の四回にわたって会所に銀札を持参するよう命じ、これを正銀に引き替えた。このとき尼崎町中には銀札が二八六貫もあり、札元は七〇名ほどであったので、一人あたり四貫目ほどの銀札を発行していたことがわかる。またこの時、伊丹・大鹿札があったが「尼崎領ハ町計ニ而、在所方ニハ札出し居候もの壱人も無之」とあって、藩領では札元は都市部に限られ、領内の在方（村）には札元がいなかったことがわかる。

ここで重要なことは、前期の尼崎藩札はすべて在郷町や城下町の商人が札元となり、尼崎藩の許可を得た商人たちが規定高の札元銀札を発行していることで、札元が一元化していないことである。このため札元となった商人個人の社会的信用力による私札と類似していた。札元銀札の発行に際し銀高相応の質物（担保）を入れたかどうかはわからないが、札元銀札は商人の経済力や事情に大きく依存しながらも藩が統制した藩札と考えるべきであろう。

享保十五年（一七三〇）六月、幕府は宝永四年の札遣い禁止令の一部を解除し、先例のある藩に限り発行を許して、その通用期限を二〇万石以上の大名は二五年、二〇万石以下は一五年と定めた。尼崎藩は享保十五年十一月、銀札の再発行を幕府に申請して許可され、翌十六年九月に銀札通用の相談のため、尼崎藩の全大庄屋が西宮の庄屋中嶋藤十郎宅に集まって会合し、同年中に藩札の発行にこぎつけたようである（『尼崎市史』二巻）。享保十七年の正月に上瓦林村で一匁銀札が現に流通していることに加え、同月末に銀札引替所で正銀（銀札と正銀の交換のための準備金）が不足したため、大庄屋仲間が尼崎に参会し、さらに二月七日にも「銀札の儀に付」西宮の信行寺に大庄屋が参会しており、享保十六年中に発行したと考えられる。

寛保三年の銀札専一通用令と挫折

享保十五年（一七三〇）の幕府の札遣い一部解除を受け、尼崎藩で発行が再開された尼崎藩札の一つが、西宮町人が銀主となって西宮の大庄屋西村茂左衛門と庄屋中嶋藤十郎の名で発行した前述の西宮銀札であろう。しかし、この西宮銀札は領内から要望が高まって発行されたわけでなく、藩札の再発行権を確保するために発行したようなものであった。

ところが、元文期（一七三六―四一）になって諸物価が高騰し、農村部から銀札拝借の希望が強まったことから、藩は本格的に藩札政策に取り組むことになった。寛保三年（一七四三）六月、尼崎藩は近年村方が困窮しているので、その救済のため銀札の拝借を希望する者へは「御救御銀札」を貸し付ける旨の意向を示した。そして同年十一月、藩は詳細な銀札通用条目を定め、全領域にわたって銀札の専一的通用、正銀・銀札の引替、銀札の貸し付け業務に関しての規定を布達した。銀札引替所は、尼崎・西宮・兵庫津に設けられ、同年十一月十一日より引替業務を開始し、同月十九日から銀札貸し付け業務が始められた。ここにおいて尼崎藩の銀札制度の基盤ができあがったわけで、完全に藩主導による態勢が整ったといえよう。

写真―12　西村茂左衛門・中嶋藤十郎引替銀札の表面（右）と裏面（日本銀行調査局『図録日本の貨幣』第二巻　一九七三年）

寛保三年の銀札通用規則の要点は次のとおりである（「諸事御触書之留」岡本紀士生氏文書）。

①今後正銀銭の取引で一〇〇文以上はすべて銀札で行うことにする。

②引替割合は、正銀をもって銀札に替える場合は、正銀一〇〇匁につき銀札一〇一匁五分、銀札を正銀に替えるときは、銀札一〇一匁八分につき正銀一〇〇匁とする（差額の三分が引替手数料）。

③銀札引替所はさきの西宮に加え、尼崎城下および兵庫津に定め、銀札の引替は先払いとする。この引替時間は卯の中の刻（午前六時）から申の刻（午後四時）までとする。

④上納銀・運上銀および蔵米代銀には銀札を用いる。

⑤銀札の借用を希望する者は、村方は大庄屋、町方は名主へ申し出て、借用銀に相当する質物を入れて借用すること。利息は月七朱（〇・七%）とする。

⑥借用銀札を上納（返済）する場合、利息を正銀で支払う。

⑦銀札の借用期限が来れば、歩銀をそえて返済し、おそくとも三年目には元利とも返済しなければならない。さらに続けて拝借したいときは、一応返済したうえで借用願いをだすことにする。

⑧銀札に関する支配は、大庄屋西村茂左衛門・西宮庄屋中嶋藤十郎がこれを行う。

以上のような事項が定められた。とくに一・二項は、銀札の専一的通用をめざしたもので、領内の正貨を吸収することを意図したものである。前述した延享元年（一七四四）から同二年にかけての「甲子押懸」政策も、専一通用と関係がある可能性が高い。

しかし藩が領内では正銀銭の一〇〇文以上の取引を禁止し、たびたび正銀を銀札に引き替えるように達しても効果はなかったようで、西宮引替所には銀札がたまった。藩は延享二年に銀札を正銀に替えるときの歩銀を一〇〇匁につき一匁八分から一匁六分五厘に引き下げたが、領民は応じなかった。延享五年六月を最後に銀札専一通用令が出されなくなり、藩がめざした銀札専一通用は断念されたとみられる。

一方、西宮銀札の貸し付けは、銀高相応の質物を入れ月七朱の利息で拝借ができるわけで、農村に歓迎され、村々を救済する趣旨からかなり利用された。寛保三年十二月、尼崎藩瓦林組（西宮市）の村々一九カ村が拝借した銀札は七九貫五〇匁に達し、銀札の流通が農村部へ確実に浸透していった。この政策によって世上の金詰まりをある程度緩和することができた。ただ、

明和六年（一七六九）二月における西宮銀札の未返済額を瓦林組村々でみてみると、一四カ村で六九貫二〇匁のうち三五貫五四〇匁九分に達していた。拝借銀札の返納は三カ年以内と定めているが、実際には借り延べを行ったわけある。史料としては尼崎藩瓦林組の実態しかわからないが、本庄地域でも拝借した村があったと思われる。

こうした西宮銀札の引き替えと貸し付けによって、領内の札遣いは以前に増して活発になったことは確かである。寛保三年の西宮銀札に続き、延享四年（一七四七）九月には銀一〇匁札が新たに発行され、銀五匁札も遅くとも宝暦八年（一七五八）までに発行された。延享四年の銀一〇匁札（屏風札）は、先の銀一匁札にある西村茂左衛門と中嶋藤十郎の両名ではなく「西宮銀主」という名で発行された。個々の文面も銀一匁札と共通していて、西宮銀主を札元とした形態があらわれている。また、享保十六年以降に発行された西宮銀札や札元銀札には、いずれも札表面に「尼崎領銀札」とあって、尼崎藩札であることを示している。

札元銀札の発行手続きと御救銀札

享保十六年から灘目の尼崎藩領が公収される明和六年（一七六九）までの尼崎藩札は、西宮銀札と札元銀札が発行された。実際の下限時期は、安永六年（一七七七）に藩の掛屋として泉屋利兵衛と加島屋富三郎の町人二人が発行する銀札のみが流通するまでの期間としたほうが妥当であろう。前期の宝永四年までの尼崎藩札は、町場の商人が札元になってそれぞれ自己名義の銀札を発行したが、享保期以降は元文四年（一七三九）に川辺郡東新田村（尼崎市）善助が五貫匁の札元となっているなど、農村部にも札元があらわれる。

宝暦十一年（一七六一）に札元となった武庫郡下瓦林村（西宮市）の鳥飼逸次によって、札元銀札の発行の手続きを具体的に知ることができる。この手続きは、すでに『尼崎市史』二巻に説明されているが、筆者の見解と若干異なるところがあるのであらためて述べたい。

まず逸次の願いによる同年三月銀札四〇貫の通用が内定すると、逸次は藩に対して田畑・居屋敷を書き入れた質入証文を提出している。逸次銀札の製造は、藩から提供されるものではなく、逸次自身が行わなければならなかった。三月二十四日に逸次が注文した版木と小印が出来上がっている。版木は銀札一匁判裏表二面（代銀五〇匁）、同一〇匁札表一面（同二五匁）、同五分札（同二五匁）と、「宝」「清穆」「基」「鳥飼」のつげ小印である（永井一九八八）。当時の印判版木師（御銀札彫刻師）は

彫刻だけでなく、摺立まで請け負っていたので、専門職人が一〇匁札七〇〇枚（七貫）、一匁札三万枚（三〇貫）、五分札六〇〇〇枚（三貫）の計三万六七〇〇枚を摺り上げた。そして四〇貫に藩印を押していただきたい旨を藩に願い出て、四月九日から二十六日までの間に藩印を押した銀札を受け取っている。この藩印とは表面の額面の右に押捺された「含章」朱印であり、藩は許可した四〇貫の員数を確認する目的から最終的な検査を実施したものである。

逸次側は受け取った銀札に発行番号を墨書する。銀一匁は表面最上部の空欄の箇所に、銀十匁札は裏面中央右に「おさまれるみよとかな」のいずれか一字と一連番号が書き込まれた。最後に、それぞれの札と同家に残す台帳（一〇匁札割符帳）とに割印を押して完成する。銀札の発行は、四月二十三日に藩から逸次銀札の通用が領内村々へ通達され、下瓦林村の自宅と尼崎の安田屋嘉右衛門宅の二カ所に引替所が設けられた。逸次銀札の現存札は痛みがひどく、判読できない箇所が随所にあるが表面下段の「基」印と、裏面の「摂津国」「武庫郡」の文字ははっきり読める。

さて、逸次が銀札四〇貫を発行するにあたり要した経費は、まず三万七五〇〇枚（実際の発行枚数より一〇匁札用が三〇〇枚、五分札用が五〇〇枚多い）の札紙代銀一貫一〇九匁三分三厘と切断費用二九匁四分の計銀一貫一三八匁七分三厘、版木代は小印も含め銀一一六匁である。摺立（印刷）代は不明であるが、嘉永七年（一八五四）十二月に大坂常安橋の御銀札彫刻師栄井武兵衛が赤穂藩の藩札係尼子与左衛門に宛てた史料によると、銀一匁札一万一五〇〇枚、三分札・二分札一万七五〇〇枚の計二万九〇〇〇枚の摺立代は一四五匁であった（荒木一九六五―六六）。これを参考にすると、逸次銀札の摺立代は約銀一八四匁になる。したがって、銀札四〇貫匁に要した経費は、札紙代・版木代・摺立代の銀一貫五〇〇匁ほどかかった。

さらに引替所の準備金と営業経費もかかる。ただ、返済期限を定めず、無利子で銀札の発行ができたという利点があった。つまり、長期の大口融資（無利子）というものであろう。

一方、西宮銀主の銀札貸し付けは、銀札を拝借したい者は、村方は大庄屋、町方は名主へ申し出て、銀高相応の質物を入れて拝借する。拝借人は、西宮の大庄屋西村茂左衛門と庄屋中嶋藤十郎の両名を札元とした銀一匁札や、西宮銀主を札元とした銀一〇匁札を現物で受け取るわけで、拝借人名義の銀札を製造する必要がない。しかし、利息の月七朱（〇・七％）は正銀で納めることと、一応借用期限は三年の制約があった。借用金額

は数貫目のものが多いことから、短期の小口融資（有利子）というべきものであろう。

寛保三年（一七四三）の御救御銀札は、村方の救済のため、西宮銀札を貸し付けるものであった。これとは別に御救御銀札がある。寛延三年（一七五〇）十月、西宮組広田村庄屋の広瀬治兵衛・今津村庄屋の仲田十次郎・津門村庄屋の前田四郎兵衛から、村々困窮のため御救御銀札を願い出て、同年十二月二十四日から銀札の通用が始まった。この三カ村御救御銀札は、御銀札支配（札元）として三人の庄屋が連帯となり、兵庫津引替所を引替所として発行したものである。兵庫津引替所としたのは、すでに流通している西宮引替所の西宮銀札と区別するためであろう。しかし、宝暦四年（一七五四）に津門村の前田四郎兵衛は引き替えができなくなり出奔し、広田村の広瀬治兵衛も引き替えに差し詰まり宝暦五年十月に病死する。尼崎藩は宝暦六年九月十五日に三カ村御救御銀札の通用停止の触れを出した。しかし三カ村御救御銀札の残務整理は、長くかかり明和八年（一七七一）になっても続いていた。

札元銀札の危機

尼崎藩札の札元銀札は銀高相応の質物を入れれば札元名義の銀札の発行ができたわけで、不換紙幣化する余地はまずないようにみえる。しかし、正貨の引き替えが滞る事態がたびたび生じているので、藩は札元の経済状態を厳密に把握しないまま許可を与えたふしがある。川辺郡上之島組（尼崎市）の大庄屋岡村十左衛門の札元銀札もその一例である。

宝暦三年（一七五三）岡村十左衛門は川辺郡中筋村（宝塚市）の小池治右衛門を銀主として銀札発行を藩に願い出て、家屋敷と田畑を質に差し入れ六五貫の銀札発行を許可され、同年十月に銀札支配岡村十左衛門、銀主小池治右衛門として銀一〇匁札と銀一匁札を発行した。宝暦七年と同九年に銀札一〇〇貫ずつが増札され、同十年には宝暦三年に発行した六五貫を今後七年間に引き取ることを条件に新規札を発行することになった。この増札には、岡本十左衛門所有の田畑では足らず、上之島村・武庫庄村・三反田村・栗山村の農民の田畑を質物として発行を許されている。ところが、宝暦十三年七月ごろから岡村銀札（一匁札）の偽札騒動が浮上し、同十四年五月藩は突如として岡村銀札の通用停止を命じた。同年六月十六日までに二六二貫五分の引き替えが行われ、これによって岡村十左衛門は大打撃をうけた。岡村十左衛門が死亡した明和八年、藩にたいし銀札三〇貫（岡村・小池名義）と拝借元銀六貫八〇〇匁、拝借米のほか、多大な借金を抱えていた。結局、岡村家は安永五年（一

七七六）になって破産する。

このように尼崎藩札は、札元の経済状態によって通用停止になることがしばしば見うけられる。藩当局は不動産を担保としていたため実害はないが、藩札にたいする領民の不安感は常にあった。最大の危機は、明和六年（一七六九）の西宮・兵庫津を含めた灘目村々の公収である。

明和六年の上知と尼崎藩札

明和六年二月十三日、西宮・兵庫津を含めた灘目筋の尼崎藩領の村々が公収されたことによって、尼崎藩の藩札は多大な影響をこうむった。まず、公収された村々に流通している藩札の回収問題であり、とくに流通高が多い西宮銀札の回収対策が急務であった。藩は二月晦日に三月四日より同十一日の期間、西宮引替所において西宮銀札と正銀の引き替えを行う触書を出した。西宮銀札の所有者は、期限内に引き替えないと以後引き替えできないとあって、西宮引替所が混雑した。

さらに、寛保三年（一七四三）から始まった尼崎藩領の村々が「御救御銀札」のかたちで借りていた、西宮銀札の未返済分の問題がある。これについては明確な史料を欠くが、瓦林組一四カ村では、二月時点で拝借銀六九貫二〇匁のうち三五貫五四〇匁九分が未返済となっていた。瓦林組は明和六年に公収された村ではないが、公収された村々でもかなりの未返済があったと思われる。

また、西宮銀札の回収にあたって、札元銀札にも影響があった。公収された村ではない武庫郡下瓦林村の逸次銀札は、発行高四〇貫であったが、西宮銀札回収のあおりをうけて、逸次銀札を所持している者が引き替えを迫ったため、二カ月足らずの間に、実に三三貫余を引き替えた。鳥飼逸次は尼崎の安田屋嘉右衛門から金を借りてこの引き替えに応じた。

このように明和六年の尼崎藩領の公収は、藩の藩札制度そのものに根本的改革をしなければならなくなった。何よりも、西宮町人の資力に頼れなくなったことは大きな打撃であった。このため尼崎藩は安永六年（一七七七）掛屋に尼崎の富商泉屋利兵衛を登用して、新銀札を発行する。

4　水と山の争い

正保二年の芦屋村との水利紛争

近世前期の水利紛争としては、正保二年（一六五四）に深江村の全面敗訴で決着した芦屋村との片田井川の紛争が知られる。片田井川は芦屋川下流で取水し深江村を東北方向から斜めに横切り、高橋川に合流する集落北部の用水路である。

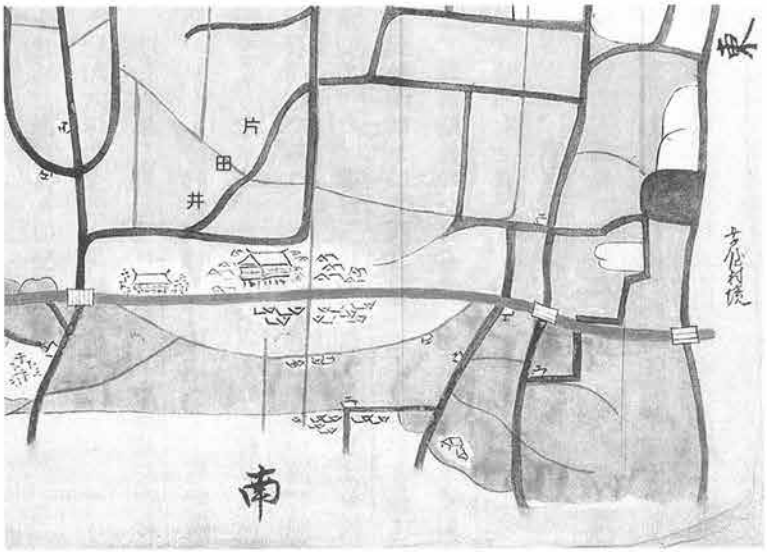

写真－13　深江村絵図に描かれた片田井

集落中心部に描かれている正寿寺の北側に広がる耕地を、東北側から南西に斜めに流れているのが片田井。芦屋側から流れてきて札場筋に沿って南に流れる用水と、南西に斜めに流れる用水とに分かれるがまた合流している。集落近く部分は道祖神がありイセノカワとも呼んだ。集落西北で高橋川と合流し海に注いでいる。絵図は天明８年（1788）ごろの深江村絵図（神戸大学文学部蔵御影村文書。『本庄村史』地理編・民俗編の口絵参照）

この紛争については、芦屋村側が同年六月二十八日に出した返答書（『新修芦屋市史』資料篇二）が残っている。虫食いが多く、意味を取りにくいが、おぼろげながら分かるのは、以下の通りである。

①深江村の者が、芦屋村の水利施設を破損させ、竹を掘り捨てた。芦屋村で植え直したが、このままでは、芦屋村の田地に水が行き届かない。

②芦屋村・藤栄屋敷の空堀の砂を芦屋村がさらえたところ、深江村側は「（水がそちらに流れ込んで）差し支える」という。片田井の上流だが片田井は一〇〇石を養うと言われ、暗渠があって芦屋村の井手口まで掘っている。深江村の主張には同意できない。

③「新儀」を申し立てられ困っている。芦屋村としては、これまで通りにさらえも出来るよう命じて欲しい。

同年九月二十七日、吉兵衛と五兵衛が郡奉行にあてた「仕上ル一札之事」（『新修芦屋市史』資料篇二）によると、代官の見分の結果、深江村の主張に非があり、深江村の者が捕らえられた。死刑判決が出たが、郡右衛門や村々の年寄らが「詫びごと」を願い、過料銭五貫文を出すことで許されたという。吉兵衛らは「用水のことは片谷甚兵衛様に命じられた通りにする」と誓っている。吉兵衛らは肩書きがないが、深江村側であることは明らかである。また、片谷は一〇〇石取りの尼崎藩士である。

片田井川はこの時期にすでに「一〇〇石を養う」ほど大規模の用水施設だった。

天和二年の三条村との紛争

これに続いては天和二年（一六八二）五月の紛争が知られる（『本庄村史』資料編三）。三条八幡神社に観音堂があって昔からその宮の田地（宮の垣内）へ優先して東川用水の水を回すことになっていた。天和二年に三条村は宮の田地へ取水を乞い、取水の順番にあたっていた中野村庄屋に掛け合ったが、断られた。それは中野村庄屋が若年で由緒を知らないためであって、「年寄頭」の深江村の甚右衛門に願って取水できた。後日、森村の久左衛門方で寄合、甚右衛門の説明でやっと一同納得したという。

この文書は、三条村の水利特権がどう生まれたのかを昔語りとして記したものである。この紛争から、天和二年には、本庄の村々で順番に東川用水から取水する慣行が出来上がっていたこと、「宮の垣内」とは、畦垣内のことであり（細川道草『芦屋郷土誌』）、特権はあったが明文化された確固としたものではないことも推測できる。多くの村役人がなぜこの特権を知らなかったのかはっきりしないが、常時用水を必要とする状況にはなかったのだろう。近世前期は積極的に新田が開発された時代であり、水利の環境も急速に変化をとげたことが推測される。

東川用水番割の確立

正保や天和の紛争は本質的には、上流と下流の村の争いであった。こうした紛争の多発に頭を痛めた本庄の村々は、貞享四年（一六八七）、順番に水を引く番水ルールを決めた。このルールは近世を通じて守られた重要な取り決めであった。

この取り決めによると、

①中野村が初日に水を引き、二日、三日目は深江、四日目は森村と、毎日一カ村ずつ水を取り、一二日間で一巡する。
②三条村の畦垣内と、同村観音田には毎日水を分ける。
③七月十五日はどこの村の番でも三条村に遣わす。
④三条村・津知村が根付けをする日は両村へ分水する。
⑤小路村へは、正規の番水ではなく、西番水のうちから様子をみて渡す。
⑥雨が降って順番が破れた時は、また中野村からやり直す。
⑦日照りが続き、稲が痛んでいる時は、田辺村の七左衛門と庄屋中が立ち会い、見分して公平に取水する。

この取り決めは、中野・深江・森・三条・津知・小路の各村の庄屋・年寄のほか、田辺村七左衛門、深江村甚右衛門が特別に署名した。田辺村七左衛門は直接利害に関係のない村の人物であり、また甚右衛門は天和の紛争で「年寄頭」と呼ばれ、三

表－11　東川用水取水順番と潅漑田畑・川数

村　名	取水順番	潅漑田地	川数
中野村	1・5・11	181	3
深江村	2・3・6・7	253	4
森　村	4・8・9	227	3
三条村	・10	82	1
津知村	・12	51	1
計	12日間	794	12

取水順番は1が初日、2が二日目。
潅漑田地は畝。川数は川筋の数

条村観音田の水利特権の由来を認めた人物である。

さて表をみて明らかなように、一二日間のうち、深江が四日、中野が三日間水を取ることになっているなど、各村で日数差があるが、これはこの用水で灌漑する耕地の広さによる差である。江戸時代後期の「東川用水掛り田地覚」（小阪家文書、『本庄村史』資料編三）によると、この用水から恩恵を受ける各村の田地への川数が取水日と一致し、田地面積もおおむね比例している。東川用水は、中野、深江、森、三条、津知の各村が面積に応じた公平な利用を建て前としたものであった。川数と日数が一致することは、これらの川へ順番に一日ずつ取水を認めることになっていたのだろう。また、この取り決めには書かれていないが、取水は五月の夏至から始まり、早朝から夕方までの半日で、残りの時間帯は芦屋川の下流の井手へ取水することになっていた。

ただ上流の三条、津知村は正規の取水日は一日しかないのに、畦垣内と観音田や根付けの日、七月十五日などには特権を認められていた。また最下流の小路村は、正規の番水ではなく、西番水のうちから渡すことになっていた。このことで東川用水は、もともと上流の村々が利用していたが、のちに下流の村にも範囲を拡大したことが推測される。三条村は東川用水の「穴もり」を修復する義務があったため優遇されていた。

なお、一の井手は、現在はコンクリートで岸が固められ、痕跡はない。また東川用水は芦屋市域にかろうじて一部が残っているが、神戸市域ではほとんど水路が破壊されている（和田一九八二）。

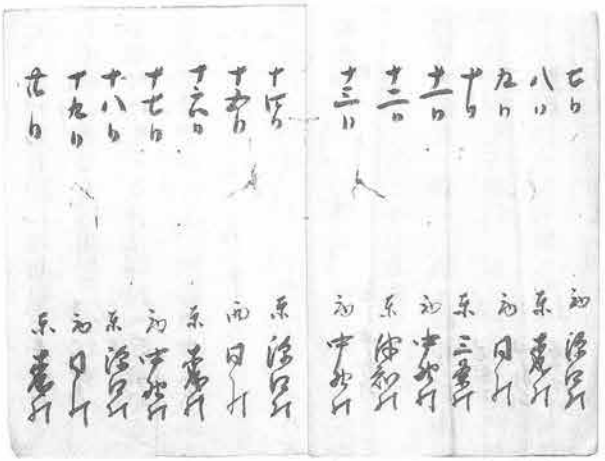

写真－14　取水する順番を定めた東川用水番割帳
（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

こうして成立した東川用水の水利慣行は、芦屋川が水源であり、本庄地域は芦屋川の井手の中ではもっとも上流の一の井手から取水するだけに、下流の二の井手、三の井手から取水する芦屋・打出村（中世の芦屋庄）とは、渇水期には東川用水への取水を巡って厳しく対立した。

元禄―正徳期の芦屋村との争論

中野村の芝切義寛氏文書（神戸大学文学部寄託）の中に、元禄十四年（一七〇一）から正徳二年（一七一二）と推測される本庄側の訴状の写しがある（『本庄村史』資料編三）。この史料によると、

①芦屋村の者が、本庄が取水できる時間帯を無視して、下流に水を流さないので、本庄の村々が大変迷惑をしている。

②二十四日の朝には打出村の者まで動員し、三〇〇人ほどが棒、トビグチ、脇差などで本庄側の水番二七人に乱暴した。

③この事を芦屋・打出両村の庄屋に断った上、郡右衛門の森村久右衛門に届けると、今後は年寄一人と人足一、二人が立ち会い刻限を守って本庄が取水できるようにすることを確認し、二十四日は決まり通り取水できた。

④ところが二十五日は年寄も立ち会わず人足ばかりで、水を流さない。そこで芦屋村庄屋に届けたうえで東川用水に水を流すよう、本庄側が領主に訴えた。

本庄側は、芦屋村の人足たちの乱暴をたびたび芦屋村役人に届けており、村役人の制止を振り切って人足たちが暴走していると解釈しているようである。結末についても定かではない。

畦垣内の分石をめぐる三条村との争論

貞享四年（一六八七）の東川用水の取り決めに、三条村畦垣内の三反には毎日分水をすることが決められていたが、それから四〇年ばかり経た享保十一年（一七二六）、この特権をめぐって三条村と本庄の村々との間で紛争が起きた（芝切義寛氏文書、『新修芦屋市史』資料篇二）。そもそも東川用水取水口の一の井手は、川筋が悪く「穴もり」の激しい井手であった。各村から番を出すのも負担が大きく、三条村が一手に「穴もり」をとめることとし、その見返りに畦垣内三反に毎日分水を認めたという経緯があった。

ところが、深江・小路・中野・森・津知の各村の主張によると、近年三条村はこの「穴もり」をとめない上に、畦垣内の付近の藪を開いて勝手に取水している。このため下流の村々が自力で番人を付け、畦垣内の三反以外には水を流さないようにしたところ、三条村の者が大勢押しかけわがままをするという。昨年も今年も庄屋らが三条村に申し入れを行ったが改まらない。

ついては水の流れを合理的に分ける方法として、川の分岐点に分石を設置して流れ込む水の量を調節し、同時に三条村を召し出して「穴もり」をさせて欲しいと願い出た。

三条村の反論や決着を直接記した史料は残っていないが、これからさらに約四〇年後の明和元年（一七六四）にも争論が再発しており、その時の史料（芝切義寛氏文書）には、享保年間の争論について「大庄屋吉兵衛殿よりきっと申し渡され、合石御座候」と記していて、深江の大庄屋吉兵衛が仲裁に入り、三条村に「きっと申し渡し」をしたが「合石」とあり、分石は認められなかった。

畦垣内の分石設置

畦垣内の分石をめぐる紛争が、深江村吉兵衛のとりなしで決着したものの、分石はかなえられず、約四〇年後に紛争が再発する。東川用水の最下流にある中野村は、幕府領と尼崎藩の入り組み村だったが、明和元年（一七六四）七月、双方の村役人が別々に相次いで尼崎藩に願書を提出した。願書によると、近年三条村は勝手に井手をこしらえて水を引いていて迷惑であり、中野村では番水のたびに人足を三〇人ばかりも出さなければならない状況で、干害気味である。三条村に勝手に作った井手の取り払いを要求しても聞き入れないので、この上は分石を設置してほしいと願った。

七月十八日、尼崎藩は深江・津知・森・三条の各村の代表を会所へ呼び出して、事情を聞いたうえで、大庄屋の横屋村松井三右衛門に仲裁を命じた。松井三右衛門は、一年がかりで交渉を重ね、分石の設置で決着させるのであるが、問題はその溝幅であった。当初の案では、畦垣内への溝幅は九寸五分（約二八・八㌢）だったが、大

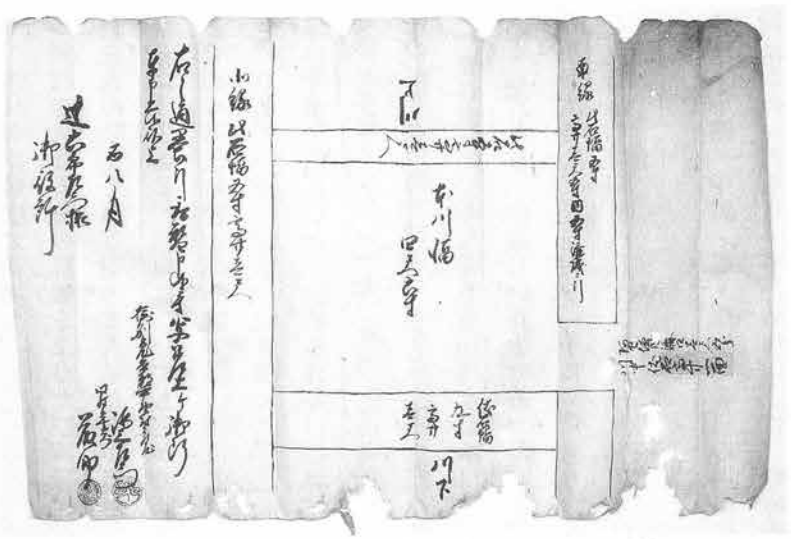

写真－15　明和２年（1765）に定められた分石溝幅
（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

庄屋からもう一寸広げるように要請され、中野村は抵抗しつつも、その条件を貫くのなら、三条村清水の取水する日に中野村へ取水させるか、中野村が取水する日は畦垣内への溝を一寸狭めるかを要求した。結局、中野村と三条村は内々に交渉し、溝幅を一寸広げ一尺五分とする代わりに、三条村清水への取水の日に、時間を限って中野村が取水することを認めた。すなわち、畦垣内への分石については、本川の幅は四尺六寸（一㍍三九・四㌢）、底に幅九寸、川底より一尺のところに石を設置することになったのである。

これによって東川用水の水が合理的に、一定の割合で分水されるようになった。これは貞享四年（一六八七）に定まった番水をさらに明確にする一方、三条村の清水への順番の時は中野村へ水を回すなど一部修正を加えることにもなった。明和二年八月、石の形を絵図にしたためて紛争にかかわった深江村など五カ村が署名・捺印して紛争は決着した（芝切義寛氏文書）。

近世前期の水利普請

深江村には正徳元年（一七一一）七月、村内にあった伏越（暗渠）、悪水（排水）抜樋などを書き上げた覚が残っている（『本庄村史』資料編三）。この覚によると、字ほうとう池・さら池に伏樋と立樋、東長井(永)・西長井(永)・東堤・薬王寺・こちら田・大日前高橋に悪水抜樋があったが、これらは古いもので造られた時代は不明であった。高い技術力が必要な暗渠が多用されている。新田では慶安五年（一六五二）に東長井(永)と西長井(永)に悪水抜樋、承応二年（一六五三）に村新田に設置された。悪水抜樋が多いのは、深江地区が水害を受けやすかったためである。

この史料が作成された正徳元年（宝永八年四月に正徳元年と改元）の二月、尼崎藩主になったばかりの青山幸侶は信濃飯山への転封を命じられた。五味嘉兵衛氏の「会下山水論覚書」（『新修芦屋市史』資料篇二）には、「其（宝永七年）以後、青山大膳殿（幸侶）御所替につき、郷中出入りあるいは池の普請川除などの御普請とんと捨てられ、埒あけ申さず」と書かれている。領主交替後、普請再開のため作成された史料であろう。

天上川・横川の付け替え計画

天上川は現在北青木・青木の西側を南に下り海に注いでいるが、昭和二年（一九二七）までは本山南町の福井池公園付近で直角に東へ曲がり等高線に沿って流れ、要玄寺川や串田川・四ツ松川と合流して高橋川となり深江村で海に注いでいた。この等高線に沿って東に流れる部分を横川と呼び、かつては現在より一〇〇㍍ほど北を流れていた。高低さが少なく土砂がたまりやすく再三堤が切れ、その修復が時には紛争になった。

寛文十二年（一六七二）には深江村の田地七畝を潰して幅一間半の新川を掘り排水の便を良くした。深江村には代償として米一石四斗が毎年納入されることになった。この新川によって恩恵を受けるのは、中野村二町五反五畝・少路村六反・深江村一町の計四町一反五畝にも及ぶものだった。深江村の田地主への一石四斗はこの面積に応じて負担を決めた。

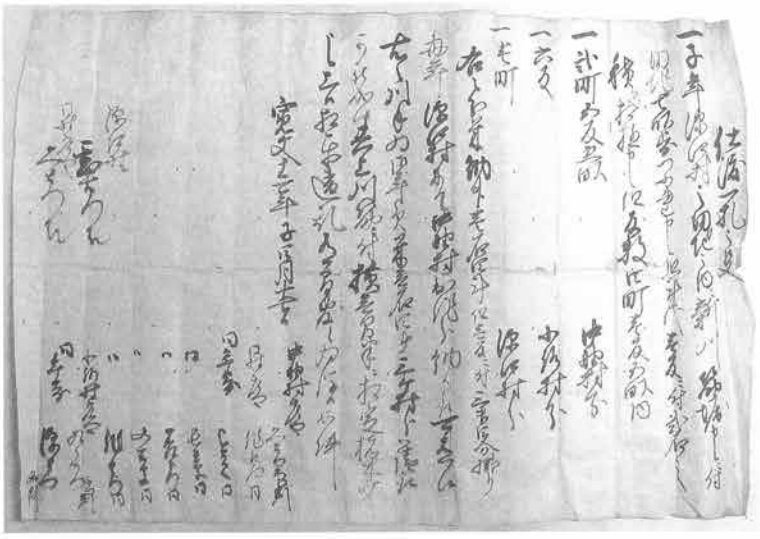

写真－16　寛文12年（1672）の新川掘りにつき仕渡一札
（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

しかしこうした対策では不十分で、再三天上川の付け替えが計画された（『本庄村史』地理編・民俗編第二章参照）。享保九年（一七二四）正月、中野村の庄屋勘平が作った計画では、田中村で一町（一〇八㍍）ほどの新川を作り、天上川を田中村悪水路につなげ、また横川に合流する要玄寺川末流の千田川を、東青木村領内で一町ほどの新川を作り海に排出する、という内容であった。東西に流れる横川を南北に流れる川に抜本的に変えようとする案であった。さらに横川の河川敷を開発し一反につき金子一分の冥加金も上納するとした。各村の伏越樋の管理費も不要になると利点を強調したが、計画は認められなかった。

元文三年（一七三八）にも幕府領中野村の者たちが横川の付け替えを代官所に願い出て、代官所は利害の関係する中野・深江・小路・北畑・田中・岡本の各村に意見を求め、これらの村から同意は得た。小路村の南部・中野村に新たに川を付け替え、東西型の河川を南北型の河川に変えるというもので、享保九年の計画と似ている。ただ元文三年の場合は、天上川が直角に東へ曲がるところで新川を掘り、田中村の悪水路へつなげ、まっすぐに海に流すという普請が記載されていない。

本庄山の境界争論再燃と百姓の動き

本庄山の境界をめぐっては、芦屋庄・西宮社家郷と本庄との三者の間で戦国時代から江戸初期にかけて、再三紛争になった。

特に戦国期から近世初頭には政権の目まぐるしい変遷がありその度に紛争が再燃した。江戸期に入り政権の安定に伴って、前期は本庄山に関しては紛争の記録は見当たらない。

ところが、寛保二年（一七四二）になって、芦屋庄と西宮社家郷との間で、境界争論が起きた。双方が自領と称し、相手方が自領内で新儀を行っていると非難した。この両者が訴訟の過程で絵図を作ろうとしたことで、本庄九カ村も延享三年（一七四六）、芦屋・打出村を相手に訴訟に加わった。本庄の主張は、本庄の持ち山に六、七町も食い込んで絵図が作られようとしているというもので、根拠として既に「ほご」として退けられた天文二十四年（一五五五）の三好長慶の裁許状や深江村甚右衛門が保管していた絵図を提出した。しかし、過去に敗訴し「ほご」となっていることから考えても、勝算は乏しく、山路庄の仲介で庄屋・年寄衆は和解に向けて動き、絵図に描く境界の印石について話し合ったようである。ところが、村役人だけで交渉を進めたために、本庄の小百姓たちが猛反発。延享四年五月、津知村では庄屋・年寄を除く一六人が、また中野村でも二四人が連判状を作成、九カ村すべての百姓が村役人の独断を批判して村ごとに訴訟の貫徹の連判状を作成した。そのうえで、訴訟継続による費用と、咎めをうけた場合の費用について負担することを誓った。津知村の場合は、連判に加わらない者がいれば、村付き合いはせず、訴訟が決着後、山の利用は認めないことを取り決めている。また特定の個人に過料などが課された場合は全員で費用を分担することなども申し合わせた。

ここで注目されるのは、一般の百姓たちが、村役人の意向に異議を唱えて連判状を作成し、訴訟の流れを変えようとしていることである。またこの連判状作成には中野村庄屋弥惣左衛門ら、村役人の一部も参加したが、肩書が記されておらず、「平等性」が重視された。さらに、領主からの咎めがあっても、その過料を分かち合うことで、領主の意図を貫徹させない構えも見せた。訴訟にあたって百姓の成長が見て取れる。

本庄山の境界画定

こうしていったんは和解に動きかけた境界争論であったが、本庄側からの動きで裁判は続行された。寛延二年（一七四九）二月十三日から三月十二日にかけて、稲垣藤左衛門・奥谷半四郎が検使として現地を詳細に調べ、翌三年、大坂城代・酒井讃岐守・大坂町奉行・久松筑後守定郷と小浜周防守隆品による判決で決着を見ることになる。その判決文は以下の内容だった。

①芦屋庄は、「西宮社家郷が芦屋庄の山を自らの持ち山と主張して入り込み狼藉した」と提訴した。

②西宮社家郷は「広田・西宮両社の山なのに、芦屋・打出村が新道をつけた。西宮末社の石宝殿が峰にある。芦屋庄との境界は、炭ケ尾・石釜・烏帽子岩の大石である」と反論した。

③絵図作成の過程で本庄が訴訟に加わり、ほどなく庄屋・年寄は、和解することに同意したが、百姓たちが「本庄山一七町のうち六町を芦屋庄に加えている」と再提訴した。

④検使を派遣したが、社家郷の境界の主張は、伝聞ばかりで証拠がない。また社家郷は「岩ケ平新田とため池二、三カ所が、社家郷が属する武庫郡にある証拠」として、武庫郡越木岩新田検地帳などを提出したが、検地帳に岩ケ平新田の記載がない上に、

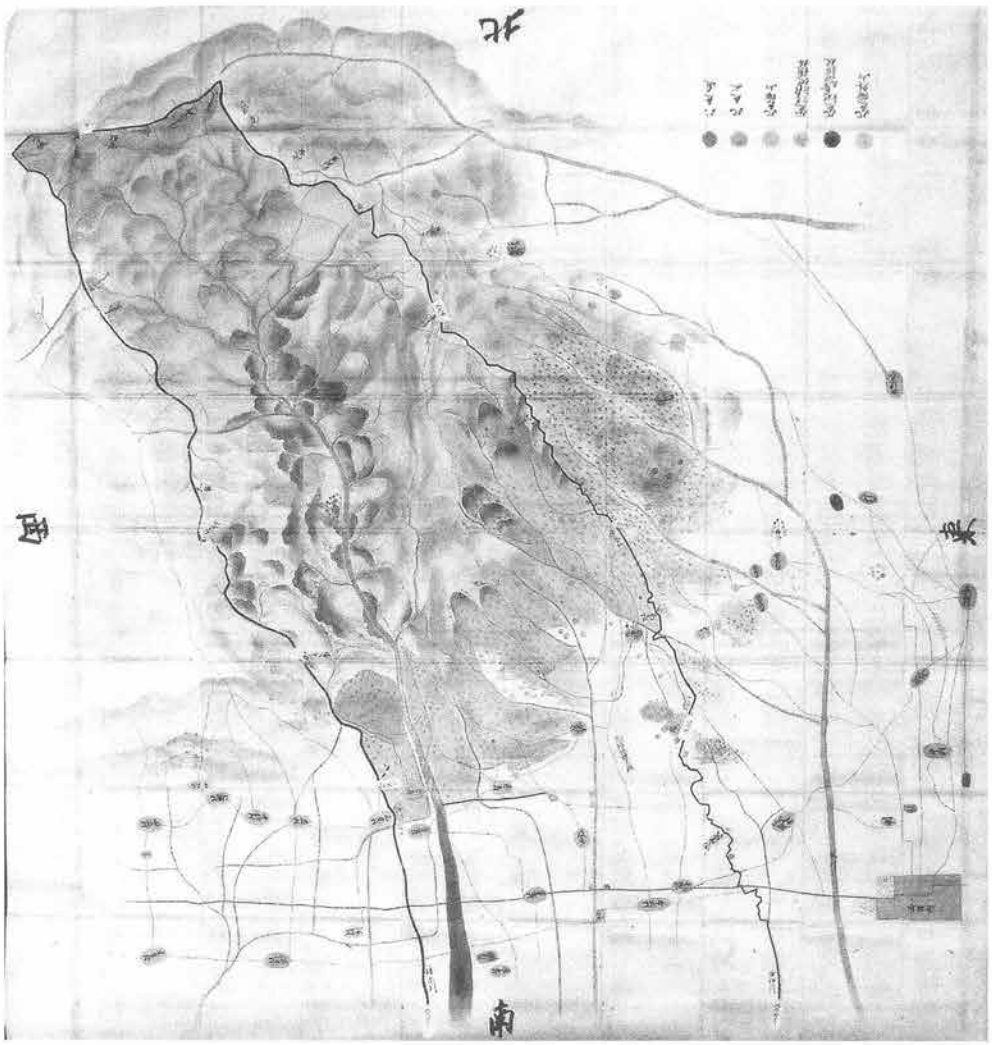

写真－17　寛延３年山論絵図に描かれた芦屋庄と本庄の境界（大仁四郎左衛門家文書）
太い線が境界線で、墨引きのうえ奉行らの印が押された。写しには「印」とある。

岩ケ平新田検地帳とは年代が二〇年ほど離れ、証拠にならない。芦屋庄が新道を付けたというが古道に間違いない。

⑤これに対し、芦屋庄が提出した証拠は、天文年中（一五二五―六八）以来の争論の裁許状や元禄十一年（一六九八）に国絵図作成の準備で提出された郡境書付などであるが、いずれも明らかな証拠である。

⑥本庄が主張する境界は、中垣内・花石・伏石・切石・烏帽子岩・石釜・炭ケ尾・石祠であるが、伏石・切石は存在せず、また芦屋村弁天宮地が係争地内にあり、芦屋庄の持ち山の証拠になる。天文二十四年（一五五五）の裁許状があるとはいえ、その後「ほご」となったものであり、効力がなく、本庄の証拠はどれも採用できない。

この結果、芦屋庄の主張が全面的に認められ、西宮社家郷・本庄側は全面敗訴して訴訟は決着した。

この時期に紛争が再燃した背景としては、当時、農業生産が向上し、肥料や薪などの採取のため山野の利用価値が上がってきたこと、山の中腹部まで新田開発が進み、将来の開発地として関心が高まっていることなどが上げられる。

以後、紛争は再燃することなく、現在に至っている。寛政五年（一七九三）本庄村々の庄屋・年寄・頭百姓が立ち会い、境界の再確認を行った（『新修芦屋市史』資料篇二）。それによると、東は、高座谷中央から一の井手の井路、傍示川まで、西は東青木村のざくろ木、田辺村まな池西堤、五ツ岩を見通す範囲とした。この時に決まった芦屋庄と西宮社家郷との境界が菟原郡と武庫郡との境界になり、現在の西宮市と芦屋市の境界に、また本庄と芦屋庄との境界が神戸市と芦屋市の境界になった。

近世後期に紛争が再発しなかったのは、米作から綿や菜種など収益の高い商品作物へと重点が移り、肥料は干鰯などいわゆる金肥が利用されることがあげられよう。また幕府はこのころから山野の境界争論などについては判決を下さず、和解を積極的に進めるようになり、判決を覆すのが困難になっていったことも理由だろう。

本庄山の絵図と保管

さてこの境界争論では、境界を示した絵図の裏側に判決文が書かれ、本庄、芦屋庄、西宮社家郷のそれぞれの当事者に渡された。絵図には墨で境界が書き込まれ奉行たちの印が押された。このうち芦屋庄へ渡された分と西宮社家郷に渡された絵図が、それぞれ芦屋市役所と西宮市役所に保管されている。本庄へ渡された裁許絵図の所在は不明になっているが、震災後の調査で、本庄九カ村の内の森村村役人を務めた大仁四郎右衛門家に写し

が保管されていることが分かった。大仁家の絵図は写しとはいいながら、ほぼ原寸大で、境界はもちろん、細部にいたるまで克明に酷似させて複写されている（写真―17参照）。なぜこんなに精密な複製を作成したのだろうか。

可能性のひとつとして考えられるのが、原本を紛失したため、将来、本庄山の紛争が再燃した場合を懸念して、作成したというものである。そうだとすれば、極めて正確に複製を作った理由も判明する。しかし、原本があっても精巧な複製を作った事例が知られる。寛文九年（一六六九）の武庫郡鹿塩村（現、宝塚市）と、同郡蔵人村（同）・大市庄（現、西宮市）との境界争論絵図の場合は、大市庄の門戸村が原本を保管し、上大市・下大市・段上の各村が写しを保管していた。裁許絵図は一当事者に一枚しか渡されなかったので、当事者が複数になる場合、複製を作ったのである。

一方主張が全面的に認められた芦屋庄では、これまでの争論の証拠とともに絵図を打出村の吉田家に預けた。また判決から一年後の寛延四年二月十七日、芦屋天神社の氏子中は、芦屋村助野利兵衛を施主として、判決文を盛り込んだ敬白文の軸を作成して奉納した。さらにこの日を祭礼日と決め、毎年神前でこの軸を開いてつぶさに訓読し、境目由緒が永遠に守られるよう神に祈った。

土砂留体制に組み入れ

近世前期は活発に新田開発が行われ、山野の利用も進んだため、山野の荒廃と保水機能の低下を招き洪水が多発した。それは河川下流にある都市を脅かすことになり、幕府は万治三年（一六六〇）山城・大和・伊賀を対象に山川掟を出し、山の保水機能強化へ政策を転換した。さらに貞享元年（一六八四）三月、山城・大和・摂津・河内・近江へ範囲を拡大し、同年八月、畿内の一一人の大名に淀川・大和川へ落ち合う川の上流での開発を禁止し、家臣の巡回を命じた（『御触書寛保集成』）。その指揮は当初、京都町奉行が当たった。しかし京都町奉行では摂津・河内への指揮が十分でなく、元禄二年（一六八九）には、両国分は大坂町奉行に移管され、あらためて担当大名を確認した（『大阪市史』五巻）。さらに享保十一年（一七二六）には、武庫川筋も土砂留対象河川に指定され、尼崎藩が担当大名となった。

この時点では菟原郡は土砂留体制に含まれていなかった。それは武庫川などにくらべ菟原郡の河川は規模が小さかったからだが、それ以外に、山の境界があいまいで、担当する村が不明瞭だった事があげられる。ところが寛延三年（一七五〇）の本

庄・芦屋庄・西宮社家郷の山論裁許で境界が確定し、担当村が明確になったことを受けて、菟原郡も尼崎藩による土砂留対象に含まれた。大坂町奉行の「手鑑」によれば「武庫郡・兎原郡境論これあり、裁許の上寛延三卯(午)年より兎原郡の内へ土砂留場相掛け候」とある。以後大坂町奉行所の指揮のもとで尼崎藩の土砂留奉行が土砂留場所を管理し、御料私領に関係なく尼崎藩の役人が巡村する土砂留体制が菟原郡にも適用された。

5　海に生きる人々

本庄地域の漁業と漁法

経済先進地だった西摂地域は、漁業においても先進地であった。尼崎市南部にあった長洲荘は、もと長洲御厨といわれ、平安時代後期から京都の鴨社に魚介類を奉納する網人がいた。西宮にも広田神社の散所神人である漁民がおり、古代・中世から、漁業の盛んな地域だった。

近世初期、西宮の漁民らが関東に進出し漁法を伝えたことも知られている（『西宮市史』二巻、『尼崎市史』二巻）。兵庫津の漁民も出稼ぎに出ていたことは、寛永二十年（一六四四）から正保四年（一六四七）のころ、尼崎藩主・青山大膳亮幸成が兵庫津奉行・縣新左衛門に出した書状に「兵庫津の漁師は身代のよい者は田舎に出掛けて漁をする」と述べていることからも明らかである。また、関東だけでなく西国方面にも出掛けており、ほぼ同時期の青山幸成の書状では、将軍への献上鯛で知ら

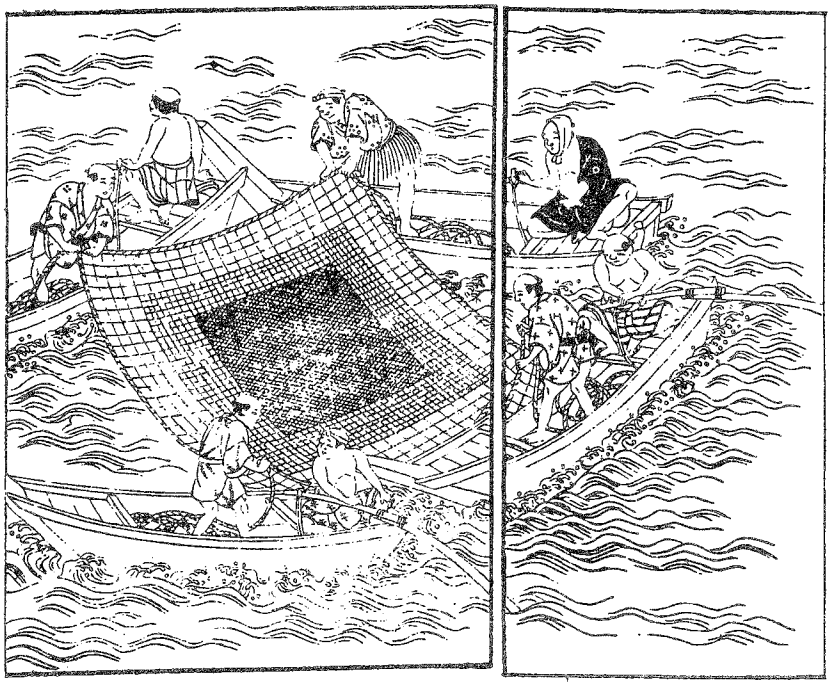

写真－18　四角い網の四方に引き綱をつけた四艘張網による尼崎～兵庫沖のイカナゴ漁（「日本山海名物図会」）

れる讃岐魚島へ地引き網の漁師が兵庫津から出掛けている例が知られる（大国一九九四）。

灘目海岸も六甲山扇状地の砂浜海岸が広がっており、昭和前期まで、各地に砂浜が残っていた。岩礁が少なく、イワシやイカナゴなどの好漁場で「日本山海名物図会」にはイカナゴ漁が図解で紹介され、「摂州尼崎、兵庫の浦にて多く捕れる」と注釈しており、全国的な産地だった。また伝承だが深江の漁師網屋喜治郎がウナギの大漁に感謝し正徳二年（一七一二）に高橋川に石橋を奉納したという（石橋の一部は大日霊女神社に現存している。『本庄村史』民俗編・地理編参照）。

一方、近世前期の船数は、寛文九年（一六六九）ごろの「大膳亮様領地調」（加藤省吾氏文書）では深江一〇艘、東青木五艘、天和―貞享（一六八一―八八）ごろの「尼崎領高・家数・人数・船数覚帳」（「地域史研究」一〇）では深江一一艘、東青木六艘となっている。西青木はいずれもゼロである。

漁場の範囲と形成

江戸時代の西青木には漁船がなかったように、漁場は人為的・歴史的に利用秩序が形成されたものであり、海岸線に面した村すべてが古くから漁業をしていたわけではなかった。江戸時代において漁業権をもっていたのは、西摂では、尼崎、鳴尾、今津、西宮、深江、東青木、魚崎、御影、東明、新在家、大石、脇浜、神戸、二茶屋、兵庫津、駒ケ林、西須磨の各村に限られていた。芦屋・打出・西青木村は明治九年から漁業を始めている。また漁業権は主に地引き網漁を行う磯漁場と、波打ち際から一里以上の沖合の沖漁場に分けられ、沖合は入会とした。

本庄地域の磯漁場は、東は西宮浜が打出村との境界の江尻川までとし、打出・芦屋村は、漁業権がなかったため、深江村と西宮浜二カ村が立会支配を行った（永井正治氏文書「諸願書綴控」）。また深江村は自村の浜を沖合一里まで支配した。東青木村の磯漁場は、深江村との境界から御影村との境界までで、沖合へは二〇町とし、打瀬網漁は尼崎沖から武庫郡沖まで四里（約一六キロ）の区域だった（『兵庫県漁業慣行録』）。

磯漁場については、長い間の経緯を反映し、その範囲は時には訴訟を経て確定した。本庄の漁場争論としては貞享元年（一六八四）に東青木・御影村と、魚崎村との間で起きた紛争が知られる。

ことの起こりは、この年の七月十日、魚崎村前浜で、東青木村と御影村の漁師が網を引いたことに始まる。魚崎村は漁場の侵害として網を差し押さえ、三三尋余りを切り取った。これに対し、東青木村の漁師は、魚崎村の船を奪い取り、さらに七月

十八日、東青木村の者大勢が魚崎村に押しかけ、打擲沙汰になり、東青木村の者二人が負傷する事件が起きた。裁判の中で東青木・御影両村は「魚崎村は往古より東青木・御影両村の網場」と主張し、魚崎村は「無断での網引きの作法は聞いたことがない」と反論した。大坂町奉行所は同年十月、「村境がある以上、以後は村境を限って網を引くべし」と魚崎村と東青木・御影村の間では、これまで相互に入漁した慣行がなかったとして、村境を越えて入漁できないという判決を出し、魚崎村勝訴に終わった（松尾仁兵衛氏文書「魚崎浦手御書付覚」）。なお深江村では明治十九年には他村の漁師が漁場内で引き網漁をする場合は、歩一といって捕獲高の一〇分の一を徴収する慣行があった。

漁業への賦課と浦役負担

漁業を営む見返りに、漁村は独自の負担を行った。具体的には訴訟銀または魚漁銀・漁猟運上銀、水主役または浦役、水主米があった。

訴訟銀とは尼崎藩主に戸田氏鉄の時代に漁業稼ぎの者には必要な魚を献上することが命じられたが、遠方の者が銀納を願って認められたために訴訟銀と呼ばれたという（「兵庫津中明細録」）。天明八年（一七八八）の「御巡見様御通行御用之留帳」では訴訟銀と書かれているが、この後は魚漁銀とか漁猟運上銀と書かれている。もともと漁獲高に掛けられた税で、近世を通じて変動があった（三節参照）。

これに対し漁村としてもうひとつの負担が浦役負担である。浦役とは、漁民にかけられた役負担であり、百姓にかけられた百姓夫役、大工などの職人にかけられた職人役に対応する役負担である。領主の御用として諸荷物の水上運搬などや、海難救助などに従事した。その代わり百姓夫役は免除された。

天明や天保の巡見使御用留には、浦役または水主役と書かれ深江村四人半、東青木村三人で固定されていた。浦役・水主役は、既に述べたように、慶長二年（一五九七）の豊臣秀吉の朝鮮出兵に先立ち、慶長元年十一月十七日に摂津浦々に三八一人の水主が徴発されたことが由緒になっている。慶長元年深江浦は二人、東青木浦は五人の水主役を負担した。さらに寛永四年（一六二七）二月、江戸幕府の老中から、七〇挺建てと五〇挺建ての船二艘を大坂から相模国三浦まで運ぶことが命じられた。老中の命は摂津国奉行や畿内総代官を務めた喜多見若狭守勝重を通じて、尼崎藩主・戸田左門氏鉄に伝えられ、戸田氏鉄は大坂町奉行島田直時が保管していた元帳をもとに摂津で六一人を徴集、大坂で向井将監へ引き渡した。向井将監は、この前年に将軍家光に従って上洛しており、三浦は、向井将監の領地があ

るところで、上洛に使用した船を領地まで戻したのであろう。上洛という国家的な行事に使った船だったため、戻す場合も国役による動員がかけられたのであった。この時は摂津六一人のうち深江浦と東青木浦合わせて一人の水主役を掛けられた。

江戸時代の水主・浦役は朝鮮出兵や将軍上洛の由緒をもとに編成された労役提供であった。寛永四年の徴集では、水主の元帳は大坂町奉行が持っているが、実際の徴収は尼崎藩主が旗本領の村も一括して行った。水主役は本来国奉行によって徴集される国役であったが、尼崎藩が西摂の海防や海上交通の支配を担っていたので、徴収を一手に担当したのである。しかし時代が下ると労役ではなく米で納めるようになった。水主米定納という名称で、深江村は年二石九斗二升七合、東青木村は四石三斗九升七合だった。水主米石高は近世を通じて変動せず、年貢免定に記載された。

なおこれらとは別に浦高があり、深江村七〇石、東青木村三〇石だった。これは水主高とも記され江戸時代を通じて変更されなかった（『本庄村史』資料編二巻）。ほかに役高・大工高・穢多高・他領高などと並列で記載されていることから、近世初期の水主が持っていた田畑の石高で、百姓役を賦課されない田畑のことをさすと考えられる。

なお海難救助に従事した場合、東青木村では一日の捕獲金高の三分の一を支給するが、難船を知りながら救助に出なかった時は、以後漁業を認めないという慣行があった（『兵庫県漁業慣行録』）。

浦組の編成

浦役を平等に精算する組織として兵庫・西宮組・尼崎があり、この三組を三カ浦と称した。これまでこの三カ浦は尼崎藩の浦支配の仕組みと言われて来たが、そうではない。特に西宮組には、鳴尾村や東大石村、脇浜村など他領の村々が含まれ、尼崎藩領でなくなるなど領主の変遷があっても組編成には変動がないからである。この組織は、豊臣秀吉の朝鮮出兵で編成された役負担の系譜を引く水主役を分担する組織なのである（河野二〇〇六）。

この組織がどのような経緯で形成されたのかは明確でないが、現在残る史料では、寛永二十一年（一六四四）十月十六日、兵庫・西宮組・尼崎の三カ浦が立ち会い、船水主役に関する証文を作り勘定をした。しかしその後清算が滞り、正保四年（一六四七）から寛文元年（一六六一）までの一五年分をまとめて清算した後に、同二年以降の水主役の負担方法を寛文四年に取り決めた。その内容は、

①将軍並びに将軍名代の上洛時や異国人来朝・帰国の船水主役は三カ浦平等負担。

②幕府御用・長崎や国々よりの荷物・銀の運送や上使・公儀の囚人の移動、御用の水舟・通舟・番舟・御状箱送り舟は、舟一五艘・水主一二〇人を限度に、兵庫津は兵庫役、中瀬は西宮組役、尼崎は尼崎役とし、超過した分は三カ浦勘定。

③京・大坂城普請は舟三〇艘、水主一二〇人まではそれぞれ兵庫役・西宮組役・尼崎役とし、超過した分は三カ浦勘定。

④尼崎藩主の参勤交代で伏見への送迎は、舟・水主とも兵庫一・西宮組三・尼崎二の割合。

⑤尼崎城及び領内の普請で栗石一回五〇坪まで、また大石一度に二〇艘までは西宮組役、超過分は三カ浦算用。

⑥それ以外の幕府・尼崎藩の御用はその所の役。

⑦輸送の範囲は、伏見・大坂・堺・岸和田・岩屋・明石まではその所の役、それより遠方の場合は三カ浦割。

⑧毎年尼崎へ兵庫から銀一〇〇匁、西宮組から銀四〇〇匁を遣わす。

⑨水主の賃金は一日銀一匁五分、舟の前銀は一〇―二〇石積みまで同八分、三〇―四〇石積みまで同一匁六分、五〇石―一〇〇石積み同二匁四分と定める。

⑩三カ浦勘定は、奉行の手形をもって行うこと、たとえ勘定すべきものがなくても毎年十月に立ち会い証文を出すこと、尼崎、西宮組、兵庫の順で年番を務め、年番は寄合を開催すること、年番が延引した場合、寄合に欠席した場合は共に過料銀一〇枚―という内容である。

そのうえで、尼崎藩領以外の村が含まれていることを踏まえ、尼崎藩主の「自分御用」の場合は、藩領以外の村には賦課しないこと、御状箱輸送などが不慮のことで長期にわたる場合は、三カ浦勘定にすることも申し合わせた。尼崎藩領に賦課する場合もしない場合も、三カ浦で勘定する仕組みであり、尼崎藩の浦方支配のための機構ではない。その点では、藩領だけを対象にした郡右衛門組や大庄屋組とは根本的に異なっていた。なお西宮組は、一三の浦方で構成されていたことから、十三カ浦とも呼ばれた。

兵庫津奉行の浦方支配

では尼崎藩はどのように浦方を支配したのだろうか。戸田氏の時代のことは、史料がなく解明ができないが、寛永十二年（一六三五）に遠江国掛川城から尼崎に入部した青山氏の時代は、兵庫津に兵庫津奉行が置かれ、兵庫津の都市行政に加え、浦方を広範囲に支配した（大国一九九四）。この年、掛川時代に

町奉行を務めていた縣新左衛門繁広が兵庫津奉行に任じられ、承応二年（一六五三）現地で死去するまで任にあった。藩主青山幸成は寛永十六年に縣新左衛門に「覚」（加藤省吾氏収集文書）を与え、①中国・西国への上使・長崎奉行・豊後横目への献上や、身分の高い者への進物②陸路の人馬管理③大坂への渡海船の船頭などの監視や難船の積み荷の奪取禁止④他領百姓と在の者の区別―などを指示した。

しかし兵庫津奉行の特色は、単に都市・兵庫津の支配にとどまらず、浦方を広範囲に支配していたことがある。青山大膳亮幸利が寛永二十年に藩主を継いで間もなく、兵庫津でキリシタンが摘発されるという事件があった。この時、幸利は縣新左衛門にすべての船や浦々の吟味を命じている。また浦々の者や浜辺の者がバテレンを見つけ出した時は褒美を与え、逆に脇から発覚した時は、庄屋・五人組を処罰するよう指示した。各村方支配は郡奉行の管轄だったにもかかわらず、兵庫津以外の浦方も含めて捜査・検査や処分を兵庫津奉行が担当していたのである。貞享二年（一六八七）の尼崎藩浦高札では、海難の申告と処理は住吉川までを兵庫津奉行が管轄することも明記した。

浦高札と幕府・尼崎藩

浦方に対する法的な整備も進められた。幕府は元和七年（一六二一）、寛永十三年（一六三六）、慶安五年（一六五二）、寛文七年（一六六七）、延宝八年（一六八〇）、正徳元年（一七一一）、同二年に浦高札を出し、難船時の救助規定や乗組員の不正防止を触れた（金指一九六八）。中世には難船の積み荷は、流れ着いた浦方で分配する慣行があったが、幕藩領主はこれを禁止し、元和浦高札でまずこの慣習を否定した。寛永浦高札では、難船の積み荷を取り上げた者への報酬を、浮き荷物は二〇分の一、沈み荷物は一〇分の一などとする「分一の制」を初めて成文法として盛り込み、乗組員の不正を禁止した。慶安浦高札では沖での売買などを禁止し、寛文浦高札では幕府領の年貢米で江戸城などに運ばれる城米輸送の不正禁止を盛り込み、浦高札として確立した。浦高札は海難救助だけでなく、寛文期に整った大都市と地方の農村を結ぶ流通機構に沿って、物資が円滑に流通することを主眼に置いていた（大国一九九二）。

こうした幕府の浦高札による支配を踏まえて、尼崎藩でも法整備が進められた。浦方に関し、戸田氏の時代の法令は知られないが、青山氏は入部した寛永十二年（一六三五）九月、兵庫津に出した触の中に、船賃について「御定の外の増し銭」を取ることを禁止している。万治二年（一六五九）十月、青山氏の分家・旗本青山氏領である下坂部村に宛てた青山幸利の触（中

村一九七六）には、浦方で船が破損した際に、積み荷を横領することを禁じている。

また貞享二年（一六八五）、尼崎藩は藩主幸督の代替わりに二〇カ条にも及ぶ包括的な浦条目を出した。幕府の浦高札を踏まえつつ、漁民・船員・廻船業者・浜辺の民など、いわゆる「海民」すべてを対象に、海上の安全や秩序など守るべき義務を規定した成文法である。幕府浦高札の規定に加えて、独自の規定として灘目の商船・石船・猟船には往還の旅人を乗せることを禁じた。また浅瀬の安治川

写真－19　深江村に伝わる貞享２年（1685）の尼崎藩浦条目
（永井正治氏文書）

を遡って安全に大坂市中へ廻船の積み荷を運ぶために、兵庫津や尼崎には多くの渡海船があり、大坂市中の河川を往来する大坂上荷船・茶船としばしば紛争を起こすことから、大坂の船との衝突を避けつつ領内の渡海船の存続を目指した内容となっている。一方海難の管轄は、住吉を境に東を尼崎、西を兵庫津に定めた（大国一九九二）。

青木浦など一三カ浦離脱運動

尼崎藩は譜代藩で大坂城の防衛を最大の任務にしていたが、流通機構の問題などになると、必ずしも大坂従属ではなく一定の独自性を保つ施策を展開した。領内の浦への独自支配もその一環だった。ところが西宮組とも呼ばれた一三カ浦には尼崎藩領以外の村々も含まれていたため、時代が下がると次第に負担をめぐる紛争が起きた。享保十年（一七二五）に起きた紛争もその一つである。西宮組一三カ浦のうち幕府領や旗本領だった青木・脇浜・新在家・御影・今津・鳴尾の六カ浦が、寛文三年の取り決めにある「越銀」を享保四年から支払わなくなったため、西宮が支払いを求める願書を大坂町奉行所に出した。これに対し六カ浦は、寛文三年の取り決めにある四〇〇匁もの「越銀」を西宮組が負担するほど浦役入用が必要とは思えず、明細を明らかにするよう求めたが、説明をしないので納入しないと

反論した。大坂町奉行所は、六カ浦が西宮組とは別に浦役を勤めることを認めたうえで、六カ浦には定められた通り過去六年分の「越銀」は遡って納めるよう申し渡した（『兵庫県漁業慣行録　参考書鹹水之部』所収、一九三六年）。享保四年は、近世で最大規模の朝鮮通信使が訪れ、大量の浦役の動員が行われており繁忙期の役賦課がきっかけになって、対立が芽生えたのであろう。のち東明村が新たに加わり他領七カ浦として浦役を務めた。

しかしその分担のあり方はあいまいで、延享四年（一七四七）に再び紛争が起きた。翌延享五年（一七四八）に朝鮮通信使の来聘が予定されており他領七カ浦は、かつては一三カ浦一緒に兵庫津から大坂まで朝鮮通信使に同行したが、次回は七カ浦の範囲である脇浜浦から鳴尾浦までの随行として欲しいと願い出た。この主張の根拠は「兵庫津から大坂までの接待役は尼崎藩が果たす役で西宮組内にいた時は、他領ながら尼崎藩の役負担に協力してきた。西宮組を離脱した以上は、尼崎藩の船の遠見や尼崎藩の役人への費用など我々の役筋ではない部分が含まれている」－というのが理由であった。これに対し、延享五年大坂町奉行所は、七カ浦の主張を退ける「申渡覚」（『兵庫県漁業慣行録　参考書鹹水之部』所収）を出した。西宮組の分離を認めたのは、「越銀」に相当するほどの浦役がない時のことで、当時六カ浦もこれまで通り浦役負担を勤めることを約束していること、朝鮮通信使は特別で、兵庫津から大坂までの浦々が一体で役を務めるべきであるというのを理由にしている。

この朝鮮通信使の役負担をめぐっては、宝暦十四年（一七六四）の来朝でも問題になったが、明和六年（一七六九）に沿岸が幕府領になり、新たに幕府領の一三カ浦となって浦役を負担するようになった。

6　近世前期の灘酒造業と本庄地域

近世の流通システムと灘酒造業地帯

家康の関東入部以来、幕藩体制による徳川氏の全国支配が確立されていくなかで、その政治的中心となった江戸は急速な発展をとげた。徳川家臣団や参勤交代の大名およびその家臣、江戸に集まる商工業者で、近世の江戸は初発から、日常必需物資の一大消費市場を形成した。しかし、政治的に急出現した巨大都市は、需要を満たすだけの生産力は持ち得ず、先進地の畿内にそれを求めた。酒造業もその典型であった。

江戸積み酒造業は摂津・和泉両国を中心として近世初期から展開され、まず、池田・伊丹・西宮などから江戸積みが行われ

た。寛文十二年（一六七二）には、川村瑞賢により西廻り航路が開発され、江戸と大坂を結ぶ全国経済の中心的な流通システムが成立すると、廻船による大量輸送が行われた。

灘酒造業地帯は、東は武庫川川口より、西は神戸村までおよそ六里ばかりの灘目と称される沿岸地域である。灘酒造業の発祥について、元弘・建武の昔、すでに御影において美酒を製し、朝廷に貢献したという伝承や、文安・享徳年間（一四四四―五五）に著された「尺素往来」に「酒者柳一荷、加之天野、南京之名物、兵庫、西宮之旨酒」とあり、兵庫・西宮の名が認められる。また、今津の酒は、「大観樓記」（宝暦六年＝一七五六）に「本邑飯宜祥、字子鱗邑右族也、世家於此、百年以来、醸酒以為生」とあり、すでに百年ほど前に酒造業を営む者があったことを記している。このように灘酒造業は伊丹や西宮に続く酒造地帯として、近世前半には芽生えが見える。そして六甲山系の傾斜を利用した水車によって、酒造に必要な精白米が大量に入手できたこと、また、海岸縁の土地に大酒造蔵を建設し、できた酒を直接船に積み込むことができるなど、江戸積み酒造業に適した好条件を背景に近世中期以降、急成長をとげた。

酒造地帯として発展するなかで、地域的なまとまりが明確になって行った。宝暦年中（一七五一―六四）には「灘何村」と表記されているが、明和九年（一七七二）の酒造冥加金の上納令をめぐる上方酒家の反対嘆願書のなかに「上灘目」と「下灘目」の名称がみえ、菟原郡を上灘、八部郡を下灘と称した。また安永五年（一七七六）には、「上灘江戸積酒家中」と「下灘江戸積酒家中」とあり、江戸積み酒造仲間が結成され、灘地方において江戸積み酒造業がかなり発展してきたことがうかがえる。そしてこの上灘・下灘郷に今津を加えて「灘三郷」と称した。本庄地域は灘三郷のうち上灘郷に属した。

さらに文政十一年（一八二八）に、「上灘余り手広ニ付取締等行届兼」るため上灘郷が分裂し、東組・中組・西組の三組を形成した。これによって、かつての菟原郡上灘郷は、東青木・魚崎・深江・打出・住吉村が東組に、御影・石屋・東明・八幡村が中組に、新在家・大石・岩屋・稗田・河原・五毛村が西組に属した。そして上灘三郷と下灘郷・今津郷をもって近世における「灘五郷」を形成した。

現代の灘五郷…明治十九年（一八八六）に「摂津灘酒造組合」が創設されてからは今津・魚崎・御影・西郷に西宮を加えた地域を灘五郷と呼ぶ。近世灘五郷は、都市型酒造業である西宮は加わっていない。

酒造株改めと寒造り集中

幕藩領主に大きな経済的影響を及ぼす米を原料とする酒造業は、当初から諸産業のうちでも強い統制を受け、酒造株の所持者に限り酒造りが認められた。酒造株が設定されたのは、万治三年（一六六〇）に、各酒造家の明暦二年（一六五六）の造り高を届けさせ、このとき届け出た酒造高をもって株高と定めたといわれている。

酒造株とは、各酒造家の酒造米高を株高として表わし、それに居住地・名前を明記して各酒造家に交付した鑑札であり、この株札所有者に限り株高までの酒造が認められ、株を持たない無株の者が酒造に携わることは「隠造」として禁止された。

また、幕府は米価調節の必要から、米の作柄の豊凶により酒造の統制令を発した。酒造高の統制は、酒造株札に示された酒造米高（株高）を基準とし、たとえば、三分一造り令が発令されると、株高の三分一までの酒造が許可される。しかし、制限令の出ない通常は、株高と実造石数の調査があるわけでもなく、現実には、通常は株高に関係なく酒造石高を増減できた。酒造株高は減醸令が出た時はじめて、その基準石高として機能するというものであったため、減醸令が発令されると公認の株高と実造高のあいだに乖離が見られた。そこでこの不合理を調整するために「株改め」が行われた。

酒造株が設定された後、寛文六年（一六六六）に累年の二分一造りが発令され、翌七年には前年の二分一造りが触れられると同時に株改めが行われた。すなわち、寛文五、六年の酒造高・酒造家数を申告させ、寛文五年の酒造石高をもって、新たに酒造株高としたのである。ついで延宝八年（一六八〇）の減醸令でも、寛文七年の改め高に関わらず、前年（延宝七年）の酒造米高を基準として、その二分の一が当年の酒造高とされた。

次の株改めは元禄十五年（一七〇二）で、元禄十年と十一年の酒造米高を、幕府領は代官所に、町方は奉行所に、私領は領主に提出させ、元禄十年の高を「元禄調高」と称した。『灘酒沿革誌』ではこの調査を尼崎藩が元禄十二年に行ったとしているが、それは誤りで元禄十五年に幕府が行った調査である（大国一九九八）。この株高を基準として宝永五年（一七〇八）まで、連年五分一造りが発令され、その後天明八年（一七八八）の株改めまで統制令の基準とされた。

なお、元禄十年と十一年の両方を提出させたのは、新酒醸造禁止の取り締まり強化のためだった。新酒は残暑の厳しいころから仕込み始め、醸造後ただちに販売された。これに対し寒造りの酒は品質がよく幕府は寒造りに集中させる政策を取り、寛

文十年（一六七〇）以降再三新酒禁止令を出している。元禄十五年の調査史料によれば「元禄十年は新酒を少々造ったが元禄十一年は禁止されたので造らなかった。元禄十年に新酒を造っていなかった者は両年の石高に変更はない」と書いている。元禄十年と十一年を比較すると兵庫津に近い下灘は新酒の比率が高く今津郷や上灘は寒造りの比率が高かった。灘の酒が江戸で高く評価されたのも品質のいい寒造り酒への集中が一因だったといわれている。江戸積みの中核となっていく今津や上灘は、すでにこの時点で寒造りの比率が高く、これも江戸積み酒造地帯への飛躍の背景になっただろう。

近世前期の灘酒造業

『灘酒沿革誌』によれば寛文六年の第一次酒株改めでは灘の酒株高は八四〇石に過ぎない。貞享元年（一六八四）の株高をみても、およそ一二〇〇石というわずかなものである。

酒造家も元禄十五年（一七〇二）に行われた元禄十年の調査では今津三人、上灘一五人、下灘八人の計二六人に過ぎなかった。このうち江戸積みを行っていたのは酒株五八一石余を所持していた山路十兵衛だけで、それ以外はほとんどが株高一〇〇石以下の零細な地売りの酒屋であった。当時本庄地域には二人の酒造家がいた。東青木村仁兵衛と深江村の太郎兵衛で、東青木村仁兵衛の元禄十年の酒造米高一九石九斗三升四合、十一年は一七石四斗四升二合、深江村太郎兵衛は元禄十年酒造米高八石三斗六合で、同十一年は記載がない。酒造高は極めてわずかで江戸積みを行う規模ではない。

写真－20　元禄期の深江・東青木の酒造家
（神戸深江生活文化史料館蔵）

元禄十年当時の江戸積み酒造産地といえば、摂津では大坂・伊丹・池田・尼崎・兵庫・西宮・鴻池・清水・大鹿・山田・小浜・富田・三田、泉州堺の上方銘醸地をはじめ、尾張・三河・

美濃・伊勢地域が生産地としてあげられ、兵庫が江戸積みを始めていたことがわかる。これらの地域から江戸に送られた樽数は六四万樽に及んだ。

灘で唯一江戸積み酒造業を営んでいた魚崎村十兵衛（山路十兵衛）は、元禄十六年には瀬戸物町組の酒問屋川口忠兵衛にあてて、大坂の船問屋小松屋の廻船により、古酒一〇駄を積み送った仕切状が残っている（『灘酒沿革誌』）。さらに正徳六年（一七一六）幕府の命で北在郷の酒造家が月別の江戸積み出し樽数と船積みした船問屋・船持名を届け出たが、このなかに、武庫郡今津村・今津屋忠兵衛、菟原郡魚崎村・山路十兵衛、御影村・鍵屋八郎左衛門、原田村・松本佐左衛門が船持として名を連ねている（柚木一九七九）。山路十兵衛は、享保十二年（一七二七）に開発された江戸・灘間の飛脚便を取り扱った島屋によって、当時の灘における全盛の酒造家として、脇浜の「たゝ屋久四郎」とともに名が記録されている（石川一九九一）。

灘酒造業は元禄期の江戸積み銘醸地にこそ含まれなかったが、次代の銘醸地として、その地歩を固めていたのである。

表－12　享保９年（1724）の江戸積み酒造家

地域	人数	地域	人数	地域	人数
西宮	82	森	4	三田	12
今津	29	兵庫	40	鴻池	1
御影	10	神戸	4	北在	78
魚崎	4	伊丹	54	堺	4
脇浜	1	尼崎	41	富田	6
武庫	4	池田	27	播磨	3
青木	1	大坂	459	尾張	72
鳴尾	1	天満	135	三河	57
本庄	1	伝法	23	美濃	65
				計	1219人

『灘酒沿革誌』より

本庄地域の酒造働人の出稼ぎ

酒造の仕込み工程に従事する蔵働人は、酒の仕込み期間中雇用される杜氏（頭司）を頭とした酒造技術者の出稼ぎ集団である。近世前期には丹波・丹後方面から酒どころである伊丹・池田へ、例年定期的に雇用されていたが、中期以降灘酒造業が発展してくると出稼ぎは灘・今津方面へも拡大した。

ところが、注目したいのは灘地方の蔵人が他国稼ぎをしていることである。元禄七年（一六九四）、深江村次兵衛と茨木屋六兵衛のあいだで起こった、銀出入りの史料に次のようなことが述べられている（永井正治氏文書）。

一三年前（天和二年＝一六八二ごろ）、酒屋杜氏である次兵衛のもとに、茨木屋六兵衛が、灰屋清左衛門方の酒貸株を利用して酒造りをしようと持ちかけた。酒米の買い入れ、酒の売り捌きは六兵衛が引き受け、次兵衛が仕込みを担当した。しかしすべてが終わり精算してみると、次兵衛に五八〇匁の負債が生じた。次兵衛は字が読めない。しかたなく次兵衛はこの返済のため六兵衛の指図に従い伊予国まで杜氏稼ぎに行き、その給銀三〇〇匁と家財道具を六兵衛に渡したが、借用手形は紛失した

とのことで返却されないままになった。ところが、一二年後になって、六兵衛がその手形を示し紛争になったという。

これによると、次兵衛はすでに天和元年以前に杜氏として収入を得ており、しかも負債銀の返済のため伊予国まで出稼ぎに行ったのは、このころ出稼ぎのルートがあり、そちらの給銀がより高額であったためであろう。おそらく、次兵衛は、通常は摂津の酒造地帯で雇用される蔵人であり、そこで酒造技術を習得したものと思われる。

この頃の尼崎藩の奉公人についての規制をみると、青山氏時代の承応三年（一六五四）の触では、他領他国へ領民が出ることを禁じているが、貞享二年（一六八五）には、

一他所へ差遣候年季之男女奉公人年季明在所へ帰候節ハ其人を召連代官へ罷越可相断、先にて其もの相果候ハ、親類・庄屋・年寄念を入様子可聞届事

と、他所奉公が認められている。松平氏入部翌年の正徳二年（一七一二）には、

一男女奉公人他所へ出候儀半季たりといふとも堅令停止之、若無拠子細於有之は支配人へ相達可任差図事

と、原則的には禁止しているものの、場合によっては許可されていた。

享保五、六年（一七二〇―二一）の深江組「諸願書控」には深江組から他国へ出かけた奉公人の記録が二六人分掲載されている。当地方の他国奉公は酒造関係に限られ、例年七～八月に出立し、帰村は翌年の五月中と定められていた。出稼ぎ先は四国が一四人と半数を超え、ほかに江戸四人・大和三人・三河二人、大坂・紀伊・奥羽が一人ずつである。江戸・大坂以外の地方はすべて杜氏稼ぎとあり、蔵働人として雇用されて行くのであろう。

江戸への出稼ぎは、「酒商売上下」とあり、西宮や伝法の酒造家が江戸に手酒の販売のための出店（酒問屋）を持っており、酒造家の出店奉公人として赴いた。出稼ぎ人は、誰悴あるいは誰弟などの肩書きがあり、戸主でない者が多く、願書はそれぞれ親または兄の名によって、支配の代官に提出されている。また戸主であっても、柄在家（三人）・半役人（一人）といった階層から出ており、これらの人々にとって酒造他国稼ぎは安定した農閑稼ぎであった。

この後も酒造出稼ぎ者は多く、寛政四年（一七九二）には中野村の九人が紀伊方面を主として酒造出稼ぎをしており、打出村では、毎年一〇人から二〇人が、杜氏として山城・近江・河

内・和泉・紀伊をはじめ、遠くは若狭・武蔵・下総・常陸にまで赴いている。小路村においても、西宮の酒造家に雇用されていた杜氏が、その出店先の総州にまで出向いていた（柚木一九六五）。

江戸積み酒造産地として登場

元禄十年（一六九七）幕府は大坂・堺・京都・奈良など直轄地に酒屋頭を置き酒造家へ酒価の五割という運上金を賦課した。高率の運上金のため酒造家は酒造りを自粛し、しかも翌年から宝永五年（一七〇八）まで連年厳しい減醸令が発令されたことが重なり、幕府が期待したほどは運上金があがらず、酒価も高騰したため宝永五年六月には運上金は廃止された。宝永六年に減醸令も解除され、以後、正徳五年（一七一五）・享保十八年（一七三三）の二回の減醸令を除き、天明六年（一七八六）まで、長期間減醸令が出されることはなかった。

この間に、元禄期の江戸積み生産地のなかに含まれていなかった灘酒造業が、享保九年（一七二四）の江戸下り酒問屋の調査にその名を現してくる。摂津・和泉一〇一五人の江戸積み酒造家のうちに今津二九軒、上灘・下灘二六人の灘酒造家が含まれているのである。東青木村にも江戸積みをしている酒造家が一軒あった。

さらに、宝暦四年（一七五四）には灘酒造業の躍進の契機ともなった「元禄調高まで勝手造り」が発令された。これは享保期以降の米価の下落を防止する措置として、買上米や大坂への廻米の抑制令などとともに、酒造家に対して酒造米の購入を奨励したものであり、勝手造り令は、新規営業者でも届け出れば酒造を許可するというものであった。幕初以来抑制されてきた在方での酒造が解禁され、ここに灘地方が、江戸積みの酒の生産地として大きく進出して行く素地ができた。

表－13　元禄10年と同11年の酒造米高と減少率

地区	酒造家	元禄10	元禄11	比
今津	吉兵衛	31.562	23.256	74
同	善左衛門	24.917	24.917	100
同	次郎兵衛	21.595	21.595	100
打出	善左衛門	74.751	49.834	67
同	源左衛門	149.502	83.056	56
芦屋	次右衛門	29.900	29.900	100
三条	利兵衛	21.595	16.101	75
深江	太郎兵衛	8.306	－	
東青木	仁兵衛	19.934	17.442	88
小路	九左衛門	－	8.306	
魚崎	十兵衛	581.396	498.339	86
同	弥右衛門	未詳	116.279	
同	次左衛門	166.113	166.113	100
住吉	五郎左衛門	112.957	36.213	32
同	伊左衛門	49.834	40.365	81
同	孫左衛門	24.917	11.628	47
川原	三郎左衛門	19.934	11.628	58
原田	善次郎	24.917	未詳	
神戸	喜左衛門	33.223	18.272	55
同	太郎兵衛	46.512	22.425	48
同	善右衛門	5.814	3.654	63
同	善次郎	46.512	21.595	46
二茶屋	善兵衛	19.934	3.322	17
同	三右衛門	41.528	13.289	32
同	恕仙	19.934	3.322	17
同	伊左衛門	33.223	－	

（単は元禄10年/同11年は石、減少比は%）

三節　近世後期の社会変化と民衆

1　明和の上知と転換期の幕府支配

転換期を迎えた幕藩体制

江戸幕府が出来て一五〇年以上たった一八世紀後半は、全国で産業が新しい展開を見せて社会の分業が進み、また大規模な百姓一揆や打ちこわしなど、民衆運動が盛んになる一方、尊王思想が広まり、幕藩体制解体の起点とされている。

六〇〇石取りの小身から身を起こし、九代将軍家重・一〇代家治に重用された田沼意次は、安永元年（一七七二）には老中となり、天明六年（一七八六）罷免されるまで政治の実権を握った。この時代、幕府は年貢増徴が限界にきたことから、商品流通に積極的に課税し、株仲間を公認し、専売制を推進した。また鉱山・新田の開発を進め、東日本の金遣い経済・西日本の銀遣い経済に分かれていた経済圏を統合しようとした。蝦夷地調査にも乗り出した。しかしこうした商品経済の発展によって、貧農層が増え、天明の飢饉も追い打ちになって百姓一揆や都市での打ちこわしが増大した。天明六年（一七八六）に百姓持高一〇〇石につき銀二五匁、町屋間口一間につき銀三匁の御用金を徴収する触を出したことに諸大名が反発、これが契機となって田沼意次は老中を解任された。

翌天明七年、八代将軍吉宗の孫で白河藩主の松平定信が老中になると、吉宗の享保の改革にならって寛政の改革を押し進め、緊縮財政と倹約令、商業資本の抑圧、株仲間の解散、風俗統制、学問と出版の統制などを行い、農村復興と都市治安の回復をめざした。定信は寛政五年（一七九三）に老中職を辞するが、これに続く享和・文化期も、松平信明ら「寛政の遺老」が引き続き政権の中枢にいたため、寛政の改革の延長期が続いた。

この極端に違う二つの政策が遂行された時代に、本庄地域も大きく変貌を遂げた。尼崎藩領・大和小泉藩領から幕府領へ領主が変化したが、経済先進地を幕府が取り込もうとしたと同時に、大坂を中心とした広域行政に一段と踏み込む転換だった。また酒造業の発展や菜種作の栽培などで産業構造が変化し、水利慣行が変更され、一層詳細に定められる時期にもあたり、交通体系も変化した。この節では本庄地域での変化を追い、村の暮らしぶりや習俗を見ていこう。

明和の上知と本庄地域

明和六年（一七六九）二月、幕府は、尼崎藩の江戸留守居・市川伊右衛門を勘定所に呼び出し、灘地方約一万四〇〇〇石を

幕府領とすることを告げた。菟原郡では深江村・東青木村のうち・西青木村・打出村・芦屋村・田中村・住吉村・横屋村・魚崎村・御影村のうち・石屋村・川原村のうち・大石村・味泥村・岩屋村のうち・生田村・小野新田村の村々が尼崎藩を離れ幕府の直領となった。うちとあるのは尼崎藩のほかにも領主がいる村をさす。公収の対象になった町村は、海岸線に近い村が中心で、山際の森、北畑、田辺、小路、岡本、野寄、三条、津知の各村は尼崎藩領のまま残った。

これに対し、その替地として、尼崎藩は播磨国多可郡・宍粟郡・赤穂郡で計七一カ村、約一万九〇〇〇石が与えられた。また尼崎藩以外にも、丹波国篠山藩・大和国小泉藩・下総国古河藩・旗本幸正系青山氏・旗本可直系青山氏・旗本景直系船越氏が領する各村も対象になり、尼崎藩領と合わせて三四カ村が公収された。これを明和の上知令と呼んでいる。

交換された石高だけをみれば尼崎藩は五〇〇〇石の増収となったようにみえるが、藩経済の中核だった兵庫津から西宮にいたる灘地方一帯が幕領に組み入れられ、代わりに生産力の劣った遠方が与えられたのである。西宮の町人の経済力を背景に発行していた尼崎藩札も回収することになり、藩政・藩経済・地域経済におよぼした打撃は大きかった。

松平氏時代の大庄屋組は全部で七組あり、菟原郡は、深江・東青木・西青木など住吉川以東で一組、住吉川以西の八部郡までを一組としていたが、この上知によって、菟原郡・八部郡はひとつとなり、大庄屋組は五組に再編成された。

一方、上知によって幕領となった村々は幕府代官による支配が行われた。大坂には、幕初から本町橋東浜と鈴木町北側、鈴木町南側の三カ所に代官陣屋があった。享保九年（一七二四）谷町にあった町奉行所が火災で焼けて移転したことから、その跡地に本町橋東浜にあった代官所が移り、谷町代官所となった。時として代官所一カ所が空き陣屋となることもあったが基本的には三陣屋体制が続き、文化十年（一八一三）に鈴木町南側

表－14　本庄地域を支配した幕府代官

明和６年（1769）～安永６年（1777）	辻六郎左衛門
安永７年（1778）～天明７年（1787）	青木楠五郎
天明７年（1787）～天明８年（1778）	大屋四郎兵衛
寛政元年（1789）～寛政４年（1792）	竹垣三右衛門
寛政６年（1794）～寛政10年（1798）	岩佐郷蔵
寛政11年（1799）～文化９年（1812）	木村周蔵
文化10年（1813）～文化13年（1816）	塩谷大四郎
文化14年（1817）～文政４年（1821）	島田帯刀
文政６年（1823）～文政11年（1828）	辻六郎左衛門
文政12年（1829）～天保４年（1833）	辻冨次郎
天保４年（1833）～天保６年（1835）	添田一郎次
天保７年（1836）～天保10年（1839）	池田岩之丞
天保11年（1840）～嘉永元年（1848）	竹垣三右衛門
嘉永元年（1848）～安政２年（1855）	川上金吾助
安政３年（1856）～安政６年（1859）	白石忠太夫
万延元年（1860）～文久３年（1863）	羽田十左衛門
元治元年（1864）～慶応４年（1868）	斎藤六蔵

陣屋が廃止になって、以後幕末まで二陣屋体制となった。

上知以後、本庄地域を支配した幕府代官は、判明する範囲では表－14の通りである。鈴木町南、谷町、鈴木町南と変更したが、鈴木町南の木村周蔵代官が文化元年（一八〇四）に谷町代官所に移ってからは、文化十年に鈴木町南代官所が廃止になったこともあって、谷町代官所に固定されたようである。

上知の狙いと幕政批判

明和の上知は、長崎奉行・石谷清昌が長崎と江戸を往復する際に、この地方の繁栄ぶりを見て、幕府に公収を上申したことがきっかけだったとされる。しかし、幕府が年貢増収だけを目的に、この地の公収を行ったのではない。

江戸への物資の調達の多くは幕末まで大坂市場に大きく依存していたが、一七世紀から大坂の物資集荷能力は長期低落が進んでいた。大坂の問屋に対抗する勢力が西日本の在郷町や城下町に誕生、近世中後期になると農村などでも消費力が増大し、大坂まで積み送らずに、沿岸で消費する仕組みが一層強まった。北前船の発展がこうした流通網を拡大させた。北前船とは日本海と関西を結んだ買い積み廻船で、船頭の裁量で、物資の売買をしながら航海を続ける廻船である。また尼崎藩が、尼崎の渡海船を保護したことなどもこの傾向に拍車をかけた。さらに宿駅政策でも、幕府が指定した宿駅以外に、尼崎藩は尼崎・塚口などを独自に宿場町として指定し保護した。大坂城を守るために、尼崎城は軍事的に重要な一方で、大坂市中を中心にして一円的な経済政策を進めるという点からみると、尼崎藩は障害にもなった（大国一九九八）。

こうした問題を解決するために、海岸線に沿った地域を一円的に幕府領に組み入れたと考えられ、この翌年から兵庫津で相次いで株仲間が取り立てられ、株仲間に加入させることで営業を保証する反面、大坂への物資の流入を促そうとした。灯油の原料の菜種を大坂に集中させようとする明和の仕法も同七年に出されている。また宿場町に対する助郷政策も明和の上知以降、大きく再編された（後述）。

これに対し、小普請組に属した幕吏・植崎九八郎が、上知から三〇年余りたった享和二年（一八〇二）八月に手厳しい批判を加え、撤回を提言した。植崎の批判は、兵庫津や西宮の駅務や朝鮮通信使の諸役が手薄となっているうえ、西国への固めや大坂城警護に重要な尼崎城が裸城同然で、有事に対応できない－という趣旨だった。植崎の批判は的確だったが、きわめて痛烈に幕閣を批判したために、採用されず逆に処分された。

遅くまで続いた検見取り法と賄賂事件

近世前期の年貢は毎年の収穫高を測定して決める方法、すなわち検見取り法だったが、次第に年貢率を固定し特に不作の年だけ別扱いする定免法に移行するのが一般的であった。その変更の時期は幕府領の場合は一八世紀前半が多く、近接した私領でもそれにならった事例が多い。定免法は年貢高が決まっているので、収穫が増えれば農民側に生産力の向上分を余剰利益として残すことが可能になる。領主にとっても年々の収入が一定しているので予算がたてやすかった。

本庄地域の場合は前節で述べたように、いったん定免法が導入されたものの、再び検見取り法になり、これが比較的遅くまで続いた。検見取り法は、毎年役人が来村して実際に一部を刈り取って収穫を量り全体の収穫高を推測した。これを坪刈りと呼んだ。領主にとって毎年の生産高を正確に把握しながら課税できる利点があるが、手続きが繁雑で不正の温床にもなった。また、来村する役人のための、道普請や宿所補修、食事の用意、出迎え、検見の案内や宿舎での饗応、献上物など、これに要する費用が少なくなかった。

寛政五年（一七九三）から文化八年（一八一一）までの深江村の「諸願書控」（永井正治氏文書）の中に検見に関するさまざまな記事が記載されている。その主なものを拾ってみよう。

○寛政七年九月＝新田を本田同様に坪刈りするよう願った。

○寛政九年閏七月＝「今年は夏中日照りで例年より余計に生育している」と早稲の早急な坪刈りを願った。坪刈りは刈り取りの時期も重要なポイントだった。

○享和二年（一八〇二）八月＝前月に大雨風があったがその後好天で、白穂が出始めたと代官所に届け出た。

○享和三年八月＝今年の早稲は稲作三八町五反九畝二歩のうち、ほぼ一割の三町八反五畝二五歩。

○文化元年（一八〇四）八月＝今年の早稲は稲作三五町五反九畝二歩のうち一割強の三町八反五畝二三歩。

○文化二年閏八月＝今年の早稲は稲作三八町五反九畝二歩のうち一割強の三町八反五畝二〇歩。

検見をめぐる不正は、代官はじめ検見役人が村々へ礼物を強要したり、それによって手心を加えたりするような場合が一般的であった。寛政七年（一七九五）二月七日、大坂町奉行所に本庄地域の三カ村を含めた八カ村の村役人一同が召し出された。前年の秋、派遣された検見役人に八カ村が検見取り法にかえて定免法を願い出、礼金を差し出したことが問題となったのである。村役人たちは、三月朔日まで大坂町奉行所の指定する宿で

写真－21　賄賂事件に関わっていないことを主張した深江村頭百姓の口上書（永井正治氏文書）

足止めとなり、二日から村の監視の元に置かれた。

当時、松平定信による寛政の改革で綱紀粛正が厳しく叫ばれていたときである。四月には、礼金に関して村中一統で相談があったかどうかの取り調べがなされ、深江村の頭百姓たちは村内での相談はなかったと答え、一部の頭百姓が事後に聞かされたと返答している。翌寛政九年正月二十三日、奉行所において一件に関与した八カ村の庄屋・年寄・頭百姓一三人に叱りのうえ銭三貫文から一〇貫文の過料を申し付けられた。軒並み摘発されていることや、横屋村の場合は庄屋・年寄・頭百姓まで過料を課せられており、半ば公然と村で相談したと思われる（松尾一九九五）。

このときの定免願いは聞き届けらず、文化二年（一八〇五）二月にふたたび定免願いが提出されている。願書で、深江村は「旱損の田地が多く、北は高山、南は海辺で、度々潮風による被害を受け易く、生産の不安定な土地柄なので、過去二〇年間の平均をもとに定免にしてほしい」と主張した。幕府は、これに対し安永六年（一七七七）村高に加えられた畑三石五斗八升に新たに一割の年貢をかけ、さらに本田の田地の年貢も増額し、計一石三斗一升五合増やすことを要求した。村側は再考を願ったが、その後のやり取りの記録はなく、文化二年閏八月、二年間の定免が命じられた。

菜種作の普及と幕府の統制

西摂地域では米以外に野菜や綿なども作られたが、中でも重要な作物は灯油の原料となった菜種であった。灯油は生活必需

品であり、大都市・江戸では周辺の地回り経済圏からだけでは消費量を賄うことが出来ず、大坂の問屋からの供給を大きな柱にしていた。安定供給ができなければ、物価に与える影響も大きく、江戸幕府はその供給量の確保と価格安定に気を遣い、生産者に流通面で厳しい規制を加えたため、近世後期になると、広範な規制反対運動が展開されることになる。

幕府による菜種・水油に対する規制は一七世紀末から始まるが、当初は買い占めの禁止など、大坂へ廻着された菜種などに対する規制であった。しかし寛保三年（一七四三）には、西宮や兵庫津周辺など大坂以外の絞り油屋などが、居住する国以外から菜種を仕入れることを禁止し、しかも絞った油を江戸へ直積みすることを禁止した。さらに宝暦九年（一七五九）には、村方で栽培された菜種・綿実はいかに少量であっても在地で売却せず、大坂の問屋に売り払うよう命じられたが、菟原郡の中野・新在家・篠原・畑原・鍛冶屋・稗田・中尾の各村が連合して、海辺まで遠いことを理由に反対運動を起こした。訴えは却下されたが、菜種作が広がり、村方で在方商人に直接売買されていることが判明し、村々が連合する動きとして注目される。

明和三年（一七六六）に至って幕府は手作りの菜種以外を絞ることを禁止し大坂への廻着を強制した。これに対し生産地の武庫郡五五カ村が反対運動を起こし、在方の絞り油屋も抗議した。幕府は明和七年、方針を変更して摂津・河内・和泉の在方の絞り油屋を株仲間に加入させ、農民が村方で菜種を販売することを追認した。この明和七年の「明和の仕法」によって、在方の絞り油屋は大坂の油問屋の傘下に入る代わりに公認され、菜種と販売先を確保した。大坂の油問屋の傘下に入った在方絞り油屋は、有利な条件で農民から菜種を買い取ろうとして今度は農民との間で新たな緊張を生んだ。安永六年（一七七七）には武庫・川辺両郡の村々から油屋以外への売却を求める訴えが相次いで出されたが、農民の要求はその都度却下された。

ところが寛政三年（一七九一）大坂町奉行は一転、西国一三カ国に大坂への廻着を禁じ、兵庫に新たに設けられた種物問屋に積み上らせ、その種物は兵庫から西宮までの絞り油屋に限り販売することを命じた。さらに絞った油は江戸直送か、大坂の問屋に売却するかは絞り油屋の勝手次第とした。要するに大坂の問屋へ一元的に油を集中し江戸への供給を確保しようとする政策を転換し、在方絞り油の一大生産地となっていた灘から直接江戸積みできるルートを作り、江戸の需要を満たそうと試みたのであった。しかし、この一三カ国はまだ他国に種物を供給するほどの生産量はなく、兵庫や灘への種物の供給はさほど増

えなかった。

寛政九年（一七九七）には幕府は無株の者へ油の販売を禁止する趣旨を徹底し、毎年菜種の作高・販売先の報告を求めた。また在方の絞り油屋が在々で油を直小売することも禁じた。そのため正規の絞り油屋のない地域では輸送が負担となり、しかも買い叩かれるとして、これまでの武庫・川辺・豊島の各郡に加え、八部・島上・島下の各郡からも反対運動が起きた。この運動経験が文化二年（一八〇五）以降の国訴に発展していくことになる。これは節を改めて述べよう。

飢饉と郷蔵・夫食米

村には年貢を集荷していったん保管する倉庫として郷蔵が設けられたが、一八世紀の全国的な飢饉を体験する中で、非常用の食糧備蓄倉庫の性格が全面に押し出されるようになった。天明八年（一七八八）以降、石高一〇〇石に対し米一斗の囲籾を農民に出させて、幕府からの下げ穀と合わせて保管・運用された。深江村でははじめは籾・雑穀だったが寛政五年（一七九三）から米に引き換えて保管した。またこの年から急難手当貯夫食を新たに差し出すよう命じられたが、この年は水害が多く差し出しの猶予を願っている。

郷蔵が出来る前の飢饉対策は村の有力者頼みだった。深江村では、寛政十年に、天明七年の飢饉時の対応を代官所から尋ねられ、村内に出店している住吉村の酒造家・吉田喜平次から銀一貫三〇〇匁を借りて困窮者に分配し急難をしのいだこと、返済も五%の利息で五カ年返済の約束だったが、返済に困り無利息一〇年返済にしてもらったことを報告している。

江戸廻米と城詰米

年貢は近世後期になると、郷払い米といって年貢米を地元で直接在郷商人に売り払いその代銀を上納するシステムが定着するが、一方で幕府領の場合は、江戸城、二条城や大坂城での消費や備蓄用に現物の米が必要だった。前述の「諸願書控」にもいくつかの記事がみられる。

○寛政八年（一七九六）九月＝菟原郡の村々は十数年の間、年貢米を江戸に廻米して来たが、兵庫津に米をいったん集めて、庄屋の代表が納庄屋として船に同乗して往復するのでその費用が莫大である。今年は二条・大坂城詰めとして、来年以降隔年で江戸廻米をするようにしてほしい。

○享和二年（一八〇二）十二月＝今年の深江村の二条城詰分は八七石。

○享和三年＝今年の菟原郡内幕府領年貢の江戸廻米は、深江村庄屋作右衛門が納庄屋となって納入する。

○文化二年（一八〇五）十一月＝今年の江戸廻米は、新在家村年寄が納庄屋、兵庫津で廻船への積み替えなどを指揮する湊浜庄屋は深江村作右衛門ら二人に依頼して納入する。他に上乗りが一人。

○文化四年（一八〇七）十月＝菟原郡の村々に二条城詰のモミの上納を命じられたが、今年は不作で城詰は免除してもらいたい。

一方、「御触書留メ日記」（岡田堯至氏文書）によれば文化十四年（一八一七）の場合、深江村は米一四五石余りの外に大豆一六石を二条御詰米として割り当てられた。青木・東青木・西青木の各村には大豆納はなかった。

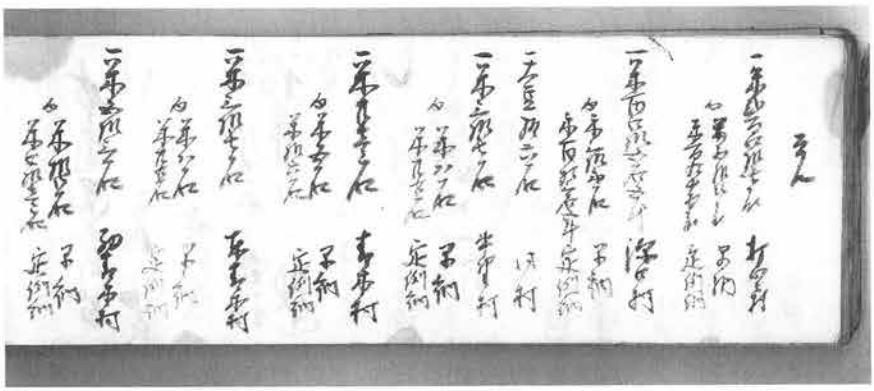

写真－22　米と並んで大豆の現物を二条城に納入するよう求められた触書（「御触書留メ日記」岡田堯至氏文書）

このように、江戸廻米は郡単位でまとめて兵庫津で廻船に積み替え、庄屋・年寄クラスが納庄屋となり、ほかに上乗りとして百姓一人が乗り込んだ。かなりの負担で、村々は二条城や大坂城に詰めることを願った。しかし城詰には一定の品質が求められ、不作で応じられない場合もあったようである。

2　街道をめぐる人々

西宮駅の助郷指定

明和六年（一七六九）二月、武庫郡・菟原郡・八部郡の海岸部の村々が幕府領になったことにより、西宮駅も大坂町奉行所の支配となった。当然尼崎藩領の村々からの助人足や藩からの拝借銀などの助成はなくなり、西宮駅は幕府に助郷の申請をし、翌七年四月、これが許可され、菟原郡・八部郡のうち三三カ村に助郷役が課せられた。西宮駅の助郷村々は次の通りである。

深江・東青木・西青木・森・中野・北畑・小路・田辺・野寄・岡本・横屋・魚崎・田中・打出・三条・芦屋・津知・今津・鳴尾・越水・津門・広田・高木・段上・上瓦林・下瓦林・上大市・下大市・御代・中・門戸・小松・小曽根、以上である。

本来の西国街道は本庄地域の北を通っていたが、酒造業など

の発展によって深江・青木・西青木村領内を通る浜街道も次第に交通量が増えた。

西宮駅の御定人馬二五人・二五疋とともに駅業務を遂行するため、これらの村々の村高に応じて出人足の割り付けが行われた。当初、西宮駅では年間の必要助人足を二四〇〇人から三〇〇〇人と見込み、助郷村々もこれを承諾したが、人足の徴発は、明和七年には三一二〇人だったものが、同八年に三三七〇人となり、安永二年（一七七三）に五一九〇人、同三年五三八〇人、同四年七四二〇人と激増していった。

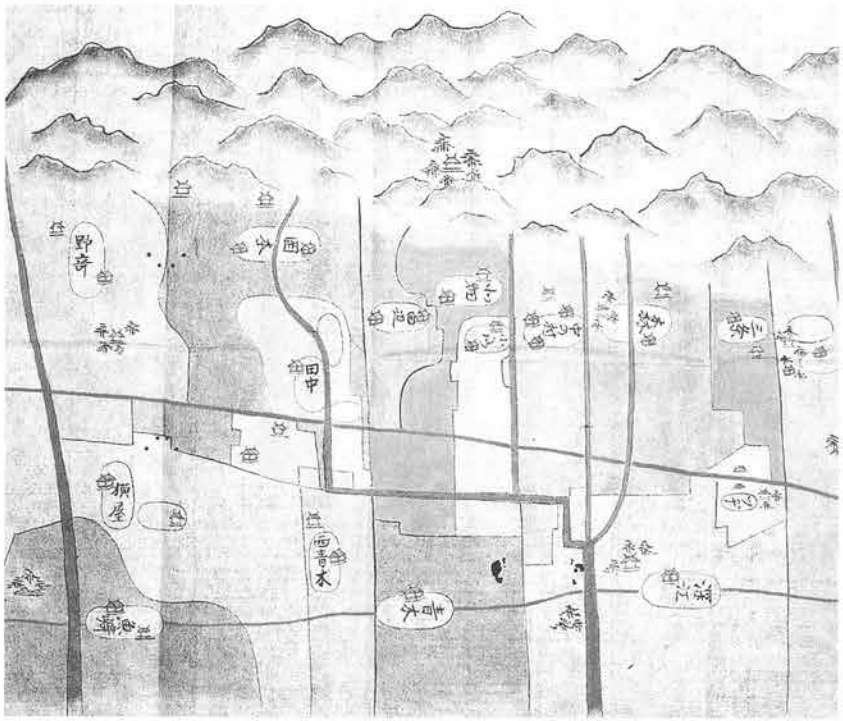

写真－23　本庄地域を通る西国街道と浜街道絵図（神戸市立博物館蔵）

もとより助郷村々は農業のかたわら人足役に出るのだから、その負担は大きい。安永五年には負担の軽減を求めて西宮駅に交渉したが解決できなかった。

どの村でも、好んで助郷役に出る者はいないので、村内では出役した者にその回数に応じて役銭を渡すなど、助郷にかかわる諸経費が必要であった。この経費は村内の小前百姓に割り付けられ、村入用として徴収することとなる。出役回数が増えればそれに比例して費用も増額され、村入用の内で助郷にかかわる出費も少なくなかった。

安永九年に至り、助郷村々では西宮駅の助郷の遣い方について実態調査した結果、助郷村が余分に人足を負担していたことが判明したと主張している。三三カ村の惣代六人（中野・横屋・鳴尾・高木・津知・中村庄屋）は「西宮駅が勝手に人足を遣い、増賃金を着服している」として、余分に負担した分を返却する

よう、奉行所へ嘆願書を提出した。

助郷の拡大

この訴訟は結局、返却は認められなかったものの、天明二年（一七八二）人足役は高一〇〇石につき二四人六分を限度とすることが取り決められ、翌三年には、一カ年の助郷人足数は二八〇〇人を限度とする旨の幕府の裁許が出た。不足する人足一〇〇〇人の負担は、あらたに武庫・川辺郡のうち六九カ村に課せられた。

これら六九カ村については、西宮駅から遠距離にあり、実際には人足を指し出しかねるということで、人足一人あたりの単価を決め、その代銀で西宮駅が人足を調達することになった。

兵庫駅についても西宮駅と同様に明和六年の上知によって駅所の維持が困難になった。このため八部郡のうちで三〇カ村、住吉川以西の菟原郡のうち二〇カ村の助郷が指定され、明和八年から実施されたが、実際には代銀納であった。

また往還の清掃や維持、往還に沿って植えられた松の維持管理も村の負担となった。深江村では寛政十二年（一八〇〇）閏四月、往還筋のうち松の生えていないところに一五本の植樹をしたことを代官所に届け、文化四年（一八〇七）には往還の並木が一本吹き折れたとも報告している。

文化元年の宇佐八幡・香椎宮奉幣使の通行

文化元年（一八〇四）三月、京都から豊前国宇佐八幡と筑前国香椎宮への奉幣使一行が通行している。奉幣使とは勅命によって神宮・神社に幣帛を奉納する使節である。

三月十四日京都を出立し、伏見、枚方、大坂、神崎、尼崎、西宮、住吉、生田宮を経て十六日に兵庫津に止宿している。通行道筋は、砂を一面にまきちらして一丈程の道幅に整え、両側に玉ぶちを撒き散らし、村境・橋詰には盛土をしつらえるように指示されている。この一行の通行のために西宮駅に出役した三三カ村の継立て人足は一一九二人であった。宇佐八幡への奉幣使派遣という、六〇年に一度の臨時通行に多数の人足を要したため、年間二八〇〇人と取り決めた人足数のおよそ半数に達してしまった。このため西宮駅では深江村など助郷村々に懸け合い、一一九二人の半分五九六人は村々よりの助成とし、五九六人は文化二年から同七年の六カ年の助郷人足に割り振ることになったようである。

伊能忠敬の西摂測量

寛政十二年（一八〇〇）より文化十三年（一八一六）まで、一七年間にわたって日本列島沿岸を測量し、文政四年（一八二一）に日本地図を完成させた伊能忠敬が、文化二年・同五年・

同六年に当地方を訪れている。

測量開始は寛政十二年閏四月で、奥州街道や蝦夷地南海岸を測量した。享和元年（一八〇一）は三浦半島から伊豆半島にかけて、また房総半島から津軽半島先端まで赴き、帰路は奥州街道を再測量した。享和二年は、奥州街道、青森を経て日本海沿岸を直江津（現・新潟県）まで測量し中山道を通って江戸に帰着した。翌三年は、東海道・熱田（現・愛知県）を経由して、敦賀（現・福井県）より能登半島を測量したあと佐渡の海岸線を調査した。

文化二年二月、品川を出発し東海道を再度測量しながら紀州を経て、京都から大津に行き琵琶湖の周囲を測り、大津に戻り伏見に到着した。伏見より船に乗り、十月朔日、二手に分かれた一行のうち忠敬らは蒲田村（大阪市）に、もう一組の平山郡蔵らは上新庄村（大阪市）に宿した。二日、平山らは尼崎まで測量し、忠敬らは神崎川に沿って初島までを測量している。五日、平山組は街道を、忠敬組は海岸線を西宮まで測量した。六日、摩耶山に登って測量をし、その夜は大石村に止宿、翌七日は兵庫町を測量し、再度摩耶山に登り、楠公の碑、布引の滝等も確かめ、兵庫の新在家町に宿を取った。十二月一日、岡山に到着。文化三年正月十七日まで滞留し江戸に戻った。

伊能忠敬一行を迎える村々ではその受け入れ準備の一つとして、絵図と簡単な村明細を作っている。一行の宿泊地となった西宮での諸費用を記した「天文方御役人測量御用　付御越諸入用割写帳」が残っている（『新修芦屋市史』資料篇二）。費用は、一行の様子を知らせるための伏見よりの飛脚賃、尼崎への聞き合わせ人足賃、村々への廻状の運び賃、通行準備の寄合入用、日限変更の廻状運び賃、日限確認のための人足賃、先見人足賃、遠見人足賃、ぼんてん竹半紙など測量器具代銀、手伝い人足賃、出立の廻状運び賃、宿泊賄い代、案内人足賃等々に加え、人足四九人（一人三匁五分）、馬八疋（一疋八〇〇文）、御用船一艘（一貫八〇〇文）の経費などで、あわせておよそ銀九〇〇匁だった。これを近隣二八カ村で分担するか、鍛冶屋村・稗田村・味泥村の三カ村を加えた三一カ村で分担するか、試算が示されている。

文化五年は正月江戸を出発、三月一日、神崎村（現・尼崎市）を過ぎ、昆陽宿（現・伊丹市）に止宿した。翌二日西宮町で小休し、兵庫にいたっている。西宮を出た一行は夙川を渡って芦屋村に来て前年九月十七日の大風で倒れた並木をみた。芦屋川を渡って猿丸太夫の塚を過ぎ、三条村、津知村、深江村、森村を通り、兵庫津を経て、舞子浜から阿波に渡りさらに土佐高知

にいたった。十一月十一日、四国側からふたたび淡路に渡り、十九日、船で兵庫津へ戻り、翌日は西宮で昼食をとり、尼崎の町会所に泊まった。文化六年（一八〇九）正月十八日帰府している。

文化六年は八月に江戸発足。中山道を経由し、十一月九日に西宮着、それより灘の海を左手に山陽道を西に向かい、豊前小倉で文化七年の正月を迎えている。中国・近畿地方の内陸部を測量したあと、東進し、最後は甲州街道を経由して江戸に帰着している。

宿駅制度を揺るがす六甲越え間道

近世の宿駅では、公用継ぎ立てを果たす役馬（当地では実際にはほとんどが牛であった）にかぎり、一般荷物の駄賃稼ぎが認められた。つまり、駄賃稼ぎは公儀の御用継ぎ立てを勤める役牛に与えられた特権だったが、駅業務に参加しないで駄賃稼ぎをする牛が跡を絶たず紛争が多発している。

在村の農民の駄賃稼ぎも、最初は農閑余業に行われる零細なものであったが、海運業・酒造業をはじめ灘目の経済活動が活発になると、輸送物資も増加し、次第に運送業に専従する者が出てきた。また、商人は宿駅ごとに荷物を付け替える煩わしさや、優先的に扱われる公用荷物のために、商品荷物が後回しにされる弊害を避けようとして私的交通機関を頼むようになり、各々の利害をめぐって、宿駅と在村のあいだで争いを生じた。

六甲山をはさんだ灘目と三田・有馬・丹波方面の間でも、一七世紀中ごろから、駅路を通らないいわゆる間道を利用した干鰯や生活物資の私的運送業が活発になり、宿駅との間でたびたび紛争が引き起こされている。

これらの両地方をつなぐ駅路は、兵庫から西宮―生瀬―道場川原―丹波方面、あるいは兵庫―西宮―生瀬―有馬である。これに対し六甲山の間道として東から次のようなルートがある。

①湯山間道―有馬から森村―深江村に通じるいわゆる魚屋道、有馬から北畑村を経て東青木村へ通じる道、また有馬から岡本村を経て住吉村へ通じる道、有馬から御影村へ通じる道

②船坂間道―山口村から船坂村を通り、船坂峠を越え、鷲林寺を経て西宮の甑岩神社へ通じる道

③唐櫃間道―有馬郡本庄村から上津下村―西尾村―唐櫃村を通り、乙ケ平を経て御影村・石屋村・東明村へ通じる道

古くから使われた湯山間道

湯山（有馬）は宿駅であるとともに湯の町として入湯客で賑わった町であり、湯山間道は物資運搬の数量・頻度ともに規模が最も大きかったようである。

六甲北部と灘目地方を直結する湯山間道は、正規の駅路を通

るよりも、距離的にも経費的にも経済的で、利用は早くから行われていた。寛文十二年（一六七二）灘目浜御影村に新問屋を作って有馬との間に新道をつけ、旅人と諸荷物の運送をはじめた者がいると、西宮・生瀬・昆陽・伊丹・小浜駅の馬借が大坂町奉行所に訴訟を起こしている。馬借は「宿場の訴えで浜御影村の者は運送を禁じられたにもかかわらず、どこの村の牛か分からないようにして、毎日大分新道より有馬へ上下している」と主張した。この訴えがどうなったかは定かではないが、元禄十四年（一七〇一）の地誌「摂陽群談」にも「（六甲）山頭より有馬湯本に越道あって六甲越と号す。樵夫如きの者、乃津甲越と云へり。兎原郡森村へ出る所也」とあって、利用は続いたようである。

天明六年（一七八六）には本庄九カ村が「庄内申合定」を交わし、庄内山柴刈道の修復を決めた。この年の夏、大雨が降って道が破損したためで、家数に割りあて人足を出し修復した。この時「奥筋揚ケ駄荷物」のために、深江村は二〇匹、青木村は一二匹などと、村ごとに牛の数を決め、さらに奥向き商いは村々勝手次第としたのである。そして同八年には青木浜から有馬への往来が発覚して問題になった。

正徳元年（一七一一）の駅法改正によって間道の禁止が決められたといわれてきたが（八木一九五四）、天明期の本庄側の動きを見ていると、本庄側には違法性の認識はほとんどない（『本庄村史』資料編二）。それだけに時代が下るに従い通行は組織的なものに拡大し、文化年間以降、大

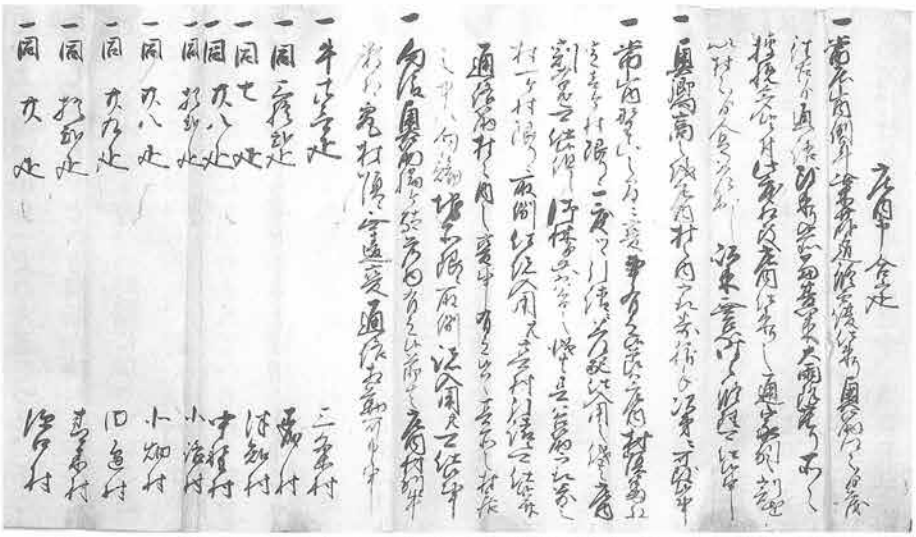

写真－24　天明６年（1786）庄内申合定　各村が利用できる牛の数を定めた。
（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

きな争論となった。

文化二年（一八〇五）八月、森村・中野村・三条村・津知村から尼崎藩に、本庄九カ村立会山・畑の場の開発願いが出された。畑の場は、大日霊女神社から魚屋道を五㌔程北上した所である。訴えの内容は「本庄九カ村のうちの北畑村から湯山に通じる細道があり、およそ二〇年前から折々道造りをし、現在細々ながら荷物の往来がある。以前、明暦二年（一六五六）八月にも開発が認められたが、畑の場という場所を開発して、ここを荷継ぎ場とし、道筋を広げれば、三田方面からの牛馬の通路としても利用され、畑の場付近も発展する」というものである。二〇年程前から道造りをしていると述べているのは、天明六年に道の改修工事が行われたことをさしていると思われる。

一方この年の十一月、北畑村の助左衛門・七兵衛の二人も本庄九カ村から家別に人足を出してもらい、有馬への間道を作り直した。さらに畑の場を再開発しようとすると、本庄のほかの村から反対が起きた。畑の場の開発は本庄の中でも主導権争いがあったのである。

こうした開発競争は翌文化三年十月、小浜・伊丹・尼崎・生瀬の駅所から提訴されることになる。湯山一四町と菟原郡の辻村・三条村・小路村・打出村・中村・北畑村・田辺村・青木村・深江村を相手取り、「湯山から青木に通じる三里半のあいだを切り開き、道幅およそ四尺から一丈の大道をつけ、そこに旅人駕籠・諸荷物を通している」という訴訟が持ち上がった。

この訴訟に対し、本庄村々は、「問題になっている道はかつては有馬入湯のため天皇の御幸もあり、近くは『摂津惣絵図』や『六甲山越之道筋印彫』にも紹介されている古くからあった道であり、道普請についても幕府から土砂留めを命じられているので毎年行っていることである。また、これまでも湯山では旅客のための米・塩・味噌その他の必要物資をこのルートで運び込み、帰りには杉皮や板材を付け出していた」と返答書を作り、訴えられることは不本意であると反論している。

その後、有馬側は翌四年正月に和解に達し、駅所側が同年二月「柴草薪などを百姓手飼いの牛で運ぶことは支障がない」とする文書を差し入れた。本庄側は和解に理解を示す北畑・田辺・東青木の各村と、強硬派の三条・津知・中野・小路の各村とに分かれ調整が手間取った。しかし有馬側が争う姿勢がないことで訴訟の継続は難しかった。本庄側が十分納得しないまま、最終的には同四年三月、「有馬側が新規に普請したところは埋め立て、牛馬旅人の通行は差し止めることや、柴薪を百姓が自分の牛で運ぶことは差し支えない、ということで納得した。本庄

側とは破談になったが、有馬側が折れたことで訴訟は取り下げる」と駅側も折れて、きわめてあいまいなままに一応打ち切られた。

しかし間道通行が途絶えたわけではなく、寛延三年（一七五〇）の芦屋庄と西宮社家郷との山論で作成された裁許絵図や天保七年（一八三六）の「摂津国名所旧跡細見大絵図」や同八年の「摂津国絵図」などにはこの道が描かれており、周知の道として利用が続いたと思われる。また紛争も安政六年（一八五九）に再燃し、文久二年（一八六二）には、ふたたび道普請をして、諸荷物を通していることが問題となっている。この紛争については次節で見よう。

写真－25　寛延３年（1750）の山論裁許絵図に描かれた有馬への道　各村から伸びる細い線が道。太く描かれているのは山の境界線（大仁四郎左衛門家文書）

船坂間道の展開

船坂間道は六甲山の東側を南北に通じている道である。文政元年（一八一八）船坂村より、字上ケ平・差出の小場・いのしりまで、八丁程のところを道幅二間に切り広げ、西宮へ荷物を直送しようとして生瀬駅から大津代官に訴えられるということがあり、村人以外の通行をさせないという条件で内済した。

しかし、こののちも間道通行が絶えず、文政四年には、生瀬駅が船坂村などを相手取り「和談の条件である松木の植え付けもせず、なお西宮の商人と同意して道普請をし、歩行荷物・牛馬荷物ともに西宮へ直行しようとするのは『駅所退転之基』である」と訴えている。

この出入りは翌五年、問題の字差出の小場よりいのしりまでの切り開

き場所を、以前のとおりの細道に修復するという船坂村が申し出によって内済となった。

降って天保十年（一八三九）、同じく船坂村は字清水谷よりおよそ二〇丁を道幅二間に切り広げ、旅人・諸荷物を往来させていると、生瀬・小浜・昆陽・伊丹の各駅から訴えられたが、このときも船坂村から間道切り開き心得違いの詫一札を差し入れ、新規の間道へは通行が出来ないよう、垣逆茂木を設けることで和談した。

幕末に作成された「六甲閑道絵図」には、船坂間道について「天保十年十一月に奉行様より取り払うよう仰せ付け下され、間道は往古之通り草木生い茂り、今は旅人諸荷物の通行はない」と記されており、その後あまり利用されなかったようである。

唐櫃間道

湯山間道による運送が湯山駅と灘地方の村々の利益が結びついたものであったのに対し、唐櫃間道の運送は兵庫駅の利益と関係したものであった。宝暦四年（一七五四）、有馬郡本庄村の丈右衛門らが、六甲山中の新道より菟原郡東明村・柴屋又四郎へ諸荷物を運送した。この争論は三カ月程で有馬・灘側が間道通行差し止めの一札を差し入れ和談したが、幕末この間道問題が再燃している。この点についても次節で述べる。

3　山と川の慣行の維持と変化

寛政十一年の東川争論と取水刻限の決定

芦屋川から本庄地域に取水する東川用水は、貞享四年（一六八七）に取水順番を決める番割り仕法が定められ、一定の水利秩序ができあがったが、詳細な刻限まで明文化されていなかった。水量の豊富な年は問題が生じなかったが、海岸線や山裾など水利条件のよくない地域まで開発が進み、少しの日照りで用水不足になる時代になると、あらためて紛争を引き起こした。寛政十一年（一七九九）の本庄地域と芦屋村との水論は、翌年の四月までかかる大掛かりな紛争だった。

この紛争は一の井手から取水する刻限（時間帯）を争うもので、慣行に変化がもたらされた。訴えたのは本庄側であった。同十一年四月、中野、深江、森、三条、津知の各村が芦屋村を相手取った訴状（『新修芦屋市史』資料篇二）によると、東川用水は五月の夏至の日、朝七つ時から暮六つ時まで七時（一四時間）、本庄五カ村が取水することになっているとしたうえで、芦屋村が妨害するため、五カ村は干ばつの被害を被っていること、また用水の上流に水車五輌が新設されたため、用水に差し支えていると訴えたが、この時は裁判にまでは至らなかった。

ところが、この年は例年にない日照り続きで、日を追って水

不足が深刻化した。六月十三日には、中野村と森村の百姓が水をめぐって喧嘩をするほどで七月になると、対立が再度表面化した。最も尖鋭的だったのは中野村の百姓で、東川用水掛りの百姓三六人は「ほかの村が同意しない場合は中野村一村だけでも訴訟すべき」と連判状を村役人突き付けた（『本庄村史』資料編三）。こうした動きに芦屋村は「これまで通り水を配分する」と答えたが、翌八月、とうとう訴訟に発展した。

八月十四日、芦屋村が幕府領だったため、尼崎藩の中野、森、三条、津知村がそろって代官木村周蔵宛てに、また幕府領の深江、中野村は別にやはり代官木村周蔵に宛てて訴状を出した。主張は四月の案文と同じ趣旨だが、さらに井手普請で本庄が八割、芦屋村が二割の費用負担していることを強調し、芦屋村が取り決め通り水を配分しないとして非難している。しかし、代官所を舞台にした話し合いでは折り合いが付かず、本庄側は尼崎藩の用達をしていた小橋屋長兵衛に相談のうえ、八月十八日、大坂町奉行所へ提訴する。

これに対して芦屋村は、本庄の主張は全く根拠がないとし、本庄への取水の時間を朝六つ時から昼七つ時までの四時（八時間）と反論した。井手普請の費用もこれまでは基本的に芦屋村が負担してきたが、たまたま近年大水で井堰が破損したので、臨時に費用負担をしてもらったに過ぎない、と主張した。

大坂町奉行は、この紛争を裁くことを避け、「地頭下げ」にしたため、同年十一月、魚崎村の先の庄屋十（重）兵衛と岡本村喜左衛門を仲裁人に命じて、和解をすすめた。十兵衛らはこの月、両者の主張を折衷して、本庄の取水時間を明六つ時から昼八つ時までの五時（一〇時間）とする案を作成し、深江、森、三条、津知の四カ村とは合意に達するが、中野村が強硬に反対した。翌年二月には十兵衛が仲裁人を辞任する騒ぎもあったが、ようやく寛政十二年四月、決着した。その合意内容は以下の通りであった。

①番水はこれまで通り、夏至の日から一二日で一巡する。

②中野村の取水日三日間のうち、二日間だけは寅の上刻から未の下刻まで六時（一二時間）とし、それ以外の日や残る村は五時とする。

③二回りすれば一日休みとし、この日は芦屋村が取水する。ただし一年に一回限りとする。

このほか、普請入用はこれまで通りとし、各村は頭百姓から肝煎を定め、毎日刻限の通り一の井手に立ち会うことも決めた。

こうして成立した和解内容は、中野村が本庄の各村々と比べ、一二日で一巡する間に二時（四時間）余分に取水できることに

なった。実は和解直前に代官所が案として中野村だけは五時半（一一時間）とする案を示しており、それよりもさらに長くなっている。また芦屋村については、突然「二巡後の一日取水」という特権が認められた。これは、中野村へ譲歩することに強く反発する芦屋村を懐柔するため、十兵衛らが考え出した案だった。

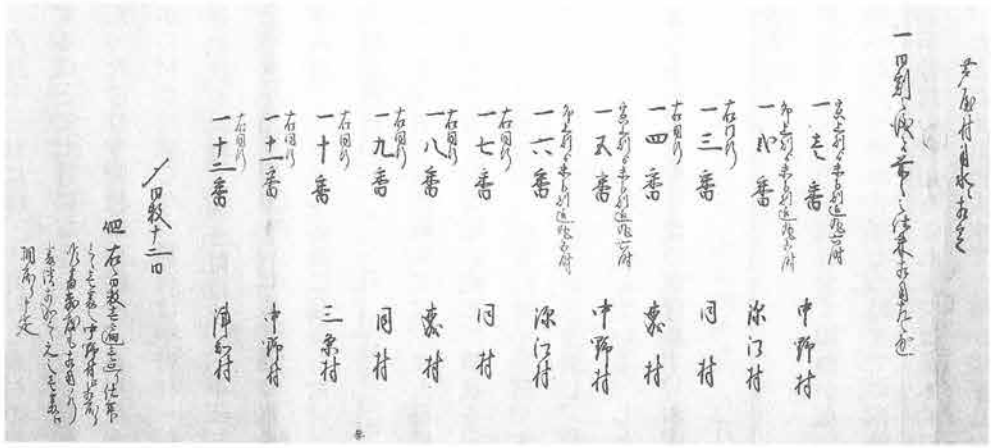

写真－26　寛政12年（1800）に取り決めた取水時間
貞享４年の取り決め（写真—14）に比べると取水日の右肩に取水時間が書き込まれている（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

紛争の過程で明らかになったのは、本庄の取水する時間について、明確な取り決めがなかったことであった。本庄の取水時間の記載として、深江村明細帳には五時（一〇時間）、中野村明細帳は六時（一二時間）、芦屋村明細帳は四時（八時間）と記載されていると、それぞれの村が主張したのである。貞享四年の慣行が取水日の取り決めだったのに対し、寛政十二年の取り決めは取水時間の確定であった。

三条村・畦垣内への取水をめぐる紛争

こうして紛争が終結した直後の寛政十二年閏四月、今度はともに争論を闘った本庄内部で紛争が起きた。三条村の畦垣内の取水をめぐって、深江・中野・津知が訴訟を起こした。畦垣内が取水の面で特別扱いされていることからその用水を多少深江村などに回すよう要求したのである。この背景には芦屋村との争論で中野村の主張が認められて取水時間を増刻されたことで、深江村などの百姓が不満を募らせ、特権的に毎日取水の権利を持つ三条村畦垣内へ矛先が向かったのであった。深江村などは毎日取水を隔日取水に減らすよう要求した。しかし三条村からすれば、畦垣内への毎日取水は貞享四年（一六八七）の番割で認められた権利で、これは手放せない。大坂町奉行所は互いの領主を交えて和解交渉をするよう「地頭下げ」を命じ、尼崎藩・

代官所を交えた和解交渉の結果、八月三日に深江村などが願いを取り下げた。

和解条項として、畦垣内への毎日取水を隔日に減らすという深江村などの主張は退けつつ、一の井手から一二日で一巡する取水で、中野村が取水する三日のうちの一日、深江村が取水する四日のうちの一日はこれまでより二時（四時間）ずつ長く取水できるようにし、この間はいずれも三条村側の取水口を閉じることを決めた。

和解に当たっては、三条村の畦垣内の毎日取水は明確な権利だったにもかかわらず尼崎藩も代官所も、深江村や中野村側に立ち、三条村には「少々の用水を融通しないのなら大坂町奉行所に審理を戻して判決を乞うが、三条村は分水が多いので有利な判決は出ない」などと、半ば脅しのような要請を繰り返して決着した。開発などによって従来よりも用水の末端にある耕地が増えてきており、先例重視よりもこれらの新開発地域の生産条件を向上させることが急務になっていた。領主は「百姓成り立ち」を重要な役割として求められたのであった。

東川用水論の訴訟銀騒動

こうして三条村と深江村などは和解に達したものの、この年寛政十二年十二月、争論は形を変えて再発する。深江・中野・森・津知村から三条村畦垣内の地主を相手取り出された訴状によると、①寛政十一年から十二年四月までの芦屋村を相手取った訴訟では後に費用分担額を決めることになっていたが、三条村が同意しない②費用は用水の分量に応じて決めたい―という内容であった。深江村などからすれば、依然三条村は毎日取水という特権を持っており、その特権に応じて訴訟費用の負担も行うべきであるという主張であった。しかし三条村からすれば慣例もないのに深江・中野村に用水を融通しただけでも大きな譲歩であり、さらに訴訟費用でも負担増を強いる要求には応じられなかった。

十三年一月、大坂町奉行所での対決では、三条村畦垣内の地主は「費用分担は村単位で行うべきで、畦垣内の地主だけを対象に余分に負担を求めるのはおかしい。用水量に応じて費用を分担するというのは新規のことで反対」と拒否した。三条村も、「深江村などは畦垣内の負担分を決めて残りを五カ村で分担すべきだと主張するが、畦垣内も三条村の高のうちであり三条村では村分と畦垣内分と二重に負担することになる」と反対した。同年二月、さすがに大坂町奉行所も「費用負担は村高に応じて負担すべき」とこれまでの慣行に基づいた和解案を提示し、深江村などものまざるをえなかった。

一の井堰立会普請村の確立

東川用水の取水時間について、寛政十二年に芦屋側と本庄側が合意に達したものの、その後も享和元年（一八〇一）には夏至入りの早い遅いについて芦屋村が「故障」を申し立てたり、文化六年（一八〇九）に本庄側が詳細は不明ながら訴訟準備をしたりなど、緊張関係は続いていた。

文化八年になると、六月二十五日と晦日の二回の大雨で井堰が大破し、その修復をめぐって争論が発生した。同年七月本庄側の深江・森・中野・三条・津知の五カ村が「芦屋村が修復しない」と大坂町奉行所に提訴した。修復問題が紛争になったのは、本庄側が一の井手の取水口をより下流にしたいと主張し、芦屋村は「下流に付け替えれば山芦屋新田への用水に差し支える」と反対したためであった。深江村などは、山芦屋新田は狭い上に上流に油稼ぎ水車が四輌もあるから、その用水を使えば事足りると主張した。八月からは打出村も芦屋村側に加わって一の井手の旧取水口での復旧を要求した。本庄側は打出村の訴訟参加に抵抗し、これを契機に取水口の付け替えより打出村の訴訟参加阻止に重点が移り、十月六日、取水口付け替えの計画を断念、紛争はいったん収まった。

打出村は、芦屋村が芦屋川から取水した用水の一部を利用する権利を持っており、「一の井手の普請には往古から打出村も立会い、費用の一部も負担してきた」と主張した。本庄五カ村は十月十二日に、打出村の普請立会いを認めないことを再び申し合わせた。本庄側の主張は①寛政十一年の水論に打出村は加わっていないし、用水組合にも加わっていない②芦屋村の用水の一部を利用しその見返りに芦屋村に分担銀を出しているに過ぎず、これまで普請に立ち会ったことも費用を割りかけたこともない―だった。結局十二月一日打出村が願いを取り下げてこの問題は解決をした。

ところが、翌文化九年三月、本庄五カ村がまた芦屋村を訴えた。本庄側は、前年の切れた井堰の普請に芦屋村が取り掛かろうとしないと批判し「一の井手の普請は小破の場合は本庄の単独で、大破の場合は本庄五カ村が八割、芦屋村が二割の分担で計六カ村が負担してきた」とし、今回は大破しているので六カ村で分担を主張した。これに対して芦屋村と打出村が七カ村の立会いを主張。本庄側は四月に結束を固める申し合わせするなどしたが、五月に川辺郡山本村（現、宝塚市）・大西村（現、尼崎市）・武庫郡今津村（現、西宮市）・菟原郡大石村（現、神戸市）の庄屋の仲裁で決着した。①一の井手の普請は今後打出村も含めた七カ村が立ち会う②普請は早急に行い、費用は本

庄側が八割、芦屋・打出村が二割③この合意は普請についてであって、水利権に関するものではない―だった。こうして文化八年から文化九年にかけての紛争で一の井手は七カ村で普請を分担することとなった。

串田川の取水と入作百姓

東川用水から取水する深江・森・中野・津知・三条の各村では、一二日で取水を一巡させることになっていて、深江村ではうち四日間取水する権利を持っていた。四日のうち二日目は串田川の順番に当たっていたが、文政六年（一八二三）は順番を変えて上流の繁昌川に取水をした。このため他村に居住しながら串田川領域の田地を耕作している入作百姓が訴訟を起こした。森村と中野村の一四人である。入作百姓の主張は、これまで雨が十分に降っている時に順番を変えることはあるが、中断後に再び取水を始める時は二番目に取水してきたというものだった。この年は極端な旱魃の年であり、深江村役人が串田川と繁昌川へ同時に取水することに合意したこともあって、十月には入作百姓たちが願書を取り下げて決着した。

入作百姓たちは水利の面で不利な立場に置かれがちで、これが紛争の背景である。注目したいのは深江村が東川用水から取水する四日のうち二日目は串田川に取水するという慣行があったことである。貞享四年（一六八）の番水制度が決まったときには、深江村が四日間の取水をすることは決まっていたものの、

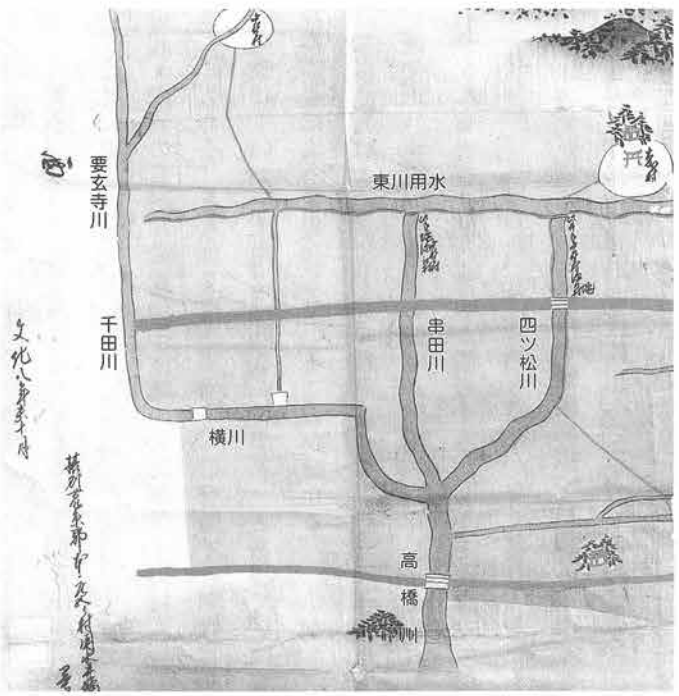

写真―27　東川用水と串田川
右端が森村の稲荷神社。その南を西に流れるのが東川用水で南へ水路が枝分かれするがまた合流して高橋川となって海に注ぐ。高橋川の支流用水のうち東が四ツ松川、中央が串田川。中野村を通って村境を流れる川が要玄寺川で、下流は千田川、横川と呼び高橋川に合流する（神戸大学文学部寄託芝切義寛氏文書）

その中での取水の順番までは決まっていなかった。紛争を避けるために次第に慣行が詳細になっていくのである。

片田井川の水源補強

芦屋川の西の湧き水を水源にした片田井川をめぐって深江村と芦屋村が近世前期に紛争を起こしたことはすでにみたが、享和三年（一八〇三）にも紛争が再発した。芦屋川の川床が次第に土砂で埋まり、その結果湧き水が減り始めたのが原因であった。しかもこの年一月、芦屋村が芦屋川東側に井戸を掘ったため一層水量が減ってしまったという。そこで深江村は芦屋川西側の街道北側に井戸を掘ることを代官所に願い出た。芦屋村では深江村の計画を実行すると、堤が切れる心配があるとして反対をしたが、代官所からは和解するよう命じられた。結局同年七月、街道より川下の芦屋村字南ノ口というところの下々畑二畝二〇歩を深江村が銀一貫一〇〇匁で買い取り、ここに池を掘ることになった（『本庄村史』資料編三）。

幕府治水政策の転換

六甲山は風化した花崗岩の山で、入会利用が進み竹木が伐採されると、保水機能を低下させ、わずかな降雨でも川の流量が一気に増大した。加えて天井川である芦屋川や、等高線に沿って東西に流れる人工的な横川とその下流の高橋川は、増水に耐えられず、堤が切れやすかった。また天井川を水源とするため池も土砂が流れ込み、池さらえが継続的に必要だった。

このため領主が費用の一部を負担する御普請を再三願い出たが、このころの御普請願いは容易に認められなかった。深江村には元文元年（一七三六）から文化四年（一八〇七）まで、七二年間に領主からの補助を得て行った大規模な御普請を河川ごとにまとめた帳簿が残っている（『本庄村史』資料編三巻）。同じ書式・内容の資料が武庫川中流域の武庫郡伊孑志村（現、宝塚市）にもある。ともに文化四年当時、幕府領で谷町代官所の支配を受けていた。末尾に「御改ニ付申上」とあって、代官所からの調査によって報告していることが分かる。

さて深江村はこの調査対象の期間のうち前半三四年間は尼崎藩、後半三八年間は幕府領であるが、明和六年（一七六九）に幕府領になると御普請の回数が激減する。しかも普請は「堤切所」「堤崩所」に限られ、予防的な普請がなくなり、対象も芦屋川が圧倒的に多く、周辺の小規模河川を対象にしなくなる（大国一九九三）。尼崎藩の時代に比べて幕府領の時代は、御普請は大規模河川の修復に限定され、予防的な御普請は後退した。

ところが伊孑志村をみると、明和六年以降に御普請が急増した（大国一九九二）。しかも伊孑志村は明和六年の上知の際、領

主は幕府領のままだったのに、代官辻六郎左衛門から過去の御普請の証拠書類を提出するよう求められた。領主が変わるときに明細書や過去の来歴を上申することはよくあるが、伊予志村のように領主の変更がないのに証拠書類を提出させたのは別の理由があったと考えるべきだろう。

要するに幕府は河口付近への助成を削減し、代わりに中流域の土砂流出を防ぐよう方針を転換したのである。下流域までが幕府領になったことで、河口での対処療法的な治水事業から、上流の土砂流出への対処に重点を移したと考えられる。明和六年は幕府が灘の海岸沿いの地域を一円的に支配するようになって、一層広域的な行政をすすめる転換点になったと考えられる。

深江村などにとっては、助成が簡単には出なくなったことは深刻な負担増になった。寛政十一年（一七九九）の字「みのへ」の池さらえの願書では、幕府は過去に助成した証拠の書類を必要としたため、深江村では以前の庄屋役の書類を調べるなど、対応に追われた。また「明和五年までは尼崎藩領だったので度々池かきや立樋の助成があった」と不満を述べている。文化三年に深江村が春恒例の川除御普請を願った時も、代官所は「五十年前の宝暦年間の証拠書類がない以上、御普請は困難」と拒んだ。

それでも御普請願いは続いた。深江の場合、寛政十一年の池さらえに続き、同十二年八月には横川の土中に埋め込んだ伏越樋が大破したとして、御普請を願っている。享和三年（一八〇三）八月には芦屋川の川除が大破、文化元年（一八〇四）九月にも芦屋川大破で、同四年十月には浜川筋堤切れで見分を願っている。

このような被害発生後の修復の御普請以外に、深江村では、水害の予防ともいえる川除御普請を毎年のように願い出た。あまりの頻繁な願い出に、享和元年（一八〇一）九月、代官所からその理由を求められたことがあった。これに対し、深江村は、土砂留奉行が来て土砂留御普請を命じられるが、谷々が多くて行き届かず、御普請の仕方が粗末らしいこと、芦屋川の川上で芦屋村が石を掘り出すため、土砂の流出止まらないこと、深江村は川が多く上手から多くの排水を受ける側にあることなどをあげている。

住吉川・芦屋川の郷普請

幕府の支援が困難になるなかで、人々は広域的な村同士の援助に一層の期待を寄せた。例えば寛政十一年（一七九九）に切れた住吉川西堤の郷普請もその例であろう。住吉村単独の自普請や住吉川以西の菟原郡下組だけでは困難として、以東の上組

にも負担要求が出された。上組では前年の横屋村の堤切れに対して助け合いをしたばかりだが、郡中の困難を見捨てるわけにはいかず、上下両組三三カ村総掛かりと決まった。普請は尾張屋忠七が銀二貫で落札、費用は三割の六〇〇匁を直近の一三カ村で支出し、残り一貫四〇〇匁の半分を高割りとし、村高一〇〇石につき銀七匁九分三厘、残りを軒割とし、一〇軒に銀一匁九分五厘ずつの負担とすることを決めた。

こうした助け合いは芦屋川でもみられた。文化二年（一八〇五）五月十六日、芦屋村の支配する芦屋川の堤が切れ、その勢いですぐ西を流れる傍示川と津知川が切れ、深江村の田地二町が浸水した。深江村では植え付け時期が迫っていて村だけでの修復は不可能として、組合村の助合人足を出してもらうよう願っている。さらに深江村によれば、天明九年（一七八九）に芦屋川の芦屋村支配堤一二〇間と深江村支配堤一〇〇間が切れた時も、今津・鳴尾村から芦屋村に、打出・中野・田中・横屋・西青木・東青木の各村から深江村に助合人足が出たという。

横川普請と西青木村の争論

等高線にそって緩やかに流れる横川は水害の原因になるため、再三付け替え計画が持ち上がったことは前節で見た。その後の紛争としては、文化八年（一八一一）に北畑村領内で切れた堤の修復をめぐる紛争が知られる。北畑村領内の一町（一〇九メートル）分の堤普請の担当は西青木村であった（『本庄村史』民俗編・地理編所収の「川違絵図」参照）。普請の範囲をめぐって北畑村が西青木村を相手取り提訴し、裁許があったのち再び提訴、その係争中の文政七年（一八二四）に和解した。

和解内容は、西青木村引き受けの堤両側合わせて一二〇間のうち、今回は北畑村が四五間普請し、残り七五間を西青木村が普請する。ただし今後は普請の大小にかかわらず、この一二〇間についてはすべて西青木村が担当することとするというものであった。

争論の直接の内容ははっきりしないが、北畑村領内なのに西青木村が普請を担当しているという複雑な事情が背景にある。横川に面して西青木村も東青木村も用水池を持っていたこと、横川の堤が切れると、海側の西青木村も被害をこうむることから北畑村領内にもかかわらず、西青木村の担当地区が設定されていたのであろう。

有馬の山の管理と利用

本庄・芦屋庄・西宮社家郷の間で中世以来再三争われた山論は、寛延三年（一七五〇）の判決で境界が確定したことは前述したが、同時にこの判決によって有馬郡との境界も再確認され

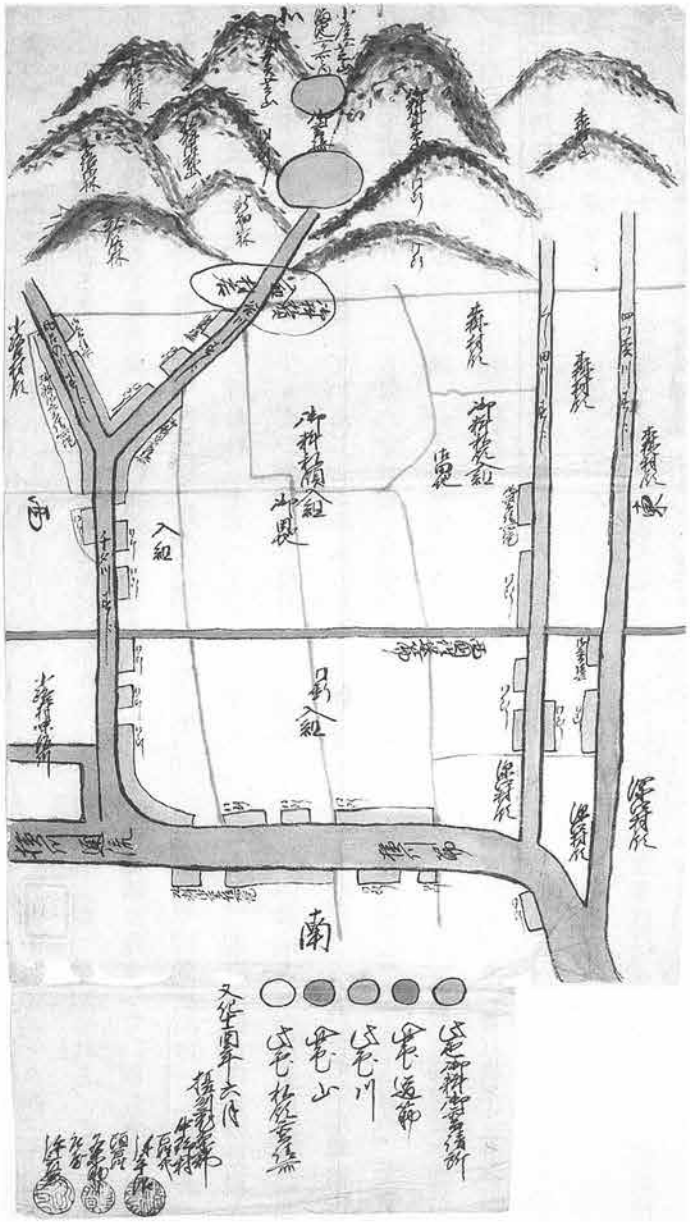

写真－28　文化十一年（一八一四）当時の横川とその周辺水路絵図
川の両側に張り出している部分が御普請所。それ以外は自普請所だった。南北に流れるのは東側から四ツ松川、串田川、千田川。千田川は東からの谷川、西からの風呂の川が合流したもので、下流で少路村の味泥川も合流しさらにその下流で横川に注いでいた（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

有馬湯山町は、広すぎる持ち山の管理に困り、寛政九年（一七九七）二月、字柴山について「当村より手遠き場所なる故、他所・他村よりみだりに入り込み、伐採候儀もはかりがたく存じ居り申し候えども、見回り万端手当なども行き届きがたく」と、窮状を訴え、本庄の村々に預け、松木をみだりに切り取らないよう監視することを求めた（『新修芦屋市史』資料篇二）。本庄側が松木伐採の監視を引き受けた背景には、本庄の村々百姓たちが、有馬郡との境界付近にまで山野の利用のために入り込んでいたのであろう。

監視を代行することの本庄側のメリットは明記されていないした以上、土砂留などの管理責任が発生する。た。それによると、石宝殿より六甲山峰続きの二つ塚、二の越しまでを有馬郡と菟原郡との境界としたのである。境界が画定

が、文化十一年（一八一四）には、有馬郡湯山町の奥山について、本庄九カ村が年米二石五斗を支払うことで下苅柴を刈り取る権利を手に入れている。境界には杭を打ち、その範囲を越えて刈り取らないこと、松木は小枝であっても伐り取らないことを誓っている（同）。

このように利用できる範囲を広げようとするのは、本庄側は商品作物の肥料に加えて酒造業などの燃料の需要も多かったのだろう。深江村の場合、幕府に納める山手銀の改定が寛政八年、同十三年、文化三年、同八年と行われ、そのたびに「一向草木生い立ち申さず」、「岩山にて少々ずつ草葉刈り取り」と、生育が追いつかないことを主張していることからもうかがえる。それでも山手銀は寛政八年に一五匁六分から一分増額となったのをはじめ、改訂のたびに毎回銀一分ずつ増額になっている。

明治の初めの六甲山は、広範囲にわたってはげ山になるほど、山野の利用価値は高く、山論で敗北した本庄の人々は、さまざまな方法で下草刈りのできる範囲を広げたことがうかがえる。同時に本庄側にとって、この場所が刈り荒らされると、土砂崩れが起こり、洪水が起きやすくなるのであった。

4　近世後期の村のなりわい

後期に急増する東青木村の人口

江戸時代には、領主の交替時、あるいは巡見使の通行などに際し、村明細帳が作成されて、領主に提出された。深江村の場合、天保十四年（一八四三）二月、代官所に提出した「村方取調書上帳」が知られる。これによると、飛び抜けた大地主や特別裕福に暮らしているものはおらず、日照りの害を受けやすい土地柄で御普請所は一二カ所あった。

また明細帳に似た内容の史料として寛文九年（一六六九）ごろの「青山大膳亮様領地調」（加藤省吾文書）、天和―貞享年間（一六八一―八八）の「尼崎領内高・家数・人数・船数等覚」（「地域史研究」一巻―三号）、天明八年（一七八八）と天保九年（一八三八）の幕府巡検使が通行した際に作成された「御用留帳」が残っている（山下一九七一、七二、「地域史研究」一六巻一―三号）。これらの史料から江戸時代の家数・人口・船数を表―15に掲げた。

青木村は、天明八年の「御用留」によれば、旧尼崎藩領だった分が東青木村、旧片桐領だった部分が青木村となっているが、高札や氏神などは同一でまとめて記載されており、景観としては一つの村であった。なお片桐領青木村については不詳もある

が、東青木・青木の場合、深江村より石高は少ないのに人口が多くなっており、しかも後期の伸びが大きい点が注目される。これは酒造業や当時町場化が進んでいた魚崎村との関係などが推測される。西青木村の場合、家数は両村に比べてかなり少ない。

表－15　本庄地域の人口と船数

	深江	東青木	青木	西青木
寛文9年（1669）	101軒	29軒	不詳	14軒
	654人	114人	不詳	91人
	10艘	5艘	不詳	0艘
天和・貞享（1681－88）	103軒	53軒	不詳	17軒
	714人	296人	不詳	98人
	11艘	6艘	不詳	0艘
天明8年（1788）	151軒	79軒	不詳	22軒
	32艘	6艘	不詳	0艘
天保9年（1838）	不詳	109軒	123軒	34軒
	不詳	472人	543人	167人

再開発と村人の階層

耕作可能な土地を比較的早く開発してしまった本庄地域の三カ村にとって、近世後期には水害で一旦荒れ地になった場所の再開墾、浜辺の利用・開発が重要なテーマになった。

天明五年（一七八五）に深江村の田畑七石一斗八升三合が砂入りとなり、同八年に一部の荒れ地を再開発したが、浜手に近く、毎年浪欠（波による被害）の懸念を抱えていた。また寛政元年（一七八九）に芦屋川が切れて砂入りになった深江村の田畑の場合は、砂が薄く入った所は容易に復旧したが、厚く砂が入った田畑は復旧に手間取り、寛政十年になってようやく二反ほど再開発出来たとして、見分を願っている。また寛政三年に深江村が再開発した田畑の場合はすぐ砂入りになってしまったところもあった。

寛政六年（一七九四）一月には、深江村では浜先付洲からの小物成（雑税）について、年々浪欠の被害に遭い、もうその付洲自体がない状態だと訴えた。さらに五年間の定額納入に合意しているので、昨年分は納入したが、寛政六年は納入免除を願っている。この願いは江戸まで届けられ、八月になってようやく認められた。寛政十一年高波で大潮が打ち上げ、潮除堤の破損があり村の負担で修復した。同十二年にも字永井浜の潮除堤が大破、こちらは村による修復は不可能として、幕府に御普請を願っている。

それでも浜先開発の手は緩めず、享和三年（一八〇三）には深江村が字踊り松の浜先を開発、八反四畝の田畑を開発した。しかし波打ち際なので、葭嶋を請所としさらに堤を築きたいと願っている。この場所は文化五年（一八〇八）二月二十九日の大風雨で大潮が打ち上げ、潮除堤が切れてしまった。このため深江村の字東永井、字踊り松の本田・新田合わせて五町ほどが潮入りとなり、三町ほどはなんとか穂が出るまでになったが、

残りの二町は壊滅的な被害を被ったと届けている。また綿作もしていたが同様の被害であったという。

文化六年八月に、旧片桐領青木村・旧尼崎領東青木村が、そろって浜先の開発を願った。旧尼崎領東青木村は文化八年にも深江村との境界付近にある字東浜で新開発を行っている。

このころの村内の階層が分かる史料として、五人組帳がある。深江村には、天明八年（一七八八）、寛政四年（一七九二）、同十二年、文化十二年（一八一五）、文政二年（一八一九）、同四、同五年、安政六年（一八五九）の計八カ年分が残っている。それをまとめたものが表－16である。表によると、全体的には零細な経営が多く幕末にかけて急激に土地を持たない者が増えている。荒れ地や浜辺の再開発は主に村の上層民や、外部資本によって推進されたのである。時代が下るに従って、貧富の差が拡大し社会が行き詰まりを見せ、世直しを求める声が広がった。

表－16　深江村の近世後期の階層変化　（人）

	天明8	寛政4	寛政12	文化12	文政2	文政5	安政6
	1788	1792	1800	1815	1819	1822	1859
53石～54石	0	0	0	0	0	0	1
37石～38石	0	0	0	0	0	0	1
31石～32石	1	0	0	0	0	0	0
25石～26石	1	1	0	0	0	0	0
22石～23石	0	0	0	0	0	2	1
21石～22石	0	0	0	0	0	0	1
20石～21石	0	0	0	0	1	0	0
19石～20石	1	2	1	1	0	0	0
18石～19石	1	1	1	1	0	0	1
17石～18石	0	1	1	0	0	0	0
16石～17石	1	0	0	0	0	0	0
15石～16石	1	2	2	3	3	4	0
14石～15石	2	0	0	1	0	0	1
13石～14石	0	0	1	1	3	0	1
12石～13石	0	0	1	1	1	1	0
11石～12石	2	1	2	1	1	2	2
10石～11石	2	3	2	2	0	0	3
9石～10石	1	2	2	0	4	1	1
8石～9石	4	3	3	3	5	6	2
7石～8石	6	4	5	4	5	5	5
6石～7石	7	9	5	4	7	6	4
5石～6石	4	5	4	7	2	6	6
4石～5石	4	4	6	9	7	7	5
3石～4石	9	8	11	14	12	12	11
2石～3石	13	13	16	19	14	18	16
1石～2石	18	20	21	24	23	27	16
1石未満	52	48	53	55	59	59	53
無　高	19	22	16	25	28	21	82
不　明					1		
合　計	149	149	153	175	176	177	213

文政4年の史料もあるが合計138軒しか記載がないので表から除いた

なお、寛政十二年の史料によるとこの帳面に書かれた法令を毎年正月、五月、九月、十一月の計四回、村中の者を集めて読み聞かせることを義務付けていた。

水車業の展開と水利権

六甲山の南麓には近世の中期以降多くの水車が設けられ、油絞りや製粉、精米などに利用された。油絞りとしては大坂の人

力絞りを脅かす存在となり、幕府の油市場の統制政策にまで影響を及ぼした（後述）。製粉としては線香やそうめん作りの原動力として、また精米としては米の消費や酒造業の展開にとってなくてはならないものであった。ただ河川の下流域としては、上流に水車が設置されることによって、水利権が侵害される場合もあり、本庄地域の村々にとって水利権との共存が重要なテーマになった。

この六甲山南麓に動力源として水車が登場したのは元禄末期ごろと推定される野寄村の例がある。また水車業のみを生業とする新田が享保九年（一七二四）と同十五年に代官に願い出て認められた。この前後から本庄地域と利害が関係する水車が相次いで進出している。

正徳二年（一七一二）の打出村善八の場合は、東川用水の二の井手に水車を設けるというもので、深江・中野・小路・森・三条・津知の各村に用水に支障があれば差し止めることを約束している。享保五年の大坂山田町播磨屋与兵衛の場合も同じ井手に設置を願い、同様の一札を差し入れている。さらに安永五年（一七七六）には、芦屋川の字かいもりに、芦屋村八左衛門が米つき水車の建立を願い出、深江・中野・森・津知・三条の各村に一札を入れた。この時は新樋の設置をしないよう条件がつけられた。文化十一年（一八一四）には三条村作兵衛が、水車の設置を願った。これに対しては下流の深江村から、芦屋川上流の高座谷から余水を集めるというが、やはり用水に支障が出るという反対が起きたらしく、このため作兵衛は田地用水中は水車を休むと明言した。目的は寒造りの酒造米の精米と思われ、農閑期にあたることから、休業を約束できたのであろう。また天保四年（一八三三）には東川用水一の井手に芦屋村の利兵衛が水車三輌を取り建てたいと願い出た。用水料として一輌につき毎年銀二一匁五分を深江・中野・森・三条・津知の各村へ納めることを条件にした。

このように、水車新設は立地上の条件が次第に悪くなり、制約が大きくなった。これに対し、酒造業や素麺業などの展開で動力としての水車の需要は大きくなる一方であった。

こうして起きたのが天保十二年（一八四一）から同十三年にかけての水車新設をめぐる紛争であった。ことの発端は東川用水の上流をせき止め一〇町ほどの新川を掘り、芦屋村太右衛門が水車を設置したことであった。東川用水に水利権を持つ深江・中野・森・三条・津知の五カ村は、芦屋村役人に掛け合ったが埒が明かず、同十二年十月、代官所に訴え出た。代官所はすぐ取り払うよう命じたが芦屋村は応じず、結局大坂町奉行所にま

で持ち込まれ、天保十三年五月、最終的には和解した。和解内容は定かではないが、芦屋村は明確な反論をしておらず水車を撤去したと思われる。

明治になって描かれた芦屋川の絵図によれば、東川用水の一の井手付近に水車が林立していることが窺える。

近世後期の漁業

近世後期の漁業の様子を断片的な史料から探ってみよう。訴訟銀と呼ばれた漁業税は、幕府領時代になった天明八年（一七八八）の調査でも訴訟銀として、深江村の場合二〇四匁を納めている。しかし田畑年貢の定免制と同様、近世後期には三年ごとに見直すことになっていた。

寛政八年（一七九六）の深江村の願書では訴訟銀ではなく漁猟運上と呼ばれ、「寛政七年まで銀二一四匁を納入してきた。年季切れに際して代官所から引き上げの要請があったが、網方漁師は四、五帖もあるが一、二帖がようやく稼働しているに過ぎないほど不漁が続いているので、増銀は勘弁して欲しい」と願っている。この時や寛政十一年には願いが認められたものの、享和二年（一八〇二）には銀二分増しを命じられた。三年ごとに増銀が命じられるとあって、文化二年（一八〇五）、同五年には年季を三年から五年へ延長することを願った。しかしそれは認められず、逆に文化五年にはさらに銀二分増しを命じられた（永井正治家文書「諸願書控綴」）。その後も引き上げが続き、

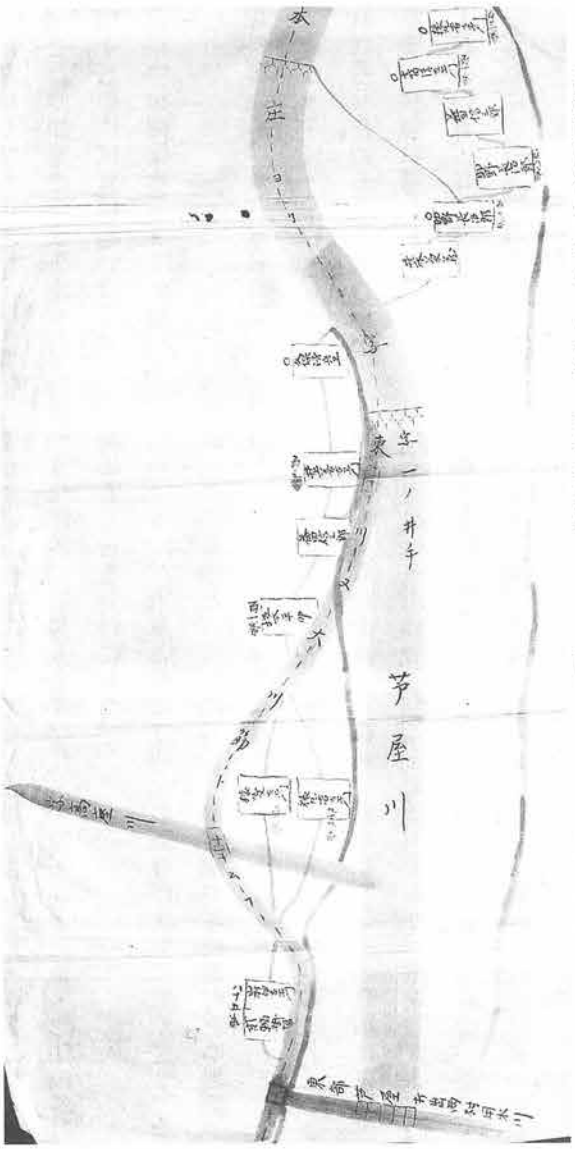

写真－29　芦屋川用水絵図
明治期に作成されたものだが、水車が水路にぎっしり設置されている（小阪作兵衛氏文書）

天保六年（一八三五）には二一五匁六分、同九年には二一五匁六分五厘、嘉永二年（一八四九）には二一六匁四分五厘、明治二年（一八六九）には銭三貫六一三文三分になった。なお賦課増額に対し、深江村は毎度不漁を理由にあげた。文面はほぼ同内容である。享和三年には年貢減免を願う願書に「二〇年来の不漁だ」とも訴えている。

このころ深江村の網元に網屋茂左衛門がいた。明治二十八年（一八九五）に武庫郡長阿部光忠撰書により建立された「網屋茂左衛門之碑」（岡田堯至氏宅に現存）によれば、享保六年（一七二一）生まれの四代目茂左衛門（幼名・彦三郎）が、宝暦元年（一七五一）に家督を継いで事業を拡大させたといい、碑文には「海幸に心をよせて勉励みしかば人に知らるる富人となれり」とある。明和八年（一七七一）の正寿寺再建に尽力した。その曾孫の七代目茂左衛門（幼名・松蔵）の時に岡田氏と改めた。岡田家は近代にかけて地主経営をする一方、深江村庄屋や歴代村長を輩出する名望家へ展開していく（第五章・第六章参照）。また東青木村は、天明八年の調査では訴訟銀は七四匁四分四厘と深江より少なく、天保九年の調査では、漁猟運上と名称が変わり一五四匁九分五厘に増額されている（「巡見使通行御用留」）。

写真－30　網屋茂左衛門の顕彰碑
顕彰碑は七代目茂左衛門の子で本庄村長も務めた岡田正蔵が建立。顕彰碑はその弟で兄の後を継いで本庄村長になった岡田善蔵宅に残された。岡田善蔵宅は国道43号の拡張工事で移転したが、孫の岡田堯至氏が岡田茂左衛門経営史料とともに守り続けてきた。

漁民の就労と関連産業

後期の漁民の就業ぶりについて明らかになる史料は数少ない。その中で寛政十三年（一八〇一）正月、深江村金兵衛が、讃岐冨木浦へ漁師の出稼ぎを願い出ていることが興味深い。好漁場を求めた出稼ぎの例は近世初期に多く、関東への進出は近世初期で終わることからも、この時期の出稼ぎは地元漁業の不振が背景にあったのかもしれない。

また深江の網元だった杢左衛門が興味深い拝借願書を残して

いる。網の仕入れが高値になっているので網苧を買い入れて、引子に網を編ませたい、という。引子の中には漁の手すきの間にほかの稼ぎに出かけるものもいるが、自前で編めば安値で網の維持が出来る、としている。大庄屋に口利きを頼んで、尼崎藩に銀札二五貫の拝借を願い出た。藩は五貫の貸付を認めており、幕府領になっても漁業振興に尼崎藩の役割があったことを物語る。

また関連産業として煎屋があった。煎屋は、イワシを釜ゆでにして干して出荷した。昭和期の聞き取りでは深江には一八軒の煎屋があった（『本庄村史』地理編・民俗編）。近世の煎屋の様子はわからないが、煎屋の営業株が譲り渡されている。また煎屋月行司や年行司がいて売買に立ち会った。

渡海船・石船の所有

漁民以外に本庄地域には小規模な渡海船、石を運ぶ石船、小廻し船が多かった。渡海船は二〇、三〇石程度のもので、兵庫津や西摂沿岸の港と大坂を結び、荷物運送を行った。小廻し船はさらに小さく五石積みや三石積みなどもあった。

表－15にあるように、天明八年（一七八八）の調査では深江村には漁船・渡海船・ちょき船合わせて三二艘、東青木村に一〇石積みから二五石積みまでの船が六艘あった。

寛政十一年（一七九九）、代官所は役人を廻村させて船改めを徹底した。狙いは積載量を再検査することで船主から増税をしようとしたのである。深江村では、代官所のこの思惑を察知し早速、翌年四月に反対の口上書を提出している。それによると、「かつて石船は数十艘あったが、このころ石を運ぶ石船の採算が悪化し、廃業する石船が続出している。深江の場合は石や土を運んでいる船が多く、穀物を運ぶ船はごくわずかで、規定を超えて運ぶようなことはしていない」と主張している。

この時の深江村船改帳が残っていて、三〇石積みの渡海船や一五石積みの比較的大きい漁船からちょき船まで合わせて三〇艘だった。船改帳には前書きとよばれる基本法が書かれており、浦高札の厳守、異国船の抜け荷の禁止、他国での無礼な行為の禁止、不審船の通報義務、難破船への救助義務、廻船からの直売買禁止、滞在先での雇用の報告義務、渡海船・木船・石船・ちょき船に旅人乗船禁止、漁船での積荷輸送禁止、廻船・渡海船で不審な積荷の輸送禁止などを盛り込んでいる。

前述したように大坂の上荷船・茶船仲間が大坂市中の独占的な営業権を主張したため兵庫津や尼崎などの渡海船は一時後退を余儀なくされていたが、近世の後期になって北前船が兵庫津に多く入港するようになると、大型の廻船から荷物を積み替え

る需要が増え、活気づいた。

海難事故と漂流物

本庄地域は海岸に面しているため海難事故に接することもある。寛政九年（一七九七）十月二十四日、紀伊・新宮の恒吉丸が大坂・長堀まで材木を運ぶ途中深江に立ち寄った際に大西風のため難破。深江村などでは助け船を出し乗組員六人を救出した。また同十三年正月六日の朝、船頭松右衛門と水主二人、計三人乗りの漁船が播州明石浦から出帆したが、強風にあおられ魚崎村沖で船が破損し、三人は船から投げ出された。魚崎村では船を出したが、救助されたのは水主岩松一人で、その後船頭松右衛門の死骸だけが深江村に打ち上げられた。二月十日、深江・魚崎村の村役人と用達平野屋久兵衛などが大坂町奉行所に出向き、松右衛門の死骸の取り計らいと、治郎吉については死骸が見当たり次第報告したい旨願い出ている。落着後の四月二十三日、松右衛門等の領主松平佐兵衛佐から魚崎村・深江村の四人に、白銀一両ずつが贈られている。

深江に漂着する難船ばかりではなく、深江から出航した船が事故に遭遇することもある。享和元年（一八〇一）四月十八日、深江村の半右衛門と弥右衛門悴藤蔵の二人は、漁師金兵衛に借りた小漁船に生魚を積んで大坂雑魚場の問屋に向かったまま帰って来なかった。問屋に聞き合わせ十九日朝大坂川口に出たことが分かったが、この日は大風雨で、淡路島や紀州和歌浦まで尋ねたが全く消息がわからなかった。村では、大風雨や高浪によって溺死したものであろうと結論付け、五月十二日にその旨を役所に届け出た。深江から生魚を大坂に直送していることが分かって興味深い。

また享和三年（一八〇三）には菟原郡上組一〇カ村の年貢米を船で運ぶ途中、御影村の年貢米を乗せた船が河内沖で難破した。御影村は一〇カ村全体で損害を引き受けて欲しいと主張したが、ほかの村々は、かつても同じようなことがあり、今回は御影村で負担すべきだと反対して裁判沙汰も起きている。

漂着物には材木もある。淀川が満水し流出した木材六四本が漂着した。材木は大坂長堀の伊丹屋佐助ら二人が持ち主で、引き上げの人足賃と番賃として銀四〇匁五分が渡された。村はこのうちほぼ半分を引き揚げた人足などに分配し、残り二一匁余りを村方勘定に入れ、他の用途にあてている。

深江の大工組

深江には近世初頭から有力な大工集団がいた。江戸幕府は作事奉行のもとに中井氏を大工頭として任じ、近畿の場合、摂津・河内・和泉・山城・大和の五畿内と近江の六カ国の大工を統括

させ、幕府が主導する城郭普請や禁裏御用などには大工役を賦課して大工を動員した。もとは織田・豊臣政権が、身分に応じて負担させた役の系譜を引くもので、本庄地域では深江村に三二石の大工高引があった。これは大工がかつて所有していた田畑の石高で、百姓夫役を免除する代わりに大工役が賦課された。いったん決まった大工高は近世初頭から基本的に変動せず、大工をやめても大工高は残った。文化七年（一八一〇）の調査によると、大工高を所有するのは七人で、一人四石五斗七升二合ずつ均等割で所有していた。

大工は地域ごとに組に編成されていた。大坂市中などを除いた摂津在方は、近世の初頭は熊内村の仁左衛門組と嶋下郡福井村（茨木市）の吉左衛門組の二つがあり、仁左衛門組が深江を含む菟原・武庫・有馬・八部の村々の大工を、吉左衛門組が嶋下・嶋上・能勢・豊島・西成の一部の村々大工を統括していた。やがて一七世紀末には昆陽村（伊丹市）の次郎右衛門を組頭とする昆陽（小屋）組が生まれ、三組体制になった。さらに宝永七年（一七一〇）に福井村の吉左衛門組が五組に解体され、計七組となった。熊内の仁左衛門組は、一八世紀半ばに分裂、次第に組が細分化され、最終的には、安政二年（一八五五）に内裏を造営した時は、福井村吉左衛門組の系譜を引く一〇組、熊内村仁左衛門組の系譜を引く有馬郡域の摂州三組・摂州兵庫組四組の七組があり、これに大坂二四組と大坂天満組七組を合わせた四八組があった。

熊内村の仁左衛門組解体後、深江村大工の所属変遷は定かではないが、嘉永七年（一八五四）に森村四郎左衛門が居宅普請をした時、普請を請け負った深江の大工九郎兵衛は小浜組に属している。

写真－31　森村の四郎左衛門が居普請願書
大工は小浜組深江となっている。惣代九郎左衛門、取締役七左衛門となっていて、いずれも深江組の大工であろう（大仁四郎左衛門家文書）

村の職人と規制

大工に並んで、本庄地域に存在

した職人に、紺屋職人がいる。寛政九年（一七九七）に幕府代官が調査した報告によると、深江村には忠次郎という紺屋がおり、申告によれば宝暦五年（一七五五）に創業し、明和九年（一七七二）から銀二匁四分八毛の冥加銀を納めるようになったという。明和九年というのは、いうまでもなく、老中田沼意次による株仲間の公認とその代わりに冥加銀を納めさせる政策に呼応して、公認された願い株のひとつである。この時期、大坂では大問屋ばかりでなく小売商人から職人まで、さらには周辺在方まで営業を公認してもらう代わりに冥加銀を納入する動きが広がっていた。

しかしこうした農村の余業公認の動きは、田沼意次が失脚して、松平定信の寛政改革の時代になると、急ブレーキがかけられた。寛政十年になると、幕府は八部・菟原・武庫の三郡の幕府領での在方紺屋を三〇軒に限定する事を決めた。幕府領だけでしかも西宮や兵庫津を除いたものだが、農村での紺屋職人の存在状況が判明する。深江村は忠右衛門に代わり、青木村では半左衛門が営業していた。このほか菟原郡では御影村に四人、打出村と脇浜村に二人ずつ、田中・住吉・石屋・東明・河原・味泥・岩屋・熊内の各村に一人ずついた。この三〇人はこの調査以前に冥加銀を納め、いわば幕府に公認されていた職人たちで、実際には、冥加銀を納めず営業していた職人たちも少なくなかった。三〇軒に限定され、営業の道を断たれた伊子志村の徳右衛門と鳴尾村の源三郎は、慌てて営業を申請している（大国一九九二）。

また、文化元年（一八〇四）十二月、深江村の鍛冶屋伝兵衛と住吉村鍛冶屋十郎兵衛・佐左衛門・長兵衛が出した請書によると、三人で年七八匁の役銀を納めて来たが、一年単位の役銀なので営業しない年は納めなくてよいが、その代わり新規稼ぎの者が現れて困っているという。そ

写真－32　青木村重兵衛の樽屋職譲り渡し証文（永田健氏文書）

こで伝兵衛らは石屋川以東の灘上郷では以後新規の鍛冶屋を禁止するよう、要望を出した。結局、菟原郡では鍛冶屋職を八人に固定するかわりに、役銀を毎年納めることになった。年によっては営業をしない形態から、常時、営業する専業体制へと移って行く過渡期の状況が浮き彫りになっている。

このほか、享和元年（一八〇一）には深江村の権左衛門が酒樽屋職を務めているなど、一八世紀後半は農村にも農閑余業が広範囲に展開した時期であった。またこれらの株は売買され、勝手な営業はできなかった。幕末の文久三年（一八六三）には青木村重兵衛が、樽屋職の株を深江の酒造家・永田屋平次郎に金一〇両で譲渡している。

秤改めと深江村

江戸時代、秤は江戸と京都に設けられた秤座の役人が村を巡回して狂いがないか改めた。深江村でも寛政五年（一七九三）、享和二年（一八〇二）、同三年、文化七年（一八一〇）、同八年に京都秤座神善四郎の役人が巡村して秤改めをした記録が残っている。秤座は秤を改めることで改料を徴収し収入にした。従って、村側からみると経費のかかる余分なことで、秤を隠している場合も少なくなかった。

こうした実態を享和三年の場合は、如実に物語っているので少し詳しくみてみよう。十一月十二日、通常の秤改めが行われ、れいてんぐ一六挺、千木（ちぎ）一一挺を改めた。改め料は部品の取り替え代も含め、六九匁だった。前年の享和二年の場合はれいてんぐ一一挺、千木八挺だったので、少し増えているのだが、不審に思った秤座役人は、十一月二十九日に抜き打ちで村方を回った。すると、隠されていたれいてんぐ四挺、千木九挺、さらに手製のこしらえ秤四挺の計一七挺を発見した。中には伊兵衛のように、千木一挺、こしらえ秤二挺の計三挺を隠し持っていた者もいた。再吟味を受けて同年十一月、れいてんぐ七挺、千木二挺を追加で届け出た。数が合わないのは、秤と認定されない不正確なものまで含んでいたのだろうか。あるいは、改め料の負担を避けるために廃棄したのだろうか。いずれにしても、秤の普及度の高さ、また秤改めから漏れている秤の多さが目を引く。

5　近世後期酒造業と本庄地域

灘酒造業の確立と天明八年株改め

酒造業に対する幕府の統制については前にふれたが、元禄調高が設定され、その後、正徳期以来長く無統制の時代が続いた。さらに宝暦四年（一七五四）の勝手造りの時代を経て、天明六年（一七八六）半石造りの減醸令が出された。この減醸令は元

禄調高が基準となったが、実造石高と株高にはなはだしい差が生じており、天明八年にこれを是正するため、減醸令前、すなわち天明五年の造り高を申告させた。天明八年の株改めである。これをもってあらたな株高として、「永々の株」と称し、以後の酒造統制はこの株高が基準とされた。

宝暦四年（一七五四）の勝手造り以降、灘酒造業の成長は著しく、天明五年当時、上灘・中灘における酒造家総数は一二〇軒となった。実造石高は一四万一七六二石、平均すると一軒一〇〇〇石以上の酒造石高である。青木村も平均五〇〇石以上の石高に及び、江戸積み酒造地に含まれなかった元禄時代と比べると灘酒造業の確立を裏付ける著しい成長を遂げている。このころ、江戸への下り酒の銘醸地として、大坂三郷（北組・南組・天満組）・伝法・北在・池田・伊丹・尼崎・西宮・兵庫・今津・上灘・下灘・堺、以上の摂津・和泉二カ国にまたがる江戸積み酒造業地帯が摂泉十二郷酒造仲間を形成した。元禄時代の銘醸地「古規」酒造仲間に加え、上灘・下灘・今津の「新規」酒造仲間が加わったのである。

この十二郷仲間を形成する直接の契機になったのは、「古規」仲間の一つである大坂三郷が、「摂津之内在ニ而水車稼酒造多仕」、すなわち水車精米による灘目の酒造業によって大坂の酒造経営が圧迫されていること、このため摂津在々の酒造業を傘下に収めることを願い出たことであった。また一方では宝暦四年の勝手造り以降、上方酒造家の間で江戸積みの競争が激しくなって価格が下落し生産調整をする必要に迫られていた。さらに老中・田沼意次等による運上銀の徴収を図る動きに対抗するために、仲間の結束が必要になっていた。このような中で、従来の銘醸地である古規組が、新たに進出した灘酒造業を包括して、摂泉十二郷酒造仲間の成立をみた。以後、十二郷酒造仲間は各郷の対立と協調の二つの側面を抱えながら、江戸積み酒造業に一定の役割を果たしていった。

なお、元禄期にはじまった酒造税が宝永五年に廃止されたことは前述したが、廃止されたあとも冥加金の名目で自発的に上納するところがあった。天明三年、幕府代官小堀数馬からの酒造株高や冥加銀についての質問にたいし、その返答書のなかで、今津郷では、正徳年間（一七一一―一六）以来、酒造家一軒につき片馬（一樽）ずつ上納し、明和六年（一七六九）からは、一樽を銀三六匁として代銀で上納しており、青木村の三軒は一二匁五分、御影村一三軒は七匁五分あるいは一〇匁五分を上納していることが述べられている。

灘・今津の籾買入株

天明七年（一七八六）、松平定信が老中職に就くと、株改め、流通規制、酒造冥加銀徴収など、酒造は再び厳しく統制された。元禄期の酒運上が廃止されて以後も、幕府ではたびたび酒造税の徴収が試みられたが、酒造仲間の反対により実現しなかった。そこで、このたびは、摂泉酒造仲間全体ではなく、地域を限定して、新興の灘酒造業の酒株にたいして賦課することが試みられた。こうして、寛政四年（一七九二）灘目の酒株一〇〇石につき銀一二九匁が課税され、この株は「籾買入株」と称された。この冥加銀は、年々備蓄用の籾の買い入れに当てられ、買い入れた籾は代官所の蔵に貯蔵されるものである。なお、株高一〇〇石につき一二九匁の銀高は寛政六年までつづき、同七年から四三匁に改められた。また前述したように、当時すでに、今津郷では一株につき三六匁、東青木村・御影村でもそれぞれ冥加銀を上納していたため、これらの株については除外されている。

寛政期の酒造政策によって、これまで成長をつづけてきた灘酒造業はこの時期後退傾向をみせ、灘に圧迫されていた旧酒造地が息を吹き返している。

文化・文政期の勝手造りと株改め

寛政期の酒造統制策によって後退した灘酒造業も、寛政七年

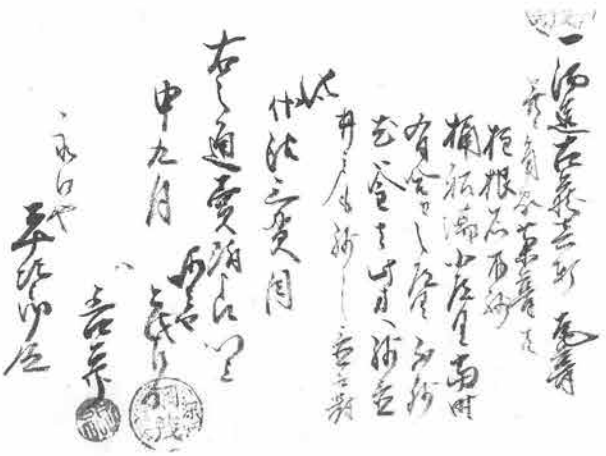

写真－33　永田屋平次郎へ網屋茂左衛門より酒造古蔵・酒造道具売付書

永田屋が古蔵を買い取って経営規模を拡大しているのだろう。ただ網屋も釜や井戸は手元に残しており、引き続き酒造業を営んだのだろうか。深江村の網屋茂左衛門ははじめ漁業に従事していたが、殺生禁断の浄土真宗の教えに感化され漁業をやめて酒造業を始めたという伝承がある。のち岡田姓を名乗り有数の大地主となり歴代村長を輩出していく（永田健氏文書）

減醸令が解除され、さらに文化－文政期（一八〇四－三〇）の豊作による米価の下落兆候がみえるとふたたび活気づいた。米価の下落に対し、幕府はその引き上げ策として買米令、廻米制限等を実施し、文化三年（一八〇六）九月には酒勝手造り令を出し米遣いを奨励した。酒造の奨励により、この時期、江戸へ送り込まれる酒は年間一〇〇万樽前後にのぼり、ことに灘酒造

業は飛躍的な発展をみせている。全国からの江戸入津樽数にしめる灘酒の割合は、享和三年（一八〇三）四二%、文化二年には四三%余と回復し、文化十四年には五一%、文政四年（一八二一）には五七%余を占めている。これは樽数にして六八万一〇〇〇樽で、天明四年の二六万九〇〇〇樽の二倍半強にあたった。そしてこの上昇傾向は殊に上灘郷に著しい。

ところが、大量の酒が送り込まれた江戸では供給過剰となり、酒価が暴落した。この事態に上方酒造仲間は自主的な減醸を申し合わせた。また灘の急発展によって他の九郷との調整が問題になった。幕府も勝手造りで膨張した江戸積み酒造業の掌握を試み、文政八年（一八二五）、統制令を発令して無株酒造業者を取り締まった。また勝手造り令により酒造株高と実造石数とのあいだに大きな差異を生じており、ことに灘・今津で著しかった。こうして、改めて株高の調査が実施され、酒造はまた統制の時期にはいった。

酒造株高を超過した実造石高については、天保三年（一八三二）の酒造株の調整において新規に公認された。この年が辰年だったことから株は「辰年御免株」といわれ、この株には免許料として株高一〇〇石につき金一三両二歩、また冥加金として銀六〇匁が賦課された。享和三年の上灘における株数一八万三五六一石に対して天保三年の株高は三五万八七七〇石となっている。

灘酒造業の株数増加に対し摂泉酒造仲間は灘三郷に厳しい減醸を強いた。天保七年には三分一造りのもとで、灘酒造家は株高一〇〇〇石につき一〇六石造りとされ、同八年は一六五石までの減醸を求められた。天保九年に減醸令が緩和され、灘三郷においても漸次緩められていった。

天保三年の株高の調整に続き、天保七、八年の厳しい減醸令を経て統制が緩和され、灘郷においても他郷並みに三分一造りとなり、十一年からは二分一造り、十二年には三分二造りに緩められた。また天保十二年から断行された天保の改革において諸問屋株仲間が廃止されたが、酒造においては酒造株の称を廃し酒造稼ぎと改められ、新しい鑑札が交付されたほかは従来の仕法を踏襲する措置がとられた。

本庄地域の酒造家

元禄十年（一六九七）には深江村の太郎兵衛、青木村の仁兵衛が零細な酒造業を営み、享保九年（一七二四）には青木村に江戸積み酒造家が一軒あったことはすでに述べた。

さらに天明三年（一七八三）になると、代官所への届書に、「上灘郷之内青木村ニて三軒は十二匁五分」の冥加銀を差し出していることが記されている。また天明五年の醸造米高をみる

と青木村において八軒、〆四五三六石五斗二合とあり、このなかには打出村の二軒が含まれている。元禄期の酒造高からみると伸びてはいるが、さほど多くはない（『灘酒沿革誌』）。

寛政五年（一七九三）には青木村に、一〇〇〇石以上の酒造をしている二人を含む六人の酒造家、造石米高五三六五石二斗二升が確かめられるほか、深江村の永田屋平次郎（酒造米高一六八石）の名前が魚崎村の酒造人に含まれている（『同』）。

造来米百六拾八石　　酒造人永田屋
一三分一酒造米五拾六石　　平次郎
此御冥加銀七匁弐歩弐厘　　但し百石ニ付銀拾弐匁九歩
（松尾仁兵衛氏文書）

この段階ではまだあまり大きな規模の酒造家ではない。

享和三年（一八〇三）二月の摂泉十二郷酒造高の控（『灘酒経済史料集成』）によると、上灘郷一八カ村のうち、深江村に酒造家二軒（株石高二四六三石二斗三升四合）・東青木村に二軒（一八二二石八斗）・青木村に三軒（三四四七石四斗二升）が記されており、平均すると一軒一〇〇〇石余の酒造が営まれている。

このころの深江村の酒造家として永田屋平次郎以外には、住吉村から出造りしていた吉田喜平次が知られる。吉田喜平次は寛政五年当時酒造米高四二三七石で、「諸願書綴控」によれば、享和二年九月、「これまで深江に出店を持ち酒造株一三六七石九斗三升四合で酒造を営んできたが、このたび魚崎出店に集約したい」と願い出た。ただし完全に魚崎村に移転してしまうのではなく、酒造冥加銀は深江村を通じて代官所に納めるという。喜平次は享和二年秋から翌年春までに酒造米高六八三石九斗六升七合を使って酒造を営んだが、享和三年八月には、再び深江村での酒造を願っている。この辺の事情は定かではないが、いずれにしても村外の資本が酒造業において深江村に進出していることが分かる。またこの年深江村の新五兵衛が二五石の酒造を願い出ており、零細な新規参入も続いていた。

文化八年（一八一一）には、青木村に六人（六蔵）、深江村に四人（四蔵）の酒造人が確かめられ（『灘酒経済史料集成』）、勝手造りという奨励政策で酒造をはじめた者もあった。

青木村の重兵衛も、文化三年、勝手造りが令されてのち、新規に酒蔵を設け酒造をはじめ、天保三年三月新規に酒株を申請している一人である。重兵衛は「灘目は酒造稼ぎが盛んな地で前々から大造の酒造をしてきたが、文化年間の無株勝手造令が出されたことにより、以来新しい酒造蔵が増し、近年造石高も増している」『酒造制限令が出ると無株の酒造人の混乱はもちろん、

樽屋、輪屋、酒造働人下職の内にも難渋するものが数多い」と述べ、代官所の巡回調査に応じて新規酒造株の御免を願い出た。

天保八年には、青木村に一〇〇〇石以上の醸造をしている七人を含む九人の酒造家が認められ、同十三年には酒造人一〇人、造石米高一万四二六五石六斗、西青木村一人、七七二石八斗、深江村五人、三九六七石九斗となっている。

酒造りの水

灘目地方において酒に不可欠の「水」は、当然酒造家それぞれの井戸水を用いていたが、天保十一年（一八四〇）、魚崎の酒造家山邑太郎左衛門によって西宮の「宮水」が発見されて以来、灘地方の酒造家は宮水を樽詰にして運び、これを用いることが一般的になった。

そこで、酒造用の水を酒屋に供給するための「井戸元」あるいは「水元」と称する業者が誕生し、酒造季節には水陸から灘へ宮水が運送された。元治元年（一八六四）の「諸用留」（魚崎酒造組合文書）によると、西宮からの船賃は、青木行一二文、深江行一二文、魚崎行一四文、御影行二〇文、兵庫新田行五〇文など、距離によって異なっていた。また今津は車賃一七文、井戸場五文とあり、車賃は一樽についての運送費、井戸場が水代である。同帳面から酒一〇駄（二〇樽）にかかる費用をみると、米代一貫五一〇匁・樽代三九〇匁・運賃一八五匁・荷拵代七五匁・薪代一〇〇匁・日雇賃一六五匁・水代四〇匁・諸入用一五〇匁・酒造道具入代五〇匁で、計二貫六六五匁となっている。

一方、近世前期に盛んだった他国への酒造稼ぎ奉公も続いていた。寛政九年（一七九七）には深江村作兵衛の悴が武蔵国・深谷宿まで酒造奉公に出かけている。

深江の酒造家・永田家

寛政五年（一七九三）の史料に確かめられる深江村の酒造家、永田家の様子を追いかけてみよう。永田家の家伝によれば初代は惣兵衛といい、大石村の酒造家に奉公して醸造技術を習得したという。『武庫郡誌』には天明六年（一七八六）創業とある。

寛政五年の酒造米高は一六八石だが、三分の一造り令のために五六石を造っているに過ぎない。この時点では大きな酒造家ではないが、こののち享和二年（一八〇二）秋から翌年の酒造米高は五四七石六斗五升になっている。文化二年（一八〇五）の質入証文によれば、永田屋は当時、惣二階付の瓦葺酒蔵と中二階付の瓦葺酒蔵の二棟を所有し、ともに大きさは梁行五間、桁行一〇間半の規模であった。この年、酒造蔵が破損したため減石している。天保前期には酒造株一〇九五石三斗を所持し八〇〇石を醸造している。

永田家は三代目の平治郎（平次郎）のころに急成長した。年代はわからないが伊丹の酒造家小西新右衛門氏文書に、小西江戸出店（酒問屋）の上方荷主への挨拶廻りの覚書があり、そのとき立ち寄った永田屋について次のようなことが記されている。

深江村永田屋平次郎ハ馴染ニ付、三日朝帰りかけ立寄候所、家蔵先年とハ甚宜相成り新建ノ酒蔵、住居も新敷相成り、大ニ立身と相見へ申候、…鹿庄一本之義ハ承居候得共少々送分もいたし被呉ましく哉と申置候、松十ニ而柴田之酒利見申度候旨申候処、早速もらい来り被呉候ニ付持帰り致利酒候所、灘之極上と相利へ申候、併永田屋之方酒はすぐれ候様ニ利申候

先年の永田屋に比べ、酒蔵・住居とも新しくなり、酒造経営が大きくなっていること、またこの時期永田屋では、鹿庄（江戸酒問屋・鹿嶋屋庄助）へのみ酒を出荷していたこと、永田屋の酒がすぐれていること等が書き留められている。鹿嶋屋庄助は、安永期にはその名がみえ（『酒造手引草』）、天保期まで確認できる江戸の酒問屋である（柚木一九六五）。

6　村の日常とできごと

深江村由緒書にみる景観

これまで何度か紹介してきた「深江村由緒書」をもとにあらためて当時の深江村の様子を考えてみよう。この史料では、深江村の濫觴、大日堂由来、薬応寺旧地、踊松由来、正寿寺縁起、猶予の沢の由来、銚子池の地名伝承、片田井川蛍合戦、長池由来、羽柴秀吉一札の一〇項目が書かれている。古文書は表紙も年号もないが、踊松の項に「延暦五寅年（七八六）より文化元年（一八〇四）まで凡千拾九年に及べり」とあって、このころ伝えられていた伝説を記したものであろう。

さて「由緒書」によると、深江村の成り立ちは、字上永井（現深江北町一丁目）にわずか六、七軒の人家があったのが始まりという。そして「今の村の通り筋より浜手は一面芦嶋にして沼」だったという。実際、大正六年の地図にも深江南町には葭島という小字名が残っている。さらにここから「北をさして三町（三二七㍍）ばかりの入江あり。依て深江号有り」とあって、ここから三〇〇㍍余りの深い入江があり、ここから地名がついたといわれる。地名の語源はともかく、縄文時代には深江北町まで海岸線であったことが発掘調査で分かっており、高橋川を中心に深い入江が形成されていたのであろう。また「元録年中迄入江姿残り栗坪辺りは芦嶋なり」とあって、このころ、「磯野氏先祖開発して新田なりし」という。正徳三年（一七一三）の年号のある絵図（口絵写真）をみても、大霊女神社より西は村はずれでまったく人家が描かれておらず、低湿地として

住居に向かなかったことが推測される。

またその西の踊り松の伝説についても、海から引き上げた神輿を一旦小高い松のある高台に安置したものの、「一面の芦嶋にして、容易に開発成べき地にあらざれば、森村に神地を改め」たという。踊り松と森稲荷の関係は伝説として、踊り松一帯が芦島のため神輿を移したという記述は興味深い。こうした伝承が信じられるほど、踊り松あたりも低湿地帯が広がっていた。

この由緒書が作られた時代背景を考えると、飢饉や天変地異、

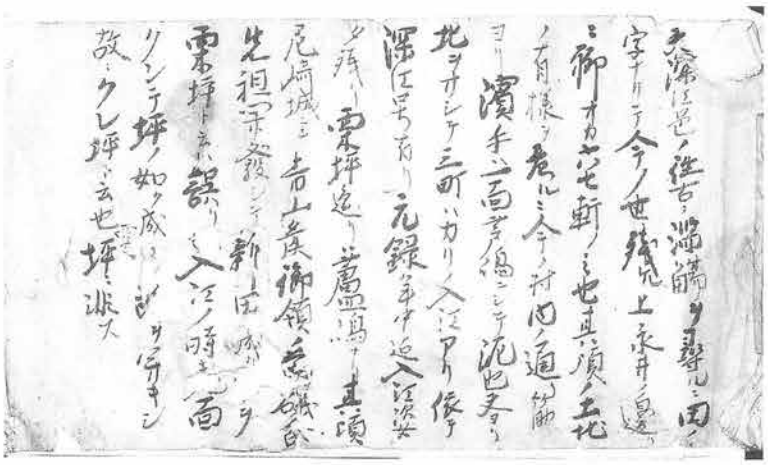

写真－34　「深江村由緒書」
深江の成り立ちは二つの集落から始まったこと、街道より南は芦嶋が広がっていたことなど、興味深い記述がある（永井正治氏文書）

またそれに続く寛政の改革など、庶民生活が圧迫された一八世紀末とは打って変わって、景気も拡大し江戸を中心に化政文化が花を咲かせる時期にあたる。民衆の間にも名所めぐりが人気を呼び、「名所図会」がもてはやされた。この「深江由緒書」も、暮らしにゆとりを持った村人が、言い伝えられていた伝承を記録したのではなかろうか。しかも伝説と地名を結び付けて論じられていることが興味深い。真偽のほどはともかく、村人自身による一種の地誌ともいえ、村人が村の来歴を自ら顧みようとしたもので、自意識の成長をよみとれるかもしれない。

記録された地名と伝承

以下、項目ごとに地名と伝承を紹介しよう。

〈深江〉

陸地の奥まで深く入り込んだ入江があったためとしている。

〈栗坪〉

磯野氏が元禄年間に開発したとされる。「栗坪というは誤り、入江の時表面くれて坪の如く成りたる所を開きたる故にくれ坪という也、栗坪にあらず」とある。浸蝕地名を「くれ」と表現する例は全国にあり、それなりに説得力をもっている。

〈猶予の沢〉

義経が平氏追討で福島浦から讃岐に向かう際、海上が荒れて

いたため、深江に碇をおろしてしばらく待ったという伝説を記している。また、悪天候を不吉としてここで鎧を洗ったため、「鎧洗い池」という池があったともいう。この池は、栗坪の磯野氏新田の中にあり、この由緒書を作成した時も僅かに痕跡を止めているという。源平伝説の真偽はさておき、良港の深江が沖を通行する船にとって、風待ちをする場としても利用されたことは当然ありえることで、こうした港の機能と、周辺に多い源平伝説が結び付いたのであろう。

〈堂ノ後〉

大日霊女神社の森の北の田六、七反の字を「堂ノ後」というが、これは中世にあった古義真言宗の寺・延寿寺の本堂の後ろからついた、という。

〈薬王寺〉

深江北町四丁目西側をかつて薬王寺と呼んだ。これは中世に境内が二㌶もある天台宗の薬応寺という寺があったといい、織豊期に焼失した。地名はこれが転じたもので、由緒書は「其後ち永く退転して其名のみ残りて田の字となれり（中略）薬王寺というは後世に至りて誤れり」と記している。

〈踊り松〉

延暦五年（七八六）の大洪水の時、海上に流れていた神輿を村人が掻き揚げ、小高い松のある高台に安置し、男女が乱舞したために踊り松というという、良く知られた伝説を記す。

〈銚子池〉

踊松境内の南東に銚子池があった。深江の里謡に「深江こえたら大日如来、高い高橋踊り松、ちょうしが池に片葉葦」という一節があり、踊り松伝説にからめて、酒宴の際に、銚子を頭に乗せた村人が池の回りを舞ったために、ついたという。伝説と地名を結び付けた付会説だろう。

〈蛍合戦〉

夏至の夜、片田井川は蛍の乱舞が有名で、かたまりになって飛ぶ様子は俗に「蛍合戦」と呼ばれた。隣の芦屋も蛍の名所として知られ、「新古今和歌集」や「夫木和歌抄」などに、この地方の蛍を題材にした歌が収められている。また江戸時代後期の書肆、田原相常が大坂から播磨までの名所を記した「播磨巡覧記」（明和九年＝一七七二＝初版）にもこの川について「夏は蛍多し」と記載があり、広く知られていた。

寺子屋と私塾

近世後期になると庶民の間でも教育熱が高まり、村にも寺子屋が数多く設けられるようになった。また寺子屋からさらに高度な私塾も設けられるようになった。

深江村では文化年間（一八〇四―一八）正寿寺の住職理円が寺子屋を開き、四書五経、孝経の素読を教授する傍ら、珠算・書道も教えた。理円は当時弘法大師流の書法が巧みで、この地方では有名だったという。天保七年（一八三六）ごろ播州小野より野間本造がやってきて漢籍・珠算・書道を教授した。慶応年間（一八六五―六八）に没したが、遺徳を惜しむ弟子たちが、本庄墓地に墓碑を建立した（『本庄村史』地理編・民俗編参照）。また実子・忠諭が後を継ぎ、師弟の教育を続けた（『武庫郡誌』）。隆盛時には生徒数は八〇、九〇人に及び、昼間は主に幼童に珠算・書道、夜間は青壮年に四書五経、孝経の素読を教えたといい、純然とした寺子屋ではなく私塾を合わせたものだったという（『兵庫県教育史』）。文部省編『日本教育史資料』によれば、明治二年調査で、野間逸作の寺子屋があり、教科は読書・算術・謡曲、男七五人、女三五人で、明治六年廃業とある。

なお『武庫郡誌』『兵庫県教育史』は、野間本造の移住を天保七年、「理円没して後」としているが、理円は弘化三年（一八四六）に没しており、移住自体は理円の生前だったようであるが、理円の晩年に野間本造とどのような関係にあったのかは不詳である。また『日本教育史資料』は、野間逸作の寺子屋の創業を、寛政年間に開業した芦屋の佐竹正嶽の寺子屋と「同じ」としているが、こちらは誤りと思われる。

青木には幕末に村田屋正介が読書・算盤を教え、最盛期には八〇、九〇人から一〇〇人に達した。深江村の場合と同様、昼間は幼年児童を教え、夜間は青壮年者を教育した。村田屋正介の没後、長谷川角蔵が跡を継いだが七、八年で終わったという。当時弟子は六〇、七〇人だった。また奥田多賀雄、樋上弥右衛門が自宅で弟子を教え、それぞれ五〇、六〇人の教え子がいたが学制発布により無量寺に移した。当時弟子は一〇〇人だったという（『武庫郡誌』）。『日本教育史資料』には青木村には安政二年（一八五五）に開業した樽谷重兵衛の寺子屋が掲載されており、読書・算盤を教え、明治二年の段階で男五二人、女二九人、明治五年廃業となっている。

一般の農民と違い、深江で代々医業を営む深山家では、子弟を大坂や伊丹などの私塾に入門させた。深山喜一郎は嘉永五年四月に伊丹の郷塾・明倫堂の橋本香坡に、嘉永七年には大坂・南本町四丁目の高坂尚膳に入門した。伊丹の明倫堂は、天保九年（一八三八）に伊丹の領主・近衛忠熙が設けた学問所で、上野国沼田藩の浪士・橋本半介（香坡）という儒者を招いて素読を行っていた。授業は四書五経の素読から経史子集の質問輪講、詩文や書道も教え、習字は楷書から行書に至った。『日本教育

史資料』には「領内人民ノミナラズ他邦ノ士人往々来学スルモノアリ」とあるが、深江村の深山家が実際に入門したことが裏付けられる。橋本香坡は尊王家であったこと、医業と直接関係のない儒学に入門していることは、当時の在村知識人の思想や教育を探るうえで興味深い。

雨乞いの習俗

天保十四年（一八四三）二月の深江村の「村方取調書上帳」には「当村の儀は甚だ水旱損場にて、難渋の場所に御座候」と報告しているほか、数々の水論の史料が語る通り、深江村は日照りの害を受けやすい土地柄だった。従って、雨不足が続くと、たちまち稲作に支障が出た。本庄地域でも雨乞いが行われた。雨乞いは村毎に行われることもあったが、周辺の村が申し合わせて一斉に行うことも多かった。例えば寛政八年（一七九六）七月には菟原郡の一〇カ村が三晩の間、太鼓と鐘をならし、松明をたてて雨乞い、文化六年（一八〇九）六月にも菟原郡の組合村一同が三晩の間、太鼓や鐘をならして雨乞いをしたいと願い出ている。また雨乞いの神と信仰を集める寺社や祠まで出かけることもあった。文政九年（一八二六）年七月には、菟原郡の村々を代表して深江村と中野村が、川辺郡赤松村（川西市）の竜神に参詣して灯明をもらい、鐘や太鼓をならして松明（たいまつ）を三日間ともす雨乞いを計画している（魚崎区有文書）。

このほか、周辺の芦屋や生瀬、名塩村などでは、鐘や太鼓をならす雨乞いのほかに、ふか、白馬や牛、黒犬の血を岩の上で流したり、血を塗ったりして雨を願った。芦屋では、山伏が断食をして、芦屋谷のふか切り岩の上でふかを料理してその血を弁天岩にふりかけると急に大雨が降り出したと言い伝えている。いずれも、神が汚れを嫌い雨を降らすと言い伝えられているが、実際には神に生け贄を捧げる行事の名残だといわれている。

寺院と村々

すでに『本庄村史』地理編・民俗編でみたように、寺院は、深江に正寿寺、青木に無量寺、西青木に西林寺があり、基本的にはそれぞれの村の檀那寺としてキリシタン改めなどを通じて、村人の生活に深く関わっていた。尼崎藩の時代には、藩はこれらの寺を支配するために寺組を設けていた。寺組は地域と宗派をあわせて作られたと思われ、一七世紀末期から一八世紀前半の元禄―享保のころは、本庄地域の正寿寺・無量寺・西林寺と、魚崎の覚浄寺を併せた四カ寺を組にしていた。

こうした村内の寺のほかに、本庄九カ村の氏寺として、三条村に禅宗で普門山宗円寺という寺があった。この寺の開基、由来は不明である。しかし、本庄九カ村の氏寺という以上、中世

に遡ることは疑いなかろう。そして明暦二年（一六五六）から寛文九年（一六六九）まで、大坂平野町からきた好鈍が住職を務めていた。近世になって、本庄九カ村が村切りによって解体し、個々の村が新たに檀那寺を持った以上、本庄九カ村を基盤としていた宗円寺は九カ村とは関係が薄くなった。しかし、それでも万治三年（一六六〇）好純は本庄中から浄財を集め本尊として観音像を作ったという。好純が去った後、無住寺となり、延宝二年（一六七四）の大雨で堂は潰れたという。しかし宗円寺には田地があり、好純が去ったあとも津知村太兵衛が耕作を続け、寺はその後も存続している。

写真－35　現在の宗円寺（芦屋市三条）

神社と氏子の変質

深江、青木両地区の惣氏神だった森村の稲荷神社が江戸時代の中ごろ急速に整備されたことは、二節で見たとおりである。宗円寺と違って北畑の保久良神社とともにその後も精神的な紐帯であり、森の稲荷神社は現在まで氏神としての関係が続いている。また西青木村は本住吉神社を惣氏神としていた。しかし後期になってくると、個々の村にも氏神があるだけに、問題も生じてきている。

寛政四年（一七九二）七月、森村は三条村に対し、次のような証文を差し出した。「御輿神役のことについて、最近差し支えが出てきて、庄内一致して当分森村で神役を引き受けて欲しいというので、これまで務めてきた。今回、庄内申し合わせのうえ、従来通り順番で務めることになった。もし当番の村に差し支えがある時は、森村が神役を務める」というものだった（『新修芦屋市史』資料篇二）。中野村からも森村に務めてもらうよう取替一札が出されている（神戸深江生活文化史料館蔵森稲荷神社文書）。

ところが、同七年には、本庄の八カ村が「一村ではとても神役を務められない村もある」として、森村に再び神役を務めてほしい、と申し入れた。その代わり今後、村柄に応じて酒料を差し出し、村が繁栄して神役を務められるようになったら、また元に戻す、という条件をつけた（『新修芦屋市史』資料篇二、

神戸深江生活文化史料館蔵森稲荷神社文書）。

そして文化五年（一八〇八）には、それまで森村に神役を任せてきたが、以後七年間の神役について以下のように決めた。つまり、この年が東青木村、同六年が深江村、七年が小路・中野村、八年が田辺・北畑村、九年が森・三条・津知村、十、十一年が深江・東青木村を除いた七カ村の分担であった。そして、その後は再び森村で務めることも取り決めた（同）。初年度の文化五年には森村も分担したようだが、翌年には決めた通り、深江村が神役を務めた（永井正治氏文書）。

写真－36　文化５年（1808）の神役申合定
（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

神役だけに止まらない。文政十年七月には、本庄九カ村が連名で、稲荷神社普請のため銀二貫目を打出村の作兵衛から借り、翌年までに一割の利子をつけて返済することを約束している。稲荷神社の祭礼を維持すること、各村が交替で神役を務めるべきという原則に立ちながらも、村内の神社と稲荷神社の両方を維持することが負担に感じられ始めていたのである。

保久良神社は近世には牛頭天王社と呼ばれ、延宝九年（一六八一）までは北畑村民二人が輪番で勤仕したが、元禄五年（一六九二）の「寺社吟味帳」では神主は森村惣兵衛とあり、明治五年まで森村の稲荷神社の神田氏が神職を兼帯していた。弘化二年（一八四五）に社殿造営が行われたが、この時と思われる史料が残っている（神戸深江生活文化史料館蔵森稲荷神社文書）。大坂町奉行所から神主の継ぎ目について尋ねられたもので、神田筑後守は、稲荷神社・牛頭天王社のほかに森村天神社・北畑村八幡社・小路村八幡宮についても祖父河内守の時代から神主をしていると説明している。このように本庄九カ村の精神的な紐帯の象徴だった北畑村の牛頭天王社は、森村の稲荷神社神主が一体的に管理し、村にとっては存在が次第に希薄になっていったのだろう。

これに対し村の氏神は次第に整備された。東青木村の神明社も天保十一年（一八四〇）に深江村大工九郎左衛門によって再建成就届が出された（神戸深江生活文化史料館蔵森稲荷神社文書）。これまでは梁行三尺、桁行四尺五寸だったが、狭くて神事に支障があるとして、梁行一間、桁行一間半のこけらぶきになった。

この史料は新発見史料で、『本庄村史』地理編・民俗編の発行段階では、青木の八坂神社について、天保十一年に神明宮の神体を請けたのが始まりという一説を紹介したが、この史料によって、それ以前から神明神社があったことが裏付けられた。

神楽講

近世の村には信仰や金融のための共同組織としてさまざまな講が結成された（『本庄村史』地理編・民俗編参照）。深江村では、稲荷神社の祭礼に合わせて、四月に神楽講の神事と会食があり、ほかの講に比べ史料が残っている。松田直一氏が筆写した史料で、慶長六年（一六〇一）から明治五年（一八七二）までの当番を記した「神楽講帳」や、深山家、永井家が当番を務めた時の史料が残されている。断片的な古文書から、分かる範囲でその内容を記そう。

まず、神楽講は講員が決まっており、村人全員を対象にしたものではなかった。おそらく、一定の家柄で、決まった年齢以上の男子だったのだろう。この講員の中から、四人の当番が決められる。この原則は慶長六年以降、明治初期まで守られた。また寛政八年（一七九六）の取り決めでは新しく講員になった者は、二年以上を経過すれば当番を務めることができた。講員の数は毎年変動したが、慶応元年（一八六五）の場合、一般講員一〇八人、庄屋・年寄・百姓代五人、当番四人で、他にこの年の入講者二人、休みが一人という大所帯だった。このころの村の家数は二〇〇軒近いので、ほぼ半分強が加入していた。

江戸時代の神楽講の行事を記した資料としては、嘉永七年（一八五四）の史料がある。まず四月四日、白米を飯びつに入れ、銭一〇〇文を半紙に包んで水引を掛けて講中へ配る。五日は、当番の四軒だけが集まり、六日の当日の相談を行い、神主に祈祷をして貰ってするめ一対、洗米、ワカメを神前から持ち帰る。手伝人が集まり、「式日」のための拵えをする。このあとお酒を出す。この日は庄屋・年寄・百姓代の村方三役に七つ時から一回ずつ使者をたてる。「式日」の六日は、朝六つ時から庄屋へは七回半、年寄・百姓代へは一回ずつ使者を立てて、神楽講の御膳で会食をする。祭礼の後日、神主より鏡餅、昆布、するめが下げ渡され、講中へ配る。

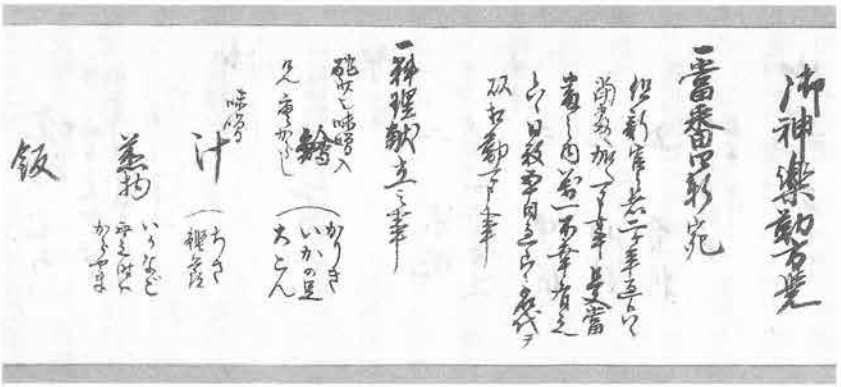

写真－37　深江村の神楽講帳　当番は四軒ずつ務め、献立も定められていた（深山健二氏文書）

この際の献立も決まっていた。寛政八年の取り決めは、なます（夏葱、イカの足、大根、酢味噌入り、けんはトウガラシ）、味噌汁（ちしゃ、鰹節）、煎物（いかなご）、飯、ムロアジの焼物であった。しかし、材料が揃わない時や倹約令が出され内容を簡素化することもしばしばあった。例えば、諸国飢饉の天明五年（一七八五）の場合は、御神酒、御洗米、ワカメのほか、料理は味噌汁（花鰹、青菜）、木の芽和え（タコなど有り合わせのもの）、浜焼きの塩鯛だった。このムロアジがなかなか手に入らなかったようで、はまちや鰹節で代用したが、その際も小ムロアジを付けるよう努めた。また、御輿を担当する年は、簡略化することがあり、役人だけで儀式をして済ませている。

これだけの行事であるから、給仕も多く必要だった。安永四年（一七七五）の定では、給仕は若者一二人で、子供はだめだった。また講員が休みの間でもその悴が給仕に出ることは可能だったが、中心的な取持にはなれなかった。嘉永元年（一八四八）の倹約の取り決めでは、取持は四人で、よく事情を知った家持ち三人を含めること、給仕は一六人、茶運びは子供一六人だったが、この時から改正され八人に減らしている。それでも勝手方の総人数は、送り膳女一六人、飯詰め女四人、酒方三人、汁方二人、煙草方一人、飯焼き四人の計三〇人、前日手伝いも、取持四人、給仕人一六人、女一六人の多人数にわたっている。また道具も多種類必要で、終了後、調べたうえで、翌年の当番衆に渡すことになっていた。祭礼のあとに、あるき、小頭、髪結い、座頭、下役に、祝儀を渡した。

これらの出費は膨大なもので、嘉永七年の場合、銀四四八匁余りと銭二三貫一八一文になった。講中の六五軒から一九六文ずつ集めたが、焼きムロアジを売った代金五〇匁を除いた四九九匁を四軒で割っている。また宿をした魚市への礼が別に一六匁余りあった。元治元年（一八六四）の場合銀一貫壱八八匁余

りにもなり、講中からの寄銀二五四匁余り、村方からの出費一〇〇匁を除いても、四軒で割ると二八三匁余りにもなった。

こうした大がかりな神楽講を維持するために、神楽講持ちの田畑があった。明治九年（一八七八）の調べでは、字神楽新田と字金ケ田に合わせて二町七反九畝一四歩あった。地券証には「村中持」と記載している。

伊勢参りと旅

江戸時代の人々も、予想以上に旅を楽しんだこと、しかも中には女性の独り旅が少なくなかったことが明らかになってきている。その中でも、伊勢神宮への参詣は「一生に一度の伊勢参り」などと言われ、多くの庶民が参加した。

毎年、年末になると伊勢神宮の御師が村を訪れ、お札や伊勢暦を配りながら伊勢神宮への参詣を勧め、参宮者の宿泊その他一切の世話を引き受け、手厚くもてなして全国に伊勢信仰を宣伝していった。このような御師の活動によって、多くの村で伊勢講が組織され、講の加入者が金銭を積み立て、毎年集団で伊勢参宮に出かけた。

伊勢講では活動のための財源として講中で伊勢講田を持っている場合もめずらしくなく、田から上がる収益や積立金を貸付に回し、その利息を講の収入としていることが多い。

深江村の場合、一八世紀前半には、実際に村衆中がそろって伊勢参宮している史料が残っている。即ち享保年間（一七一六―三六）に大庄屋を務めた吉兵衛宛ての村松一郎兵衛なる人物からの書状に、当表にて民部太夫以下が、神務を務めていることを記したうえで、「村衆中が参宮して当方に立ち寄り、両宮の参宮を首尾よく勤めた。いずれも初めてで特別に貴殿から申し入れがあったのでご馳走しようとしたが、若き衆中は断った」と書き送っている。

伊勢参宮とは明記していないが、両宮は内宮、外宮のことで、「神務」を務める民部太夫とは、伊勢信仰の普及のためにこの地方を回った御師である。この時期にすでに深江村は特定の宿を持っているのであろう。また、参宮したのは「御村衆中」「若衆」であり、「参宮首尾よく御勤め」というから集団で参詣している様子がうかがえる。そして、若衆たちは、旅で羽目を外すでもなく、目的を達すると早々と帰途についたのである。まだ娯楽性は前面に出ていない。

さらに、この書状の追伸は「各々様御同道にて当年中御参詣待ち奉り候」と結んでいる。

伊勢参り以外にも庶民の旅はあった。寛政五年（一七九三）から文化八年（一八一一）までの深江村の「諸願書控」からそ

うした事例を拾うと、寛政六年六月、二八歳の長五郎が秋葉山に抜け参り▽同七年四月、杢左衛門内の教覚が東国・北国廻国▽同八年四月、九郎兵衛母さのが東国・北国廻国▽同九年三月、庄屋作右衛門が金毘羅参宮▽同十年七月、二二歳の清八が四国巡礼▽文化元年三月、五九歳の新兵衛が東国・北国廻国▽同三年十一月、一九歳のやすが四国八十八カ所に抜け参り▽文化六年八月、利兵衛が能勢妙見山に山籠もり－などがある。

こうした事例から、一〇代の若者の場合は、女性も含めて親に内緒で出かける抜け参りが圧倒的に多いこと、中には一九歳の娘が無届けで四国巡礼したり、九郎兵衛母さのの東国・北国廻国など、女性の旅が珍しくなかったこと、行き先はよく言われるような伊勢参宮だけでなく、四国巡礼や東国・北国巡りが多いことなどが注目される。

捨て子と家出

前述の「諸願書控綴」（永井正治氏文書）には、捨て子・家出人の記述も含まれている。当時捨て子は、捨てられていた町あるいは村が養育しながら養親を捜し、養子を希望する者があれば、養育費といっしょに養親へ引き渡した。たとえば寛政元年（一七八九）深江村に三、四歳くらいの女子が捨てられていた。この女子は、同年九月に同村の門助という者に引き取られたのだが、翌二年四月に門助は子供を連れて家出をした。

家出人届は頻繁に出された。寛政六年六月二日、左次兵衛の悴で二八歳になる長五郎の家出人届が出され、届け出た日から三〇日の間に家出人を捜し出すよう命じられたが、この期間に捜し出すことができず、役所は人別帳から名前を抹消するよう命じた。ところが長五郎は十一月五日になって帰宅、秋葉山へ抜け参りをし、途中で病気になり帰宅が遅れたという。人別帳からの抹消を取り消し、ふたたび人別帳に入れる嘆願書が出されている。家出人が後に帰宅しているケースも多く、伊勢神宮への抜け参りなども含まれている。

一家の欠落（かけおち）の記録もある。文化八年（一八一一）三月八日、四五歳の百姓平五郎一家五人が家出した。平五郎の親類甚右衛門らが代官所へ三月十日に届け、八月十二日にもいまだ行方知れずと届けられている。悴長五郎・仙太郎あるいは娘やすの場合は二回目の届け出で抹消が命じられているが、高持ち百姓平五郎の場合は、家出以後一八〇日で抹消になっている。

行き倒れと変死

いわゆる「行き倒れ」といわれる人たちもいる。寛政十年（一七九八）四月二十一日朝、深江村字浜休役堤に六〇歳ほどの男非人が倒れていた。村で投薬などを施し介抱したが、八月

二十二日夜亡くなった。同十二年二月二十九日、字墓の前の池に水死人があった。村の住人金兵衛の親であった。日ごろから「気むら」の病気であったということを書き添えて支配役所に届け出て、出張してきた役人が検死をしている。

同十二年五月二十九日の四つ時ごろ、東浜先で四四、五歳の女が死んでいるのがみつかり、御影村義兵衛の後家たねであることがわかった。検使として代官木村周蔵手代の伊藤和右衛門が出向いて来て、御影村の村役人と水死人の忰・娘・親類を呼び出しいろいろ取り調べ、単なる水死であるということで落着し、御影村へ引き取られた。

文化二年（一八〇五）六月十五日朝、字一本松に倒れていた男非人は、同十七日暮に死亡した。彼の所持品は古莚・古椀だけで、着衣は古びた木綿の単衣物であった。

文化八年七月五日の暮に深江村字西浜に女の溺死体が流れ着いた。女は西宮久保町平内屋清八の妻くま四九歳で、七月三日夜夙川浜で溺死したことがわかり、死骸は引き取られた。

同七月六日には打出村浜先へ二〇歳ばかりの男の死体が漂着した。この場所は西宮浜方と深江村の立ち会い新開場所であったため、西宮浜方ならびに深江村からも村役人が出かけ見分した。住吉村から尋ねてきた者が、死者は住吉神社の息子で、内密に処理したい旨を頼み込んだが、昼中のことでそれはできないと役所に届け出た。役人が出張し、検死をした。

男女の入水自殺と思われる事件もあった。享和二年（一八〇二）十二月二日、深江村字小川のおよそ二〇間あまり先に、男女両人の死体が漂っていた。この場所は西宮浦と共同の漁場であったため、代官所と西宮浜方、大坂町奉行所の出先機関である西宮勤番所へも届けられた。深江村からは小船二艘、人足五人と村役人全員が、西宮浜方からは渡海船一艘、人足五人と浜方庄屋・年寄等が出て引き揚げ作業を行った。両人の身元は何の手掛かりもなく、引き揚げや捜査に要した費用の負担、さらには葬儀や埋葬も深江・西宮浜方で執り行ったのであろう。

こうした費用は村の負担になるため、村境のようなあいまいな場所に行き倒れている者があった場合など、互いに相手の村に押し付け合うようなこともあった。

盗難と火災

「諸願書控綴」の書類に「紛失届け」と書かれている記録があるが、これは盗難届である。

寛政六年（一七九四）十一月六日、茂左衛門と庄屋作右衛門から支配役所と大坂町奉行所へ、四日夜、茂左衛門の家に盗人が入り、衣類・布団・蚊帳など一三点が盗まれた届けが出され

ている。

寛政十年六月六日朝、弥三右衛門方の土蔵の錠前があけられ、菜種四斗が紛失していた。正寿寺では、同十一年七月五日の夜、戸締まりを失念し、三具足・香炉・花瓶ほかの仏具がなくなっていたという届けを提出している。

文化五年（一八〇八）閏六月二十一日、忠左衛門宅の男物衣類四点の紛失届けが提出されている。

文化六年十一月二十七日夜には、半右衛門の留守中、長持の衣類がなくなっていた。

同七年四月には与次兵衛の家でも留守中に長持が荒らされた。「諸願書控綴」には出火記録もある。

寛政十年（一七九八）十一月二十八日、次郎左衛門の灰小屋から出火。居宅・灰小屋を焼失し、強い西北風にあおられ、東隣の半右衛門の藁葺き家屋、七郎兵衛家、平五郎家、庄八家、彦右衛門家、医師柳元家が類焼し、結局七軒の藁葺き家宅と土蔵・納屋が焼失した。大火災ではあったが幸いけが人もなく、代官所役人の調査も「遠検」だけに終わり、次郎左衛門は七日間の遠慮を申し付けられた。

相前後して起った長七の居宅・灰小屋の火事では類焼はなく、長七は寺に入って謹慎した。寛政十二年二月十六日夜、五兵衛の浜納屋の灰小屋から出火したが、すぐ消し止められた。享和三年（一八〇三）二月十三日夜には、七郎右衛門家の灰小屋から出火し、居宅・灰小屋とも焼失したが、延焼はなかった。

文化八年（一八一一）正月十五日には、又左衛門の所持する灰小屋から出火した火災では同人の居宅・灰小屋を焼き、強い東北風のため西隣の弥三右衛門の藁葺き家屋・清次郎の藁葺き家屋・弥兵衛の納屋が類焼した。このとき、近隣の芦屋・青木・津知・中野・森・小路・田辺・北畑・岡本・野寄村など他領の村からも人足が駆けつけ、深江村の人たちと消火にあたった。

翌十六日に検使長谷川長蔵が来村し、十七日に帰坂した。

村には現在のような職業的な消防組織がなく、これといった消火用具もなかったため、密集した藁葺き家屋が中心の住居地の火災では、大火にいたることが少なからずあった。

領主から村人の生活規範を令した触書には、くわえ煙草の禁止、灰小屋の始末、水桶の常備など、火の用心が記されている。火元となりやすい灰小屋については、灰小屋へ入れる灰は小屋の外で一昼夜さらすよう、正徳二年（一七一二）尼崎藩御条目（永井正治氏文書）で触れられた。

第四節　村社会の変容と体制の崩壊

1　広域化する民衆運動

深江村での菜種作りと文化二年の国訴

一八世紀後半から一九世紀になると、各地で商品生産が進み社会の分業のあり方に変化が見られるようになり、幕藩領主は体制の建て直しを試み規制を強めた。これに対して先進地の摂津などの民衆は合法的な訴願運動を広範囲に展開した。その基盤となったのが、村々を日常結びつけている村連合である。幕領の場合、代官所を単位としてそれぞれ組合村があり、この組を合わせて郡中といった。郡中には惣代庄屋がおり、代官所の年貢収納、その他の支配行政を支える一方、国・郡を越えた歎願闘争の代表の役割も果たした。

本庄地域を巻き込んだ村連合の動きが最初に現れたのは一九世紀初めの菜種をめぐる動きだった。深江村では寛政九年（一七九七）に代官所に提出した報告では「菜種は作っていない」と申告しているが、わずか一〇年後の文化三年（一八〇六）分とした同四年の報告では、菜種作りは二一〇石もあり、収穫した菜種はいずれも水車油屋に売り渡している。寛政九年の報告は初めてのものでどこまで正確なのかは疑いもあるが、一八世紀末から一九世紀初頭にかけての急激な作付け普及は事実だろう。

文化二年七月、本庄地域を含む菟原郡一八カ村は、武庫郡五六カ村とともに「水車油稼ぎの者が菜種の買い取り価格を低く押さえるよう申し合わせている」として、自由に販売できるよう訴えを起こした。この時の菟原郡惣代は深江村庄屋作右衛門だった。領主の異なる村々が団結している点も注目できる。

この訴えは受理されなかったが、翌八月七日にも菟原郡一八カ村と武庫郡の村々は、水車油屋が手先仲買と称する者を派遣し菜種を安値で買い付けているとして仲買の廃止と、直小売を訴えている。訴えによれば、例年は菜種の取り入れのころに油稼ぎの者が村々へ買い取りに来るのに今年は来ないため、油屋年寄に問い合わせると、七三匁より高くは買い取らないと申し合わせているという。この時、菟原郡惣代は三条、中野、打出、深江の四カ村で、この訴えも却下された。

この直後の同年八月十五日には河内の狭山藩二四カ村、二十五日には摂津の川辺・豊島郡八三カ村、河内では山形藩領四四カ村が訴えに加わるなどして、五六八カ村の訴願運動に広がった。また菜種だけでなく綿実や、灯油の直接小売も求めた。油の小売については、寛政十年（一七九八）の口達（触）によっ

て、摂津・河内・和泉では、大坂三郷の仲買から油を買わなければ小売できなくなっていた。ところが、近年駄賃や口銭がかかり値段が跳ね上がったため、以前通り最寄りの絞り油屋からの直買いを認めるよう求めたというのが文化二年の訴願である。この訴えは、却下されることを懸念した農民側が日延べを願い、その間に、先の菟原・武庫両郡七四カ村が、油稼ぎ一五人を名指しで、新規に仲買を立てて安値で菜種を買い叩いていると訴え、十月になって仲買を介した購入をやめることで和解した。さらに翌年十二月には内々に設けられた油方年行司が解任された。

高まる国訴

国の領域を越えた訴願運動は、いったん収束するが、文化十一年（一八一四）、前年に出された年貢納入の際の俵拵えの法令に反対して、谷町代官所が管轄する摂津・河内の郡々総代が訴願した。従来年貢は五斗入り俵で納入してきたが、「米値段お試し」のため、摂津・河内・和泉・播磨の幕府領に三斗五升入りの俵を取り混ぜて蔵納めせよという触に対し、俵の数が増えると手間や費用が余分にかかることや、目減りする米の量も増えるとして反対したのであった。最終的には三斗三升入りや四斗入りの俵を使っている国もあり江戸表で調査を続けることで願いは却下された（魚崎区有文書「御触書写帳」）。ただ幕府の様々な取り組みに農民たちが国を超えて結束して合法的な訴願運動を行う習慣は着実に根付いていった。

そして文政六年（一八二三）、国訴は一層規模を拡大して再発した。ひとつは、大坂の三所実綿問屋に対して、実綿の自由販売を求める訴訟で一〇〇七カ村が参加、もう一つは菜種・綿実と油小売に関するもので一〇〇二カ村が参加した。

この背景には、前年の文政五年、再び菜種や油の規制政策が変更になったことがあった。すなわち寛政三年（一七九一）に認められた兵庫・灘・西宮から江戸への油の直送を再び禁じ、大坂の問屋の傘下に組み込んだのである。このことで兵庫・灘・西宮の絞り油問屋は原料の供給源を狭められ、絞った油も大坂の問屋に買い叩かれた。これが農民たちにも不満になっていた。五月に菟原郡の各村は中野村・熊内村・森村の庄屋三人を郡中惣代に選んだ。

二つの訴えのうち、実綿については、三所実綿問屋が安永元年（一七七二）に株仲間として公認されて以来、市場を独占して来たことに対して引き起こされたものである。大坂町奉行所は農民の主張を認め、三所実綿問屋以外にも手広く売買してよいとした。

一方、菜種・実綿・油小売に対する訴状は六月十三日に提出

された。訴えでは、①油は大坂の問屋をいったん経由して買うのではなく、最寄りの油屋から買いたい、②文化二年の訴願で油年行司がなくなったのに、近年また請負人と称するものが出てきて菜種・綿実の買い取り値段を引き下げている、③菜種代銀を肥料代などにあてているので菜種を直接干鰯屋などに渡すことを認めてほしい―という内容だった。翌七年四月、和泉の三二〇カ村も加わって再び訴え、ようやく受理されたものの、文政八年三月、油の直小売については却下された。しかし、この運動はやがて、幕府の政策転換の中で実現されることになる（後述）。

油の直小売願いを却下された農民側は、②の油屋請負人については納得せず、菟原郡二三カ村と武庫郡四〇カ村が団結し、文政十年閏六月、油稼ぎ人の名代と称する者が独占的買い付けをしていると訴えた。八月には八部郡も加わり、同年九月、住吉村の水車請負人吉田屋吉右衛門が、郡中村々の支障にならないようにすると回答したため、惣代は訴えを取りさげた。

天保三年の油方改正仕法とその影響

様々な改革にもかかわらず、江戸への油の廻着量は増えず、幕府は文政十年（一八二七）に楢原謙十郎らを派遣し過去一〇年間の絞油業について綿密な調査を行った。そして生まれたのが天保三年（一八三二）の油方改正仕法と呼ばれる政策であり、これまでの大坂の問屋を軸に油の流通を統制しようとした政策を転換、西摂に加えて、播磨国にも新規の絞り油屋を公認して江戸への油の廻着量を増やそうとした。

この仕法のうち本庄地域と関係の深いものを列挙すれば①大坂に加え兵庫と堺にも菜種・綿実を扱う種物問屋を設ける、②灘目などで絞った油は大坂に出さずに江戸に直送する、③日用油を最寄りの油屋が直小売をすることを認める―などであった。特に②は、菜種・綿実の流通に大きな影響を与え、③は文政の国訴で農民が主張しながら却下された内容であった。

この政策転換によって天保三年に江戸に送られた絞り油は、大坂五万七八六二樽、兵庫・灘目二七三八樽の計六万六〇〇樽に対し、天保四年は、大坂三万九七一三樽、兵庫・灘三万一六四〇樽の計七万一三五三樽となった。その過程で灘の絞り油業は、一層広範囲に菜種を集荷する仕組みを作り上げ、たとえば川辺郡北村（現、伊丹市）では耕作した菜種の大半を、伊丹郷町の油屋に販売してきたが、天保三年令を契機に、八割を灘・御影に販売している（大国二〇〇三）。

しかし兵庫・灘から江戸への輸送量が増えたとはいえ、文化末年から文政初頭にかけて兵庫・灘から四万樽を超える絞り油

が江戸に直送されており、天保三年の改正令をもってしても文政五年以前の状態にすら戻らなかった（今井・八木一九五五）。つまり絞り油をわざわざ江戸に送るまでもなく、地元で消費する需要の高まりがあったのである。

髪結い床仲間の加入反対訴訟

菜種をめぐる民衆の広域的なつながりと民衆運動の高揚は、さまざまな運動に波及した。髪結い床仲間をめぐる動きもその一つである。

文政八年八月、菟原郡の小堀主税代官所の芦屋村他二カ村と、辻六郎左衛門代官所深江・青木・西青木村など二二カ村、計二四カ村は芦屋村庄屋九左衛門・中野村弥三・熊内村小左衛門を惣代として、大坂髪結い床仲間から村々の髪結いに対する新規仲間加入の要請を差し止めてほしい旨大坂町奉行所へ願い出た（芝切義寛氏文書）。村々の主張は、髪結いは村内で困窮している者を歩行役といって村方の用向きに召し使い、そのかたわら村中の者の月代などを剃らせている。仲間加入による月々六匁の役銀は村々の負担になるというもので、大坂町奉行所は村の主張を認めた。

大坂市中の髪結い床の窮状と巻き返し

大坂市中の床髪結いは、町々の辻や橋のたもとに店を構え、客を迎えて商売するもので、町抱えの髪結いである。これに対し町髪結いは、髪結い道具を入れた台箱を持参して、受け持ちの町内の家々に出入りし商売をするものである。しかし町髪結いのうちには町内に床を構える者があり、これは床髪結いの仕事を妨害するとの理由で、享保以来しばしば禁じられている。

床髪結いには牢屋敷の番という公役が賦課されていた。大坂町奉行所は、元和八年（一六二二）、市中の床髪結い一四〇人を呼び出し、これに伏見の二〇人を加えて、松屋町牢屋の牢番を申し付けた。以来、床髪結いが七人ずつ昼夜交替で勤務することとなった。

勤務は牢番所詰めや、牢屋屋敷内の巡回、罪人の出入りの世話、牢扶持（炊出し）の運搬や薬煎じなどであった。その後新牢が増設され交代勤務者も増員された。牢番となった床髪結いには当初は奉行所よりいくばくかの手当がついたが、明和元年（一七六四）、町々および近在の髪結いを床髪結いの配下とし、床髪結いが二〇五人になるにおよんで、全く無給で牢番を勤めることとなった（『大阪市史』三巻）。

文政八年（一八二五）の大坂髪結い床仲間から摂河在々の髪結いへの働きかけは、牢入用などが増大し、現在の仲間だけでこれを賄うのは負担が大きいので、未加入の髪結いを新たに仲

間に入れようとしたものである。大坂髪結い床仲間からの勧誘は引き続き行われ、それによって新たに加入した髪結いもあった。このような状況のもと同年十一月二十六、二十七日の両日、ふたたび奉行所より、髪結い仲間に加入した者ならびにその村々と、未加入の村々が別々に呼び出された。未加入の村々は、奉行から村内の髪結いの状態を質され、「髪結いは家別に廻って仕事をするように」と命じられた。

村々はいったん帰村のうえ、各々支配の代官へ「村では毎日の農作業の手透きに髪結い月代をさせており、髪結いが家へ廻ってくるのを待っていたりすれば仕事にも差し支える」と嘆願している。しかし、困窮していた大坂髪結い仲間による奉行所への働き懸けも強く、加えて奉行所の牢屋にかかわることであり、はじめ村々に対して物分かりがよかったとみえた奉行所の態度は硬化した。

広域訴願運動へ展開

そこで菟原郡二四カ村の村々の嘆願は、文政八年（一八二五）、摂河幕領七三カ村を抱き込んだ広域的な訴願運動に拡大した。しかも争点は髪結いの仲間加入問題だけでなく、博奕の取締人のことや、村の番非人の問題までも含んだ。翌文政九年二月十四日、七三カ村惣代の菟原郡中野村庄屋弥三右衛門は奉行所に次のような訴状を提出した。

①摂河在々の床髪結いを大坂三郷の床仲間に加入させることは、百姓の暮らしようを考えるとできない。

②仲間に加入すれば十手・取縄・提灯が渡され御用を勤めさせるなどと言って勧誘するが、村方の取り締まりに差し支える。

③村々の髪結いとは、村方より住居・給米を与え村で召抱えているもので、大坂三郷の髪結いとは趣を異にしており、髪結いの仲間加入銀はすべて村方にかかってくる。

④番非人も村方で抱え住居を提供しているが、番非人を派遣している大坂四カ所垣外の摂河入用役銭が大幅に増額になっている。明和年中（一七六四－七二）の頃は、半期に五〇〇文から一貫文くらいだったが、今では一三－一五貫文になり、役銭を出せない村方では番非人が暇を取る村もあるので摂河入用役銭の削減を要望する。

写真－38　髪結い床仲間加入をめぐる願書（神戸大学文学部寄託芝切義寛氏文書）

⑤村々の博奕取り締まりには、奉行所の役人より四、五日も早く、大坂四カ所垣外の長である長吏が出張し、近くの小頭や番非人を使って捕らえ庄屋宅に引き込み、それのみならずその親子にまで乱暴する。けが人や死人まで出ることが再々あり、諸入用も少なくないので、今後博奕掛りの事件は支配の地方役所で取り締まってほしい。

村の髪結いと同じく、非人番も村方で抱えている者で、非人番が髪結いを兼業していることも多かった（のび一九九一）。博奕取り締まりについても、大坂市中の仲間組織に対し、村々からの出銀を拒んだのである。

訴願に対し東町奉行所では、七三カ村の惣代に以下のような回答を与えた。

①最近大坂市中の髪結いで在方に行き髪結いをしている者がいるので、床仲間行司より「村々の髪結いを仲間に加入させておくと取り締まりにもなる」と申し立てがあり、双方で話し合うこと。

②摂河州五〇カ村ほどの対象のうち二五、六カ村は加入を承知し、一二、三カ村は床を取り払った。加入したくなければ床を取り払えばいい。また、訴訟文のなかに「床仲間に加入したら十手・取縄などが下げ渡され、村方の取り締まりの上で困る」とあったが、床仲間行司は「そのようなものを渡すことはない」と言っている。

③博奕人召し捕らえの件については、四カ所長吏や小頭は捕らえた者を逃がさないよう出役人が来るまで見張っているだけで、長吏・小頭が村人を糾明したりする筈はない。また大坂四カ所長吏へ差し出す番非人の役銭は村方から出すものではない。

以上のように、村方の訴願を拒否する回答である。村の主張を認めることは、在々の番非人―小頭―四カ所長吏の組織を動員することで治安を維持している奉行所にとって、重大な要素を含みすぎていたのであろう。

奉行所の高圧的な姿勢によって、文政十年（一八二七）六月、村々は床仲間に加入することを呑んだ。この後、髪結い床仲間は、天保の株仲間廃止令により、天保十四年（一八四三）十月に牢番勤務免除とともに廃止されたが、嘉永六年（一八五三）正月、旧に復した。

村を徘徊する人々

近世の村々には虚無僧や勧化僧、山伏など宗教関係者の廻村が多くあった。はじめは個人の信仰・喜捨の志に応じて村内を家別に巡行していたが、しだいに村で一括して喜捨を支払う方法で対処するようになり、さらに村々は連係して彼らにあたる

ようになっていった。ここでは虚無僧を中心に、村の治安維持と自治をみてゆきたい。

虚無僧は深編笠を被り袈裟をかけ、尺八を吹きながら家々の喜捨を乞う普化宗（普化禅宗）の有髪の僧である。延宝五年（一六七七）に幕府寺社奉行から普化宗寺院法度が下され、同時に宗門内の掟を制定し、寺社奉行の統制下には置かれたものの、檀家を持たず葬儀などの一般的な宗教活動も一切行わず、ただ尺八を吹いて廻国する彼らは、依然、物乞いや盗人と並ぶいかがわしい者と目されていた。このため不法虚無僧の取り締まりや組織の強化が図られ、関西では京都大仏本地田町の明暗寺が虚無僧の取り締まりにあたった。宝暦九年（一七五九）に、百姓・町人が虚無僧の吹く尺八の免許を取ることを禁じ、虚無僧は武士身分の者に限られた。そして仇討ちのため虚無僧姿で巡回することを認めている（『徳川禁令考前集』第五、二六六二）。

天明四年（一七八四）五月、尼崎藩領の菟原郡一八カ村と八部郡二カ村の連名で「諸勧化売薬類致巡在村々難渋之件願」を大坂町奉行所へ提出した（『新修芦屋市史』資料篇二）。趣旨は「寺社から勧化の役僧や役人が来村し、寄付を強要して容易に帰らず、昼になれば昼食を求め、夜になると止宿し、村から送り人足まで要求する。また、座頭の合力や虚無僧の廻村があるが、虚無僧の廻村は修業のためではなく、村役人宅へ来て合力止宿を強要する。京都のさる御方の煎じた薬だといって高価に薬を売りつけようとする帯刀者もいる。時間が長引いて食事でも出すことになってはと、いたしかたなく過分の薬料を払って買い取らざるを得ない」と、村々への入り込み禁止を求めた。この訴えに対し、東町奉行より、村で取り押さえ奉行所に知らせよとの返事があった。

文政十三年（一八三〇）七月にも幕領深江・東青木・西青木など二一カ村、尼崎領一九カ村、八部郡の幕領二一カ村と、尼崎藩領一九カ村が「虚無僧狼藉ニ付歎御願」（芝切義寛氏文書）と題した嘆願書を差し出している。嘆願書では「吹笛修業をする訳でもなく、村役人宅へ来て止宿を頼み、断れば悪言難題を申し掛け、理不尽に宿銭を強要し、少々の銭を与えると法外な合力を吹き掛けたり、水車場で粮米を乞い、量が気に入らなければ罵詈雑言を申し掛け、多分の米を取って行くか、渡さない場合には尺八で打擲する」と行状を訴えた。このときも奉行所では、虚無僧の名前を聞き出し訴え出るよう指示しただけで、根本的な解決を得ることができなかった。

写真－39　明暗寺の通行許可状　「留場」は堅く往通禁止とある。（深山健二氏文書）

連合して自衛する村

村々は奉行所への嘆願とは別に、虚無僧本寺・明暗寺へ働きかけ、村を「留場」にしてもらった。留場とは、明暗寺が虚無僧に対して出入りを禁止した場所である。留場であることを示す印書は木札に写され、村々の入口などに立て置かれた。明暗寺の留場札によって虚無僧が村に入ることはなくなったが、そのかわりに明暗寺へ毎年托鉢料を納付することになった。深江村にも深山家文書のなかに、虚無僧稀遊にあてて摂津・河内・和泉の通行を認めた明暗寺発行の許可状が残っている。これにも、ただし「留場の内」は通行できないと記されている。

近衛家領である伊丹町では近衛家より明暗寺に留場印書料として金六両、その他二歩を支払い、以後は毎年年末に托鉢料として銀一五〇匁と見回り料銀五〇匁の出銀を約束している（小西新右衛門氏文書）。川辺郡池尻村（現、伊丹市）では文化十五年（一八一八）四月に初めて留場印書が与えられ、明暗寺院主の交代のたびにあらためて継承されて、院主交代による留場印書改めの時それぞれ金二朱、金五〇疋を明暗寺役僧に与え、未年托鉢料として銀二一匁五分を支払っている（池尻区有文書）。

金銭高だけをみると、おそらく、個々の虚無僧に与える寄進銭にくらべ、明暗寺に納める留場代のほうがより高額だったと思われが、それにもかかわらずほとんどの村々で留場を望んでいるのは、虚無僧によって脅かされることやその煩雑さが、ひととおりではなかったのであろう。

虚無僧以外にも、さまざまな廻村者があり、この後も彼らは村々にとって重大な問題であった。そのため菟原郡二八カ村では、天保十三年（一八四二）九月に、次のような「郡中申合取締書」を認めている。

①諸方寺社の相対勧化や堂上方名目の製薬売人などへの出銭は、一カ村銭六文より一二文までとし、一括して河原村で取り計らう。強いて巡村・巡家しようとする者は、村に留め置き出訴する。

②諸勧化札配人・堂上方御製薬売り広め人等が村継ぎ人足を要求した場合は、かならず人足賃銭を貰い受ける。

③浪人・旅座頭等の合力願いに対して、当郡では一人につき銭二〇文から三〇文までとし、河原村がまとめて取り計らう。

④虚無僧の合力・止宿はかたく断る。よんどころない理由がある場合は、河原村が取り計らう。

このように、自らをまもるため、権威に依存する一方、村々の連帯による自衛的な措置がとられた。

山を巡る職人と村

農民が山に入り、台伐り、がんどうのこと呼ばれる道具を使って土砂留めの材木を切り出したり、また酒樽屋職が樽作りのため木を伐り、木材を加工したりすることが増えると、専門職人の杣・木挽きたちと衝突することになった。文政七年（一八二四）には、杣・木挽きたちが、役負担をしていない者が杣・木挽きとして山に入っているとして、これらの道具を杣・木挽き以外は使わぬよう差し止め願いを大坂町奉行所に提出し、これに対し摂津・河内の六五五カ村が反対運動を起こした。この紛争は翌年九月、酒樽屋職のものたちが樽材の仕込みで大量に木を伐るときはせいぜい杣・木挽き職人を雇うことを条件に、道具は村や樽屋職人も保有することで和解した。

もっとも山野は、田畑を荒らす害獣のすみかにもなった。農作物を守るためには鉄砲が必要であった。豊臣政権では、刀狩りなど百姓の武装解除の政策とからめて、領主公認以外の鉄砲を禁止しようとしたが不徹底に終わった。江戸幕府は、明暦三年（一六五七）に関東で集団強盗が発生してからまず関東で規制を強め、貞享四年（一六八七）、鉄砲改めが全国に拡大された（塚本一九八三）。鉄砲は用途別に、猟師鉄砲、農作物を荒らす害獣対策の威鉄砲、護身用に持つ用心鉄砲に分けられた。深江村では、文化十二年（一八一五）に庄屋作右衛門が、威鉄砲一丁を保有することになり、鉄砲預り証文を差し入れた。玉目三匁の鉄砲であったが、玉を込めて脅すことや殺生をしないこと、貸借をしないことを誓っている。

ぬけ参りとお陰参り

前節で見た伊勢参宮は、本来領主や村役人の許可を取って出かけるものだが、領主や村役人、父母の許可を取らない抜け参りも時代が下るに従って頻繁に行われた。帰って来ても抜け参りにかぎりとがめられることがないという風潮だった。

たとえば、寛政七年（一七九五）一月二十五日、深江村の医師深山宗栓の子息仙太郎が家出した。村役人を通じて代官所に届けたが、二月六日に帰村した。事情を聞くと、伊勢参宮に出

かけたが、途中で病気になり帰宅がおくれたという。

単独の抜け参りに対し、お陰参りという爆発的な集団抜け参りが江戸時代に五〇―六〇年に一度の周期で発生した。伊勢神宮のお札が降ったという噂などがきっかけになり、仕事も家事も投げ出して着の身着のまま家を出た人たちが大群集となり、各地から伊勢神宮に向かった。沿道の旅宿、食料は無賃で施され、帰りにはお土産まで持って帰るという記録が多く残されている。

規模の大小はあれ江戸初期から抜け参り、あるいはお陰参りと称される伊勢神宮への集団群参があったが、大規模なものは慶安三年（一六五〇）、宝永二年（一七〇五）、明和八年（一七七一）、文政十三年（一八三〇＝天保元年）のほか、慶応三年（一八六七）には、各地でええじゃないか踊りが発生。封建的な支配に対し、庶民が不満を発散する場となり、多い時は二、三百万人に上ったともいわれる。

文政十三年のお陰参りとお陰踊り

なかでも文政十三年（一八三〇）に発生したお陰参りは大規模で、始まりは阿波国だった。三月二十六、七日頃、お陰参りに必ず携帯する杓子を持った阿波からの旅人があらわれた。明石・兵庫からの参宮者もあり、閏三月一日、二日には西宮・尼崎にお札が降り、五日・六日までに津門村、上ケ原新田、時友村、小林村、東新田、道意新田等に降った。中旬には人数も増えて、西宮から尼崎にかかる街道筋は播州・摂州の旅人であふれ、日々五～六〇〇〇人の通行があった。その様子は、父母・子供・下人までも残らず参り、村には老人や体調の悪い者だけしか残らないほどで、また一銭も持参しない者も多くいたが、「おかけ御とく」で全く不自由しないばかりか、少々土産まで持ち帰ったという。また装束は、雨覆い、すげ笠、いのこざで、腰にはひしゃくを差していた（伊丹市立博物館史料集『大路利一氏文書』）。伊勢山田町では日々九万、一〇万という人数が集まったらしい。

道中での施行の様子は、上瓦林村では旅人に駕籠を提供、病人も多く出たが、街道筋の村々では駕籠で継ぎ送りした。また宿賃はじめワラジ・草履にいたるまで高値にならないよう、奉行所・代官所の役人あるいは領主役人が出て取り締まり、さらに迷子や宿が取れないで困っている人たちのための御救所が設置された（『西宮市史』六巻、『西宮市立郷土資料館研究報告』二集、『同資料館ニュース』一四号）。

やがて四月になると当地のお陰参りは下火になったが、つぎに河内・大和あたりからお陰踊りが流行しはじめた。文政十三

年は十二月に天保と改元され、翌年すなわち天保二年五月ころ川辺郡に伝播し、六月から八月にかけて武庫郡で流行した。

これに対し谷町代官所は天保二年正月、お陰踊りの禁止をあらためて触れ、青木村から魚崎村に届けられた（魚崎区有文書「御触書写」）。それでも村々では鎮守などへ踊りを奉納するといい、村内ではもちろん、そろいの衣装で他村へ踊り出すところも少なくなかった。先生を招いて踊りの講習会が持たれ、あちらこちらで踊りコンクールが催されるほどの熱狂ぶりだったという。

2　幕末維新期の本庄と周辺のできごと

横川伏越樋をめぐる争論

近世を通じて普請をめぐる争論が続いた横川では、幕末の嘉永元年（一八四八）に再び紛争が起きた（『本庄村史』資料編三巻）。横川には『本庄村史』地理編・民俗編の「川違并新田御願場絵図」に描かれている通り、悪水、すなわち排水用の伏越、すなわち地中に埋め込まれた樋があった。「川違并新田御願場絵図」に描かれているのは御普請による悪水樋であるが、これ以外にも村が独自に設置した樋があった。嘉永元年八月、大雨で小路村の悪水樋から水の排水ができなくなり、小路・北畑両村の田が水に浸かるという被害が出た。このため同年九月、小路村が横川伏越樋を一尺五寸四方の古樋から二尺五、六寸四方にまで大きく作り変えていることを中野村の百姓が見つけた。小路村の悪水樋を大きく作り変えると、横川に流れ込む水量が増え、横川が切れやすくなる。中野・深江両村は樋蓋を持ち帰るという強硬策に出たため小路村の領主・尼崎藩役人が出張してきた。小路村の主張は「中野村と深江村に普請の内容を説明して了解を得た」というものであったが、深江村などは「相談された覚えはない」と真っ向から否定。東青木村も深江村などと同調して普請の反対に回り、結局従来通りの規模の樋に戻すことでひとまず和解した。樋蓋を持ち帰ったことについては深江村などがわびを入れた。

しかし中野村・深江村の者たちが持ち帰った樋蓋などが尼崎藩から下されたものだったことで、中野・深江両村の者をどう裁くかという問題もあり事態は長引き、ようやく翌年五月になって、野寄村・横屋村庄屋が仲裁に入り、伏樋は埋め立ててしまうこと、中野・深江両村の者を処罰しないことで内済した。

横川普請をめぐる争論

横川普請をめぐって鋭く対立してきた深江・東青木・中野・小路の各村は、和解をしたその月の嘉永二年（一八四九）五月、

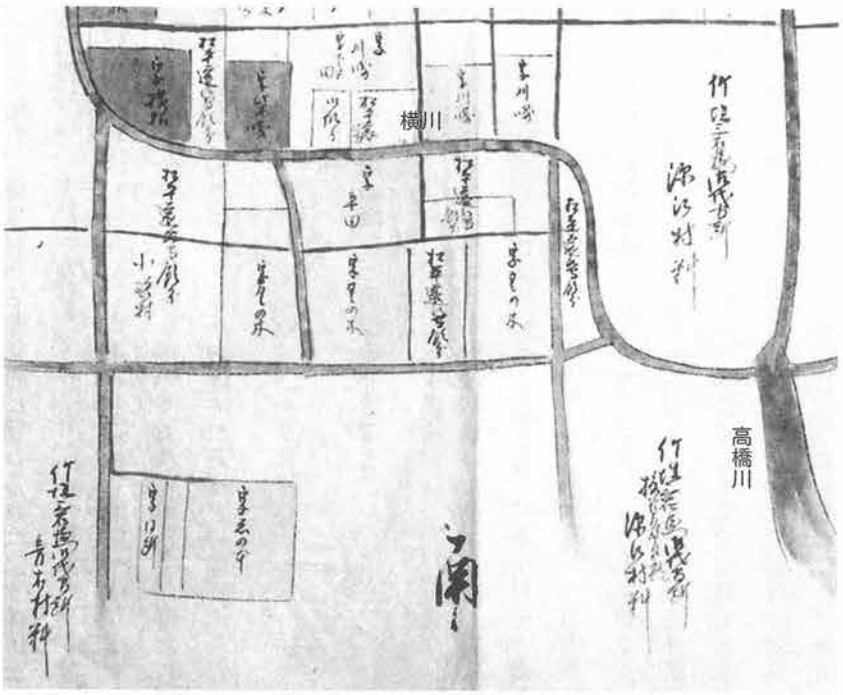

写真－40　近世後期の横川周辺（神戸大学文学部寄託　芝切義寛氏文書）

今度は北畑村の参加も得て、西青木村と田中村との交渉のための申し合わせをした。そもそも嘉永元年の紛争の元になった小路村の水害の元凶は西青木村と田中村にあるというのである。

文化十年（一八一三）大雨のために天上川のあちこちが決壊したが西青木村と田中村だけが修復に取り掛からず、下流が迷惑をしているので、普請を求めるという内容である。対立していた村々が、対立を通じてその根源がより上流にあることを認識し新たな行動に出たのであろう。

西青木・田中両村は、横川が等高線に沿って真横に流れ土砂が下流にたまることが根本原因であると反論し、翌三年八月、幕府領の深江・青木・東青木・西青木・中野・田中と、尼崎藩領の岡本・小路・中野・北畑は、「天上川を横川へ流すのではなく、天上川の五十間ほど西側にある西青木・岡本・田中・横屋の四カ村管理の排水川に流したいが、西青木・横屋が難色を示している」として、代官所に両村の説得を願い出た。この要請がどうなったのかは史料がないが、翌四年十一月、また横川の水流を良くする普請をしている。横川の水害との闘いはさらに続いたのである。

小路村と深江・中野村との争論で始まった横川をめぐる地域紛争は、根本的な天上川の付け替え計画にたどり着いた。これは前節でふれた享保九年の中野村庄屋の発案による付け替え計画に酷似しているが、この要望も昭和二年（一九二七）までかなえられなかった（『本庄村史』地理編・民俗編）。

横道新溜池の開設

本庄地域は近世を通じて水不足に悩まされ、新用水源を確保する努力は営々と行われた。幕末の元治二年（一八六五）に合意した横道新溜池もそのひとつである。川だけでは用水が不足するため、横道新溜池は、東川用水の上流で、芦屋・打出両村立会山の二町歩を池にするというものであった。この山は年貢地だったために、深江・中野・森・津知・三条の本庄五カ村と水車惣代中から毎年米三斗六升ずつ十一月に納入することで合意した。ほかに池普請や、池普請が不十分で芦屋川が切れたような場合も五カ村と水車惣代が半分ずつ負担すること、水の引き方はこれまでの割合に準じること、用水が不足し池樋を初めて抜く時は七カ村が立ち会うことなどを申し合わせた。

これまで東川という河川からの取水に頼ってきた本庄地域にとって、同じ水源ながら用水を池で貯えることができるようになったのは大きな前進だった。

八幡谷の洪水と西青木村

天上川の上流、金鳥山の西側を南下する川を八幡谷と称した。その谷に横尾男池・女池・はぶ谷池・新池という池があった。現在、金鳥山山頂の北北東に横池（雄池）・雌池・はぶ池というのがあり、これらの池をさすものと思われる。この池は、北畑・田辺・小路・中野村の四カ村立会池であったが、慶応二年（一八六六）八月十六日の洪水で新池・はぶ谷池の堤が破損。さらに慶応四年五月十八日の大雨で岡本村支配の八幡谷に洪水が起き、横尾女池・新池も破損、天上川流域の田中・横屋・西青木村の田地に土砂が流れ込むという被害が出た。五月二十二日、西青木村など被害の出た三カ村と東青木村の四カ村が、中野村などに①田地の復旧は、池の水利権を持っている中野村など四カ村で行うこと、②池の復旧は当面見送ること―を直談判にやってきた。中野村は、これらの池は飲み水にも使っているとして普請再開を譲らなかった。西青木村側では普請をするなら大勢で押しかけて普請を差し止めると主張したため、中野村などは幕府代官所に伺いを立て、森村庄屋に仲裁に入ってもらったが和解交渉は進まず、五月晦日、中野村などは兵庫津の幕府勤番所に普請再開を願って訴訟を起こした。役所はまた内済を求めて、最終的に新在家村庄屋の仲裁で、翌六月、男池も含めて三カ所で池をより深く掘り返すことで和解にこぎつけた。田地の復旧については触れられていない。

幕末維新期の本庄地域の酒造業と酒造家

この時期の酒造業はどうなっていただろうか。幕末は灘酒造業全体では停滞の時期で、今津や西宮の酒造業がシェアを伸ば

す時期だが、本庄地域の属する上灘東組は江戸入津樽数を増やしていた。文政元年（一八一八）の七万九五四六樽に対し、安政三年（一八五六）が一二万三五八七樽、文久三年（一八六三）が一二万二六九九樽で、一・五倍を維持していた。酒造家の数も天保八年（一八三七）と明治三年（一八七〇）の比較では上灘全体では減っているにも関わらず、青木村の場合は、一〇〇〇石以上五〇〇〇石未満が七軒で現状維持、五〇〇石以上一〇〇〇石未満が二から四軒へ増加、五〇〇石未満がゼロから一軒と、計三軒増え一二軒となっていることが注目される（柚木一九六五）。

幕末期の酒造は深江より青木の方が盛んだったようで、『武庫郡誌』によれば、嘉永―安政年間（一八四八―六〇）には青木に今城平七・山形屋忠左衛門・寺田市郎右衛門・寺田市郎兵衛・灘屋七郎兵衛・薩摩屋弥平・大坂米屋喜平などの酒造家がおり、総醸造高一万五〇〇〇石にも及んだという。この中から寺田市郎右衛門・灘屋（履輪）七郎兵衛という二人の村長を輩出する。

万延―文久年間（一八六〇―六四）には青木に松田治右衛門・浜谷茂兵衛も加わり、総醸造高二万石に及び、明治初年には青木に中西卯之松・万屋重左衛門・播磨屋甚七・大黒屋元三郎・灘屋利右衛門・灘屋太左衛門・松田弥右衛門・松田弥助が加わったとあり、これが諸書に引用されてきた。

しかし、慶応元年（一八六五）十一月の「酝入日限約定書」（柚木重三『灘酒経済史料集成』所収）という史料によれば、市郎兵衛・七郎兵衛・徳造・利右衛門・すゑ・重左衛門・茂兵衛・治左衛門・忠左衛門・せむ・甚七の十一人が青木の酒造家として名を連ねており、明治初年創業とされてきた万屋重左衛門・播磨屋甚七・灘屋利右衛門はすでに名前が見える。

また浪花集者花廼家戯作編の「流行酒銘録」という一枚刷がある。今津・西宮の主要酒造家菰印を一覧にして印刷した「流行諸銘録」に続き「専ら流行の銘印集処

写真－41 「流行酒銘録」に掲載された深江・青木の人気銘柄の菰印

写真版を掲載した『和漢酒文献類聚』では天保－安政ころとするが、先行する「流行諸銘録」が安政―文久と推定しており、これも安政以降の出版と思われる。

也」と幕末の人気の酒を集めた一枚刷であるが、これには青木には松田本家・灘屋七（郎）兵衛・寺田市郎兵衛・寺田市郎右衛門・灘屋利右衛門・中西卯之松・万屋重左衛門・播磨屋甚七があがっていて、松田本家や中西卯之松も幕末の創業だと判明する。

一方、深江は『武庫郡誌』によれば、前節でも取り上げた永田惣兵衛・永田平四郎・永田平兵衛・井上弥兵衛・井上宗右衛門・岩田新右衛門・大川喜兵衛らがおり、明治初年には吉岡喜右衛門・四井信助が加わり全盛期を迎えたとある。

しかし前述の慶応元年の史料では、平次郎・喜兵衛・善兵衛・かね・角右衛門・悦之助・福太郎・光登・弥三郎・豊助の一〇人が名を連ねている。また「流行酒銘録」には永田屋・岸田仁兵衛出店・嘉納喜市が人気銘柄として菰印を掲載している。

永田屋は家伝によれば三代目の平治郎（平次郎）は幕末には長州にも酒を送り、藩主にお目見えし、長州奇兵隊にいた儒学者で書家の長三洲（一八三三―九五）と知り合い長三洲から書を贈られたという。四代目の善蔵は、幕末の安政四年（一八五七）に伊丹の酒造家・石橋屋新太郎から酒造株一七二四石七斗を一年間譲り受けて酒造稼ぎを行った（『伊丹市史』二巻、永田健氏文書）。鑑札高の三分一に酒造が制限された慶応三年（一八六七）にも、永田家では、石橋屋新太郎から一カ年の間、酒株一七二四石七斗を譲り受けて酒造をしている（永田健氏文書）。

酒造業関連産業として、酒粕を利用した焼酎醸造も盛んで、明治初期にはもうピークは過ぎていたが、それでも深江には松井善太郎、松井悦蔵、志井徳太郎、岡田正蔵らが四〇〇石を醸造、青木には柴田藤四郎、米屋利右衛門、沢上庄左衛門、岩田徳二郎、梶井太平、梶井太八らがいた。最盛期には醸造家四〇軒、醸造高二五〇〇石を誇り、灘中の酒粕を原料として消費するとまでいわれた（『武庫郡誌』）。この中から、松井善太郎、岡田正蔵の二人の村長を生んでいる。

このほか天保年間に青木の木村重左衛門が大和・三輪から素麺製造法を伝えたといい、明治元年（一八六九）ごろには青木に二十数軒、次いで深江にも八軒の素麺業者を生み、原料として小麦二五〇〇石を消費したという（『武庫郡誌』）。

永田家の廻船業への進出と灘の船主

酒造業を営む永田家は、上方・江戸をむすぶ廻船業にも進出している。醸造した酒を江戸に運び込むには輸送手段として海運にも経営の範囲を広げるのは自然な成り行きだった。嘉永期（一八四八―五四）以降が史料で確認できる。

嘉永六年（一八五三）、永田屋平治郎は明徳丸（一五〇〇石積）の建造にあたり、造船費用の出資を募った。総入費七五貫四三一匁二分三厘のうちへ出資者の一人岸田屋仁兵衛が二貫二六二匁三分六厘（三％）の出資をし、毎年徳用銀の内から出資額に応じた利益の配分を受けている。岸田屋は「流行酒銘録」に、深江の酒家として名前がみえる。また、永田家は他の船持ちの廻船に出資しているなど、廻船への出資加入も行っている。

永田家は嘉永四年（一八五一）から万延元年（一八六〇）の間に、みずから廻船明栄丸を所持している。船主が所持する廻船は大坂・西宮等の廻船問屋に預けられ、そこで積み荷を整え江戸へ送られるのだが、明栄丸は大坂の廻船問屋小西新右衛門に預けられている。また小西新右衛門宛の金子借用証文が数通あり、いずれも返済は小西に預けている船の徳用銀のうちから精算されている（永田健氏文書）。なお、永田屋平治郎の船主としての名前は、文久二年（一八六二）の船主一覧からは消えている（柚木一九七九）。

写真－42　永田屋の廻船への加入証文
永田平治郎が建造する1500石積みの廻船明徳丸へ岸田屋仁兵衛が3厘（3％）の出資をしている。（永田健氏文書）

永田家は、酒造で得た財力を貸し付け、幕末には膨大な土地・家屋、煎株、船などを集積した。なかには渡海船を譲り受け、別人に貸し付けるようなことも行っていた。また大正八年（一九一九）には地引き網漁業権を取得するなどにまで経営を拡げている。本業の酒造業は昭和前期まで続けられた（第六章参照）。

酒造業をしながら廻船業に進出する例は、ほかの酒造家にも見られる。幕末、当地域の船主に次のような名前がみえる。

（船主）	（船名）	（船問屋）
青木村　柴屋又右衛門	明神丸	大坂廻船問屋柴屋又兵衛付
同　灘屋七郎兵衛	明栄丸	同　毛馬屋五郎付
深江村　永田屋平治郎	明栄丸	同　小西新右衛門付
魚崎村　赤穂屋要助	神光丸	同　毛馬屋五郎付
同　同	神徳丸	同　柴田正二郎付（のち赤穂屋孝七郎）

同　　同　　神宝丸　同　　同（のち赤穂屋孝七郎）
同　赤穂屋為助　住幸丸　同　毛馬屋五郎付
同　山路十兵衛　重力丸　同　西田正十郎付

嘉永四年（一八五一）、大坂、伝法、西宮の廻船問屋に付船された船総数は八〇艘で、そのうち灘目（今津・西宮を除く）の船は四七艘を数える。同様文久元年（一八六一）、八六艘のうち三七艘、同二年、八七艘のうち三三艘、元治元年（一八六四）、八二艘のうち三五艘、慶応三年（一八六七）、五三艘のうち二七艘が灘目船主の持ち船である。

酒造業の変化と新しい灘五郷の形成

摂泉酒造仲間による江戸積み樽数の内部規制、また天保の改革による酒造統制をはさんで、摂泉十二郷のなかに大きな変化があらわれた。文政四年（一八二一）、江戸に送られた酒のおよそ六〇％を占めた灘酒は、慶応二年には五三％にまで減少し、伊丹酒も減少傾向を示した。これに対し、今津・西宮の酒は増大している。この時期になると江戸市場の酒の供給は飽和状態に達しており、これ以上の市場の拡大は望めず、十二郷内部では規制がより強化され、競争が激しくなった。

灘では上灘西組・下灘の送り高が減少し、明治期には下灘は江戸積み酒造業から撤退する。このようななかで、御影村を中心とする上灘中組、魚崎村を中心とする上灘東組は、小規模の酒造家が淘汰され、酒株を集中した大酒造家によって江戸積み樽数を維持した。

こうして摂泉十二郷と称された酒造仲間のうち、幕末から明治初期にかけて、伊丹・池田・尼崎など先進の酒造地帯が衰退する一方、灘目の再編が行われ、今津・西宮を包含した新しい灘五郷が形成された。すなわち、上灘東組を東郷、上灘中組を中郷、上灘西組と下灘組を合わせ西郷として再編し、これに西宮郷、今津郷を加えた五郷を近代以降の灘五郷としたのである。新しい灘五郎は明治十九年（一八八六）の摂津灘酒造組合の発足の際に確定されることになる。

唐櫃間道の展開

有馬と灘を結んで兵庫駅を脅かす唐櫃間道は、前節で見たように、宝暦四年（一七五四）有馬・灘側が間道通行差し止めの一札を差し入れ、一応の和談をみたが、在方の運送人たちが兵庫駅の荷物を運ぼうとする動きは続いた。幕末になると兵庫駅では御用通行による出役が頻繁になったこともあって、嘉永五年（一八五二）には唐櫃村孫兵衛が発起人となり、孫兵衛を荷物差配継所、東明・八幡・新在家村の四人を荷物差配人とし、六甲山越え道によって荷物を運送することで、兵庫駅役人畑屋

次郎兵衛と合意した。干鰯合物に限り荷物は一年間におよそ七〇〇〇駄と決め、口銭一カ年銀一貫五〇匁を毎年五月に兵庫駅に納めること、公用荷物は取り扱わないことが条件だった（八木一九五四）。こうして兵庫駅に限定されていた干鰯の運搬を在方の者が担うことが公認された。

これによって兵庫津には口銭が入るが、周辺の生瀬・小浜・昆陽・伊丹・西宮などの駅では荷物が減り、間道が問題になった。「東明村の柴屋初三郎が、安政七年（一八六〇）唐櫃・西尾・切畑村の者と計って山中に往還同様の通路をつけ、諸荷物米穀旅人を引き入れ、駅所同然に諸荷物継ぎ立て問屋をしている」と訴えた。奉行所では間道通行を禁止し、万延元年（一八六〇）東明村の柴屋初三郎は「間道では運送しない」と一札を生瀬・小浜・昆陽・伊丹・西宮の宿駅年寄に差し入れた。ところが柴屋初三郎は、紛争相手だった昆陽・伊丹・小浜を味方につけ再び間道の利用を始め、文久元年（一八六一）には、生瀬・西宮駅が昆陽・伊丹・小浜の三カ駅も批判して諸荷物の差し止めを求めた（『西宮市史』五巻）。この訴えはすぐさま取り下げているものの、宿駅同士までが対立する事態に至っているのである。

幕末の湯山間道争論

幕府の力の衰えに加え、酒造業の一層の発展や唐櫃間道の一部解禁を背景に、幕末には禁止されていた湯山間道がまた利用され、宿駅との争論を引き起こした。

安政六年（一八五九）北畑村・岡本村地先より間道を切り開き、諸荷物旅人を有馬・湯山町に往来させているとして、生瀬・小浜・昆陽・伊丹駅が申し合わせ、奉行所に出訴すべく道場川原駅にも参加の申し入れがあった。しかし道場川原は財政困窮のため、四カ駅に事件の解決を委任している。

この紛争は、湯山の役人が岡本・北畑村の役人と手を結び、湯山の西側鼓ケ滝筋を新規に切り開き、北畑村七兵衛を荷継ぎ問屋とし、丹波・播磨の諸荷物旅人をこの間道へ案内し通行させたという理由で、西宮駅も加わり、五カ駅より訴訟を起こした。このときも一応間道通行は差し止めということで打ち切られた。

さらに文久二年（一八六二）には一層重大な事件が起こった。有馬郡内の田安領一〇カ村と松永善之助代官支配所六カ村から、当年より年貢米に限り、湯山から大場越え（または滝道）で御影村へ運送したいという願いが出された。丹波・有馬地方から大坂へ送られる荷物は、正規の駅路を利用すると、生瀬―小浜―伊丹―神崎と継ぎ送り、神崎から大坂へ船積みされ、道のりは七、八里、運送賃は一三匁だった。ところが大場越えでは湯山・

御影間の道のりは三、四里で、運送賃は米一石につき五匁五分という数字が示されている。間道を利用すると灘目の海岸まで直送し、そこから大坂に船積みができ、必要経費もおよそ半分である。

商人荷物の間道通行はこれまでもあり、それについての紛争も再三あったが、これまで公用の荷物は駅継ぎで運ばれていた。しかも、幕府代官と田安家がともに大変乗り気で、田安家では「便利な道を使い、米だけでなく日用品も輸送すべし」とまで返答している。

この間道通行を不法と主張する西宮・生瀬・小浜・伊丹・昆陽の駅々と、在村ならびに支配者層との意識の乖離は大きく、駅々では、あえて生瀬―神崎間の運送賃を、年貢米に限り、間道運賃と同額にするので定法通り駅継ぎで運送をするよう申し入れてほしい旨を奉行所に嘆願している。この事件の取り調べは翌三年に持ち越されたが、この時期、将軍の上洛のため大坂中大混乱で奉行所での調べもなく、どのように解決されたものか明らかでない。ただ同年十二月付で、田安領有馬郡一〇カ村の年貢米を神崎へ運送したという、生瀬駅他四カ駅役人の届け書があるので、年貢米の間道通行はひとまず見送られたようである。

西宮両替手形の流通

幕末の安政期から明治初年にかけて、西摂の西宮地方を中心に振出手形の形式をとった私札が相次いで発行された。西宮では安政四年（一八五七）六月に両替商・米問屋・酒造業などが、その商人の信用ないし流通信用を背景に、特定地域内での流通を目的として発行した。それらは表面に「本両替」の印が押捺されていることから、一般に「両替手形」と呼ばれた。安政四年六月に八馬喜兵衛が木津屋吉次郎に振り出した銀札のほか、万延元年（一八六〇）六月に西宮町惣会所が難波屋太吉に振り出したものが知られる。

このような両替手形あるいは振出手形は、主として商取引の発展に即応しえない金融の流動性不足を緩和することにあった。安政四年に西宮で発行されると、以後、尼崎・鳴尾・深江・青木・魚崎・大石・灘・御影・兵庫津をはじめ、摂津有馬郡や播磨東部の美嚢郡・加東郡地域でも発行された。

本庄地域の私札

深江・青木・西青木では、万延元年（一八六〇）から明治二年（一八六九）十一月にかけて、銀札や銭札の私札の発行がみられる。これらの私札も、商人信用を基礎として発行・流通したものである。

まず、深江村では、慶応元年（一八六五）五月に酒家会所が発行人として酒造家永田屋宗兵衛に宛てて振り出した銀一匁札と、明治二年十一月に発行した銭五〇〇文札がある。永田屋宗兵衛は、万延元年（一八六〇）に浅香宮（現、五箇荘稲荷社）の寺社札の引請人にもなって銀一匁札を発行している。

寺社札とは、おおむね近畿地方の格式の高い門跡寺院や神社が、再建・修復費の財源を賄うため、幕府の許可を得て札を発行したものであるが、なかには希望者に名義貸しを行ったところもある。通用地域は、だいたいその所在地を中心とした畿内で、民衆の信仰を背景によく流通したらしい。和泉国浅香宮は、万延元年に再建材木買い入れの名目で、大坂商人の銭屋惣兵衛・海部屋安兵衛など二〇人以上の商人に名義貸しをしている。深江の永田屋宗兵衛はその引請人の一人であり、同時期に魚崎の阿波屋新七や菟原郡石屋村の山城屋久兵衛も引請人となって、彼名義の銀札を発行している。

深江村では永田屋宗兵衛名義の私札のほか、慶応三年（一八六七）正月に柏屋恒助が京屋由松に宛てた銀一匁札と、明治二年（一八六九）十一月に魚市場が坂本屋清助に宛てた銭一〇〇文札が発行されている。

青木では、慶応三年十月に古市屋熊五郎・石田与一左衛門両名が炭屋与三郎に振り出した銀一匁札がある。これらの人物については不明であるが、炭屋与三郎は西宮商人であろう。また灘青木の杵屋伊三郎が、明治二年十一月に銭五〇〇文札を発行している。杵屋伊三郎は次に述べる嵯峨御所の引請人となって銀札を発行している。

写真－43　永田屋宗兵衛宛酒家会所振出手形（右）と杵屋伊三郎銭札（左）（若林泰氏収集）

嵯峨御所は京都市右京区嵯峨大沢町にある大覚寺（古義真言宗大本山）の通称で、安政六年（一八五九）以後、諸堂殿再建御用材買い入れ、心経殿再建材木買い入れなどの名目で札を発行している。これらの多くも名義貸しによるものである。杵屋のほかに本庄地域に関係する嵯峨御所札は、和田屋金次郎・播

磨屋甚七両名と中田屋善次郎が引請人となった二種類があり、共に額面は銀一匁と銀五分がある。発行年は明記されていないが、文久元年から慶応期と推定される。この嵯峨御所札には、いずれも「灘西青木組」印が押捺されている。播磨屋甚七は酒造家、中田屋善次郎は西青木地区の中田房男氏の祖先にあたる善次郎で慶応元年九月に没している。

これらの私札は銀札と銭札の両方があるが、慶応四年五月九日、丁銀・豆板銀の通用を停止し銀目が禁止され、金遣いと銭遣いに統一されたため、以後は銭札の発行が主流となる。

医家・深山家と原老柳への弟子入り

深江村の深山家は近世後期に大坂から移住して代々医業を営んでいる。幕末期には種痘の普及に大きな功績を残した。

深山家の家伝によれば、深山家の祖先は西池家と称し、戦国時代に今川義元に仕えたが、織田信長に敗れたことで駿河国の山中に蟄居して深山と改姓したという。その後大和郡山藩士となるなどしたが、六代目の加兵衛が元禄十二年（一六九九）に大坂で初めて医業を開業した。のちに深江に別宅を構えたが文化三年（一八〇六）一一代目宋詮の時、大坂の居宅が焼失、本格的に深江村に移住したとされる。しかし寛政七年（一七九五）に宋栓の息子・仙太郎が深江村にいて抜け参りに出かけており、早くから深江村に本拠を移していたのかもしれない。

幕末の当主深山玄石は、緒方洪庵と並んで「学の緒方、術の原」とまで言われた大坂の流行医・原老柳の高弟だった。「原老柳門人譜」（西宮市立図書館蔵）には弟子名簿の冒頭から四番目に深山玄石の名簿がある。「門人譜」は天保元年（一八三〇）からは入門の年代が記入されているが、玄石は年代の記入のない欄に名前があり、おそらく文政後期に入門したのだろう。玄石は老柳のもとで五年ほど修行し開業したという（松本二〇〇二）。深山家の史料の中に「天保三年（一八三二）辰年九月廿五日ヨリ開業　毎節季謝礼寄高之控」と題する史料があり、年代が符合する。

深山家には天保八年（一八三七）から安政五年（一八五八）までの「無謝儀家名略記」「不納家名畧記」と題する二冊の史料が残っていて幕末二〇年間に費用を払わずに診療を施した名簿がある。この史料の冒頭には「先年より無謝儀の者毎年多分にこれあり候え共、無頓着にそのまま打ち捨て候え共余りたびたびの事に候ゆえ今年よりあらまし記し置き候え共、少々の事、一か二度のうちは記さず」とあって、治療費を払わずに診療を受ける民衆が多くいたことが記載されている。

これによると不払いの家数は、青木・西青木で八七、中野村

一六、北畑村四、横屋村三、田辺村一、小路村二、魚崎村五、田中村四、森村一六、御影村一、津知村一一、三条村三、芦屋村七〇、打出村五一、西宮町一四、西宮・中村二、守具村一三、津門三、兵庫西出町三となっている。深江村が皆無なのは村から給米などが渡されて、深江村民の場合は謝礼を払わなくても記入対象にしなかったのかもしれない。この点に関して興味深いのは、山芦屋村の髪結いで後にあるきになった文吉と、西芦屋村の下役三八の事例である。文吉の場合は「この者おびただしく（無謝儀が）これあり候え共、かくのごとき身分故捨て置く」「年々薬数おびただしく御座候え共、下役の者故知らず」とあり、三八の場合は「番人故」治療費を支払わないことを認めている。要するに、髪結いや番人、あるきなど村に抱えられるような存在には無報酬で治療を施したのである。

一方、この史料から、深山家の患者の範囲がかなり広範囲に及んでいること、また治療費を払えない、いわば下層民も広く診療対象にしていたことが判明する。病名と投入した薬剤の記録もあり、幕末庶民の貴重な診療記録である。残念ながら病名や投薬の内容までは記載している例が少ないのは残念だが、それでも、腹痛、疫症、眼病、梅毒、痰、風邪、痔、らい病、疱瘡、瘡毒、血症、癇症、癪気、腫病、水腫病、黄胖病、痔、中風、霍乱症、積服痛、打撲、腰痛、足痛、肩脊痛などの病名が揚げられ、特に専門的な治療ではなく、在村医として、何でも診察した。また投薬として解毒作用のある漢方薬・犀角、あやめ科の多年草・サフラン、熊胆、開達丸、安中散、丸薬、水薬、膏薬、煎薬、下剤、目薬、吐き薬、痰切、患部を洗う洗薬、ニンジンなどが上がっており、漢方を多く処方している。

緒方洪庵の分苗で種痘普及

深山玄石が師事した原老柳は、大坂で種痘の普及を始めた緒方洪庵と親しく、洪庵の種痘普及事業の賛同者に名を連ねていた関係で、深山玄石も早くから種痘普及に関わったと思われる。

法定伝染病とし

写真－44　深山玄石への大阪種痘館の免許状（深山健二氏文書）

て死亡率の高かった天然痘は、イギリスのエドワード・ジェンナーが一七九六年（寛政八年）に牛痘種痘法による予防法を発見した。日本にもシーボルトをはじめ何度か牛痘が持ち込まれたが、人から人へと植え継いで牛痘の効力を保ち続けなければならず、普及しなかった。嘉永二年（一八四九）バタビア（現、ジャカルタ）から牛痘が取り寄せられ長崎で種痘に成功、緒方洪庵はその年のうちに大坂で分苗を行い、大坂除痘館と称して種痘を始めた。洪庵自身が書いた「除痘館記録」によれば、社中に加わった中に原老柳の名前がある。

深山玄石も新しい治療法に関心を示し、洪庵が成功した翌年の嘉永三年には大坂除痘館分苗所に名を連ねている（梅渓一九九六、松本一九九四）。

写真－45　深山家の「種痘姓名録」
（深山健二氏文書）

大坂除痘館が官許を得るのは安政五年（一八五八）のことであり、その先進性がうかがえる。岡本村の記録によれば、岡本で最初に種痘を受けたのは万延元年（一八六〇）のことで、「深江村の深山という医師の手によってうけた」（『本山村誌』）という。

緒方洪庵の死後も種痘事業は拡大し、慶応三年（一八六七）除痘館は公館・大阪種痘館となり、摂河泉播分苗所規則を設けて改めて免許状を出し、三人から五人の種痘医で組合を作らせた。この時も深山玄石は免許状を交付された。

この時、玄石の免許状には二ツ茶屋村（現、神戸市中央区）の種痘医丹波元礼と組合を作ったとある。しかし、同月の西宮浜石在町の吉田良作の免許状には「深山玄石組合」とあって（『西宮文化』二四号）、複数の組合を作っていた。

玄石は明治元年に死去、次男の玄碩は兵庫県立神戸病院付属医師養成所で学び、診察に来ていたアメリカ人医師テイラーに師事。明治四年には兵庫県から免許をもらっている（堀内一九六七）。

深山家の史料の中でも貴重なのが幕末から明治初頭の種痘のカルテである。「種痘姓名録」と題した史料は、現在、安政六年から明治七年まで一四束が残っている。患者一人につき一枚

ずつ、住所、氏名、種痘を施した部位を記録したもので、全部でのべ一一三四人分の膨大な記録である。

3　崩れゆく幕藩体制と西摂地域

天保の改革と深江村に領地替えの調査

松平定信を老中に据えて寛政の改革を遂行した一一代将軍徳川家斉は、定信が失脚後、自ら政治の実権を握った。しかし子女五五人を設けたこともあって幕府財政は窮乏、政治は緩んだ。こうした中、天保二年（一八三一）から天候不順が続き、天保七年、八年には大飢饉が発生して物価が暴騰、全国で一揆も相次いだ。天保八年（一八三七）二月、大坂町奉行所の与力だった大塩平八郎が蜂起、一層の危機感を募らせた。大塩は「摂河泉播村々庄屋年寄百姓並小百姓共」に宛て「大坂町奉行や諸役人は仁を忘れ勝手な振る舞いをしている」としたためた檄文を出した。乱はまもなく鎮圧されたが、体制内部から批判が出されたことは深刻で、体制の解体の始まりを象徴していた。続いて大塩の乱に誘発されて能勢郡今西村（現、大阪府能勢郡）で山田屋大助の乱が起き、近隣の富家から米や金銀の供出を強要するとともに、能勢郡・川辺郡の村々に徳政を求める回状を廻した。この乱もまもなく鎮圧されたが、幕藩体制を揺るがす身近な事件として記憶にとどめられた。

社会が動揺する中で、幕府は威信の回復を模索していた。天保二年には元禄十年（一六九七）以来の全国の石高調べを命じ、この結果をもとに天保五年に郷帳を作成した。ついで天保七年、元禄以来となる国絵図の作成も命じた（口絵写真）。元禄国絵図の写しが渡され、その絵図との違いを調べ報告するという方法で調査が行われた。調査は大名が担当し、菟原郡は尼崎藩が行っている。灘目でも調査した際の絵図が御影村に残され、元禄国絵図以降、海岸沿いに新田開発が行われたことが判明する。しかし元禄国絵図と天保国絵図にそれほど大きな変化は見られない。

家斉の死後、天保十二年になると、老中・水野忠邦は幕府権力の回復を目指して天保の改革に着手した。忠邦は徹底した倹約令や風俗取り締まりを行い、株仲間が物価を高騰させているとして株仲間を解散させた。さらに同十四年六月、幕府の財政を立て直すために江戸・大坂周辺を直轄地にする上知令を出した。この直前の同十三年十二月から同十四年一月にかけて、幕府は深江村をはじめ、川辺郡芋生村（現、川西市）、同郡下佐曽利村（現、宝塚市）、八部郡神戸村（現、神戸市）、島上郡富田村（現、高槻市）、能勢郡垂水村（現、能勢町）の幕府領の

村々に「もし私領になれば」と問いかけている。これらの村々は、谷町代官所や高槻藩預かりの幕府領なので、上知を行った場合の代替地探しが幅広く行われたことが判明する。

こうした調査を事前に行ったのは、その二年前、武蔵国川越、出羽国庄内、越後国長岡の各藩を入れ替える「三方領地替令」が出されたにもかかわらず、反対運動の盛り上がりで撤回に追い込まれていたからであろう。これまで三方領地替令で失敗しているにもかかわらず強引な上知令の発布が水野忠邦の失脚を招いたと概説されてきたが、必ずしもそうではない。半年以上も前から入念に調査が行われたのである。しかもそれでも、上知令が出されるやいなや、私領の村々は領主へ貸し付けている金銀の返却を求める動きに出た。財政基盤を脅かされる大名・旗本たちは上知令に反対を唱え、幕閣も分裂、最終的に上知令は撤回され、忠邦は失脚、改革も終わった。

高まる外圧と摂海防備

一八世紀末から、「鎖国」を続ける日本に通商を求める圧力が各国から相次ぎ、日本は内憂に加えて外患も抱えることになった。産業革命を終えた西洋諸国が東アジアに原材料と市場を求めたのである。「鎖国」を「祖法」とする幕府は通商を拒否し、文政八年（一八二五）には異国船を撃退する強硬な異国船打ち払い令を出した。

大坂城を守るうえで重要な役割を持っていた尼崎藩は、異国船打ち払い令を受けて、幕府領の深江村なども指揮して海防に務めた。翌文政九年五月、菟原郡の浦方村々は、①不審な船を発見した場合の報告、②万一の場合の人足や人夫の提供、③尼崎城までの距離・村高の報告、④呼出の場合、遅刻しないように出頭の誓約、⑤村々の粗絵図を一枚に仕立てて提出―などを了承する旨の請書を作成。六月二日、深江村が音頭を取って深江・青木・魚崎・御影・東明・新在家・大石・脇浜各村の石高・尼崎までの距離を書上げて、石高の確認などを求めている（魚崎区有文書「御触書写」）。これらの村々はいずれも当時は幕府領になっていたところが注目される。これまで幕末の摂海防衛だけが注目されてきたが、文政の異国船打ち払い令の段階から、尼崎藩は幕府領の村を指揮下において、積極的に海防の役割を果たしていたのである。

しかしアヘン戦争で清がイギリスに破れたことを知ると、幕府は一転軟化し、天保十三年（一八四二）外国船から要求があった場合、薪水・食糧を与える薪水給与令を出した。

嘉永六年（一八五三）にはペリー率いるアメリカの東インド艦隊の黒船とロシアの使節プチャーチンが来航。ペリーは同七

年についに日米和親条約を結ばせることに成功した。一方この年九月、プチャーチンは兵庫沖、御影沖から打出沖、鳴尾沖を回航、大阪湾に滞在した。これを受けて大坂城代は諸藩に海岸線の警固の持ち場を通達、兵庫から大坂の天保山北浦までは尼崎藩の持ち場となり、深江村や青木村など水主役を負担している漁村は当然のように警固に動員された。深江村の深山家の「備忘録」には異国船の来航記録がある。

九月　おろしあ船、大坂天保山之前へ来リ逗留ス、諸屋敷天保山江陣備へ、尼ケ崎公西ノ宮浦・天保山・武庫・川辺所々陣備、兵庫津・和田辺　明石公陣取、浦々在々昼夜浜番被仰附候事

すなわち、ロシア船の来航で大坂・天保山に諸大名が陣を取ったほか、尼崎藩は西宮・天保山・武庫郡・川辺郡などで陣を構え、兵庫津や和田岬付近は明石藩が陣取り、浦々で昼夜の浜番が設けられた。

開国と討幕の動き加速

安政三年（一八五六）、駐日アメリカ総領事としてタウンゼント・ハリスが来日し強硬な交渉の結果、領事館の下田設置、下田・箱館におけるアメリカ人の居住権、裁判権、あるいは総領事の国内旅行権が認められた。続く通商条約調印をめぐっては、将軍継嗣問題も絡んで国論を二分した。すなわち御三家の紀伊徳川家の当主慶福（のちの家茂）を推薦する譜代大名と、水戸徳川斉昭の子で一橋家を継いでいた慶喜を推す徳川斉昭や福井藩主松平慶永らの対立であった。安政五年、朝廷は通商条約に勅許を与えなかったが、その直後に譜代大名の筆頭、彦根藩主・井伊直弼が大老に就任、また将軍継嗣も徳川慶福に決まった。直弼は日米修好通商条約締結を認め、このあと同内容の通商条約をオランダ・ロシア・イギリス・フランスとのあいだでも結んだ。直弼は反対派を厳しく弾圧して安政の大獄を引き起こし、反発した水戸浪士によって万延元年（一八六〇）に暗殺された。

一方、開国により輸出品として生糸の需要が高まり、品不足から物価が暴騰。また日本と外国の金銀交換比率の違いから金貨が大量に流出、これが物価上昇に拍車を掛けた。幕府は万延元年、生糸・水油・蝋・呉服・雑穀を江戸に集中させる五品江戸廻送令を出して統制しようとしたが、効果は乏しく攘夷論が強まった。

井伊直弼の後に政権運営を担当した老中・安藤信正らは幕府と朝廷を提携させて幕府の延命をはかる公武合体論を推進、孝明天皇の妹・和宮を将軍家茂の正室に迎えた。文久三年（一八六三）には幕府は摂海防備計画をまとめ、勝海舟の提案で神戸

に海軍操練所を設けることが決まり、西宮や和田岬などに砲台を設置した。

同年八月、急進派公家の三条実美らとともに朝廷から排除された長州藩は、元治元年（一八六四）藩兵を京都に上らせたが、御所を警備する会津・薩摩藩に破れ敗走、幕府はこれを口実に第一次長州戦争を開始した。一方長州藩は四国連合艦隊に下関を砲撃されて攘夷の不可能を悟り、幕府に恭順の意を示した。また薩摩藩もイギリス艦隊との薩英戦争を経て、軍事力の近代化を目指して藩論は討幕と傾いた。これに対し幕府は長州藩が幕府の処分を受け入れないことを口実に、慶応元年（一八六五）将軍家茂が大坂城に入り第二次長州戦争の兵を起こし、翌二年六月に戦闘を始めたが、軍備の近代化された長州藩に反撃され、将軍家茂の病死を機に撤退した。

西国往還付替道（徳川道）の開設

条約で定められた兵庫の開港は、文久二年（一八六二）十一月の予定だったが、攘夷論の高まりや朝廷の反対などによって慶応三年十二月（一八六八年一月）まで延期された。

兵庫（神戸）が開港されるにあたり、攘夷の風潮激しいなかで、外国人と日本人の接触を避けようと、兵庫を通る西国街道の付け替えが計画された。新往還は、菟原郡石屋川で西国街道から離れ、北西へ向かい、摩耶山の北桜谷から小部峠、藍那、白川、長坂を経て明石の大蔵谷でふたたび西国街道に合流する八里二七丁九間である。新道の開削工事中、慶応三年十二月七日、兵庫が開港された。

この新道の完成直後と思われる慶応四年（一八六八）一月、西国街道を東進する西宮警備のための備前藩士と外国人兵士が三宮神社付近で衝突発砲する神戸事件が起こっている。

居留地付近には新政府によってあらたに道が付けられ、慶応四年八月、一応完成したが、すでに幕府は崩壊しこの新道は使われることなく廃止の通達があり、道に転用した田畑の起返しが触れられている（神戸市市民局一九七八）。

森の稲荷神社の渡御復活と社殿整備

内憂外患といわれる幕末の危機状況の中で、本庄地域の人々が何を考え生き抜いたのか、示す史料はない。ただ興味深い事実として、森の稲荷神社神事の復活と境内整備があげられる。

ペリー提督が開港を迫って来日し、国論が大揺れしていたまさに嘉永六年（一八五三）十一月、本庄九カ村は、大坂町奉行所に神事での渡御復活を願い出た。願書によると、宝暦六年（一七五六）にことのほか大水で深江村の田畑・道筋が破損したため、四月の例大祭で行っている深江村の御旅所までの神輿

写真－46　100年ぶりに深江村御旅所までの渡御復活を願った願書
（神戸深江生活文化史料館所蔵森稲荷神社文書）

渡御が中断し、森村領内だけを巡回していたという。このたび深江村までの道筋の普請が終了したので、深江村御旅所までの渡御を復活したいという。じつに一〇〇年ぶりの渡御復活である。これほど長期に渡って途絶えていた神事の復活が、突然行われるのは奇異で、民衆の神への意識変化があるのは間違いない。

さらに安政五年（一八五八）には檜皮葺きの本社の屋根を葺き替え風雨から守る庇を増築し、屋根瓦葺きへ木製玉垣を修理した。その工事中の万延元年（一八六〇）には、本社を三間ほど後へ、屋根瓦葺きの木玉垣も六間ほど引き寄せ、さらに拝殿・戎社・松尾社の移転などを願い出て境内を大きく変更した。

またこれも背景は不明だが、安政二年（一八五五）四月深江村では大日霊神社のだんじりの幕が新調された（『本庄村史』地理編・民俗編参照）。その時の長持ちの箱書きに、幕施主は永田屋平治郎・材木屋善吉・岸田屋仁兵衛・泉屋仙治郎・大和屋喜兵衛・法華屋市右衛門、縫施主として網屋茂左衛門・長田屋富五郎・坂口玄泉・大工九郎左衛門・柏屋文右衛門、中老礒田屋太郎兵衛・松尾仁左衛門・龍ケ浜喜三郎、見習い納多万治郎・永井喜市郎、世話方小曽根屋源輔・宮田屋久右衛門・西納弥三左衛門・油屋藤左衛門の名前がある。

これらがどのような事情によるものか、定かではないが、社会の混乱のなかで江戸幕府への反感と、その反面尊皇思想は広がっていたことは明らかで、精神的なよりどころを求める動きが、このようなところにあらわれていたのではなかろうか。

民衆の打ちこわしと「ええじゃないか」

長州戦争を通じて物価は一層高騰、民衆の反幕運動も盛り上がった。慶応二年五月に西宮で米の安売り要求が起きたことに端を発し、兵庫湊川、神戸東浜、灘、西宮、伊丹、池田へと打ちこわしが波及した。打ちこわしは大坂市中でも広い範囲で起こり「大坂十里四方は一揆起こらざるところなし」とまでいわれ、大坂町奉行所が捕らえた張本人は、発頭人を追及されて長州戦争のために大坂城にいた将軍家茂をさして「大坂城内においでなさる」と言い放ったという。長州戦争のために大坂城に将軍が在城している時に広範囲な打ちこわしが起き、しかも容易に鎮圧できなかったことは、幕府の衰退を象徴していた。こうした打ちこわしは、計画的また組織的ではなかったが、明確に反幕府性を持った「世直し一揆」の性格を持っていたといえよう。

さらに幕藩体制が崩壊する歴史の転換期に「ええじゃないか」を叫びながらの乱舞が発生した。最初に起こったのは慶応三年八月ころ、東海道見付宿、名古屋あるいは横浜、三河などいろいろ説があるが、江戸、横浜、東海、畿内、播磨、四国などに波及している。

西宮・神戸・明石・姫路・尼崎近辺では十一月ころから、どこからとも知れず舞い降りてきた神符・金銀銭・仏像等を祀って祝い、隣近所の人々も商売を休み乱舞するという、非日常的な現象が至るところでみられた。お札の降下や祭壇にそのお札を祀るお札降下の祝い、歌と踊り、男の女装・女の男装、歌にみられる「世直しへの期待」など共通点が多かった。この「ええじゃないか」は翌慶応四年正月ころまで続いた。

兵庫開港と幕府倒壊

家茂の死後、将軍になった慶喜は兵庫開港へ朝廷の勅許を得ることに成功、兵庫開港は予定とおり慶応三年十二月七日に行われた。開港場は条約では兵庫と明記されていたが、実際には神戸村の海岸を利用した。兵庫は人家が多く手狭なこと、神戸村のほうが土地に余裕があり、海軍操練所を設けたことがあって、その施設が利用できたことなどが理由ではないかとされている。

一方、薩摩・長州が討幕の動きを強めるなか、土佐藩主・山内容堂が大政奉還の建白書を慶喜に提出、慶喜は薩摩・長州の討幕の大義名分を奪い、大政奉還後に設けられる大名会議で主

導権を握ることを目論んでこの勧めに従い、慶応三年十月十四日、朝廷に大政奉還を上奏した。慶喜主導で新体制づくりが進むことを嫌った討幕派は十二月九日、王政復古の大号令を宣言、旧体制の組織を廃止し、天皇のもとに総裁・議定・参与を置いた。その夜の小御所会議で慶喜の辞官と領地返納を求めることを決定した。これに反発した旧幕府軍と薩長軍が慶応四年正月に衝突、鳥羽・伏見の戦いが始まり、戦いに勝利した新政府軍は東に兵を送り、江戸城を開城させ抵抗する旧幕府軍を破り、戊辰戦争で勝利し国内を統一した。この月、新政府は幕府領を没収、同年二月兵庫裁判所を置き、同年五月兵庫県と改称した。第一次兵庫県の誕生である。

明治政府の財政を支えた青木の酒造家

王政復古の大号令を出したものの、新政府の財政は火の車で、早急に財政基盤を整える必要があった。このため金穀出納所が慶応三年（一八六七）十二月二十三日、二条城に新設され、さらに慶応四年正月、二条城内の太政官の中に会計裁判所が置かれた。会計裁判所は二月晦日、池田・加茂・伊丹・小浜・尼崎・伝法・鳴尾・今津・魚崎・御影・神戸・兵庫などの商人六一人を二条城に集め会計基立金調達への協力を求めた。召集された六一人の中に、本庄地域ではただ一人、青木村の酒造家灘屋七郎兵衛の名前があった。同年三月、灘屋らは二〇〇万両の会計基立金を引き受ける旨の請書を提出し、さらに同年四月には青木村の同じく酒造家の浜屋茂兵衛・山形屋忠左衛門も請書を提出し、資金協力に応じた。

また維新政府は同四年正月、最初の政府紙幣の太政官札三〇〇万両を発行、これを諸藩や商工業者に貸し付けて金融の融通を図るとともに金利収入によって資金を確保した。この太政官札の流通のため、同年閏四月京都に商法司を置き、このもとに各地に商法会所を設け太政官札を貸し付けた。

さらに明治二年二月、政府は通商司を設けて三月には商法司を廃止、それまでの国内商業だけでなく海外貿易の管理も意図し、酒造統制なども担当した。同二年十二月、酒

写真－47　灘屋七郎兵衛の肖像画
（履輪朋子さん蔵）

造鑑札一〇〇石につき金一〇両の冥加金を納めることを定め、同四年七月には鑑札と収税方法規則が定められ、酒造制度が全国統一された。この時、通商司も廃止され大蔵省租税司が新たに免許鑑札を発行することになった。この際、通商司からの拝借金は返却しなければならなかったが、返済に困る商人も現れた（伊丹市立博物館編『伊丹酒造家史料』）

灘屋七郎兵衛は、慶応四年の段階で三〇〇両を基金として用立て、同年八月、三〇〇両を金札で商法会所から借りて、十一月までに元利とも支払う。もし返納に遅れる場合は、基金として差し出した三〇〇両を引き取っても構わないとの証文を差し入れている。このほか明治元年から二年にかけての元金三〇〇両の金札下げ渡し覚と元利返納覚、灘屋七郎兵衛の肖像画が子孫宅に現存している。

このように、王政復古の大号令以降、明治四年にかけて、幕藩体制下の支配制度は早いペースで変わっていった。新しい地域運営の仕組みの全容は次章に譲るとして、この章で詳述してきた宿駅と貨幣制度の顛末について述べ、締めくくりとしたい。

藩札・私札の顛末

明治元年（一八六八）四月の時点では、全国二八一藩のうち二三五藩が藩札を発行しており、その藩札の大半が明治になっても通用を認められた。しかし、近代的統一通貨制度の樹立を目指す新政府にとって、藩札の流通は大きな障害であった。そのため新政府は明治四年七月十四日廃藩置県と同時に、府県藩札は廃藩当日の時価をもって全部交換する旨を達し、同年十二月二十七日布告では新貨幣と藩札との価格比較表を定め、交換までの通用を認めることにした。新政府は明治六年二月ごろから本格的な府県藩札の交換を行い、明治四年の回収布告から八カ年を費やし、明治十二年六月に交換を終了した。

一方、西摂地方で広く流通していた私札は、明治三年を最後に新規の発行がなくなった。明治三年に発行された私札は、鳴尾の桝屋政右衛門が発行した銭札（銭一〇〇文）と、伝法寺屋作右衛門が茶屋嘉兵衛に振り出した銭札（額面は銭五〇〇文・銭一〇〇文）の為替手形があるのみで、私札の発行はおおむね明治二年が最後である。

私札の回収処理は、明治三年七月二十九日に兵庫県が「近来灘目筋於テ私ニ融通札摺出多分ノ打賃貪取候者有之趣相聞、以ノ外不埒ノ事ニ候、若シ此後右様ノ及所業候モノ有之候ハヽ、厳重咎可申付候、速ニ可引換モノ也」と私札の摺り出し禁止と引き替えの布達を出している。さらに、明治四年正月の布達では、「民間銭切手融通札等引替残ノ分有之候ハヽ、速ニ引替可申候若

遅々及候向有之候ハ、急度可申付モノ也」と、私札の残存札は速やかに回収するよう指示している。政府も同年四月四日に官許のない金券・預かり切手（私札）などは速やかに廃止し、正金に引き替えるよう達している。兵庫県は同年五月、民間銀銭切手融通札（私札）の残存札は六月晦日までに引き替え当庁へ持参すること、および残存札を所持している者は期限までに振出主へ持参して引き替えをするよう達した。同年九月の兵庫県は、私札の製造高（発行高）、製造の機械（版木）、残存用紙を九月二十日までに差し出すよう達している（『法規分類大全』）。

西摂地方における私札の処理は、明治三年七月から振出人あるいは引請人によって回収され、明治四年六月晦日で終了した。明治五年国立銀行条例が制定され、その第二二条第一節の適用をうけ、同条例による以外はいっさい紙幣を発行できなくなり、私札は完全に姿を消すことになる。

近世宿駅制度の終焉

明治政府は成立すると直ちに京都に宿駅役所（後の駅逓役所）を置き、従来の宿駅制度の改正を計ったが、しばらくは江戸幕府の交通政度が引き継がれ、公的用務のための輸送手段として、近世宿駅制度の基本的な形はそのまま明治政府に継承された。ただ湯山間道は明治元年（一八六八）、生瀬以下の駅々でも認めざるを得なくなり、湯山よりの間道切り開き申請に請書を提出し、以後この間道の利用は自由になった。

明治元年五月以降、交通制度に関する駅逓司の施策があいついで布告され、同年七月に西宮駅の助郷も組み替えられたが、これは助郷の負担を平等化しようと、さらに範囲を拡大しての組み替えであって、内実は賦役高の増大であった。このような改定に対しては当初から村々の強い抵抗があり、交通制度の公的管理は次第に破綻し、明治三年五月には街道各駅の伝馬所とは別に、民間荷物の運送に従事する私的な民間交通機関を設け、これによって運輸の渋滞の打開がはかられた。各駅に民間の陸運会社が設立されると、公的物資の運送も陸運会社にゆだねられることとなり、同五年一月、大蔵省より、東海道の各駅伝所と助郷の廃止が発表され、同年七月には、全国の駅伝所および助郷は八月限りこれを廃止する旨の太政官布告が発せられた。ここにいたって近世以来の宿駅制度は最終的に幕を閉じ、新たに生まれた運輸会社が輸送業務を担うこととなった。

しかし、馬背による運送を中心とした長距離輸送は、この時期導入された鉄道の圧倒的な輸送能力によってたちまちその存立をおびやかされ、急速に鉄道の補助的輸送業務（貨物の集配等）へと転身し、陸上輸送の中心は鉄道へ移行することになる。

第五章　明治期の本庄村域

一節　近代国家の形成と深江・青木・西青木

明治維新により、幕府領は、新政府の行政機構である府や県の管轄となっていく。最初の府県の管轄区域は幕府領のみであるために極めて錯綜しており、大名領は基本的にそのままであった。

本庄村域の各村は、慶応四年（明治元年）一月二十四日、兵庫市中に置かれた兵庫鎮台の管轄となった。兵庫鎮台は同年二月二日兵庫裁判所と改称、さらに、五月二十三日には兵庫県（第一次）と改称された。兵庫裁判所ははじめ、摂津・河内・和泉・播磨の四国中の旧大坂町奉行所の支配下の町村を管轄したが、兵庫県と改称された直後の同年六月十七日、幕府領にくわえて、摂津・播磨の二カ国中の旗本領および社寺領を管轄することとなった。

明治四年（一八七一）七月十四日の廃藩置県により、藩が解体され、身分制に基づく武士による統治が否定され、政府の官僚による一元的な統治が決定された。これをうけて、この錯綜

1　近世の身分の解体と村運営の変化

明治維新と行政管轄の変化

明治二十二年（一八八九）四月、市制町村制の施行によって、深江村・青木村・西青木村の三村が合併して本庄村は生まれた。この節では、明治維新から本庄村が成立するまでのほぼ二〇年間の地域の変化を見ていく。

本庄村を構成する深江村・青木村・西青木村の三村は、摂津国菟原郡の東部に位置し、明治維新時には、すべて幕府領であった。この時には、青木村は、東青木村と青木村に分かれており、四カ村から成り立っていた。両者は後に述べる地租改正事業の中で合併し、明治九年、青木村となった。

した行政管轄ははじめて地理的に一元化された。

廃藩置県と同時に藩主は上京を命じられ、その領域は政府直轄の県となった。各藩の県への移行は一時的なものにすぎず、全国的な整理統合のなかで、明治四年十一月二十日、第二次の兵庫県が摂津五郡（八部・菟原・武庫・有馬・川辺）全域を対象として成立し、本庄村域の各村もこの管轄にはいった。ここに近世における錯綜した所領は、行政管轄として一元化されたのである。

さらに、明治九年（一八七六）八月二十一日、政府の全国的な府県統合の一環として、播磨全域、淡路全域、但馬全域、丹波二郡（氷上・多紀）をあわせ、第三次の兵庫県が成立した。ここに現在にいたる兵庫県域がほぼ確定したのである。

維新後の本庄村域の人口と産業

それでは、明治維新のころの本庄村域の各村の人口や産業の様子はいかなるものであったのだろうか。これを明らかにする史料は少ないが、明治十二年（一八七九）に参謀本部によって作られた軍事徴発のための統計である「共武政表」および、兵庫県の地誌編纂の過程で明治十六年につくられた「摂津国菟原郡西青木村誌」、旧深江村文書を中心とする「松田文書」の統計資料から村域の特徴を見ておきたい。なお漁業は、近世は水主役を務める村だけが従事を認められていた。明治になって制度が大きく変更された。それについては後述する。ここでは、統計から判明する地域の様子を記述したい。

「松田文書」…本庄村は昭和十七年（一九四二）から本庄村史の編纂に着手し、『本山村史』などの編纂準備に関わった元教員の松田直一氏を嘱託として招いた。松田氏は村内や周辺地域の文書を精力的に筆写し、計八冊の史料草稿本を残した。筆写に間違いが散見されるが、本庄村の歴史を知る基礎史料である。このうち七冊が現存、神戸深江生活文化史料館にコピー本がある。このうち近世の土地台帳や農政や水利関係資料は『本庄村史』資料編一～三巻として刊行されている。

共武政表では、青木村の戸数三四〇戸、人口一二四一人、西青木村戸数五五戸、一八八人という記載はあるものの、青木村と西青木村の両方をさして、一般的には青木村と称すると述べており、その他の統計では両村は一括して数字があげられている。それによれば以下のようである。

このうち深江村の戸数人口は、誤りであろう。「松田家文書」第三巻の「菟原郡第十番学区域表」によるなら、戸数二四八戸、人口一二四六人とされていた。明治十年代には、二五〇戸弱が同村の戸数であることは、同村の明治十四年の連合町村戸長役場からの分離願いにも記載されていることであり、この統計の

深江村の記載は信頼できない。

一方、西青木村の戸数は、「西青木村村誌」（「松田家文書」）とほぼ同数である。深江村の記載の誤りもあり、青木村の記載もかならずしも信用できない点もあるが、史料もほとんどないため、この記載をもとに青木村については考えてみたい。「松田文書」から見た深江村の一戸あたり平均住民数は、五・〇人、これに対して共武政表によれば青木村では三・六五人、西青木村では三・四二人であった。兵庫県統計書によるなら明治十二年には、都市化が進む菟原・武庫郡全体で三・九人、農村部を中心とした有馬郡では、四・六人であった。青木村・西青木村では、菟原郡の平均よりさらに一戸あたりの住民数は少なく、多くの単身世帯を抱えていたことがうかがえる。これに対して深江村では、有馬郡平均より多く、大規模な世帯が多かったことがうかがえるのである。

表－1　明治12年の共武政表からみた深江・青木地区の概要

	深江村	青木村・西青木村
戸数	51戸	395（ 55）戸
人口　男	142人	707人
女	135人	722人
合計	276人	1429（188）人
物産	米、麦、酒、綿、焼酎、素麺、雑魚	米、麦、酒、焼酎、綿、素麺
寺院	1	2
学校	1	1
水車	0	1
牛	9	14
車両　荷	4	20
人力	32	13
牛	3	1
日本型船舶	5	57

※なお馬および馬車は、表には欄があるが、両村とも存在しない。
青木村の（ ）内は西青木村分

表－2　西青木村面積・人口・耕宅地・物産・職業表

面積		83,226坪	耕地　田	反別	17町6反1畝6歩
地種	官有地	3町3反5畝6歩		地価	15,650円50銭9厘
	民有地	26町8反2畝24歩	畑	反別	3町3反14歩
				地価	1,279円69銭7厘
戸数	本籍	56戸	宅地	反別	2町3反6畝
	寄留	3戸		地価	1,743円9銭6厘
人口	本籍　男	94人	物産　米		200石
	女	107人	麦		70石
	計	201人	菜種		17石6斗
	寄留　男	4人			
	女	4人	職業　農業		40人
	計	8人	商業		1人
	合計	209人	雑業		13人

また物産としては、米麦以外に、酒・焼酎、さらに素麺が主要な物産として記載されており、農業生産以外に、多様な産業が展開していた様子がうかがえる。山本甚兵衛はこれについて「青木は往昔、焼酎屋が多く二十二、三軒もありました」「素麺製造業が盛で、これに従事する家も相当沢山あった」と回顧している。『武庫郡誌』によるならば、明治初年に焼酎生産に携わっていたのは、深江村では松井善太郎・松井悦蔵・志井徳太郎・岡田正蔵が四〇〇石ばかりを醸造し、青木村では、柴田藤四郎・米屋利右衛門・澤上庄左衛門・岩田徳五郎・梶井太平・梶井太八等であった。

明治初年は本庄地域の酒造業が最盛期を迎えた時期である。慶応元年（一八六五）には青木村に一一人、深江村に一〇人の酒造家が確認できる。この中には『武庫郡誌』で明治期操業とされる酒造家が含まれている（第四章参照）。

素麺について、同郡誌では、明治初年、青木村で二〇戸、深江村で八戸の製麺者がおり、原料の小麦を二五〇〇余石消費していた。素麺製造は、十一月にはじまり、翌年三月に終わるため、その労働力は、農閑期を利用して播磨から雇用していたとされている。なお明治十八年に作られた「素麺同業者人名及納屋屋敷記載簿」によれば、「摂州灘素麺営業組合」の役員に、深江村の飯田栄三郎、青木村の上塚太助、平田平四郎、薩谷治右衛門が選出されている。

青木村・西青木村では、多数の日本型船舶、荷車や役牛が多いことから、深江を起点とし三田に抜ける「魚屋道」が物流の集散地としての役割を担っていたことも推測される。西青木村誌によるなら、同村には農業以外の諸業に従事する世帯が、全体の四分の一を占めていた。

一方、深江村は、「松田文書」によれば、明治十二年で戸数二五九戸、人口一二二九人であった。深江村も青木村同様、町場を形成していた。ここでも漁業に支えられ、多様な職種が存在していた。

明治十二年の調べでは、酒樽卸売二軒、繰綿一軒、素麺八軒、質二軒、仲買二軒、白米小売三件、呉服一軒、餅二軒、青物一軒、醤油二軒、湯屋二軒、理髪二軒、旅籠屋一軒、荒物四軒、飴一軒、果物二軒、生魚一〇軒、合わせて五三軒があげられている。また深江村には、「松田文書」によれば治安を担う番人が一名いたとされている。

第一次兵庫県による統治

明治初年の本庄村域に対する県の統治と村運営のあり方の変化を見てみよう。第一次兵庫県の村に対する統治は、維新以前

と同様、維新初頭においては総代庄屋とそれが管轄する組合村を通しておこなわれた。第一次兵庫県が成立した時、本庄村域は、芦屋組に属していた。芦屋組は、深江、青木、東青木、西青木、大石、新在家、東明、石屋、御影、住吉、魚崎、横屋、田中、打出、芦屋の一五カ村から成り立っていた。組合村には、組合内各村庄屋から選出された総代庄屋が置かれており、組名は総代庄屋の居村名を用いることになっていた。本庄村域を含む組合村の総代庄屋は、この時期、芦屋村の猿丸又左衛門が務めていた。

旧幕府領・旗本領の掌握は、維新政府にとって急務であった。それは、これらの所領が政府の直轄領となったこと、そして直轄領が、各藩の所領運営において見習うべき基準とされていくからである。兵庫裁判所は、はやくも慶応四年（一八六八）五月十日、御用達の大坂屋源吉・山城屋権左衛門に命じて、金札などの紙幣の流通状況の調査を開始した。兵庫県へと改称された直後の六月、本格的な実情調査のために、小林啓成・伊東十郎に命じて、武庫・菟原・八部・有馬四郡の旧幕府領・旗本領の諸村を廻村させた。

旧幕府領の村々も、新たな権力に対してすばやく対応していく。慶応四年三月、旧幕府領の総代庄屋は連名で、兵庫裁判所に対して、新政府の統治への全面的な協力を条件として、苗字を与えてくれることを願い出た。これは、慶応三年十一月、幕府が統治へ協力の功として総代庄屋に与えることを約束していたことに由来するものであった。

また各村庄屋も総代庄屋を通じて、御用提灯の新たな下げ渡しを願い出た。御用提灯は、貢租の上納の際につかわれるものであり、新たに下げ渡しを願い出たことは、新政府の管轄下に入ることを自ら表明するものであった。総代庄屋の苗字使用は認められなかったようであるが、御用提灯下げ渡し願いは、翌年一月の再度の願い出をうけて許可された。

明治二年（一八六九）に入ると兵庫県は、地域の状況把握のもと、その運営に関する法令を次々に布告する。同年二月には、「郡村規則」を制定し、県官や村役人に不正が起こらないように様々な地域運営事務についての費用負担、帳簿管理に関する県と村との関係を細かく規定した（『兵庫県史料』二八）。ここでは、村入用帳は総代庄屋に差し出し、総代庄屋がこれをまとめ県に提出することとされていた。また明治二年十月の県布告によれば、県からの布告はまず総代庄屋におろされ、組内各村庄屋はこれを写し取った上で、日付時刻を記入の上、次村へおくることとされており、県と各村の間を取り仕切る機構として

組合村と総代庄屋の制度が重視されたのである。

しかし先の布告の直後、明治二年十月二十四日、総代庄屋は廃止され、村々は願伺を直接県に申し出ることとされた。ただこの廃止はかなり名目的なものであったようであり、引き続き旧総代庄屋は、廃止以前と同様の事務を行っていたようである。村と県の中間の機構をどうするかは、明治初年からの課題であった。

地域社会の動揺と兵庫県の対応

摂津では、幕末、天候が極めて不順で、何度も凶作にみまわれた。維新以降も、明治元年（一八六八）には水害などで気候不順であり、そんな中、有馬郡で一揆がおこった。翌明治二年も、夏の水害・秋の冷害のため、米収は例年の半作という状況となり、農村では村民の動揺がひろがっていた。

三田藩では、藩政改革への反感と凶作が結びつき、明治二年十一月中旬、大規模な一揆が起こった。一揆は、他領へ連鎖的に拡大した。十一月末には丹波篠山藩や摂津川辺郡の麻田藩領で一揆が起こり、十二月はじめには猪名川下流域一八カ村で、小作料の減免や年貢の半減を要求し、村役人・地主などが打ちこわされ、これに対応するため県吏が出張している。三田の朝野家の『諸国風聞日記』は、本庄村域を含む灘地域についても不穏な状況で、いつ騒動がおこってもおかしくない状況であると記している。

兵庫県も、この状況をつかんでいたようで、大規模な騒動が起こる直前の十月十八日の布令で、最近小作人が集団で、地主に対して小作米の減額などを迫っている状況を指摘し、村内社寺での集会飲食を禁じた。騒動以降も、治安状況は不安定であったようで、明治三年（一八七〇）一月十七日の県の布令は、盗賊が横行し「石割」と称して戸口を打ち破るという事態が発生している状況を指摘し、盗賊が出た場合、近隣の家々で申し合わせ、鐘や太鼓などを合図として、鳶口や匕首（あいくち）などで武装し、これを捕縛すること、なお抵抗した場合は殺害を許可すると命じている。

不穏な状況が続くなか、川辺郡での騒動をまのあたりにして、県は緊急に対策をとっていく。騒動の直後、明治二年十二月、県は「不作難渋を唱、騒立ル村々も有之、右体之風習押移候様にては以之外」として、そうならないように村役人・重立ちがしっかり村民を説諭するように命じ、村役人から請印をとった。この時、菟原郡魚崎村では、村役人らが、さらにこのことを村民に伝え、村民から請印をとっており、本庄村域でも同様なことがおこなわれた可能性が高いと思われる。

具体的な救済もはじまる。十二月十一日、県は救済のために管内各村に対して、食糧について困っているものの書き上げを命じた。調査に携わった村役人は、救済の対象として多数の困窮者を書き上げた。これに対して、翌明治三年一月、救済者を身寄りのない老人や子供、凍死寸前のものという狭い範囲に限定するために、県官が直接村をまわって再調査をおこなった。結果は、二月に村役人に通達された。この再調査をうけて、政府が直接救済したものは、のち大坂府に管轄替えとなる豊嶋郡も含めた摂津の管轄区域で六七名、救済石高も二石四斗にとどまった。

兵庫県は、多数の困窮者の救済を、地域での相互扶助によって進めようとし、村役人らにこのことを強く求めた。一揆になれば打ちこわしの対象とされかねない財産家は、県の要請にこたえ、多額の寄付をおこなった（表－3）。寄付額合計を見ると、有馬郡や八部郡にくらべ、菟原郡の寄付額が極端に大きい。そこには酒造地域で非農業従事者が多いこの地域で、村内に多くの困窮者をかかえ、不穏な動きがあったことがうかがえる。青木村の二七〇両余は、御影村・新在家村に次ぐ額であり、深江村の一九一両余も多額であった。なお政府は、明治三年十月、寄付者に対して、寄付の割合に応じて慰労金を渡した。

これらの対処と同時に、騒動が起こる根本的な原因の是正も進められていく。県は、小前騒動発生の基礎的な要因の一つを、村入用の扱いが村役人の専断のもとにあり、さらにかれらの「私慾」によって運用されている点に求めた。

明治三年に入ると村役人の専断を防ぐ措置が次々ととられていく。一月十九日、家格や身分と深く結びついた庄屋の帯刀を

表－3　明治2年の凶荒に対する寄付

摂津全体	米　934石9斗8升4合	金　575両2分187文5分	麦　3斗5升
口妙法寺村	12両	稗田村	35両200文
東須磨村	9両1分110文	河原村	17両2分100文
上谷上村	40両	岩屋村	29両2分220文
石井村	18両3分50文	水車新田	5両1分30文
西小部村	86両2分100文	魚崎村	132両
荒田村	33両1分30文	住吉村	74両3分50文
藍那村	24両	東明村	61両2分100文
烏原村	50両3分	御影村	682両
八部郡 計	274両3分90文	青木村	270両160文
		徳井村	24両
		石屋村	140両3分50文
		打出村	208両
		深江村	191両3分90文
		大石村	183両40文
		新在家村	440両
		横屋村	50両1分150文
		住吉村	27両200文
		畑原村	6両72文
		篠原村	54両1分150文
		菟原郡 計	1634両112文（2634カ）
		船坂村	22両2分10文
		上山口村	60両240文
		湯山町	121両
		有馬郡 計	203両3分

＊八部郡・菟原郡の合計はあわない。　『兵庫県史料11』
＊住吉村は原史料において二度記載されているため、それにしたがった。

禁止、同月、庄屋年寄入札を村が願い出た場合、不正がないように県庁へ入札した箱を封印したまま運び、そこで開票することを規則として制定、二月十七日には郡村に関する規則を改定し、規定を綿密化し、村入用については、県自身、入用帳についての雛形を作り、その形式にしたがって直接各村が入用帳を提出することを求めた。この改正により、村役人による村入用帳簿の非公開を是正し、一般農民への公開を可能にしようとしたのである。さらに十月には、名主庄屋年寄だけでなく百姓代についても、小前入札の上、願い出るものとされた。

このような県と村の関係、庄屋と村民の関係を制度的に明確にし、地域運営において一般村民の意向を配慮することによって、統治を円滑にしようとする方向は、廃藩置県後もさらにつづけられていくことになる。

四民平等政策による新たな地域運営

明治四年（一八七一）四月、政府は全国統一の戸籍法を公布した。この法令による戸籍は、明治五年中に作成することが規定されていたため、この年の干支の名をとって、壬申戸籍とよばれた。ただし三府（東京・京都・大阪）および開港場をもつ府県は、すぐに作成にはいることが規定されており、開港場神戸のある兵庫県もこれにしたがった。隣郡の八部郡各村では、明治四年八月に戸籍の作成を具体的にはじめており、本庄村域でもこの時期に戸籍作成が進行していたとおもわれる。

この戸籍の特徴は、その前文で国家が保護すべき人々を一般的に把握すると述べている点に明確にあらわれているように、人々を身分でなく、居住地でとらえようとするところにあった。よってこの戸籍では、華族（旧大名・公家）・士族を含めたすべての人々を居住地の屋敷の番順に記載した。

徳川政権下において、町や村の区分は、町ならば町人が居住、村ならば百姓が居住というように身分と切り離しえないものであった。戸籍法は、身分によらず居住地を基礎とする人身把握をおこなうものであったから、この町や村とことなる、あらたな戸籍業務のための区画（戸籍区）と業務をとりあつかう人物（戸長）を置くことを規定していた。戸籍区については、近世以来の七、八カ村を組み合わせてつくることとされていた。

第一次兵庫県では、明治四年八月十四日、県内を六四区の戸籍区にわけた。この区割は、旧幕府領の組合村を基準としてこれを組み合わせたものであった。本庄村域は、第一八区で旧組合村の芦屋組がそのまま単位となっていた。この戸籍区は、第二次兵庫県成立による管轄区域の変動により、明治五年二月、五〇区に編成をかえられた。これにより本庄村域は、東青木・

西青木・青木が、郡家・住吉・野寄・岡本・田中・横屋・魚崎とともに第一六区となり、深江は、田辺・北畑・小路・中野・津知・三条・森・芦屋・打出とともに第一七区となった。この時、第一六区の戸長には、田中村の川端新次郎、第一七区の戸長は、小路村の臼井幸次が就任した。またこの時、兵庫県は戸長給与の徴収方法を、寄留もふくめた現人口一人につき年間一銭ときめた。

写真－１　深江の深山家に伝来した氏子札
（神戸深江生活文化史料館蔵　深山健二氏史料）

この戸籍法は、明治四年七月に出された大小神社氏子取調規則と一体のものとして作られていた。この規則によりすべての人民は、どこかの神社の氏子となり、氏子札をもつことが強制された。しかも他所へ転居した場合、そこの神社の氏子札をあわせもつとされた。ここでは神社の氏子であることは、個別の神社への人々の信仰の問題とはされていなかった。むしろ国家の宗祀とされた伊勢神宮を頂点とする神社体系に、戸籍によって把握された全国すべての人々を組み込み、すべて天皇による統治の対象であることを明確にしようとするものであった。

したがって、氏子取り調べの業務において戸籍を扱う戸長の位置が極めて重要であった。氏子札の受け渡しや死亡した場合その返還は、直接本人と神官のあいだでおこなうのではなく、かならず戸長を介しておこなわれることになっていた。

本庄九カ村と呼ばれた森・深江・青木・北畑・中野・田辺・三条・小路・津知村では、この動きにともなって重層的な氏子圏が改変され、地域と神社との関係を強制的に単純化させられた。それまで保久良神社と森の稲荷神社を総氏神としていたが、明治五年正月、県庁に呼び出され「天朝御規則」を理由に九カ村を分割し保久良神社と稲荷神社に分かれて氏子となるよう、命じられた。北畑村は「両社とも氏神」として反対したが、青木村の属する第一六区戸長と、残りが属する第一七区戸長より、森・深江・青木は稲荷神社、それ以外の六カ村は保久良神社の氏子となるよう役所で裁許が出された。それでも北畑村は尼崎

県の記録を照会するなどして反対を続けたが、戸籍表に氏神を書くことが出来ず、第一五・第一六・第一七区の戸長の説得もあり、この年の四月、分離にやむなく合意した（『本山村誌』）。

しかし、氏子は特定の神社と深く結びつき、祭礼のときの参加権など町や村の構成員の権利にも関係していた。その性格を、特定の地域に居住しているすべての人々を一般的に対象とする行政の論理にしたがうものにかえていくことには無理があった。そのため、政府による氏子取り調べは、はやくも翌明治六年五月には中止されてしまうのである。

「四民平等」と徴兵制度

明治四年（一八七一）七月の廃藩置県により統治身分としての士族が解体し、政府の官僚が統治を一元的に担うようになったことを受けて、戸籍を端緒としてはじまった身分による区別をつけない行政は、全般的に「四民平等」政策へと拡大していく。

八月には、華士族平民間の通婚の許可、えた・非人などの平民身分への編入による賤民身分の廃止（いわゆる「解放令」）、無礼打ちなどの武士の特権が廃止された。また明治五年一月に改正された戸籍法では、それまであった住民の土地移動を制限する監督官庁の許可制が廃止された。これにより、戸籍における身分記載は原則的に廃止された。

さらに身分としての士族の解体は、かれらが軍事力を担っていただけに、これとかわる身分に基づかない新たな統一的軍事力の創出を必要とした。明治六年一月九日、国内の治安維持を中心とする軍事機構が、東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の六鎮台制に整備された。この軍事力の担い手は、国民皆兵主義にもとづく徴兵制度に求められた。

徴兵制度は、明治五年十二月二十八日の全国徴兵の証書および「徴兵告諭」と、これを具体化した徴兵令が明治六年一月十日に発布されたことにより開始された。徴兵方法は満二〇歳の男子を徴して徴兵検査をおこない、合格者から抽選で、各鎮台に必要な兵数だけ服務させた。服務期間は常備軍三年、年一度の短期服務期間が課される二年の第一後備軍と、特別の招集にそなえる第二後備軍二年の合計七年間とされた。また一七歳から四〇歳までの男子は全員国民軍として兵籍に登録され、非常の際には動員されることになった。

徴兵令には、多くの免役条項があったが、明治二十二年の改正により、ほぼ国民皆兵主義の実態がそなわった。

兵庫県の一九区制と本庄村域

廃藩置県後の政府の政策によって、旧支配身分である士族も

ふくめたすべての土地人民の一元的な把握がなされたため、戸籍業務だけでなく、地方制度全体も、それぞれの身分に基づくものから、居住地に基づくものに変えられていく。明治五年（一八七二）四月九日、政府はそれまでの農民身分の役職である庄屋・名主・年寄などをすべて廃止し、土地人民に関係する一切の事件をあつかう役職として戸長・副戸長と改称することを布告した。

この法令によって、戸籍のみを扱う戸長と戸籍区、庄屋・名主などの農民身分にもとづく役職両方が廃止されるとともに、新たに身分に関係なく地域全体を統括する区画・制度がつくられた。兵庫県は、区画に大小がなかったが、区画を大区・小区の二段階にわけた府県が多かったこともあり、これを全国的には大区小区制度という。

兵庫県では、この年六月から九月にかけて、地方制度が大改正された。旧来の戸籍区二、三区程度の区画を一区とし、県下を一九区に区分したため、これを一九区制という。本庄村域の属する菟原郡第一六区、一七区は一つとなり、第六区となった。

この区ごとに区長もしくは副区長一名がおかれ、かれらを中心に区での諸事務を遂行するために「会議所」が設けられた。隣村魚崎村では、村運営機構にも「会議所」という名称をつけており、本庄村域でも同様の制度がとられたことがうかがえる。各村には村を運営する役員として戸長と副戸長がおかれ、さらに村内一〇戸を標準に什長がおかれた。県による各役員の職掌は表－4のとおりで、区長（区）→戸長（村）→什長という県の命令の伝達遂行が強調されている。また県全体としては、県庁とは別に総区事務所がおかれ、ここに区長のうち五名程度が居合区長として詰め、県庁と各小区との連絡にあたった。

第六区では、第一六区の戸長であった川端新次郎が区長に選出された。また各村におかれた戸長・副戸長は、さしあたって旧来の庄屋・年寄など村役人層が選出されており、役員そのものが実態として急激に変わったわけではなかった。深江村では、明治五年、この新たな戸長に、庄屋であった中田善右衛門、副戸長に年寄の永田平兵衛が選出された。副戸長は、翌年吉井与左衛門に交代、またこのときまでに田中治兵衛・石田栄蔵の二人が什長に選ばれていた。さらに

表－4　19区制における区長・戸長・副戸長・什長の職制

区　長	布告布達の区内への通達・戸籍事務・風俗規制・什長決定・区内諸事上申など
戸　長	布告布達の村内への通達・戸籍調べ・風俗規制・什長選定・村内諸事上申・租税とりまとめ
副戸長	戸長に準じる
什　長	区長・戸長からの伝達を各戸に通達、戸籍調べ、租税区入費村費の割り当て

戸長は、明治七年十一月には、永井庄左衛門、さらに八年一月には再び、中田善右衛門、二月には、再び永井庄左衛門が就任している。また青木村では、明治七年三月までに山形忠左衛門が戸長に就任した。

区長・戸長の選出は、区域内各戸によって入札し、それを封印したまま県庁にはこび、そこで開票するという方法がとられた。副戸長は、区長開票の上、県庁に結果と入札の札が送付されることとなった。什長については、区長・戸長相談の上で選任するとされた。この方法には、入札について途中で疑惑がおこることの防止と、区長・戸長の最終選任権の県による確保というふたつのねらいがあった。なお入札の方法は、「入札規則」によれば、自筆署名捺印（代筆の場合は、代筆人の名前記載の上捺印）で、白票および多数の名前を書くことは禁じられていた。

深江村では、この戸長入札が、明治九年に確認できる。この年、四月二十九日、永井庄左衛門は退任、県庁の許可を得て入札を願い出、五月六日これを執り行っている。結果、岡田庄蔵（正）に落札したが、同人が病気のため、さらに十二日、正寿寺の御堂に村中一統が集まったが相談がまとまらず、一時その選出は副戸長である中田秀造の預かりとなった。五月二十九日、村中一統が集会し、入札を行い、六月八日入札が終了したため、什長立合の上封印して、田中村の区長のところに運んでいる。入札結果は、十二日に知らされている。

村の性格の変化と地租改正

廃藩置県以降、村や区は百姓の身分団体ではなく、一定の地域を対象とした団体としての性格を強めていく。近世以来、貢租の納入は百姓身分の団体である村全体の共同責任（村請制）とされていた。これは、一面では村が領主によって強制的に人々をしばりつける単位であったことを示すとともに、他面では直接の領主の介入なしに租税を村民から徴収しうるという村の自主的な行政能力の高さをあらわすものでもあった。

しかし身分制を前提とした村の運営は、廃藩置県で制度上認められなくなった。身分制度に頼らず、個人の土地所有を認めるかわりに、所有地の税額を確定し、租税を個人から徴収するシステムを形成するために地租改正事業が行われると、このことはいっそう明確化した。村の運営についても、身分団体でなく、地域団体にふさわしい制度導入が焦眉の課題となっていく。

兵庫県の地租改正事業は、明治七年（一八七四）四月からはじまった。土地の実測による地図の作製と面積の確定は、明治八年の前半期にほぼ終了したようで、表－5に示したように深

江村では、この年一筆ごとの反別を分類集計した反別総計がつくられている。なおこの過程で、地域的にまとまりを基本として町村の合併が進められていった。政府は、明治六年二月、二〇戸以下の小村の合併を指示し、さらに地租改正事業の円滑な遂行のため、土地が入り組んでいる村々の合併を積極的にすすめた。このような中で本庄村域でも、明治九年二月十五日、青木村と東青木村が合併した。

表－5　深江村地租改正による土地改正反別総計

田	55町2反3畝9歩
畑	15町2反1畝24歩
宅地	9町7反7畝24歩
木畑	6反8畝18歩
荒地	4町5反1畝15歩
堤	3反4畝24歩
海岸	1町2反4畝
山	3町6反5畝18歩
墓	4反2畝9歩

「松田家文書」2巻より

土地所有者とその土地の面積と場所が確定すると、租税納入額の基礎となる地価の算定作業に移る。地租改正を担った区長らは、税額の基礎となる地味の善し悪しである地位等級や納入における米価の設定方法などについて、会議方式をとって住民の納得を得ようとした。地租改正においては地位等級の決定や米価の設定基準などが、村での合意、村の代表からなる区会での合意、区長の集会（県会）での合意、それの区や町村での承認という合議の積み重ねで行われたのである。

このように地租改正の進行に伴い、会議方式というあらたな秩序が地域社会へ浸透していくのであるが、この経験は、地租改正の最終段階で政府＝県の地租額の押しつけや、不当とおもわれる課税に対する反対のときの運動形態としても利用された。

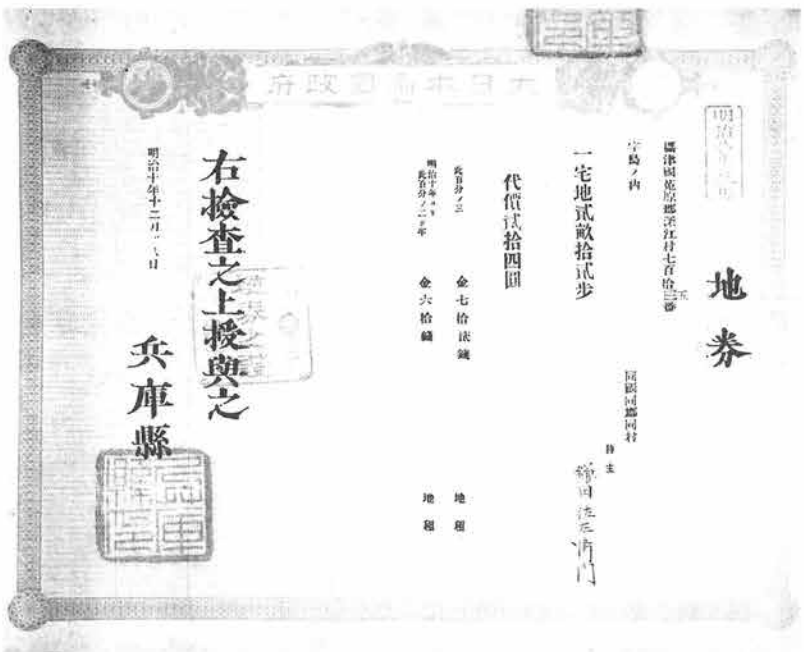

写真－2　明治8年の地租改正を経て深江村・鎌田佐左衛門に発行された地券（神戸深江生活文化史料館蔵）

地租改正は、政府＝県が内達した収穫量を各村が承認し、政府に対して請書を提出すれば終了するのだが、この過程で問題がおこった。それは、地域において会議の積み上げによって算定された地位等級およびこれに基づく各村の一反あたりの平均米収と、県が独自の基準で設定した各村の見込額に大きな食い違いがでたことにあった。

県の示した額は従来の貢租額をこえるものではなかったが、農民自身が算定した額より概して高額であったため、県算定額の引き下げを求める動きがおこった。摂津地域では、明治八年末、県から各村に算定額が内示されると、増租となった村々から農民算定額での地価算定を求める訴えが相次いだ。

このような事態のなか、県に協力して地租改正事業を進めていた七名の区長は、明治九年二月、地価算定を地租改正施行規則の手続きによること、種肥料代・利子率については再考すること、改租確定まで旧税据置とすることなどを案件として臨時県会を開催するよう上願した。これによる臨時県会は二月十日開催された。その結果は資料上不明であるが、改租確定まで旧税据置とすることなどはいったん認められたようである。

この旧税据置の認可の背景には、この時期の相次ぐ天候不順があった。深江村では、明治六年は干害があり、県に検見を申請している。さらに明治七年八月一日から三日かけて大雨が降り、三日午後九時頃とくに激しくなり、芦屋川・津知川・四ツ松川・串田川・横川の堤防が切れ、三〇軒もの家屋が浸水した。また明治九年は、西日本一帯が大干害に見舞われ、菟原郡での被害は大きく、総田地の半分はまったく稲が実らなかった。

被害は本庄村域でも深刻だったようで、森の稲荷神社で、森・深江・青木の三カ村は、同年八月二十二日から二十八日、さらに九月九日から十三日まで雨乞祈祷をした。被害の詳細は不明であるが、深江村に田地を持つもの二七名は、七二円一〇銭四厘を兵庫県から無利子五年賦で借用するに至っている。

また政府も、明治十年一月、地租を地価の三%から二・五%に変更し、一七%弱の地租引き下げを余儀なくされた。民費も地租の五分の一以下とすることが定められた。これによって、他県・他町村と比較して不満を持つ町村はあるものの、全体としては地租改正に対する住民の不満をおさえることが可能となり、以降各村の請書提出は急速に進んでいった。

摂津では、耕地宅地の租税額は、改正以前の三カ年平均の三八万五二三六円、地租改正時の三七万二三八一円に対して、三一万三一八円と減額された。政府が旧貢租以上の租税をとることは不可能であった。地租の固定化の下で、新たな賦課を行う

場合、住民が課税を、当然であるとして納得することが必要となっていく。このような課税には、納税者の同意が必要であるという租税協議権に基づく考え方の下で、町村会の導入など、新たな地域運営の理念が社会に浸透していくのである。

町村会の導入

近世以来の村はさまざまな利害をもち、ことなる意見をもつ人々が生活する地域を統括する団体へと転換していく。その村を円滑に運営していくために、兵庫県は他村者をふくむ人々の納得を得ることのできる機関として町村会を積極的に導入していった。

明治六年（一八七三）九月、全国にさきがけて、兵庫県は「民会議事方法撮要」を各村に布達し、県会・区会・町村会を開催する方針をだした。県の構想は、三つのレベルの民会を同時、もしくは県会から開催しようとしたものであるが、同年十一月二十六日、あらたに「民会議事章程略」「町村会議事心得」が、各町村に布達され、町村会→区会→県会と開催順序を逆にして、議会を開催していく方針に変更された。

「章程略」によると、町村会は、住民から選出された「議事者」と議長をつとめる戸長によって構成される。区会の議員は、各町村戸長と各町村会議員から選出された議員によって構成されていた。任期は二年、年四回開催され、議長は区長とされた。討議内容は、区内開化・郷社運営・諸費の検査・小学校取締・病院・区レベルの水利土木・治安補助・県会議員の互選などであった。ただし町村会とちがい、区会には、区を代表する権利はなかった。議決にたいして県が不認可権をもっているのは、町村会と同様である。

県が最初に制定した町村会の議事項目にすでに町村経費の徴収・監査、町村名義の訴訟、貸借などがあげられていた。しかしこの規則では、この項目をいかに具体的に運用するかという規定を欠いており、またかならずしも町村会をつくらなくても良いとされたため、この項目は十分機能していなかったようである。そのため村入用（村費）や貢租の納入をめぐる村民と区戸長の争いが県内各地でおこっていたようである。深江村でも、明治九年五月、明治八年の年貢納入と関連して、副戸長と什長たちの間でトラブルが起こっている。

県はそのような困難を打開しようとして、町村名義での公借・共有物購入売買・土木起功の際、町村戸長および不動産所有者の六割以上の連印を必要とするという規則案を県会（区長会）で議決した上で、明治八年十二月、その施行を政府に伺い出た。この規則案は、政府によって一般的な法令として出されること

となり、明治九年十月「各区町村金穀共有物取扱土木起功規則」として全国に布達された。兵庫県の規則案では、区での公借などは規定されていなかったが、この規則では、正副区長および区内各町村総代二名のうち六割の連印が必要とされることになった。また町村の連印については、総代を選んでそれに代理させてもかまわないこととなった。

飾磨県などと合併後の明治九年十二月、兵庫県はこの規則にそって、区町村一般的な運営のために新たに全県に区会・町村会の議事章程（議会開催規定）を布達した。なお本庄村域では、この時期の町村会の開催については、史料上確認できない。

2　地方三新法と連合町村制の時代

地方三新法の制定と兵庫県の制度改正

明治十一年（一八七八）七月、政府は新たな地方法令として、郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の三つの法令を制定した。この三法令によって、総合的な地方制度が作られたため、これを総称して地方三新法という。この三新法は地方全般に関する最初の体系的な政府の法令であった。そこでは旧来の制度が整理されるとともに、府県会・郡役所・町村戸長役場が設置され、それぞれの性格・職務、財政運営の方法が確定された。兵庫県では、明治十二年一月から、三新法に基づく制度改正が進められた。

郡区町村編制法により、大区小区という地理的区画分けは廃止され、あらたに郡区・町村という区画分けがなされた。これにより「兵庫県摂津国第六区菟原郡深江村」のような地名表示が、「兵庫県摂津国菟原郡深江村」と表示されるようになった。

区（区長）―村（戸長）という地域運営の制度は、県―郡（郡長）―村（戸長）と変化した。兵庫県の場合、大区小区制期にすでに三新法で実現する施策の先取りがなされており、これが整備されたところに特徴があった。区を単位とする行政のための機構はさらに統合され、一郡レベルの機構である郡役所へ集中された。また県や区レベルでの議事機関は、制度としては県会のみに統一され、ここに不十分ながらも予算審議に関する権利が与えられることになった。そして区という近世の組合村の伝統を引く地域運営単位はいったん制度的に消滅したのである。

郡役所の機構

新たな機構である郡役所について見てみよう。本庄村域が属する菟原郡とこれに隣接する八部郡・有馬郡の郡役所の位置および管轄町村数・人口数は、表―6の通りである。

表－6　菟原郡・八部郡・有馬郡の郡役所の位置および管轄町村数・人口数

郡　名	郡　長	役所位置	町村数	戸数	人口
菟原郡	松本織之助	住吉村	43	6,985	27,313
八部郡	武井正平(一等属)	奥平野村	36	3,552	15,842
有馬郡	山崎矩員(六等属)	北三田町	92	6,989	32,306

『明治十二年度兵庫県統計概表』より作成。
＊（　）内は郡長就任以前の県の役職。武井正平は神戸区長の兼任。
松本織之助は旧第八区区長。

明治十三（一八八〇）年十二月二十日、菟原郡の郡役所は武庫郡役所と合併し、武庫菟原郡役所として再設置されることとなり、郡役所は西宮に置かれることとなった。菟原郡の村々は、これを不便であるとして移転不服を唱えた。移転直前に各町村戸長から委員四名（木原熊吉・九鬼兵次郎・高浜辰吉・吉田亀之助）を選出し、新庁舎へうつることを延引してほしいと菟原郡役所へ願い出たが、訴えは無視された。そこで各町村からの議員四五名（ほぼ一村一名）およびこの件についての委員四名による郡連合会を開催し、そこで単独での郡役所設置の可否を討論したようである。このような運動にもかかわらず兵庫県は、単独郡長設置をみとめなかった。菟原郡の各町村は、合併後さらに住吉村で連合町村会を行い、分離請願を議論したが、意見がまとまらなかった。

その後明治十四年末には、今度は、菟原郡を武庫郡から切り離し、神戸区（ほぼ現在の中央区・兵庫区）を挟んで西側の八部郡（ほぼ現在の須磨区・長田区）と郡役所を合併する計画が持ち上がった。これは明治十四年から県会で神戸区の予算を郡部とは別に議定することになり、これに連動しそれまで神戸区と一体で運営されていた八部郡役所の機能を切り離さなければならなくなったことによる。八部郡は単独では、郡を構成するには小さかったため菟原郡との合併が考えられたのである。詳細は不明であるが、菟原郡内でもこの方向に同調する村があったようである。これに対して、明治十四年十二月二十七日、深江村戸長岡田正蔵、青木村戸長奥田義俊をはじめとして、郡東部の打出村・芦屋村・三条村・魚崎村・野寄村の戸長は連署して、八部郡との合併に反対し、現在の武庫郡との合併を維持する意見書を県令に提出した。この意見書がどの程度効果を発揮したかは不明であるが、結果として八部郡との合併は行われなかった。

郡役所は県庁機構の最末端を担う完全な行政機構であった。郡長は八等官相当、郡書記も十等から一七等相当の官吏とされた。郡長の任命は県令がおこない、郡書記は郡長の選任により県令が任命することとなった。これによって旧区長にあった住民の代表としての機能は失われ、町村に対する監督的な行政機

構となった。

旧来の区長の多くは郡長や郡書記に転任していったようで、菟原郡長には第八区（現、西宮市域）の区長であった松本織之助が就任した。菟原郡と武庫郡の郡役所が合併し、明治十三年十二月、渡辺徹が武庫菟原郡長に任官した。彼は明治十八年六月飾東郡長に転任、その後は、田中稔助が郡長となっている。

またそれまでの区会や小区会という議事機構は制度的にはなくなり、郡役所と対応する議事機構も常置されなかった。しかし兵庫県の町村会規則は、町村が連合して連合町村会を開催することを認めており、これを利用して菟原郡では、前述したように明治十三年に全郡連合町村会が開催された。菟原郡では、三新法が実施される明治十二年度から一郡四三町村による連合町村会が定期的に開催されることになったようで、最初の全郡連合町村会では、そのための名札や議員番号札の新調費が予算にかかげられていた。

この時の全郡連合町村会の議題は、費用の負担についてであった。内容的には、①摂津五郡および神戸区で維持する神戸中学校の費用負担についての一区五郡（兵庫県の摂津部分）連合町村会の費用、②先に述べた全郡連合会用の札の費用、③難破船についての費用、④新たに県が設置した医学校への入学生二名への学資補助の費用であった。

単独戸長役場制から連合町村戸長役場制へ

次に三新法期の西摂津の各村の運営のあり方を見てみよう。この時期の地域運営は、戸長とその役場、村内の有力者からなる什長および什長集会、町村会議員による町村会によって担われていた。

まず戸長および戸長役場から見てみよう。三新法により全国の町村ごとに戸長がおかれることになった。兵庫県では、大区小区制期から一町村一戸長を原則としていたため、これによる戸長管轄範囲については大きな変化がなかった。なおこの法令によって戸長が事務を行う場所は、会議所から戸長役場とよばれるようになった。

三新法は戸長の性格を「行政事務ニ従事スルト、其町村ニ理事者タルト二様ノ性質ノ者」とし、一方で行政組織の末端の准官吏として「官等外一等ニ準スル」と位置付けるとともに、他方で町村住民の理事者と位置付け、その二面的性格を明確にした。兵庫県は、明治十二年一月八日、戸長の行政事務について事務章程を布達した（表－7）。これによれば町村に対する県・政府の事務は全て戸長の事務とされていた。またこのような性格規定に見合って、戸長の給与支出方法もかわった。

表－7　戸長の行政事務についての章程

①　布告・布達を管内に示す。
②　地租および諸税を取りまとめ上納。
③　戸籍事務。
④　徴兵下調べ。
⑤　地所・建物・船舶の質入れ・書入れ・売買の証明。
⑥　地券台帳事務。
⑦　迷子・捨子・行旅病人・変死人その他事変あるとき警察署に報知。
⑧　天災または非常の災難による窮迫者を具状。
⑨　孝子・節婦その他篤行者を具状。
⑩　小学校の学資金。
⑪　管内人民の印影簿を整置。
⑫　諸帳簿を保存・管守。
⑬　官費・府県費に係る河港・道路・堤防・橋梁その他修繕・保存すべきものについて利害を具状。
⑭　その他県令・郡長からの委任事務。
＊町村の理事者として町村かぎりの協議費で支出する事件については県は関与しない。

戸長給料および役場費は、それまで各町村の協議費で支出されていたが、これによって行政事務に関する経費は地方税支出となった。これは一面では、村民と戸長の直接の関係を弱めるものであると同時に、他面では町村における戸長の給与額を安定させ、政府が求める行政事務の遂行を可能にしようとするものであった。新たな制度は、明治十二年七月に導入される。深江村では、大区小区制期に戸長をつとめていた永井庄左衛門が、三新法下でもそのまま深江村戸長に任命された。

兵庫県では、この単独町村戸長役場制は、一年しか続かなかった。明治十三年四月、兵庫県は県会で三〇〇戸に一役場を置くという戸長役場制の改正を提案、県会は、これに対して経費の節減と事務能力にすぐれた戸長の雇用がはかれるとして提案に反対しなかった。これをうけて同年六月二日連合戸長役場制が布達され、七月一日から実施された。連合戸長役場は、菟原郡では西から東へ、番号で名前がつけられた。

本庄村域の連合戸長役場

菟原郡では、明治十三年（一八八〇）六月二十五日、郡長渡辺徹が郡内の戸長配置と戸長役場位置を布達した。本庄村域に関しては、深江村・森村・津知村・三条村・芦屋村を菟原郡第九戸長役場所属とし、戸長役場を深江村に置くこと、また青木村・西青木村・北畑村・田辺村・小路村・中野村・田中村を菟原郡第八戸長役場所属とし、戸長役場を田中村平野九兵衛宅に置いた。第八戸長役場区域では、岡本村の国富武太郎が戸長に就任した。

戸長は連合町村で一名となり、役場には他に数名の用掛とその下に筆生が吏員としておかれた。戸長に対して兵庫県は公選による選出法を同年六月三日布達した。個々の町村から相対的

に離れ、数カ村を担当する戸長に対して事務上の執行能力の強化がはかられるとともに、給与の増額が行われた。

連合町村戸長役場制の導入の様子を、深江村を含む第九戸長役場区域から見てみよう。同区域の町村に戸長の新たな配置が告げられたのは六月中旬、二十五日には深江村に戸長役場を置くことが布達され、さらに二十六日には戸長の投票用紙が下げ渡された。七月一日、三条・森・津知の三村は、深江村に対して、近世以来山論などで対立関係がある芦屋村を除く四カ村で戸長選挙など、戸長役場運営について結束していくこと、その担保として申合書を作成することを持ちかけた。深江村では、二日村中で集会し、これを議論するとして、すぐさま同意しなかった。二日には深江村では、人が集まらず議論ができなかったようで、三日に三カ村に対して同意との返事を行ったようである。しかしこの遅れのため、三カ村は、合意した人物への投票をなさず、自村の戸長に投票した。そのため有権者の多い芦屋村から久保平兵衛が戸長に落札した。七月十七日、深江村等四カ村は、芦屋村に出向き、久保の戸長就任を承知、さらに用掛として深江村永井庄左衛門が就任することが決まった。永井は、深江村の什長らにこれを知らせ、承認を受けた上で、翌十九日に承諾した。

次に問題となったのは、役場の位置であった。役場位置は、県によって深江村とされていたが、戸長役場区域中央の津知村、さらには七月二十二日には、戸長居村の芦屋村ではどうかという意見が、深江村にもたらされた。深江村では、二十六日什長が集まり、布達どおり深江村に戸長役場を置くことを確認、これを芦屋村に伝えた。新戸長は、深江村には月に十日、芦屋村で二十日務め、深江村の戸長役場には代人を置くと伝えた。

さらに役場文書の保管場所も問題となる。新戸長は、戸籍帳印形簿、地券台帳を芦屋村へ提出することを書面で求めたが、深江村ほか三カ村はこれに応じず、深江村の新戸長役場ができてから、ここに移すことを決めた。種々議論はあったものの新戸長もこれを認めた。これによって、八月十一日、永田氏倉庫の附属施設を利用し、ようやく新戸長役場は開設され、十二日には諸帳簿も引き継がれた。これにともない深江村では、旧戸長役場に什長が集まり、村の代表たる総代の入札について議論をはじめている。

深江組と青木組戸長役場の機構

この時期の戸長役場は、機構としては整備されはじめたばかりであり、村の連合体的な性格が強い場合が多かった。菟原郡第九戸長役場成立過程において、深江村ほか三カ村は、明治十

三年（一八八〇）六月三十日、連合村で会議を役場の運営機構について合意しているが、それによるなら役場用掛を各村に一名ずつ派遣することとしており、月給も深江村五円、森村一円八〇銭、三条村一円、津知村五〇銭とし、この給料が多額であるため、戸長の月給は六円に抑えることを決定している。これがどの程度実際に行われたかは不明であるが、用掛の派遣は、現実には各村一名が戸長役場事務を担当することにほかならない。なお連合町村戸長役場制がとられると連合町村全体に関する町村役場費などの経費は、連合町村会で決定されることとなり、連合町村会は恒常的に開催されるようになった。

また深江村で見られるように、各町村は、戸長が一村を代表しなくなったため、それぞれの町村は、町村を代表するとともに町村かぎりの諸事務をおこなうものとして、総代（もしくは人民総代）を選挙で選出した。総代は、戸長からの諸達書を村内に回覧や、戸長役場の事務を個々の村で実際に遂行するという役割もはたした。給与は、それぞれの村の協議費から支出され、村の規模によってその額はことなっていた。明治十四年五月頃の本庄村域に関係する村総代は、深江村が岡田正蔵、青木村が山形忠三郎であった。

連合町村戸長役場の設置は、一面では旧来の惣代庄屋や大庄屋の管轄区域から区へとつながる単位が、三新法施行一年にして、姿を変えて復活してくるという側面をもった。しかし同時にこの戸長役場制は、菟原郡では住吉村のような大村でさえも連合の対象となっており、菟原郡では御影村のように一市街をなす大町村以外、単独で戸長役場を置かれることはなく、戸長役場の名称にもあらわれているように極めて画一的なものだった。

本庄山境界の画定と山林原野地租改正

このような戸長役場制度がとられたのは、山林原野の地租改正、明治十二年（一八七九）のコレラの大流行への対処、小学校教育の推進などが緊急の課題として存在し、戸長に対してこれらの事務を遂行することを求めることにあった。このうち連合町村制の画一的導入には、山林原野の地租改正が深く関係していた。山林の入会は農業経営や日常生活に欠かせないものであった。この入会林野の権利と使用法については近世以来複雑な慣習が存在した。兵庫県は、耕地や宅地の地租改正の終了後、明治十二年末から山林原野の地租改正を本格化させる。山林原野地租改正は、この複雑な用益権を整理して所有権者を確定しようとする。そのため官有（国有）か民有かの確定や、用益権をもつ村々の間での権限の確定などをめぐって、さまざまな紛争がおこった。一村に一戸長では、このような村の利益に戸長

表－8　本庄山地券毎の面積および地価

地番	面積	地価
748番	324町8反05歩	179円29銭
749番	25町8反	13円80銭
750番	78町9反3畝09歩	43円57銭1厘
751番	98町6反6畝18歩	54円46銭6厘
計	528町2反2歩	291円12銭7厘

「松田家文書」4巻より作成、地番は森村内。

が引きずられ、山林原野の地租改正が円滑に遂行できないばかりか、地域運営全般が停滞してしまう。これに対処するために連合町村戸長役場制の画一的な導入によって、戸長を個々の村の直接の利害から離し、県の求める事業を担える地位を確保しようとしたのである。

本庄村域でも、六甲山中の本庄山について、西側の山路荘の村々との間で争論が起きた。それまでは各村が山地絵図を持っていて入会利用をしてきたが、地租改正を行うにあたって境界が問題になったのである。紛争の詳細な経緯は判明しないが最終的に田中村区長川端新治郎(次)と芦屋村区長久保平兵衛が仲裁に入り、明治十二年三月に境界が定められた(口絵写真参照)。本庄と山路荘の山の境界には各村の代表が押印している。

明治十四年六月十一日に、森・三条・津知・深江・青木・田辺・北畑・小路・中野の九カ村に地券が発行された。

この地価に基づく地租をいかに負担するかについて、明治十四年十月二十日、九カ村は青木村で集会し、九村の全戸数七九四戸で地租の六割五分、規模に関わらず村ごとに三割五分を負担することとした。また地方税については、全戸数で七割、村ごとに三割負担することとなった。各村は、村平等負担分と村の戸数分を合わせた額を村内で徴収することとなった。この複雑な税負担の形式は本庄山自身のもつ複雑な性格を表している。村毎の徴収は、個々の村が対等であることを示す一方で、戸別割は、村ごとの規模の違いに対応したものであった。さらに土地所有でなく、戸＝世帯に賦課するという原則は、山の利用が農業と関連するというよりは、それも含めた生産や消費生活全般にかかわるものであったことがうかがえる。

連合戸長役場制廃止－深江と青木に戸長役場

明治十四年（一八八一）四月の県会で、前年に実施された画一的な連合町村戸長役場制は地域の実状にそぐわないとの意見が多数出された。これは、戸長役場を連合して設置するか単独で設置するかは地域の住民の希望によるべきであるとの建議案に集約された。そしてこの建議案は、県会で賛成四〇、反対六の圧倒的多数で可決された。

山林原野の地租改正がほぼ終了した同年六月九日、県はこの建議を受けた形で、一〇〇戸以上の町村が単独で戸長役場をお

くことを許可した。この時期、山林原野地租改正は、ほぼ終了し、画一的な連合町村戸長役場制をとる必要も薄まっていたとおもわれる。これを受けて、県下で多くの町村が戸長役場設置を出願したが、深江村は、六月十八日、什長一一名が集会し、単独で戸長役場を置くことを決定、六月三十日、単独で戸長役場をおくことを県に出願した。なお深江村と津知村を合併の上、戸長役場を置く構想もあったようである。

菟原郡では、深江村をはじめ、葺合村・筒井村・河原村・新在家村・新生村・石屋村・御影村・大石村で単独の戸長役場設置が認められた。複数で戸長役場を置く場合も、その区域は縮小される場合が多かった。青木村と西青木村は、この時、他村と分離し二カ村で戸長役場を設置した。複数村で戸長役場区域を形成する場合、菟原郡では戸長役場の位置する村名をとったため、青木組戸長役場という名称となった。青木組の戸長には、山形忠左衛門が就任した。

深江村では、九月四日、新戸長役場設置について什長会を開催、戸長役場の経費は地方税から支出すること、戸長役場家賃については村の協議費から支出すること、役場小使については、それまで、村の雑務を扱っていた「歩行（あるき）」をあてることとしている。なお新しい戸長には、岡田正蔵を選出、十月二十一日、旧第九戸長から事務が引き継がれた。

なお単独で戸長役場をもった村でも、連合町村戸長役場区域と同様、村を代表する総代が戸長とは別に置かれた。深江村では、中田秀一、田中治兵衛が、青木村では、木谷角兵衛、林秀義が、西青木村では、中田太左衛門、福井浅次郎がそれぞれ総代に就任した。

三新法による町村会

三新法による町村会の特徴は、建前上は町村が自主的にこれを設けることになっていた点にあった。三新法により政府は町村を「住民独立ノ社会」と位置づけ、私的な住民集団とみなしたため、直接的に町村の運営に関与しないという立場をとった。そのため町村会の設置と開催についても、形式的には町村からの願いによるとの建前をとった。兵庫県では、三新法の制定にともない明治十二年（一八七九）四月、町村会規則・連合町村会規則を布達した。この規則はあくまで準則として、これを参考として各町村が町村会規則を作成するとされていたが、実際には、この規則がほぼそのまま適用され、各町村が規則を作るというのは建て前にすぎなかったようである。

県の町村会規則によると、選挙権は満二〇歳以上の男子で、その町村に本籍及び住居を定めるもの、もしくは満三年以上連

表－9　菟原郡・八部郡・有馬郡の町村会議員および選挙権者および被選挙権者数

	町村数	議員数	被選人数	選挙人数	戸数	人口	比率
菟原郡	43	481	2,035	2,536	6,546	27,670	9.2
八部郡	36	384	1,662	2,232	3,510	15,802	14.1
有馬郡	92	922	5,069	5,285	6,977	32,708	16.2

『明治十四年度兵庫県統計概表』より作成。
比率は、選挙人／人口×100。

続して寄留するものとされ、居住条件が基本であり、これは大区小区期の選挙権より範囲が拡大している。被選挙権は、満二〇歳以上の男子で、その町村内に本籍および住居を定め、その町村において土地（宅地を含む）を所有するものとされ、さらに土地所有という条件がつけ加わった。議員の定数は一〇〇戸未満の村は一〇名、以降三〇〇戸ごとに一名を増すことになっていた。なお議員の任期は四年であった。

この規則による菟原郡の町村会議員および選挙権者および非選挙権者数の概要は、表－9のようであり、ここからほぼ規則どおりの町村会議員定数がとられたこと、町場の多い菟原郡では、他の郡が現在人口の一五％から二〇％が選挙権者なのに対して、一〇％弱と選挙権をもつものの比率が低いことがわかる。

選出された議員は町村会で次のようなことを決定する権限があった。①町村限りの経費（協議費）による事業の起廃・伸縮、②町村限りの経費の徴収・支出方法の決定、③地方税（府県の税）戸数割についての各戸の乗率の決定、④町村共同名義による借金の四項目で、その中心は村運営の費用である協議費の支出入に関する決定であり、それ以外県政・国政に関することを議することは許されなかった。

明治十三年四月八日、政府によって区町村会の開催基準を定めた区町村会法が制定され、町村会を設ける基準が明確にされた。兵庫県はこれを受け、その年五月六日、各町村にこれに基づく町村会規則および連合町村会規則を作り、五月二十五日までに県へ提出することとそれ以前の規則を廃止することを布達した。

本庄村域では、この時の規則は、史料上不明であるが、明治十五年五月には、深江村で「菟原郡深江村会議編集方」がつくられ、戸長と村総代の連署により県に提出され、六月に認可されている。これによれば、町村会は、先に述べた明治十二年の県の準則の四項目に加え、戸毎にかかる税である地方税戸数割について、資産・収入などを勘案した各戸毎の出金の比率を決定する権限をもっていた。また村会議員の選挙権、被選挙権とも、県の準則とほぼ同様であったが、選挙権、被選挙権とも土

表－10　明治13年深江村協議費支出内訳

土木費	360円48銭
衛生費	12円
小学校費	271円22銭
戸長役場費	35円50銭
道路掃除費	16円60銭
井堰用排水路水守費	24円26銭
消耗費	70円
神社諸費	70円90銭
合計	796円94銭

（「松田家文書」３巻　合計は合わない）

地もしくは家屋を所有することが要件とされた点が異なっていた。県の準則からみるなら土地家屋の所有規定を欠く点で選挙権は狭くなり、被選挙権については、土地だけでなく家屋所有者でも認められたことにより、それまでより広くなっている点に特色があった。兵庫県の町村会規則と同様、町村会の議案の発議権は戸長の独占であり、議員は町村会開催三日前までに議案についての意見書を提出できるだけであった。

具体的に町村会でどのようなことが決定され、それは村の運営にどのような位置を占めていたのだろうか。それを探る史料は少ないが、深江村に残された明治十三年と十五年の村協議費の支出内訳から、その一端を見てみたい。表－10は、明治十五年に県からの命令で、明治十三年の深江村協議費の支出を調べ上げて書き上げたものである。表－11は、明治十五年一月から六月まで同年前期と、七月から十二月までの同年後期の協議費の収入および支出を合わせたものである。

表－11から明らかなように、深江村の協議費は、地価割と戸数割からなっていた。戸数割は、小学校費がすべて戸数割で支出されていることでもわかるように、主に住民が全体として利害関係がある費目（衛生費・神社費など）に使用され、地価割は、土地に関連する費目、農業など産業に関するものに使用するという通念があった。協議費全体の中での地価割と戸数割との比率は、費目ごとに、その費目の内容から判断して設定されていたとおもわれる。また全体の費目の中では、小学校費と土木費の割合が高く、小学校費は全体の三割前後、土木費は、十三年

表－11　明治15年深江村協議費支出内訳

収　入	
地価割	384円（地価金１円につき、６厘４毛）
戸数割	90円（１戸につき、40銭　225戸）
学校費戸数割	177円10銭（１戸につき、７銭７厘）
合計	651円10銭
支　出	
土木費	129円70銭（128円70銭カ）
用水路および排水路費	74円60銭（ 84円60銭カ）
水防費	19円20銭
井堰守費	25円40銭
神社諸費	98円
戸長役場営繕費	36円20銭
消耗品費	45円90銭（81円90銭カ）
学校費	177円10銭

なお（　）内は、筆者が推定した数値（「松田家文書」３巻）

で四五%、十五年で二割弱であった。戸数割は、多くの場合、一律ではなく、それぞれの世帯の資産により乗率が賦されており、この乗率は、地方税戸数割の際にも使用されるものであったから、各世帯の資産を見立てる作業に町村会は多くの時間を費やすことがふつうであった。なお戸数割の戸数は本籍者だけでなく、寄留人・同居で別の竈をもっているものも含んでいるため戸籍上の戸の数より多かった。

注意が必要なのは、この町村会とは別に村ごとの独自の集会があった点である。これまで見てきたとおり、深江村では村として行う重要な問題は什長の集会で決定された。明治十四年には、什長はすくなくとも十一名いた。単純に計算すれば、深江村ではほぼ二〇戸に一人、什長がおかれたことになる。町村会規則による村財政運営のために行われ町村会と、具体的な村運営のための什長の会合の両方によって深江村の運営方針は決定されていたのである。

このような二重の会議による町村運営がなされるのは、すでに述べてきたように、この時期の町村が、一面ではさまざまな利害やことなる意見をもつ人々が生活する地域全体を統括する団体へと転換していったと同時に、他面では村有林野などの村有財産や水利権、信仰、地価の修正の最小単位であることなど、共通の利害を近世以来の住民がもっていたことによる。この際前者の機能と関連するのが町村会規則による町村会であり、後者と関連するのが村独自の会合であった。なお町村会規則による町村会の決定しうる範囲が基本的に村財政の審議決定に限られており、制度的に町村会が具体的な村運営方法について決定しうる組織でなかったことも見ておかねばならない。

明治十六年の連合戸長役場制復活

明治十年代盛んになっていく県下の自由民権運動への対抗を直接の前提として、十五年八月ごろから、兵庫県は戸長への統制を強化していく。この月九日には県吏員の政社加入・演説・演説会参加を禁止し、戸長、戸長役場用掛、筆生にも同様の旨を内達した。

三新法によって新たに設置された兵庫県会では、明治十四年政変で政府を追われた大隈重信を党首とする改進党系の議員が多数派を形成していた。明治十六年末には、定員二名の菟原郡でも住吉村の吉田亀之助、葺合村の滝本甚右衛門ともに改進党系であった。かれらは地方自治拡大と国会開設、憲法制定を求める要求運動を進めていた。なお府県会議員の被選挙権者は、県内に本籍をもち、満三年以上居住し、地租一〇円以上を納める二五歳以上の男子、選挙権者は郡内で地租五円以上を納める

二〇歳以上の男子とされた。菟原郡のように人口密集地をかかえる地域は、農村部にくらべて、人口あたりの選挙権所有者の割合が低かった。深江村では、被選挙権者は三三人で、村の人口のわずか四%にすぎなかった。ちなみに兵庫県全体では、選挙権所有者は、二〇歳以上人口の一〇・五%、被選挙権者は五・四%にすぎず、きわめて制限されていた。

明治十六年二月、戸長の選出そのものも旧来の住民による公選から、住民が選出した五名から一〇名の者のうちから県令が戸長を選抜する方式に選挙法を改正し、戸長選出への県令の権限を強化した。

明治十六年六月から七月にかけて兵庫県は戸長への統制をさらに強めるとともにその位置づけを大きく変更した。六月二十一日、戸長による役場吏員の勤務評定とその報告を郡長が毎月確認することが布達され、戸長役場自身の統制もつよめられた。また七月一日には「戸長准官等並俸給表」が布達され、戸長の職階的給与体系が確立、上級等級の戸長の場合年給で二〇〇円をこえ、専門職としてつとめられる給与がだされるようになった。同日、この戸長の専門職化を前提に同日戸長役場区域の拡大が布達され、基本的に単独戸長役場はみとめられなくなり、県内では二九町村をのぞいて、すべて連合町村戸長役場制（役場数三七六）となった。戸長役場名は、所在町村名を最初につけ、〇〇組役場と呼ばれるようになった。本庄村域でも明治十四年の戸長役場区域の改正から大きな変更があった。青木組の青木村と西青木村、魚崎組の魚崎村と横屋村は合併し魚崎組になり、戸長には、魚崎村の松尾仁兵衛が就任した。深江村・芦屋村・三条村・津知村は深江組となり、戸長には芦屋村の久保平兵衛が就任した。

明治十七年の地方制度改正

明治十七年（一八八四）五月七日、政府は三新法における町村のあり方に対して全面的な改正をおこなった。これは「明治十七年の改正」と呼ばれるものであるが、これは前年に兵庫県などでおこなわれた改正を全国法として整備したものであった。

これによって五カ村五〇〇戸を基準に連合町村戸長役場区域をもうけること、その区域の戸長を官選（住民の投票による上位者三名もしくは五名のなかから県令が選抜）することとなったが、これは兵庫県ではすでに前年に実施済みのものであった。明治十六年の兵庫県での一番大きな制度的な変更は、区町村会法の改正に基づくものであった。

三新法によって政府は町村を私的な住民団体とみなし、直接に町村の運営に関与しないという建前をとっていた。そのため

町村会に対する規制はあくまで住民への行政指導としておこなわれており、町村会規則の作成も許可制であった。ところが十七年の改正では、町村会は政府の一機関に準じるものとされ、町村会規則は政府によって作成され、県令が画一的に施行するものとなった。政府は町村協議費のなかから一定の費目を公的なものとして分離してこれを町村費とし、町村会はそれのみを議定するものとなった。これによって信仰にかかわる費用はすべて私費とされたのである。

兵庫県は明治十七年の改正にもとづく町村会制度の改正を明治十七年七月ごろから開始した。七月十四日「兵庫県町村会規則」が出され、また同日、戸長役場区域の連合町村会で決定すべき費目を、戸長役場費および土木・教育・衛生・災害予防・警備の費目のうちで連合町村会で選択されたものとすることが布達された。九月には戸長役場の呼称が改正され「何々組戸長役場」が「何々村外何ヶ村戸長役場」と役場所在地の町村名を頭に区域内の町村数を表示する方式にあらためられた。魚崎組は、魚崎村外三ヶ村戸長役場、深江組は深江村外三ヶ村戸長役場と称されることになった。

戸長役場の機能強化

明治十八年（一八八五）一月二十三日、新たな戸長選挙法が布達された。選挙権は二〇歳以上の男子で、その区町村に住居し、その区町村に地租を納める者とされた。被選挙権は年齢要件が二五歳以上である以外は選挙権の要件と同じであった。

町村会議員および戸長の選挙権・被選挙権とも、地域の選挙であるにもかかわらず、政府と国民を直接つなぐ地租納入があらたに選挙要件の基礎となった。それまでは戸長・町村会議員の選挙権については居住していることを基本としており、地租納入の有無は要件となっていなかったのであり、ここに国家によって公的であると位置づけられた戸長や町村会の特徴があらわれていた。

郡連合町村会の議員は、戸長役場区域内の各町村の議員によって選出された。明治二十一年の武庫菟原両郡連合町村会の場合、武庫郡から一〇名、菟原郡から一〇名、計二〇名が郡連合会議員として選出された。一方、戸長役場区域内の連合町村会には、各町村の議員がすべて出席したようである。

戸長の官選化および権限強化によって、専門的に職務を執る機構として戸長役場の機能強化は、いっそう進展していく。これを前提に、政府は人口と土地所有について精密な再把握を進めるとともに、新たな勧業政策を実施した。松方デフレ下の不況の進展による人口の流動化や土地移動の拡大は、壬申戸籍や

地租改正による土地所有についての調査の不十分さをあらわにしていたし、不況脱出のための地域における勧業政策は必須であったからである。

壬申戸籍にかわる新たな戸籍として政府は「明治十九年戸籍」を作り、これに基づく戸籍の整備をすすめた。兵庫県では明治二十年夏から、戸長役場機構によって戸籍の大改正を実施した。一方、土地所有調査については、明治十九年秋ごろから、地租改正の際の調査の粗漏および脱落地の修正を「地押調査」として展開した。

新たな勧業政策は、様々な形で進展したが、本庄村域に関係しては、米質の悪化、米俵の粗悪化への対応のために菟原郡深江村外三ヶ村米質及俵装改良組合の設置が計画された。明治二十一年五月、第三回武庫菟原郡両郡連合勧業会での決定および県と郡長の指導を受け、深江村、芦屋村、三条村、津知村の四カ村は、組合規約作成のための深江村外三ヶ村戸長役場で第一回の勧業会を開催したようである。

また連合町村戸長役場の整備の進展に対応して、戸長役場に対応する各町村では、村の代表たる総代についての整備がすすめられていった。深江村では、明治二十一年はじめごろ、一九条からなる「深江村総代設置概目及心得」が制定された。それによると村内を三区分し、一区ごとに総代一名を設置することとした。総代は「村内ニ於テ、名誉ト義務ヲ重スルモノ」とされ、満二五歳以上の男子で、村内に三年以上住居し、かつ不動産を持ち、名望あるものを選定するとされた。選挙人は「深江村総代選挙心得」によると村内で、地租および営業税を納める者で、男女を問わず戸主であるとされている。戸主であれば女性でも選挙資格が与えられている点は、他の選挙制度にない特質といえよう。この概目による総代の役割をまとめると表－12のようである。

表－12　深江村総代設置概目及心得による総代の役割

- 戸長役場からの諸達や告示の受け持ち区域における住民への伝達（5条）
- 戸長からの諮問があった場合これに対して応答すること（6条）
- 住民に納税をあやまたざる様、懇諭すること（7条）
- 戸籍に関する戸長役場への届出などをあやまたざる様、懇諭すること（8条）
- 無産者に就業を説示すること、拒否するものについて戸長へ報告すること（8条）
- 水利、道路についての土木事業が必要な場合、戸長へ報告すること（9条）
- 村内什長とよく相談し、住民に不幸がないように注意を払うこと（10条）
- 伝染病発生、洪水失火、行方しれず、放火盗伐、作物の奪盗、行き倒れや変死人について戸長へ急報（11条）
- 11条以外、あらゆる一村の利害に関わる問題が起こったとき戸長に報告（12条）
- 衛生に注意し、時々戸長役場に報告すること（13条）
- 無鑑札による営業者に対して、説諭し、認可をうけさせること（14条）
- 村内の集会は、明治20年の保安条例にしたがい、警察の許可を受ける事（15条）
- 神社祭典、寺院法会など、不都合なきようとりはからうこと（16条）
- その他、戸長の指示にしたがい、専断でことを決してはならない（17条）

この内容からあきらかなように、総代は、村の住人と戸長役場をつなぎ、行政事務を末端で遂行するとともに、村の状況を監視する役目をおわされている。総代の整備は、村の代表者として総代の自律性を保障するのではなく、町村に対して、行政機構化していく戸長役場と村の住民の間にはいって行政事務を円滑にすすめることを意図したものであった。

郡の機構整備

政府・兵庫県は郡を自治体としてではなく、県の行政機関として確立する方向をめざした。郡長の任務として大きかった租税収納については、明治十九年（一八八六）七月の地方官官制の制定によって収税機構が県庁内で収税部として確立したのにともなって、明治二十三年までには郡役所とは切り放して、郡役所設置単位を基礎として直税分署および間税分署が置かれた。菟原郡は西宮の直税分署および間税分署が担当することとなった。また明治十九年八月登記法が布告され、戸長役場がおこなっていた土地・建物・船舶などの譲渡、質入の際の公証が治安裁判所におかれた登記所でおこなわれるようになると、譲渡・質入の契約を結ぶ者は治安裁判所もしくはその出張所まで出向かなければならなくなった。八部郡・菟原郡は神戸治安裁判所の登記所にいくことになった。また地押調査によって作られ、租税の収取の基礎台帳となった土地台帳は、明治二十二年三月二十二日の土地台帳規則によって、戸長役場から郡役所の所管に変更された。こうして戸長役場は、土地登記および地租収税についての機能を失った。

このような郡レベルでの官僚機構の整備にもかかわらず、郡という単位のもつ住民の連合体的な性格が全くなくなってしまったわけではなかった。むしろ衛生・勧業などにおける郡単位の機構は重要性をましていった。その結果、費用負担を論議する郡連合町村会は引き続き開催されていた。武庫郡と菟原郡は、明治二十一年に両郡連合町村会を開催していることが史料から知り得る。

深江と青木に小学校創設

兵庫県が、戸長の地域運営についての能力を強化するために連合町村制をとったことは先に述べたとおりであるが、それが県にとって緊急課題となった理由は、新たな公共事務の前進をはかるためにそれが必要とされたことにあった。その中でも先の深江村の支出から見られるように、小学校費は明治十年代の村財政のなかでとくに大きな比重を占めていた。

明治五年（一八七二）八月、学制が公布された。それまでの統治身分である武士のための教育から、すべての人々が生きて

いくための基礎を学ぶものが学校であり、子弟を教育することは父母の義務であり、その費用は官によらず、地域の人々が負担するとの原則が提示された。そして従来の藩校や寺子屋などの教育施設を廃止し、全国を八大学区、一大学区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区に分け、それぞれの学区に大学校、中学校、小学校を置くとした。兵庫県では、明治六年三月に一県一中学区と決定し、学制に基づく教育制度の実施に入った。ただし、他県でみられるような県庁による画一的学校設置という方向はとられなかった。本庄村域の小学校成立過程においても同様な側面が見られる。

本庄村域にも近世には寺子屋があったが（第四章参照）、寺子屋から新たな小学校への展開は簡単ではなかった。明治六年秋、住吉村の小学校取締であった塩津玄泰が深江村を巡視したが、この際、深江村では、学制に基づく小学校設立が進んでいなかったようで、塩津から旧習を改めるように指導された。これに対して、深江村の学校世話掛の米田宗七郎、旭権六、戸長の中田善右衛門らは、村中持の寺である正寿寺の本堂に移し、ここを仮教場として深江小学校を置こうとした。明治六年十月二十六日に、教場を置く準備が進められた。実際の移転日時は不明であるが、小学校の場所はなおも移動したようで、岡村種蔵氏の回顧では、片田八十八や磯野助左衛門の私宅にさらに移転したとされている。

一方、青木村と西青木村では、明治六年三月三日に青木村無量寺本堂を借用し、青木小学校が設立された。設立費用は、両

写真－３　明治10年の深江小学校の下等小学六級の深山ていの卒業証書　前年10月の下等小学七級の卒業証書も現存する（神戸深江生活文化史料館蔵　深山健二氏文書）

村の戸数割で集められ、その斡旋には当時戸長であった山形忠左衛門、世話掛海野甚太郎、飯田新左衛門が当たった。生徒数は八〇名前後で、四カ年の下等小学科であった。後に、同寺の太鼓堂を修繕して校舎とした。

教育費の住民負担拡大

その後、明治九年（一八七六）八月の府県合併による第三次兵庫県の成立以降、兵庫県下における小学校の整備は急速に進んだ。旧兵庫県で行われていた町村に教育を担わすという手法が政府においてもとられることになった。明治十二年九月に教育令が制定され、政府＝県という行政機構が、学校教育の推進を直接担う方式から、町村の自身にこれを進めさせる方式へ転換したのである。

教育令により、就学期間は八年から最低四年、一年に四カ月以上出席すればよいと幅をもったものとなり、実質的に義務教育の期限短縮が行われたのである。また県令が任命する学区取締にかわって、「町村ノ学校事務ヲ幹理」する学務委員が住民の選挙によって選出されることとなった。学務委員の選挙要件は、明治十三年二月十二日布達された兵庫県学務委員選挙規則によるなら、選挙権・被選挙権とも満二〇歳以上の男子で、その町村に本籍を持ち居住するもの、もしくは寄留している戸主とされており、ほぼ男子の普通選挙に近かった。

菟原郡では、これにより学務委員を学校についての組合村ごとに選出した。菟原郡の場合、公立小学校は二〇校であり、二村に一つの割合で小学校があったことになるが、区分方法の詳細は不明である。ちなみに深江校の区域は菟原郡第一〇番学区、深江村、中野村、森村、津知村の四カ村となっていた。青木校は第七番学区で、組合村の詳細は不明である。

各校一名の学務委員を置くことが基本とされていたが、新徳校（新在家・徳井）二名・丘集校（高羽・八幡・篠原）二名・魚崎校四名・青木校三名など、複数の学務委員が選出されたところもあった。明治十三年六月、菟原郡内の学務委員は共同で、町村ごとに学務事務の取り扱いが異ならないように菟原郡学務委員事務取扱振申合を作成した。ちなみに明治十四年、深江校における学務委員は中田秀一であった。

教育令の制定は、三新法によって教育についての基本的負担が町村自身の決定する協議費によってまかなわれることになったことと機を一にしていた。教育の費用負担を住民に求めるためには、住民自身の積極的な教育事業への参与を認めざるをえなかったのである。

本庄村域の属する菟原郡では、小学校教育費が町村協議費の

表－13　明治14年７月から12月の深江小学校費精算

収　入		支　出	
地方税補助	20円772	教員月給	81円50
町村協議費	75円715	書籍購入費	74
前年繰越	10円50	諸雇費	4円60
		学校借家費	1円
		薪炭細費	2円50
		諸雑費	16円647
計	106円987	計	106円987

「松田家文書」３巻

三割から四割もの額を占め、すべての費目中もっとも多額であった。しかもその割合は年々増加をしめし、明治十七年度には、全体の六割を超えていた。明治十四年七月から十二月までの半年の深江校の校費の精算額は、表－13のようになっていた。

ここからも明らかなように、臨時の学校建築費などを除くならば、学校経費において教員給与の占める位置は高かった。深江小学校では、明治十五年四月、新たな教員として、神戸区北長狭通に寄留する平松義雄（二八歳）を月給七円で雇用した。さらに補助員として、福岡県甲良郡東細山村出身の横地平三郎（二〇歳）を月給六円、深江村で寺子屋以来の「習字師匠」であった松尾勘左衛門（五八歳）を月給四円五〇銭、津知村の古薮宗吉（一八歳）を月給一円五〇銭で雇用した。

平松は、明治十五年に深江村は「農業専務ノ場所」であるから、高等科で教える幾何学の代わりに、小学農業書を使いたいと県に願い出るなど、現地の状況に応じた教育を模索している。平松は兵庫県師範伝習所を卒業しており、おそらく他県出身者である横地も師範伝習所で新たな教育方法を学んだ人物であったと思われる。この二人を経験豊かな寺子屋師匠である松尾と地元出身で若い古薮が支えるような体制であったと思われる。しかし平松は、明治十五年十二月には職を辞した。深江校では後任に、深江村在住の士族の近藤良治（二七歳）を月給八円で雇用した。ここから、教員の定着が困難であったことがうかがえる。

教育令が目指す町村住民がみずから教育を行うという方向へ転換することは、実際には簡単ではなかったようである。教育令による県の監督の弛緩は「人心既ニ緩慢ニ流レ、学事漸ク弛緩スル」（『文部省第八年報付録　明治十三年』）という、県にとって教育事業の後退とみなされる事態を生みだした。

学事が後退しているとの認識は中央政府自身のものでもあった。政府はさらに、自由民権運動への対応のためにも、教育への干渉を強めるという方針を定め、教育令を翌明治十三年十二月二十八日に改正した（改正教育令）。町村に教育を行わせる方式そのものには変更がないものの、これによって町村に対し

て県の監督が強められた。学務委員の持つ教員の任免・俸給の決定・教則の編成についての権限が県に移動した。また学務委員自体も、公選制から、学務委員の定員の二倍から三倍の者を住民が選挙で選び、これを県令に推薦し、その中から県令が選択して任命するとされた。推薦のさいの選挙権者も、先の条件に加え、土地もしくは建物をもつ者との規定が加わり、寄留者は排除された。またこの改正によって戸長が学務委員として直接学校運営に加わることとなった。ここに連合町村制下の戸長が、町村が組合をつくって小学校を全体として管轄していく法的な裏付けがなされたのである。

兵庫県の行政においては、改正教育令施行により急激に町村へ干渉を強めるという方向はとられなかった。先に述べた農業教育導入の動きにも見られるように、連合町村の戸長や学務委員、教員への監督強化によって、町村が積極的に学事を進めるようになることを期待したようである。明治十五年三月には、学校維持のために地主であった岡田新左衛門、田中治兵衛、本田新太郎、永井庄左衛門が連名で深江校維持のために三〇円を寄付するという動きもみられた。このような方向がとられたのは、この時期の県の教育行政の中枢が、間接的な対応を基本とした漸進的な政策を基本とする本山彦一学務課長など慶応義塾出身者によって占められていたことにあったと思われる。

衛生事業の展開

次に教育とならんで町村の新たな公共事務として大きな意味をもった伝染病対策を基本とする衛生事業の展開を見てみよう。

明治十二年（一八七九）は全国的にコレラの大流行した年であり、兵庫県でもこの年六月ごろからコレラが流行しはじめ、七月にはピークに達した。これは明治十年代以降ではもっとも流行した年であり、全県で八九九一人の患者を出し、うち六三二五人もの人が死亡した。この時、深江村でも一二名の死者が出たようである。

これへの対処のため翌年四月、兵庫県は内務省の中央衛生会開設に対応して、地方衛生会を開設、町村には町村範囲での衛生向上を職務とする町村衛生委員を置いた。兵庫県衛生委員設置法によれば、衛生委員は町村住民の公選であり、選挙被選挙資格とも、町村内本籍もしくは三年以上寄留している二〇歳以上の男子で、郡内に不動産を所有するものとされた。衛生委員制度は明治十五二月二十四日改正され、定員が戸長役場ごとに三名となり、選挙法も住民の選挙から町村会での選挙へと変わった。明治十五年六月には、深江村からは、中田秀一が衛生委員となっている。なお菟原郡衛生会は、医師部、戸長部、村会委

員部からなっており、医師部は坂口拳石、杉原重真、寺井元水の三名、戸長部は郡内戸長八名、村会委員部は、木原熊吉、助野庄兵衛、西貢からなっていた。

コレラについては、本庄村域については記録が残っていないが、明治十五年の種痘についての史料が残されている。それによるならこの年三月、菟原郡第三組医師組合総代で、郡衛生会医師部の坂口拳石は、戸籍に基づいて種痘を行っているが漏れがあり、天然痘にかかるものがいるとして、村民にもれなく種痘を受けるよう説得してほしいと深江村戸長役場に対して依頼した。近世末の深江の医師、深山玄石―玄碩父子がいち早く種痘を推進したことは第四章でみたとおりだが、必ずしも全村民にまでは普及しなかったのである。ここでは、種痘料については規則とことなり無料でもよいと述べて、未種痘児全員への種痘の徹底を強く求めていた。

写真－4　深山玄碩の明治4年の種痘免状（深山健二氏文書）

深江村では、明治十四年の調査で、一五歳以下の人員四六九人のうち、種痘済が四〇〇名、天然痘罹患者が一五名、未種痘者が五四名とされていた。一割をこえる子供が未種痘で、天然痘発症が後を絶たない状況の中で、医師、衛生委員らによって、種痘が強力に進められたのである。なおこの時の種痘医は、深江村は坂口、魚崎村は田村泰治、打出村は岡田慎吾であった。

衛生委員は、伝染病の死者の埋葬にも関与した。深江村では字東畑に焼場および埋葬地を設けていた。この埋葬地は、明治十三年に政府から許可されたものであったが、十四年には、伝染病者とも兼用にしたいとの伺いを村総代の岡田正蔵、衛生委員の中田秀一、戸長の久保平兵衛の連名で県に願い出た。

3　明治前期の漁業政策と新たな秩序

兵庫県の漁業政策

明治維新期は漁業秩序が混乱した時期にあたる。漁場をめぐる争いの発生、有害な漁法の蔓延と魚類の乱獲、新規に漁業を開業したいという村と旧来の漁村との反目、漁村内部では魚市場をめぐる紛争や特権的漁業者に対する一般漁民の反発など多

くの問題が生じている。兵庫県も例外ではなかった。

明治八年（一八七五）二月、政府は雑税廃止を行い、ついで同年十二月に海面官有を宣言し、「海面借区制」を布達した。漁業貢租は雑税に属しており、漁場利用の権利の根拠となるものであったし、海面借区制も従来の漁場の利用秩序を否定しかねないものであった。雑税廃止と海面借区制を実施した政府の意図は必ずしもはっきりしないが、実際府県によっては漁村でなかった村に新規の漁業を認めるところもあった。当時摂津の五郡を管轄していた兵庫県もそうであった。明治八年七月九日「雑税御廃に付ては従前浦名これ有る村方に限らず海岸付村々に於て船稼漁業とも相稼候て若しからず候事」という達を出し、さらに翌九年四月十八日に海面借区手続きを定めた。各町村がその地先の海面を沖合一里の範囲内で借用することができ、自由に漁業を行うことができることになった。取り締まりのため、漁業者ごとに鑑札を交付することになった。

本庄地域が属していた菟原郡では、打出、芦屋、西青木、横屋、住吉、石屋、八幡、味泥、岩屋の村々が同九年から漁業を開始している。菟原郡の旧来の漁村は、深江、青木、魚崎、御影、東明、新在家、大石、葺合の村々であったから、いかに多くの村が新規に漁業を開業するようになったかがわかる。

政府は明治九年七月に海面借区制を廃止してしまい、「適宜府県税ヲ賦シ営業取締ハ成ルベク従来ノ慣習ニ従ヒ処分致スベシ」とした。海面借区制度が事実上撤廃されたのであるが、兵庫県ではいったん認められた新規漁村の漁場に関する権利、漁業を行う権利は否定されなかった。海面借区料は県税として徴収されることになった。兵庫県は地先漁場の地元主義をとったものと考えられる。本庄地域では、深江村と青木村は旧来からの漁村であり、西青木村が新規漁村である。深江村の例をみると、明治維新前は水主米と称する税を納めており、維新後は明治八年までは一両と一貫文を、翌九年から同十二年までは海面借用料として一円八七銭と漁民一人につき鑑札料五銭を納め、その後もなお同額を納めていた。深江村のような旧来の漁村も新たに海岸から一里の範囲で海面を借用している。

明治十年代後半になって、兵庫県の漁業制度が整備されてくる。明治十八年に漁業採藻税規則と漁業採藻取締規則が定められた。漁業採藻税規則は従来の慣行による漁業を規定し、漁場、漁具、漁期をはじめすべて旧慣によるとしている。税金は海面で漁業を行う村を三年間の平均漁獲高などによって五等級に分け課税額が定められた。深江、青木、西青木の各村は四等とされ、漁民一人当たり四銭が賦課された。深江は漁民一二五人で

五円、青木は五〇人で二円、西青木は一〇人で四〇銭だった。なお漁業採藻取締規則は、漁業に関して自治的な取り締まりを行わせようとするもので、営業取締人を選任して、必要な申し合わせをするよう規定している。

深江村と芦屋村との漁業紛争

海面借区制以前、深江村は芦屋村・打出村の地先海面で無償で漁業稼ぎを行っていた。深江村のほかに西宮町も同様に無償で入会稼ぎを行っていた。芦屋村・打出村はもともと農業者ばかりで漁業を行う者はいなかったが、海面借区制によって明治九年（一八七六）に新規に漁場に対する権利を取得し漁業を行うようになったのである。これによって、従来無償で漁業を行っていた深江村は芦屋村に稼ぎ料を支払って入漁することになった。深江村の五人の漁民が芦屋村で地曳網を行っており、その漁民が芦屋村への支払いも負担していた。

明治十八年に漁業採藻税規則によって、漁業は従来の慣行によると定められた。深江村は従来の慣行とは海面借区制以前の慣行であると解釈し、芦屋村を被告として明治二十三年に明治十八年から二十二年までに支払った二四一円の返還を求めたのである。これに対して芦屋村は漁業採藻税規則にいう従前の慣行とは、海面借区制以後の慣行をいうのであり、稼ぎ料を取り立てることは何ら不当でないとして請求を棄却するとともに、深江村が芦屋村の地先で操業することを差し止めるよう求めた。神戸始審裁判所は明治二十三年六月九日に芦屋村に対して二四一円の返還を命じた。判決は、次のように判断している。

①「漁業慣行取調書」によれば芦屋村の海面は深江村が支配し深江村が無料で漁業を行っていたことは明白である。

②明治十八年の漁業採藻税規則によって、税は直接漁民に賦課されることになったので、村が海面拝借料を納め海面を専用していた時と事情を異にすることになった。そのため芦屋村は深江村民から稼ぎ料を徴収する権利を失い、明治八年以前の旧に復した。

③したがって、芦屋村が受け取った稼ぎ料二四一円は返還しなければならない。

この判決は漁業採藻税規則の解釈を誤っている。税の賦課の仕方は漁業採藻税規則の制定によって変更されたわけではない。税規則でも、漁民個人への課税ではなく町村へ課税されたのである。もちろん最終的に負担するのは漁業者個人であるが、町村内で実質的に誰が負担するかは別の問題なのである。しかし、旧来の慣行とは明治九年の海面借区制以後にできた慣行でなく、それ以前からの慣行であると判断したことは評価できるだろう。

海面借区制によってそれまで連綿として続いてきた慣行が一挙に変更されたと考えるのは、漁業秩序から考えると妥当ではなかったのであろう。

芦屋村と深江村の紛争に対して菟原郡長安藤行敬は、行政上看過しがたいとして両村間の調停を試みたが失敗した。芦屋村は原判決執行取り消しを求めて控訴したが、大阪控訴院は明治二十四年三月六日に控訴の理由がないとして棄却した。事件の結末は十分明らかでないが、大正三年（一九一四）の入漁登録証からみると、芦屋村の地先海面に深江村が無償で入会している。

明治前期の本庄地域の漁業

明治前期の漁業の状況は断片的にしかわからない。「松田文書」によれば、明治十一年（一八七八）には、深江には五〇石以上の船が五艘、五〇石以下が一八艘あったことが記載されている。明治十三年の「兵庫県統計概表」によれば、深江の漁場は距離一里、従事人員五〇人、収益一五〇〇円、税金二五銭。同十四年は五三人、収益一五五〇円、税金二五銭だった。また「松田文書」によれば明治十五年二月の調査では、人員七〇名、収益は、二二〇〇円で税金が二円一二銭五厘に増えている。統計資料には現れないが、近世に存在した魚の加工に関わる煎屋も引き続き存在した。統計に現れないのは兼業だったのだろうか。

また明治十三年の「兵庫県統計概表」によれば、青木・西青木の漁場は距離一里、人員二〇人、収益一〇〇〇円。税金一円、同十四年は人数一九人、収益一〇〇〇円、税金九五銭だった。

明治十九年五月には兵庫県が県下の漁業慣行の調査を行い、調査の結果は『兵庫県漁業慣行録』としてまとめた。これによって、本庄村域の漁業の詳細な状態が判明する。『本庄村史』地理編・民俗編で取り上げたので、ここでは簡単に触れておきたい。

『兵庫県漁業慣行録』には菟原郡の代表例として深江村の漁期が調査されている。イカナゴ・イワシ・オオイワシ・タコ・コシナガイワシ・コノシロ・エビで、漁期は五月から十二月が中心であった。おそらく、これらが菟原郡でも盛んな漁業であったものと思われる。

深江村の地曳網漁場は、東は芦屋村との境から西は青木村との境まで、沖合一里がその範囲とされた。ただし、明治十年から芦屋村の地先海面に入漁することができ、逆に深江村の地先海面に芦屋村が入漁することになっていた。青木村・西青木村の地曳網漁場は、東は深江村の村境から西は御影村との境まで、沖に二〇町の範囲であり、この漁場は青木村、西青木村、横屋

村、魚崎村の入会漁場であった。イワシ漁業は、希望者に入札で漁業の権利を与え、落札代金は各村の経費に充当された。

漁獲物は、深江村の場合、村内の魚市場に販売され、芦屋の漁民もこの市場で販売していた。売買は即金で取り引きされるが、問屋の口銭は一割であった。西宮から出買と称して買い付けにくることもあった。イワシは干し雑魚（脯雑子）に製造するため煎屋に販売された。青木村・西青木村は大阪・兵庫・西宮・尼崎に販売している。深江村と青木村・西青木村では、販売の仕方がまったく異なっていたのである。

深江村ではイワシ地曳網、ハゼ建網、トリガイ桁網、コノシロ坪網、コノシロ建網などがあり、それらの網に従事する漁民はトリガイ桁網がもっとも多く、イワシ地曳網がそれに次いでいる（『本庄村史』地理編・民俗編）。トリガイ桁網が多いのは、深江村の沖合一里半のところにトリガイ、アカガイを産出する漁場があったのである。

漁船は深江村がもっとも多く、しかも比較的大きな漁船があった。青木村・西青木村は二間の小さな漁船ばかりであった（『本庄村史』地理編・民俗編）。漁民の数も深江村が九二人でもっとも多く、ついで青木村が五〇人、明治九年に漁業を開始した西青木村は一二人であった。深江村は当時、漁船数、漁民数からみると菟原郡でもっとも漁業が盛んな村であったのである。

また深江村には網親あるいは仕込み親と称する資本主が四人いた。漁民に漁具・漁船を貸し付けたりして、漁獲の一部を自己の収益としていたのである。地曳網には自村や他の地方の漁民も雇用された。地曳網の労働組織は、網の総括責任者として「頭領」、漁民を指揮し漁業の実務を担当する「ヲヤジ」、「ヲヤジ」を補佐する「二番ヲヤジ」、漁業に従事する「平働」、「平働」が欠ける場合や大漁の時に雇われる「手間取」があった。

本庄村域のイワシ漁は、汽船が往復したり、ウタセ網・マカセ網などの漁業が行われるようになったり、漁業者が増加したことにより次第に不漁になっていった。兵庫県全体では、松方デフレの影響もあって、明治十年代後半には漁獲金は大幅に落ち込んだ。明治十六年の漁獲金は約四〇万円であったが、十八年には約二四万四〇〇〇円にまで低落している。本庄村域が属する摂津地方は明治十六年約五万九〇〇〇円、同十九年約四万七〇〇〇円で、それほどの落ち込みではなかったが、それでも漁業は厳しい状況におかれていたのである。深江村では「鰯漁ハ近年不漁ニシテ該漁業衰退セシコトハ芦屋村ニ同ジ…雇漁夫ノ給金安直ナルト捕獲ノ魚価ハ幾分騰貴セルトニヨリ其得失稍々相償フト云フ」（『兵庫県漁業慣行録』）という状態にあった。

二節　本庄村の成立と展開

1　明治地方自治制の施行と本庄村の成立

明治地方自治制の理念

明治二十二年（一八八九）二月十一日、政府は、大日本帝国憲法を公布した。戦後の日本国憲法が国民主権によって構成されているのに対して、この憲法は天皇主権を基本としており、地方自治の項目もないものだった。しかし政府はこの憲法の制定と一対のものとして、地方制度について根本的な法の変更をすすめ、明治二十一年四月二十五日に市制町村制を公布し翌年四月から状況をみて順次施行した。さらに明治二十三年五月十七日には府県制郡制を公布した。この憲法とともに形成された一連の制度を明治地方自治制といい、日本国憲法と地方自治法ができるまで近代日本の地方制度の骨格をなすものだった。本庄村域の地域運営もこの新制度の枠組みの影響を強く受けることになっていく。

この制度は、現在の地方自治のあり方とは、その理念、村長や村会議員の性格や選出法が今日のものと大きくことなるため、最初に制度の概要について述べておく。明治政府は、ドイツの学者の理論を参考にして、天皇主権の憲法と整合性をはかり、憲法に基づく体制を社会の底辺から支える役割を果たすことをこの制度に求めた。結果、明治地方自治制は、これ以前の地方制度にくらべて格段に体系的・理念的なものとなった。

政府は市制町村制制定の目的について「政府の事務を地方に分任し、又人民をして之に参与せしめ、以て政府の繁雑を省き、併せて人民の本務を尽さしめんとするに在り」と述べる（『市制町村制理由』）。新制度における町村「自治」の性格は、政府の統治事務を地域住民に分担させるものであるとされ、住民の参加は兵役に服するものと同じく人民の国家への義務とされた。国家への義務である以上、住民が町村長や町村会議員などの役職を拒否することは原則的にできないとされ、拒否した場合、町村会の議決で公民権の停止や町村税を増課すると規定されていた。天皇主権を前提として「自治」を理念化した明治地方自治制では、地方自治を住民の固有の権利とするような発想は否定されていた。これは第二次世界大戦後の日本国憲法下の地方自治と理念との根本的な違いであったのである。

村長などは名誉職で

この理念にもとづき、市制町村制は「名誉職制・公民権・等級選挙制」という三つの特徴ある制度をつくりだした。これら

は、以前の地方制度になく、重要なものであった。「名誉職制」について政府はおおよそ次のようにいう。町村住民が本来国政の一部である地方事務に参与できることは、義務であると同時に住民にとって名誉である。名誉であるから、町村長・助役・町村会議員は基本的に給与を支給せず、無給とする。

このように名誉職制とは具体的には無給で住民が町村事務をあつかうことを意味した。しかも地方「自治」が住民の義務である以上、名誉職への就任も義務であり、住民が正当な理由（疾病や商用で居住地にいないなど）以外で就任を拒否した場合、国家への義務をおこたったとして公民権の一定年数の停止・町村税の増課という罰則規定がもうけられていた。

市制町村制で、名誉職として規定されたのは町村長、助役、常設委員、町村会議員であった。町村長は、町村を統括し、その行政事務を担任するとされた。なお自治体の財政を扱う収入役はその職務上有給吏員とされた。公民は名誉職の選挙・被選挙権をもつものをいい、その権利を「公民権」とよんだ。公民はその町村に居住する住民のうち二五歳以上の男子で一戸をかまえ（同居者でも家計が別ならば可）、禁治産者でなく、二年以上その町村に居住し、町村の負担を「分任」（町村費などを納入）し、かつ地租をおさめるかもしくは直接国税二円以上を納入するものとされた。地域住民に厳しい格差をつけ、国家に対して地租もしくは直接国税（所得税）を納入する義務を負うものだけに町村政治への参加権を認めたのである。兵庫県全体を見るなら、公民権所有者の人口に対する比率は、明治二十四年で一〇・二%、二五歳以上の男子でみると四〇・八%であった。本庄村を含む菟原郡では、流入人口が多く、土地所有者が少ないため、住民中公民権所有者は、明治二十四年には一七〇五人、人口二万七四五五人中の六・二%と、全県の平均値よりかなり少なかった。合併時の本庄村の人口は、一六八七人、戸数は四一二戸であった。このうち公民権所有者は一四二名で、人口の八・四%であった。ちなみにこの時の本庄村の農業専業者は二五戸、兼業者が一七五戸で、非農業者がほぼ戸数の半分を占めており、村と称しながら町場化していた本庄村のあり方がうかがえるのである。

等級選挙制は財産の多寡によって選挙権に格差をつけるものである。町村の場合二級選挙法がとられた。二級選挙制では、選挙人（公民）のうち、直接市税の納入額の多いものから順にその納税額を合計し、選挙人全員の納税額の上位半分までを一級選挙人、下位半分を二級選挙人とし、各級が議員定数の半分ずつを選出する方法であった。三新法期には、戸長や町村会議

員の選挙権者が、土地や建物を所有しているか否かで決定されることはあったが、さらに所持している財産の多寡を基準とすることはなかった。政府は等級選挙制によって、財産の多寡により政治的な権利がことなるという秩序を持ち込み、これによって地主や企業経営者など、この時期「名望家」と呼ばれた人々を明治地方自治制に組み込むことをねらっていた。なおこのような不平等な等級選挙制の廃止は、大正デモクラシーの進展をまたねばならなかった。大正十年（一九二一）四月十一日の町村制の改正により農村部ではじめて男子の普通選挙制が実現した。

町村合併

市制町村制を施行するに際して、具体的に問題となったのは新町村の規模である。政府が期待する業務を遂行しうる役場機構を前提として、政府は標準的な町村規模を定めていった。政府部内では、明治十七年（一八八四）の改正以降全国化し、機構として整備されていった連合町村制のもとでの戸長役場が、それを担うものとして想定され、区域も連合町村戸長役場区域が基準とされた。兵庫県で具体的な準備がはじまるのは、市制町村制が公布された明治二十一年（一八八八）四月二十三日以降のことであった。五月に入ると県は県庁内に市制町村制取調委員を設置し、さらに中旬には郡区長を召集、市制町村制についての研究会をおこなった。これのような準備を経て、六月四日、県は内訓一六号で各郡長に対して、七月三十日までに町村制に関する財政および新町村の吏員見込みを提出することを求めた。

同年六月十三日に出された内務省の町村分合標準が呈示した合併基準は戸数三〇〇戸から五〇〇戸で、従来の戸長役場区域でも問題がなければよいとされた。兵庫県は内務省の基準よりやや多めの七〇〇戸を基準に合併をおこなうこととなった。新町村区域の検討は、全体としては秘密におこなわれたようで、『神戸又新日報』は八月十一日・十二日付で、氷上郡以外は戸長会議で極秘に区域設定をしていると報じ、秘密主義をやめて、町村で選定委員を選んでそれによって区画を設定せよと主張した。

兵庫県の場合、新町村は旧連合町村戸長役場区域を単位とすることが多かったが、都市化の進む本庄村域を含む菟原郡は、旧比較的区域の変動が大きかった。その変動は次のようだった。

（【　】が明治二十二年に誕生した町村。なお魚崎村は大正三年町制施行）

【六甲村】「八幡村外四ケ村戸長役場」（八幡・高羽・篠原・水

車新田・都賀）・「東明村外二ケ村戸長役場」のうちの徳井村
【都賀野村】「森村外十一ケ村戸長役場」（森・河原・味泥・稗田・鍛冶屋・畑原・上野・五毛・原田・岩屋・摩耶山の各村）
【都賀浜村】「新在家村外一ケ村戸長役場」（新在家・大石両村）
【御影町】御影村と、徳井村を除く「東明村外二ケ村戸長役場」（東明・石屋両村）・「住吉村外二ケ村戸長役場」のうちの郡家村
【住吉村】「住吉村外二ケ村戸長役場」のうちの住吉村
【本山村】「住吉村外二ケ村戸長役場」のうちの野寄村と「田中村外六ケ村戸長役場」（田中・岡本・小路・北畑・田辺・中野・森の各村）
【魚崎村】「魚崎村外三ケ村戸長役場」のうち魚崎・横屋両村
【本庄村】「魚崎村外三ケ村戸長役場」のうち青木・西青木両村と「深江村外三ケ村戸長役場」のうち深江村
【精道村】「深江村外三ケ村戸長役場」のうち津知・三条・芦屋の各村と打出村

このように「深江村外三ヶ村戸長役場」や「魚崎村外三ヶ村戸長役場」「住吉村外二ヶ村戸長役場」「東明村外二ヶ村戸長役場」の区域が分割され再編された。

深江・青木・西青木の各村から本庄村が生まれたが、連合戸長役場区域と新町村区域の違いは町村制施行にあたって、さまざまな利害対立があった。本庄村でも詳細は不明であるが、利害対立がうかがえる。当初、郡長は深江村、青木村の二カ村で新村とする構想を持っていたようであり、明治二十一年九月十日、深江村と青木村の両村総代がこれを承認、新たな村役場を両村の中央に置くことを決定した。同時に青木村では新村設立を契機に、北畑村管理の溜め池を本庄村管理へ変更させたり、横川を西青木村内で南流させて横川堤防敷地払い下げを受けたりすることを目指して、西青木村を併せて新村形成を推進しようとした。この青木村の要求については、深江村と青木村の間で異なる受け取り方がされたようで、青木村側が合併について白紙に戻し、再度協議した。また三カ村合併が明らかになった以降も、村役場位置を、深江村と青木村の中央にするのか、三カ村中央にするのかについて、議論があった。

本庄村の成立

明治二十一年（一八八八）中に、二府一五県で市制町村制の施行が政府に認められ、兵庫県も町村制実施の具体的な詰めのため各郡主任書記会議を明治二十二年一月末に開催した。しかし姫路における市制実施の可否などの決定が遅れたため、二月末になっても町村制の施行が認められなかった。この認可の遅れにより、合併区域を統合し、その後市制町村制を施行するという方針を放棄して、新町村区域形成と市制町村制施行を同時におこなう方式に改めた。四月一日、深江村、青木村、西青木

村の三カ村を範囲とする本庄村が新たに生まれた。村名は、兵庫県の荘園名など地域全体を表す古い名称がある場合はそれによるとの方針のもと「本庄」とすることとなった。

本庄村が成立しても、深江村では青木、西青木との分離を図る動きがあった。これに対して、郡長は現在の枠組みを維持するように説得したようであるが、明治二十五年十二月末の段階で、なお深江村は納得していなかったようである。この月、十二月十二日付で深江村総代は「県庁に出頭した上で、村としての意見を述べたい」との願書を郡長へ提出したようである。

四月に入ると町村長や町村会議員の候補選定のための予備選挙などの準備が各町村ではじまった。このような準備を経て、深江村でも四月二十五日以降、町村会議員の選挙がおこなわれた。そして五月から六月にかけての町村会で、町村長・助役・収入役などが決められた。

兵庫県では、市制町村制施行に基づく合併によって町村数が三三七九町村から二市四二八町村となり、約八分の一に減ったが、その数は旧来の連合町村戸長役場区域とほぼ同数であった。この新たな町村を、単に「町」「村」と呼ぶことは、それまでの町村と紛らわしいため、歴史用語として行政村という概念が使われてきた。これは町村制によって人為的に作り出された側面を持つことから名付けられたものである。しかし、その範囲は、地域の共同性の上に形成されたものでもあり、行政村という名称はかならずしも新しい町村を指し示す用語としては十分とはいえないが、旧町村と区別するためにこの用語を用いておく。なお新しい町村とそれまでの町村を区別するため、これまでの町村は当時から「部落」「大字」と呼ばれることが多くなった。そこでこれ以降、旧町村は大字、もしくは部落と呼ぶ。

村会議員の選出

次に新しい町村である行政村の運営方法を見ていきたい。市制町村制による町村会議員選挙では、まず複雑な公民権規定に適合する住民を選挙原簿に記載する。この選挙原簿は戸長役場で住民に公開され、そこで間違いがあれば訂正された。

これに基づき村会議員の選挙はまず二級からおこなわれた。投票方法は無記名連記制であった。一級選挙はこの選挙結果をみておこなわれた。したがって二級選挙で自己の選出したい人間がすでに当選している場合はあらたに別の者に投票できた。なお他町村住民や会社、その他の法人も、その町村の公民上位三名中の一名よりも多額の直接町村税をその町村に納める場合、選挙権をもっており、ここでも財産所有が町村運営の原則となっていた。本庄村域では、このため明治二十二年四月に調査が行

われ、「公民権所有者下調簿」が作成された。第二回選挙時の深江村の一級選挙者は一四名、二級が七二名で、第一回の選挙人数もほぼこれと同じであったと思われる。深江村では、一級選挙人は二級選挙人五人分の投票権を持っていたのである。

しかしこの等級選挙制は、十分機能したとはいいがたかった。町村会議員の選出は有産者だけの意向のみで決まったわけではなかった。議員定数は一二人を基本としており、本庄村の場合もおそらく一二だったと思われる。それまで旧町村ごとに、一〇名ほどが町村会議員になっていたのに対して、新町村の議員数は少なく町村会議員は部落代表的な要素が強かった。

したがって本選挙の前に、行政村内の各村からだれを代表にするのかという予備選挙や、基礎単位で予選がおこなわれるなど、地域の有力者を中心に町村会議員選出のために種々の調整がされていることがほとんどであった。その意味では選挙以前にほぼ候補者は決まっており、等級選挙制はその額面通り機能していなかったのである。

本庄村では、明治二十五年四月に行われた第二回村会議員選挙時の深江村での予選会の様子が詳細にわかる。深江村では、この月十六日、村内の上田光之介氏宅に有志者が集まり、ここで一級選挙候補三名、二級選挙候三名の村会議員候補を決定した。また選挙会の当日は、午前六時に有志者は上田邸を事務所にして集会、公民権を持つ村民を事務所に招集した上で、五名から一〇名ごとに、名前を投票用紙に筆記しうる人物を付き添わせ、この人物が投票用紙を代書するという投票方式を決定し、そのための係員として有権者誘導掛七名を選出した。選挙結果は不明であるが、このような予備選挙の体制は極めて効果的であったことが予想される。この選挙で当選したのは、深江の本田新太郎・飯田栄三郎・岡田善蔵・中田秀一・岡村種蔵・藤本浅吉、青木の上塚太助・薩谷治右衛門・福井浅吉・履輪七郎兵衛・梶井太次兵衛・木村粂吉であった。その後の議員は未詳だが、大正元年（一九一二）当時は、深江の岡村種蔵・本田新太郎・志井徳太郎・岡田正市・永田亀吉・藤本浅吉、青木の木村梅太郎・玉田音作・上塚種太郎・平田繁蔵、西青木の桝谷弥兵衛・中田宗右衛門だった。

村会の機能

町村会の議決すべき事項は表―14のとおりである。政府がとくに委任した事項以外に国政への関与を許されず、その権限は町村事務に限られていた。町村会は条例や規則を制定する権限をもっていたが、条例は住民の権利、義務を規定するもので、規則は町村事業のガス・水道・病院などの組織および運営方法

のみに適用された。条例の改廃にかんする議決の施行は内務大臣の許可、規則の改廃は郡参事会（郡参事会未開設の場合は郡長）の許可が必要だった。また町村の負債、町村特別税の新設・増額、手数料、地租七分の一以上もしくは直接国税一〇〇分の五〇以上の付加税を賦課することなどは、大蔵・内務両大臣の許可が必要だったし、町村の営造物や町村基本財産の処分、町村所有不動産の売却などでさえ、郡参事会の許可がなくては独自におこなえなかった。

表－14　町村制において町村会が決定すべき事項

町村条例・規則の制定・改廃
町村税支弁事業の決定（国政委任事務を除く）
町村歳入出予算の決定、予算外支出及び、予算超過額の認定
決算報告の認定
使用量・手数料・町村税および夫役の賦課徴収法決定
町村吏員の身元保証金の徴収とその額の決定
町村有不動産の売買・交換・譲渡及び質入書入
基本財産の処分
町村有財産・営造物の管理方法決定
町村に関係する訴訟及び和解
歳入出予算で定めるもの以外の義務負担と権利棄却の決定

その上に町村会の議長は町村長の兼務であり、町村長は町村会の議決が「公衆ノ利益ヲ害ス」ものであると考えた場合、町村会を停止し、郡参事会の裁定を請うことができた。このように町村会の権限は二重、三重に規則の枠をはめられており、制度的には著しく制限されたものだったのである。

村長・助役・収入役および役場職員

町村長と助役は三〇歳以上の町村公民の中から、町村会議員によって選出された。その任期は四年で、名誉職とされ、無給で事務をおこなうことが基本であった。町村の事情によっては、条例で有給の町村長・助役をおくことが許されていたが、町村制施行期には菟原郡の町村長、助役はすべて名誉職であった。

ただし名誉職には、職務を果たしてくれた功労に対する謝礼という名目で相当の報酬が支払われていた。本庄村そのもののデータはないが、菟原郡全体では、町村長の平均が一カ月一〇円、助役が五円であった。町村長の報酬は、小学校教員の最高額に匹敵する額であり、無給で職をつとめる名誉職という町村制の理念は、全国的に実際にはほとんど適用されていなかったのである。町村の実際の運営における名誉職と有給の違いは、名誉職の場合、村内公民が自分の生業の余暇を利用して職務を担うものであり、兼職は当然とされていたのに対して、有給の場合、生業として専門的にその役職をになうものであり、兼業は基本的に許されなかったところにある。専門性を重視することから有給の場合は、かならずしもその町村公民でなくともよいとされていた。

また町村の会計事務責任者として収入役がおかれた。任期は

四年で、金銭をあつかい、事務量が多いことから有給とされた。収入役は町村長の推薦により町村会がこれを選任した。さらに町村書記や附属員が同様な方法で選任された。菟原郡では、ほぼ各村に書記一人、附属員一人が配置されており、本庄村も同様であったと思われる。

本庄村では明治二十四年四月、村吏員選出で村長と村会議員の対立があり、同月二日村議らは、町村制に従った村吏員の選出を村長に強く要請した。

明治期の村長をここで簡単にみておきたい（巻末の一覧参照）。初代の村長寺田市郎右衛門（在職明治二十二年四月～二十五年七月）は青木の酒造家で、年寄役、戸長をつとめた。二代目は履輪七郎兵衛（同明治二十六年三月～二十七年十二月）で、同じく青木の酒造家で屋号は灘屋だった。履輪七郎兵衛は村会議員を経て村長に就任している。三代目は岡田正蔵（同明治二十七年十二月～二十八年十二月）で深江村戸長、深江村外三ヶ村副戸長、深江村惣代を経て村長となった。四代目岡田善蔵（同明治二十八年十二月～三十二年十二月）は三代目村長岡田正蔵の弟で、村会議員を経て村長に就任した。岡田善蔵は、その後、六代（明治三十四年四月～三十六年八月）、八代（明治四十年六月～大正二年六月）村長にも就任、明治後期から大正のはじめまで本庄村政を支えた（後述）。五代目は、青木の素麺業出身の薩谷寅之助（同明治三十二年十二月～三十四年三月）、七代目は福井辰蔵（同明治三十六年八月～四十年六月）で西青木の地主であった。

本庄村の場合、四代・六代・八代と三回町長になった岡田善蔵を除いて四年間の任期を超える者はおらず、町村制施行時には、村長は表－15のように、有力者による輪番制ともいえる性格をもっていた。

表－15　本庄村における直接町村税納入者の上位10名

		直接町村税納入額
1	**岡田正蔵（深江）**	**不明**
2	永田亀吉（深江）	34円18銭9厘
3	坂口拳石（深江）	32円05銭8厘
4	上杉利左衛門（青木）	22円04銭7厘
5	**履輪七郎兵衛（青木）**	**21円38銭2厘**
6	寺田市兵衛（青木）（市郎兵衛カ）	20円60銭8厘
7	中田秀一（深江）	20円21銭9厘
8	増井太左衛門（青木）	20円03銭8厘
9	前田太兵衛（西青木）	17円52銭8厘
10	仲川定吉（青木）	9円19銭1厘

ゴチックは、村長就任者およびその親族。
「岡田堯至氏文書」

歳出入からみた行政村の機能

町村の事務には町村独自の事務である固有事務と、国・府県・郡の行政のうち、教育や勧業・司法警察補助官の職務という機関委任事務の両者があった。町村事務を遂行する町村の執行機関は町村長とその補助者である助役であり、機関委任事務は助役に分掌させることができた。

機関委任事務は国政・府県政・郡政上の事務と位置づけられたにもかかわらず、その費用は町村の負担であり、町村の予算の中に組み込まれていた。政府は、負担させた機関委任事務を円滑に遂行するために、たとえ町村が拒否しても監督官庁に対して経費を町村予算に計上することと臨時経費を支出させる権限をあたえた（強制予算制度）。

固有事務および機関委任事務の費用である町村の歳入は、町村有財産（町村基本財産）・使用料・手数料・町村税からなりたっていた。町村税は国税・県税の付加税もしくは、直接・間接の特別税からなっていた。その中心は国税である地租付加税の地租割と、府県税戸数割の付加税である戸別割であった。地租割は、地租の七分の一という制限がもうけられており地租の納入をさまたげない程度とされており、これをこえることは災害復旧など特別なときにしか許されなかった。

政府は町村基本財産からの収入（たとえば不動産借地料や積立金穀などの利子）を町村歳入の基本とし、これに手数料と使用料をくわえたもので町村を運営する方針を打ち出した。これは直接住民にたいして税負担を求めない「不要公課町村」といわれる町村運営の考え方にもとづくものであった。

実際にはこの理念はまったく不可能であった。この時期、本庄村の歳出入についての史料がないため、兵庫県統計書における菟原郡全町村の明治二十三年度歳入合計額からこれを見ておきたい。

表－16をみると、ここには財産収入や寄付金はほとんどなく、歳入の大部分は町村税であること、地租割と戸別割が主要な財源であったことがわかる。戸別割は特に大きく、収入の七割がこれに依拠していた。戸別割の比率は農村部を中心とした郡では、四割程度であったから、菟原郡の七割は極めて高い比率であった。

戸別割を徴収するにあたって町村会は、まず「戸」の認定をおこなわねばならなかった。戸別割の戸は、公民権規定の独立の生計をもつものを指す。したがってそれは民法上の戸主による戸を指すわけではなく、現実に税金負担しうる経済的な単位を意味していた。たとえ同居者でも、生計を別にするものは一戸と把握されたのである。戸別割は、明治十年代の町村協議費同様に財産の多寡によって等級がつけられていた。

本庄村の場合、この時期の村会に関する議事録がないため、

表－16　明治23年度菟原郡全町村収入合計

収入費目	円
使用料手数料	7
雑収入	275
国庫交付金	141
地価割	2,614
戸別割	10,549
営業割	936

『兵庫県統計書』より作成

戸別割の等級と人数割がいかにおこなわれたのかは不明であるが、多くの行政村では、村会の日程のほとんどをこの戸別割の各戸への決定にあてていた。

明治十年代から、この戸の認定と等級の設定は町村会の重要事項であった。連合町村戸長役場制の際には、戸数割は旧町村を単位として決定していた。町村制は公式にはこれを新町村の町村会に委ねた。ただしこのようになっても各部落で実質的に戸と戸別の納入等級を決定しており、村会はむしろ各部落の等級表をすりあわせて決定する場として機能していたのである。

すこし後になるが、本庄村では明治三十四年―同三十六年の戸別割の等級別一人当たり賦課額が判明する。これをまとめたものが表―17である。この史料から明治後期には、戸別割の等級は二六段階に分かれていたこと（おそらくこのほかにもっとも貧困な階層は免除されていたと思われる）、もっとも額の多いものと少ないものでは、二三〇倍、もっとも多数を占める二五等級と一等級の間でも七四倍の違いがあったこと、三戸の飛び抜けた資産家と一〇戸程度の中堅的な資産家をトップに、二〇〇戸程度の中位層がなだらかに続き、三〇〇戸ほどの貧困層が居住していたことがわかる。

戸別割の納税額の基礎となる各戸の戸別等級は、村会で決定されていることからわかるように、住民間の資産の格差はだれもが知りうるものであった。この時期の兵庫県会の議論を見ると、戸別割は、住民が自治体に対する責務を果たすための負担であり、これを多く納税する人物は、自治体に対して多くの責務を担う「名望」ある人物であるとの議論がなされていた。資産家は下層住民にくらべて多額の納税義務を果たすことで、地域において「名望」ある人間と考えられていたのである。

次に歳出から新村の性格を見てみよう。表―18は、菟原郡全町村の歳出額の一覧である。

菟原郡では役場費の比率が約四割と極めて高く、次いで教育費が二割強、土木費が一割弱を占めていた。その他で目立つのは勧業費であるがこれは全体からみるなら極めて少なかった。

表―17　明治36年本庄村戸別割賦課額表　（単位　円）

等級	賦課額	戸数	等級	賦課額	戸数	等級	賦課額	戸数
1	145.21	1	11	11.93	12	21	3.69	31
2	113.30	1	12	10.83	7	22	3.06	29
3	57.30	1	13	9.73	15	23	2.43	40
4	31.47	3	14	8.63	9	24	2.12	53
5	25.75	3	15	7.30	16	25	1.96	92
6	20.96	3	16	6.91	18	26	0.63	14
7	16.88	4	17	6.28	26			
8	14.92	6	18	5.73	25			
9	14.14	10	19	5.02	18			
10	12.56	8	20	4.40	38			

「岡田堯至氏文書」による

このうち土木費は、堤防破壊など臨時的に集められるものが多く、通常の会計の中では、あまり計上されなかった。日常的な土木事業は広域の場合は県および郡の単位で、日常の道路・用水・砂防などの土木費は、部落＝旧村で担われることが多く、その中間にある新たな町村を区域とした経常的な土木事業が少なかったことに起因する。

なお深江村の属する菟原郡は大河川がないこと、後に武庫郡に合併されたことから郡レベルの土木費の割合は低かった。このような財政構造は、部落に大きな財政的負担を課すものであった。本庄村内の深江村では、壊れていた海岸に潮除け堤防工事をおこなおうとして、明治二十五年二月二十五日、四月四日に村内什長を中心とした寄合をおこなっているが、その負担が大きいため堤防工事の着工には至っていない（なおその後の展開は史料上不明である）。

また尋常小学校は、深江村が明治十九年に芦屋村内できた精道尋常小学校を通学区域としたが、青木村、西青木村は青木に小学校をおいた。高等小学校は、青木、西青木の児童が明治二十八年に出来た御影町外八ケ村学校組合高等小学校に通学、深江村は距離が遠かったため、分校が設けられた。このため、経費は精道本庄両村学校組合で審議決定されていた。ちなみに明治二十九年度で、本庄村は六九四円、精道村は七三八円を支出しており、ほぼ同額が二カ村で負担された。明治三十一年、小学校分立が不経済として、深江村は精道村との組合を解いて、青木、西青木とともに、青木村に本庄尋常小学校を設置し、さらに明治三十六年、修了年限二年の高等小学校を併置し、本庄尋常高等小学校と称することとなった。尋常小学校設置とともに、小学校の費用は教育費として、村会で決定されるようになっていった。

表－19　明治25年本庄村予算・決算

支出費目	予算	決算(円)
役場費	633	616
会議費	29	36.600
土木費	251	－
衛生費	11	45.703
救助費	12	13.480
徴兵費	10	33.108
議員選挙費	10	5.72
その他	0	16.388
予備費	90	50.417
合計	1,054	1,045

「岡田堯至氏文書」より作成。
合計は合わない

表－18　明治23年度菟原郡全町村支出

支出費目	円
役場費	7,476
会議費	222
土木費	1,431
教育費	3,886
衛生費	352
救助費	58
警察災害関係費	1,075
勧業費	5
公債費	0
財産管理費	0
諸税負担	0
積立金	300
雑出	783

『兵庫県統計書』より作成

行政村と部落

市制町村制における新町村と旧村の関係は、それ以前の連合町村戸長役場と村の関係を引き継ぐものであったから、町村合併という見かけにもかかわらず、町村会議員の選出などで見られるように、なお行政村は部落の連合体的な側面が強かった。部落運営のあり方や戸別割の部落内での設定などもなお連合町村制の時期のシステムが継承されていたのである。現実の地域の運営は、新しい町村と部落とが補完しあってはじめて可能であった。

政府自身も、町村制の条項で、町村の区域が広範囲であったり、人口が稠密であったりする場合、行政村内にさらに小単位の区画として「行政区」を設けることや、町村内で独自の財産権をもつ団体として「財産区」を設定することを規定していた。行政区とは、町村会が町村事務の便宜のために、町村区域を数区にわけたものであり、行政区には区長およびその代理人一名が、町村会もしくは区内で選出された議員による区会によって選出された。郡参事会（未開設の場合には郡長）はその町村会の意見を聞いて、行政区や財産区に区会を開設することができた。町村制施行当初、政府は行政村に旧村を合併していくことを重視しており、行政区や財産区を積極的に認めなかった。兵庫県では、行政区の設置は認めておらず、明治二十年代には財産区、行政区とも確認されていない。

しかし旧村の結合は重要な意味を持っていた。このような中で、旧村の共同性は、私的な人々の集まりという形式をとって維持されていた。深江村の場合、村を統括する「総代」が置かれており、それ以前と同様に、この総代の下に「什長」が置かれ、「什長」のもとに数戸で組が作られていた。神社や村が行う祭典については別に氏子総代が置かれていたようで、たとえば明治二十四年七月、深江村では村総代である岡田善蔵が、氏子総代からの依頼で什長会を開催している。

また町村制施行後の明治二十三年四月には、村内一五六戸の連署で「本庄村深江村節倹法盟約主意書」なる文書を取り交わしている。節倹の内容は、祭典の費用削減、婚礼、葬式、法事、出産祝いの質素化、角力等の興行禁止、中元歳暮の禁止、棟上げの際の金穀配布禁止など、その内容は近世からの連続性をうかがわせるものである。近世との最大の違いは、私人の間の約束として村の規約を作成しており、そこでは個々人が同盟に加盟するという形式をとっていたことである。そして選挙で選出される監督者一名と補佐役二名は、旧来の戸長層があたることが多かったようである。監督者には野間忠諭、補助者には本田

新太郎、中田秀一が担当した。

岡田善蔵村長と芦屋川水利紛争

明治期はいずれも短期間の本庄村長が多い中で、唯一、四代、六代、八代の三回にわたって村長を務めたのが深江の岡田善蔵村長である。武庫郡郡会議員、郡会議長も歴任し地方政治一筋に生きた（大国二〇〇五）。善蔵は明治二十年（一八八七）数え二十六歳で深江村村議会議員に当選したのを皮切りに議員を歴任。明治二十八年十二月、兄正蔵の後を受けて第四代村長に就任した。数え三十四歳の若さであった。

明治二十六年の旱魃で芦屋川水車と東川用水に頼る本庄地区五カ村との間で紛争が起きていた。この紛争は、中野・深江・森・津知・三条（旧本庄水利組合）と、精道村のうち芦屋村字大僧一六〇一番地の水車主・山村伊左衛門精道村村長ら一六人との間で、水車への水の引き方について起きたもので、訴訟は長期間にわたり郡政にも支障を来たしていた。当時の土橋多四郎郡長が調停を試みたが失敗、同二十七年十二月に郡長になった阿部光忠は、善蔵の力を借りてようやく明治三十年三月に円満解決させた。「契約証」（芦屋市「増谷一夫氏文書」）によれば、①芦屋谷からの出水は水車持ち主が四季を通じて取水できるが、奥山ため池からは、春の彼岸から秋の彼岸までは田地主、秋の彼岸から春の彼岸までは水車主が取水すること、②本庄五カ村の取水時期、水路補修は自然な漏水を除いて水車主の責任とし、破損修理が終わるまで水車へ引水できないこと、③水車主は四月三十日に本庄五カ村の水利会計に分担金を出す。分担金を出さない場合は引水停止とする―などで合意している。阿部郡長は、同年年九月芦屋川水利功労として善蔵に銀杯を贈っている。

写真－5　岡田善蔵村長
（富谷益蔵『兵庫県官民肖像録』1918年より）

また善蔵は明治二十九年御影町外八ヶ町村組合立菟原高等小学校の開校に協力、同三十二年三月、学校管理者でもあった阿部郡長は善蔵に銀杯を贈った。六代村長時代には、本庄村役場を新築した。明治三十五年一月の開庁式での善蔵の答辞によれば、村財政は不振だったが、それまでの庁舎は借家で、不便なうえ不経済なため、思い切って新築したという。八代村長のころは深江国道の改修に功績があり、村長退任後の大正三年十月、改修の功績により銀杯を贈られた。

2　郡の合併と日清・日露戦争

府県制郡制の特質

市制町村制につづいて明治二十三年（一八九〇）五月十七日、府県制および郡制が公布された。首長の公選が認められ、一応自治体として機能した町村にくらべて、府県や郡の自治能力はきわめて弱いものであった。条例の制定権はなかったし、府県・郡ともその長および行政のほとんどはそれまで同様、政府によって任命される官僚によっていた。さらに郡については、独自に運営費用を徴収する権利を与えられておらず、経費は町村からの分担金で賄われることになっていた。

郡制によって新たに郡会がおかれ、郡限りの事業について費用を議定し、郡有財産の管理や処分をなすことができるようになった。ただし郡会で議定しうるのは費用のみで、事業の具体的な執行方法の決定は郡長が握っていた。また郡会の議長は郡長で、議案は郡長から提出されることになっていた。郡長および郡会を補佐する機関として郡参事会が置かれた。郡参事会は郡長および郡会選出の名誉職参事員三名、知事選出同一名からなり、郡長が郡会に提出する議案書について意見を述べたり、郡内限りでおこなう事業の具体的な施行に関与したりする権限をもっていた。

郡会は町村会議員によって選出される議員と大地主互選による議員から構成されていた。町村会選出の議員は毎町村一名を基本とし、二〇名を超える場合は町村を組み合わせて選挙区をつくりそこから選出された。本庄村からは、一名が選出された。選挙権者は各町村会議員、被選挙権は各町村公民とされた。大地主互選議員は郡内に地価一万円以上の土地を有する者で、議員数は町村選出による議員の三分の一とされた。最初の本庄村選出の議員は青木の渡瀬多温で、本庄村からは、大地主互選議員は選出されなかった。

遅れた府県制郡制施行

府県制と郡制は、議員の選挙において密接に関連していた。町村会議員によって郡会議員を選出し、さらに郡会議員によって県会議員を選出する複選制がとられていたからである。複選制による議員選挙制度をとったため、府県制は郡制が施行されないかぎり施行しえなかった。兵庫県では郡制の施行が遅れ、法律公布から六年が経過した明治二十九年七月一日に郡制が施行され、これにつづいて府県制が十月一日から施行された。郡制の施行が遅れたのは、郡制施行にあたって郡の規模の調整が必要とされたことにあった。

行政処分で分合が可能な町村制と異なり、郡制によれば郡の

分合は法律によらねばならなかった。したがって郡分合は帝国議会にかけられはじめて決定できた。明治二十三年の第一議会に政府は各府県の知事の内申に基づき郡分合法案を提出、兵庫県もこの法案で、八部郡・菟原郡・武庫郡を合併し、あらたに武庫郡と称することを計画した。しかしこの法案は衆議院で多数を占める民党によって、関係する郡の住民の意見を十分入れていないとして否決され、郡分合の予定のなかった八県だけに郡制が明治二十四年から施行され、兵庫県は未施行となった。政府は明治二十四年の第二議会にも分合法案を提出したが解散により審議未了となった。

郡の分合が住民間の対立を引き起こしやすい問題であったこともあり、政府はその後郡の分合について慎重に対処し、明治二十九年二月、第九議会での郡分合法案まで議案を提出しなかった。第九議会では、それまでの関係府県一括承認案にかわり、府県ごとの単独法案として提出された。郡役所が存在する地域では、その範囲を郡分合の基準とすることとして合併基準を弱めたこともあり可決され、兵庫県でも郡制が施行された。これにより、本庄村が属する菟原郡と武庫郡、八部郡（一部は神戸市に編入）は合併し、新たに武庫郡が成立した。

郡制施行の準備

明治二十九年二月の法案の可決をうけ、兵庫県では郡制施行の準備がはじまった。県は三月中旬、郡長および神戸市長を集め、郡制施行についての会議を開催、郡制施行に伴う県会議員および警察の配置について議論した。ここで郡制施行に伴う県会議員選挙は郡制施行直後には行わず、次回の選挙で行うとされた。さらに五月に郡制は七月一日実施が明確にされた。五月十四日から県会議事堂で県下郡書記会が開催され、県庁の郡制施行準備委員から準備事項が説明された。六月十日には郡市長会が開催され、つづいて郡長の諮問会議が二日間行われた。この会議を受けて六月二十日、周布県知事は郡制施行に関する諸規定を県報で発布した。

武庫郡役所では、五月中旬、登録税法施行手続き打ち合わせのため各町村役場主任を召集し、合併予定である八部郡の町村との懇親会を行った。さらに六月二十五日には町村長会を開いて打ち合わせした。なお廃止される八部郡の郡役所は六月中旬に公売処分に付されたようである。

郡制の施行と府県制郡制の改正

郡制施行によりまず町村選出の郡会議員の選挙がはじまった。武庫郡の定数は一八名だった。次に大地主互選議員が選出され

た。郡制施行以前から調査されていた一万円以上の地価を納める郡内大地主の名簿が七月に公開され、八月一日投票がおこなわれ、武庫郡では一二名中六名が選出された。九月上旬郡会が召集され、郡会選出の名誉職郡参事会員を選出した。武庫郡では岡野熊平（鳴尾村）・野草平八郎（大庄村）・田沢熊江（西宮町）で、旧菟原郡・八部郡からは選出されなかった。参事会は、この郡会選出の参事会員と知事選出の新居嘉右衛門および郡長によって構成された。さらに九月中旬、郡費予算などを議決する第二回の郡会が行われ、ここで郡の運営についての基本的なあり方が負担方法を含めて決められた。

郡制は、兵庫県がこれを施行してからわずか三年しか続かなかった。明治三十二年（一八九九）三月十六日、法律第六四号で府県制が、法律第六五号で郡制が改正された。その要点は、第一に複選制が廃止されたこと、第二に郡制における大地主互選議員が廃止されたこと、第三に府県・郡を公法人とし、自治体としての性格を認めたことである。

複選制であるかぎり、政党は府県会で多数を占めるためには、郡会議員さらには町村会議員を自らの党派に糾合しなければならなかった。そのために複選制の導入は町村会議員まで政党間対立が持ち込まれ、地域全体の代表者が選出され中央の党派の影響が遮断されるという、政府の目論見とはまったく反対の状況を生み出した。また大地主互選制も、地主自身が政党員化しており数も少なかったため、政党によるこの層の組織化をいっそうすすめることになっていったのである。

政党化が進むことに反対だった政府は、複選制・大地主互選制を廃止し、住民による直接選挙へ選出方法を転換した。これによって府県会議員・郡会議員は、直接選挙で選出されることとなった。ただし財産制限が設けられており、町村公民で直接国税を年額三円以上納めている者が選挙権を、同じく五円以上（府県会議員は一〇円以上）納めている者が被選挙権を持つことになった。また郡参事会員についても知事の任命する会員の規定はなくなり、郡長以外の五人は全員郡会から選出されることになった。

郡会に対する郡長の規制も弱められた。それまで郡会議長は郡長がつとめていたがこれについては郡会議員の中から選出されることになり、郡会議員の選挙区は当該郡で決定されることになった。さらに郡会は費用負担だけでなく、支出の内容も含めて議決することができるようになった。

この制度により、武庫郡では、各町村を選挙区として議員が選出され、本庄村選挙区からは、永田亀吉が選出された。次の

明治三十六年の選挙では深江の岡田善蔵が、四十年の選挙では、西青木の桝谷弥兵衛が、同四十四年の選挙では再び岡田善蔵が選出された。

郡の地域運営上の位置

自治体としての武庫郡は、その成立期には地域社会の運営においてどのような機能をもったのであろうか。表－20の明治二十九年、同三十年の武庫郡の歳出費目からそれを見ておきたい。

ここから明らかなように、武庫郡はそれ自体として事業を展開することはほとんどなく、教育や勧業について、これを郡内で協議、推進する組織である教育会や勧業会への補助が重要な意味を持ったのである。他郡の場合、道路や堤防、橋梁などを含む土木費が計上されていることが多いが、武庫郡の場合、神戸市を挟んで、旧武庫、菟原郡と八部郡からなっていることによるためか、土木費がまったくないのが特徴である。郡制が本格的に展開した明治三十年における本庄村の負担額は三九円であった。

表－20　明治29年、30年武庫郡歳出額　（円）

費目（内容）	明治29年	明治30年
郡視学費	237	673
会議費（郡会、郡参事会）	211	172
教育費（私立武庫郡教育会）	30	230
	45	180
衛生費（産婆学校入学生補助）	80	60
	－	14
勧業費（私立武庫郡勧業会補助等）	－	6
	609	1,335
郡金庫費		
財産費（諸税負担）		

※明治30年度は、臨時費として武庫川堤防決壊に伴う窮民救助費50円、土地購入に伴う財産費677円が計上された（『兵庫県統計書』）。

日清戦争と軍医深山広三郎

明治二十七年（一八九四）五月、朝鮮で東学を奉じる農民が蜂起、朝鮮政府は宗主国である中国の清国に援兵を求めた。国内政治に行き詰まっていた日本は、世論の矛先を海外に向けるため、公使館と在留邦人保護を名目に出兵した。蜂起は収まったものの、日本が日清両国対等での朝鮮改革などを提案して交渉はまとまらず、日本は七月に朝鮮王宮を攻撃、さらに十月には中国領内に侵入した。同二十八年四月、清国は遼東半島の割譲などを盛り込んだ下関条約に調印、講和した。

のちに本庄村村長になる深山広三郎は、日清戦争に軍医として従軍した。日清戦争従軍の経験を踏まえ在郷軍人会本庄分会の設立をするなど、明治後期のナショナリズム高揚のなかで、重要な役割を果たした人物であった。同時に芦屋川の改修に力を尽くし、一部住民の反対を押し切って避病院を深江に建設するなど、信念に基づいて民政に関わった人物でもあった。

広三郎は明治元年（一八六八）川辺郡稲野村（現、伊丹市）に生まれ、京都府医学校などで学んだ後、明治二十七年志願兵

写真－6　深山広三郎軍医
（深山鉄平氏所蔵）

として陸軍の医師深山玄碩の長女ていと結婚して深江で開業し、精道尋常高等小学校校医や青木尋常小学校校医などを務めた。

日清戦争終結により、軍隊が帰国するのにともなって、国内では、コレラを中心とした伝染病が蔓延した。神戸でも、六月末から流行し、広三郎の養父となる深山玄碩も今回のコレラは「古来未曾有」で、発症者の九割は死亡していると述べた。この年の深江村での罹病者と死亡者は不明であるが、神戸市では、発症者二四三八名、死亡者は一六六七名におよんだ。

日清戦争で勝利し下関条約で講和したものの、日本の中国進出に危機感を抱いたロシア・ドイツ・フランス三国は遼東半島の割譲に反対した。日本は帝国主義的な圧力に妥協し、遼東半島を清国に還付した（三国干渉）。政府は、これ以降「臥薪嘗胆」をスローガンに、ロシアへの敵愾心を培った。

このような動きに、深山は積極的に地域社会で呼応し、明治三十年八月、在郷軍人会を設立、推されて会長に就任した。発会式での稲荷神社の神田豊治宮司の祝辞には「世人太平ニ忸ルレハ武士的気象薄ラキ、自然文弱ニ流レ柔弱卑屈ノ弊習ヲ自壊スル能ハザルニ至ル」とある。在郷軍人会の全国組織が結成されるのは日露戦争後の明治四十三年（一九一〇）で、本庄村の在郷軍人会は比較的早い事例として注目される。

日露戦争と本庄村周辺の人々

一九世紀末頃から列強の中国分割競争が深刻化し、明治三十三年（一九〇〇）清国内では大規模な反侵略の民衆運動・義和団運動が起きた。これに対しロシアは大軍を送り、鎮圧後も事実上の占領を続けていた。朝鮮支配に危機感を持った日本は、明治三十五年日英同盟を結びロシアと対立姿勢を強め、明治三十七年二月、日本軍が朝鮮半島の仁川に上陸、さらに遼東半島の旅順港のロシア艦隊を攻撃して日露戦争が始まった。同三十八年一月日本軍は多大な犠牲を払ってようやく旅順を占領、三月には奉天会戦でもかろうじて勝利した。ロシアはバルチック艦隊を送り日本海の制海権奪還を目指したが、同年五月、対馬沖の海戦で東郷平八郎率いる日本連合艦隊に敗れた。同年九月

ポーツマス条約によって戦争は集結したが、日本は戦死者八万人、傷病者三八万人という多大な犠牲を出し、国家財政にも大きな傷跡を残した。また日清・日露戦争を期に朝鮮、台湾、樺太南部などを植民地化する道へ進んでいった。

深山広三郎は明治三十七年二月にも軍医として日露戦争に従軍、満州（現、中国東北部）を転戦した。日露戦争従軍時の明治三十八年二月、当時の本庄村の福井辰蔵村長から内地の様子を知らせた慰問の文書が深山健二氏文書に残っている。それによると明治三十七年六月、玄界灘で常陸丸が遭難、乗船して死亡した深江出身の納多末吉、岡田弥三吉の村葬を執行したこと、奉公義会を設立し毎月金品を徴収して出征軍人の家族救援をしていること、本庄村の出征兵士は六五人になったこと、今年の徴兵適齢者三〇人のうち一年志願兵二名、海軍志願兵が九人いて戦意が高揚していること、前年の三回の国債募集でも割り当ての三倍から四倍の応募があることや負傷軍人や病気除隊者の帰郷後の様子を述べている。最後に軍人教育にも力を入れていることを強調、「目下ノ生徒ハ第二ノ軍人タラン思想ヲ養ヒツヽアリ」「毎度軍人ノ入営ニハ、学校生徒一般ニ観送（ママ）シ、実ニ愛ラシキ声ニテ軍歌ヲ奏シ送観（ママ）シツヽアリ」と書かれ、日露戦争当時の教育現場の様子を垣間見ることができる。

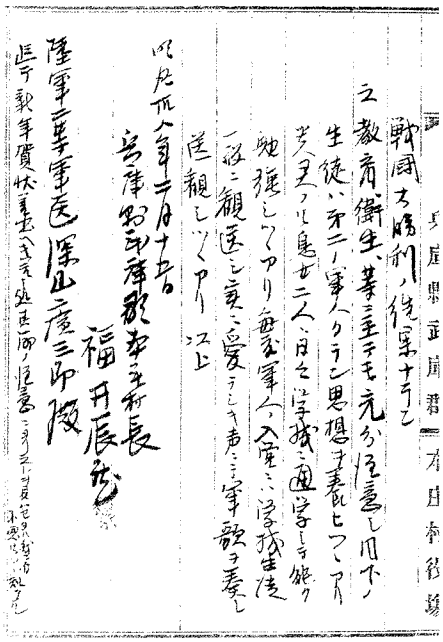

写真－７　日露戦争に従軍中の深山広三郎軍医に宛てた福井辰蔵村長の慰問状（深山健二氏文書）

明治三十八年七月、養父の深山玄碩は、日本海海戦による日本の勝利に沸く郷里の姿を、広三郎にしたためた。それによれば「内国人ハ何国も狂気之如ク大賑ニテ、已ニ当町（西宮町か－奥村）之如キハ酒造家一統元禄時代之衣装ニテ、腰ニ木刀之大小ヲ差し、頭ニハ其時代之鬢ヲ冠リ、一統打揃ヒ広田神社へ参詣シ」、その後戎社で種々模擬店を出す、芸妓が元禄時代の風俗で元禄踊を踊る等、大賑わいであったとされる。

しかし九月五日、日露講和条約がポーツマスで結ばれると、それは戦争に協力してきた国民の人的、金銭的な負担を解消しうるものではなかった。神戸では伊藤博文の銅像が引き倒され

るなど、国民の不満は強まっていったのである。

3　明治後期の本庄村の産業

漁業法の成立と漁業権設定

明治後期には、漁業法が制定され漁業権や漁業組合などが整備された。明治後期の沿岸漁業は停滞期にあったが、漁業法は水産資源の乱獲防止と漁業秩序の維持を主な目的としていた。この時期の本庄村の漁業をみると、農商務省が明治二十七年（一八九四）に調査した『水産事項特別調査』によれば、深江の漁業者は四二戸一四四人、水産加工業は七戸三二人であり、青木は二八戸八四人だった。深江の水産加工業の中心は乾イワシで、加工業の存在が注目される。

多年の懸案であった漁業法は明治三十四年にようやく成立した。漁業法は漁業権・漁業の取り締まり・漁業組合・漁業に関する紛争の裁定などについて規定した日本最初の統一的な漁業法典であった。漁業法は漁業権の種類として、定置漁業権・区画漁業権・特別漁業権・専用漁業権の四つを定めた。定置漁業権は漁具を定置して行う漁業、区画漁業権は水面を区画して養殖を行うもの、特別漁業権は定置・区画以外でとくに行政官庁の免許を受けて行う漁業である。専用漁業権は、これらの漁業権に属さない漁業で水面を専用して行う漁業である。専用漁業権には地先水面専用漁業権と慣行による専用漁業権があった。地先水面専用漁業権は、地元の漁村に対してその地先の水面を漁村の専用漁場として認めたもので、漁村維持の政策目的から創設されたものである。漁業組合だけが地先専用漁業権を取得することができる。慣行による専用漁業権は、従来の慣行により水面を専用して漁業を行う権利である。村が一定の水面を専用して漁業を行う場合や地先水面でない海面で旧来の慣行により漁業を行う場合（例えば淡路島沖の鹿の瀬における漁業権）などがこれに該当する。

漁業組合は、漁業権の享有・管理の主体とされ、浦・浜など漁村の範囲ごとに組織されることになった。漁業組合は、漁業入会集団を近代的に構成したものだった。漁業法では「漁業組合ハ漁業権ノ享有及行使ニ付権利ヲ有シ義務ヲ負フ。但自ラ漁業ヲ為スコトヲ得ス」と規定された。漁業法に基づく漁業組合は現在の神戸市域では明治三十五年から設立され始め、本庄村では明治三十六年に深江浦漁業組合、青木浦漁業組合が設立されている。組合員数は深江浦が七六人、青木浦が三七人であった（明治四十三年『兵庫県統計書』）。

地先水面専用漁業権は深江浦、青木浦ともに明治四十一年九

月十二日に農商務大臣によって免許された。免許番号は深江浦が一一八三号、青木浦が一一七九号であった。漁場の範囲は旧来の村の境界である。深江浦の漁場は、東は精道村芦屋と本庄村深江との境である傍示川中央、西は青木村との境まで、青木浦の漁場は、東は深江と青木との境、西は魚崎村の境界までである。沖への幅はいずれの漁場も一八〇〇間（約三二七二㍍）とされた。

表－21　深江浦と青木浦の専用漁業権

	深江浦漁業組合	青木浦漁業組合
免許番号	1183号	1179号
漁場	東：精道村芦屋と本庄村深江の境の傍示川尻中央 西：深江と青木の境 沖だし1800間	東：深江と青木の境 西：魚崎村との境の青木川尻中央 沖だし1800間
漁業の種類	イワシ地曳網漁業 ハゼ建網漁業	イワシ地曳網漁業 アサリ漁業・ハマグリ漁業
漁獲物の種類	イワシ、ハゼ	イワシ、アサリ、ハマグリ
漁業時期	イワシ：5月1日～12月31日 ハ　ゼ：2月1日～3月31日	イワシ　：5月1日～翌年1月末 アサリ・ハマグリ：1月1日～12月31日

（出典）「専用漁業権台帳」（兵庫県県政資料館所蔵）

漁業の種類は、深江浦がイワシ地曳網漁業・ハゼ建網漁業、青木浦はイワシ地曳網・アサリ漁業・ハマグリ漁業であった。両浦ともに漁獲物としてイワシがあげられており、イワシが代表的な魚であったことがうかがえる。なお漁業権の存続期間は二〇年間とされた。

専用漁業権の出願に対して、旧来の入り組んだ漁業関係をいかに整理するかは困難をともなった。兵庫県は漁業慣行の調査を行い、漁場の範囲、入漁権者との関係、地先専用漁業権では漁業の種類などが精査されたのである。深江浦、青木浦でもこのような漁場の権利をめぐる事項は重要な問題だったろう。

明治四十三年に漁業法が改正され入漁権に関する規定が設けられた。深江浦では、大正三年十二月二十八日に精道浦漁業組合の有する専用漁業権（免許番号一一八六号）に対して入漁権の登録を行った。入漁はイワシ地曳網漁業で、漁業時期は三月一日から十一月三十日で「朝夕ノ一番網（方言チアイ）ハ精道浦漁業組合員ニ於テ操業セサル場合ノ外之カ操業ヲ為スコトヲ得ス。但シ芦屋村ノ内小川河口以西は此限ニ在ラス」という条件付であった。

酒造業の衰退

深江・青木・西青木の各地区は、近世には灘五郷のうちの上灘東郷を構成していて、酒造業は盛んで青木・深江の幕末の醸造高は二万石に及んだという（第四章参照）。明治初年には青

木に中西卯之松・万屋重左衛門・松田弥右衛門・松田弥助・播磨屋甚七・大黒屋元三郎・灘屋利右衛門・灘屋太右衛門、深江にも吉岡屋太左衛門・四井信助が加わり、最盛期を迎えた。初代村長寺田市郎右衛門、二代村長履輪七郎兵衛は酒造家出身、三代目の岡田正蔵の家は網元だったが酒造を営んだという。創立期の本庄村はまだ酒造業者が政治にも大きな力をもっていた。

しかし、村内では足踏みによる精米が中心だったため酒米の質が悪く、東京での名声が落ちたため、地方販売を主とせざるをえなかったという。さらに酒税の増加や価格の下落が追い打ちを掛け、防腐剤や唐辛子を使用したり水を加えて石数を増加するなどしたため販売不振を招いた。青木では廃業するものが続出、明治二十四年（一八九一）には上杉利左衛門・増井太右衛門ら数人となり、明治二十九年の酒造税則の改正によって一挙に酒税が増加、明治三十四、五年ごろには青木の酒造家はすべて廃業した（『武庫郡誌』『おうぎのあゆみ』）。

焼酎・酢の醸造

本庄村では、灘五郷で作られた酒粕をもとにしての焼酎の醸造も、やはり盛んに行われた。最盛期には、醸造家四〇名、醸造高二五〇〇石を数えたといわれる。しかし、これも明治二十九年（一八九六）の酒造税則の改正によって衰退していった。また明治二十五年には名古屋の清酢醸造家笹田伝左衛門が、青木の寺田市郎右衛門の酒蔵を買い入れ、川島銀太郎を代務人として翌明治二十六年から酢の醸造を始めた。商号は「丸勘」で後マルカン酢と改称した（第六章参照、『おうぎのあゆみ』）。のちに村長を務める松井善太郎の初代は焼酎醸造業であった。

素麺の発展

本庄村の代表的な産業に江戸時代から「灘目素麺」「上方素麺」として江戸に運ばれた素麺がある。本庄村における素麺の生産は、そもそも天保年間に青木の木村重左衛門が大和三輪の製法を伝えたことによるものとされる。以後、明治初年ごろには青木に二〇、深江に八の素麺製造家があった。

魚崎にも明治三年（一八七〇）には二二軒、同二十一年には二一軒の素麺屋があった。生産高は明治十八年が九万貫だったのに対し、明治二十七年は一三万二〇六九貫となり最盛期を迎えている（『魚崎町誌』）。

明治十年代のいわゆる松方デフレの影響で素麺製造は苦境に陥り、明治十九年に摂州灘素麺営業組合を設立し統一的な販路の開拓、品質改良に努めた。こうした努力が実を結び、魚崎村などでは明治二十年代も順調に生産高を伸ばした。また本山村の松田新七の「竹雀」の銘柄も有名で、明治二十八年の米国・

セントルイスでの万国博覧会に出品した（柏原正民一九九四）。しかし労働力の不足、競争の激化などで日清戦争を境に、急激に減少した（第六章一節参照）。のちに村長薩谷寅之助を輩出する薩谷治右衛門家や村長木村梅太郎は有力な素麺製造業者だった。

その他の工業

明治二十八年（一八九五）の『兵庫県統計書』によれば、明治二十二年創業の大橋藤治郎が経営する緞通製造所が深江にあり、職工は男が三五人、女八〇人が働いていた。翌年の『兵庫県統計書』では、緞通製造所はいずれも本庄村内に二カ所で、一方が男一八人、女三九人、分工場が男五人、女一八人となっている。わずか一年にしては人員の変動が大きく疑問が残るが、新たな工場が創業していることは確かである。

小作と地主

明治二十年代になると地主と小作人との間の小作料をめぐる史料が散見される。明治二十五年（一八九二）十二月、深江村では、前田源二郎と永井庄七が畑小作人総代として、凶作だったので年貢を半減するように関係地主に頼んでほしいと村総代の岡田善蔵に再三依頼した。岡田は、十二月二十日、一七名の地主に総代宅で協議を行いたいとの旨を申し入れた。地主側は簡単に態度を決定できず、二十九日の夜に再度協議を行い、三十日に一五%引きと決定した。これを小作側が承諾したかどうかは不明であるが、小作側も地主側も個別の契約関係を超えて、村総代を介して組織的に対応している事は注目すべき点である。

さらに時代を少し下って、明治三十四年一月十五日には深江村地主同盟会が、一九名の地主によって結成された。この組織は、「小作米取立ヲ確実ナラシムルヲ目的」に結成されたものである。同盟会の規約によれば、十一月二十五日までに小作料を納めないものには、雇い入れた代理人に厳重に督促させ、それでも応じないときは同盟会総会で小作人に対して田地の引き上げを行うとされていた。実態は不明であるが、このような地主同盟会結成の背景には、おそらく小作人側の組織的な年貢減額運動があったと思われる。

第六章　大正昭和前期の本庄村

一節　都市化の進展と人々の生活

1　都市化と人口の増大

阪神間の都市的発展

第一次大戦を経た一九二〇年代から三〇年代にかけての時期には、阪神間は、産業発展をとげる大阪・神戸両市のベッドタウンとして人口の流入をみ、また都市計画区域の指定を受けその整備がはじまるなど、急速な都市的発展をみることになる。

この様子を当時の新聞は、次のように記している。

> 阪神沿線殊に御影署部内に於ける最近の発展振りと来たら素晴らしいもので、昨日の田地は今日の住宅地域と化して名実共に理想的な田園都市を現出してゐるが、大正十五年度即ち昭和元年中に示された急速なる発達の跡を御影署の統計を通して見るに各町村とも人口家屋は増加する一方で、部内全部の十四年度累計三万八百三十九戸、十二万八千七百四十人に対し、昭和元年末現在では戸数三万三千百九戸、人口十三万九千八百六十一人で、都合人口に於て一万一千余人を増してゐるが、之は到底他の何れの署と雖も及ばぬ処だ。
>
> （『神戸又新日報』一九二七年一月八日）

さて、しかし一口に阪神間の都市的発展といっても、その内容は、それぞれの地域によって微妙に異なっていた。工場などが集まる南部海岸地域には、仕事を求めて労働者が移り住んだのに対して、北部の山麓地域には企業経営者などが邸宅を構えるようになった。これには、都市計画にともなう建築物法の適用如何も大きく関わっていた。御影警察署管内の村々を例にとると、本庄村をはじめ建築物法の適用をうける地域（御影・魚崎・住吉・本山・本庄・西郷・西灘・六甲）が建築物に様々な制限を受けたのに対して、精道村および本山村のうちの岡本地区は、その適用を受けなかったために豪華な別荘などが相次いで建設されることになった。この点についても、やはり当時の

新聞記事が雄弁に物語っているので次に引用しておく。

何から何迄膨れる一方の阪神沿線の状態は大略御影署で作り上げた諸営業の統計に依つても明かな処であるが今度は建築物法の適用を受けてゐる御影、魚崎、住吉、本山、本庄、西郷、西灘、六甲の八ケ町村内で十五年度中に新築された家屋の数を見るに、一月九十二戸、二月百三十四戸、三月百五十一戸、四月百五十五戸、五月百七十四戸、六月二一〇戸、七月百八十戸、八月二百十九戸、九月百四十一戸、十月百九十七戸、十一月百七十三戸、十二月百八十二戸、総計二千九戸と云ふ素晴らしい勢ひで之に照しても阪神沿線が如何に急激な発展を示してゐるかゞ知られる、其の内西灘村内は主として□屋建の小月給取りの住宅向で、御影、住吉等は相当な居宅である事など切実に各町村内に於ける一般の生活状態を表してゐるが、右の外法規の制限を受けない精道村及び本山村岡本方面は流石に別荘地域であるだけに各戸井水槽便所を設けてゐる処が少くなく、其の成績も最近著しく良好に向つて来たと云ふ。

（『神戸又新日報』一九二七年一月九日）

大正九年（一九二〇）七月の阪神急行電鉄神戸線（現在の阪急）や、十二年十二月の阪神新国道（現在の国道二号）の開通も手伝って、これまでまだ南部の西国街道沿いに旧集落の形を残して点在していた住宅地は、徐々に北部へと広がっていくことになった。こうした中で、本庄村を含む村々は、それぞれに変貌をとげていくことになる。

人口の増大

本庄村も、第一次大戦以降飛躍的な人口の増大をみせている。表－1にみられるように、日露戦争時の明治三十八年（一九〇五）には世帯数四八八戸、人口三〇二一人程度であったものが、第一次大戦のはじまる大正三年（一九一四）ごろから急速に上昇をはじめ、九年には、世帯数で三倍弱の一四〇四戸、人口では二倍の六一四〇人、昭和十五年（一九四〇）年になると、世帯数では六倍弱の二八五八戸、人口でも四・五倍の一万三七三九人にまで達することになる。

昭和五年を例に本籍・現住人口の別をみると、村内に本籍をもつものの数は五五一七人（男子二七七九人、女子二七三八人）、寄留を含めた現住

表－1　本庄村の世帯数・人口の推移

年	世帯数	A	人口	B
明治38（1905）	488	100	3021	100
42（1909）	572	117	3677	122
大正 3（1914）	825	169	4027	133
9（1920）	1404	288	6140	203
14（1925）	1719	352	8089	268
昭和 5（1930）	1972	400	9437	312
10（1935）	2285	468	11141	369
15（1940）	2858	586	13739	455

［出典］『武庫郡誌』および『兵庫県統計書』より作成。大正9年以降は、国勢調査の数値による。表中のAは明治38年の世帯数を100とした場合の各年の指数を、Bも同年の人口を100とした場合の指数を指している。

人口の数は九三七三人（男子五三〇三人、四〇七〇人。ただし、兵庫県の推計によるもので、国勢調査の数値とは異なる）である。村内に本籍をもちながら他の市町村に転出している者の数がわからないので正確にはわからないが、まだ、この時点では寄留者が本籍を有する者を大きく上回るようにはなっていないようである。

これを周辺の村々と比較して、もう少しその特徴を探ってみよう。まず、隣接する本山・精道の各村と比べると、明治三十八年の時点では、本庄村の人口三〇二一人に対して、本山村は二一六五人、精道村三五六〇人であるから、三カ村の間でそう大きな規模の差があるわけではなかった。ところが、図－1にみられるように、その後特に第一次世界大戦期より、まず精道村の人口が急速に伸びはじめ、大正九年にはすでに一万人台に、市制施行（芦屋市）を果たした昭和五年以降は三万人台に膨れ上がっているのがみてとれる。次に本山村は、はじめ本庄村よりも人口は少なく、大正期でもまだその伸びは鈍かったものの、耕地整理のすすむ昭和初期にはやはり急速に膨張を示し、昭和十年の国勢調査の数値では本庄村を上回ることになる。これらの村々と比較してみると、本庄村の人口は、増加傾向にあるのは事実であるが、その伸びは今ひとつ鈍い。

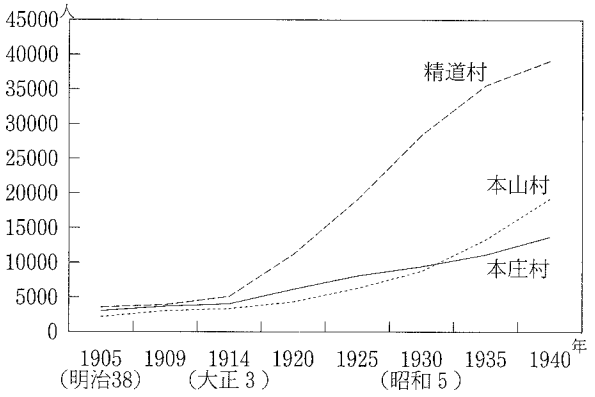

図－1　本庄・本山・精道の３カ村人口推移

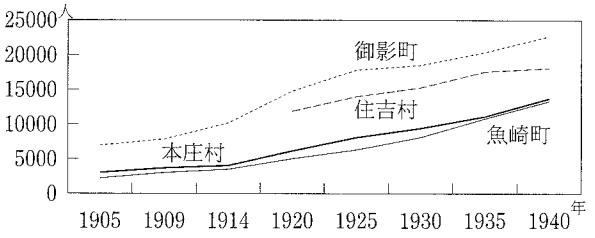

図－2　本庄・魚崎・住吉・御影４カ町村人口の推移

また、図－2より魚崎・住吉・御影の三カ町村と比較してみると、人口増大の急な御影町や住吉村に対して、本庄村はほぼ魚崎町と同じ人口の推移を示している。

住宅の密集

本庄村における人口の増加は、まず阪神電気鉄道線以南の地域での住宅の密集となって現れた。

明治末年ごろと大正末年ごろの村域を示した地図（『本庄村史』地理編・民俗編　所収）を比較すると、大正年間になると、

深江・青木の二集落および両集落を結ぶ西国街道（浜街道）沿いに住宅の密集がすすみ、また深江の場合は、さらにその南部を東へ芦屋川にいたる海岸地域（現在の深江南町）に、南永井など新たな住宅地が現れる。これに対して、阪神電気鉄道線以北の西青木や深江の北部では、まだ田畑が多く残っており、ここでは市街地化はすすんでいない。

もちろん、村全体の土地利用の割合からいえば、まだ宅地の割合はそう大きいわけではない。昭和五年の統計では、村内の民有有租地総数一四九・五町（村全体の面積は一六四・四町）のうち宅地の占める割合は三六％にとどまっているのであり、五八％は田や畑といった農地が占めている（図－3）。

しかし、本山・精道の二カ村との間で人口密度を比べてみると、やや事情が異なってくる。すなわち、既に宅地化されている部分の人口密度では、三カ村にそう大きな違いがあるわけではなく、いずれも人口の密集が進んでいる。たとえば、昭和五年の数値で、本山村が宅地

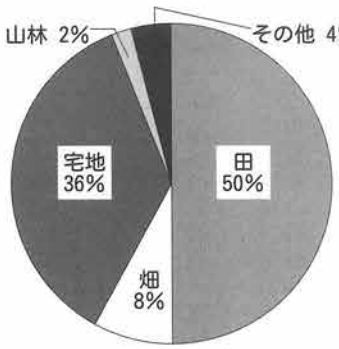

図－3　本庄村民有有租地の利用比率

一町あたり一四九・四人、おなじく精道村が一七九・五人であり、これに対して本庄村は一七三・五人であるから、精道村とほぼ同じ水準になっている。しかし、この両村は、本庄村に対して村面積自体が大きく、山林を除いても、まだ宅地となっていない土地が多く残されていることから、相当な余裕が残されている。そのため村面積に対する人口密度に換算すると、本山村は面積一町あたり七・二人、精道村二七・四人となり、これに対して本庄村は五七・四人とはるかに大きな値を示す。両村の面積には山林が多く含まれているから、これを除いた面積での人口密度に換算しても、本山村二〇・五人、精道村四三人に対して、本庄村は五八・三人となり、三カ村のなかで本庄村は突出して人口の密集がすすんでいるのがわかる（表－2）。

表－2　1930年本庄・本山・精道各村の人口密度

村　　名	本庄村	本山村	精道村
人口（人）	9437	8772	28401
村面積（町）	164.4	1212.4	1036.5
村面積1町当たりの人口（人）	57.4	7.2	27.4
山林を除く村面積（町）	161.9	427	659.9
山林を除く村面積1町あたりの人口（人）	58.3	20.5	43.0
宅地面積（町）	54.4	58.7	158.2
宅地1町あたりの人口（人）	173.5	149.4	179.5

［出典］『兵庫県統計書』より作成。

職業構成

都市化と人口の増大は、したがって村内住民の職業構成をも大きく変えることになった。表－3にみられるように、明治末の段階では村内の現住世帯のうち農業を営むものがもっとも多かったが、第一次大戦をへた大正八年（一九一九）段階になると、商工業を営む世帯が増加するようになる。そして、これに伴って「日雇及労働者」や「雑業」と記される世帯が急激に増えている。

さらに、表－4aおよび表－4bから昭和五年（一九三〇）時点の状況をみる。この表では、営業者と労働者とが区別されずに同じ業種として取り扱われていることをあらかじめ断っておく。まず、先述のように阪神電気鉄道線以北には農地が残されていたこととも関連して、この時点でもまだ農業従事世帯が一一四と全世帯数の六%弱を占めている。また、漁業従事世帯が八六もあるのは、本庄村の特色である。周りの町村における同時期の漁業従事世帯数は、精道村が八世帯、以下、魚崎町一〇世帯、住吉村四世帯、御影町二世帯、海に面さない本山村ではなしであるから、本庄村のそれは突出したものであるのがわかる。

このように、第一次産業に従事する世帯数が依然として残っている一方で、商工業や公務・自由業に従事する世帯が大きな比重を占めるようになっている。表－4bより、工業従事世帯をその業種ごとにさらに詳しくみてみると、まず、本庄村の場合酒の醸造にたずさわるものの数が少ない。本表の中では、これは「飲食料品嗜好品等」の中に含まれているのであるが、洋

表－3　本庄村現住世帯の職業別内訳1
（単位：世帯）

年　度	明治42	大正3	大正8
農業	198	235	144
漁業	71	83	64
工業	67	56	82
商業	193	247	268
交通	10	5	11
日雇及労働者	15	108	351
雑業		51	112
家事使用人			27
公務及自由業	5	15	43
無職及職業不詳	13	25	58
合　計	572	825	1,160

［出典］『武庫郡誌』より作成。

表－4a　昭和5年本庄村現住世帯の職業別内訳

職　業	世帯数
合計	1,957
農業	114
漁業	86
工業	435
鉱業	
商業	431
交通	22
家事使用人	24
公務及自由業	467
その他の有業者	284
無職及職業不詳	94

［出典］いずれも『兵庫県統計書』より作成。

表－4b　工業従事世帯の業種別内訳（昭和5年）

業　種	世帯数
総数	435
窯業	1
金属	3
機械器具	2
化学	7
繊維	17
紙	1
木、竹製品	34
飲食料品嗜好品等	18
被服等	6
土木建築	342
製版印刷	2
ガス電気等	2

酒や酢の醸造、素麺、和菓子の製造など他の飲食良品とあわせてわずか一八世帯しかない。

これに対して土木建築業に従事するものの割合が大変多い。同年の周辺町村のそれと比較してみると、まず、本山・精道・魚崎の三町村では、それぞれ一〇九世帯、八七世帯、七世帯であり、本庄村の場合を大きく下回る。住吉村と御影町の場合は、それぞれ二六一世帯、三三九世帯と、本庄村に匹敵する数となってはいるが、これらは、そもそも現住世帯数や工業従事世帯全体が多く（住吉村―現住世帯数三〇六一、工業従事世帯数六九三、御影町―現住世帯数三八一九、工業従事世帯数一二三五）、したがって、それぞれに土木建築業従事世帯が占める割合は、それぞれ住吉村―対現住世帯数比八・五%、対工業従事世帯数比三七・七%、御影町―対現住世帯数比八・九%、対工業従事世帯数比二七・四%にしかならない。これに対して、本庄村の場合は、対現住世帯数比一七・五%、対工業従事世帯数比では実に七八・六%という値を示しており、職業構成上のひとつの特色となっていた。

その他では、木・竹製品の製造が三四世帯となっている。村内には、昭和五年当時、竹籠などの製造場が四カ所（職工数八名）、畳製造場が三カ所（職工数四名）あったが（『兵庫県統計書』）、いずれも零細で、他は周辺町村の酒樽製造工場などで勤めていたのではないかと推測される。繊維関係では、長岐商会のメリヤス靴下製造が盛んで、村内外から一〇〇名の職工を抱えていた。その他綿の染物工場などがみられる。また、化学関連ではゴム製造工場がある。

人々のくらし

都市化と人口の流入によって、人々の暮らしぶりにも変化が現れた。『武庫郡誌』は、大正期の本庄村について、次のように述べている。

> 本村は阪神間の海浜に僻在せる村落にして、停車場を遠く離れたれば、都市風の影響を受くること少かりしが、阪神電気鉄道の開通せしより、郊外居住者の多きを加へ華美の風は年を追ひて村民の間に伝はり、一般の気風も亦全く一変するに至れり。従来手織木綿にて、強きを喜びし衣服は、漸く変じて美しきモスリン類となり、絹物となるに至り、食物も麦飯は近時之を食するもの全戸数五八〇に対し、一六〇内外に過ぎず。家屋も従来の燻りたる茅葺に満足せず、床を作り、天井を張り、或は改築をなす等、次第に華美を競へり。（『武庫郡誌』）

また、明治末年以降、電灯やガスといったあらたな生活手段が本庄村にも普及するようになった。『武庫郡誌』によれば、電灯は明治四十一年（一九〇八）十月に阪神電気鉄道株式会社

表－5　本庄村における電灯・ガスの普及

年度		明治42	43	44	45	大正2	3	4	5
電灯（単位：個）	合計	64	184	363	542	753	1,161	1,235	1,429
	10W	30	34	217	348	534	791	852	1,046
	15W	22	55	95	133	150	267	257	243
	20W	11	34	50	59	64	94	117	127
	30W	1	1	0	2	3	7	4	8
	40W	0	0	0	0	2	2	5	5
ガス（単位：立方フイート）		－	－	－	－	186,745	429,250	620,418	289,413

［出典］『武庫郡誌』396頁より作成。

から、ガスは明治四十五年四月に神戸瓦斯株式会社（現、大阪ガス）から、それぞれ供給されるようになった。いま、明治末から大正初期にかけてのその供給状況を示すと表－5のようになる。電灯の場合、明治四十二年では村内戸数五七二戸に対する電灯点灯個数はわずか六四個に過ぎなかったのが、大正三年（一九一四）の時点で、戸数八二五戸に対して電灯点灯個数は一一六一個となっているから、単純計算ではこの頃には一戸に一個電気の灯りがともるようになったことになる。

また、新聞の購読者数も増大しており、大阪朝日新聞をはじめ、大阪毎日新聞、神戸又新日報、西摂新報、東京新聞などが広く読まれた。大正年間では、一戸あたりの新聞購読部数が〇・七六とあるから、これもほぼ一戸に一部の割合で普及しているのがわかる（『武庫郡誌』）。また、新聞の紙面には、青木にカフェーが営業されていたなどの記事が散見されることからも、当時の新しい都市的・文化的な生活スタイルなり風俗なりが本庄村にも確実に浸透してきていたことがわかる。ただしその一方では、昭和四年（一九二九）の新聞記事には、「武庫郡本庄村青木一六六　人力車夫」が「阪神電車青木停留所より阪神線岡本停留所迄乗車した」客に対して「二十八銭の賃金を欲張つて一円二十銭請求し」「この程芦屋署に告発され」たという記事もある（『神戸又新日報』昭和四年二月十六日）。事件の内容そのものはともかく、この時期の本庄村は、新しい生活スタイルの傍らで、まだ人力車も走っているというような過渡的な雰囲気の中にあった。

2　本庄村の産業

本庄村の漁業

大正年間は統計が十分残っておらず、本庄の漁業の推移を十

分明らかに出来ないが、『武庫郡誌』に明治末から大正八年までの統計が若干ながら掲載されている。まず漁業者は武庫郡全体ではこの間、専業者が増える一方、兼業者の減少が指摘されている。本庄村の場合、大正八年（一九一九）の漁業戸数五七、従事者は男性のみで一〇四人。明治二十二年（一八八九）の『漁業慣行録』では、漁民人数は深江九二人、青木五〇人、西青木九人であり（第五章参照）、家内従事者をどう加算しているのか、統計の取り方が正確にわからないので単純な比較はできないが減少していることは明らかだろう。この時期に都市化の動きが兼業漁業者を減らす全体の動向が、本庄村にも反映しているとみてよいだろう。

表－6　武庫郡内の漁業数量と金額および加工品数量と金額

	明治37	明治42	大正3	大正8
	1904	1909	1914	1919
漁獲数量	61,300	25,100	20,600	214,500
漁獲価格	13,566	15,350	8,088	57,670
水産数量	10,520	8,000	8,100	15,000
水産価格	5,742	4,800	6,870	27,500

数量の単位は貫、価格の単位は円
（『武庫郡誌』より）

また表－6によれば、漁獲高は年による変動が大きい。『武庫郡誌』によれば、漁獲高・漁獲物金額・水産加工品の数量・価格とも、明治三十七年は本庄がいずれも郡内一位だが、大正八年では漁獲高は須磨に、水産加工品は鳴尾に首位を譲った。これは明治九年に芦屋・打出が漁業を始め、深江の漁場が狭められたことが影響しているだろう。新興の芦屋・打出は明治年間不漁続きだったが、大正に入って漁獲量を飛躍的に伸ばした。また漁業組合は共同販売に力を入れたが、須磨浦と西宮浦漁業組合は市場を先行設置して組合員の漁獲物販売に力を注いだ。『武庫郡誌』は須磨浦の市場について「成績頗る見る可きものあり」と記述、販売合戦も影響しただろう。

昭和恐慌は漁業にも大きな影響を及ぼした。兵庫県の魚価は昭和三年（一九二八）を一〇〇とすると、五年から大幅に落ち込み、七年には五一・五という水準になった。魚の種類ごとにみると、セグロイワシは六年に四四・四、マイワシは七年に、四一・四、イカナゴは六年に五六・二になった。魚価が昭和三年の水準に回復するのは、十二年ごろであった。全国的にみても、沿岸漁業の魚価は、昭和六、七年ごろに底をうち、その後次第に回復していった。

水産業従事者、漁船、沿岸漁獲物、水産製造物から本庄村の漁業をみておこう。表－7は、昭和五年、同十年、同十四年のそれぞれのデータである。水産業従事者は昭和五年が一九五人、そのうち本業者が一三一人であった。十年には一七五人（本業

表－7　昭和前期の本庄村の漁業

		昭和5年	昭和10年	昭和14年
Ⅰ	水産業従事者	195（本業者131）	175（本業者100）	248（本業者223）
	漁業者	149（同　131）	120（同　95）	185（同　不詳）
	製造業者	45	53	63
	養殖業	1	2	－
Ⅱ	漁船数	83	72	71
	動力のない漁船	72	62	55
	動力のある漁船	11	10	16
Ⅲ	沿岸漁獲物	81,655	37,985	130,733
	魚類　数量（貫）	233,430	78,116	178,830
	価額（円）	57,415	28,560	123,005
	貝類　数量（貫）	6,750	32,500	12,150
	価額（円）	2,700	2,275	2,728
	その他　数量（貫）	16,960	2,860	3,370
	価額（円）	21,540	7,150	5,000
Ⅳ	水産製造物	31,500	32,825	20,000
	食料　数量（貫）	35,000	20,699	8,000
	価額（円）	31,500	32,825	20,000

（資料）『兵庫県統計書』
（注）　水産業従事者には、被用者を含む。

者一〇〇人）、十四年は二四八人（本業者二二三人）である。

漁業者の推移は、五年一四九人（本業者一三一人）、十年一二〇人（本業者九五人）、十四年一八五人（本業者、被用者は不詳）であった。十四年に大幅に増加しているが、十五年には一〇二人で急激に減少した。水産製造業に従事する者は、五年四五人、十年五三人、十四年六三人と増加したが、これも十五年には三六人に減少している。

漁船総数はやや減少しているが、漁船の動力化は進みつつあった。しかし、本庄村はむしろ動力のない漁船が多かった。昭和十年に兵庫県下で動力を有する漁船は漁船総数の三八％を占めていたが、本庄村では一三・九％にすぎなかった。昭和十四年に動力を有する漁船の割合は、兵庫県で四四％、本庄村は二二・五％であった。本庄村では櫓や櫂、風力によって運航される小型の漁船が主体であり、螺旋推進機を使用するものは少なかったのである。

沿岸漁獲物は、昭和十年に数量、価額ともに大きく減少している。漁獲物の種類では魚類が数量、価額ともに大半を占めている。貝類のウエイトは低い。そのほかの漁獲物はエビ、タコ、イカなどである。価額で比較すると、魚類の占める割合は昭和五年七〇・三％、同十年七五・二％、同十四年九四・一％である。兵庫県全体と比較すると、本庄村の沿岸漁獲物の価額では昭和五年三・八％、同十年〇・五四％、同十四年一・五％である。十年は本庄村の漁業が極端に不振な年であったのである。

表－8　昭和前期の本庄村の主な水産物

	昭和5年		昭和10年		昭和14年	
	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)
マイワシ・ウルメイワシ	43,200	19,440	37,800	7,560	14,800	7,400
セグロイワシ	172,800	13,824	36,750	14,700	66,000	66,000
カレイ	730	1,971	440	1,012	1,430	5,005
アジ	8,100	3,240	1,056	528	6,000	6,000
アサリ	6,750	2,700	－	－	7,500	1,500
イカ	4,360	3,270	－	－	570	2,000
エビ	12,600	18,270	2,860	7,150	－	－
イワシ加工品	35,000	31,500	20,699	32,825	8,000	20,000

（資料）『兵庫県統計書』

武庫郡では本庄村がもっとも漁業の盛んな村であった。昭和十四年でみると、武庫郡の漁獲物の価額に占める本庄村の割合は三九・一％であった。

水産製造物の価額を沿岸漁獲物と比較すると、相当の割合を占めているのが分かる。ことに昭和十年には、沿岸漁獲物と大差ないほどの生産額であった。本庄村の水産製造物はイワシ加工物であった。

表－8は本庄村の主要な水産物の数量、価額の推移をみたものである。漁獲物ではマイワシ・ウルメイワシ、セグロイワシ、エビが主なものであった。十四年のセグロイワシは本庄村の漁獲高の五〇％を占めた。イワシ加工品も生産数量・価額に変化があるが、本庄村の水産物では大きな位置を占めていた。

本庄村の農業

『武庫郡誌』は、大正期の本庄村の産業全般を次のように述べている。

旧幕時代より明治初年に於ける本村は、醸造業・漁業・農業共に隆盛にして、加ふるに住民質朴なりしを以て、一般に頗る富裕にして、労働者と雖、豊なる生計を営みたりき。

近年酒造業の衰微するに及び、之に付随せる職業も亦衰へ、加之交通機関の完備に伴ひ、一般生活程度向上し、随つて物価騰貴したれば、漸く経済的逼迫を感ずるに至れり。

又一面諸種の工業起ると雖、其規模小にして未だ一般経済に影響すること大ならず。

諸種の生業中、一般経済に直接影響の大なるものは漁業なり。何となれば年々八万円内外の収益あり。且村民の多数は、直接・間接之に関与するを以てなり。

農業に至りては然らず。本村耕地百十一町歩の中、本村民の所有に属するもの僅に四十三町歩余にして、他は他町村民の所有にかゝり、随つて農業は殆ど小作業者に依りて営まるゝ現状なれば、其経済的方面の潤沢ならざる推して知るべきなり。

醸造業の衰微、農業の零細さ、といったなかで収益をあげているのは漁業のみであると、いささか悲観的な本庄村の産業の

様子を伝えている。特に本庄村の農業について、村内の土地が大部分他の町村住民によって所有され、村住民の所有はわずかとする記述は、ほかの史料によっても裏付けられる。

いま、昭和五年（一九三〇）の『兵庫県統計書』によって、本庄村の耕地所有の概要をみると、まず自作・小作の別では、耕地総面積七四町二畝のうち、自作地が一五町であるのに対して小作地が五九町二畝となり、およそその七九・八％が小作地となっている（表－9）。

表－9　本庄村の自作小作別耕地面積（昭和5年）

	面積（単位：町）
総数	74.02
自作	15.00
小作	59.02

［出典］『兵庫県統計書』

次に土地所有規模をみてみることにする。表－10ａは、村内に居住する耕地所有者戸数をその所有規模別に示したものである。ここからは、本庄村居住の農家で二町以上の耕地を所有しているものはおらず、大半は一町未満、特に五反未満の零細な所有（もしくは、自らは土地を所有しない者）が、全農家九七戸のうち五六戸を占めているのがわかる。自作・小作の内訳で村内農家を区分すると、全九七戸のうち、自作二七戸、自小作は一五戸で、これに対して小作は五五戸とあるから、単純に数字だけでみるとほぼ五反未満の土地所有者と合致している。次に、村域内にある耕地について、その所有規模別に戸数を示したのが表－10ｂである。ここでは、三～五町を所有するものが三戸出てきており、表－10ｂで村内居住の農家の中にはこの面積区分に該当するものはいなかったから、これらは村外居住のものであると推測できる。本庄村内では、こうした比較的大きな土地が村以外のものによって占められていたのである。次に、一～三町未満規模のもの、および五反～一町未満規模のものをみると、それぞれ一〇戸および二五戸となっている。表－10ａでは、この同じ面積区分において、一～三町未満が一四戸（一～二町未満一四戸、二～三町未満〇戸）、五反～一町未満二七戸となっていて、表－10ｂの場合を若干上回る数値となっていることから、この部分は、村内で所有する土地に加えて、村外にも幾ばくかの土地を所有していることが推測できる。最後に、五反未満の所有者では、表－10ａの村内居住者が五六戸しかな

表－10ａ　村内居住耕地所有者の面積別内訳

総　数	97戸
5町～	0
3～5町未満	0
2～3町未満	0
1～2町未満	14
5反～1町未満	27
5反未満	56

［出典］
『兵庫県統計書』より。

表－10ｂ　村内耕地の所有面積別内訳

総　数	155戸
5町～	0
3～5町未満	3
1～3町未満	10
5反～1町未満	25
5反未満	117

［出典］
『兵庫県統計書』より。

いのに対して、表－10ｂでは一一七戸と大きくこれを上回っている。これも村外居住で本庄村内に耕地を所有しているものである。このように本庄村では、一方で、他町村の住民で三～五町という比較的大きな面積を村内に所有して、おそらくはこれを小作地として経営しているものがいるかと思えば、他方では、やはり他町村民が五反未満という狭小な土地を村域内に所有し、これを手作りしているか、もしくはやはり小作地として貸し出している、というように複雑な土地所有のあり方がみられたのである。『武庫郡誌』が「本村民の所有に属するもの僅に四十三町歩余にして、他は他町村民の所有にかゝり、随つて農業は殆ど小作業者に依りて営まるゝ現状」と述べていたのは、このような様子を指していたといえる。かかる零細な小作が中心となっている状態では農業だけで生計をたてることはむずかしかった。したがって、他と兼業する農家も多く、昭和五年の段階では全九七戸の農家のうち、専業三二戸に対して、兼業は六五戸となっていた（『兵庫県統計書』）。

昭和期の農作物

本庄村で栽培される農作物は、時期を追うごとに変遷をみせてきた。まず明治初年では、米麦のほかに綿花の栽培がさかんであったとされる。これが輸入綿花の普及とともに衰退し、次に油菜・甘藷へと移り、さらにこのうち燈火燃料としての種油の需要減退とともに油菜が衰退し、小麦への転換がはかられたという。これに大豆・ソラマメを加えたものが、おおよそ大正期までの主要な作物であった。

ところが、これが昭和期に入るころに再び大きく変化を示し始める。まず、一方では、第一次大戦後の恐慌以降の慢性的な不況と植民地米の移入などの結果、米の生産は相対的に停滞傾向を示し始め、他方、これに対して、大阪や神戸などの都市部の消費拡大を背景とした蔬菜や園芸作物などの商業的な農作物の栽培が急速に盛んとなる。昭和五年（一九三〇）における本庄村の農作物の生産高と価額を示すと表－11のようになる。

まず、米をみると、その生産額は二万二九三二円で、昭和五年における全体の生産額四万七六二八円の四八％を占めているのであるから、もちろん一番主要な農作物であることは間違いないが、その収穫高において、これまで明治四十二年（一九〇九）二〇六九石、大正三年（一九一四）二三五二石、大正八年二二六一石と、おおよそ二〇〇〇石を生産していたことと比較するならば、昭和五年の一二七一石という値は非常に大きくこれを下回っているのがわかる。また、従来主要生産物に数えられていた大豆が生産されていないのも特徴的である。満州産の

表－11　昭和５年本庄村における農産物一覧

	作付反別（単位：町）	収穫高	価額（単位：円）	１反当収穫高
米	37.4	1271石	22,932	3.398石
大麦	0.3	6石	36	2石
裸麦	2.4	46石	460	1.917石
小麦	3.5	63石	819	1.8石
大豆	0.0	0石	0	0石
サツマイモ	0.4	1000貫	300	250貫
ジャガイモ	1.7	5950貫	1,071	350貫
柿	－	1200貫	180	－
花果	－	220貫	330	－
ソラ豆	1.1	18石	288	1.636石
イチゴ	0.4	520貫	348	130貫
キュウリ	2.0	12000貫	4,200	600貫
スイカ	0.3	2100貫	420	700貫
ナス	1.9	20900貫	3,971	1100貫
大根	0.5	3750貫	413	750貫
ニンジン	0.1	300貫	90	300貫
里芋	0.7	2800貫	560	400貫
ネギ	5.6	44800貫	7,168	800貫
菜		13000貫	1,430	650貫
ホウレン草	1.7	5100貫	1,632	300貫
三つ葉	0.2	600貫	180	300貫
チシャ	0.6	1800貫	540	300貫
パセリ	0.1	200貫	100	200貫
セロリ		400貫	160	200貫
価額合計			47,628	

［出典］『兵庫県統計書』より作成。

大豆が大量に輸入されるようになる当時、競争にたえられず衰退していったものと思われる。

蔬菜・園芸作物栽培の進展

これに対して、ネギ・キュウリ・ナスといった作物が大きな比重を占めるようになり、これらの三品目だけで生産額は一万五三三九円と、全体の三二％に達するようになっている。

本庄村における蔬菜や園芸栽培は、もちろん昭和期に入ってからにわかに始まったものではなく、その濫觴は明治三十年代にもとめることができる。明治三十年代は、本庄村に限らず武庫郡全域で、衰退した綿花栽培にかわる作物の模索が行われていた時期で、明治三十五年（一九〇二）には西宮町に郡の農事試験場が設置され、また郡内の篤農家を組織して武庫郡園芸同好会が設立されるなど、郡をあげて蔬菜・園芸作物の栽培が奨励された。この時に本庄村では、大豆とともに、ネギやナス・サトイモ、そしてモモやブドウ・ナシなど栽培がすでに始められている。村内で熱心にこれを推進したのは深江の上田光之助で、彼は、当時一町歩を超える果樹園を村内で経営していた。その様子を『兵庫県武庫郡ノ園芸』（明治三十八年、武庫郡園芸同好会）は、次のように述べている。

上田園　本庄村の内深江村にあり、同村百七十九番地上田光之助氏の所有にして明治三十七年十一月苗木を川辺郡長尾村より取寄せ桃は株間八尺に九尺とし「アムステンジユン」天津水蜜、上

海水蜜桃種等千五十本、梨は株間同距離とし長十郎種五拾本、平果は株間各七尺とし紅魁、祝、紅玉種弐百本定植又桃樹は盃状形とし他は円錘形となすの見込なりと云ふ。

また、村外の居住者で本庄村内に同様の大規模な果樹園を経営するものもいた。同じく『兵庫県武庫郡ノ園芸』は次のように述べている。

相庭園　本庄村の内深江村にあり、広島県相庭安太郎氏の所有にして同村二百六十五番地中村龍作氏之を管理し葡萄「カタウバ」（棚作）、梨早生赤（百三十余本）、桃天津水蜜、上海水蜜桃、（百本）及平果（三十余本）を砂質畑地一町二反歩に定植豌豆、麦等を間作す、又葡萄栽子は三十七年春季同氏か広島県にて自から養成し株間六尺に九尺として植付したるものなりと云ふ。

これ以外にも、ナスはやはり上田光之助が、サトイモは前田幸三郎、ネギは前田宗三郎らがそれぞれその栽培をすすめた。

昭和期に入るとキュウリの栽培が盛んとなる。武庫郡では本庄村のほか、隣接の魚崎町と、そして山田村との三カ町村がキュウリ栽培の中心となったらしく、この三カ町村では阪神間の市場における優位を確保するため出荷統制をすすめている。

武庫郡魚崎町を中心とする胡瓜の栽培は年々盛んとなり、阪神間の市場では断然他県からの輸入ものを圧倒してゐるが、その取引を有利にするため武庫郡農会では佐藤技手が魚崎町、本庄、山田の三カ町村の栽培者をあつめて出荷統制について協議研究中のところ、この程いよいよ具体案がまとまつたので来る四月下旬はしりが出るまでにすべての準備を整へることにした、本年からはじめて出荷統制を行ふのは魚崎、本庄、山田の三ケ町村約二十五町歩、五貫入り十万箱に上り、配給は郡農会が斡旋し、あらかじめ等級標準をつくつておいて各町村単位に生産者たちが輪番で等級をつけ、そして当日の阪神間市場における値段を参照して価格を決定する、この外に箱、レッテル統一改良、箱の中には必ず番号入りの責任証票を付して取引者からの苦情や忠告には責任をもつて応接出来るやうにする、これがために郡農会では近日中に神戸、大阪方面の主なる業者を呼んでこの統制出荷の紹介をする計画である。

（『神戸又新日報』昭和七年二月四日）

昭和前期の深江の土地区画整理

農業と切り離しては論じられないのが土地区画整理の問題である。昭和期に入ると神戸市の都市計画案が発表されるようになり、この中に武庫郡西部にいたる道路計画が盛り込まれることになると、それに相呼応するかのように、これらの地域では土地区画整理が進められることになる。

深江地区では昭和七年（一九三二）三月より組合の設立に向けての準備が始まり、昭和八年十二月に設立総会が開催され、十二月九日付で永井庄左衛門ほか一〇名の申請により灘深江土地区画整理組合が設立された。この事業は、「土地ノ交換、分

合、地目変換、区画形質ノ変更、道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池ノ変更廃置並ニ排水ニ関スル設備及工事」と「公園敷地ノ造成」を行うことを目的とするもので（『灘深江土地区画整理組合規約』第一条）、田畑・宅地その他四六九反余および道路一四・五反余が整理対象となるものであった。いま計画道路の位置と幅員を示すと表－12のとおりとなる。

組合員数は二三九人（昭和十四年当時）で、組合員の約三割にあたる六九人が深江地区内に住んでいて、残りは神戸市内に五五人、深江地区を除いた武庫郡内に三六人、芦屋市内に二八人が住んでおり、組合員の約半数が事業地区の周辺地域に住んでいたことになる。また事業の施行当時、大阪府内に住んでいた組合員も全体の一割にあたる二八人いる。

組合の組織構成は役員として組合長一人、組合副長二人と評議員が七人おり、組合長が必要であると認めたときは評議員の議決を経て顧問と相談役をおくことができた。組合の意思を決定する機関は原則としてすべての組合員によって組織される総

表－12　灘深江土地区画整理事業計画道路の一覧

道路番号	起　　点	終　　点	幅員
1	本庄村深江字泉ケ坪	精道村津知字才道	6
2ノ1	同	同	6
2ノ2	同字野頼	本庄村深江字永田	3
2ノ3	同字稲荷筋	同字稲荷筋	3
2ノ4	同字串田	同	3
3ノ1	同	同字川原田	6
3ノ4	同字美ノ江	同字美ノ江	4
4ノ1	同字串田	同字稲荷筋	11
4ノ2	同字四ツ松	同字深田	8
4ノ3	同字深田	同字東繁昌	7
4ノ4	同字東繁昌	同字美ノ江	6
5	同字薬王寺	同字西繁昌	6
6ノ3	同	同字上永井	6
6ノ5	同字美ノ江	同字美ノ江	2
7ノ1	同字松苗	同	6
7ノ2	同字宮ノ後	同字宮ノ後	3
7ノ3	同字近田	同	4
7ノ5	同字墓ノ後	同字薬王寺	6
8ノ1	同村青木字東間	同字堤ケ内	5
8ノ3	同村深江字松苗	同字美ノ江	5
9ノ1	同字池ノ下	同字池ノ下	5
9ノ2	同字知田	同字中永井	5
9ノ3	同字東畑	同字堤ケ内	5
9ノ4	同	同	4
9ノ5	同字堤ケ内	同	4
10ノ1	同字知田	同字中永井	5
10ノ2	同字西枝	同字池ノ下	6
11ノ1	同	同	5
11ノ2	同字栄畑	同字西枝	5
11ノ3	同字西枝	同字永井	4.2
12ノ1	同字池ノ下	同字池ノ下	2.5
12ノ2	同字中永井	同字中永井	5.4
12ノ3	同字西永井	同字東枝	3.6
13ノ1	同字池ノ下	同字池ノ下	5
13ノ2	同	同	5
15ノ1	同字東繁昌	同字高井	8
15ノ2	同字東枝	同字東枝	8
16ノ1	同字西繁昌	同	6
16ノ2	同字東枝	同字西永井	6
17ノ1	同字泉ケ坪	同字知田	8
17ノ2	同字知田	同字西永井	8
17ノ3	同字西枝	同字西枝	4
18ノ1	同字泉ケ坪	同字泉ケ坪	4
18ノ2	同	同字知田	7
18ノ3	同字知田	同字栄畑	7
20ノ1	同字野頼	同字四ツ松	7
20ノ2	同字四ツ松	同字松苗	7
21ノ1	同字稲荷筋	同	11
21ノ2	同	同字稲荷筋	4
22ノ1	本山村中野字長者田	同字近田	8.5
22ノ2	本庄村深江字近田	同字堤ケ内	5
24ノ1	同字墓ノ後	同字東畑	8
24ノ2	同字東畑	同	8
25	同字墓ノ後	同村東青木字東間	8

『兵庫県報』810号（昭和８年12月12日）より作成。

会である。しかし灘深江土地区画整理組合では組合員が一〇〇人以上いるため、耕地整理法施行規則第四十九条の規定によって組合会を設けた。また評議員会は組合会に代わって、①収支予算の決定、②予算によって定められていることを除く軽微な事項の新たな負担と権利の放棄、③組合費の分賦収入、④訴願、訴訟および和解、⑤寄附採納、⑥簡単な設計書の変更――を議決できた。

組合には工事掛、会計掛、庶務掛の三つの掛がおかれ、各掛の事務は組合副長または評議員が分担した。組合の事業費についてはそのほとんどが替費地の売却代によっている。また規約では組合費を予算の定めるところにより土地の評定価額を標準として組合員から徴収するとされているが、これは実際にはほとんど徴収されなかった。

換地と処分総会

昭和十年（一九三五）五月には工事事実施設計が承認され、工事が着手されている。そして昭和十三年一月には換地予定地の承認、字名の改称が実施されている。換地は角地・別扱い地・並地の三種に分類されていて、角地は間口と側方の両面を道路に接する換地で最高三割八分の負担率、並地は間口だけ道路に沿っている換地で最高三割六分の負担率であった。別扱い地はいくつかの地区が具体的に指定されており、主に阪神国道、旧国道や事業地区内で比較的広幅員の道路沿いの土地と従前から宅地であった土地の換地などがこれにあたる。別扱い地の減歩率は地区にもよるが並地よりは概ね負担が緩和されていた。

昭和十三年（一九三八）十二月に工事が完了し、昭和十四年四月に換地処分総会が開かれている。ここでは第四号議案上地評定価額承認の件、第五号議案換地交付処分の件、第六号議案剰余金配当の件、第七号議案賃貸価格配市案承認の件、計四つの議案が出されている。

第四号議案では上地の評定価額をどのように定めたかということが説明されている。この事業のはじまる昭和八年は、都市計画法にもとづく土地区画整理が六大都市のみでなく全国の市に適用されようとしていた時期であったにもかかわらず、本庄村は郡部であったため、事業は耕地整理法に依拠してすすめられた。灘深江土地区画整理組合の総会の場では、このことがおよぼす問題点について次のように説明している。

すなわち、耕地整理法では整理前の土地の評定価額に比べて整理後の評定価額の方が大きいときは清算金を徴収し、小さいときは交付することが定められていた。しかし阪神間は土地の価格が位置と環境により大きく差があり、しかもその変動が大

きいところでは評定価額を正確に定めることは不可能であるとして、整理前の評定価額は工事着手前に評価委員会において調査し組合会の議決を経て決定し、整理後の評定価額は整理前の評定価額に準じて定めることにした。そして原地換地を原則とし、換地規定により地積に重きをおいて換地を定めている。

つまり整理後の評定価格は減歩率の大小により整理前の評定価額が同一でも変わってくることになる。例えば換地減歩率が三割のところでは整理前の評定価額が一八円であれば整理後は二五円七一銭となり、減歩率が二割五分のところでは二四円となる。整理前の評定価額は一七等級に区分され、最高一坪あたり一八円、最低一三円（減歩率が三割のところは整理後一八円五七銭）、平均一五円（減歩率が三割のところは整理後二一円四三銭）とした。なお換地に増減がある場合、増換地は隣地付近の組合処分地の売却値段を標準として徴収金を定めた。また、減換地は隣地付近の組合処分地の売却値段に二割増額したものを標準として交付金を清算した。

第五号議案では換地処分について説明されている。表－13は整理前後の地目別地積を表したものである。これをみると田は七〇反ほど減少し、宅地は一万四五〇八坪から二万八五三一坪へ倍増しているが、全体に対して大きな変化ではない。よってこの土地区画整理事業では従前の溝渠や堤塘を整理し道路を整備して宅地化に備えるという意味が大きかったのではないかと考えられる。

また組合員は換地規定により実測地積に応じて道路溝渠、公園敷地ならびに整理費用に充当する替費地を負担しなければならない。その減歩率は整理前の実測地核に対して最大三割八分、最小負担なし、平均は二割三分であった。但しこれは別扱い地を含めての平均で、普通の土地の減歩率は約三割となった。

第七号議案は賃貸価格配布案である。整理前の賃貸価格は、田は八二級から八六級、平均八三級（反当り二六円）、畑・原野・雑種地は全地区とも八〇級（反当り二〇円）、宅地は三九級から四九級、平均四五級（坪当り一円二〇銭）だった。整理後の賃貸価格は、田は全地区を通じ八三級（反当り二六円）を標準として、区画整理による減額により反当り二二円六八銭。畑・原野・雑種地は全地区八〇級（反当りに一〇円）を標準として、土地区画整理による減額により反当り一七円四五銭。宅地は整理前の宅地等級地域により各筆ごとに定めるものとし、等級種別は三九級から四九級、平均四五級（坪当たり一円二〇銭）を標準として、区画整理による減額により平均坪当たり一円五銭。ただ税務署長の指示により各筆ごとの賃貸価格割当は

組合長に一任した。総会ではこれらの議案は全て承認され、昭和十四年十二月七日に換地処分がなされた。換地前後の地目別の地積および、評定価格の変化を示すと表－13の通りだった。

整理前後で実測地積に差が生じているのは、整理前の実測地積のうち、国有地地積の数値

写真－１　灘深江土地区画整理組合役員の伊勢参宮
昭和11年４月15日（神戸深江生活文化史料館蔵）

表－13　区画整理前後の地目別地積対照表

	整理前				整理後			
	台帳地積（反）	実測地積（坪）	評定価格（円）	筆数	換地の地積（反）	評定価格（円）	筆数	摘要
田	反 畝 歩 379 7 05	126,261.41	1,899,476.05	532	反 畝 歩 312 4 07	1,930,918.31	463	
畑	5 9 01	1,958.95	29,816.99	20	4 3 24	2,702.64	12	
宅地（坪）	14,508.60	14,667.08	237,329.50	68	28,531.10	553,606.96	15	
原野	5 8 22	1,898.43	27,705.47	3	5 8 24	33,766.05	5	
雑種地	2 8 19	872.23	13,955.68	2	5 3 24	26,490.62	4	内公園敷地 3反3畝21歩
溜池	15 1 01	4,785.36	66,470.49	21	13 1 13	48,156.49	4	内公園敷地 12反9畝29歩 計16反3畝20歩
不用溝渠	10.36	10.36	165.76	1	－	－	－	
村有溝渠	7 5 01	2,251.00	－	－	3 4 15	－	－	
軌道用地	3 1 29	984.94	12,804.22	64	5 15.51	3,135.75	12	
隔離病舎	5 09	167.76	2,549.95	2	4 03.00	2,549.95	4	
小計	469 0 25.96	153,857.52	2,290,274.11	713	440 7 06.61	2,652,648.77	661	
道路（坪）	14,505.44	4,355.44	－	－	31,712.09	－	－	
溝渠	5 13.15	163.15	－	－		－	－	
堤塘	11 5 16.80	3,466.80	－	－		－	－	
小計	26 6 05.39	7,985.39	－	－	31 7 12.09	－	－	
総計	495 7 01.35	161,842.91	2,290,274.11	713	546 4 08.70	2,625,648.77	661	

［出典］『灘深江土地区画整理組合』、昭和14年、より作成。整理前後で実測地積に差が生じているのは、整理前の実測地積のうち国有地地積の数値を台帳地積から計上したことによる。整理前の実測地積、宅地、道路は坪単位。その他は反・畝・歩単位。

を台帳地積から計上したことによる。

昭和十六年二月に土地区画整理登記を完了、同年八月には賃貸価格の配布を完了し、昭和十六年十二月に組合は解散した。

青木の土地区画整理

青木や西青木の戦前の土地区画整理については、史料が見つかっておらず、詳細は不明である。ただ深江地区にやや遅れて青木地区でも土地区画整理が始まった。昭和十五年一月、元村長の木村梅太郎に対し、灘青木土地区画整理組合の設立が認められ、昭和十八年三月には組合長に木村が再任され、組合副長に村会議員などを歴任した前田吉三郎、上杉利右衛門の選任が認可されている。昭和十九年に設計書の変更が行われた。

商工業

大正から昭和にかけて、阪神間の商工業は大きな変容をみせることになった。まず、第一次世界大戦（大正三～七年）の勃発に伴う大戦景気の到来によって工業生産額が飛躍的に増大した。武庫郡全般でみると、大戦前の工業生産額三二八五万円（大正二年）は、大戦後の大正十年（一九二一）には七五一七万円と二・三倍に跳ね上がり、県下の工業生産総額五億九九五二万円の一三％を占め、市郡別では神戸市（二億四九五七万円）につぐ生産額を誇る地域となった。また、重化学工業化も進んだ。県下全般でみた場合になるが、大戦前では清酒醸造や素麺の生産その他をかかえる兵庫県では飲食料品が生産額で第一位であったのだが、大戦後になると、これに代わって造船をはじめとする機械器具の製造が首位に、以下、染織品、化学製品、そしてこれに飲食料品が続くというように、その順位も変動した（以上、『兵庫県百年史』）。

しかし、こうした大戦期に成長した産業は、その多くが零細な企業によって支えられていたこともあって、戦後の恐慌（大正九年）以降の慢性的な不況や、さらには金融恐慌（昭和二年）、昭和恐慌（昭和五年）とうち続くにいたっては、逆に深刻な危機を迎えることにもなった。この中で産業構造に変化が繰り返し起こることになる。

まず、大正後半期から昭和の初頭にかけての時期には、他の部門が不況にあえぐ中で、化学産業、なかでもゴムの製造が進展する。従来、兵庫県における化学産業では、特に神戸市におけるマッチの生産が盛んであった。ところが、その主たる輸出先である中国での反日民族運動の展開やスウェーデンマッチの登場によって、マッチの生産は激減し、これに代わって自転車や自動車のタイヤ生産を主とするゴムの製造が台頭してきた。昭和恐慌下の昭和六年（一九三一）に刊行された県内務部商工

課の報告は、神戸港における輸出品の動向について次のように記している。

ロ、神戸港ニ於ケル本県産品

次ニ神戸港ニ於ケル本県産品ノ輸出趨勢ヲ見ルニ本県産品ニシテ如何ナル品種ガ幾許神戸港ヨリ輸出サル、カニツイテハ拠ルヘキ資料ナキ為メ詳細不明ナルモ本県産品ニシテ他府県産品ト混淆セラレテ神戸港ヨリ輸出サル、各品種ノ最近五ヶ年間ノ輸出数量増減ノ趨勢ヲ見ルニ左表ノ如シ、即チ、合計三九品種ノ内輸出数量増加ノ傾向アル品種ハ精糖、寒天、箱板、魚油及鯨油、樟脳、生糸、綾木綿、天竺布、綿製タオル、貝釦、硝子製腕輪、ゴムタイヤ、自転車及同部分品ノ一三品種ナリ、亦輸出数量減少ノ傾向アルモノハ清酒、鉱水、革、樟脳油、薄荷油、綿織糸、燐寸軸木、燐寸、縞木綿、白木綿、硝子瓶、竹製品ノ一二種ナリ、而シテ輸出数量ノ増減区々ナルモノハ小麦粉、麦酒、竹材、肥料、薄荷油、木臘、綿縮、生金巾及シーチング、綿繻子、モスリン、模造パナマ帽子、人造真珠、琺瑯鉄器、ゴム製品ノ一四品種ナリ。

（『不況時ニ於ケル本県ノ商工業』）

すなわち三九品種のうち、増加しているのは、精糖・寒天・箱板・魚油及鯨油・樟脳・生糸・綾木綿・天竺布・綿製タオル・貝釦・硝子製腕輪・ゴムタイヤ・自転車および部分品の一三種。一方減少しているのは、清酒・鉱水・革・樟脳油・薄荷油・綿織糸・燐寸軸木・燐寸・縞木綿・白木綿・硝子瓶・竹製品の一二種だとある。マッチや武庫郡の主要産品たる清酒の輸出が減少し、それとは対照的にゴムタイヤや自転車およびその部品の輸出が増加しているというのである。

さらに、満州事変以降の時期になると、当時の蔵相高橋是清（犬養毅・斉藤実・岡田啓介各内閣）による軍需を中心とした財政政策により景気が回復基調をみせたこともあって、阪神間の各地区においてもすでにある造船はもとより、航空機製造などの軍需関連の重工業が躍進することになる。

本庄村への各種工場の進出

以上のような阪神間における商工業の変遷の特徴は、本庄村においても顕著に現れた。表-14は、昭和三年度から十四年度にかけての『兵庫県管内工場一覧』に掲載された本庄村内に設置されている従業員五名以上の工場の一覧を示したものである。これをみると、昭和初期においてどのような製造業種の工場が村内に新設されていったかがわかる。まず、昭和三年度の項目をみると、宝暦十二年（一七六二）創業の松尾仁兵衛旭蔵をはじめとした清酒の醸造や、明治二十五年（一八九二）創業の丸勘清酢工場、明治二年（一八六九）創業の薩谷製麺工場（素麺製造）といった飲食料品関係の工場が多く、これに長岐商会莫大小（メリヤス）工場などの繊維や、その他筵・帽子の製造などを加えて

表－14　昭和期の本庄村における工場設置一覧

製造業種	企業名	製造品目	事業開始	所在地	事業主	昭和3年度	昭和6年度	昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度	昭和10年度	昭和11年度	昭和14年度
清　酒	松尾仁兵衛旭蔵	清酒	宝暦12年11月	深江	松尾仁兵衛	○	○	○	○	○	○	○	○
	山下八介永田蔵	清酒	大正11年10月	深江	山下八介	○	○	○	○	○	○	○	
	菅原幸助酒造場	清酒	大正２年11月	深江	菅原幸助	○	○	○	○	○	○	○	○
	小野東蔵	清酒	大正４年12月	深江	小野権四郎	○	○	○	○	○	○	○	○
	小野伊藤蔵	清酒	大正４年12月	深江	小野陽之介		○	○	○				
	株式会社第一屋	焼酎、洋酒	大正７年12月	青木	上西　勝	○	○	○	○	○	○	○	○
	紋章本舗	清酒	昭和12年４月		長山正太郎								○
清　酢	丸勘清酢工場	清酢	明治25年12月	青木	笹田伝左衛門	○	○	○	○	○	○	○	○
素　麺	薩谷製麺工場	素麺	明治２年11月	青木	薩谷音松	○	○	○	○	○			
植物質油脂	宮部末高合名会社薄荷再製工場	再製薄荷	大正15年６月	深江	末高與次郎	○			○	○	○	○	○
	前田製油工場	菜種油、蓖麻子油	？	西青木	前田利一郎		○	○	○	○	○	○	○
菓　子製造業	花見煎餅吾妻屋	菓子	昭和11年５月		浅沼加喜次								○
	合資会社浅沼商店												
	笠井食品株式会社	菓子	昭和12年６月		笠井精三								○
製氷業	帝国製氷冷蔵株式会社	凍氷	昭和12年10月		森本勝二								○
製　粉	関西製粉化学工業株式会社	製粉	昭和13年１月		橋本一枝								○
繊　維	長岐商会莫大小工場	メリヤス靴下	大正８年３月	青木	長岐吉郎	○	○	○	○	○	○	○	○
	亀山テグス工場	釣糸	大正３年４月	青木	亀山喜兵衛	○	○	○	○	○	○	○	○
	甲南製綿所	布団綿	昭和11年５月	西青木	金□燐								○
染　色	松原商会甲陽染工場	無地染綿布	昭和６年７月	西青木	松原頼介				○	○	○		
	株式会社日本輸出織物加工所	無地染	昭和10年１月	西青木	奥津竹造						○	○	○
	甲南モール加工所	モール染色	昭和12年８月		八沢清太郎								○
	松原染工場	防水布	昭和７年２月	西青木								○	○
	稲葉防水染工場	防水布	昭和７年８月	深江	松原頼介					○	○	○	○
帽　子	服部長商店原料工場	パナマ帽子	明治37年	青木	服部長九郎	○	○	○	○	○	○	○	○
	福原帽子加工場	パナマ帽子	昭和４年１月	深江	福原広				○	○			
	太陽制帽合資会社												
	青木工場	パナマ帽子	昭和４年４月	西青木	青山牧太郎		○	○	○	○	○	○	○
	守分工場	制帽原料	昭和12年９月		守分強一								○
野草筵製造	岸田製筵工場	広幅野草筵	大正９年２月	深江	岸田すゑ	○	○	○	○	○	○	○	○
製紙業	オザリット合名会社工場	感光紙	昭和４年４月	西青木							○	○	○
印刷業	ヘリオ印刷合名会社	印刷	昭和11年４月		野呂喜代松								○
建築材料	エムエス工業所	建築材料	昭和11年３月		小室敬影								○
	日本断熱工業所	断熱板	大正14年６月	深江	川村兼三			○	○	○	○	○	○
薬　品	液化炭素株式会社本社工場	液化炭酸ガス	大正14年６月	西青木			○	○	○	○	○	○	○
染　料	金山化学工業所	ペイント、ワニス、エナメル	大正14年４月	西青木	金山是太郎		○	○	○	○	○	○	○
	独逸染料合名会社	人造染料	昭和４年６月	西青木				○	○	○			
	カセラ合名会社工場	合成染料	昭和４年６月	西青木							○	○	
	甲南化学研究所	合成染料媒染	昭和８年８月	西青木	奥野幸治					○	○		○
ゴム	帝国工業ゴム製造所[1]	自転車用タイヤ	大正13年10月	西青木	槇　栄二	○	○	○					
	マキゴム製造所	自転車用タイヤ	大正14年10月	西青木	槇　栄二				○	○	○	○	○
	長命ゴム工業所	ゴム靴	大正14年１月	深江	内海精二	○	○	○	○	○			
	撰陽ゴム工業所	ゴム靴	昭和４年９月	深江	家根安之助		○	○	○	○	○	○	
	湊山ゴム合名会社	自転車用タイヤ	昭和５年３月	深江	鈴木曽雄		○	○	○	○	○	○	○
	グレイトゴム化学工業所	自転車用タイヤ	昭和６年８月	西青木	平櫛忠男			○					
	二葉護謨株式会社	糸ゴム	大正４年８月	深江	中迫恂逸						○	○	○
医療・化粧品	芦屋衛生材料製造所[2]	脱脂綿	昭和２年１月	深江	永井庄太郎		○	○		○	○	○	○
	吉田パフェ工場	化粧パフェ	昭和６年２月	青木	吉田荘蔵					○	○	○	○
その他の化学製品	株式会社蚕糸化学工業所	擬革原紙用絹紙	昭和13年８月										○
乾電池	神戸電気工業所		昭和３年11月	深江	柳田石松	○							
金　属	山田鋳造所	歯車	昭和10年10月		山田亀吉								○
	武庫特殊合金製作所	砲金鋳物	昭和13年１月		豊田静野								○
	三徳工業株式会社				正木康作								○
	深江金属工場	電気炉製丸鉄	昭和12年12月		橋本伍郎								○
	東洋製鋼所		昭和13年10月										
	株式会社灘琺瑯												
	タンク製造所	タンク	大正13年	西青木	上月謙次	○	○	○	○	○	○	○	○
	島田鉄工所	サドル金物	大正２年２月		伊藤寅吉								○
機械器具	合資会社神吉機械製作所	機械器具	昭和10年７月	西青木	神吉精一						○	○	
	赤禿鉄工所	諸機械	昭和10年10月		赤禿八太郎								○
航空機	日東航空機器株式会社	航空機部分品	昭和10年９月		中川常吉								○
	甲陽機械工作所	航空機部分品	昭和13年９月										○

［出典］『兵庫県管内工場一覧』各年度より作成。本表には、従業員５名以上の作業所を掲載した。表中の○印は、『兵庫県管内工場一覧』の当該年度に記載があることを表す。
注１）『兵庫県管内工場一覧』昭和３年度版には、同製造所の事業開始は、大正13年10月、同６年版には、大正14年10月と記載されている。
注２）所在地は、精道村津知。

主に軽工業部門の工場が多数を占めている。ようやく大正末期から帝国ゴム製造所（大正十三年創業）、長命ゴム工業所（同十四年創業）といったゴムの製造工場が顔を出すようになっている。

これが、昭和六年度以降の項をみると、ゴムや染料などの化学製品部門の工場が急増する。ゴムでは、湊山護謨合名会社（昭和五年創業）やグレイト護謨化学工業所（同六年創業）のように、やはり当時の神戸港での輸出の趨勢をうけて自転車用タイヤの製造所が増加している。

さらに昭和十年代に入ると、戦時色が強まる中で、物資統制の影響もあってかゴム製造工場数の伸びが頭打ちもしくはやや下降をたどり始めるのに対して、日中戦争の勃発以降になると航空機部品の製造を中心とした機械器具および金属関係の工場が続々と設置されるにいたる。さらには、昭和十六年（一九四一）五月になると、川西航空機株式会社の甲南製作所（現、新明和工業甲南工場）が設置されることになる。この点は、戦時下を扱うところで詳しく述べることにする。

昭和七年（一九三二）には西宮銀行と武庫銀行が合併して青木字中西に支店を開設、西宮銀行本庄支店となった。同十一年には合併により神戸銀行青木支店と改称し、深江字松之内に深江出張所を置いた。深江出張所はまもなく廃止されるが、同十四年、深江に神戸銀行本庄支店を移し、同十七年青木に特別出張所を設けた。

酒造業

明治の初期に最盛期を迎えた酒造業が明治に入り、品質の悪化や酒税の増加、価格の下落、明治二十九年（一八九六）の酒造税則の改正で酒税が増加したため、明治三十年代には青木の酒造家はすべて廃業した（第五章参照）。

これに対して、深江にお

写真－2　永田酒造の創業150周年記念特売（大正時代）
東京の支店での特売。支店は市村座付近にあったが、大正12年（1923）の関東大震災で東京の支店、蔵ともに焼失した（神戸深江生活文化史料館蔵）。

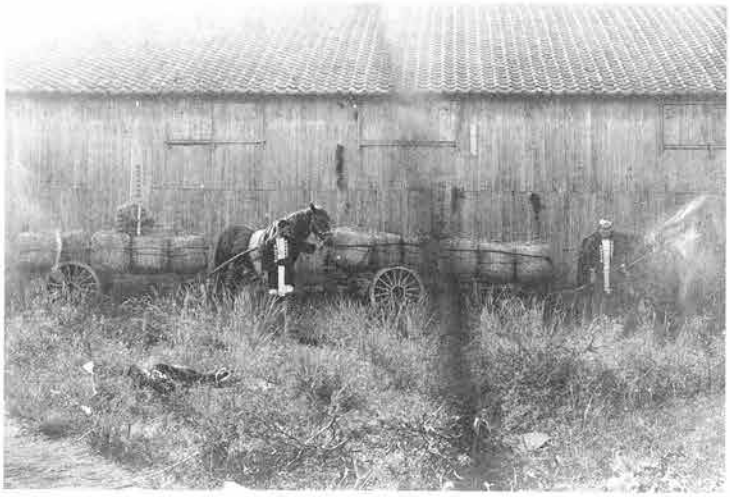

写真－3　明治神宮への奉納する永田酒造「祥瑞」（大正時代）
車に積み込み送り出した。永田家当主で村会議員も務めた永田為一の娘・浅野猪子さんによると、深江の酒蔵の北側で撮影した写真。ここは200坪ほどあり、桶干し場として利用されていた。廃業後、戦時中は軍服の縫製工場として利用されたという（神戸深江生活文化史料館蔵）。

いては、大正期以降も醸造が続けられた。なかでも、松尾仁兵衛は、そもそも魚崎に酒蔵をもち、同地では助役などをつとめる家柄であったが、深江にも酒蔵を構え、銀正宗や神亀といった銘柄を生産した。その他、菅原幸助（銘柄－菅梅）や小野権四郎－小野陽之介、山下八介らが大正年間に酒蔵を深江に設立している。『武庫郡誌』には、このほかに深江の醸造家として永田亀吉（銘柄－祥瑞）・永田助蔵・岡村種蔵らの名前を挙げているが、昭和期になると見られなくなる。

写真－4　松尾仁兵衛『銀正宗』（上）『神亀』の商標
（西宮市立図書館蔵『西宮産銘酒商標集』）

焼酎・酢の醸造

本庄村では、盛んだった焼酎の醸造も明治二十九年（一八九六）の酒造税則の改正によって衰退した。以後、大正七年（一九一八）に青木に創立された株式会社第一屋（社長上西勝）が、わずかに焼酎・洋酒の醸造をつづけることになる。

酢の醸造では、今日のマルカン酢株式会社がかつて本社工場

図－4　マルカン酢株式会社の商標

を青木に置いていたことが知られている。同社の設立は、もと名古屋の清酢醸造家笹田伝左衛門が、明治二十六年（一八九三）に本社工場としてその操業を開始したことにはじまる。その後、同工場は逐次経営を伸ばし、最盛期には醸造高も二万五〇〇〇石に達したといわれ、大正三年（一九一四）には合資会社笹田商店とし、運転資本一〇万円を有するに至っている。昭和五年の統計では、生産量一万一七四四石、生産額一〇万五六九六円で、職工数は三五人（男子二七、女子八人）となっている（『兵庫県統計書』昭和五年）。同社は、商標を「丸勘」としたので、『兵庫県管内工場一覧』などの行政資料には、もっぱら「丸勘清酢工場」と表記されているのであるが、この「丸勘」の商標については、戦前に首相代行や大蔵大臣などを歴任した高橋是清の自伝の中に、明治十八年（一八八五）一月の商標条例附則追加案の審議での出来事として、次のような記載がある。

この会議には畏くも明治大帝陛下が親しく出御になった。陛下の御隣は議長、私（注－高橋是清）はその時特に参事院員外議官補に兼任せしめられ、議長の臨席に立ってこの案の説明に当った。私はその時、まず商標と暖簾の異なるところ、例えば「正宗」といえば、普通世間では優等酒という一般的の意味に用いられて、すでに公知公用のものである。故にこれを登録商標として、専有物とすることは出来ない。しかし酢の商標で「丸勘」とか、醤油の商標で「亀甲万」とかいうものは、広く世間に需要されてはいるが、これらはその商標によって直ちに醸造元を想像するように、一種専用のものとなっているから、まさに商標として保護すべきものであると述べて、美濃紙に、丸勘、正宗、亀甲万の図面まで書いて説明した。その結果、元老院会議も幸いにして無事通過した。後になって、高橋が、陛下の御前で、正宗や丸勘の図面を振り廻し、大声を揚げて説明した姿とてはなかったと大評判となった。

（『高橋是清自伝』）

素麺

素麺は、毎年十一月から翌年の三月にかけての農閑期で、播州地方から職工を雇い入れて行われ、製品の大部分は大阪の問屋を経て販売された。明治二十年代後半に最盛期を迎えたが、期間を限った産業で労働力の確保が難しくなったほか、播磨地方などの季節労働者が播州でも製造を始めて競争が激しくなり、素麺価格が下落した。日清戦争を境に漸次衰退にむかい、大正十年（一九二一）ころには青木・西青木に若干の製造家を残すのみとなった（『武庫郡誌』）。

兵庫県統計書によれば、昭和五年の時点で県下最大の産地揖

保郡の生産量三一四万五二八八貫、価額二二八万〇九二八円に対し、本庄村の生産量は七三五〇貫、価額は六五五〇円となっていて、遠く及ばないが、武庫郡では抜きん出ていた。昭和期の『兵庫県管内工場一覧』には、青木の薩谷製麺工場（明治二一年創業）のみが記載されている。

メリヤス

細目の木綿糸や毛糸を編み込んで布状にしたメリヤス（莫大小）は、伸縮性・柔軟性に富むので、手袋や靴下、肌着、股引などに用いられるものである。兵庫県下でのメリヤス製品の生産は、加西郡や加古郡・印南郡といった東播地域のいわゆる「播州織」がつとに知られているが、武庫郡においても、昭和五年度における総生産額は一〇万一九〇七円に上っており、加西郡の一〇万七五二〇円に比肩する額となっていた。その大半を占める九万六〇〇七円は、ひとり本庄村の長岐商会莫大小工場によってもたらされていたものである。

長岐商会莫大小工場は、第一次世界大戦の好況時にあたる大正八年（一九一九）に青木に設置された、主にメリヤス製の靴下を製造する工場である。経営者は長岐吉郎で、『武庫郡誌』は、同工場について次のように述べている。

長岐商会　大正八年二月の設立、資本金十万円、綿製沓下の製造をなす。年産額凡そ一万二千打、此価格三万六千円、内地及印度へ輸出する。

この中で、同工場の設立が大正八年二月とあるが、『兵庫県管内工場一覧』には同三月とある。昭和の段階にはいると、同工場では、綿と毛の両方の靴下が作られ、綿靴下の生産量は四万七一四四打、生産額は七万七七八七円、同じく毛靴下は生産量七〇〇〇打、生産額一万七五〇〇円で、その他をもあわせて年生産額九万六〇〇七円であるから（『兵庫県統計書』昭和五年度）、『武庫郡誌』の記述と比較すると、大正期から昭和初頭の時期にかけて飛躍的にその生産額を伸ばしているといえる。したがって、同工場ではそこで働く職工数も多く、昭和五年で一〇〇人と、同時期の本庄村内では数少ない大規模工場となっている。その男女の内訳は男子二一人、女子七九人で、圧倒的に女性労働力に依存した形となっている。

しかし他方で、該業は、当時その主たる輸出先たるインドなどが、本国イギリスでの世界恐慌に対応するための経済ブロック化の影響をうけて輸入関税の引き上げを行ったため、苦境に立たされることにもなっていた。兵庫県内務部商工課の『不況時ニ於ケル本県ノ商工業』（昭和六年）には、県下全体の綿メリヤス靴下の輸出動向について、次のように記している。

而シテ今後ニ於ケル本品ノ見込ニツキテハ海外ニ於テハ現時ノ世界的不況ニ加ヘ各国ハ関税ノ引上ケヲ行ヒテ輸入ノ防圧ヲ計リツヽアリ内地ニ於テハ同業者間ニ激シキ競争行ハレツヽアル状態ナレハ今後トモ従来通リノ発達ヲ期センカ為メニハ営業者モ一層ノ努力ヲ要スルモノト見ラル。

ゴム

そもそも南米原産の天然の樹液から生産されていたゴムの製造は、一八三九年にグッドイヤーが硫化法を開発したことによって寒暖の変化に対する耐性が向上したことや、一八八八年にダンロップが空気入りタイヤを発明したこと、そして折からの自動車工業の勃興なども伴って、二〇世紀に入る頃から急速に成長し始めた。以後、タイヤおよびチューブ、ゴム靴、ゴムベルト、防水布その他様々な用途に利用されるようになる。

兵庫県でのゴム生産は、神戸市の阪東調帯ゴム合資会社が明治後半から当時の工場機械化の需要をうけて動力伝達用のゴムベルトを生産したことに始まり、明治四十二年（一九〇九）には同じく神戸市にダンロップゴム極東株式会社が進出してゴムタイヤおよびチューブの生産を開始するにいたり、以後陸続と同業会社工場が設立され本格化する。第一次大戦を経て、これまでのマッチ生産が斜陽に傾いたのにかわってゴムの製造が神戸市およびその周辺地域における化学製品の主力となっていったことはすでに述べたとおりである。

本庄村においても亀淵来助が大正元年（一九一二）深江に自転車用タイヤ・チューブ等を製造する工場を設立したとある（『武庫郡誌』）。以後、自転車用タイヤ製造メーカーとしては帝国工業ゴム製造所（大正十三年、西青木、槇栄二。のち昭和に入ってマキゴム製造所）、湊山ゴム合名会社（昭和五年、深江、鈴木曽雄）、グレイトゴム化学工業所（昭和六年、西青木、平櫛忠男）が、ゴム靴メーカーでは長命ゴム工業所（大正十四年一月、深江、内海精二）、摂陽ゴム工業所（昭和四年、深江、家根安之助）、等々が設立される。ただし、これらはいずれも太平洋戦争以後まで経営を持続することはできなかった。『兵庫ゴム工業史』は、武庫郡における九つのゴム工場をあげ、「このまま太平洋戦争後まで残った工場は一社もない。マキゴムの槇栄二は、〇一一九國光ゴムの嶋崎國太郎ら三人と合同して戦時中に甲南護謨工業株式会社を作るが、太平洋戦争後にふたたび単独でニューラバー株式会社を設立し、しばらくして廃業した岩尾ゴムの工場に移り、社名を岩尾ゴム工業株式会社と改める」と述べている。

3　教育・治安・衛生

大正昭和初期の初等教育

日露戦争前後の時期から、全国的な教育熱の高揚の傾向とも合致して、本庄村においても就学率の急速な上昇がみられることになる。村内学齢児童の就学率は、明治三十二年（一八九九）において七四・〇一パーセントであったものが、三十七年には九七・一一パーセントにまで達している。こうした急速な就学率の上昇は、四十一年度からの義務教育年限の四年から六年への延長ともあいまって、学校施設の度重なる拡張と教育費の増大をもたらすことになった。次に、『本庄小国民学校沿革史』から、明治四十一年度以降、昭和十七年の国民学校への改変に至るまでの本庄尋常高等小学校についての記事を抜粋する。

明治四十一年四月一日ヨリ義務教育年限延長セラレルコトトナリ尋常科六ケ年高等科二ケ年トナツタ、四月一日附ヲ以テ七代清水伊蔵校長就任、翌四十二年三月三十一日辞任セラル

明治四十二年五月二十二日附ヲ以テ八代清家易直校長就任ス

大正時代

大正元年十月三十日校庭西側ニ東面シテ老松ノ茂ル南側ニ忠魂碑ヲ建設シソノ除幕式ヲ盛大ニ挙行ス

大正二年三月三十一日ニ清家易直校長ハ辞任シ同日附九代宮下貞太郎校長ガ就任セラレタ

大正三年四月ニハ北平家校舎ノ東端ニ続イテ増築ヲ終了シタ

大正四年十月二十七日天皇陛下御真影ヲ奉戴シタ

大正六年二月一日ニハ皇后陛下ノ御真影ヲ奉戴ス

大正六年三月三十一日ニ宮下貞太郎校長ハ辞任トナリ同日附デ十代安居為二校長ガ就任ニナツタ

大正九年三月四日ニ校舎ヲ改築シ木造二階建本館ノ上棟式ヲ挙ゲ形式上南ヨリ見レバ偉観ヲ具備スル様ニナツタ

大正十五年度ノ学校現状ハ職員数二〇名デ学級数ハ尋常科一六高等科二デ児童数ハ尋常科男三一八名女三三二名高等科男二三名女一〇名合計六八三名校費三万六百二十三円六十銭デアル

昭和時代

昭和三年十月九日天皇陛下御真影ヲ奉戴ス

昭和四年西側元役場跡ニ二階建鉄筋コンクリート建校舎八教室ノ増築ガ成ル

昭和四年三月三十一日附ヲ以テ安居為二校長辞任同日附ニテ第十一代岩谷省三校長ガ同郡甲東校長ヨリ転ジテ就任ニナツタ

昭和五年ノ学校現状ハ次ノ通リデアツタ

職員数二三名

学級　尋常科一八　高等科二

児童数　尋常科男四六二名　女四八二名

高等科男　五二名　女　三一名

合計一〇二七名

昭和六年一月二十三日天皇皇后両陛下ノ御真影ヲ奉戴ス

昭和八年校内ニ給食場ヲ設置シ貧困児童ノ給食ヲ実施ス、又医務室ヲ設ケ更ニ水泳場ヲ設置シテ水泳練習ヲ深江浜デ開始ス

昭和九年九月二十一日午前七時頃ヨリ大阪湾沿岸ノ大風水害高潮ニ遭ヒ教室運動場亦海水ニ洗ハレ一階教室ハ床上迄達シ机腰掛等浮キ流レ始メタルタメ当時已ニ登校セシ児童ヲ辛ジテ西鉄筋二階校舎ニ誘導シタ刻迄保護シテ無事ナルコトヲ得タ

昭和十年度学校ノ現状ハ次ノ通リデアル

職員数三二名

学級数　尋常科二四　高等科四

児童数　尋常科男六四二名　女六一二名

高等科男一〇五名　女　六八名

合計一四二七名

校費三、八八六二円

昭和十一年七月七日日支事変勃発シ皇軍北支ニ転戦ス卒業生亦続〃出征ス

昭和十二年四月鉄筋コンクリート三階造ノ新築成リ兵庫県知事代理川島学務部長臨場ノ下ニ落成式祝賀式ヲ挙行ス阪神間随一ノ整備サレタル学校建築ヲ見ルニ至ツタ続イテ給食室深江寮ノ寄贈建設ハ木造平家建北空地ニ建テ虚弱児童約一〇〇名ニ栄養給食ヲ実施ス

昭和十六年二月十一日宮城前広場デ建国二千六百年記念式ヲ挙ゲ両陛下ノ行幸ヲ仰ギ戦時下ノ祝賀式ヲ挙行ス学校亦記念式ヲ行ツタ

昭和十七年一月十五日附岩谷省三校長芦屋市精道小学校長ニ転補セラル同日附ヲ以テ十二代藤田幸伸校長兵庫県視学ヨリ就任ス

右の記述と、『武庫郡誌』の記載を合わせて、本庄尋常高等小学校の児童数等の推移をまとめると、表－15のようになる。このうち、尋常科児童の数が大正から昭和初期にかけて大幅に増加しており、義務教育年限が六年に延長されてすぐの明治四十二年度と比べて、昭和五年度では二倍強、同十年度では三倍強までになっている。ただし、尋常科児童総数の増加にもかかわらず、これを一学級あたりの平均児童数になおすと、五二人程度にとどまっている。当時の神戸市内の小学校では、既に大正年間に一学級あたりの児童数が全市平均で五八人（大正六年）、葺合区や林田区では六〇人を越えており（同六年）、施設の不足から二部授業が行われるといった過密ぶりを示していたことを思えば（『新修神戸市史』歴史編Ⅳ）、本庄尋常高等小学校の場合は、右の『本庄小国民学校沿革史』の記述にもみられるように、盛んに校舎を増築し、また職員を増員することによって、相当初等教育の充実に努力が払われてきたことがうかがえる。

表－15　本庄尋常高等小学校職員数・学級数・児童数の推移

年度	職員数	学級数		児童数(人)		尋常科1学級あたり
大正 8	16	－	－	708	44	－
大正15	20	16	2	650	33	40.6
昭和 5	23	18	2	944	83	52.4
昭和10	32	24	4	1,254	173	52.3

『武庫郡誌』『本庄小国民学校沿革史』より作成。

写真－5　大正5年3月当時の本庄小学校
（本庄小学校『本庄のうつりかわり』より）

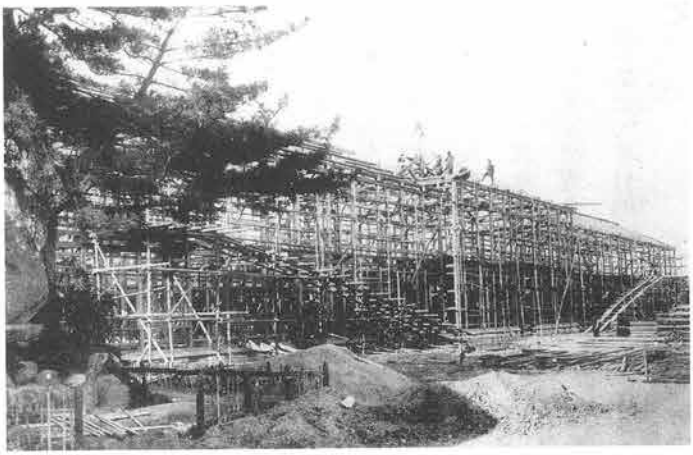

写真－6　改築中の本庄小学校　大正9年3月撮影
（神戸深江生活文化史料館蔵）

写真－7　大正9年の改築後の本庄小学校
木造二階建てになった（同上）。

しかし、このことは、その見返りとして教育費の急速な膨張をもたらすことになった。明治四十二年度の本庄村の教育費は三五八七円、大正三年度でも四七五二円程度にとどまっていたが、第一次大戦を経た大正八年度になると、経常費で一万円を超え、これに校舎増築のための臨時費五万円が加り、総額は六万二六九七円に達することになった（『武庫郡誌』）。『本庄小国民学校沿革史』の大正十五年度の記述にも、校費三万〇六二三円六〇銭となっており、みられるような教育費の膨張は村の財政を大きく圧迫することになる。

当時、阪神間では概していずれの町村でも教育費について同様の事情を有していた。新聞は、この点につき「御影、精道、住吉、今津等人口一万人以上を擁した各町村では毎年四学級乃

至六学級宛ふへてゐるが之等の町村は勝手元が豊かであるだけに何とか応急策は講じてゐるところが前記四町村を除く大社村を始めとした各町村では、就学児童を充分に収容するには余りに財政が貧弱であるので、年度が変る毎に理事者は頭痛鉢巻の態」（『神戸又新日報』昭和三年六月三日）と報じている。このことが、「西灘や六甲が神戸市に編入を急ぐ事情も事はこの辺に在る」（同右）とされたように、神戸市と隣接町村との合併が推進される要因となっていたことは注意してもよい。

青年団

重化学工業化やあるいは商店においても帳簿類の整理などを通して経営の合理化が図られるようになる大正から昭和にかけての時期は、そこで勤める特に若年の従業員に対しても、初等教育修了程度の教育水準は要求されるようになり、さらにはこれに加えて初歩的な実業教育までが求められるようにもなる。また、地域で行われる種々の生活改善にかかわる事業にも、その奉仕活動として若年層・青年層の動員が必要となる。阪神間のように都市化が進展しつつある地域にあって青年団や青年会など様々な名称で呼ばれる青年組織は、このような学校教育を補う補習教育と社会的な活動とをあわせた「社会教育」を目的として設立される。

本庄村域においては、当初青年組織は、旧村落単位で結成された。これにつき『武庫郡誌』に以下のような記載がある。

西青木青年会

【沿革】元若中と称し、同部落に於ける十三歳以上三十三歳以下の男子を網羅せしものにして、主として氏神祭典に於ける地車を曳くを目的とせしが、明治四十年の頃、其事廃せられしかば、自然解散の姿となりしに、大正二年五月、部落内有志の発起に依りて青年会を組織せり。其組織を見るに、会長・副会長一名、幹事四名、評議員四名を置きて会務を処理し、会員は凡三十名あり。創立の費用は部落有志者の寄附に成り。維持費は部落中の特志家に依りて醵出せらるゝ、青年会維持講の毎月提供金を以て之を充つ。現今にては、毎夜教師を聘して夜学会を開催せり。

深江青年団

一度青年会なるもの設立され久しく中絶の姿なりしに、深江駐在巡査佐々見九一、篤志家岡部貞一郎等の主唱に基き大正九年五月二十一日本団の設立を見るに至り、会長、副会長各一名、幹事三十四名を置きて会務を処理し、名誉賛助員若干名あり。会員は深江在住十五歳以上三十五歳以下の男子を網羅し、其数四百七十名、別に少年団と称するものあり。団員は尋常科第五学年以上の小学校在学者にして、修養を唯一の目的となし、毎夜々学会に出席して精神修養をなすと共に、学科の補習をなす。其数約七十名を数ふ。本団維持費は全部篤志家の醵出に係る。設立後日尚浅きも指導者の熱心に依り、其成績大に見るべきものあり。

みられるように、西青木では大正二年、深江の場合は同九年に

青年会・青年団がそれぞれ設立され、いずれもその主たる活動として夜学会が開かれている（深江の場合は少年団員を対象とする）。また、その組織を維持するにあたっては、篤志家からの寄付金が充てられている。昭和四年五月、深江青年団では、工費六〇〇〇円を投じて会館が建設され、同八日にはこれを記念して落成式を挙行、当時の清水団長の令旨奉読や相談役の岡部貞一郎の工事報告のあと、表彰や余興などが盛大に行われたというが（『神戸又新日報』昭和四年五月九日）、これをみても、その寄付たるや相当多額に上っていたとが想像できる。ここに篤志家もしくは相談役として登場する岡部貞一郎は、村議を兼ね、また貧困世帯の世話にあたる方面委員や、その他種々の社会奉仕活動や市民運動を中心になって担った人物であるが、こうした人々がやはり青年層の教育にも熱意を注いでいる。

青木青年団については、大正十四年二月、発会式を開催した。記念写真が現存している。活動状況について必ずしも充分な史料がえられなかったが、『神戸又新日報』の記事に次のようなものがみられる。

青木青年団　武庫郡本庄村青木青年団では過日来より欠員中の後任団長推薦ならびに役員改選を行ひ団長に笠谷喜一氏、副団長に吉見定次郎氏を推したが両氏はこの程快諾し就任した。（『神戸又新日報』昭和四年八月二十五日）

また『おうぎのあゆみ』によれば、団長は玉田音作・梶井胤久・細井重二郎（治）・笠谷喜一・吉見定次郎が務めたという。個々の旧村落単位で結成された青年組織は、大正十四年になって本庄村連合青年団の結成にともない、相互の連絡統一が図ら

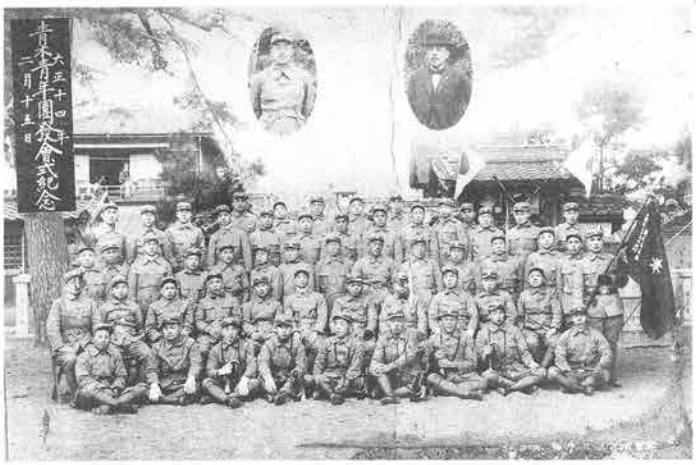

写真－8　青木青年団の発会式の記念写真　大正14年2月
（海野拓司氏提供）

写真－9　青木の青年団旗（青木文化センター蔵）

義勇と揮毫したのは日露戦争の連合艦隊司令長官・東郷平八郎の側近で海軍中将の小笠原長生。東郷の招きで東宮学問所幹事を務め昭和天皇の教育に従事、大正十年宮中顧問官となる。

れるようになる。『兵庫県青年団名簿』（昭和四年）によれば、同連合青年団は、大正十四年三月に結成されており、団長には本庄村長が就任。本庄尋常高等小学校が事務局とされている。団員資格は、一五歳以上三〇歳までの男子となっているが、この名簿では、団員数一五〇名となっており、先述の深江青年団だけで四七〇名の団員がいたことを考え合わせるとあまりに少ない値となっている。その理由は今後の検討を待つほかはない。経費は昭和四年度で五九〇円である。やはり新聞記事になるが、昭和四年九月十五日の『神戸又新日報』には、この連合青年団の活動の一端を次のように伝えている。

写真－10　青木青年団の解団式の写真　昭和16年４月
（海野拓司氏提供）

> 本庄聯合青年団総会は十五日午後七時から同小学校で開催されるが同夜歩兵第三十七聯隊長、長谷大佐が来校して『ロシア共産党運動の真相と我国に及ぼす影響』と題する講演を行ふ。

陸軍の将校が「ロシア共産党運動の真相と我国に及ぼす影響」というような題目で、青年団の総会の席上講演を行うというのは、当時の国外における中国情勢の緊迫化、国内での労働運動や農民運動の高揚という時代の雰囲気をよく伝えている。

昭和九年、警察および村当局と協力して有事には警護・警報・灯火管制・消防・交通整理・避難を担当するものとして本庄防護団が設立され、さらに昭和十四年防護団を解消して本庄警防団が結成された。消防団とともに青年団も警防団に統一されることになり、昭和十六年四月、青木青年団の解団式が行われた（『おうぎのあゆみ』）。

深交倶楽部の活動

深江在住の県会議員岡部貞一郎が関係していた大正末期の文化活動として、触れておきたいのが、深江住民の親睦と地域改善運動の「深交倶楽部」である。これは大正十四年（一九二五）十一月に発足、深山広三郎元村長が委員長、岡部貞一郎が副委員長を務めた。同十五年に改正された規約によれば深江区域内に居住する有志で構成し、委員十二人を置き、毎月交代で月並

会を担当した。会費は月一円とし、入会費は三円だった。

毎月「深交」と題した会報を発行しており、現存する会報によれば、大正十五年九月の月並会は、大阪毎日新聞の池田龍蔵経済部長がイタリアの国情を報告、大阪電報通信の岩崎小鹿編輯次長が満州問題を論じ、大阪朝日新聞社の小川壽夫が銀行業界を批判する講演や合奏琴と尺八の余興をしている。また昭和二年（一九二七）正月の月並会には講談師・旭堂南陵を招き、大正元年九月に明治天皇の大葬の日に殉死した乃木希典将軍の講談を聞いている。岡部はこの月並会に先立ち、昭和二年一月上旬、青年を連れて皇居や明治神宮、乃木邸、靖国神社、赤穂義士が眠る泉岳寺などを見学している。

写真－11　深交倶楽部の発会記念写真　大正15年11月15日
（神戸深江生活文化史料館蔵）

そのほか将棋や囲碁、飲酒を楽しみ、また東京見物がきっかけとなって、岡部の発起で有志旅行会も結成され、毎月一円の掛け金で年一、二回の旅行も楽しんだ。会員は大正十五年九月で九八人、昭和二年一月で八五人が名前を連ねている。

深交倶楽部のその後の状況は資料を欠くが、戦後になって、歯科医・飯田敏夫、雑貨商・岡田龍太郎、製蝋業・黒田梅吉、作家・春木一夫が中心になって、本庄地区住民の親睦の目的で「深交くらぶ」として再出発。発会式を兼ねた講演会を昭和二十一年十月に開き、岩谷省三元本庄村長が「阪神沿線の文化の沿革」と題して話している。

芦屋警察署の設置

昭和二年（一九二七）五月三日、これまで御影署管内にあった精道・本山・本庄の三カ村を管轄区域として芦屋警察署が新設される。これは、人口の増加に伴う犯罪の増加への対処もさることながら、一方では高まる無産運動に対して特高警察を拡充することと、他方では、都市計画の実施（建築物法の適用）による建築物取締の必要から、行政警察面を強化する目的もあってなされた措置である。

同警察署の設置当初の陣容は、署長一名、警部補二名、巡査

部長四名、巡査三〇名の計三七名で、巡査部長四名はそれぞれ、司計・警務・高等・司法を分担し、巡査は、刑事三名、防犯二名、特務三名、内勤三名、所在地四名、駐在所一四名、請願巡査一名という配置となっていた（『神戸又新日報』昭和二年五月四日）。

設置間もない芦屋署にとって、阪神国道の敷設に伴う交通事故の増大は看過すべからざる問題であったようで、昭和六年を例にとってみると阪神国道における一年間の交通事故発生件数は同署管轄区域だけで五三件（この内、死亡事故一件）、尼崎・西宮・芦屋・御影・葺合各署の分をあわせると四五五（死亡事故一〇件）に達している（『神戸又新日報』昭和七年四月十八日）。

この対応に迫られた芦屋署では、しかしこのころまだ交通警察を専任とする部局が設けられていなかったので、昭和七年には「交通専務の巡査部長一名、巡査五名の増員をしこれを国道の魔所森、田中、津知等を初め甲南女学校前の電車停留所に安全地帯を設け芦屋川芦屋駅前には横断歩道を敷」（同昭和七年四月六日）くという構想が打ち出されるようになっている。

芦屋警察署が設置されると、この管轄区域にあわせて行政補助的な民間の諸団体が相次いで設立されることになる。昭和四年三月には、芦屋民警協会（甲南民警協会）が創設され、三カ村の村長や本庄村では岡部貞一郎らが中心となり、交通の取り締まりや犯罪の防止その他、民間の側で警察の諸事務を補助する受け皿として機能することになる。また、刑期を終え出獄した者の保護を行う免囚保護会の甲南支部や、貧困者世帯の世話を行う方面委員もこの警察署管轄区域単位に編成される。

甲南消防協会

芦屋警察署の設置は、これまであった消防組織をも再編成することになった。

本庄村域では明治のなかば頃から各旧村落ごとに消防のための組織が作られはじめている。まず深江では、明治二十六年（一八九三）に「防難組」という名称で消防組織が設置された。設置当初は、村の共有金をもってポンプを購入するとともに、通常の維持費は「花寄」とよばれる村内からの寄付でまかなわれた。しかし、明治三十二年に「防禦組」と改称される頃になると、等級制を用いた上での村内住民の負担となっている。青木でも明治三十七年に寄付金をもって消防の組織が作られている。これらの組織が大正三年（一九一四）になると、公設消防組と改編されるに至った。なお西青木では、少し遅れて大正九年に私設による消防組が作られている（以上、『武庫郡誌』）。

さて、以上の消防組織は、大正期には御影警察署の管理下にあり、他の町村の消防組と連合して「灘消防協会」を組織していたのであるが、大正十四年に深江、青木消防組を廃止し、本庄村消防組となった。第一部から第三部に分かれ、組頭を筆頭に、各部に三人ずつの小頭がいた。消防手は第一部四四人、第二部三九人、第三部四七人だった（「兵庫県報　第九一三号」）。

昭和二年（一九二七）五月に芦屋警察署が設置されるに至って、精道・本山・本庄の三カ町村の消防組は分離独立し、改めて連合組織を結成することになった。当初この連合組織は、警察署設置にあわせて同年六月には発足する予定であったが、名称をいかにするかが決まらず、延期を余儀なくされた。その候補としては、「灘東部消防協会」や「芦屋消防協会」があったが、

写真－12　深江の消防組　大日霊女神社境内
（神戸深江生活文化史料館蔵）

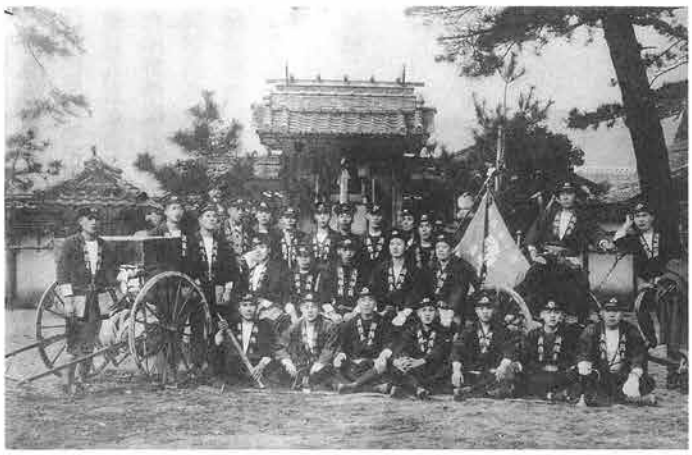

写真－13　青木の消防組　八坂神社前
（海野拓司氏提供）

写真－14　本庄村の消防組
（昭和前期、神戸深江生活文化史料館蔵）

前者は御影署管内の町村からの反対が、また後者に対しては、本山村や本庄村が名称のなかに表されないとの意見があっていずれも除かれた。結局、同年七月に入り、三カ村の関係者が協議の上、「甲南消防協会」とすることで意見が一致し、ようやく八月一日に芦屋浜で発会式が開かれることになった。その時の模様を新聞は次のように報道している。

灘消防協会から分離して新に組織せられた甲南消防協会の発会式は予定通り一日午前八時から武庫郡精道村芦屋浜遊園地で開催、同協会所属精道、本山、本庄三カ町村の消防組員五百余名はポンプ自動車数台と共に整列し来賓として出席した沖野県保安課長、末長消防主任及び署長代理小林勝利氏等の消防器具の点検及び分列式等あり引き続き宮崎前署長の協会組織の経過報告、助野庄兵衛、松井四郎、松田本山組頭等の祝辞があつて午前十一時過ぎ散会した、協会長は芦屋署長とし組合員は全部で五百余名である。

（『神戸又新日報』昭和二年八月二日）

同協会の組織は、右の記事にもみられるとおり、芦屋警察署長を協会長とし、会員五〇〇名を擁する。末端には従来旧村落単位に作られた消防組が「部」という名称で組み入れられている。

同協会では、以後も組織の拡充が図られ、なかでも昭和三年には、昭和天皇即位に伴う大典記念事業として、三カ村から五年間継続の拠出金によって計五〇〇〇円の協会基金を設置すること、協会で消防自動車運転手を養成しこれは各部の専属とすること、などが取り決められている（『神戸又新日報』昭和三年六月十六日）。

こうして整備された消防組織にとって、おそらく昭和初期の最も大きな出来事のひとつに、昭和六年の六甲山の山火事があげられよう。昭和六年三月二十日午前十時頃、本山村岡本甲南高等学校裏十文字山中から出火したこの山火事は、本庄山を越え裏六甲にまで達し、翌二十一日の夕刻まであたりを燃やし尽くした。このとき、二楽荘の建物も本館を残して多くの部分が焼失した。また、火の手は山麓の住宅地区にも回ろうとし、「白煙は岡本の谷崎潤一郎氏、広岡大同生命社長、林市蔵氏邸宅などをはじめその以東の家々にも靡いてきた」（『神戸又新日報』昭和六年三月二十一日）ので、あたりは大騒ぎになったという。これには、甲南消防協会傘下の各消防組のほか青年団、在郷軍人会などおよそ三〇〇〇名が動員されて消火にあたった。その消火活動の様子を『神戸又新日報』は次のように生々しく伝えている。

阪神沿線本山村岡本を中心とせる中部六甲の大山火事は未曾有の大火といはれてゐるだけその被害も甚大だが、既報の如く扇山、

本庄山（天王山）附近一帯の奥山は余燼尚消えやらず折柄の春風に煽られて二十一日午後一時ごろから白煙をはきパツト火の手は松茸山をなめつくしたが幸ひ新たに出動した芦屋署員及び甲南消防協会員、本山、本庄、精道三ケ村の各青年団が極力この谿谷、山間を死守しあらゆる危険を冒して猛火とたゝかひ一歩一歩と前進して「叩き消し方法」による防火に全力を傾注して全員汗びつしよりとなつて大活動を持続した結果、同日午後六時ごろに至り全く鎮火した……（『神戸又新日報』昭和六年三月二十二日）

衛生

都市化にともなう住環境の変容は、当然衛生問題となってもあらわれた。すでに明治以降、コレラやチフス・赤痢といった伝染病が繰り返し流行し、大正から昭和にかけても大きな被害をもたらした。なかでも明治三十二年（一八九九）、および同三十八年から四十三年かけておこったペストの流行では、大阪・神戸と淡路島に囲まれた大阪湾岸地域一帯に集中して患者が発生した。

また伝染病の流行ばかりでなく、人口の増大に伴って屎尿やゴミの処理といった日常生活と密接にかかわる事柄も深刻な問題となってきた。これに対して、各市町村では医療制度の確立や衛生行政へのテコ入れが図られることになる。

こうした中で、やはり芦屋警察署が設置されるようになると、これに合わせて精道・本山・本庄の三カ村では衛生組合の再編がなされるようになる。

衛生組合とは、各種の衛生に関わる諸事務のうち一部を、市町村のなかの町・丁目や旧村落などを単位として住民に請け負わせる地域住民組織の一種であり、神戸市などではすでに明治二十年代からその整備が進められてきたものである。

本庄村域においても、『武庫郡誌』の記載によれば、「本村は幸に地の利を占むるに依り、下水道等に経費を支出すること少く、従つて其設備不充分なるにかゝはらず従来事なきを得しが、世の進運に伴ひ各区に於て衛生組長を設け、各自経費を醵出して下水の停滞を防ぎ、塵芥の焼棄等一般の衛生事業に努力せり」、「一般衛生組合を設け、通常の衛生事務を処理すること、各字ともことなることなし」とあるから、大正末までにはすでに衛生組合の設けがあったことがわかるが、これと相前後して屎尿やゴミの処理が一層困難さを極めることになり、また芦屋署の設置とともに精道・本山・本庄の三カ村で連合する必要もあり、昭和四年にはいってその再編がはかられることになったのである。以下に、このあたりの事情について、当時の新聞記事から引用しておくことにする。

阪神沿道のブル村－精道村芦屋一帯はちかごろ塵芥と屎尿になやまされ衛生上にもよろしくなく村当局としても人夫を督励してゐるが或者の如きは料金外のいはゆる「心付け」なるもの丶多少によつて甲乙と特種扱ひにする向きもあるので自然住民の非難をうけ種種なる問題をひきおこしてゐる。

所轄芦屋署では時節柄すて丶置けず福田署長、猿丸村長等はこれが難物を解決するには衛生組合なるもの丶実現が当を得た解決策としかねて打合せするところあつたが本二十六日午前九時からいよいよこれが組合を設立せしめるべく精道、本山、本庄の各部落総代を同署に招き協議することゝなつた。

この衛生組合の設立は各部落の譲歩と協定によつて直ちに実現するものと見られてゐる。

（『神戸又新日報』昭和四年十月二十四日）

武庫郡医師会

明治維新以降、近代医学の普及が急速に進められたが、これに伴い、増加する医師に対して、その業種としての確立と自治統制力の強化が求められるようになり、法定医師会の設立をめざす動きが現れるようになった。これには、その過程で医師会の設立を強制とするか任意とするかを巡って紆余曲折があったが、明治三十九年（一九〇六）五月二日に医師法が制定されるに至って、任意規定として郡市医師会および道府県医師会が設立されることになった。ただし設立された医師会に対しては、その地域で開業する医師はすべてこれに加入しなければならないという、任意設立と強制加入という方式がとられることになった。この医師会には、おなじく医師法によって、会員である医師に対して免許の取消や医業の停止処分が必要と認められる場合には地方長官もしくは内務大臣に具申することができるといった権限が与えられた（『医制百年史』）。

武庫郡では、すでに明治十五年の武庫郡医師組合の設置によって医師の組織化が図られていたが、医師法の制定とこれを受けて同三十九年十一月に兵庫県で医師会規則が発令されたことにもとづき、四十年二月にあらためて武庫郡医師会が設立されることになる（『東灘区医師会三十周年記念誌』）。明治四十二年当時の「武庫郡町村医名簿」（深山家文書）によれば、本庄村の医師は一藤久で、後に本庄村村長となる深山広三郎は精道村の医師、また西宮町には深山巌が登録されていた。そして一藤は本庄尋常高等小学校、深山広三郎は精道尋常高等小学校、深山巌は西宮第三尋常高等小学校の校医も兼ねた。

また昭和二年（一九二七）八月の武庫郡医師会所属は、阪口磊石、藤田武夫、上田正治郎の三名で、このうち阪口は昭和十五年には武庫郡医師会長になっている。周辺の村々では精道村で二七名、本山村で五名が登録されている（『東灘区医師会三

十周年記念誌』）。医師会の中ではさらに地区ごとの医師が集まり、御影同志茶話会（御影町）、アク手会（住吉村）などの親睦団体が作られていたが、本庄村の場合はここでも精道・本山の各村と一緒に甲南同志茶話会を結成している（同）。

共同火葬場の設置

昭和初頭の衛生問題として見過ごせないものに、共同火葬場の設置がある。これは、住吉・魚崎・本庄・本山の四カ町村が、それまで各町村個々に設置していた火葬場を廃し、あらたに共同して一カ所にそれを設立しようとするもので、設置場所は本山村田中の山麓とし、総工費六万二四一〇円、このうち五万四〇〇〇円を起債によってまかなうという大規模なもので、昭和二年から協議が行われ、翌三年十二月に竣工している。

> 阪神沿線住吉、魚崎、本庄、本山の四ケ町村では現在ある小箇所の火葬場が村内各地に分散し甚だしきに至つては阪神新国道の南側に気味悪い煙突が突き立つてゐたり電車内から望見する事が出来たりして人々をして顰蹙せしむるのみならず衛生的見地からしても看過する事が出来ないので四個町村共同の大火葬場を設け現在の分を全部廃止する事に協議が固まりそれぞれ具体的に進捗中であつたが正式の火葬場設置願書が三十日所轄芦屋署の手に送付されて来たので目下慎重調査中である……
>
> （『神戸又新日報』昭和二年九月一日）

これは、当時の新聞が伝えるところであるが、みられるように、これまでの火葬場が阪神新国道に隣接し、また電車内から「望見」できることが問題とされてその廃止と新設が取りざたされている。ここにも、阪神間の都市化が住民に自らの暮らす地域の住環境整理を強く意識させるようになったことを見て取ることが出来る。

さて、設置された共同火葬場は、しかし当初から順調に運営されたわけでは必ずしもなかった。というのも、その維持運営費は最初各町村費からの負担とせず、使用料収入をもってこれに充てることにしていたが、如何せん当初計画していたほどの利用者がなく、また皮肉なことに死亡率が低下したために、充分な収入が得られなかったのである。このため昭和四年十一月段階ですでに七〇〇〇円の損益をだすこととなり、その補填方法を巡って関係四カ町村の中で対立が起こっている。いわく、「本庄村では国県税、戸数、町村税を基礎としての負担が最も適当な案」と主張し、他の三カ町村は「人口比例の負担」を求めたのである（『神戸又新日報』昭和四年十一月十七日）。ここには、酒造などの主要な産業をもつか、もしくは宅地開発の進む住吉・魚崎・本山の三カ町村と、こうしたものが十全には発展せず、人口増加のみが急速に進み、したがって「人口比例

の負担」には耐えられない本庄村との、その抱える事情の違いが表されている。この一点をみても、行政の広域化を進めることが当時いかに困難であったかが看取できるのである。

二節　都市計画の実施と諸運動の高揚

1　神戸都市計画区域への編入

行政区域を超える都市計画区域へ法整備

前節では、大正から昭和初期にかけての本庄村について、人口の増加や産業の発展などを中心に、人々のくらしといったもっぱら微視的な観点からその変化のあり様を概観してきた。しかし、治安・消防・衛生の項でもみたように、それはすでに本庄村一村の範囲を超えて、隣接町村との関わりのもとに対応せざるをえなくなっていた。そして、さらに道路や港湾、上水道の敷設といった都市としての基盤整備の問題が議論の俎上にのぼってくると、これは神戸と大阪という二大都市の連絡の必要性がでてくることもあって、両都市に挟まれた阪神間全域での対処が求められるようになった。都市計画問題は、まさにこの点を浮き彫りにすることになる。

神戸大阪における急速な経済の発展は、人口の急増や交通量の増大、工業用地の不足など様々な問題を生むことになった。そもそも土地の狭隘な神戸市などはその問題は特に深刻であった。そこで、周辺地域を含めた土地利用のあり方の根本的な整理が必要となり、明治中期以降から「市区改正」の名称で、都市計画のプランが繰り返し出されてきた。しかし、大正期に入った頃までは、法制の不備から、財源の問題とともに、特に市町村の行政区域を越えて計画を進めることができなかったために、いずれも実現することはなかった。これが、第一次大戦をへた大正八年（一九一九）四月になると、都市計画法が公布され（施行は大正九年一月）、都市計画が国家の事業とされると同時に、行政区域を越えた地域を「都市計画区域」として設定できるようになった。またこれと同時に市街地建築物法も制定された（大正八年四月公布、九年十二月施行）。この都市計画法の施行により、神戸市はただちに対象地域となったので、ここから計画が現実味を帯びるようになる。本庄村はこの神戸都市計画区域に編入されることになったのである。次に、このあたりの経緯を示すものとして、都市計画神戸地方委員会が大正十年九月十六日に内務大臣からの諮問への答申として提出した「神戸都市計画区域設定理由書」を、以下に掲げておく。

神戸都市計画区域設定理由書

都市計画法第一条ニ依リ都市計画ハ、市ノ区域内ニ於テ亦ハ其ノ区域外ニ亘リ施行スベキモノニシテ、其ノ発展膨張顕著ナル諸都市ニ在リテハ特ニ其ノ区域ヲ設定シテ計画ノ方針ヲ定ムルノ必要切ナルモノアリ。

而シテ其ノ区域ハ人口増加ノ趨勢ニ対シ適当ナル面積ヲ存セシメ、以テ都市生活者ノ公共的安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スルノ策ヲ樹テザルベカラズ、之ヲ神戸市ニ於ケル人口分布ノ情況ニ見ルニ、旧神戸市（元須磨町ヲ除キタルモノ）ニ於テハ其ノ密度殆ンド飽和ノ域ニ達シ、漸次市ノ中心区域ヨリ離レテ東方ノ郊外ニ向ヒ其ノ密度ヲ加ヘ来ルモノヽ如シ、即チ神戸市ノ平地面積ガ約六百十九万坪人口六十三万四千ニシテ一人当リ面積約十坪ナリ、然レドモ此ノ内海岸ノ大部分湊川以西上筒井ノ山手地域ヲ除外シタル面積三百六十五万坪ニ五十八万五千ノ人口ヲ包容セルヲ以テ、全平地面積六割ノ中ニ全市人口ノ九割強ガ包容セラレ密度ハ一人当リ六・二五坪ニ当ル。

而シテ一般諸都市ニ於テ中心地点ヨリ半径十哩ノ円内ハ交通機関ノ相当普及ヲ得バ、概ネ其ノ何レノ部分ヨリモ中心地点ニ一時間以内ニ到達シ得ベキヲ以テ之ヲ標準トシテ、神戸市ノ区域ヲ画スルニ加納町鉄道踏切（将来ニ宮駅ヲ移転セラルベキ地ニシテ近キ将来ニ於テ事実上市ノ中心地点タルコト明カナリ）ヲ中心地点トシテ考フルニ、西ハ垂水村ヨリ東ハ今津村ニ達シ西方境域ハ播磨国境ヲ超ユ、然レドモ神戸市南、北、西ノ三境域ハ殆ンド自然ノ地形ニ依リ拡張ヲ容サザルノ状態ニ在ルヲ以テ、勢ヒ東方ニ延ブルノ外ナシ、而シテ其ノ境域ハ人口増加ノ趨勢ニ対スル適当ナル面積、都市生活者ノ永久的公安ノ保持、福利ノ増進、其ノ他行政上経済上諸般ノ関係ヲ考慮シ、本庄村及本山村ノ東方行政境域ヲ以テ限ラムトス。

叙上ノ区域内ノ総面積ハ約三千三百万坪ニシテ旧神戸市ノ面積ニ比シ二・八九倍、旧須磨町併合後ノ面積ニ比シ一七四倍トナリ其ノ人口ノ密度ヲ見ルニ左ノ如シ。

市町村名	千坪ニ付人口	一人当坪数	市町村名	千坪ニ付人口	一人当坪数
旧神戸市	一〇二	九・八	御影町	二三	四二・九
旧須磨町	一七	五九・三	住吉村	二一	四八・一
西灘村	一四	七三・一	魚崎町	九	一一三・〇
西郷町	三五	二八・〇	本山村	四	二四〇・八
六甲村	六	一七・一	本庄村	九	一一二・五

然レドモ神戸市及其ノ附近町村ハ二三ヲ除クノ外何レモ其ノ北部ノ大半ハ山岳ニシテ、平地面積ハ僅ニ一千二百六十四万坪即チ総面積ノ三十八「パアセント」ヲ占ムルニ過ギズ之ニ山地ニシテ、尚住居地トシテ利用シ得ベキ面積ヲ山地面積ノ約二割五分、即チ約五百十万坪ヲ見込ムニ於テハ該区域内ニ於テ実際住居トシテ利用シ得ベキ面積ハ一千七百七十余万坪トナル、更ニ一面右区域内ニ於ケル将来三十年間ノ人口ヲ予想スルニ、単利法ニ依レバ百四十三万八千人、最小自乗法ニ依レバ百六十九万九千人遂年増加、実数ノ平均ヲ以テセバ百六十六万四千人トナリ、何レノ計算ニ依ルモ百五十万人内外ト見バ大差ナカルベシ。

叙上ノ如ク区域内三十年後ノ人口ヲ百五十万人ト予想シ、住居可能地面積ヲ一千七百七十余万坪トセバ、其ノ人口密度ハ千坪ニ付平均八十五人、一人当リ面積十一・八坪トナリ、大正八年末現

在ノ旧神戸市千坪ニ付平均百二人、一人当面積九・八坪ニ比シ、稍々緩和セラルヽヲ見ル。

この計画の特徴は、陸上だけでなく、海面を都市計画区域に編入したことが第一に挙げられる。図－5は、大正十年（一九二一）十月八日に提出された、都市計画神戸地方委員会の「神戸都市計画区域決定ニ関スル答申」に付された都市計画の地域図である。これをみると、須磨区西端から本庄村東端境界にかけての海面沖合三里（一二キロメートル）が都市計画区域に編入されていることがわかる。この答申では、海面を都市計画区域に編入する理由が、「神戸市ニ於ケル都市計画ハ其ノ水面施設ヲ以テ生命トスルニヨリ別紙図面ノ通リ都市計画区域ニ編入シ其ノ範囲ヲ明確ナラシメントス」と記されているが、これをみても、港湾や運河の建設が都市計画の中で大きな比重を占めていたことがわかる。ここから、本庄村と関連しては阪神運河の建設問題がでてくることになるが、この点は後述する。

一方、道路網の設定にあたっては、建設予定の阪神国道（大正十五年完成。現、国道二号）を幹線として、これとの連絡調整が図られた。さらには、上下水道の整備や鉄道・電気軌道の問題も答申のなかには盛り込まれている。また、おなじ答申のなかには、公園や墓地の整理とともに、神戸市内に三カ所、郡

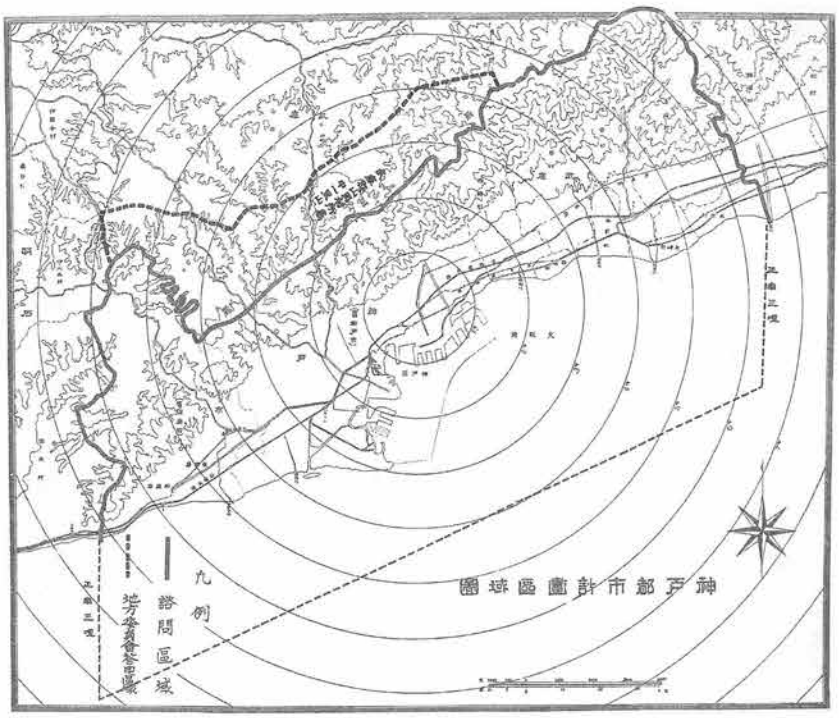

図－5　神戸都市計画地域図（大正10年）（『都市計画要鑑』第2巻）

部に十五カ所ある火葬場についても、「火葬場附近ニモ漸次住宅接近シ移転ノ必要ヲ感ズ」と、その移転・整理の必要性が論じられていた。これをうけて、各町村ごとの火葬場を廃止し、共同火葬場を設置するに至ったことは、前節で述べたとおりである。

地域区分の設定

この大正十年の都市計画区域の決定以降、逐次その内部の地域区分の設定や道路網の設定その他の具体的プランが作成されていく。

まず、大正十三年には地域区分が決定される。都市計画を進めるに当たっては、その該当区域の内部は、市街地建築物法にもとづき、商業地域・工業地域・住居地域などの用途別の地域に区分されることになる。この地域指定をうけると、住居地域や商業地域には、すでに繰り返し述べている火葬場のほか、屠場や塵芥焼却場といった施設は建設できなくなるし、特に次のような工場は、工業地域でなければ設置できなくなる。すなわち、①常時一〇〇人以上の職工を使用するか、もしくは原動機馬力数合計が常時三〇を超過するような大工場、②火薬類を製造する工場、③引火性・発火性物品の製造工場、④製造に際して有臭有害ガスを発生する工場、⑤その他保安上危険もしくは衛生上有害な物品の貯蔵または処理の用に供する建築物、等がこれである。

神戸都市計画区域の地域区分は、大正十三年十月十三日に指定され、同十一月一日から施行されている。これによると、本庄村域のそれぞれ指定された地域は、以下のとおりである。

商業地域…阪神旧国道の両側における建築線に接する建築物の敷地と、おなじく阪神新国道の両側における建築線に接する建築物の敷地。

工業地域…青木・西青木の全部と、深江の一部（阪神電鉄線の南側で津知川以西の部分）。

住居地域…深江の一部（阪神電鉄線南側津知川以東の部分）。

未指定地域…深江の一部（阪神電鉄線北側の部分）。

このうち、未指定地域とされた深江のうち阪神電鉄線の北側部分に、昭和八年以降土地区画整理が実施されることは、前節で述べたところである。

ところで、最終的に決定された地域区分は以上のとおりであるが、ここに至るまでには多少の紆余曲折を経ている。地域区分の原案は、大正十二年五月に作成され、六月十三日に内務大臣から都市計画神戸地方委員会に対しての諮問として示された。この当初の案では、本庄村域は、工業地域の指定はうけておらず、大半は住居地域か未指定地域であった。神戸都市計画区域

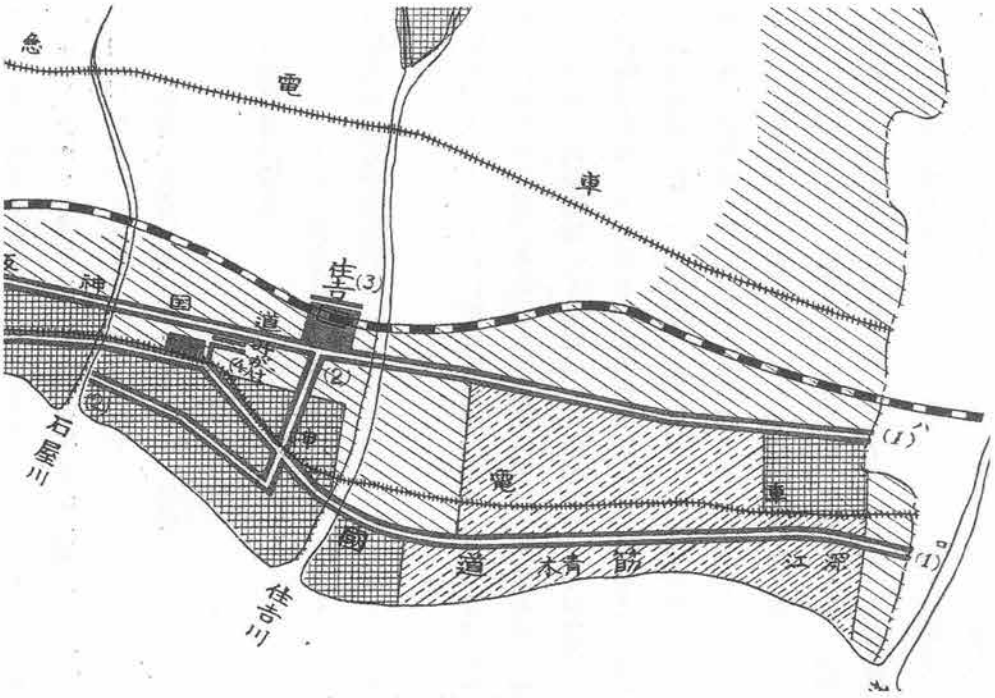

図－6　大正13年の神戸市都市計画区域の地域区分
（神戸市都市計画部『神戸都市計画決定事項』大正14年）

全体では、工業地域は、葺合と兵庫・林田（現在の長田区）などに限られていた。この時点での地域指定の理由書には、次のように記されている。

> 各種地域ノ間ニ、此ノ未指定地域ヲ適宜配置スルコトニ依リ、都市ノ実情ニ順応スル場合ナキニアラス、即チ市ノ東郊海岸一帯ノ地ハ現在小工場所々ニ点在スルノミナラス、所謂灘五郷ノ酒造地ニシテ、茲ニ各種大工場ノ設置ヲ見ルニ至リテハ該地方ノ生命タル酒造業ニ多大ノ障害ヲ与フルノ憂アルヲ以テ、之ヲ未指定地域トスルヲ以テ、土地ノ実状ニ適応スル所以ナリト、思考ス、……
> （「神戸都市計画住居地域商業地域並ニ工業地域指定理由書」、神戸市都市計画部『神戸市計画決定事項』、大正十四年）

灘五郷の酒造地に大工場が進出すると支障をきたすので、東部地域の工業地域指定は見送られ、御影・住吉・魚崎などの海岸部分は未指定地域に、本庄村は住居地域に当初は定められていたのである。これが、大正十三年三月二十四日の都市計画神戸地方委員会第二次特別委員会の修正審議の場で改められ、「十、本庄村地内東川以東津知川以西阪神電車線以南未指定地を工業地域とす」「十一、西青木川以東高橋川以西阪神新国道以南住居地域を工業地域とす」（『神戸新聞』大正十三年三月二十五日）と、工業地域への編入がおこなわれたのである。ここに至る経緯について詳細は不明である。ただ類推するに、一方

では、本庄村においては酒造業が斜陽化の傾向をたどりつつあったことと、他方では、後述するように都市計画の一環として阪神運河計画がもちあがり、本庄村海岸一帯が神戸東部の海運の拠点として期待されていたことなどを、その背景として指摘することは可能であろう。ともかく、これにより、御影から魚崎にいたる海岸部分はそのまま未指定地域とされ、また阪神新国道以北の本山村などは住居地域となったので、本庄村の海岸部分だけが、工業地域として周囲から突出することになった。ゴム工業をはじめとする化学工業や、後に川西航空機のような大工場が村域に進出してくる要因がここに見て取れるのである。

街路網の形成

つづいて大正十五年になると、都市計画街路網の原案が作成され、昭和二年（一九二七）三月に正式に公告されるに至る。この時建設が定められた道路で、本庄村域にかかわるものを抽出すると、次のようになる。

①一等大路第三類第二十三号線（幅員二五㍍）
西灘村岩屋字島田五十七番地ノ一地先において国道二号（新国道）より分岐し、同村味泥、西郷町大石、同町新在家、六甲村八幡、御影町東明、同町石屋、同町御影、住吉村住吉、明治橋、魚崎町魚崎、同町横屋、本庄村西青木、同村青木を経て同村深江字南永井百一番地精道村界に至る路線。

②同第二十四号線（幅員二二㍍）
御影町東明字二番六十八番地地先において一等大路第三類第二十三号線より分岐し、同町石屋、同町御影、住吉村住吉を経て住吉川下を過ぎ、魚崎町横屋、本庄村西青木、同村青木および本山村小路を経て本庄村深江字上永井十九番地に至り一等大路第三類第三十四号線に接続する路線。

③同第二十八号線（幅員二二㍍）
一等大路第三類第十五号線起点より西灘村原田字西ノ口に至り、阪神急行電鉄線線路を横切り、西灘村畑原、同村鍛冶屋、同村河原、六甲村都賀、同村八幡、同村高羽を経て、石屋川下を過ぎ、御影町石屋、同町御影、同町郡家、住吉村住吉、住吉川新架橋、本山村野寄、同村岡本、同村田中、同村田辺、同村小路を経て、同村森字西畑に至り右折し国有鉄道東海道本線線路を、本庄村深江字堤ケ内において阪神電気鉄道線線路をそれぞれ横切り、同村深江字踊松八百九十二番地ノ一に至り一等大路第三類第二十三号線に接続する路線。

④同第三十四号線（幅員二二㍍）
本庄村深江字永井浜百五十八番地ノ九より同字池ノ下に至り阪神電気鉄道線線路下を過ぎ、同字美ノ江六番地地先精道村界に至る路線。

⑤二等第二類第九号線（幅員一五㍍）
本庄村西青木字寅新田三百三十七藩地地先より同村青木字八反長に至り阪神電気鉄道線線路を横切り本山村畑字イヨド百四十三番地ノ一地先において国道二号（新国道）に接続する路線。

⑥同第十号線（幅員一五㍍）
本庄村青木字桑津二百八十七番地より同字西大茶園に至り阪神電気鉄道線線路を横切り本山村小路字一ノ坪二百四十八番地の地先において国道二号（新国道）に接続する路線。

⑦同第十一号線（幅員一五㍍）
本庄村深江字磯島八百四十四番地より同字栄畑に至り阪神電気鉄道線線路を横切り、本山村森字丈土において国有鉄道東海道本線線路下を過ぎ、同字棚田二百三十番地ノ一地先に至り一等大路第三類第二十九号線に接続する路線る

⑧同第十二号線（幅員一五㍍）
本庄村深江字西永井三百二十一番地ノ二地先において一等大路第三類第二十三号線より分岐し、国道二号（旧国道）を同字下永井八十五番地ノ一地先精道村界に至る路線。

⑨二等大路第三類第二十九号線（幅員一一㍍）
住吉村住吉字唐松八百九番地ノ六より反高林、魚崎町横屋および本庄村西青木を経て、同村青木字古堂において阪神電気鉄道線路を横切り、同字東硯橋百六十八番地地先に至り、一等大路第三類第二十三号線に接続する路線。

⑩同第三十三号線（幅員十一㍍）
本庄村西青木字荒木六十九番地において一等大路第三類第二十四号線より分岐し、本山村田中字六反田において国有鉄道東海道本線線路下を過ぎ、同村岡本字中島において阪神急行電鉄線路を横切り、同字栄田二百五十五番地地先に至り同第三十二号路線に接続する路線。

⑪同第三十八号線（幅員十一㍍）
本庄村深江字上永井十九番地において一等大路第三類第三十四号線より分岐し、同字美ノ江百三十五番地精道村界に至る路線。

以上のうち①は、深江の東でやや分岐するとはいえ、ほぼ旧国道に該当する。これを道路幅員二五㍍にまで拡張しようというのである。③は、今日の山手幹線から商船学校線へと続く路線であろう。この他、④・⑤・⑥・⑦など、南北の路線が多数設置され、阪神新国道と旧国道を、さらには阪神運河建設が予定されている海岸線とを結ぶ街路網が計画されていたことがわかる。ただし、④は、幅員二二㍍にもおよぶ一等大路であるにもかかわらず、その北側が精道村域にあたり、ここは神戸都市計画区域に編入されていないことから、新国道との接続ができなくなっている。今日においては、この位置にこのような大規模な道路はみられない。

山邑太三郎の都市計画観

さて、このように都市計画が具体化されようとしつつある時、これを対象となった武庫郡の各町村では、一体どのように受けとめていたのであろうか。ここでは、山邑太三郎の都市計画に対する意見をもとに、この点を検討してみよう。

山邑は、「桜正宗」の銘柄で知られる灘魚崎の名門酒造家で、

明治四十三年（一九一〇）から八年間地元の魚崎町長を務め、大正九年以降は衆議院議員選挙に連続当選、亡くなる直前の昭和三年の第一回の普通選挙にも当選した、阪神間におけるまがうことなき名望家のひとりである。その山邑が、本庄村も都市計画区域に編入されることになった神戸都市計画区域の決定と相前後する大正十年七月に、「武庫八ケ町村の都市計画に就て」とのタイトルで小冊子を刊行し、その中で地域の利害を代弁する形で、自らの神戸の都市計画に対する意見を述べている。

この「武庫八ケ町村の都市計画に就て」の中での、都市計画に対する山邑の態度は極めて懐疑的である。山邑は言う。

> 蓋しこの計画は神戸市を基礎としたもの故市のためには必要且つ利益なことであらうが、編入さる、方は客であつて一概に有利とのみは速断する能はず（「武庫八ケ町村の都市計画に就て」二頁）

まだ、この冊子が刊行された段階では、街路網など具体的なプランが出来ていなかったこともあるが、山邑に言わせれば、「今度の都市計画が只だ区域の拡大にのみ熱中して」「具体的成案なきやに察する」のであり、また費用の問題を考えると、折角区域を拡張しても事業計画を遂行するには相当な困難が予想される。「これがため現在及近き将来にいろ〳〵の施設を企図しつゝある町村はその計画を都市計画との関係がいかになり行くか検討に惑ひ遅疑逡巡久しくして決する能はざる弊害」（同前七～八頁）を生むことになる。そして、彼にとっても最大の問題は、やはり地域区分の指定の問題にあった。

写真－15　山邑太三郎
（『魚崎町誌』より）

> 茲に見遁がすべからざる至大の関係は都市計画法第十条第十一条市街地建築物法第一条以下各条に基く「地域制定」問題である。惟ふに阪神間一帯の地は北に六甲の峻嶺を控へ、奇峰幽谷参差として東西に連り、怪樹奇岩の点綴することろ（ママ）随所に清流を走らして居るから、白砂青松の帯をなして茅渟海に注ぐもの其幾条なるを知らず、二十余浬の沿岸琉璃の波に浚はれて長汀曲浦の書面を展べ、白帆風を孕んで縦横交叉するあたり翠色将に滴らんとする趣あるのみか、阪神両都を接続する鉄道、電車、道路等は数条に亘りて有ゆる町村を貫き、交通の設備は殆んど完全の域に達して居る。此の如き風物と此の如き便宜の地は我二万五千方里の領域中その類例稀なること独り吾人の溢美にあらずして天下の公論である。最近都市生活者が煩瑣極まる塵熱的境涯を厭ふて居をこの間に移し、或は行楽地遊園地を経営するもの前後相次ぐに至つた

のも人間必然の要求といはねばならぬ。さればかゝる宝境を利用し天授の住居好適地を維持することは国民生活の終局的意義より見て都市的人口政策に超越した問題とも考へ得るのであるが、産業の自由とか経済の発達とかいふ方面よりすれば、只だ住居地に適するの理由だけで工場の設置を禁じその他種々の制限を加ふることも出来ぬから、若しこの侭に放任して自然淘汰に委したなら、景勝至便の地であるだけに商工施設にも適するとして終には大工場や非衛生的非住居的建造物の跳梁跋扈を見るに至るかも知れぬ。殊に我国では市街地建築物法によりてのみ一定の地域に対してこの種の制限をなし得るに拘らず、右法律によれば都市計画を行ふ区域内でなければ地域及地区の制定をすることが出来ぬから能く如上の住居地たる特色を持続するため法律の力によりて不利益なる分子の浸入を防ぐには、都市計画問題の発生を幸機とてその執行区域に編入せられ、而も「住居地域」としてまた或部分は「美観地域」として指定を受くる外に良方法はないのである。再言すれば武庫八ケ町村に対する都市計画の影響としてこれ等地方の直接受くる利益は有つた所で甚だ微々たるものであるし、一面には多少の弊害もある故之を概言して利弊相半ばすと認め、只だこの「地域及地区の制定」だけが新入区域本来の特質を保持し、海内無儔の勝地たる所以を発揮する絶対緊要の方法なりと考へられるのである。然るにこの制定は漫然これを都市計画執行者に任せたなら如何なる指定を受くるかも測られぬ、当局中には新区域たる八ケ町村には「工業地域」を設定せぬと言ひ、大体に於て混合地域とする旨言明したものがあるけれども、旧市内に於て「工業地域」は甚だ狭小と思はる、から、必然の要求によつてこれを新区域に設くること、なるやも保証出来ぬ。依て区域編入問題の決定に際してはこの関係を明かにし、一定の条件を附して執行者は勿論、都市計画委員会に於ても、主務大臣の決定に際しても、将た内閣の認可に方りても、充分にこの点を諒解し承認して貰はぬ以上、区域編入は全く無意義になりはせぬかと憂ふるのである。殊に八ケ町村は殆ど一列に神戸市の東に連接して阪神電車線路は例外なく各町村を横断し、地形に対する利害関係概ね共通的なるのみか、この電車線路の北部は南部に比し一層住居地に恰適して居るため、北部一帯は之を「住居地域」と定め、その内特に風致及風紀を維持するの必要ある部分は「美観地区」とするのが適当と思ふ。また南部は現に酒造蔵や小工場も存在し見やうによりては商業地として発達すべき趨勢にありとも認めらる、から、これを「商業地域」若くは地域の指定なき所謂「混合地域」とするが至当と思はれる。（同前九～一一頁）

所詮、都市計画の事業によって直接受ける影響は利害相半ばするものである。それに対して、事業の開始以前におこなわれる地域区分の指定は、武庫八カ町村に著しい影響を与えかねないもので、「新入区域本来の特質を保持し、海内無儔の勝地たる所以を発揮する絶対緊要の方法」なのである。当局者は否定するが、「旧市内に於て「工業地域」は甚だ狭小と思はる、から、必然の要求によつてこれを新区域に設くること、なるやも保証出来」ないことである。そうすれば、そもそも風光明媚な景勝

地であり、しかも交通の便にも恵まれたこの地が、「終には大工場や非衛生的非住居的建造物の跳梁跋扈を見るに至る」かも知れないのである。こうして、山邑は、武庫八カ町村に対して、北部については「住居地域」（もしくは「美観地区」）の指定を、南部については「混合地域」つまり未指定地域の指定を主張する。南部地域が「現に酒造蔵や小工場も存在し見やうによりては商業地として発達すべき趨勢にありとも認めらるゝから、これを「商業地域」若くは地域の指定なき所謂「混合地域」とするが至当」と山邑は述べているが、既述のように、これとほぼ同じ論理で、実際の地域区分の指定にあっても同地が未指定地域となったことは注目されてよい。

そして、この主張を実現するために山邑があげた方法はその比較的豊富な財源を基盤としての八ケ町村の連帯であった。

> 自治思想の普及せざる貧弱の町村であつて独立して諸種の計画を遂行するに困難なるものは市との合併を可とするならんが、町村民の知識、団体の財力、既往の状勢等能く独立自治に堪ゆるものは進んで市部編入を歓迎する必要なし（同前二一頁）。
>
> その秋に臨んで市部編入を理の当然とするならば八ケ町村挙げて之を実行すべきは論を俟たぬが、若し然らざるときは如何にして宏大なる勢力に対抗すべきや、戦争に於ける各個撃破の如く一町一村逐次大都市の威力を以て圧迫し来らば、仮令各町村皆編入を否としてその実力を以て独立自治の精神を発揮すべく決意しても行く〳〵危険に瀕するを免れまい。この際八ケ町村中細局に至りては多少利害を異にする点もあらうが大所高所に於て須らく一致団結これに当らなければならぬこと予の多言するまでもない。この団結はいかなる方法によるべきか、就中かゝる団体の阪神間に於ける地位境遇如何、市の名を以て結合することは町名さへ厭ふ人士の到底好まざる所であらうが、さればとて各個撃破に会ひ心ならざる編合を余儀なくするよりは優れるかも知れず他に尚良方法があるかも知れぬ、この間の利害得失もまた予め講究し置く必要があると思ふ（同前二四頁）。

神戸市に対抗して団結を深めるため、「市の名を以て結合」しようというのである。後に昭和に入って、西郷町・西灘村・六甲村の三カ町村の神戸市編入問題を皮切りに展開される「灘市」建設運動の、その底流を、我々はここに見て取るのである。

精道村の立場

都市計画をめぐる町村の対応としては、もうひとつ、精道村の場合も見ておかなければならない。

阪神間の都市計画区域は、神戸都市計画区域と西宮都市計画区域、そして尼崎都市計画区域の三つに分けられた。このうち神戸都市計画区域は、これまで論じてきたように、本庄村および本山村を境界とし、それより東は西宮都市計画区域に編入さ

れることになった。昭和二年（一九二七）三月からは、ここにも市街地建築物法が適用されるようになる。しかし、ここで問題となるのは、精道村の取り扱いである。

精道村は、当時から別荘の集まる、周囲と比べても富裕な地域であった。

同村に於ける現在の戸数四千三百五戸人口二万一千七百七十九名で大正十一年度の、一万九百三十名に対比すれば僅五年の間に倍加し之を職業別にすれば農四二三戸商八五三戸工二六戸雑一八〇二戸無職一〇八七戸である、開け行く文化の影に土着の農家は次第に駆逐せられて財産や資本の利潤によつて生活する所謂ブル階級が芦屋へと移住し来り一大文化村を現出するに至つたが一面安価な文化住宅が立ち並ぶので俸給生活者の激増して行くことも此村の特色である。

私の村には日本一がザット四十四もあります、一例を挙ぐるに博士が一村に十九名もゐる処が外にありますか、第一所得税から見ても精道村だけで社税務署管内全部の約六倍ですからネ、電話の如き私の村だけで千番に達せんとしてゐますヨ。

とは同村菅原助役の自慢話であるが村の勝手元が豊かであることの一事を以てしても自慢話を裏書するに充分である。（『神戸又新日報』昭和三年六月二日）

これは、昭和初頭の新聞記事の一説であるが、ここにも当時の精道村の富裕な雰囲気がよく表されている。

そこで、この財政面も比較的豊かで、したがって自立性も高い同村を、市制施行（大正十四年）を遂げたばかりの西宮市と結びつけてひとつの都市計画区域に編入することには村内から強く反発が生まれた。昭和二年、周辺町村において都市計画区域への編入について賛否が諮られた時、今津、鳴尾、芝、大社、瓦木、甲東などの各村（現、西宮市）ではいずれも大体において賛成が得られたのに対して、ひとり精道村のみは反対の決議がおこなわれている。

ただし、西宮都市計画区域への編入には反対する精道村にあっても、無秩序な人口の移入を防ぎ都市化を進めていくためには、都市計画事業そのものや、特に市街地建築物法の適用は必要であった。したがって同村は、独自の路線を歩み始めることになり、やがて昭和十五年には芦屋市として市制施行に踏み切ることになる。精道村の市街地建築物法適用を求める動きについては、当時の新聞が次のように記している。

唯茲に一つ厄介となつてゐる問題は精道村を神戸市、西宮市の何れに編入するかで之が解決を見ない以上は同村のみは従来通り建築物法の適用を受けない事となるのであるが同村当局は別荘地であるだけに粗雑な貸屋が続々と建築される事を快よしとせず之迄とても度々県当局に建築物法の適用を請願に及んだ事があるし、旁西宮市にも実施される有様であるので芦屋署が分離独立する四

月一日を期して何事かの形式に依り同じく法の実施を見るに至る筈である。（『神戸又新日報』昭和二年一月三十日）

ここで、市街地建築物法の適用の問題が、芦屋警察署の設置と関わって述べられていることは注目される。同署は、精道村が「十二万円を投げ出して」新設されたともいわれており（『神戸又新日報』昭和三年六月二日）、この芦屋署を中心に、治安や消防、衛生に関する組織が精道・本山・本庄三カ村の連合で整備され、これらの結びつきが強められようとしたことは、前節で述べたとおりである。いわば都市計画をめぐって、精道村を中心とする、もうひとつの地域的な結集のあり方とみてとることができよう。

このようにして、本庄村は、都市計画区域への編入をひとつの契機として、一方では八カ町村（西灘村・西郷町・六甲村・御影町・住吉村・魚崎町・本山村・本庄村）の結集による「灘市」建設の方向と、他方では、精道・本山・本庄三カ村結集の方向と、そして、やがて出てくる神戸市への編入と、三つの選択肢が指し示されることになったのである。

運河計画

それでは、本庄村では都市計画はどのように受けとめられたのか。この点を知るためには、都市計画と密接に関わって出てきた運河建設の問題に注目する必要がある。

昭和二年（一九二七）、阪神運河建設の計画が打ち出される。これは、住吉川河口から武庫川河口にかけて、沖合の海面を陸地と距離をとって埋め立て、その埋立地とさらに沖合に作られる防波堤との間、また埋立地と陸地との間をそれぞれ運河として利用しようというものである。これと同時に西宮港および尼崎港の改修も進められるから、並行して計画されている神戸港や大阪港の修築ともあわせて、実現すれば阪神間に大運河網が形成されることになる。

計画は、大正十四年（一九二五）に兵庫県知事に就任した山県治郎の主導のもと、昭和二年度に調査費五万円が県予算に盛り込まれ、山県の後任となった長延連知事（昭和二年五月就任）のもとで、具体的に進められた。

昭和三年六月に示された計画書によると、その内容はおおよそ次のようになる。

①運河開発と埋立の目的…阪神間沿岸を埋め立て防波堤を設けて、大小の運河を配置することにより、大工業地を提供すると同時に中小工業の開発を助長することにある。

②埋立区域…尼崎地先府県境界から武庫軍魚崎町住吉川河口まで。武庫川以東は、海岸から沖合九六〇㍍より一九〇〇㍍までの地点で、水深五㍍から七・五㍍までの部分。同川以西は、海岸か

ら沖合三八〇㍍より一三〇〇㍍までの地点で、水深八・五㍍から一〇㍍までの部分。

③運河の仕様…沿岸埋立地と防波堤との間は幅五〇〇㍍の運河をなし、西は神戸商港から東は尼崎工業港を経て大阪湾に通じるものとする。また、この他に大小の運河を設け、大運河は水深九㍍、七～八〇〇〇㌧級の船舶を航行させるものとし、中運河は幅九〇～一八〇㍍とし大船舶をも航行可能とする。さらに武庫川以西は現在の陸地に沿って帯状の埋立地を造り、小運河を設けて地方的小運搬もしくは小工業の便益に供する。都市計画による運河に関連して水深を二㍍以上とする。

この工事費としては一億円が計上されることになった。

さて、この阪神運河計画が示されるようになると、これとリンクする形で、本庄村および本山村を通じる独自の運河建設の問題が持ち上がった。計画は、最初神戸都市計画の一環として打ち出され、昭和二年三月頃から両村および関係地主の間で協議されている。この時点での計画内容は、この地域一帯の低湿を利用して魚崎町の海岸から本庄村域に入り、阪神電鉄線の北側を線路に沿って村内を東西に横断し、精道村伝染病院付近から南下し海に注ぐといものので、幅員三七㍍から広いところで五〇㍍、総延長二㌔㍍の大運河が構想されていた。しかし、この時点では工事費総額が六〇〇万円にもおよぶと見込まれていたこともあり、両村関係者の間で積極的な動きは現れなかった。

ところが、これが昭和六年に入ると、俄然動きが活発となり、特に本庄村が中心となって願書が提出されることになる。

この計画の発案者は本庄村が主体となつてをり、同村にとつては百年の大計を樹つることになるので最初から慎重なる態度をとつてゐる、同村は阪神間では一番小さな村であり、世帯も僅少なのでこの事業に要する工費も捻出出来ぬ有様なのですべて企業家を俟つことになつてゐるが、大体の手順は内定している模様である、運河となる場所は現在の本庄村役場西手の道路を起点として以北本山村所属の阪神国道まで一直線に入海式（幅員二十間、延長一マイル余）を掘鑿して船舶を自由自在に茅渟海から阪神国道まで接近せしめようといふにある。本庄村ではこれと同時に失業者救済事業として村内の海岸―即ち深江以西西青木浜に至る海岸約十五万坪の土地を埋立て、コンクリートをもつて護岸工事を施すことになつてゐるが、本庄村の現在の総面積は約五十五万坪だが、そのうち、

宅地十六万三千四百十七坪余△田地七十四町六段九畝二十一歩△畑地十一町八段五畝十三歩△山林二町四段七畝二歩△雑種地一町三段七畝三歩

となつてゐるが、県の都市計画によると本庄村の総面積四分の一が住宅地となつてゐるだけで、他はほとんど工業地帯となつてをり、この運河も都計には明記されてゐるが、事実上において県が幾年後にこの工事に着手するかわからぬのみでなく、それまで膨大な土地をそのままにして遊ばしておくのは村の発展を阻止され

ること甚大で、土地のレベルを低下せしめることになるので、地元本庄村はじめ関係村である本山村ではこれを機会にまづ工業都市としての膳立をすべく、ここに運河の開設を促進することになり村の一大事業として企図したものだが、県にしても先手を打つて引受けようといふ両村に対しては容易に許可されるものと見られてゐる。（『神戸又新日報』昭和六年八月十二日）

ここでは、「本庄村役場西手の道路を起点として以北本山村所属の阪神国道まで一直線に入海式」を掘削するとあるように、先のプランとは路線が違っている。この計画は結局実現しなかったので、今日からは類推するしかないが、本庄村役場の西を直線に阪神国道につなぐというところからみて、要玄寺川の流路を利用しての開発プランだったのではないかと思われる。また、規模も「幅員二十間、延長一マイル余」というから、やや縮小されたものになっている。ともかく、海岸から入港する船舶を阪神国道に連絡し、水陸の交通の連絡を図ることが目指されたことは間違いなかろう。

そして、この運河計画に本庄村が乗りだした背景には、「地元本庄村はじめ関係村である本山村ではこれを機会にまづ工業都市としての膳立をすべく」とあるように、地域の工業化を推進することへの期待があった。該計画が進み地域が工業化されることについては、当初の段階から、周辺町村より「尼崎の如く工場の黒煙が清澄な西部阪神間の空を混濁するならば、灘五郷の清酒醸造作業に恐るべき被害がありはせぬか」（『神戸又新日報』昭和三年四月二十五日）と、都市計画の地域区分で山邑太三郎らが工業地域指定を反対したのと同じ論法で懸念が示されていた。工業化を進めようとする本庄村と他の町村との間に微妙な温度差が生まれ始めていた。

また、昭和恐慌のまっただ中の昭和六年にこのような意見が出てくる背景には、他方で、「これと同時に失業者救済事業として村内の海岸―即ち深江以西西青木浜に至る海岸約十五万坪の土地を埋立て」とも記されていたように、失業者救済事業の一環としての意味もあった。

上水道の敷設

都市計画事業が進む一方、都市的基盤整備のなかで飲用水の改良はひとり立ち後れを見せていた。大正期までに上水道の設置をみていたのは、神戸・西宮・尼崎の三市など一部にとどまっていた。そのため他の町村では、飲用水はまだ井戸水に求められたが、水質の不良や水量の不足に悩まされた。また、すでに明治三十三年（一九〇〇）に給水を神戸市でも、その後の拡張工事にもかかわらず、人口の急増などから水量は不足し、たび

たび時間給水がおこなわれる有様であった。

そこで、昭和期にはいると、各市町村の共同による上水道の敷設が計画されることになる。

まず、昭和三年（一九二八）には、株式会社形式の上水道設置計画が出される。これは、阪神電気鉄道会社社長島徳蔵を代表とし、元大阪府知事井上孝哉や神戸市会議長太田保太郎、そのほか阪神間の有力企業が出資して阪神水道株式会社（資本金一〇〇〇万円）を設立するというもので、水源地を淀川上流の大阪府三島郡五良村に設置し、高槻、石橋、伊丹を通って阪神国道沿線の各市町村に通水するという壮大なプランであった。給水にあたっては、各市町村に対して一石あたり一銭五厘を徴収し、当初四八万人分の給水が見込まれていた。この案には、御影、住吉、魚崎などの各町村議会でただちに賛成決議がなされているが、ひとり本庄村のみは、「これまで水道計画はないが適当の水源地があるので近日計画する予定である。反対の理由は料金が高いのと水道幹線及び支線の設備問題が気に入らぬ点がある」（『神戸又新日報』昭和三年九月二十六日）と反対の意思表明をおこなっている。結局、その後の景気の後退の影響か、あるいはあまりに規模が大きく関係町村の利害調整ができなかったからか、その理由は詳らかではないが、この計画は実現に至っていない。

この後、結局本村域への給水は、株式会社形式ではなく、市町村組合によるそれがとられることとなった。すなわち、昭和十一年七月二十一日に阪神上水道市町村組合（現、阪神水道企業団）が設置されたのである（『阪神上水道市町村組合』創設20周年記念誌』）。これにより、昭和十二年より十六年にかけて第一期水道布設工事が実施され、本庄村にも昭和十八年六月から給水が開始されることになった。

いま、昭和十六年八月十八日に本庄村議会に提出された「本庄村上水道布設目論見書」が残されているので、ここに掲げておくことにする。

兵庫県武庫郡本庄村上水道布設目論見書

第一　水道事務所ノ所在地

兵庫県武庫郡本庄村役場内

第二　水源ノ位置及水量水質

水源ノ位置　兵庫県武庫郡本山村中野阪神上水道市町村組合水道本山配水池ヨリ供給ヲ受ク

水　量　阪神上水道市町村組合水道ニ於ケル本村ノ割当水量一日最大五、三九二立方米九八

本村割当人口一九、九七四人、一人一日二七〇「リットル」

水　　質　別紙ノ通リ

第三　水道線路及水道線路ニ沿ヒタル地名受水場ノ位置

配給本管ニ沿ヒタル地名

一、青木本線

本庄村深江字稲荷筋一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、薬王寺町三丁目、字堤ケ内、字踊松、字東畑、同村青木字東畑、字西間、字松本、字唐立北、字小路口、字古堂、字中田、字垣内

二、深江本線

本庄村深江字稲荷筋三丁目、札場町(ママ)二丁目、栄通二丁目、繁昌通三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、字西永井、字下永井、字南永井、字前永井、字鈴松、字松ノ内、字島ノ内、字大日、字垣内、字高橋

受水場ノ位置　兵庫県武庫郡本庄村深江字新池

第四　給水区域其ノ人口及其ノ一人一日ニ対スル平均給水量

一、給水区域　兵庫県武庫郡本庄村一円

二、計画給水人口　弐万人

三、一人一日平均給水量　一八〇「リットル」

第五　人口増殖及多量ノ水ヲ使用スル製造場等ニ対スル給水量増加ノ見込

本庄村ニ於ケル人口増加ノ割合ハ最近十ケ年ノ統計表ニ依リ増加率ヲ推算スルニ人口一千人ニ付毎年平均四九・九〇ノ増加ヲ示ス殊ニ本村ハ神戸市都市計画区域ニ属シ大阪湾ニ臨ミ平坦部ヲ占メ海岸ヲ埋立テ工場適地ヲ造成シ全村ニ亘ル区画整理ノ断行ト相俟チ近時工場ノ建設増築相亜テ起リ人口著シク増加シ其ノ増加極メテ高率ヲ示スモノアルモ統計ノ示ス所及阪神上水道市町村組合水道ニ於テ本村ニ割当ラレタル水量トヲ参酌シ其ノ人口弐万人ト定メタリ

多量ノ水ヲ使用スル製造場ニ対スル給水量ハ前掲一人一日平均給水量中ニ含ムモノトス

第六　水圧ノ概算

最大静水頭　七二米八六（阪神上水道市町村組合水道本山配水池満水面標高七五米〇〇ヲ基準トス）

第七　工事方法

別紙設計説明書ノ通リトス

第八　起工及竣工期限

起工　御許可ノ日ヨリ二ケ月以内

竣工　起工ノ日ヨリ一八ケ月以内

第九　工費ノ総額及其ノ収入支出ノ方法

別紙ノ通リトス

第十　水量ノ東急価格水量徴収ノ方法

別紙ノ通リトス

ただし、この阪神上水道市町村組合は、給水にあたってその水源地を武庫川上流の青野川貯水池と定めたため、同水系により灌漑をおこなう有馬郡や武庫郡、川辺郡の武庫川流域の村々との間で、取水をめぐって大きく紛糾した。また、淀川を水源として受水する拡張工事が昭和十六年十二月より始められたが、戦争が激しくなる中で、昭和十九年には工事の中断を余儀なく

され、その完成は戦後に持ち越されることになった。これらのことも、ここにも記録を留めておかなくてはならないだろう。

2　住民運動の展開

都市化と住民運動

以上みてきたように、都市的な基盤整備がすすむようになると、そこに暮らす人々の生活も大きく変貌を遂げることになった。

前節ですでにみたように、大正から昭和にかけての本庄村は、一方では、まだ阪神電鉄線以北を中心に農地が広がり、特産のキュウリ栽培などをはじめとして農業に従事するものも数多く残っていた。漁業も盛んであった。また、昭和の初頭までは、青木の停留所などに人力車も走っていた。しかし、他方では、ここに急速に人口が流入しはじめた。その多くは土木建築業に従事し、もしくは深江や青木の工場に勤務する労働者となった。

また、交通手段が整備され、神戸市やその他村外へ通勤するものも増えた。電気やガス、さらに少し遅れて水道が普及し、新聞も各戸で読まれるようになった。こうして、住民生活の少なからざる部分が、今や料金を支払って享受するサービスとして提供されるようになった。当該期の本庄村は、まさにこうした都市的生活に入ろうとする過渡期であり転換期にさしかかっていた。

しかし、このころの景気の後退は、こうしてサービスを享受する住民の生活を強く圧迫した。また、工場や道路その他巨大な施設が地域に建設されると、そこから排気される噴煙や交通被害は、住環境に強く影響をおよぼすことになった。こうした中から、自らの生活を防衛するために、住民は様々な運動に立ち上がることになった。

阪神国道と電車賃問題

まずみておきたいのは、阪神国道の開通にともなう国道電車料金の問題である。

大正十五年（一九二六）十二月二十五日、阪神（新）国道（現、国道二号）が開通する。これまでの旧国道は近世来の西国街道（浜街道）を利用したところもあり、幅員が狭く蛇行も多くあったため、およそ新時代の輸送交通に対応できるものではなかった。これに対して建設された新国道は、幅員二七・三㍍を誇り、大阪―神戸間を約二六㌔㍍をほぼ直線で結ぶことから、多くの期待が寄せられた。

そして、この新国道の中央には、あわせて国道電車（電気軌道）が走ることになる。これは、大阪の野田から神戸脇ノ浜の

間を結ぶもので、所要時間は約一時間、途中には二六カ所の停留所が設けられ、ここから大阪・神戸両都市への通勤客の輸送が見込まれた。経営には阪神国道電車会社が設立され、これにあたった。

さて問題は、その電車料金をめぐって発生した。国道電車の料金は、大阪―神戸全線の利用料金を三〇銭とし、これをいくつかの区間にわけることとされていた。会社側は、当初この区間区分を三区間とし、一区間ごとの料金を一〇銭として徴収する見込みであった。ところが、これでは、大阪・神戸のそれぞれの近郊地域の利用客にとっては、あまりに負担が重くなることから、ここに反対運動が発生した。

運動には、まず大和田、姫島、野里（いずれも現、大阪市西淀川区）といった大阪市近郊の住民が立ち上がった。その主張は、三区一〇銭の料金では、負担の重きに失するから、これをさらに細分し、区間を六区にわけ、それぞれの料金を五銭とせよというものである。同様の動きは、神戸市近郊の地域にもおこり、まず昭和二年（一九二七）六月七日には西灘村住民が同じく六区五銭制をもとめる陳情を県におこない、そして十三日には、本庄村住民が同様の陳情をおこなった。さらに十七日までには、住吉、魚崎、精道、瓦木の各町村から続々と陳情が寄せられるようになった。しかし、当時の新聞が報道するごとく、「万一国道電車が六区五銭制の如き安い乗車賃で営業することになつた暁は他の郊外電車に蒙る影響も尠から」（『神戸又新日報』昭和二年六月十八日）ざるものがあったので、監督官庁である鉄道省がこれを認めるかどうかは微妙であった。

結局運動の結果は、二十五日に鉄道省において、電車料金の認可がおこなわれ、三区制の原則は譲らないものの、大阪起点から神崎大橋までの区間と、神戸東口から住吉までの区間は特定市街区とし、この間の料金を六銭に引き下げることで決着がつけられることになる。

ところで、この国道電車料金をめぐる運動については、ここから住民運動に当時の無産政党が関わりはじめることには注目しておきたい。

阪神国道電車は乗車賃三区三十銭制か六区三十銭制かで行き詰り大阪、兵庫両府県の沿道居住民又六区制を主張して、その主張の貫徹のために漸く大衆運動にまで進みかけてゐる際、阪神国道沿線居住民有志及び労働農民党兵庫県大阪府両支部聯合会とが主催となつて六区制主張の檄文二十万枚を撒布し沿道居住民大会を開かんと目論んでゐるので沿道各警察署ではそれ〳〵警戒の眼を光らしてゐる。（『神戸又新日報』昭和二年六月十日）

国道電車が大阪・神戸に通勤する労働者や俸給生活者の暮らしと不可分の関係にあること、そして府県会では同年、衆議院議員総選挙では翌年に普通選挙の実施が迫りつつあるなかで、無産政党と住民運動との連帯が始められたのである。

電灯料金値下げ運動

阪神間の各町村には、明治の末年頃から電灯が普及し始めた。本庄村では、阪神電鉄から電力供給をうけ、大正三年（一九一四）には、戸数八二五に対して、設置電灯数一一六一個となっており、単純に計算して、一戸にひとつは電灯がともるようにまでなっていた。

しかし、その料金は、比較的高額であった。当時、阪神電鉄のみにかぎらず、全国的にみても、電灯会社は高配当を維持しているにもかかわらず、電灯料金の値上げをおこなっていたといわれる（『兵庫県労働運動史』）。さらに阪神間の場合は、民間資本で経営される場合と、都市部で公営事業としておこなわれる場合との間に料金の格差が大きかった。試みに、昭和四年を例として、阪神電鉄と神戸市との電灯料金を比較してみると、定額一灯の場合、阪神電鉄は月六八銭（一六燭光）であるのに対して、神戸市の場合は月六〇銭（同）、従量電灯では、五灯を一日五時間使用した場合、阪神電鉄では月二円八五銭であったのに対して、神戸市の場合は月一円八〇銭となっており、明らかに神戸市の方が低料金であった（『阪神電気鉄道八十年史』）。それゆえ、ここから電灯料金の値下げをめぐっての運動が起こることになる。

電灯料金の値下げ運動は、昭和二年、富山県滑川町で端を発したのを皮切りとして、全国一道一府二九県という規模で展開された（『兵庫県労働運動史』）。阪神間では、昭和三年（一九二八）八月に尼崎の市会議員数名が電鉄本社を訪問し、電灯料金の自主的値下げを求めたことを始めとし、以後、隣接市町村へと波及していった。なかでも、昭和四年八月以降に起こった本庄村における運動は大規模であった。

> 阪神電鉄会社が供給する電灯電力料金の三割値下を予（かね）てより要求し、積極的運動を試みつゝある値下期成同盟会では、曩に本庄村深江の会員約四百五十名が阪神側に値下を断行せなければ我等は結束して賃銀不払をすると運動の第一戦とも思はれる要求を行つたところ、阪神側では久島電気課長をして八日附で会社の意嚮は断然値下げせず賃銀不払の節は即刻消灯する旨の意を書面で回答して来たので又復阪神沿線を中心に値下断行の声があがり、再燃する模様である、何分各所で演説会等開かれてゐる折柄でもあり問題は拡大するらしい。（『神戸又新日報』昭和四年八月十日）

尼崎市で当初おこった動きは、市会を中心に、市内の町会（町内会）や呉服商組合などがこれに呼応して展開されたものであった。これが、運動半ばから、無産政党の動きとも連携しつつ、市町村の枠を越えて展開される大衆運動化の様相を示すようになった。なかでも社会民衆党支部は、これに積極的に応援姿勢を示し、一応党の運動とは切り離されたものとしつつも、二年十月には電灯料金値下期成同盟会を組織した（『兵庫県労働運動史』）。右の新聞記事にもみられるごとく、本庄村ではこの値下期成同盟会の会員がおよそ四五〇名の多きに達するに至っている。その要求は、「三割値下」、すなわち、阪神電鉄の配当一割三分のうち三分（一〇五万円）を減じ、これを電灯料金の値下げ分に充てれば、料金の三割の値下げが可能になるというもので、この要求の貫徹のために、料金の同盟不払が実施される。

同様の値下げ期成同盟会による運動は、尼崎、西宮、今津、精道、本山、魚崎、御影の各市町村でも展開された。同盟会側では、不払中の会員の電灯料金を会で一括して銀行に預金し、その総額を示して電鉄側と交渉するという動きにでた。また、宣伝ビラの配布や各地での演説会が繰り返しおこなわれた。同盟会員の各家庭では、門戸に集金人拒否の貼り紙がなされた。これに対して電鉄側は、不払者に対して送電の停止という強硬な態度にでた。

運動の結果は、しかし、必ずしも充分な成果を上げられなかった。『兵庫県労働運動史』は、これにつき、「阪神電鉄の態度は強硬であり、期成会の主張はいれられることなく結局さきに会社側の発表した値下げで阪神の電燈料値下運動は消滅してしまった」と記し、『阪神電気鉄道八十年史』は、「当社は強硬な態度を維持し、昭和3年秋の値下げ以上には譲歩せず、値下運動も沈静化した。これには昭和4年上期から、当社が明治42年下期以来維持してきた1割3分の配当を減配して、1割配当としたことが大きな影響を持っていると考えられる。この減配は、島徳蔵社長の判断によって実現したものであった」と結論づけている。

このように、値下期成同盟会の運動そのものは充分な成果を得られなかったが、ここで注目したいのは、以上のような無産政党勢力の台頭に対して、既存の地域の有力者や既成の政治勢力に所属する人々の対応であった。なかでも、本庄村議で、青年団や方面委員、民警協会などの運動に積極的に関わっていた岡部貞一郎（民政党）は、値下既成同盟会とは別に、村会内で作られた電灯・電力の値下調査会を主導し、さらにその運動を電車賃値下運動にも拡張して展開していった。

さきの町会で電燈、電力の値下調査会なるものを設けた武庫郡本庄村では、このほど村議岡部貞一郎氏によつて同会をもうすこしひろげ、電燈、電力のみでなく阪神電車の乗車賃金（青木、深江、芦屋間）を引下げ深江から芦屋にいたる区間を特別として一町ごとに五銭と改正してもらふべくちかく運動を起すことになつたが、魚崎町でも次の住吉停留所御影間を特区制にせよと叫んでゐる折柄とて会社側の態度がどう決せられるかは見物で岡部氏等は目下有志者と共に協議中である。

（『神戸又新日報』昭和四年十月四日）

電灯という、都市的生活者にとって不可欠な公共性の強い施設への運動をめぐって、無産政党勢力と既成の政治勢力とが、相互に競合をはじめることになった。背後には、普通選挙がひかえていた。

石油タンク撤去請願運動

昭和恐慌化の直中の昭和六年には、魚崎町に建設された石油タンクをめぐって、魚崎・本庄両町村による撤去請願運動が展開されている。

昭和六年三月十日、兵庫県は、魚崎町東横屋の海岸にスタンダード石油会社（アメリカ）の請願になる石油タンク建設の許可をだした。いうまでもなく、かかる施設の建設は、爆発のおそれなど、多分に周辺住民の生活を危険にさらす可能性を秘めており、事前に地域の了解を取り付けることが必要であった。ところが、県は、許可するにあたって、地元である魚崎町や本庄村には事前に何らの意見聴取もおこなわなかった。

そもそも、魚崎町の地は都市計画の地域区分において未指定地域となっていたが、その未指定とした理由は、大工場やこのような危険物を貯蔵する施設が建設されて、地元の住環境を破壊することに危惧を抱いたからであったはずである。また、石油タンク等を直接取り締まる兵庫県の石油取締規則では、三町以内に工場や製造場、学校、病院などがある場所には油槽タンクは建設できないことになっていた。それにもかかわらず、かかる突然の建設許可には、地元町村住民も、これを見過ごすわけにはいかなかった。こうして、建設のはじまる五月からその落成をみる同月末までは、建設許可の撤回をもとめて、タンクが落成して以降は、その撤去をもとめて、県や政府への請願運動が展開されることになった。

運動は、魚崎町、本庄村でそれぞれ展開されることになる。しかし、子細にみてみると、両町村の間で、当初、その動きには微妙な違いがあった。

魚崎町では、全町をあげて大規模な撤去請願がおこなわれた。まず、当時の吉岡貞吉町長ら町当局は、岡正雄兵庫県知事や安

達謙三内務大臣のもとを盛んに訪れ、石油タンク撤去の陳情をおこなうとともに、独自に京都帝国大学教授喜多源逸・近藤泰夫を招聘し、タンクの構造上の安全性や耐震性の調査をおこなった。また、同町では町有力者が主導して「魚崎町揮発油タンク撤去期成同盟会」を組織し、会長に山路久治郎、副会長には山邑喜三郎らが就任した。

町住民レベルでは、六月八日、町民二～三〇〇名が八幡神社に集結し、タンクの撤廃を祈願するというような動きもみられた。此の時、鐘やラッパで囃し立てる住民に対して、制止に入った警察官との間に衝突がおこり、検束者が出るまでにいたっている。

これに対して、本庄村の側の動きは、特に当初慎重であった。なるほど、魚崎町と同様にタンクの建設がはじまると、当時の松井善太郎村長を中心に、直ちに県への請願をおこなっているが、その松井村長の語ったところは、

私たち魚崎とは異つてお祭り騒ぎ□(は脱)絶対にしないが、何さま危険であるのものは一見してわかり県当局に一考をわずらはすことになつたわけである。（『神戸又新日報』昭和六年五月三日）

というものであった。また、七月に入ると、「緊迫せる事態を憂慮するところから松井村長が発起となつてタンクは噂されてゐる程に危険でないといふ学術上の説明をして不安におの、く村民に安堵を与江(え)この際村理事者を信じていたづらに附和雷同せぬように－と注告する」（『神戸又新日報』昭和六年七月十四日）という場面もあった。しかし、こうして村当局が慎重な姿勢をみせていた本庄村にあって、住民はこのように冷静ではいられなかった。なかでも魚崎町に隣接する西青木の住民のタンク設置に対する抵抗は激しく、同地域の有志らは独自に「タンク建設反対陳情書」を作成し、住民四五〇名の署名を集めて、七月十八日、松井村長のもとに提出した。新聞紙上に掲載されたその内容は以下の通りである。

写真－16　松井善太郎村長
（松井美子さん所蔵）

今回魚崎町に設置されつ、ある揮発油貯蔵タンクはその所有地魚崎なるも本庄村西青木との境界を去ること僅かに数十間の地点にあり附近には本村の民家工場等多数存在するため万一これが爆発せる場合にはその被害実に大なるものと信じ、我々附近住民は戦々

兢々として安んずる能はざるの状態に置かれ且つ今後の附近町村の発展上多大の支障を来すものと信ず、蓋し石油タンク爆発の不祥事は、外国に於て屢屢惹起し生命、財産を一瞬にして失ひたるの例少からず（中略）本庄村当局に於ても種々奔走尽力せられつゝあるも我々附近住民に於てはかゝる悲惨事を想ひ起す時、不安は益々募り、一刻も安居し得ることを得ず（中略）茲に連署の上該撤廃の陳情に及び候也。（『神戸又新日報』昭和六年七月十九日）

このように住民からの反対の機運が高まってくると、村当局としても放置しておくわけにはいかなくなり、このころから急速に撤去にむけての動きが高まった。

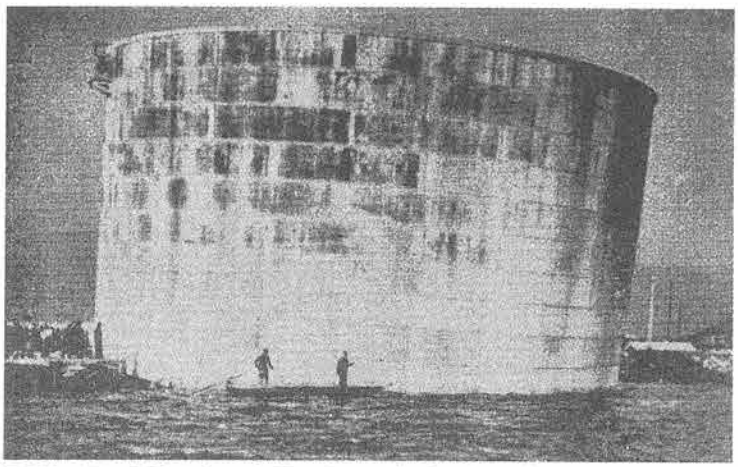

写真－17　昭和９年の台風によって海上に押し流された石油タンク
（『魚崎町誌』より）

同二十三日には、松井村長や細井助役をはじめ、岡部、永田、梶井、前田、中田らの村議が上京、陳情をおこなっている。この時、西青木住民有志の陳情書と、魚崎町の依頼による該石油タンクの安全性に疑問を投げかける喜多京大教授の調査書が同時に提出された。ここにおいて、本庄村も本格的に該石油タンクの撤去運動に乗り出すことになった。

以後もこの石油タンク撤去運動は、根強く続けられた。結局、まず昭和九年には、折からの台風と高潮により、タンクは押し流され使用不能となった。また、昭和十二年に入って、日米関係が悪化すると、石油タンクの所有権は、スタンダード石油から国内資本に移された（タンクは丸善石油に、敷地は川崎造船所にそれぞれ所有権が移った）。これにより、同年十二月にタンクは和歌山県下津港の丸善石油貯油所に移動されることになった。これにより運動も終息した（『魚崎町誌』）。

3　労働運動の展開と無産政党の進出

恐慌と労働運動の激化

都市計画が実施される大正から昭和初頭の時期は、経済的な不況の時代でもあった。第一次世界大戦後の大正九年（一九二〇）三月に株価が暴落し、いわゆる戦後恐慌がはじまって以降、

慢性的な不況に悩まされていた日本経済は、昭和二年（一九二七）の金融恐慌、さらには同五年の昭和恐慌をみるに至ってその極に達することになった。それまで日本の基幹産業であった製糸や紡績をはじめとして、その他の部門でも、物価の下落と輸出の不振にあえぎ、企業倒産が相次いだ。また、倒産にまでは至らなくとも、操業短縮や人員削減が繰り返され、こうして街には失業者があふれることになった。そのため、生活防衛の立場から、労働運動も激化の様相をみせることになる。

当時、全国的に、労働組合の連合組織は、いくつかの系列に分かれていた。まず、大正十年には、それまでの友愛会（大正元年設立）が発展して日本労働総同盟（以下、総同盟）が組織された。総同盟は、すでに友愛会時代の大正七年段階で、全国に会員数三万、支部数一二〇を数えるほどとなっており、十年には神戸三菱・川崎両造船所の争議を実施して活発な動きを示した。

しかし、この総同盟は、以後分裂を繰り返し、大正十四年には、左派が分離して日本労働組合評議会を、十五年には、中間派が日本労働組合同盟を、それぞれ結成した。このうち、日本労働組合同盟は、昭和四年にやはり総同盟から分離した労働組合全国同盟と合同して全国労働組合同盟を組織した（昭和五年）。

一方、総同盟自体は右派としての色彩を強めることになった。この他にも、中間派としての日本労働組合総連合が大正十五年に結成されている。このような労働組合各派が拮抗する状態は、恐慌の深刻化と、他方で、折からの普選実施にともない、それぞれが勢力拡張に乗り出したこともあって、ますます緊迫の度を深めることになった。

阪神間では、灘五郷の製樽工組合や輪竹工組合がその傘下にあったこともあり、総同盟の影響力が特に強い。昭和六年二月には、本庄村にも総同盟の支部が置かれ、支部員一五〇名を集め、深江青年会館で発会式が執り行われている。

このような情勢の中で、昭和恐慌期には、本庄村内でも労働争議が展開された。まず、現れたのは、ゴム工業の分野においてであった。大正期に大いに発展したゴム工業は、しかし、昭和期に入ると、一方では、原料たる生ゴムの市価があまりに暴落したため、そのあおりをうけて、加工品たるゴム履物・ゴムタイヤの価格も低落し、また他方でイギリスなどのブロック経済化によって輸出が低迷したため、ただでさえ、零細な工場が林立し過当競争に陥っていたその経営は、困難を極めることになった。このため、労働者の賃金切り下げや馘首が相次いでおこなわれ、ここに労働争議が激化の様相を示すことになった。

本庄村では、昭和七年、湊山ゴム、至誠ゴムの両工場で争議が発生している。湊山ゴム合名会社は、昭和五年三月、深江に設立され自転車用タイヤの製造をおこなっていたが、昭和七年に入り、業績の悪化からか、それまで賃金の分増しを二分五厘としていたところを一分五厘へ引き下げる方針を打ち出した。これに対して当時の労働者（男子二一名、女子一四名）がその撤回を訴え、また待遇の改善をもとめて立ち上がることになる。当初、六月末の段階では、労使双方が会見をおこなって妥協を図ろうとしたが、これが暗礁に乗り上げたためか、八月にはいると労働者側の動きは再び活発となり、総同盟支部の応援もうけて、再び賃金分増し引き下げの反対と待遇改善をもとめて企業側に嘆願書を提出するに至っている（『神戸又新日報』昭和七年七月一日、および八月二十八日）。

また、おなじく青木の至誠ゴム工場（『兵庫県管内工場一覧』などの資料には記載がなく、その詳細は不明）でも、七月に争議が発生している。その経緯について、新聞記事の語るところは次の通りである。

> 既報＝一部職工が職長排斥と解雇者の復職を嘆願書に認め業主につきつけた阪神沿線本庄村青木、至誠ゴム工場では十一日業主の回答があると云ふので午前十時職工代表松井章夫が業主川島勝治と会見したところ、意外にも突然全職工の解雇と工場の臨時閉鎖が云ひ渡され、解雇手当として一人金二円を支給すると云ふのでアツ気にとられた代表はとりあへず同村深江の某職工方に一同を集め目下寄々協議中であるが、芦屋署では形勢を憂慮してゐる、なほ同工場は六月中旬開業、同月末より仕事を始めたもので、開業から今回の閉鎖に至るまで僅に二十日に満たず職工数二十名（男工一六、女工四）いづれも臨時雇であると。（『神戸又新日報』昭和七年七月十二日）

これらゴム工場での争議に対して、同じ昭和七年には、村内屈指の大規模工場である長岐商会莫大小工場でも争議が発生している。やはり新聞は、次のように報道している。

> 武庫郡本庄村青木長岐メリヤス工場（資本金十五万円）の職工八十一名（うち女工六十名）は最近常雇制度を請負制度に改められ約二割の減収を来すこととなつたため憤慨し十七日あさ旧制復活を要求してストライキに入り、工場側では十八、九両日臨時休業を発表、双方対峙してゐるが従業員側は全国労働本山合同労働組合の応援を求めてゐる。（『神戸又新日報』昭和七年二月十九日）

全国労働組合同盟は、日本紡績阪神支部を主力として傘下におくなど繊維部門の労働者に強い指導力を発揮していたが、ここにもその一端をうかがうことができる。

無産政党の結成

労働組合は、普選の実施にむけて政治運動に乗り出し、ここに無産政党が結成されることになった。しかし、これも、その基盤となる労働組合が分裂を繰り返したことに伴い、おおよそ、左派の労働農民党（大正十五年結成、評議会・日本農民組合などが支持母体）や、中間派では日本労農党（同年結成、支持母体は組合同盟・総連合・全日本農民組合など）、そして右派の社会民衆党（同年結成、総同盟・海員組合などが支持母体）といった具合に、各派が林立する情況となった。

本庄村を含む阪神間では、やはり総同盟の影響が強いこともあって、無産政党では、社会民衆党が大きく力を占めた。同党は、昭和二年（一九二七）の最初の普選による府県議会選挙の折に掲げたスローガンをみても、様々な項目のうち特に「勤労階級本位の都市計画ならびに綜合計画の実行」、「住宅政策の徹底」、「電力の公営」、「上下水道施設の改善」といった、広い意味で都市計画の推進に関する事項を挙げており（『兵庫県労働運動史』）、極めて修正主義的でありながら、しかしこれが、阪神間の実情にはよく適合しており、受け入れられた。

本庄村での動きをみると、社会民衆党は、先述の電灯料金値下げ運動（昭和四年）では、一応党それ自体とは切り離した動きとしてではあるが、値下期成同盟を組織し、村内に会員四五〇名を組織して、阪神電鉄側と対峙した。また、支持母体たる総同盟そのものも、昭和六年、本庄村に支部を設置し、翌七年の湊山ゴム争議を指導するなど、確実に勢力を伸ばしていった。こうした動きを背景に、昭和六年七月には社会民衆党本庄支部が結成された。この時の支部員の数は、三一名とされている（『神戸又新日報』昭和六年七月十日）。

また、中間派の日本労農党は、昭和三年の三・一五事件（共産党員の検挙事件）と左派＝労働農民党の解散命令を機に、ここから分裂した無産大衆党などを取り込み、他の中間派との合同にも成功し、同年十二月には党名も日本大衆党と改め、勢力を増大した。もちろんこの合同は、翌四年になると早速分裂の様相をみせ、旧無産大衆党の大部分が党を去るという結果にはなったものの、阪神間ではよく活動を展開した。本庄村との関連では、昭和四年五月に隣接する精道村で同党の支部が結成され、家賃値下げ運動などが展開された。また電灯料金値下げ運動にも関与し、阪神電鉄本社への料金値下げの警告文を手交するなどの動きがなされている（『神戸又新日報』昭和四年九月二十日）。

さて、こうして活動を続ける無産運動も、満州事変の勃発や

五・一五事件につづくファッショ化の動きには無関心ではいられなかった。社会民衆党では、昭和七年、党の書記局長であった赤松克麿らが国家社会主義を掲げて離反、五月には日本国家社会党を結成した。日本大衆党では、同党は昭和五年に全国大衆党、六年には全国労働大衆党と組織を改めていたが、この全国労働大衆党から同じく昭和七年に下中弥三郎らが離脱し、新日本国民同盟を結成、ファッショ化の動きを示すに至った。この動きは、直ちに兵庫県下、なかでも阪神間に影響を及ぼし、同年七月には、日本国家社会党兵庫県支部が組織された。ここでは、尼崎の藤岡文六を会長に、尼崎支部一五〇名、川辺支部三五名、武庫支部一〇名、西宮支部二〇名、播州支部三〇名の合計二四五名が名を連ねた（『兵庫県労働運動史』）。

こうした動きに対抗すべく、社会民衆党・全国労働大衆党の側でも合同の機運が高まった。兵庫県下では、日本国家社会党の支部が結成されるのと同じ七月に両党の委員が合同の委員会を開催し、ファッショ反対の声明文などを発表した。このなかでは、「吾等は無産政党の名を盗用するファッショ（日本国家社会党）を大衆の圧力により粉砕し」と、強く日本国家社会党に対する批判が述べられ、あわせて、「日常闘争を活発にし経済闘争の主体たる労働組合の合同と産業別整理を勢力（精力）的に戦ひ抜くことを声明す」ることが叫ばれた（『神戸又新日報』昭和七年七月二十二日）。この結果、両党の合同が実現し、七月二十四日には東京芝の地で社会大衆党が結成されることになった。

反購買組合運動

労働運動や無産政党の運動とは別に、恐慌期には、同じく窮乏にあえいでいた小売商が独自の運動を展開した。その批判の矛先は、当時地域に浸透しつつあった灘購買組合に対して向けられた。

灘購買組合は、大正十年（一九二一）五月二十六日、実業家で病院や学校の建設など社会事業にも尽力した那須善治が、同じ頃神戸消費組合を結成していた社会運動家賀川豊彦の指導のもとに設立した生活協同組合で、本部は住吉村に置かれた。この組合は、神戸消費組合が労働者を中心に結成したのに対して、武庫郡西部の中産階級以上の人々を組合員としたところに特徴があるといわれる。組合結成当初、組合員の数は三〇〇名程度であったといわれるが、日用品や化粧品を安価で提供し、また自転車による配達をおこなうなど、消費者のニーズに適応したこともあって、徐々に組合員数・供給高ともに拡大していった。

こうしたなかで顧客を失うことを恐れた地域の小売商の中から灘購買組合に対する反発が高まった。たまたま、昭和四年六

月、灘購買組合の区域内で小売商が一家心中する事件が発生し、これを購買組合のせいと決めつけた小売商の側が同十六日に芦屋公会堂に集結、灘商業振興会を結成して、ここに反購買組合運動が開始されることになる。運動には、神戸市や六甲・御影・住吉・魚崎・本山・精道の各町村、そして本庄村の小売商約二〇〇〇人が参加したといわれる。その模様は次のとおりである。

免税の特典ある武庫郡住吉村灘購買組合が日頃から日用品や化粧品類に至るまで原価販売し中産階級以上の得意先のみを相手にして営業するため致命的な影響をうけつゝある御影、住吉、魚崎、本山、本庄、精道、六甲、神戸の一市六ケ町村の小売商人約二千余名は之がため各自の営業が立ち行かぬといふところから曩にこれら小売業者によつて生れた灘商業振興会ではこれが対策について種々協議を遂げてゐたが愈々今八日小売業者約五百名が大挙して各自の立場を県当局に陳情嘆願すべく、午前七時県社住吉神社境内に集合、列車を買切り知事に会見し新居県会議員等と共に積極的猛運動を起すことになり、午前八時前後の列車に分乗し上神することゝなつた何分問題が問題だけに一般に興味をもつて成行を注目されてゐるがさてこの納まりはどうつくか、注目に値するものがある。（『神戸又新日報』昭和四年八月八日）

これに対して、灘購買組合の側からも反論がなされる。那須善治は次のように述べている。

振興会の云分は組合にとり迷惑至極である決して顧客の勧誘競争などやつて居らぬ外交員の如き現に八名を使用してゐるのみで他は全部配達に使用してゐる組合としては別段に小売商人に闘を挑むなどの考はなく振興会の云ふ如き牛乳にしても森永製菓の残乳でなく淡路の搾乳業者から買受けてゐるものでこれとて県衛生課試験所の検査を経てゐるもので値段も一本六銭が適当と信じてゐる。（『神戸又新日報』昭和四年八月十一日）

反購買組合運動は、単に小売商の運動というだけではなく、当時の町村議会選挙や県会議員選挙といった政治構造とも微妙に関わり合っていたことにその特色があった。灘購買組合を成立した那須善治は、大正十四年と、この反購買組合運動の起こる直前の昭和四年（一九二九）四月の普通選挙による町村議会選挙で、いずれも住吉村村会議員に当選を果たしていた。これに対して反購買組合運動の中心となった灘商業振興会の会長には新居寅太郎が就任していた。新居は、御影町町会議員であり、また昭和二年には県議にも当選していた人物で、同じ御影町の酒類関係業者である八木秀治郎らと、武庫郡西部における憲政会→立憲民政党の支持基盤の中心をなしていた。また、新居や八木は、いずれも昭和二年以降の「灘市」建設運動を推進した人達でもあった。後述するように、これまで灘五郷として酒造業者間の深い結びつきでつながっていた大石町などが神戸市への編入に傾き、地域の政治構造に大きな動揺が走った。その中

で、武庫郡西部の田園都市化を標榜し、住民意識に強く訴えかけて再びその安定を取り戻そうとしたのが彼らであった。反購買組合運動は、そうした動きと並行して、地域の小売層を改めてその支持基盤に組み入れる役割をも果たすことになったのである。

相次ぐ小作争議

都市住民の様々な運動は、厳しい労働条件に甘んじていた小作人たちにも権利意識に目ざめさせることになった。なかでも大正十年（一九二一）夏の川崎・三菱両造船所大争議は、市民の支援も得て周辺の工場労働者もストライキに突入するなど、耳目を集めた。争議は警官隊と衝突、争議団幹部の大量検挙により惨敗したが、権利意識の高まりに与えた影響は大きかった。さらに争議を指導した賀川豊彦は失敗を受けて小作農民の組織化に関心を傾けた。こうして日本農民組合創立大会が大正十一年四月九日に神戸で開催された。岐阜、鳥取、岡山、広島方面などから約一二〇人の参加を得て宣言・綱領の採択、宣伝委員設置などを協議した。

神戸で開催された日本農民組合（以下、「日農」と略称）創立大会の成功により小作人組合が相次いで結成され、地主と小作料の引き下げ交渉が行われている。本庄村でも、大正十二年十一月深江で小作人四〇人が小作料の引き下げを要求し（「神戸又新日報」十一月一日付、木津二〇〇一）、十二日には東青木の七〇人が虫害を理由に小作料引き下げを求めた（「社会政策時報」）。

都市化が進む本庄村などでは、小作料をめぐる対立もさることながら、土地の返還を求める地主と、耕作権の確保を求める小作人の対立が基本の構図となり、結果として、小作人への作離料の引き上げという条件交渉となっていった。深江で昭和六年に三件、同七年に青木で一件、昭和九年にも深江で二件、西青木で一件の土地明け渡し要求に対する小作継続を求める交渉があった（木津二〇〇一）。

風水害による農地被害と小作争議

しかし、事態を一層深刻にしたのは、昭和九年（一九三四）の室戸台風、昭和十三年の阪神大水害など、相次いだ風水害による耕地の喪失だった。

室戸台風は昭和九年九月二十一日午前八時前後一時間にわたって関西地方を襲った。大阪湾の満潮時と重なったために、阪神電車以南は高潮により甚大な被害を被った。県内で二六六人が死亡（うち行方不明一五人）、重傷三二一人、流出家屋七〇七戸、全潰家屋一四三四戸に及び（兵庫県救済協会『昭和十三年

兵庫県水害誌』）、深江や青木、西青木でも海岸線を中心に壊滅的な打撃を蒙った。

昭和十年にも大雨が続き芦屋川の上流で山地が崩落、この水害の復旧工事が不十分なまま、昭和十三年にも大水害に見舞われた。六月二十八日から降り始めた雨は七月五日には豪雨となり、最大時雨量六〇ミリメートル、最大日雨量三一六ミリメートルを記録。河川は各所で増水し、昭和十年の水害の復旧が進んでいなかった悪条件も重なり、山津波が起きた。七月五日の水害の死者は五五七人（うち行方不明七六人）、流失家屋一九五五戸、全潰四〇三九戸に達した（『兵庫県百年史』）。西青木では一年後に流れ落ちてきた当時の巨石を用い、復興を祈念した石碑を春日神社境内に建立した（『本庄村史』地理編・民俗編参照）。

写真－18　摂津酒造青木分工場　焼酎や味醂を生産していた。

写真－19　室戸台風による深江浜の被害

写真－20　昭和13年の阪神大水害による西青木の惨状
春日神社・関西帆布工場付近　昭和13年７月５日（いずれも海野拓司氏提供）

こうした風水害は、耕作条件も悪化させることになり、昭和十年以降、本庄村で再び小作争議が確認できる。まずこの年、小作人が農地の転貸を求めたのに対し、地主が認めず土地返還を求める紛争が深江で二件、青木で一件起きている。同十一年には深江で芦屋川氾濫により小作人七人が小作減免を要求、地主は実力行使で土地返還を求め争議となった。昭和十二年には深江で五件、青木で一件、西青木で一件の紛争が確認できる（木津二〇〇一）。

当時深江には深江小作人組合、青木には青木農栄会があって活発な活動を続けていた。昭和十年十月、全国農民組合摂陽地区第一回大会が開催され、挨拶に立った羽原正一は「摂陽地方に於いては風水害以来組織はグングンのびつつあるが、最近の傾向として部落内の一部を加盟させるよりも、全小作人によって一つの組織を持ち、その幹部が全農に加盟する方針を取って居り、又単独組合が全農の指導下に入ってくる傾向が非常に多い」として深江小作人組合（約八〇戸、森・中野・深江）や青木農栄会（約三〇戸）などをあげた（木津二〇〇一）。当時の深江小作人組合や青木農栄会が水害を契機に性格や動向を変化させていることを如実に物語っている。

しかし昭和十三年の水害後、農地の復興は進まず、小作人が地主や村、県庁に陳情しても宅地化や工場用地に転売への要望は強く、農地からの土砂の撤去などはなかなか進まなかった。その状況を、羽原は次のように記している。

> 地主は何故農地の復旧を喜ばないのだらうか。否阻止してゐるのであらうか。それは斯うだ。／一、都市付近の地主は、小作料に依存するより地価の値上りに依存することが強くなった。／二、従って、いつか農地を宅地にすべく考へてゐた矢先、水害は六甲山の砂土を以て宅地にして呉た。（一坪土砂八円としても一反二千四百円を地主は儲けた）右のようなソロバン勘定からである。（中略）聖戦一年有半の農村をみるがよい。壮丁も馬も、トラックも所謂農村の労働力は戦線に集中し、物価は上り、肥料は暴騰し、畜力は不足を告げ、労働力は著しい減退を示している（「水害と小作人」東方会機関誌『東大陸』一九三九年）

こうして昭和十三年から十六年に掛けて農地復旧をめぐる争議・紛争が起き、本庄村でも昭和十三年に青木で小作人が農地復旧を要求したところ土地返還を求められ争議が起きたことが確認できる。昭和十五年には工場用地として売却をめぐり西青木と青木でそれぞれ一件紛争が起き、小作料免除や作離料の引き上げで合意している。昭和十六年にも青木で地主が土地返還を求める紛争が計四件確認できる。

一方、工業進出により、ため池が減少、水利条件を悪化させ

る問題も起きた。昭和十三年には福井池が日本樟脳株式会社に売却されて埋め立てられることになり、小作人一三人が農業用水が不足すると訴え、羽原正一の指導を受けて調停の結果、埋め立てを七割にとどめ、地主四人が補償金を支払うことになった。地価の暴騰により農地は転売され埋め立てられ工場や宅地化が進んでいった。

しかし、羽原自身が書いているように戦時体制への移行によって、小作争議は弾圧される。昭和十八年、青木で前年の小作料不払いをめぐる紛争が確認されるが、この年、小作争議の指導者が相次いで投獄され、小作争議は沈静化していった。

写真－21　昭和13年の水害直後の福井池（海野拓司氏提供）

三節　大正昭和前期の政治・行政

1　国政・県会議員選挙

第一四回総選挙

大正十年（一九二一）郡制が廃止され（郡役所の廃止は、大正十五年）、武庫郡という単位が、名称のみを残して行政の組織としては姿を消すことになった。しかし、神戸市の都市計画区域が武庫郡の西部八カ町村を包含していたことにもみられるように、この時期は同時に、新たな都市的問題が、本庄村など個別の町村を越えて展開されるようになった。また労働組合組織や無産政党も、これまた個別の町村を越えて広域に活動を展開した。したがって、政治構造も、衆議院議員選挙や県会議員選挙において、その変化が大きくあらわれた。

まず、変化が現れたのは、大正九年五月に実施された第一四回総選挙においてであった。この選挙は、普通選挙の実施の是非が焦点となったことで知られるもので、普選実施を求める憲政会・国民党に対して、その時期尚早を唱える当時の原敬（政友会）内閣は、有権者資格となる直接国税納入額を従来の一〇円以上から三円に引き下げる一方で、小選挙区制を敷いてこれ

に臨んだ。また、阪神間の各市町村では、都市計画法（大正九年一月施行）の適用如何がパラレルに問題の争点となっていた。

武庫郡（兵庫第四区―第一四回総選挙当時、以下同じ）では、それまで、川辺郡出身の下岡忠治（立憲同志会→憲政会）が、農商務次官や内務次官など中央での経歴を生かして、第一二回（大正四年三月）および第一三回総選挙（大正六年四月）に連続当選を果たしていた。しかし、第一四回の総選挙では、有馬川辺両郡（兵庫第五区）において憲政会の地盤を固めるという目論みから、下岡がその出身者として同地に選挙区を移したため、武庫郡は一転して憲政会と新たに議席の獲得を目指す政友会との激戦地となってしまった。ここに、下岡に代わって憲政会系の候補として登場したのが、魚崎町出身の山邑太三郎であった。

山邑は、すでに前節でも紹介したとおり、魚崎の名門の酒造家で同町の町長をも務めた人物である。山邑が出馬に至るまでは曲折を経ている。下岡が第五区への転出を決めた三月の段階では、憲政会側では第四区（武庫郡）での候補者を絞り込めてはいなかった。新聞紙上では、山本辰六郎や橋本汽船の川瀬俊継の擁立、果ては下岡の第四区への復帰などが取り沙汰されていた。この間、対立する政友会側は、最初中立を標榜して出馬した前田房之助の推薦を決め、いち早く運動を展開した。前田は、大社村（現、西宮市）の出身、神戸高等商業学校（現、神戸大学）を卒業後、武庫郡会議員や大社村長を務めた人物で、その陣営には西宮町会議員善塔又次郎や前年の県議選で当選した清水英次郎（今津村）らが応援に回るなど、もっぱら武庫郡東部各町村を中心に地盤を固めていった。

この動きに対して、西部八カ町村の有志と灘五郷の酒造家が強く要請して起ったのが山邑であった。四月にはいってようやく出馬を表明した山邑は、憲政会の支持を得つつも、「府県の制限選挙を撤廃せずして徒らに大きな普選問題などに躍起となつて居るのは根本から誤つて居る」と、普選即行を唱える憲政会中央とはやや距離を置き、厳正中立を標榜して選挙運動を展開した。

また一方では、「夫れから阪神沿道は大阪神戸及都会の発展と共に何うしても純然たる住宅地帯となる事は明らかな事実であるが今にしてか此住宅土地的計画を樹てねばなるまい」と、都市計画に強い関心を示して、前節でもみた阪神間の住宅地化（美観地区化）を、この選挙の段階から主張していた（『神戸新聞』大正九年五月四日）。

山邑、前田の両者に共通してみられる点として、一種の地方

的な学閥を通じて新興のインテリ層もしくはホワイトカラー層に支持を広げていった点も、この選挙の特徴であった。前田が自らの出身校たる神戸高等商業学校の同窓生を後援としたのに対して、山邑も自身の母校たる大阪高等商業学校（現、大阪市立大学）出身者を味方としていたのである（『神戸新聞』大正九年五月十日）。

結局、第四区では山邑と前田との一騎打ちとなった投票の結果は、山邑が勝利した。その要因としては、当時の新聞各紙が報道するように、なによりもみずからもその一員であるところの灘五郷酒造家を組織し、これをもって郡西部の票を確実に手にしたことが第一にあげられよう。また、他方では、まだ山邑が起つ以前、前田が票固めをおこなっていた三月の段階で、それとは別に郡内各町村長が西宮の広田神社で会合を持ち、「郡内には阪神国道改修等の大問題横たはれるを以て献身的に郡のために努力する人を挙げんとの打合せ」をなしたといわれるが（『神戸新聞』大正九年三月十八日）、町村長が強く阪神国道改修などの都市的基盤整備に関心を示して、この点を焦点に、支持すべき候補者を独自に選定しようとしていたことは見逃せまい。ここに山邑の主張がうまく適合したのではないだろうか。

全国的にみれば、この選挙では政府与党政友会が圧勝し、普通選挙の実施もこの時は立ち消えとなった。兵庫県下でも、第五区では憲政会から出た下岡忠治が勝利を収めたが、第六区（美嚢郡明石郡）で戦った小寺謙吉は、同じく憲政会の重鎮でありながら議席を失っている。これに対して山邑が、普選問題と党派性をやや後景におき、都市計画問題などを全面に出して選挙戦を勝ち抜いたことは注目される。

大正八年の県議選

衆院選においてみられた山邑の選挙地盤は、その前後に行われる県会議員選挙の集票活動をみると、その実相がより明確となる。

第一四回総選挙に先立つ大正八年（一九一九）九月の県会議員選挙は、各郡市を選挙区として行われた。武庫郡では、定員四名に対して、憲政会から三名（西岡安左衛門、中川重介、清水英太郎）、民友会から一名（小橋政香）、中立一名（粟津寅蔵）の計五名が立候補する。

ここで同じ憲政会から三名もが擁立されたことは注目してよい。すなわち、西岡安左衛門が郡西部から、そして中川重介は現職の良元村（現、宝塚市）村長として郡北部を、清水英太郎が今津・鳴尾などの郡東部をそれぞれ地盤とし、地域ごとに割拠することとなったのである。このため、精道村や本庄村など

は、「西岡、清水両氏は表面甚だ沈静を装ふも精道、本庄両村附近に掛ける暗闘は仲々烈しきものあるが如し」（『神戸新聞』大正八年九月二十日）とあるように、同じ憲政会の候補が競合する場となった。

選挙の結果は、西岡が最多の八九四票をえて当選。これに、当時まだ武庫郡に属していた須磨地域（大正九年に神戸市に編入）を地盤とする小橋政香が七八二票で続き、残る二議席を、清水、中川がそれぞれ六九七票、六〇五票で獲得した。（『神戸新聞』大正八年九月二十七日）

最多当選を果たした西岡安左衛門の選挙活動をみると、西郷町の酒造事務所に選挙対策本部を置き、前議員植田喜太郎（住吉村）の選挙参謀をつとめた岡本仙太郎らの支援をうけ、郡西部を中心に地盤を固めていった。この西岡に、「魚崎町の如きは山邑家の応援にて岡本仙太郎、辰井卯三郎両氏を参謀とし御影町の八木参謀と相呼応して六甲、西郷、西灘、御影、魚崎、住吉六ケ町村を敢然に固め」（『神戸新聞』大正八年九月五日）とあるように、山邑が支持を示していた。また御影町酒商として知られる八木秀治郎が選挙参謀を務めており、こうしてみても、酒造家を中心とした郡西部の町村の強い結びつきが西岡の選挙地盤を形作っていたことがわかる。

大正十二年の県議選

大正十二年九月の県会議員選挙は、前回とは違って、各選挙区定員一名の小選挙区制がとられた。このため、武庫郡はその中が四つの選挙区に分かたれ、本庄村は、住吉村、魚崎町、本山村、精道村とともに第三区に編入された。この選挙では、おなじく精道村から出た助野庄兵衛と杉岡藤右衛門の二人の候補が争った。結果から先に言えば、助野が九八二票で、六五二票の杉岡を下し当選するのであるが、ここでも注目されるのは当選した助野の支持基盤である。

本山村は田中を除いて優勢となり本庄村も木村参謀長、岡部参謀等の手に依り遂に深江の大半を占め魚崎、住吉両町村に於ても素晴らしき熱を煽り選挙区各町村の参謀連は相呼応して巧妙たる運動を為しつゝありし矢先山邑代議士が震災地から帰県したのに更に活気を添へたかの観がある。（『神戸新聞』大正十二年九月十六日）

助野は中立を標榜して出馬したが、まずみられるように、憲政会の山邑太三郎とのつながりを持っており、山邑が代議士としてこの選挙に影響力を示している。また本庄村についても述べられているとおりで、当時村長であった木村梅太郎と、そして村内で青年団運動を指導し、またやがて大正末から昭和初頭にかけてさまざま地域の住民運動に関わり、村議や県議も勤め

た岡部貞一郎が、この助野の選挙参謀として登場している。岡部については後に詳しく述べることにするけれども、ただここでは彼の学歴について、つまり大阪高等商業学校の卒業者であることは注目しておいてよい。山邑太三郎が第一四回総選挙において、やはり自身が卒業した大阪高等商業学校出身者を味方として選挙を戦ったことはすでに触れたが、その一翼を担ったのが本庄村では岡部であった。助野をめぐる県議選での二人の共通の支援ぶりは、このことを明瞭に物語っている。名門の酒造家であるとともに、地域における都市計画の推進に強い関心を示す山邑と、地域での青年教育や住民運動に指導的役割を果たす岡部。武庫郡西部における憲政会―それは国政レベルでは普通選挙運動を推進する―の選挙基盤のひとつのパターンに、このような都市問題を通じて地域住民の支持を取り付けようとするものがあったことは注目してよい。

昭和二年の県議選

大正十四年（一九二五）三月、衆議院議員選挙法が改正され、男子普通選挙法が成立、衆議院議員選挙における納税要件が撤廃され、二五歳以上の男子に選挙権が与えられた。翌十五年六月には納税要件撤廃は市町村会・府県会選挙にも適用された。被選挙権については、市町村会、府県会議員の被選挙権は、選挙権と同様に二五歳以上の男子だったが、衆議院議員選挙は三〇歳と定められた。

昭和二年（一九二七）に全国で行われた府県会議員選挙は、衆院選に先駆けて、普通選挙によって実施された最初の選挙でもあり注目が高まった。兵庫県でも、定員五六名のところへ候補者一三三名が起つという極めて烈しい選挙戦となった。なかでもこの時、労働農民党から六名、日本労農党から七名、社会民衆党から四名といったように、はじめて無産政党からの立候補があり、結果的には全県あわせて二名の当選には終わるものの、これまでの選挙構造に一石を投じることになった。

この選挙では、前回の小選挙区制にかえて、ふたたび市郡単位の選挙区がとられることになったが、武庫郡では、定員四名のところへ、候補者一〇名が名乗りをあげ、やはり激戦となった。無産政党からは、総同盟の武庫郡西部における強い基盤を背景に横山善太郎（社会民衆党）が、そして中間派の日本労農党から笠島米吉が、それぞれ立候補している。

しかし、そのことにもまして今回の選挙で注目されるのは、郡西部における候補者の乱立ぶりである。表―16にみられる候補者のうち西岡安左衛門は、大正八年（一九一九）の県議選以来、郡西部、なかでも自らの地元である西灘村および西郷町・

六甲村の三カ町村、そしてそれにつづく御影町・住吉村・魚崎町のあわせて六カ町村では酒造業者の結びつきをもとに強固な地盤を誇っていた。ところが、今回の選挙では、御影町から別に新居寅太郎が立候補をすることになった。新居の選挙事務長には、同じ御影町の八木秀治郎がついており、彼は同じ酒造関係の同業者として魚崎の山邑太三郎らとともに、大正八年の県議選では西岡を支援していた人物であった。それがこの度の選挙では、対立候補を自ら擁立して、明らかに西岡との対決姿勢を示すようになった。ここには、この選挙の直前に浮上した西灘・西郷・六甲の三カ町村の神戸市への合併問題と、それに反対して起こった、御影・住吉・魚崎の各町村を中心とする「灘市」建設運動との影響が影を落としている。

この西岡と新居との対立に、さらに精道村の猿丸吉左衛門（大正八年の選挙で中川重介を支持した猿丸又左衛門の親類で昭和三年より精道村長）、そして本庄村から岡部貞一郎の出馬が拍車をかけて、各候補の競争が一層激化した。投票の結果は、表－16にみられるように、依然として西岡が首位を占めるものの、二位の松井四郎（瓦木村）を挟んで、新居がこれに六一一票差にまで迫り三位で当選を果たしている。また、岡部は、この時には、四位の猿丸にわずか八〇票たらずの差で破れ涙をのんでいる。

表－16　昭和２年県議選の選挙結果（武庫郡）

当選	西岡安左衛門	民政	3,907票
	松井四郎	中立	3,403票
	新居寅太郎	中立	3,296票
	猿丸吉左衛門	中立	2,194票
次点	岡部貞一郎	中立	2,138票
	一室　正	中立	2,040票
	中井　連	政友	1,020票
	服部一郎	政友	538票
	横山善太郎	社民	346票
	笠島末吉	日労	290票

［出典］『神戸新聞』昭和２年９月27日より作成。

岡部貞一郎と県議選

ここで、岡部貞一郎という人物について触れておきたい。岡部は、明治二十三年（一八九〇）大阪に生まれ、同四十四年大阪高等商業学校を卒業、以後大阪株式取引所に勤務していた経歴をもつ。その彼がいつ本庄村に来住したのかは定かではない。ただ少なくとも第一次世界大戦期までには本庄村深江に移り住み、大正九年の深江青年団の創立にあたっては、その中心的役割を担っている。

さて、この岡部が昭和二年（一九二七）の県議選に若干三十七歳の若さで出馬をしたのだが、この時

写真－22　岡部貞一郎（神戸深江生活文化史料館蔵）

はあえなく落選する。しかし、彼の地域での目立った活動が展開されるようになるのは、むしろこれ以後である。まず、昭和四年の村会選挙に出馬し当選。これと相前後して、青年団長や方面委員、免囚保護委員といった役職に次々と就任する。また芦屋署が設立されると、その所轄を範囲として結成された甲南民警協会にもかかわっている。こうして、村議やその他の地域での役職を兼ねることを通して地域に深くコミットし、電灯料値下げ運動では、無産政党である社会民衆党とは別に、阪神電鉄本社へ値下げの陳情に赴くなど独自の活動を展開する。こうして、地域での名声を高めつつ、次の昭和六年の県会議員選挙にも立候補する。

昭和六年の県議選は、武庫郡では、前回に引き続き定員四名のところへ七名が立候補して激戦となった。

ここでは、まず、この時期の労働運動の展開を背景に、社会民衆党から桐山宇吉が起って攻勢をかける。桐山は、岐阜県出身の社会運動家で、魚崎町に居住し、すでに昭和四年には魚崎町議に当選した人物である。そして、同年の電灯料値下げ運動では、海員組合の米窪満亮らとこれを指導し、魚崎町会において電灯料値下げの決議を取り付けようとするなど活発な活動を行っている。

また、現職の猿丸吉左衛門（精道村）は、今回の選挙では政友会の候補としてその旗幟を明確にして再選に臨んでいる。

これに対して、岡部は立憲民政党の候補として出馬する。彼は同じく本庄村議である梶井胤久を選挙事務長として、ひたすら言論戦を展開した。投票結果は、表－17にみられるように、岡部が三五六六票を獲得して、前回敗れた猿丸らを凌ぎ二位当選を果たすことになる。彼の地域に根ざした運動が一定の成果をもたらしたことをここに見て取ることができる。

ただし、このように上位当選を果たした岡部も、その選挙地盤には、すでにいくつかの問題点をはらんでいた。

まず、岡部の当選は、これまでの武庫郡西部における酒造業者を中心とした各町村の結びつきが、西灘村等の神戸市編入問題などにより動揺をはじめたことによって可能となったものであった。これには、後に述べるように、昭和三年の山邑太三郎の急逝が追い打ちをかけた。代議士山邑が亡くなったあと、彼を継いで郡西部を束ねる政治家

表－17　昭和６年県議選の選挙結果（武庫郡）

当選	八木秀治郎	民政	3,595票
	岡部貞一郎	民政	3,566票
	藤木守雄	民政	3,068票
	猿丸吉左衛門	政友	2,612票
次点	田近勇蔵	民政	2,502票
	桐山宇吉	社民	1,814票
	北本太市郎	民政	1,672票

［出典］『神戸新聞』昭和６年９月27日より作成。

が見いだしえなくなった中で、また西灘・西郷・六甲の三カ町村が神戸市に灘区として編入され、西岡安左衛門のようなこれまで武庫郡で首位を占めてきた県議候補も不在となった。この政治的空白の中で躍り出たのが、岡部であり、そして首位で当選した八木秀治郎であった。山邑や西岡の政治的基盤のうちの、岡部は住民運動を指導して、主として俸給生活者や労働者の取り込みを、八木は御影の酒商として酒造業者を、それぞれ分け合う形となった。こうして同じ民政党の候補同士の票の奪いの中に勝機を見出したのが岡部であった。そして、この岡部が頼みとした俸給生活者層は、当選こそ逃したが桐山ら社会民衆党も着目しており、これと全く競合する形となった。したがってその地盤はそもそも脆弱と言わざるをえなかった。

普選第一回の総選挙

県議選にあらわれた昭和初頭の武庫郡西部での選挙地図の様変わりと混迷は、そのまま総選挙にも反映された。

昭和三年二月二十日、普選第一回の総選挙（通算では第一六回総選挙）が行われる。この選挙で武庫郡は、尼崎市・西宮市・川辺郡・有馬郡および淡路島の二郡（津名郡・三原郡）とともに兵庫第二区に編入される。同区の定員は四名であったが、これに対して候補者は一〇名に達した（表―18参照）。なかでも武庫郡は、有権者数三万六五〇二名を有し、選挙区内全有権者数一二万六八五三名の三割弱を占める区内最大の票田であったため、各候補ともにここで活発な選挙活動を展開した。

特にここに重点を置いたのは、大正九年（一九二〇）の第一四回、および大正十三年の第一五回総選挙で争った前田房之助と山邑太三郎、および社会民衆党から出た米窪満亮の三名であった。このうち、山邑と前田との勢力関係は、前回の選挙以来徐々に逆転し始めていた。前田は、第一四回総選挙で山邑に敗北を喫したが、前回の第一五回総選挙では、山邑が病床にあって充分に選挙戦を繰り広げられなかったこともあり、かろうじて勝利を収めていた。今回の選挙においてもその勢いは益々増し、前田は首位当選を果たす。これに対して山邑は、普選の実施に伴って灘樽工組合が所属する総同盟の支持をうけた米窪が立ち、また他の候補、たとえば当時の田中義一内閣の与党政友会から

表―18　第16回総選挙の選挙結果（兵庫第２区）

当選	前田房之助	民政	25,094票
	広岡宇一郎	政友	16,481票
	小寺謙吉	民政	15,444票
	山邑太三郎	中立	10,124票
次点	蔭山貞吉	政友	10,040票
	米窪満亮	社民	6,097票
	近内金光	労農	4,907票
	森田茂樹	実同	4,531票
	三崎省三	中立	3,724票
	三輪　強	中立	1,047票

［出典］『神戸新聞』昭和３年２月22日夕刊より作成。
表中の「実同」は実業同志会を指す。

出た蔭山貞吉が地元の川辺郡や有馬郡で支持を固め追い上げを見せたので、苦戦を強いられることになった。それでもようやく四位で当選を果たせたのは、後述するように、当時の「灘市」建設運動の盛り上がりが背景にあったことを見逃してはならないだろう。そして、その山邑は、当選の知らせを受けた直後の二月二十八日、自らの病を悪化させ帰らぬ人となった。

山邑没後の総選挙

山邑没後、武庫郡西部で彼を支援してきた勢力は、新たに自らが擁立すべき候補を見いだせず動揺した。

まず、昭和五年（一九三〇）二月の第一七回総選挙は、浜口雄幸内閣の金解禁政策やロンドン軍縮条約の是非が問われるという争点をはらむものであったが、これとは別に武庫郡西部で山邑を支持してきた勢力にとっては、すでにその支柱であった山邑本人が他界し、さらに四年には、地域のうち西灘・西郷・六甲の三町村が神戸市に編入され票田が大きく分裂するという痛手をうけての選挙となった。

ここで山邑支援者のうち、御影町の八木秀治郎らを中心とし自らを「如月会」と名乗っていた人々は、地域の中で独自候補擁立の目途がたたず、さりとてこれまで同じ民政党（旧憲政会）でも勢力を分かってきた郡東部の前田房之助とは結ぶこともできず、結局は、尼崎市から立った中馬興丸を支持するという行動に出た。中馬は旧尼崎藩の典医の家系にあたる人物で、自らも軍医などを経て杭瀬に開業をしていた医師で、また首相の浜口雄幸とは三高時代の同級生という強みもあって、当時民政党尼崎支部長を務めていた。結果は、表－19にみられる如く、二位当選を果たすことになる。

昭和六年九月の満州事変の勃発と同十二月の若槻礼次郎民政党内閣の退陣後に行われた昭和七年二月の第一八回総選挙では、中馬の引退をうけて小林房之助の擁立が行われた。小林は、武庫郡良元村の出身の著述家で、県下の民政党の大立者、故下岡忠治が朝鮮総督府総務長官時代にその秘書を務めた人物である。しかし、実際の投票では小林は振るわず、表－20にみられるように、前回中馬が得た一万七〇〇〇票を大きく下回る九〇〇〇票余で落選の憂き目を見た。小林は、以後、続く昭和十一年二月の第一九回総選挙でも敗北し、第二〇回総選挙ではようやく当選を果たす。

表－19　第17回総選挙の選挙結果（兵庫第２区）

当選	前田房之助	民政	22,066票
	中馬興丸	民政	17,144票
	山本平三郎	民政	16,172票
	広岡宇一郎	政友	13,237票
次点	蔭山貞吉	政友	10,933票
	米窪満亮	社民	7,063票
	小寺謙吉	政革	5,570票
	棚橋小虎	大衆	4,148票
	畑野源一郎	中立	1,895票

［出典］『神戸新聞』昭和５年２月22日より作成。

表－20　第18回総選挙の選挙結果（兵庫第２区）

当選	蔭山貞吉	政友	22,057票
	立川　平	政友	21,698票
	前田房之助	民政	18,398票
	原淳一郎	民政	13,920票
次点	小寺謙吉	政友	13,096票
	小林房之助	民政	9,320票

［出典］『神戸新聞』昭和７年２月22日より作成。

表－21　第19回総選挙の選挙結果（兵庫第２区）

当選	前田房之助	民政	37,280票
	蔭山貞吉	政友	17,835票
	原淳一郎	民政	15,931票
	立川　平	政友	15,173票
次点	小林房之助	民政	14,003票
	南鉄太郎	政友	9,073票
	長尾　有	全農	7,241票

［出典］『神戸新聞』昭和11年２月22日より作成。

こうした憲政会→民政党の勢力にやや翳りが見られた反面、小林が地盤としていた川辺郡北部やそれと隣接する有馬郡において、政友会の蔭山候補が、当時産業組合運動などで名声を博していた山脇延吉らの支援をうけて大きく票を伸ばした。そして、無産政党から社会大衆党が躍進し、同党の候補、米窪満亮がこの第二〇回総選挙では二位当選を果たすようになった。

米窪は、社会民衆党時代から、電灯料値下げ運動や家賃値下げ運動を通じて、労働者はもとより俸給生活者層に支持を拡大してきた。昭和五年の第一七回総選挙の時には、当選は逃すものの、七〇六三票を獲得し、前回の六一九九票から一〇〇〇票近く票を伸ばしている。彼がこの選挙の折、「民衆生活改善」と題して掲げた政見は以下の通りである。

私の政見は私が所属する社会民衆党の立党の精神を実現し、社会民衆党の政策を実施するにあるのです。我社会民衆党の政策なるものは非常に沢山ありますが私は是等の諸政策のうち特に民衆の日常生活を豊にし善くする、換言すれば国民の一人一人の家庭経済を改善することに全力を注ぐ決心であります。これは既成無産各政党が斉しくいふ点でしやうが私共の社会民衆党と其他の政党と異る所以は、私共は私共の政見乃至は主張を空論たらしめず議論倒れに終らしめず、飽くまでもこれを実践に導く良心をもち努力を注ぐことです。過去二年間に亘り阪神沿線地方に於て電灯料値下運動を敢行し目下なほ運動中の如き、又は地代家賃値下運動を断行した如き、乃至は町村会議員選挙の演説会場に小学校舎の使用開放を迫り遂に目的を貫徹した如きは、他の政党の一指を染めなかつた点です。

スローガン

一、『疑獄』政治家の撲滅。
一、特権階級の打破。
一、勤労階級の生存権確立。
一、小売商人に低資を融通せよ。
一、働く農民に耕作権を保護せよ。
一、富豪に重税、勤労者に減税。
一、家賃、金利、小作料を引き下げよ。

（『神戸新聞』昭和五年一月二十九日）

こうした主張が、本庄村をはじめ総同盟系の地盤の強い武庫郡などでは有効であった。これが、やがて第二〇回総選挙にその

当選という結果をもたらしたのである。

昭和十年の県議選

このような無産政党の躍進をうけて、民政党系の内部でも、その候補者擁立の方向に変化が現れた。

選挙粛正運動下で実施された昭和十年（一九三五）の県議選では、武庫郡においては、定員三名のところへ七名が立候補した。特に民政党からは、現職の岡部貞一郎（本庄村）、加藤秋一（魚崎町）のほかに、平瀬巌若（大庄村）、和田甚九郎（良元村）と、定員を上回る四名が立つことになる。

このうち、特に現職同志の争いである加藤と岡部との競合は注目してよい。

加藤は、大阪市出身の弁護士で、昭和五年から七年に魚崎町の名誉助役となり、昭和八年の町議選挙に当選、さらに同年十月、猿丸吉左衛門の死去に伴う県議補欠選挙で当選し、以来現職として県議をつとめている人物である。彼は、今回の選挙では、かつて山邑太三郎が掲げていた武庫郡西部の住宅地としての整備を政見として打ち出していた。次に掲げるものは、彼が当選後の抱負として新聞紙上に発表したものであるが、この点をよく表している。

県は阪神間が住宅地として特殊の発展をなし、県税の三分の一がこゝから負担されてゐることに対して余りに冷淡であるまいか、この特殊事情をよく理解し阪神間が如何なる地位を兵庫県で保つてゐるかを認識して今後の施設、政策を樹立することに努力することが喫緊事でなければならない、即ちこの地方にもつと文化的施設を施すならば阪神間は更に発展をなし、この地方からの県税収入も増加すること議論の余地はない、この見地よりして将来阪神間の各議員は政党政派を超越して一途に阪神間の発展に努力することを申合せ、我々県会議員を中心に一般有志の参加を得て阪神間開発聯盟とでも称するブロックを組織阪神間の発展を図りたい、勿論県民諸君の福利増進のために微力を尽す初志にいたつては従来と些かも変るところはない。

（『神戸新聞』昭和十年九月二十七日）

魚崎町ではこの間石油タンクの撤去を求めて町をあげての住民運動が展開されており、地域住民の中で住環境整備に対する問題意識が高まっていた。さらに、同町では昭和四年の町会議員選挙で当時の社会民衆党から桐山宇吉が当選を果たすなど、無産政党の進出もあったので、旧来から山邑太三郎などの住宅地構想を支持してきた勢力と、無産政党を支持する勢力との間

表－22　第20回総選挙の選挙結果（兵庫第２区）

当選	前田房之助	民政	25,615票
	米窪満亮	社大	19,536票
	小林房之助	民政	15,965票
	立川　平	政友	14,473票
次点	南鉄太郎	政友	12,534票
	蔭山貞吉	政友	11,268票
	中村俊夫	民政	8,699票

［出典］『神戸新聞』昭和12年５月２日より作成。

で、地域の住環境整備をめぐるイニシアティブの争奪は精鋭化を遂げていた。この中で旧来から山邑を擁立してきた地域の憲政会－立憲民政党支持者に推されて立ったのが加藤であった。彼はこれまでの地域の酒造業者の支持はもちろんのこと、他の俸給生活者などをはじめとしてその幅を広げていった。

これに対して岡部は、今回の選挙では、まず選挙粛正運動のもとで、岡部が役員を務めていた地域の青年団などが選挙に関わることを厳しく制限された。そして、その上で加藤と桐山との争いに衆目をさらわれる格好となり、前回の昭和六年の選挙で得た俸給生活者などからの支持を、特に加藤に吸収されてしまうこととなった。ここには、石油タンク問題への対応で見え隠れした本庄村と魚崎町などとの微妙な温度差が影を落としていたのかもしれない。ともかく、こうして加藤が四一五一票を得て首位で当選したのに対して、岡部は、前回の三五六六票から二〇七〇票へと大幅に票を減らして落選した。もっともこの時当選した和田甚九郎が選挙違反事件で失格したため、岡部は翌昭和十一年六月に繰り上げ当選を果たす。しかし、次の昭和十四年の県議選でも敗北を喫し、こうして彼は、村議としてはともかく、県会からは退くこととなった。

表－23　昭和10年県議選の選挙結果（武庫郡）

当選	加藤秋一	民政	4,151票
	平瀬巌若	民政	2,737票
	和田甚九郎	民政	2,605票
次点	岡部貞一郎	民政	2,070票
	中納安太郎	政友	1,909票
	桐山宇吉	社大	1,666票
	金永達	中立	513票

［出典］『神戸新聞』昭和10年９月27日より作成。

表－24　昭和14年県議選の選挙結果（武庫郡）

当選	松田七右衛門	中立	4,517票
	加藤秋一	民政	4,019票
	浜圭蔵	民政	3,228票
	平瀬巌若	民政	2,934票
次点	岡部貞一郎	民政	2,892票
	行政長蔵	社大	1,540票
	羽原正一	東方会	701票
	金永達	中立	637票
	桜井祐男	中立	437票

［出典］『神戸新聞』昭和14年９月27日より作成。

2　大正昭和前期の村長・村会議員と村の機構

大正昭和前期の村長とおもな村政のできごと

本庄村では、村自体が作成した公文書がほとんど散逸し、昭和五年（一九三〇）二月作成の昭和四年「事務報告書并財産表」（『おうぎのあゆみ』に翻刻）と同十三年分・同十九年十二月作成の同十九年分・同二十一年三月作成の同二十年分（いずれも神戸市文書館蔵）が残されているだけである（以下、昭和四年・同十九年・同二十年の「事務報告書」と略称）。村政の動向や機構の変遷などに関する情報は充分に残されていないが、断片的な史料を集めてこの時期の村長や村政の動きを記述したい。

歴代村長については在任期間と家業やプロフィールは巻末に

別表を掲げたので参照されたい。

ここでは大正期から昭和前半の村長について在任期間の村政のおもな出来事を概観しよう。大正二年（一九一三）から深江の医師・深山広三郎が一期四年務めた。大正四年から精道村と共同で一四万五〇〇〇円の予算で第一次芦屋川改修工事を開始、

写真－23　深山村長が愛用した公印

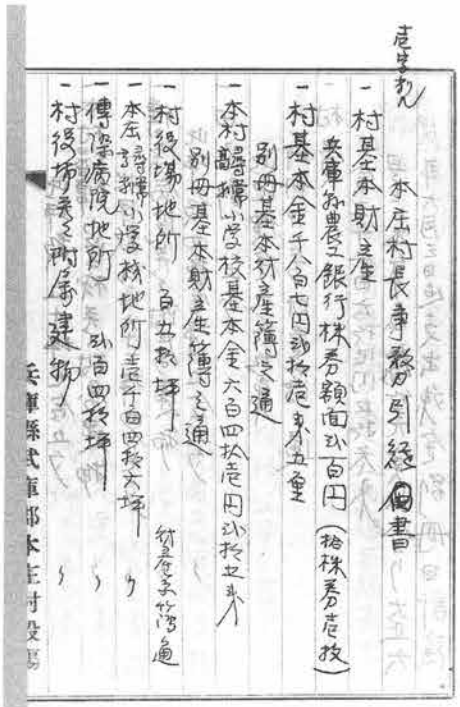

写真－24　深山前村長から木村村長への村政引継書（深山健二氏文書）

大正六年三月に竣工した。またやはり精道村と共同で病室二〇室伝染病避病院を深江の地に大正五年から建設した（『新修芦屋市史』本篇）。川崎正蔵が商船学校の建設を進めていることを知り用地買収にも尽力した。

後を継いだのは青木の木村梅太郎だった。木村は大正六年から三期一二年にわたり在職し、この間、大正十五年本山村・魚崎村・住吉村とともに火葬場事務組合を結成し、田中字南小路四二二番地と岡本字六甲山一三一四番地に火葬場を開設、さらに昭和三年に新築した。昭和天皇の大典記念事業として、深江青年会館の建設とともに、村役場の新築移転も木村村長の時代である。新しい役場は、これまでの南東、旧国道を挟んだ向かい側の場所を選び、ここに敷地六五坪、鉄筋コンクリート二階建ての建物を建設。昭和三年（一九二八）六月十五日の臨時村会で役場新築の件が満場一致で可決、同十月に地鎮祭が執り行われ、翌四年四月に落成した。

新庁舎完成と交替するように昭和四年、後を継いだのは松井善太郎で、やはり三期一二年務めた。本庄国民学校を新築しコンクリート三階建てにしたほか、隔離病院の建設、室戸台風や昭和十三年の水害からの復旧、川西航空機甲南工場をはじめとする工場の誘致に尽力した。軍事色を強めるなかでの村政運営

で、退任に当たって「こののちは勇士遺家族の慰問と激励にご奉公させてもらひます」と述べている（『大阪毎日新聞』昭和十六年六月）。

戦時下の村政を担当したのは昭和九年岡田正蔵の養子に入って襲名した岡田茂左衛門で、親子二代で村長を務め、叔父の岡田善蔵も村長を務めた一家である（第五章参照）。戦時下で物資の乏しい中、上水道敷設工事を進め、昭和十九年九月に第一期計画が完了、通水式を行った。それでも昭和十九年三月末時点で水道の申込戸数は七三六戸で、このうち完了したのは工場五三、一般家庭二二八戸にとどまっていた（昭和十九年「事務報告書」）。当時本庄村庶務課長として水道事業も担当していた太田垣正雄は「水道管にする鉄管などの材料がないので、軍関係の会社に行って特別に頼んで『エダニット』というセメントのような代用管をもらった」と回顧している（道谷卓『うはらの歴史再発見』）。このほか小学校終了後の青年を教育する村ごとの青年学校を、昭和十九年四月に本山・魚崎・住吉・御影の町村と統合し、事務組合を作って住吉村にまとめた（『続住吉村誌』）。昭和二十年四月には戦時保育所を開所、三十人の保育を行った。また昭和二十年五月、鳴尾村外五ケ町村屎尿処理組合を設置した。退職後、「大東亜戦下時艱克服各般ノ施設ナリ

写真－25　昭和16年から20年まで在任した岡田茂左衛門村長（前列右から４人目）を囲む村会議員と村職員

前列右から、不明・永井庄左衛門・細井重治郎・岡田村長・不明・前田吉三郎・永田為一・不明、二列目右から太田垣正雄・笠谷喜一・野邊順一・不明・不明・永井藤蔵・朴柱範（新井秀光）・不明、後列右から不明・不明・志井秀一・福井保兵衛・森田貢・飯田太郎・不明

村発展ニ貢献セラレタル功績顕著」と村会決議により感謝状が贈られている（岡田茂義氏蔵）。ただ戦時中、大政翼賛会の支部長についていた関係で、戦後は公職にはつけなくなった。

岡田村長の後を継いだのは、岡田村長のもとで昭和十八年四月から助役を務めていた岩谷省三であった。岩谷村長は昭和四年から昭和十六年まで本庄小学校の校長を務め、精道小学校校長を務めた教育者出身の村長である。戦時保育所は岩谷助役の発案だったといわれ、戦時の労働力確保のため、疎開空き家になっていた別荘を借り戦時保育所を設けたという。また戦後はいち早く村独自の復興を計画、組合事業として区画整理を構想、京都大学の関係者に依頼して独自に測量を始めが、国の特別都市計画法の法制化による復興計画が行われることになり、計画を変更した（第八章参照）。

村の機構

村長を支えた助役も現時点で判明するのは、昭和四年五月から細井重治郎が就任したことである（昭和四年「事務報告」）。細井がいつまで助役だったかは現時点では判明しないが、昭和九年段階も助役で（『兵庫県議員総覧』）、昭和十二年九月から瀬崎利雄が就任した（昭和十三年「事務報告」）。昭和十六年に村長が交代するのでこの時瀬崎から三宅増蔵に代わったと思われる（『本庄小学校沿革誌』）。前述したように元本庄小学校校長岩谷省三が昭和十八年四月から助役となり、昭和二十年六月に村長になった。この時点で助役は空席となり昭和二十一年十二月、岩谷村長辞任で総務課長などをしていた主事太田垣正雄が助役になった。二十二年四月に永井庄左衛門が公選村長になるまで太田垣正雄が村長代理で、合併まで助役を務めた。

職員録はわずかに岡田茂左衛門村長、岩谷省三助役の時代、昭和十九年（一九四四）前半ごろと推測できる「庁員一覧」や「事務報告書」が残されているだけである。これらから浮かぶ村役場の機構について分かる範囲で述べよう。

昭和十九年前半ごろの「庁員一覧」によれば、当時の役場の組織は村長・助役・収入役各一人のほか表―23の通りだった。八つの課と健康保険組合があり、庶務課に学事、戸籍兵事課に兵事、振興課に警防主任が配置されていた。職員の身分は一般行政職は主事三人・書記一四人・書記補八人・雇八人がいた。技術職は技手一人・技手補一人・巡視一人・工夫一人・使丁四人である。ほかに村誌編纂嘱託があった。なお「庁員一覧」にはないが、昭和二十年に空襲で消失した診療所があり診療所所長を技師とし、その下に書記補一人・技手三人がいた（昭和十九年「事務報告」）。具体的には事務員が書記補、技手は薬剤師・

表－23　昭和19年と20年の本庄村役場の機構

〈昭和十九年ごろ〉

総務課	課長（主事）
	書記1人
庶務課	課長（主事）
	書記1人
学事	主任（書記）
	雇2人
戸籍兵事課	課長（主事）
	書記1人
兵事	雇1人
	主任（書記）
	書記2人
振興課	雇1人
	課長（書記）
警防	雇2人
	主任（書記）
配給課	雇2人
	課長（書記）
	書記2人
土木水道課	書記補2人
	課長（書記）
	書記1人
	技手1人
	技手補1人
	巡視1人
	工夫1人
税務課	課長（書記）
	書記1人
会計課	課長（収入役）
	書記補1人
健康保険組合	書記
	雇1人
嘱託	水道課技師1人
	村誌嘱託1人
使丁	3人

〈昭和十九年末ごろ〉

総務・会議・上水	主事
総務・土木・水道	書記1人
兵事	書記1人
軍事・援護・兵事	書記1人
	書記補1人
会計	書記補1人
総務	書記補1人
戸籍・寄留	主事
	書記1人
統計・勧業・時局・振興	書記補1人
	書記補2人
警防・防空	書記1人
配給・経済統制	書記
	書記1人
	書記補1人
厚生・学事	雇2人
	書記1人
税務（国税）・土地	書記1人
（県税）・家屋	書記1人
水道	技師補1人
	嘱託1人
	工手1人
	雇2人
診療所所長	技師1人
	技手3人
村誌編纂	嘱託1人

〈昭和二十年〉

総務・会議・上水	主事
	書記1人
総務・国税・土地	書記1人
兵事	書記1人
応召	書記1人
経理	書記補1人
会計	雇1人
戸籍・寄留	主事
	書記1人
戦災・援護	雇1人
	主事
	書記1人
配給・経済統制	書記補2人
	主事
	書記1人
	書記補3人
厚生・学事	雇1人
	書記1人
衛生	書記1人
税務	書記1人
（国税は書記1人総務と兼任）	書記補2人
	嘱託1人
土木建築	技師補1人
	嘱託技師1人
水道	工手1人
	書記補2人
診療所所長	技師1人
	技手1人
	技手補1人
戦時保育所	雇1人
村誌編纂	保姆1人
掃除監督	嘱託1人
	嘱託1人

保健婦・看護婦だった。

昭和十九年十二月時点の人口は一万四五八二人で、この規模からすれば少ない職員数だが、それ以前の職員数はもっと少なく組織も簡素だった。例えば昭和四年の「事務報告書」では書記は六人だった。昭和十三年は書記が九人（うち一人は応召中）に増え、おおむね書記が後の課長の業務を担っていた。その後前述のように主事が設けられ、重要ポストの課長職についた。なお昭和十九年年前半の「庁員一覧」と同年十二月末の「事務報告書」とを比較すると、この年二月に採用された雇が軒並み書記補に昇格、補充する形で新たな雇が採用されている。職員体制が急激に変化、拡大している。また昭和十九年初めと同年末、昭和二十年とでも戦時下で大きな変化があった。

村職員は復興事業もあってその後も増え、合併時点での引継ぎ職員は一般会計六七人、水道七人、教委一三人の計八七人だった。

大正十四年・昭和四年の村会議員選挙

村会議員についても同様に充分な史料が残されていない。特に大正前中期の村会議員については不明である。そこで、現在判明する昭和前半の村会議員を示すと、表―24のとおりとなる。のちに村長になる松井善太郎は大正元年に初当選以来、連続当選を果たしていた（篠田雀『自治団体の沿革』東京都民新聞社）。細田重治郎・永田為一・前田吉三郎ら合併まで村会議員を続ける人物も当選している。地主や醸造業関係者に混じって平田平四郎のように呉服商もいた。また木村重雄のように木村梅太郎村長のいとこで、海技学校剣道指南を務めた人物もいる。

昭和四年は、兵庫県内四一九町村のうち四〇六市町村の改選の年であった。昭和四年一月一日付の『朝日新聞阪神版』は前年までの四村の村会議員選挙結果、納税制限の撤廃によって有権者が約六割増と紹介した。同年四月四月二十五日本庄村でも村会議員選挙が定員一八人で行われた。

町村会議員の選挙は、府県会や衆議院議員選挙とは違い、候補者の届出義務はなく、運動員や選挙事務所の数に制限がなかった。しかし、「従来の町村会の選挙運動は多く戸別訪問や個々の面接によってゐた」が、一切これらの方法が禁止された。文書図画についても、看板の数についても制限されることになった。芦屋署では署長が管内を巡回し、「選挙犯罪防止普選法令普及徹底のための巡回講演」を三月七日に本庄村深江で、八日には本庄村青木で行うと報じられた（『神戸新聞』昭和四年三月三日）。さらに各警察署は候補者の届け出を行わせ、選挙運動に対する協定を候補者間で結ばせた。芦屋署の場合をあげて

表－24　昭和前期の村会議員（定員は昭和８年選挙まで18人、以後24人）

大正14年		昭和４年		昭和８年		昭和12年		昭和17年	
飯田一馬	深江	飯田一馬	深江	磯野萬治郎	深江	芦谷薫	西青木	**新井秀光△（朴柱範）**	西青木
磯野萬治郎	深江	磯野萬治郎	深江	岡部貞一郎	深江	飯田太郎	深江	飯田太郎	深江
磯辺辰之介	青木	磯辺辰之介	青木	梶井義雄	青木	上田兼吉	青木	磯辺辰之助	青木
上増木太郎	深江	岡部貞一郎	深江	住田米吉	青木	岡部貞一郎	深江	市川猪三郎	青木
梶井胤久	青木	梶井胤久	青木	高橋作蔵	青木	笠谷喜一	青木	大谷龍造	西青木
喜田幾太郎	深江	喜田幾太郎	深江	永井庄左衛門	深江	梶井義雄	青木	笠谷喜一	青木
木村重雄	青木	住田米吉	青木	永井彦右衛門	深江	志井秀一	深江	北城喜三郎	深江
玉田音作	青木	玉田音作	青木	中澤伊兵衛	深江	高橋作蔵	青木	志井鉄夫	深江
中田富三郎	西青木	民岡實市	青木	中田熊吉	西青木	永井庄左衛門	深江	志井秀一	深江
永田為一	深江	永井庄左衛門	深江	中田常太郎	西青木	永井藤蔵	深江	**安本甲得△（車甲得）**	西青木
平田平四郎	青木	永井彦右衛門	深江	永田廣治	深江	中澤伊兵衛	深江	高橋作蔵△	青木
藤本市次郎	深江	永田為一	深江	永田為一	深江	永田為一	深江	永井庄左衛門	深江
細井重治郎	青木	中田松太郎	西青木	丹羽浅三郎	青木	中田常太郎	西青木	永井藤蔵	深江
前田吉三郎	西青木	納多音市	深江	納多音市	深江	永田廣治	深江	中澤伊兵衛	深江
松井善太郎	深江	福井傳蔵	西青木	野邊順一	青木	丹羽浅三郎	青木	永田為一	深江
宮内岸松	深江	細井重治郎	青木	細井重治郎	青木	野邊順一	青木	中田常太郎△	西青木
山口鉛蔵	深江	前田吉三郎	西青木	前田吉三郎	西青木	福井保兵衛	西青木	永田廣治	深江
和田　完	青木	和田完	青木	前田幸喜	西青木	**朴柱範**	西青木	野邊順一	青木
						細井重治郎	青木	平井富士夫	深江
						前田菊松	西青木	細井重治郎	青木
						前田吉三郎	西青木	前田吉三郎	西青木
						前田安兵衛	西青木	前中芳太郎	深江
						松井末松	深江	松尾一之助	深江
						森田貢	深江	森田貢	深江
								吉田熊吉	西青木

備考：大正14年は摂津日々新聞社『阪神沿線誌』（昭和２年）、昭和４年、17年は朝日新聞阪神版、８年、12年は神戸新聞を基本に「本庄村事務報告」などと照合し表記を統一した。昭和17年の当選者のうち太字が朝鮮人。△は非推薦者

おこう。

戒告事項（一）選挙事務所に於て個々面接にならぬ様注意のこと（二）立看板設置の場合はその都度届出のこと尚これが設置に藉口して戸別訪問に疑はしき行動に出ぬこと（三）（四）略（五）当選御礼と称して有権者の礼廻りをせぬこと（六）略（七）衆議院議員選挙法第九七条を適用のこと　協定事項（一）事務所一ヶ所（二）運動員五名（三）立札看板並に文書に依る運動はその都度届出のこと（四）運動員の弁当料は一食七十銭宿泊料五円以内、車馬賃は公認額、茶菓料は一人十五銭『一日』（五）終了後直ちに費用明細書を届出のこと（六）立札看板数は十五以内（『神戸新聞』昭和四年三月二十六日）

初めての普通選挙制による市町村会議員選挙の実施に、社会民衆党兵庫県第二区支部は、御影町、魚崎町、本山村、精道村などでも候補者をたてた。選挙運動の中心は演説であった。「弁論部員会」を設置し、衆議院議員選挙や県会議員選挙同様、演説会場として小学校の開放も要求したが武庫郡町村長会は、なかなかそれを認めようとはしなかった。三月十二日、同支部は、御影町、精道村で学校使用禁止反対演説会を実施するとともに、同支部選出の中央執行委員が上京、同党代議士と一緒に、全国小学校を演説会場として開放せよと内務当局に抗議した。その結果、衆議院選挙同様、「授業に差支ざる限り」使用が可

能との回答を引き出した。武庫郡町村長会は、三月十五日「法規にも貸さねばならぬ訳でもなし、又事実汚されたり散らされたりして授業に差支へるから、前回の決議通り絶対に貸さないこと」と再度反対決議を行った。しかし政府や県当局の意向を受け、四月四日になってようやく演説会場として使えるようになった（『神戸新聞』昭和四年三月九日、十三日、十六日、四月五日付）。

社民党兵庫県第二区支部は、政見発表も積極的に行った。同党本部で決定したものの以外に、「十一ヶ条のスローガン」として、二部教授廃止、小学校制服制定、無料葬儀公営、上水道設置、一定水道量無料給与、水業者に対し営業税高率賦課、小学校矯風刷新、学校教員収賄監督並に糾弾、学童修学旅行費の町村費全額負担、無産階級本位の家屋税免税設置、所得税高率累進税の設置を掲げた（『神戸新聞』昭和四年三月九日付）。

本庄村では、従来西部（青木・西青木）九人、東部（深江）九人と、部落会で推薦をまとめることになっていた。ところが、青木方面の推薦がまとまらず、部落協定の外、有志の推薦候補を擁立した。芦屋署は、「乱戦化して来たので機先を制し」、「候補者運動員を同署に召集選挙戒告」を行った（『神戸新聞』昭和四年四月十二日付）。

表－25　昭和８年選挙の村会議員の職業と主な肩書き

氏名	職業	主な肩書き	当選回数
磯野萬治郎	農業	深江衛生組合長。萬次郎と表記。	3
岡部貞一郎	県会議員と兼務	深江青年団長・学務委員	2
梶井義雄	白米商	方面委員・消防組副組頭	1
住田米吉	酒瓶詰箱製造販売業		2
高橋作蔵	貸家業		1
永井庄左衛門	農業、不動産	深江区長	2
永井彦右衛門	酒類・醤油・酢等販売	消防組頭・方面委員	2
中澤伊兵衛	酒類商		1
中田熊吉	農業・運送業		1
中田常太郎	農業		1
永田廣治	製氷業		1
永田為一	煮干雑魚製造販売業	学務委員	3
丹羽浅三郎	運送業		1
納多音市	農業		2
野邊順一	呉服雑貨商	青木副区長	1
細井重治郎	米穀商	本庄村助役・所得税調査委員	3
前田吉三郎	素麺製造業	青木郵便局長・西青木青年団長・青木農会副会長・芦屋甲南消防組顧問・学務委員	3
前田幸喜	石綿盤職		1

『兵庫県議員総覧』による。当選回数のうち納多音市は記載がないが表－24に基づいて２回とした。前田吉三郎は２回とあるが大正14年選挙でも当選しているので、３回とした。

四月二十五日の投票総数一二一三人、有権者数一三五八人に対して棄権数一四五人、投票率八九・三%であった。

昭和八年の村会議員とその構成

昭和八年は四月二十五日に選挙が行われた。この時当選した村会議員については『兵庫県議員総覧』（昭和九年）によってその略歴など比較的詳細な情報がわかる。住所地は、深江から八人、青木から六人、西青木から四人である。

職業別では、農業と酒類関係の業者がいずれも三人で最も多い。永田為一は近世から続いた永田屋惣兵衛の六代目継承者。五代目亀吉の二男で父の晩年後を継ぎ、大正五年（一九一六）ころ東京・神田松永町に蔵と店を構えたが大正十二年の関東大震災で蔵と東京店を失った。昭和初期に天候不順による酒造の失敗で伯父に酒蔵を譲り、煮干雑魚製造販売業をしている。しかし村会議員当選の原動力は酒造業が背景であることは間違いなく、合併まで村会議員を務めた。磯野萬治郎は、深江の旧家磯野助左衛門家に生まれ、分家した篤農家で、品種改良に努め再三表彰されているほか、農事改良、区画整理に協力、また衛生組合長も務めた（松田直一筆写『本庄村誌資料』第七巻）。川西航空機への農地売却を拒み、神戸の憲兵分隊で暴行され、昭和十八年に亡くなった。翌十九年一月、本庄共同墓地に「篤農家」として顕彰碑が建てられた。

また、本庄村における在来の産業である素麺製造業から前田吉三郎が連続当選をしている。前田家も素封家で父吉三郎が総代や学校建設委員を務め、後を継いだ吉三郎は青年団の結成に奔走し結成後は団長になった（篠田雀『自治団体の沿革』東京都民新聞社）。昭和六年の青木郵便局の設置にあたっては、その局長となっている。また、岡部貞一郎が大正期から深江の青年団運動の中心メンバーであったようにほかの村議たちも、青年団長や衛生組合長、方面委員、消防組頭など地域の様々な役職を兼任している。

なお学務委員は村会の選挙でえらばれるもので、昭和四年は、飯田・磯辺・岡部・前田など議員の内から四名と、ほかに議員

写真－26　篤農家・磯野萬治郎顕彰碑

岡田茂左衛門村長によって記された文章には3期12年村議を務めたことや衛生組合長などを歴任したことしか記載されていない。

外から長岐メリヤスの長岐吉郎が選出され、村内で最も規模の大きい工場からはこのような形で村政への参加が行われている。昭和八年度の改選では村会議員の丹羽・岡部・永田・前田と長岐が撰ばれた。昭和十二年改選では村会議員の岡部・永田為一・永田廣治・森田・高橋・野邊・前田・芦谷の八人、昭和十三年にはこの八人のほかに二村会議員以外から二人と岩谷省三校長が加わった。昭和十四年―十七年度は芦谷が抜けたほかは変更がなく、昭和十八―二十年は一〇人で中澤・志井秀一・飯田・北城・大谷・笠谷・前田の七人が村会議員だった（「事務報告書」、『本庄小国民学校沿革誌』）。

昭和十二年・十七年の村会議員選挙

昭和十二年（一九三七）四月、阪神間の各市町村では市町村会議員の改選期をむかえた。ところが、ときの林銑十郎首相は同年三月三十一日、第七〇回議会最終日、突如衆議院を解散した。投票日は四月三十日となった。

兵庫県では「近接して行はれる市町村会議員選挙は演説会場の借入れとか種々の支障を生ずる惧れあるためなるべく延期するように」との通牒を出した（『大阪朝日新聞阪神版』昭和十二年四月七日付）。各町村は歩調を揃えて延期することになり、本庄村、精道村、本山村、御影町の投票日は五月十日となった。本庄村議の任期は四月二十五日までだったため、緊急議決を要することは知事の決裁を仰ぐことになった（『神戸新聞阪神版』昭和十二年四月七日）。

村会議員の定数は明治二十一年の市制町村制によって、人口五〇〇〇以上一万人未満は一八人、人口一万以上二万人未満は二四人と定められており、本庄村定数は、前回の一八人から二四人となった。人口が昭和五年国勢調査では九四三八人だったが、昭和十年には一万一一四一人に増えていたのである。当選者の内訳は再選一二人、新人一二人であった。なお、今回本庄村で初めて、朝鮮人議員候補朴柱範が当選した（後述）。

昭和十七年五月三十日の村会議員選挙は、本来は前年におこなわれるべきところ、非常時局を理由に一年延ばされた結果であった。同年四月三十日には、同じ理由で一年延期の衆議院議員選挙も実施された。

総選挙に先立つ二月二十三日、ときの東条英機内閣は、翼賛政治体制協議会を設置した。政府の施策を忠実に協力する候補者を推薦し、当選を図る「翼賛選挙」を実施するためであった。翼賛推薦体制は、市町村会議員選挙にも影響を及ぼした。五月六日、兵庫県は県選挙粛正委員会を開催、市町村会議員選挙対策、大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹実施要綱を決定し、強力な棄

権防止の啓蒙運動を展開した。大政翼賛会兵庫県支部、兵庫県翼賛壮年団、部落会・町内会・隣保などがポスター、ビラ、隣保回覧板、懸垂幕、横断幕を作製し、「投票所増設、不在投票の周知徹底、会社、工場、商店に対する投票便宜供与方協力を要請し選挙当日各戸に国旗掲揚せしめ、総選挙に棄権した有権者には投票勧奨状を発送する」ことが決められた。

また、「有権者の総意を反映せしめるため最適人材動員推薦制を積極的に採用」し、次のような候補者推薦のための「適格候補者銓衡方策」を決定した。すなわち、町村長は翼賛会、壮年団などと連携し、「純正有力なる銓衡会」を斡旋し、候補者数の各区への割当等具体的方策を協議決定する町村常会を、五月十四日までに開催すること、銓衡委員はおよそ十五人とし、各部落会、町内会代表者、町村翼賛壮年団長、町村警防団長、在郷軍人町村分会長などから選ぶこと、候補者は必要により町村を適当の区域に分けあるいは部落会、町内会ごとに選ぶこと、銓衡会は同月二十日までに一回目の会合を開き、二十三日までに候補者の銓衡を終了することなどであった（『神戸新聞』昭和十七年五月七日）。翌八日付の『神戸新聞』には、具体的な啓蒙運動として、「漫画入り翼選ポスターを作製、ビラ、パンフレットを各方面に配布するほか、移動演劇班、移動紙芝居隊を編成し街頭進出」することが報じられた。

本庄村など東部五カ町村議選挙は、五月二十二日、二十三日にそれぞれ各町村で告示を行い、御影、芦屋署で届出を受け付けた。本庄村では、銓衡会推薦候補二四人、非推薦候補六人が立候補した。芦屋署は、二十四日午前十時半から本庄国民学校に候補関係者を集め、選挙協定会を開催することになった（『神戸新聞』昭和十七年五月二十四日）。五月三十日の投票の結果、当選者二四人のうち推薦候補は二〇人、非推薦候補は四人であった（表－24当選者のうち△印のある者）。なお今回の当選者の中に、朝鮮人候補者二人が含まれていた。

在住朝鮮人と普通選挙

普通選挙法の実施は、「帝国臣民」である内地在住の朝鮮人男性にも選挙権・被選挙権をあたえた。ただし、府県会・市町村会議員選挙の場合二年間（衆議院議員選挙では一年間）の同一市町村での居住が必要だった。朝鮮人の場合、土木工事に従事している労働者が多く、仕事を求めて各地を移り住むことが多かった。さらに、日本語の読み書きの出来る者が少なく、なかなか選挙に参加できなかった。昭和四年三月三日付『神戸新聞』には次のような記事がある。なお、当時の新聞の常として、「鮮人」という、今日的にみれば差別的な表現を使っているが

そのまま引用しておく。

> 西宮署部内に居住する鮮人(ママ)約千三百人のうち、市町村会議員選挙に際して選挙権被選挙権を有するものは西宮市内二十五名、武庫郡鳴尾、大社、今津各町村合せて四十五名、合計七十名だが、内全く文字を書き得ざるものが約半数あり、従って選挙権を持ちながら実際これを行使し得るものは三十四、五名に過ぎず、事実又立候補者も選挙運動者も現在のところ一名もない。

昭和五年（一九三〇）二月一日付夕刊各紙（一月三十一日発行）は、内務省がハングル文字の投票は有効としたことを大きく報じた。当時第二回目となる衆議院選挙の真っ最中であり、二月二十日の投票日を間近に控えていた。従来公職選挙で使える文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、点字であった。

二月一日付神戸新聞は、「選挙がある毎に選挙場で見受けられた有資格者の鮮人(ママ)が受付係に『日本字が書けなければ投票は駄目ですー』とやられた不合理な状況は選挙場から掻き消されることになった」と報じた。これは「内地在住の鮮人(ママ)同胞は、漸次増加の趨勢にあり、従って棄権防止としては勿論内鮮融和を促進する統治上点からも考慮」（『大阪毎日新聞』）したためであった。ただし、日本語読みをハングル文字で記したものだけを有効とする地方長官宛て通牒が二月十日、内務省地方局長名で出ている（『大阪朝日新聞』昭和五年二月十一日）。

昭和五年当時本庄村が含まれた兵庫県第二区内の朝鮮人有権者数は、「尼崎に本部を有する内鮮同愛会の調査による」と、尼崎一六七人、川辺郡一六三人、武庫郡一五七人、西宮二一人、有馬郡一三人、津名郡四人合計五一三五人であった（『大阪朝日新聞　阪神版』昭和五年二月九日）。

その後、朝鮮人有権者がどのように推移したのか、正確な数字は分からない。ただ昭和十七年四月調査の「内地在住半島学童ニ関スル調査」では、阪神地区（尼崎市・西宮市・武庫郡・川辺郡）の在日朝鮮人の数は五万二一九二人に激増した（「協和教育研究」『協和会関係資料集』Ⅳ）。

本庄村では、青木駅西北に昭和十年以降、阪神鍛造という造船用リベット製造の会社が進出して、朝鮮人労働者を数多く雇い入れたため居住世帯が増えたという（海野大二郎氏による）。

朝鮮人議員の誕生

普通選挙法の実施は、内地に居住する朝鮮人に選挙権だけでなく、被選挙権も与えた。朝鮮人自身が議員となり、政治に参加することができたのである。朝鮮人候補者たちは、「住宅問題、渡航問題、民族的差別待遇撤廃等在住朝鮮人の切実なる要求題目」を捉えて朝鮮人有権者にアピールし、人数の急増を背

景に次第に立候補の数を増やしていった（内務省警保局「社会運動の状況　昭和十二年」『在日朝鮮人関係資料集成』第三巻）。

はじめて朝鮮人が立候補したのは、昭和四年（一九二九）一月二十日の堺市会議員選挙で、長崎紡績の工場監督、黄承元が「無産朝鮮労働者を代表する」と立候補し、二〇三票を獲得したが落選した。『大阪朝日新聞』は、「惜敗」とし、朝鮮人有権者だけでなく、半分近くが内地の有権者の票であったとの候補者の談話を報じた（『大阪朝日新聞大阪版』昭和四年一月二十日）。続いて同年四月実施、東京府北玉郡立川町（現立川市）町会議員選挙に、朝鮮労働一心会の全春甲が出馬した。町会議員への最初の立候補であった（『神戸新聞』昭和四年三月二十日）。衆議院議員選挙へは、昭和七年二月実施の第一八回総選挙がはじめてで、東京第四区から朴春琴が出馬、当選した。

兵庫県での朝鮮人最初の立候補者は、昭和六年九月二十六日投票の県会議員選挙での韓仁敬である。二七八票獲得したが落選した（『神戸新聞』昭和六年九月二十七日）。翌七年五月三十一日には、最初の当選者、尼崎市会議員朴炳仁が誕生した（『在日朝鮮人関係資料集成』第三巻）。村会議員としての最初の当選は、武庫郡武庫村（現尼崎市）金南出であった（『神戸新聞』昭和八年四月二十六日）。

昭和十二年の改選時には、本庄村の朴柱範をはじめ、住吉村、武庫村、川辺郡立花村に朝鮮人村会議員が生まれた。同じ年、大阪府でも町会議員二人、村会議員四人当選した（『在日朝鮮人関係資料集成』第三巻）。

写真－27　本庄村会議員に当選した朴柱範

昭和十二年選挙で本庄村村会議員に選ばれた朴は、明治十八年（一八八五）生まれ。慶尚北道出身で昭和二年（一九二七）日本にやってきた。雑貨商などを営み、キリスト教の集会を主宰し在日朝鮮人の左翼系消費組合、阪神消費組合の理事として活躍した。阪神消費組合は、昭和六年三月に尼崎で設立、本庄村青木に出張所がおかれた。森配給所の責任者が朴柱範であった。戦後朴は朝鮮人連盟兵庫県支部長となり、昭和二十三年（一九四八）四月の阪神教育闘争でリーダーとして投獄された。翌二十四年十一月二十五日、病気により仮出獄、その数時間後に死亡した（『むくげ通信』一六五号）。

朝鮮人の政治進出は、昭和十七年の選挙でもより一層顕著となった。この状況を、内務省警保局は、政見発表などから見て、

「政治面へ進出せざれば如何に内鮮一体、皇国臣民化等叫ばるると雖も、決して内地人同様の権利義務を主張すること能はず、依然として差別待遇受くるものなりとの民族的意欲より立候補せるもの幾多あるやに見受けらるる」と分析し、「彼等の動静に関しては全く閑却許さざるものあり」とした（「社会運動の状況　昭和十七年」『在日朝鮮人関係資料集成』第四巻）。

兵庫県では、市会議員選挙五人（うち一人立候補辞退）、町会議員選挙八人、村会議員選挙七人が立候補し、町会議員三人（川西町、魚崎町、別府町）、村会議員四人（良元村、住吉村、本庄村）が誕生した。良元村では李雨性（菊川雨性）が最高得票を取り、次点となった都元相（星洲元相）は、翌十八年六月には繰り上げ当選で議員となった（『歌劇の街のもうひとつの歴史』）。本庄村では朴柱範（新井秀光）が再選され、朴柱範同様阪神消費組合の車甲得（安本甲得）が村会議員となった（『在日朝鮮人関係資料集成』第四巻）。車甲得は行商や日雇い労働などに従事、厳しい経済条件のもと、当選を果たしたという。ただ残念ながら現存する本庄村村会議事録はわずかしか残っていない。現存の議事録には朴、車両議員の質問などは残っておらず、議員活動は全く分かっていない。

表－26　兵庫県内の朝鮮人立候補と当選状況

	県議	市議	町議	村議	備考
昭和６年	0(1)	－	－	－	県議神戸市選挙区
昭和７年	－	1(1)	－	－	**尼崎市**
昭和８年	0(1)	0(1)	0(1)	1(2)	神戸市・飾磨町・住吉村・**武庫村**
昭和11年	－	0(3)	－	－	尼崎市・姫路市
昭和12年	－	0(6〈1〉)	－	4(5)	神戸市・西宮市・**住吉村**・**武庫村**・**立花村**・大庄村・**本庄村**
昭和14年	0(2)	－	－	0(1)	県議神戸市林田区および武庫郡選挙区、鳴尾村
昭和17年	－	0(5〈1〉)	3(8)	4(7)	神戸市・**川西町**・斑鳩町・**魚崎町**・**別府町**・広畑町・加古川町・**本庄村**・**住吉村**・**良元村**・小濱村

備考：内務省警保局「社会運動の状況」昭和12年、14年、17年『在日朝鮮人関係資料集成』第３巻、第４巻、神戸新聞より作成。（　）内は立候補者数。＜　＞内はうち辞退者数。太字は当選者の出た市町村

3　「灘市」建設運動

神戸市の東部町村編入問題

大正・昭和戦前期の本庄村にとって極めて重要な意味をもった問題は、すでに述べてきた神戸市都市計画区域への編入のそれであった。なぜなら、都市計画事業は、その実施自体が地域の景観を一変することはもちろんであるが、同時に、周辺町村においては、神戸市への編入問題が持ち上がるからであり、町村の側にとっては、その存立そのものが問われることになるからである。

本庄村が直接神戸市への編入の対象となるのは、やや遅れてのことになるが、大正末から昭和の初頭にかけての時期には、神戸市に接する西灘村などの編入問題が浮上した。これは、結びつきの強かった武庫郡西部の町村を事実上分断するものであったので、当該地域では相当な反発を生むことになった。そこで、神戸市への編入に対抗して、独自に武庫郡西部の町村がまとまって市を建設する構想が現れた。これが「灘市」建設計画である。

神戸市では、都市計画のための地域区分の決定（大正十三年十月）が行われたあと、大正十五年になると東部隣接町村の編入が本格的に論議されることになる。ちょうどこれと相前後して郡役所の廃止（大正十五年七月）が行われ、武庫郡というたがが最終的にはずれたことが、これに弾みをつけることになったとも言われている（『新修　神戸市史』歴史編Ⅳ　近代・現代）。

交渉の経緯をみると、まず、大正十五年中より西灘村との協議がすすめられる。西灘村は、当時村長が西岡安左衛門であり、彼は、武庫郡西部の酒造業者などの団結によって大正八年の県議選に勝利した人物であった。国政レベルでは山邑太三郎が、県会レベルでは西岡が、それぞれ郡西部の政治的結集の象徴であった。ところが、この時その膝元である西灘村は、これを離れて神戸市への編入を志向し、翌昭和二年六月には、さっそく両者の間で合併に関する協定が成立することになる。こうして、郡西部の各町村の結びつきに、まず大きく動揺が生じ、残された町村に危機感が生まれる。そして、同じく六月十八日には、神戸市から兵庫県知事宛に「市境界変更方ノ件内申」が提出され、この時神戸市は、西灘村だけにとどまらず、西郷町、六甲村を、さらには御影町に至っては、そのうち西部にあたる大字である東明の全部と同じく石屋の一部を残る御影・郡家からわけて市に編入したいと上申した。すなわち、武庫郡西部のうち、石屋川より西の神戸市に境界を接するまでの区域をすべて編入しようというのである。これには、町そのものを分断されることになる御影町が大いに反発した。いま、御影町の神戸市編入反対の理由をあげると次のとおりとなる。

御影町は御影石屋東明郡家の四大字（字ヵ）面積〇、一二六方里人口一万六千二百余にして大字御影郡家は人家稠密して殆んど余地を存せず僅かに大字東明及石屋の一部にのみ若干の住宅及工場とすべき余地を存する過ぎず随て当町の発展地域は全く此の東明及石屋の一部に存するを以て町の方針としても夙に此の方面に向て発展せしむべく諸般の計画を樹て之が実現に努力しつゝある処なり然るに石屋川以西の地域全部を神戸市に編入せられむか全然当町の発展地域を奪去せらるゝのみならず戸数人口面積に於ても当町の約

四分の一を減少する事と相成町財政の維持困難を来すに至るべきは明かなる事実なり又当町として最も主要産業たる酒産業の大部分は此の大字東明及石屋方面に存在するを以て当町唯一の産業地域を失ふこと、なり尚又此の区域内に於ては当町営造物も存在するを以て町としての独立の存立困難に陥ること明かなり当町民は神戸市併合に関しては従来固く反対し来りたる所にして今回右神戸市の計画の内容を伝来し町の存亡に関すべき重大なる事態として人心兢々として不安に煽られ一種の恐慌を来し殊に又大字東明及石屋の一部は編入の区域として其の反対の念一層激烈なり。

以上は右意見開申の理由の概要なり。

（『神戸又新日報』昭和二年八月五日）

このような背景のもと、御影町を中心に、神戸市の編入政策への対抗策として打ち出されたのが、武庫郡西部町村を一丸とした「灘市」建設の構想であった。

「灘市」建設運動の始まり

神戸市と西灘村との合併交渉がすすめられていた昭和二年五月十八日、武庫郡西部の町村長が一同に会して「灘市」建設に関する懇談が行われる。当時の新聞は、これを次のように報道している。

御影、住吉、魚崎の三町村を中心とした灘市建設の運動は随分久しい間続けられてゐたにも拘らず表面の問題となるに至らなかつたが近頃神戸市勢の東漸は愈よ甚しく西灘村の編入も時日の問題となるに至つたので之が促成機運は著しく濃厚となり殊に御影・魚崎・西郷三町の酒造業者の如きは神戸と合併して宛かも神戸市の場末みたやうに思はれるのは真ツ平御免だ飽迄も灘の名称を残さねばならぬとしきりに運動を開始し近くは阪神沿道に於ける十余の新聞紙が灘市建設期成同盟会を作つて一斉に之が促進運動を起す等の事例もあつて各町村の間でも機会ある毎に意見を交換してゐたのは事実である、処が突如十六日午後三時から処もあらうに御影幼稚園内に

水野御影町長、前川住吉村長、山路魚崎町長、丸岡西郷町長、栗林六甲村長、木村本庄村長、増田本山村長代理助役

の七箇町村長が極秘裡中に会合を催し午後十時迄約七時間に亘り極めて懇談的に大灘都市（ママ）建設に就いて意見を交換する処あり其結果一ケ月程の間に各自町村内に於ける意見を纏め改めて之が委員を設けて接衝をはかる事を申し合せた模様であるが各町村長の意見は何れも雙手を挙げて之に賛成であつて如何なる事情ありとも再来年の町村会議員の改選には七箇町村を合併し人口十余万を有する全国有数の大灘市を建設する事に決意を固めたらしい。

（『神戸又新日報』昭和二年五月十八日）

同様の構想は、随分以前からあったが、これが表面化した直接のきっかけが西灘村の神戸市への編入にあったこと、そして、御影・住吉・魚崎の三町村のなかでも酒造業者が、その中心となっていたことがここから読みとれる。この昭和二年の段階では、上記三町村に六甲・西郷・本庄・本山の四町村が加わり、

あわせて七町村が「灘市」建設の運動にかかわっていたのである。本庄村では木村梅太郎村長がこれに参加していた。

運動にあたっては、まず御影・住吉・魚崎の三町村で、その推進のための調査委員を選定した。魚崎町の場合をみると、

> 町原案の神戸都市計画魚崎町委員七名を調査委員に委嘱せんとする案は破れて町会側から辰井、上西、時井、松田（傳）、松尾、松田（龍）の六議員、公民側から前代議士山邑太三郎、松井久太郎、奥野大吉の三氏。（『神戸又新日報』昭和二年七月二十四日）

とある。あえて都市計画委員の兼任をさけて別に調査委員を選出しているあたり、その力の入れようがうかがえる。そして、山邑太三郎が町議以外から選出されて委員に加わっている。

御影町でも、行政区域調査委員という名称で選ばれたメンバーをみると、「谷田、新居、河北、高島、引田、嘉納、八尾、若林、八木」（『神戸又新日報』昭和二年七月二十日）とあり、新居寅太郎や八木秀治郎といった山邑の支持者が顔を揃えている。本庄村でも、七町村の懇談会に出席した木村梅太郎村長は、山邑と大正十二年の県議選で一緒に精道村の助野庄兵衛を推した間柄であった。そして、彼らが掲げたのが、かつて山邑が打ち出していたのと同様の、武庫郡西部の「理想的田園都市」化であった（水野御影町長、『神戸又新日報』昭和三年五月三十一日）。

七町村は、直ちに運動を開始する。この中で最も大規模に行われたのが、二年七月五日の「灘市建設促進大演説会」である。これは、阪神沿道の七新聞社が合同して開いたもので、御影師範学校の講堂を会場に、関係各町村の有力者とそして青年団関係者を動員して開催された。当日のプログラムは、前半に「灘市」建設の可否を問う討論会が行われ、後半には、市制が実現したことを想定しての青年団員による模擬市会が実施された。ここで注目したいのは、討論会の議長を本庄村の岡部貞一郎が務めていたことである（『神戸又新日報』昭和二年七月六日）。岡部については、これまで詳細に述べてきたところであるが、ここでも、山邑らを中心とする武庫郡西部の改良＝理想的田園都市化の運動の中で、青年団を率いてその一翼を担っていたのである。

写真－28　木村梅太郎村長（木村新次氏提供）

昭和三年の最初の普通選挙（第一六回総選挙）で、山邑太三郎が衆議院議員に返り咲いたのは、ちょうどこの「灘市」建設運動が盛り上がりをみせていたことが、まさにその背景にあっ

たのである。

さて、ところが、この運動も結果的には失敗に終わった。その第一の要因は都市計画に対する県の方針にあった。西郷町会の有力者数名が当時の長知事を訪問した際、同知事から、自治体の意志に反してまで強制的に編入させるつもりはないが、「神戸市都市計画区域内に神戸市以外の市を創設すると言ふが如きことは事実あり得ない」（『神戸又新日報』昭和二年八月十八日）と聞かされたといわれるように、県の立場は、規定の神戸市都市計画を大きく変更することにつながりかねないような都市計画区域内での別の市の設立には反対であった。

第二に、結束を図ったうち、まず六甲村が神戸市編入に傾いた。御影町では、六甲村の一部に御影町への編入を希望している地域があること、また「六甲村から百余名の児童が御影の学校に厄介になつてゐる」（『神戸又新日報』昭和二年八月六日）というような点をあげ、六甲村の神戸市編入を反対したが、急激な人口増加で教育面など厳しい状況にあるからこそ、六甲村にとって、大正十五年には二部教授を撤廃するなど（『新修神戸市史』歴史編Ⅳ　近代・現代）、教育行政の刷新を図っていた神戸市は魅力であった。また、六甲村が神戸市に編入されることによって、西郷町は地理的に武庫郡の他の町村と切り離されて飛び地のような状況になるため、ここも神戸市への編入に傾いた。昭和三年十月には、県市当局と西郷町長とが会見し、「一、編入後租税負担額を現在以上にせぬ事。一、児童の授業料を現在より多く徴収せぬ事。一、町吏員を市吏員に採用する事」など十四項目を条件として概ね編入が合意された（『神戸又新日報』昭和三年十月十一）。

また、本庄村も、そもそも都市計画の地域区分において、魚崎町その他が住宅地域もしくは未指定地域とされ田園都市化が可能であったのに対して、ここは工業地域に指定されていたため、置かれた立場が違っていた。したがって、その温度差からかやがてこの運動からは離脱してゆき、また「灘市」建設の会合に加わった木村村長も昭和四年六月には退任する。

最後に、昭和三年二月の山邑の死は、彼がこの運動を背景に総選挙に勝利した直後のことだけに大きく影響した。

こうして柱となる人物を失う中で、運動は分解していく。昭和三年五月の段階で、「灘市」の建設は、すでに新聞によって「気の抜けたビール」（『神戸又新日報』昭和三年五月三十一日）と揶揄されてしまうものになってしまった。

「甲南市」構想上申と挫折

昭和八年には神戸市が垂水から芦屋川までを合併計画する構

想があらためて浮上（『神戸新聞』昭和九年五月二十八日）、神戸市は東部五カ町村を歴訪して合併を促す方針を明らかにした（同十年一月二十四日）。

しかし財政に余裕のあった住吉村は将来独立して市制を考えていて神戸市との合併を望んでいなかった（同九年十一月二日、『続住吉村誌』）。県は市町村の合併に積極姿勢を示したが（『神戸新聞』昭和十年九月一日）、住吉村などの態度は固く、神戸市への合併は進まなかった（同昭和十一年三月三十日）。その後も県は神戸市との合併が望ましいとの見解を持ち続ける（同昭和十四年一月十九日、二十一日）。

このころは阪神間には水害が相次いでいた。昭和九年の室戸台風に続き昭和十年にも水害があり、本庄村などは砂止め突堤設置を国に要望（同昭和十年七月十八日）、県には山間部開発に考慮を求める陳情を出すなど（同年八月三十一日）、防災対策が急務となっていた。さらに昭和十三年七月に起きた未曾有の阪神大水害も起き、総合的防災対策のためにも神戸市への編入がまたも俎上に上った（同昭和十三年八月九日、十月十五日）。これに対し地元は、独立市制を望む空気が強く、神戸市編入反対で一致しており、精道村を含む六カ町村は神戸市との合併を明快に断っている（同昭和十四年二月十九日）。

しかし市制移行の具体的な方向性については、さまざまな思惑が複雑に絡み必ずしも足並みがそろっていなかった。昭和十三年には御影町会協議会は、住吉・魚崎の三カ町村で「独立健康都市」を設立する案などを検討している（同昭和十三年三月二十日）。

これに対し精道村は昭和十四年一月ごろは東部六カ町村での市制を模索したが、二月に入るとより関係の深い本庄・本山両村に合併交渉を始めた。両村は回答を回避したが、精道村は本庄・本山村との三カ村合併による市制を県に陳情する方針を固めた（同昭和十四年一月十八日、二月四日、二十二日）。しかし精道・本庄・本山三カ村合併交渉は進まず、その後も東部六カ町村の単独市制の懇談会が開かれている（同昭和十四年五月十日）。結局昭和十四年十一月、精道村は単独市制を施行することになった（同昭和十四年十一月八日、十九日）。

残る五カ町村は神戸市編入に絶対反対を申し合わせ（同昭和十五年四月三日、七月二十六日、九月五日）、単独市制を目指して内相に陳情するため上京した（同昭和十五年八月七日）。十月には「甲南市」（仮称）という名称まで決めて、魚崎町役場で甲南市（仮称）市制委員会が開かれた（『魚崎町誌』）。

しかし五カ町村の合併はまとまらず、昭和十六年に入ると、

魚崎・本山・本庄の三カ町村が市制施行に関して県に上申書を出し（『魚崎町誌』）、住吉村・御影町が灘市（仮称）建設を目指して交渉を始めた（『神戸新聞』昭和十六年一月十九日）。このように合併をめぐって五カ町村は分裂し、昭和十七年九月には魚崎・本山・本庄の三カ町村が市名を「甲南市」（仮称）として協議会を開催した（同昭和十七年九月四日）。しかし昭和十八年三月、兵庫県が魚崎・本山・本庄三カ町村による「甲南市」施行案を却下（同昭和十八年三月十二日、十四日）、戦前の合併の論議は表面上消えることになる。

四節　深江における船員教育のあゆみ

私立学校からのスタート

本庄地域の重要な高等教育機関となっている神戸大学海事科学部の前身が生まれたのも大正期であった。ここで創設から現在までのあゆみをまとめておきたい。

大正六年（一九一七）九月、甲種実業学校として私立川崎商船学校の設立が認可された。同校の経営者は株式会社川崎造船所の社主であり、その傘下にあった汽船部門を大正八年に川崎汽船株式会社として独立させるに先立ち、自社船舶職員の要員確保を目途としていた。折しも第一次世界大戦の最中で、造船と海運は急激な興隆期にあった。校地の選定に際しては阪神間を中心とし、東は大阪府浜寺から西は兵庫県明石に至る大阪湾の海岸線一帯を巨細にわたり踏査した結果、東に大阪、西に神戸を控え、南は大阪湾に面し、北は六甲連山を望む景勝の地、武庫郡本庄村深江の海岸、高橋川河口付近西側の土地に決まり、八七五〇坪の敷地に建坪約一八〇〇坪の総煉瓦造り二階建て本校舎等が建築された。

大正七年四月、航海科三〇名、機関科二〇名、計五〇名の第一期生が入学した。入学者の資格は高等小学校卒業または中学二年修了以上の学力を有する身体強健な者とし、在校

写真－29　川崎商船学校時代の校舎　赤煉瓦の本館にまだ時計台はない。右端は陸上帆船大正丸（『神戸商船大学七十五周年記念誌』より）

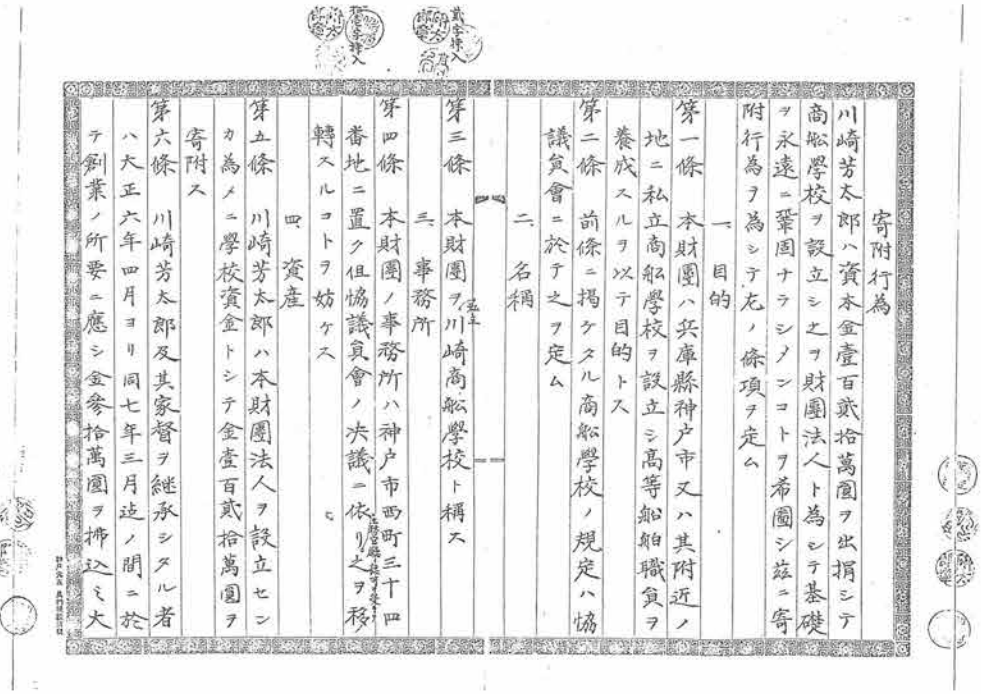

寄附行為

川崎芳太郎ハ資本金壹百貳拾萬圓ヲ出捐シテ商船學校ヲ設立シ之ヲ財團法人ト為シテ基礎ヲ永遠ニ鞏固ナラシメンコトヲ希圖シ茲ニ寄附行為ヲ為シテ左ノ條項ヲ定ム

一、目的

第一條　本財團ハ兵庫縣神戸市又ハ其附近ノ地ニ私立商船學校ヲ設立シ高等船舶職員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條　前條ニ掲ケタル商船學校ノ規定ハ協議員會ニ於テ之ヲ定ム

二、名稱

第三條　本財團ヲ川崎商船學校ト稱ス

三、事務所

第四條　本財團ノ事務所ハ神戸市西町三十四番地ニ置ク但協議員會ノ決議ニ依リ之ヲ移轉スルコトヲ妨ケス

四、資産

第五條　川崎芳太郎ハ本財團法人ヲ設立センカ為メニ學校資金トシテ金壹百貳拾萬圓ヲ寄附ス

第六條　川崎芳太郎及其家督ヲ継承シタル者ハ大正六年四月ヨリ同七年三月迄ノ間ニ於テ創業ノ所要ニ應シ金參拾萬圓ヲ拂込ミ大

写真－30　川崎商船学校設立時の規約（神戸大学海事科学部蔵）

修学年限は航海、機関の両学科とも四年とされた。

川崎商船学校の開設にあたって、海浜の砂留め工事が必要になった。川崎商船学校では、敷地内四カ所に二間ないしは一六間の突堤を築くことになり、これが深江浦の漁業に支障を与えるとして、大正七年七月、報償として五〇〇円を深江漁業組合に寄付するという契約を結び地元の協力を取り付け、翌年四月に納入された。この突堤工事は、深江に在住していた範多龍太郎が出願している。龍太郎は英国人実業家のエドワード・ハズレット・ハンターの長男で、深江に海浜住宅を最初に建築した人物としても知られる（第九章参照）。

大正八年、川崎造船所は汽船部門を分離独立させて川崎汽船株式会社を設立したが、同時に甲種実業学校程度の川崎商船学校では国際航路船舶職員の養成には不十分であると判断し、中学卒業以上の学力を有する者を入学資格とする官立商船学校と同等の専門学校に昇格させるため、その全施設を政府に献納することとなった。

大正九年八月十二日、文部省が神戸高等商船学校を設立したことにより、川崎商船学校は廃止となった。第二学年までの在校生はそのまま神戸高等商船学校付設商船学校生徒として教育が継続され、大正十一年三月、航海科一六名、機関科一一名、

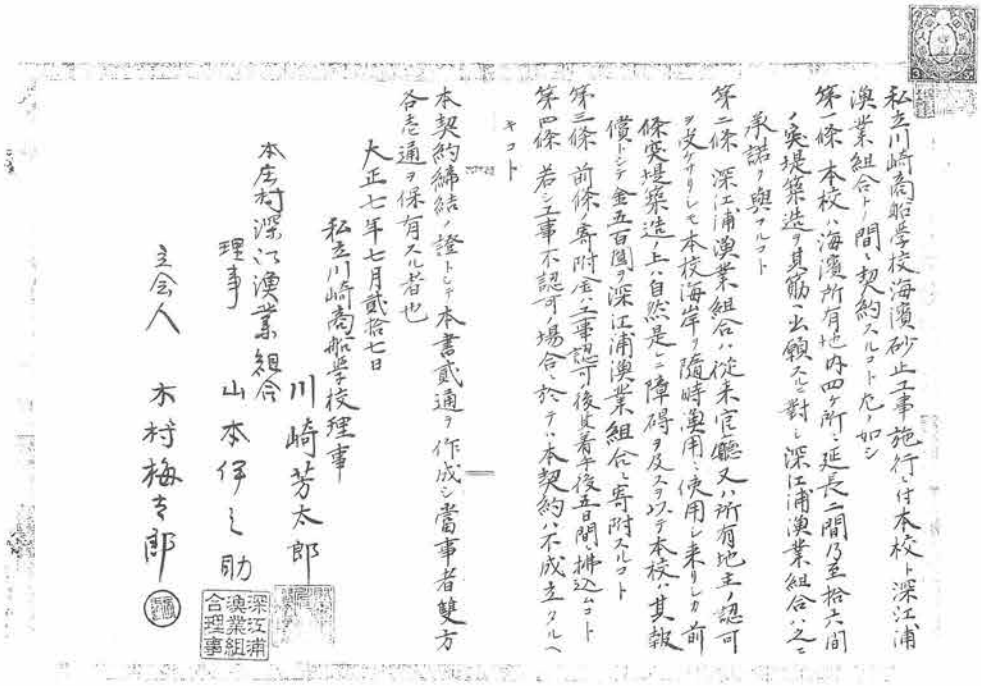
私立川崎商船学校海濱砂止工事施行ニ付本校ト深江浦漁業組合トノ間ニ契約スルコト左ノ如シ
第一條　本校ハ海濱所有地内四ヶ所ニ延長二間乃至拾六間ノ突堤築造ヲ其筋ニ出願スルニ對シ深江浦漁業組合ハ之ニ承諾ヲ與フルコト
第二條　深江浦漁業組合ハ從来官廳又ハ所有地主ノ認可ヲ受ケサリシモ本校海岸ヲ隨時漁用ニ使用シ来リシカ前條突堤築造ノ上ハ自然是レニ障碍ヲ及スヲ以テ本校ハ其報償トシテ金五百圓ヲ深江浦漁業組合ニ寄附スルコト
第三條　前條ノ寄附金ハ工事認可後其着手後五日間ニ拂込ムコト
第四條　若シ工事不認可ノ場合ニ於テハ本契約ハ不成立タルヘキコト
本契約締結ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ當事者雙方各壱通ヲ保有スル者也
大正七年七月貳拾七日
私立川崎商船学校理事　川崎芳太郎
本庄村深江漁業組合　理事　山本伊之助
主会人　木村梅吉郎
深江浦漁業組合理事

写真－31　深江漁業組合と川崎商船学校理事の川崎芳太郎との間で結ばれた契約書
（神戸深江生活文化史料館収集複写資料）

大正十二年三月、航海科一七名、機関科一一名が卒業した時点で付設商船学校も廃止された。

神戸高等商船学校は、高橋川河口から北へ一三間八分余り、さらに高橋川西側の字西浜一一三間一分、そこから北へ三五間五分余りに護岸工事をおこない、合わせてその一部を埋め立てて係船地と斜堤を設けることになり、漁業権に影響を与えるとして、大正十一年十月、深江漁業組合に慰藉料二五〇〇円を支払うことを約束している。

神戸高等商船学校の変遷

神戸高等商船学校は文部省所管だったが、東京にあった官立商船学校は逓信省所管であり、同程度の内容の専門学校でありながら両校の所管官庁は別となっていた。大正十四年（一九二五）四月一日に商船学校が東京高等商船学校と改称、逓信省から文部省へ移管され、それまで両校の修業年限は席上課程二年、実習二年半の四年半であったが、この時から席上課程三年、実習二年半の五年半に改められた。

入学期は春秋二回の半年毎であった。神戸高等商船学校の新入生募集人員は最初航海科三〇名、機関科三〇名であったのが、翌年には各二〇名、その翌年には春期各三〇名、秋期各四〇名、さらに次年度には各六〇名となり、大正十四年春期から昭和七

年（一九三二）春期まで各四〇名、同年秋期から昭和九年秋期まで各二五名、昭和十年春期から昭和十三年秋期まで各三〇名、昭和十四年春期から昭和十五年秋期まで各四〇名、昭和十六年度各五〇名という風に、在校生徒数はその時期の社会情勢に左右されながら変化した。ただし大正十二年度以降の募集人員は商船学校と全く同数となり、このことは、昭和二十年四月、東京高等商船学校とともに清水高等商船学校へ統合合併されて高等商船学校となるまで変わらなかった。

昭和五年と昭和十一年に大阪湾で観艦式が行われた際には、神戸高等商船学校の構内係船場が艦船乗組員の交通艇発着場となり、深江近辺を往来する海軍軍人の姿が多数見受けられた。昭和十年二月、校門内西側に竣工した昭和御大典記念養正館は今なお同じ場所にあって国道四三号で分断された校地の位置関係を示す格好の目印となっている。昭和十一年三月には本山村平田所在の土地約四二〇〇坪を買収し校外運動場を新設した。校門から北へ阪神国道（現在の国道二号）に向かって延びる道路商船学校線（現商船大学線）は昭和十二年三月に海軍軍令部総長伏見宮博恭王の神戸高等商船学校視察に合わせて整備された。

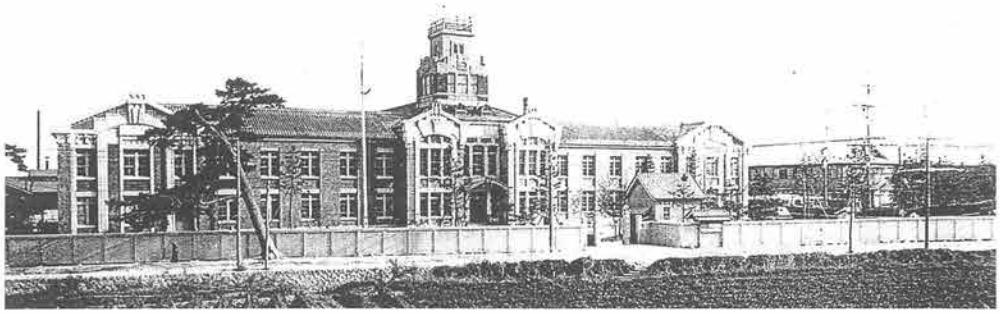

写真－32　神戸高等商船学校時代の校舎　左に見えるのが踊り松
（『神戸商船大学七十五周年記念誌』より）

昭和十五年十一月、皇紀二六〇〇年および開校二〇周年記念事業として殉難卒業生慰霊のため殉国烈士碑が養正館正面に建立されたが、終戦後すぐ撤去された。校門内正面の赤煉瓦二階建て校舎の中央にはよく目立つ時計塔があり、その外容は昭和二十年四月に神戸高等商船学校の名が消えるまで変わらなかった。

川崎商船学校創設時に校門西側の校庭に、バーク型鋼製陸上帆船大正丸（一五〇トン）が設置され、阪神電車の車窓からもよく見えていた。昭和四年七月に新しくバーク型鋼製陸上帆船昭和丸（五五〇トン）を校庭浜側に設置したので大正丸は昭和

写真－33　養正館正面に建立された殉難卒業生慰霊の殉国烈士碑
（志井正夫氏提供）

五年八月に解体撤去の後、児島商船学校（岡山県）へ譲られた。

陸上帆船は航海科生徒の基礎訓練用であったが、実習課程における遠洋航海実施のための帆船として四本マスト・バーカンティーン型の練習船進徳丸（二五一八・四二トン）は大正十二年十二月に神戸三菱造船所で進水し、翌年二月竣工、五月には航海科一期生を乗せて第一次遠洋航海に出帆した。進徳丸は神戸停泊中、港内南西隅にあった十六番浮標を専用定係浮標としていたが、開校記念日など学校行事のある時には深江沖まで移動して錨泊した。進徳丸による遠洋航海は昭和十六年八月に第三十四次を最後に終わり、その後は国内沿岸の航海に限られたが、昭和十八年四月一日より東京高等商船学校練習船大成丸、航海練習所練習船日本丸および練習船海王丸とともに航海訓練所練習船として統合管理されることとなった。

なお進徳丸は二本マストの汽船に改装され、昭和二十年七月加古郡二見（現、明石市）沖で米軍機の空襲により半ば海没擱座したが、戦後引き揚げられ修理されて練習船に復帰。昭和三十八年に廃船後は神戸商船大学の敷地内に固定設置して一般公開されたが、平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災で損壊し、惜しまれつつ撤去された。

戦時体制下で

昭和十七年（一九四二）一月、神戸高等商船学校は東京高等商船学校とともに文部省から逓信省へ移管されて戦時体制に入った。新入生募集も春期のみの学年制となり、航海科一五〇名、機関科一〇〇名に増員された。昭和十八年度は航海科一二五名、機関科一二五名となったが同十八年十一月、逓信省が運輸通信省となり再び所管が変わり、生徒募集が中止された。

生徒は入学と同時に海軍兵籍に編入されて海軍予備生徒となり、卒業と同時に海軍予備少尉または海軍予備機関少尉に任官したが、昭和十七年十一月、予備士官の呼称廃止とともに機関科が兵科に編入されたので全員が海軍少尉に任官することとなった。当然、海軍へ召集され、海軍士官として参戦した者も多く、戦死した卒業生は航海科二八一名、機関科一四三名の合計四二四名で、全卒業生の約一五％に相当する。海軍士官としてではなく、輸送船乗組員として戦没した卒業生の数は正確に把握されていないが、その数倍あったことは、大戦中の海軍の戦死者が一六％だったのに対して船員の殉職者が四三％だったことからも推測できる。

昭和七年一月の卒業生梅林孝次海軍大尉は、日中戦争の初め、昭和十二年八月、南京渡洋爆撃に参加して戦死、「空軍の花」という歌や「僚機よさらば」という映画にもなった。果敢な低空飛行で飛行場攻撃を繰り返して被弾し火炎に包まれて墜落する機上から真っ白いハンカチを振りながら僚機に別れを告げる様子が映し出された。

本山村平田にあった校外運動場に昭和十七年十二月、校舎および寄宿舎を建造することにより第四短期高等海員養成所を併設した。昭和十九年九月、神戸高等商船学校の新入学生徒の募集が停止され校内施設に余裕ができたこともあり、本山村にあった第四短期高等海員養成所を専科として深江校舎へ移した。さらに第一短期高等海員養成所（大阪）および第二短期高等海員養成所（岡山）も神戸高等商船学校併設の専科とした。

昭和二十年四月一日、神戸高等商船学校は東京高等商船学校とともに、高等商船学校として改組された清水高等商船学校に統合され専科のみの高等商船学校神戸分校となった。大阪や岡山の専科も昭和二十年四月一日より、それぞれ高等商船学校の大阪分校、岡山分校となった。また第三短期高等海員養成所は東京高等商船学校専科となっていたが、同様に高等商船学校東京分校になった。しかし終戦により専科生徒募集は中止され、専科の在校生が卒業し終わった昭和二十一年三月をもって高等商船学校神戸分校は廃止された。

第一次大戦後に開校し第二次大戦末期に終幕を迎えた神戸高等商船学校において修業年限五年半の全課程を終えて卒業したのは昭和十年度秋期の入学生までであって、日米開戦を前にした昭和十六年九月卒業予定者が一カ月繰り上げ卒業となったのを皮切りとして順次課程が短縮され、昭和十七年四月入学生は昭和二十年四月卒業、また最後の昭和十八年四月入学生は席上課程二年、実習半年という短い在学期間で、しかも終戦後の昭和二十年九月卒業となったため、卒業時の校名は前述したように神戸高等商船学校ではなく高等商船学校になっていた。

大正十一年十一月入学の第一期生から昭和十八年入学の第四十五期生に至るまでの神戸高等商船学校卒業生総数は、航海科一六一〇名、機関科一五六四名の合計三一七四名であった。

海技専門学院の創設と戦災・復興

昭和二十年四月一日、神戸高等商船学校の後を受けて海技専門学院が「兵庫県武庫郡本庄村」に「主トシテ旧神戸高等商船学校ノ施設ヲ使用」して開校することが運輸通信省により告示され、高等商船学校神戸分校と併存することとなった。海技専門学院は海上実歴のある船員に対して船舶運航に必要な学術技能を教授することを目的とする総合的船員再教育機関である。大阪市にあった特別高等海員養成所および高等海員養成所を吸収合併することにより設置され、同年五月、高等商船学校神戸分校とともに運輸省所管となった。

しかし五月十一日午前九時四十五分、深江上空に現れた三編隊六〇余機の米軍機による爆撃を受け、本館および機関工場の一部を残す他はほとんど爆砕し、あるいは続いて発生した火災により全焼した。さらに同年八月六日、爆弾と焼夷弾による夜間空襲を受け残っていた全施設を焼失した。これにより海技専門学院が継承した旧神戸高等商船学校の全施設が壊滅した。被災後、海技専門学院と高等商船学校神戸分校は本部を魚崎小学校など校外へ移したまま終戦となった。

昭和二十一年一月、海技専門学院本部は芦屋市西蔵町にあった日本海洋報国団の施設を借用して移転し、教育は順次、芦屋、泉佐野、岸和田、ばいかる丸（尼崎港係留）の各地に分散して実施した。同年末から深江校舎の修復を開始し、昭和二十二年五月、漸く深江校地に一部校舎を復旧して本科一、二学年各一〇〇名、計二〇〇名に対する本格的な教育を再開した。同年九月には第一回学院復興祭が開催された。同年十二月、海岸教室および図書館の一部が復旧したのでばいかる丸教場が閉鎖された。

昭和二十三年四月七日、海技専門学院本部は深江へ復帰し、同年六月、高等商船学校の旧生徒館二棟を清水から移築して木

造二階建ての教室とし、同年九月、第二回復興祭を開催した。昭和二十四年五月、泉佐野および岸和田の分教場を廃止し分教場は芦屋のみとなった。戦災と終戦で深江の校地は一年近く放置されるという事態だったため、本庄村では海技専門学院の復帰はないという前提で校地の中へ東西に第二阪神国道を通し、さらに商船学校線の二二㍍道路を海岸まで延長して校内係船場を深江港にする計画を立てていた。このことを知った海技専門学院は強く反対し、校地面積を確保するため隣接の旧川西航空機所有地を第二阪神国道用地の換地とするよう二年懸かりで折衝した結果、昭和二十四年十一月九日に八二〇〇余坪の入手に成功した。

神戸商船大学の設置運動

戦後の学制改革により高等専門学校が新制大学に昇格する動きが活発になりはじめたこともあり、本庄村でも海技専門学院を商船大学に改組させたいという気運が盛り上がった。昭和二十二年十一月二十九日、本庄村長、本庄村会議長の他、主要海運会社社長、海事団体代表者、大阪大学および神戸経済大学の両学長、阪神、阪急両電鉄社長等を発起人とする海技専門学院復興後援会が設立されて神戸商船大学設立の議が決せられた。同年十二月九日、海技専門学院を新制大学(仮称神戸商船大学)に改組の件につき兵庫県知事、神戸市長等関係諸団体代表者の連名による陳情書が運輸大臣および船員教育委員会に提出された。

しかし、その道程は平坦ではなかった。終戦直後、高等商船学校は一時その存続を危ぶまれていた。同校が海軍士官養成を目的とした学校であると誤解されたからであるが、連合国軍総司令部(GHQ)の調査によって校名の示す通り商船船員養成が主目的であったことが理解され辛うじて存続を認められた。昭和二十四年度に高等商船学校は商船大学(のちの東京商船大学)に改組されたが、運輸省所管の学校であり船員養成に大学は不要であるという意見もあって、文部省所管の他の新制大学よりも遅れ、当該年度後半に入ってから実現した。所管も運輸省から文部省に移された。

このような状況だったので、本庄村にあった海技専門学院の新制大学昇格は一層困難だったが、神戸商船大学設置に関する国会論議の中では商船大学を二校にするべきであるとの提案もあり、船員教育委員会の答申にも昭和二十六年度の神戸商船大学新設が盛り込まれていた。

地元も運動を続け、本庄村は神戸市や芦屋市などとの合併条件に「海技大学の誘致に努力する」ことを条件にしている(第八章)。

昭和二十五年十月十日に本庄村が神戸市に吸収合併されたことにより、海技専門学院の所在地は神戸市東灘区本庄町深江に改められた。昭和二十六年二月十四日、兵庫県知事、神戸市長、兵庫県会議長、神戸市会議長、その他各関係団体代表者七名による神戸商船大学設立促進連盟が結成され、理事には衆議院議員四名、参議院議員五名も加わって同年二月十八日、運輸、文部、大蔵、通産各大臣、船員教育審議会会長、海運議員連盟理事長、海技専門学院長の各々宛に陳情書「現海技専門学院を新制神戸商船大学（仮称）に改組昇格の件」を、同時に同様趣旨の請願書を衆議院議長および参議院議長に提出した。

また同年三月十四日、兵庫県会が同様趣旨の意見書を議長名で内閣総理大臣はじめ大蔵、文部、通産、運輸各大臣並びに衆参両院議長に、同年三月十九日、神戸市会が同様趣旨の意見書を議長名で内閣総理大臣および文部、運輸両大臣に提出した。

神戸新聞に「商船大学へ昇格運動」（五月五日付）、「神戸商船大学か（海専昇格認可さる）」（六月二十六日付）の見出しで記事が掲載されたが事態は進展せず、七月十日、促進連盟幹事会が具体策を協議し、七月十九日、県会代表者が中央へ陳情した。七月二十七日、促進連盟理事会では、事務的交渉は既に行き詰まっていて政治的に解決するより他に道はないとの考え方に傾いた。その後も県会および市会の代表者による上京陳情が続けられ、「神戸海専大学昇格は過早」（十月九日付）、「明るい見通し（神戸海専の昇格）」（十月十二日付）、「大学昇格暗礁へ」（十二月十二日付）などの見出しと記事により当事者の一喜一憂を神戸新聞は伝えている。

十一月十三日には政府与党である自由党において神戸商船大学設立の党議決定がされ、十二月七日、政府関係者らによる合同現地視察が行われた後は政治的結着に向かって一気に動き出した。

昭和二十七年に入ってなお幾多の紆余曲折を経た後、四月十六日、国立学校設置法の一部を改正する法律案が各派共同の議員提案として衆議院に提出され、四月二十四日、衆議院本会議において可決された。五月十九日、参議院本会議において同法律案が可決され、五月二十六日、国立学校設置法の一部を改正する法律が公布された。神戸商船大学は文部省所管の単科大学とし、海技専門学院はそのまま運輸省所管の船員再教育機関として存続することとなり、ここに漸く神戸商船大学の設置が決定した。入学定員は航海科六〇名、機関科六〇名の計一二〇名、修業年限は船舶または工場実習を含めて四年半と定められ、第一期生が同年七月十八日に入学した。

海技専門学院は引き続き深江にあって、神戸商船大学と施設を共用していたが、昭和三十年七月十九日、運輸省設置法の改正によりその所在地を芦屋市に移し、昭和三十六年四月十一日、海技大学校と改称した。平成十三年独立行政法人へ移行、同十八年独立行政法人海員学校と統合、独立行政法人海技教育機構となった。

神戸商船大学の学科改組と神戸大学への統合

開学以来半世紀の間に起こった海運業界の目まぐるしい変動と船員求人の激減に伴い、神戸商船大学は当初の航海・機関二学科だけでは変転する社会の要請に応じられなくなって来た。昭和四十七年（一九七二）原子動力学科を開設し、同五十四年に航海学科から輸送科学科を、同五十五年に機関学科から海洋機械管理学科をそれぞれ分離改組した。そのため四年六カ月だった学部修業年限を四年に改め、新たに六カ月課程の乗船実習科を設けた。女子学生の受け入れは昭和五十七年四月からである。また商船研究科については昭和四十九年に修士課程を、平成九年（一九九七）に博士課程を設置した。

単科大学としてはそれなりに施設も充実していたが、全国的に流れる大学再編の波には逆らえず、平成十五年（二〇〇三）に神戸大学と統合し、神戸大学（深江キャンパス）海事科学部になった。海事科学部には、海事技術マネジメント学・海上輸送システム学・マリンエンジニアリングの三課程が設けられた。神戸商船大学は、在籍する学生のために神戸大学統合後も存続していたが、平成十六年三月三十一日国立大学が独立行政法人となるのにあわせて廃校となり、在学生は同日付で神戸大学に転籍した。

神戸商船大学の校地総面積は平成九年五月一日現在の『神戸商船大学概要』によれば一一万七四五九平方㍍、内深江地区九万五七一八平方㍍である。校地総面積は大正七年川崎商船学校創設当初二万八九二六平方㍍であったのが、大正九年神戸高等商船学校開校時三万六〇三四平方㍍、昭和二十年海技専門学院開設時八万二八八九平方㍍、昭和二十七年神戸商船大学新設時一一万三三一二平方㍍というように順次拡大増加した。その後、三原郡西淡町（現、南あわじ市）に海洋実習場を設ける一方で青木地区の官舎用地が国家公務員合同宿舎用地となり、また深江地区のバレーボール・コートを本庄中学校に譲渡したりするなど若干の変動があった。

第七章　十五年戦争と本庄村

一節　十五年戦争期の生活

日中戦争の勃発と総力戦態勢

昭和十二年（一九三七）七月七日夜、北平（北京）郊外で発生した盧溝橋事件は、日中両軍の偶発的衝突であった。ところが発生とともに、政府・軍中央が早々と「重大決意」を表明して、中国全面侵略にのめりこんでいった。突然、戦端が開かれ、ひとびとは強力な挙国一致体制に有無を言わさず組み込まれていった。

政府は「挙国一致」・「尽忠報国」・「堅忍持久」を目標とし、九月から国民精神総動員運動を開始した。初期には日本精神発揚・敬神思想発揚などの精神運動が中心であったが、愛国公債購入・貯蓄奨励・慰問・献金・勤労奉仕などを行うようになった。また翌十三年四月一日、国家総動員法が公布され（施行は五月五日）、強力な国家総力戦体制がつくられていった。政府は「国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用」するという絶大な権限をもつようになった。十四年一月には、国民職業能力申告令によって、いわゆる国民登録制が実施されることになった。七月には国家総動員法に基づき、国民徴用令が公布され、重要産業に必要な労働者を強制的に就労させることができるようになった。徴用は、国営の国民職業指導所からの紹介で所要人員が得られない場合、徴用命令によって職業能力を申告したものの中から徴用者を決定し、地方長官が発行する徴用令書によって強制的に行うことができた。その後十六年十月、国民登録制は満十六歳から四十歳未満の男子と満十六歳から二五歳未満の独身女子すべてを登録することになった。ただし女子の徴用は、「家族制度を守るため」実施されなかった。

戦時色が強まるにつれて、防空演習の強化が行われた。昭和

三年に大阪で始まった軍官民合同の防空演習は、昭和九年には、阪神防空演習となり、その後毎年行われるようになった。十二年七月には、京阪神防空演習の名の下に、ソ連空軍が日本を空襲するとの想定で防空演習が実施された。昭和十四年四月一日、警防団令が施行され、市町村に防空・水火消防その他の警防に従事する警防団が設置された。

戦争政策を町村住民に周知徹底させ、総力戦体制をつくりあげるための末端組織として部落会・町内会・隣保班（隣組）が整備強化された。昭和十五年九月十一日には、内務省訓令で「部落会町内会等整備要領」が出され、部落会・町内会・隣保班（隣組）は地方行政の末端組織として制度化された。この訓令とともに、「隣保班ト家庭防空隣保組織トノ関係ニ関スル件」がだされて、民間防空態勢の整備を隣保班が担うことになった。その後、太平洋戦争下の昭和十八年の府県制・市制・町村制の改正（三月二十日公布、六月一日施行）によって、法律の中に部落会・町内会が明文化されるにいたった。部落会・町内会はすでに政府の意志伝達機関になっていたが、法制化によって市町村長がこれらを法的に支配できるようになった。本庄村は、二九八七の世帯を、三八四の隣保、七一の組、一四の町内会（大日・長栄・浜西・浜中・深江東・繁栄・延光・東・西・南・北・第一・第二・第三）、三町内会連合会（深江・青木・西青木）に組織化した。

昭和十五年になると、ドイツのナチスのように全国民の政治組織化を図ろうとした新体制運動が起こり、七月から八月にかけてすべての政党が解消し、十月に大政翼賛会が結成された。労働組合や農民組合も解散し、八月には農村報国会、十一月には大日本産業報国会が結成された。

戦争の長期化に伴って、生活必需品の欠乏が目立つようになり、いろんな物資の配給制になった。切符制という方法で、まず砂糖とマッチの配給が、十五年六月に大都市で、十一月から全国で実施されるようになった。また同じ十一月に家庭用燃料（木炭・練炭・豆炭）が

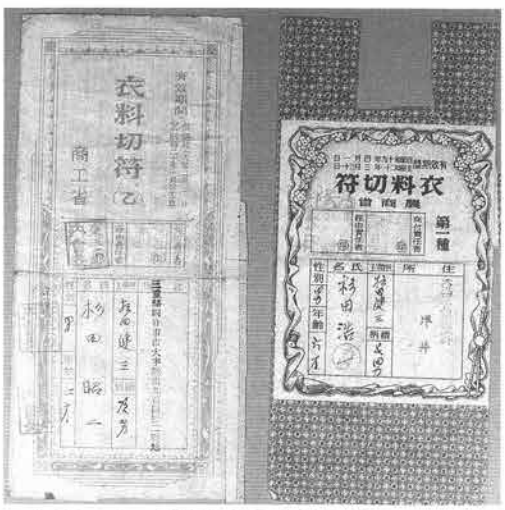

写真－１　衣料切符のいろいろ
（神戸深江生活文化史料館蔵）

登録配給となった。米穀の通帳制配給は、十六年四月一日から六大都市で実施され、十七年三月までに全国化した。衣料切符制が導入されたのは、十七年一月のことであった（写真―1）。

建物疎開の開始

昭和十八年（一九四三）十二月二十一日、「都市疎開実施要綱」が閣議決定され、人員疎開、建物疎開、施設疎開が実施されることになった。実施すべき区域は、京浜、阪神、名古屋および北九州地域に属する重要都市であった。阪神地域では大阪市、神戸市、尼崎市がその対象となった。このうち、学校、公共団体、工場などの施設疎開はまことに困難であった（川西航空機の疎開は後述）。

建物疎開は、重要都市に広い幅の疎開空地帯（防火帯）を設けて防火区画を作り、それに相当数の疎開空地を配する。そのために、地区内の建築物を除去するというものである。疎開空地には、重要工場や変電所、警察署などの周辺に空地を設ける「重要施設疎開空地」、家屋が密集し、交通量が多い駅前に空地を設ける「交通疎開空地」、家屋密集地に設けられた「疎開小空地」（間引き疎開）があった。除却した建物は、所有者が勝手に処分することは許されず、県や住宅営団によって古材を統制的に利用することになっていた。

十二月二十九日、知事を本部長とする兵庫県疎開実行本部が組織され、さらに疎開の基本方針を審議する兵庫県都市疎開委員会が設置されることとなった。成田一郎兵庫県知事は、移転費の支給や営業費の補償、移転先の住宅や就職の斡旋を行う旨の談話を発表した。即日神戸市内の第一次疎開区域を「電撃的に」発表し、翌十九年一月中旬までに移転が終わるよう、建物疎開と人員疎開がはじまった（『神戸新聞』昭和十八年十二月三十日付）。このほか、尼崎市では翌十九年一月十七日に疎開地区を決定した。同年七月にも、神戸市と尼崎市を対象とした第二次疎開が実施された。

昭和十九年十一月二十四日、B29部隊が中島飛行機武蔵製作所（東京）を目標とした爆撃を行った。マリアナ基地の第二一爆撃機軍団による本土爆撃の開始だった。以後中島飛行機武蔵製作所（東京）と三菱重工業名古屋発動機製作所（名古屋）など航空機工場への爆撃が続いた。阪神地方では、昭和二十年一月十九日午後、川崎航空機明石工場が爆撃され、壊滅的打撃をうけた。このような状況の中、一月二十三日、兵庫県では「敵前疎開」と名づけられた第三次、第四次疎開が「早急に断行」されることとなった。対象区域に、従来からの神戸市、尼崎市に、新たに西宮市、御影町が加えられた。この度の疎開は、

「戦局の緊迫化に対応する敵前疎開として急速に完了する必要に迫られている」ので、「電撃突貫工事」によって、「空いたところは片つ端から取り壊し」ていくこととなった。また、古材を他の建築に利用する方針を捨てて、警防団や町内会の勤労動員の手で「迅速果敢な破壊工事」を行うことになった（『神戸新聞』昭和二十年一月二十七日付）。

本庄村が疎開対象区域となったのは、第五次疎開である。「東京、名古屋、大阪と釣瓶うちになってきた敵機の本格的夜間空襲」が、神戸にやってくるのは時間の問題として、六月末を目標にしていた第五次疎開を大幅に繰り上げ、三月中旬に指定を行うことにしていた（『神戸新聞』昭和二十年三月十五日付）。ところが三月十七日未明、B29三〇六機が神戸を襲った。兵庫県は「尼崎、姫路間の重要都市を早急に武装化」するため、三月末完了予定の第四次疎開を中止し、急遽第五次疎開の実施を発表した。この疎開は、従来の家屋所有者の承諾印をとってから除却していたのと違い、疎開指定建物の貼紙をしたのち県から譲渡命令をだし、立退期間後に「文句なしにどしどし除却する」強制疎開であった。また、臨時県会や参事会での疎開事業費の議決も待たず、あわただしく実行されることになった（『神戸新聞』昭和二十年三月三十日付）。三月三十一日、本庄、鳴尾、本山、住吉、御影といった阪神間の町村と姫路、明石、尼崎、西宮の各市は、四月十二日家屋の除却完了をめざして疎開をはじめた。

人員疎開も並行実施

人員疎開も、建物疎開と時期を同じくしてはじまった。当初は建物疎開に伴うもののほか、職場が疎開区域外のもの、企業整備による転廃業者、財産収入や仕送りによって生活しているものや出征遺家族などがその対象となった。ただ建物疎開が十九年六月末を目標にしているのに対し、「人口疎散」は三月末を目標とし、建物疎開によって転出する「産業戦士」に住宅を提供することが期待される面もあった（『神戸新聞』昭和十九年一月九日付）。また、日本の家族主義の精神にもとづいて、「世帯単位の地方転出」すなわち一家全員の疎開が期待され、初めのうちは老幼、病人、妊産婦だけの疎開は考えられていなかった。

人員疎開は、「原則として勧奨によるもの」であった。市民税二円以下の世帯や、出征軍人・軍属や徴用者の遺家族には、移転奨励金が支給された。全額国庫負担で、四人以下の世帯には二〇〇円、五人以上の世帯には三〇〇円であった。ただし、疎開指定区域内の都市への転出は、単なる移転で疎開と認めら

れなかった。その他立川市、川口市、横須賀市、堺市、布施市、西宮市、御影町、京都市、下関市への移転も、疎開指定区域内の都市と同様に扱われた（『神戸新聞』昭和十九年一月十三日付）。

昭和十九年六月十六日未明、中国成都基地からB29による北九州爆撃が行われた。六月二十九日、兵庫県都市疎開実行本部では、「家族主義世帯単位の人員疎開」は、「あまりに微温の感があり、真に郷土を戦場とする陣容ではありえない」とし、「老幼者疎開促進要綱」を決定した。神戸、尼崎の両市に暮らす六五歳以上で防空活動ができない者、国民学校初等科学童、乳幼児、病人等を対象に、七月中に疎開を完了するよう強く勧奨することとした（『神戸新聞』昭和十九年六月三十日付）。翌六月三十日、「学童疎開要綱」が閣議決定され、縁故による疎開のできない児童を集団疎開させることが決定した（学童疎開については後述）。十一月六日、政府は閣議で「老幼者、妊婦等の疎開実施要綱」を決定し、十五日から京浜、阪神、名古屋および北九州地域の疎開地域から実施した。これによって、該当者には一世帯内一人の場合二〇〇円、一人増すごとに一〇〇円の要保護者移転奨励金が支給されることになった（『新修大阪市史』第七巻）。

二十年三月十日未明の東京、十二日名古屋、十三日～十四日大阪と続く大都市への夜間大規模空襲は、疎開を徹底的に実施し、「都市要塞構築を促進」させることになった。三月十五日には臨時閣議が開かれ、「大都市における疎開強化要綱」が決められた。「防衛並に食糧対策の見地より急速に重要都市の徹底的人員及び建物疎開を決行」するためであった。今回人員疎開は、「縁故疎開、集団帰農、学童疎開、学徒の農村進出及び工場疎開に伴ふ人員移駐による」ものとされた。防衛的見地からだけでなく、都市の食糧対策という側面が付け加えられている。さらに、縁故のない者には帰農地の斡旋も考えられるなど、農村での食糧増産への「新たな援兵」の役割も期待された。今回の疎開は、状況によって疎開命令や残留命令を出し、「国内の自活自戦体制の確立」をはかるものであった（『朝日新聞』昭和二十年三月十六日付）。

三月十七日未明の神戸西部を襲った大空襲の後、兵庫県は、官公署勤務者、軍需・生活物資生産配給関係従業員はじめ、交通・通信・電気・瓦斯・水道・医療・建築・報道・金融・警備・食堂・浴場など広範囲の産業・生活関連部門の従業員、警備防空従事者、その他戦力増強上必要な業務従事者を指定し、神戸市からの転出を禁じた。三月二十五日付神戸新聞には、転出を

禁じる業務従事者の列挙とともに、その家族と市内に残留する必要のない者の疎開を促す広告を掲載した。まさに「郷土を戦場とする陣容」が整えられたのである。

今回の罹災者のうち、残留する必要がないのに、農山村に疎開できる縁故がない者に対して、兵庫県は地方での「食料増産や戦力増強に挺身」するべく、但馬地方へ集団疎開を斡旋した。受け入れ側となる城崎、美方、出石郡では、三月二十五日町村会議を開き、準備を整えた。三月二十九日未明、三宮駅を特別避難列車が出発し、途中神戸、兵庫、須磨の各駅で罹災者を乗せ、計六百数十人を但馬地方へ運んでいった。列車には神戸新聞の記者が豊岡まで同乗し、「『これから戦ふのだ』という逞しゐ何物かに車中一ぱいに溢れてゐる」と車中の様子を伝えた(『神戸新聞』昭和二十年三月三十日付)。次いで、県は「食料増産の増援部隊」として、積極的に疎開者を集団帰農させる方針を計画した(『神戸新聞』昭和二十年四月十八日付)。

第五次疎開のはじまった四月、社団法人中央物資活用協会兵庫県支部では、「疎開促進物資緊急買上」を実施した。疎開者の家財を買い上げ、戦災者に再配分することにしたのである。疎開する人びとにとって、家財道具の始末も重要な問題であった。第五次建物疎開で神戸市は、家族全員で転出の場合は一個あたり一立方㍍、五十㌔の重さのものが三〇個まで、家族の一部が市内に残る場合は一人五個以内、最高一五個の範囲で荷物輸送の便宜をはかるとした。戦災者、疎開者の手荷物は、一世帯あたり三〇㌔の重さのもの一〇個までとされていた。

買上実施地域は、神戸、尼崎、西宮、伊丹、明石、芦屋の各市と御影、魚崎、本山、住吉、本庄の阪神間各町村であった。そごう、大丸、三越といった百貨店を代行機関とし、実施地域内の国民学校や寺院、公会堂を巡回し、県の価格査定委員が出張して適当な買上価格をつけ、即金で買い上げた。巡回修了後も、そごう、大丸、三越で常時受け付けを行った。衣料品、台所用品、洗濯用品、裁縫用品、育児用品、学童用品、自転車、照明用器具、家具、建具など書画骨董以外ほとんどの品物が買い上げの対象となった。

学童疎開を推進

昭和十九年(一九四四)六月三十日、「学童疎開促進要綱」が閣議決定され、七月八日に情報局から発表された。これによって、国民学校初等科学童の疎開を強力に促進することになった。すでに兵庫県は、去る五月二十三日、神戸、尼崎両市長宛に「児童の地方転出は近親縁故者等確実なる引取人ある者に限る」を条件に「児童疎開方に関し積極的に勧奨せしむ」ことを通牒

していた（『神戸新聞』昭和十九年五月二十四日付）。

この学童疎開は、従来の人員疎開と同様、あくまでも勧奨によって縁故を頼るものが原則であった。そして縁故疎開のできない学童のうち、初等科三年以上六年までの学童は、集団疎開をさせることとしたのである。七月には文部省通牒によって、京浜、阪神、名古屋および北九州地域に属する一三の重要都市が学童疎開都市に指定された。兵庫県では神戸市と尼崎市がその対象となった。このように、昭和十九年段階では、本庄村などの阪神間の市町村は学童疎開の該当地域にはなっていなかった。のちに昭和二十年四月以降、阪神地域も疎開対象地域となり、神戸・尼崎市同様、次のような兵庫県による「学童疎開要綱」と「学童疎開実施要領」に基づいて実施されることになる。この要綱は政府の定める学童疎開促進要綱にほぼ準拠したものであった（『兵庫県教育史』一九六三年）。

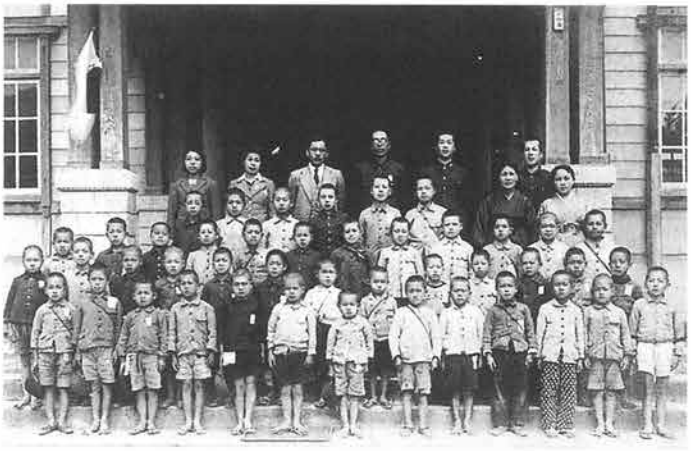

写真－2　男児の学童疎開
（本庄小学校『本庄のうつりかわり』より）

兵庫県
学童疎開要綱

防空上ノ必要ニ鑑ミ国民学校初等科児童（以下学童ト称ス）ノ疎開ヲ左記ニ依リ実施スルモノトス。

記

一学童ノ疎開ハ縁故疎開ニ依ルヲ原則トシ、学童ヲ含ム世帯ノ全部若ハ一部ノ疎開又ハ親戚其ノ他縁故者アル学童ノ単独疎開ヲ一層強力ニ勧奨スルモノトス。

二縁故疎開ニ依リ難キ学童ニ付テハ学童集団疎開要項ニ依リ、強力ナル勧奨ニ依ル集団疎開ヲ実施スルモノトス。

三本件ノ実施ニ当リテハ疎開、受入、両者ノ間ニ於テ共同防衛ノ精神ニ基ク有機的一体的ノ協力ヲナスモノトス。

以上

七月十四日、兵庫県教学課では神戸・尼崎両市の全国民学校の校長を対象に校長会を開催し、「両市とも軍需工場等に近接している学校から先づ実現する」、「疎開先の地域は…もし本県内だけで消化し切れなければ隣県の岡山に多少受入れて貰ふ」等の県の方針を伝えた。各校長は、七月二十日、二十五日、三

十日の三回にわけて集団疎開申請者数を報告することになった（『神戸新聞』昭和十九年七月十五日付）。翌七月十五日には、近畿行政協議会は関係府県主務課長会議を開催し、疎開側、受入側両府県関係者と軍、鉄道関係者等が集まり、具体的な実施細目について協議を行った。

学童集団疎開実施要領と関係府県から詳細が各新聞紙上に発表されたのは、七月十八日のことである。兵庫県は、集団疎開の人数を三万人と見積り、県内を中心に岡山・鳥取両県にも疎開させることとした。疎開の付き添いには、学童一〇〇人につき同一校の男子教員二人、寮母四人（内看護婦有資格者一人）、作業員三人、寮嘱託三人、その他地元の嘱託医一人をあてた。疎開学童の保護者は経費の一部月一〇円を負担し、学童の寝具も準備する必要があった。寝具を含む身の回り品は一人二十キロを限度に貨車で別送し、当座の必需品だけを携行することになった。食料については、主食など計画配給物資は関係町村へ配給転換し、野菜、鮮魚等の副食物は現地で調達することになっていた（『朝日新聞』昭和十九年七月十八日付）。兵庫県は「集団疎開学童に対する食料品配給取扱要項」を定めて対応することにし、八月に出発する第一陣については一〇日分前渡しの手続きをとった（『神戸新聞』昭和十九年八月十五日付）。

兵庫県は、集団疎開への勧奨や希望調査、疎開先や宿舎、食料や生活用品、輸送方法や経費などを定めた「学童集団疎開実施細目」をつくって、準備をすすめていった。疎開先宿舎は、学童一人に約畳一枚とし、旅館や集会所では畳一枚あたり月四円から六円、寺院、公会堂等では月二円以内の条件で折衝を重ねていった（『兵庫県教育史』一九六三年）。七月二十七日、二十八日には、県内の受け入れ体制を整えるため、郡部の国民学校長を八カ所に集め、協議を行った。八月二十一日早朝、神戸市の第一陣一九二四人が集団疎開に出発した。

当初集団疎開は、暫定的に翌二十年三月末までとされていた。二十年一月十二日、新年度を控え、期間がさらに一年延長すること、新三年生も対象とすること、残留学童や縁故疎開学童でも希望があればこれに加えることなどが閣議決定された。

大都市空襲と疎開計画修正

三月十日未明東京、十二日名古屋、十三～十四日大阪と大都市に大空襲が相次ぎ、以後集団疎開計画に大規模な修正が加えられていった。閣議決定された「学童疎開強化要綱」（三月九日）が三月十四日の新聞紙上で発表された。「戦局の推移にかんがみ」、「学童疎開の徹底強化をはかる」ためであった。

その中で、甲乙地域を指定し、乙地域に対しては従来行われ

ている程度の疎開を行い、甲地域では「徹底的なる疎開を実施せしむる」ものとした。すなわち、縁故疎開の出来ない三年生から六年生は全員集団疎開、一年生、二年生は強力な勧奨によって縁故疎開を実施し、保護者の希望があるものは集団疎開を行うとした。甲地域では、学校での初等科の授業を停止し、空いた校舎は部隊の駐屯などに転用することが決められた。空襲の頻発する都市での、国民学校初等科校舎の閉鎖であった。また、「防空防衛上必要と認むるにいたりたる」時は再疎開を実施する、罹災学童を集団疎開に参加させる、一月十二日の閣議決定で昭和二十一年三月まで延長された学童疎開期間を戦局の推移によってさらに延長することも付け加えられた。甲地域では初等科を甲乙地域の指定は関係各省との協議の上、両三日中に指示されることになった（『毎日新聞』昭和二十年三月十五日付）。

三月十六日、「学童疎開強化要綱」が修正され、甲地域の高等科児童もできるだけ縁故疎開を行わせることが付け加えられた。甲乙地域の指定は、三月二十二日付文部省国民教育局長通牒によって行われた。甲地域には、神戸、尼崎両市のほか、東京都三五区、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市が指定された。乙地域は京都市、呉市、舞鶴市、横須賀市、広島市がその対象となった（『学童疎開の記録』一九九四年）。

写真－3　女児の学童疎開
（本庄小学校『本庄のうつりかわり』より）

こうした状況の中、兵庫県当局は神戸市・尼崎市以外の阪神地域でも学童疎開が必要だと考え、まず川西航空機鳴尾製作所のある鳴尾村と甲南製作所のある本庄村の学童疎開を防空総本部に申請した。承認の指令をうけ、そこで三月三十一日に県内神崎郡寺前村（現、神河町）で、四月一日に県内宍粟郡山崎町（現、宍粟市）で受け入れ協議会を開くことになった（『神戸新聞』昭和二十年三月三十一日付）。

四月四日、乙地域に指定された本庄・鳴尾村の疎開先が新聞紙上で発表された。同日の神戸新聞によると、本庄村から神崎郡寺前村、粟賀村（現、神河町）、大山村（同）へ三八〇人、

鳴尾村から宍粟郡河東村（現、宍粟市）、神野村（同）、蔦沢村（同）、千種村（同）、三河村（現、佐用町）、土万村（現、宍粟市）、西谷村（同）、菅野村（同）、繁盛村（同）、三方村（同）へ八五〇人疎開することになった（『神戸新聞』昭和二十年四月四日付）。以後、西宮市、芦屋市、御影町、魚崎町、住吉村、本山村が相次いで乙地域に指定され、集団疎開が実施された。

母親たちは、疎開荷物の準備におわれた。隣接する魚崎町の魚崎国民学校校長・将積茂二は、六月に鳥取県に疎開する際、保護者に向けて次のような「児童疎開に関する要項」を送ったという（『魚崎町誌』一九五七年）。本庄村の母親たちも同様の要項に基づいて、準備をすすめたと思われる。

記

経費。食費負担月額一人拾円。其他相当の経費負担ある見込。

準備用品。服装（夏冬）、通学服、帽子、シャツ及びパンツ（成るべく多く）防寒服装（外套、足袋、冬靴下、襟巻、手袋等）。寝具、敷蒲団一、掛蒲団二、夏掛蒲団一、毛布、腹巻、座蒲団一。身廻品。雨具（カッパ、傘）履物（下駄、草履、靴、ゴム靴、長靴）洗面具（洗面器、歯磨粉、歯ブラシ、手拭、石鹸…浴用、洗濯）。食器、弁当箱、箸、洋皿（大なるもの）汁椀、湯呑、小皿、水筒、フキン。学用品、教科書其の他一切（ノート、鉛筆、毛筆、ゴム、筆箱、紙）。防空用品、頭巾、モンペ、脚絆、救急袋（薬品、傷薬、腹痛薬、頭痛薬、三角巾、脱脂綿、縫帯、マスク）。非常食…出来得れば少量。金銭…五円。其の他、チリ紙、スキグシ（女）糸、縫針、ハンカチ、釦、替鼻緒、風呂敷、行李、雑嚢、雑巾、紐、通信用品（ハガキ、切手、封筒類）、栄養剤、簡単な娯楽用品（読物、双六、シャウギ、跳縄、ハーモニカ等）。備考…一切のものに記名しおくこと。

昭和十九年の神戸市の学童疎開でも、新聞紙上では、「子供の衣料寝具から身廻り品、お薬から繃帯にいたるまで…お母さんの苦労は一通りではない、赤い塗り下駄、絞りの浴衣あれもこれも」と、母親の精一杯の心づかいを伝える記事が報道されている。この記事には、たくさんの疎開荷物を前にした二人の姉妹と肩を落とした母親の写真が添えられ、母親たちがどのような気持ちで疎開の準備をしたのか察することができる（『神戸新聞』昭和十九年八月十九日付）。

四月二十三日、本庄国民学校初等科三年から六年の児童三一〇人が神崎郡へ出発した。当時三年生の薩谷泰資氏は、その「思い出の記」の中で、「遠足にでもでかけるような気もちで阪神電車に乗りました」と記している。さらに三月空襲のあと三ノ宮の地下道が通れなくなっており、途中から歩いて国鉄三ノ宮駅までいき、三ノ宮から姫路まで山陽本線、姫路から播但線

に乗り継いで寺前駅までいったという。

縁故疎開希望の児童もつぎつぎと学校を離れ、四月末までに希望者全員の転校手続きを終えた。その結果、一九七六人の児童のうち、日東航空機に動員された高等科児童を除き、残留者は初等科一年、二年生を中心に一〇〇人以内だった。三年以上の残留者は、身体検査の結果共同生活に適さないと判断された二七人であった（『本庄小国民学校沿革史（一）』一九四六年、写真－4）。

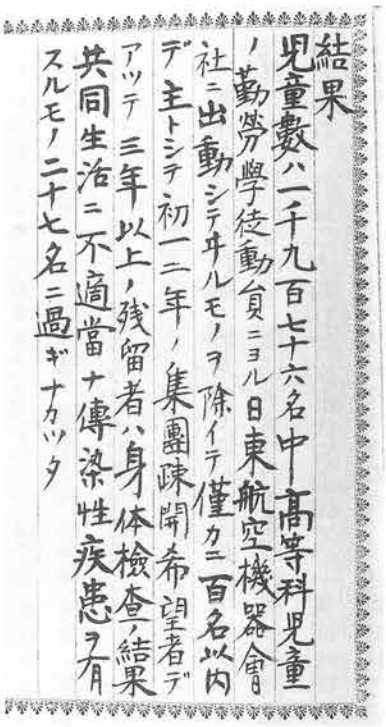
結果
児童數八一千九百七十六名中高等科児童
ノ勤労學徒動員ニヨル日東航空機器會
社ニ出動シテヰルモノヲ除イテ僅カニ百名以内
デ主トシテ初一二年ノ集團疎開希望者デ
アッテ三年以上ノ残留者ハ身体檢查ノ結果
共同生活ニ不適當ナ傳染性疾患ヲ有
スルモノ二十七名ニ過ギナカッタ

写真－4　『本庄小国民学校沿革史』にみえる学童疎開記録

疎開地での生活は、食べ物が不足し、疎開学童や付添教員にとって、辛い日々が続いた。前述の薩谷泰資氏は次のように記している。

疎開地での生活は、勉強はあまりできず、毎日が作業の連続でした。桑畑を野菜畑やいも畑にかえたり、おふろをわかすたきぎを取りに山へ行ったりしました。作業の合い間に川で水浴びをしたり、山に生えている木の実をとって食べたりしました。……空腹をいやすために、胃腸薬を食べるのがはやりました。先生や友だちに見つからないように、生の野菜やいもを食べておなかをこわす子もありましたが、叱られるのを恐れてだまってしんぼうしていました。

日用品や学用品の配給は、一旦疎開国民学校に一括配給し、各疎開寮舎へ送り届けることを原則としていた。燃料は、地方事務所長が必要量の配給を考慮することになっていた。また、米をはじめ調味料の配給は、受入地元配給機関に配給転換のうえ割り当てた。ただし野菜は地元で調達することになっており、「集団疎開学童自給農園ヲ作リ自給生産ニ力メシムル様指導」を行った（兵庫県教学課「昭和二十年度予算答弁資料」）。

疎開児童の引き揚げ

昭和二十年八月十五日正午、終戦の詔書がラジオを通じて国民に伝えられた。七月末現在、兵庫県では甲地域（神戸市・尼崎市）から七二校二万二八二人、乙地域（西宮市・芦屋市・本庄村・御影町・魚崎町・住吉村・本山村・鳴尾村）から一八校三六八二人、計九〇校二万六九六四人が集団疎開に参加していた。兵庫県は八月十六日付文部次官通牒に基づき、当分の間

そのまま疎開教育を継続することにした。また疎開先に親が児童を引き取りを申し出た場合は、壕舎、バラック生活、数家族寄合生活など生活環境が不適当と学校長が判断したものは許可をしないという方針であった。ただし、神戸・尼崎両市への帰宅は、都市転入人口抑制上許可をしないことになったという。

九月二十三日になって、疎開学童の引き揚げ計画が新聞紙上に報じられ、九月二十四日付文部次官通牒で、「集団疎開学童ヲ本年中ニ復帰セシムル」方針が示された。兵庫県ではこの通牒に基づき、おおむね次のような方針が決められた（「県教育史関係書類綴二『昭和二十一年度予算答弁資料』」）。

一、神戸市尼崎市ノ学童ハ十一月末迄ニ、ソノ他ノ市町村学童ハ十月末迄ニ復帰セシメル
二、復帰ノ順序ハ県外、雪寒地、食料事情逼迫地、水害地等ヲ優先セシメル
三、引揚困難ナル児童、戦災孤児等ハ合宿教育所ニ収容セシム
四、縁故疎開学童ノ復帰モ右ニ準ジ認メル

十月二十五日、本庄国民学校の児童二二六人が神崎郡から引き揚げてきた。摂津本山駅から、徒歩で本庄村まで帰ってきたという。その他、西宮市内の学校は十月二十日までに、武庫郡の十月三十一日までに、神戸市内の学校は十一月五日までに、尼崎市内の学校は十一月十一日までにそれぞれ疎開地から引き揚げた。「昭和二十一年度予算答弁資料」によると、兵庫県内の集団疎開学童は十一月十一日をもって全部復帰したと記している。

二節　本庄村と戦争

兵役法

昭和二年（一九二七）四月、徴兵令が全面的に改正され、名称も兵役法と変えた（四月公布、十二月施行）。この改正は、当時の軍縮の風潮と第一次世界大戦後の総力戦体制への対応を図るものであった。陸軍の在営期間を三年から二年に、海軍は四年から三年に短縮し、青年訓練所の訓練修了者は一年半までの短縮が認められた。また、これまで徴兵令とは別にあった陸軍召集令、海軍召集令を兵役法の中に組み込むことによって、現役除隊後、あるいは現役兵として入営しなかった者への召集を兵役義務として位置づけていった。この兵役法によって、十五年戦争が戦われていくことになる。

明治以来、満一七歳から四〇歳の男子国民は、なんらかの兵

役に服する義務をもっていた。ここでは朝鮮人・台湾の中国人・先住民などの植民地民族は除かれた。徴兵検査を担当する徴兵事務は、平時戦時にかかわらず毎年行われ、地域での窓口は市町村役場の兵事係が担当した。本庄村にも兵事係がおかれ、昭和十九年では二人の書記が担当していた。兵事係はその他、戦時に行われる召集事務も担当し、地域に暮らす人びとを兵士にかえていく役割を担った。

戸主は家族内（戸主を含む）にその年に徴兵適齢に達する者がいる場合、その年の一月末までに本籍届出義務があり、市町村長は、毎年一月一日現在の徴兵適齢に達した者の数、すなわち壮丁人員数を報告することが義務づけられていた。市町村長は届出と調査した壮丁人員とを照合して壮丁名簿、壮丁連名簿を作成し、聯隊区司令官に報告した。

徴兵事務を実際に担当したのは、聯隊区内の道府県ごとにおかれた聯隊徴兵官であった。聯隊徴兵官は、聯隊区司令官と支庁長、市長、区長、府県の兵事担当書記官（兵事官、町村を担当）で構成され、聯隊区司令官がその首座となった。本庄村は、神戸聯隊徴兵官が担当した。

徴兵検査は、毎年四月十六日から七月三十一日までの間に実施された。検査を行う聯隊区徴兵署は、各聯隊区内の徴募区ごとに設けられ、適当な場所がないときには、隣接する徴募区内に設置した。徴募区の区域は、陸軍大臣によって定められ、昭和七年（一九三二）十一月の改正までは郡・市単位で、東京・京都・大阪・名古屋・神戸の各市はさらに区ごとに検査区を設置した。七年の改正で一から三の郡が統合され、本庄村は第四師管神戸聯隊区第二徴募区（川辺郡、武庫郡）に属することになった。昭和十九年には六月九日、十日に西宮公会堂で徴兵検査が実施された。

徴兵検査の結果は、体格や身体検査によって現役に適する甲種・第一乙種・第二乙種、現役には適さないが国民兵役に適する丙種までの合格と、全く兵役に適さない不合格の丁種、再検査の戊種にわけられた。同時に歩兵、砲兵、輜重兵などの兵科（海軍では水兵、機関兵など）が決定された。

身体検査終了の後、抽籤徴兵署が設けられ、現役に適する甲種・第一乙種・第二乙種の順序で、兵科ごとに抽選によって、現役兵、第一補充兵の徴集順序が決定された。現役兵は陸軍では二年間兵営に徴集され、第一補充兵は、一二〇日以内の教育召集に応じる義務があった。配賦員数外の順位となった者は、第二補充兵役にまわされた。

この抽籤による方法は、日中戦争によって徴集人員が増加し

た結果、昭和十四年三月の兵役法の改正で廃止された。壮丁数に対する現役兵の割合は、昭和二年から八年までは一六％前後で、六人に一人が現役兵として入営した。ところが、十四年には五四・八％となり、十六年六七・七％、十九年六八・一％と、徴兵年齢に達した若者のうち十人に七人が兵士になっていった（『徴兵制と近代日本』）。

召集※には、平時に行われるものと、戦時に行われるものとがあり、戦時の充員召集令状と臨時召集令状には、紅色の用紙を用いたので、「赤紙」とよばれた。これらの応召義務者、すなわち予備役・後備役の将校・下士・兵、帰休兵および陸軍の第一補充兵のことを在郷軍人といった。明治四十三年（一九一〇）に帝国在郷軍人会が結成され、市町村ごとに末端組織が置かれた。

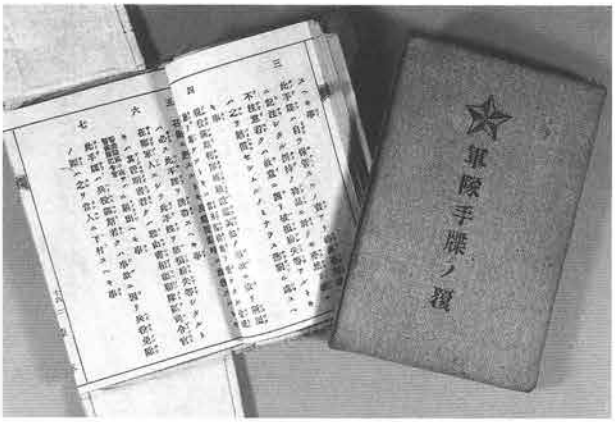

写真－5　軍隊手帳（神戸深江生活文化史料館蔵）

平時の召集

①帰休兵を対象とする補欠召集、演習召集②第一補充兵に対する教育召集③予備役・後備役の下士官兵および第一補充兵を点検・査閲・教導のために参集させる簡閲点呼があった。この簡閲点呼は、地域の国民学校などを使って行われ、昭和十九年の本庄村での簡閲点呼は、本庄国民学校や隣接する本山第一国民学校がその会場となった。

戦時の召集

充員召集、臨時召集、国民兵召集があった。充員召集とは、動員令によって、諸部隊の戦時定員を充たすために充員召集を行い、充員召集実施後の欠員を補充するため臨時召集を行った。充員召集令状と臨時召集令状には、紅色の用紙を用いたので、「赤紙」とよばれた。

本庄村と軍隊

本庄村が属する神戸聯隊区は、はじめ姫路に司令部を置く第十師管に属し、所属聯隊は姫路の歩兵第三十九聯隊であった。大正十四年（一九二五）四月、陸軍軍管区表が改正され、大阪に司令部を置く第四師管（第四師団の管区）に移され、同時に第四師管に属していた篠山聯隊区を吸収、篠山の歩兵第七十聯隊を所管することとなった。こうして神戸聯隊区の範囲は、神戸・尼崎・西宮各市、武庫・川辺・有馬・多紀・氷上各郡となっ

た。

兵庫県出身者は、第四師管の大阪・神戸、および第十師管の姫路・鳥取の四聯隊区に属し、師管をもたない第二十師団（龍山、のち京城）には、第四師管、第十師管から要員が徴集され、兵庫県からも歩兵第七十七聯隊（平壌）、第七十八聯隊（龍山）に所属した。本庄村出身者の多くが主として入営する歩兵聯隊は、篠山の歩兵第七十聯隊となった。また、輜重兵は大阪の輜重兵第四大隊（昭和九年三月に南河内郡金岡村に移転）に、工兵は高槻の工兵第四大隊に配属された。

昭和六年（一九三一）九月十八日、中国東北部に駐屯していた日本軍は、奉天（現瀋陽）郊外柳条湖付近で自ら鉄道を爆破し、この謀略事件を口実に全面的な軍事行動を展開した。翌七年初頭には東三省の占領を終え、三月ここに満州国という名の傀儡政権を発足させた。

柳条湖事件がおこると、朝鮮軍の一部がいわゆる独断越境を行った。この越境部隊は、兵庫県出身者が多数入営する歩兵第七十七、第七十八聯隊を主力とする第二十師団の混成第三十九旅団であった。さらに、この部隊は、同年十二月から翌年四月まで満州に派遣され、関東軍司令官の指揮下に入った。昭和十二年（一九三七）二月、歩兵第七十聯隊は満州駐屯を命ぜられ、篠山町を出発した。四月には第四師団の歩兵聯隊として松花江岸の三江省佳木斯（チャムス）に到着し、警備に従事した（『歩兵第二百十六聯隊戦史』）。

同年七月七日、盧溝橋事件がおこり、事件後「北支事変」、「支那事変」の名の下に日中戦争が本格化していく。八日深更、陸軍中央部は京都以西の師団に対して、十日除隊予定の兵士の除隊を延期すべき旨の緊急命令を伝達した。七月十一日には朝鮮軍から第二十師団が応急出動を命じられた。二十五日夜から廊坊（朗坊）、次いで二十六日夜から北平城広安門で始まった激突によって、日中両軍の戦闘は本格化した。そして二十七日には第二十師団と内地から第十師団（姫路）を含む内地からの三個師団を基幹とする動員（平時編制から戦時編制に移行）が行われた。この動員を含め、十二年には十三次にわたって十五個師団を基幹とする兵力の動員が命じられ、補充・予備・後備兵約四七万人が召集された（『陸軍軍戦備』）。翌十三年にはいると、当面する中国戦線での作戦遂行と対ソ戦備強化のため、動員部隊を派遣するとともに、新部隊を編成し派遣するということが相次いで行われ、直ちに華中戦線に投入された。

戦没者名簿による日中戦争の最初の戦死者は十二年十月十五日に戦死した大井徳太郎上等兵（第七十七聯隊所属西青木出身）

である。その後、十六年十二月八日に真珠湾攻撃がはじまるまでに合計二七人の本庄村出身者が戦死した。このうち七人が篠山の歩兵聯隊に入営していた。

陸軍軍制の改革と軍隊

昭和十一年十二月、「昭和十二年以降軍備充実ニ関スル件」として、「軍備充実計画ノ大綱」を発表し、陸軍軍備の本格的拡充を行うこととした（『陸軍 軍戦備』）。満州事変以後、陸軍は極東ソビエト軍に対抗できる兵力の整備と航空兵力の増強を行うため、新装備部隊の新設と既設部隊の編制装備改善の検討をすすめていたのである。

昭和十五年七月、「更改軍備充実計画」に基づき、陸軍は平時編制（常備）部隊の改変を発令した。改変の目的は、防空の強化と外地兵備の基盤強化のために兵備体系を改正することにあった。主な改正点は、内地師団の満州永駐、既設師団の改編、軍司令部の新設、陸軍軍管区の改正などで、明治以来の軍制大改革であった。

さらに、軍司令部令（軍令陸第二〇号）が公布され、昭和十年に設置された防衛司令部（東部・中部・西部）は、師団以下陸軍部隊全般を完全に統帥する軍司令部に改編された（北海道を担当する北部軍司令部は十二月に編成）。これにより、中部軍司令部（大阪）は、大阪・名古屋・京都・姫路・金沢（十六年四月から東部軍管区）師管区内の軍隊を動員、教育を含めて統率することができるようになった。軍司令部の新設に伴い、従来の師管の上に北海道を含む全国四軍管区が置かれた。なお師管の呼称は、防諜上の理由から、従来の師団番号による名称を廃止し、師団司令部所在地名をつけたものに改められ、第四師管は大阪師管、第十師管は姫路師管となった。

写真－6　出征兵士に贈られた日の丸の寄せ書き
（神戸深江生活文化史料館蔵）

軍管区の創設に伴い、これまでの歴史的経緯を一掃し、一府県一聯隊区を行うことになった。従来師管区・聯隊区は、管下の師団・歩兵聯隊の必要兵員数と人口を考慮して定められてい

た。ところが、日中戦争の長期化とともに、新しく編成される師団が相次ぎ、補充すべき兵員数が増大し、師管を越えて広域から適任者を選ぶ必要が生じた。師団は特定師団のためだけでなく、まさに外地兵備の補給基地として、多くの師団のために効率よく兵員を召集・配備していくための機能を担った。そのため、聯隊区司令部所在地と府県庁所在地と一致させ、軍の兵事事務と地方行政と合理的統一をはかることが必要となった。このため、明治以来日本陸軍の伝統であった郷土部隊的性格が急速に失われていった。

従来兵庫県は、第四師管の大阪聯隊区、神戸聯隊区と、第十師管の姫路、鳥取聯隊区の四聯隊区に府県を越えて属していた。十五年八月には、大阪聯隊区に属していた淡路の一市二郡と神戸聯隊区に属していた武庫郡を含む三市五郡とを神戸聯隊区に統合した上で、姫路師管に移管した。このとき鳥取聯隊区に属していた兵庫県の五郡も姫路聯隊区に統合され、兵庫県出身者は、姫路師管神戸聯隊区と姫路聯隊区に統合された（軍令陸第二三号、十六年四月施行）。さらに、翌十六年八月の改正によって、姫路師管下の神戸聯隊区と姫路聯隊区とを統合して神戸聯隊区とし、ようやく一府県一聯隊区が実現した（軍令陸第二〇号、十一月施行）。

姫路師団と本庄村

昭和十六年（一九四一）四月施行の陸軍軍管区表の改正によって、本庄村は姫路師管神戸聯隊区に所属することになった。この後本庄村出身者の多くは、姫路師管の部隊、なかでも姫路編成の歩兵聯隊に入営した。昭和六十年に作成された『旧本庄村出身戦没者名簿』（深江財産区管理会、神戸深江生活文化史料館）によると、この時期に入営した九一人のうち、三三人が歩兵第三十九聯隊に、ほかに中部第四六部隊・歩兵第百三十九聯隊・歩兵第百十一聯隊補充隊・姫路独立歩兵三百六十七大隊に各一人、合計三七人が姫路編成の歩兵聯隊であったという。太平洋戦争を、多くの本庄村出身者は姫路師団の兵員として戦ったのである。

十五年八月、歩兵第三十九聯隊（第十師団）が満州移駐のあと、歩兵第百十一聯隊（第五十四師団）が新設された。歩兵第三十九聯隊の流れは、十八年二月に第百十一聯隊がビルマに動員されたあとには同聯隊補充隊が、二十年三月には補充隊を改編した大阪師管区第四補充隊（同聯隊補充隊を改編）に引き継がれた。これらはいずれも中部第四十六部隊の通称号で呼ばれた。

『戦没者名簿』によると、歩兵第三十九聯隊入営と記載された人数は三七人、第百十一聯隊三人、中部第四十六部隊、歩兵

第百三十九聯隊、姫路独立歩兵三百六十七大隊各一人であった。また、十六年四月以降でも五人が歩兵第七十聯隊に入営した。

第三十九聯隊（第十師団）の戦歴

昭和十五年（一九四〇）八月十日、第十師団が満州に向けて姫路駅を出発した。十二日に宇品港を出港し、十六日羅津に上陸、十八日鉄道で佳木斯（チャムス）駅に到着した。歩兵第三十九聯隊は師団司令部や他の所属聯隊とともに佳木斯に駐屯し、対ソ警備や抗日ゲリラの掃討作戦に従事した。

翌十六年七月、「密かに対ソ戦準備」をととのえるため、総兵力八五万人の大動員が決定されたが、七月二十八日、日本軍の南部仏印進駐により、八月一日、アメリカが対日石油輸出を全面的に禁止した。これをうけ九日参謀本部は年内対ソ武力行使を断念した。こののち第十師団は、関東軍直轄第七独立守備隊に配属され、北方を守る部隊として訓練・演習に従事し、南方戦域への拡大とともに、新設部隊要員の養成・派遣を担当することになる。

昭和十九年（一九四四）七月二十四日、大本営はいわゆる捷号作戦準備を発令して決戦準備を行い、第十師団は、台湾軍戦闘序列にはいり、八月五日佳木斯を出発し、二十四日基隆港に上陸した。歩兵第三十九聯隊は台北に駐留し、付近の警備を担当した。

昭和十九年十月十八日、アメリカ軍大船団がレイテ湾に突入、レイテ島の日本軍は十二月には絶滅状態に陥り、アメリカ軍は翌二十年一月九日ルソン島にリンガエン湾から上陸した。

十一月、第十師団はフィリピン戦に投入され、歩兵第三十九聯隊（一大隊欠）は、十二月十一日マニラ港に上陸、従来の配属部隊に一個大隊を加えた永吉支隊となったが、戦局の悪化に伴いバタン半島へ移動した。

十二月二十三日、第三十九聯隊に続いて第十師団の各部隊は三派に分かれ、ルソン島に上陸した。この船団のうち幹瑞丸は、北サンフェルナンド沖（ルソン島西北岸）で上陸直前に敵潜水艦の攻撃を受け沈没、乗船していた歩兵第三十九聯隊第一大隊も二三五人が海没した。上陸後第十師団は、バギオ拠点へのマニラ在住日本人の移送や軍需品の北送などの掩護を命ぜられ守

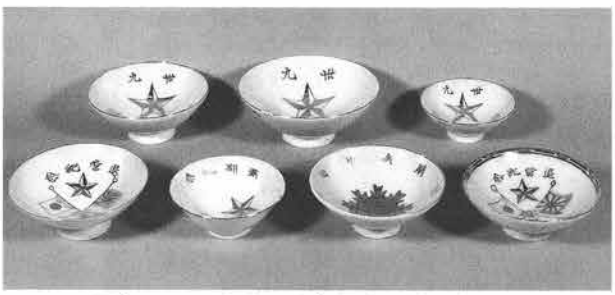

写真－7　歩兵三十九聯隊退営記念の盃
（神戸深江生活文化史料館蔵）

備についた。

翌二十年一月九日の米軍上陸後は各地区で激戦が繰り返され、六月、諸隊は陣地を撤退して北進した。一月三十日、アメリカ第十一軍は、ルソン島サンアントニオ地区と、スピック（スピック湾北岸）に上陸し、二月十二日までバタン半島頸部で永吉支隊と激しい邀撃戦闘を繰り返した。二月中旬、支隊は半島中央部のナチブ山へ転進、三月下旬から同山周辺を拠点に遊撃戦を戦った。周りをゲリラや武装住民に取り囲まれ、食料調達に悩まされ、飢餓と病魔によって死者が相次いだ。約三八〇〇人で編成された永吉支隊は、八月末ごろには約二八〇人になり、体力もかろうじて歩ける程度のものが多かった。

第十師団の人員は、約二万一〇〇〇人であったが、生還者はわずか三〇〇〇人にすぎない。歩兵第三十九聯隊第一大隊では、五五二人のうち海没者二三五人を含め五二二人が戦死し、損耗率は九五％にも及んだ。フィリッピン戦全体では、六三万の将兵のうち五〇万が戦没した。フィリピン住民も巻き込んで、悲劇の戦場となった（『歩兵第三十九聯隊史』）。

第百十一聯隊（第五十四師団）の戦歴

第五十四師団は、第十師団が満州に移駐後姫路で編成された。戦局の悪化に伴って、昭和十八年三月五日から八日にかけて、宇品港を出港。四月中旬ジャワ島東端のスラバヤに集結し、十月までジャワ島東部の警備についた。

昭和十八年九月、大本営からビルマ（現ミャンマー）の三方から国境を越えてインド東部の連合軍の拠点、インパールへと向かういわゆるインパール作戦の準備命令が出された。インパール作戦には、一〇万人の将兵が参加した。

十八年十月上旬、第五十四師団はビルマに転進し、翌十九年一月、インパールへ進攻する主作戦の支援として、アラカン山脈を越え、ベンガル湾にのぞむミヨボン地帯に進駐した。二月にはインパール作戦に呼応して、第百十一聯隊主力は、カラダンへの進撃作戦に参加した。しかし三月から約四カ月かけて国境地帯で戦ったインパール作戦は、結局日本軍は三万近い死者を出して敗退した。おびただしい数の日本兵の死体が横たわり、暑さと雨は、死体をまたたく間に白骨化させた。インパールから撤退する街道は、「白骨街道」、「靖国街道」と名づけられた。七月、インパール作戦の失敗によって、連合軍は海陸両面から攻勢をかけ、第五十四師団はその矢面にたたされ、第百十一聯隊は、アキヤブ島防衛の任についた。

翌二十年一月上旬、同聯隊は撤退の命をうけ、カラダン河渡河作戦を実施した。ミヨボン、ミンビヤ、タマンド付近で転戦

し、四月にはレモー付近で戦闘を行い、その後アラカン山脈を踏破した。この「転進」は、ひんぱんに襲ってくる敵機のために行動の自由を制限されながら、ジャングルの中を行進していくものであった。イギリス・インド連合軍の空陸一体の作戦に比べ、食料、弾薬の補給の途絶えた中で、「ただ斬り込みと撤退作戦があるのみ」といった状況であった。

四月ビルマ方面軍はラングーンを捨てて、モールメンに落ちのび、ビルマを東西に走るマンダレーラングーン街道の東側を退いていった。敵中街道西側に取り残され孤立した第五十四師団は、五月二十五日、イラワジ河西岸カマ付近から、第百十一聯隊は、師団主力の援護の任につき、最後尾でイラワジ河渡河を完了した。続いて、プローム街道、パウカン平地から、ペグー山系にはいった。

ペグー山系からの退却戦闘では、全軍破局的打撃をこうむることになる。第百十一聯隊は、七月二十二日シッタン河渡河地点に集結し、二十八日渡河を完了、八月二十三日シッタン河左岸を撤退中に終戦を知り、停戦の命令を聞いた（『歩兵第百十一聯隊史』）。

五月から始まった雨期に、日本軍は雨と泥と食料調達に悩まされ、飢餓と病魔によって死者が相次いだ。イラワジ河、シッタン河の渡河では多くの将兵が濁流に消えた。シッタン河渡河後も、落伍者、自決者が相次ぎ、その行軍路が、「屍臭の道」となった。

ビルマで戦没した日本兵は約一四万三〇〇〇人、このうち第五十四師団関係は約一万五〇〇〇人（『戦史叢書シッタン・明号作戦』）。姫路を出発した二九〇五人の第百十一聯隊将兵のうち、二六三三人がビルマの土となった。本庄村出身者も二一人がビルマ戦線から帰ってこなかった。

本庄村と戦没者

終戦直後、各市町村役場に保管されていた兵事関係書類は、軍からの指示で焼却処分されたという。これらの書類の中には、召集令状の基礎資料となる在郷軍人名簿や動員日誌、個人の軍歴等、戦争に召集動員された人々の記録が含まれていた。日本の各地で、戦争と地域の人々とを結びつける資料が消えていった。本庄村でも、どれ位の村民が、どこで戦い、死んでいったのかを示す公式の記録は現在何も残っていない。

昭和六十年（一九八五）五月、深江財産区管理会と神戸深江生活文化史料館は、本庄村の日清戦争以来の戦没者名簿を作成した。遺族会等の協力を得て、軍属を含む本庄村出身者の戦没者一八九人の動員日、動員部隊、戦死日、戦死場所、遺族名の

収録が行われた。この名簿によると、日清戦争による戦没者は三人、日露戦争では一一人で、十五年戦争による戦没者は一七五人である。さらに詳細に見ると、満州事変では戦没者はみられず、昭和十二年九月に盧溝橋事件によってはじまった日中戦争では二七人、一四八人が十六年十二月八日以降の太平洋戦争での戦没者と記録されている。日中戦争以後の一七五人は、陸海軍別では陸軍一一一人、海軍三七人となる。戦死日を年別にみると、昭和十七年一四人、十八年二二人、十九年三六人、二十年八月十五日まで六九人、八月十五日以降一〇人、不明三人と、終戦の年が群を抜いて多かった。

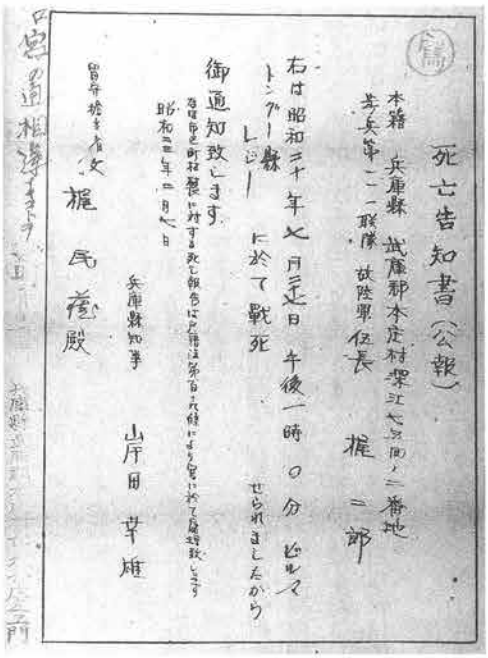
死亡告知書（公報）

本籍　兵庫縣　武庫郡本庄村深江七百拾二番地
陸軍二一聯隊　戰陸軍伍長　梶二郎

右は昭和二十年七月三十日　午後一時〇分　ビルマ　トングー縣　レンビー　に於て戰死　せられましたから　御通知致します

昭和二十年十月七日

兵庫縣知事　山岸日幸雄

留守扶助令　父　梶民彦殿

写真－8　戦死告知書
（神戸深江生活文化史料館蔵）

厚生省援護局の調べによると、アジア太平洋戦争では約二一〇万人の将兵が戦場で命をおとした。もっとも多く戦没者を出したのはフィリピンで、約五二万人の将兵が亡くなった。次いで、約四五万人の中国戦線、二四万七〇〇〇人の中部太平洋戦線と続く（『引揚げと援護の三十年の歩み』）。本庄村でもフィリピンで二四人が、ビルマで二一人が、中国戦線で一七人が亡くなった。戦場に着く前に海に没した人も一一人いた。

三節　本庄村と川西航空機甲南製作所

川西航空機の誕生

紫電改といえば、太平洋戦争末期、日本本土に来襲したB29や艦上機に立ち向かった、日本海軍の局地迎撃戦闘機である。この紫電改をはじめ、世界有数の飛行艇である二式大艇や数々の海軍機を製作したのが、川西航空機株式会社である。同社は、当時武庫郡鳴尾村大字大東（現、西宮市高須町）に本社と工場（鳴尾製作所）をもつ航空機機体製造メーカーであった。特に海軍とつきあいが深く、水上機や飛行艇の製造メーカーとして知られていた。主力工場として、本社工場の鳴尾製作所のほか、

川西航空機の前史

大正七年（一九一八）五月、神戸財界の実業家、川西清兵衛は、中島知久平（中島飛行機の創業者）のはじめた新分野の飛行機製作に投資、日本飛行機製作所を設立した。しかし、創業後わずか一年八カ月で、川西・中島両人の経営上の意見の相違から、同社は解散し、経営は全面的に中島に譲られた。

大正九年（一九二〇）二月、川西は、日本飛行機製作所から引き揚げた精密工作機械を使い、神戸市和田山通に、川西機械製作所をおこし、社長に次男龍三を就任させた。日本飛行機を退社した若い技術者たちは、清兵衛に飛行機製作再開を訴え、川西機械製作所の倉庫の中で、川西式飛行機の製作をはじめた。

同九年十二月三十日には川西式一型機が完成し、翌十年五月、帝国飛行協会主催の第二回懸賞飛行競技大会で好成績をおさめた。この結果、川西機械製作所に飛行機部を併設し、川西は、再び航空機事業に乗り出した。川西式飛行機は、昭和三年（一九二八）まで、一〇型式、計二八機を製作した。エンジン以外はすべて、川西の技術者が開発。この間、民間初の風洞と水槽を新設し、海外から航空力学の大家を招き、研究を重ねた。

川西式飛行機の中には、日本最初の厚翼低翼単葉機である二型機、大正十三年（一九二四）に国産機による最初の日本一周飛行に成功した川西六型「春風号」、国産機による太平洋横断機として作られた川西一二型「桜号」などがあった。また、海軍の艦上戦闘機の試作に自費で参加し、後の海軍用機受注の足掛りを得た。

一方、川西は、飛行機の実用化と自社機の販路確保のため、航空輸送事業にも乗り出した。大阪木津川尻埋立地に水陸両用の飛行場と格納庫を建設し、ここを基地に、大正十一年（一九二二）、定期航空輸送事業を目的とした日本最初の法人組織・日本航空株式会社を設立した。ところが、昭和三年（一九二八）、政府は航空輸送一元化政策のため、日本航空輸送株式会社設立し、川西の日本航空は事業閉鎖に追い込まれた。川西にとっては、同時に飛行機の販路を失うことでもあった。海軍との結びつきが本格的になるのは、この昭和三年からである。

甲南製作所（武庫郡本庄村、現・神戸市東灘区青木）、姫路製作所（姫路市天神町、現・姫路市城東町）、宝塚製作所（武庫郡良元村、現・宝塚市新明和町）があった。甲南製作所は、主に大型飛行艇の生産工場であった。

川西航空機甲南製作所は、芦屋川の河口の約一・三キロの西、通常の海岸線から大阪湾に突き出た幅広い埠頭のような形の敷地に広がっていた。東隣には、海技専門学院・高等商船学校神戸分校（元神戸高等商船学校）があった。現在も川西航空機の後身である新明和工業甲南工場が同所にある。

ほぼ長方形の敷地の中には、総組立工場、胴体組立工場、翼組立工場といった主要建物四棟をはじめ、治具工場、実習工場、倉庫などがあり、水上機の滑走台が海に突き出ていた（写真―

9)。主要建物はすべて、大きな平屋建て、近代的な鉄骨造で、通常より高さが高く、長いのこぎり歯状の屋根で、不燃性の軽量薄板でおおわれていた。大型飛行艇を最終的に組み立てる総組立工場は、約四万四七〇〇平方㍍もの広さがあり、現在でも工場として使われている。敷地の北側道路をへだてて寄宿舎や倉庫があり、さらに北を走る阪神電車の線路のむこうには、従業員の寄宿舎が並んでいた。敷地面積は約二三万平方㍍、総建物面積は約一九万平方㍍であった。

写真－9　滑走台が海に突き出た川西航空機甲南製作所
（第21爆撃機軍団『作戦任務報告書』大阪国際平和センター蔵より）

川西航空機は、日本の航空史のなかで、つねにパイオニアであった。城山三郎氏の著書の中に、『零からの栄光』（一九七五年）がある。川西航空機から依頼をうけ、「会社に関係の薄い人でも、面白く読めるような社史」として、創立から戦後新明和工業として再建、発展するまでを詳述している（『社史1　新明和工業株式会社』一九七九年）。

同社の源流は、日本最初の飛行機製造会社、合資会社日本飛行機製作所で、創立は大正七年（一九一八）に遡る。しかし、創業後わずか一年八カ月で解散、同社の創業者のひとり、川西清兵衛が大正九年二月、神戸市和田山通に川西機械製作所を起こした。

一方、同社は、飛行機の実用化と自社機の販路確保のため、航空輸送事業にも乗り出した。大正十一年（一九二二）、日本航空株式会社を設立した。定期航空輸送事業を目的とした日本最初の法人組織だったが、昭和三年（一九二八）、政府は航空輸送一元化政策のため、日本航空輸送株式会社設立し、川西の日本航空は事業閉鎖に追い込まれた。昭和三年十一月、川西機械から飛行機部が独立し、川西航空機を設立。昭和五年には本社、工場を武庫郡鳴尾村に移転拡張し、名実共に川西航空機が

誕生した。

日中戦争がはじまると、海軍主導で、川西は急激に生産力を拡大していった。昭和十四年（一九三九）六月、本庄村青木海岸を埋め立て、甲南製作所を設置することが決定した。同じころ、鳴尾の本社工場（昭和十九年、鳴尾製作所として生産部門が分離独立）の拡張工事を開始した。続いて翌十五年に宝塚製作所が、十六年に姫路製作所の建設がはじまった。鳴尾の本社工場から、甲南製作所には二式飛行艇の生産部門が、宝塚製作所には補機、銃架関係の生産部門が、姫路製作所には紫電、紫電改の生産部門が移された。

甲南製作所の建設

甲南製作所の敷地は、神戸高等商船学校の西隣の青木海岸一帯の地域が定められた。この辺りは、「昭和初期にはまだ緑なす田畑に続いて、松林と広い砂浜を持つ海岸」で、砂浜には芦萩が生い茂っていた（『神戸商船大学五十周年記念誌』）。この砂浜に土をいれて海岸線を埋め立て、敷地を整備した。

川西航空機が兵庫県知事坂千秋に、「公有水面埋立並ニ民有地地上及浚渫願」を出したのは、昭和十四年（一九三九）十一月十七日のことである。願によると、計画は次のようであった。本庄村字青木地先公有水面九万二五四七・九平方㍍を埋め立て、字青木地先四万五〇三九・五四平方㍍の砂浜を中心とした民有地に土をいれ、必要な土砂は電動式サンドポンプを装備した浚渫船で送砂するという。一三〇万円の予算で、水上飛行機基地と工作設備設置のために、許可の日から一カ月以内に開始し、二四カ月以内に終えるものとなっていた。添付された図面には、海岸線に平行して幅四〇〇㍍、海岸線から約一五〇㍍水面に突き出し、砂浜も含めると一辺二六五㍍の四角形の形が記されていた。

これより約四カ月前の昭和十四年七月二十一日、本庄村会は、「本庄村地先海面埋立出願ニ付対策ノ件」を審議した。ここで問題になったのは、工事計画の中で、漁業権保証などを含め村の東部への対策が考慮されていないことであった。対策事項の決定と実施方法は、深江選出の村会議員から七人、青木選出の議員から三人、西青木選出の議員から二人、計一二人の委員に一任した（『昭和十四年七月二十一日本庄村会議録』）。

翌十五年一月十七日、兵庫県知事から本庄村会に対し、「公有水面埋立ノ件」の諮問がだされ、二月十四日の村会で答申案の審議が行われた。答申書の中で、村会の意見として、村有排水路の移設や設置、深江浦の漁業組合と円満な協定締結などの条件を付した。この日の審議では、すでに前年七月から協議が

すすみ、答申書案の中に村の希望条件が記されていることから、満場一致で可決した（『昭和十五年二月十四日本庄村会議録』）。

川西航空機が青木海岸の埋立て工事に着手したのは、翌十六年一月七日のことであり、五月二十四日には建物の建築に取りかかった。この間の四月には、建設中の甲南製作所と宝塚製作所の土地、建物、機械は、「兵器等製造事業特別助成法」による官設民営工場となることが決まった。海軍の生産力拡充命令は、極めて大規模なもので、莫大な費用が必要であった。そこで兵器の生産力確保のため、国家が特別の助成を行う法律の適用をうけた。昭和十七年四月一日、建設中の建物が一部竣工し、甲南製作所の生産がはじまった。

また、当時本庄村の庶務課長をしていた太田垣正雄氏は、川西航空機甲南製作所の工事について聞き取りに以下のように話している（道谷卓編著『うはらの歴史発見』から抜粋）。

川西航空機が埋め立ての免許を取って、今の工法と違う大きな泥を吸い上げる工法で工場用地を整備し、川西航空機甲南製作所がいよいよ来るということになったんです。そうすると、それの下請けとか、協力とかいう名目で、特に航空機関係の小さな工場がこっちへやってきまして、昔の田んぼのあったところは全部その工場用地やその厚生施設として利用されたんです。神戸製鋼の青年養成校が進出してくるし、日東航空機という会社をはじめ、軍関係の住友ゴムなんかもこちらへ来たものだから、一大工場地域になってしまったんです（写真－10）。

工場地域になって一番困ったのはし尿の処理と水です。当時、私は村役場の庶務課長だったんですが、ある優秀な水道技術者に無理を言って引いてもらうことにしたんです。というのも、水道を引いてこないと工場が建っても操業が出来ないからで、なんとか水道を引いてくれるよう頼んだわけです。ところが水道管にする鉄管などの材料がないので、軍関係の会社に行って特別に頼んで「エダニット」というセメントのような代用管をもらったんで

写真－10　昭和18年３月の工場地鎮祭
（神戸深江生活文化史料館蔵）

す。そこへは何度行ったかわかりません。そのころの私の役場での仕事は水道の敷設が一番急務でしたね。

川西航空機の徴用・動員

日中戦争勃発後、川西航空機の勤務者の数は、増加の一途をたどった。会社設立時の昭和三年（一九二八）十一月には社員（書記、技師など）一六人、従業員（組長、一般工員など）二七七人、計二九三人であったのが、日中戦争勃発後の昭和十三年四月には社員一四九人、従業員三五五人、計三七〇四人と約十二倍に増加した。さらに太平洋戦争勃発後の十七年四月には社員一〇〇一人、従業員一万九四六七人、計二万四六八人と約七十倍に、終戦の年の二十年四月には、社員四二五五人、従業員五万五二三七人、計五万九四九二人と約二〇〇倍にまで膨れあがった。

戦局の推移とともに、川西航空機では格段の生産力の増強にせまられた。一方従業員の中から応召者が続出した。昭和十四年（一九三九）七月八日、国家総動員法（昭和十三年五月施行）に基づいて、国民を重要産業などに強制的に就労させるための国民徴用令が公布され、十五日から施行された。「白紙召集」、「産業応召」と称された徴用は、同月からはじまったが、動員政策の中核として大規模に行われるのは昭和十六年以降であった。川西航空機では、十六年八月、国民徴用令に基づいて、従来の職場に勤務しているままで徴用扱いされる「現員徴用」がはじまった。

太平洋戦争が勃発し、戦局がさらに急激に悪化してくると、女子挺身隊や動員学徒によって、人員不足を補うようになった。甲南製作所には、朝鮮人徴用工も動員された。

真珠湾攻撃の直前、昭和十六年（一九四一）十一月二十二日、国民勤労報国令が公布され、翌月一日から施行された。同令は、重要産業や農村の労働力不足を解消するため、各事業者の申請に応じて、厚生大臣や地方長官が近隣の学校、婦人会、青少年団、同業者組合、会社などに勤労報国隊の編成を命じることができるというものである。対象は、原則として、一四歳以上二五歳未満の男性、一四歳以上二五歳未満の未婚女性であった。この国民勤労報国令は、当初は「まったく罰則規定を設けず、専ら国民の協力体制に期待する」ものであり、「一年間に一人の勤務期間は三十日以内」であった（『朝日新聞』昭和十六年十一月二十二日付）。

昭和十八年（一九四三）に入ると、戦局は悪化の一途をたどる。餓死者を多数出したガダルカナル島からの撤退（一月中旬～二月初旬）、連合艦隊司令長官山本五十六の戦死（四月十八

日)、アリューシャン列島アッツ島守備隊の「玉砕」(五月二十九日)と続く。十月二日には、文科系の大学・専門学校・高等学校在学生の兵役徴集延期が停止され、同月二十一日には神宮外苑競技場で東京近辺の七七校の出陣学徒壮行式典が挙行された。大阪では、十一月十六日、中之島公園で出陣学徒合同壮行式が行われた。ヨーロッパでは、九月八日、イタリアが連合国に無条件降伏した。

こうした状況の中、五月三日、昭和十八年度国民動員実施計画が閣議決定された。同計画では、膨大な労働力確保のために、「強力かつ徹底的なる措置を講じ」て、女子労働力の活用や勤労報国隊を整備拡充するなどの方針が報道された。勤労報国隊を「常時組織として計画的に錬成し、婦人会、学校、商工組合、遊休団体を単位に大量動員」を行うことになったのである(『朝日新聞』昭和十八年五月四日付)。兵庫県青少年団では、常備組織として男女中等学校卒業者による勤労報国隊を結成、特に女学校卒業生による同窓会単位の女子青年団勤労報国隊を充実させ、国民皆働運動に協力させることにした(『神戸新聞』昭和十八年九月一日付)。川西航空機では、十八年九月十日から十二月二十八日まで県下各高等女学校出身の女子勤労報国隊を受け入れた。

昭和十八年九月二十三日、女子に代替可能な一七職種に一四歳以上四〇歳未満の男子の就業が禁止する厚生省告示が出された。同時に代わる要員として、女子勤労動員の促進要領が発表された。この要領によると、新規学校卒業者、一四歳以上の未婚者、不急不要学校の女子生徒を、女子勤労挺身隊(仮称)に組織し、長期出勤させることになっていた(『神戸新聞』昭和十八年九月一日付)。

十二月十一日、県立第一高等女学校講堂で「兵庫県女子勤労挺身隊壮行式」が行われた。神戸市内とその周辺の女学校の同窓会を中心に組織された、約七〇〇人の挺身隊員が、航空機の増産を目指して軍需工場に出て行った。受け入れ工場の代表として挨拶したのは、川西航空機社長川西龍三であった(『神戸新聞』昭和十八年十二月十一日付)。十二月二十八日、川西航空機北側広場で、第一次兵庫県女子挺身隊の入所式が行われた。続いて、九月から勤務していた女子勤労報国隊の退所式が、職員食堂で行われた。女子挺身隊は、三〇の女学校同窓会と女子青年団六団から組織されていた。女子勤労報国隊員の中からも、引き続き現場に残るものや新しく女子勤労挺身隊に参加するものがあった(『神戸新聞』昭和十八年十二月二十九日付)。

翌十九年三月十八日には、「女子挺身隊制度強化方策要綱」

が閣議決定され、さらに六月には「女子挺身隊による勤労協力に関する勅令案要綱」が発表された。この「勅令案要綱」によって、一二歳以上四〇歳未満の未婚女性に対象が拡大され、いままで行政上の指導勧奨によっていた女子挺身隊が、国家総動員法第五、第六条の適用を受け、強制的に促進されることになる（『朝日新聞』昭和十九年六月七日付）。さらに昭和二十年三月六日、国民勤労動員令が公布された。従来の国民徴用令、国民勤労報国協力令、女子挺身勤労令などを統合し、動員体制の一本化をはかった（『神戸新聞』昭和二十年三月九日付）。

写真－11　川西航空機の寄宿舎埋め立て工事
（神戸深江生活文化史料館蔵）

昭和十九年（一九四四）一月八日には「緊急学徒勤労動員方策要綱」が、三月七日には「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」が閣議決定された。さらに四月十七日、学徒動員に関する文部大臣訓令が発せられ、中等学校三年生以上の男女生徒の軍需工場などへの通年動員が始まった。兵庫県では、四月上旬から、「翼の増産」を目指して航空機工場へ学徒動員を行うことが発表された。第一陣は、男子は各種学校、農学校、商業学校、工業学校など中学校を除く生徒、女子は各種学校、高等女学校、女子商業学校の生徒であった。三月二十九日、三十日には、兵庫県内の男子中学校の動員主任を対象に、中等学校動員主任修練会が開かれた。趣旨の徹底、動員学徒数と受け入れ工場の指定、工場との協議が目的であった（『神戸新聞』昭和十九年三月三十日付）。四月十四日、東遊園地で学徒動員勤労壮行会が挙行され、実業学校、女学校計四九校約一万人の男女学徒が、「翼増産」「半年従軍」の掛け声のもと、航空機工場へ出勤していった（『神戸新聞』昭和十九年四月九日、十四日、十五日付）。

五月に入って、兵庫県は内政部教学課内に、県知事を本部長とする兵庫県学徒勤労動員本部の設置を発表した（『神戸新聞』昭和十九年五月五日付）。五月三十日、中等学校長打合協議会

で「新兵庫県学徒勤労動員要綱」が発表された。中等学校程度の五、四、三年の通年動員、作業の性質や環境が学徒に不適当な場合には、出勤を取消すことや停止ができる、動員学徒の報償金は個人名義で貯金する等の内容であった。五月三十一日、第二陣として、男子中等学校生徒の動員が開始され、神戸市民運動場で兵庫県学徒動員壮行式が挙行された（『神戸新聞』昭和十九年五月三十一日付）。

続いて七月二十四日には「労務給源ノ枯渇ト航空機急造」のため、中等学校低学年や国民学校高等科にまで対象が広がった。兵庫県への国民学校高等科生徒の割当は六七〇〇人であり、八月下旬から尼崎以西姫路までの沿岸地帯の学徒の通年動員がはじまった（『神戸新聞』昭和十九年八月九日付）。八月二十三日、「学徒勤労令」が公布された。本庄国民学校では八月二十九日から、高等科一、二年の男子と一年の女子一〇五人は日東航空機器へ、二年女子六〇人は川西航空機に就労した（写真－12）。

川西航空機甲南製作所へ女子挺身隊が動員されたのは昭和十九年二月、学徒勤労動員がはじまったのは五月のことであった。近辺の甲南高等女学校、本庄国民学校高等科、神戸女子薬学専門学校だけでなく、県外の浜松工業専門学校、徳島県立撫養高等女学校、徳島県立富岡高等女学校からも動員された。徳島県立富岡高等女学校の動員記録である『琴江川』（一九八六年刊）には、二十年三月に甲南製作所で卒業式を行ったこと、卒業後も家庭や本人の事情で許可を得たもの以外動員が続いたこと、二十年五月十一日の甲南製作所への爆撃後一時帰休し、そのまま口実をつくって復帰しなかったことなどが記されている。

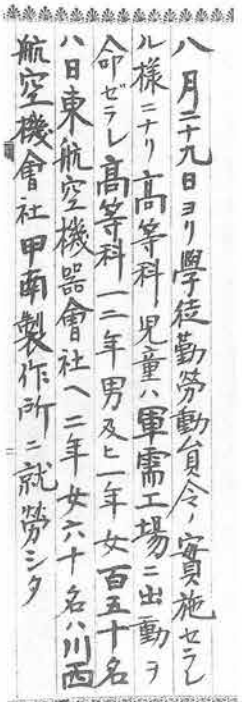
八月二十九日ヨリ學徒勤労動員令ノ實施セラルル様ニナリ高等科児童ハ軍需工場ニ出動ヲ命ゼラレ高等科一二年男及ヒ一年女百五十名八日東航空機器會社ヘ二年女六十名八川西航空機會社甲南製作所ニ就労シタ

写真－12　本庄小国民学校の学徒動員記録

終戦近くの六月二十三日現在、川西航空機在籍人数六万四六二三人のうち、勤労学徒は八三四一人（うち女学生は五〇二〇人）、女子挺身隊員は五一二一人であった。学徒と挺身隊員をあわせると一万三四六二人、全在籍者数の二一％、工員・雇員四万三六九三人に対して三一％の数を占めるまでになった（「前原謙治資料」1）。しかし六月一日現在、川西航空機の職員、工員、学徒数あわせて五万四五一人、学徒数は七七〇八人、甲南製作所の学徒数は八二六人という資料も残っている（「前原謙治資料」2）。

朝鮮人の徴用

昭和十四年（一九三九）七月四日、「移住朝鮮人」の動員を含む「昭和十四年度労務動員実施計画要領」（第一次労務動員計画）が閣議決定された。国民徴用令の公布は、この四日後の七月八日のことである。昭和九年十月の閣議決定「朝鮮人移住対策ノ件」によって、朝鮮半島からの「内地渡航」は、確実な就職先のあるものにだけ縁故渡航を認めるとしていたが、以後は、日本人労働力の不足を埋めるため、内地の重要指定産業へ「移住朝鮮人」の大量動員が組み込まれることになる。

昭和十四年七月二十八日、厚生、内務両省と朝鮮総督府との間で、朝鮮人移住に関する方針の大転換について、協議を行い、「朝鮮人労務者ノ移入方針」が決定した。この決定の内容は、二十九日付「朝鮮人労働者内地移住ニ関スル件」として、募集要綱の細目は、三十一日付で内地の各地方長官宛に伝えられた。総督府は、内地側との交渉結果に基づいて、「朝鮮人労働者募集並渡航取扱要綱」を定め、九月一日付「朝鮮人労働者移住ニ関スル件」として、朝鮮各地に通牒した。これらの募集要綱に基づいて、集団募集による内地渡航がはじまった。募集というものの、普通の自由な募集ではなく、雇傭主は総督府から募集許可と募集地域や人員の割当を受け、さらに各地域で人員の割当を受けた後、募集が可能となるというものである。さらに、この募集は、警察や面、邑レベルの役所によって行われた。募集地域は、京畿道、忠清南道、忠清北道、全羅南道、全羅北道、慶尚南道、慶尚北道の朝鮮南部七道であった。

昭和十七年二月二十日、朝鮮総督府は「労務動員計画ニヨル朝鮮人労務者ノ内地移入斡旋要綱」を実施し、手続きの簡素化と送出ルートの整備を行った。総督府の「斡旋人員及斡旋期間」の決定に基づき、各府郡島と当該国営職業紹介所へ必要人員が割当られた。「官斡旋」による労働者の募集対象地域は、前出の七道に江原道と黄海道が加えられた。

昭和十九年（一九四四）九月、朝鮮半島から内地事業場への労務動員にも、国民徴用令が適用されることになる。国民徴用令の施行は、朝鮮ではこれまで軍関係の労務要員だけが対象となっていた。「募集」や「官斡旋」によって移住就業した朝鮮人労働者たちの大部分も、現員徴用の対象となった。事実上「徴用的」であった官斡旋が、国家権力による動員である「徴用」に名実ともに転嫁したのである（『北海道と朝鮮人労働者―朝鮮人強制連行実態調査報告書』一九九九年）。

このように動員計画に基づく朝鮮半島からの連行は、当時の行政手続上、昭和十四年九月から十七年一月までは「募集」、

十七年二月から十九年八月までは「官斡旋」、十九年九月から二十年八月までは「徴用」と分けられる（『朝鮮人強制連行調査の記録―兵庫編』一九九三年）。

戦後の昭和二十一年（一九四六）二月、在日本朝鮮人連盟兵庫県本部の「徴用工及使用人現況調査」について、甲南製作所は、氏名、年齢、入所経路、出身地等を記した回答書を提出した。また、同年六月、厚生省勤労局の通達に基づき、神戸勤労署は管内の事業所に対し、「移入朝鮮人労務者」についての一斉調査を行い、報告書を提出させた。この調査は、「官斡旋徴用に依る移入労働者」だけを対象とした。

甲南製作所が神戸勤労署に提出した「朝鮮人労務者ニ関スル調書」には、年度別雇傭（含徴用）人員数を記した「割当並雇入状況」（第一号表）と、氏名、生年月日、出身地、入所経路、入所年月日、退所事由、退所年月日、未払賃金、職種などを記した「朝鮮人労務者ニ関スル調書」（第二号表）が含まれていた。甲南製作所は、第一号表で雇入数を四三年には二三人、四四年には二五人計四八人と報告した。一方、七月四日付の第二号表に記された氏名は、三八人だった。

第二号表によると、朝鮮人労働者一二人が甲南製作所に入所したのは、昭和十八年（一九四三）九月二三日のことである。このあと、翌十九年五月三日まで、「徴用」によって三七人が、「養成工」として一人が入所した。多くは、組立工や板金工として働いたという。出身地別にみると、約半分の二一人が慶尚南道出身者であった。また三八人のうち十九年一月に一人、二月に一人が、病気療養のため退所し、終戦時の在籍者は三六人だった。この三六人は、二十年八月二十三日付で「終戦の為」退所したと記されている。

川西航空機の疎開

昭和十九年九月になると、軍需省より学校や倉庫などに工場や事務所の分散疎開が命じられ、川西航空機は実施計画を立案し、十一月に疎開本部を設けた。いずれが爆撃をうけても生産に支障がないように、鳴尾、甲南、姫路、福知山、四国、北陸、補機、兵器といった生産ブロックが編成され、疎開計画にもこれが組み入れられた。最終組立工場は、出来上がった飛行機を飛ばす飛行場の近くに計画された。

川西航空機の本社機能の多くは、関西学院や神戸女学院を中心に、資材や部品は、各製作所付近の学校や倉庫に分散された。疎開工場、分工場を福知山（京都府）、四国、鶉野（加西郡鶉野村、現・加西市）、盾津（大阪府中河内郡盾津村、現・東大阪市）などに建設し、生産設備や人員を分散した。また、翌二

十年一月からは、福知山、北条（加西郡北条町、現・加西市）、苦楽園、甲陽園（西宮市）、山芦屋（芦屋市）などで、覆土式や横穴式の半地下防護工場の建設が行われた。

甲南製作所の総務課は神戸女子薬学専門学校（本山村）に、会計課は増谷高等女学校（魚崎町）に、業務課は田中公会堂（本山村）に移された。疎開工場としては、盾津飛行場内の盾津工場や、苦楽園（西宮市）、山芦屋（芦屋市）の半地下防護工場が建設され、梅田の阪急ビルも機械工場として使われた。工具や部品は、次の近隣の学校や倉庫などに分散された。本庄国民学校、東浜倉庫（本庄村）、本山第一国民学校、本山第二国民学校（本山村）、精道国民学校、宮川国民学校、岩園国民学校（芦屋市）、灘中学校、松竹梅酒蔵、山邑倉庫（魚崎町）、住吉国民学校、剣菱倉庫（住吉村）、阪神電車御影・住吉間高架下、小野倉庫（神戸市灘区）などである。

二十年五月十一日、甲南製作所がB29の精密爆撃をうけた。つづいて、六月九日には鳴尾製作所が、六月二十二日には姫路製作所が、七月二十四日には宝塚製作所が爆撃の対象となり、壊滅的被害をこうむった。目標をそれた爆弾は、近隣の市街地に降りそそいだ。軍事目標への精密爆撃も、付近の人々にとっては空襲には変わりがなかった（甲南製作所への爆撃については後節に詳述）。

同年七月、第二軍需工廠が設立され、川西の全設備、従業員はこの国営会社に移管された。川西航空機は、原会社とよばれ、生産活動をしない会社となって、終戦をむかえた。

米国戦略爆撃調査団

戦後すぐの昭和二十年（一九四五）十月十七日～十一月二十五日、米国戦略爆撃調査団航空機部門（United States Strategic Bombing Survey, Aircraft Division）の調査メンバーが、十一月十八日～二十日には物的損害部門（Physical Damage Division）の調査メンバーが、川西航空機甲南製作所を訪れた。航空機部門の調査班は、日本の航空機工業が戦争に果たした役割と敗因の分析の一環として、川西航空機各製作所の調査を行った。調査結果は、「川西航空機株式会社（会社報告第三号）」（Kawanishi Aircraft, Corporation Report No. Ⅲ、一九四七年）として報告され、太平洋戦争期の同社の概要を示す貴重な資料になっている。物的損害部門の調査班は、甲南製作所に投下された五〇〇ポンド爆弾の着弾点を一つ一つ丁寧に確認し、丹念に建物や機械類に与えた効果を調査した（写真－13）。結果は、「日本の目標に対する二〇〇〇ポンド、一〇〇〇ポンド、五〇〇ポンド爆弾の効果（八例）」（Effects of Two Thousand,

One Thousand, and Five Hundred Pound Bombs on Japanese Targets A Report on Eight Incidents」一九四七年）で報告された（写真－14、15、16）。

「川西航空機株式会社（会社報告第三号）、第二部甲南製作所」には、組織、生産統計、雇用、爆撃の効果、疎開、情報の検討などが記された。付録の工場爆撃図は、爆撃による被害を示すとともに、工場全体の配置を表わす概観図となっている（図－1、2）。甲南製作所での生産機や従業員について、次のように記した。

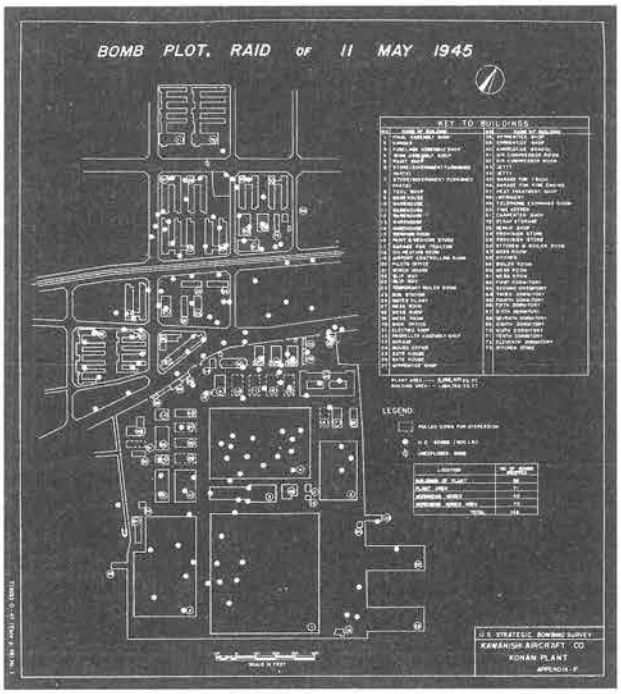

写真－13　川西航空機甲南製作所に投下された500ポンド爆弾の着弾点（『戦略爆撃調査団報告書』関西大学蔵より）

甲南製作所で生産した飛行機は、二式飛行艇（米軍コード名はエミリー）と極光（米軍コード名はフランシス）の二種類だった。極光は、海軍航空技術廠が開発した海軍双発陸上爆撃機銀河を夜間戦闘機に改造したものであった。

二式飛行艇（H8K2）の製造は、昭和十八年二月に開始され、十八年には六三機が、十九年には七七機が、二十年には一〇機の計一五〇機が生産された。同じく十八年十一月には、二式飛行艇改良型（H8K2－L）の生産がはじまり、この年五機が、十九年には三二機が、二十年には五機と計四二機生産された。さらに改造型（H8K3）は二十年に二機だけつくられた。甲南製作所で製造された二式飛行艇は、合計一九四機だった。

十九年六月、極光（米軍コード名はフランシス）の製造がはじめられた。製造機種の変更に手間取り、十九年には二八機が生産されただけだった。二十年四月には月産一五機とピークを迎えたが、五月十一日の爆撃後は減少し、八月の生産はたった一機となった。二年間で極光は九四機が生産され、二式飛行艇と併せて、甲南製作所では二八八機の飛行機がつくられた。

従業員の数は昭和十七年末二〇〇〇人、十八年末には五〇五〇人となった。ピークは十九年十一月の七九〇〇人で、終戦時には七五〇〇人になっていた。十八年になると、徴用された従業員に、家族のある比較的年齢の高い者が激増した。そのため、戦争末期には、鳴尾製作所では、空襲が激しくなると家族を疎開させるた

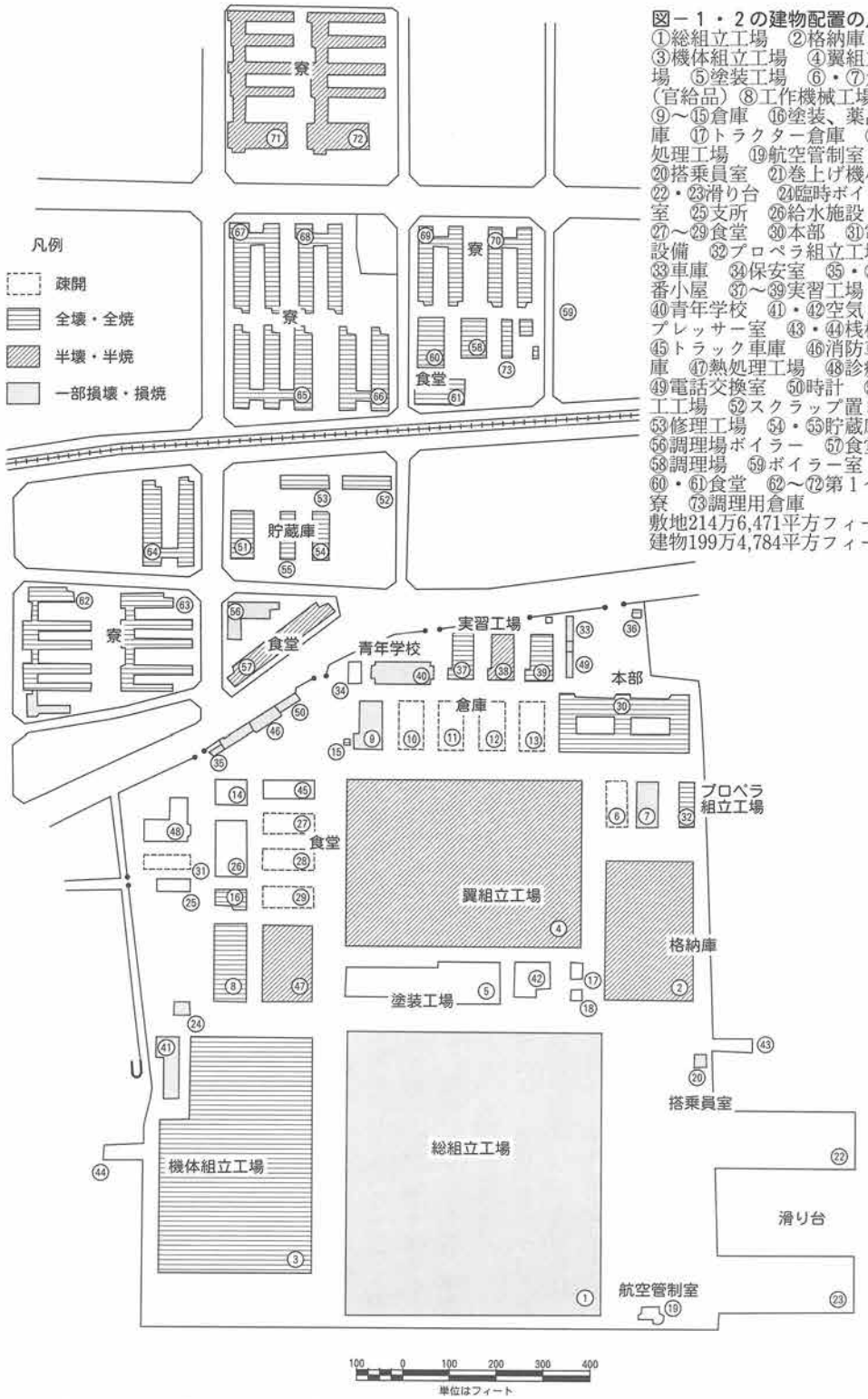

図－１・２の建物配置の凡例
①総組立工場　②格納庫
③機体組立工場　④翼組立工場　⑤塗装工場　⑥・⑦倉庫（官給品）⑧工作機械工場
⑨～⑮倉庫　⑯塗装、薬品倉庫　⑰トラクター倉庫　⑱油処理工場　⑲航空管制室
⑳搭乗員室　㉑巻上げ機小屋
㉒・㉓滑り台　㉔臨時ボイラー室　㉕支所　㉖給水施設
㉗～㉙食堂　㉚本部　㉛電気設備　㉜プロペラ組立工場
㉝車庫　㉞保安室　㉟・㊱門番小屋　㊲～㊴実習工場
㊵青年学校　㊶・㊷空気コンプレッサー室　㊸・㊹桟橋
㊺トラック車庫　㊻消防車車庫　㊼熱処理工場　㊽診療所
㊾電話交換室　㊿時計　(51)木工工場　(52)スクラップ置き場
(53)修理工場　(54)・(55)貯蔵庫
(56)調理場ボイラー　(57)食堂
(58)調理場　(59)ボイラー室
(60)・(61)食堂　(62)～(72)第１～11寮　(73)調理用倉庫
敷地214万6,471平方フィート
建物199万4,784平方フィート

図－１　1945年５月11日の爆撃による被害（米国戦略爆撃調査団の報告より作成）

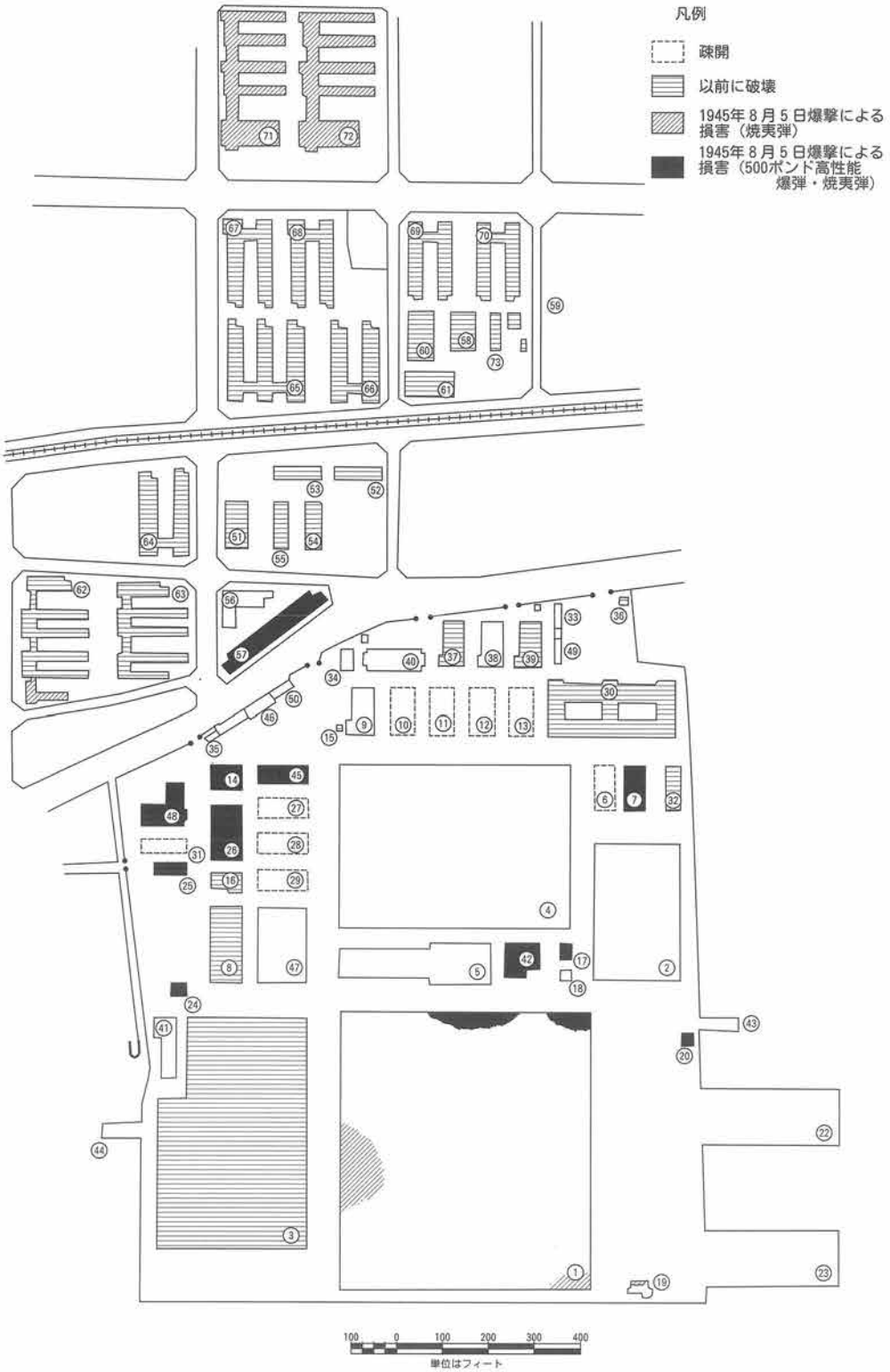

図－2　1945年6月5日と8月6日の爆撃による被害（米国戦略爆撃調査団の報告より作成）

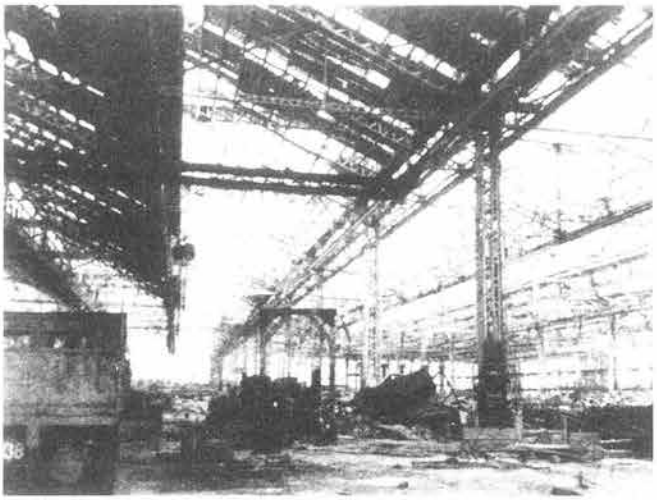

写真－14　川西航空機・翼組立工場内部。屋根に軽度の損傷

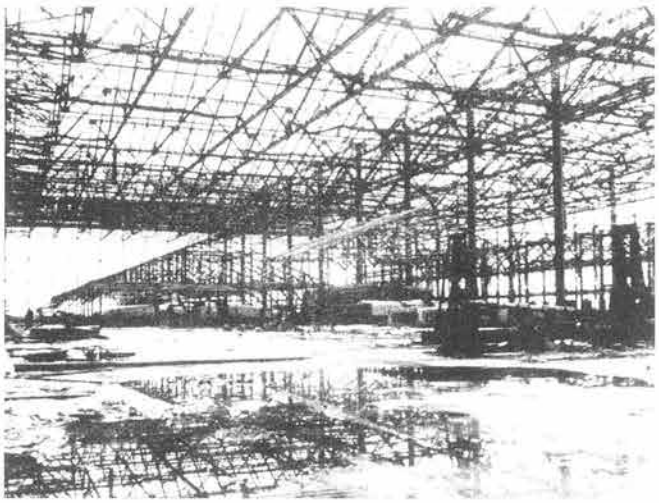

写真－15　同・機体翼組立工場の南東。外観で軽度の損傷

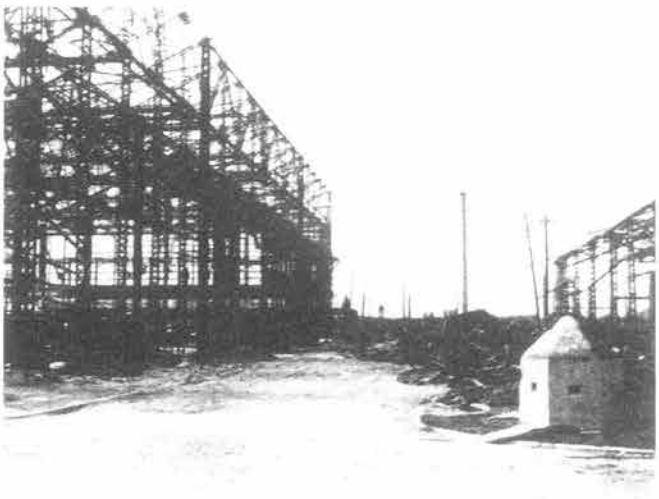

写真－16　同・機体翼組立工場の北端。外観で軽度の損傷

（いずれも『戦略爆撃調査団報告書』関西大学蔵より）

めに、欠勤が増えたという。姫路製作所では、自分の田畑で働くために、春と夏には工場への出勤率が低下した。

甲南製作所への爆撃の効果も丹念に調べた（図－1）。五月十一日に投下した五〇〇ポンド爆弾四六一個のうち、工場敷地内に落ちたのは一四六個だった。不発弾一個が発見された。一四六個のうち、工場建物には五六個が命中し、一五個が工場施設内に落ちた。工場施設近くの寄宿舎敷地に七五個、うち四〇個は寄宿舎を直撃した。胴体組立工場の被害が最も大きく、この後胴体組立は翼組立工場で行われた。この日の死者は一六〇人、負傷者一〇五人だった。『川西航空機株式会社年史』（一九

四六年）には、死者は一三八人、行方不明九人、重傷者一二五人となっている。いずれも川西航空機からだされた数字であるが、異なる数となっている。

六月五日の爆撃では寄宿舎三棟が焼失し、八月六日の爆撃ではM64五〇〇ポンド通常爆弾五個と焼夷弾が工場内に落ちた。六月五日の死者は一五人、負傷者八人と報告書には記されている（図―2）。

また、当時本庄村庶務課長の太田垣正雄は、川西航空機へ徴用されて空襲の犠牲になった遺体について以下のように話している（道谷卓編著『うはらの歴史発見』から抜粋）。

> 徴用で工場に来ていた人も犠牲になりましたから、何百人という方がなくなりましたね。特に徴用でよその村から来ていた人がなくなると、身元が分からないというような遺体も出てきますので、とにかくそうした遺体を工場敷地で火葬させてほしいと、工場と交渉するのですが、工場側もすぐに再興するから工場内で火葬してもらったら困るといわれて、往生したことを覚えています。結局私達は森村の山の上に、五〇体分の火葬する所を設置したんです。ところがこの山の上へ遺体を運ぶ手段、道具がないんです。それで仕方ないということで、役場の裏に遺体を並べてそこで火葬しました。

四節　本庄村と戦災

兵庫県の戦災

太平洋戦争末期の昭和二十年（一九四五）一月から八月にかけて、兵庫県域にもマリアナ基地からのB29部隊による通常爆弾や焼夷弾による攻撃は激烈を極めた。ほかに、硫黄島基地のP51戦闘機、空母発進のF6F艦上機などによる機銃掃射、神戸・大阪水域への機雷投下、原爆模擬爆弾の投下が行われた。

兵庫県の死者は約一万二〇〇〇人と推定されている。兵庫県土木部の『復興誌』（一九五〇年）によると、「尼崎より明石に至る珠数の様に連る阪神間諸都市と西播の中心都市姫路市を加えた十二都市」が戦災をうけたと記されている。神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、明石市、御影町、魚崎町、本山村、住吉村、本庄村、鳴尾村、姫路市の名があげられた。

このうち、御影町、魚崎町、本山村、住吉村、本庄村は、現在の神戸市東灘区で、旧神戸市域と芦屋市をつなぐ一つの地域となっている。この地域は、昭和十五年（一九四〇）十月の国勢調査によると、人口八万七一九一人であったが、戦災による死者は一一八八人、負傷者は一五八二人といわれている。西宮

市の人口一〇万三七七六人に対し、死者七一六人、負傷者一三〇一人と比べると、この地域の被害の大きさがわかる。町村別の人口と死者、負傷者の数は表－1の通りである（『復興誌』）。本庄村は人口一万三七二九人、死者四三六人、負傷者二二五人で死者の人口に対する割合は、三・二%と五町村の中で最も高かった。

表－1　五カ町村の戦災死傷者

町村	人口	死者	負傷者
御影町	22,711	442	416
魚崎町	13,360	108	236
本山村	19,260	143	194
住吉村	18,121	59	511
本庄村	13,739	436	225

（『復興誌』による）

西宮・芦屋・東灘地域の戦災

当時アメリカ軍は、一定の表示体系に基いて、日本本土の各地域・施設に目標番号（target number）をつけた。90・25は、大阪地域を示す番号であった。この地域には、大阪湾岸地域、淡路島、明石、和歌山県北部、奈良が含まれた。このうち、阪神工業地帯を構成する大阪湾岸都市は徹底的に焼き尽くされ、破壊された。

大阪湾岸都市の中に、大阪・尼崎と神戸の間にはさまれた住宅地域、西宮市、芦屋市、東灘地域があった。大阪と神戸の間という狭義の阪神間である。アメリカ軍は、この地域を西宮－御影工業市街地域（Nishinomiya-Mikage Urban Industrial Area）と名づけ、八月六日未明、B29による爆撃を行った。第二〇航空軍A－2（情報担当）部目標部門の昭和二十年（一九四五）七月二十四日付「目標に関する情報（Target Information Sheet）」には、この地域について、次のように記した。

この地域は、御影に始まり、西宮の向こう武庫川まで東方に拡がっている。西宮は、市として合併しており、人口一一万一七九六人（一九四〇年）である。御影・深江は、まだ合併していないが、匹敵する人口である。この地域の総人口は、約三〇万人である。

日本の行政区画でいえば、西宮市、芦屋市、御影町、魚崎町、本山村、住吉村、本庄村、鳴尾村と二市二町四村だったが、アメリカ軍からみれば、一つの市街地だった。御影と記された地域は、現在の東灘区域（御影町、魚崎町、本山村、住吉村、本庄村）を表わしている（図－3）。この地域の重要施設に、川西航空機鳴尾製作所と甲南製作所をあげていた。甲南製作所の所在地は、本庄村だった。

「昭和二十年事務報告書本庄村竝財産表」によると、本庄村は、五月十一日、六月五日、八月六日の三回、アメリカ軍の爆撃をうけた。

B29による本土爆撃

マリアナ基地からのB29による本土爆撃は、昭和十九年（一九四四）十一月下旬から翌二十年三月上旬までが、第一段階である。この時期には、主として航空機エンジン工場をねらった、通常爆弾（general purpose bomb）による高高度（高度一万五〇〇〇～二万五〇〇〇フィート、約四七〇〇～七六〇〇㍍）からの精密爆撃が中心であった。昭和二十年一月十九日の川崎航空機明石工場への通常爆弾による精密爆撃は、この中でも成功例となった。二月四日の神戸市街地への焼夷弾攻撃は、次の段階の大都市市街地に対する焼夷弾攻撃の実験的性格を帯びていた。

三月中旬から、東京・大阪・名古屋・神戸といった大都市市街地への焼夷弾攻撃がはじまり、第二段階に入っていく。第二段階には、七種の作戦が実施された。すなわち、①大都市市街地への焼夷弾攻撃②中小都市市街地への焼夷弾攻撃③沖縄侵攻支援のための飛行場爆撃④軍事工場への通常爆弾攻撃⑤機雷敷設⑥石油精製施設への爆撃⑦原爆投下作戦―である。

阪神間は、沖縄侵攻支援のための飛行場爆撃を除き、すべての作戦の対象となった。八月六日未明の西宮・芦屋・御影市街地への焼夷弾攻撃は、西宮への予告爆撃といった戦争最終段階

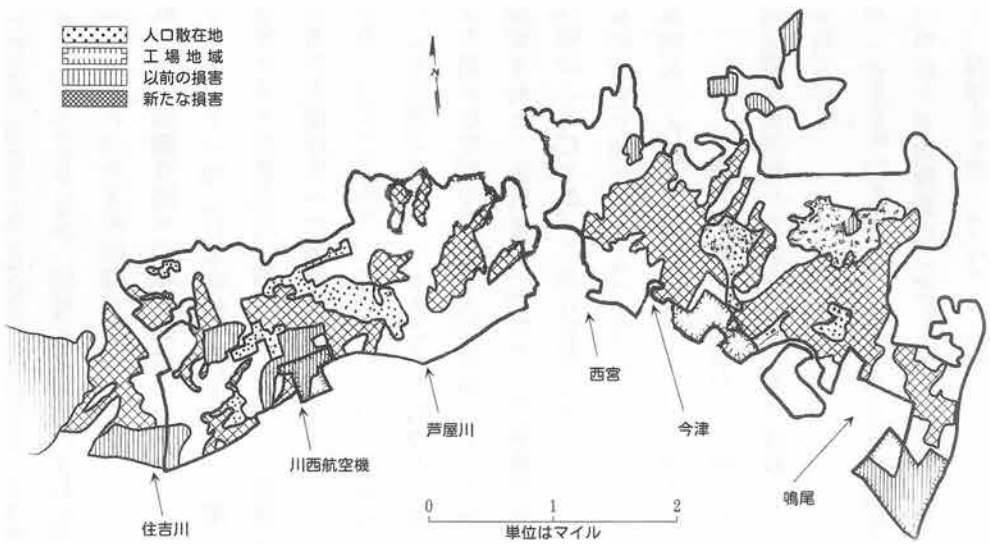

図－3　米軍が作成した8月5－6日の空爆の損害査定報告に補筆・修正

の心理作戦の一環でもあった。

マリアナ基地からのB29による兵庫県域への爆撃は、昭和二十年一月三日の神戸港への投弾に始まる。

二月四日午後二時五十七分から約一時間、神戸市域は初の本格的な焼夷弾攻撃を受けた。B29六九機によって行われたこの爆撃は、三月中旬からはじまる市街地への一連の夜間焼夷弾攻撃の実験的性格をもつものであった。

大阪府警察局の二月二十日付「空襲被害綜合状況ニ関スル件」（小山仁示編『大阪空襲に関する警察局資料』所収、一九七七年）によると、兵庫区を中心に、死者二四人、重軽傷七五人、全焼一七四一戸の被害があった。

三月十七日午前二時二十九分から約二時間三十分の間、神戸市は、B29三〇七機による大量の焼夷弾攻撃をうけた。この爆撃は、三月十日未明の東京大空襲にはじまる、B29による日本四大都市への激烈な焼夷弾爆撃の一環であった。多数のB29が人口稠密な市街地に侵入し、大量の焼夷弾をおとしていくという攻撃方法は、これらの一連の攻撃から本格化する。

兵庫県消防局の「自昭二十・二、至昭二十・八ノ間ニ於ケル県下大空襲ノ状況」によると、死者二六六九人、重軽傷一万一二八九人、罹災者二四万二四六六人の被害があった（Records of the United States Strategic Bombing Survey, Pacific Survey and Other Records, 1928-1947）。いずれの爆撃でも、本庄村に被害があったとの記録はない。

川西航空機甲南製作所への戦闘命令

五月十日午前十一時（日本時間、以下同じ）、第二一爆撃機軍団司令官ルメイが第五八、第七三、第三一四航空団に対し、川西航空機甲南製作所への戦闘命令を発した。

戦闘命令（Field Order）には、「われわれの戦術作戦を攻撃するために九州飛行場のいたるところに航空機が集結しているため、また敵の航空機生産が重大な状況にあるため、これらの攻撃が決定された」とある。「われわれの戦術作戦」とは、沖縄侵攻作戦のことだった。この日目標とされたのは、川西航空機甲南製作所と九州にある五カ所の飛行場であった。第二一爆撃機軍団の「作戦任務報告第一七二号（Tactical Mission Report）」には、甲南製作所への攻撃が、九州の飛行場へ対する、沖縄侵攻支援任務のための爆撃の陽動作戦となると思われたと記されている。

照準点（Aiming Point）は、一番大きな総組立工場が選ばれた。照準点と平均弾着点（Mean Point of Impact）は同義語であり、爆撃中心点と考えたらよい。

攻撃高度は、一万六〇〇〇～二万フィート（約四九〇〇～六〇〇〇メートル）、M64五〇〇ポンド通常爆弾が指示された。M64五〇〇ポンド通常爆弾は、全長一・四メートル、体長一・一メートル、直径三六センチ、日本式にいえば二五〇キロ爆弾であった。

当時、マリアナ基地のB29部隊は、第五八航空団がテニアン西飛行場を、第七三航空団がサイパン・アイズレイ飛行場を、第三一四航空団がグアム北飛行場を基地としていた。

川西航空機甲南製作所をめざして発進したB29は、表－2の通り計一〇二機で、番機がグアム北飛行場を飛びたったのは、午前一時二十六分のことであった。各機は午前四時二分にかけて、それぞれの基地を発進した。

表－2　本庄村周辺への爆撃部隊

	5月	6月	8月
58航空団	38(35)	120	
73航空団	22(17)	152	135(130)
313航空団		124	
314航空団	42(40)	127	134(125)
合　計	102(92)	523	269(255)

（　）内は爆撃に参加した機数

川西航空機甲南製作所への爆撃

マリアナ基地を発進したB29は、硫黄島を経て、和歌山県田倉崎をめざしてやってきた。この地点は、対岸に友ヶ島をのぞむ大阪湾に突き出た良好な確認点であった。各機は、ここから甲南製作所へ機首をむけ、爆撃航程にはいった。

一番機が、最初に甲南製作所へ投弾したのは十一日午前九時五十三分だった。発進した一〇二機のうち実際は計九二機が、午前十時〇三分にかけて、高度一万五七〇〇～二万フィート（約四八〇〇～六〇〇〇メートル）から爆弾を投下した。投弾時間は、わずか十分だった。

投下されたのは、戦闘命令で指示された通り、M64五〇〇ポンド通常爆弾一八三八個、四五九・五トンであった。この日、十分の四の雲があり、爆撃は三一機が目視により、六一機がレーダーによって行われた。

当時葺合北部警防団副団長であった上田浅一は、日記のなかで次のように記した（上田浅一『空襲と終戦直後の記録上田浅一昭和二十年日記』一九六三年）。

> 店へ行く途上八時四三分再び警戒警報発令。…箕島付近へ集結の八十機は三十数機の編隊を以つて南方より当市上空に来襲ドドーンと高射砲轟きピリピリ硝子障子がはためく。九時五分空襲警報発令あり。西灘方面より猛煙上る更に来襲の十機は高射砲陣地裏へ投弾奈良を経て伊勢方面へ脱去し十時二十五分空襲解除。

日東航空機灘中学学校工場に学徒動員され、当日芦屋の自宅で被災した高瀬湊は、日記に爆撃の様子を次のように記した（『ある中学生の戦中日記』一九九一年）。高瀬たちの学年は、

在学年限四年に短縮のため、三月に卒業したことになっていたが、そのまま同じ工場で働いていた。

今日は朝から天気が悪く、灰色の雲が低くたれ下がっていた。…敵編隊は深江上空を北進している。ドドドドン、パンパンパン実に猛烈に高射砲を撃つ。パッパッパッと、上空一面に弾幕を張る。今日の敵機は相当低空だ。次第に危なくなるので壕の中に退避した途端、百雷が一度に落ちたかと思う程の大音響がした。続いてまた大爆発音、遂に投弾したのだ。そう思う間もなく、ザザザ…ヒュンヒュン…と、恰も飛行機でも落ちるときのような音がした。…ズシンズシンと壕が揺れる。…またしても、ヒュウン、ヒュウンという無気味な音。思わず耳を押える。ズシンズシンと猛烈に身にこたえる。このときほど正直に言って恐ろしいことはなかった。少しおさまったので外へ出てみると、キモ玉がひっくり返った。西は深江あたりに猛烈な黒煙が天を沖し、北は山手方面に煙が上がり、東は西宮あたり、これまた被害を受けて燃えている。

甲南製作所を爆撃したB29は、北東に針路をとり、川辺郡猪名川町付近で南東に旋回し、熊野灘へ脱去した。マリアナ基地への帰投は、午後四時六分から午後六時四十五分にかけてであった。日本側の迎撃や対空砲火によって、B29二三機が損傷を受けた。

第二一爆撃機軍団は、目視で爆撃を行った三一機が撮影した写真をもとに、戦果を分析した。五月十四日付、「航空攻撃報告第九八号（Strike Attack Report）」には、「目標地域のどの建物にも目視でわかる命中なし」、「水上機滑走台への数個命中によって、施設内の北東部分の建物に至近弾」とある。投下された爆弾一七八七個のうち、計七五九個の爆発箇所があった。

第五八航空団からは、二カ所の爆発箇所、すなわち目標の西一万二〇〇〇フィート（約三七〇〇㍍）の住居地域に、半径約一〇〇〇フィート（約三〇〇㍍）の範囲で爆発跡の集中箇所と、その北三五〇〇フィート（約一〇〇〇㍍）に半径約五〇〇フィート（約一五〇㍍）の範囲で爆発跡の集中箇所が、第七三航空団からは、目標の西と東の住居地域に命中弾の集中が報告された。第三一四航空団の一群は、レーダー不調のため、約二万六〇〇〇フィート（約八〇〇〇㍍）西に投下、一群は目標の約一万八〇〇〇フィート（約五五〇〇㍍）東北東、尼崎郊外に、一群は目標の三五〇〇フィート（約一〇〇〇㍍）北西、深江の町に一八〇個に投弾し、爆撃精度は「不満足（unsatisfactory）」だったという。「作戦任務要約（Misson Summary）」では、「成果は僅少」とした。これは、あくまで甲南製作所への爆撃効果を判定したものだった。甲南製作所をそれた爆弾は、近隣の市街地に降りそそいだ。

五月二十四日には、写真偵察機による上空からの撮影を行い、

爆撃効果を分析した。五月二十七日付「損害評価報告第七九号」（写真－17）には、「目標の全屋根面積の約三九％に損害をあたえたあるいは破壊」、「北東に隣接する商船学校の約七〇％を破壊」と記されている。

五月十一日の爆撃被害

翌五月十二日付新聞各紙は、来襲機数は六〇機と報じた。五月二十八日付、大阪府警察局「空襲被害綜合状況ニ関スル件」によると、来襲機数は約六〇機、投弾は十一日九時四十五分から五十六分となっていて、アメリカ軍の資料との間にずれがある。被害は、死者八八八人、重軽傷者一九八九人、行方不明二九人、全焼・全壊二八四一戸、罹災者二万一六八人と記されている。さらに、川西航空甲南工場の約三〇％、すなわち全焼全壊一四、半壊五、小破三、日東航空甲南工場の約三〇％、すなわち全焼六、全壊三の被害があり、灘区役所、省線（現在JR）芦屋駅、深江変電所、御影軍需省瓦斯貯溜所が全焼、甲南高女、深江国民学校、大社国民学校（西宮）が半焼、灘税務所、省線（現在JR）東灘駅が半壊と報告している。

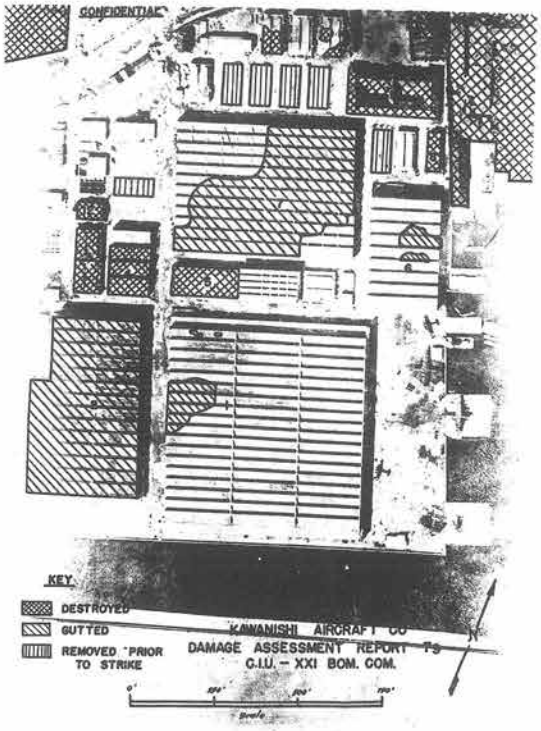

写真－17　損害評価報告第79号に付けられた写真。「39％に損害を与えた」とある。（第21爆撃機軍団『作戦任務報告書』大阪国際平和センター蔵より）

この日の本庄村では表－3の通り、死者が三七一人出るなど多大な被害をこうむった。また罹災工場は全焼一五戸、半焼一〇戸、全壊二〇戸、半壊二〇戸、工員学生罹災者四六〇〇人であった（「昭和二十年事務報告書　本庄村竝財産表」一九四

表－3　5月11日の空襲被害

	本庄	魚崎	本山	芦屋	西宮
死　者	371	60	84	39	85
重　傷	50	18	24	8	100
軽　傷	47	5	21	8	150
不　明	－	－	13	－	－
全半焼	103	－	81	－	22
全半壊	732	97	334	175	405
罹災者	4,000 (4,600)	439	－	962	2,580

（　）内は工員学生罹災者数

表－4　6月5日の空襲被害

	本庄	魚崎	本山	芦屋	西宮
死　者	8	7	23	11	30
重　傷	10	4	14	5	60
軽　傷	13	108	11	－	130
全半壊	－	－	14	－	4
全半焼	205	197	1,096	11	1,235
罹災者	1,800 (520)	743	－	812	4,979

（　）内は工員学生罹災者数

六年）。

『本庄小国民学校沿革史』（一九四六年）によると、校舎に四弾直撃、校地内に八弾被弾し、延べ一〇三〇坪（約三四〇〇平方㍍）の校舎のうち、延べ七一〇坪（約二三〇〇平方㍍）が焼失したという。このとき、学籍簿、卒業証書授与台帳、学校沿革史が焼失した（写真－18）。当時の児童数は、疎開のため、初等科一・二年を中心に一〇〇人以内に減っていた。この日、空襲警報発令とともに帰宅させたが、児童のうち、死者一一人、重傷者六人（のち三人死亡）の被害があった。甲南製作所に隣接する高等商船学校の校地内にも、三六個の爆弾が落ちた。学生寮、教室、実験室のほとんどの施設が全壊・全焼し、生徒二人と職員二人が犠牲になったと、『神戸商船大学五十周年記念誌』（一九七一年）に記されている。表－4から分かる通り、隣接する市町村と比べても本庄村の被害は突出していた（『魚崎町誌』、『本山村誌』、『芦屋市史』、『西宮市史』第三巻）。

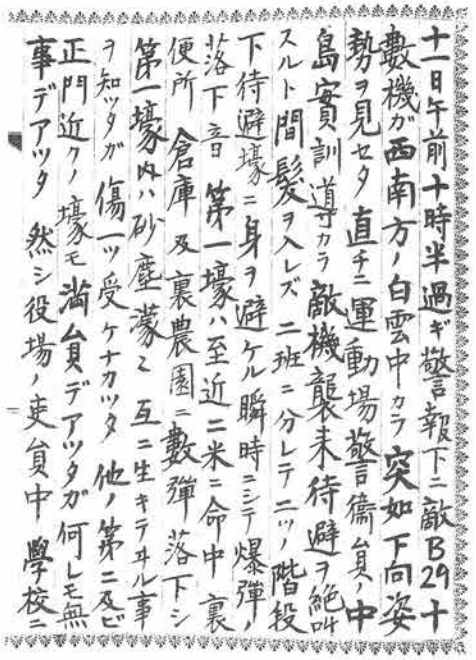
十一日午前十時半過ギ警報下ニ敵B29十
數機ガ西南方ノ白雲中カラ突如下向姿
勢ヲ見セタ直チニ運動場警備負ノ中
島實訓導カラ敵機襲来待避ヲ絶叫
スルト間髪ヲ入レズ二班ニ分レテ二ツノ階段
下待避壕ニ身ヲ避ケル瞬時ニシテ爆弾ノ
落下音第一壕ハ至近ニ来ニ命中裏
便所倉庫及裏農園ニ數彈落下シ
第一壕内ハ砂塵濛々互ニ生キテヰル事
ヲ知ッタガ傷一ツ受ケナカッタ他ノ第二及ビ
正門近クノ壕モ尚負デアッタガ何レモ無
事デアッタ然シ役場ノ吏員中學校ニ

写真－18　5月11日空襲を記録した『本庄小国民学校沿革史』

また、当時本庄村庶務課長の太田垣正雄氏は、五月十一日の空襲について聞き取りに以下のように話している（道谷卓編著『うはらの歴史発見』から抜粋）。

その日は戦災者に対する生活用具の買い上げをする日でして、私は小学校の校庭に机を出して先生たちとその作業をしていたんです。そうすると、空襲警報はなかったんですが見上げるとB29がたくさん飛んできたんです。何をする間もなく防空壕に入り、防空壕から顔を上げたら、商船学校の寮が全部焼けていたんです。役場も全部ガラスがなくなり、書類など重要な物だけを持ってでたんです。その前に危ないからということで収入役や総務係とも

う一つの係が役場に残って、（本庄村役場の文書は）地元の出張所に、つまり兵事と戸籍は深江、税務が西青木、衛生関係が青木のそれぞれの出張所と、それに役場を入れて、重要な物をみんな四つに分散させていたんですが、この時の空襲で、とにかく我々わずかな者が一所懸命に書類を持って小学校に入ったんですが、小学校の校舎がずっと燃えていて、これは駄目だということで、学校の前の防空壕にほうり込んだんです。

六月五日の爆撃

六月五日の早朝、神戸市は再び大量焼夷弾攻撃をうけた。第二一爆撃機軍団の「作戦任務報告第一八八号」によると、平均弾着点は、石屋川河口付近（御影町）をはじめとする五カ所だった。石屋川河口付近とは、当時の神戸市に接していた地域であった。攻撃目標の一つに、東灘区域の西端が含まれていたのである。作戦計画には、三月十七日の爆撃で損害を与えられなかった区域があり、もう一度焼夷弾攻撃を行えば、神戸を焼夷弾攻撃目標からはずことができるだろうと記されていた。

この日、マリアナ基地を発進したB29の爆撃部隊は、表－2の通り五二三機だった。このほか第五八航空団の救難機（superdumbo aircraft）一機、第七三航空団の救難機二機、第三一三航空団の気象運行指示機二機、第三一四航空団の高度指示機（master of ceremonies aircraft）二機が、同行した。高度指示機は、指定時間に他機から連絡がもらえない場合、攻撃高度を知らせるように指示されていた。爆弾、焼夷弾は搭載せず、先任将校と乗組員が搭乗した。

発進した五二三機のうち、神戸市街地を攻撃したのは、四七三機に気象観測機一機が加わった四七四機だった。午前七時二十二分から八時四十七分の約一時間半の間、一万三六五〇フィート（四二〇〇㍍）から一万八〇〇〇フィート（五七〇〇㍍）の高度で、合計三〇七九・一トンの爆弾が投下された。

「作戦任務報告」によると、平均弾着点の一つ、石屋川河口付近は、非常に燃えやすい住宅地域なので、攻撃を命じられた三群（約九〇機）のうち、第三一三航空団第一群と第三一四航空団第一群の二群にはE46五〇〇ポンド集束焼夷弾（六ポンド焼夷弾）が、第七三航空団の第一群にはM47A2一〇〇ポンド焼夷弾の搭載が命じられたという。

アメリカ軍は、平均弾着点（爆撃の中心点）から半径四〇〇〇フィート（一二〇〇㍍）の範囲に一平方マイル（二・五平方㌔）あたり二〇〇～三〇〇トンが投弾されるよう、爆弾を搭載した。石屋川河口付近から半径一二〇〇㍍の東部分には、御影町、住吉村が含まれていた。

第二一爆撃機軍団は、六月十日に写真偵察を行い、六月十八

日付、「損害評価報告第九六号」には、今回の爆撃の結果、神戸市（御影の一部を含む）四・三五平方マイル（一一・三平方キロ）焼失、市境の北西を含み四・八五平方マイル（一二・六平方キロ）焼失」、「御影〇・三五平方マイル（〇・九平方キロ）焼失、甲南製作所の北西壊滅」、「西宮〇・一五平方マイル（〇・四平方キロ）焼失」と記されている。

六月五日の爆撃で、家を失ったのは約五万六〇〇〇人だった。兵庫県消防局の「自昭二十・二、至昭二十・八ノ間ニ於ケル県下大空襲ノ状況」によると、死者四〇三五人、重傷三〇五九人、罹災者二一万九二一人の被害があった（前述）。本庄村の被害は、表―4の通り死者八人であった（「昭和二十年事務報告書本庄村竝財産表」一九四六年）。このほか、本山村の被害が大きかった（『魚崎町誌』、『芦屋市史』、『西宮市史』三巻）。

E46五〇〇ポンド集束焼夷弾

M69六ポンド焼夷弾を一九個ずつ二段の束にして、三八個を内蔵。M69焼夷弾は、昭和十七年、燃えやすい家屋が密集した日本本土の市街地攻撃用に開発された。直径八㌢、長さ五〇㌢の細長い六角筒で、弾頭にナパーム剤というゼリー状油脂を充填した薬室があり、弾尾には長い麻布製のリボンがついていた。

M47A2一〇〇ポンド焼夷弾

直径二〇㌢、長さ一二四㌢の一〇〇ポンド膠化ガソリン焼夷弾。爆発すると即座に大きな火災が発生し、後続機に目標を示すとともに、日本側の消火体制を混乱に陥らせることができた。

M17A1五〇〇ポンド集束焼夷弾

直径四・三㌢、長さ五〇㌢の細長い六角筒の、M50四ポンドの小型マグネシウム焼夷弾を内蔵していた。M50について、日本側の資料は、二種の五〇〇ポンド集束弾を紹介した。昭和二十年五月十五日付、大阪府警察局「警備情報送付ニ関スル件」（小山仁示編『太平洋戦争下の防空資料』所収、一九八一年）や五月十八日付、毎日新聞によると、四ポンド焼夷弾（M―50）は「『エレクトロン』焼夷弾ニシテ其ノ一二〇―一三〇個を集束シ投下」とある。六月六日付毎日新聞には、「米五百ポンド型エレクトロン撒布焼夷弾（四ポンドエレクトロン焼夷弾一〇個を含む）」と記されている。米国海軍爆弾処理学校（U.S.Navy Bomb Disposal School）『爆弾と信管（Bombs and Fuzes）』（一九四四年）によると、M50A1一二八個を内蔵したM七五〇〇ポンド集束焼夷弾、M50A2とM50XA3一一〇個を内蔵したM17A1五〇〇ポンド集束焼夷弾があるという。「戦術作戦任務報告」には、M17A1五〇〇ポンド集束焼夷弾とあるが、両者が使われた可能性がある。

T4E4五〇〇ポンド破片集束弾

焼夷弾攻撃の際の人員殺傷用に用いられた。今回の攻撃では、組織的な消火活動を妨害するため、全機にT4E4破片集束弾を搭載することが認められていた。

八月六日の爆撃

八月六日未明、B29二五〇機による焼夷弾攻撃が行われた。攻撃目標は、西宮―御影都市工業地域と記されていた。アメリカ軍は、この地域を一つの目標地域ととらえていた。第二〇航空軍の昭和二十年（一九四五）七月二十四日付「目標に関する情報」では、次のように分析した。なお、第二一爆撃機軍団は、アメリカ陸軍戦略航空部隊の編成替えによって、七月十六日から第二〇航空軍に改編されていた。

> 西宮・御影は、目標分析の視点から言えば、工業都市神戸の延長地域である。…地域のかなりの部分は、人口がまばらである。重要区域では、人口密度が一平方マイルあたり三万人から五万人と、非常に人口が密集している。平均弾着点は、この人口密集地帯が指示されるだろう。…大きな産業は大量にないが、地域内には、何百もの家内工業の工場があり、重要な部品を生産している。

第二〇航空軍の「作戦任務報告第三一四号」に添付された平均弾着点の図をみると、住吉川と国道二号が交差するあたり（住吉村）、芦屋川と国道二号線が交差するあたり（芦屋市）、西宮神社西北、夙川と東海道線が交差する東南（西宮市）の三カ所だった。「目標に関する情報」には、目標地域内に川西航空機鳴尾製作所、甲南製作所があったが、すでに破壊済との記述があった。アメリカ軍のいうように、「大きな産業のない」「人口がまばらな」地域に、人家の密集したところを狙って行われた作戦だった。

この日の爆撃は、六月十五日の尼崎―大阪への焼夷弾攻撃をもって、大都市焼夷弾攻撃作戦が完了した後開始された、中小都市への攻撃作戦の一環だった。これらの中小都市攻撃は、複数の中小都市市街地に、夜間レーダーを使って行われた。八月五日には、西宮―御影とともに、佐賀市、前橋市、今治市にも爆撃が行われた。ほかに、宇部市の帝国燃料工業への通常爆弾による精密爆撃が実施された。

八月五日午後五時三十六分、西宮―御影都市工業地域をめざして、一番機がマリアナ基地グアム北飛行場を発進した。この日攻撃に参加したB29は、表―2の通り計二六九機だった。第七三航空団の一三五機には、レーダー対策機（RCM aircraft）二機、風程観測機（windrun aircraft）一機、救難機一機が含まれ、第三一四航空団の一三四機には、先導機（pathfinder aircraft）一七機、レーダー対策機二機、風程観測機一機、救難機（super dumbo aircraft）一機が含まれていた。

六日午前〇時二十五分、御影、芦屋を攻撃した第三一四航空団の一二五機が投弾をはじめた。午前一時三十六分までの七一

分の間、一万二六〇〇フィート（三八四〇㍍）から一万四七〇〇フィート（四四八〇㍍）の高さから攻撃を加えた。第七三航空団の一三〇機は、御影、西宮に午前〇時三十八分から午前二時一分にかけて、一万一七〇〇フィート（三五七〇㍍）から一万六〇〇〇フィート（四八八〇㍍）の高さから投弾した。両航空団あわせた爆弾の投下量は、二〇〇三・九㌧だった。この結果、西宮－御影の全市街地九・四六平方マイル（約二四・五平方㌔）の二九・六％すなわち二・八平方マイル（約七・二平方㌔、従来の損害をあわせると三七％、三・五平方マイル）に損害をあたえたと報告されている。この時も多大な死傷者が出た（表－5）。

西宮への予告爆撃

アメリカ軍は、爆弾や焼夷弾だけでなく、大量の宣伝ビラ（リーフレット）を撒布した。日本側が伝単と呼んだものである。その中に、爆撃対象となった都市名を列挙した予告ビラがあった。このビラがまかれたのは名前のあげられた都市に限られ、数日以内にその都市のうちのいくつかが、実際の目標として爆撃をうけた。まさに予め爆撃目標を明確に示した予告爆撃であった。

アメリカ軍がまいたビラの中には、このほかに、「軍事施設に近寄るな」というように具体的な対象目標をあげず、爆撃を予告するものもいくつかあった。こういったビラも予告ビラというむきがある。しかし、真の意味で予告ビラといえるのは、具体的に対象目標となった都市名を掲げ、その中のいくつかに実際爆撃を行ったものだけである。アメリカ軍は、これら予告ビラ撒布作戦を「リーフレット心理作戦（Leaflet Psychological Warfare）」とよんだ。

表－5　8月6日の空襲被害

	本庄	魚崎	本山	芦屋	西宮
死　者	56	41	41	89	485
重　傷	20	25	20	44	650
軽　傷	85	76	41	85	1,100
全半壊	－	122	－	46	30
全半焼	1,080	909	939	2,819	13,550
罹災者	4,050 (686)	4,558	－	16,379	56,591

（　）内は工員学生罹災者数

この作戦の対象都市の一つが西宮であった。西宮に予告ビラがまかれたのは、七月二十七日と七月三十一日の二回である。七月二十七日には、第七三航空団の一機が、五個のM26パラシュート照明弾ケースに詰めたビラ、約四万三五〇〇枚を、七月三十一日には二機が、M26弾三個ずつ計六個に詰めた約五万三四〇〇枚のビラを撒布した。八月六日未明の西宮への爆撃は、このビラに基づく予告爆撃であった。

神戸・大阪水域への機雷敷設作戦

マリアナ基地のB29部隊による、日本本土沿岸への機雷敷設作戦は、三月二十七日深夜、関門海峡、周防灘への機雷投下に始まる。八月十四日深夜から十五日未明にかけての七尾、関門海峡、宮津港、浜田港への機雷敷設まで、四六回作戦が実行された。

「作戦任務報告」によると、第二一爆撃機軍団が、第三一三航空団に、機雷敷設作戦の準備をするよう指令を出したのは、一月二十三日のことであった。三月十一日には、機雷敷設作戦に着手するよう指令が出された。当面の戦術目標は、沖縄侵攻の支援作戦のために、物資の補給や日本艦隊の動きを封じることであった。

一連の機雷敷設作戦は、「飢餓作戦（Starvation）」とコード名がつけられた。作戦の目的は、日本への原材料および食料の輸入の阻止、日本軍隊の補給および移動の阻止、日本内海の海運を崩壊させることにあった。触雷によって、七七万トン以上の艦船が沈められるか行動不能になり、四七万八〇〇〇トンが大破されたという（「B29部隊の対日戦略爆撃作戦」『米国戦略爆撃調査団報告』、『東京大空襲戦災誌』第三巻）。

敷設水域は、関門海峡を中心に、東京湾、名古屋港、神戸・大阪水域あるいは瀬戸内海航路であった。新潟、宮津、浜田、七尾といった日本海沿岸、さらに釜山、元山、麗水などの朝鮮半島の港もその対象となった。実行部隊は、テニアン北飛行場を基地とする第三一三航空団だった。

第三一三航空団の戦術管理運用規定第一〇〇－二号（313th Bombardment Wing Tactical S.O.P. No.100-2）によると、ほとんどの場合敷設にはレーダーが使用され、単機で目標水域に侵入し、パラシュートをつけた機雷を水面に投下、海底に沈める方法によって行われた。投下高度は数百～三万フィートと幅広く、風の偏流を計算して投下位置が決められた。実際の作戦は、同時に複数の目標水域に対し、夜間日付の変わるころに行われた。

神戸港（神戸・大阪水域）へ、はじめて機雷敷設されたのは、五月三日午後十一時二十四分から翌四日午前〇時二十八分にかけてで、三八機があった。

戦闘命令によると、投下高度八〇〇〇フィート（二四四〇メートル）、二〇〇〇ポンド機雷を搭載した三〇機が二四〇個を、一〇〇〇ポンド機雷を搭載した八機が九六個、合計三八機三三六個の敷設が指示された。そのうち、二機は、離陸に失敗し、代替機雷原に一機が敷設した。また、二〇〇〇ポンド機雷一個、一〇〇

○ポンド機雷二個が放棄され、一〇〇〇ポンド機雷一個が持ち帰られた。続いて、神戸・大阪水域には、五月五日、六月十七日、二十一日、二十七日、七月十九日のそれぞれ深夜の計五回敷設された。

敷設された機雷は、大きく分けて、磁気機雷（magnetic mine）、音響機雷（acoustic mine）、水圧機雷（pressure mine）の三種だった。水圧機雷は、五月三日の作戦から用いられた。磁気機雷は、艦船が通過した際、磁気に反応して、音響機雷は、船舶の推進音をキャッチして爆発した。水圧機雷は、船が起こす波による水圧の変化で爆発するもので、自然の波浪で誘爆しないよう磁気の変化と組み合わせてあった。さらに、低周波によって起爆する音響機雷（subsonic mine）が登場する。これらには、艦船の通過回数を数え、特定の回数の時に爆発する、回数起爆装置（ship count setting）や、一定期間の間作動しないように作動遅延装置（delayed arming setting）をつけたものや、一定期間後に自滅する特殊時限装置（sterilization time after arming）が組みあわせてあった。

日本側は機雷敷設について、かなり正確な情報を把握していた。五月十五日付、大阪府警察局長「警備情報送付ニ関スル情報」（前掲）の中で、「三月下旬以降主トシテ関門、広島湾、呉軍港、紀伊水道、大阪湾等ノ要地ニ投下シアリ」機雷として、音響機雷（重量一八一五ポンド、全長二〇〇㌢、直径六〇㌢）と磁気機雷（重量九六五ポンド、全長一七〇㌢、直径四七・五㌢）の二種をあげた。B29一機には六～七個あるいは一二個搭載し、夜間高度二〇〇〇～三〇〇〇㍍上空より、青色落下傘をつけて投下、四〇〇～五〇〇㍍間隔に敷設と説明した。しかし、「一個発見セハ敵機進行方向ヲ捜索セハ発見容易」としながらも、処理方法は「現在ノ処航空機若クハ掃海艇ニ拠ル爆破手段ノ外手段」なく、「依而（ヨリテ）近接セザルヲ要ス」有様であった。機雷は、日本側の掃海方法の情報を分析しながら、掃海不能な機能をもったものへと性能を高めていった。海上保安庁長官が大阪内港、北港、南港の「掃海完了」を宣言したのは、実に昭和二十七年一月五日のことであった。

第八章　戦後の本庄と合併問題

一節　戦後改革

敗戦と占領政策の開始

昭和二十年（一九四五年）八月十五日のポツダム宣言の受諾により、多大な被害を出した戦争は終結した。

ただし、翌十六日の大本営による戦闘行為停止命令の後も、各地で戦闘が続けられ、満州で関東軍が停戦と武装解除の命令を出したのは十八日で、実際の戦闘が止んだのは八月末であった（神田文人『昭和の歴史3　占領と民主主義』）。

また、軍人軍属と一般居留民の復員・引き揚げがはじまったのは九月からで、ソ連占領地域の場合は、抑留・強制労働が行われたために、引き上げは一層遅れた。

このような中、八月三十日にアメリカのダグラス＝マッカーサー元帥が東京・厚木に到着、九月二日にミズーリ号艦上で日本と連合国との間で降伏文書に調印が行われると、ここから連合国による占領政策が始まった。占領は間接統治の形式をもって行われ、十月に発足した連合国軍総司令部（ＧＨＱ）の指令をうけて日本政府が都道府県庁を通じこれを実施するという形がとられた。兵庫県では、九月に占領軍が神戸に進駐し、ＧＨＱ発足後は神戸軍政部が置かれて占領政策が順守されているかどうかを監督した（『新修　神戸市史』歴史編Ⅳ）。この占領政策の下で、諸種の改革が進められた。焦土と化した村域も、戦後の復興をここから踏み出すことになる。

日本国憲法と地方自治法の制定

ＧＨＱの戦後民主化政策のなかでもっとも重要なものは日本国憲法の制定（昭和二十一年十一月三日公布、同二十二年五月三日施行）である。この新憲法は、その前文で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と、悲惨な戦争を起こしたことへの反省をもって平和

主義をかかげ、その第九条で、国権の発動たる戦争と武力による威嚇・武力行使は国際紛争を解決する手段としてはこれを放棄することを明記した。また、これとともに、国民主権と基本的人権の尊重を柱とした。

また、憲法第八章（第九二条～第九五条）の地方自治に関する条項にもとづき、昭和二十四年には地方自治法が制定され、戦後の新しい地方自治のあり方が模索されるようになる。

農地改革

昭和二十年十月、マッカーサーは、①参政権の付与による日本の婦人の解放、②労働組合の組織奨励、③学校の自由主義的改革、④秘密審問の濫用により国民に恐怖を与える組織の廃止、⑤日本経済の民主主義化の五項目からなる、いわゆる五大改革指令を行った。ここから、矢継ぎ早に諸種の民主化政策が実施されることになる。なかでも、農地改革は、日本の経済構造を改める上で最も大きな役割を果たした。

戦前の日本社会を強く規定していた地主制は、しかし、第一次大戦以降になると、その高率の小作料が小作人の生活を圧迫し各地で小作争議を引き起こす要因となっていた。また、日本資本主義にとっても、主食としての米の価格を引き上げることになる地主による小作料の収取は、賃金上昇を抑制したいというその要求と鋭く対立するに至っていた。ここから、戦前においてすでに自作農創設維持が取りざたされるようになっていた。

戦後、この自作農創設を支持する幣原喜重郎が内閣を組織すると（昭和二十年十月）、ＧＨＱ天然資源局から不在地主の土地保有制限などについて言及した覚書が発表されたこともあり、十二月には農地調整法の改正が行われた。ただし、このいわゆる第一次農地改革は、地主の土地貸付保有面積の限度が全国平均で五町歩と高い水準におかれたこともあり、ＧＨＱの認めるところとはならず、農地委員会の選挙が無期限で延期されたため、実施の運びとはならなかった。

本庄村には、幻となった第一次農地改革の準備段階の公文書が、わずかではあるが残されている。

ここでは、昭和二十一年一月から作業が始められ、武川地方事務所より農地委員会委員選挙にあたっての選挙人の調査の実施などが通知されているのがわかる。調査の結果、選挙人としては、地主側―深江地区二名（いずれも所有面積一町歩程度）、西青木地区三名（所有面積七反～一町歩程度）、小作人側―深江地区一二名（耕作面積一反～四反程度）、青木地区二名（耕作面積一～二反程度）、西青木地区一〇名（耕作面積一～五反程度）、自作側―深江地区五名（所有面積一～三反、耕作面積

も同じ、ただし川西航空機工場は所有面積、耕作面積ともに五町歩規模と記されている）、西青木地区五名（所有面積一～五反、耕作面積も同じ）がリストアップされている。選挙は、四月十五日に本庄村役場を投票所として実施されることまでが決定されていたが、四月十二日、地方事務所長より本庄村長宛の電報で、知事の命令により選挙の延期が伝えられた。こうして

表－１　不在地主買収農地面積対価等一覧
（第一次、昭和22年３月６日）

地主No.	地主住所	面　積	対　価	報奨金交付申請額
1	神戸市須磨区	2反7畝19歩	2,352円80	647円02
2	神戸市葺合区	1反0畝23歩	1,421円00	390円83
3	神戸市須磨区	1反6畝18歩	1,992円00	547円80
4	神戸市垂水区	1反7畝05歩	1,688円40	464円31
5	岡山県上房郡	1反4畝12歩	1,254円40	344円96
6	武庫郡御影町	6畝21歩	570円40	156円86
7	武庫郡御影町	1町2反1畝03歩	12,468円00	3,428円70
8	武庫郡魚崎町	6畝19歩	1,564円40	155円21
9	武庫郡魚崎町	6反6畝04歩	7,936円00	2,182円40
10	—	1畝26歩	158円80	43円67
11	大阪府布施市	1反6畝12歩	1,396円40	384円01
12	滋賀県大津市	9畝26歩	840円00	231円00
13	大阪府堺市	1反1畝01歩	1,324円00	264円10
計		3町4反5畝28歩	36,474円80	10,030円57

神戸市本庄地区農地委員会『議事録綴』より

第一次農地改革法での改革は一旦立ち消えとなった（以上、『農地委員会関係』本庄村、昭和二十一年二月）。

兵庫県全体を見ても、この第一次農地改革の準備段階で示された地主から土地の譲渡の強制をなしうる限度は、不在地主の小作地はこれを全部としたが、在村地主の場合は三町六反を超過する小作地とされた。当時、このような大きな面積を小作地として所有する地主はそう多くはなかったし、しかもこれは、所有者個人単位の面積であったから、同じ家族所帯のなかでも名義を分けていれば当該はしなかった。したがって、この改革が実施されていたとしても全く不徹底におわるであろうことは容易に想像できた（『兵庫県農地改革史』）。

結局、昭和二十一年七月二十六日に、閣議で「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」が決定され、次いで同年十月には議会で「自作農創設特別措置法」と「農地調整法」が成立する。ここに農地改革（第二次農地改革）が本格的に開始されることになる。この第二次改革では、在村地主の保有限度についても全国平均一町歩までに制限され、それ以上を超える土地については、国による強制買収と売り渡しが行われるようになった。また、地域で改革を実施する市町村の農地委員会のメンバー構成についても、その構成を地主三に対して、自作二、小作五と

あらため、小作の発言権を大きく高めた。

本庄村では、昭和二十一年十二月二日農地委員会委員を選挙するための委員会が設置され、以後翌二十二年一月までに一〇名の農地委員会委員が選出される。ここから第二次農地改革がはじまる。選出された一〇名は、前田吉三郎、前田保、納多音市、磯野稲次郎、中田熊由、田賀作市、乙井義広、本屋敷重良、飯田栄一、永本音吉の面々で、前田吉三郎が委員会長に就任している。

昭和二十二年三月にまとめられた第一回買収計画書によれば、本庄村域に買収対象となる農地をもつ不在地主は、表－1のとおりとなる。これにみられるように、西は岡山県から神戸市垂水区や須磨区、そして東は大阪府や滋賀県居住の地主が村域に農地を所有している。なかでも七番と記した御影町の酒造家が保有する面積が最も多く一町歩を超えている。

この買収された農地が譲渡された。小作人のその売り渡し状況を示したものが表－2となる。表中、地主番号を示しているのは、表－

表－2　買収農地売渡先一覧
（第一次、昭和22年3月6日）

小作人No.	小作人住所	面　積	対　価	地主No.
A	深江札場通	8畝24歩	749円20	4
B	深江西永井	4畝20歩	616円00	3
C	深江	9畝26歩	840円00	12
D	深江	8畝20歩	738円00	7
E	深江札場通	2反7畝19歩	2,352円80	1
F	西青木	1反6畝18歩	1,992円00	3
G	西青木	1反3畝25歩	1,660円00	3および9
H	西青木	1反0畝23歩	1,421円20	2
I	西青木	2反1畝01歩	2,364円00	7および13
J	西青木	2反0畝01歩	2,404円00	7
K	西青木	2反2畝28歩	2,280円00	7
L	西青木	5反9畝08歩	7,112円00	9
M	青木	1反1畝12歩	1,094円40	7
N	青木	1反0畝18歩	1,272円00	7
O	芦屋市津知	1反0畝20歩	908円00	7
P	芦屋市津知	9畝11歩	800円40	7
Q	芦屋市	4畝09歩	366円00	4
R	武庫郡魚崎町	1反2畝27歩	1,548円00	7
S	川辺郡山田村	8畝00歩	1,056円00	3
T	耕作者不明	4畝02歩	346円00	4
U	武庫郡本山村	6畝21歩	570円40	6
V	武庫郡本山村	4畝15歩	383円20	7
計		3町4反5畝28歩	36,247円60	

神戸市本庄地区農地委員会『議事録綴』より
（表中の地主No.は、表－1による）

写真－1　昭和22年の本庄村の農地改革資料（神戸深江生活文化史料館架蔵）

1で示した地主と符合することを意味する。これにみられるように、地主九番から五反の土地を譲り受けた小作人Lを除いては、おおむねみな二反を下回る程度の規模で、先に村内で一町歩規模を有していた地主七番も、その実態は、西青木や青木に小規模の小作地が分散して貸与されていたことがわかる。日本の零細な圃場の特徴をここでも改めて確認するのである。

以後第二次計画からは、川西航空機（明和興業）、および阪神電鉄所有分を含めた部分についての交渉が進められる。この農地委員会は、神戸市に編入されたあとの昭和二十六年六月まで存続し、七月からは農業委員会にその役割が引き継がれることになる。

新明和興業株式会社の設立

敗戦により川西航空機株式会社も、その役割の転換を余儀なくされた。

戦時下の昭和二十年七月九日に、航空機工場の国営化の煽りをうけて第二軍需工廠への移管が行われていた同社各工場は、敗戦後の八月二十三日に再び川西航空機に戻されたものの、航空機製造自体が停止命令を受け、民需産業への転換を図らねばならなくなった。

戦後改革の一環としての財閥解体については、同社は、昭和二十三年二月に過度経済力集中排除法の指定を受けたものの、陳情の結果、十一月に持株会社整理委員会から指定の取り消しを受け、解体を免れた。しかし、これと並行して進められた企業再建整備の問題は、同社に重くのしかかった。

昭和二十一年十月、政府は、戦時特別措置法を施行し、戦時中に生じた各企業の政府に対する債権や損害補償請求を打ち切った。しかし、これではその損失により、多くの企業が倒産の危機に陥るため、これと相前後して会社経理応急措置法（昭和二十一年八月）により、戦時補償の打ち切りによる損失を「旧勘定」として、事業継続のための「新勘定」から切り離してダメージを緩和し、また、十月の企業再建整備法の公布をもって各企業に新旧勘定の併合が可能となるまでの再建計画を提出させ、企業の経営基盤の確立を図ることとした。

このような事情を受け、同社は、まず昭和二十二年七月に社名を川西航空機から明和興業株式会社と改め、心機一転を図るとともに、さらに企業再建計画の立案にあたっては、旧勘定処理後、明和興業を解散して新会社（第二会社）に移行すべくプランが練られていった。

こうして、昭和二十四年九月、企業再建整備計画認可申請書が認可され、三輪自動車製造部門を独立させた明和自動車工業

（昭和三十一年旭工業に経営譲渡）と、他の部門をまとめた新明和興業株式会社の二社が新設された。そのほか、明和工務店と秋津社が準第二会社として増資されている。これに伴い、十一月に川西航空機から続く明和興業は解散した。この解散され精算会社となった明和興業が精算を結了するに伴い、新明和興業への吸収合併がなり、昭和三十五年五月、社名も新明和工業株式会社へと改められるのである。

さて、本庄村にあった川西航空機甲南工場についても、ここで触れておかねばなるまい。

同社の甲南工場は、宝塚工場とともに他の工場からやや遅れ開戦直前に設置されたこともあり、当時の国の方針から、買収用地をいったん国に譲渡し官設民営の形で操業が開始された。そのため、戦後になっても、他の工場が敗戦直後の八月二十三日に当時の川西航空機に戻されたのに対して、該二工場については、戦時補償特別措置法にもとづき、戦時補償特別税の納付をもとに国から土地の払い下げが行われるという、やや複雑な手続きが取られねばならなかった。しかも、その納付すべき税額が一九〇〇万円という巨額にのぼったので、その払い下げには時間を要することとなった。

さらには、前述の企業再建整備計画との兼ね合いもある。両工場の土地が明和興業に返還されると、旧勘定にもとづく財産処分の対象となるおそれがあった。すでに同社の主要工場である鳴尾工場がその対象となっており、これに甲南、宝塚の両工場が加わることになると、同社は大きく工場敷地を失ってしまうことになる。そこで、該二工場は明和興業ではなく、新設される新明和興業への譲渡資産として位置づけられることになった。こうして、国から返還を受けるに伴い、該二工場は、新明和興業（昭和三十五年からは新明和工業）の工場、とくに甲南工場は戦後復活する航空機事業部の拠点として今日に至っているのである（『社史1　新明和工業株式会社』）。

戦後の教育

戦争の爪痕は、大人たちだけでなく子どもたちの心にも大きく残されることになった。本庄国民学校では、戦況の悪化した昭和二十年（一九四五）四月から、初等科三学年以上六学年にいたる児童三三二名が県下神崎郡寺前村（現、神河町）などに疎開をしていたが、それでも村内に残っていた児童のうち一一名が五月十一日の空襲の犠牲となった。敗戦の後、十月二十五日になってようやく疎開先よりの引き揚げが行われたが、そのおりに帰校した児童の数は二二六名にとどまっていた。敗戦直後の授業の模様は、「廃跡にあつて焼け残つた校舎内で雨も漏

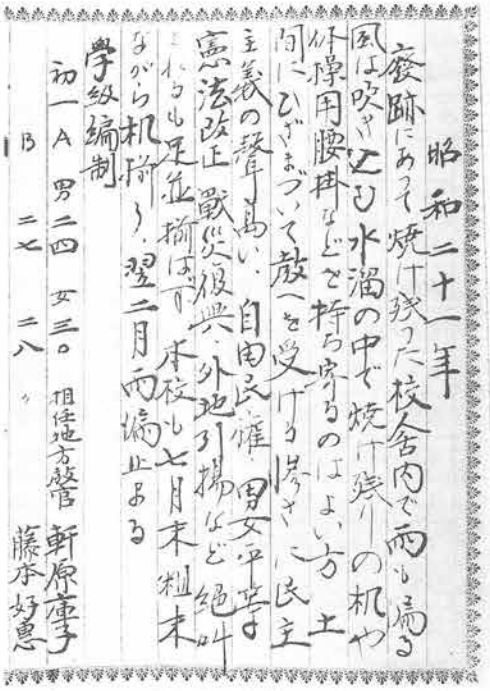
昭和二十一年
校舎内で雨ふる
風は吹き込み水溜の中で焼け残りの机や
体操用腰掛などを持ち寄るのはよい方
土間にひざまづいて教へを受ける惨さ
主義の声高い自由民権男女平等
憲法改正戦災復興外地引揚など絶叫
ながら机拵り翌二月迄掛けず本校も七月末組末
学級編制
初一A男二四女三。担任方警　新原澄子
B　二七　二八　〃　藤本好恵

写真－2　終戦後の惨状を記録した『本庄小国民学校沿革史』

る風は吹き込む水溜の中で焼け残りの机や体操用腰掛などを持ち寄るのはよい方、土間にひざまづいて教へを受ける惨さ」といわれる（『本庄小国民学校沿革史』）。

GHQの主導による教育改革が開始されたのは、このような中であった。昭和二十二年三月三十一日には、教育基本法およびこれを具体化するための学校教育法が公布され、小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学四年とする新制教育の体系が整備されることになった。このうち、義務教育は小学校および中学校のあわせて九年となった。これにより、戦時下の国民学校は廃され、二十二年度より本庄村立本庄小学校に改められた（学校長―藤田幸伸）。同年度の学級編成は、第一学年は四クラス（A～D組）、以下、第二学年四クラス（同前）、第三学年および第四学年はそれぞれ二クラス（A、B組）、第五学年および第六学年はそれぞれ四クラス（A～D組）で、これに専科がおかれていた（『本庄小国民学校沿革史』）。

また同年には、新制度に則して本庄中学校が設立され、初代中村正直校長のもと、五月八日に開校式が行われた。

そして神戸市に編入された昭和二十五年度からは、両校は、それぞれ神戸市立本庄小学校、同本庄中学校として新たな一歩を踏み出すことになる。

戦災からの復旧

第七章で詳しくみたように、本庄村は戦災で多大な被害を被っていた。耕地を除いた村面積の七八％に当たる九二・五㌫が被災し、戸数の七二％にあたる二三九六戸が罹災した。また上水道配水本管三五三カ所が破損、ガス本管も二八カ所が破損して三年五カ月間送給を停止した。電柱も一八〇〇本が折れ一カ月間送電を停止した。阪神電車も青木―深江間の線路三カ所、架線四カ所が切断されるなどして二週間不通になった。

昭和二十年の「本庄村事務報告書并財産表」（神戸市文書館

蔵）によれば、村会は七月十二日に開かれた後、十一月八日に開かれた。

住宅対策は、昭和二十年九月には壕舎五〇戸、バラック三一五戸をとりあえず建築したが、越冬は困難で、十一月から焼け残った日東航空機の中心寮を改装するなどして公営簡易住宅八五戸を建設することになった。「本庄村事務報告書并財産表」によれば昭和二十年十二月末現在の罹災者の生活状況は、普通住宅に五三四世帯二四〇七人、同居が五三一世帯一七三八人、バラック三五一世帯一六二七人、壕一六世帯四六人で、仮設住宅は六〇戸の計画ながらまだ一二戸しか完成していなかった。

その後公園の一部も転用して公営簡易住宅一二〇戸を建築した。また自力での修繕・建設を促進するため村営製材所まで設けて木材や畳表を斡旋した。主要農水産物の収穫量は表－3の通りで昭和十九年に比べ米や麦の減収が著しい。

表－3　本庄村の昭和19年と20年の生産物の数量と金額

		昭和19年		昭和20年	
農産物	米	44石	2,200円	10石	550円
	麦	28石	9,800円	10石	785円
	甘藷	6,700貫	2,010円	0	
	馬鈴薯	5,550貫	1,500円	5,330貫	3,040円
	こんにゃく	9,000貫	4,500円	0	
	ネギ	10,500貫	4,200円	7,500貫	60,000円
	菜類	31,700貫	12,680円	28,700貫	143,500円
	キュウリ	25,700貫	12,850円	5,600貫	5,600円
漁獲類	イワシ	19,770貫	29,700円	92,094貫	472,847円
	アジ	3,450貫	6,590円	300貫	1,650円
	貝類	7,850貫	10,755円	6,950貫	27,800円
	エビ	6,000貫	36,000円	410貫	820円
	その他	13,800貫	27,600円	4,015貫	20,075円

四三六人の死没者は、うち四〇八人を村が火葬した。五カ町村で住吉川沿いに火葬場を設けていたが燃料不足のうえ火葬が殺到して利用できず、役場横の広場に仮設火葬場を設け火葬にして、庁舎会議室に仮祭壇を設けて遺骨を安置して遺族に引き渡した。昭和二十五年八月までに引き取りのなかった五体の遺骨は本庄墓地に仮埋葬した。一方戦後は業者もいなくなり火葬場まで遺体を運ぶ輸送手段にも困ったため、中型バスを購入し、村営葬儀を計画。当初、陸運局の許可がなかなか出なかったが村や村会が陳情を重ね村民に限るという条件で昭和二十三年開業した。神戸市合併後も出張所の事業として続いたが、昭和三十一年出張所が廃止され区役所になった段階で廃止された。

水道は水槽自動車を急造し、村内の要所に配置して自動車による給水を行うとともに、配水管の応急修理を二〇日ほどで終

え、臨時給水を始めた。また昭和二十二年度以降、次に述べる戦災復興事業の上水道工事として取り組んだ。一日最大給水量は、終戦時七五万一〇〇〇立方㍍に対し、昭和二十一年度は四〇万一〇〇〇立方㍍と五三％までダウン。その後給水量は順調に伸びたが、合併直前の昭和二十四年度でも六五万四〇〇〇立方㍍にとどまっている。

また、戦前は村内に七カ所の公衆浴場があったが、終戦当時は一カ所が残っただけとなった。このため深江南町二丁目と青木六丁目の半壊の公衆浴場を村が借り受け、応急修理をして昭和二十年十一月に村営公衆浴場とした。入浴料はおとな一〇銭、子ども五銭で重宝がられた。当初はがれきの廃材を燃料にしていたが、やがて燃料にことかき、また民間の公衆浴場の復活により三年ほどで廃止になった（昭和二十年「本庄村事務報告書并財産表」、道谷卓『うはらの歴史再発見』）。

復旧の応急処置として村会の決議を得て瓦礫の撤去などにかかり二十三年度末までに九万九五八五立方㍍を処理した。また三カ年で金属九二八㌧を回収、公告して権利確認をしたうえで売却した。

戦後の復興事業

昭和二十年（一九四五）十一月、戦災復興院が新設され、同二十一年九月、特別都市計画法が公布施行された。区画整理という手法で戦災地の復興を行うというものであった。兵庫県は、戦災の激しかった神戸・姫路・尼崎・西宮・明石・芦屋の六市と本庄・本山・魚崎・御影・住吉の五カ町村と鳴尾町の一二市町が対象になった。本庄村など五カ町村は神戸地区に、鳴尾町は西宮地区と一体で、六区域として事業が進められることになった（兵庫県土木課『復興誌』、神戸市都市計画局『戦災復興　都市改造から環境改善まで』ほか）。

本庄村では昭和二十年十一月の村会で復興事業遂行方針を定め、計画・調査の諮問機関として学識経験者らによる復興計画顧問会と、村議による復興委員会を設けて具体案作りに着手した。もともとは岩谷省三村長の発案による村独自の復興計画で、十二月に本庄村戦災復興土地区画整理事業設計書と施行規程を作り、昭和二十一年一月、村役場で地主会が開かれ復興事業を組合施工で推進することで一致した。ところが政府が昭和二十年十二月に戦災復興基本計画方針を閣議決定し、特別都市計画法として法制化したため独自の復興計画は中止し、当初計画を修正した。兵庫県都市計画審議会の審議を経て昭和二十一年八月に戦災復興院告示で区域が決定され、九月十日、内閣から岩谷省三本庄村長を施工者として土地区画整理事業が命じられた。

南北道路がいずれも太くなっているほか、南部の集落も街路が整理されている

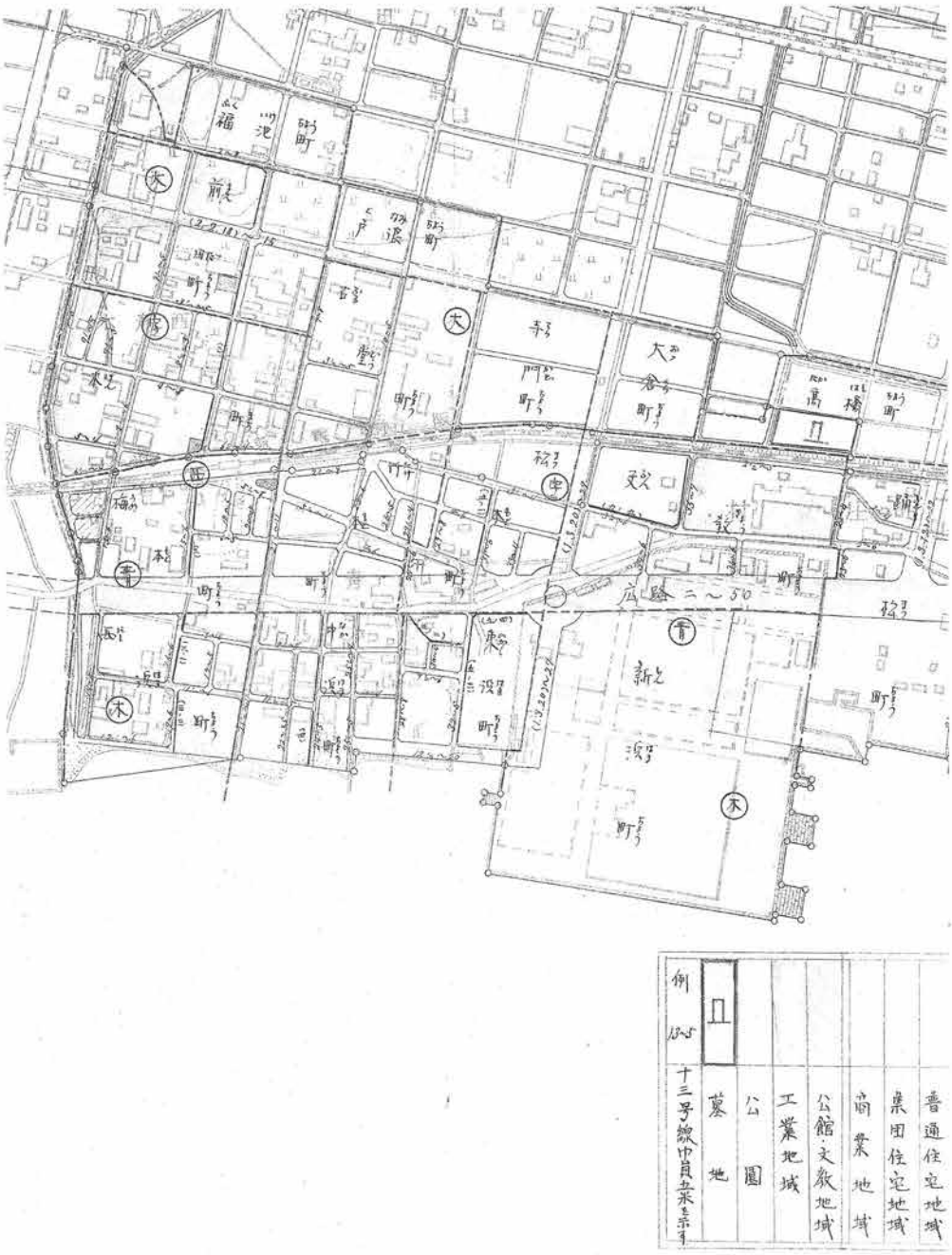

図－１　本庄村の戦災復興計画図

区域の図面は各町内会長宅に備え付けて縦覧できるようにし、九月二十三日から地権者の申請を受け付けた（「本庄村戦災地復興土地区画整理組合一件書類」神戸深江生活文化史料館保管深江財産区管理会文書）。

復興計画は、戦時中無秩序に膨張した工場地帯を整理し、漁業地区と住宅密集地区を好環境の都市とし、阪神電車以北の農地の宅地化、津知川以東を中流住宅地として美観を保持することとした。具体的には東南端の樹木の多い景勝地と北部地域を菜園住宅地、旧集落は普通住宅地とし、菜園住宅地は奥行き三〇㍍、間口一二㍍、面積三六〇平方㍍、普通住宅地は奥行き二五㍍、間口五㍍、面積一五〇平方㍍の標準区画を定めた。また新明和興業・宝酒造・笹田商店などがある地域を重工業地、高橋川・天上川沿いの工場地域を軽工業地、阪神電車深江停留所付近を商業区域、青木停留所付近を住宅区域内の店舗区に指定し、商業区域は奥行き一〇㍍、間口五㍍、面積一〇〇平方㍍を標準区画に定めた。住宅が全体の七二・六％、工業地域二四・五％、商業地域二・九％の比率だった。なお津知川以東の風致地区は七・五％を占めていた。復興土地区画整理事業の設計と規程は昭和二十二年七月認可され、八月六日告示された（「兵庫県報」二三七四号）。

街路は昭和二年七月の内務省告示第四五五号で街路の骨格が決定されており、それをもとに整備が進んだ。また本庄村の土地区画整理のなかに六万三三五〇平方㍍の公園緑地が計画され、ほかに福井池公園（一〇万平方㍍）も予定された。

復興計画は昭和二十五年度完成を目指したが、物資の調達が難しく計画は縮小され、また昭和二十五年には後述するようにドッジラインによる国の財政の立て直し政策により全体計画は縮小される方向へ見直しされ、再検討五カ年計画が練られた。ただ本庄村では当初計画一二八・九㌶に対し再検討計画では逆に増えて一三四・八㌶になった。合併後は神戸市に引き継がれ換地処分は、青木・西青木の北部（第一工区）が昭和二十六年八月、九月、青木・西青木の南部（第二工区）が昭和二十五年深江の第三工区が昭和三十年三月、第四工は区昭和三十一年十月に完了した（前掲『戦災復興　都市改造から環境改善まで』）。

経費については国庫補助と県費補助に村の自己負担で進められたが、資金調達には苦悩した。こうしたなかで短期間ではあったが、武庫郡七ケ町村は競馬と競輪の事務組合を作り、競輪競馬を開催した。昭和二十三年に戦災復興のため「自転車競技法」が可決され盛況をみていたが、開催地は都市に限定されていた。このため本庄村など東部五カ町村良元村（現・宝塚市）と鳴尾

村（現・西宮市）の七カ町村は陳情を繰り返し、法律改正に成功、昭和二十四年、競輪と競馬別々に事務組合が設立された。競馬は同二十四年十一月と同二十五年一月に園田競馬場で、競輪は二十五年一月に開催された。

昭和二十五年六月、街路などの整備が進み、郵便物の配達などに支障が出ることもあって、町名が変更された。この時古い小字名の多くが消えた（「兵庫県報」号外）。

この時はまだ小字をもとにした町名があったが、昭和三十七年に出来た「住居表示に関する法律」に基づいて昭和四十六年と四十七年に町名改正が行われ、古い町名は一掃された。

最初で最後の公選村長は無投票で

昭和二十一年（一九四六）十一月に交付された日本国憲法で地方公共団体の首長・議員は住民の直接選挙で撰ぶことが定められ、認可もしくは任命の形式をとってきた地方首長が初めて公選で行われることになった。首長選挙は県知事選と同日選で昭和二十二年四月五日に投票された。初めてのことで候補乱立

表－4　昭和25年の字区域と名称の変更

（昭和25年6月15日の「兵庫県報」号外による）

	小字	新町名
西青木	福井池、井出、町の浦	西青木福池町
	井出、荒木、長田、土田、石田、横長、本ノ坪	西青木前田町
	本ノ坪、丁ノ坪、中ノ内、垣内、駒原、前田、大田、荒堀	西青木本町
	垣内、大田、飛地、内浜、荒堀、巳新田	西青木梅本町
	巳新田、寅新田、浜先	西青木西浜町
青木	平町	青木戸浪町
	六反田、中ノ内、八反長	青木古堂町
	八反長、唐立北、唐立町、唐立南、上ノ町、小路口、西中、中西、	青木竹本町
	唐立町、唐立北、唐立南、東浜町、上東浜、西硯橋、西七郎右衛門新田	青木松本町
	上東浜、下東浜、桑津、西硯橋、西七郎右衛門新田	青木東浜町
	西中、中西、中浜、上東浜、西浜	青木中浜町
	桑津、東七郎右衛門新田、中七郎右衛門新田、南七郎右衛門新田、東浜先、西浜先、西七郎右衛門新田	青木新浜町
	東硯橋、茶園町、西七郎右衛門新田、東間、東畑、東宗右衛門畑、東七郎右衛門新田、中七郎右衛門新田、北七郎右衛門新田、東浜町、南七郎右衛門新田、西宗右衛門畑	青木文教町
深江	西畑	
青木	北七郎右衛門新田、南七郎右衛門新田	深江踊松町
深江	踊松、踊松町5丁目、東畑、西浜	
	島畑、松苗、宮ノ後、垣ノ内、垣添、島ノ内、大日前	深江大日町
	島ノ内、大日前、高橋、西休家、東休家、磯島、堤ケ外	深江磯島町
	松ノ内、鈴松、前田、西永井、栄畑、札場通5丁目、栄通5・6丁目	深江長栄町
	見附畑、葭島、前田	深江見附町
	前田、見附畑、葭島、東浜、納屋後、前永井、西永井	深江東町
	下永井、南永井、神楽田、永井浜	深江神楽町
	下永井、西永井、永井町5・6丁目、繁昌通5・6丁目	深江永江町
	踊松町3・4丁目	深江高橋町
青木	江ノ元町、東間	

が心配されたが、結果的に県内三六四市町村のうち、相生市など二市と一八三町村が無投票となった。また八町で最高得票者が法定得票に達せず、決選投票になった。党派別では大半が無所属で民主自由党七人、民主党六人、社会党一人、国民協同党一人で、日本共産党は当選者はいなかった。

当時本庄村では、岡田茂左衛門村長が昭和二十年六月に一期四年で退任後、本庄国民小学校校長などを経て村会議長を務めていた岩谷省三が村長となり終戦後の復旧に当たったが、GHQの指示によって地方自治体の首長などに対する第二次公職追放の準備が進むなか、二十一年十二月に

表－6　昭和22年4月の村会議員選挙の当選者

名前	住所	年齢	職業
潮田　義美	西青木	33	小学教員
深山　　昊	深江	45	医師
難波　辰蔵	深江	42	陸運業
黒田　清一	深江	41	会社員
前田吉三郎	西青木	60	官吏
永田　為一	深江	52	水産加工
細井重治郎	西青木	68	無職
北城喜三郎	深江	44	薄荷製造
前中芳太郎	深江	50	鮮魚会社員
平井冨士夫	深江	50	薬局
大谷　竜造	西青木	67	無職
寺田　好雄	青木	34	土木建築請負
森田　　貢	深江	52	質商
木村　甲辰	青木	43	鮮魚販売
柴田　次郎	深江	43	物品販売
二見勝四郎	青木	52	官吏
中田常太郎	西青木	52	製粉業
中田信三郎	西青木	44	小学教員
丹羽新一郎	青木	44	会社員
志井　秀一	深江	56	会社員
川崎松太郎	青木	41	土木請負
永田　広治	深江	51	会社役員

表－5　新旧町名一覧

	旧町名
青木1丁目	新浜町、東浜町
青木2丁目	東浜町、中浜町
青木3丁目	西浜町
青木4丁目	文教町
青木5丁目	松本町、竹本町
青木6丁目	梅本町
北青木1丁目	高橋町、大倉町、江ノ元
北青木2丁目	寺門町、古堂町
北青木3丁目	古堂町、本町、前田町
北青木4丁目	本町、前田町
深江南町1丁目	神楽町
深江南町2丁目	東町
深江南町3丁目	見附町
深江南町4丁目	磯島町
深江南町5丁目	踊松町、新浜町
深江本町1丁目	永江町
深江本町2丁目	長栄町
深江本町3丁目	大日町
深江本町4丁目	踊松町
深江北町1丁目	永井町3・4丁目、繁昌通2～4丁目、美ノ江
深江北町2丁目	栄通2～4丁目、札場通2～4丁目
深江北町3丁目	札場通2～4丁目、稲荷筋2～4丁目
深江北町4丁目	稲荷筋2～4丁目、薬王寺町2・3丁目
深江北町5丁目	高橋町
本庄町1丁目	栄通1・2丁目、札場通1・2丁目、長田
本庄町2丁目	札場通1・2丁目、稲荷筋1・2丁目、大町
本庄町3丁目	稲荷筋1・2丁目、薬王寺町1・2丁目、長者筋
本山南町3丁目	戸浪町
本山南町4丁目	戸浪町、前田町、福池町、小寄
本山南町5丁目	前田町、福池町、平田

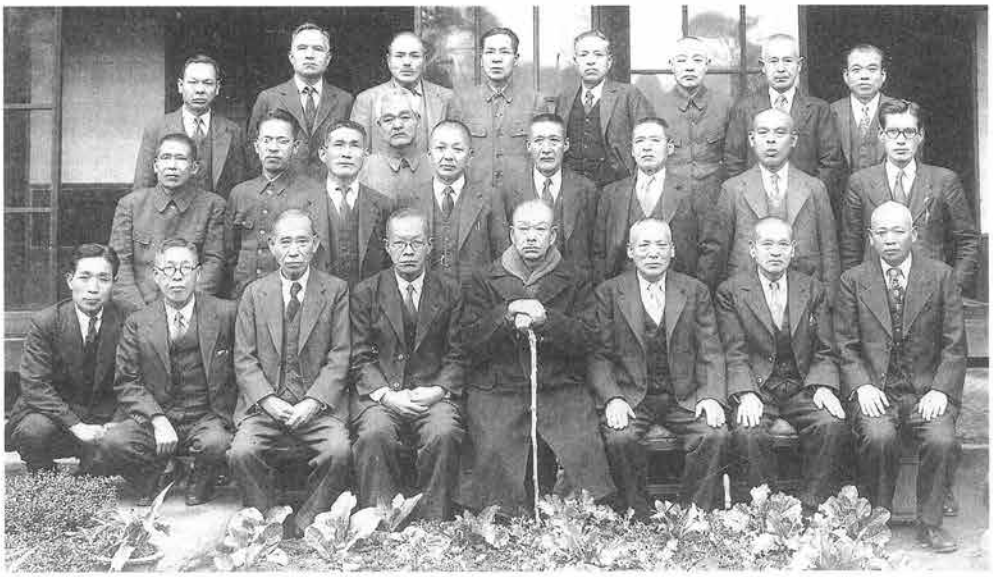

写真－3　岩谷省三村長を囲む当時の村会議員や議員経験者ら

岩谷村長の自宅の庭先で撮影した。前列左から助役となる太田垣正雄、志井秀一、大谷竜造※、岩谷省三、細井重治郎、前田吉三郎、中沢伊兵衛※、松尾一之助。中列左から笠谷喜一、北城喜三郎※、市川猪三郎※、永田為一、永井藤蔵、磯辺辰之助、永井庄左衛門、福井保兵衛、岩本倍吉（書記）。後列左から藤井義和、飯田太郎、森田貢、中田常太郎、平井冨士夫※、安本（車）甲得、高橋作蔵、野辺順一の各氏。※印は異なる見解もある人物。

退職、村長は空席となった。この時、村庶務課長だった太田垣正雄が助役となり、村長代理として復旧に奔走した。

村長候補者として戦前から村会議員を歴任していた永井庄左衛門だけが無所属で立候補、本庄村の最初で最後の公選村長は無投票で決まった。

一方、そのわずか三週間後の四月三十日には県議会選挙と同日選で市町村議会選挙も行われた。本庄村議選には定員二二人のところにいずれも無所属の二九人が立候補した。当日有権者数は男二六七六人、女二七三一人の計五四〇七人に対し、投票者総数は男二〇五三人、女二〇三四人の計四〇八七人で、投票率は七五・五八％だった。うち有効投票は四〇二二票で、トップは三三歳の小学校教員潮田義美（西青木）だった。職業別では会社員四人で最も多く、官吏と小学校教員・土木請負・無職がそれぞれ二人ずつ、製粉業薄荷製造業・水産加工・鮮魚販売・物品販売・薬局・陸運業・質商・会社役員・医師がそれぞれ一人で、多様な職業を反映していた。

地方行政の改革は警察にも及び、昭和二十二年、警察法の公布により自治体警察が誕生した。しかし本庄村単独で警察の維持は困難なことから、本山村・芦屋市と芦屋警察組合を設置した。また消防も昭和二十三年三月の消防組織法公布により常設

の自治体消防をもつことになり、本庄村はのちに神戸市東灘区となる東部五カと芦屋市をあわせて芦屋消防組合に加わった。しかし財政の負担は大きく、昭和二十五年の神戸市編入によりいずれも短期間で終了した。

二節　神戸市への編入と解村

神戸市の市域拡張計画

戦前の大正九年（一九二〇）に須磨村を、昭和四年に西灘・西郷・六甲の三町村を、さらに昭和十六年（一九四一）には明石郡垂水町を編入して拡大した神戸市は、それでも山がちな地形も手伝って土地の不足に悩まされ続けていた。敗戦後まもなく、神戸市は「神戸市復興基本計画要綱」を定め、その中で「将来においては東部及び西部の数市町村を合併し更に復興計画の進捗に従い、六甲山を中心とする北部の数町村を併せて一大国際港都たるの機能を十分に発揮せしむるに足る市域」とするとし、さらには「本市を中心とする半径約二〇㌔圏内の衛星都市を育成振興せしむるの方途を計画する」という〝大神戸〟建設の計画を発表した（『新修　神戸市史』歴史編Ⅳ　近代現代）。これにもとづき、編入の対象となる町村として、西部の一市一〇カ町村（明石市・明石郡伊川谷村・櫨谷村・押部谷村・玉津村・平野村・神出村・大久保町・岩岡村・魚住村・加古郡二見町。このうち、伊川谷村・櫨谷村・押部谷村・玉津村・平野村・神出村・岩岡村は、昭和二十二年三月一日神戸市に編入）、北部三カ村（有馬郡有馬村・有野村・武庫郡山田村。いずれも昭和二十二年三月一日神戸市に編入）と、そして東部五カ町村として、武庫郡御影町、住吉村、魚崎町、本山村、本庄村を選定した。ここに本庄村の神戸市編入問題が持ち上がった。

神戸市としては、この時同市は戦前からの懸案であった特別市制の実施にむけての運動の最中にあり、ところがその実現には当時の市域や人口のままでは狭小で、政府中央の同意が得られないという事情もあったので、周辺町村の合併を急がなければならなかった。また、特に東部の五カ町村は、大正十年の決定以来、同一の都市計画区域に組み入れられており、統一的な都市計画を実施する上からもその編入が必要であった。さらには、自由港建設の問題もあった。港に関する地域の全部もしくは一部を関税免除地域として、工場、倉庫、金融、海運、保険などの施設を整備し、製造加工や委託販売、中継貿易などの取引市場をもつ自由港の建設は、神戸市が復興にあたっての鍵と

目していたもので、昭和二十三年四月には、そのための研究会も開催されるようになっている。ところが、その先例たるヨーロッパにおけるハンブルクやコペンハーゲンに比肩するようなものを建設するためには、少なくとも神戸市葺合区（当時）から芦屋川にかけての区域の海面の埋め立てが必要であり、そのためにも東部五カ町村の合併を急がなければならなかった（『神戸新聞』昭和二十三年四月二十二日）。このような諸事情を踏まえて、合併交渉が開始されることになる。

合併交渉の推移

合併の交渉は、昭和二十一年九月（一九四六）ごろから開始され、神戸市においては市会議員からなる合併促進小委員会が組織されるなど相当のテコ入れが行われた。しかし、明石市および東部五カ町村との交渉は思うようにははかどらず、結局明石市を除く西部および北部の町村との合併調印が先に行われた。東部五カ町村に関しては、この合併調印後、昭和二十二年一月ごろから再び交渉が本格化することになる。

交渉の最初のピークは、特別市制運動が展開されていたのと重なる昭和二十二年一月から二月にかけての時期である。当時の新聞によると、神戸市からの東部五カ町村に対する合併工作が表面化したのに対して一月十四日には御影・住吉・魚崎の三カ町村が県を訪問し、特別市制の実現性などについて県の意向を打診している（『神戸新聞』昭和二十二年一月十五日）。また、県の側でも神戸市と五カ町村との合併の斡旋に乗りだし、これにより、二月七日には双方の理事者を県庁に招致し、懇談会が催された（同昭和二十二年二月五日、同八日）。これには、特別市制が実施され神戸市から兵庫県から離脱すると、それ以降の町村合併が困難になるという事情もあった。しかし、結果は五カ町村とも神戸市への編入は困難である旨事情が述べられ、交渉は物別れに終わった（同昭和二十二年二月八日）。結局、特別市制の件も九月までにはその実施が見送られることになったので、この特別市制との兼ね合いでの合併交渉はひとまず中止を余儀なくされた。

次のピークは昭和二十二年十二月から翌二十三年三月にかけての時期である。この時の交渉は、一方では、自由港建設の意向をもって、しかし他方では、特別市制が実施見送りとなり、また明石市との交渉が暗礁に乗り上げるという、神戸市の側にとっては不利な状況の中で進められた。さらには、東部五カ町村では、後に触れるように、独自に市制（「甲南市」）を実施する機運が高まっており、これとの競合の中で交渉が急がれねばならなかった。このことは、神戸市が、東部五カ町村の同市へ

の編入がいかに経済的に有利であるかを新聞紙上などを通じて盛んに宣伝しなければならなかったことからもうかがえる。

神戸市の東部御影、住吉、本庄、本山、魚崎五ヶ町村合併問題は西部町村よりも比較的好転しつつあり、市当局では合併可能とみて本格的に折衝をつづけているが、経済的立場からつぎの諸点で合併の必然性を強調している。

◇…民間貿易が本格的軌道に乗つた後神戸港はすこぶる将来性に富み加工貿易港が実現した場合東部五ヶ町村地帯は外国貿易地帯になるものとみられ、また保税地帯が設置されれば当然この五ヶ町村が候補地になるし、外人（ママ）住宅地帯としても有望である。

◇…食料品についてみると今回荷受機関の複数制とともに自由登録制が実施され、平和金融を機会に市場法完全復活の時代が予想されるので合併の好機ともいえる、現在政府の計画も六大都市を対象として確立されているので消費地である五ヶ町村も神戸に編入した方が有利である、サツカリン、ズルチン、放出キヤンデーなどの特配も都会を対象とし、町村よりはるかに有利になつており、大都市重点配給方針は物の裏づけ強化とともに逐次増加している、みそ、しよう油などの調味料も過般の七・一八消費都市緊急対策で神戸は一ヶ月配給基準量よりみそ六十五匁しよう油三・七合増加されて町村より多く、牛乳も神戸は優先配給指定地区となつている。

◇…燃料についてみると神戸と五ヶ町村の間には発熱量において割当の一〇%に相当する差があり、木炭で半俵、薪で二束の増配という優位にある。

（『神戸新聞』昭和二十二年十二月十八日）

これに対して、東部五カ町村の態度は、あくまで消極的であった。しかし、そうはいっても、五町村の側でも、戦後の経済的混乱の中で充分な財政を確保しえなかった。また、戦災復興事業も急がねばならず、したがって、従来のまま各町村単独で行財政をまかなっていくことは困難であった。こうした中で、神戸市との編入とは別の選択肢が模索された。編入対象となった五カ町村に芦屋市を加えての、「甲南市」建設の運動がそれであった。

「甲南市」建設運動

武庫郡西部の町村が合併して独自に市制を実施する構想は、昭和二年前後をピークとする「灘市」建設計画や、昭和十三年以降に展開された「甲南市」建設計画など、戦前にもみることはできた。しかし、これらの構想は、昭和二年前後のものは、それに参加する予定であった西郷町・六甲村が神戸市に編入されることによって（昭和四年）、昭和十三年以降のものは、やはり参加予定であった精道村が単独で市制を布くことによって（芦屋市、昭和十五年）、いずれも潰えていた。

戦後、神戸市の市域拡張計画があかるみになると、これに対抗して再び独自の市制実施計画が現れた。「甲南市」建設計画がこれである。運動は、昭和二十二年二月、御影・住吉・魚崎の三カ町村の側からと、芦屋市の側からとの別々の動きとして始まる。すなわち、御影・住吉・魚崎の三カ町村の側では、最初これに本庄・本山の二カ村を加え、五カ町村で市制を施行しようとしていた。これに対して、芦屋市の側ではやはり本庄・本山の二カ村を合併し、一市二カ村による新市建設を目論んでいたのである。ところが、こうなると、両者で本庄・本山二カ村の奪い合いとなり、実現は相当困難とみなされた。そこで、二月六日、芦屋市杉岡市長代理助役が五カ町村を訪問し、芦屋市と五カ町村との合併、新市建設を申し入れた（『神戸新聞』昭和二十二年二月七日）。実現すれば人口一〇万七〇〇〇名（昭和二十二年十月の国勢調査時）という一市五カ町村の合併運動がここに開始される。

一市五カ町村の独自の市制構想の背景を当時の新聞は次のように記している。

> 地方自治法の改正案は目下国会で審議中だが、改正法が実施され市制施行の権限が知事に委譲された場合、兵庫県では明春三月発足する地方自治体警察と新制中学の整備が大きな刺激となって県下各地に内攻中の市制実施のための町村合併が華々しく表面化してくるものとみられる。（『神戸新聞』昭和二十二年十二月四日）

このように、占領政策下での警察の民主化（自治体警察）と六・三制義務教育の実施に伴う財政負担の増加が町村合併に拍車をかけていた。この時、兵庫県下では人口三万人に達することを目途にいくつかの町村合併が目論まれており、「甲南市」のほかに、武庫郡良元村と川辺郡小浜・長尾両村による宝塚市、赤穂郡赤穂町・坂越町による赤穂市、美嚢郡三木町・久留美・志染・別所三村による三木市などの建設が計画されていた。これまでの神戸市のような大都市の市域を拡張して特別市制を実施する方向から、大都市は政令指定都市として位置づけるにとどめ、むしろ中規模町村同士の合併による衛星都市化を進める方向へと、地方自治のあり方が大きく転換しようとしていた。その端境に、「甲南市」建設計画は現れたのである。そして、結果は、大都市の市域拡張の最後のものへと呑み込まれていくことになる。

さて、実際の運動をみてみると、昭和二十二年二月以降、関係町村で数度にわたり合併委員会等が開催され、二十二年中には「甲南市」建設の調査事務局が設置されるまでに至る。一部には、「甲南市」建設の運動は、結局は、神戸市への編入を見

越して、これを芦屋市まで引っくるめることにより、一市五カ町村の側に有利に展開するねらいがあるとの観察も出されていたが（『神戸新聞』昭和二十三年一月十一日）、少なくとも、これにより神戸市は、合併交渉を常に一市五町村と集団的に行わなければならなくなり、その進捗を相当阻まれることになった。

こうして二十三年初頭まで大規模に展開された「甲南市」建設計画であったが、これが同一月ごろから様相を一転することになる。まず、一月二十二日、小寺謙吉神戸市長の招致により、関係町村の有力者との会合がもたれる。出席者は、住吉村から村会正副議長をはじめ四名、本山村六名、魚崎町から村会副議長ほか三名で、神戸市の側からは「甲南市」建設に対して反対を唱えるよう懇請がなされたともいわれている（『神戸新聞』昭和二十三年一月二十四日）。続いて、二十四日には魚崎町役場で神戸市と関係町村との懇談会が開催され、以後、「これまで芦屋市を含めた六ケ市町村合同の席上でないと神戸市の合併申入れを聞かないという態度を採つて来た五ケ町村側も神戸市側の申入れ全面的に受諾」（同昭和二十三年二月六日）するようになり、二月十二日の住吉村を皮切りに神戸市と各町村との個別交渉が進められるようになる。

ただし、以上のような神戸市側からの攻勢が続く中で、本庄村はもっぱら批判的な対応を示し、他の御影・住吉・魚崎などの町村との間に一定の距離がみられるようになった。たとえば、一月二十二日の神戸市との会合には、本庄村からは誰一人出席せず、逆に、「この待合政治の一掃明朗化に本庄、本山を中心として新市建設促進同盟を急速につくろうとする活発な動きが台頭し」た（同右）。また、神戸市と各町村との個別の交渉が始められようとした二十三年二月、本庄村では、あくまで「甲南市」建設のための説明会が開催された。

写真－4　小寺謙吉神戸市長　戦後の初の公選市長。三田藩の家に生まれ、欧米留学などを経て衆議院議員当選6回。三田学園も創設した。（神戸新聞社編『神戸ゆかりの50人』から）

神戸市の合併申入れとその活発な運動展開で阪神六ケ市町村の合併新市建設への歩みは一たん合併新市建設に大勢を決したかに見えたが、その裏面には激流が漂っている、一方七日再度開かれた特別委員会によってあくまで新市建設で進もう、合併を促進するためにも一般住民の世論、新市への気運育成に努めようなどの申合せを行いその現れとして八日午後一時六ケ市町村のトップを切つて武庫郡本庄村小学校で一般住民に調査事務局調査に基く数字的な報告および新市建設の意義、新市の相容など具体的な説明会

を開いた。

参会者は少数ながら非常な熱意が見え質疑応答、活発な意見発表などあり、そのほとんどが新市建設支持者と見られ、岩谷（省三前本庄村長＝編者注）事務局長および村理事者らを激励新市建設に勇進方を望んでいた。（『神戸新聞』昭和二十三年二月九日）

本庄村が、御影・住吉・魚崎などの町村と歩調を別にするようになったのは、『続住吉村誌』によれば、六カ市町村の調査を重ねるなかで、各町村の負債の大きさに理解が深まり「マイナスがいくら寄ってもマイナス」という空気が広がったことや寄り合い所帯による合併では、合併後の新市運営の難しさが察せられ当初の意気込みは薄らいだという。その一方で本庄村・本山村は、芦屋市との行政関係のつながりが深いうえに、芦屋市からの熱心な働きかけもあって、芦屋市との合併を要望する向きが強かったことも、その要因として考えられよう。また、やや遅れて五町村の神戸市編入が最終的に決着をみた昭和二十五年十月の時点での回想になるが、『神戸新聞』は、この間の経緯を「甲南市の夢消え」と題して、次のように記していた。

終戦とともにこの御影、魚崎など東部五町村は戦災と住民の分散で財政面に致命的な打撃を受けていたため二十三年ごろ五町村が期せずして甲南市の建設に意見が一致し、さらに芦屋市もこの計画に加わって一市五町村で甲南市建設事務局を設けるに至ったが、この時神戸市から御影町に合併話を持ちこんだため御影町は地理的に神戸市に近いのを理由に甲南市の建設と神戸市への合併の双方を並行して政治的行動にでたためこれを知った本庄村が憤慨、この甲南市建設計画から脱退して甲南市の建設は行悩むに至った。このため五町村の動向は新市建設から一変して神戸市への合併に変り五町村間にこの合併問題討議を主眼に五町村協議会が設けられた。（『神戸新聞』昭和二十五年十月六日）

「甲南市」建設と神戸市への編入を両にらみで検討をはじめた御影町などに対して、本庄村が反発、「甲南市」建設運動から離脱したことにより、運動全体が暗礁に乗り上げることになったというのである。ともかく、『神戸新聞』昭和二十三年三月二十五日の記事には、「神戸市の東部五ケ町村合併問題は甲南市建設調査事務局が解消したので有利に展開」、とあるから、このころまでに「甲南市」建設の動きは事実上立ち消えとなり、以後、御影・住吉・魚崎の三町村は、もっぱら神戸市への編入に傾くことになった。

もちろん、以後も条件面での折り合いがつかず交渉は難航するが、二十四年五月に入って、神戸市側が編入にあたっての公約を発表し、新編入区域はもって一行政区とし区長は地元の意向にもとづき選任すること、旧町村の吏員はそのまま神戸市に採用すること、高等学校や中学校などをはじめとする教育機関

の整備、御影公会堂の復旧、戦災復興事業・都市計画事業の早期着手、消防の設置、等々の内容を提示した（『神戸新聞』昭和二十四年五月三日）。翌二十五年に入ると、シャウプ勧告にもとづく市町村税制の改正と、それに伴う町村合併の奨励の機運もあり、三月三日には正式に神戸市と三カ町村との間で合併調印が行われ、四月一日から実施されることになった。新しい区の名称には、当初「甲南」、「本灘」などの候補もあったが、三月二十八日に「東灘区」に正式に決定された。

本庄村の財政とドッジライン

合併に必ずしも積極的でなかった本庄村が合併を選択したのは、戦災で焼け野原になったことが大きかったが、当時のアメリカの対日政策の変更が大きく影響していた。アメリカは日本を共産主義勢力への対抗拠点とするため、昭和二十三年（一九四八）から日本の復興に本格的に乗り出した。アメリカの銀行家でGHQ財政顧問となったジョセフ・ドッジは、アメリカの援助と政府の補助金で支えられている日本経済を不健全と指摘し、日本経済の自立のため、統制経済から市場経済への移行と国際収支の均衡を強く促した。具体的には昭和二十四年度の予算で超均衡予算を編成、特別会計も含めて黒字化が図られ、価格調整補助金や公共工事を大幅に削減、インフレの原因だった復興金融金庫による新規融資の停止などが行われた。このため翌年にかけて深刻なデフレに襲われた。

加えて、昭和二十四年九月、ドッジラインを踏まえて出されたアメリカのシャウプ勧告では、税制の抜本改革と並んで、地方自治体の事務の再配分、合併の促進、独立した教育、警察などの保持を求めた。

昭和二十五年二月に永井庄左衛門村長・細井重治郎議長連名でまとめた「第二回合併問題についての経過報告」によれば、戦災復興事業の完成に二億五七三四万円、新制中学校整備に七五〇万円、計二億六八四〇万円が緊急に必要で、このうち村負担は七一五四万円余りに上ると試算している。しかし昭和二十四年度の本庄村の予算は一般会計三七八六万円余り、戦災復興特別都市計画二二五〇万円の計六〇九一万円余り。しかもその財源は村税はわずかに二四%で、残りは国庫補助一六%、県補助六%、村債一四%などで賄っていた。国庫補助は半減され、起債も制限されるとあって、財政的に行き詰まる心配があるとしている。当時助役だった太田垣正雄が回顧談を残している。

> 村の金を借りるでも、日本銀行まで行って、お金を貸してくれるように交渉にいったのです。その時、日銀の行員に、税金の滞納があれば滞納を整理してからでないと貸せないと言われ、帰っ

て、滞納分の整理に努力するんですが、結局整理できないし、そうこうするうちに村も財政的に本当に行き詰まってきたのです。（道谷卓『うはらの歴史再発見』）

合併問題についての經過報告（第二回）

一、財政困難に依る合併の必要性

前回合併經過報告書（昭和二十四年七月二十六日）にも述べました通り戦時中並びに財政力に惠まれ人口二萬、合計、工場勤労課題等上にあつた此本村も敗戦の戦災に依り、全村の七五パ（ママ）セントと全部を喪失、人口も亦終戦直後七、八〇〇現在一三、〇〇〇に膨張し就中公共施設、教育施設を、ことごとく焼失したことは大きな負担であり戦災復興都市計画事業と共に財政上最も大きな負担であります。今日地方財政（地方公共團体）の窮乏は民衆の有無に拘らず全國市町村共通の悩みであり、戦災市町村の場合は戦災復興事業の實施に依つて財政上極めて苦境に立ち、加へて昨年度税制整理され地方自治体財源、消防、教育費の移譲を來し、茲に常に村民課税の絶大なる御理解御協力を賜り相當なる税負担を御願いしているに拘らず、財政上の苦境を脱する事が出來ず一部事業の繰延べに依つて全場を凌ぐ等、財政難切抜け為替に懸命であります。

加えて本年度に於ては、ドッヂ經濟、顧問安定九原則實施に依つて公共事業の節少を余儀なくされ、且つ戦災復興事業に於ては國庫補助率の削減（八割補助を五割に削減）、起債の抑制、戦災復興事業、新制中學校建設其他公共事業に於ては相當の歳入欠陥が豫想され、それが為には更に増税の措置を取るの止むなき事情であります。

更にこゝに戦災復興、新制中學共の他公共事業等、未村將來の繁榮必要經費につき現行國庫補助、起債補助が存続するものと假定して計數的に概略説明しますと、既決戦災復興都市計画事業、六・三制中學の完成に於

	金額	國庫補助	村負担
戦災復興事業費	二五七、三四〇千圓	一九二、〇九五千圓	六五、二四五千圓
新制中學校建設費	七、五〇〇千圓	一、二〇〇千圓	六、三〇〇千圓
總計	二六四、八四〇千圓	一九三、二九五千圓	七一、五四五千圓

となり、其の他公共施設等補助費、住宅復興施設等総合計画を含し、前記戦災復興新制中學完成のみについても七千萬圓の負担を要するのであります

写真－5　アメリカの対日政策の変更が財政に大きな影響を与えることを訴えた「第二回合併問題についての経過報告」

写真－6
永井庄左衛門村長

写真－7
細井重治郎議長

本庄・本山両村の編入交渉

御影・住吉・魚崎の三カ町村が編入された後、本庄・本山両村の編入問題が残されることになった。本山村の場合もそうであるが、本庄村の場合特に芦屋市と相互の解消合併を行うか、神戸市に編入するか、いずれを選択するかが最後まで懸案となっていた。

「甲南市」建設計画が立ち消えになって以降の経過をみると、昭和二十三年十二月二十四日には芦屋市より芦屋・本山・本庄の一市二カ村による解消合併新市建設の正式な申し入れが行われる。しかし、本山村は魚崎町をも含めた一市三カ町村の合併を求め、これが不可能となると、翌二十四年四月二十七日の本山・本庄両村の議員懇談会において、芦屋市との合併には応じられない旨を告げることになった。以後、七月十三日、再び芦屋市から申し入れがあるが、ここからは、芦屋市と本庄村との一市一村による合併案に切り替わっていくことになる。

他方、神戸市からも、二十四年後半以降、御影・住吉・魚崎の三カ町村との合併に見込みがついてきたので、この期に本山・本庄をも含めた五カ町村への働きかけが活発となった。これをうけて本庄村でも、同十二月五日、村会に合併のための特別委員会を設けて神戸市・芦屋市両案の検討を始めた。翌二十五年

二月五日から十四日にかけて芦屋市側の合併構想について説明を聴取したが、このころから、御影ほか三カ町村の神戸市編入が間近に迫ったこともあって（三月三日正式調印）、神戸市への編入にやや村会の意見が傾き始めた。二月十九日、村会に置かれた自治振興委員会において、神戸市編入の研究を進めてこれが好都合であれば芦屋市との合併を断ることとし、それまで回答を保留するという協議決定が行われた。

しかし本庄村にとって芦屋市は、村民の通勤先であり、日常品の購入先であり、生活に欠かせない存在となっていた。また、芦屋警察署の設置以来警察や消防の管轄が芦屋市・本山村と共同になっていた。また商業組合も芦屋市と共通となっていたため、むしろ芦屋市との解消合併の方が自然と思われ、したがって村内でもそれを希望する声は大きかった。

一方、本庄村に神戸市への編入を迫ったのは、戦前以来の都市計画区域の問題であり、港湾整備の問題であり、そしてなによりも戦災復興のための財源の問題であった。戦争で村域の七割二分が被災し、工場なども激減した本庄村にとって、財政規模が二億七〇〇〇万円程度の芦屋市よりも、七〇億円を数える神戸市の方が魅力的であった。そこで、こうして交渉を進めていく中で、このいずれをとるかをめぐって、およそ村会内は二派に分れた。助役だった太田垣正雄は、若干ニュアンスの異なる以下の回想を残している。

当初、昭和二十三年の暮れごろにはほとんど神戸市合併で本庄村はまとまっていたんです。そして村会議員も全員、神戸市に合併賛成だったんです。ところが、間に御影と住吉が横たわっていて、これがなかなか神戸市に合併しないものだから、今度は芦屋の方から、一部の本庄村会議員の切り崩しをしてきたんですよ。それに乗せられた村会議員が私のところへ何度も来て、芦屋との合併に賛成してくれと言うことをいうんです。それから、村は神戸派と芦屋派に分かれてしまい、結局、村民大会を開いて、両者の言い分を主張して、村民の審判を受けたらいいということになり、それを本庄小学校でやったんです。（道谷卓『うはらの歴史再発見』より抜粋）

昭和二十五年三月十二日、本庄小学校講堂において「合併賛否を村会議員から聞く大会」と題して公聴会が開かれる。この時、神戸市への編入を賛成する議員として、前田吉三郎、永田広治、平井冨士夫、寺田好雄、潮田義美の五氏が、芦屋市編入を主張する議員としては、森田貢、深山杲、中田信三郎、藤波辰蔵、黒田清一の五氏がそれぞれ出席し、自らの意見を陳述した（『神戸新聞』昭和二十五年三月十二日）。

また、阪神間の中小の新聞も、『民声新聞』（西宮市高木）や『摂津又新日報』（神戸市東灘区住吉町）が神戸市編入を、『西

摂新報』（西宮市六湛寺町）が芦屋市編入を支持、お互いに激しい言論戦を展開した。

こうした情況の中で、本庄村で公聴会が開かれたのと同じ三月十二日、本山村において住民投票の結果が発表され、僅差ではあったが神戸市への編入が決定されたことは、本庄村にも少なからず影響をおよぼすことになった。

写真－8　合併問題を大きく取り上げた当時の新聞

本庄村では、依然として芦屋市との合併意見が強かったので、三月二十日、村会は円満解決をはかるべく神戸・芦屋両案を再検討することとし、一度断る方向で進めていた芦屋市との合併構想をあらためて審議することに決定した。しかし、四月十一日以降各部門別に調査を行い芦屋市に対する本庄村側の合併要求事項を決定、これにもとづき同市担当者と数度にわたって交渉を行ったものの、本山村が離脱しては合併してもそもそも芦屋市が提唱した人口一〇万人には満たないこと、その他財政面等、条件での折り合いがつかなかった。その結果、六月二日の村会において、芦屋市との合併案が否決され、こうして神戸市への編入が決議されることになったのである。今、この時の経過報告、および芦屋・神戸両市に提示した合併要求等が文書として残されている。章末に全文を掲載したが、神戸市、芦屋市とも本庄村の要求をそのままのみ、ほとんど違いがない。

リコール運動と編入の実現

以上の昭和二十五年六月二日の村会における議決をもって神戸市への編入に動き出した本庄村は、六月八日に合併のための仮調印、七月二十四日には正式調印を神戸市との間で取り交わすことになった。ところが、芦屋市との合併を求める村民から

は、村会の多数のみをもって、住民投票など村民の意志を問うことなしに神戸市への編入を村が決めたことに対して反発が強まり、村会に対してリコール運動が展開されることになった。また両派から多数のビラも撒かれた。

運動は、正式調印が行われた六月二十四日より直ちに始められ、七月七日にはリコール成立に必要な法定数二三〇五名を大きく上回る三六〇八名の署名が本庄村選挙管理委員会に提出された（兵庫県公館蔵『本庄村　本山村の神戸市合併関係』）。本庄村選挙管理委員会は署名簿と選挙人名簿との照合を行い、二九三〇人の署名を有効と認定し、七月二十五日から役場会議室で縦覧に供した。ところが、このうち一六三六名の署名が代筆という異議が出された。また八月七日、永井庄左衛門村長と細井重治郎議長は地方自治法に基づいて、兵庫県選挙管理委員会に、本庄村選挙管理委員会へ厳正な指揮監督を陳情している（兵庫県公館蔵『本庄村本山村の神戸市合併関係』）。この結果、八月十五日、本庄村選挙管理委員会は最終的に法定数二三〇五をわずかに下回る二二六六名の署名を有効と認定、リコールは一転不成立になった。これに対してリコール派は本庄村選挙管理委員会の決定を不服として、八月二十六日、神戸地裁に行政訴訟の提訴を行った。この間、選挙管理委員が辞任する騒ぎになるなど、一時は村内を二分する大きな問題となっていったのである（同右、『神戸新聞』昭和二十五年八月二十五日）。

リコールをめぐる村内の対立があまりにも激しかったため、当初予定されていた九月の編入実施は見送られ、一時は本山・本庄両村の同時編入を断念して、本山のみの実施も検討されることになった。

こうした中で、最終的に本庄村を神戸市編入実施に踏み切らせたのは、皮肉にもちょうどこの頃関西一円を襲ったジェーン台風の被害であったかもしれない。

九月三日、近畿に上陸したジェーン台風は、兵庫県下だけでも死者四一名、負傷者九〇四名という甚大な被害をもたらした。本庄村でも村民の七割がこれに被災し、その被害金額は五〇〇〇万円にも達したと言われる。この復興のため、ただでさえ財政赤字にあえいでいた本庄村は、さらなる財政負担を強いられることになった。この点を当時の新聞は次のように記している。

> 本庄村の合併の必要性はむしろ本山村より強く戦災による被害地区は全村の七割二分におよび村内五、六十あった工場も戦災のため激減、さらに戦後のインフレにたえ切れず現存わずか二、三工場というみじめさであるうえに、岩谷省蔵[ママ]前村長の村政が大都市への合併を考慮した借金政策であったため一千三百万円の年間村

予算に対して二千三百万円の長期債のほか本年度借入金六百万円など債務六千万円にのぼりさらにジェーン台風の災害約五千万円で村民の約七割が被害しており、地方税による村民税千五百万円、固定資産税千万円も現状では徴収能力がないという貧困ぶりで、このまま合併が承認されなかった場合行政間での空白は集収（収拾）のつかないところに落込む危険があるとして村当局は合併の進行を県、市に陳情せざるをえなかったと語っている。（『神戸新聞』昭和二十五年十月六日）

結局、十月五日に最終的な兵庫県会の承認をえて、七日付の県報で告示、これをうけて、十月十日、本庄・本山両村の神戸市（東灘区）への編入が実施された。

リコール派の運動はこの後も引き続き展開されたが、十一月二日、岸田兵庫県知事、細見県会議長の調停のもとに神戸市および両派の代表が会合をもち、地区住民の親和をかねて地域の問題を研究討議する研究会を組織し、両派から約十名の委員を選出して相互に地域運営に協力する旨の合意をえ、リコール派が一切の提訴告発を取り下げることに決して、紛糾した地域内部の争いも和解を遂げた。

このようにして、本庄村は、六十一年余の歴史に、終止符を打つことになった。

写真－9　神戸市との合併ごろの村会議員ら

岡田博達氏の記憶では、前列左から中田常太郎、永田広治、大谷竜造、細井重治郎、前田吉三郎、太田垣正雄（助役）、平井冨士夫、川崎松太郎、後列左から潮田義美、永田為一、北城喜三郎、丹羽新一郎、前中芳太郎、寺田好雄、柴田次郎の各氏

【資料】

合併問題についての経過報告（第四回）

本庄村

本村合併問題については過去三回の報告を辿りましたが、こゝに芦屋市との交渉経過につき詳細報告致します。

（芦屋、本山、本庄解消合併の経過）

即ち第一回報告の通り（議席八番―十四番芦屋班）が芦屋市として神戸市に合併の意向を打診せし処芦屋市は神戸市合併の意志なく却つて神戸市との合併反対、本山、本庄三市村解消合併の意向を承知したのであります。然る処昭和二十三年十二月二十四日芦屋市長、正副議長、合併委員来村、芦屋、本山、本庄一市二村解消合併新市建設の正式申入れがあり、昭和二十四年四月二十一日芦屋市主催を以て芦屋、本山、本庄三市村全議員、三市村解消合併懇談会を仏教会館に開き新市建設につき意見交換をなし、つづいて芦屋市から三市にて新市構想案につき三市村連合調査研究を推進するため解消合併、新市建設の連絡協議会（仮称）の設置方提案あり、これにつき意見交換したるも本山村から魚崎町を含めたる新市建設の申出あり、結論を得ず今後の問題として散会した。芦屋市は早急に魚崎町に対しても解消合併を申入れたのでありますが魚崎町は神戸市の東部五ケ町村合併申入れにつき目下調査研究中の故を以て直ちに芦屋市提唱の解消合併に応ずることができぬ、将来神戸市との合併不成立の場合は考慮する旨の申出がありました。つづいて四月二十七日本山、本庄は特に密接な関係があるので本山、本庄全議員の懇談会を本庄に開催、合併問題につき意見交換をしたるも席上本山村からは芦屋市提唱の三市村解消新市建設については本山村議会としては研究の結果これに応じない、又芦屋市提唱連絡協議会も不賛成の意思表示を得た。五月六日自治振興委員会（全議員）を開催、芦屋市の解消合併につき審議の結果芦屋市提唱に対し三市村又は四市町村解消合併は本山村、魚崎町の賛成せない現段階に於ては本庄村としてもこれら応ずることはできない結論に達したのであります。然して今後本山、魚崎の情勢の変化によりては再考することとし、この旨芦屋市に回答することに決定、五月七日村長、正副議長芦屋市に出向この旨回答なした処、七月十三日芦屋市から一市一村合併につき再度の申入れがあつたのであります。

（芦屋市、本庄村（吸収）合併についての経過）

七月十三日芦屋市から一市一村合併につき再度申入れがあつて以来空白の状態でありましたが、昭和二十四年十二月五日五ケ町村神戸市合併気運が相当活発になりましたので、本庄村としても七人の合併特別委員を設け合併問題に専念することとなり、翌六日芦屋市に挨拶旁前年七月十三日芦屋市から申入れの一市一村合併構想聴取のため出向いたる処、昭和二十五年一月十六日「本庄村、芦屋市合併構想」即ち第二回経過報告の通りの提示があり、翌十七日合併特別委員会に於て芦屋市一市一村合併構想は自治振興委員会（全議員）に於て審議することに決定、一月二十三日自治振興委員会に於て審議したる処その構想中に本庄村議会を冒涜の箇所があり審議に至らず一応芦屋市に返却す

ることに決定これを返却す、二月二日芦屋市から再度構想試案提示につき二月五日並びに二月十四日合併特別委員会に於てこれが説明を聴取、二月十九日自治振興委員会開催、合併特別委員から二月五日、十四日芦屋市合併構想の説明聴取について報告の後協議の結果、神戸市合併につき三ケ町村（魚崎、住吉、御影）の急速神戸市合併の申出があり一応神戸市に合併は時間的急を要するため、その方の研究を進めそれが好都合に行けば一応芦屋市に断ることとし、それまで回答を保留することに協議決定、合併問題についての第二回経過報告をなし、二月二十六日各団体長に対し経過報告会を開催せし処、本庄村、芦屋市合併構想についても検討せられたき要求あり、同構想についても検討することに決定、三月一日芦屋市長、合併委員の来村を求め本村全議員は「本庄村、芦屋市合併構想につき」説明を聴取し三月二日、四日、六日各常任委員会別にこれを検討、芦屋市合併構想は一市二村であり、本山村の態度により今後検討すべきであるから本山村会と懇談することに決定散会し、神戸市との合併に進んでまいつたのでありますが、三月二十日有志から一応村議会は白紙にかえつて神戸、芦屋両案審議、円満解決の申入れあり、協議の結果芦屋市合併構想について審議することに決定し、四月七日自治振興委員会を開催本庄村、芦屋市合併構想につき各部門別に再審議することに決定。

四月十一日厚生常任委員会開催＝保健衛生部門につき審議

四月十二日産業及教育常任委員会開催＝経済、教育各部門につき審議

四月十五日復興常任委員会開催＝土木、交通部門の審議をなし

五月二日自治振興委員（全議員）会を開催各部門別に審議総括的審議をなし

五月六日未記の通り合併要求事項を提示したのであります。その後数回に渉り同市から係課長の来村実地調査あり

五月十九日回答（未記）に接しましたので五月二十二日自治振興委員（全議員）を開催致し回答案につき審議致し不明のケ所については芦屋市から係員の詳細説明を聴取することとなり、同月二十七日来村説明を聴取検討、五月三十日自治振興委員会を開催更に説明に基き調査研究を遂げたのであります。

一、村議会としては神戸市、芦屋市合併条件回答は大同小異であるが

（一）芦屋市提唱の人口十万（本山、本庄、芦屋合併）の衛星都市の構想は本山村の神戸市合併仮調印の現状からして実現不可能である

（二）財政的にみて神戸市七〇億、芦屋市二億七千万円の中から条件履行に要する経費年額平均約一億二千万円の捻出は困難である

（三）芦屋市は健全財政を強調しているがこの健全財政中合併条件履行のための財源には競輪収入が大半を占めている、国家公法人として暫定的なこうした事業収入を合併条件履行に予測すること、又本年度の開催度数からして不可、不安定と云はざるを得ない

（四）芦屋市自身の言分通り一応年一億円の余裕ありとしても年内追加を要する既定経費は尚相当額を要し、文化都市、観光都市として企画中の城山の開発、打出ヨットハーバー、ロツクガーデン奥地開発に要する財源、又本山村を合併するとせばその合併条件の経費等全くその財源を見出すことが出来ない

（五）尚芦屋市は本年度当初予算に於て新規事業約一八、〇〇〇万円を計画してあるがその財源は起債一二、〇〇〇万円、国庫補助、寄附金四、五〇〇万円計一六、五〇〇万円等依存財源が九割を占め不安定であり、これが完遂は相当困難である等々からして村議会多数の意見は芦屋市、本庄村（一市一村）の合併は決して衛星文化都市の建設又財政的健全都市の建設は困難であり、将又住民の福祉は得られぬ結論に達しましたので

村議会としては芦屋市と本村の合併は多数を以て反対に決したのであります

二、尚又一部議員としてはこの重大問題は村民投票に依り決すべきであるとの意見であります。

以上村議会の実状であります。

三、村長と致しましては五月三十日議員の要求により理事者としての所信を

A昨年五月六日三市村解消合併問題の際本山又魚崎の賛成せぬ段階に於て本村と芦屋の合併は本村としてこれに応ずることが出来ぬと村議会に於て決定、この旨芦屋市に回答することに全員一致決定した

B本山が合併しない芦屋、本庄の合併は意義なく将来の発展性のある神戸市との合併こそ自由民の福利であると信んずる旨を発表したのであります

四、右の通り芦屋市との合併は多数を以て反対に決し、六月二日村議会に於て多数の意見に依つて神戸市との合併に決定致しました

以上今日までの経過を報告致します。

昭和二十五年六月四日

本庄村長　永井庄左ヱ門

本庄村議会議長　細井重治郎

村民各位

芦屋市合併要求事項に関する回答

土木、交通部門

一、道路舗装

合併後二ケ年以内に左記順序により道路舗装（アスファルト）を実施すること

地区	1	二区二十四号線 （野辺氏西側南北道路）
	2	一区四号線 （前田光治氏より市川氏まで）
		西青木、青木

一区八号線
（中田タバコ店より甲南ゴムまで）
二区二十二号線
（青木電停より三和染料まで）
二区三―一号線（辻川氏電車踏切より中学校前通り海技学院まで）
二区五号線
（青木電停より日本保缶まで）

深江地区

一、一、二号線（ママ）
（海技正門北に至る）
二、二、二一号線
（稲荷筋）
栄通り線
札場通り線
繁昌通り線
二、二、一八号線
（鳴尾―御影線）
大日通り線

◎回　答　期限内に要求通り実施する（六、八三二万円）

二、街路灯の完備

既設街路灯の維持は勿論電柱又は家屋密集地域に街路灯三百ケ所を合併後三ケ年以内に左記比率により増設完了すること

第一年　四〇％　第二年　三五％　第三年　二五％

◎回　答　三ケ年継続事業としての要求なるも寧ろ短期間に実施いたし度（一五万円）

三、戦災復興特別都市計画事業

1　区画整理建物移転

合併後一ケ年以内を以つて完了すること

2　換地処分精算事務

目下換地精算事務に着手せるも換地処分は昭和二十五年度に於て完了すること

精算事務は政府減歩補償基準が決定されなくとも昭和二十六年度完了すること

イ、浜手幹線防潮堤線は一部施行中なるも昭和二十八年度に完成すること

ロ、其の他（前項以外）街路事業は昭和二十五年度中に完成すること

ハ、街路測溝は街路事業と併行し昭和二十八年度に完成すること

ニ、河川水路事業は昭和二十五年度中に完成すること

◎回　答　何れも所期の通り実施する（戦災復興　三、八〇六万円、防潮堤　四、七〇〇万円、測溝　一、五六〇万円）

四、上水道

イ、上水道の撤去布設替は整理街路事業と併行し昭和二十五、六年

度中に完成させること

ロ、配水管布設計画に依る未布設延長二、七〇〇米は前項上水道復興事業並に街路舗装工事計画等勘案し重点的に緊急布設を完了すること

◎回　答　撤去布設替は要求期限内に未布設配水管延長工事は資材の入手及び関連事業と勘案し緊急完了に努める（九〇四万円）

五、下水道

下水道処理に困難せる特殊事情を認め早急に調査研究を進め緊急に着手竣工を図ること

◎回　答　本市所有の下水管を利用し早急着工の運びにいたし度（六、六六〇万円）

六、本庄港湾

機帆船、艀船、漁船の出入等地方小港湾（青木海岸、本庄港「一五、〇〇〇坪」）を合併後二ケ年以内に実施すること

◎回　答　新市建設の基本的必須事項と思料せるに付御村計画案に従い即時着工し所定の年度内にこれが完成極力努める（五、三〇〇万円）

七、川西跡利用

戦災川西跡の土地及建物は関係有力者を以て委員会を設置し利用計画を早急に樹て地元発展に寄与するよう経費の予算化と共に万全の措置を講ずること

◎回　答　前項と同様極めて重視せるに付合併実施と同時に措置いたし度（一〇、〇〇〇万円）

八、交通

合併と同時に東西南北循環バスを運行すること

◎回　答　本市計画の循環バスに織込み一元的に運行実施の案を樹立しあるに付認可あり次第実現を見度（全部　一、〇一五万円）

九、本庄山の開発

六甲山系本庄山については六甲山系開発計画に織込み早急開発に努めること

◎回　答　本市山地計画と併行し早急開発に努める

十、傍示川の改修

芦屋市境界小河川にして降雨時氾濫し住民困難せるにつき合併直後着工昭和二十五年度中に改修すること

◎回　答　期限内に要求通り実施する（三五七万円）

十一、住宅建設

本村地内に昭和二十五年度から五ケ年間、毎年五〇戸以上を目途として庶民住宅を建設すること

尚鉄筋県営アパート建設につき目下県に折衝中につき之れが実現に努めること

◎回　答　要求事項の実現に努める、尚本年度は既に五〇戸分の用意がある（五、〇〇〇万円）

教育部門

一、高等学校

現高等学校に一〇〇％入学できるように拡充すること

◎回　答　本市も同意向につき極力努める

二、中学校

昭和二十五年度中に本村中学校に鉄筋講堂、特別教室附属宿直室、便所（四〇〇坪）を新移築すること、尚教、校具の完備をなすこと

◎回　答　御村既計画に基き所定の通り増築すると共に設備についても別途予算を計上する（一、三八七万円）

三、小学校

増築将来学童増加の場合は一校増築すること、尚教、校具の完備をなすこと

◎回　答　小学校増設については将来要望に応えると共に教、校具充実費を即刻本市小学校同様以上に別途計上する

四、幼稚園の新築

昭和二十五年度村内に公立幼稚園一ヶ所（一五〇名収容）新築し、園児数の増加により増築すること

◎回　答　極力所定の年度内に独立園舎の建設を終る（五七五万円）

五、公民館

本村の計画に基き昭和二十五年度中に完成すること

◎回　答　御村計画に基き期限内に完成する（七三〇万円）

六、其の他

1　海技専門学院の大学昇格　大学昇格については極力実現に努めること

◎回　答　要望通り実現に努める

2　教育費の全額市負担

教育費の一部ＰＴＡ負担にすることなく全額市負担とすること

◎回　答　ＰＴＡの負担軽減を目指し本市においても本年度よりこれが予算化を見たるにより即刻要望に副う（年七〇万円）

経済部門

一、公設市場の設置

本村内に昭和二十五年度中に公設（公認）市場を一ヶ所（五〇店舗）設置すること

◎回　答　約五〇店舗を有する公設市場を所定の年度内に建設し出来得るならば分譲の方法をとり度

二、荷受機関の誘致

本庄港湾設置と同時に相当設備の荷受機関を誘致すること

◎回　答　本庄港湾設置と同時に建築し機構を整える（一七六万円）

尚経費八、〇〇〇、〇〇〇円を以て計画中の本市卸売市場を村内適当の地に物色中である

三、工場誘致

軽工場誘致については充分地元意見を尊重すること

◎回　答　御意見の通り極力誘致に努める

四、商工会館建設

本村は工業地域の関係もあり工業（商業）会館（一〇〇坪）を合併と同時に建設すること

◎回　答　中心街適当の地に要望通り建設する（三六〇万円）

五、農地開発

現農地は五ヶ年指定を受けているためこれが都市発展に寄与するよう緊急開発措置を合併と同時に講ずること

◎回　答　極力開発措置を講ずる

六、金融機関

1　合併と同時に金融機関の設置誘致に努力すること

2　公営質舗を適当なる場所に設置すること

◎回　答　地元の意向を勘案しこれが設置勧誘を図ると共に公営質舗については早急設置に努める（六〇万円）

七、部落有財産

部落有財産は其のまま存置し、その管理処分については部落の意志を尊重すること

◎回　答　要望通り措置する

八、海浜ホテルの誘致

海技大学（専門学院）ヨツトハーバー等の関係から本村海浜に海浜観光ホテルの誘致に努力すること

◎回　答　極力誘致に努める

保健部門

一、診療所の拡充

現在の本村立診療所は之を拡充（外、眼科増設）すること、尚保健支所をも併置すること

◎回　答　要求事項の何れもこれが実現に努める（六五万円）

二、伝染病院の改組拡充

現本村にある芦屋伝染病院を本村地区外に移転して綜合病院に改組拡充すること

◎回　答　市民病院建設は本市において既に三六、〇〇〇、〇〇〇円を予算化し伝染病院も包含する計画であり、御村の要望に副い得るよう目下敷地等についても物色中

三、公営浴場

本村に於て計画中の中央潮湯温泉は合併後早急に新築すると共に村東西二ヶ所に市営モデル浴場を昭和二十八年度までに実現するよう努力すること

◎回　答　御村既計画になる中央潮湯及びモデル浴場東西二ヶ所建設については何れも要望年度内に実現せしめる（六一〇万円）

四、塵芥火葬場

1　塵芥焼却場は本村内に設置せず運搬車（トラツク）を拡充し既設設備を高度に利用これが完全処理に努めること

◎回　答　本市塵芥焼却場未修理消却炉二基を改修すると共にトラツクその他塵芥蒐集機構を整備し即時これが完全処理に努める

（全部一五〇万円）

2　火葬料金は本村現行通りにすること

◎回　答　御村現行通りにて可

五、公営葬儀

現在村営葬儀を拡充し合併と同時に霊柩車を新設すること、尚将来使用料変更を要する場合は地元意見を充分尊重すること

◎回　答　要望に副う

六、墓地

現在の村内墓地は学校に接近し又新市将来の発展上不適当と認めらるるにつき六甲山系公園墓地として移転をなすこと

◎回　答　近く着工予定の本市公園墓地に包含いたし度

七、授産場、保育所

新市域に授産場、保育所の設置実現に努めること

◎回　答　本市計画中のものと同様の施設を可成早急新市域に設置する（三五〇万円）

八、児童公園

村内左記箇所に昭和二十五年中に児童公園を設け遊園施設を完備すること

深江、湊山ゴム会社跡　製氷会社東

青木、元木村屋敷跡

西青木、西青木公会堂前

◎回　答　所定の年度内に完備せしめる（一七五万円）

九、屎尿処理

屎尿処理は市の責任に於て処理し、本村内には屎尿処理場を絶体に設けないこと

◎回　答　今夏より実施を目標に目下計画中の本市屎尿処理に包含し要望に応える

行政部門

一、出張所

本村に出張所を設置すること

◎回　答　法による支所として設置する方が適当と考える

二、所長

所長の選任は地元の意向を充分尊重すること

◎回　答　充分地元御意見を尊重する

三、市会議員増員選挙

市の条例（許可）を以てできるならば増員議員は本村地区に於て選挙を行うこと

◎回　答　目下研究中につき許可される限り要望に副い得るよう極力努める

四、行政協議会

行政協議会は現村長、村会議員を以て組織し五ケ年間存置しその待遇については充分考慮（憲カ）すること、五ケ年後に於て尚必要とするときはこれを存置すること

◎回　答　設置は勿論充分御意見を尊重する

五、現村会議員待遇

現村会議員（現村会議員待遇者を含む）の待遇については芦屋市会議員待遇に準じ之れを待遇すること

◎回　答　異議なし

六、現吏員、雇傭人

現在吏員、雇傭人は市に現給与以上の待遇を以て引続き採用し在職年数を通算すること

◎回　答　異議なし

七、警部補派出所

本村に警部補派出所を設け治安の万全を期すこと

◎回　答　治安の確保については要求事項の実現は固よりこれが万全を期する

八、消防団

現在の村消防団はそのまま存置し機械及機具を完備なすこと

◎回　答　現消防分団はその侭存置し機械機具及び服装の整備を図る

以上各項に亘り慎重調査の結果所見を回答いたしますが御村及び本市は凡ゆる部面において古来一体不離の関係にあり即刻両市村が相寄り相合して新市を建設することはこれを理論に徴し、実状に照すも住民の負担を軽減し将来の幸福を招来するは勿論、シヤウプ勧告の精神にも合致する所以であつて地域的にも行財政的にも将又住民生活上極めて理想的恰好の衛星都市を形成し得ることは累次力説せるところであります。合併条件履行に伴うこれが財源については本市健全財政保持の上から許し得る限度内に止めて尚且つ充分なる余裕と確信を有するものであつて合併の暁は行政協議会の構成は固より御村よりも適当数の議員の選出を見、新市構想の実現に強力なる発言の機会と促進の実を挙げ得て一抹の不安もないのであります。

所要総経費は約五億万円であつてこれが完成に五ヶ年継続を要するとしても平均一ヶ年所要額一億円、而も最低三分の一以上は補助金及び起債に求め得ることは容易であり一応市純負担は一ヶ年僅かに六千七百万円に過ぎないのである。他方これに要する財源措置は極めて堅実に算定し市有財産売却等による窮余の策を講ずることなく差当り地方税制度改正による租税増収五千一百万円、事業益金その他税外収入五千二百万円を以てしても合計一億三百万円を得、優に構想実現の可能を御賢察願えると思うのであります。就ては速かに全村一致両市村将来のため合併促進に寄与せられんことを希う次第であります。以上

本庄村、神戸市合併条件

土木、交通部門

一、道路舗装

左記順序により合併後二ヶ年以内に道路舗装（アスファルト）を実施すること。

1　二区二十四号線（野辺氏西側南北道路）

西青木、青木地区

2 一区四号線（前田光治氏より市川氏まで）
3 一区八号線（中田タバコ店より甲南ゴムまで）
4 二区二十二号線（青木電停より三和染料まで）
5 二区三―一号線（辻川氏電車踏切より中学校前通り海技学院まで）
6 二区五号線（青木電停より日本保缶まで）

深江地区

1 一、一、三（ママ）号線（海技正門北に至る）
2 二、二、二一号線（稲荷筋）
3 栄通り線
4 札場通り線
5 繁昌通り線
6 二、二、一八号線（鳴尾―御影線）
7 大日通り線

二、街路灯の完備

既設街路灯の維持は勿論電柱又は家屋密集地域に街路灯三百箇所を合併後三ケ年以内左記比率に依り、増設完了すること

第一年　四〇％　第二年　三五％　第三年　二五％

三、戦災復興特別都市計画事業

（一）区画整理建物移動（六一二万円）

昭和二十五年度を以て完了すること

（二）換地処分及精算事務（六五〇万円）

目下換地精算事務に着手せるも換地処分は昭和二十五年度に於て完了すること

精算事務は政府減歩補償基準が決定されなくとも昭和二十六年度完了すること

（イ）浜手幹線防潮堤線は一部施行中なるも昭和二十八年度中に完成すること（浜手九、〇〇〇万円）（防潮七、〇〇〇万円）

（ロ）其の他（前項以外）街路事業は昭和二十五年度中に完成すること（一、七〇〇万円）

（ハ）街路測溝は、街路事業と併行し昭和二十八年度中に完成すること（二、二五〇万円）

（ニ）河川水路事業は昭和二十五年度中に完成すること（一九〇万円）

四、上水道

（イ）上水道の撤去布設替は整理街路事業と並行し昭和二十五、六年度中に完成させること（二六〇万円）

（ロ）配水管布設計画に依る未布設延長二、七〇〇米は前項上水道復興事業並に街路舗装工事計画等勘案し、重点的に緊急布設を完了すること（二、七〇〇万円）

四、下水道（ママ）（六、五〇〇万円）

下水道処理に困難せる特殊事情を認め、神戸市下水道計画の一環として早急調査研究を進め、之が着手竣工は旧市中心部より遅れないよう措置すること

五、本庄港湾（五、三〇〇円（万脱））

機帆船、艀船、漁船の出入等地方小港湾（青木海岸、本庄港一五、〇〇〇坪）を合併後二ヶ年以内に実施すること

六、川西跡利用（調査費五〇万円）

合併と同時に関係有力者（神戸市会、本庄地区行政協議員、阪神、川西、財界人、其他）を以て委員会を設置し、利用計画を早急に樹て地元発展に寄与する様経費の予算化と共に万全の措置を講ずること

七、交通（神戸博バス転用に付き不用）

共通問題として、合併と同時に東西南北循環バスを運行すること

八、本庄山の開発

六甲山系本庄山については、六甲山系開発計画に織込み早急開発に努めること

九、傍示川の改修（二九五万円）

芦屋市境界小河川にして降雨時氾濫し、住民困難せるにつき合併直後着工昭和二十五年度中に改修すること

十、住宅建設（四、〇〇〇万円）

本村内に昭和二十五年度から毎年五〇戸以上を目途として庶民住宅を建設すること。尚鉄筋アパート建設につき目下県に折衝中につき之れが実現に努めること

教育部門

一、高等学校（二、一〇〇万円）

校地は本庄、本山、魚崎の三ケ町村協議に依るも、成る可く中央部に昭和二十五年度中に一校を新設し授業開始をすること

二、中学校（一、〇二四万円）

昭和二十五年度中に、本村中学校に鉄筋講堂、特別教室、附属宿直室、小使室、便所（四〇〇坪）を新、移築すること

三、小学校増設（一、七五〇万円）

将来児童増加の場合、本山、本庄両村界、本村地内に一校増設すること

四、幼稚園の新築（二七四万円）

昭和二十五年度村内に公立幼稚園一ヶ所（一五〇名収容）新築し、他の一ヶ所も園児数を考慮し早急に新築すること

五、中、小学校、教校具の緊急充実　（各四五万円）
昭和二十五、六年度に必要なる教校具は充実完備を為すこと
六、公民館　（一、八〇〇万円）
本庄、本山村界、本村地内に相当規模の公民館を一ヶ所早急に新築すること
七、其の他
（一）海洋博物館
港都神戸として、又海技大学との関係もあり将来建設の場合は本庄村内に之れを建設すること
（二）海技専門の大学昇格
神戸市の性格として、海技専門学院（元神戸高等商船学校）の大学昇格については極力実現に努めること
（三）区教育室
新に教育委員を選出することが出来ないので区に教育室を設置し、其の長補助機関は地元の意見を尊重すること
（四）教育費の全額市負担
教育費の一部ＰＴＡ負担にすることなく、全額市負担とする様努めること

経済部門

一、公設市場の設置　（五三七万円）
本村内に昭和二十五年度中に公設（公認）市場を一ヶ所（五〇店舗）設置すること
二、中央市場分荷場の設置
五ヶ町村共通問題として本庄港湾設置と同時に、港湾地域に分荷場支所を設置、設備（冷蔵、製氷）も完備すること
三、工場誘致
軽工場誘致については充分地元意見を尊重すること
四、商工会館建設　（一〇〇万円）
本村は工業地域の関係もあり工業（商工）会館（一〇〇坪程度）を合併と同時に建設すること
五、港湾埋立に伴う沿岸漁業対策
神戸港湾埋立に伴う沿岸漁業の対策を充分考慮すること
六、農地開発
現農地は五ヶ年指定を受けているため、これが都市発展に寄与する様緊急開発措置を合併と同時に講ずること
七、金融機関
（一）合併と同時に金融機関の設置誘致に努力すること
（二）公営質舗、五ヶ町村適当なる場所に設置すること
八、部落有財産
部落有財産は其のまゝ存置し、其の管理処分については部落の意志を尊重すること
九、海浜ホテルの誘致
海技大学、海洋博物館、ヨツトハーバー等の関係から本村海浜に海浜観光ホテルの誘致に努力すること

保健衛生部門

一、診療所の拡充　（一〇〇万円）

現在の本庄村立診療所は之を拡充（外、眼科増設）すると共に保健支所として運営すること

二、伝染病院の改組拡充　（三、四〇〇万円）

現在の本山組合病院は共通問題として要求通り綜合病院として運営し、伝染病棟を存置し、新市区域の伝染病患者の収容に充てること

三、公営浴場　（一五〇万円）

本村に於て計画中の中央潮湯温泉は合併後早急に新築すると共に村内東西二ケ所に、市営モデル浴場を昭和二十八年度までに実現する様努力すること

四、塵芥、火葬場

（一）塵芥焼却場は本村内に設置せず運搬車（トラツク）を拡充し、既設設備を高度に利用之れが完全処理に努めること

（二）火葬料金は五ケ町村組合現在施設を完備し、これに通ずる道路の拡張補修を早急に為すこと

五、モデル保健所の設置

新市域中央にモデル保健所を一ケ所を新設すること

六、公営葬儀

現在村営葬儀を拡充し合併と同時に霊柩車を新設すること、尚将来使用料の変更を要する場合は、地元意見を充分尊重すること

七、墓地

現在村内墓地は中央に位置し、学校、住宅に接近し新市将来の発展上不適当地につき、六甲山系公園墓地として移転をなすこと

八、授産場、保育所　（八四万円）

新市域に授産場、保育所の設置実現に努めること

九、児童公園　（一〇五万円）

村内左記箇所に昭和二十五年中に児童公園を設け、遊園施設を完備すること

深江（湊山ゴム会社跡）（製氷会社東）

青木（元木村屋敷跡）　西青木（公会堂前）

十、屎尿処理　屎尿処理は市の責任に於て処理し、本村内には屎尿処理場を絶対に設けないこと

行政部門

一、行政区

将来行政区の変更をなす場合は本庄、本山、魚崎を以て一行政区とすること

二、区役所、出張所

区役所を設置せざる町村には、区役所出張所を設置すること

三、区長の選任

区長の選任は地元の意向を充分尊重すること

四、市会議員増員選挙

新市域で直ちに市会議員増員選挙を行うこと

五、行政協議会
行政協議会は現村長、村会議員を以て組織し、五ケ年間存置し其の待遇については充分考慮すること。五ケ年後に於て尚必要とするときはこれを存置すること

六、現吏員雇傭人
現在吏員雇傭人は市に現給与以上の待遇を以て引続き採用し、在職年数を通算すること

七、現村会議員待遇
現村会議員（現村会議員待遇者を含む）の待遇については、神戸市会議員待遇に準じ之れを待遇すること

八、警部補派出所　（一五〇万円）
本村に警部補派出所を設け治安万全を期すること

九、消防署及消防団
新市域に消防署一署を設けること、尚現在の村消防団はそのまゝ存置すること

五ケ町村共通問題

交通関係

一、市電　1　市電と国道電車との相互乗入を実施するよう会社当局と交渉し、速かにその実現を図る
2　将軍通線を道路新設に伴い五ケ町村東端まで延長する

二、市バス　1　国道線、浜手幹線（旧国道）は夫々阪国、阪神バスが免許を持つているが会社に交渉し市バスの開通を図る
2　山麓道路の新設に伴い市バスの運行を図る
3　南北線循環線は交通量、道路の事情を考慮の上実施する

水道関係

人口の増加、給水普及率の向上等を勘案して尚充分の給水ができるよう阪神上水道の第二期拡張工事によるの外、住吉川より取水設備をなし配水池の増設、配水管の増加敷設をする

建設関係

1　戦災復興事業　各町村の全体事業計画に基き政府の方針に変更ない限りそのまま踏襲施行する尚旧市内より遅れている部門についてはこれと歩調を合すためその線まで急速に進捗する
2　都市計画事業　a　連絡街路、都市計画街路は合併後直ちに着手し、できるだけ早く完成する
b　六甲開発計画を早急に樹立し、山上縦走循環道路、遊歩道その他諸施設の完備を図る
c　川西工場跡ヘルマン山附近等については関係各方面と連絡の上利用計画を樹て公共的施設を実施したい

3　河川、砂防、林野復旧

a　河川改修　表六甲河川改修は建設省直轄であるが一層推進につとめる

b　砂　防　河川改修同様極力施行に努力する。建設省直轄より除外された小渓流は県の管轄に属し従来委託工事として市が実施に当つているものも引続き推進する

c　林野復旧　普通造林と荒廃林地復旧工事を併設しているが県の管轄で市が委託工事として実施している、これ又促進に努める

4　一般土木工事　一般土木工事については交通量及び必要性を考慮し緩急に応じ合併後早急に道路の拡張改良、舗装及木橋の架設、暗渠の新設復旧工事を進める

5　港　湾　a　魚崎港　機帆船、艀船、漁船等の出入に便するため港内浚渫物揚場築造等地方小港湾としてその機能を発揮できるよう修築する

b　本庄港　機帆船、艀船、漁船等の出入に便するため地方小港湾を修築する

（本庄村『合併条件関係』）

三節　山海利用の変化と財産区

背後に六甲山が迫り、また大阪湾に面する本庄地域は、時には自然災害の猛威に遭遇し、多大な被害を被ったこともあったが、山と海から多くの恵みを受けてきた。山も海も地域の共有財産として長い歴史を持っている。しかし戦後農業が急速に衰退、高度経済成長を境に埋め立てが進み漁業も消滅、また本庄山も分割し神戸市などに売却された。この節では、海と山の共有財産が戦後どう変遷したかをみていくことにしたい。

1　漁業の復興と消滅

戦後漁業の復興

太平洋戦争は、漁業生産に深刻な打撃を与えた。漁船や漁業用燃油・漁網などの漁業資材の不足が著しく、戦前の漁業生産の水準を回復することは容易ではなかった。加えて漁獲物を横流しすることなく、供出を励行することが求められた。また漁村のボスを排除し漁業団体の運営の適正化を図るなど漁村の民主化も急務とされた。戦後漁業の緊急の課題は、漁業生産の回復、漁獲物の供出、漁村の民主化だったのである。

兵庫県の沿岸漁獲高は昭和十一年（一九三六）―十五年の五カ年平均は九八七万貫であったが、昭和十九年六一一万貫、同二十年には五六〇万貫にまで落ち込んだ。同二十一年には七七〇万貫と持ち直したが、同二十二年は六三〇万貫へ再び減少した。同二十三年になってようやく一〇三七万貫と戦前の水準を回復した。

昭和二十五年の瀬戸内海の漁獲高をみると、イワシ、イカナゴ、アジ、タイ、タコ、エビが主要なもので、昭和二十五年の海区別の漁獲高は、摂津二二二万貫、播磨二八八万貫、淡路三一四万貫だった。瀬戸内海の主な漁具・漁法は、船曳網、地曳網、打瀬網、巾着網、イカナゴ込瀬網、壷網などであった。兵庫県の漁業労働力人口は、昭和十四年に二万六七〇〇人だったが、昭和二十三年は三万四〇〇〇人となり、戦前よりも増加している（『兵庫県水産要覧』）。

漁獲物の供出はどの漁業会にとっても課題だった。漁業用燃油と供出をリンクさせるなどの対策が講じられたが、公定市場での漁価が低廉であったため横流しを防ぐには必ずしも十分な成果をあげられなかった。

漁業制度の戦後改革

昭和十二年（一九三七）には改正漁業法で組織変更された漁業組合が物資配給の統制や生産計画、出荷・運搬に関わった。さらに昭和十八年に公布された水産業団体法に基づき漁業組合を統合して国策遂行のための漁業会に変更された。本庄村では深江浦漁業組合と青木浦漁業組合が統合されて本庄漁業会に改組された。戦後の漁業制度の改革は、この漁業会を解散し漁業協同組合を結成すること、漁業権を漁業生産のうえからも合理的な制度に改めることから着手された。昭和二十三年（一九四八）に水産業団体法が廃止され水産業協同組合法が成立、翌二十四年に施行され漁業会が解散されることになった。本庄漁業会もこの時期に解散され、新たに本庄漁業協同組合と青木漁業協同組合が設立された。戦時体制下に合同した漁業組合が再び分離することになったのである。

新漁業法は昭和二十四年十二月に公布され、漁業権制度が改革された。漁場の計画的高度利用や漁業の民主化を図ろうとするもので、旧来の漁業権を二年以内に廃止し、新漁業権を免許した。

新制度は海区を単位に漁民が主体となって海区全体の総合利用の見地から漁場計画が策定された。地区（部落、浦）の漁業会の内部に「漁業権管理委員会」が設けられ、意見の集約が図られた。それを摂津、播磨、淡路、但馬に設置された海区漁業

調整委員会に提出した。摂津海区漁業調整委員会は漁民七名、学識経験者二名、公益委員一名などで構成された。漁民の代表として、島田文治郎（東神戸）、中尾政治郎（本庄）、信川利治（垂水）、鶴見伊太郎（駒ケ林）、藤本亀吉（東須磨）、西野幸次郎（鳴尾）、長谷福蔵（芦屋）が選ばれ、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員としては三浦清太郎（兵庫）が選ばれた。こうして、漁業の民主化と漁業生産力の発展を目指して、計画が策定された（兵庫県漁政課『漁業制度改革の手びき』その二）。

漁業権の変遷と新漁場の策定

終戦当時の専用漁業権は、昭和十三年（一九三八）十月五日に変更されたもので、それ以前に比べ漁業や沖出しを拡大、深江浦では三四種類、青木浦二八種類と定め、イワシ船曳網、イワシ刺網、コノシロ刺網、ハゼ延縄、カレイ一本釣などが認められていた。また沖出しは三六〇〇㍍とされ多少拡張された。専用漁業権の拡充強化はどの組合も目指したものだったが、昭和十三年の変更によって漁場の独占を法的に確保した。

戦後の漁業改革では、専用漁業権は共同漁業権と定置漁業権に再編成されることになった。従来、漁業権は漁場全体の総合的利用を考慮しないで、すでに免許した漁業権を侵害しないかぎり先願主義で免許が与えられた。このため漁場の利用は重複や無駄が多く、総合的利用の障害となっていた。

昭和二十五年（一九五〇）五月から新漁場計画と旧漁業権補償計画の策定作業が開始され、昭和二十六年七月に漁業権等補償計画が公告された。

本庄地域の漁業権は専用漁業権第一一七九号（元青木浦漁業組合漁業権）と第一一八三号（元深江浦漁業組合漁業権）だった。これらには一六地区が入漁権を持っており、それらにも補償が行われた。第一一七九号では本庄漁業会に対する補償額は四八万一〇〇〇円。一方、入漁権の補償の合計は一一六万円で、東灘二〇万円、東神戸一九万円、西宮一六万円、東須磨一五万円、鳴尾一〇万円などが上位を占めた。専用漁業権の補償額は全体の二九・三%にとどまり、入漁権の総額の方が、大きかった。

第一一八三号の専用漁業権の補償額は六三一万五〇〇〇円だった。入漁権の補償額合計は九八万五〇〇〇円で、西宮一六万円、東須磨一五万円、兵庫一三万円、鳴尾一〇万円、東灘一〇万円などが上位を占めた。第一一八三号の補償では専用漁業権の補償額が全体の補償額の八六・五%を占めている。第一一七九号と第一一八三号で、専用漁業権の補償額の比率にこのような差が生じたのは、当該漁場から生産される漁獲物の差、入会漁業

の差によるとみられる。

一方、本庄漁業会が他の漁業会の漁場に対して入漁権を持っていたのは、芦屋・西宮・須磨浦・兵庫・駒ケ林・東灘・鳴尾・尼崎・東神戸で、うち西宮・東神戸では二つの漁場を持っていた。この入漁権に対しても補償が行われた。特に芦屋漁場の補償額は大きく、一二三万五〇〇〇円にのぼった。芦屋の専用漁業権の補償額は四二七万七〇〇〇円で、深江地区が芦屋の漁場に対して持っていた権利の大きさを浮き彫りにする。こうして近世から深江が持っていた芦屋地先海面での漁業権が消滅した。

本庄漁業会の定置網の漁業権は第九四三号・第九四四号・第九四五号であったが、それらは賃貸していた。それぞれ本庄漁業会に一六万五〇〇〇円で補償された。別に賃借権利者にそれぞれ三万三〇〇〇円が補償され権利を抹消した。

新しい漁業権を示す漁場計画は昭和二十六年六月から七月に公示されたが、本庄地域は第一種共同漁場漁業（貝類・タコ・ワカメなど）として第六号（本庄）、第七号（青木）が免許された。第二種共同漁場漁業（刺網・かご網）の漁場は尼崎から東神戸までの広い区域が共同漁場となった（第五〇一号）。青木にはます網（アジ・エビなど）漁場が免許された（第五一〇号）。第三種共同漁場漁業（地引き網）として芦屋・本庄・青木に第一〇〇二号の免許が与えられた（『新修神戸市史』産業経済編第一次産業）。

表－7　本庄村の漁業権の補償

	権利者	補償額
漁業権1183号（深江）	専用漁業権者	6,315
	入漁権者小計	985
	尼崎漁業会	25
	鳴尾漁業会	100
	西宮漁業会	160
	芦屋漁業会	80
	東灘漁業会	100
	東神戸漁業会	40
	兵庫漁業会	130
	駒ヶ林漁業会	25
	東須磨漁業会	150
	須磨漁業会	25
	垂水漁業会	25
	明石浦漁業会	25
	林崎漁業会	25
	岩屋町漁業会	25
	尾崎村漁業会	25
	郡家村漁業会	25
漁業権1179号（青木）	専用漁業権者	481
	入漁権者小計	1,160
	尼崎漁業会	25
	鳴尾漁業会	100
	西宮漁業会	160
	芦屋漁業会	83
	東灘漁業会	200
	東神戸漁業会	190
	兵庫漁業会	45
	駒ヶ林漁業会	25
	東須磨漁業会	150
	須磨漁業会	25
	垂水漁業会	25
	明石浦漁業会	32
	林崎漁業会	25
	岩屋町漁業会	25
	尾崎村漁業会	25
	郡家村漁業会	25

（注）単位：千円
（資料）『兵庫県報』（昭和26年７月21日）

昭和三十二年の本庄・青木の漁業をみると、本庄の漁家戸数は五〇戸、漁船数四五隻（うち動力船三五隻）、同三十一年の漁獲高は一六九〇トン、青木は漁家戸数二五戸、漁船数二三隻（うち動力船一七隻）、漁獲高一六三トンだった。

人工島の建設と漁業の消滅

戦後神戸市や周辺の漁場は、工場用地など都市空間としての意義を持つようになり、神戸港の機能の拡張が図られた。昭和二十四年（一九四九）から神戸市・兵庫県・運輸省第三港湾建設局などが次々に埋め立て工事を実施した。東部第一―四工区、ポートアイランド、六甲アイランドなどである。埋め立てのたびに漁業補償が行われていたが、漁場が縮小していくのに漁民が残るという矛盾が生じていた。

漁場の縮小に対応して本庄・青木の漁業協同組合はほかの三組合とともに統合して昭和四十四年に神戸市東部漁業協同組合となった。しかし兵庫県摂津東部海域の漁業権を抹消し、あわせて漁業者が所有している漁船・漁具も買い上げ、漁業者の転業を図ることになった。昭和四十六年三月に補償契約が成立し、神戸市東部の漁業権は消滅、神戸市東部漁業協同組合は昭和四十七年十月に解散した。ここに本庄・青木の漁業は終わりを告げたのである。

2　本庄山の売却

本庄山の沿革

本庄山（神戸市東灘区本山町森字本庄山）は、全体で三〇〇㌶の広大な共有林で、かつての摂津国菟原郡本庄九カ村（森・中野・北畑・田辺・小路・深江・青木＝以上神戸市東灘区、津知・三条＝以上芦屋市）の村民が、江戸時代以前から総有してきた村持山（入会山）だった。肥料や薪、薬草の採取などを通じて村民の生活と切り離すことのできない財産で、戦国時代には芦屋荘・西宮社家郷と境界争論を起こし、江戸時代に再燃して寛延三年（一七五〇）に裁判で決着、その境界が現在の芦屋市・西宮市との境界となっている（第四章）。

明治時代になって地租改正で山路荘との境界をあらためて確認し、明治十四年（一八八一）に山野の地租改正が行われ、地券が交付された（第五章の表―5）。江戸時代までは本庄九カ村の総有だったが、明治の地租改正で九カ村共有となり、九カ村の持ち分を決め分割した。その分割方法は、総面積の三五％は九カ村均等とし、残り六五％は当時の九カ村の戸数比で配分した。その結果、持ち分は表―7のような配分となった。明治二十二年の市制・町村制の施行により、部落有財産となり、戦後何度かに分けて売却したが、最終的に神戸市に売却された。

表－8　本庄山の9地区持分

村　名	A均等割	B戸数割	持分比
森　村	0.038888	0.059535	0.098423
中野村	0.038888	0.043224	0.082112
北畑村	0.038888	0.040777	0.079665
小路村	0.038888	0.021204	0.060092
田辺村	0.038888	0.033437	0.072325
深江村	0.038888	0.186762	0.225650
青木村	0.038888	0.221016	0.259904
津知村	0.038888	0.017126	0.056014
三条村	0.038888	0.026913	0.065801
計	0.349992	0.649994	0.999986

その直前の範囲は、後掲の図－2の通りで、六甲山の最高峰から東は一軒茶屋、東お多福山、横ノ池付近を南下し、金鳥山の北側まで、西は西お多福山から黒五山の東側、七兵衛山の西側を通る区域だった。

ここでは戦後の本庄山の変遷と、共有財産を管理するために設けられた財産区管理会の設立と活動にふれる。

芦屋カンツリー倶楽部へ売却

本庄山を最初に売却契約を結んだのは、記録に残る範囲では、神戸市に合併する直前の昭和二十五年（一九五〇）六月、芦屋カンツリー倶楽部との間だった。本山村森、中野、北畑、田辺、小路、本庄村青木、深江、芦屋市津知、三条の各村代表と芦屋カンツリー倶楽部発起人代表との間で本庄山の一部二〇万坪を坪金一〇円で売り渡し、手付金は四〇万円、実測後代金を定めるとした。売却のため実測中、同年十月十日、本山村・本庄村が神戸市に編入され、村会の議決に至らないまま神戸市と合併となった。このため同年十二月九日神戸市議会が、同年十二月十八日芦屋市議会がそれぞれ売却の議決をした。

売却の面積は、東灘区本山町森字本庄山七五〇番の一、保安林五七町二反二歩（仮実測一七万一六〇二坪）で、坪単価一〇円、総額一七一万六〇二〇円だった。昭和二十八年に実測図が完成、増歩があり実測面積は一九万一〇六五坪と判明、精算代金は一九万四六三〇円だった。配分は事務経費を除き三五％を九地区で均等割、残りを権利戸数で割った。全体は七九七戸で、内訳は深江二二九、青木二七一、森七三、中野五三、小路二六、北畑五〇、田辺四一、津知二一、三条三三となっていた。

表六甲区有林開発審議会

昭和三十四年（一九五九）に至って、森田汽船㈱、芦有開発㈱、神戸国際観光土地開発㈱など八社から本庄山の払い下げ願いがあった。神戸市は申請に基づき、本庄山及び西隣接の六甲山開発の可否について、技術的に検討を重ねるため、市長の諮問機関として「表六甲区有林開発審議会」を設置した。同審議会は学識経験者四名、政府及び関係官庁職員七名、市議会代表六名、財産区代表五名、市職員九名、計三十一名で構成し、昭和三十四年十一月第一回総会を開き、昭和三十五年七月結論を市長に答申するまで前後四回の総会と調査小委員会を十三回開催した。

神戸市は、昭和十三年の阪神大水害を教訓に、六甲山の開発には慎重な注意と計画が必要という立場に立ち、また部落有財産は、所有はそれぞれの財産区であっても、地方自治法上、財産区管理者は市長と定められていることから、管理権を主張した。

同審議会が昭和三十五年七月に行った答申内容は、「本庄山及び六甲地区における開発については治山、治水事業の成果と防災上の措置とを併せて考慮し、市において取得の措置を講じた上、その開発実施については公共性を尊重し、適切な方策を講ずることを望む」というものであった。

この審議会答申に基づき、市長は即日、先の払い下げ申請人に対して売却不可能である旨の回答をするとともに、同日付で関係財産区の地元代表にあてて、神戸市が本庄山を買収する旨を申し入れた。

しかし本庄九地区の住民の本庄山に対する権利意識や管理慣行は強固なもので、旧来の慣行へ関与しようとする動きに対しては潜在的な対抗意識があり、買収は容易ではなく対立は一気に顕在化する宿命にあった。『神戸市史』では森・中野・小路・田辺・深江の五地域からの買収は簡単に何事もなくスムーズに買収したように記述されているが、本庄山の市有化は紆余曲折をたどった。

本庄山協議会結成と市有化反対の動き

本庄九地区では従来本庄山の件は各地区代表者で話し合いを進めてきたが、神戸市の表六甲区有林開発審議会の結成と相前後して、今後は本庄地域全体で委員会を設け話し合いをすることにして、各地区三名の委員を選出して昭和三十五年（一九六〇）六月二日本庄山協議会を結成した。神戸市の買収の動きへの反発が背景にあった。

ただ北畑は既に神戸市との売買交渉中だったため、委員選出は結論が出るまで待ってほしいと返答した。この時本庄山協議会委員は以下の通りであった（敬称略）。

【青木】木村甲辰、海野太二郎、磯辺広好
【深江】中沢伊兵衛、前中芳太郎、志井寅之助
【森】藤本千代太郎、村上（治）、村上（孝）
【中野】芝切和吉、松田（安）、木村
【田辺】林作兵衛、末吉、小原（重）
【津知】永井豊三郎、永井（忠）、永井（庄）
【三条】井田建次郎、中島、小林
【小路】米沢仁三郎、山本（忠）、小林（昭）

また役員として会長に藤本氏（森）、副会長に木村（青木）・松田（中野）・井田（三条）の各氏、会計に林氏（田辺）、書

記に米沢氏（小路）を選んだ。

こうして今後、本庄山の管理運営は本庄山協議会に移行することを決定するとともに、以下の四項目の基本方針を決めた。

①先の森田汽船㈱、芦有開発㈱、神戸国際観光土地開発㈱等八社からの本庄山払い下げ願いについて、各社の内容、施工能力などの調査の結果、神戸国際観光土地開発㈱が本庄山協議会八地区の払い下げ条件に最も合致するので、同社を相手方と仮定して今後は同社と話し合いを進める。

②神戸市からの本庄山買収申し入れには応じない。

③神戸国際観光土地開発㈱との本庄山賃貸契約締結を進めるに当たって、北畑地区の本庄山協議会加入が必要で、加入を求めて、北畑役員会に協力を要請する。

③町村合併に伴い財産区の財産処分を進めていた伊東市（静岡県）の実状や、高松市亀山町で共有山の一部を高松市が施設として利用する方針を打ち出し紛争となっていた問題などについて、調査研究する。あわせて自治省行政課に本庄山の管理・財産区等の件を調査する。

神戸市は住民の意志を尊重する建前をとる以上、地元の動きにあからさまに対立することは控えたが、背山の市有化は市是としていて、これに反する行為に対しては毅然たる姿勢を貫いてきた。

一方で、入会慣行を有する村持山の権利関係は複雑であり、北畑が中野に対し「鎌止め」と呼ばれる入会停止を求めるなど共有村落間においてもしばしば論争が起きていた。

幻の東六甲開発計画

北畑を除く八地区は、昭和三十五年（一九六〇）七月八日、払い下げを願い出た神戸国際観光土地開発㈱との間で三〇年間の賃貸借仮契約を締結した。対象の土地は本庄山七四八ノ一・七四八ノ七・七五〇ノ三・七五〇ノ四で、契約書には宅地造成が目的とある。

しかし、その一年前の昭和三十四年四月、同社が神戸市に提出した青写真によれば、東六甲山に幅員一八㍍の道路を建設し、一三〇万坪を対象に、マンション、住宅地、ホテル、スポーツセンター、ヘルスセンター、動物園、遊園地、牧場、野外劇場、浴場などを設ける構想だった。社長は現職参院議員の塩見俊二氏で、松田七右衛門元本山村長も常任相談役として加わっていた。だが作成された契約書に北畑地区は署名しなかった。

一方、神戸市も既にみたように昭和三十五年七月、表六甲区有林開発審議会の答申を受けて本庄山を買収する旨の申し出をしていた。しかし本庄山協議会から回答がないため、市は昭和

三十六年三月、各地区に回答を催促した。四月七日には正式に文書で、原口忠次郎神戸市長名で「財産区有財産を部落協議会が直接売買交渉する例があったが、管理上、適切とは認められない。処分は事前に財産区管理者である市に協議すべき」と申し入れた。無秩序に山林開発が進められれば、防災上大きな問題が発生するだけでなく、神戸市の財産区行政の根幹にも関わる問題となるおそれがあったからである。これに対し、北畑を除く八地区は、四月九日、田辺公会堂で代表者が集まって会合を開き、神戸市の買収申し入れに応じないことをあらためて決定。四月十日、「神戸国際観光土地開発㈱とすでに昭和三十五年七月に賃貸借仮契約を締結したので、神戸市の申し入れには応じられない」旨の回答を行った。

北畑持ち分の神戸市売却

ところが、唯一本庄山協議会に加わっていなかった北畑地区は、三カ月後の昭和三十六年（一九六一）七月、神戸市の買収申し入れに協力を申し出、同年八月四日神戸市議会が買収を決議した。その地区とは本庄山七四八ノ一・同七四八ノ六～八、同七五〇ノ三・四の六区画で、面積は九四万三七二七坪五合のうち北畑村持ち分〇・〇七九六六五であった。

本庄協議会のほかの八地区は、九地区の共有財産を八地区の同意なしで神戸市が買収することは納得できないと反対した。しかし、神戸市は本庄山については共同所有形態財産のうち「共有」に相当し、「合有」「総有」と違って個人主義的色彩が強く、共有者すべてが個々に管理処分権と収益権を持つため、北畑財産区は自らの共有持分権を自由に処分できると主張し、買収した。

買収の結果、神戸市が共有者の一員となり、本庄山の開発は阻止された。この時点では神戸市と地元八地区との間は冷却しきっていたが、買収をきっかけに地元でも次第に神戸市の方針に従うような風向きに変わって行く。

賃貸借問題の解決と本庄山・岡本六甲山の市有化

本庄山協議会八地区と神戸国際観光土地開発㈱との間で結ばれた三〇年賃貸借仮契約に対し、神戸市は一貫して本庄山保全の立場から開発に反対の姿勢を貫いた結果、昭和四十三年一月に至り、八地区が仮契約の保証金を返還し、契約を破棄することで円満に解決することになった。そして、その旨を深江地区代表から神戸市へ報告した。これに伴い、本庄山協議会会長は辞任し、その他多くの地区代表が本庄山協議会委員を交替することになった。

これを契機として、市と他地区との関係も正常化・円滑化し

ていった。昭和四十六年に至って、まず青木財産区が持ち分を市有化することに同意、昭和四十六年十一月二十二日、神戸市議会が議決した。その面積、場所は本庄山七四八ノ一外七筆、持ち分〇・二五九九〇四だった。

青木財産区の売却をきっかけに、芦屋市の三条・津知財産区を除く森・中野・小路・田辺・深江の五地域も神戸市への売却交渉を進め、昭和四十九年（一九七四）四月、市有化を完了した。

また本庄山の西に隣接する五介山までの岡本六甲山のうち、北部一二一・四鈔を西青木・岡本・田中の三地区が一対二対一の比率で所有し、南部二六・七鈔は、西青木・魚崎・岡本・田中・野寄・住吉学園の六者が共有していた。南部の持ち分は魚崎七分の二で西青木などほかの地区はそれぞれ七分の一となっていた。この岡本六甲山もこの時本庄山と一括して市有化された。

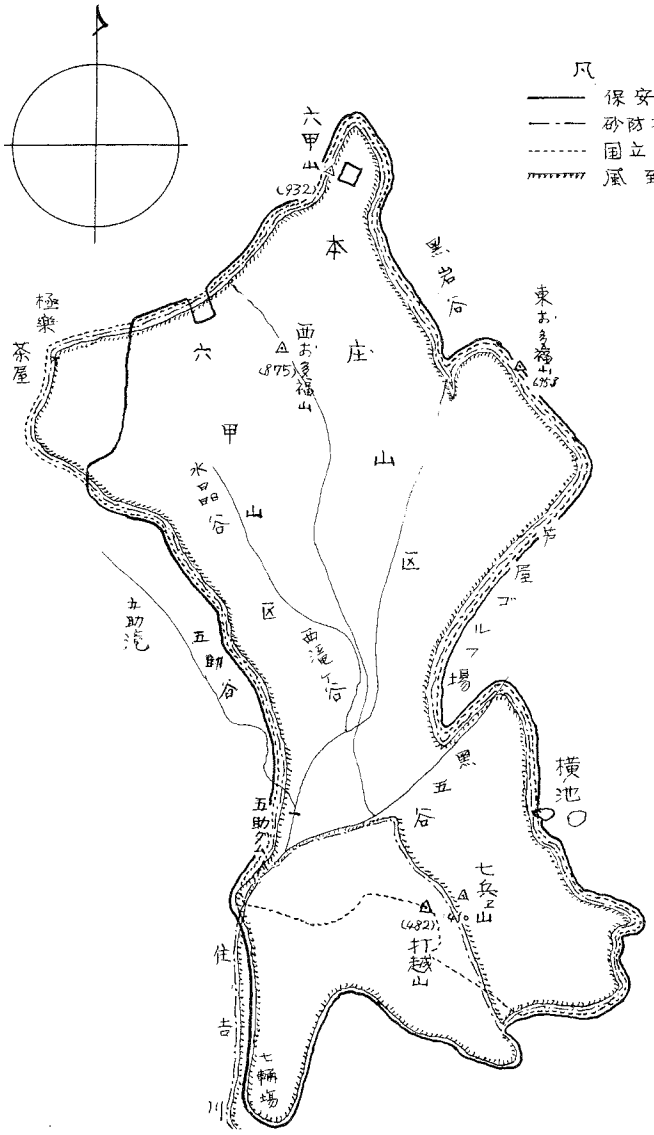

図－2　本庄山と岡本六甲山（神戸深江生活文化史料館所蔵深江財産区文書）

堰堤用地や道路拡幅用地に売却

こうした本庄山の市有化の動きとは別に、災害対策や道路拡幅のために売却し

た山林もある。

昭和十三年（一九三八）水害の災害復旧事業のため、本庄山堰堤敷が造られることになり、昭和三十八年十二月一日に本庄山七四八ノ七ノうち三八一坪、同四十一年三月三十一日に同七四八ノ七ノ内二五二坪を建設省に売却した。

また昭和四十二年二月二十六日には、神戸宝塚線道路拡幅用地として、神戸市に対し本庄山の一部を売却した。その場所と面積は本庄山七四八ノ一のうち四三平方㍍と同七四八ノ七のうち二二三平方㍍、実測計二六七・七四平方㍍である。

3　財産区管理会の設置と運営

部落有財産と財産区

財産区とは、市町村の一部の区域、住民及び財産を構成要素として、所有する財産の管理と処分を行う団体で、特別地方公共団体の一種である。市町村合併を円滑に進めるために、合併時に合併される公共団体が、持っていた財産を引き続き管理するしくみである。これは合併で生じる公共団体の財産の帰属問題を解決するための例外的、過渡的な制度として創設された。深江・青木・西青木いずれもが財産区を持っているのは、その源泉の多くは本庄山と岡本六甲山があったことによる。

本庄山や岡本六甲山は、明治の地租改正で、江戸時代の旧村単位に分割され、深江や青木、西青木などは部落有財産を所有することになった。明治二十二年（一八八九）市制町村制が施行され、財産区が設置できることになったが、当時の法律では財産区創設に手続きは必要なかった。

昭和二十二年に地方自治法が施行され、初めて財産区という用語が、法律上用いられた。部落有財産はそのまま財産区と位置づけられ、戦後生まれる財産区と区別する意味から、戦前の部落有財産を旧財産区とも呼んだ。昭和二十五年の神戸市との合併協議で本庄村は部落有財産を「其のまま存置」という要求を出して了承され、神戸市合併後も旧財産区として地元で管理されてきた。

神戸市内には財産区が一六〇あるが、このうち地方自治法に基づく新財産区は魚崎財産区だけで、深江・青木・西青木を含む一五九の財産区は戦前の市制・町村制下に誕生した旧財産区である。財産区総数をみると、福岡市一二三、大阪市六六などで、神戸市の一六〇という数は、全国でも際立って多い（有田一九八四）。また兵庫県の数も全国屈指の六九六に及んでいる（渡辺一九七四）。

財産区の数が突出して多いのは、県域・市域が広いことのほ

か、江戸時代以来の部落有の山林やため池が多かったこと、兵庫津では通常の小字にあたる個別町単位に財産を所有していたこと、神戸市は合併を繰り返して市域を拡大してきたが、合併を優先するために、対象地域の部落有財産を、積極的に認めてきた経緯が背景にある（有田一九八四）。

このうち神戸市の前身である神戸区の場合、神戸区会に区有財産管理規程などを設け、また神戸市参事会が直接管理してきたが、部落有財産については管理する機関がないため、地元に協議会を設けることを薦め、協議会が管理運営をしてきた地域が多い。しかし協議会は任意団体であり、法的には財産管理の根拠はなく、地方自治法上は市長が財産区管理者だったが、慣習に基づいて地元に管理を委ねる形が続いていた。

昭和三十年代になって、経済の急速な発展により不動産管理の重要性が叫ばれ、神戸市は昭和三十三年に管財課を新設、市有財産の実態調査をおこなうとともに、昭和三十五年に財産区管理機関調査委員会を設置。さらに財産区については昭和三十九年「財産区の財産の管理及び処分に関する条例」を制定した。これは地方自治法の管理規程をそのまま適用するのではなく、現行の慣習を大幅に取り入れ、新設する管理会に大幅な権限を持たせるという内容だった。しかし管理機関の統一的な処理が明確にされたことは大きな意味を持った。神戸市はこの条例を根拠に管理会の設置などを財産区に働きかけた。

東灘区内では、条例施行と同時に西青木などが財産区管理会結成に同意した。昭和四十年三月までに、管理会が設けられたのは、東灘区では西青木と御影・田中の三財産区で、市域全体では三三。続いて深江に昭和四十四年四月、青木に同四十五年五月に管理会が設けられた。最終的に東灘区内には一三の財産区管理会が設けられ、うち魚崎財産区だけが戦後生まれの財産区で、しかも議会組織を持っている。

管理会は七人以内の管理会委員を置き、財産の処分などを協議している。以下各財産区管理会の成り立ちとこれまでの主な事業を振り返りたい。

深江財産区管理会

深江では昭和二十五年（一九五〇）に財産区に協議会を設置している。昭和四十三年には鉄筋コンクリート造三階建ての深江会館を大日霊女神社境内に建設した。敷地面積一五三六平方㍍に建築面積二二六・四五㎡、延べ面積六八〇・〇五平方㍍だった。施工業者は西宮市池田町の新井組で、建築費は四五六八万円。六月二日に地鎮祭をおこない、同年十二月十五日の落成式には人間国宝桐竹紋十郎師らの出演による文楽寿式三番叟と

「艶容女舞衣お園」のさわりが上演された。

昭和四十四年には東灘区本庄町深江見附町二番地に、鉄筋コンクリート造二階建ての東灘消防団本庄深江分団詰め所を同じく新井組の施工で新築した。七月十日に着工、十月三十一日に完成した。建築面積は八三・五五平方㍍で、延べ床面積一六三・八〇平方㍍、建築費は九九五万円だった。

昭和五十六年二月には大日霊女神社境内に消防倉庫を設置する計画が持ち上がった際に、深江で江戸時代から医師を務め本庄村長深山広三郎を輩出した深山家から大量の史料が寄贈された。『本庄村史』の編纂中で、財産区管理会では急遽二階建てとして、二階部分を神戸深江生活文化史料室を開設。史料の寄贈が相次いだことから、昭和五十九年十一月には増築して神戸深江生活文化史料館とした。詳細については『本庄村史』地理編・民俗編に詳述したので、ここでは割愛する。

また戦災で焼失した地車の再建は長年の氏子の夢で、深江区地車再建委員会（丸岡良一委員長）を設け、深江まつり運営委員会（大日霊女神社奉賛会、志井保治会長）とともに平成二年（一九九〇）から足掛け七年がかりで復興した。平成二年東大阪、八尾、南河内、和泉方面の地車の調査に着手。二年間の調査を踏まえ平成四年九月に再建を決定、翌年八月に業者を梶内だんじりに決定し、九月から募金を始めた。平成六年十月には地車が大鳥居をくぐれるように、かさ上げ工事に着手、十二月には大鳥居のかさ上げ工事が完成した。

ところが翌年一月十七日の阪神・淡路大震災に遭遇した。募金は中止、計画も大きく狂った。二月にようやくご神体を全壊した本殿から取り出し、七月に仮本殿を建て、倒れた灯籠を修復した。大震災から丸一年たった翌平成八年二月から募金を再開、四月に地車が完成した。地車倉庫がまだなかったため西青木地区の地車倉庫を借用して保管し、五月三日、お披露目巡行し、森の稲荷神社に宮入した。戦災で焼失してから実に五十一年ぶり。大震災を乗り越えての再建だった。

再建した地車の設計は梶内貴史氏、大工は佃明氏、幕師は梶内嘉三、梶内純治の両氏が担当した。高覧には震災をテーマにした花鳥図もあしらった。

このほか、この年三月には東灘区深江本町二丁目二五番地に平屋建ての深江地車倉庫を鉄骨造、床面積七二・八平方㍍で着工した。請負業者は地元の黒田組で建築費は二七三八万円、同年七月に完成、地車を西青木倉庫から移した。

青木財産区管理会

青木財産区の記録では合併翌年の昭和二十六年（一九五一）

十月十七日、無量寺に地域の代表一四人が集まって財産区管理会の前身である青木協議会を発足した。会長に木村梅太郎元村長の長男の木村甲辰、副会長に本庄村村会議員だった寺田好雄、会計に海野甚七、監査役に木村重雄、住田嘉兵衛、書記に海野太二郎の各氏を選んだ。昭和二十八年には青木区に消防自動車ポンプ一台が配車され、ガレージを八坂神社の東に建設することになり、補助金以外は寄付を募ることを決めた。

協議会の会長は選挙で選んだ。昭和三十年の選挙は具体的な記録が残っている。五月二十八日午後八時から選挙委員長、選挙委員五人、立会人五人のもとで選挙がおこなわれた。投票総数三七八票のうち有効三五八票、無効二〇票。候補者五人のうち木村甲辰氏が一六九票を得て当選した。協議会会長選は厳格な方法による公選でおこなわれたことが確認できる。

また前述の役員のほか、昭和三十一年当時は不動産委員、衛生委員、公益委員、予算委員が置かれ、三、四人で構成していた。その後、生活向上委員、防犯委員（自治会）、宗教委員（寺社、祭礼）、墓地委員（墓地管理会）、消防委員などが設けられた。

青木では、神戸市の財産区管理会設立の働きかけを受け、昭和四十五年五月、管理会を設立、さらに前述したように、翌年、本庄山の青木の持分を神戸市に売却し、その資金で青木文化センターと青木老人憩いの家を建設した。青木文化センターは、地域の集会所と投票所が欲しいというニーズに応えたもので、鉄筋コンクリート造三階建て、敷地面積五九〇平方㍍、建築面積三〇三平方㍍、延べ床面積九一九平方㍍で、定員二〇〇人、昭和四十七年十一月に竣工した。なお、老人憩いの家は、昭和五十五年頃、阪神高速道路の高架工事がありその相談所として使いたいとの要請があり、売却に応じた。

西青木財産区管理会

西青木でも前身となる西青木協議会があるが、地域の財産をより民主的に管理していくため、前田町自治会・北青木自治会・西青木自治会が話し合い、神戸市条例が昭和三十九年（一九六四）に施行されるとすぐに管理会結成に同意し、昭和四十年二月に西青木財産区管理会を設けた。これに先立ち昭和三十六年に神戸市から財産区管理会設立の働きかけがあり、中田信三郎氏が地元で意見交換した記録がある。こうした事前の動きがあって、西青木では条例施行の後、すぐさま財産区管理会を設けたと思われる。ただ会長以下、役員選任の届けは昭和四十六年まで遅れている。

管理会では、従来の西青木財産区所有の公会堂は木造で老朽

化していたことから、火災や地震対策が急務だった。そこで神戸市と協議し、土地と五〇〇万円を西青木財産区が負担、神戸市がこれをもとに北青木会館と北青木老人いこいの家、北青木児童館を合わせた鉄筋コンクリート造三階建ての建築物を施工することになった。一階は老人いこいの家二一四・〇八平方㍍、二階は児童館二一四・〇二平方㍍、三階は西青木財産区公会堂一三九・九二平方㍍で、昭和五十年十月に完成した。一階は西青木連合自治会が無償で利用している。

ただ当時は管理について明文化したものがなかったため、平成十九年（二〇〇七）三月、あらためて神戸市と北青木会館の維持管理に関する覚書を結んだ。覚書によれば、一階・三階の光熱費・各階の戸別修繕費は西青木財産区管理会、二階はいずれも神戸市が負担することを明記。また建物全体や共用部分の修繕は五〇万円までは西青木財産区管理会、五〇万円を超える分については、三分の一を西青木財産区管理会が負担することになっていた。

このほか、地車の修復もおこなった。地車は大正十年（一九二一）ころ河内で購入し、本住吉神社の祭礼に参加してきた。名人といわれた平間勝利の作で、源平の戦い、加藤清正の虎退治がモチーフの彫刻が施されている。しかし戦時中の混乱で祭礼に参加できなくなり、約七〇年間倉庫で眠ってきた。平成五年ごろから岸和田の大下工務店で修復を始め、阪神・淡路大震災による中断を経て平成十四年九月修理が完成、同月の秋祭りに披露した。地車の所有は財産区とし、神社の祭礼としてではなく、地域の祭りとして地車を出している。

また平成十一年九月には、北青木四丁目三三番地に西青木総合会館を建設した。それ以前にあった木造の集会所は震災で全壊、磯辺住建を施工業者として、鉄筋コンクリート造二階建て、敷地二六三・〇二平方㍍、延べ床面積三五三・〇二平方㍍の会館である。資金は震災復興資金から四〇〇〇万円、財産区から四五〇〇万円を支出した。

このほか平成十九年の場合、地域の八団体に地域協力費として三六一万円を寄付、また一〇団体に団体助成金四三五万円を支出している。

第九章　近代の建築と景観

一節　都市化と伝統的建築物の消滅

伝統的家屋

明治中頃までは、半農半漁の集落だった本庄地域では、浜街道より海岸側には漁師の家、北側には農家と、大きく居住形態に違いがあった。しかし伝統的建築手法にもとづく住宅であったことは間違いない。そのほか、本庄地域に特有なものとして、清酒、焼酎などの醸造場があった。酒造に関わる産業遺産である。これも近世以来のスタイルを踏襲した建築であった。

それらの建築の内容や配置などについての詳しい様態は史料的制約により判明しないが、『本庄村史』地理編・民俗編の「日常の暮らし」によると、震災前までは存在した農家・漁師の家、商家についての間取りが採取されている。その間取り図からは、一般的なプランを採るものが多かったことがわかる。

ここに載せた配置図兼平面図（図―1）は、かつて深江にあった岡田茂左衛門邸である。岡田茂左衛門家は本庄村の村長をつとめた岡田本家で、第三節で詳述する岡田茂義邸の本宅であった。岡田茂義氏による『昔を偲んで　深江の心象風景』（一九九八年）によれば、岡田家の家業は最初、網元からはじまり、その後酒造業を営み、そして庄屋だったという。

この間取りからは、わが国の農家で一般的な田の字型のプランがベースにあって、そこに増築をおこなって、より複雑な形状がつくられていったことが読み取れる。まず、門があり、通常の土間の出入り口とは別に、あらたまった玄関式台が設けられ、その隣には床の間付きの八畳間と連続して、やはり床の間付きの十畳間がある。さらに北側には十畳の間があり、その向こうは北側の庭園がひろがるといった展開をみせる。接客面を重視した室の配置がなされたプランが出現していた。このような平面計画は上層農民の庄屋宅に多くみられる。そのことは敷

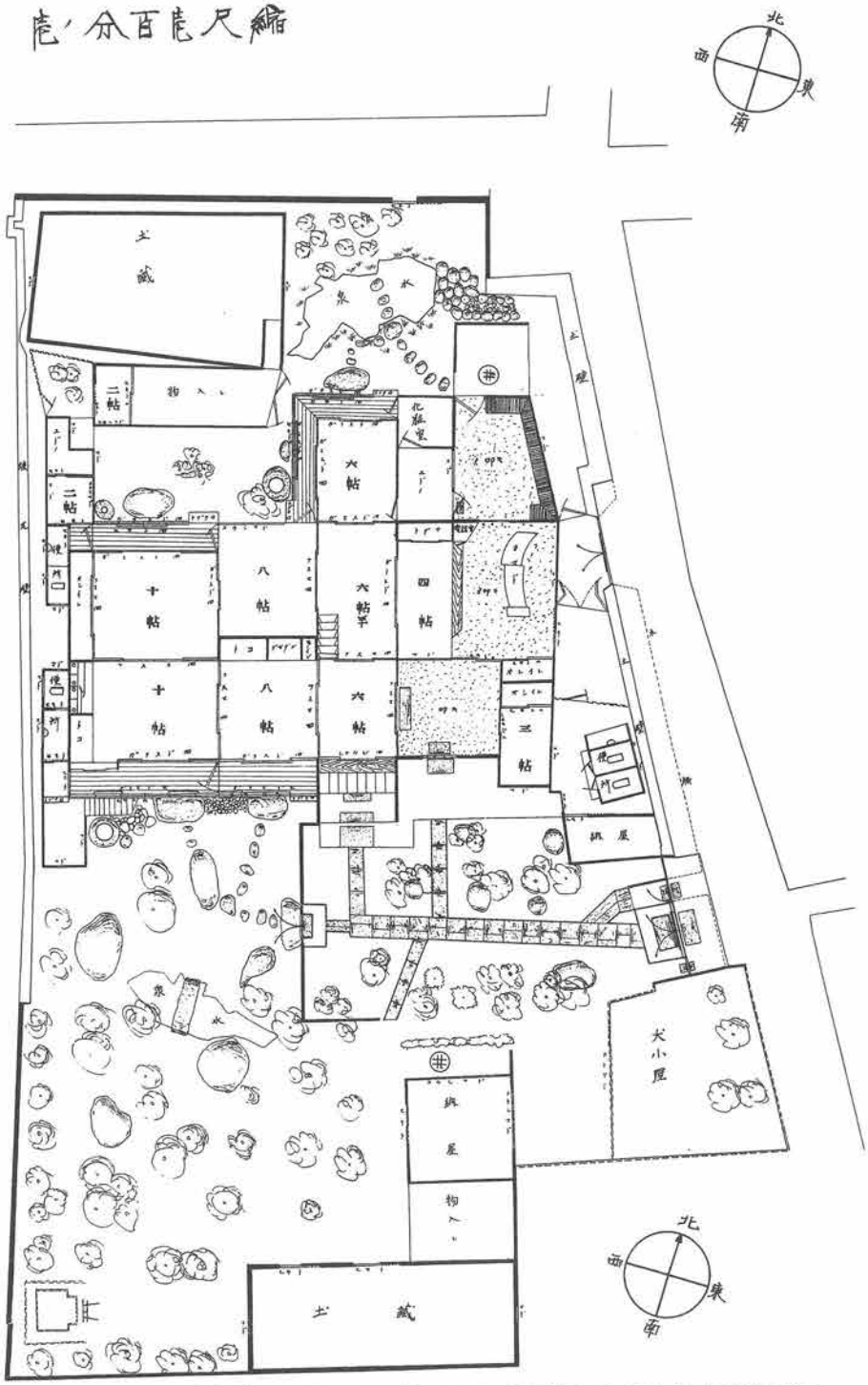

図－1　岡田茂左衛門旧邸配置図兼平面図（神戸深江生活文化史料館所蔵）

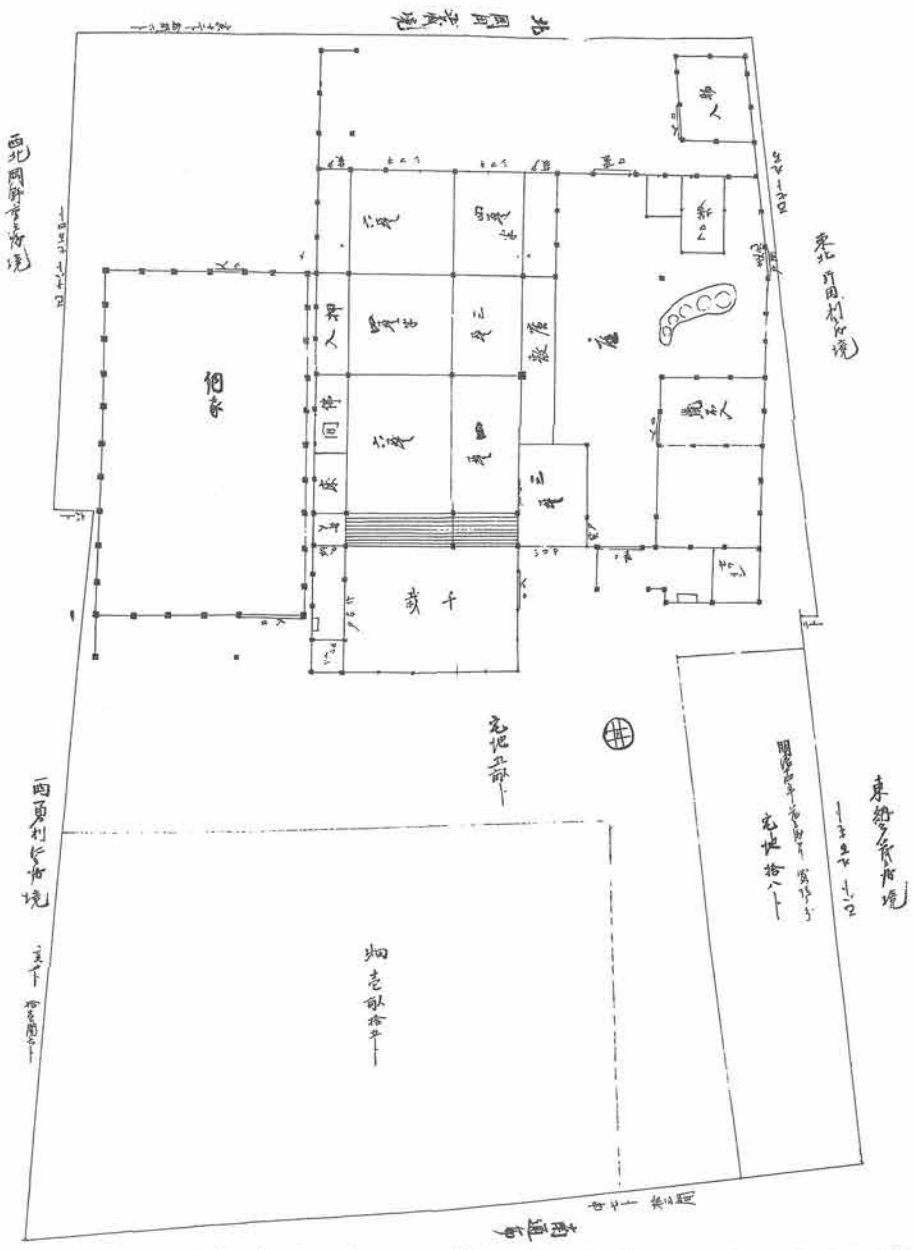

図―2　明治15年（1882）の岡田善蔵旧邸配置図兼平面図（岡田堯至氏所蔵）

地内にふたつの土蔵の存在からもうかがえる。敷地の真ん中のやや北側に配された主屋を中心に、敷地の北端と南端にはそれぞれ土蔵があった。また南西角には神社が設けられていた。

図―2は、岡田茂左衛門家分家で、同じく村長や県会議員などを歴任した南岡田家の岡田善蔵邸の平面図である。岡田茂左衛門宅（図では岡田正蔵宅と表記）の南側、字島の内にあった。平面図には明治十五年（一八八二）八月と書かれ、やはり田字

型を骨格にした間取りになっている。南側には一畝一五歩の畑を含み、通常の表口から土間の台所に通じ、板間の広敷から三畳間や四畳間にあがるようになっていた。その奥には南側に庭に面した仏間と床の間のある六畳間があった。来客用の雪隠も供え、蔵はないものの広い納屋を持っていた。岡田善蔵邸に関しては、昭和九年（一九三四）の平面図も残っており、改築の現状も確認できる。納屋に床間のある八畳間、門に隣接して四畳半ふたつと土間を持った離れ、北西にも四畳半の離れが新設されている。この時の測量では二一二坪九合八勺もあった。なお建物は昭和三十五年（一九六〇）の国道四三号建設に伴い、北側に曳行して保全されたが、阪神・淡路大震災で全壊した。

このほか、深江で代々医業を務めた深山家も明治期の建築で長屋門を構えた伝統的な建築だった（『本庄村史』地理編・民俗編第七章写真―66）

醸造蔵

明治前期まで本庄地域では酒造業が盛んで、魚崎とともに灘五郷のひとつ上灘東組を形成し、初代村長・寺田市郎右衛門は青木の酒造家であった。本庄村でいかに酒造が盛んであったかは、深江に逗留した洋画家の中川一政によって大正三年（一九一四）に描かれた「酒蔵」（芦屋市立美術博物館所蔵）と名付けられた油絵からもうかがえる。

戦前の深江でも衰退したとはいえ、造石高七三二石の山下八介、四八八石の菅原幸助が確認できる。また「剣菱」の看板が掛かる酒蔵が平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災直後まで、深江南町二丁目の海岸側に残っており、伝統的建築物の一つとして親しまれた。

写真―1　深江南町２丁目の酒蔵（志井保治氏所蔵『深交くらぶ』30周年記念号より）

明治以降の本庄村の酒造は、清酒醸造の下位に位置する焼酎醸造業に特化していったことに特徴があった。原材料となる酒粕は隣接した酒造地である魚崎や御影から、入手していた。このような地理的に恵まれた条件により、多くの焼酎蒸溜所が成立し、最盛期には四〇軒を数えた。

その最大手が青木の海岸に大正七年（一九一八）につくられ

た朝日酒類合資会社で、焼酎、味醂、模擬洋酒などの醸造をおこなっていた。その後、会社は魚崎・桜正宗の山邑家の手に移り、第一屋という焼酎製造会社となる。昭和九年（一九三四）の時点では、合同酒精に次ぐ焼酎・酒精メーカだった大阪の摂津酒造の青木分工場となっていた。

写真―2　青木の浜のマルカン酢工場（本庄小学校提供）

一万〇三五三石の生産を誇り、兵庫県下最大の焼酎工場だった。その様子は、昭和九年（一九三四）九月二十一日の室戸台風によって、トタン葺きの貯蔵庫が倒壊している写真（第六章写真―18）からうかがえる。

同工場は味醂の生産もおこなっており、写真左上に、商品銘柄だった「金扇」という看板が読み取れる。摂津酒造は昭和三十九年（一九六四）に宝酒造に合併される。現在は、宝酒造の工場が新たに建設されている。

焼酎とならび盛んだったのが、醸造酢の生産で、青木にあったマルカン酢では大正七年（一九一八）には二万五〇〇〇石の生産量を誇った。この醸造所は前述の寺田市郎右衛門の酒蔵を再利用したもので、慶安二年（一六四九）に名古屋で創業したマルカン酢が、明治二十六年（一八九三）に移ってきた。その様子は写真―2に見られるように、木造による大規模な醸造庫の一群からなったが、そのなかには、石造の蔵（写真―3）もあった。この醸造所は九五年間、青木の海岸にあったが、昭和六十三年（一九八八）に六甲アイランドの完成を受けて移り、現在その跡はコースト

写真―3　マルカン酢の石蔵（マルカン酢所蔵）

アベニューという集合住宅の一群が建っている。

都市化と別荘化の進展

本庄地域は深江・青木・西青木の三つの集落から構成されたが、実際は深江と青木の二カ所に中心があり、集落間や北側には耕地が広がっていた。しかし明治三十八年（一九〇五）に阪神電鉄が開通し、深江と青木というふたつの停車駅が設置されると、村外からの移住者によって、人口が急増して、次々と新しい建築が出現していた。

さらに海に面したロケーションが注目されて、明治後期以来、範多（ハンター）別荘をはじめ、川崎商船学校や外人海浜倶楽部など、海岸沿いならではいくつもの洋風建築が建築された。大正七年（一九一八）二月十七日の『大阪朝日新聞』によれば、「発展する本庄村」として、「戸数五六百の一寒村に過ぎなかったが、近年海岸地にポッポッと別荘が建ち」と記述されていた。大正十年代に入ると、深江の東南部、芦屋に隣接する神楽町を中心に別荘や邸宅がならぶ界隈に変容する。海浜住宅地としては阪神間できわめて早い時期につくられたものだった。戦前期には十数軒の外国人別荘が建ち並び、須磨や塩屋ほどではなかったにせよ、白人系外国人が居住した。昭和初期の地図をみると、海岸部までほぼ住宅が詰まっている。芦屋市平田町に隣接する深江地区の旧神楽町に設けられた深江文化村はその系譜を引く洋館の一群である。このような歴史的経緯を経た本庄地域は、阪神間のみならず、日本の近代を検証する上で、指標となるような重要な建築がいくつも存在した。現に深江文化村の冨永邸と古澤邸は平成十年（一九九八）に国の登録文化財に登録された。

これに対し、阪神電鉄の軌道以北から阪神国道までの田圃は区画整理されるものの、戦前期は住宅地化が進展せず、戦後の高度成長期に住宅が建ち並び市街地化した。

工業化と伝統的建築の消滅

一方、大正十年（一九二一）に本庄村は「工業地域」として魚崎町や本山村とともに、神戸都市計画区域に編入された。そ

写真―4　戦前に海岸部まで住宅が詰まった深江浜（神戸大学海事科学部蔵）

の範囲は青木と西青木は全地域、深江は神楽町を除く全地域であった。

都市計画決定を受けて行われた提案が、馬蹄型の大運河計画であった。昭和四年（一九二九）七月十四日の『大阪朝日新聞阪神版』には、本庄地域に馬蹄型の大運河を掘削し、阪神国道を運河と接し、一大集散場としようとしたとある。掘削した土砂で深江の海岸を埋めて新しい土地を造成する計画であった。昭和六年（一九三一）八月十二日の『大阪毎日新聞』によれば、「海岸地のみにしか発展地を持たぬ」本庄村の「海岸は年々浸食されつつある現状」ゆえに、工場地帯が目指されたのだろう。この計画の構想は本庄村の名望家たちから発案されており、このプランは本庄地域だけにとどまらずに旧本山村と合同の事業として計画され、「阪神間唯一の商工業地」が目論まれた。その後の経緯は定かではないが、莫大な工費が必要とされることもあって実現されなかった。

運河は実現しなかったものの、本庄地域には川西航空機製作所甲南工場が昭和十七年（一九四二）に建設された。昭和二十年、軍需工場ということでアメリカ軍に爆撃され、その際に青木地区、深江地区の旧集落の多くが焼失した。町家や長屋、あるいは農家や漁師の住む伝統的な建築の大半が姿を消し、戦後復興で跡地に最初はバラック、次いでモルタル塗りの簡素な木造建築が建てられた。また商業機能も壊滅した村では阪神電鉄深江駅付近に「村営商店街」が建設される計画（『大阪毎日新聞』昭和二十一年七月十三日）が浮上していた。

その後、昭和三十八年（一九六三）の国道四三号の敷設によって、もっとも繁華な市街地部分は立ち退きを受け、焼け残った建物もこの時点で多くが失われた。さらに平成七年（一九九五）一月十七日の阪神・淡路大震災により、残った数少ない伝統的建築を消し去った。

郊外住宅地という観点では、深江神楽新田を別とすれば、本庄地域は隣接する精道村（現、芦屋市）など武庫郡内の町村の急激な郊外住宅地化と比較すると、その進展は緩やかであった。その理由はいろいろ考えられるが、深江と青木という旧集落が一定の規模で海岸際を占めており、住宅地とする空間的な余地に恵まれなかったことに加え、工業地域指定が影響した。この延長線上に昭和三十九年（一九六四）の深江浜という工業地帯の人工島埋め立てがある。

このようにみれば、本庄地域は大正期に郊外住宅地化、昭和十年代に工業用地化、というふたつの相容れない要素が平行して起きた。とりわけ芦屋と隣接する深江東部地域は早くから別

荘地に、青木の方面は工場地となる。また、郊外の発達は一般的にひとつの大都市を一極とするが、この地域は東に巨大都市・大阪市が、西に神戸市があるという地理的条件ゆえに、大阪と神戸の影響を同時に受けた。

次節以降、伝統的建築に代わって登場してきた近代的建築物を個々に取り上げ、意匠や建築計画、構造、設計や施工に関わった建築技術者像、建築物と都市形成との関連などを分析し、本庄地域の建築の位相を浮き彫りにする。まず小学校・役場・病院・工場などビルディングタイプ建築、続いて本庄地域に特に顕著な洋風別荘などを取り上げ、最後に大正後期に造られた深江文化村を詳しく分析したい。

二節　本庄地域の近代ビルディングタイプ建築

地域ともっとも深く関わる建築として、本庄村立本庄小学校と本庄村役場庁舎というふたつの村営造営物があった。このほかビルディングタイプの公共施設として、川崎商船学校（現、神戸大学海事科学部）と国際外人海浜倶楽部を取り上げる。これらはいずれも海浜の立地ゆえに建てられた非住宅機能の建築である。また工場としては昭和十七年（一九四二）に建設された川西航空機製作所、アーチの形態の開口部をみせた鉄筋コンクリート造の冷蔵会社・帝国製氷冷蔵や独逸カセラ染料会社が確認され、ここでは独逸カセラ染料を取り上げる。ほかに青木公会堂や深江青年会館などが確認されるが、図面など詳細な史料に欠ける。

1　本庄村役場

建設経緯

明治二十二年（一八八九）に市町村制実施にともない本庄村は誕生する。村役場は当初、村長の離れ座敷などを使用するが、明治三十二年（一八九九）に村役場が新築され独立したものになる。設置された場所は深江と青木の境界の青木側であった。史料的制約もあって、外観やプランは判明しないが、木造建築であった。その建物が築二十九年を迎えた昭和三年（一九二八）に、業務拡大などにより役場の執務空間の狭隘を理由にして、移転新築が計画される。ちょうどこの時期は昭和天皇の即位を記念した御大典記念事業が各自治体で行われており、本庄村では村役場建設と本庄小学校の一部増築がこの記念事業の対象と

される。ともに当時は木造建築の約二倍の建設費が必要とされた鉄筋コンクリート造によるものであった。その敷地として選定された場所は神戸高等商船学校の西側、旧青木側にあった松林に位置した。

建設の経過をみると、昭和三年（一九二八）四月五日の村会で決定されるものの、入札に手間取り、着工は同年十月二日で、竣工は昭和四年（一九二九）四月十四日だった。その竣工を紹介した新聞（『大阪毎日新聞』昭和四年四月十二日）には「松林に取り囲まれて瀟洒な二階建のモダン型」とある。

武庫郡内の町村では大正十二年（一九二三）に精道村を皮切りに、この時期、市町村庁舎改築が相次いでいた。精道村庁舎建設翌年の大正十三年に御影町、昭和三年（一九二八）に西宮市と本山村庁舎が改築され、昭和四年の本庄村庁舎竣工以降にも、昭和五年に大社村に、昭和十二年に魚崎町と大庄村、昭和十五年に瓦木村で建設された。

この時期の最大の特徴は、耐震・耐火・半永久という、当時もっとも理想的な建築としてもてはやされた鉄筋コンクリート造が用いられたことにある。木造で建設された本山村、大社村、瓦木村の三村を除くと、本庄村を含む六市町村が鉄筋コンクリート造を採用した。その最大の契機となったのは、大正十二年（一九二三）の関東大震災だった。「官公庁をはじめとする公共建築は、耐震耐火の構造を採用して、民間の建築の模範となる必要がある」という理念が、建築家だけではなく、全国の府県レベルの行政官僚にも浸透しはじめており、地域にもっとも密着した公共建築としての市町村の役場がその役割を担わされた。

本庄村の庁舎建設費は約三万五〇〇〇円だった。木造の本山村庁舎は一万三三七八円で、本庄村庁舎は鉄筋コンクリート造を採用したために、同規模であるにもかかわらず、約二・七倍という高額だった。精道村庁舎は早い時期の鉄筋コンクリート造で、さらに高額な六万円の工費が計上されていた。武庫郡は兵庫県内だけではなく、日本全体でも最も富裕な地域のひとつで、昭和戦前期に近代化が進展していた。本庄村は武庫郡のなかで財政的にはけっして上位ではなかったが、鉄筋コンクリート造が採用されたのは、武庫郡内の他町村との間の競争原理が作用していたものと思われる。

建築内容

本庄村役場竣工時の平面図が不明なため、昭和十三年（一九三八）本庄村役場に庶務担当事務員として採用され合併時助役だった太田垣正雄氏に聞き取り調査（二〇〇二年に実施）をおこない、具体的な室名を特定した。その証言をもとに、一九九

三年の庁舎解体時の建築図面を付き合わせて作成したものが、図―3の平面図である。

まず、その建築面積をみると、約二〇五・二八平方㍍、延床面積は約四一〇・五六平方㍍である。間口は約四三尺（約一三・〇三㍍）、奥行は五二尺（約一五・七六㍍）の数値を示す。その形状は正方形に近いが、間口より奥行の方が少し長い平面形であった。

柱間隔は間口方向が三スパンで、柱芯でみれば、両端部の間隔は一五尺（約四・五五㍍）、つまり二間半となり、中央部の間隔が一二尺（約三・六四㍍）、すなわち二間という寸法体系となる。奥行方向は四スパンで、玄関側から、一二尺（約三・六四㍍）、つまり二間の間隔で三スパン続き、最奥部は一五尺（約四・五五㍍）、すなわち二間半となる。

近隣の村役場と比較すると、精道村役場とほぼ同じ建築面積で、本山村役場でも建築面積は一八二平方㍍である。おそらく隣村ということもあって、このふたつの村役場を参考にしたと推測される。ちなみに精道村役場は三階建であるから、延床面積は本庄村役場の約一・五倍の六一四平方㍍となる。本山村役場は二階建てで延床面積は本庄村役場より少し小規模の三七〇平方㍍となる。

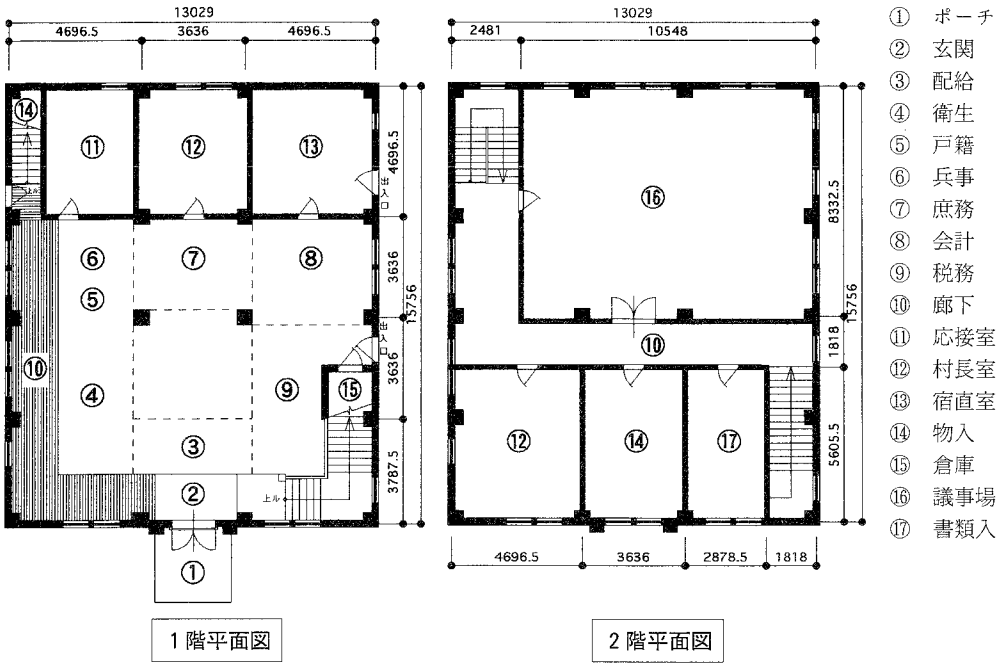

（注）寸法は尺貫法をメートルに直して表示した。
二階の⑫ははじめ委員会室だったが昭和18年6月から村長室。

図―3　本庄村役場の間取り復元図（太田垣正雄氏からの聞き取りによる。川島智生・原友子制作）

太田垣正雄氏の証言に基づいて、各室の配置をみると、一階に庶務・税務・会計・戸籍・兵事・衛生から構成される事務的なスペースと、村長室・応接室・宿直室からなり、二階は村会議事場と委員会室、書類倉庫、予備室があり、さらに外部に木造家屋の管理人室が併設されていた。太田垣氏によると、昭和十八年六月から一階村長室は庶務課が使うようになり、二階委員会室を村長室とした。川西航空機をはじめ工場進出が相次ぎ、職員が増員されたためだという。動線計画からみれば、来庁する村民に対して対応するカウンターが手前にあり、その奥が各係の執務空間になっていた。

建築スタイルは、『大阪毎日新聞』昭和四年四月十二日に掲載された竣工写真（写真―5）によれば、玄関を挟んで左右対称になっている。開口部はこの時期に多用されたアーチ状の形態ではなく、縦長の矩形になる。装飾的な要素は中央玄関部廻りにのみ見られ、簡素ながらも広義のセセッション※という当時ドイツで流行した建築意匠の影響を受けた幾何学的な装飾が施されている。このことは設計に対して本庄村が注文を出した「質素堅牢を旨とした瀟洒なもの」というコンセプト（『神戸新聞』昭和三年四月二十五日）を反映したものと考えられる。

セセッション…ゼツェッションともいう。ウィーンで始まったもので、機能性・合理性を重視し、過去の美術様式から分離しようとした運動。各国に波及し、建築や美術に大きな影響を与えた。西洋歴史様式にもとづく建築意匠を、幾何学的形態に置き換え、簡略化したもので、大正・昭和戦前期の日本では人気が高かった。

さらに二階部分の開口部をみると、中央部の開口上部に限って庇が設置されており、中心性を強く意識した外観意匠になっている。このように、小規模で簡素な建築であっても、西洋歴史様式の有した左右対称性を強調する手法の残滓がうかがえる。昭和初期は建築造形史上、大きな転換期であり、本庄村庁舎は西洋歴史様式建築から装飾を排除した近代主義建築に移り変わる過渡期に位置する建築のひとつと捉えられる。

建築の詳細については詳しく判明しな

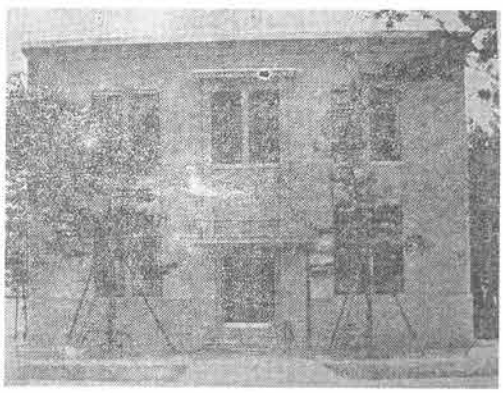

写真―5　竣工直後の本庄村役場
（『大阪毎日新聞』昭和4年4月12日）

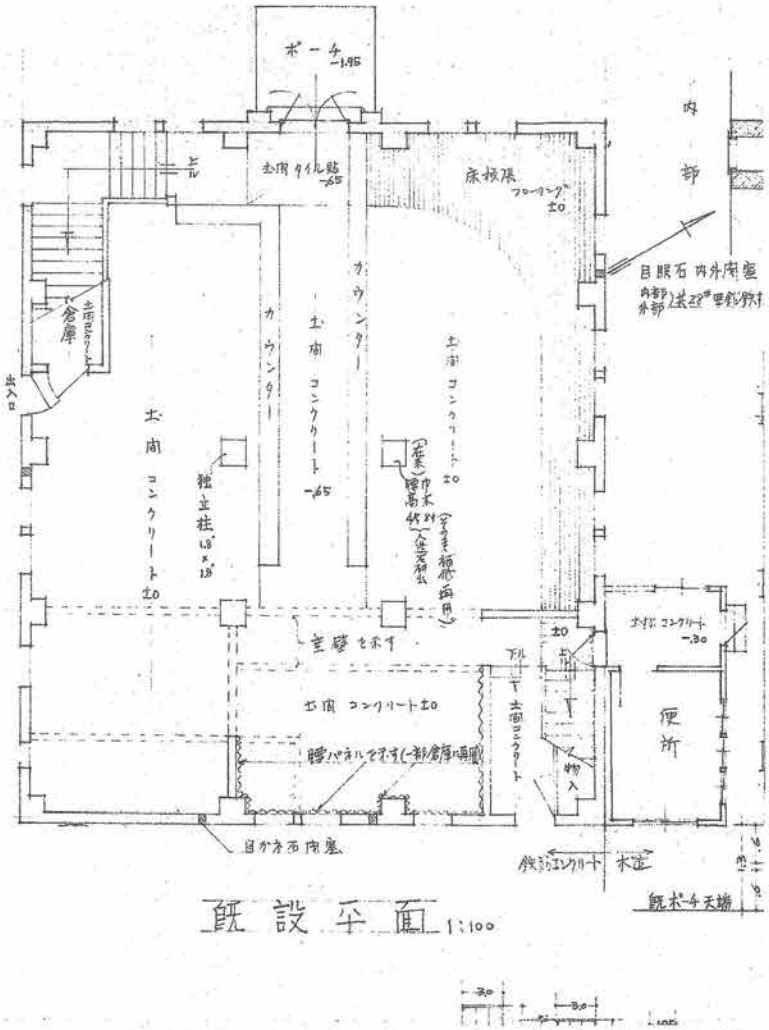

図－4　本庄村役場を転用した本庄公民館の1階平面図（神戸深江生活文化史料館架蔵）

いが、鉄筋コンクリート造の壁面の上にモルタル塗、さらに仕上げとして人造石塗り仕上げだったと推測される。また内部は壁、天井ともに漆喰仕上げであったものと考えることができる。大正後期から昭和初期の公共建築の仕上げについては、一般的にこのような仕上げが採用されることが多かった。

設計者・置塩章

設計は神戸を拠点に活動していた置塩建築事務所であった。主催者である置塩章は明治四十三年（一九一〇）に東京帝国大学建築科を卒業した建築技術者で、初代の兵庫県営繕課長を務め、同時に兵庫県都市計画技師を兼任しており、本庄村まで含まれた神戸都市計画を担当した。その設計の特徴はネオ・ゴシック※など西洋歴史様式に影響を受けた意匠にあり、この村庁舎の外観意匠が固い印象を受けるのはそのような作風によるものといえる。施工は早駒組という、青木を拠点に活動した請負業者であり、建築と土木の両方を扱った。早駒組は昭和四年（一九二九）に名建築として知られた鉄筋コンクリート造の魚崎小学校を建設するなど、戦前期には本庄村最大の建設業者で阪神間でも有数の規模を誇った。

ネオ・ゴシック…一般に中世ゴシック建築の復興を目指す動きをいうが、ここでは柱型の強調と特徴ある柱頭の装飾を用いた手法を指す。

なお、この建物は神戸市に編入後は東灘区の本庄支所になり、その後平成五年（一九九三）まで本庄公民館として使用されており、その後解体された（『本庄村史』地理編・民俗編参照）。

2　本庄小学校

明治三十二年（一八九九）の校舎

本庄小学校としてスタートするのは明治三十二年（一八九九）のことで、それまで独立していた深江小学校と青木小学校が統合された結果だった。深江小学校とは最初寺院本堂を用い、次に個人の住宅を利用し、その後は隣村の精道村と合同で設立した精道小学校に統合されるという経緯をたどった。青木小学校は当初寺院の本堂を用いたが、明治十八年（一八八五）に建坪一〇九坪で新築される。どのような建築であったのかは詳しくは判明しないが、木造建築であった。

小学校の分立は同一の村内で不経済ということで、村名から名付けられた本庄小学校が深江と青木の境界にまたがった場所につくられることになる。その校舎（第六章写真―5）は木造平屋で、入母屋屋根の玄関が付いたものであった。外壁は下見板張りで、屋根は寄棟で桟瓦葺であった。ここからは骨格は洋風だが、玄関部だけが和風であったことがわかる。このような和風らしさを強調するスタイルは、関西の小学校では明治三十年代という時期には一般的なものであった。

大正九年（一九二〇）の校舎

大正なかばには人口が急増し、児童数も倍増するために、教室数は不足し、校舎の拡充が求められる。その結果、大正八年（一九一九）十月十五日に敷地の拡張と校舎の改築を決定、約一年後の大正九年七月十二日に校舎が二階建てに建て替えられた。建坪は二七五坪で、工費は七万三九三一円を計上した。

建築スタイルは、中央に玄関部とマンサード屋根※による破風を設けた洋風校舎（第六章写真―6、7）であった。左右にそれぞれ翼部があり、切妻の破風をみせ、全体としては左右対称となる。中央部の二階は両横の教室棟とくらべ、階高が高くなっていることを考えれば、この部分が講堂となっていたものと判断される。玄関部はアーチ状屋根のポルティコ※となり、一階二階はともに下見板張りの外壁となるが、二階庇下の壁は柱・梁・斜材といった木部を漆喰壁に表出したハーフティンバーといわれる手法が用いられ、洋風の影響が見られる。

マンサード屋根…上部の傾斜が緩く、下部が急な二段に折れた屋根。フランスの建築家・マンサールが創始した。腰折屋根ともいう。

ポルティコ…柱廊玄関。英語ではポーチ。

ハーフティンバー…木造住宅建築のひとつの建築スタイルで、柱・梁・斜材をそのまま外部に現し、その間の壁体に煉瓦や石などを充填する構造。イギリスの他に、ドイツやフランスでみられる。

この時期、隣接する精道村の精道小学校でも、本庄小学校校舎と共通して、ハーフティンバー※が目立つ洋風要素の色濃い校舎が出現しており、大正期、阪神間の木造小学校校舎にはこのような建築スタイルが多く採用された。

設計と施工は大阪府立西野田職工学校の「模範職工団」が担当した。西野田職工学校とは大阪市福島区にある現在の大阪府立西野田工業高等学校で、その内部に造家科と家具装飾科の卒業生を中心とした建築技術者集団である職工団が組織され、在校する生徒の建築実習を兼ねて、低廉な工費で設計ならびにその建設を受託していた。職工学校が阪神電鉄野田駅前に位置したことから、阪神間の各町村の学校や役場などの設計と施工に携わった。西宮小学校（明治四十五年）・金蘭会女学校・偕交社附属小学校・大庄村小学校、篠山町役場や小田村役場、済生会大阪病院や贊病院、宝塚鉱泉会社社屋や、洋風住宅の野田邸などが知られる。

指導したのは職工学校教諭の酒井湧三郎や設楽建築事務所の所員であった藤枝良一といった建築技術者だった。酒井湧三郎は東京高等工業学校建築科、藤枝良一は名古屋高等工業学校建築科、いずれも官立高等工業学校建築科の卒業生である。

昭和四年（一九二九）の校舎

大正後期の本庄村は移住者、児童数がさらに激増し、大正十五年（一九二六）九月には早くも増築の計画が建てられる。その完成は昭和四年（一九二九）四月十五日で、鉄筋コンクリート造二階建ての校舎であった。工費は二万八〇〇〇円を計上した。校舎としては小規模なもので、教室数は一〇に満たなかったものと推測される。この増築校舎の敷地にそれまでは木造の村役場があった。すでに述べたようにこの増築校舎の建設は本庄村役場建設とセットで御大典記念事業になった。この校舎は矩形の開口部やパラペット※の取り扱いなど、本庄村庁舎と共通する点が多い。このことから、設計者は本庄村庁舎と同じ置塩建築事務所の可能性が高い。施工は本庄村庁舎と同様早駒組が担当した。なお、この校舎は昭和九年の室戸台風時に全校児童たちの避難場所となった。

パラペット…屋上の陸屋根の立ち上がり壁を指し、屋上防水のアスファルト・ルーフィングを巻き込んで押さえる意味がある。

昭和十二年（一九三七）の校舎

すべての校舎が鉄筋コンクリート造に改築されるのは、昭和十二年（一九三七）のことだった。昭和九年の室戸台風で大きな被害を受けた木造校舎復興事業の一環で建設される。深江付近に上陸した室戸台風は海際の本庄村の多くの建物を破壊し、災害に強く海に流されることのない鉄筋コンクリート造建築の有利さをより強く実感させた。

実際に関西では昭和十年代前半は関西大風水害といわれた室戸台風の復興事業で、小学校の鉄筋コンクリート造化が、戦前期もっとも大々的に展開される。事例をあげれば西宮市では一挙に七校が、大阪市では一〇三校の小学校が鉄筋コンクリート造となる。そのような気運が醸成されたなかで本庄小学校の改築（写真－6－1）が行われた。工費は二七万円を要した。

この校舎の外観（『本庄村史』地理編・民俗編第七章写真－19－1）の特徴は装飾を排除したモダンデザインのスタイルにある。そのことはガラス張りの塔屋、外壁の丸窓、寺院の塔上部の九輪を模したかのような屋上の五輪の避雷針にうかがえる。このようなモダンデザインはバウハウス※やロシア構成主義※など、一九二〇年代のモダンデザインの影響を受けたものである。一方で柱型が外壁表面に突出した外観を示す。このようなスタイルは大正から昭和戦前期の学校建築など鉄筋コンクリート造の公共建築に多いもので、ゴシックに起源が求められる形態であった。すなわち、モダンスタイルの要素を展開しつつ、基本は柱型を露出する組積（そせきぞう）造に由来するスタイルが踏襲されていた。

バウハウス…一九一九年にドイツのワイマールに建てられた国立の造形学校。ガラス張りの校舎は近代建築運動に大きな影響を与えた。

ロシア構成主義…第一次世界大戦後にソビエトに起こった革新的な芸術運動。ヨーロッパの近代運動に大きな影響を与えた。

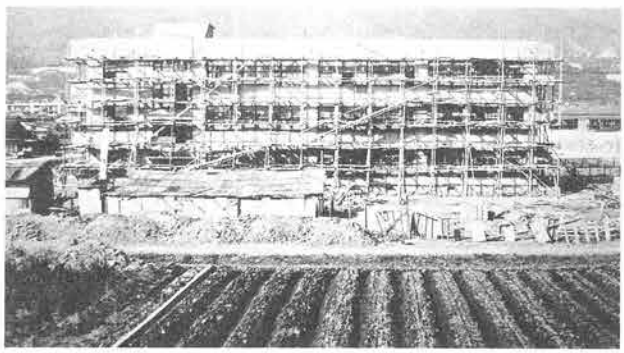

写真－6－1　室戸台風に伴う校舎改築工事
（本庄小学校提供）

ガラス張りの塔屋については、船のスタイルが意識されたと、本庄小学校には伝わるが、後に詳述する設計者・和田貞治郎は、本庄

写真－６－２　モダンなデザインの本庄小学校校舎。
右下が本庄村役場を転用した本庄公民館。昭和30年代と推定（本庄小学校所蔵）

小学校の四年前の昭和八年（一九三三）に、精道村の山手小学校舎を設計しており、ここでもガラス張りの塔屋を屋上に設置していた。このことからこのようなガラスの箱を屋上に設けることは和田貞治郎の設計手法のひとつであったといえる。

平面は中央部最上階の三階が講堂になるという点に特色がある。このような形式は神戸市内の小学校に数多くみられたものだが、この講堂部分の屋根小屋組部分のみ、鉄骨造であった。新しい校舎の延べ坪は一八〇〇坪で、教室数は普通教室三〇、特別教室六と、昭和十一年（一九三六）七月五日の『大阪朝日新聞阪神版』の記事にある。中央部は普通教室で中廊下式の教室配置をとり、特別教室は両翼部に配された。屋上の塔屋は東の塔屋と西の塔屋のふたつがあって、東塔は日光浴室となり、身体虚弱な児童を対象に日光浴をさせ、健康を回復させることを目的に設置された。竣工当時はこの敷地は松林ごしに海に臨み、恵まれた自然環境にあった。西塔は貯水タンクが収蔵されていた。

設計図などは、戦災を受けて内部も焼失したために残っていないが、昭和四十八年（一九七三）に公害防止工事の際に各階平面図をはじめ立面図や矩形図、室内展開図などが作製された。実測によって得られた数値が記されており、次のことが判明す

る。

柱のスパンは四・五五㍍間隔となり、二スパンで一教室の間口を形成した。桁行方向、すなわち、東西方向の全長は壁芯で一一〇・九四㍍にも及ぶ。梁間方向は壁芯で約一一・〇〇㍍あって、廊下幅は約三・六〇㍍ある。教室の大きさは間口が九・一〇㍍、奥行が七・四㍍となり、天井高さは三・五〇㍍であった。校舎全体についての高さ関係をみれば、五輪の付いた硝子の塔屋の天端までの最高高さは一九㍍あり、講堂部分のパラペット天端までの高さは一四・九〇㍍、教室部分のパラペット天端までの高さは一三・〇五㍍となる。

設計は和田貞治郎が主催した和田建築事務所、施工は早駒組が担当した。和田貞治郎は、本庄村と隣り合った精道村の精道小学校や山手小学校の鉄筋コンクリート造校舎の設計をおこなっており、本庄村の学校関係者は隣村の小学校を見学する機会があったものと推測できる。

和田貞治郎は明治四十五年（一九一二）に大阪市立工業学校（現、市立都島工業高等学校）建築科を卒業し、辰野片岡建築事務所を経て、大正十二年（一九二三）に精道村に建築事務所を開設した。昭和戦前期には本庄地域には民間建築事務所の開設はなく、精道村以外では近接地で西宮市に古塚正治が、住吉村で今北乙吉がそれぞれ建築事務所を開設するといった程度だった。建築作品としては紡績工場などの実用建築を数多く手がけた建築家だったが、大阪府泉南郡田尻町に現存する旧谷口房蔵邸（現、田尻町歴史資料館）は独立間もない時期の作品で、和田貞治郎が邸宅建築もデザインできる力量を有した建築家であったことを物語っている。

その後この校舎は昭和二十年（一九四五）の空襲で一二発の二〇㌧爆弾が落ち火災になった。だが鉄筋コンクリート造であったので躯体は残り、戦後は修復して使用された。平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災で被災し、戦後に修復された三階講堂の小屋組および講堂下部階の鉄筋コンクリート造柱が破損し、翌平成八年に解体された。

大正昭和戦前期までの鉄筋コンクリート造小学校校舎は、本山第二小学校と本庄小学校を除いて、震災時に避難所になるなど、戦後に建設された小学校校舎より構造的には高い耐震性を示した。これに対し本庄小学校が大きく被災したのは、戦争時に火災に遭っていたことが関係する。コンクリート躯体は残ったものの、コンクリート内の鉄筋が熱によって大きく損傷し、鉄筋を被覆していたコンクリートも酸性化が急速に進行し、劣化していた。このためコンクリートの剥離が起きやすい状態に

写真―7　阪神・淡路大震災でコンクリートが剥離した柱（本庄小学校提供）

なっていたと思われる。また塩分を含んだ潮風も関係する。戦前までの阪神間の小学校でもっとも海岸に近い位置に建てられた小学校校舎だったこともマイナスに作用しただろう。

3　主要な海浜施設と工場

川崎商船学校

大正七年（一九一八）四月に開校した私立川崎商船学校は、まもなく官立神戸高等商船学校となり、商船に関してのわが国有数の高等船員教育施設として知られた（第六章参照）。現在の神戸大学海事科学部の前身である。設計者は明治後期から大正期の神戸を代表する建築家・河合浩蔵だった。河合浩蔵が設計者に選ばれた理由は、川崎造船所本館（明治四十一年）の設計をおこなうなど、川崎家の顧問建築家的な立場にあったことにほかならない。

校舎の建築をみると、煉瓦造二階建ての本館と木造二階建ての寄宿舎からなった。本館はE字型の左右対称のプランを有し、中央部二階が講堂になった。寄宿舎はコの字型のプランによる。本館の外観は煉瓦造が表しになったスタイルで、開口部廻りは白御影石が用いられる。屋根は瓦が載る。

ファサード（正面）の特徴は塔屋が聳える中央部の破風にある。そのアーチ上部にはキーストン（かなめ石）を過剰なほどに大きくつくり、しかも幾何学的な形態に置換するという河合浩蔵が好んだ意匠が表現されていた。二十世紀初頭にドイツで流行したセセッションの影響である。そのことは破風の頂部の装飾にも見られた。その結果、きわめて特異な、ファサードが出現することになる。それは左右の翼部の破風でも展開された。このような、河合浩蔵の特徴ある破風は、ほぼ同時期に設計された神戸市奥平野浄水場上屋（現、神戸市立水の科学博物館）の建築にみることができる。

建設経緯をみると、大正六年（一九一七）八月十八日に設計

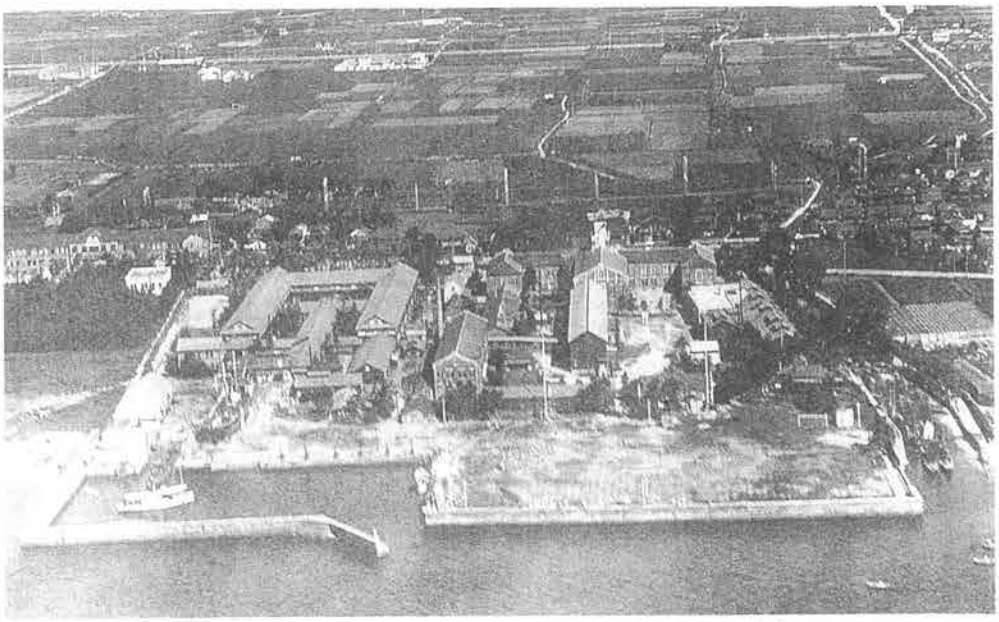

写真―8　昭和6年（1931）ごろの神戸高等商船学校全景
（『神戸高等商船大学七十五周年記念誌』より）

写真―9　神戸高等商船学校初期の校舎正面全景
（『神戸高等商船大学五十周年記念誌』より）

が完了、翌九月十八日に起工し、翌大正七年八月十六日に竣工した。施工は大林組だった。監督は斉川圭明で建坪は四九三坪、延べ坪九三六坪、工費は二〇万六〇〇〇円だった。なお河合浩蔵は同時期に海岸ビルディング（三井物産神戸支店）の設計をおこなっており、こちらは鉄筋コンクリート造だった。その破風のスタイルは多くの点で共通する。

この学校がこの場所に建設された理由は、良好な砂浜があったことにくわえ、神戸の郊外にあって、交通が便利だったことが作用した。この教育施設の出現によって、本庄村での海岸の利用形態に大きな変化が現れる。その契機となった建造物と捉えられる。

昭和二十年（一九四五）の空襲

により焼失、かろうじて残った煉瓦造の本館の壁もその後、第二阪神国道予定地に含まれたことで取り壊された。この校舎は近代の本庄村に建てられた最大規模の建造物であった。

国際外人海浜倶楽部

写真―10―1　国際外人海浜倶楽部の海側外観
（いずれも『新建築』第17巻7号より）

神戸高等商船学校の東側の砂浜に、昭和十六年（一九四一）六月頃に国際外人海浜倶楽部という建物が建てられていた。明治三年（一八七〇）に神戸に誕生していた神戸レガッタ&アスレティック・クラブのボートハウスとして、つくられた建物だった。灘区の敏馬（みぬめ）ノ浦にあったボートハウスの移転により、新築された。だが、完成したものの、一度も使われることなく、同年売却された。このために地元でもほとんどこの国際外人海浜倶楽部の建築については知られることがなかった。

写真―10―2　同、玄関側外観

写真―10―3　同、室内

建築専門雑誌である『新建築』第一七巻第七号（一九四一年七月号）には、「神戸外人海浜倶楽部」という建物名称で、写真や平面図の掲載とともに、次のような建築内容が記されていた。

此の倶樂部は明治初年に設立になり、當時より神戸市灘區の海岸に本部を有して居たのであるが、その後種々の經緯を經て、新しく深江の海岸に新築される事になつたものである。プール、テニスコート、ボートハウス、使用人住宅等の計畫

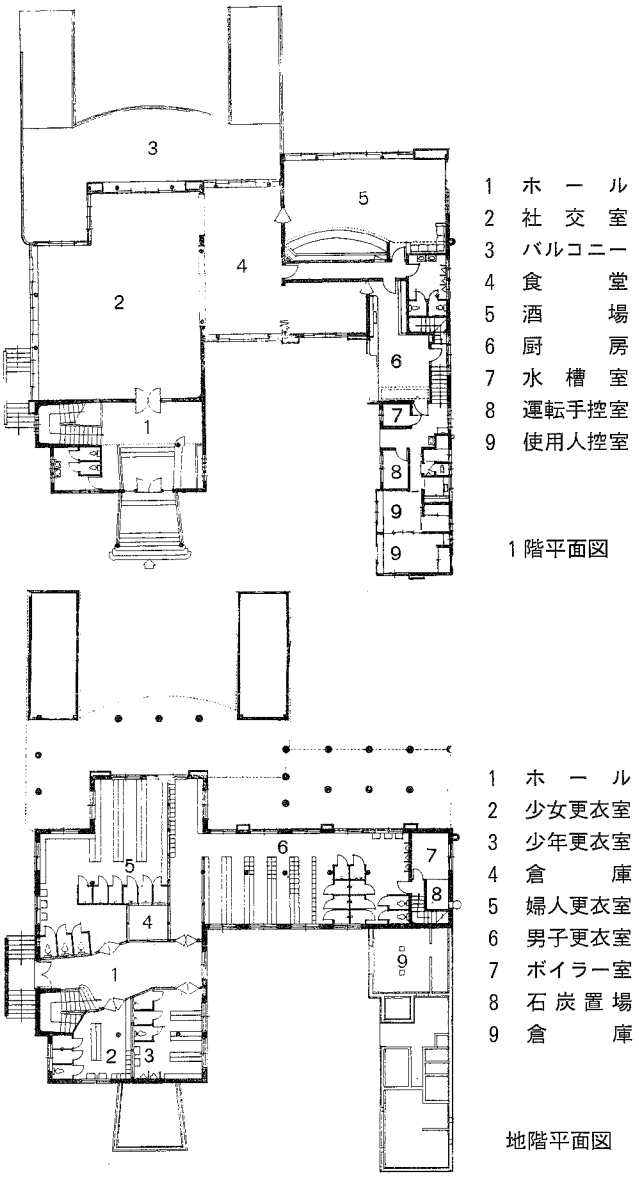

図―5　神戸国際外人海浜倶楽部・平面図

が将来に残されて居る。敷地は大阪灣に面し、ボートレース競技に絶好の地が選ばれた。玄關を入ると、廣間より、硝子壁を隔てゝ紺碧の空と海を挟んで遙かに紀伊半島の遠望が見られる。中央大社交室及び婦人社交室よりプールにて行なはれる競技が眺められる様になり、又中央に廊下を設けて各室の連絡がよくされて居る。地階各更衣室は玄關及び裏出入り口との連絡を計り、水着姿にて海濱に飛出すことが出来る。この更衣室は４００人用のロッカーと、シャワー、便所、給湯等の設備を有して居る。

この建築内容をみると、木造平屋建てで、砂浜のレベルが地階となる二層の建物だった。戦争の影響で全体を鉄筋コンクリート造に出来なかったが、地階の一部のみが鉄筋コンクリート造となる。屋根には瓦が葺かれ、外壁はリシン掻き落とし仕上げとなる。内部については、一階は吹抜けに近い階高があって、丸柱の配置や照明器具、開口部の枠の割付など、広義の意味で、モダンデザインにつながるアール・デコ※のしつらいがみられた。プランでは砂浜から大きなスロープで一階バルコニーに上がって来られる動線計画が目をひく。玄関を入ると社交室、食堂と続き、奥にはバーが設けられていた。地階は更衣室となる。

アール・デコ…一九二〇年代から三〇年代にフランスを中心にヨーロッパで流行したデザインで、幾何学的な形態と機能美を強

調した。

その成立経緯については、『神戸レガッタ&アスレティック・クラブの100年史』（ハルロド・S・ウィリアム、一九七〇年）に次のように記された。

1939年、ボートハウスは、神戸製鋼所（神戸製鉄所）に売却されてしまった。1939年この1年間、新しい場所捜しと問題検討の為、会議が何回も招集された。何人かのメンバーは東の方が良いと言い、他は神戸の西・須磨の近くが良いと言う。適切な場所は、2ヶ所しかなかった。その一つは芦屋の西・商船学校の近く。他の一つは、日本人の高級別荘が建ち並び風光明媚な須磨海岸、現在の須磨水族館の近く。しかし、後者は間もなく売却を引っ込めてしまった。だが、どちらにしても、やがて不都合な場所になってしまった。というのは、5年後1945年の空襲でこの辺り一帯が破壊されたのだった。また戦後は、ひどく汚染され海水浴に適さなくなった。（神戸の東西、全ての海岸が同様になった。）他に良い物件がなかったので、深江の土地を購入した。日本政府の認可に適合させる為、ボートハウスの設計図は変更を余儀なくされた。大変な苦労と努力の末、クラブハウス建設の許可を得た。1940年夏の終り近く、いよいよこの土地がK.R.&A.C.のものになる準備が整った。僅かなメンバーが、ここへ海水浴に訪れていた。だが、ボートハウス建設直前に当局から一通の通知が来た。それは、新しい航空機工場予定地の隣であり、立退けと言うものだった。こうして早くも1941年、この土地を使用することなく売却せざるを得なかった。

（訳・高木應光・長谷川芙美子）

設計者・宇田忠弘については、経歴や建築活動などまったく不明だが、明治四十年（一九〇七）生まれの建築家で、昭和三十五年（一九六〇）には東京都板橋区に在住していたことだけがわかっている。

独逸カセラ染料会社

工場建築を代表するものに、西青木の海岸にあった独逸カセラ染料の試験場があった。魚崎町との境界をなす天上川の東側に位置する。ドイツ人のテープンギ、アーパール、ビヤワルトの三人が組織したカセラ染料株式会社で、製品としては綿糸用染料と毛糸用染料の二種類があり、もっぱら国内用に販売されていた。この会社は染料製造所ではなく、あくまでも染料の調整所であった。その様子は次のように記されていた。

阪神沿線青木に築造された宏壮なカセラ染料試験場の如きも、名称こそ試験場なるもの、その実は大規模な配合所であった。

（『絵画染料商工史』一九三八年）

この調製所は明治四十四年（一九一一）に建てられ、この煉瓦造の建物は昭和四十年（一九六五）頃まで現存した。川西航空機製作所は軍需工場であったので爆撃を受け焼失するが、こ

ちらは戦災に遭わなかった。

写真―11　独逸カセラ染料の事務所棟（いずれも日本バイエルン提供）

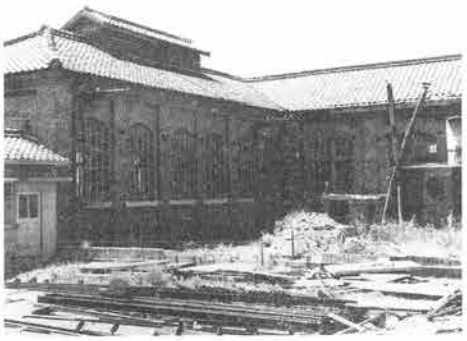

写真―12　独逸カセラ染料の工場棟

土地入手は明治三十一年（一八九八）になされ、設計者は神戸を本拠に建築活動をおこなっていたイギリス人建築家・ハンセルだったという。その根拠はハンセルの日本人協力者であった金子隆一氏の証言である（建築史家・坂本勝比古氏による聞き取り調査）。

この敷地跡は現在別の建物が建つが、当時の写真によれば、事務所棟と四つの工場棟から構成されていたことがわかる。事務所棟は建築家ハンセルの特徴をよく示した木造洋館である。下見板張り、南側にベランダ、桟瓦葺きの寄棟※屋根、煉瓦造の煙突が二本みえる。内部には暖炉が備わっていると推察できる。窓は鎧戸になる。このように神戸北野町に多いコロニアル・スタイル※の住宅と共通する外観をみせる。

寄棟…四方の隅棟が二つずつ二点に合し、その間に大棟を置いた屋根の形式。

コロニアル・スタイル…英国・スペイン・オランダなどの植民地で流行した建築様式。

一方、工場棟は煉瓦造、屋根は寄棟で桟瓦葺となる。外壁の柱型が付柱となって、外部に表出される。開口上部は弓形の形状のアーチとなり、窓台は白い御影石によって構成される。製造施設であったことを示すものに、屋根上部の越屋根があって、それは換気を目的とするものだった。

三節　海浜住宅

海浜住宅地の成立

日本の住宅地開発は明治期から昭和戦前期までは開発が容易だった海岸際から行われた。それまでは漁業や醸造業に限られていた海浜に外国人が、リゾートという視点で注目した。今日住宅地として高い評価にある丘陵地は敷地造成や道路設置、上水道の確保など開発行為に多額の投資がかかり、本格化するのは自家用車が普及する昭和十年（一九三五）以降である。

海浜住宅としては浜寺や須磨、芦屋がその代表的な事例として名高いが、ほかにも隣接地する香枦園や打出や昭和戦前期最大の海浜住宅地・浜甲子園があった。海岸部の埋め立てがすすんだ今では想像できないことであるが、芦屋・深江のみならず、打出・香枦園そして浜甲子園、青木・魚崎と、阪神間の多くの海岸部が別荘地になっていた。昭和八年（一九三三）に、洋画家・福井市郎によって描かれた「芦屋浜風景」という油絵（芦屋市立美術博物館所蔵）は、深江の海岸際にあった「文化ハウス」（昭和五年竣工）という滞在型アパートメント式の洋館が海と共に主題になった。このような海辺の洋館の醸し出す風景

写真—13　深江浜の海浜別荘（深江南町２丁目付近、黒田梅吉氏撮影）

写真―14　室戸台風で被災した深江浜の海浜別荘
（深江南町２丁目付近、黒田梅吉氏撮影）

が、この時代に好まれていた。

本庄村でも明治後期に範多龍太郎の別荘、大正前期に住友本店の最高責任者であった中田邸と湯川邸、大正後期から昭和初頭にかけて深江文化村、昭和戦前期に本庄村村長であった岡田茂左衛門の邸宅（旧岡田茂義邸）や大日本紡績経営者の小寺邸などが建築された。青木の浜にも外国人の海浜別荘があった。しかし海浜住宅地が住宅地としての優位を示したのは、昭和九年の室戸台風までだった。以降は山手の丘陵地に開発が移っていく。

それでも昭和二十年（一九四五）夏に、米軍占領軍の手によってつくられた地図『OSAKA-KOBE AREA：NISHINOMIYA』（図―6）によれば、学校や役場といった主な公共建築に加えて大邸宅が記されている。建造物の形態が平面でおとされ、石垣を示すものと推測される境界のしるしも明確に記されている。この地域の景観を形成するものとして大きな役割を果たした。次に代表的な海浜住宅をみていこう。

範多龍太郎邸―明治後期

本庄村における郊外住居の嚆矢として、範多龍太郎の別荘を挙げることができる。その時期については、遅くとも明治四十四年（一九一一）までには完成していたと推測できる。その建築様態は、昭和九年（一九三四）の室戸台風直後の被災写真（写真―15）から、知ることができる。

それによれば、切妻屋根の二階建ての建物で、屋根にはドーマ窓※が開けられ、煉瓦の煙突が棟部分を対称に、二本対で立ち上がり、ベイ・ウィンドォ※が二階の東側の外壁に設けられていた。ここからは洋館であったことがわかる。この設計者ならびに施工者はともに不詳である。

ドーマ窓…屋根裏に採光するために屋根面に設けられた窓で、屋根窓という。

ベイ・ウィンドォ…壁面から突出した張り出し窓。

図－6　米軍が昭和19年（1944）に作成した地図（米国戦略爆撃調査団史料のうち Entry No.49 JANIS 1944－45より）

明治四十四年（一九一一）に、この別荘を訪れた新聞記者が次のように記述した。

深江に於ける氏の別荘の如きはどれも西洋風の構造で、くわえふるに其の奇異起床居間動作列に生活の状態等に至るまですべて西洋式と思っていた。所が一日氏を訪問して見ると前の想像とは全然相違して、其の別邸の如きも氏の地位に比較すれば、誠に質素なる和洋折衷の構造、畳に座布団という和風で少しも西洋じみた所のないのは如何にも奥床しく感じた（『兵庫県人物史』県友社　一九一一年）。

写真―15　室戸台風で被災した範多龍太郎の別荘（本庄小学校提供）

この場所に別荘が設けられた背景には、明治三十八年（一九〇五）の阪神電車の開通が関連している。海浜住宅地としては、芦屋が知られていたが、芦屋浜や打出浜の海岸は実際には小石まじりの浜であったのに対して、深江浜の海岸は砂浜であり、明治後期より盛んになる海水浴に、最も適していた。そのことは京都大学水泳部の夏期海水浴の合宿地であったことからも窺えよう。前掲の岡田茂義の回想記によれば、次のように記されていた。

踊り松から海岸に向って広い敷地があり、それより白砂の海辺が広がる。（中略）この大きな広場は英国人、ハンターの住居地であった。（岡田茂義『昔を偲んで　深江の心象風景』）

木造建築であったこの別荘は、昭和九年（一九三四）九月二十一日に深江の海岸に上陸した室戸台風によって、建物の過半が海にさらわれた。それは本庄村の海岸だけではなく、香櫨園浜の西宮回生病院も海岸沿いの病棟が海に流された。この室戸台風を契機に、阪神間での住宅地の開発は完全に海浜から山手へとシフトする。龍太郎は深江浜に別荘を再建することはなく、この敷地跡には昭和十五年（一九四〇）に前述した国際外人海浜倶楽部が建設される。

範多龍太郎は英国人実業家・エドワード・ハズレット・ハンターの長男として、明治四年（一八七一）神戸で生まれた、神戸商業講習所に学び、一五歳でドイツの中学に外遊し、一八歳

で英国・グラスゴー大学土木科で学び、明治二十六年に卒業した。その後日本に帰国し、明治二十八年に後を継ぎ、大阪鉄工所所主となる。大正三年（一九一四）までの二十年間、経営に携わった。大正七年以降は範多商会、大阪機械工作所、大阪商船などの多くの会社経営に関わり、関西実業界の重鎮のひとりとなる。大正五年の資産は関西では久原、住友、藤田、鴻池、岸本に次いで第六位であった。深江の別荘を室戸台風で失った後は、大型ヨット「舞鶴丸」に乗って瀬戸内海をめぐり、別府で昭和十一年（一九三六）に六五歳の生涯を閉じた。

現在、国の重要文化財として知られるハンター邸は明治四十年（一九〇七）に北野町のハンターの地所に移築されたもので、移築前は現在の外国人倶楽部の所在する旧トアホテルのあった場所に建っていた。ハンターがつくったものではないが、龍太郎は土木工学を修めていたため、この洋館の基礎工事を監督したと伝わる。とすれば、みずからの別荘の設計にも関わっていた可能性も考えられる。

中田邸と湯川邸―大正前期

本庄村の東端に位置する神楽町には、住友財閥の総理事たちの邸宅が大正期に建築された。まず大正十一年（一九二二）から大正十四年まで住友の第四代総理事であった中田錦吉の別荘が建てられ、平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災で被災するまで現存した。中田別荘は洋風木造建築で、暖炉が備わり、木骨で漆喰塗により円形に成形された白い列柱やステンドグラスなど、洋風意匠がみられた。設計者は不詳であるが、施工は大林組であった。中田の本宅は大阪市内島町に鉄筋コンクリート造で大正十五年（一九二六）二月に建築されており、その設計と施工は大林組だった。

中田錦吉に続き、第五代総理事の湯川寛吉の邸宅が現在、浜芦屋マンション・西芦屋川ハウス・布施邸が建つ場所に昭和三十九年（一九六四）まで存在した。湯川邸については詳しくは判明しないが、大正期に建築された木造の和風建築であり、黒い板塀で囲われた敷地のなかに建っていた。その井戸が現在も残る。

いずれも次にみる旧岡田茂義邸と深江文化村の間にあった。住友の最高幹部たちの邸宅に加えて、戦後は住友関連の会社の社宅が数多く建築された。住友家の当主の本宅は大正初期に大阪茶臼山から、武庫郡住吉村に移っていた。本庄村は住吉村と比較的近接し、そのなかでもこの神楽町は芦屋市平田町に隣り合い、別荘情緒が備わっていた。さらに阪神電鉄芦屋駅に近いことから、この場所が選ばれたのだろう。

また興味深いことに、中田邸はここが別荘であったが、湯川邸はここが本宅であり、別荘は六甲山上に長谷部竹越建築事務所の設計によって昭和初期につくられた。本庄村は大正期の短期間に、別荘地から本宅が置かれる住宅地に変化していた。

旧岡田茂義邸（現、関西国際学園）

郊外住宅化の波は本庄村民のなかでも起きていた。後の本庄村長岡田茂左衛門の二人の子息、岡田茂義邸と岡田直広邸が、旧神楽町、現在の深江南町一丁目に建築された。東西に隣接して西側に洋風の旧岡田茂義邸（写真―16）が昭和十三年（一九三八）十月に竣工した。東側の和風住宅は阪神・淡路大震災で大きく損傷、解体された。

旧岡田茂義邸は木造二階建ての洋風住宅であるが、外部の仕上げをみると、屋根はS型いぶし瓦、外壁はリシンの掻き落とし仕上げ※となる。このS型瓦とはスパニッシュ瓦を簡略化したもので、日本建築の本瓦とも通じる形状を示す。また瓦や壁の色調が、いわゆる洋館特有の派手なものではない。張り出た軒も降水の多い日本の気候風土に合致していた。

リシンの掻き落とし仕上げ…モルタル仕上げの代表的なもので、表面が粗面の仕上をいう。

すなわち、骨格は洋館ではあるが、和風的な要素が感じ取られる意匠になっていた。それは後で詳述する文化村の住宅をはじめ、本庄村内に建築された多くの洋風住宅が、「別荘」であったのに対して、本宅として建築されたことと関連する。日常生活を過ごすのに、赤い屋根の洋館はあまりに刺激的に捉えられたのだろう。昭和戦前期の名望家の住まい方の一例がうかがえる。

旧岡田茂義邸は大林組住宅部の設計施工であり、設計図の設計者欄には河合と野村の印鑑が捺印してあった。河合とは昭和十一年（一九三六）

写真―16　旧岡田茂義邸の外観（『大林組創業60周年記念』）

に住宅部長に就任する河合貞一郎を指す。実際に設計を担当したのは野村某（名前は未詳）だった。京大教授で建築家・武田五一が考えた日本人向きの洋館は、武田の弟子だった大林組初代住宅部長・松本儀八によって一般化、大林組住宅部が和風に繋がる洋風住宅を推進した。

間取りは、一階にホール・居間・食堂・書斎が洋室、一方茶の間・老人室が畳の和室で、やや洋風の要素が多かったものの、使い勝手の良いように和洋折衷の部屋配置となっていた。二階ではその比重は逆転し、洋室はサンルームを前面に設けた子供室のみで、その他の室は皆、和室となる。床の間の付いた客室と次の間、そして寝室である。浴室は一階・二階の両方にあって、女中室は一階にあった。

ホール・居間・食堂にはそれぞれ暖炉が設置され、天井にはなぐり仕上げの梁※が共通して見られる。建具はチューターゴシック※に由来する菱形の桟から構成され、野趣溢れる洋風の意匠でまとめられていた。階段や玄関などの個所にはステンドグラスがはめられていた。外部では老人室の外部にロンバルド・バンド※を変形させたアーチ型が現われ、ベランダなどの飾りにしても抽象的な図柄から構成されるなど、広義の意味でのスパニッシュに影響を受けた建築造形が示された。

なぐり仕上げの梁…木の表面をちょうなではつった仕上げ。

チューダー・ゴシック…イギリスのチューダー朝の建築スタイルで、特徴のひとつにハーフティンバーがある。

ロンバルド・バンド…イタリアのロンバルディア地方のロマネスク建築に特徴的な壁面上部の装飾様式。

旧小寺別荘（現、太田酒造貴賓館）

本庄村が海浜の別荘地であったことを示す唯一の遺構である。浜の埋め立てが始まるまでは、砂浜に直面するというロケーションにあって、現在も道路を挟んで海に面している。赤い屋根にクリーム色の壁という、スパニッシュ・スタイルに影響を受けた比較的小規模な木造二階建ての洋館である。当初は大日本紡績株式会社社長をつとめた小寺源吾の海浜別荘として建築された。正確な竣工年月は不明だが、昭和九年（一九三四）の室戸台風以降、昭和十年代中頃までに建てられたものと推察できる。現在は滋賀県草津市に本拠をおく清酒醸造業・太田酒造の貴賓館となっている。

外観を観察すると、屋根は寄棟を基本として、玄関部ならびにサンルーム、勝手口に切妻破風が取り付く。現状の屋根瓦は釉薬がかけられた桟瓦となっているが、十数年前まではS字型の塩焼瓦（宇野洋瓦十三号）で葺かれていた。この建物の顕著

写真―17―1
旧小寺別荘の外観

写真―17―2
同上　玄関
（いずれも川島智生撮影）

な特徴は屋根を支える母屋が軒下に表出しになっていることで、一般的な洋館と異なり、和風意匠の影響がうかがえる。外壁をみると、スタッコ※塗り仕上げで、足元は豆砂利の洗い出し仕上げとなる。開口部をみると、窓は座敷を除いては皆、上げ下げ窓になる。出窓は先端に装飾が付いた持ち送りによって支えられる。玄関にはねじり柱となった柱があって、その柱頭部分にロマネスク※風の彫刻が左官で施されている。また南面には三連のアーチに支えられたバルコニーがあり、下階はテラスとなる。

スタッコ…消石灰を主原料にして補強のため粘土粉・大理石粉・砂・顔料などを混ぜた内壁仕上げ用の化粧漆喰。

ロマネスク…一一世紀から一二世紀にかけて西ヨーロッパで流行した建築様式。古代ローマやゲルマンの影響を受けている。

間取りは、一階が南側に居間と食堂が連なり、さらに居間の南側にはサンルームが付き、女中室を除けば一階はすべて洋室となる。二階は床の間付きの座敷が南西部に配置され、南東部には書斎、北側には二つの寝室という構成をとる。二階は座敷を除けば三室ともに洋間となる。

各室の内部をみると、居間ならびに食堂には暖炉がそれぞれ備わり、居間はトラバーチン（多孔質石灰岩）※、食堂はタイルをあしらった意匠となるが、いずれも煙突はなく、暖炉を模したものであった。居間の天井にはなぐり仕上げの梁が表出しに

されて、イギリスのチューダーゴシックを気取る。一方、食堂の壁にはつくり付けの食器棚がセットされていて、そのなかの小扉をあければ、その奥は台所につながっていて、そこから料理が盛り付けられた食器を出し入れするシステムになる。

多孔質石灰岩…表面に無数の穴の空いた大理石で、珊瑚礁が固まって出来たもの。石灰華という。

この別荘について、小寺源吾の息子の元関西学院大学学長・小寺武四郎氏への聞き取り調査（一九九八年十月）によれば、この別荘は小寺家にとって二回目の海浜別荘で、同じ敷地に平屋で下見板張りの洋館があったが室戸台風によって被災し、その後に新築されたという。そのことはこの建物が木造建築ながらも、海に面した南側の二階バルコニーとそれを支える三連のアーチ部分の柱と梁だけが台風対策で鉄筋コンクリート造になっていることからも理解される。小寺武四郎氏は少年の頃、夏になると海水浴のためにこの別荘で過ごしていたという。

深江の臨海に別荘を造られたのは、海水浴が主な目的であった。芦屋の浜は小石が多く白砂の海岸とは言い難かった。

（岡田茂義『昔を偲んで 深江の心象風景』）

小寺源吾の本宅は御影の観音林にあって、和風の邸宅だった。昭和六年（一九三一）には小寺源吾の養子・小寺敬一郎が建築家・ヴォーリズの設計により建築された。その建物の外壁には装飾として、半丸瓦が三枚小口をみせ、はめ込まれている。この海浜別荘において

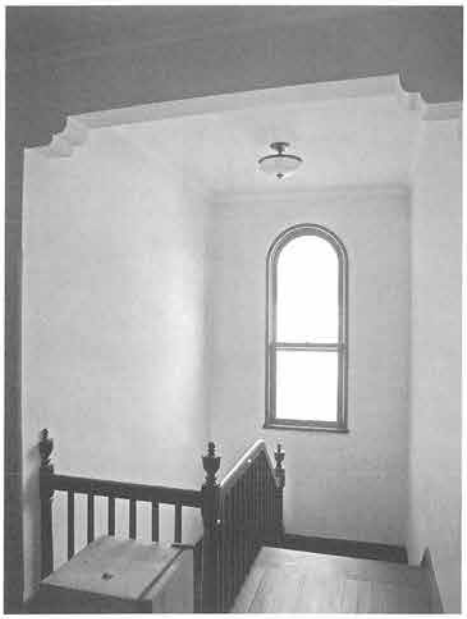

写真―17―3　旧小寺別荘の居間の内部
写真―17―4　旧小寺別荘の階段室天井の化粧梁端部（いずれも川島智生撮影）

も、三連アーチの柱の上部に、同様の仕様で半丸瓦が一枚多い四枚はまる。建物の設計者ならびに施工者については判明しないが、内部のしつらい、暖炉や開口部廻り、階段室天井の化粧梁端部の持ち送り（写真17―4）、階段の納め方などから判断すれば、設計したかどうかの確証はとれないが、ヴォーリズ建築事務所が何らかのかたちで関与した可能性も否定できない。

この洋館の建つ敷地の塀は大谷石による石垣で、北隣の敷地も間知石の擁壁がみられる。このことから当時はこのあたりが別荘の建ち並ぶ地であったことがうかがえる。

その後、昭和三十一年（一九五六）に太田酒造に所有が移る。この地には、海岸に隣接するとはいえ、阪神・淡路大震災までは酒造にふさわしい「いい水」が湧出していた。いまでは深江で酒造をおこなう業者は太田酒造一社しかない。

四節　深江文化村

住宅地としての成立

大正十三年（一九二四）年に、現在の深江南町一丁目、当時は神楽新田と呼ばれていた場所に、深江文化村というひとつの

写真―18　深江文化村の景観（富永泰史氏撮影）

住宅地が誕生した。それは約二五〇〇坪の敷地面積を有し、その中心に約四〇〇坪の芝生のコートヤード、すなわち、四方を

図―7　深江文化村屋敷割図（阪口剛氏所蔵図から作成）

建物で囲まれた中庭が設けられ、そのまわりに一三棟の住宅が配され、一街区（写真―18）を形成した。

住宅地となるまでこの土地は田圃であったが、海岸際に位置したために、高潮の被害をしばしば受けた。阪口磊石（らいせき）の次男・阪口剛氏からの聞き取り調査（二〇〇六年十一月実施）によると、低地ゆえに水はけが悪く、不作に終わることが多く、小作料が入らないことがあったという。そこで、地主である医師・阪口磊石は、大正期半ばに砂浜の砂で埋め立てしばらく放っておいた。

その土地に着目したのが、深江に住んでいた建築家・吉村清太郎である。特筆すべきことは、単に住宅の設計だけではなく、吉村清太郎の提案によって、内側にコートヤードを内包した全体の敷地割がなされたことにある（図―7）。

吉村清太郎の手によって最初の住宅が竣工したのは大正十三年（一九二四）のことで、その後はラディンスキー（L.N. LADYJENSKY）やミッチェルなど外国人建築家の設計による住宅が、次々に建築され、昭和四年（一九二九）までの五年間に、計一三棟の洋風住宅（図―8）が建築された。

建築された順序は定かではないが、中央のコートヤードに面した場所から建てられていった。最初の建築はコートヤードの

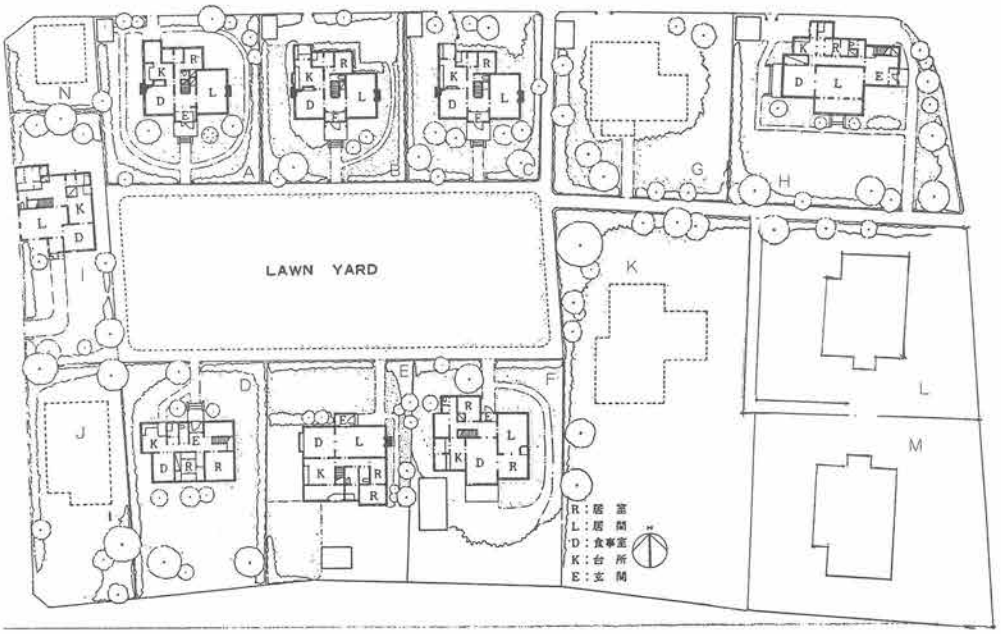

A　岩田邸　　D　旧ベーカー邸　　G　永田邸　　J　旧坂上邸　　L　現阪口剛邸
B　フルター邸　　E　冨永邸　　H　古澤邸　　K　ラディンスキー邸　　M　現阪口維石邸
C　ヴォーラー邸　　F　ビルマン邸　　I　旧メッテル邸（現ベーカー邸）　　N　請願巡査の家

図―8　深江文化村の配置図　山形政昭「芦屋『文化村』の記」
（大阪芸術大学紀要『芸術』6　1983）所収の図に加筆

北側の三軒で、いずれも吉村清太郎の設計だった。そのうちもっとも東側に位置する住宅は地主・阪口磊石が建築主で、おそらく、この住宅地全体のモデルハウスとしての機能があったものと考えられる。当初は阪口磊石の別宅という扱いだった。次いで、コートヤードの南側の三軒ならびに、コートヤードの北東の二軒が建築される。前者のなかでは冨永邸が、後者のなかでは古澤邸がそれぞれ現存する。続いてコートヤードの西側の二軒がつくられる。その一軒の旧メッテル邸がベーカー邸として残る。最後に建築されたのはコートヤードの東側の三軒だった。コートヤードに直面した東側の住宅は建築家・ラディンスキーの自邸だった。後の二軒は建築主が現われず、売れ残ってしまったことで、阪口磊石が借家として建築した。現在の阪口剛邸はその一軒である。もう一軒はその南側にあった。

写真―19　コートヤード北側の住宅（近藤大氏撮影）

写真—20　コートヤード南側の住宅（近藤大氏撮影）

写真—21　コートヤード北東側の住宅群（同上）

ここから街区全体のなかでの各敷地の階層性が読み取れる。すなわち、コートヤードに面した敷地、とりわけ南面する敷地がもっとも住宅用地として価値の高いものとみなされていた。

阪口剛邸の敷地の南端には、深江文化村一三軒全体の汚水処理の浄化槽が設けられていた。またもう一軒の借家の敷地内には大きな井戸があって、そこには給水塔が設けられ、そこから各住戸に配水されていた。公共水道ならびに下水道が完備されていなかった大正昭和戦前期においては、このような設備面でのインフラ整備は、一住宅地成立の条件の重要な要素だった。

住宅地としての整備は、昭和三年（一九二八）四月十七日の請願駐在所・神楽新田駐在所設置でほぼ完了する。木造平屋建ての小建築だったが、文化村内の西北角部に建築される。

写真—22　昭和３年（1928）に完成した神楽新田駐在所（海野拓司氏提供）

深江文化村の所有者

一三区画の土地の所有形態は、一一区画を阪口磊石、二区画を坂上郷治が所有した。坂上郷治は本庄村西隣の魚崎町在住の医師であった。大阪医学校（後に大阪府立医大、現在の大阪大学）を卒業しており、阪口磊石と友人だった。現在の深江南町

表―1　深江文化村の住宅一覧

家屋番号	竣工年（年）	家主名（　）内は借家人	設計者	屋根		外壁の仕上げ	外観意匠の特徴	建築面積（坪）	延床面積（坪）	敷地面積（坪）	コートヤード面積（坪）	敷地の形状 間口×奥行（間）	備考	現存
				形状	材質									
A	大正13	（岩田）	吉村清太郎	寄棟	洋瓦	リシン掻キ落とし	玄関上部ベランダ	20	40	115.50	55.55	10.63×11.37		×
B	大正13	（ワルター）	吉村清太郎	寄棟	洋瓦	リシン掻キ落とし	玄関上部ベランダ	20	40	106.21	55.66	9.40×11.20		×
C	大正13	阪口磊石（ヴォーラー）	吉村清太郎	寄棟	洋瓦	リシン掻キ落とし	玄関上部ベランダ	20	40	110.18	61.14	10.05×11.10	阪口磊石が居住	×
D	不明	旧ベーカー	不明	切妻	洋瓦	リシン掻キ落とし		23	46	129.91	56.00	8.35×15.00		×
E	大正14	冨永初造	ベイリー	寄棟	洋瓦	ウッドシングル	玄関古典的列柱	25	50	126.36	52.11	9.10×14.10		○
F	不明	ビルマン	不明	切妻組合わせ	鉄板	リシン掻キ落とし		29	—	164.07	58.79	10.45×14.80		×
G	不明	小林（永田）	ミッチェル	切妻組合わせ	洋瓦	スタッコ	切妻壁の化粧束	28	—	152.60	なし	11.56×13.45		×
H	大正14	古澤半作	ラディンスキー	切妻組合わせ	天然スレート	スタッコ	急傾斜の屋根	30	58	198.75	なし	10.63×13.45 北東部に隅切	棟札あり 敷地は台形状	○
I	昭和2	メッテル（現、ベーカー）	杉下仲次	切妻	天然スレート	リシン掻キ落とし		24	48	—	なし			○
J	不明	坂上郷治	杉下仲次	切妻	天然スレート	リシン掻キ落とし		—	—	—	なし			×
K	昭和4	ラディンスキー	ラディンスキー	切妻組合わせ	天然スレート	スタッコ	急傾斜の屋根	—		347.33	なし	13.70×25.90	鉄筋コンクリート	×
L	昭和4	阪口磊石（現、阪口剛）	ミッチェル	切妻組合わせ	洋瓦	スタッコ	切妻壁の化粧束	—	—	373.21	なし	15.90×25.83	棟札あり	○
M	昭和4	阪口磊石（現、阪口維石）	ミッチェル	切妻組合わせ	洋瓦	スタッコ		—	—					×

一丁目と二丁目の間には、当時津知川が流れており、その川に沿った東岸の南北に細長い土地が坂上郷治の所有地であって、阪口磊石の所有地と併せれば、より完結した一街区を形成することができた。そのようなこともあって、阪口磊石から誘われたと推測できる。

一三区画の建物についてみると、阪口磊石所有の一一区画のうち八区画は借地人が建築し、それ以外の三区画は阪口磊石の借家としてつくられた。坂上郷治所有の一区画は坂上郷治の借家として建築され、もう一区画は坂上郷治の自邸がつくられた。コートヤードの借地料は玄関部を直面する各住戸六軒に割り振られており、地代は家が建てられていない分、安くなっていた。

一三区画の住宅一覧は表―1に示したが、敷地面積は最初に開発された三区画がほぼ共通して一一〇坪前後あり、次に開発された南の三区画が一二〇坪を超え、北西の古澤邸は一九八坪、ラディンスキー邸は三四七坪あった。つまり建築時期が遅くなるにつれて、敷地面積が広くとられた。また、敷地面積とその中に含まれるコートヤードの面積の割合をみると、約三六%から、五五%の数値を示す。いかにコートヤードの比率が高かったかが読み取れる。敷地の間口と奥行を検証すれば、間口は約一〇間、奥行は約一一間前後のものが多い。

阪神間の海岸際には田圃にできない松林などが散在しており、新たな海浜住宅地を展開させる敷地が少なくなかった。深江文化村誕生六年前の大正七年（一九一八）、東京大学建築科学生の清水栄二が卒業設計として提出した甲南荘もその例である。清水栄二はのちに阪神間から神戸にかけて多くの公共建築を設計した建築家で、甲南荘は海浜地に計二〇戸の住宅と敷地の中央部にコミュニティセンターとなる倶楽部を盛り込んでいる。

深江文化村の特徴

深江文化村の最大の特徴は、個々の住宅が道路に面するのではなく、共有のコートヤードを中心に配されていたことにある。つまり、一般的なアプローチ手法とは逆に、玄関は街路に閉じて内側に開いている。大正期は全国各地で「文化村」という新しい住宅地が話題になったが、深江文化村のように、コミュニティの取り方を空間的に誘導したものは珍しく画期的な試みといえる。

さて、深江文化村のモデルと考えられるのは、建築家・ヴォーリズが大正二年（一九一三）に近江八幡の池田町につくった近江ミッション住宅である。いずれも共有のコートヤード側に玄関を設けていた。深江文化村の計画者だった吉村清太郎は、独立前にヴォーリズ建築事務所に勤務しており、近江八幡に住ん

でいた。また、深江文化村誕生直前の大正十一年（一九二二）には、東京と大阪でそれぞれ住宅博覧会が開かれており、とりわけ大阪・箕面の住宅改造博覧会では実際に展示された住宅が販売され、そのままそこに住むことができるシステムになっていた。おそらくこのような動向に触発されたのであろう。

第二の特徴は動線計画にある。最寄りの駅は東側の阪神電鉄芦屋駅であり、深江文化村全体へのエントランス（入り口）は、街区東側の外部道路が東側の古澤邸と阪口剛邸の間に設けられた小径と接する場所にあった。この小径の奥にコートヤードが広がっていた。住民の動線は小径を西進し、コートヤードに到達し、その廻りを一周する小径から、それぞれの敷地内へアプローチした。コートヤードから外部へは、コートヤード北側の阪口磊石別宅東側に一本小径があるだけで、コートヤードに直接面しなかった家には、小径への出入り口が設けられていた。自動車を意識しなかった計画手法であった。

写真—23　深江文化村入り口の小径
（川島智生撮影）

第三の特徴は、アメリカの影響だけではなく、ロシアも含めた北ヨーロッパのスタイルなど、多様な外観意匠が用いられていた点にある。その理由は、一三棟の設計に少なくとも六人の建築家が関わり、それぞれに個性を発揮したことが関係する。吉村清太郎をはじめ、ラディンスキー、ミッチェル、杉下仲次、ベイリー、吉田勝二郎の名前が判明している。とりわけ、亡命ロシア人のラディンスキーや在日の英国人ミッチェルなど、複数の外国人建築家が設計に関わっていたことは注目に値する。本庄村が、国際都市・神戸の郊外地にあったことと無縁ではない。

第四の特徴は、個々の住宅は比較的小規模ながらも、アメリカの中流住宅の系譜を引く西洋式の間取りと住み方を実現していたことである。一三軒の住宅はいずれもが、ほぼ総二階建てで建築面積は約二〇坪から三〇坪の間、延床面積は約四〇坪から五八坪の間にあって、洋館の範疇では、小住宅のなかに位置

付けられる。

一階は居間が中心の「居間中心型」と呼ばれる平面計画となる。二階は寝室や子供室からなる。和室は古澤邸や旧ベーカー邸など一部を除いては設けられなかった。居間・食堂・客間はいずれも椅子座を採用し、水洗便所など設備面での近代化が先取りされていた。居間には暖炉が備わり、外部に煙突が設けられ、洋風化と同時に近代化された住宅が出現していた。

第五の特徴は、視覚的に調和がとれた住環境が生み出されていた点にある。具体的には視線を遮る塀が隣地や道路との間に設けられず、低い生垣などの植栽、さらにはコートヤードに面して建物がオープンになっていた点などがあげられる。

また個々の建築のバランスの良い距離感や高さの統一、外部仕様の共通性なども理由である。洋館の外部を観察すると、傾斜屋根、屋根の形状は寄棟・切妻、屋根材は天然スレート・洋瓦、屋根の煙突、玄関ポルティコ、外壁がスタッコ塗り・リシン掻き落とし、窓は縦長の上げ下げ窓・開き窓を取り入れるなど、洋風住宅のエレメント（要素）が多くの住宅に備わっており、このことも深江文化村全体の優れた外部空間を醸成するのに一役を担っていた。

深江文化村の住民とその後

文化村に完成した洋館に住んだのは、西洋系外国人がほとんどで、日本人は古澤平作、冨永初造、地主の阪口磊石、坂上郷治の四人にすぎなかった。居住外国人の出身地は英国・米国・ロシア・オランダ・ドイツ・スウェーデンなどに及び、まさに「外国人村」の様相を呈した。その様子はコートヤードに集合した住民らを撮した記念写真（写真—24）からもうか

写真—24　コートヤードに集う深江文化村の住民
（ベーカー・吉野明子さん所蔵）

がえる。祝祭日には各住民たちが自分の出身の国の国旗をヴェランダに掲げたという。

しかも興味深いことは、亡命ロシア人の音楽家ルーチンやメッテルを中心に、貴志康一や大澤壽人ら日本人の音楽家も集まる芸術村的な色彩を帯びた一画となっていたことである。おそらくは昭和一けた台のこの時期が文化村の頂点の時代だった。その数年後の昭和十年（一九三五）までには、亡命ロシア人はアメリカに向かい、音楽を中心としたサロン的な雰囲気は失われる。

その後、戦争が始まる直前の文化村の様子は「秋さびし『外人村』　深江に居残るは僅か七軒」と称され、次のようなものだった。

本庄村深江の文化村は外人住宅が軒をならべ、一時は外人クラブまで建設をすすめられてゐたが、欧州戦が深まるにつれ、貿易は杜絶し、殊に故国の敗戦に英佛、オランダ人の不安が強まり一人去り二人去つて、先ごろ神戸で雑貨輸出貿易を營んでゐたニコラス・マースが今春生れの愛児と親子三人で甘余年の永い在住生活に別れを告げ、蘭領ジャワに去つたところ、二日またも神戸出帆の便船で同オランダ人セルロイド玩具輸出商ヘンリー・ブースベルト夫妻がニコラスの跡を追つて、蘭印に旅立ち、同外人村には濠州生れの英人ベーカー、ベルギー生れのオルサーら七軒が居殘つているだけになつた。（『大阪毎日新聞』昭和十五年十一月三日）

戦後は、シンガーミシンの極東支配人など外国企業の日本駐在員が住んだ。ここで実現していた完全な洋風居住形式が気に入られたのだろう。しかし昭和四十年代にはラディンスキーの自邸や坂上邸が解体された。その後、昭和六十年代から平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災までに老朽化を理由にコートヤードに面する住宅は、冨永邸を除いてすべて解体された。阪神・淡路大震災では、致命的なダメージを受けたものはなかったが、小林邸も解体された。

震災後、解体された跡地に、コートヤードを取り込んで、各敷地に個別にマンションや建売住宅などが、敷地いっぱいまで建てられ、深江文化村の有した美しい景観は損なわれた。現在コートヤードの面影は冨永邸の北側にかろうじて残るにすぎない。平成十九年（二〇〇七）一月時点では、当初から建てられていた洋館で残存するのは冨永邸・古澤邸・阪口邸・旧メッテル邸（現、ベーカー邸）の四戸となった。このうち冨永邸・古澤邸が国の登録文化財に登録されている。

建築家・吉村清太郎

深江文化村を計画した建築家・吉村清太郎の経歴について、筆者は子息の吉村康雄氏（二〇〇一年九月）ならびに康雄氏の妻・露さん（二〇〇六年十一月）に聞き取り調査をおこなって

いる。

吉村清太郎は明治九年（一八七六）三月十四日に東京市京橋区銀座七丁目二番五号に生まれた。生家は銀座の大通りに面していた「大和屋」という貸金業を営んでおり、銀座で育った。東京市立泰明小学校を卒業後、慶応大学に進むが中退。その後横浜の水道建設を振り出しに、宮城県松島や北海道室蘭、広島など全国各地で土木関係の仕事に従事した。その時に、ヴォーリズ建築事務所が人材を募集しているのを英字新聞で知り応募、採用され、ヴォーリズ建築事務所があった近江八幡に赴いた。英語は子どもの時に習っており、得意だったという。

ヴォーリズ建築事務所に在籍したのは、大正五年（一九一六）から大正十一年（一九二二）にかけての七年間で、担当建築は、夙川の廣岡邸と大阪心斎橋の大丸百貨店だった。廣岡邸は木造二階建ての洋館で、この現場監理をとおして、住宅設計の手法を学んだと考えられる。

写真―25　吉村清太郎
（吉村露さん所蔵）

大丸は大正昭和戦前期に店舗を三回新築しており、いずれもヴォーリズ建築事務所の設計によるものだった。第一回目は大正七年（一九一八）十月に完成する木造四階建てのもので、大正九年（一九二〇）二月に焼失する。その建て替えとして、鉄筋コンクリート造六階建てが大正十一年（一九二二）四月に完成する。この建物の現場監理を吉村清太郎が担当した。この時の建築は心斎橋店の南東側に現存する。工事中、施主である大丸の代理人となり、この年二月一日から約半年間アメリカに滞在していた。カンザスシティをはじめ、アメリカを広く回っていたようで、用務として判明していることは、百貨店の食堂に使う食器やレジスターなどの買い付けだった。この時点でヴォーリズ建築事務所を辞めていたと思われる。

帰国後の大正十一年（一九二二）には、建築事務所を自営している。吉村清太郎は深江文化村に先行して、同年十一月に阪口磊石が所有する土地に、自邸を建築していた。阪口磊石と吉村清太郎の出会いは定かではないが、吉村清太郎が自邸を建てるまでは、本山村の材木屋の二階に住んでおり、その時に深江で開業していた医者・阪口磊石となんらかの形で知り合ったも

のと推測される。

新築された自邸（写真―26）は深江文化村の北西に位置する近接地にあり、総二階建て、瓦屋根、ドイツ壁仕上げの洋風小住宅だった。一階は居間中心形のプランをとり、二階は寝室となる。すべての部屋が洋室であって、和室は一室もなかった。吉村清太郎邸の遺構は、新しい住宅に取り込まれている。子息の建築家・吉村康雄氏は建て替えた際に、煉瓦の布基礎をそのまま用いた。同時にその暖炉をそっくり残した。

吉村清太郎は建築事務所を構えたものの、あまり仕事には恵まれなかったという。作品としては深江文化村の住宅三件のほか、数棟の住宅を完成させたにすぎなかった。それは吉村清太郎が正式に建築教育を受けた技術者ではなかったことが関係するのかもしれないが、デザインや技術力よりも、折衝やマネージメント的な側面の得意な建築家であったと思われる。

写真―26　かつての吉村清太郎自邸
（吉村露さん所蔵）

吉村清太郎のひととなりについて、吉村康雄氏は「父はおしゃれな人で、外出はいつもスーツだった」と述懐している。イギリスの住宅雑誌「ハウス&ガーデン」を購読しており、「田園都市」的なるものに愛着があったことがわかる。その後、建築事務所を閉じ、戦後は進駐軍の特別調達庁の嘱託などをしたという。昭和三十三年（一九五八）五月二日に八十二歳で死去した。

地主・阪口磊石

阪口磊石は明治十年（一八七七）十一月二十四日に深江六七九番地に生まれる。江戸時代から続いた医師の家で、深江に多くの土地を所有した地主でもあった。大阪医学校に進み、卒業後日露戦争に従軍し、復員後親の跡を継ぐ。家でもスーツを着用し、人力車で往診に出掛けていたことが伝わっている。

写真―27　深江文化村の地主・阪口磊石
（阪口剛氏所蔵）

浜街道に沿った深江の家は医院と兼用住宅として、大正十四年（一九二五）に洋館に建て替えられる。赤い洋瓦葺きの木造三階建ての家で、和室は一部屋しかなく、左右対称の間取りであった。暖炉があって、その部分だけが鉄筋コンクリートによってつくられており、玄関ホールにはスワン（白鳥）の図柄のステンドグラスがはめられていた。

設計は当時神戸を拠点に設計活動をおこなっていた英国人のミッチェルという建築家だった。経歴や建築活動については不明だが、洋菓子のユーハイムの建物が、ミッチェルの設計とされている。神戸の三宮一丁目三〇九番地にあった煉瓦造三階建ての商館で、堀辰雄の小説『旅の絵』に登場する。なお明治二十三年（一八九〇）より、神戸で建築請負業を営んでいたジェームス・フラワー・ミッチェルが神戸で建築活動をしていたが、明治三十六年（一九〇三）に死去しているから、このミッチェルとは別人である。

阪口邸の工事は、ともに神戸在住の大工・橋本留目吉、左官・藤田某がおこなったと伝えられている。ちなみに藤田はロンドンで修行した職人だったといい、異人館が数多く建築された明治大正の神戸ならではの人材だった。ここからは阪口磊石が、建築に対して洋風指向の強い人物であったことが伝わってくる。だからこそ、深江文化村に土地を提供したのだろう。この本宅の工事中に、阪口磊石はコートヤード北側の借家に一年間住んだと伝えられている。九十歳を超えてもまだ現役で医者を続けたといい、昭和四十九年（一九七四）二月二十三日に九十八歳で死去した。

古澤邸

北東の角に位置するのが、大正十四年（一九二五）に建築された古澤平作邸である。古澤邸は木造二階建ての住宅で、屋根裏階が付く。外観の特徴は急勾配の切妻屋根による三角形の破風を見せる点にある。南北方向の棟を主軸に、東西方向にやはり切妻の屋根が設けられ、その端部においてそれぞれ二段の構成を示す。東側は一階の玄関、西側は二階のバルコニーの庇となる。いずれも天然スレート石葺となる。設計は神戸を拠点に建築活動をしていた亡命ロシア人の建築家・ラディンスキーの設計である。

古澤邸は深江文化村のほかの住宅と共通して、玄関は道路側にはなかったが、共有のパブリックコートに面しないために、パブリックコートへ通ずる小径に門が設けられ、そこから敷地内にアプローチするようになっていた。北側道路に面しては勝手口につながる裏口だけだった。また玄関は東端にあるものの、

居間の南側にサンルーム的な扱いのテラスがあり、ここからも出入りすることができるように設計されていた。文化村内のほかの住宅では、この部分が玄関となっていた。

プランをみると、中廊下が東西にとおり、一階は暖炉のある居間を中心に室配置がされている。玄関ホールは上階にあがる階段室を兼ねたもので、その西側に居間が配され、さらに西側に食堂がある。食堂はポーチという前室で外部と繋がる。廊下北側は便所、女中室、台所と続き、台所と女中室の間には建物

写真―28―1　古澤邸の外観（上）
写真―28―2　古澤邸の屋根裏（中右）
写真―28―3　古澤邸の階段（中左）
写真―28―4　古澤邸の居間（下）

（撮影はいずれも川島智生）

から突出して浴室と勝手口がある。二階は床の間付きの和室八畳と、バルコニー付きの洋室（現在は畳が敷かれ和室となる）、三畳の小部屋からなる。ただひとつの和室の南側には、サンルーム的な縁側が配され、洋風の外観を保つための緩衝的な役割を果たしている。二階の和室の存在は、外国人建築家が設計していたことを考えれば、珍しく思われる。おそらくは施主側の要望があったものと考えられる。

建築構造をみると、基礎は煉瓦、壁は木骨モルタル塗りの上にスタッコ仕上げとなる。小屋組は洋小屋のトラス構造※となり、斜材を挟みこみ、ボルトによって留められる。内部は壁と天井が木摺りの上に漆喰塗りとなり、床はフローリングである。内部の見せ場は階段と居間の暖炉にあって、階段は親柱ならびに手摺子を金目地風の装飾が縁取る。木は暗色に塗られ、目地底に黄土色の塗料が塗られる。ロシア正教のイコン（聖画像）に用いられる色遣いの影響がみられる。暖炉は焼き過ぎ煉瓦があしらわれた壁面のなかに、天板を支える持ち送りが、階段と同じ色遣いではめ込まれる。その結果、単なる野趣にとどまらずに、ある種の格調高さが付加されていた。

※トラス構造…部材が三角形を単位とした構造骨組みのひとつで、骨組みの節点がすべてピンの結合からなる構造。

古澤邸には、当初の設計図の青焼き（写真―29）が四葉残っている。内訳は立面図が二葉、断面図が一葉、床伏図が一葉、である。立面図はフロント（正面）・リアー（背面）・イースト（東面）・ウェスト（西面）、の四面からなるが、フロントは南立面図を示しており、小径側が建築としては正面として設定されていたことがわかる。北側は背面図と記されており、ここからも小径、すなわち共有のコートヤード側が重視されたことが読み取れる。

実際の建物とこの図面を見比べると、この図面のとおりにはつくられていない個所が見出せる。まず、一階の浴室や勝手口の部分が図面にはない。また窓の形状が四面ともに微妙に異なる。現地調査による観察ならびに、現在この住宅に居住する古澤平作の遺族に対する聞き取り調査の知見をまじえて判断すれば、この相違が後の改修によるものとは考えられず、設計図が完成した後、施工最中に設計変更されたものといえる。

図面の縮尺はいずれもが六〇分の一で、ロシア語ではなく英語で表題などが記され、ラディンスキーのサインだけが唯一ロシア語（写真29―5）である。

建築についての史料として、上棟時の棟札が屋根裏階の束にたばねられていた。それによれば、棟梁が青木兵介、鳶職が村

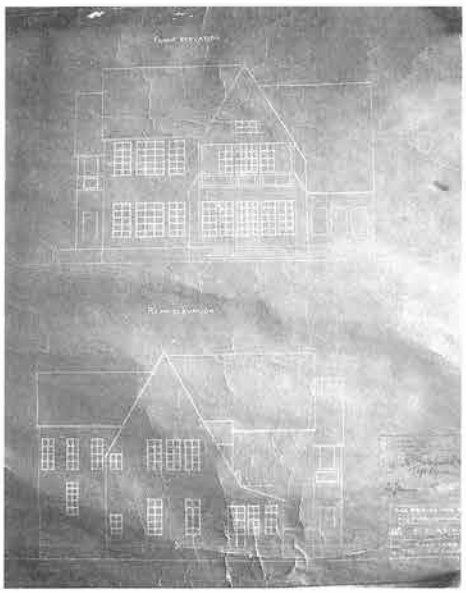

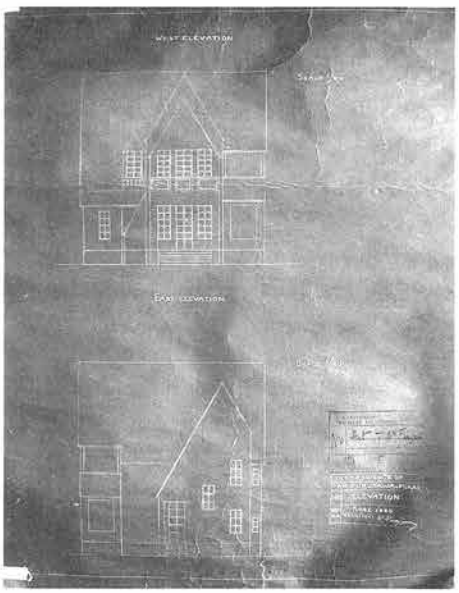

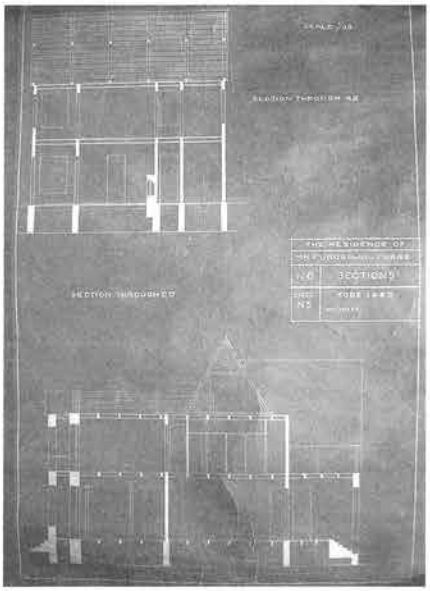

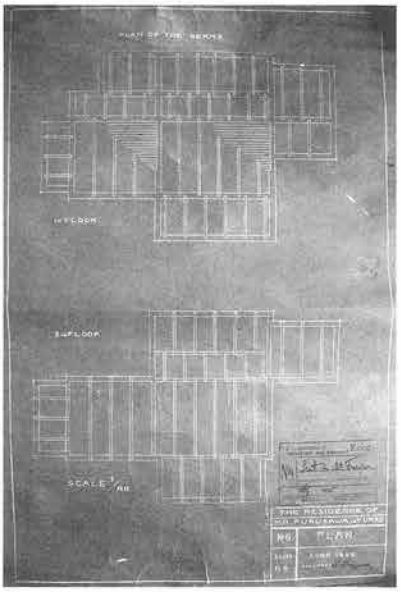

（撮影はいずれも川島智生）

写真—29— 1　古澤邸の立面図（左上）
写真—29— 2　古澤邸の立面図（右上）
写真—29— 3　古澤邸の断面図（左中）
写真—29— 4　古澤邸の床伏図（右中）
写真—29— 5　古澤邸の設計図にあるラディンスキーのサイン（左下）

瀬作太郎で、上棟式の日付は「大正拾四年三月廿一日」とある。どういった大工であったのかは史料的な制約もあって判明しない。

施主の古澤平作は明治十七年（一八八四）栃木県に生まれ、慶応大学を卒業した。自転車のタイヤなどを取り扱う古澤平作商店を神戸居留地の明海ビルディング内に開いていた。同じく明海ビルディング内に建築事務所を主催していたラディンスキーと知り合い、設計を依頼したと伝わる。

冨永邸

現在、文化村のコートヤードに建物の正面をむける唯一の建築であり、日本で最初のツーバイフォー工法に基づく住宅であった。大正十四年（一九二五）に建築された。ただし残された棟札には縁起を担いで、大正十年八月一日と記されている。特筆すべきは、メンテナンスの良さで、築八十二年目にあるとはと

写真—30—1　冨永邸の正面

写真—30—2　冨永邸の小屋組（冨永家所蔵）

写真—30—3　冨永邸の居間
（30－1、3の撮影は川島智生）

ても想像できない。

設計はアメリカ・ポートランドの建築家・ベイリーで、その設計原案を施主の冨永初造の要望により改めながら、大工棟梁・吉田勝二郎が施工した。冨永初造はかって世界的な商社であった鈴木商店のシアトル支店に駐在し、その木材部主任を務めていた。異国で暮らした時の住宅スタイルを、日本に持ち込んだものと思われる。

建物中央には玄関が設けられ、二階軒上に三角形のペディメント※をみせ、玄関ポーチには古典的なたたずまいの列柱が設けられる。中心性を強調した格調高いファサードを出現していたことが外観の特質である。また色彩的には、外壁は深緑、窓や枠は白色で鮮やかに映える対比がみられる。外壁はシングルという木片仕上げでその上にオイルペイントが塗られている。材料の多くは北米から木材とともに輸入されたという。小屋組には洋式のトラスが組まれている。

※ペディメント…窓や出入り口上部に取り付けられた三角形の部分。

プランをみると、原設計では南側にあった玄関を、北側に変更するなど、コートヤードのある敷地の特殊性を考慮した間取りとなっていた。一階は暖炉のある居間・食堂・台所からなり、二階は洋間の寝室からなる。玄関ポーチの上部二階はサンルームとなる。

旧メッテル邸（現、ベーカー・吉野明子邸）

文化村の一番西側にある建築で、現在はベーカー・吉野明子邸として現存する。当初は亡命ロシア人の音楽家・エマニエル・メッテルの住宅として建築された。メッテルは音楽指揮者・朝比奈隆の師であり、十数年ここに居住した。外壁一面が蔦に覆われた建物で、共有のコートヤードに東側で面するものの、アプローチは西側の道路側からなされていた。詳しくみれば、昭和四十年（一九六五）頃までは道路と敷地の間には津知川という小川が流れており、各戸ともに橋を渡ってアクセスする形をとった。それは土地の所有者が阪口磊石ではなく、坂上郷治であったことによる。

建築史家・山形政昭氏によれば、設計は坂上郷治が厚い信頼を寄せていた杉下仲次という大工棟梁によるもので、昭和二年（一九二七）に建築された。杉下仲次は魚崎の名望家・山本長兵衛のお抱え棟梁で、魚崎や神戸山手にも洋風住宅をつくっていた。

外観の特徴は、天然スレート石葺となる切妻屋根に、リシン掻き落とし仕上げの外壁、上げ下げ窓の開口部をみせる。玄関や窓など開口部のプロポーションならびに、その意匠について

写真―31―1　旧メッテル邸の玄関（現、ベーカー・吉野明子邸）（右上）
写真―31―2　ツタが覆う以前の旧メッテル邸の外観（織岡保一氏提供）（右中）
写真―31―3　旧メッテル邸の居間（暖炉・鳥井型の開口）（右下）
写真―31―4　旧メッテル邸の小屋組（左下）

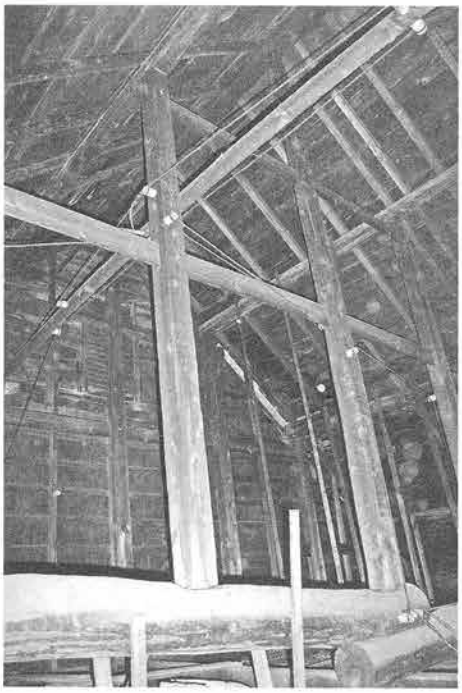

は、ヴォーリズ設計の住宅の影響が色濃い。

プランをみると、一階は居間・食堂・台所・浴室・洗面室からなり、一室だけ四畳半の和室があるが、これは女中室だった。二階には寝室が四部屋あり、いずれも洋室である。南面の寝室にはサンルームが付く。外国人用につくられていたものと考えられる。

（31－1、3、4の撮影は川島智生）

小屋組は和小屋となる。特徴的なことは、扉の開口部の額縁上枠が、両横に縦枠を通り越し、額縁の幅分、突出している形態をとることである。この住宅では額縁の取り合わせは、窓の額縁を除いては皆、このような神社の鳥居を思わせる形状を有する。このことからは居住するであろう西洋系外国人が好むと判断された「日本」の意匠に繋がるデザインが用いられたものと考えることもできるだろう。居間にある暖炉は大谷石によってアクセントが付けられたもので、煙突がある本物の暖炉としてつくられていた。この居間の天井高さは二・七三㍍あり、食堂や台所など一階のほかの部屋も共通する寸法だった。二階の天井高さは共通して二・六六㍍となる。

この住宅と外観、プランで共通するのが、土地所有者だった坂上郷治邸で、旧メッテル邸の南側に位置した。同じ杉下仲次による設計施工によってつくられていた。

写真―32―1　旧阪口家貸家（現、阪口剛邸）の外観

写真―32―2　旧阪口家貸家の玄関ポーチ

写真―32―3　旧阪口家貸家の小屋組
（撮影はいずれも川島智生）

写真―32―4
阪口家の階段
（撮影は川島智生）

旧阪口家貸家（現、阪口剛邸）

現在はこの文化村の土地の所有者であった阪口磊石の次男・剛邸となるが、当初は外国人用の借家にするために建築された。古澤邸の南側にあって、二軒ほぼ同じ形状の貸家が南北に並んでいた北側の建築である。この南側も外国人用借家であって、阪口磊石の長男・維石（いせき）の住宅となったが、現在は建て替えられている。残された棟札には「昭和四年（一九二九）七月廿一日」とある。設計はミッチェル、施工は大工が橋本留目吉、左官が藤田某であり、医院兼用住宅と同じ技術者だった。

外観の特徴は、一見ハーフティンバーを思わせるような外壁面での木部による装飾にある。二階の梁ならびに小屋束が外部に表わされており、白いスタッコ塗りの外壁と茶褐色に塗られた木部の組み合わせが美しい。また玄関ポーチの柱の持ち送り部分や欄間部分にはめられた飾り板は、洋風意匠が色濃く反映されている。

一階は居間・食堂・台所からなり、現在は撤去されたが、料理をつくるコック室が女中室と並んであった。二階には洋間の寝室が三部屋ある。ここからは外国人用につくられていたことがわかる。小屋組をみると、束が垂直に立てられ、斜材はなく、日本の伝統的な屋根の組み方である和小屋となっていた。また前述した外壁面への小屋束の露出は単に化粧ではなく、垂木を支えるものであったことが読み取れる。

ラディンスキー邸

小径を挟んで古澤邸南側の敷地には、現在は九軒の住宅が建築されているが、昭和三十年代後半までは、古澤邸を設計した建築家・ラディンスキーの自邸が建っていた。その建築は古澤邸と異なり、文

写真―33　ラディンスキーの自邸の外観（川島智生収集写真）

化村では唯一の鉄筋コンクリート造だった。完成は一三棟のなかで最も遅く、昭和四年（一九二九）から昭和五年にかけてだった。二階建てで、鉄筋コンクリート造にもかかわらず、勾配のきつい傾斜屋根がかけられていた。古澤邸と同様に複雑な屋根配置がされ、切妻破風を見せる建築スタイルだった。

外観は木造と鉄筋コンクリート造という構造上の違いを超えて、屋根の構成をはじめ、平面的に凹凸のあるプランなど、多くの点で古澤邸と共通していた。ただ、開口部に関しては、次の二点で異なった。第一はアーチの形状を有した点にあり、第二は極端に幅の狭い縦長の形状を採った点である。それらは鉄筋コンクリートの持つ特性が生かされたものだった。

ラディンスキーは、明治十四年（一八八一）十二月二十日にロシアで生まれ、明治三十七年にキエフ工科大学を卒業した白色ロシア人の建築家だった。ロシア革命後に中国を経由して来日し、大正八年（一九一九）神戸・旧居留地の明石町、明海ビルヂングにアーキテクト・アンド・エンジニアという名称の建築事務所を開いた。昭和七年（一九三二）ごろ離日し、アメリカへ移住していった。神戸には一三年間居住し、その間、森本倉庫の本社屋など計五つの建築を設計していたことが判明している。ちなみに森本倉庫の本社屋は、現在建て替えられているが、その建築装飾の一部は玄関に飾られている。その作風は、西洋古典様式にもとづくスタイルを有するが、細部にロシア風の意匠がみられる。

写真—34　古澤一が描いたラディンスキー邸
（撮影は川島智生）

前述の古澤邸には古澤平作の子息・古澤一（はじめ）が描いたラディンスキー邸の絵（写真—34）が残されている。古澤一は昭和十一年一月に十七歳で亡くなっており、ここから逆算すれば、昭和八年頃に描かれたと思われる。「異人屋敷」と名付けられたこの油絵からは、当時はラディンスキー邸の南側が海岸より続く松林であったことが読み取れる。

歴代村長一覧

（　）内は在職期間

初代　寺田市郎右衛門

（明治二十二年四月～二十五年七月）

江戸時代からの青木の酒造家。寛政五年（一七九三）に酒造家寺田屋市郎兵衛があり、幕末に寺田屋市郎兵衛・寺田屋市郎右衛門が酒造家として確認できる。本庄村の発足時は市郎右衛門の離れ座敷を役場にした。明治二十五年（一八九二）頃酒蔵を笹田伝左衛門に譲り、酢の醸造が始まった。現在のマルカン酢である。

二代　履輪七郎兵衛

（明治二十六年三月～二十七年十一月）

江戸時代からの青木の酒造家で屋号は灘屋。履輪家の過去帳によれば享保七年（一七二二）死亡の七郎兵衛以降、代々七郎兵衛を襲名している。明治維新期には新政府に協力し、会計局に資金を出資している。村長となる七郎兵衛は、養子で青木村の焼酎醸造業沢上庄左衛門の三男弥太郎である。明治二十五年（一八九二）当時村会議員だったことが確認できる。大正三年（一九一四）八月八日、五八歳で死去。子孫は芦屋市、履輪朋子さん。

三代　岡田正蔵

（明治二十七年十二月～二十八年十二月）

岡田正蔵
（岡田よし子さん所蔵）

岡田家は深江村の元網元で地主。代々茂左衛門を襲名、庄屋など村役人を務めた。四代目茂左衛門（彦三郎、宝暦元年＝一七五一＝家督相続、寛政九年＝一七九七＝死去）の時代に家を興隆させたといわれ、明治二十八年（一八九五）に阿部光忠菟原郡郡長の選書により顕彰碑が建てられた。正蔵はその五世。正蔵は七代目岡田茂左衛門（松蔵）の長男として安政元年（一八五四）十月十三日生まれる。明治十年家督相続。妻のいくが摂津国有馬郡日西原（現、神戸市北区）の出身だったことから三田米を仕入れて酒造業を営み「正蔵」という銘柄を造ったが、温度管理に失敗、醤油醸造をしたという（岡田茂義『深江の心象風景』）。明治十四年・同十五年に深江村戸長だったことが確認でき、その後深江村外三ヶ村副戸長。明治二十四年・二十五年に深江村惣代を経て村長となった。昭和九年（一九三四）二月十日死去。子孫は東京都渋谷区、岡田浩一氏。

四代・六代・八代　岡田善蔵

（明治二十八年十二月～三十二年十二月）

文久二年（一八六二）十一月五日、茂左衛門（松蔵）三男として生まれる。明治二十年（一八八七）岡田家の分家を起こし、南岡田家の祖となった。同二十五年の選挙で村会議員

岡田善蔵
（岡田堯至氏所蔵）

に当選した。兄正蔵の後を継いで村長に就任。

（明治三十四年四月～三十六年八月）

明治三十五年一月四日一五〇〇円余りをかけ村役場を新築した。開場式の答辞には「近頃経済界ノ不振、財政ノ困難ヲ呼フノ声大ナルニ際シ、此ノ建築ノ工ヲ起シ以テ人民ノ負担ヲ重カラシムルハ不肖ノ最モ深ク且厚ク顧慮セル所タリシモ、従来借家ノ不便ト不経済ニシテ本村永遠ノ不利タルヲ悟リ…」とあり、財政上の困難を乗り越えての建設だった。同三十六年青木字大倉田一七九番地に避病院を新設。村長退任後、同三十六年九月、武庫郡会議員に選出され同四十年まで続ける。

（明治四十年六月～大正二年六月）

明治四十年武庫郡会議員退任して村長に就任。村長在任中の明治四十四年九月に郡会議員に選出され大正二年まで村長と兼任。明治四十三年に武庫郡水産組合が作られると副組合長や組長を歴任、漁場争いなどにしばしば仲裁に入った。大正十年（一九二一）に兵庫県水産組合連合会が法改正により改組された時、武庫郡水産組合組長の職にあり、武庫郡水産組合と兵庫県水産組合連合会の両方から長年の功績を表彰されている。大正三年当時は村会議員も兼務しながら芦屋川改修で精道村と交渉、大正七年に村会決議により木村梅太郎村長から感謝状を贈られた。大正四年九月に郡会議員に再選、大正十二年の郡制廃止まで務める。大正六年二月より一年間郡会議長。村長や郡会議員引退後も深江区長などを務め、津知川改修や深江の区画整理に尽力した。昭和十二年（一九三七）四月三十日死去。子孫は深江本町、岡田堯至氏。

五代　薩谷寅之助

（明治三十二年十二月～三十四年三月）

青木の素麺業。先代の薩谷治右衛門は明治十九年（一八八六）の「摂州灘素麺営業組合」（『新修芦屋市史』資料篇二）の会員に名前があり、明治二十六年の副頭取選挙に関する兵庫県知事への届けの中に「組合頭取」とある（『魚崎町誌』）。治右衛門は明治四十四年七月九日、八二歳で没。寅之助は明治二十五年当時村会議員だったことが確認できる。明治四十一年十二月三日、四八歳で死去。子孫は枚方市、薩谷博氏。

七代　福井辰蔵

（明治三十六年八月～四十年六月）

西青木の地主で江戸時代は庄屋も務めた。福池小学校が出来る前にあった福井池は福井家のものだったといわれる。辰蔵は安政元年（一八五四）五月十九日生まれ。家は巳新田にあった。明治二十五年（一八九二）本庄村書記を務めている。在任中、阪神電車が開通。米騒動では、大勢の人たちが押し掛け「米を出せ」と要求されたという。明治四十年九月十九日死去。子孫は岐阜市、福井喜子さん。

九代　深山広三郎

（大正二年六月～六年六月）

明治元年（一八六八）五月二日川辺郡稲野

深　山　広三郎
（深山鉄平氏所蔵）

村のうち野間村生まれ。旧姓稲垣。岡山県立医学校、愛知県医学校、京都府医学校などで学び、同二十七年深江で開業、明治二十九年深山玄碩長女ていと結婚し改姓。

養父玄碩は明治四年県立神戸病院副直補となり明治八年に西宮に神戸病院分院を設置し、西宮最初の西洋医として知られた。玄碩は明治三十四年西宮町会議員となり、明治四十年まで務めた。事業家としても知られ日本撰酒・西宮貯蓄銀行・恵美酒銀行・西宮米穀商会の監査役を歴任。西宮寒天会社に出資、西宮の事業家・中島成教と一緒にマッチ製造工場を兵庫県から払い下げを受け明治十七年から二十四年まで続いたマッチ製造会社・神戸日出館設立に関与した。

広三郎は日清・日露戦争に軍医として従軍、精道尋常高等小・青木尋常小校医などを歴任。明治三十年本庄村に在郷軍人会を設立、会長に就任。村長就任とともに辞任したが村長退任後、分会長に復帰。村長在任中、大正四年（一九一五）から同六年までかけて芦屋川を精道村と共同で改修し、同五年から精道村と深江村組合伝染病隔離病院を建設。また川崎商船学校を誘致し校地取得に便宜を与えた。高齢者の養壱会を組織、就学を推進した。深江の親睦団体・深交倶楽部を組織、会長を務めた。同十五年九月十二日死去。子孫は深江本町、深山鉄平氏。

十代　木村梅太郎

（大正六年六月～昭和四年六月）

木　村　梅太郎
（富谷益蔵『兵庫県官民肖像録』より）

明治元年（一八六八）三月二十八日生まれ。素麺業を営み現在の青木二丁目一六―一六に素麺蔵があった。長屋を建て、賃貸業も行っていたという。また明治二十年ごろには鮮魚卸し市場も経営していた。大正十五年（一九二六）本山村・魚崎町・住吉村とともに火葬場事務組合を設立、火葬場を田中字南小路四二二番地と岡本字六甲山一三一四番地に開設、さらに昭和三年（一九二八）新築落成。昭和四年本庄村役場を鉄筋コンクリートで建設。消防組頭を三期務め、漁業組合長や水産組合長、摂海協会県代議員、農会長なども歴任。昭和二十一年三月三十一日死去。青木二丁目五―一八の自宅には戦時中高射砲が設置されたという。四男三女を設け長男甲辰は青木財産区管理会の初代会長。子孫は青木、木村新次氏。

十一代　松井善太郎

（昭和四年六月～十六年六月）

明治四年（一八七一）四月一日深江村松井善太郎（音吉）の長男として生まれる。祖父・父が善太郎を名乗り明治の初め頃は焼酎を醸造していた。はじめ政吉、同二十四年近衛歩兵に入隊。四年後に満期除隊。明治三十年、深山広三郎らと在郷軍人会を本庄村に結成。

松　井　善太郎
（松井美子さん所蔵）

松井善太郎の回顧によれば日清戦争終了後に菟原郡の神職たちが戦死者のために忠魂碑を建立する運動を始め、岡本梅林内に建立したが、除幕式で統制のある行動を取れなかったことに団体行動を取れる人材育成の必要性を痛感し、在郷軍人会を設立したという。在郷軍人会の嚆矢といわれた。しかし会員になったものの会費納入者は少なく、徴収に苦労したという。同三十九年相続し善太郎を襲名。同四十五年深江区長に当選、大正二年（一九一三）本庄村村会議員に当選、昭和四年（一九二九）四月に村会議員の任期が満了となり、同年六月村長に就任。同八年再選、同十二年三選。在任中昭和十一年、三市二町一一カ村と阪神上水道市町村組合を設立したほか本庄小学校を鉄筋コンクリート三階建てにする。室戸台風や阪神大水害からの復興、工場も誘致した。昭和二十年に隠居、九月三十日死去。子孫は芦屋市、松井美子さん。

十二代　岡田茂左衛門

（昭和十六年六月～二十年六月）

岡　田　茂左衛門
（岡田よし子さん所蔵）

明治五年（一八七二）二月二十二日生まれ。神津村桑津（現、伊丹市）の林家の四男。初名は正市といい岡田正蔵の長女ゑいと結婚して、明治二十二年東岡田家を創立。明治四十三年に村会議員に当選、以来三選された。大正十年宗家嗣子徳三郎が死去したため宗家に入り昭和九年、岡田正蔵から家督を相続し茂左衛門を襲名した。深江区画整理組合の組合長などを歴任、太平洋戦争の開戦の年に村長となり、国家総動員体制のもと、隣保制度の整備や物資配給の実施、出征軍人の家族支援に力を注いだ。川西航空機甲南工場の操業では資材不足のなか、上水道の整備に苦心した。戦時中、村立幼稚園や村立診療所も建設。村役場で空襲にも見舞われた。昭和二十四年十月二日死去。

十三代　岩谷省三

（昭和二十年六月～二十一年十二月）

岩　谷　省　三
（桝田房枝さん所蔵）

明治二十五年（一八九二）十一月二十三日生まれ。御影師範学校卒業。大石小学校など神戸・阪神間で教鞭を取り、甲東小学校校長を経て昭和四年（一九二九）修身担当の訓導兼校長として本庄小学校に赴任。同十六年精道小学校校長となり、同十八年本庄村助役を経て昭和二十年村長。助役時代、女性が軍需工場の労働力として徴発されたため戦時保育

所を発案、昭和二十年開設。戦後復興も岩谷村長の発案で村独自計画に着手したが政府が戦災復興を法制化したため村独自案は中止。戦後公職追放となり退職した。歴史にも造詣が深く、深江の文化交流団体「深交くらぶ」を昭和二十一年十月に結成した際には発会式の記念講演会講師に招かれ「阪神沿線の文化の沿革」と題して講演した（『深交くらぶ』30周年記念号。なお同誌掲載の一瀬勇夫氏の回想録には、岩谷元村長はこの講演会中に倒れ不帰の客となったとあるが、記憶違いと思われる）。本庄村の合併論議が本格化するなか、昭和二十二年九月、芦屋市との合併問題を研究する阪神西部六ヶ市町村合併調査委員会の調査事務局長を委嘱され、精力的に資料を収集したが、神戸市からの働きかけもあり六市町村の合併の機運は盛り上がらなかった。昭和二十三年十月八日夜、深江で講演会中に倒れ、翌九日死去。人格の高潔さは折り紙付きで慕う児童が多かった（本庄小学校昭和13年卒同窓会『ぶんしゅう』）。死後教え子たちが遺徳を偲んで本庄墓地に墓碑を建立した。子孫は川西市、岩谷邦夫氏。

十三代 村長の代理　太田垣正雄

（昭和二十一年十二月―同二十二年四月）

太田垣　正　雄
（太田垣正雄氏提供）

明治四十二年（一九〇九）六月二十一日生まれ。但馬の出身で昭和十三年まで短期間本庄村役場に勤め退職したが、昭和十六年六月再び採用され主事。庶務課長、水道課長兼務などをへて昭和二十一年十二月助役。岩谷村長が同月公職追放になった後、村長代理。戦時中は工場進出に伴う水道確保に苦労した。戦後復興のため起債などに奔走。合併まで助役で、東灘区役所本庄出張所長、市立勤労会館館長を歴任、昭和四十年に定年退職。その後は神戸東冷蔵常務取締役、六甲有馬ロープウエー総務部長、太洋化工常務取締役を経て、財産区管理会会長。平成十九年七月九日死去。子孫は深江本町、太田垣尚士氏。

十四代　永井庄左衛門

（昭和二十二年四月～二十五年十月）

永　井　庄左衛門
（青木綾子さん所蔵）

深江で代々農業を営む地主の家柄。明治初期の庄左衛門は深江村戸長などを歴任した。村長となる庄左衛門は明治二十四年（一八九一）十月五日、庄左衛門（豊太郎）の三男として生まれる。初名は卯一郎。大正十四年（一九二五）二月家督相続し庄左衛門を襲名した。昭和四年（一九二九）村会議員初当選以来、同八年・同十二年・同十七年に連続当選。戦前・戦後を通して深江区長や深江地区町内会連合会長なども歴任した。戦後の最初で最後の公選村長に無投票で選ばれた。昭和二十五年十月、財産区協議会の顧問相談役に就任している。昭和五十一年五月十六日死去。子孫は深江本町、永井幸雄氏。

本庄とその周辺をもっと知るための本

【自治体史】

本庄村史編纂委員会『本庄村史』資料編第一巻―三巻、神戸深江生活文化史料館、一九八五、一九八七、一九九一

本庄村史編纂委員会『本庄村史』地理編・民俗編、二〇〇四

兵庫県史編集専門委員会『兵庫県史』一九七四―九八

兵庫県史編集委員会『兵庫県百年史』兵庫県、一九六七

神戸市『神戸市史』一輯～三輯、一九二一―六八

新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史』一九八九―

尼崎市史編集専門委員会『尼崎市史』一九六六―八八

西宮市史編集専門委員会『西宮市史』一九五九―六七

芦屋市史編集委員会『新修芦屋市史』一九七一―八六

芦屋市史編集委員会『芦屋市史』一九五三―五七

宝塚市史編集専門委員会『宝塚市史』一九七五―八一

伊丹市史編纂専門委員会『伊丹市史』一九六八―七三

武庫郡教育会『武庫郡誌』一九二一

本山村誌編纂委員会『本山村誌』一九五三

魚崎町誌編纂委員会『魚崎町誌』一九五七

谷田盛太郎『住吉村誌』一九四六

住吉学園『続住吉村誌』一九七二

玉木敬太郎『御影町誌』一九三六

【考古学の文献】（図および写真の出典は、明示したので割愛）

浅岡俊夫「鷹尾城」『日本城郭大系』第一二巻、大阪・兵庫、新人物往来社、一九八一

足利健亮「山陽道の歴史地理的考察」『山陽道（西国街道）』歴史の道調査報告書第二集、兵庫県教育委員会、一九九二

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第一二集、一九八〇

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第一六集、一九八六

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第二四集、一九九三

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第二五集、一九九四

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第二七集、一九九六

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第三一集、一九九八

芦屋市教育委員会「現地説明会ノート　芦屋廃寺跡（第六二地点）発掘調査」一九九九

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第四〇集、二〇〇一

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第三八集、二〇〇二

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第四八集、二〇〇三

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第五〇集、二〇〇四

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第五二集、二〇〇四

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第六〇集、二〇〇五

芦屋市教育委員会『芦屋市文化財調査報告』第六四集、二〇〇六

芦屋市役所一九七一『新修芦屋市史』本篇

阿部嗣治「津知遺跡の発掘調査（一）（二）」『のじぎく文化財たより』第一七号、第一八号、淡神文化財協会、一九九三

石田善人・今谷明ほか「海と陸から見た兵庫の原像―ひょうご二〇〇

○年文化シンポジウム―」日本アイ・ビー・エム株式会社、一九八五
稲田孝司『遊動する狩人たち』先史日本を復元する一、岩波書店、二〇〇一
今里幾次「山陽道播磨国の瓦葺駅家」『兵庫県の歴史』第一二号、兵庫県史編纂室、一九七四
奥村探古「摂津国武庫郡おとめ塚」『考古学会雑誌』第一巻六号、一八九七
落合重信『埋もれた神戸の歴史』神戸史学会出版部、一九七七
落合重信『増訂 神戸の歴史―古代から近代まで―』通史編、後藤書店、一九八九
片岡肇編『神戸市東灘区 本庄町遺跡』財団法人古代学協会、一九八五
加藤謙吉「猪名県に関する二、三の問題」『古代天皇制と社会構造』校倉書房、一九八〇
加藤謙吉『大和政権と古代氏族』吉川弘文館、一九九一
喜谷美宣「第六章 旧石器・縄文時代」「第七章 弥生時代」「第八章 古墳時代」『新修神戸市史』歴史編Ⅰ、神戸市、一九八九
口野博史「神戸市域の中世墓」『歴史と神戸』第三六巻三号、神戸史学会、一九九七
紅野芳雄「考古小録」西宮史談会、一九四〇
神戸市教育委員会『神戸市埋蔵文化財調査年報 平成八年度』二〇〇〇
神戸市教育委員会『深江北町遺跡第九次埋蔵文化財発掘調査報告書』二〇〇二
神戸市教育委員会文化財課・神戸市立博物館「第九章 神戸の遺跡」『新修神戸市史』歴史編Ⅰ、神戸市、一九八九
須藤宏「深江北町遺跡 第八次調査」『神戸市埋蔵文化財調査年報 平成十一年度』神戸市教育委員会、二〇〇二
田岡香逸「式内大国主西神社考」『日本上古史研究』第六六号、日本上古史研究会、一九六二
高橋美久二「古代の山陽道」「古代山陽道の駅家」『山陽道（西国街道）』兵庫県教育委員会、一九九二
高橋美久二「山陽道の駅と駅路」『古代交通の考古地理』大明堂、一九九五
辻康男「若宮遺跡とその周辺」『芦屋市文化財調査報告』第三八集 芦屋市教育委員会、二〇〇二
堤隆『黒曜石 三万年の旅』ＮＨＫブックス、日本放送出版協会、二〇〇四
寺前直人「弥生時代開始期における磨製石斧の変遷」『古文化談叢』第四六集、九州古文化研究会
春成秀爾「明石人問題」『旧石器考古学』第二九号、一九八四
春成秀爾ほか『国立歴史民俗博物館研究報告』第一三集、一九八七
春成秀爾『「明石原人」とは何であったか』ＮＨＫブックス、日本放送出版協会、一九九四
パリノ・サーヴェイ株式会社（辻本裕也・田中義文・辻康男）「付章 第二節 六条遺跡の自然科学分析」『芦屋市文化財調査報告書』第四一集、二〇〇二
福永伸哉「古墳時代の首長系譜変動と墳墓要素の変化」『古墳時代首長系譜変動パターンの比較研究』平成八年度～一〇年度科学研究費

補助金（基盤B・一般2）成果報告書、大阪大学、一九九九
兵庫県教育委員会『神戸市東灘区 深江北町遺跡』一九八八
藤岡謙二郎「小字名と地形の検討からする『延喜式』の諸駅及び交通路の歴史地理学的研究」『都市と交通路の歴史地理学的研究』大明堂、一九六七
藤川祐作「摂津大阪城（六）―芦屋山中の採石場―」『城と陣屋』第六五号、日本古城友の会、一九七二
藤川祐作「採石場としての岩ヶ平」『芦屋市文化財調査報告』第一一集、芦屋市教育委員会、一九七九
藤川祐作「奥山刻印群」『芦屋市文化財調査報告』第一二集、芦屋市教育委員会、一九八〇
藤川祐作「六甲山系の徳川大坂城採石場と積み出し地―芦屋市呉川町発見の新資料を中心に―」『歴史と神戸』第三〇巻五号、神戸史学会、一九九一
古川久雄「奥山刻印群K地区における毛利氏所用刻印の分布と意義」『芦屋市文化財調査報告』第二一集、芦屋市教育委員会、一九九八
古川久雄「中世鷹尾城と高座川、そして東川用水」『芦屋市文化財調査報告』第三五集、芦屋市教育委員会、一九九九
古川久雄「岩ヶ平刻印群における採石大名と採石領域」『芦屋市文化財調査報告』第四四集、芦屋市教育委員会、二〇〇三
増田富士雄「北青木遺跡の海浜堆積物」『北青木遺跡発掘調査報告書第三次調査』神戸市教育委員会、二〇〇三
松井章・宮路淳子「若宮遺跡第三四地点出土の動物遺存体」『芦屋市文化財調査報告』第三八集、芦屋市教育委員会、二〇〇二
三舟隆之「大化元年の造寺援助策」『日本歴史』六二九号、二〇〇〇
村川行弘『大阪城と芦屋』芦屋市教育委員会、一九六二
村川行弘『大阪城の謎』学生社、一九七〇、増補版二〇〇二
村川行弘『芦屋廃寺址』芦屋市教育委員会、一九七〇
村川行弘「親王塚・親王寺所蔵遺物の再検討」『考古学雑誌』第六五巻第三号、日本考古学会、一九七九
村川行弘・石野博信・森岡秀人『増補 会下山遺跡』明新社、一九八五
森内秀造「考察二 『荒田郡』銘硯と大田町遺跡について」『神戸市須磨区大田町遺跡発掘調査報告書』兵庫県教育委員会、一九九三
森岡秀人「古墳時代の芦屋地方（下）―近年の遺跡調査をふりかえって―」『兵庫県の歴史』第二四号、兵庫県史編纂室、一九八八
森岡秀人「摂津における土器交流拠点とその性格―真正弥生時代と庄内式期を比較して―」『庄内式土器研究』ＸＸＩ、庄内式土器研究会、一九九九
森岡秀人「摂津国菟原郡葦屋郷・賀美郷考証覚書」『考古学論集』五、考古学を学ぶ会、二〇〇一
森岡秀人「摂津・八十塚古墳群と菟原郡葦屋郷・賀美郷周辺の古代史」『八十塚古墳群の研究』関西大学文学部考古学研究第七冊、関西大学考古学研究室、二〇〇二
森岡秀人「芦屋市津知地区の歴史・地理要説と津知遺跡」『芦屋市文化財調査報告』第五五集、芦屋市教育委員会、二〇〇四
森岡秀人「葦屋駅家と古代山陽道路線諸説をめぐっての一試考」『考古学論究―小笠原好彦先生退任記念論集―』二〇〇七

森岡秀人・古川久雄「芦屋市立美術博物館野外歴史資料展示における近世考古資料の一例—兵庫県芦屋市呉川町出土の大坂城再築関係石材について」『阡陵』関西大学、一九九二
矢野健一「押型紋土器に関する考察」『神戸市東灘区 西岡本遺跡』六甲山麓遺跡調査会、二〇〇一
吉井良尚『兎原地方郷土史雑話』一九七一
吉田東伍「武庫郡宿川」「葦屋郷」『大日本地名辞書』冨山房、一九〇〇
吉本昌弘「摂津国八部、菟原両郡の古代山陽道と条里制」『人文地理』第三三巻四号、人文地理学会、一九八一
六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区 西岡本遺跡』二〇〇一
六甲山麓遺跡調査会『神戸市東灘区本山中野遺跡—道路状遺構の調査—』一九九五

【古代史の文献】

足利健亮『日本古代地理研究』大明堂、一九八五
芦屋市教育委員会編『現地説明会ノート 芦屋廃寺跡（第六二地点）発掘調査』一九九九
池辺弥『和名類聚抄郡郷里駅名考証』吉川弘文館、一九八一
石母田正『日本古代国家論 第一部』岩波書店、一九七三
井上智勝『近世の神社と朝廷権威』吉川弘文館、二〇〇七
今津勝紀「日本古代の村落と地域社会」『考古学研究』第五〇巻三号、二〇〇三
岡田精司『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇
岡田精司「記紀神話の成立」岩波講座『日本の歴史』第二巻、一九七五
岡田精司『神社の古代史』大阪書籍、一九八五a
岡田精司「古代の難波と住吉の神」林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五b
岡田精司「近代の式内社 —その創出の実態—」三重大学歴史研究会編『ふびと』第四五号、一九九三
小倉学『信仰と民俗』岩崎美術社、一九八二
落合重信『神戸の歴史 通史篇』後藤書店、一九八九
影山輝國「漢代における災異と政治—宰相の災異責任を中心に—」『史学雑誌』第九〇巻八号、一九八一
鎌田元一『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一
川崎晃稔「海亀の民俗」大林太良編『海と列島文化』第五巻、小学館、一九九〇
岸俊男『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八
金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、一九八五
金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三
金田章裕『古地図からみた古代日本』中公新書、一九九九
日下雅義『古代景観の復原』中央公論社、一九九一
黒田龍二「神社と神社建築をどうみるか」朝日百科・日本の国宝別冊『国宝と歴史の旅四（神社 建築と祭り）』朝日新聞社、二〇〇〇
神戸市教育委員会編『神戸の史跡』神戸新聞出版センター、一九七五
神戸市教育委員会文化財課『深江北町遺跡 第九次 埋蔵文化財発掘調査報告書』二〇〇二
神戸市教育委員会文化財課『平成十五年度 神戸市埋蔵文化財年報』

二〇〇六
国立天文台編『理科年表』丸善株式会社、二〇〇一
古代交通研究会編『日本古代道路事典』八木書店、二〇〇四
坂江渉「古代国家と農民規範」『神戸大学史学年報』第一二号、一九九七
坂江渉「古代国家の交通とミナトの神祭り」『神戸大学史学年報』第一八号、二〇〇三
坂江渉『風土記からみる古代の播磨』神戸新聞総合出版センター、二〇〇七a
坂江渉「古代の海洋信仰と大阪湾・播磨灘のウミガメ」『兵庫のしおり』第九号、二〇〇七b
栄原永遠男『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二
栄原永遠男『日本古代銭貨流通史の研究』塙書房、一九九三
坂本太郎『『住吉大社神代記』について」『坂本太郎著作集』第四巻　吉川弘文館、一九八八、論文初出は一九七二
鷺森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房、二〇〇一
桜井治男『蘇るムラの神々』大明堂、一九九二
笹川進二郎「凡河内直氏の成立について」『立命館史学』第五〇九号、一九八八
寒川旭『地震考古学』中公新書、一九九二
薗田香融「畿内の調」有坂隆道先生古稀記念会編『日本文化史論集』同朋舎出版、一九九一
高橋学「地震災害と平野の古環境」歴史資料保全情報ネットワーク編『歴史と文化をいかす街づくりシンポジウム記録集』一九九五
高橋美久二『古代交通の考古地理』大明堂、一九九五
武田佐知子「古代における道と国家」『ヒストリア』第一二五号、一九八九
武部健一「日本幹線道路網の史的変遷と特質」『土木学会論文集』第三五九号、一九八五
田中卓「古代・河内国の範囲について」『古代文化』第一一号、一九五八
谷川健一「海彼の来訪者」『海と列島文化』別巻、小学館、一九九三
土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』岩波書店、一九六五
土橋寛『日本語に探る古代信仰』中公新書、一九九〇
寺田匡宏「近世中後期、西摂地域の人口と社会」『ヒストリア』第一七三号、二〇〇一
寺脇弘光『兵庫県地震災害史』神戸新聞総合出版センター、一九九九
直木孝次郎『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八
直木孝次郎「摂津国の成立」同『日本古代の氏族と国家』吉川弘文館、二〇〇五、初出は二〇〇二
長山泰孝「六国史にみえる地震記事」『帝塚山学術論集』二、一九九五
成沢光『政治のことば』平凡社、一九八四
西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七
西本泰『住吉大社』学生社、一九七七
仁藤敦『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八
野本寛一『生態民俗学序説』白水社、一九八七
ブルース・バートン『日本の「境界」　前近代の国家・民族・文化』青木書店、二〇〇〇

萩原尊禮『古地震』東京大学出版会、一九八九
萩原龍夫『中世祭祀組織の研究　増補版』吉川弘文館、一九七五
早川庄八『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇
原田信男「食事の体系と共食・饗宴」『日本の社会史』第八巻、岩波書店、一九八七
兵庫県教育委員会編『三条九ノ坪遺跡』一九九七
松田時彦『活断層』岩波新書、一九九五
森公章『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八
森浩一「潟と港を発掘する」大林太良編『日本の古代』第三巻、中央公論社、一九八六
安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書、一九七九
柳田国男『妹の力』創元社、一九四〇、ちくま文庫版『柳田国男全集』第一一巻、一九九〇に所収。
吉田晶『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三
吉田晶『古代の難波』教育社、一九八二
吉本昌弘「摂津国八部、菟原両郡の古代山陽道と条里制」『人文地理』第三三巻四号、一九八一
渡辺昭五『歌垣の研究』三弥井書店、一九八一

【中世史の文献】

芦屋市教育委員会『金津山古墳（第11地点）（前方部西半域の周濠）埋蔵文化財発掘調査実績報告書―震災復興調査』二〇〇〇
足利健亮「清盛時代の大輪田泊と福原、和田京」歴史資料ネットワーク編『歴史のなかの神戸と平家』神戸新聞総合出版センター、一九九九
熱田公「摂津国人と応仁の乱」『兵庫県の歴史』第三一号、一九九五
石井進「荘園の領有体系」『講座日本歴史2　荘園の成立と領有』吉川弘文館、一九九一
今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五
今谷明『戦国三好一族』新人物往来社、一九八五、のち洋泉社新書、二〇〇七
今谷明『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六
今谷明「文安の土一揆拾遺―『押小路文書』所収『康富記』断簡について―」『室町時代政治史論』塙書房、二〇〇〇
上横手雅敬『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一
川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』講談社選書メチエ、一九九六
川端新『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇
久留島典子『一揆と戦国大名』日本の歴史13、講談社、二〇〇一
坂本賞三『荘園制成立と王朝国家』塙書房、一九八五
佐藤進一『南北朝の動乱』中央公論新社、二〇〇五
下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続きについて」『史学研究』第一四八号、一九八〇
末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二
鈴木武「神戸の石造美術　東灘編」『歴史考古学』第三三号、一九九三
高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四
高橋秀樹「院政期貴族の祖先祭祀空間」『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六

高橋昌明「福原の夢　清盛と対外貿易」前掲『歴史のなかの神戸と平家』一九九九
高橋昌明「福原遷都をめぐる政治―治承2年（1178）から同4年8月末まで―」『歴史学研究』第八一六号、二〇〇六
田辺眞人「魚屋道の往来」『歴史と神戸』第二〇巻五号、一九八一
戸田芳実『中右記　躍動する院政時代の群像』そしえて、一九七九
藤田明良「鎌倉後期の大阪湾岸―治天の君と関所―」『ヒストリア』第一六二号、一九九八
藤田明良「清盛塚石塔と鎌倉時代の兵庫津」前掲『歴史のなかの神戸と平家』一九九九
村井章介「一三―一四世紀の日本―京都・鎌倉」『岩波講座日本通史』第八巻、岩波書店、一九九四
元木泰雄『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六
元木泰雄『藤原忠実』吉川弘文館、二〇〇〇
森田竜雄「『関屋町』と中世の港湾管理」前掲『歴史のなかの神戸と平家』一九九九
若林泰『灘・神戸地方史の研究』若林泰氏を偲ぶ会、一九八七

【近世史の文献】

朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房、一九六七
芦屋市教育委員会『徳川大坂城東六甲採石場Ⅲ　岩ヶ平刻印群（第12次）発掘調査報告書』二〇〇三
芦屋市教育委員会『徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ　岩ヶ平刻印群　発掘調査報告書』二〇〇六
熱田公『天下一統』集英社、一九九二
荒木三郎兵衛『藩札』一九六五―六六
今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』有斐閣、一九五五
石川道子「西摂の三度飛脚」『歴史と神戸』第三〇巻五号、一九九一
石川道子「京都明暗寺の虚無僧と村々のかかわり」『地域史研究』第二四巻二号、一九九四
梅渓昇『緒方洪庵と適塾』大阪大学出版会、一九九六
大国正美「天正十七年の芦屋川水論について」『生活文化史』第一四号、一九八九
大国正美「近世前期の尼崎藩浦条目と幕府法」『地域史研究』第二三巻一号、一九九二
大国正美「水と闘い水と生きた村の歴史」『市史研究紀要たからづか』第九号、一九九二
大国正美「近世初期の城普請における採石」『蘆樋』第六五号、一九九二
大国正美「近世中後期の水害と幕府の政策」『生活文化史』第一八号、一九九三
大国正美「十七世紀前半の兵庫津支配と町人」『神戸の歴史』第二四号、一九九四
大国正美「西摂海上積み荷争論と尼崎藩大坂留守居」『地域史研究』第二七巻三号、一九九八
大国正美「江戸積みと地元消費の酒産地」『生活文化史』第二四号、一九九八
大国正美「古記録にみる近世初頭の被災と復興」『歴史のなかの神戸と平家』神戸新聞総合出版センター、一九九九

大国正美「北村の菜種の生産と販売」『地域研究いたみ』第三二号、二〇〇三
落合重信「花熊城と一向一揆」『神戸の歴史　研究編』後藤書店、一九八〇
金指正三『近世海難救助制度の研究』吉川弘文館、一九六八
川村忠『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院、一九八四
川村忠『国絵図』吉川弘文館、一九九〇
黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見（一）」『歴史地理』第九三巻二号、一九七七
神戸市市民局『徳川道　西国往還付替道』一九七八
河野未央「近世初期における摂津国沿岸地域秩序の形成」『神戸大学史学年報』第二一号、二〇〇六
河野未央「一八世紀における西摂沿海地域と浦役負担」『地域史研究』第三六巻一号、二〇〇六
神戸税務監督局『灘酒沿革誌』一九〇七
神戸大学文学部地域連携センター『篠原の昔と今』二〇〇六
作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』未来社、一九八一
高木昭作「幕藩初期の国奉行制」「幕藩初期の身分と国役」『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇、初出は一九七六
田中敦「尼崎藩の領界碑」『地域史研究』第三六巻二号、二〇〇七
田辺眞人「魚屋道の往来」『歴史と神戸』第二〇巻五号、一九八一
永井久美男「藩札と私札の版木考」『兵庫紙幣史の研究』第九号、一九八八
永井久美男「西宮銀札の『甲子』押懸け印」『地域史研究』第三一巻二号、二〇〇一
永井久美男「兵庫の古紙幣について」たつの市立龍野歴史文化資料館『お金』二〇〇五
中村光夫「万治二年下坂部村あて青山幸利触れ書について」『地域史研究』第五巻三号、一九七六
日本銀行調査局『図録　日本の貨幣』第二巻、一九七三
のびしょうじ「村方非人番の成立」『地域史研究』第一六巻三号、一九八七。のち成果を踏まえて臼井寿光『兵庫の部落史』第三巻（神戸新聞総合出版センター、一九九一）として刊行。
藤井重夫「〝加藤肥後守石場〟の刻印石」『蘆樋』第六三号、一九九一
藤川祐作「奥山刻印群」芦屋市教育委員会『芦屋市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』一九八〇
藤川祐作「『武庫郡誌』にみられる大坂城石材についての再検討」『歴史研究手帖』第二号、一九八八
藤川祐作「六甲山系の徳川大坂城採石場と積み出し地」『歴史と神戸』第三〇巻五号、一九九一
藤川祐作・重川忠洋・望月浩『芦屋墓苑整備拡張に係る埋蔵文化財調査実績報告』一九九二
藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五
古川久雄「岩ヶ平刻印群における池田家筆頭家老人名刻印の発見」『蘆樋』第六五号、一九九二
細川道草『芦屋郷土誌』芦屋史談会、一九六三
堀内泠「西宮医人伝（2）」『西宮医師会誌』第四号、一九六七
堀内泠「深山玄碩」『西宮文化』第二五号、一九九一

松尾寿「寛政期畿内幕領における贈収賄とその処罰」朝尾直弘教授退官記念会『日本社会の史的特質』近世・近代、思文閣、一九九五
松本順司『原老柳の生涯—幕末大坂の名医』創元社、二〇〇二
松本端「大阪市種痘歴史」有坂隆道・古西義麿・浅井允晶編『日本の洋学Ⅱ』清文堂出版、一九九四
八木哲浩「近世の宿駅争論」『近代』第七号、一九五四
山崎幸恵「享保渡来象の馳走について」『地域史研究』第二九巻三号、二〇〇〇
山下幸子「天明八年御巡見様御通行御用之留帳」『地域史研究』第一巻二・三号、一九七一、一九七二
山下幸子「享保の象行列」『地域史研究』第二巻二号、一九七二
柚木学『近世灘酒経済史』ミネルヴァ書房、一九六五
柚木学『近世海運史の研究』法政大学出版局、一九七九
吉井良秀『武庫の川千鳥』一九二一
若林泰氏を偲ぶ会『図録　兵庫の古紙幣』一九九一
和田秀寿「芦屋における用水路Ⅰ」『芦の芽』第三五号、一九八二

【近現代史の文献】

有田弘「神戸の財産区」『神戸の歴史』第九号、一九八四
磯辺広好『おうぎのあゆみ』青木財産区管理会、一九七二
柏原正民「西摂新報と灘の素麺」『歴史研究手帖』第二五号、一九九四
木津力松『阪神地方農民運動史』耕文社、二〇〇一
神戸市『神戸市水害誌』一九三九
神戸市都市計画局『戦後復興　都市改造から環境改善まで』一九七五
篠田雀『自治団体之沿革』東京都民新聞社、一九三二
富谷益蔵『兵庫県官民肖像録』博進社、一九一八
原田健『東灘区25年』東灘区役所、一九七六
東灘復興記念事業委員会『区制50周年記念誌東灘のあゆみ』二〇〇〇
兵庫県『復興誌』一九五〇
兵庫県『兵庫県郡役所事績録』一九二七
兵庫県選挙管理委員会『兵庫県選挙大鑑』一九五二
前田徳蔵『兵庫県議員総覧』盛弘社、一九三八
道谷卓『うはらの歴史発見』東灘区役所ほか、二〇〇〇
渡辺洋三編著『入会と財産区』所収の黒木三郎「財産区の概況」、勁草書房、一九七四

【建築史の文献】

岡田茂義『昔を偲んで　深江の心象風景』一九九八
川島智生「旧小寺家別荘」『醸界春秋』第五一号、一九九八
川島智生「大正昭和戦前期の大都市近郊町村における鉄筋コンクリート造小学校建築と民間建築家の関連」『日本建築学会計画系論文報告集』第五一五号、一九九九
神戸市立本庄小学校『本庄のうつりかわり』二〇〇〇
坂本勝比古「郊外住宅地の形成」『阪神間モダニズム』淡交社、一九九七
西村豪『本庄村・新聞切り抜き帖』私家版
堀勇良『日本の美術四四七　外国人建築家の系譜』至文堂、二〇〇三
山形政昭「芦屋『文化村』の記」『大阪芸術大学紀要〈芸術〉六』一九八三

再出発を期して

大国正美

一九四二年以来、続けてきた本庄村史編纂が、六五年ぶりに一応の完成を見た。財産区管理会による編纂再開からでも二十九年の歳月が流れた。永らくお待たせした方々に深いお詫びと、それでも惜しみない協力をしていただいた方々に、厚い感謝の意を表したい。二〇〇三年刊行の『本庄村史』地理編・民俗編に、村史編纂を再開した当時の深江財産区管理会会長・太田垣正雄さんが、一九四二年からの経緯を記しており、ここでは主に再開後の調査や編纂委員の異動について報告したい。

一九七九年に財産区管理会会長に就任した太田垣さんは委員と図り村史編纂再開を決定、当時県立御影高校教諭だった田辺眞人さん（現、園田学園女子大学教授）に編纂を委嘱した。田辺さんは深江で代々医師を営む深山家の資料を一括して提供を受け、御影高校や前任の県立芦屋高校の生徒たちと資料整理を行った。また最初に編纂を委嘱された松田直一さん宅に当時筆写した資料があり、それをコピーし「藩政・行政」「教育」「神楽講」「漁業訴訟」などテーマ別に再編集した。

私が史料館に関わったのは一九八三年からで、この整理と筆写作業が終了したころだった。編纂を任された私は、通史を出す前にまず資料編からと、田辺さんや太田垣さんたちが整理した筆写史料やかつての『新修芦屋市史』編纂で収集した写真版史料に解説を施して、一九八五年、八七年、九一年に『本庄村史』資料編一～三を発刊した。

度重なる災害や人口流動の激しさで原文書はもうないといわれたが、調査を進めると深江の酒造家永田健氏文書、深江の大庄屋文書の永井正治氏文書、青木の中田房次郎氏文書、森の大仁四郎左衛門家文書（大仁勲氏所蔵）、旧中野村文書と呼ばれた芝切義寛氏文書、小路の辻雅三氏文書、北畑の財産区有文書など意外に多くの史料が残っていた。なかでも魚崎八幡神社文書の再発見は興奮した。酒造史研究の第一人者、柚木学関西学院大学名誉教授が部分的に利用した史料が神社の倉庫で朽ちかけた長持ちに詰まったまま、未整理で眠っていた。文書は湿って癒着が始まり、あと数年遅ければ、利用不能の文書が多く出ていた。分量も多く新修神戸市史編集室の木南弘さんに助けを求め共同で目録を作成した。また魚崎の酒造家・松尾仁兵衛氏文書は、阪神・淡路大震災で被災したが、調査が縁になって電話を入れ、瓦礫とともに撤去される直前に救出された。

調査対象の史料は膨大で、田辺さんの教え子で史料館主事だった吉川永子さんの実父で芦屋市水道局を退職した渡部壽さんに応援を願った。渡部さんは、独学でくずし字を学び、本庄村史に関わる史料を選んでコピーして解読を進めてくれた。

精査しなければならない史料は少なくなかったが財産区管理会としては通史編の編纂を進めることを望んだため、一九八九

年十二月に本庄村史編纂委員会を組織した。発足当時のメンバーは地理＝田中眞吾、考古学＝森岡秀人・藤川祐作、古代＝吉本昌弘、中世＝西谷地晴美、近世＝横田冬彦・大国正美・石川道子・永井久美男、明治＝奥村弘、大正昭和＝尾崎耕司、民俗＝望月浩・望月友二・道谷卓・下久保恵子・伊東玲子、財産区管理会から太田垣正雄・志井正夫の各氏で構成した。委員長には戸田芳実神戸大学教授を招いた。しかしスタートしてまもなく、戸田教授が突然他界。委員長不在のなかで、人文地理に久武哲也、神戸商船大学史に杉浦昭典、戦災に佐々木和子、漁業史で洲脇一郎、民俗は三枝芳美、武井百合子の各氏が加わった。また不慮の事故で古代の吉本さんが辞退、坂江渉さんに交替した。

しかし一九九五年には阪神・淡路大震災に見舞われ、史料館も被災。編纂より復旧が優先された。また戸田教授亡き後、頼りにしていた横田さんも神戸大学から京都橘大学に、西谷地さんも奈良女子大学に移り、兵庫県から離れた。

震災の深い傷跡を前に、編纂は中止と思われた。しかしそれでも地元の熱意は変わらなかった。そこで歴史編では中世に栗山圭子、市澤哲、森田竜雄、家塚智子、建築編で西村豪、川島智生の各氏に加わってもらい、体制を強化した。

このように次々とメンバーを増やしたのは、編纂が長期化して執筆者の環境が変わり、執筆が困難になった人が相次いだこと、また同時に調査を重ねるなかで従来の構成では不十分なことが明らかになり、新たな執筆者を確保したことによる。

民俗の方は水口千里さんが史料館員に加わり原稿がそろったこと、当初より分量が増えて一冊に収めるのは困難になったため、二〇〇三年に地理編・民俗編を優先することに変更した。

歴史編の最後は村長や村会議員の調査に力を入れた。太田垣さんが村長の調査を熱望されていたからである。子孫の消息の調査は意外に難航した。漠然と転出先を教えられ、電話帳で片っ端から電話したこともあった。その結果どうにか初代寺田市郎右衛門を除いて子孫を確認、写真や資料を提供いただいた。

地震でも編纂が中断しなかったのは、戦災で中断した苦い経験が人々によみがえり、「地震なんかに負けられない」との思いが募ったのだろう。歴史編纂は過去を振り返るためではなく、新しい未来を切り開くためにある。被災の絶望の中でも歴史編纂を断念しなかった地元の思いに、歴史編纂の重みを痛感する。

太田垣さん、志井さん、久武さんをはじめ鬼籍に入られた方も少なくない。申し訳ないと思う。一方歴史を語り継ぐのは永遠の作業で、短期間に終了してしまうものではないとも思う。

なお最後に田中印刷出版株式会社の岡田光生さんと田中民郎さんには長年にわたりお世話になった。お二人の的確な助言と支援がなければ、刊行はさらに遅れていた。厚く御礼申し上げる。

一応の完成を見たとはいえ、不十分なところが目に付く。発行日の二月二十一日は神戸深江生活文化史料室の二十七回目の開室記念日。再出発を誓って、刊行の経過報告としたい。

二〇〇八年一月

財産区管理会役員

就任～退任（死去・転居含む）

就任日は神戸市への届出記録を基本とした。ただし設立直後や死去・転出など、神戸市に記録がない場合は地元資料で補い注記した。なお会長・副会長・会計は七人の委員の互選で選ぶため、委員任期にこれらの役職期間を含めた。ただし同一役職しかつかなかった委員の委員任期は省略した。会計監事は二名以上で委員と兼務できないので、委員の任期から除いた。

深江財産区

【会長】

平井　冨士夫　昭和44・4・1～同45・4・15
飯田　敏夫　昭和45・4・16～同54・3・28
太田垣正雄　昭和54・3・29～平成2・9・6
深山　健二　平成2・9・7～平成6・9・11
志井　保治　平成6・9・12～現在

【副会長】

柴田　次郎　昭和44・4・1～同45・4・15①
岡田　龍太郎　昭和45・4・16～同61・4・15②
志井　保治　昭和61・4・16～平成6・9・11
松尾　福夫　平成6・9・12～同14・4・15
納多　春雄　平成14・4・16～同16・2・4
飯田　信一　平成16・2・5～現在

①　神戸市には委員として届け。副会長は不明。
②　神戸市へは委員と届け。岡田氏の副会長届けは昭和53年4月16日から。

【会計】1名

志井　保治　昭和44・4・1～同45・4・15①
松尾　福夫　昭和45・4・16～平成6・9・11②
磯辺　信三　平成6・9・12～同15・8・11
飯田　信一　平成15・8・12～平成16・2・4
吉井　定雄　平成16・2・5～現在

①　神戸市へは委員として届け出で当時の会計は不明だが、地元資料で補った。
②　神戸市への届けは昭和53年4月16日からで当時の会計は不明だが、地元資料で補った。

【委員】4名

荒川　徹明　昭和44・4・1～同45・4・15
志井　保治　昭和44・4・1～同45・4・15①
　　昭和53・4・16～現在
柴田　次郎　昭和44・4・1～同45・4・15
納多　豊一　昭和44・4・1～同45・4・15
山本　清次郎　昭和45・4・16～同53・4・15
志井　正夫　昭和45・4・16～平成14・4・15
中尾　政治郎　昭和45・4・16～同57・4・15
深山　健二　昭和45・4・16～平成6・9・11
松尾　福夫　昭和45・4・16～平成14・4・15②
永井　一郎　昭和57・4・16～同61・4・15
磯辺　信三　昭和61・4・16～平成15・8・11
坂上　和三郎　昭和61・4・16～平成8・6・9
太田垣正雄　昭和54・3・28～同14・4・15
納多　春雄　平成7・1・6～同16・2・4
宮崎　善吉　平成8・6・10～同14・4・15
吉井　定雄　平成14・4・16～現在
飯田　信一　平成14・4・16～現在
大川　弘　平成14・4・16～現在
末吉　隆男　平成15・8・12～現在
深山　鉄平　平成14・4・16～現在
磯野　孝夫　平成17・6・1～現在

①　地元記録では会計担当。
②　地元記録では昭和45年から会計担当。

【会計監事】

永井庄左衛門　昭和44・4・1～同51・5・16①
太田垣正雄　昭和44・4・1～同54・3・28②
河合　宗次郎　昭和52・7・19～平成2・4・15
永井　一郎　昭和54・5・11～同57・4・15
納多　豊一　昭和57・4・16～同61・4・15
磯辺　信三　昭和59・2・16～同61・4・15
飯田　信一　昭和61・4・16～平成14・4・15
納多　春雄　昭和61・4・16～平成7・1・5
吉井　定雄　平成7・1・6～同14・4・15
末吉　隆男　平成14・4・16～同15・8・11
磯野　孝夫　平成15・8・12～同17・5・30
松尾　福夫　平成14・4・16～現在
志井　秀樹　平成17・6・1～現在

①　就任の神戸市への届けは昭和49年4月16日からでそれ以前は不明だが地元資料で補った。退任は死去。市に届けはなし。
②　就任は①に同じ。

青木財産区

【会長】

木村　甲辰　昭和45・5・12～同55・12・6①
植浦　藤太郎　昭和55・12・15②～同63・11・10③
森下　関松　昭和63・11・28～平成4・3・15④
海野　太二郎　平成4・5・13⑤～同11・5・10⑥
貝谷　央　平成11・5・11⑦～同17・12・5⑧
米谷　順一　平成18・5・12⑨～現在

① 辞任。地元記録による。
② 地元記録は12月8日。
③・④ 死去。地元記録による。
⑤ 地元記録は3月26日。
⑥・⑦ 地元記録は5月12日。
⑧ 地元記録による。
⑨ 地元記録は平成17年12月13日から。

【副会長】

海野　太二郎　昭和45・5・12①～平成4・3・26
　平成11・5・11②～同18・5・11③
貝谷　央　平成4・5・13④～同11・5・10⑤
梶井　正之　平成18・5・12⑥～現在

① 市への届けは昭和49年5月12日から。
② 地元記録は5月12日。
③ 地元記録による。
④ 地元記録では3月26日。
⑤ 地元記録は5月12日。
⑥ 市への届けは「未定」。

【会計】

磯邊　廣好　昭和45・5・12①～同50・3・22②
副会長兼任　昭和53・5・12③～平成18・5・11
阿部　正生　平成18・5・12～現在

① 地元記録による。神戸市への届け出は委員で、会計の届け出は昭和49年5月12日から。
② 死去。地元記録による。
③ 地元記録は昭和50年4月12日から。

【委員】

草加　徳次郎　昭和45・5・12～同48・12・9①
浜田　正吉　昭和45・5・12～同49・5・11
磯邊　廣好　昭和45・5・12～同50・3・22
山根　至　昭和45・5・12～同51・9・1②
森下　関松　昭和45・5・12～平成4・3・15
海野太二郎　昭和45・5・12～平成18年5・11
白野　嘉勝　昭和49・5・12～平成4・5・12
梶井　一正　昭和49・5・12～平成6・5・11
谷崎　敏夫　昭和52・5・18～同55・12・14
魚本　喜一　昭和52・5・18～平成3・1・31③
植浦　藤太郎　昭和55・12・15～同63・11・10
松下　隆之　昭和57・1・20④～平成10・12・20⑤
東野　新一　平成3・2・5⑥～同18・5・11
米谷　順一　平成3・2・5⑦～現在
貝谷　央　平成4・5・13～同18・5・11
伊藤　勝之　平成6・5・12～同18・5・11
松岡　常雄　平成6・5・12～現在
清田　国彦　平成12・1・1～現在
梶井　正之　平成18・5・12～現在
苗村　正弘　平成18・5・12～現在
西本　廣巳　平成18・5・12～現在

① 神戸市の記録になし。
② 死去。地元記録による。
③ 転出。地元記録による。
④ 地元資料では1月4日。
⑤ 死去。地元記録による。
⑥・⑦ 地元資料では2月1日。

【会計監事】

浜田　正吉　昭和49・5・12①～同53・5・11
草加徳次郎　昭和49・5・12②～同53・5・11
植浦　藤太郎　昭和53・5・12③～同55・12・14
貝谷　央　昭和53・5・12④～平成4・5・12⑤
谷崎　敏夫　昭和55・12・15～平成10・5・11
白野　嘉勝　平成4・5・13～同11・12・6⑥
塚本　貞夫　平成10・5・12～現在
海野　拓司　平成14・5・12～現在

① 地元資料では昭和49年5月11日委員退任とあるだけで会計監事就任の記録なし。
② 地元資料に委員を昭和48年12月9日退任とあるだけで会計監事就任の記録なし。
③ 地元資料に昭和45年5月12日から委員とあるが市に記録なし。また会計監事の在任期間は地元資料では不明。
④ 地元資料に昭和45年5月12日とあり。
⑤ 地元記録では3月26日。
⑥ 死去。

西青木財産区

【会長】

中田　信三郎	昭和46・11・7～平成2・4・22
副会長代行	平成2・4・23～同3・11・6
前田　一雄	平成3・11・7～現在

【副会長】

東野　新	昭和46・11・7～平成3・11・6
磯辺　豊	平成3・11・7～同15・11・6
中田　勘治郎	平成15・11・7～現在

【会計】

中田　源治	昭和46・11・7～同50・11・6
坂上　新太郎	昭和50・11・7～同54・11・6
前田　一雄	昭和54・11・7～平成3・11・6
岡田　吉直	平成3・11・6～同11・11・6
中田　明	平成11・11・7～現在

【委員】

藤原　肇	昭和46・11・7～同50・11・6
近藤　雅俊	平成3・11・7～平成14・10・30
中田　正一	昭和46・11・7～同50・11・6
寺田　繁樹	昭和46・11・7～平成3・4・22
橋本　甚太郎	昭和50・11・7～同54・11・6
藤川　千秋	昭和50・11・7～同54・11・6
坂上　新太郎	昭和50・11・7～同57・4・25
磯辺　豊	昭和50・11・7～平成15・11・6
中田　房次郎	昭和54・11・7～平成11・11・6
中田　勘治郎	昭和57・4・26～現在
国見　旻	平成3・4・23～同9・4・24
正垣　理清	平成9・4・25～同15・11・6
中田　忠	平成11・11・7～現在
高　興一郎	平成14・11・1～現在
青島　元次	平成15・11・7～現在
橋本　建生	平成15・11・7～現在

【会計監事】

前田　善男①	昭和46・11・7～同50・11・6
磯辺　豊②	昭和46・11・7～同50・11・6
藤原　肇	昭和50・11・7～同54・11・6
前田　晴三郎	昭和50・11・7～同57・4・25
中田　勘治郎	昭和54・11・7～同57・4・25
川北　良彦	昭和57・4・26～平成10・9・23
中田　賀一	昭和57・6・23～同58・6・22
岡田　吉直	昭和58・6・23～平成3・11・6
白野　茂	平成3・11・7～同7・11・6
寺田　四郎	平成7・11・7～同11・11・6
壽　徳重	平成10・9・24～現在
藤本　十三	平成15・11・7～現在

①・②　市の記録では不明。

＜個人協力者＞（敬称略）

青木　綾子	浅野　猪子	池田　直子	井上　勝博	今西　春禎	海野太二郎
海野　拓司	衛藤　彩子	太田　実則	太田精一郎	太田垣正雄	岡田　茂義
岡田　堯至	岡田　博達	岡田よし子	岡田　義久	織岡　保一	柏原　正民
北尾　龍俊	木南　弘	木村　新次	木村　卓二	履輪　敏子	履輪　朋子
黒田　梅吉	小阪作兵衛	小寺武四郎	阪口　剛	坂本勝比古	薩谷　博
志井　正夫	志井　保治	芝切　義寛	徐　元洙	大仁　勲	高橋　一樹
田辺　眞人	寺田　好雄	冨永喜代子	中井　昌子	永井　正治	永井　幸雄
中田　明	中田房次郎	永田　健	西村　豪	西谷地晴美	長谷川一郎
原　友子	深見　貴成	福井　喜子	福永　正子	古澤喜代司	ベーカー吉野明子
前田　一雄	桝田　房枝	増谷　一夫	松尾仁兵衛	松下　正和	松田　直一
松田　博允	森光　研治	吉村　露	吉村　康雄	吉本　昌弘	松井　美子
深山　健二	深山　鉄平	山形　政昭	弓場　隆文	横田　冬彦	渡部　壽

＜協力機関一覧＞

芦屋市立美術博物館／芦屋市教育委員会／尼崎市立地域研究史料館／伊丹市立博物館／稲荷神社／魚崎財産区管理会／魚崎八幡神社／大阪国際平和センター／関西国際学園／関西大学図書館／北畑財産区管理会／宮内庁書陵部三の丸尚蔵館／黒川古文化研究所／神戸市教育委員会／神戸市行財政局管財課／神戸市東灘区役所／神戸市文書館／神戸市埋蔵文化財センター／神戸市立中央図書館／神戸市立博物館／神戸市立本庄小学校／神戸新聞社／神戸新聞総合出版センター／神戸大学海事科学部／神戸大学大学院地域連携センター／神戸大学文学部／国立公文書館内閣文庫／国立歴史民俗博物館／西林寺／正寿寺／宝塚市立中央図書館市史資料担当／たつの市立龍野歴史文化資料館／東京市政専門図書館／豊中市教育委員会／西宮市役所／西宮市立郷土資料館／日本バイエルン／兵庫県教育委員会／兵庫県県政資料館／兵庫県立考古博物館／兵庫県立歴史博物館／保久良神社／マルカン酢／無量寺／本住吉神社／山口県文書館／若林泰氏を偲ぶ会

＜執筆者＞

第１章	森岡秀人
第２章	坂江渉
第３章１・２節	栗山圭子　　３節　市澤哲　　４節　森田竜雄　　５節　家塚智子
第４章１節	大国正美　　２～４節　石川道子・大国正美・（貨幣史）永井久美男
第５章	奥村弘・（漁業史）洲脇一郎
第６章	尾崎耕司・（漁業史）洲脇一郎・（村会議員選）佐々木和子・（村長・村政）大国正美・（船員教育）杉浦昭典・（土地区画整理）森光研治
第７章	佐々木和子
第８章	尾崎耕司・（漁業史）洲脇一郎・（本庄山売却）太田垣正雄・（財産区）大国正美
第９章	川島智生
歴代村長一覧	大国正美
監修	道谷卓・大国正美

史料写真の撮影は主に藤川祐作が担当した。筆者と大国正美が担当した場合もあるが個々の記載は省くのを原則とした。ただし著作権や所蔵者の権利などを明確にする必要がある場合などは撮影者を明記した。また第３章、第５章、第６章、第８章に大国が一部加筆した。

本庄村史　歴史編

－神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ－

5000円（税込み）

2008年２月21日

編集・発行　本庄村史編纂委員会
神戸市東灘区深江本町３丁目５番７
神戸深江生活文化史料館内
TEL　078－453－4980

印刷　田中印刷出版株式会社
神戸市灘区岩屋中町３丁目１番４号